編纂主任
慶應義塾大學教授
法學博士
瀧本誠一
慶應義塾大學教授
產業研究會長
向井鹿松

日本產業資料大系 第十二卷

昭和二年三月刊
中外商業新報社

日本產業資料大系第十一卷

目次

第七篇 制度政策

古籍の部

記錄の部

補遺

木材及薪炭の生産費調査書……一二〇九

第七篇 制度政策

古籍の部

明治年間米價調節沿革史

本篇は、大正四年大隈内閣當時激落した米價調節策として正米買入實行の爲め大藏省理財局に米價調節掛が新設された際、當時其掛に在勤中の殖田事務官が編輯に着手し、稿未だ成らざるに同氏は門司稅關に轉任を命ぜられたが、轉任先に於ても同氏は其調査を繼續してゐた。其後大正七年米價暴騰して米價調節論再燃するに及び理財局は同氏に調査の速成を請ひ稿成るに及んで大正八年十二月印刷に付して「明治年間米價調節沿革史」と名づけたものを全部收錄したものである。尙附錄の參考書は同局で大正八年十一月に印刷したものである。

明治年間米價調節沿革史

第一章　總　說

狹義（第一種）の米價調節策と
廣義（第二種）の米價調節策

明治の四十有五年間を通じて政府が直接間接に米價の調節を目的として行へる施設は頗る多しと雖も大別して二種と爲すことを得。卽ち其の一は政府自ら米穀需給の衡に當りて行ふ處にして、或は狹義の米價調節策と名くることを得べく、其の二は卽ち之に屬せざる凡ゆる施設を總稱するものにして、前者と合して廣義の米價調節策を爲すものと云ふことを得べし。

米價調節時代（前期）と
米價放任時代（後期）

之を沿革的に觀察するに亦二箇の各特色を有する時代に分類することを得。卽ち第一期は明治二十三年以前の前半期にして、其の第二期は明治二十四年以降の後半期なりとす。而して前期は第一種の米價調節策を中心として、之に配するに第二種の施設を以てし、兩種の施設が最も頻繁に實行せられたる時期にして、假りに米價調節時代と稱することを得べく、反之後期は第二種に屬すべき施設が數回行はれたる外狹義の米價調節策は全然之を存せず。然かも前期に比し米價調節的施設と目すべきもの甚だ乏しきが故に、之を米價放任時代と名くるも敢て不當に非ざるなり。隨て本沿革史に於ては記述の範圍を便宜前期卽ち所謂米價調節時代の二十三年間に限れり。

〔明治年間米價調節策の特徴〕　今明治年間の米價調節を其の大體に就て通觀するに、其の後期は暫く措き其の前期に於ける政府の米價調節策は經濟上純粹に物價調節の目的のみを有するもの甚だ稀にして、常に國家財政上の見地を脫せざるやの感あり。卽ち地租改正事業の繼續せる間は政府の米價調節策も多くは此の事業の完成を容易ならしめんとするの趣旨に出でたりと云ふも過言に非ず。又此の時代を通じて無慮三百數十萬石の米穀を海外に輸出せしは其の目的米價の調節に在りしは勿論なりと雖も、之と共に海外に正貨を吸收するの手段に供せしものなることも亦明かなり。

〔廢藩置縣前の米價調節〕　地租改正が未だ具體的問題とならざりし廢藩置縣以前に於ても素より政變、不作、不換紙幣の膨脹等の原因によりて、米價著しく昂騰せしに當り政府の米價調節的施設として、例へば外國米の輸入、米穀回漕の禁止、米穀の鎖津竝に買占の禁止、造酒高の制限、米穀の拂下或は回漕等實行せられたるも、當時は未だ郡縣の制も名のみにして既に封土を奉還したる舊藩主が依然知藩事として藩政を司れる時代なりしを以て、中央政府の直轄する處は僅に舊幕府の直轄地及び維新の際沒收したる諸藩の領地を合したる所謂公領に止り、直接其の權力の及ぶ範圍甚だ大ならず、隨て是等の施設も亦其の規模頗る小にして多くは所謂賑恤に類するものに過ぎざりき。

〔地租改正と米價調節〕　上述の如く明治年間の米價調節は地租改正の事業と頗る密接の關係を有するが故に先づ地租改正事業の大體に就て略述するの必要あり。抑維新當時の租稅制度は舊幕府時代の夫れを其の儘繼承せ

るものにして、全然地租を中心として形成せられたるものと云ふ可く、地租以外の租税と名く可きものも其の數に於ては頗る多かりしも、是等は單に紛亂錯雜を極むと云ふの外收入の點等より觀れば殆ど論ずるに足るもの無く、要するに地租即ち全租稅にして地租偏重の弊甚しく、農民單り過重の負擔に苦しめり。且つ同じく地租と云ふと雖も各々地方に依りて其の制度を異にせるを以て、孰れの點より觀るも負擔の權衡を得ざること實に思ひ半ばに過ぐるものあり。而して地租は直に收穫物即ち米穀を以て納付するものなるが故に勢ひ國庫出納の客體は米穀ならざるを得ず。然るに米穀は容積粗大にして其の徵收、運搬、保存等に多大の勞費を要し、其の性質上缺減多くして長期の貯藏に適せず。加之財政上に於ては其の支出に際して更に貨幣と交換するの煩あり。然も價格の變動常に甚しきを以て豫算の確實を期すること能はざる等種々の點に於て大なる缺點を藏し、到底貨幣經濟の時代に於て行ふ可からざる制度なることは言を俟たずして明かなり。蓋し如斯き貨幣經濟時代以前の遺物たる實物納付制度が近年に至る迄存續したるは頗る興味ある事實なりと云ふ可し。されば租稅制度を根本的に革新し、之に組織と統一とを與へ、米納に更ふるに金納を以てすることは政治上に於ても財政上に於ても喫緊事に屬し、且つ比年膨脹せんとする國家の歲出に應ずる上に於て殊に急務なるは識者の夙に認めし處なりしも如何せん、因襲の久しきと中央政府の基礎未だ鞏固ならざるとは、遽かに租稅制度改革の斷行を躊躇せしむるものあり。姑く幕府の舊慣を維持して時機の到來を待ちつゝありしが、明治四年七月廢藩置縣斷行せられて全國の統一成るや、政府は直ちに

之が調査に着手し、明治五年一月先づ從前地税を免除せられし東京府に地劵分一税を施行し、續いて全國一般の市街地に普及せしめ、以て田畑等の農業地と權衡を得せしめ、翌二月には所謂地所永代賣買の禁を解きて完全なる土地所有權を認め、又從前頗る制限せられたる所謂作物勝手作を差許す等著々之が基本的改革を實行し、而して税制改革の眼目たるべき米納の廢止に就いても可及的將來の實行を容易ならしめんが爲めに既に其の以前より陸田の正租、雜租、六尺給米、小物成等從前。米又は雜穀を以て納付せしめしものを時價に依りて金納に改め、或は運輸の難易を酌量して租米の金納を許し、更に金納を申請するものには總て之を聽し、更に又所謂定安石代の舊慣は全く之を廢止する等豫め其の方針を以て進み、遂に明治六年七月に至り太政官布告第二百七十二號を以て地租改正條例の頒布を見ることを得たり。卽ち之に依りて古來の田畑貢納の法は悉く之を廢止し、新に全國の土地を丈量して官民有の區別を明かにし、各所有者に地劵を下付し土地の收穫と金利とを參酌して地價を定め、其の百分の三を地租として每年一定の税額を貨幣を以て納付せしむることを規定せるものにして、眞に我國租税史上空前の大變革にして又新なる租税制度確立の根柢を定めたるものと云ふを得べし。政府に於ても其事業の重大なるに鑑み明治八年三月大藏內務兩省の間に地租改正事務局を設置し、地租改正に關する一切の事務を管掌せしめたるが、翌明治九年三月には大藏省出納條例を制定して同年四月以降國庫出納上の米穀を廢止するに至り、爾後其の事業大に進捗し明治十四年に至りて地租改正事務局をも閉鎖し、越えて明治十七年三月新に地租條例を制定し、地租

改正條例其の他地租改正に關する法規は凡て之に統一し、且つ其の內容も亦大に改善せらるゝに至り、之によりて地租改正事業は一應の結末を得たり。然れども此の事業に着手の當初と其の後十年以上經過せる當時とは經濟上其の他諸般の情況に多大の變化を來せるを以て、當初定まれる地價と現實の地價との間に非常の差違を生じたるのみならず、當時米價頗る低落したる等の事由に依り、更に地價を是正するの已む可からざるに至り、明治十八年以降四年間全國に亘りて地坪調査を施行し、尋で明治二十二年八月公布の所謂特別地價修正法に依り田畑の地價約一億二千九百萬圓、之に對する地租約三百二十四萬圓を減額するの結果を得たり。卽ち所謂改租に關する維新以來の懸案は漸く全部解決を告げたるものと云ふべし。

地租改正事業の經緯大略以上の如くなるが、此の租稅制度の變革就中其の樞軸を爲せる米納の廢止に依りて從前政府の双肩に在りし米穀を貨幣と交換するの勞費と危險とは悉く移つて農民の負擔に歸するに至りたるが故に、之が爲めに國民經濟上に及ぼせる影響も亦甚大なるもの有りと云はざる可からず。殊に過渡的時代に於て可成く如上の負擔を輕減し、且つ其の激變を緩和するの最も緊要なるは識者を俟たずして明かなる處にして、明治年間の米價調節策が殆ど全く地租改正事業の進行に隨伴し、恰かも形影相添ふが如き觀ある蓋し宜なりと云ふ可し。

根本的米價調節策 斯るが故に地租改正を斷行するに當りては先づ之と呼應すべき根本的米價調節策無かる可からず。卽ち明治六年七月地租改正條例の公布に續いて同じく太政官布告を以て同年八月一日を期し、斷然

我國古來の制禁たる米麥の輸出を一般國民に向つて開放せること是なり。之より先き既に政府部内に於ては地租改正を實行する以上、米麥の輸出解禁は必然の要求なることを主張する者あり。偶々廢藩置縣の結果、各藩の保有せし巨額の米穀一時に政府の領收に歸するや、政府は之を好機會に先づ自ら海外輸出を試み以て海外需用の景況を探り、且つ財政困難の折柄之によりて海外に正貨を吸收するに若かずと爲し、明治五年初より明治七年初に亘り無慮百十數萬石の米穀を海外に輸出せり。實に空前の壯擧にして又一大英斷と云ふべし。然るに米麥輸出を解禁して未だ幾何もなく翌七年八月再び之が禁止を見たりと雖も、是一に同年佐賀、臺灣等の事變の後、米價騰貴の趨勢甚しきを懸念したるが爲めにして、其の翌八年四月直ちに此の禁を解き、爾後明治年間に於て再び輸出禁止の事實を存せざるなり。然れども日本米が特殊の性質を有し且つ我國民が日本米に對して特殊の嗜好を有する限り、單に其の輸出を自由ならしむることに依りて直ちに日本米を世界的商品と爲し、我國に於ける米價の決定を世界的ならしめんことを期するは今日の實際に照し殆ど空想に近きが如し。然かも古來の制度の如く自ら其の範圍を限局するの一層不可なるは言を要せざる處にして、當時に於ける米價調節策として米麥の輸出解禁は理論上最も根本的の措置たるを失はざるなり。

（二）第一種の米價調節策　既に米價調節の自然の基礎は定められたりと雖も、未だ一般に外國貿易の何たるかを解せざる當時に於て之が活用を國民の自發的活動に俟つことの甚だ迂遠なるを思ひ、政府は乃ち上述の大輸出

の經驗に鑑み爾後常に自ら米穀（少額の小麥も併せて）の海外輸出を實行し、明治十一年以前は單に貯蓄米として明治十一年常平局開局後は常平局に於て、又明治十五年常平局廢止後に於ては準備金輸出品部なる名稱の下に明治二十二年之が廢止に至る迄殆ど每年政府の輸出米を存せざることなく、其の總數量は明治五六年の分を合して實に三百七十餘萬石の巨額に達し、單に損益計算上に於ては其の結果多くは政府の損失に歸したるが如きも、米價調節てふ本來の目的の上に於て又海外に正貨を吸收したる點に於て貢獻したる効果に頗る大なるもの有りしこと疑ふ可からざるなり。

政府が海外輸出を試みたる當初に於ては其の自ら保有せる米穀を以て之に充てたること勿論なるが、米納廢止後に在りては海外輸出に充つべき米穀は之を他に求めざる可からざるが故に、海外輸出に應じて政府は又年々巨額の米穀を買收せり。或は他の觀察を以てすれば、米價低落の際之が調節の目的を以て政府が、各地に買收したる米穀を海外に於て處分し、以て米價調節の趣旨を全からしめたるものと考ふることを得べく、要するに米穀の海外輸出と國内の買收とは米價調節の手段として互に表裏を爲せるものと云ふ可し。

然れども米穀を國内に買收せるは單に海外輸出の前提として行はれたるに止まらず、米價騰貴の際、其の騰貴著しき地方に供給を潤澤ならしめんが爲めに、政府自ら比較的低價の地方を求めて買收を行ひ又は將來の暴騰を慮りて豫め政府の米廩を充實せんが爲めに買收を行ひたる事實も亦尠からず。是等の事實は

所謂米價調節時代の第三期即ち明治七八年頃及び第五期即ち常平局時代等に於て多く見る處にして、之によりて屢々政府が米穀を國內に賣却したる事實を存するは亦自ら明かなるべし。

日本米の市場を世界に向つて開放し、以て米價調節の基礎を確立すると共に政府率先して米穀の海外輸出を實行せしこと上述の如くなるが、一方に於ては國民必須の食糧を單に海外の供給に依賴するの甚だ危險なるを唱へて往時我國に行はれたる社倉、義倉或は常平倉等の如く米穀貯藏の制度を復活せんことを主張するものあり。地方に於ては又從前何等據る處無くして實行せられたる買收、輸出、賣却等の諸種の米價調節的事業を統一するの必要存したりしを以て即ち明治八年八月政府は貯蓄米條例八ヶ條を制定し、政府の米價調節策は一の組織的制度たるに至れり。

而して如斯き組織的制度の下に各種の米價調節策を實行せんとする以上、巨額の運轉資本を必要とするは固より、專ら之が實施に當る可き機關の存在を要するも亦當然にして、殊に地租改正事業の進捗に伴ひ米納殆ど其の跡を絕ち、明治九年三月大藏省出納條例の制定によりて國庫の出納上米穀を廢止せらるゝに及んでは、米價調節策を一層盛んに行はしむるの必要を感ずること切なるものあり。即ち明治十年一月貯蓄米條例の趣旨を更に擴張して所謂常平局の設置を見るに至りしが、偶々西南事變の勃發せるに妨げられて直ちに開局するの運びに至らず、漸く翌十一年七月初めて其の活動を開始せり。然るに常平局が三百萬圓の資本金を擁して其の任務の遂行に着手するや、時恰かも西南戰役後に於ける我國空前の經濟界激動時

代に會し、活躍頗る努めたりと雖も惜むべし、未だ準備全からざるに此の激渦中に投じ、徒らに奔命に疲るゝのみにして充分其の機能を發揮すること能はず、只管將來の効果を期待したりしに政府は別に考ふる處ありて明治十五年末遂に開局後僅かに四星霜を閲したるに過ぎざる常平局をして閉鎖の已む無きに至らしめたり。

然れども之が爲めに政府の米價調節策は全然廢絶に歸したるものと解す可からず。否、常平局廢止後の數年間こそ米價非常に低落し却て一層其の必要を感じたる時期にして、常平局其のものは閉鎖せられたるも、其の活動の實質に至りては依然として存續し、乃ち救荒貯蓄の趣旨は新に制定せられたる備荒儲蓄法によりて一層確保せられ、米穀の海外輸出亦準備金輸出品部の名の下に從前に異らず大規模に經營せられたるなり。

明治年間の米價調節は主として米價昂騰を目的とせるものなりし關係上、米穀の海外輸出は盛んに實行せられたりと雖も、其の輸入の實行せられたる事實は甚だ稀有にして、明治二十二年以前に在りては唯だ僅かに明治二年に於て所謂南京米二萬七千袋の輸入を存せしのみなるが、明治時代も既に二十年以上を經過し、漸く時勢の變化せる結果政府も從前盛んに實行したる各種の米價調節策の殆ど無用なるを認め、明治二十二年に至り凡て之を廢止したるに當り、恰かも其の翌二十三年に於て前年非常の不作の爲に米價俄に暴騰し、久しく米價の低きに慣れたる當時の事とて朝野の狼狽甚しく、政府は備荒儲蓄法の中央儲蓄金

を利用し、自ら外國米三十有三萬石を輸入し之を以て米價昂騰の勢を挫き却て一層低落せしめたるが如きは從前の米價調節策と全く其の趣を異にし、頗る興味ある事實と云ふ可く、明治年間の米價調節史上掉尾の活躍にして又最も成功せる施設の一なりき。

第二種の米價調節策　以上各種の米價調節策は悉く政府自ら米穀需給の衝に當りて之を實行したる處にして、又明治年間の米價調節的施設の殆ど大部分を占むるものなりと雖も、明治時代に於ては如斯所謂第一種の施設以外に米價調節策として擧ぐ可きもの存せざりしと爲すは亦誤れること前述の如し。卽ち地租改正條例の制定に續いて行はれたる米麥輸出の解禁又は禁止は素より明治初年の米穀回漕の禁止、鎖津並に買占の禁止、造酒高の制限等の外或は代米納及び預り米制度を設け、或は地租納期の繰下若くは繰上を行ひ、或は米商會所に干渉を試みて米穀の定期取引を停止し若くは外國米、特種米代用を强要したるが如き是等各種の施設常に並び行はれたるなり。地租の減率例へば地租改正條例に百分の三と定めたる稅率を明治十年一月百分の二分五厘に減率したるが如きも亦農民の負擔を輕減せんとする趣旨に於て他の諸種の米價調節策と其の目的を同じくするものにして、直接米價の調節を計りたるものに非ざるが故に之を米價調節策として論ずる能はざるのみ。

後期の米價調節　而して明治時代の後期約二十二年間に於ても全然米價の調節を目的とせる施設の存せざりしに非ざりしこと前述の如くにして、例へば米穀取引所に對して干渉を試み或は米及籾の輸入稅を低減し、

或は或る種の米穀に對して鐵道運賃の割引を實行したるが如き卽ち是なり。米穀取引所に對する干涉就中立會停止（三期の停止又は孰れか二期の停止）又は營業停止は屢々行はれたる處なるも、特に賣買不穩に陷りたる際相場の激變を防ぐを直接の目的とするもの多く、之に依りて一般的に米價の調節を計れるは至つて稀れなり。之に反し定期取引に外國米或は臺灣米、朝鮮米の代用を强要したるは（明治三十一年一月より外國米を、明治四十四年八月より先限に臺鮮米を、明治四十五年六月新甫より同じく臺鮮米を代用）主として米價の呼價を低下せしめんとするに在りて相應の効果を得たるが如し。米及籾の輸入稅は明治三十七八年戰役の際非常特別稅法施行の結果明治三十八年七月以降從價一割五分を賦課することゝなり、翌三十九年十月よりは關稅定率法に依り其の稅率每百斤六十四錢と定め、更に明治四十四年七月十七日より每百斤一圓に收められたるが、關稅定率法は其の第六條に於て凶作の場合に於て期間を指定し每百斤四十錢を限度として之を低減することを得る旨の規定を存するを以て每百斤一圓に引上げたる同月末直ちに之を同年九月末日迄六十四錢に低減し、翌四十五年五月再び之を同年十月末日迄四十錢に低減したる如きは當時の米價暴騰に對し上述の臺鮮米代用と共に最も有効なる米價調節策として實行せられたるものなり。又或る種の米穀に對する鐵道運賃の割引とは卽ち明治四十五年七月より二ケ月間細民施米及び原價賣下米に對し鐵道運賃の五割減を實行したるを指すものなれども、其の効果云ふに足らざるは勿論なり。卽ち後期の米價調節策は大體上述せる處によりて盡くせりと云ふ可く其の規模小にして其の施設の微溫的なる、

加之其の効果殆ど睹る可きもの存せざる等之を前期の夫れに比して到底同日に論ずること能はず。是即ち此の時代を以て前期に對し米價放任時代と稱する所以なり。

（米價放任の理由）而して此の後期に於ても我國民經濟は明治二十七八年、同三十三年、同三十七八年の三大戰役に遭遇し米價變動の大なりしは敢て前期に劣らず、却つて昂騰の趨勢顯著なるに拘はらず政府の米價調節策如斯不振なりし所以を考ふるに凡そ左の四個の理由に歸すべきものゝ如し。乃ち第一、立憲制度の確立と共に帝國議會開設せられ恰かも明治二十三年末以降毎年之が開會を見るに至りしかば、其の開設以前に於ては政府は何等顧慮する處無く、其の是と信ずる所の政策は苟くも之を實行するに躊躇せざりしに反し其の開設以後に於ては即ち然らず。政府は豫算に立法に事毎に議會の制肘を受けざる可からざるに至りしを以て、米價調節の如き殊に臨機應變の處置を必要とするの施設は之を行ふに頗る困難となりしこと。第二、當時所謂自由思想大に發達し經濟上に於ては自由放任主義の思想が一般の頭腦を支配しつゝありしこと。第三、我國財政經濟事情の大に變化すること換言すれば國民經濟の發達は從前我國民經濟を支配したる農業の勢力をして著しく縮少せしめ隨て國家財政の進歩と共に租税制度上地租の地位を著しく低下せしめたる事實は前期の如く米價の調節を緊要とせざるに至りしこと。第四、後期に於ける米價は一般的物價騰貴の大勢に伴ひ主として騰貴の趨勢を持續せるが故に前期に於るが如き米價昂騰策は其必要を認めず、且つ其低下策も單に米價のみに就いて行ふこと頗る困難なりしこと等にして就中最後の二點は最も重要な

る理由なりと信ず。

第二章　沿　　革

第一節　第一期（明治元年乃至明治三年）

第一款　米價の概況

〔米價の概況〕明治維新當初の三年間に於ける米價の狀況に就ては特に便宜の爲め東京の米價を中心として略述せんに、維新前慶應の末年に於ては全國各地に頻發せる政治的變動、之に伴ふ產業の萎靡竝に運輸交通の杜絕等に因り一般に米穀の供給頗る圓滑を缺きたる結果、江戶の米價の如きは殊に高價なりしが德川幕府瓦解し明治維新の世となりて後も伏見鳥羽の戰爭に續いて東北諸地方の風雲尙ほ穩かならざるものあり。官軍東に向つて出動するに及んで江戶は全く恐慌に陷り、人心の不安甚しく財產を捨賣するもの續出し、商取引は中止し金融は閉塞する等百事殆ど荒廢し、高價なりし米價も忽ち非常の低落を告げ明治元年一月平均五圓四拾錢より三月に至りて平均三圓七拾錢となれり。然るに幾何もなく干戈收まり、維新の大事業漸次緖に就くに從ひ人心亦靜穩に歸し、米價も漸次恢復し來りしが、恰かも當年の氣候不順にして諸地方に水害の風聞あり。加ふるに政府は出師征討の費用は素より諸藩の改革を遂行するが爲に一時の應急手段として盛に不換紙幣（卽ち太政官札一名金札）を發行し、隨て紙幣の價格をして著しく低落せしめた

る結果は却て更に米價の昂騰を誘致し、同年七月は遂に七圓九拾錢に激騰せり。而して八、九、十の三ヶ月は常に七圓臺を維持し、年末に近きて稍々降下したるも十二月は尚平均六圓五拾錢を保てり。

翌二年に入りては再び騰貴を始め、一月平均七圓四拾錢を告げ之を當年の最低として漸次に昂騰の勢を加へ四月八圓、六月九圓三十錢、十月遂に十圓七十錢に進みたり。然るに其の以後一時不振の狀を呈したりしが、翌三年一月は更に十圓六十錢に反騰し、三月に至りては前年十月を拔くこと十錢にして十圓八十錢の平均に達したり。蓋し如斯高價は爾後明治十二年に至る迄嘗て其の例を見ざる處なり。

然れども幸ひなるかな、之を絕頂として翌月より俄かに低落步調となり、途中多少の波瀾は存せしも八月九圓四十錢、九月七圓六十錢に迄下り十月八圓四十錢に跳返へしたりと雖も是一時的現象に止まり、翌十一月再び激落して七圓四十錢に、其の翌十二月は一層下りて七圓二十錢に達し、翌年に至るも尚此の趨勢を持續して些しも變ずること無かりき。要するに明治元年後半より同三年前半に至る約二ヶ年に亘る米價の非常なる騰貴は其の原因維新後一般經濟力の恢復、米作の不良並に不換紙幣の濫發に在ること既に述べたる如くなるが、就中最後に擧げたる原因は最も重大なりしもの丶如し。而して維新當時海陸の交通著しく澁滯して米穀の集散頗る滑かならざりしことも原因の一として數ふることを得べし。騰貴の原因如斯きが故に隨て低落の原因も亦紙幣價格の恢復、明治三年に於ける稀なる米作の順境、並に機を見るに敏なる外國商人等の外國米即ち所謂南京米の大輸入等に存せりと云ふべく、交通路の安全と發達亦與て力あり

しもの丶如し。然り而して紙幣價格の恢復は、政府の努力の結果に出づるものなること勿論なりと雖も是政府が直に米價の調節を目的として行ひしに非ざるは素より明かなるのみならず、後に述ぶるが如く政府の直接米價の低落を目的として實行したる各種の米價調節策例へば外國米の輸入、外國船に依る米穀回漕の禁止、米穀の鎖津竝買占の禁止、造酒高の制限等は孰れも其規模小に過ぎ其の效果如何を疑はざるを得ざるなり。尚以上の外當時政府は米穀の相場取引を以て全然空取引に流るゝものなりとして絶對的禁壓を實行したるは、一見米價調節の目的に出でたるものゝ如くなるも、其實一時的禁止に非ずして相場取引其のものゝ存在を認めざらんとするものにして、其結果米價に影響を與ふると否とは固より問ふ處に非ざりしが如し。

米穀取引機關の狀態

終りに米價問題に關し最も密接の關係を有する米穀取引機關の狀況に就いて更に一言せんに當時の政府も公正なる物價の必要は固より之を認めざるに非ざるも、唯だ空取引に流るゝ投機的取引は最も有害無益なりとして飽く迄絶滅するの方針に出でたるものにして、東京に於ては江戸時代より存在せし空米帳合と稱する一種の投機取引の再び跋扈せんとする兆あるを見るや直ちに之を禁止し、又大阪に於ては幕府の末年より米穀の集散殆んど杜絶し、米穀集散の中央市場として我國財界の覇者たりし昔日の盛況又觀る可からざるに至り、隨て彼の文久三年以來の沿革を有する堂島石建米取引の如きも亦殆ど廢滅の姿なりしが、明治元年の後半米穀騰貴に向へるに當り、之が挽回を計らんとして堂島の商人等再び米相場

の立會を開始したるに、是亦翌二年四月を以て（或は二月とも云へど明かならず）嚴禁したり。加之公正なる物價決定の任務を有し、實米の賣買を標榜して政府の保護の下に設立せられたる東京開商社も其の行ふ處、事實定期米卽ち空取引に流るゝの故を以て明治二年末又東京府の停止する處となれり。斯して東京大阪等に於ける定期米取引は絕對に禁止せらるゝに至り、却て米穀の賣買標準無きに苦しむ程なりしが玆に米國人ウェンリートなる者あり、政府の准許證書を得て東京築地に一の會市場を設け艀載米の豫約賣買なりと稱して內外の商賈を集め、盛に直（三日）及び定期（一ケ月限）の空取引を試み、政府の禁令等は少しも顧みる處に非ず。其の弊害日々に甚しきを以て之を禁止せんと欲すれども、事外國人に關するを以て俄かに斷行すること能はずして徒らに一米國人の跳梁を傍觀するの外無かりしが、我商人中にも之に倣ひ定期米取引所の創設を企圖するものあり。卽ち明治三年七月東京の商人須賀川某等、次で同年十二月大阪の商人武富某等所謂正米延取引の名義を以て米會所の創設を大藏省に請願し、政府も遂に實情已むことを得ず對取引所意見を飜へして、明治四年四月東京、大阪兩地に米穀相場取引市場の公許を斷行せり。玆に於てか卽ち米穀の相場取引復活するに至り東京に於ては東京商社（東京開商社なり）之に當り、大阪に於ては新たに堂島米會所設立せられ、爾後是等に倣ひて米會所の設立を出願するもの各地に續出し、以上の外名古屋、桑名、大津、京都、兵庫、松山、岡山、博多、熊本、新潟、高岡及び酒田等の米穀集散地には悉く之を見ざる無きに至れり。然れども之によりて我國に於ても取引所なるものが經濟上不可缺の機關た

ることを略々認めらるゝに至りしのみにして、未だ一定の組織的制度たるには至らず。是が發達は猶數ヶ年の歳月を要したるは已むを得ざりしなり。

第二款　米價に關する施設

外國船による米穀回漕の禁止

明治元年の後半期米價騰貴に向ふや、各地兵禍水災の後なるを以て政府は大に之が影響を患ひ、當時沿岸貿易は專ら外國船の行ふ處にして、大規模の運送は主として之に據りしかば、先づ外國船に依り米穀の輸送を禁止せば卽ち大規模の買占を妨げ、又一時に多量を他地方へ輸出して却て其の地方甚しく缺乏するを防ぐ所以なりとし、且つ之が爲めには外國人の取締を嚴にするの必要を認め、元年七月十日政府は各國公使に通牒して曰く、

今春以來畿內各地干戈騷擾之に加ふるに風雨洪水田圃を傷け殆ど數十萬石の土地を墊沒するに至る。想ふに秋穀豐熟せずして萬民の饑に艱むは推して知るべきなり。抑も米穀は斯民の賴て以て生命を繫る所のものなれば億兆を主宰する政府にして豈之が豫防を爲さゞるを得んや。因つて今後我國人の外國船舶を以て某港より某港に米穀を漕輸せんと要する者あるも、政府の准許を得るに非ざれば則ち發錨するを禁ず。若し夫れ米穀の饒溢する時に當り此地方の米穀を彼地方に轉移し有無相通じて以て人民の食料を得るに便ならしむるは卽ち是れ萬國の公法にして所謂有餘を移して不足を補ひ以て造化の妙用を贊け萬民の生理を助くるものにして固より事に妨ぐる無しと雖も、非常の災厄に際し國民の急を濟ふの權道を

以て米穀の輸出を停止するは實に已むを得ざるの措置に出づ。請ふ各位の事情を諒察して各港在留領事官に此の事旨を速報するを。

而して此の趣旨により外國官副知事東久世通禧更に各國公使と協議を重ねたる結果將來の措置を明確にせしこと左の如し。

第一、內國粮米の匱乏なるに會はば日本政府は特に米穀を外國船舶に搭載して他の開港場に漕輸するを禁止す。但其時に當ては必ず二月以前に豫め各港在留領事官に報告す。

第二、此の禁令は一時の急を救ふが爲めなるものなるを以て、忽ち內外國人の商業に影響するや知る可し。故に稍國民の蘇息するに足るを視ば速に解禁せん。

第三、今回の禁令の如き業已に二月以前に報告するを得ず。因て本年七月二十五日より八月十六日までの二十一日間は禁糶の限內に在らざる者と爲し此の間に神戶、大阪の二港より米穀を外國船舶に搭載して他の開港場に漕輸するは都て便宜に委す。

而して最も問題となりしは米穀の主產地にして、然かも開港場たる新潟港を有する越後の國にして二年六月二十三日同國內に封地を有せし各藩に對して、以後外國船舶を以てする米國の輸漕は縱令各自の從前より貯藏せるものと雖も必ず認許を要することを命じたり。當時の行政官達左の如し。

越後之國所領有之面々圍米廻漕の爲め外國船相雇ひ新潟入港致候處追々農商の米穀買込輸出致候輩有之

甚以下方之難儀を醸し候趣右國中は昨夏大に水害を蒙り當秋迄の民食取續無覺束に付國中限り賣買可致旨兼而布告も有之通り旁以向後圍米にても外國船を以て回漕致候節は同府へ屆出免許の上可取扱總而私に積出之儀堅く被差止候旨被仰出候間相達候事

之と同時に、越後國に封土を有せざる他の諸藩に對しても、外國船を雇入れ、開港場外に運輸するを許さず。又一般に開港場以外の他港へ回送する者は、積荷を沒收し、過料千兩に處す可き旨を命じたりと云ふ。

右の如き命令を發したりと雖も、輸送に從事する者は外國人なるを以て充分に其の效果を擧ぐるを得ず越後國產米にして密かに他地方へ輸送せらるゝもの尠からざりしを以て、民部省は二年十二月更に元年七月訂約の趣旨に從ひ越後產米の輸送は絕對に禁止する旨を各國公使に通じたり。

以手紙致啓上候然者越後國之義者一體米穀多產之地に候得共昨春已來干戈之害を被加之未曾有之水害に而本年も打續氣候之爲尙一層之不熟と相成民口之食料來歲秋稔迄取續も出來がたき（不明）に付夫々點檢爲及候處此後官より其民口に應ずる丈之貯を計りて出米致させ不申候而者終に北越數萬之生命に關係致し候重大事件に候間客歲我七月中東久世中將各國公使へ御面晤之砌及御約束候通米積出之義者差留申度候間此書翰御落手後新潟在留の貴國人民へ御布告相成候日より二ヶ月之後は各積出方差留申度候云々

之と同時に外務大小丞の連署を以て蘭、瑞、白、丁、魯、伊、澳等の各國領事に對して同一の趣旨を通

牒せり。

——米穀の鎖津並に買占の禁止——　以上の如く一方一地方に於ける米穀が一時に多量の缺乏を來し、或は容易に大規模の買占の行はるゝを防ぐが爲めに外國船による米穀の輸送を禁止せりと雖も、他方に於ては又過剩の米穀を徒らに地方に堆積せしめて有無相通の道を妨げざらしめんが爲め、既に元年七月十二日諸府縣に左の意味の布告を發したるが、

（前略）米價倍々騰貴し諸藩鎖津をなし奸商買占等を專にせば窮民に困難一方ならず因て米穀の流通を謀り鎖津買占等の所業を禁じ救荒の備をなすべし云々

二年十月再び太政官布告して曰く、

諸藩私に管轄内の米穀を權束する有れば則ち三府其他の地方人民爲めに困難を受くるを免れず然るに間く頃日私に權束する有りと擅恣も亦甚し、其れ宜しく海外一家遐邇同視の朝旨を承體し自在に米穀を輸賣せしむべし

と。一方に輸送を禁じ他方に却て之に反す、一見矛盾せるが如しと雖も運輸交通の機關殆ど備はらざる當時に在りては、蓋し當然の施設と云はざる可からず。

——米穀回漕策と明治元年の米穀買收——　如斯く當時の情況に適切なる方策を施すと共に、政府は又實際米穀缺乏の地方へは豐富なる地方より運輸せしめたること屢々にして、現に仙臺藩をして東武地方、加賀藩をして函館地方へ米

穀其他の穀物を運輸せしめ、又元年九月龍駕東幸の際の如き戰後疲弊の市民を賑濟せんが爲めと稱して、熊本、福岡、久留米、佐賀、柳川及中津等米穀豐富なる九州の六藩に命じて米六萬二千石を買收して東京に回漕せしめたるが如き是なり（實際東京に回漕して賣却したるものは二萬三千六百三十九石なりしと云ふ）。

當時の太政官令達に曰く、

今者東幸して普く蒼生を綏撫せんとす。因て其賑恤に供備する爲に別款の米穀を收買す六藩協議して速に東京に輸送すべし云々。

名は賑恤に供備せんが爲めなりしと雖も、實際當時東京に米穀缺乏したるは顯著なる事實にして、之が缺乏を緩和するの手段たりしは疑ふ可からず。當時東京に米穀缺乏の情況は「當辰年御年貢米御藏着相減候ニ付見込ノ趣申上候書附」及び「東京ヱ御廻米等ノ儀申上書」等によりて伺ふことを得べし。

――外國米の輸入と明治二年の米穀買收――

米穀缺乏、米價騰貴に乘じて機を見るに敏なる外國商人等の外國米卽ち所謂南京米を輸入し來れるのみならず、政府に於ても之が輸入を促進したる結果、明治二、三兩年に通じて外國米の輸入せられたること實に二百九十三萬九千石、價格千九百餘萬圓の巨額に上り、之が爲め開國を去ること未だ久しからずして貿易上莫大の輸入超過を來し、我國民經濟は非常の傷痍を蒙りたるものと云ふ可し。然れども之に依つて未曾有の米價騰貴を緩和したるの效果亦頗る大なるものありしは蓋し爭ふ可からざる處

なり。政府に於て外國米を輸入したるは卽ち米價の調節を計り、又缺乏地方を補はんが爲めにして政府自ら輸入し又は通商會社に命じて輸入せしめたるもの尠なからず。卽ち明治二年七月、政府は神奈川縣裁判所に命じて橫濱在留の米國商人ウォルシュ、ホール商會と契約を締結し、暹羅、安南及瓜哇の產米等所謂南京米六百萬斤（卽ち六萬擔）を輸入して、大阪へ回漕せんことを依託せしめたるが、ウォルシュ、ホール完全に契約を履行せず、期限に後れて到着せるもの等ありて、實際政府の受取りし米穀二百七十一萬九千三百斤に過ぎざりき（此代價六萬三千二百二十三弗餘）。而して政府は此輸入米を以て、大阪市中の搗米屋に拂下げ、又は三陸地方の缺乏の地へも回漕せしめたるが、上述の如くウォルシュ、ホールの違約の結果、政府最初の計畫に充分なる數量を得る能はざりしを以て、已む事を得ず更に國內に於て比較的低價の地に就き、加賀米二千七百四十石、本石米九千石、越後米四千石、上下總新米千八百石合計一萬七千五百石を買收して漸く當初の計畫を遂行するを得たり。而して此の內地米買收の費用實に十六萬二千二百八十九兩餘に當り、最初の豫定たる全部外國米を買收するに比し、殆んど十萬兩の損害を釀したるを以て政府は、ウォルシュ、ホールに對し一應抗議を提出したりと雖も、當初の契約に稍々不備の點ありしと、米國公使の威嚇的仲裁とによりて遂に泣寢入りに終れりと云ふ。

―輸入外國米の買收―　翌三年二月には政府は神戶通商會社に命じ、每一百斤に付金三兩三十一文二分五厘の割合を以て既に輸入せられたる米二百五十萬斤を買收して、京都に輸送せしめ、殘餘は該會社に貯藏せしめたる

に恰かも此頃より米價漸次低落の趨勢に向ひしと、蟲害の發生したりしとにより損失を顧みず八月に至り全部賣却せしめたり。此の外京都に於ても一石七兩餘の高價を以て內國米二萬石餘を買收したりと云ふと雖も、其の處分に就ては知る處なし。

民間の外國米輸入

當時如此政府外商等の外國米輸入盛なるや、小額の資本を以て外國商人に委託して外國米の輸入を企て、一攫千金を夢みたる者亦尠からざりしが、時機を失ひたるものは米價低落の爲めに代金の支拂にも窮するに至り、遂には政府の救助を請ふものさへ生じたる有樣なりき。

明治元年の造酒高制限

往時より年の豐凶、米價の高低に從ひ政府の命令を以て造酒高を制限し以て米穀需給の調節を計りしこと常なりしが、明治元年五月會計官布達を以て定められたる酒造規則五箇條中にも「凶年には分割を以て減造可致事」と云ふ一般的規定を設けたるのみならず、當時の米價の趨勢は直ちに其の適用を必要としたりしかば八月行政官布告を發し、

本年は諸國戰爭又は風水の災等ありて米價沸騰諸國困迫の趣に付、本年造酒は元高の三分の一を釀すべし、若し過造するもの有らば嚴に罰す

可き旨を令したり。然れども之が爲めに、酒造業者等の利益を害すること多きを思ひ、特に一時冥加金卽ち營業免許料を減額するの恩典を與へたり。

明治二年の酒造高制限

而して翌二年に於ても政府は再び「本年も亦諸國凶歉」の故を以て前年に同じく造釀を免

許高の三分の一に減額せしめたるが、三年に於ては前兩年と異なり、氣候適順にして作柄頗る良好の狀態に在り、米價も低落の傾向を示したりしかば、前二ヶ年間實行し來りたる造酒高の制限を解き、酒造免許高皆造を許す旨を公布せり。此の造酒高の制限たるや到底期待するに足るの效果を擧げ得ざることは明かにして、兩年の經驗に於て其の實際の效果を知ることを得たりと見え、爾後如此政策の實行せられたるを聞かざるなり。

〔賑恤と明治二年の米穀買收〕終りに直接米價に關する施設には非ざるも、維新の當時人民撫育の爲め所謂賑恤の事を行はれたること亦其の例に乏しからず。明治元年に於ては御親征萬性撫安國威振張の詔を發せられ、各府藩縣知事等をして便宜賑救の事を行はしめ、殊に天災兵害を受けたる人又は村に對しては或は扶助米を給し、或は租稅を減免せられたる事等あり。前述せる如く一地方より他の地方へ米穀を輸送せしめしが如きも亦賑恤の爲めと稱したるなり。翌二年に於ても米價昂騰著しきを以て特に救恤の詔書を發せられ、現に東京、京都二府に於ては米三千七百石を以て窮民を賑はし、又夏時戰後疲弊の民を賑恤せんとするの主旨を以て、酒田民政裁判所に命じて米一萬四千餘石を買收し、內五千餘石を松前地賑恤として之を貸付したるが、其の殘餘の內囚徒の食料に供し、又は回漕の途中沈沒せるものを除き、五千百五十一石は東京に回漕せられたりと云ふ。而して是等賑恤を實行するが爲めに賞典祿の渡方を減少し、以て其の支辨に充てたる等の事實ありしと云ふ。

第二節　第二期（明治四年乃至明治六年）

第一款　米價の概況

米價の概況

此の時期に於ける米價は前期の反動を受けて概して低價を以て終始せり。

明治四年一月平均は前年末に續いて猶七圓三十錢を保つことを得たるが、之を最高として逐月低落に傾き、五月六圓十錢、六月五圓三十錢と下り、七月一旦六圓二十錢に引返したるも、翌月更に四圓五十錢に暴落し、十二月遂に三圓九十錢と云ふ低價を示すに至れり。是前年の豐收前々年來の外國米大輸入の影響に加ふるに、同年の天候比較的無難に經過せしに由るものゝ如し。翌五年に於ても亦前年の豐作等の爲めに市況一層不振にして、全年を通じて最高四圓二十錢、最低三圓六十錢、平均三圓九十九錢を示し、然かも四圓臺に上りたるは僅かに一月、六月、七月及び九月の四ヶ月に過ぎずして、其の他は悉く四圓以下に止まれり。

明治五年十一月二十九日、古來我國に行はれたる太陰暦を廢止し、新たに太陽暦を採用するに至りしかば、明治五年は十一ヶ月を以て終り、翌日より直ちに明治六年に入りたるが、同年に於ては米價の狀況前年又は前々年と稍異なるものあり。一月の平均三圓六十錢を最低として漸次騰貴に向ひ、三、四、五の三ヶ月は未だ三圓九十錢を保つに過ぎざりしも、六月以降騰貴の勢稍甚しく、六月四圓七十錢、七月五圓十錢、續いて八月五圓六十錢、而して十月遂に六圓十錢に進み、其の以後稍々下り十二月五圓四十錢を以て

越年せり　全一ヶ年の平均は僅かに四圓八十錢にして、前々年の五圓六十三錢に對比するも尙多大の懸隔を存せりと雖も、其の實質に至りては遙かに之を凌ぐものあり。卽ち年初に於ては前年豐作の影響を受けて單に前年來の價格を持續せるに止まりしも、同年の天候は前年或は前々年等の如く適順ならず。降雹、旱魃、洪水等頻發せるあり、又天災殊に甚しかりし地方に在りては、兩年來米價の低落に苦しめるに加へて同年一月公布せられたる徵兵令を誤解したる等因を爲して小民の擾亂所在に蜂起し、一月先づ大分縣下に始まりて三月敦賀縣下、五月北條、島根、鳥取、福岡の諸縣下に及び七月名東縣、京都府、三潴縣、青森縣等も亦動搖し、是等は相共に米價の昂騰を誘致したるものゝ如し。加之後に述ぶるが如く明治五、六、七の三年に亘り就中五、六兩年に於て廢藩置縣の結果、政府が諸藩より領收したる巨額の貢米及び舊幕府貯藏の籾米竝に軍用米等を盛に海外に輸出したること、及び地租改正條例の公布に續いて古來の制禁たる米麥の輸出を自由ならしめたること等は一層昂騰の勢をも助長したるものと云ふことを得べし。但し地租改正條例の公布は一方に於て此の趨勢に對して大なる壓力を感せしめたるは勿論なり。

第二款　米價に關する施設

【米麥輸出禁制廢止の議】　兩三年以來米價漸次低落し、全國農民の困難漸く甚しからんとするに際して租稅制度變革の議あり。是が實行の曉に於て一層米價の低落を來し、多數農民をして一時甚大なる疲弊に陷らしむるならんとは何人も認むる處にして、當時の識者中には古來の制禁たる米麥海外輸出の解禁を斷行し、我が日

本米をして所謂南京米の如く世界的商品たらしめ、以て其の價格の低落を防止し、一般國民の苦痛を緩和すると同時に他方之を以て正貨吸收の手段に供し、當時輸入超過に逐はれて甚しく權衡を失へる貿易の逆勢を轉換し、併せて米價低落に因る政府財政上の損害を輕減せしめんことを主張するもの漸く勢力を占むるに至りしが、明治四年七月廢藩置縣後間もなく同年八月大藏省は太政官に稟申する處あり、即ち左の如くにして、具に理義を盡し、其の當を得たりと云ふ可く、太政官も亦直ちに此の議に賛したり。

各國御條約改正ノ期ハ來壬申年ニ相當リ目今外務省ニオイテ專ラ商量中ニ有之輸出入稅目之儀ハ兼而被仰渡候次第モ有之候ニ付當省於而モ種々詮議イタシ候處御國産米麥類之儀者從前輸出制禁ノ品柄ニテ船中用又ハ御國內此港ヨリ彼港ヘ運輸イタシ候分ノ外一切外商ヘノ販賣ハ不相成規定ニ有之畢竟右品ハ御國人必須ノ食糧ニテ萬一海內缺乏ノ憂有之候而ハ國民ノ窮窘無此上儀ニ付豐稔ノ有餘ハ凶歉ノ不足ヲ補ヒ其他不慮ノ準備等不可缺之故ヲ以右禁令ハ保國護民最重ノ要務トモ相成居候處方今海外諸州ヨリ互市ノ道相開ケ五港ノ洋船暮去朝來有無相通ジ厚生ノ利用ヲ資ケ宇內ノ百貨東流西移搬運輸送十分ノ便ヲ得候折柄御國米價僅ニ騰貴ノ色有之候得バ支那安南暹羅印度地方ノ米粟日ナラズシテ輸入イタシ終ニ其騰貴ヲ相防ギ候場合ニ至リ自然往昔ノ形勢ト相異リ候儀有之抑御國租稅法舊慣ノ儘ニ而ハ偏輕偏重ノ弊モ有之又米納ノ儀ハ官民互ノ得失ニ相關シ煩擾ノ手數モ相懸候ニ付而ハ夫是逐而ハ海內一般公平便宜ノ法則更ニ御商定無之而ハ相成間敷候得共右改定ノ儀ハ全國ノ民情ニ相拘リ不容易大業ニ付所詮急遽ノ御決

裁ニハ難相成儀ト被存候就而ハ目今ノ場合米價格外ニ低下相成候而ハ頗ル大藏ノ得失ニ相關シ國用多端支給艱澁之際一ト方ナラザル病害ニモ可相成加之外諸物價トノ平均ヲ失ヒ候ヨリ一時農民ノ疾苦ヲ相招キ候筋ニテ未ダ豫知シガタキ儀ニ候得共今秋モ亦豐熟ノ景象相見ヘ候ニ付而ハ米價尚一層ノ低下可相成右米價ノ低下ヨリ外諸物ノ價位漸次衰頽ニ赴キ候樣ニ而ハ外國通商ノ間ニ於テ全國ノ通算上一大損害ヲモ相釀可申理ニ付向後米麥ノ儀モ外品同樣輸出免許相成可然左候ヘ者海外ニオイテ御國米ノ品位相定リ中外ニ平均ノ價格ヲ得却而御國農商ノ利益ヲ相增シ候ヨリ勸農拓地ノ一助ニモ相成開產殖物ノ進步ヲ相促シ候筋ニ相當リ傍前書大藏歳入ノ補益ニモ可相成尤向後凶荒之災打續候歟其餘內國ノ都合ニ寄輸出節制ノ處分モ無之而者或ハ他日ノ支吾無之共難申ニ付右兩品ノ輸出及稅額增減ノ義ハ全ク御國政府ノ特權ニ屬シ時々臨機ノ更正ヲ得可申積各國公使ヘ御定約ノ上米麥輸出の禁令御廢止相成候方ト存候右外務省見込モ御尋有之御採用ノ上ハ早々各國ヘ談判ノ御手續有之度尚最初ノ稅額相定方モ取調申上候樣可致存候依而此段相伺候也

米麥輸出解禁に關し警戒

米麥輸出禁令の廢止の議が如此く進行しつゝある際、政府は此の風說世上に漏洩し、或は經濟界に惡影響を及ぼさんことを慮り、同年八月二十五日諸府縣に向つて注意する所あり、乃ち左の如し。

今般米穀輸出の儀御差許可相成積御僉議中に而追而御決議の上は一般御布告有之候筈に候得共外國人へ

御談判の邊より自然漏洩致し夫が爲米價にも差響僻邑に至り而は或は奸商の術計に陷り可申も難計候間
先以右の趣爲心得相達候條管下末々迄不洩樣示諭可致事

米麥輸出の關鍵

米麥の輸出禁制の廢止は前記の稟申によりて太政官の同意を得たるが、同年九月大藏內務兩省の連署を以て累ねて稟議して曰く、

米麥輸出御差許の儀伺の通被仰付候處米麥の儀は御國民必要の穀物に付勝手賣に致候樣相成候而は詰り下民難澁の基と被存候間政府特權を以て時々御賣拂相成候方可然哉と奉存候依而此段相伺候也

卽ち米麥が我國民にとりて缺く可からざる糧食たるの理由を以て政府單り米麥輸出の關鍵を掌握せんとするに止まり、未だ一般國民に向つて全然之が自由を認むるの域に達せざりしなり。

試驗的米穀輸出の解禁

而して當時政府は廢藩置縣の結果諸藩より領收したる巨額の貢米及び舊幕府貯藏の籾米竝に軍用米等を擁し之を內地に賣却せんか、米價低落の趨勢をして一層甚しからしむるの虞あり。其處分に當惑せる際なりしを以て之を好機と爲し、右の趣旨に於て之を利用するに決し、直ちに各國公使に對して從來條約面に記載せる米穀の輸出禁制は之を廢止する旨傳へたり。卽ち左の如し。

(前略)然ハ米穀輸出ノ儀ハ從來制禁ニ有之候處以後國內有餘有之候節ハ大藏省貯藏ノ分諸開港ニオイテ別紙規則通海外輸出ノタメ中外人民ニ賣渡差許候間此旨貴國人民ヘ御布告有之度存候云々

追而右米穀ノ儀ハ時トシテ大藏省ヨリ直チニ未開港場ヨリモ便利ニ從ヒ輸出ノ事モ有之此段御心得迄

申進候也

尋で翌五年一月二十日東京府、大阪府、開拓使、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣及新潟縣に向つて、

米麥ノ儀ハ是迄海外輸出御禁制ノ處以來大藏省在米有餘之分ニ限リ各開港場運上所ニ於テ輸出ノ爲公之入札ヲ以テ內外人民ニ可賣渡候條時々同省ヨリ相達次第別紙規則面之通リ取扱可申事

但本文御拂米ノ外輸出不相成筈ニ付密賣等無之樣取締相立可申事

と達し、同時に米穀入札規則十三條を頒ちたり（同年三月四日大藏省達を以て改正）。

〔米穀海外輸出〕然れども當時未だ少數の外國商人の外之が拂下を受けて自ら海外輸出を企つる者の如きは俄かに出現せざる可きを察し、政府之より曩既に先づ自ら之が輸出を試み、一方に於ては之により海外需要の狀況を探ると共に米穀輸出の利害得失を明かにし、他方に於ては米價下落に依る國庫の損耗を輕減し、併せて海外に正貨を獲得するの手段に供せんことを決意し、尙之が實行に就ては當時の事情として外國商人の手を藉らざる可からざるを以て、當時橫濱に在留せる「ウォルシュ、ホール」商會及「ジャーデン、マゼソン」なるものに對して米穀輸出の利害、實際の見込等を諮詢したるが、彼等は喜んで之に答申し、孰れも自ら其の衝に當らんことを希望せり。就中「ウォルシュ、ホール」の意見の如き今日に於ても尙傾聽に値するものあり。乃ち政府は「ウォルシュ、ホール」商會を以て取扱者と定め、明治四年十二月十一日之と必要なる契約を締結せり。

玆に於てか「ウォルシュ、ホール」商會は政府の「エゼント」として、明治五年一月以降米穀の海外輸出を開始せり。蓋し我國に於て空前の壯擧たり（當時の輸出米の大部分は勿論「ウォルシュ、ホール」の手を經たりと雖も香港へ輸出せし部分には同商會と「ジャーデン、マゼソン」との組合に委託せられたるもの有り）。

明治五年一月に始まりたる政府の米穀輸出は繼續して明治七年一月に及び、其の數量五年中に四十萬二千四百二十九石、六年中に七十九萬千百二十二石、七年一月中に四千二百九十一石合計百十九萬七千八百四十三石（二億八千四十六萬八千七百二十七斤）の巨額に達し、政府は之に依りて四百九十二萬五千九百五圓の正貨を獲得するを得たり。此の外彼の米穀入札規則に依り輸出の爲め英吉利、佛蘭西及伊太利の商人に賣却したる米一萬八千七百九十石を存せり。而して以上の輸出は主として神戸及横濱兩港よりし（東京及大阪よりせるもの若干）、就中神戸は輸出米產地に近き關係上其の額最も大なりき。仕向地は香港、厦門、上海、汕頭、福建、シドニー、メルボルン、倫敦及桑港にして、特に香港其の他支那方面を主とせしは米食の行はるゝ同方面に需要多かるべしと考へたるに由るものゝ如し。其の內譯左の如し。

香港	七六三、九七七石	汕頭	八〇八石	メルボルン	四、一八〇石	缺減	一〇四、九三三石
厦門	二六一、四三四	福建	一、八五四	倫敦	三二、六八〇	沈沒	五、二八二
上海	二、〇〇六	シドニー	一〇、六九二	桑港	九、九九八	總計	一、一九七、八四三

右の内缺減比較的大なるは内地に於て藏積中に生じたるもの丶外回漕中腐化等の爲めに生じたるもの甚だ多かりしに因る。

抑々此の米穀海外輸出は「ウォルシュ、ホール」實際の取扱に當りたるものなるも、全く本邦創始の事に屬し、毫も經驗なき政府の事業なりしかば、勢ひ多大の損失は之を免る可からず。固より損失と云ふと雖も、前述の如く米穀夫れ自身が特に輸出の目的を以て民間に購買したるものに非ず、殆ど全部廢藩置縣前の各藩の貢米にして、唯だ僅に三萬四千石を東京に於て田中平八竝に米商社に買收したるものを存せしに過ぎざるが故に具體的に之を示すこと能はざるなり。米穀經理記事に當時の東京及大阪兩地の平均米價を以て損益を計算したるものを載せたり。參考の爲め左に掲ぐ。

總益金	四、九二五、九〇五円	賣却代金
總損金	六、三四七、五五四	
内譯		
金	四、四二七、七〇七	東京及大阪兩地の米價平均一石三圓六十九錢六厘四毛を以て計算したる輸出米一、一九七、八四二石の元價
金	一、九一九、八四七	内外諸費
差引金	一、四二一、六四九	損失

（別途の計算によれば元價四百七十四萬千二百三十三圓となり一層損失額を増加す。）

如此き大なる損失を生じたる原因は即ち政府が貿易の事に無經驗にして、且つ海外の經濟事情に暗かり

しが爲めに外ならざるなり。蓋し米價最も低廉なりし香港及び厦門へ最も多數を輸送し（當時香港は一石二圓四十八錢、厦門は二圓九十九錢なりしと云ふ）、或は白米に非ざれば需用せざる「シドニー」「メルボルン」に玄米を輸送し、之が爲めに徒らに精米に多くの費用を要し、或は又倫敦に於ては米價は高かりしも、運賃及び爲替相場の變動の爲めに充分の利益を見ること能はざりしが如き卽ち之を證するものなり。然れども比較的大規模に行はれたる此の第一回の海外輸出に依りてある程度まで海外の經濟事情を明かにし、爾後の我國海外貿易の上に寄與したる所甚だ大なりしは蓋し言を要せざる處なり。隨て又當初の目的は其の大半を達したるものと云ふを得べし。

米麥輸出禁制の廢止

前述の如く當時の政府は米價調節の根本策として我が日本米の市場を世界に向つて開放するの必要は充分に認めながらも、猶過度に愼重の態度を持し、未だ米穀の海外輸出を國民一般の自由に一任するに至らざりしが、一方に於ては租稅制度變革の議大に進捗し、將に地租改止條例の公布を見んとするに至り、他方に於ては當時の米價は政府の海外輸出盛に行はれつゝ有るに拘らず、依然として低價を續くるのみにして、農民の困難愈々甚しからんとするの狀あり。玆に於てか政府も從來の消極的方針を抛ちて一層斷乎たる態度に出づるの外ある可からず。明治六年二月九日、井上大藏大輔此の趣旨を以て太政官に建議する處あり、卽ち左の如し。

御國產米麥ノ儀ハ人民必須ノ食糧ニ付保國護民ノ要務ヲ以從前輸出制禁ニ候處近來貿易ノ道盛大ニ相成

洋舶港口ニ輻輳有無相通ジ搬運輸送互市充分ノ便利ヲ得人智開明邦國興隆ニ立至全ク往昔ノ形勢ニ相異リ候處猶米穀輸出禁止ノ舊法ヲ固執候ハ尤遺憾ノ至ニ奉存候抑々貿易ノ旨趣ニ於ケル有餘ヲ以テ不足ヲ補ヒ普ク利用厚生ヲ資助シ萬國一視友誼ノ公道ニシテ既ニ去ル己巳年凶荒ノ節支那米ノ輸入ヲ以テ我ガ人民凍餒飢餓ノ憂苦ヲ免レ候如キハ實ニ貿易ノ洪福ニ有之若シ本年彼レ凶歉ニ候得バ我ガ豐稔ノ有餘ヲ輸送シ昔日ニ報酬スベキハ又友誼上不可缺ノ道程ニテ是則チ貿易ノ主旨ト可申殊ニ御國產物中最モ多數ノ米穀ヲ輸出セザルヨリ大ニ外品トノ平均價ヲ失ヒ農民夫レガ爲メ疲弊シ終ニ適當ノ地質ヲ失シ候時ハ最好ノ品位モ漸次衰頽ニ赴キ歲入モ隨テ相減ジ可申夫是熟考候得バ米穀輸出ハ萬國貿易上普通ノ公法ニ適シ且內國ノ農業ヲ勸奬シ富國ノ基本トモ奉存候其上去壬申年ハ國內大抵豐熟ニ有之別テ石代納被指許候ニ付テハ租稅上納過半代金納ニ相成リ米穀ハ多分農民ノ手ニ所有イタシ居候處若シ流通ノ道ヲ不開候時ハ徒ラニ奸商共ノ欺僞ヲ蒙リ遂ニ賤賣貴買愈々農民ノ困苦ヲ增加可致候ニ付テハ此節斷然解法相成度左候トキハ海內一般公平ノ價格ヲ得中外人民無窮ノ利益ヲ相增御國物產繁殖ノ進步ニモ可相成尤向來豐凶ノ無斟酌國民常食ノ缺乏ヲ不顧濫出ノ弊害ヲ釀成候儀無之トモ難申候間爾後國內米價ノ高低ヨリ輸出稅ノ儀ハ從價百分五ヲ定則トシ或ハ增減シ又ハ我ガ政府ノ特權ヲ以テ暫時輸出禁止相成候樣ノ方法御建立相成置カレ候得バ更ニ上下ノ指支有之間敷御許容相成候得バ豫テ外國公使ト御談判ノ上米麥輸出禁制御廢止ノ上御發令相成候方ト奉存候依テ此段奉伺候也

追テ本文御許可相成候筋ニ候ハヾ一般エノ御布告案並ニ其順序規則等ハ猶取調可伺出ト存候也

明治四年稟申の趣旨を擴張したるに過ぎず。太政官も亦直に之に賛し、一應調査を遂げたる上明治六年七月十五日太政官布告第二百四十六號を以て布告せること左の如し。

米麥ノ儀是迄海外輸出制禁ノ處國內ノ都合ニ依リ海關無稅ヲ以テ來ル八月一日ヨリ輸出差許候尤時宜次第此布告ヲ變換候節ハ二ヶ月以前ニ可相達此旨布告候事

乃ち井上大輔の意見に依れば濫出を防ぐが爲めに稅率五分の輸出稅を課せんとするに在りしも、其の實際に不可なるは言を俟たざる處にして、太政官が之に代ふるに時宜により輸出を禁止し得るの餘地を存して海關を無稅と爲したるは適當の措置なりと云ふべし。

米麥粉の輸出解禁

然るに其の實施に當りて米麥粉は所謂米麥に包含せらるゝや否やの問題生じ、太政官は大藏省の伺に答へて當然包含すべきものと爲したれども、念の爲め一般にも周知せしむるを可とし、明治六年十一月第三百八十五號を以て左の通り布告せられたり。

本年七月第二百四十六號布告米麥ノ儀海外輸出被差許ニ付テハ米麥粉ノ儀モ同樣海關無稅ヲ以テ輸出被差許候尤モ時宜次第此布告ヲ變換候節ハ二ヶ月以前ニ可相達此旨布告候事

而して政府は輸出解禁の布告を發すると同時に當時の爲替方三井組及小野組を慫慂し、彼等の事業として輸出せしめたる米穀六萬九千餘石代價五十三萬三千餘圓（貿易表所載輸出額）に上り、民間に於ける米

穀輸出の先驅なりと雖も其の詳細なる經過に至りては之を知るに由なし。

豫備蓄穀の主張　以上の如く米穀の海外輸出が制度の上に於ても、亦實際に於ても着々進展しつゝあると同時に、他の方面に於ては又昔時の常平倉、社倉、義倉等の制度に倣ふて各地に豫備米の蓄積を必要とするの主張も識者の間に相應に盛にして、遂に明治八年の貯蓄米條例の制定を見るに至りたるが、其の詳細に就いては後節更に述ぶる處ある可し。

第三節　第三期（明治七年及び明治八年）

第一款　米價の概況

米價の概況　明治七、八兩年に於ける米價變動の狀況を尋ぬるに、兩年共に一ヶ年の平均七圓二十八錢にして、前期に比し非常の高位に在り。唯だ大體の趨勢に於て七年は騰貴なりしに反して、八年は低落に傾けるの相違を存するのみ。即ち明治七年一月は前年末に續いて猶五圓六十錢の低價に止まりしも、之を最低として爾後昂騰の勢甚だ大にして三月六圓七十錢、五月七圓七十錢、六月七圓八十錢、九月八圓二十錢となり、明治三年八月以來の高價を現せり。是前年の作柄不良なりしに加ふるに同年二月佐賀の變起り、續いて同年四月臺灣征討の師を發する等の事あり。所謂戰爭高の景況を呈したるものなること素より明かなりと雖も、是等事變の爲めに紙幣の發行多額に上り、俄かに通貨の膨脹を來せること最も大なる原因なりしが如し。又從前三井組と共に御用爲替方たりし小野組の破產に續いて當時有力なりし島田組の破產あ

り。一時我經濟界に大なる影響を及ぼし、特に金融市場の動搖甚しかりしことも亦米價騰貴の原因の一に數ふることを得べし。斯るが故に定期米市場は頗る活潑の狀を呈し、當時堂島に於ては日々の賣買出來高無慮數十萬石の多きに達し、同年十月限の如きは未曾有の大取組となり、到底期日に無事受渡を了す可き樣もなく、遂に官裁に依り空米賣買なりと看做し、該期取組米悉皆消却を命ぜられたりと云ふ。此の時に當り政府は再び米麥の輸出禁止を復活したりと雖も、其の効果大なることを得ざりき。而して十月以後一時低落するやに見えしも、十二月又引返へして八圓を保てり。

翌八年に入りては再び低落を始め、四月一度平均八圓に上りて稍人氣を緊張せしめしも、爾後其の勢振はず、漸く七圓臺を維持するに止まりしが、十月に至り俄かに下りて六圓八十錢を唱へ、十二月平均遂に五圓七十錢に下りて同年の最低に達したり。按ふに年の前半は前年に引續き相當の價格を保つことを得たるも、後半に入りては前年の各種事變の影響は既に殆ど消滅したるに當り、同年の秋收頗る豐稔なりしことは此の低落を誘致したるものと云ふ可く、此の時再び行はれたる米麥輸出の解禁も何等之を支ふるの力を有せざりしことは騰貴の際に於けると同樣なりき。

〔二〕米商會所改善策〔二〕 終りに明治四年米會所の設置を認許したるも、當時未だ何等組織的制度と稱するに至らざりしことは第一節に於て述べたる處なるが、其の後經濟界の進步に伴ひ從前の米穀、水油等の外公債株式等の有價證券も亦漸次增加せしを以て、政府は之が取引機關設置の必要を認むるに至り、明治七年十月倫敦

株式取引所の組織を參酌否な直譯したる株式取引條例なるものを制定せり。是實に我國に於ける此種成文法の嚆矢なり。而して政府は最初米穀、水油等も等しく此の條例に據らしめんと計りしも、其の實際に行ふ可からざるを見て別に米穀相場會社創立準則なるものを制定し、頗る取引所の改善に是努めたり。然るに此の政府の努力も我國獨特の沿革を無視したるが爲めに、不幸にして充分の効果を擧ぐること能はざりしも、其の之を企圖せしめたる理由を考ふるに、蓋し當時米價の昂騰甚しかりしを以て其の原因を米商會所に於ける思惑的空取引に在りと爲し、之が爲めに空取引公行の米商會議所に代ふるに全然英國流の特異の制度を以てし、根本的に將來の禍根を苅除せんとするの目的に出でたるものゝ如し。

第二款　米價に關する施設

〔米穀輸出禁止〕明治七年二月佐賀の變あり、四月征臺の師を發するに及び米價頻りに騰貴するの傾ありしを以て豫め米麥輸出を禁止し、之に備ふる所なかる可からずとなし、五月大隈大藏、大久保内務兩卿は連署を以て太政官に伺ふ處あり、卽ち左の如し。

米麥ノ儀ハ國產ノ第一品ニ而代價ヲ騰貴シ萬國普通ノ價値ヲ得候時ハ隨テ之ヲ耕作スル者愈多ク產物益殖テ價値益貴シ此本邦經濟ノ第一策ニ付昨明治六年第二百四十六號ヲ以米麥海外輸出御禁制廢止ノ儀公布相成候儀ニ有之候處果然見込ノ通人民共將來米價ノ騰貴ヲ臆測シテ何レモ貯蓄罷在リ候ニ付聲價ハ追追騰貴致シ候得共其現品ニ於テ海外輸出相成候石高ハ別紙表面ノ通リ僅少ノ儀ニ有之國內更ニ缺乏ノ儀

ハ無之候然ルニ過頃來鎮西ノ變動引續キ臺灣ノ一擧加フルニ印度ノ凶歉ニ際シ米價沸騰今日小賣ニ至リ候テハ既ニ白米一石殆ド金拾圓ニ相騰リ細民共彼是苦情相鳴シ候得共素ヨリ國內米麥缺乏致シ候儀ニ無之ニ付、飢餓凍餒ハ更ニ不足患又米價騰貴スレバ內地ニ於テ賣買利益有之候ニ付態ト不引合ノ輸出致候者ハ無之候筈乍去不明ノ民ハ動モスレバ疑惑ヲ生ジ種々想像罷在候折柄此際一時米麥ノ輸出ヲ御制禁相成候樣致度左候得者內地米麥缺乏ノ杞憂ヲ絕シ人民一般安堵爲致度候間兼而公布ノ趣モ有之候ニ付米麥輸出御禁制ノ儀外務省ヘモ御下問ノ上第二百四十六號ニ照準シ御布告相成候樣致度依而御布令按相添此段相伺候也

依て明治七年五月廿九日太政官布告すること左の如し。

米麥海外輸出差許候旨明治六年七月第二百四十六號ヲ以テ布告候處今般詮議ノ次第有之來ル八月一日ヨリ米輸出禁止候此旨布告候事

米麥海外輸出解禁せられて未だ幾何ならざるに再び此の禁止を見たるも、猶豫期の如く米價を低落せしむることを得ずして、七、八月の交七圓五十錢より九月八圓二十錢に暴騰し、年末豐熟なりし本年新米出盛期に於て猶八圓臺に在りて其の効果を疑はしめたるが、翌八年に入りては一躍七圓六十錢に下り、尤も二月少しく引返したるも、續いて低落の趨勢顯著となり又憂ふるに足らざるに至り、且つ却て低落度を過さんことを恐れ、八年三月十四日又々前年の布告を飜へして輸出解禁の旨を布告したり。而して爾後明治

年間に於ては米麥の輸出制禁は再び見ることを得ざりき。

米穀輸出解禁　八年三月の解禁に關する大隈大藏卿の伺及び布告左の如し。

昨明治七年五月中鎭西ノ變動引續征臺ノ一擧加之印度ノ凶歉ニ際シテ米價沸騰致候砌小民一般内地米麥缺乏ノ杞憂疑惑モ有之候付一時安堵爲致度趣ヲ以米麥輸出御禁止相成候處昨年租税貢納石代相場平均時限中ヨリ者米價追々下落ニ隨ヒ貢納人ニ於テ一時困難ノ場合モ有之殊ニ昨年モ米麥共別而豐熟國内ニ致充塞居候儀ニ付此際七年五月中御禁止ノ以前ニ復シ明治六年第二百四十六號ヲ以テ御布告相成候通米麥海外輸出御差免相成候樣致度云々

明治八年三月十四日第四十二號布告

明治七年五月第五拾八號ヲ以テ米海外輸出禁止候處國内ノ都合ニ依リ來四月一日ヨリ海外輸出差許候條六年七月第二百四十六號布告ノ通可相心得此旨布告候事

明治七年第一回米穀買收　明治五年中大藏省出納寮に於て豫備蓄穀の寮議を起したるも、當時恰も政府自ら海外に向て米穀輸出中なりしと且つ種々反對論出で政府の採用する處とならざりしことは後述する處の如くなるが、明治七年には佐賀、臺灣の事變突發して世上頗る平穏ならざりしかば、政府は貯藏の米穀を有せざることを以て頗る不安の念を抱き、遂に之が充實を決意し、卽ち同年五月十日大藏省は太政官の内命により米穀の買收に着手せり。其の際實際の擔任者熊谷大藏大丞が吉田大藏少輔に致せる書面左の如く、大略其

の消息を明かにすることを得べし。

米穀は我國民産至重の品蒼生命脈の所係一日も不可缺者に付一朝饑饉海嘯等にて其凶歉を蒙り候か或は國内非常の難事に際し候節は立どころに其弊を受け候事故國家不慮の用に供し候糧穀は毎に政府の注意すべき所近頃細民官廩に米穀乏敷を察知し只市中米價の高騰を鳴苦し暗に飢餓せんことを悲痛致し候趣も相聞候故を以て夫是御斟酌其の方法三大臣より閣下へ御内令の趣に付自今當省へ買辨貯藏の法案彼是勘査候處現今直に地方官へ相達し、公然之を請求し一時に其方法施行致し候而は人民其耳目の新しきに恐懼し價位忽ち騰昂し竟に一大難事を釀成し貯藏の方法を設くるが爲め却而細民の苦鳴を增し併せて冗費の（脫）散を加へ候も不可測儀と被存候間先別紙條欵の通り其規例を表掲せる書通を各地方官へ内（脫）し逐次沈愼に其買辨を履行せしめ候得ば自ら價位高低の風波人民猜（脫）の懸念なく其備造の方法相行はれて保存の道立可申哉に存候云々

之に依りて明治七年五月吉田大藏少輔の名義を以て大藏省は福岡、白川、岐阜、三重、飾磨、愛知及靜岡の七縣に對して米穀の買收を命じたり、其の令達左の如し。

今般米穀買入方其許ヱ委任イタシ候條別紙心得書ニ照準シ貳千五百石乃至參千石ヲ限リトシ速ニ買入着手可致候尤右樣米穀買入ノ儀是マデ成例モ無之於貴方（脫）念モ可有之候得共右ハ全ク豫備トシ貯藏致置候マデニテ別格新意有之事無之候間此段御心得可有之依而爲念申添候也

心得方其外三ヶ條

一、米買入方他ニ不洩樣可取扱ハ勿論買入方ニ付人氣ニ不關涉樣注意專要ノ事。
一、買入直段ハ及委任候條不相當無之樣精々注意可有之事。
一、去酉年米ニ限リ買入可申性合ノ儀干立不十分米或ハ碎米多キハ圍置腐化痛ヲ生シ易ク候間其邊檢査ハ勿論不正米等不買入樣注意可有之事。
一、買入候上ハ其縣下最寄便宜ノ場所ニ官倉有之バ其官倉ニ備官倉無之地ハ堅牢ノ藏借入圍置可申又官倉有之候共津出シ不便ノ地ニ候ハヾ便宜ノ場所ニ而借藏入取計可申事。
一、買入方ノ儀ハ小野三井組等ヱ申付候而ハ兎角其仲間ヱ漏出イタシ且之ガ爲メ米價高騰ヲ釀シ候樣ニ而ハ不宜候間右兩組ハ勿論爲替方取扱候モノヱハ不洩樣注意可致其他（不　　明）ノモノヨリ右爲替方ノ所持米ヲ我ガ入用名義ヲ以買入候儀ハ格別ノ事。

右に依りて買收したる米穀は其數量一萬八千五十一石に上り、其の價格は概ね七圓內外、買收費總額十二萬八千四十三圓を算したるが、唯さへ騰貴の折柄なりしかば前記の如く「買入方に付人氣に不關涉樣」注意したりと雖も、此の買收は益々騰貴の勢を助長し、愛知縣の如きは遂に買收の機を得ずして止みたる程なり。而して以上を以て一先づ買收を中止し、是等買收米は常に回漕の準備を爲し、各地に藏置せしめたり。

當時米價昂騰の趨勢顯著なるに拘らず以上の如く各地に米穀の買收を決行したる理由は、素より佐賀、臺灣事變に驚きたる政府が萬一の變に備へんが爲めなりしは勿論なりと雖も、同時に之により官倉の充實を計り、以て民心を安せしめ、騰貴の勢を緩和せんことを期したるものにして、後ちに大藏省が太政官左院に致せる回答に依るも「昨年來買入の趣旨は啻に臺灣一擧の爲着手致候而已にも無之且充分買得京阪間に儲蓄の儀は勿論其の目的に有之」と有り。蓋し當時に在りては未だ官倉を充實せる米穀は假令其の額小なりと雖も、今日金融市場に於ける正貨準備の如き作用を爲すものと信ぜられたるに由る。

明治七年第二回米穀買收

既にして臺灣事件落着し、明治七年十月には清國との和議なりしが、米價は依然として些しも低落の模樣見えざりしかば、政府は更に米穀の買收を續行し、以て所謂る豫備蓄穀の實を擧げんと欲し、十月全國各府縣に向つて左の内達を發したり。

先般百二十七號ヲ以テ御布達ノ趣モ有之此後ノ形勢難量就而ハ此際爲豫備於其縣米一石代價七圓五十錢或ハ四圓迄ニテ買入相成候得バ差向壹萬石買入貯蓄致シ置度候處當時其地相場ノ景況如何ニ有之候哉實際取調至急報知可致買入ノ儀ハ其節猶可申達候此段及内達候事

但買入致候節ハ代價豫備金ヲ以テ仕拂置追而受取方可申出候筈ニ候得共自然豫備金不足ニ候得バ本文實際ノ景況報知ノ節其趣可申立候事

右に對する各府縣の調査報告により、十一月中更に價格一石七圓以下と認めらるゝ相川縣外二十五縣に

對して買收を命じたり(但し其後の情況により買入中止せしめたるもの尠からず)。名は買收と雖も其實全部民間に買收したるには非ずして、七年秋收の後各縣の貢米の一部を割きて別途預米として貯蓄せしめたるもの多きに居り、數量約八萬四千六百八十三石、大阪方面は特に吉田大藏少輔自ら出張して大阪(及び兵庫)に於て二萬一千二百三十七石を買收し大阪官廩に貯藏せしめ。合計十萬五千九百二十石に上れり。而して以上二回に亘り買收せしめたる米穀は大阪府及び靜岡水澤二縣分を除き全部翌八年三月より九月迄に東京淺草米廩に移送したり(大阪米廩は其の儘貯蓄せしめ靜岡及び水澤二縣の分は各々其地に於て賣却せしめたりと云ふ)。卽ち明治七年の買收米は以上の如くにして、當初の目的たる米價の調節は素より之を達する能はざりしも、只比較的低價を以て空乏の官廩を充實し得たるは其の一半の功と認むることを得べし。左に明治七年中に買收し各府縣に藏置せしめたる米穀の數量竝に明治八年淺草米廩へ移送せる米穀の數量を掲ぐ。

	明治七年七月以前買收	明治七年十一月買收	明治八年三月乃至九月迄ニ大藏省ガ各縣ヨリ引渡ヲ受ケタル高	東京淺草米廩受取高
	石	石	石	石
靜岡縣	二、六七七	—		
三重縣	三、〇〇一	—	二、七一八	二、七三四
福岡縣	三、二八三	—	二、八三八	三、二六九
岐阜縣	三、一五六	五、三七九	八、五一一	八、四四七
白川縣	二、九三四	—	二、八〇一	二、七八一

飾磨縣	三、〇〇〇	―	二、七〇九	二、九八〇
愛知縣	―	一、二三七	一、〇五三	一、一六七
和歌山縣	―	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、一〇八
廣島縣	―	一七、三二七	一七、三二七	一六、七五六
新川縣	―	六、六六三	六、三八八	五、九七五
新潟縣	―	九、七九〇	九、七七九	九、五五二
相川縣	―	五、〇〇〇	四、二七二	四、二九三
山形縣	―	一〇、〇〇〇	一〇、六九七	一〇、四〇九
岩手縣	―	八、七八七	八、七八七	八、四三一
大阪府	―	二一、二三七	―	―
水澤縣	此分資料ノ徵スベキ尠ク頗ル曖昧ナリ	一〇、〇〇〇	―	―
合計	一八、〇五一	一〇五、九二〇	八八、三八〇	八六、九〇二

明治八年米穀買收

次に述ぶるが如く明治八年八月貯蓄米條例制定せられたるが、政府は該條例の趣旨に從ひ、米穀買收を爲すに決し、同年十一月先づ足柄縣以下三十三府縣に命じて米價の狀況を報告せしめ、其の結果により同月兵庫、佐賀、福岡　三潴及白川の五縣をして各三萬石以下の豫定を以て買收に着手せしめたり。而して翌明治九年一月に入り一旦買收を終りたるが、其の數量十萬千七百十二石にして其の內譯左の如し。

兵庫縣	一三、八六一石	白川縣	三二、一四五石	三潴縣	一三、七〇六石
佐賀縣	一二、〇〇〇	福岡縣	三〇、〇〇〇	計	一〇一、七一二

右の買收米も亦前數回の買收米と共に海外輸出に充てたれども、孰れも其の詳細の事情に付ては次節に述ぶ可し。尚右十一月の達に應じ各府縣の報告せる米價左の如く、當時の狀況を知るに足るもの有り。

府縣名	米	價
京都		五、六〇〇錢
置賜	新地米	四、〇〇〇
	古米	四、四〇〇
大阪	堂島相場乃至	五、二一一
		四、八一一
	同二月限	五、〇〇〇
兵庫	上米	四、九〇〇
栃木	上米	五、四一
小倉	上米	五、一五
濱松	上米	五、四九
岩手	乃至	四、四二
		四、三二
足柄		五、二六
磐前	上米	四、五五位
三潴	平均	四、一一
	古米	四、九九
福島	上米	五、四二
青森	上米	六、三七
滋賀		四、八五
靜岡	平均	六、一三錢
堺	新上米	五、四五
	古上米	五、五〇
岡山	乃至、	五、〇〇
		四、九〇
廣島	中米	五、〇〇位日々下落
長崎	凡	五、〇〇
宮城	上米	五、四一
水澤		四、四五
白川	新米平均	四、九〇三
福岡		四、八〇
山口	平均	五、五一
岐阜		四、八五
愛知	上米	五、二〇
佐賀	上米	四、二六
	古米	四、八〇

一　豫備蓄穀の主張と當時の實情

既に前節に於て米價調節或は米穀需給調節の一策として豫備米制度の設置の主張當時

の識者中に相應に有力なりしことを述べたるが、往古より我國には常平倉、社倉、義倉、動倉、不動倉、穀倉院、國儲、郡儲、又は郡稻等の名稱を以て常時米穀を貯藏するの制度を存せしが、是即ち豐穰の年剩餘を貯へて不時の凶歉に備ふるの目的を有せしものなり。封建時代に於ても幕府或は各藩大概此の制度を有せざるは無く、孰れも此の制度本來の目的と併せて兵備の用に供したりしが、國內交通の未開なりしことゝ、海外貿易の行はれざりしことゝは長く斯る制度を各地に保存せしめたり。然るに明治維新前よりは幕府を始め諸藩の財政大に紊れたると、國內騷擾相尋ぎ、列藩莫大なる金穀を消費したるが爲めに此の制度も完全に行はれ難きに至り、維新後に於ては殆ど全く之が存在を見ざるに至れり。而して明治二年封土奉還後藩政を委任せられたる知參事等は、其の藩治進步の功績に急にして、國儲を顧みるの遑あらざりしに、時勢は急轉して明治四年廢藩置縣を斷行せられしかば、或は舊來貯へし米穀の如きも會計淸算の爲に之を賣却し、或は公私の米金を分ちて舊知事の有とするあり。又或は折角積立に着手せしものも一旦之を解散して人民に還附する有り。然も人民等は之を維持すること能はず、豫備米制度は玆に全く其の影を絕つに至れり。然れども上述の如く朝野の識者にして、此の制度の欠缺を憂ふる者多く、彼等は「今や全國の財政統一せられ百事緒に就く此時に當りて專ら國儲を計畫せざる可からず」と主張せり。玆に於てか先づ第一着手として明治五年六月、明治二年十月創立せられたる積立金を改めて準備金制度を確立し、豫備の正貨を貯蓄し、精確の方法を以て之が資用の制を設け、以て證券の兌換及紙幣公債證書等の運用を圓護

するの制度を起せり。然れども豫備蓄穀の制度を復活せんとするに對しては少數なりとは云へ、相當に進歩せる反對意見も存し、「不慮に備ふるは敢て米穀に偏すべからず苟くも國家資原の金圓を備ふるあらば其の災害に際して米穀の購入何の難きことか之有らん」とは卽ち其の主張にして、之に對し政府部内に於ても將た民間に於ても一般の輿論は「眼前災害あるに臨んで遽に買收を策らば直ちに米價の平衡を失し反て其害を民間に及ぼす大なるに至るべければ該說の如きは經濟上の最も忌嫌する處況んや當時廢藩の後を受け邦内運輸の道猶未だ開通せざるの秋に於てをや。此の時に於て大藏省は財政と民政とを兼ぬるの府なるが故に孰れの方面より見るも國に豫備穀を置かざるを得ず」となすに在り。遂に明治五年九月、大藏省出納寮は寮議を起し、更に內地豫備米の事を具申せり。卽ち東京、大阪に拾萬石づゝ長崎・馬關、新潟、石卷、青森に三萬石づゝ、合せて三十五萬石を儲蓄し得べき米廩を設立し、之に蓄藏して各方面の不慮に供し、尙大藏省の簿冊を置き、之が取扱と保護とを地方官に囑託し、年々新穀を換積し、舊穀を次年の經費に配りて腐朽の患無からしめ、實は經費に充て陰に不慮の用に供せんとするの方策なり。然るに既に述べたるが如く、當時政府は之と異れる見地に於て各藩より領收せし百二十萬石の米穀を海外に輸出しつゝ有るの際なりしかば、輿論を代表せる出納寮の儀も之を將來の事に期して擯けられたるは誠に已を得ざる所なりき。因に當時豫備蓄穀に關して種々なる主張行はれたるが、就中最も有力なるは左の三なりとして諸書に集錄せらるゝ所なり。

（イ）米穀は我が國民の常食とする處なれば、寔に民命に關するものなり。故を以て蓄穀饒かならざれば民庶安堵に就かず。古來常平倉義倉社倉等種々の方法ありて豐凶の均平を計畫せしは、傳へて良政と稱する處なり。須らく政府豫備蓄穀を饒かにして民命を保護すべし。

（ロ）前說の如く米穀は民命の關する處なれば、供需の權衡を平かにするは經濟上眞に要領の事たり。若し糴糶の權を失して專ら商賈の所爲に任せば、聚散其の當を失し、爲に全國の米價を攪搖し、徒に大商に附益して細民に及難するの弊を生ぜん。故に官府に於て或は糴し、或は糶して之が權衡を執らざれば交易上不思の失均を生ずべし。

（ハ）物貨交易の本旨たるや元より彼是の有無を交通するに在り、既に海外各國に交易の道を開く、我凶なれば之を彼の豐に呼び、我豐なれば之を彼の凶に投ず。何ぞ鎖國主義を以て迂遠なる貯蓄常平法を用ゆることをせん。抑々物價の昂低は供需自然の勢に因て定まるは卽ち交易の原理たり。然るを政府其中に在りて糴糶以て權衡を計らんとするが如きは蓋し政策に出づるものにして、政理に於て採らざる處なれば宜しく供需の自然に任し置くべし。

〔豫備蓄穀と政府の方針〕如此くして豫備蓄穀の制度復興は一時中絕の姿なりしが、明治七年佐賀、臺灣等の事變突發に遭ひ、政府は俄かに非常豫備を劃策し、大藏省主として其の任に當りしことは以上に述べたる處なるが、明治七年十一月伊藤內務卿は當時の國家社會の形勢に顧みて太政官に上陳する所あり、豫備蓄穀の主

張は再び朝野に喧しきに至れり。內務卿の上陳左の如し。

非常豫備之儀は人民保護上の要務に有之維新以來東京府下を始各地共米穀の闕乏を以て不慮の際米價騰貴奸商恣利小民失食候儀往々有之實に人心之向背國家の安危に關係致し不容易次第に有之候へば此際於政府儲蓄開散（脫）方法無之候ては人民保護上に於て如何可有之哉。抑從前は各地に於て種々之儲蓄も有之其方法は不一と雖も人民之稗益不少候處廢藩置縣之際官儲を被廢民蓄も亦隨て廢候以來上下一般儲蓄無之若し不虞之變に際せば何以か不足を補ひ可申哉。論者之說に方今開明之世水陸運輸之便を得る則東西相補南北相助何ぞ儲蓄を賴んと一應至當の論に候得共本邦之如きは海國にして未だ海運蒸汽船之便も完からず又陸路鐵道の設も備らず僅に山嶽を隔れば則數量を不出と雖も丙より丁を助る能はず殊に東京府下之如きは人民輻湊之地にして一日之食殆ど萬石に及と雖も土地產出の米穀なく一途各地之輸入を仰ぐのみ。若し不虞の變ある時は人民失食目下饑渴に迫候儀は申迄も無之又糧食等の事は人民自己之本務政府の知る所に非ずと申說も有之候得共人民饑渴に迫る時は保護の任たる政府に於て傍觀す可き歟不然には此儀於政府注意可致は保護之任歟と存候。然るに從前東京府下人民之積金六拾有餘萬圓有之、於府廳出納監督致し己巳庚午之際東北諸州米穀不熟之時も右金を以米穀之融通を助成し府下一般困厄を免れ候儀も有之候處辛未以來道路修築、橋梁改架等に右金大半費耗し見る所は一層開化之美を增候得共其實は府下の命脈にも關候儲蓄を失ひ既に當春佐賀の事件あり續て臺島之事起るに際し米價沸騰小民困窮

不得已大藏省より三井輩之巨商に説諭し賣拂米等爲致候通にて此上外患内憂は申迄も無之自然凶歉に遇候はゞ必府下一般飢渴に可至候若飢渴に至り候程は無之ても米價騰貴に相成候はゞ必奸商等機に投じ利を射るの弊害有之候共政府に一石之儲無之人民に一粒の蓄無之時は如何とも爲る能はず畢竟其責は於政府實に不免儀と存候去迚近來賦課多端之人民は强て積金等爲致候道理も無之假令積金等致し候共目下救荒之用に供するに足らず數十年を不出る間は依然困却可致と存候依て先般各地租税石代納は强て石代納爲致候譯に無之幾分歟正米爲相納候樣地方官へ御委任相成候儀も有之候はゞ右正米納之内差向何程歟東京回漕淺草米倉等へ御備相成年々備替之法を設け其年之景況を見計ひ拂下等有之候はゞ自然非常之豫備も出來隨て平常米價之平均を得人民困厄之害を免れ政府保護の任も相立可申と存候其他各府縣の如きは米穀の産出少く運輸不便之箇所を始とし漸を以て收租之内より幾分歟同樣御備有之度存候。

右は方今施政上至要之儀と存候間篤御詮議有之度御決裁の上は右方法取調候樣大藏省へ御下命相成候樣致度存候依此段上陳仕候也。

内務卿の上陳により太政大臣は又直ちに大藏卿の意見を徵する處あり。大隈大藏卿が明治八年一月之に上答したる處左の如し。

内務省建議非常豫備穀之儀に付而御下問之趣敬(脫)審案仕候處元來貯穀の儀は區々の議論、說話も有之候得共近時の景況目今の理勢に於而何分等閑に難閣同省の注意尤の事に而(不明)切迫の際倉(脫)

の運に相成候而は自然上下の不便を相釀可申素財の本務にも關係致候事に付既に去夏以來着手致居候儀に有之候然に是迄も運爲の都合に而は矢張價格騰貴致し今朝三暮四之說に相成得失難相償樣可有之に付先づ各府縣の內便宜の地を撰み凡四拾餘縣令參事え達置各縣壹萬石宛の積を以價格廉下の機を見計ひ買入候樣爲致申候就而者漸次東京並大阪え回漕せしめ兩所え積置候含に有之則ち非常不虞の準備に充可申候實は當省處務の一端に付決而放却罷在候譯には無之候間此等御煩念有之間敷儀と存候尤向後の貯積又は積替等にも正米納多分有之節は時宜に依て貢米の內を以取計候樣にも可有之候得共建議中所說の通各府縣に於而此に準じて夫々貯積致候儀は歲入の缺乏にも關係し不都合相成可申に付容易に御採用難相成件に可有之此等の處は地方官の注意に依り人民相對の申合に任せ候方と存候條可然御取捨相成度依之追進此段及上答候也。

而して翌二月大藏省は更に太政官左院內務課の質疑に應答する處あり。即ち左の如し。

(前略)昨年來買入の趣旨は啻に臺灣一擧の爲着手致候而已にも無之且充分買得京阪間に儲蓄の儀は勿論其目的に有之候然に兼而縷々申陳候通相場に關係の事柄に付買入方最注意可致と存候爲其故に米價の騰貴を釀し却而庶民の困苦を致候樣可相成候條都而時機を計便宜處(脫)可致筈に而買得の遲速穀數の增減等は豫め難期其手續方法は今日確と說明候樣難相成候得共今當省處務の一端に付何分にも準備の方は不都合無之樣可致心得を以右申出置候儀に候間其旨御了知有之度云々

既に述べたる明治八年三月の買收米東京回漕は此の趣旨に外ならざりしなり。越えて四月太政官は內務省に對しては「上陳の趣は大藏省に於て着手候次第も有之候に付同省へ協議之上方法取調伺出候事」と指令し、大藏省へは「別紙內務省上申非常豫備米の儀聞屆候條同省協議の上方法取調可伺出」旨達したり。玆に於てか翌五月大久保內務卿の照會に對し、七月大隈大藏卿の回答せる處左の如し。

(前略)元來右件に付而者昨七年五月中三大臣より前大藏少輔吉田淸成へ內命の旨有之蓄穀の方法彼是致勘案候處當時征臺の一擧に際會し民心靜穩の場合にも無之折柄故買辨貯蓄の儀等各地方官へ公然相達し之を需要するとき者人民其の耳目の新きに恐懼し價位忽騰貴し貯蓄の方法を設くるが爲めに却而細民の疾苦を增し且つ冗費の消散を加へ候筋に而不可然儀と存候間封信を以各縣令參事へ內命し逐次買辨せしめ來候內既に征臺の師凱旋相成民心安堵に赴き候に隨ひ各地方とも米價聊づゝ低下致し候に付猶一層貯蓄方爲取斗目今豫備米概算拾萬八千石餘有之右之內東京倉庫貯藏の分三萬七千五百石餘大阪倉庫貯藏の分壹萬四千九百六拾石程（內二千二百六十石餘者精米）各地方より廻漕中の分五萬五千五百石餘有之則ち右を以て凶歉不慮の準備に相充置臨時詰替等適宜に取斗東京大阪之間に拾萬石程は不斷闔置可申心得に有之候得共目今出納百端困難之場合にて其實昨七年已降臨時支出の金員巨額に立至り且小野組閉店の爲め各縣より收入すべき金額の內廉及未納に相成猶夫是へ對し繰換渡等多少取計候分も有之旁以目今出納上の實際に於て將來の目途只管焦慮罷在候に付此上臨時支出の金額相嵩み候節は無餘儀右貯藏の米をも沽却流用可致も難

斗候間今後の模樣に因り拾萬石之蓄積屹度保存可罷在旨之儀は卽今何分の御答に難及場合に有之候一體米穀の儀は蒼生命脈の所係に付非常豫備の方法等御煩念の廉者尤承認致し候得共前文之次第に付卽今の處何分省議を盡し兼候次第に有之此段不取敢一應御回答候也。

【貯蓄米條例の制定】右の如く大藏省は財政上の見地より直ちに是が實行を贊せざりしが、遂に明治八年八月以上の趣旨を一層擴張して一の新條例の制定を見るに至り、大藏省出納寮をして其の事務を擔任せしめ、米廩掛なるもの專ら之に當ることゝなれり。條例とは貯蓄米條例卽ち是なり。

貯蓄米條例

第一條　米ヲ貯蓄スル事

第一節　此貯蓄米ハ貢納米或ハ買入米ヲ以平常東京ニ十萬石大阪ニ五萬石ヲ目的ニ貯蓄ヲ爲スベシ。

第二節　此貯蓄米ハ毎歳秋成ノ豐歉ヲ認ムルマデ全高ヲ供置シ漸次新穀ト詰換スベキモノト雖モ米性ノ優劣ト時々ノ景況トヲ考察シ臨機之ヲ繰出シ（諸渡米或ハ賣却等ニ使用ス）又ハ之ヲ繰入レ（貢米或ハ買入米ヲ以テ之ニ宛）スベキニヨリ貯蓄高ニ於テ多少增減アルベシ。

第三節　臨時各地ニ貯蓄スル時ハ各地ノ景況ヲ察シ意見ヲ稟白シテ指令ヲ得テ施行スベシ。

第四節　貯蓄米賣買運搬等ノ爲メ毎月地方ノ米相場書ヲ取出スベシ。此方法ハ平常ハ租稅寮ニ通問シ臨時電信等ヲ以テ需用ノ地方ニ通問スベシ。

第二條　米ヲ買入ルヽコト

第一節　貢納米或ハ廩米ノ都合ニ依リ各地ノ景況ヲ察シ買入方ヲ稟白スベシ。

第二節　此買入方ハ出張所或ハ其地方官等ニ通牒シテ買入ヲ爲サシム。

第三條　米ヲ運搬スルコト

第一節　東京或ハ大阪等ノ貯蓄米ハ各地ノ景況ニヨリ禀白シテ彼是運搬ノ許可ヲ得ベシ。

第二節　此回漕ノ許可アルトキハ其買入アル地方ニ通知シ津出シテ爲サシムベシ。

第三節　此回漕ハ石數ノ多寡津出シ濟ノ通知倘回船ノ都合ヲ圖リ便宜何箇度ニテモ回漕スベシ。

第四節　此回漕ハ大藏省所轄ノ汽船或ハ雇船或ハ會社ニ委任スル等禀白シテ便宜ノ指令ヲ得回漕規則ヲ定メ別段定約スベシ。

第四條　貯蓄米ヲ賣却スル事

第一節　貯蓄米ハ東京大阪或ハ貯蓄アル地方ノ米性ト景況トヲ察シ其員數ヲ豫定シ臨時禀白シテ賣却ノ許可ヲ得テ施行スベシ。

第二節　此賣却方法ハ勿論成規ニ照準スベシ。然リト雖モ其都合ニヨリ糶賣或ハ尋常入札等ノ方法ヲ用ユベシ。最モ臨時禀白シテ特ニ許可ヲ得ベシ。

第三節　散米濡米掃集米等總テ痛米ノ類ノ賣却ハ出納頭ノ權内ニシテ賣却ノ後委細上申スベシ。

第五條　海外輸出米ノ事

第一節　海外輸出米ハ臨時出納頭ニ特命アルベシ。或ハ之ヲ禀白スベシ。

第二節　輸出ノ方法ハ臨時禀候シテ指令ヲ請フベシ。

第六條　精米ノ事

第一節　精米ハ都合ニヨリ出納頭ニ特命アルベシ。或ハ禀白シテ指令ヲ得ベシ。

第二節　出納頭ハ其指令ニヨリ方法ヲ定メ東京大阪或ハ貯蓄アル地方ニ通知シ搗精ケヲ爲シムベシ。

第七條　諸入費ノ事

第一節　買上米代竪ヒ回漕賃等其他貯蓄ニ關スル入費ハ總テ出納寮ニ受取ルベシ。

第二節　右受取金ハ出納寮額外費用ノ内ヘ編入精算スベシ。

第三節　買入米ハ買入米金額ト賣却米金高トヲ比較増減損益ノ差引毎半年或ハ毎一年之ヲ上申スベシ。

貯蓄米條例の運用は主として明治八年以後にあり、其の詳細に付きては更に後節述ぶる處ある可し。

第四節　第四期（明治九年及び明治十年）

第一款　米價の概況

〔一　米價の概況〕本期に於ける米價變動の狀況を顧るに、明治九年一月の相場は前年末より更に十錢方低く五圓六十錢を唱へたりしが、前年の豐收は一層低落を助けて五月は四圓九十錢に下り、七八月の交一時引返へしたるも其の勢振はず（八月五圓四十錢）、之が爲めに地租改正事業に不平を唱ふる農民和歌山、三重、茨城等の諸地方に暴動を起し、又同年二月の朝鮮江華島事件は事須臾にして落着したるも、民間に於て政府の政策に慊焉たる者多く、十月先づ熊本に、續いて福岡縣秋月、山口縣萩等に亂を爲す者あり。而して是等は十一月初めに至りて悉く平穩に復するを得。其の米價に及ぼしたる影響も同年の作柄極めて良好なるに壓されて頗る輕微なりしかば、十月再び四圓四十錢に下り、年内遂に四圓七十錢を越ゆること能はず農民の困難日に甚しかりき。されば政府は大に鑑みる處あり頻りに米價調節の策を講じ、或は貯蓄米條例に據りて米穀の買收並に海外輸出を實行し、或は預り米制度を設くる等頗る努力したるのみならず翌十年一月減租の詔勅を下し、同時に太政官布告第一號を以て地租改正條例に依り地價百分の三と定められたる地租の定率を地價百分の二分五厘に減じ、以て大に人心を慰撫したる結果一時稍々昂騰を告げ、十年一月

は五圓三十五錢に上ることを得たり。然るに九年豐作の結果は各市場の囘米をして著しく增加せしめ、恰かも同年同月西南の地に西鄕隆盛等叛旗を飜へし、其の勢猖獗にして事頗る重大なるもの有りと雖も未だ米價に影響するに至らず。四、五月の交に至る迄は寧ろ此の價格をすら維持すること困難なるかの觀有りしが、軈て各地運輸の便を失ふに至り、戰爭高の人氣は六月六圓、七月六圓二十錢に迄昇騰せしめたり。然れども此の盛況亦一時的にして戰亂漸次終息せると、同年も亦天候續いて適順なりしこと〻は再び米價をして低落に向はしめ、八月以降十二月迄は五圓四十五錢乃至五圓八十錢の間を上下せるに過ぎざりき。卽ち政府は同年も亦前年に劣らず米穀の買收並に輸出を實行し、且つ新たに代米納制度を設け、預り米制度を改善する等諸般の施設に腐心せり。而して是等兩年に亘る政府の米價昂騰策と西南戰爭に因る紙幣の非常なる膨脹とは徐々に其の影響を現し來りて米價調節史上、所謂常平局時代を現出せる事後節詳述する處の如し。

米穀出納の廢止　次に本期に於て米價調節の問題と關聯して特筆を要する財政上重要なる變革あり。卽ち明治九年三月大藏省出納條例の制定に依り、同年四月を以て斷然國庫出納上米穀を廢止せること是なり。此の大藏省出納條例は我國に於て稍々完備せる會計法規の嚆矢と云ふ可く、其の綱領第二十條は「凡そ一般の出納上に於ては必ず金員を以てし決して他の物品を用ゆることなし」と規定して、貨幣が國庫出納本來の客體たることを明かにし、同第二十二條は「收入中米穀あるときは先づ出納寮に於て之を購收し其の代價

を以て納付せしめ、又米穀を支出すべきは出納寮に於て拂ひ出すべき石代を以て交付することとす」と例外の場合に於ける取扱を規定せり。而して第十四款に於て取扱條例十ヶ條を包含せしめたりと雖も其過渡的規則なること勿論なり。即ち第百八十二條「一般の出納上に於ては米穀を用ゆることなし、故に出入の米穀を處置する爲め出納寮中專務の一部(即ち貯蓄課)を置き次で之を整理することとす」、第百八十三條「米穀を處置する爲めに之を購入する基金は準備金より貸出し貯蓄課に交付することとす。而して此貸金の金員は多く證書金を以て之に充つべし」等の規定を存せり。要するに此の條例は彼の米納の廢止と表裏を爲すものにして、之によりて我國の理財制度は其の面目を一新することを得たるなり。蓋し既に述べたるが如く我國民經濟が貨幣經濟の域に達し、且つ組織的投機取引の市場すら發達せる後に於て尙長期間國庫の出納が實物を以て行はるゝ制度を保存したるが如きは實に驚歎に値する處にして、經濟財政の歷史的研究上看過し能はざる問題なりと信ず。試みに明治元年より同九年三月に至る米穀出納の總計を見るに左の如し。

種類	納高	拂高	種類	納高	拂高
米	一六、三八二、〇四五石	一六、三八二、〇四五石	糯	八、八八七石	八、八八七石
精米	一一、七〇五	一一、七〇五	支那米	一四、一二二	一四、一二二
籾	六三、一五〇	六三、一五〇	雜穀	二七、二六三	二七、二六三

〔新米商會所條例〕終りに明治七年制定の株式取引條例の餘りに急進に過ぎ、在來の米會所が俄かに之に準據することの到底不可能なりしことに就いては其の際述べたる處なるが政府も亦省る處あり、更に明治九年八月新たに米商會所條例なるものを公布し、之に依りて米商會所と株式取引所とは全然別箇の存在を爲すに至れり。而して新條例に準據し、米商會所の設立せられたるもの、東京に於て兜町蠣殼町の兩所及び大阪堂島米商會所を始めとし新潟、岡山、德島、赤馬關、近江、七條、桑名、松山、兵庫、名古屋、金澤等の要地に續々新設を見たり。

第二款　米價に關する施設

明治八年八月貯蓄米條例制定せられ、今又一般會計上の米穀廢止せられたるを以て、政府の米穀は悉く貯蓄課の管掌に歸し、又悉く貯蓄米たるに至れり。

〔一般會計殘米處理の狀況〕一般會計殘米處理の狀況左の如し。

明治九年四月より同六月に至る期間内米穀出納表（乙亥乙部）

種類	米	精米	籾
納高	四九一、六七二石	三、六四八石	一三、六九六石

種類	米	精米	籾
拂高	四一九、六七二石	三、六四八石	一三、六九六石

乙亥部とは明治八年の後半より始まる會計年度を意味するものにして、一般會計上米穀の出納を廢止したる明治九年四月を以て一と先づ決算を行ひ、其の際の殘存額を常用金を以て貯蓄部に引繼ぎたる米穀

の出納を六月を以て決算したるもの、右の表に示す處なり。

明治九年七月より同十年六月に至る期間內米穀出納表（丙子乙部）

種類	納高	拂高
米	二九五、〇二七石	二九五、〇二七石

丙子部とは明治九年後半より翌十年前半を以て終る會計年度を意味するものにして、常用部資本を以てする米價の出納は之を以て最後の決算とす。換言すれば一般會計上に於て米穀の出納を廢止したる殘務も亦茲に於て全く終了せるものなり。

而して此の貯蓄米中には所謂常用米が變化したるもの丶みならず、既に貯蓄米條例制定の前後より其の趣旨に應じて買收したる米穀亦尠からず（尤も出納の便宜の爲め出納上は九年四月以後に於て貯蓄部に於て準備金を以て買收したる形式と爲したるものあり）。貯蓄米條例は將に實行の時代に入れり。

〔貯蓄米處理方〕　明治九年三月出納寮は貯蓄米處理の議を起して曰く、

貯蓄米取扱之儀萬端當寮へ御委任相成候ニ付將來ノ方法等段々勘考仕候處右貯蓄米ハ當用或ハ準備部內ニテハ計算上頗混雜畢竟賣買損益等精算モ（不明）ニ至リ可申ト懸念ニ御座候就而ハ當今ノ貯蓄米ハ常用甲乙部及準備ニ混淆イタシ居候以來左ノ見込ノ通御定メ被下度尤自今米穀等ノ名目ハ相廢止都而金勘定ニ可致等ノ儀モ御座候條旁此段相伺候云々

一、貯蓄米ハ明治八年八月中御達シノ通東京ニ拾萬石大阪ニ五萬石ヲ目的ニ相定可申事。

一、右御定メノ上ハ當今ノ貯蓄米ハ悉皆當用甲乙部內ノ有米或ハ準備金ヲ以テ御買上ゲ相成居候モノニ候ヘバ右ノ內ヨリ拾萬石ノ高更

ニ準備金ヲ以テ貯蓄米ニ御買入相成度候事。
一、右御許可相成候半ハ右米可買入相當之代價御渡被下度事。
一、右代價御渡ノ上ハコレヲ貯蓄米賣買ノ資本トシテ總テ金ヲ以テ勘定相立將來ノ賣買オヨビ運轉ノ費用ハ總テ此內ニ而立用可致事。
一、右貯蓄米賣買資本金ハ現金御渡ノ儀ニ無之當時有米オヨビ昨年ノ貢米目今追々上納ニ可相成分相當ノ代價ヲ附シ當用部ニ於テ既ニ準備金ヨリ借入有之內ヘ返却更ニ其ノ金ヲ御渡シ可相成手續ノ事。
一、右貯蓄米運轉賣買等ハ是迄ノ通一々可相伺候事。
一、貯蓄米賣買等損益計算ハ毎年一度則六月ヲ以テ取調益アラバ可上納、損減アラバ更ニ御拂出相成度候事。
一、貯蓄米賣買ノ間資本金所遊アルトキハ現金納拂局ニ預ケ置クベシ・此時ニ當リ當用或ハ準備金ノ都合ニヨリコレヲ仕用スルトキハ便宜借入ヲナスベシ。
一、金代米納アルトキハ其納場東京或ハ大阪ヘ積廻シノ上其府縣相當ノ貢納相場ヲ以テ買入ベシ・尤其府縣ニオヰテ入用ノ節ハ貢米ハ其府縣ニ据置此局ヘ買入ノ手續ヲナスベシ、而シテ其府縣ニ渡米アルトキハ賣渡ノ手續ヲ爲スベシ。
一、金代米或ハ豫備買入米等多數ニシテ貯蓄高ニ充滿シ尙餘米アルトキハ借入ニイタシ置追而賣却ノ上其代價ヲ以テ返濟ニ相立ベシ。
一、渡シ米アルトキハ當用或ハ準備ニオイテハ東京或ハ大阪其渡所前月平均相場ヲ以テ代價渡シニイタシ其代價ヲ以テ貯蓄米ヨリ賣渡ノ手續ニ可致事。
一、貯蓄米藏出藏入等ノ諸雜費ハ都テ出納寮定額ヨリ仕拂ノ事。
一、右御許可ノ上ニ別ニ一局ヲ設ケ之ヲ取扱可申事。
　但此局は當時の淺草倉廩を用ゐ官員も今の米廩掛の者を之に宛可申事。

卽ち之に依りて翌四月新に出納寮中に貯蓄課を設け、貯蓄課處務順序を定めたり。爾來新に買收する米穀は其の資本を準備金より支出し、又既に該年の歲入出豫算に包含せられたる米穀（貢米）を賣買するは

其の資本を歲入金より支出し、孰れも其の損益は其の資本を支出せし準備金部又は常用金部の負擔に歸せしめ一年每に決算すること〻爲せり。

三　貯蓄米經理方規　而して同年八月に至り更に貯蓄米經理方規の制定有り。卽ち左の如し。

一、資本金を受取米穀を買入保存し、後日其の米を賣却せし代金を以て直に資本へ返納決算するを一回決算部と號す。又最初資本を受取米穀に買入後日其の米を賣りて代金を引入たる時直に返納に不立繰返し、買入或は賣却を爲し、最後の賣代金を以て最前の資本へ對し返納決算を爲すを轉換決算部と號する事（但本文轉換部連續して決算の期無きときは現米にて蓄藏しあるとも半年度每に決算を立損益を出納すること〻すべし）。

一、轉換決算部は則ち豫備蓄藏米に用ゆる法にて其の詰替轉換の賣買金繰の都合等は國債寮協議上局窺濟みの上出入を爲すは勿論の事。

一、轉換蓄藏の米は過般再應窺濟の如く拾五萬石を以て目的とし常平不絕を以て則とすと雖も理財の都合も有之に付年々伺の上資本額を定むる事（但此資本を定むると雖も詰替賣買の間に於て現金遊餘あるときは準備金中へ返納するものとなす。或は又此蓄藏現米を他の經濟に借上るも時の便宜に任すと雖も右借上るときは後必ず返戾すべきこと〻す）。

一、轉換蓄藏米は年々半高を詰替るを例規とし此詰替買入米は年々秋成を見て大豫算を立て各地方の實

況を（脫）知して本年の買場を定め上局窺の後買收すべし。又詰替拂出の米は年々賣却して市民の平食を補け或は臨機輸出して其の勝算を取るべき事とし而して此賣買は卽ち賣買規則に因るべき事。

一、凡買入米は臨時に發するときは大に市價に差響奸商の媒を爲し弊害を生ずるが故に一回決算部と雖も不慮經濟の部は前款の如く大に秋稔を量りて之を決定するものとして臨機の買入を爲さゞるやう注意する事。

一、凡米穀賣買を四法に定む。其一は公然市中に令達して糶賣糴買を爲し或は賣先買先を定めて直接賣買をなす是なり。二は會社豪商へ命じエゼント法を以て手數料を給し直に賣買をなさしむる是なり。三は出張所或府縣へ令達して之を任じ賣買を爲さしむる是なり。四は通例の賣買に非ず、故ありて貢納等の內へ米を收穫するとき地方の公價を以て買入の順序を爲して之を預け置後經費へ對し公價を以て賣却する等是なり。此四法を定めたる後は賣却買入とも都て此中の一法に因ることゝし種々の取扱なきやう可致事（但本文の如くせざれば勘定整理し難ければなり）。

一、賣買の違約償損金澤手米の辨償金難船の分配金等の類にして米に屬したる償損金は其の米に對したる益分へ引入るゝ事（但掃集米或倉舖金等の類は益分に屬せず別途に上納する事）。

明治十年一月出納局に於て制定せる貯蓄米回漕規則二十八條及貯蓄米受渡規則十八條は卽ち貯蓄米の回漕受渡の詳細なる手續を規定せしものなり。

貯蓄米の實質

爾後貯蓄米は右の方規に遵て處理せりと雖も未だ資本金額を確定せず、單に準備金運轉の都合に依るが故に其の買收又は賣却等の計畫は孰れも臨機に出で、總て所謂一回決算部に屬すべき性質のものゝみにして、遂に所謂轉換決算部に屬すべきもの存せざりき。隨て實際に於て豫備蓄穀なるものを區分することと能はざりしを以て、唯だ常に賣買の間官廩の殘存額を豫備米に擬したるのみなり。

而して貯蓄課が貯蓄米制度の運用の爲めに準備金の運轉によりて營みたる米穀の賣買は明治九、十の兩年に亘りて盛んに行はれたる處にして、明治九年四月より翌々十一年六月に至る期間に於て百三十一萬六千十三石に上り、政府の（外に重複納拂六十一萬三千百六十五石）米價調節は將に大なる進展を爲せしなり。以下其の詳細に就いて記す處ある可し。

明治八、九、十年と引續ける米作の豐穰は米價をして大に低落せしめ農民愁訴の聲を絶たず、各地暴動勃發せしこと前述の如し。政府は卽ち直ちに立つて之が應急の施設を講じたり。

明治九年の米穀買收

明治九年後半、米價は益々下落し諸地方に擾亂あり。政府は地方長官の權限を以て抵當米制度を實行せしむる等、之が應急の手段を講ずと雖も、大勢抗し難く遂に大々的米穀買收を實行するに決し、豫め各府縣より報告せしめたる米價の狀況に徵し、同年十二月兵庫、愛知、岐阜、宮城、青森、岡山、和歌山、福岡、大分、秋田、愛媛、新潟、茨城、栃木、千葉、熊本及長崎の十七縣に向つて左の如く達したり。

輸出米の見込有之候に付上品に而變り並雜り等無之且拵へ能き米若干石買入方可取計尤相場の儀は津出し辨利の港へ持出しに而壹石若干迄を目的といたし且代金は一月納の税金に而下渡候條右の心得を以て買入方可取計此旨相達候也

而して買入る可き石數並に其の代價は地方の景況によりて異り大凡そ左の如く豫定せられたり。

縣名	豫定石數	豫定價格	備考
兵庫縣	二〇、〇〇〇石	四円二〇錢	其後ノ影況ニヨリ四円六五錢マデ引上グ
愛知縣	二〇、〇〇〇	四、〇〇	四、三〇マデ引上グ
岐阜縣	二〇、〇〇〇	四、〇〇	
宮城縣	三〇、〇〇〇	三、〇〇	四、三五マデ引上グ
青森縣	一〇、〇〇〇	三、三〇	
岡山縣	一〇、〇〇〇	四、〇五	
和歌山縣	二〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇	四、一〇	二〇、〇〇〇石ヲ四〇、〇〇〇石ニ改メ四、四〇マデ引上グ
福岡縣	二〇、〇〇〇	四、〇〇	四、三〇マデ引上グ
大分縣	一〇、〇〇〇	四、一〇	
秋田縣	二〇、〇〇〇石	二円三〇錢	三円〇〇錢マデ引上グ
愛媛縣	二〇、〇〇〇	三、六〇	三、九〇マデ引上グ
新潟縣	二〇、〇〇〇	三、〇〇	三、五〇マデ引上グ
茨城縣	二〇、〇〇〇	三、七〇	四、五〇マデ引上グ
栃木縣	一〇、〇〇〇	四、八〇	
千葉縣	一〇、〇〇〇	三、七〇	四、八〇マデ引上グ
三重縣	三〇、〇〇〇	四、〇〇	
熊本縣	三〇、〇〇〇	三、三〇	
長崎縣	三〇、〇〇〇	三、八〇	

以上の内三重縣は既に前月十一月中に達し濟みなりしを之に加へたるものなるが、此外翌十年五月に至り靜岡縣の請願により遠江國九ヶ所上、中、下米平均相場四圓九十五錢六厘三毛を以て田租積穀の半額卽ち四萬九千百石餘の買收を決定したり。

以上諸縣に買收を命ずると共に一方出納寮に於ても大阪出張所と呼應して東京其の他の各地に買收を計

畫し、三井物產會社及田中平八をして直接買收の事に當らしめ、大凡そ東京拾萬石、大阪拾萬石、兵庫壹萬石、四日市貳萬石、若津貳萬石、肥後地方貳萬石（或は東京、大阪、長崎、馬關、四日市、熊本、佐賀地方に於て貳拾五萬石なりとも云ふ）を時價を以て買收するの計畫を立てたり。卽ち買收の豫定總額は靜岡縣の分を合せて約六十七萬石に垂んとせり。

米穀買收策と當時の經濟狀態

然り而して各府縣一齊に買收に着手するや、全國各地の市價俄かに昂騰し、各縣孰れも標準價格の引き上げを要求し來り就中岐阜、青森、岡山、和歌山、新潟、茨城及栃木の七縣は一粒の買收をも實行すること能はずして止み、愛媛及千葉の二縣も亦極めて小額を買收し得たるに過ぎざりき。如此く政府に於て米穀買收の企劃存するを知るや、當時沈滯の極に在りし米價が一時的なりしとは云へ、兎も角一齊に騰貴を始めたる所以のものは何ぞや。按ふに明治十年一月の地租五厘減の詔勅、西南戰爭の突發等も固より其の原因なりしなる可しと雖も單に是等に止まらず、更に一般的、根本的原因の存在せしことは推察するに難からざるなり。卽ち當時未だ運輸交通の便完からず、各地方は各獨立の市場を形づくり種々なる米價變動の原因も他の地方とは殆ど無關係に單に其の範圍に作用することを得るに過ぎず。勿論米作の豐凶と云ふが如き一般的事情は全國に亘りて影響を及ぼせりと雖も、未だ以て全國の各地方をして均一的價格を有せしむること能はず、概括的に騰落の傾向を同じくせしむるに止まれり。加之民心未だ純朴にして政府の力に信賴すること厚かりしこと等は全產額に比して實に僅少なる米穀の買收を行ひ、然か

も充分に米價調節の目的を達することを得せしめたる最大原因なりしと云はざる可らず。是れ如此き事情の存在せざる當今の時代に於て、買收に依りて米價の低落を防止し、或は外國米の輸入に依りて米價の昂騰を防止せんとするが如き施設が到底昔日の效果を擧ぐること能はず、若し充分の效果を發揮せしむるに足る底の數量を輸入するが如き事あらんか、結局供給の大過剩を來し、其の弊害却て測り知る可からざるに至る所以なりと云ふ可し。而して今日の時勢より見て甚だ幼稚なる方法が却て最も時代に適當したる方法なりしは知るに難からず。蓋し最良の政策は最も時勢に順應するに在り。明治九年十二月の買收計畫によりて實際買收し得たる成績は左の如し。

買收地	取扱者	買收石數	平均價格	買收地	取扱者	買收石數	平均價格
東京	三井物產會社	石 七八、二八九	円 四、八四三	和歌山縣		石 ―	円 ―
東京	田中平八	七九、九八二	四、九六九	福岡縣		二〇、〇〇〇	三、八九八
大阪	出納局出張所	四九、七四五	四、七八六	大分縣		七、九〇六	四、〇二〇
大阪	三井物產會社	四二、一五二	四、九五七	秋田縣		一七、四二一	二、九一一
兵庫	同	四、八六六	四、六二〇	愛媛縣		一、五三二	三、九〇八
四日市	同	一二、四八五	四、六〇〇	新潟縣		―	―
馬關	同	一六、九八四	四、五四九	茨城縣		―	―
若津	同	一七、一四一	四、三〇〇	栃木縣		―	―
肥後八代		四五八	四、四五八	千葉縣		五一七	四、四六一
兵庫縣		三〇、〇五六	四、三五九	三重縣		三〇、三三一	四、〇〇〇

愛知縣		二〇、五八〇	四、〇七五
岐阜縣		—	—
宮城縣		三〇、〇〇〇	四、四一〇
青森縣		—	—
岡山縣		—	—
熊本縣		一八、九四九	三、六七四
長崎縣		一六、〇〇〇	四、〇三〇
靜岡縣		四九、一〇八	四、九五六
合計		五四四、五〇一	

卽ち、豫定の數量に達せざること十數萬石なりしも、其の價格は凡て豫定價格を超過したること大なりき。此の巨額の買收米は大部分東京、大阪、馬關、長崎、四日市等に回漕し、後に述ぶるが如く海外輸出米に充てられたるものなるが、其の外西南の事變に際し、又は其の以後に於て陸軍糧米に充てたるもの八萬八千六百五十石に上り、熊本縣の買收米は、殆ど全部賊徒に奪はれ又は燒失し、九州地方の買收米にして明治十年十月鹿兒島縣救災の爲めに同地に回漕したるもの五萬石に上れり。而して秋田縣の買收米一萬七千餘石は全部開拓使の請を容れて價格三圓の割合を以て之に讓渡せりと云ふ。

〔明治十年の米穀買收〕 次で明治十年十月再び前年買收の趣旨に隨ひ、青森、秋田、和歌山、新潟及石川の五縣に對して「海外輸出其他の見込有之り新上米俵拵米性宜敷分時機見計ひ十一年一月中迄に買入可取計き」旨を命じ更に出納局に於ても、東京（三井物產會社をして取扱はしむ）、大阪、兵庫（大阪出納支局及び三井物產會社をして取扱はしむ）、四日市、馬關、若津（三井物產會社をして取扱はしむ）及び石ノ巻（仙臺出納支局に命じ宮城縣をして取扱はしむ）等の各地方に買收を計畫せり。而して此の計畫に依る買收豫定石

數五十三萬石、之に充てたる資本金額正に貳百五十萬圓なりき。其の計畫左の如し。

買收地	豫定石數	豫定價格（中米一石當り）	摘要
東京	一〇〇、〇〇〇石	五、一〇円	關東ノ米價ヲ平準セントス
大阪	八〇、〇〇〇	五、〇〇	五畿、山陽、南海ノ諸國ノ米價ヲ平準セントス且ツ歐洲輸出ニ充テントス
兵庫	五〇、〇〇〇	四、九〇	同
四日市桑名	七〇、〇〇〇	四、八〇	尾濃勢其ノ他近傍ノ米價ヲ平準セントス
石ノ巻	三〇、〇〇〇	三、七〇	陸前陸中地方ノ米穀運輸交通ヲ開カントス
馬關	七〇、〇〇〇	四、五〇	北國筋或ハ筑豐地方ノ米價ヲ平準セントス
長崎若津	五〇、〇〇〇	四、三〇	若津ニ買收シ長崎ニ回搬シ專ラ歐洲輸出ニ充テントス
青森縣	二〇、〇〇〇	三、一〇	以下何レモ其ノ地方ノ米價ヲ平準セントス
秋田縣	一〇、〇〇〇	二、七〇	
新潟縣	二〇、〇〇〇	三、三〇	
石川縣	二〇、〇〇〇	三、八〇	
和歌山縣	一〇、〇〇〇	四、八〇	
合計	五三〇、〇〇〇		

右の計畫に於て平準せんとする米價は、地租改正に用ゐたる標準價格以上に置かんとするに在りしを以て、各買收取扱者には地租改正用米價表を下付して據る處あらしめたり（因に地租改正に用ゐたる米價は明治三年以降五年間の上中下米價を平均したるものにして結局全國平均一石四圓十八錢五厘弱なり）。

而して買收に着手するや米價は頻りに騰貴し、恰も當時施行せらるゝに至りたる代米納預り米等の制度と共に其の當初の目的は充分に達することを得たり。唯だ石川縣の如き第四次迄も豫定石數を增加するの止むことを得ざりし特殊の例外は存せりと雖も、全國に亘りて其の效果著しきものあり。遂に豫定石數を

買收すること能はざるに至り、其の不足額實に二十萬石卽ち實際買收し得たるは三十二萬九千餘石に過ぎざりき。

如斯き結果を來したる理由に至りては、卽ち既に前回の買收に就き述べたると同樣の事情に因ること多きは勿論なりと雖も、更に之が原因たる可き諸種の事情に於て變化著しきものありしを看過す可からざるなり。卽ち租稅の減率を實施し、並に租稅徵收上の變例を認めたること、前年末來聊か農民の賣惜を誘致したること、隣邦支那の凶歉、銀行其の他の金融機關一時に發達し、從つて農業に對しても金融の便增加したること及び西南事變の爲め戰費支辨の必要上增發せられたる紙幣の大に膨脹せること等の事實は孰れも物價騰貴の誘因たらざるは無く、將に從來の沈滯せる經濟界に激變を齎らさんとするの氣運に在りしこと明かなるに當りて、更に此買收を實行せしを以て米價は昇騰せざらんとするも能はざりしなり。思ふに十年末に於ては經濟界の實際は敢て政府自ら手を下すを要せず、自然の成行に放任するも尙且つ充分に其の目的を達成することを得たりしならんも、當時米價の沈滯に由る人心の險惡、殊に西南の變に懲りて之が緩和を策りて其の功を急ぎたる者と云ふ可く、或は當時實行に着手したる海外輸出を續行せんが爲めなりと解せられざるにも非ず。何となれば政府の米穀海外輸出は米價調節の目的と共に常に海外に正貨を獲得せんとするの目的を有せしものなればなり。而して右の計畫を實行したる成績左の如し。

買收地	取扱者	買收石數	平均價格	買收地	取扱者	買收石數	平均價格
東京	三井物產會社	一九、六三一石	五、二六円	石ノ卷		五〇〇石	
大阪	大阪出納局出張所	三九、四〇〇	五、〇七	青森縣		七、七一八	
大阪	三井物產會社	三九、九二四	四、八五	石川縣		六五、〇五〇	
兵庫	大阪出納局出張所 三井物產會社	一三、〇〇〇	四、九八	秋田縣		—	
兵庫	三井物產會社	七九、九八一	四、七六	新潟縣		—	
四日市	同	四五、七二一	二、九〇	和歌山縣		—	
馬關	同	一四、七一三	三、〇〇	合計		三二九、二八二	
若津	同	七、六四四	三、七二				

尙明治十年十月實施せられたる地租徵收上の變態卽ち代米納の制度に據りて米を以て貨幣に代へ納付したる所謂代米納三萬四千六百二十九石餘を大阪、京都、滋賀、和歌山、岐阜、島根、三重、靜岡及兵庫の二府七縣に亘りて此際併せて買收したり。此事に就いては後に詳述すべし。兩者併せて三十六萬三千九百十一石にして、其大部分は海外に輸出せられ、正貨に變形して國庫を充實したるものと知るべし。

大藏省買入預米處分例及米廩取扱條例　政府の米穀買收は前記の外爾後に於ても同一の趣旨の下に屢々實行せられたる處なるが、大藏省は旣に最初の買收に着手したる當時明治十年一月買收の手續其の他に就ては特に於各府縣大藏省買入預米處分例十三條を制定して各府縣に頒ち、更に米廩取扱條例十五條をも制定せり。於各府縣大藏省買入預米處分例の主要なる條項左の如し。

第一條　大藏省ノ都合ニヨリ米穀ヲ買入ルトキハ臨時大藏卿ヨリ府縣ニ令達シテ之ヲ買收セシム然ルトキハ府縣ハ便宜ノ地方ニ於テ買收スベシ（價値ハ必ズ其令達ニ隨フベシ）而シテ買收ノ示談整ヒアラバ其段直ニ大藏卿ヘ具申スベシ

第二條　前條ノ買入米買附具申ノ後ハ代金費用ノ請求ヲ始メ凡ソ該米ニ屬スル事件ハ府縣ヨリ直ニ出納頭ニ對接シ後條ノ如ク預リ米ノ末ヲ結ヒ了ルベシ

（第三條以下略す）

次に米廩取扱條例の主要なるものは

第一條　大藏省ニ於テ米穀ヲ蓄積糶糴スル爲メ（伊勢國四日市・長門國下關港）ニ倉庫ヲ設置ス　之ヲ大藏省米廩ト稱ス

第二條　米廩ハ大藏省ノ總提管理スル所ナレドモ平常ノ保護出納ハ擧ゲテ其ノ地方廳ニ委托シ之ヲ管理セシム　但シ時トシテハ大藏省ヨリ派遣シテ之ヲ檢閲スルコトアルベシ

（第三條以下略す）。

明治九年の米穀海外輸出

明治八年十二月中再び米穀海外輸出の議大藏省に起り、翌九年一月より實行するに決せり。其の目的とする處は素より我國の主要産物たる米の販路を海外に擴張し、大に國益を増進すると共に國內に於ける米價調節の手段たらしめんとするに在り。加之他方に於ては或は軈て出納上米穀を廢止せんとするの議有るに際し、政府が其の米廩に保有する巨額の米穀の處分策としても適當の措置なりと思惟したるに由るものゝ如きも、當時の省議を知るに足るべき詳細の資料を有せざるを遺憾とす。該輸出米は當初の豫定石數二十萬石なりしも、明治九年六月更に三十萬石を追加して合計五十萬石と爲せり。而して其の方法は明治五年の場合と異り「ヱゼント」を用ゐて政府自ら輸出するに非ず、一旦三井組に交付し、三

井組は更に横濱在留の英商「イ、ビ、ワットソン」に交付して、之をして實際輸出の衝に當らしめ且つ其の危險を負擔せしめたるものにして、明治八年十二月大藏省、三井組及「イ、ビ、ワットソン」の三當事者間に之に關する契約締結せられたり。

輸出米の取扱其他手續に關しては第一回の輸出米決定後直ちに輸出米處分條例十四條を定め、且つ出納寮中に輸出掛なるものを置き其の事務に任せしめたり。輸出米處分條例は特に必要の點なきが故に茲に記載するを略す。

右の輸出米には當時政府が東京大阪兩米廩に於て所有せるものを始めとし、明治八年末三潴、白川、佐賀、福岡縣に於て買收したるもの及び前記九、十兩年中兩度に亘りて大規模に行はれたる買收米を以て之に充てたるものにして、前記の買收は一面に於ては輸出に充てんが爲めに行はれたるものゝ如し。

契約の締結は前述の如く八年末なりしも、實際米穀の交付を開始したるは九年一月にして(不開港にも外國船の入港を許せり)、然かも米質に就て苦情頻發せしのみならず、天候其他の關係の爲め船積意の如く進捗せざりしかば、期限等に就て契約書に一部の改訂を加へ、漸く九年八月を以て第一回二十萬石の交付を了りたり。第二回三十萬石は續いて交付を開始し、翌十年九月を以て其の全部の交付を了したり。政府が交付せし米は契約通り五十萬石餘なりしも、船積迄に潰滅せし數量も尠からざりしかば、實際に輸出せしは四十六萬石餘に過ぎざりしと云ふ。今積出地別に之を示せば左の如し。

東京	一八八、八九七石
大阪	二三五、九七一
兵庫	二、〇一七石
四日市	一一、〇〇〇
馬關	二四、〇二一石
長崎	四四、四三七
總計	五〇六、三四三石

而して九年一月最初の交付を開始し爾後交付を受くるに隨ひて之を輸送し、翌々十一年五月に及びて始めて終了することを得たり。

仕向地は前回支那方面を主としたるに反し、今回は多く英國龍敦其の他歐洲各地、桑港、濠洲（「オーストリヤ」と記載せるものあれども誤ならん）支那に於て厦門、香港及印度等にして、其の他既に內地に於て他の外商へ轉賣し、輸出せしめたるものも小額存せりと雖も、是等に就ては仕向地等を審にすることを得ず。當時英國の新聞紙にして日本米に關する左の如き記事を掲載したるものあり。

日本より二年前輸入せし已來今度復た米穀を輸入せし聞へあり。而して數種の船荷共去る數月間品位宜しき聞へありて多く歐洲に於て分配せり。龍動に於て陸揚せし品は目今販賣中なり。且つ此の品現今高價を有するを觀れば其以前よりの輸入より品位大に進歩せるを證するに足ると云ふ。是全く船內空氣の流通、米穀の選擇並に裝置方に於て注意宜しき所に由るべし。

此の輸出米によりて政府は日本米の新販路を開拓し得たるの利益は甚だ大なりしと雖も、三井組を介して外商へ賣却したる代價と原價とを比較するに、其の計算は再び損失に歸したるもの丶如し。

卽ち政府が外商へ交付したる米穀の數量は前記の如く五十萬六千三百四十三石にして（尤も此の內五千

六百八十石の缺減ありしも其の割合甚だ僅少なるが故に假りに計算に入れずして可なり）元價平均一石に付五圓四十三錢三厘代價同じく四圓三十四錢五厘を以て計算すれば、

一金二、七五六、二六五円 元價　一金二、二〇〇、一〇九円 賣却代實收高　差引金 五五六、一五六円 損失

損失元價に對し二割一厘七七に該れり。是明治八年中軍事の爲め米價昂騰の際購入したるもの及び其の當時の高價なる貢納相場を以て評價せるものは暫く措き輸出を豫期して米價低落の際買收したるものも大抵五圓十錢内外にして、尚且つ賣却代價より高かりしと一方輸出の盛大を希望するの餘り、稍々恩惠的に賣價を低からしめたる傾ありしが爲めに遂に如斯き結果を來したるもの丶如し。

米穀經理記事に實際の原價を度外視して五十萬石全部を米價低落せし九年、十年の交に買收したるものと假定して損益計算表を記載せり。參考の爲めに左に掲ぐ。

摘要	出部	入部
九年ヨリ十年六月迄買入レタル米ノ平均價ヲ以テ算シタル五十萬石ノ原價、但壹石四圓九十二錢五厘	二、四六二、五〇〇円	—
輸出米五十萬石ニ對シ現ニ獲タル代金額二百十五萬弗ノ通貨		二、一七二、九八四円
利足益		二五、三〇三
爲換益		四七、〇八九
桝量損 五、六八〇石	二七、九七六	—
價格損 一石に付四圓九十二錢五厘		二四五、一〇〇

右に據れば損失一石に付四十九錢六毛餘にして、元價に對し九分九厘六五に當る。前記の如く結果は損失に終りたりと雖も、政府は紙幣を以て正貨に換ふることを得たると同時に日本米の新販路を開拓し、併せて內地に於ては米價低落の勢を防止して民心を安んせしめたるの效果は勿論なりとすべし。

而して輸出米の代價は多く倫敦「オリエンタルバンク」に於て支拂を受け、英國其の他の外國に於ける軍艦其の他の物品購入代金に充てたるもの多し。明治十年に入り二月及五月の兩度に橫濱在留の米國商人「ウォルシュ、ホール」商會の請に應じて海外輸出の爲め拂下げたる米六千三百四十二石あり。東京及兵庫に於て交付し廈門及濠洲へ輸出したるものなりと云ふ。

〔明治十年の米穀海外輸出〕明治十年二月政府は明治九年の大輸出未だ完了せざるにも拘はらず別途大規模の海外輸出を計畫し、從前の如く外商等に賣却して後ち輸出せしむるが如き間接の方法に出でずして、直接其の衝に當るに決し、當時會々成立を見たる三井物產會社をして實際の取扱に任せしめたり。此輸出計畫に於ては豫め數量を定めざりしものゝ如しと雖も、其の目的たるや前回輸出米に異る處なく、前記米穀買收計畫と相俟つて海外輸出を行ひ、內に在りては米價を調節し、外に在りては正貨を吸收して對外債務の決濟を容易ならしめんとするものなること勿論なり。而して直接と間接とを問はず、如斯く政府自ら米穀の對外

貿易を行ひしは蓋し宛かも現時の外國米輸入專賣を行ふべしと云ふが如き方案と相類似し、且つ同樣の非難を享くべしと雖も、當時に在りては政府以外に如斯き大事業を計畫し得るもの存せず、隨て正貨を海外に吸收するには此方法以外に存せざりし事等は之を辯護するの根據たるべきか。又何故に從前の如く間接的方法によらざりしかに付ては、何等據る可き記錄存せざるを以て充分明かにすることを得ず。按ふに九年二回の大輸出によりて外商をして充分日本米の販路を開拓せしめ、且つ之が爲めに彼等にも相當の恩惠を施したるを以て、今後は相應高價に賣却するを得べく、依て得べき利益も從前の如く外商の壟斷に委することと無く、政府自ら獲得せざるべからずとせるに際し、幸に實際の取扱に任ずべき三井物產會社の成立を見たるが故に俄に決行するに至りたるなるべきか。或は從前の如き方法に據らんにも、外商等の應ずるもの無かりしに由るならんか。以下輸出の景況に就いて記述す可し。

輸出米の取扱は三井物產會社之に任ずるも、之が回漕に從事するものは三菱會社にして、明治十年三月三菱會社所屬船新潟丸は一萬二百五十九石の米穀を滿載し、英國倫敦に向つて品川沖を解纜し、翌四月高砂丸之に尋いで橫濱を出帆し、爾來陸續として支那或は歐洲に向つて品川、橫濱、神戶、馬關、四日市及伏木の諸港を發し、明治十一年四月迄に輸出したる米穀の總量無慮三十萬六百六十石に上れり。今、(一)其の仕向地別、(二)輸出港別數量を示せば左の如し。

(一) 仕向地別

歐洲	倫敦	五八、八五四石
	ハンブルグ	九、九四六
	アムステルダム	四一、〇七六
	其他	三四、六八七
	計	一四四、五六三
支那	香港	一一五、〇七一石
	厦門	一九、四九三
	福建	二〇、三一二
	其他	一、二二一
	計	一五六、〇九七
合計		三〇〇、六六〇

（二）輸出港別

東京（品川）	四七、六一五石	橫濱	七〇、四七八石
兵庫	五二、八七三	馬關	二六、八九一
四日市	二二、七七九	伏木	二四、〇五〇
長崎	九、七六二	橫濱馬關	一一、一六九
長崎馬關	一二、〇四四	神戸馬關	一六、八四五
神戸四日市	六、一五三	合計	三〇〇、六六〇

途中缺減尠なからず、內外の費用亦多大に失し、這回の大輸出亦損失に終れり。其の決算左の如し。

一金　二、二〇九、〇三八円　　但米穀元價及諸費

　　內譯

一金　一、五〇七、九四七円　　但米三十萬六百六十石の元價

一金　六五一、〇九一　　但內國費　二一〇、〇一五円／外國費　四四一、〇七六

一金　二、一〇三、三五〇　　但賣却代金

差引金　一〇五、六八八　　但損失

各仕向地中純粹に利益を擧げ得たるは香港及び漢堡のみにして、倫敦、「アムステルダム」は其利益損失に及ばず。而して其の他は總て損失に歸し、結局上記の如く十萬五千六百八十八圓は國庫の損耗たらざる

を得ざりき。

海外に於ける輸出米の批評 此輸出米に關して倫敦「フレッツスル」會社の稽蹟拔抄（西暦千八百七十七年）を米穀經理記事に掲げたり。今左に之を轉載すべし。

日本より外國に米穀を廻漕することは壹千八百七拾五年（我明治八年）に於て再び輸出を開き爾來年々間斷あるなし。而して昨今の報道に依て見れば歐洲への輸出高總計一千八百七十六年に於ては貳萬八十四噸なりしが一千八百七十七年に於ては貳萬壹千六百噸に達したり。但其の一千八百七十七年の分は印度に志したる一艘の大汽船我英國に向ひ廻漕せしに由りて較々增額を生じたり。相場は前年の相場に甚だ相齊しく位せり。而して港內に碇泊せる米の相場四月に於ては下落極つて每百二十斤に付十「シルリング」九「ペンス」なり。而して八月に於ては極騰貴して十二「シルリング」六「ペンス」に至れり。但四月八月共に「オープンチャルド」に由るなり。而後米の上等性質に從つて九「シルリング」七「ペンス」半より十一「シルリング」に至るまで賣渡せり。然るに印度よりの報知に由り自他の米穀と共に大に日本米の相場を退却せるなり。而して大概廻漕の裝置改良進步し穀物の性質に付き異議を生ずるなく、自他紛冗等を釀すことなきは余輩喜こんで記載せざるを得ざる處なり。然りと雖も此米たる船中に於て多少其性を敗壞するもの丶如く見ゆること殆んど常にして到着の節其光澤あるを見ることは甚だ稀なり。然るときは豈之を不幸と謂はざるべけんや。然れども其の米穀取扱方に於ては既に練熟を盡し配慮を加へ

費用を省かざるあるを見るときは則ち空氣流通の一事未だ智の至らざるあるに似たり。蓋し此空氣流通のことたる固より易々たることに非ざるなり。又恐らくは海路悠遠にして航海の日數重累するに坐するも未だ知るべからず。然らば則ち一回に數萬「トン」を載積する大船を用ゐんよりは寧ろ可なりの汽船にて之を數回に運搬せんこと是又忠告せずんばあるべからざるなり。此日本米の有する高き地位をして保存せしめんには英國竝に大陸に於ける諸買人の信用を悉皆同一に維持せずんばある可からざることは廻漕者に於て殊に緊要の事なり。

右日本米は光澤玲瓏にして大粒なれば上等の食米となりて高等に位すれども光澤大小些少にても右の如くならざるときは非常に水車屋の卑視する所となり忽ち品位を落せるなり。此れに由りて此穀物を選擇するに最も大に注意を加へ殊に第一等船を傭ひ入れ竝に空氣の流通及び積込の裝置を丁寧に注意する緊要なるは蓋し原を玆に取るなり。畢竟余輩は過剩に米穀を供給することを嚴に取締めするの計略あらんことを勸奬すべし。且つ之を消靡する市場の景況を常に推知せられんことを勸奬すべし。是然しながら獨り米穀賣買のみのことに止まらずして自他人生の嗜味に關する諸般のものを賣買するには職として此事情に依らざるはなし。

又海外輸出米行はれたるに際し、福岡縣が稻作改良に盡瘁し、其の結果精良米三百石を選んで海外試賣を出願し、大藏省亦之に賛して明治十一年三月政府輸出米に加へたるは特筆に値す。

預り米制度の濫觴　明治九年米價低落して農民の困難少々ならざるは既に記したる處なるが、殊に古來の舊慣たる米納より漸く金納に進みたる而已の當時に在りては其の不便を訴ふること殊に甚だしく、各府縣に孰れも滯納者續出の狀態なりき。之に鑑みる處あり、前述の如き買收米、輸出米等を實行すると共に明治九年一月大藏卿は各府縣に對して左の如き內達を發したり。

一般地租改正の上は總而金納の筈に候處各地方實際の景況により事實無餘儀場合に於ては貢納金高三步の一迄は爲引當官廳限り上米預り置完納期節迄に時々相場見計ひ賣却せしめ貢納に振向け候儀取計不苦尤右は全く一時の處分に出候儀に付一般之流弊不相生樣豫注意可致云々。

之を稱して納金引當預り米、稅金抵當米或は貢金抵當預り米と云ふ。過渡時代に於ける一時の便法と云ふ可く、代米納竝に預り米制度は之に淵源せり。

預り米制度の公布　而して此內達たるや一般に告示せしめたるに非ずして單に地方長官に對する施政上の心得を示したるに過ぎざりしが、各府縣中會々之を管內一般に布達したるものありて、取扱區々に流れ或は不公平を生ずる等の虞ありしかば、大藏卿は各府縣長官に對し同年十二月左の通り達したり。卽ち此の達によりて一の公の制度に進みたるなり。

本年十月十七日付ヲ以テ納金引當預リ米ノ儀及內達置候處右者人民ノ都合モ可有之ニ付悉ク管內ヘ布達取計候樣可致此段及再達候也

今日に於ては當時の預り米手續書缺如して之を明細に知るを得ざれども其の主要なる點を擧げんに、元

來地租の納期は明治九年一月の太政官布告第三號により、七月一日より收入して九月三十日限完納すべき第一期と、十月一日より收入して翌年三月三十一日限完納すべき第二期とに分たれたるが、右の預り米は此第二期納（卽ち田租）の內其の納高の三分の一を預るものにして、從前の貢米石代相場の振合を以て納金に可引當米額を見積り、其の米額を預け且つ五月一日以後に至るも完納に至らざるときは官の都合により、時として時價を以て買上ぐることある可きこと等を規定せり。

此預り米は所謂府縣預け米金中の預け米とは其の文字類似し、世人往々にして之を混同する者有りと雖も、兩者は全然其の性質を異にせるものにして、前者が租稅徵收上の一變態なるに反し後者は租稅の徵收とは全く關係なく、米納時代に中央及び地方財政の間に行はれたる會計上の一法たるに止まれること注意を要する點なり。

而して此預り米制度が幾何の程度に實施せられ、且つ效果を擧げ得たるかは今日に於て之を審にすることを得ざれども、單に此制度の運用のみを以てしては、未だ此制度施行の趣旨を徹底し得ざりしもの丶如く、或は和歌山縣の如く其の管下中米價下落に付き已むを得ず租稅の一部は米穀を以てせんことを請ふものあり、或は又靜岡縣の如く地租改正用の公價を以て政府の買上を請ふもの等續出するの有樣なりき。

〔代米納制度の公布〕依て翌明治十年十一月遂に此趣旨を擴張して代米納の制を設くるに至れり。卽ち太政官布告第八十號に曰く、

地租金の內田方に限り當分人民の情願に任せ半額其府縣の地租改正に用ひたる相場を以て代米納差許候條此旨布告候事

米納を金納に改めて殆ど未だ歲月を問ふの遑なきに前年預り米の制を實施し、今又田租半額の米納に還へる、其の制度の可否は暫く措いて問はず、畢竟根本的方策を缺き無定見の譏りを免る可からざるなり。唯だ政治が人民の休戚を之、念とせるは多とすべし。

〔代米納取扱手續書〕 太政官布告第八十號に次いで同年同月大藏省乙第四十號を以て其の手續を定めたり。代米納取扱手續書と云ふ。左の如し。

代米納取扱手續書

一、代米納ハ遲クトモ十二月三十一日迄ニ願出許可セシモノニ限ルベシ　右許可スル上ハ金納ニ復スルヲ請フモ許スベカラズ

一、代米納ヲ許可セシ分ハ其金額及代米石高納所共仕譯書ヲ以テ一月中當省ニ屆出ヅベシ

一、代米納ヲ願出ルアラバ其ノ納ムベキ金額ヲ其府縣ノ地租改正ニ用ヒタル相場ニテ算出シ得ル所ノ米額ヲ納入セシム（假令バ本行金額百圓ナレバ改正相場五圓ヲ以テ除之此米貳拾石ヲ得ル）尤俵拵及ビ合米差入方其他川陸運賃官民ノ區別桝廻シ檢量ノ方法トモ總テ從前ノ貢納規則ニヨルベシ（明治十一年大藏省乙第三十二號達ヲ以テ本項中改正）

一、米納ノ分納所ヘ輸送濟ノ上ハ其地方租稅課官員ハ貢米納方規則ノ順序ヲ以納人ヨリ請取而シテ後チ是ヲ預米金ノ方法ニ倣ヒ其米額ハ假リニ出納課ヘ引渡置當省租稅局ヘハ普通ノ上納證書ヘ金額ヲ本行ニ立此代米若干ト記載シ上納スベシ

但納米藏敷其他ノ諸費ハ出納課ヘ假引渡相濟候時迄納主ノ請持タルベシ

同年十二月大藏省乙第四十四號を以て

代米納取扱手續書ノ儀本年十一月當省乙第四十號ヲ以相達置候處、右代米上納證書ノ儀ハ手續書末條ニ示セル振合セヲ以本石數而已ヲ記載シ、合米ハ記載ニ不及候條此旨更ニ相達候事

更に同月大藏省乙第四十六號を以て達して曰く

本年第八十號ヲ以テ布告相成候地租代米納ノ儀金納歩通リ期限ニ割合相納候テハ自然更痛缺減モ相増官民共ニ不便宜ニ付情願ニ任セ許可候上ハ其米額ハ第四期中則一月三十一日限ニ納方可爲致儀ト可相心得云々

而して右達中第四期とあるは明治九年一月定められたる地租徵收期限を明治十年七月(布告第五十三號)再び改めて地租納期を六期に分ち。田租は第四期(十二月一日より翌年一月三十一日限)第五期(二月一日より三月卅一日限)及第六期(四月一日より同三十日限)の三期に納付することゝなせしに依る。

〔二 預り米手續書〕　代米納は前年施行の預り米の擴張せられたるものなること前述の如しと雖も、政府は之が爲めに預り米制度を廢止するを欲せず、却つて代米納制度と共に併せ行ひ以て當初の目的を達するに便せしめんとし、從前の預り米手續書に聊か變改を加へ、明治十年十一月大藏省乙第三十九號を以て左の如く達したり(明治十二年大藏省乙第三十五號、明治十五年同第二號、同十八年同第五十二號を以て改正)。

今般第八十號ヲ以テ田方地税半額迄ハ代米納被差許候處右ノ内納主ノ情願ニ依リテハ別紙預リ米取扱手續書ノ通預リ米取計不苦候此旨相達候事

預り米手續書

一、預リ米ノ儀ハ代米納差許サルベキ半額迄ノ內納金引當トシテ上米ヲ預ルコトトス　相場ノ儀ハ從前貢納石代ニ相用ル方法ノ平均相場ヲ以テ石數ヲ算出シ尙向來相場ノ景況ヲ斟リ凡一割增ヲ目途トシ預ルベシ

但預リ米取計候分ハ代米納ヘ振向ケ米納ノ儀ハ許サヾルコトトス

一、預リ米ハ遲クトモ十二月三十一日限リ爲願出許可セシモノニ限ルベシ

一、預リ米ノ儀ハ水火盜難又ハ缺減等ノ損害ヲ生ズルモ納主ノ補償タルベキヲ納主ニ於テ承諾ノ上預ルベシ　因テ右請書取置クベシ

一、預リ米置所ハ鄕倉等ヘ不取締無之樣適宜藏置シ縣官區戶長納主立會封印スベシ

一、納主ヨリ賣却ノ爲メ開封ヲ請願セバ其時々之ヲ許シ各立會賣却セシメ納金ノ內ヘ收入シ皆濟ノ節ニ至リ納金高ト決算シ過納ハ納主ヘ下附シ不足ハ追徵スベシ

但遠隔ノ地方等ニテ縣官立會封印開閉差問候節ハ區戶長ニテ立會ノ上爲取扱苦シカラズ

一、俵拵ノ儀ハ總テ代米納同樣相仕立麁略ノ儀無之樣爲取計可申尤合米ハ差入ルヽニ及バズ

一、預リ期限ハ五月三十一日ヲ以換金ノ期トシ六月一日ヲ過ギ納金皆濟ニ至ラザルトキハ此引當米ヲ競賣セシムベシ　競賣ノ上過剩ハ納主ヘ下附シ不足ハ追徵スベシ

一、前條預リ米ノ請願有之節ハ其金額ハ勿論引當ノ米額並村數郡名共取調速ニ租稅局ヘ屆出猶總額確定ノ上管轄限リ取纏メ同局ヘ差出スベシ

〔代米納及び預り米制度の効果〕

代米納及預り米の兩制度は效果著しく明治九年末の預り米は詳細なる事蹟不明なりと雖も、全國一般に公達せられたる明治十年度に於ては全國殆んど預り米を出願せざる無く、米高無慮三十五萬千三百石餘に及び其の出願無かりしは僅かに東京、神奈川、埼玉、福島、巖手、山口及鹿兒島の一府六縣に過ぎず。代米納は二府七縣に亘りて其の石數三萬四千六百二十一石に上れり。代米納の石數內譯左

の如し。

收入府縣	石數	地券用公債	收入府縣	石數	地券用公債
大阪府	八五六石	五、二七円銭	島根縣	一四、九二三石	四、四四円銭
京都府	一〇、一二五	四、三九	三重縣	二一九	五、一五
滋賀縣	九六五	四、八二	靜岡縣	一、〇五五	五、〇五
和歌山縣	六三八	五、二七	兵庫縣	三、五五八	四、五〇
岐阜縣	二、二九一	五、六一	合計	三四、六三〇	

右の如く其の額敢て大ならずと雖も、之によりて納税者の便益を蒙りしこと甚だ大なるは蓋し疑を容れざるなり。何となれば代米納及預り米制度存するに依り、農民は其の米穀を價格の如何を顧みずして市場に出すを要せず、全然とは言ひ難きも稍々自由に米穀の市價を調節するを得るに至りしなる可く、却つて此等の制度が現實に利用せられざるに妙味を存すと云ふことを得べし。

代米納は其の名の示すが如く實物納付に退歩したるものなるに反し、預り米制度は其の性質頗る進歩的にして、收穫物を擔保に供して租税の一部を猶豫し、然かも其の所有者をして隨意に擔保物件の處分を許すが如き質權の設定よりも、所有者の權利を制限すること尠きを以て、若し當時米券倉庫等の發達ありしならんには米券を以て預り米に充つることを得べく、其の利便蓋し多大なりしならん。然れども是等の制度は孰れも今日に於て實行するを得ざるは明かなり。何となれば是等の制度が米價調節の手段としては相

應の效力を有すべしと雖も、之が爲めに國家は多大の缺點を有する實物收納を餘儀なくせられ、又租稅の猶豫或は擔保物の處分の爲めに、多大の損失を蒙ることあるべければなり。加之其の手數徒らに繁雜にして、失費亦甚しかる可く、臨時緊急の場合一時の權宜としてはいざ知らず、孰れの點より觀るも到底永久的方策として論ず可からざるなり。而して明治十二年九月、預り米は爾後地租改正に用ゐたる米價より低下の場合に限り許可することに改正せられたり。

〔常平局の設置〕米價調節の根本的解決策としては明治十年一月恰かも大藏省が諸寮を廢し新に局を設け、各課の分合を行ふに際し大隈大藏卿が米價平準を得ん爲めに專任局を置かんことを三條太政大臣に稟議し、遂に大藏省中に常平局なる局を設置せらるゝに至りしが、財政上の理由によりて、直ちに開局するに至らず、翌十一年七月初めて其の活動を見るに至れり。常平局の沿革竝に其の運用に就いては後節更に詳述す可きが故に茲に之を細說せず。

〔米穀買收に關する挿話數件〕明治九、十兩年に亘り政府の米穀買收を實行せるに際し、之に關し二三の興味ある事實を存せり。左に之を摘記すべし。

明治九年末の買收の際石川縣の米價は非常に低く、同縣に於ける最初の買收豫定石數二萬石は屢々增額して遂に七萬石と爲し、實際に於ても六萬五千五十石を買收したる程なりしが、其の買收米積取りの爲め汽船越中國伏木港に入港するや、放生津町の住民男女數百人多量の米を輸出せば土地人民の食料に差問ふ

可く米價騰貴し、人民の難澁必定なりと呼號して騷立ち彼此徘徊し、將に暴動に至らんとせしが、幸にも石川縣當局者の處置宜しきを得たるが爲めに漸く無事なるを得たり。

明治十年五月、靜岡縣下遠江國に於ても米價頗る下落せしかば、竹村太郎足立孫六なる者兩名遠江國一般總代理と稱して、明治九年遠江國田租積米の半額凡五萬石を改租石代相場を以て買上げられんことを數度同縣令に哀願し、政府に於ても遂に遠州九ヶ所の上、中、下米平均相場一石四圓九十五錢六厘餘を以て買上ぐるに決し、明治九年末發令の各縣買收米に追加したること前述の如し。是より先き舊宮崎縣に預米として貯藏せしめ置きたる米を海外輸出に供せん爲め回漕を命じたるに、時の鹿兒島縣令糧食拂底の憂あるを以て右の內幾分にても同縣に拂下げんことを上申し、政府亦之を聽許せり。明治九年十一月、田中平八が米價調節を標榜して政府に向つて米穀買收の資金の貸下を出願し、政府に於ては資金の貸下は許さゞりしが如きも明治九年末の買收の際數萬石の買收方を同人に命じたること前述の如し。

又明治十年又淸國北部凶作にして、明治十一年四月三井物產會社益田孝及び第一國立銀行澁澤榮一兩名より淸國饑民救恤の爲め捐助金を醵集し、之を以て明治十年政府に於て買上たる米の內兵庫に貯藏せる分三千石の拂下を受けたき請願あり。政府亦之を聽許したり。

第五節　第五期　一名常平局時代（明治十一年乃至明治十五年）

明治十一年乃至明治十五年の五年間を假りに一期とし常平局時代と名く。此時期は卽ち我が經濟界が彼

の西南戰役の影響を受けて未曾有の激動を惹起し、波瀾重疊を極めたる時代にして、曩に米價調節專任局として新に設置せられたる常平局の活動は恰かも此時代と終始し、頗る大規模にして且つ組織的方法を以て米價調節の實行せられたることは明治年間の米價調節史上此時代をして最も顯著ならしめたる處にして特に常平局時代なる名稱の下に其の活動の顚末を叙述せんとする所以なり。

第一款　米價の概況

米價の概況　明治十年半ば以降米價は政府の調節策に依りて順次活況を呈せんとするの兆あり。十一年に入りては一月一時低價を示したるのみにして、翌二月直ちに六圓臺に上り、以來騰貴の步調何となく確固たるものあり。加ふるに關東、關西、九州等は風水蝗害を蒙り、秋收二千五百萬石にして、所謂鎌入不足の聲高く、同年十一月遂に平均七圓三十錢に上れり。翌十二年前半期に於ても同樣の傾向を續け人心不穩に傾きしが、當時は單に前年の凶作、同年麥作の不良の結果なりと爲せるに止まれり。然るに同年後半期に於ては單に東北地方に水害ありし外一體に氣候適順三千二百萬石の豐穰を告げたる程なるに拘はらず、米價は少しも低落の模樣見えず却つて益々騰貴に向ふのみにして、年初以來七圓臺を上下せしもの七月更に八圓二十錢、九月九圓に進み、續いて翌十三年四月十圓二十錢に、七月十一圓五十錢、八月十二圓二十錢と奔騰の勢低止する處を知らず、其の狀眞に恐るべきもの有り、同年末月の平均は遂に未曾有の高價十二圓五十錢に達せり。而して如斯きは單り米價に止まらず凡ゆる物價悉く然らざるは無かりき。

暴騰の原因如何を尋ぬるに是全く西南戰役に際し、征討費支辨の必要上發行せられたる夥しき紙幣が齎せる通貨大膨脹の影響なりと斷ぜざるを得ず。加之戰後政府は大に殖產興業の積極的方針に出でたると、明治九年國立銀行條例の改正に刺激せられて、當時全國到る處に紙幣發行權を有する國立銀行又は普通銀行の設立を見ざる無きに至れること等一層其の勢を助長したるものと云ふを得べし。茲に於てか經濟社會に溢出せる紙幣の價格は勢ひ急激なる下落を來さゞるを得ず。銀貨對紙幣の價格は明治十年平均一圓三錢三厘、十一年一圓九錢九厘、十二年一圓二十一錢二厘、十三年一圓四十七錢七厘、十四年一圓六十九錢六厘の價格を示すに至り、殊に明治十四年四月は下落の絕頂にして實に一圓七十九錢五厘に達せりと云ふ。此紙幣價格の急激なる下落卽ち急激なる物價の騰貴にして、其の結果は農民奢侈に耽り、商工業者は投機の空望に驅られ、甞て見ざりし土地投機熱すら發生し、我經濟界は實に空前の好景氣を現出せり。然れども此好景氣の反面に於ては又公債の價格激落し、輸入益々超過して正貨の濫用甚しく、定給者は困窮し通貨の購買力を失ひたる爲めに却つて資本の缺乏を訴ふる等將に多大の禍機を包藏して眞に危殆の極に瀕せりと云ふ可し。之を以て政府に於ても大に憂慮する處あり。既に明治十二年三月御趣旨を體し、太政官達を以て左の如き警告を發せり。

各地御巡幸親しく民事を被察內政深く御軫念被遊今般左の條々被仰出候。

一、凡そ百般の政揆勤儉を本とし冗費を省き務めて簡實に就き專ら民生を厚くし事業を勸むべき事以下

而して政府は紙幣の下落を以て銀貨の騰貴に因ると爲し、其原因却つて紙幣の濫發に在るを悟らず。或は銀貨の供給を增加せしむるに腐心し、或は當時新に設けられたる東京、大阪兩株式取引所並に横濱取引所に金銀貨幣の取引を公許する等種々の手段を盡すと雖も却つて騰貴を煽るに止まり、世人或は銀、米の騰貴を以て其の責洋銀取引所及び米商會所の限月賣買に在りとし、之が廢止を痛論する者有り。政府は又明治十三年四月當初の方針を翻して銀價一圓五十四錢九厘、米價十圓五十七錢に上りたる日に於て金銀貨並に米の限月賣買を停止し、續いて米商會所及び株式取引所條例(明治七年の株式取引條例に明治十一年五月大改正を加へたるもの)に改正を加へ、翌月更に一度停止を解きたる東京横濱兩取引所の金銀貨賣買を再び禁止する等、一意投機の抑制を計ると雖も些の效果を認むること能はず。玆に於てか政府も漸く根本的救治策の奈邊に存するかを悟るに至り、一方に於ては只管財政の緊縮を計ると共に他方に於ては明治十四年以降或は紙幣の銷却を斷行し、或は輸出を奬勵して海外に正貨の吸收を策り、又或は鞏固なる中央銀行の設立を計劃して遂に明治十五年六月日本銀行條例を公布し、以て大に幣制の改善之努めたる結果、紙幣は漸次其の價格を恢復し來り、左しも繁榮を極めし經濟界も亦漸く反動期に入り、米價を始め諸多の物價忽ち低落に傾き、既に明治十五年末に於ては金利は暴落し、商況全く沈滯に陥りて軈て不景氣の聲全國に充滿せんとするに至れり。

逐年の米價昂騰に代米納の如きは全國一人の出願者無かりしは勿論なるが、上述の如く政府の根本的救治策に着手するや、最先に其の影響を受けたるものは米價にして、明治十四年一月既に前年末に比して平均四十錢方の低落を示し、二月十二圓、三月十一圓九十錢、四月十一圓四十錢、五月十一圓と順次に低下し、八月更に下りて十圓七十錢となれり。十二月に及んで平均十一圓五十錢に反騰し、一時氣勢頗る昂る者の如かりしと雖も、是全く同年減收の結果にして反動期に入りたる當時に在りては何等頽勢を挽回する底の潛勢力を有するものに非ざりき。左れば翌十五年に入りては多少の波瀾を示しつゝも、最早や單に低落の一途を辿るのみ。然かも同年の氣候頗る適順に經過し、豐收の豫想確實なるに加へて地租納期の改定等有り年末遂に平均七圓十錢を示せり。蓋し明治十三年末月平均十二圓五十錢に比すれば正に四割五分の暴落に當れり。而して以上五年間の各年の平均を見るに、明治十一年六圓四十八錢、十二年八圓一錢、十三年十圓八十四錢、十四年十一圓二十錢最後に十五年八圓九十三錢にして就中十二、十三、十四の三年間は常平局當局者の最も苦心を要し、經營最も努めたる處なりしと雖も、其の效果に於て大に見る可きものを存せりと云ふ可からず。蓋し如斯き一般的物價騰貴の時代に於て其の普遍的且つ根本的原因に直接するに非ずして單に需給の均衡上より、換言すれば單に數量關係を以て物價の問題を解決し得べしと爲すが如きは實に本末を顚倒せること甚しきものにして、或は木に緣りて魚を求むるの類に等し。況んや僅々三百萬圓の資本を有するに過ぎざる常平局が豫期の效果を發揮すること能はざりしは、寧ろ自明の理なりと評

すべし。常平局の功過に就いては固より其の他常平局時代に實行せられたる幾多の米價調節的施設に就いては後款更に攻究する處あるべし。

第二款　常平局の開局

（米納の廢止と米價調節）既に屢々述べたるが如く租稅制度の變革によりて租稅は貨幣を以て納付せられ、貨幣は米穀に代て國庫出納の客體たるに至りしを以て國家の歲入は米價の如何に依りて直接左右せらるゝ事なきに至れりと雖も、政府の對米價關係は單なる物價問題たるに止まらずして却て一層複雜の度を加へ來れり。

當時我國の租稅制度は漸く古代の衣を脫し得たるのみにして、未だ近代的大組織を確立するの域に達したるに非ず。租稅の主的地位を占むるものは地租にして其の他の收益稅消費稅等は未だ微々たり。況んや交通稅、所得稅に於てをや。地租に亞ぐものは關稅なりと雖ども、其の輕重到底同日に論ず可からざるなり。而して地租を負擔する土地の大部分は農業地にして、又其の大部分は米作地なりとす。斯るが故に米價の高低、隨て農民所得の問題は依然として財政上其の重要を失はざるなり。加之、當時の經濟上、社會上並に政治上特殊の事情は政府の米價に對する關係をして一層緊密ならしめたり。卽ち地租の金納によりて政府は其の歲入を確實ならしめ、收入に勞費を減ずる等多大の便宜を得たるも、其の反面に於て之を供する一般國民は、從來租稅として直ちに政府に納付することを得たる生產物を更に貨幣と交換するの多大の煩勞と危險とを負擔せざる可からざるに至り、玆に新なる一大困難に逢着したるなり。運輸交通の機關

備はらず金融の組織未だ發達せざるに當りて、生產者自ら直ちに其の生產地に於て其の生產物を賣却せんとするの頗る困難なるは明かにして、勢ひ代金の減少を來すは免る可からず。又收穫後直ちに來る納稅期は通常民間貸借の決濟期と相伴ひ、或は相伴ふことなきも其の賣却に當つて甚だしく不利ならざる可からず。然れども米價相當に高きを保たば之或は忍ぶべし。一朝何等かの原因によりて其の低落を來さんか、其の損害測るべからざるものあり。米價下落の場合にも尙一定不動の金額を上納することは實際に於て租稅增徵に等しき結果を生じ、漸く米納を金納に改めたるに過ぎざる當時とて其の感殊に深かるべく、或は明治の新政府をして苛斂誅求の譏を受けしめ、國民怨嗟の府たらしむる無きを保すべからざるなり。

當時の政府が此の點に關し深甚の注意を拂ひ、國民所得決定の最重要件たる米價と租稅との調和を計るに銳意努力したる、從つて又勢ひ農民保護政策に傾きたるは素より當然なりと云ふべし。然れども此の保護政策が會々常平局時代に於ける物價騰貴に對して原因の一たりしこと爭ふべからざるが如し。

米價調節專任局設置の必要

米納より金納に移る過渡的時期に於て米價調節の最も喫緊事なること上述の如し。其の手段自由放任に據るべきか、或は保護干涉の政策に出づべきかは、人に依りて意見の區々に別るゝ處にして、要は一に時勢に適應するにあるを思はしむ。而して當時の我が政府が頻りに保護政策を採り、自由放任の片影すら認むること能はざりしことは上述せる處によりて明かなるが、當時政府の米價調節策として米穀の買收。海外輸出等頻々として行はれ、其の規模亦漸く大に趨けると共に、明治八年貯蓄米條例の制

定あり。其の事務の廣汎にして複雜なる、到底在來の一局一課が本務の傍、其の事業を擔當するは不可能なるに至れり。

茲に於てか明治十年一月、恰かも大藏省に於て諸寮を廢止し、新に局を設け各課の分合を行ふに際して

同年同月四日大隈大藏卿は米價平準を得ん爲め專任局を置かんことを太政官に稟議して曰く、

粤に我が徵租の制を考ふるに古來必ず民戶收穫の米穀を以て直ちに之を徵す。輓近幕府の制列藩の法に至る皆な然らざるなし。是時に當り貨幣の利用未だ擴からず上下富を量る殆んど米穀を以て主となす故に穀粟常に流通して米價常に平準す。今や貢金の法行はるゝに於て穀粟餘り有りて貨幣足らず。上み收稅の期ありて下も交通の便を得ず。家に積粟あるも遽に之を賤賣し以て貨幣と交換せざる可からず。固より財本勞力の損益を計較して其の價の昂低を爭ふに遑あらざるなり。徵租の際哀を乞ふ者職として皆な是に由る。夫れ近年頗る年豐歲熟に會するも其の狀情業已に在るあり。若し之をして不幸凶歉に逢はしめば其の底止する所果して如何ぞや。是に於て已に出納寮に在て試に蓄穀の法を設け大凡米二十萬石を買收し東京大阪に貯積し時宜を考定して之を內地に糶賣し或は外邦に輸出し以て外債の支消に充つると雖も其米僅かに二十萬石に過ぎざるを以て未だ其の弊を救ふに足らず。今更に心を此に用ひ官府に於て多少民間の穀粟を運輸交通せざれば則ち米價昂低常ならずして其の平準を得ざる亦知るべからざるなり。是を以て此際大藏省に於て從來試行の方法に準じ一層之を擴張し準備運轉金の內を以て每歲米五十

萬石百萬石内外を買收し東京大阪其の他石巻（仙臺出納寮出張所之を管す）神戸（大阪出納寮出張所之を管す）長崎（長崎出納寮出張所之を管す）に貯積し内外物價の景況を察識し糴糶聚散其の時機を誤らざれば、穀粟常に流通して米價常に平準を得るに庶幾からんか。蓋し米價騰貴なるときは外國輸入の恐あり低下なるときは農民の難を救ふに足らず。故に米價低下するときは之を外國に輸出し騰貴するときは之を内地に糶賣し、米價をして常に平準を得せしめんと欲す、然り而して其操縦指劃の事固より一寮の能く兼任する所に非ざるを以て別に該事務專任の一局を置き此に從事せしめんとす。夫れ金穀を運轉するは當省章程の下款に屬し既に准允を得る所と雖も本件の事たる緊要にして時務に適切し萬機の關する所亦少からず、因つて上奏以て聞す稽首　再拜。

常平局の設置

而して明治十年一月十一日右の禀申に基き新に常平局を大藏省に設置せり。其の任ずる處の事務は禀議中に詳述する處の如し。然るに既に述べたるが如く、常平局の設置と殆んど同時に西南の變亂勃發し、國用多端、政費節制の折柄とて實際の開局豫期の如く進捗する能はず、漸く翌明治十一年六月に入り同年七月一日を期して開局を斷行することを得たり。

常平局の開局

而して常平局は其本務とする米價平準の任務の外、別に從前銀行課が擔任せし米商會所の監督をも其權限中に屬せしめられたるが、其の本務たる米穀の買收其の他運轉等の爲め必要なる資本金は三百萬圓とし、準備運轉金の内第三類準備金より支出することと定め、每會計年度精算の結果、若し潤益あるときは稅外收入に繰入れ、損失を見るときは更に別途下附すべきことに決したり。此の外常平局開局の

際、從前の貯蓄米條例の趣旨を擴張し、之に改廢增補を加へて常平局事務章程、常平局條例、常平局事務順序等定められたりと雖も、既に散佚して今其の原本を有せず、常平局開局當時に於ける企劃の詳細を吟味することを得ざるを遺憾とす。

既に述べたるが如く常平局開局と同時に從前出納局貯蓄課の管掌に係る米穀の事務は擧げて之に移したるを以て、明治九年四月一日以降貯蓄米に係る諸議册竝諸書類及明治十一年六月三十日現在の米穀物品倉庫等悉く常平局に引繼を了したり。卽ち左の如し。

一、米　三三九、〇五一石

内譯

一四、二七三石	東京米廩在米
一〇〇、一六八石	大阪、兵庫米廩在米
三、〇〇〇石	赤間關米廩在米
二九、一六三石	府縣預ケ米
四八、九七一石	三井物産會社へ預ケ米
一四三、四七七石	海外輸出の分にして決算未濟に付米額を以て引繼の分

一、小麥　一八、七三六石

内譯

三、〇九四石	内地
一五、六四二石	海外

一、麻袋　二六五、一四三枚

一、麻草　一二〇貫

一、米廩敷地及米廩（東京、大阪、兵庫、長崎、石巻、四日市、赤間關）

以上の米廩の外若津及伏木に新に米廩を建設し、長崎、石巻の兩米廩は夫々長崎、仙臺の出納局出張所に委託せしめたりと云ふ。

右の内米廩を除くの外總て元價を以て買收の手續を爲したるものにして其の價格左の如し。

一、米　一、七一八、一五四円・〇二三厘　　一、小麥　七七、四一八円・〇〇八厘

一、麻袋	四七、六八〇・五七六	一、麻苧	一五七・〇八〇
合計	一、八四三、四〇九・六八七		

第三款　米價に關する施設

斯くして常平局は明治十一年七月一日より其の活動を開始したるを以て其の會計年度は又一般の會計年度と一致し、毎年度末米穀受拂表を作製して其の決算を明かにせり。附錄掲ぐる處の米穀受拂表是なり。本款に於て以下記する處も亦大體此の受拂表に基けるに外ならざるなり。

―米價の報告―　常平局以前に於ても政府は米價調節上の參考に供する爲め、屢々必要と認むる各地方より其の地方米價の狀況作柄等の報告を徵し、殊に明治十一年四月以降は必ず毎一ヶ月平均相場の申告を命じ來りしが、常平局に於て明治十一年十一月更に京都府外三十三縣に命じて毎一週間の米價報告を電信を以て提出せしむることを定め、又此の外常平局各出張所よりも同樣の報告を徵し、常に常平局活動の計畫に資したり。然るに之を以て煩瑣に過ぐるものありとなし、明治十二年六月之を改めて一ヶ月間兩度に從前の振合を以て報告せしむる事に變更せり。

―米麥其他景況報告―　而して同年九月米價の外米穀作柄及收穫の景況をも報告せしむる事とし、三府三十六縣（全國中沖繩縣を除外す）に命じたるが、更に一層是等の趣旨を擴張して明治十三年一月大藏省乙第四號を以て左の通り達する處あり。

各地方に於て毎年米麥雜穀類現狀の數量及播種以後收穫季節に至るまで水旱其他故障の有無、實際の景況取調べ當省常平局へ報告可致此旨相達候事。

右は明治十八年迄其の效力を有したる處にして、之に就いて常平局長の各府縣に照會を發したること左の如し。

今般本省乙第四號達の通り米麥雜穀類現收の數量及播種以後刈入れ季節に至る迄の景況取調方の儀は左の通り御心得可有候。

一、米、是は別紙甲號雛形に倣ひ例年十月十五日を限り其の概況を報告し更に乙號雛形に照準翌年一月三十一日限り其の實況を報告之事（甲號は稻作播種以來の經過、概況は成熟の豫想にして、乙號は實收額の概算なり、雛形は略す）。

一、麥類、是は丙號雛形に倣ひ例年七月一日を限り報告の事（雛形は略す）。

一、粟、稗、稷、黍、大豆、蕎麥、蜀麥、甘藷、馬鈴薯、是は丙號雛形に準ひ例年一月三十一日限り報告の事。其他此種の產物にして該地方に於て民食に重要と認むるものあれば此に準じて報告の事。

右之通り例年御報告可有之、尤各種類は格別影響を及ぼし候程の事故有之節は臨時御報告可有之此段及御通達候也。

常平局の活動と雖も其の內容は大凡そ米穀の買收、輸出及拂下等に止まり、他に何等特異の施設あるべ

きにあらず。今是等に就いて順次常平局會計年度毎に說明すべし（尤も此外新古米交換の事業及び少額の小麥の買收、輸出、拂下等存すれども凡て略す）。

米穀の買收　先づ買收の實績左の如し。

常平局明治十一年度

買收石數	買收代價	種別	備考
一六〇、三二六石	八一七、一九九圓	凡テ玄米	内三四、四五二石（代價一六二、六九八圓）ハ代米納チ買收セルモノナリ

常平局明治十一年度（明治十一年七月より翌十二年六月に至る）に於ては、曩に明治十年末實行したる大買收米の內、北陸、中國及九州地方の分、及び同年の代納米にして、明治十一年六月末迄に未だ官廩に回漕を了せず、之が爲めに、出納局より引繼を受くること能はざりしもの拾六萬石餘（量出の結果十六萬三千石なりしと云ふ）を、計算の便宜上代價八十一萬七千圓餘を以て常平局が買收したる形式となしたるものあるに過ぎず。然れども此の外、出納局の引繼を受けたるもの、亦內地に於て、凡そ十九萬五千五百七十石餘を數へしを以て、常平局は開局當初に於て、凡そ三十六萬石を其の米廩に貯藏せるものと云ふ可し。

常平局明治十二年度

買收石數	買收代價	種別			備考
一四七、六八三石	一、〇八三、一八一円	玄米	一四五、八五六石	一、〇六六、四四二円	
		白米	一、八二七	一六、七三九	

然るに右の三十六萬石は米價騰貴の傾向を現はし始めたる明治十二年前半期、既に其の三分の二を全國各市場に拂下げたるのみならず、前年來の政策たる海外輸出は依然之を續行したるを以て明治十二年六月末に於ける常平局現在米は各地米廩を通じて僅に二萬五千石に充たざる狀況なるに當り、既に述べたるが如く明治十二年後半期は米價騰貴の勢著しく、東京に於ては府下民食の爲と稱して白米小賣商總代（米穀三業組合事務所）の備米時價拂下を出願するあり。或は京都、大阪、長崎、滋賀、島根等の各地方よりも其の窮狀を訴へて官米の拂下を求むる事頻りなりと雖も、如何せん當時官廩儲穀の狀況右の如くなるが故に到底是等の要求に應ずる能はず、此の全部を市場に出すとも、當時の米價に對しては燒石に水を注ぐに等しと云ふ可く、況んや之と全然逆に出でゝ此場合に尙米穀の買收を行ふが如きに於てをや。

然れども事情已む事を得ざるものあり、大都會地の昂騰は何等か手段を講じて、緩和を策せざる可からず。依て比較的低下の地方に就き百八萬三千圓餘を支出し、以て十四萬七千石餘の買收を實行し、直ちに東京其の他に於て拂下げたり。此買收米の詳細なる經過に就いては記錄の徵すべきものなしと雖も、此買收米實行の際九州地方へ出張せし者に與へし內命書あり。左に掲げて當時の米穀買收の實情を知るに便せ

ん。

今般九州地方に於て買入米を爲さしむるに付左の通り可相心得事

一、買入米は決して大藏省の名義を以て爲すべからず。必ず自己の買入米として約定すべし。

一、買入米の事務に付ては都て暗號傳信を以て東京京橋區尾張町壹丁目四番地與倉守人と直接に往復するを要す。又此暗號は他に洩す可からず。若し他に洩さゞるを得ざる時は其の人名を與倉守人へ申告（暗號傳信を以てす）すべし（與倉守人は常平局長なり）。

一、米買入につき其の土地の景況時々報告し猶相場昂低等あるとき又は其の原因を聞知するときは速に電報（暗號）すべし。

一、買入米代價は東京に於て「コルレスポンデンス」ある銀行へ資本金を下附し買入地へ爲替を取組むべし。

一、買入米の多寡により積藏の便宜借庫を爲し相當の藏敷料を支給し借入るべし。

一、買入米は時機見計ひ漸次買入を要す。若し一時に大石數を購求することあるも米價非常の騰貴を來す如き懸念あるときは見合すべし。

一、買入米は悉皆買付濟にて長崎若くは兵庫米廩へ回漕を命ずるときは便宜の方法を以て回漕すべし。此時に當り始めて大藏省所有米となるものとすべし。尤も回漕の順序は後日命ずべし。

一、買入米、資本金又は買付濟大藏省米廩へ回濟迄は都て無抵當を以て預け置く事なれば恒に保存方に注意すべし。

一、凡そ買入米の代價を報告するときは壹石に付大桝なれば何程小桝なれば何程と桝の大小を以て報告するを要す。

一、九州米の儀は近來吹水及び差水等の弊害不少哉に付厚く注意し右等の弊害ある米は決して買入るべからず。

一、買入米の諸經費は都て大藏省より支拂ふべし。猶手數料として米壹石に付金五錢を支給すべし。

常平局明治十三年度

買收石數	買收代價	種別			備考
二二三、五七七石	二、二二二、〇三〇円	玄米	二二一、四三五石	二、一九五、〇九六円	
		白米	二、一三九	二六、九一三	
		籾	三	二一	

明治十三年後半期及翌明治十四年前半期は卽ち常平局明治十三年度にして、常平局時代を通じて米價最も騰貴の時期なりしことは既に述べたる處の如し。從つて米穀の買收の如き到底思ひも寄らざる處なるが如しと雖も、常平局は騰貴の際蓄穀を有せざることの、米價調節上如何に不安なるかを知りたるのみなら

ず、當時の形勢を以てしては奈邊に至りて止まるべきか、世間一般は素より常平局當局者と雖も全く之を豫知し難かりしを以て明治十四年に入り聊か低落を現はせしに乘じて、萬難を排して一意官廩の充實に努め、右の期間に於て二十二萬三千五百石餘の買收を斷行したり。而して其の費用二百二十二萬二千圓餘に上れりと云ふ。即ち是等の買收は其の目的米價昂騰を目的とするものに非ざるは明かにして、全く其の蓄穀を豐富にし、以て米價一層騰貴の場合に於て自ら米價決定の力を握らんと欲せしに外ならざるなり。其の方法の當否は暫く措き當時民間に於ては續々外國米を輸入するものあり、民間の輸入米既に明治十二年中に五萬石に上り、翌十三年には八萬石の多きに達したる狀況なるに拘はらず、常平局は何故此際外國米輸入の擧に出でざりしか。固より相當の理由ありて之が實行不可能なりしものゝ如しと雖も、之に關して批判の資料を缺如せるを遺憾とす。

常平局明治十四年度

買收石數	買收代價	種別	備考	
二九五、七二八石	二、六八七、三二四円	玄米	二八〇、七九二石	二、五〇七、八八七円
		白米	一四、九三四	一七九、四二八
		籾	二	九

米價一層低落に向ひたる常平局明治十四年度即ち明治十四年七月乃至明治十五年六月に於ては盛に買收

を實行し、其の數量無慮二十九萬五千石餘にして、支出金二百六十八萬七千圓餘に上れり。

其の當初の目的たるや同じく前述の趣旨に出でたるは勿論なりしが、物價低落の趨勢愈々急なるを見て俄に之が挽回に努力するに至りしもの丶如し。然るに時恰かも常平局資本金全く缺乏を告げ、後に述ぶるが如く常平局は將に大なる變轉を見んとする際なりしかば、到底其の方針を持續すること能はず、常平局の買收は之を以て終りを告げたるなり。

常平局明治十五年度

買收石數	買收代價	種別			備考
五、〇一四石	五六、六七四円	玄米	二、二五五石	二二、五二一円	
		白米	二、七五九	三四、一五三	

素より常平局明治十五年度（明治十五年七月より同年十一月二日に至る）に於ても金五萬六千圓餘を支出して、五千石餘の買收を行ひたる事蹟存せりと雖も、是其の以前の契約が履行せられたるに過ぎざるなり。

米穀海外輸出 海外輸出の實績左の如し。

明治十一年七月常平局開局前に於て三井物產會社竝に外國商人等に賣却したる米穀六萬三千七百十一石に上れり、卽ち左の如し。

石數	買受人	時期
四、一五二石	横濱在留米國商人「リチャード」	明治十一年一月或ハ前年十二月トモ云フ
一八、九九二石	同英國商人「フイゼル」	同年同月及四月
一五、〇〇〇石	同同「イ、ビ、ワットソン」	同年二月
一五、〇〇〇石	三井物産會社	同年四月
一〇、五六七石	横濱在留獨國商人「サアケル」	同年三月
計 六三、七一一石		

以上の米は凡て此等の商人の需に應じて東京及兵庫の兩地に於て交付し輸出せしめたるものにして、(東京二萬千七百六十一石、兵庫四萬千九百五十石)其の輸出先は明白ならざるも、多く濠洲、香港、天津等なりしが如し。

米穀經理記事に其の損益を計算したるものあり、左の如し。

元價金　三三三、七九四圓　　賣價金　三四七、四八八圓　　差益金　一三、六九四圓

常平局明治十一年度

輸出石數	輸出米代價	種別			備考
一一五、〇七五石	五四一、三〇七円	玄米	一一四、一五二石	五三五、八〇三円	
		白米	九二三	五、五〇四	

常平局開局後も數ヶ月間は米價騰貴未だ甚しからざりしが故に、依然從前の趣旨により米穀海外輸出實行せられ、常平局明治十一年度に於て十一萬五千石餘の輸出を見たり。而して此輸出の取扱に當りしものは同じく三井物産會社にして、仕向地は多く從前と異なること無きも、更に支那方面に於ては上海、歐洲

に於ては「リヴアプール」、「ロッテルダム」、「ズウインドレット」、「クーゲルボーダ」、「ブレーメン」等に迄及びたるもの丶如し。其の損益如何に就いては、明細なる資料を有せざれども、常平局開局の前後を問はず、明治十一年中に本邦より積出されたる全部の米穀例へば前述せる明治十年の大輸出米の一部の如き其の積出は實際翌十一年に入りて行はれたるが故に是等をも合算したる總計二十九萬八五百石に就き決算を試みたるもの有り。其の一部に就いては前節記したる明治十年輸出米の決算と重複すること勿論なれども區分困難なるが故に一括して參考の爲に左に之を掲ぐ。

元價金	一、四五六、三二五円	但米　二九〇、八〇五石（玄米　二七一、一四四石　精米　一九、六六一）の元價（壹石當り五圓餘）
費用金	七二〇、五〇〇	但内國費　二〇八、八七二円　外國費　五一一、六二九
利益金	五六、三七四	
合計金	二、二三三、一九九	但米　二七七、三六一石賣却代二、二三三、一九九圓　外に欠缺　一三、四四四石

常平局明治十一年度の輸出米中白米九百二十三石は精撰の白米にして、特に試驗の爲め「イ、ビ、ワットソン」に委託し輸出せしめたるものなりと云へり。

〔精米機の購入〕而して常平局は右の如き實驗の結果將來の見込充分なりと考へたるに由るか、明治十二年十一月「イ、ビ、ワットソン」の周旋によりて米國製蒸汽動力精米器械を金三千圓を以て購入し、淺草米廩内に据付け常平局自ら精白の業に從事せりと云ふ。

常平局明治十二年度

輸出石數	輸出米代價	種別			備考
一九、一〇二石	一五九、五八四円	玄米	一八、七三九石	一五六、〇七九円	
		白米	三六三	三、五〇五	

明治十二年に入りては米價の騰貴日に甚しく、米穀を海外に輸出するが如きは到底行ふべからざるに至れり。唯だ特殊の事由に依り同年八月長崎港より倫敦に向け玄米一萬八千七百石餘及白米三百六十三石を輸出したる事有りしと雖も、其の以後は翌明治十三年九月に至る迄全く輸出を實行したる事なかりき。右の一萬八千七百三十九石に付て損益を計算せる結果左の如し。

元價金	一一三、九九一円	但米一八、七三九石の元價
費用金	一〇三、五五五	但内國費二一、五一八圓 外國費八二、〇三六圓
利益金	五六、四五九	
合計金	二七四、〇〇五	即ち賣却代金

然れども此利益は主として爲替の差益に出づるものなりと云ふ。

常平局明治十三年度

輸出石數	輸出代價	種別	備考
二、二二八石	二五、七七三円	凡テ白米	

常平局明治十三年度に入りて上述の如く再び輸出を開始したれども、明治十三年九月「イ、ビ、ワットソン」の手により倫敦に向け二千二百三十石を輸出したるに過ぎざるなり（尤も他の記録に依れば明治十三年中「ワットソン」に交付したるもの白米二千五百四十七石此元價三萬五千七百八十二圓及び明治十四年三月貿易商會の手を經て「ブレーメン」に輸出したる白米百六石此元價千四百八十圓合計二千五百五十石となり結局一萬五百圓餘の損失を生じたるが如く事實に於て多少の相違あれども本書に於ては常平局明治十三年度受拂表に據れり）。

常平局明治十四年度

輸出石數	輸出代價	種別			備考
一三四、〇六四石	一、二六四、五一五円	玄米	一二一、五九八石	一、一一五、五四五円	
		白米	一二、四六六	一四八、九七〇	

常平局明治十五年度

輸出石數	輸出代價	種別			備考
三〇、一五七石	三〇四、八二九円	玄米	二九、七一七石	二九九、六三九円	
		白米	四四〇	五、一九〇	

米價昂騰時に於ける海外輸出の状況は上記の如くなるが、常平局明治十四年度たる明治十四年後半以降

殊に明治十五年に入りては米價は急轉直下の勢を以て低落を始めたるを以て、常平局に於ては國內の拂下は全然之を中止したりしが、明治十五年二月大藏卿は各地米價低下より自然金融の障碍を來し、民間の困弊不尠實況に付常平局買入米の內先以て代價百萬圓を目途に海外輸出を行はれん事を太政官に稟申する處あり。再び米穀の海外輸出を復活し、常平局廢止後に於ても數年間繼續して行はれたり。明治十五年中に行はれたる常平局明治十四年年度分十三萬四千石餘、同明治十五年度分三萬石餘及び常平局廢止後の分を合して計二十一萬六千七百七石に上り、肥、筑、豐等の九州米（少量の播、備、長等の中國米を交ゆ）を長崎、馬關、兵庫の諸港より漢堡、「ブレーメン」、「アムステルダム」、倫敦、「メルボルン」（但し僅か三回のみ）に輸出せり。此外僅々數千石に過ぎざれども、秋田竝に熊本二縣下の改良米を加へたるは米穀改良に資せんが爲めにして、之と同時に墺國「トリエスト」に工農博覽會開設を機とし美濃、肥後產の精緊米三種をも出品し、大いに我が國產米の聲價の向上に努めたりと云ふ（此れ以前「メルボルン」に開會の博覽會にも我國より米穀を出品したることありと云ふ）。此の明治十五年中の輸出米損益の計算は左の如し。

元價金	二、〇〇九、九六八圓	但米	二一六、七〇七石の元價
費用金	九八七、九六一圓	但外國費	七九二、四三〇圓
		但內國費	一九五、五三一圓
計金	二、九九七、九二九圓		

內譯

賣却代	二、一七六、六三九圓

損　失　八二一、二八九圓

以上の如く莫大の損失を生じたるは、米價の最も昂騰せる時に當り買收したる米穀多きに居るが故にして、蓋し已むを得ざることに屬し、一隻の船舶にして十三萬四千圓の損失を生じたるものもあり。損失數千圓に止りしが如きは稀なる好成績を擧げたるものなりき。而して此輸出は主として横濱在留の獨逸商人「サーケル」の取扱ふ處に係り、爾後常平局廢止後に於ても其の取扱に係るもの多かりき。

〔米穀の拂下〕　內地拂下の實蹟左の如し。

常平局明治十一年度

拂下石數	拂下代價	種別	備考
二〇四、八五九石	一、一〇五、六七〇円	凡テ玄米	內一、一六一石（代價五、九五九圓）ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ

常平局開局後米價は漸次騰貴の傾向を現はし、開局の翌年明治十二年を迎へては其の傾向特に著しく、形勢穩かならざりしかば、常平局は袖手傍觀す可きに非ずと爲し、直ちに其任務を遂行するに決し、卽ち其の全國各地の米廩を開いて常平局自ら前年中に買收したるもの又は出納局より引繼を受けたる米三十六萬石の內二十萬四千石餘を全國各地の市場に供給し、以て米價昂騰の勢を緩和せんことを努めたり。此の拂下たるや常平局明治十一年度中に行はれたる處にして、其の效果は兎も角當時としては餘程の大規模を

以て實行せられたるものなるに拘らず、之が經過に關して詳細なる資料の欠缺せるは甚だ遺憾なりと云ふべし。

常平局明治十二年度

拂下石數	拂下代價	種別			備考
一二二、四八三石	九五一、三七四円	玄米	一二二、四〇一石	九五〇、五二六円	內二、三〇五石（代價二六、七三九圓）ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	八二	八四八	

常平局明治十二年度に於ても傍ら低價の地に就いて買收を行ひ、米廩の充實を計ると共に東京其の他に於て十二萬石餘の拂下を實行し、東京のみにても二萬七千五百石餘を拂下げたり。而して明治十三年五月東京に於ける拂下代價は十圓二十錢なりしと云ふ。

常平局明治十三年度

拂下石數	拂下代價	種別			備考
六一、〇〇三石	六六三、五三五円	玄米	五九、八四九石	六五一、四二八円	內二、六二六石（代價二六、九一三圓）ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	一、一五四	一二、一〇七	

常平局明治十三年度たる明治十三年後半期は米價騰貴の絶頂にして、六萬千石餘の拂下を實行したり。比較的其の量少きは當時米廩の儲米頗る豐富ならざりしに由るもの丶如し。

常平局明治十四年度

拂下石數	拂下代價	種別			備考
一九、六一〇石	一九二、七三九円	玄米	一八、六〇〇石	一七九、四三三円	内一八、五九九石（代價一七九、四二八圓）ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	一、〇一〇	一三、三〇六	

常平局明治十五年度

拂下石數	拂下代價	種別			備考
九一、六四一石	八九九、八八六石	玄米	八九、六二二石	八七四、〇二三円	内六、三六四石（代價六三、三六四圓）ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	二、〇一四	二五・八三四	
		籾	五	二九	

而して常平局明治十四年度に於て一萬九千石餘、同じく明治十五年度に於て九萬千石餘の拂下を存せりと雖も、前述の如く米價激落を來せる際なるを以て內地拂下の如きは殆んど實行せざりし處にして、以上の數字は單に救荒儲蓄補助殘金へ賣却の手續を爲せるものに過ぎざるなり。

如斯く鋭意拂下を實行する等に依りて常平局が米價緩和に努力しつゝある際、明治十二年九月大藏卿が大阪府知事に宛てたる內諭は當時の情況を察するに足るものあるを以て左に採錄せり。

其ノ府下郎今米價騰貴シ人民非常ノ困苦ノ情態ニ付當省常平局ノ蓄米拂下ゲノ義本月八日附ヲ以テ被申

立目下切迫ノ事情ハ深ク推察致シ儲蓄餘裕モ有之候得バ不得止應求ノ處分モ致度事ニ候處何分常平局ノ義ハ昨年七月創立ニ係リ、加フルニ同年ノ秋收不充分ニテ諸國糴米ノ儀モ心算ノ如ク不相整當地竝ニ大阪、兵庫、長崎ノ廩儲ニ止マリ夫スラ頃日來ノ米價ヲ調和センガ爲メ既ニ開糶ニ着手セシメ僅カニ秋收迄維持スルニ過ギザル現況ニツキ仍ホ救急ノ方法ハ内務卿ヘ協議百方手ヲ盡シ候得共目下騰貴拂底ノ儀ハ全國ニ渉リ候事ニテ此際更ニ購入ノ道無之且ハ他ノ地方ヨリモ追々同樣ノ請求有之、何分現在ノ石數ヲ以テ之ニ應ジ普及シ難キ故此度被申立候義ハ難聞屆次第ニ有之尤モ八月廿二日在阪河鰭少書記官ヘ談示ノ趣ニ寄リ糶賣米ノ内半額ヲ落札同價ヲ以テ搗米商ヘ拂下ゲノ義特別ノ譯ヲ以テ差許候ニ付夫迄厚ク御揣量有之度幸ヒ本年ハ諸國豐作モ相見ヘ候事ニ付秋收迄自他協救等ノ儀宜敷御盡力有之度心得特ニ申入候也。

此内諭たるや大阪府下四區戸長竝に府會議員より歎願の次第ありしを以て同府知事渡邊昇が「目今米價非常の騰貴に依り飯米拂底細民困苦不尠に付何卒下情を洞察せられたし」との上申に對し答へたるものにして、右の大阪府會議員竝に同四區戸長連署の官米拂下願書は當時同府下困苦の情を具さに語りて察するに餘り有りと云ふ。

一大藏省糶賣米規則一　明治七年十一月以來施行せられたる東京、大阪兩米廩糶賣米規則は常平局開局後も尚其の効力を有し、之に據りて拂下を實行し來りしが、實施に當りて不都合尠からず且つ既に貢米等の稱呼も存せ

ざるが故に明治十二年二月之を廢止し、新に大藏省糶賣米規則二十則を制定せり。其の主要なる條項左の如し。

第一則　大藏省ノ賣却米ヲ買請ント欲スル者ハ何人ヲ論セズ（外國人ハ除ク）此規則ヲ認識シテ入札スルヲ得ベシ　以下略

第二則　入札賣却米ヲ爲スニ方リ前日或ハ數日前ニ於テ常平局所管ノ米廩ヘ賣却米ノ概石數ヲ掲示シ猶米商會所等アル地方ハ其ノ會所ヲシテ廣告セシム可シ

第八則　賣却米一口五拾俵以上數千俵アルトキハ入札ヲ一口五拾俵以上トシ、四拾九俵以下ノ入札ヲ許サズ　尤モ一口四拾九俵以下ノ賣却米ハ皆數ヲ以テ入札スベシ

第十則　開札ノ上落札ヲ命ズル時ハ其ノ米價ノ十分ノ一（即チ一割）ヲ即日或ハ遲クモ翌日正午十二時ヲ限リ約定金トシテ上納シ倉廩官員ノ領收證ヲ請取ル可シ

第十三則　代價收納ハ落札ノ當日ヨリ日數十五日ヲ期トシ　米穀ノ藏出ハ代價上納ノ當日ヨリ日數五十日ヲ期トス　即チ十五日間ニ於テ代價收入スル毎ニ其ノ金額相當ノ米切手ヲ交付スベシ

第十四則　米切手ハ壹枚貳拾五俵以上タルベシ（貳拾五俵以下ニシテ壹口ノ皆數ヲ買請タルモノハ其ノ皆數代價上納隨テ皆數ノ米切手ヲ交付ス）且ツ其ノ切手ハ第二圖ノ如クニシテ買請人ノ便宜ニヨリ他人ヘ轉賣（外國人ハ除ク）スルモ差支ヘナカルベシ　然レドモ其ノ場合ニ於テハ必ズ第三圖ノ如ク裏面ヘ賣渡人ノ姓名ヲ記入シ押印スベシ

第十六則　落札ノ當日ヨリ十五日ヲ經過シテ代金ヲ納メザルモノハ第十則ノ約定金ハ違約金トシテ沒收シ賣却米ハ停止ス然レドモ買請米ノ内幾分カ代價ヲ納メ米切手ヲ受取リタルモノハ其ノ米額ハ成規ノ如ク交付スベシ

第十七則　買請米ハ落札ノ日ヨリ五十日ヲ經過シ藏出ヲ爲シガタク積置ヲ乞フモノハ右日限内ニ於テ之ヲ請求スベシ　然ルトキハ一旦米額ハ引渡ノ上貸藏規則ニ因リ相當ノ敷料ヲ徵收シテ預リ置ク事アルベシ　以下略

第二十則　米切手ノ過誤或ハ水火盜難ニ罹リ紛失又ハ損傷スルコトアラバ速ニ其旨屆出ヅベシ　以下略

〔簡易入札〕然るに右の糶賣米規則は規定頗る煩瑣にして、小額拂下等の場合に適せず、米價漸次騰貴に向ふと雖ども東京府下にても小賣商人、搗米屋の如きは米廩拂下米の入札に加はるもの殆んど皆無なるを以て大に彼等の爲めに便宜を計るの必要を感じ、明治十二年八月一層簡易なる入札方法を設けて淺草米廩に於て實施したり。其の際左の如く掲示せり。

當米廩に於て拂米あるとき望の者は誰にても入札致し差支無之處中には船持と唱へ候者へ一應依賴せざれば入札すること不相成ものと相心得、其が爲市中小前の搗米屋等自分に入札せざるものも可有之哉に相聞へ候に付此度衆人の便宜を謀り廣く入札可爲致ため當分の內左の規則を定めたり。

第一條　當米廩ノ拂米ヲ入札致度者ハ何人ヲ不問入札スベシ　其規則等不心得ノモノハ米廩役所ヘ罷リ出承リ合スベシ但シ船持其ノ他ノ者彼是故障加間敷儀申譯候者モ有之候ヘバ直ニ米廩役所ヘ申出ベシ

第二條　當分ノ內小前搗米屋等便宜ノ爲メ米拾俵以上入札爲致候條拾俵以上ハ何俵ニテモ入用ノ俵數ヲ入札スベシ

第三條　代金ハ落札ノ翌日ヨリ三日ヲ限リ皆納スベシ　尤モ五十俵以上落札シタルモノハ敷金トシテ代金ノ一割落札ノ翌日必ズ相納ムベシ但シ代金上納ノ節ハ米切手相渡スベシ藏出ノ節ハ此ノ米切手持參スレバ何時ニテモ渡スベシ

第四條　代金ハ落札ノ翌日ヨリ三日限リト雖モ藏出シハ從前ノ通リ落札ノ當日ヨリ五十日迄差許スベシ

第五條　米切手ハ一枚拾俵タルベシ　尤モ買請人ノ望ニ任セ何枚ニテモ引分ケ相渡スベシ　假令ヘバ百俵ノ落札ニ貳拾俵切手五枚ニテモ拾俵切手拾枚ニテモ申出次第相渡スベシ

第六條　藏出ハ日ノ出ヨリ日ノ暮マデ買受人ノ望ニ任セ何時ニテモ切手持參スル者ヘ相渡スベシ

第七條　拚廻ノ方法方代金上納違約等ノ所分ハ都テ從前ノ規則ニ準ズベシ

右ノ通り相定候事

定期米取引の停止 物價騰貴の趨勢に乘じて投機熱次第に勃興し來りしことに就いては既に述べたる處なるが、今當時に於ける東京、大阪兩地定期米市場に於ける賣買の出來高を見るに實に左の如く、如何に投機熱の旺盛なりしかを知るに足るもの有り。

	東京蠣殼町兜町兩米商會所賣買出來高	大阪堂島米商會所賣買出來高
明治十年	一一、二八九、五三〇石	二五、九〇九、二七〇石
同十一年	一八、七一〇、三六〇	二一、三六八、一二〇
明治十二年	三二、七一〇、〇〇〇石	二三、六〇〇、〇〇〇石
同十三年（一月乃至三月）	一〇、四六〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇

明治十二年末全國各地方に於て米商會所類似の營業を爲し、或は竊に限月賣買を爲すを禁じたるが、東京大阪兩地に於ては定期米市場の實況右の如く、殊に東京に於ける熱狂的狀態は眞に驚くべきものあり。若し勢の趨く儘に放置せんか、米價を奔騰せしめて停まる處を知らざる可く、米穀市場の混亂亦計る可からざるものあり、延いて經濟上、社會上恐るべき結果を醸生するは火を睹るよりも明かなり。茲に於てか常平局は遂に明治十三年四月米價十圓五十七錢の日に於て米商會所一般に對し、詮議の筋ありと稱して斷乎として米穀賣買取引の停止を命じたり。當時米商會所の存在せしは東京、京都、大阪、兵庫、滋賀、三重、愛知、新潟、愛媛、德島及山口の諸府縣にして勿論新規の賣買は一切嚴禁したれども、從前の賣買取組は會所の申合規則に據り相當の處分を爲すべく命じたるなり。

如斯は單り米穀市場に止まらず、株式取引所も亦同樣の形勢に在りしを以て米商會所の取引停止を命ずると同時に、株式取引所竝に横濱取引所に於ける金銀貨幣賣買亦停止を命じたるなり。而して米商會所の取引を停止したる翌々日、市場の振肅を計るの趣旨を以て米商會所條例に改正を加へ、米商會所に對して一層峻嚴なる態度に出でたり。卽ち新條例に依り、各地の米商會所が定款及び申合規則を改訂するに際して、從前平均相場を決定する方法各地區々に亘りしを、一律に新潟會所の例に倣ひて一ヶ月中賣買總石數を以て其の總代價を除算したるものを以て眞正の平均相場と定むるの方法を採用せしめ、又空米取引に流るゝの弊を除去せんが爲めに會所に於て其の取引を鞏固ならしむる必要上一人にして千石以上の取引をなす者は會所に於て賣方の備米の有無、買方は金融の次第を推問し、双方確實なるに於ては其の帳入を爲さしむべきの明文を申合規則中に挿入せしむることゝなせり（明治十五年二月更に米商會所條例に改正を加へ仲買人に自己賣買を禁ずるに至れり）。株式取引所の金銀貨幣は翌五月四日解停せられ、停止の期間僅に一ヶ月に充たざりしに拘らず、米商會所に對しては容易に解停せず、漸く十月に至りて初めて解除せられたるが故に、此間凡そ六ヶ月一切の定期米取引影を潜め、表面頗る靜穩なりしも各地依るべきの相場なく困難を極め、裏面に於ては其の混亂想像に餘り有りしなり。政府に於ても之を察し大藏卿は太政官に稟申して曰く、

先般米商會所の營業御停止後引續き改正條例御發行相成候處各會所共該條例の旨趣を遵奉し諸規則改正

願も粗整頓に就き且役員及仲買人等も追々御認許を得候に付而は最早一般の營業御解停相成り候ても可然と被存候得共篤と熟考候に今日に至るも米價は尙漸々非常の高點に達し且つ本年收穫の景況も未だ豫知致し兼候此際に於て限月の營業御差許相成候ては此上如何樣の變動を生ずるも難計乍併仲買人等に於ては既に一千圓以上の身元金を會所へ差入れ置くも無商業にて徒に貴重の日子徒食に艱苦するは實以愍然の至に付先以現米直取引に限り來る九月一日より營業御差許相成り候はゞ一時仲買人等の苦情も相絕ち可申而して後限月營業の儀は本年秋穫景況の時宜に至り御差許相成候方可然と存候

右の趣旨に依り大藏卿は九月一日より現米直取引のみを公許せしが、後ち更に十月一日より二ヶ月限以內の定期賣買を公許し、又更に翌十四年一月以降三ヶ月限をも公許するに至り全く舊に復することを得たり。

以上を以て明治十三年の米商會所問題は全部解決を告げたれども、解停後は全く昔日の盛大を見ること能はず、十月解停以後三ヶ月間の賣買出來高東京十一萬百七十石、大阪十三萬六千六百十石、翌明治十四年中は一ヶ年を通じて東京四百五十七萬千七百九十石、大阪三百一萬八百三十石、翌明治十五年同じく東京六百八萬千二十石、大阪五百二十一萬八千二百六十石に過ぎず。之を停止前の旺盛なりし取引に比して實に隔世の感ある推して知るべきなり（因に明治十四年四月農商務省設立せられ明治十二年以來大藏省に屬せし商務局之に移轉し其の管掌に屬せし米商會所及株式取引所の事務亦擧げて新省の所管に移れり）。

酒造稅の引上　明治十三年九月公布、同年十月一日施行せられたる太政官布告第四十號を以て從前の酒造稅則を廢止し、新に酒造稅則四章を設け釀造酒の造石稅を倍加し、一石二圓となせしかば翌十四年に於ては全國に亘りて造石數に多大の減少を來せしが、當時は米價昂騰の勢甚しかりし際とて、米價に對する影響左迄著しからざりしも、更に明治十五年十二月太政官布告第六十一號を以て一類酒卽ち釀造酒の稅額を一石四圓に倍加し、恰かも低落に向へる米價をして一層其の勢を速かならしめたるは、其の理由を知るに苦しむ處なり。

地租納期の繰上　曩に述べたるが如く明治十年七月（布告第五十三號）地租徵收期限を改正し六期に分ち田租は下三期に納付せしむることゝ爲せしが實施の結果年內に徵收するもの僅かに四分の一なるに反し、年內の支出は却つて頗る巨額に達し、權衡を失することと甚しかりしが、明治十三年前後に於ては（明治十三年の地租大約四千三十一萬圓）米價未曾有の騰貴の結果民間大に餘裕を存するに至りたるを以て、會計上許多の利便を得、然かも民間に障碍を釀す憂無き方法を講じ得べしと爲し、明治十四年二月布告第十四號を以て地租徵收期限を四期卽ち、

第一期（該年七月一日より同八月三十一日限）　第二期（同九月一日より同十月三十一日限）　第三期（同十一月一日より同十二月十五日限）　第四期（翌年一月一日より同二月二十八日限）

と定め三、四の兩期に於て田租五分づゝを納付せしむる事に改められたるが、此徵收期限の改定は農民の米穀賣却を餘儀無くせしめ、翌十四年以後に於ける米價下落の原因の一として特に大なる影響を與へたる

もの丶如し。
而して右の改定に伴ひ、明治十五年一月大藏省達第二號を以て預り米取扱手續書に改正を加へ、預り期限は地租徴收期限末期の日を以て換金の期とし、此期限迄に納金皆濟に至らざるときは此引當米を競賣せしめ、競賣の上過剩は納主へ下附し、不足は追徵することゝなれり。
備荒儲蓄法の制定 明治十二年六月大隈大藏卿が「今の時に當り斷然擧行せざるを得ざるの政策四つあり其の一は地租改正再度の査閲、其の二は儲蓄備荒の方法、其の三は流通紙幣の消却の增額、其の四は則ち外國關係用度の節減是なり」と唱へて具に其の方策を縷述する處あり。所謂財政四件を太政官に呈したるが、翌明治十三年二月再び備荒儲蓄法制定の儀を稟申せり。曰く、
地租の舊法を廢絕せし以來政府は豐歲增收の事なきを以て凶歉賑恤の資を得るに所なし若し一旦非常の災害に遭遇して而して人民に備荒の儲蓄あらずんば其の慘狀實に云ふべからざる者あらんとす。是儲蓄の方法の最も今日に急務たる所以なり。又地租の新法たるや歲の豐凶を以て其の常額を增減せず。故に人民は豐歲の餘剩を儲存して歉年の納租に充てざるべからざるに動もすれば之を常歲に浪糜濫用して遂に歉年の納租寬免を哀願するに至る者多し。玆に於てか人民をして罹災の儲蓄せしめ其羨餘を常年に公儲せしむるに如かず。是亦儲蓄金の各地に缺くべからざる所以又不慮の窮民は獨り政府の之を救助すべきのみならず其の隣里鄉黨も亦相救賑恤の情誼ありて平時に儲蓄金の儲なかるべからず云々。

是に依て、明治十三年六月備荒儲蓄法制定せられ、翌明治十四年一月より施行せらるゝことゝなりたるが、其の趣旨往年の貯蓄米條例を去ること遠く、恰かも本法制定當時迄有效なりし窮民一時救助規則及び凶歳租稅延納規則等を統一したるものに過ぎず。唯だ儲蓄金の半額を米穀に交換せしめ「凶年飢歳米價昂騰の際俄に之を購入して儲蓄金の許多の員額を費消せしめざらんことを期す」るの點に於て聊か貯蓄米條例の名殘を止むるの觀ありしと雖も、後ち遂に罹災救助基金法に變化し、直接米穀或は米價問題とは全然關係を存せざるに至れり。

（常平局の廢止）然り而して備荒儲蓄法制定せらるゝや、大藏省に於ては常平局之が事務を擔任し、備荒儲蓄掛なるものを置き、明治十四年以後備荒儲蓄金に屬する米穀の經理を見ることゝなれり。然るに後に述ぶるが如く常平局は遂に閉鎖の已む無きに至りしかば、明治十五年六月、卽ち常平局明治十四年度を以て其の本務たる常平事業卽ち米價調節事業を停止したるが故に其の以後に於ける米穀は凡て備荒儲蓄法に依る儲蓄米に變じたるものと云ふべし。常平局明治十五年度の米穀出納存すれども、是單に常平資本の決算の爲めにする殘存米の處理に止まれり。而して明治十五年十一月二日、備荒儲蓄の事務は擧げて國債局に轉屬し、同月四日遂に常平局は廢止せられたるなり。

第四款　常平局の廢止

（常平資本の缺乏）前款詳述せしが如く常平局明治十四年度に至りては米價稍々低落の機運に向ひ、殊に其の後

半期なる明治十五年に入りては、其の勢甚しく常平局は盛に米穀の買收を實行し、以て此頽勢を支へんと欲すと雖も、如何せん曩に常平資本として準備金より繰返貸を受けたる資本金三百萬圓は殆んど全部昂騰時の米穀買收に消盡したるのみならず、中央儲蓄金の中約百九萬圓をも繰替使用したる以上、最早何處にも活動の資源を求むる事能はず、然かも一方に於ては常平局の運命に關して重大なる變轉を見んとし、常平局は今や進退兩難の岐路に立つに至れり。

【常平局資金の返戻】抑〻明治九年七月以降各廳營業資本、勸業資本、其の他繰替金は總て準備金より支出し、其の以前に於て常用部より繰返支出して其の當時決算に至らざるものも、凡て準備基金に繰入るゝことゝなり、從つて常平局資本三百萬圓も亦準備金に其の支出を仰ぎたるものなる事屢〻述べたる處なるが、明治十三年六月に至り、政府は別に見る處あり、突然太政大臣の令達により爾後準備金の貸付を廢止せらるゝことゝなれり。卽ち「自今準備金貸付方を廢止し從前貸付の分は其の期限通り取り立つこと」とし、止むを得ざる事故有るものに限りて多少の變例を許したる而已。而して貸付廢止せられて後ち明治十四年六月更に各廳へ繰替貸金も亦廢止せられたるを以て、常平局は其の資本全部を返還せざるべからざることゝなり、假令一時之を常用部の支出に仰ぐとするも、是亦早晩返償を要すべく結局常平局の事業は遂に廢止する外無きに至れり。玆に於てか明治十四年十二月松方大藏卿は太政大臣に對して常平資本の儀に付き上申する處あり。卽ち左の如し。

先般準備金繰替の儀被廢止旨御達相成候處常平資金は從前準備金の內三百萬圓を以て充用致來候舊に仍り据置相成度抑も地租改正以來人民の賴て生活する處の米穀は聚散共に富商の手中に歸し現今に在ては價値昂低の不平均なる實に名狀すべからざるに至れり。如此の景況にして尙之を救濟するの方策を講せず不幸にして凶歉に遭遇し外國の輸入米を仰ぐ如きあらば唯に經濟の宜しきを失するのみならず國家經綸の上に於て政略の得るものに非るは言を俟たざるなり。況んや內地豐稔にして米穀有餘の日は之を海外に輸出するも幾許の利益あるは從來の實驗に於て既に明瞭なるに於てをや。夫れ準備金をして之を國庫に藏するも米穀に換へて儲蓄するも等しく準備の實に背かずして實際經濟上の得失は如此昭々たるを以て前文資本据置の儀御裁可相成度且備荒法の中央儲蓄金此れ又之を當省の庫中に藏し不虞の用に備るより寧ろ米穀に換へ內國樞要の便地に蓄積し豐熟の際は新陳更迭の方法を設け缺減の損失を償ひ凶荒の日は倉廩を開て直に之を救濟する等其の機宜を失はざるときは理財上幾多の裨補なしとせず。依て十二年度救荒儲蓄補助支出殘金及び十三年度に係る同斷殘金共一同此部分に組入れ運用可致最も勘定仕上は常平資本と別途に區分し混雜を生ぜざる樣可取計尙詳細の方法は追て具狀候へ共自ら時機有之候間至急何分の御允可相成り度此段上申候也

然るに此儀は太政官に於て種々廟議を盡したるのみならず、常平局創始以來の成績に顧みて遂に採納せざるに決し、明治十五年三月左の通り達せられたり。

伺の趣常平資本据置の儀は難聞屆候條購入の現米は十二、十三兩年度の救荒貯蓄補助殘金を以て此際買入れの手續を爲し、尙殘米は本年度以降の中央備荒儲蓄殘金を以て購入し、常平局資金は早々準備金へ戻すべし。

常平局の廢止は今や既定の事實となれり。

右の常平資本据置に就いて松方大藏卿の上申したる處は既に其の一ヶ月前卽ち明治十四年十一月同卿が太政大臣に呈したる「準備金運轉正貨增殖方略之儀」に於て「此際我政府が正貨增殖の一方便として之が荷爲換を間接に保護すべき物貨は單に蠶絲製茶のみを以て要品とすべきに非ず。而して我國最大の物產たる米穀をも亦右正貨增殖方便の要品中に加ふべき」を主張したると同一の趣旨に出づるものなり。

常平局廢止の理由

常平局は何故に廢止せざるべからざりしか、其の直接の原因は卽ち上述の如く準備金の繰替貸付廢止に在り。然れども若し常平局の事業にして良好の成績を擧ぐることを得ば、此點必ずしも顧慮するを要せざりしなるべく、要するに其の成績の良好ならざりしこと、從つて資金の浪費を憂慮したる結果なるは何人も直ちに想到する處なり。失敗の原因たるや、蓋し僅々三四百萬圓の資金を擁して米穀專賣を行ふと同一の效果を庶幾せんとせしこと及び當時の米價昂騰が米穀數量の關係に非ずして、全く通貨關係に支配せられつゝありしを悟らずして、單に米穀數量の調節に依りて價格の調節を行ひ得べしと爲したることの二點に存すべしと雖も、是初より不可能を可能と信じて實行せしものに過ぎざるが故に、之を以て

常平局を責むるは敢て當らずと云ふべきか。結局常平局の目的を達せんと欲せば巨億の資金を以て米穀專賣制度の實施を斷行するの外あらざるなり。然も最も適當なる投機の目的物たる米穀の專賣事業の如何に至難なるかは敢て說くを要せざるなり。

常平局の閉鎖と爾後の米穀經理

常平局を閉鎖するに當りて其の各地の米廩竝に海外所在の米穀は無慮四十三萬八千石に上れり。而して是等の米穀は準備金の繰替貸を受けたる常平資本を以て購收したるもの及び中央貯蓄金を以て購入したるものとより成れるものなるを以て、閉鎖の際約八萬五千二百七十石餘を賣却（救荒貯蓄補助殘金を以て買收せり）したる外は、之を分ちて卽ち第一儲蓄米（約十三萬五千九百四十石）及び第二儲蓄米（約二十一萬六千二十五石）の二部となせり。爾後第一は中央貯蓄金の會計に屬せしめ、備荒儲蓄法の趣旨によりて處理し、第二は舊常平局の繰替金を準備金に返償するが爲め、其の決算の整理に從ひ專ら殘米の處理をなすものなり。而して以上の二儲蓄米の外、更に米穀海外輸出事業を營む爲めに一派の會計を立て第三儲蓄米といふ。卽ち爾後米價調節を專務とする米穀の經理、例へば常平局の事業の如きは存せざりしと雖も、數年間に亘りて米穀の會計は第一（又は中央）より第三迄（第三儲蓄は後に輸出品部の米穀會計となれり）各々相對立せしが、第二儲蓄米は明治十八年に、第三儲蓄米は其の翌十九年に、中央儲蓄米は明治二十二年に孰れも結末を告げ、最後に準備金の輸出品部又の名準備米も明治二十三年遂に其の跡を絕ちたり。是明治年間に於ける政府の米穀出納の最後なり。次節以下に於て是等の米穀經理に就い

て簡單に記述する處あるべし。

斯くして常平局は明治十五年十一月二日其の事務一切を擧げて國債局へ引繼を了し、其の翌々四日を以て閉鎖せり。而して其の際國債局が引繼を受けたる員數左の如し。

一、現　金　五四二、一九九円

一、玄　米　三一七、四一七石

内　譯

七五、一八〇石	東京米廩	五、〇〇〇石	秋田縣預け
九、一三三	大阪米廩	四一五	青森所在三井物産會社預け
一四、七九九	兵庫米廩	一、三八四	根室縣預け
三六九	長崎米廩	二〇七、〇六六	海外輸出の分
四、〇七〇	四日市米廩		

一、白　米　一八、九三六石

内　一三、〇〇六　海外輸出の分にして他は東京、大阪、兵庫の米廩並に三井物産會社預けなり

一、麻　袋　二二四、九七三枚

一、アンペラ　六五、三九二枚

一、制蟲袋　三、八七五枚

〔常平資本損益の概計〕　而して常平局閉鎖に臨み、同年十月二十七日大藏卿が損益の概算の結果に關し、太政官へ上申したる處左の如し（當時の損益概算は後の決算書と重複するが故に之を省略し概算の損失約百七十九萬四千圓に上れることを記するに止む）。

當省常平資本の儀は去る明治十年中米穀の價位をして平準を得せしむる目的を以て當時經允裁準備金より資本參百萬圓を繰替糴糶用に充候處、先般該繰替金は準備江早々返還已來中央儲蓄金を以て資本に可充用旨御指令に付、從前より取扱來候常平の事務此際決算の見込を以て概計候得者別紙の通損失に可歸

豫算に有之、右は畢竟明治十三、十四年米價非常に騰貴民情不穩の形況より官倉に儲蓄米の多數なるを企望し之を購求し以來十四年秋實豐稔隨て米價漸々下落本年に及び尤も甚敷、農商共に米穀の代價に苦むの情勢に至りしも古米は之を糶せざるを得ず、依て糴糶共に機宜に適せざるを以て遂に如此の損耗を原因せし樣にて固より不得已事實に有之、而して貸金の內杉山岩三郎嘉納次郎衞門等先般上申の通り方今專ら返濟の方法取調中其他は完償方夫々督促罷在候間不遠施理可(脫)然るに常平の事業たる篤と前途の利害を審按するに凡價値昂低の頻繁なる營業の危險なる米穀の如きは殆んど他に比準無之然るを僅々たる資金を以て其の價位の平準を規劃するは到底爲し能はざるのみならず糴糶の際商賈と利を爭ふの嫌なきを保し難き況んや備荒法の中央儲蓄金を以て資本に充用するときは益々常平の名義に對し妥當ならざる儀にて既に其の名あるも其の實なきは寧ろ之れ無の勝れるに若かずと被存候條此際常平局は相廢止儲蓄米は備荒の旨趣に基き更に相當の方法相立候目的を以て取調中に候得共前文準備金計算完結の際は概計缺額可相生見込に有之依て右事情一應上申置候也。

〔常平資本の決算〕　常平局事務一切の引繼を受けたる國債局は新に備荒儲蓄課を設けて是等の事務を處理せしめたりしが、舊常平局殘務整理の爲めにせし第二儲蓄米は明治十八年六月末日を以て漸く全部の決算を完結するを得たり。

今其の決算表を見るに左表の如くにして之に依て明治十一年七月以來の常平局資本全部の損益を知るこ

とを得。

一金　三、〇〇〇、〇〇〇円　資本原額

内譯

一金　一、一六五、七一二円　返納

外に金　四五、七四五　十一、十二兩年度中益金として常用金に收入

一金　一、八三四、二八八　損失

一金　一、八三四、二八八円　損失

内譯

一金　四七、七〇〇円　但し十七年二月損失拂切伺濟十三年度に屬する分

一金　一、七八六、五八八　但し十四年舊常平局取扱以降十八年に至り國債局に於て決算迄に係る損分

一金　一、七八六、五八八円　但し十四年舊常平局取扱以降十八年國債局決算に係る損分

内譯

一金　八二三、七〇一円　海外輸出賣却損

一金　六六三、八四八　內地賣却損

一金　一〇、八一八　米袋損

一金　二八八、二一一　諸雜費支出過損

一金　八二三、七一〇円　海外輸出損

一金　二、二二一、七二八　米　二二一〇、〇七三石賣却代　但し壹石に付賣價拾圓九錢餘

合計金　三、〇四五、四三九　米　二二一〇、〇七三石元價　但し壹石に付拾參圓八拾參錢餘

内

一金	九九六、二〇五円	諸費用元價へ加算	
一金	六六三、八四八円	内地賣却損失	
一金	一、六〇八、二〇五	米　二一七、二〇六石賣却代	但し壹石に付七圓四拾錢餘
合計金	二、二七二、〇五二	米　二一七、二〇六石元價壹石に付拾圓四十六錢餘	

内

一金	一七、八四三円	諸費元價に加算
一金	一〇、八一八円	米袋損失
一金	六九、六七八	米袋賣却代
合計金	八〇、四八六	米袋元價
一金	二八八、二一一	支出過損
一金	二八、四三八	雜收入
合計金	三一六、六四九	諸雜費

卽ち決算の結果は百七十八萬六千五百八十七圓の損失を明かにするに至りしが、大藏卿は別段缺額補塡を要せず、直ちに資本金損失拂に立てたき旨を太政官に稟議し遂に容れられたり。此稟議も常平局閉鎖の際に於ける大藏卿の損益概計に關する上申書と共に當時常平局事業の效果に關する意見の大體を窺ふに足るものなり。今左に摘錄すべし。

舊常平局資本金決算勘定組の儀に付ては客歲四月中及上申置次第も有之此頃に至り夫々整理致し悉皆決

算相立候處卽ち資本金三百萬圓の內百十六萬五千七百十一圓八十七錢五厘は已に返納し（外四萬五千七百四十五圓十四錢六厘は十一、十二兩年度益金として常用金へ上納せり）又四萬七千七百圓三十二錢六厘は十三年度に於て損失に付資本金に對し拂切分差引百七十八萬六千五百八十七圓七十九錢九厘は別紙仕譯書の通り十四年度以降損失に有之候。

抑々如斯巨額の損失を相生じ候原由は一ならずと雖も其の最も重なるものを略敍すれば米價は騰貴し紙幣低落の時期に於て購收したる米穀を其の時價は低落し紙幣は騰貴の際に於て賣却せしに依れり。蓋し十二年以降紙幣の下落するに隨ひ米價日に月に騰貴し農家糶米を爲すに汲々せざるが爲に都會の商賈の手にある米穀漸次缺乏を告げ官の糶米を請願するもの比々之あり。當時にあつて官倉の貯藏を以て之を補給せざれば都會の人心不穩の形況なき能はず、故に米穀多產廉價なる地に就き之を購求し京阪に搬運し其の不足を補ひ其の騰貴を抑止するを是れ勉めたりしも此際海運の便未だ充分ならず其の費用を損失し廻漕の缺減も亦少々に非ず。爾來紙幣漸次騰貴するに及び頓に從前の反動を來たし米價の低落を視るの傾きあるに至れり。此時に當り最前購入せし所のものは（脫）腐の恐れあるを以て賣却せざるを得ず。

於是乎日後の今日より視るときは糴貴糶賤の形況を顯出するの嫌あるを免れずと雖も當時處務上の事實に於て然らざるを得ざるの情勢なりしは既に十五年十一月中にも上申仕置候通りの次第に有之尤其損失を彌縫せんが爲め或は新陳交換をなし或る時機を見て賣却するも農民納租の時機等斟酌せざるを得ざる場合も有之何分糴糶不如意にして相當の價格を維持しがたく如斯結果を視るに至るは萬々不得止次第に

有之候。又海外へ輸出米貳拾萬石餘は何れも時價を以て賣却を了したりと雖も當時歐洲市場の價格も當初の見切よりは漸次低落せると其の米代として收握せし正貨は洋銀相場の俄然低落なりし爲め紙幣に換算せし勘定は其の差損も亦尠からざる儀に有之候。然るに右損失額は十三年度損失額拂切の例に倣ひ別段分額補塡を要せず該資本金に於て損失拂切に相立決算仕候間右御聞屆相成度此段上申候也。

第六節　第六期　（明治十六年乃至明治二十二年）

第一款　米價の概況

一　米價の概況　一　本期の七ヶ年は卽ち常平局時代の反動時代なり。常平局時代空前の好景氣は其の末年に於て旣に反動襲來の兆歷然たるもの有りしが、政府の幣制改善策著々進捗するに隨ひ、其の趨勢一層顯著にして物價金利共に低落甚しく、市場些の生色無く不景氣の歎聲全國を風靡せり。米價の如きも前後七年の長き期間に於て、或は氣候不順、或は風水害、或は朝鮮事變、或は海嘯等の爲めに時に多少の波瀾無きに非ざりしと雖も概して非常の低價にして、常平局時代の最高時に比し僅に其の半ばを上下するに過ぎざりしなり。卽ち明治十六年平均六圓二十六錢、十七年五圓十四錢、十八年六圓五十三錢、十九年五圓六十錢、二十年五圓、二十一年四圓九十三錢、而して最後の二十二年六圓にして、明治十八年の六圓五十三錢を最高とし、明治二十一年の四圓九十三錢を最低とす。蓋し明治年間を通じ、如斯く米價低落の期間長期に亙りて繼續せしは稀有の現象と云ふ可く、常平局時代好景氣の反動も亦激甚なりと云ふ可し。

明治十六年一月六圓二十五錢の平均を得たる米價は同年麥作の不良氣候不順等の爲め一時反騰を示し、八月の如きは七圓二十五錢に達したるも、大勢には抗す可くも非ず、人氣再び惡化し、地租納期の一ヶ月繰下等も殆ど其の效を奏せず、翌九月直ちに六圓六十錢に低落し、續いて十月五圓八十錢、十二月遂に四圓六十五錢に迄下れり。數年來絶えて無かりし代米納出願者の續出せしも亦宜なりと云ふ可く、翌十七年一月は一層低落して平均四圓三十五錢を唱へたるが、五月五圓三十錢に進み、聊か騰貴の模樣有り、恰かも七月畿內、關西、北陸、中國及び九州等に霖雨あり、八、九兩月亦殆ど全國に亘りて暴風雨あり、剩へ茨城、埼玉地方には小民の暴動勃發せしも未だ大勢を動搖せしむるに足らず、騰貴の勢依然として遲々たり。然るに同年の收穫僅に二千六百三十萬石と云ふ近年稀有の減收を來したるに際し、年末朝鮮京城の變あり、同年十二月の平均は六圓十錢に達することを得たり。翌十八年一月亦六圓十錢を示し、翌二月六圓六十錢に進みしが、四月前年末來の朝鮮事件に關し、天津條約成り一時不味に陷れり。然れども同年の氣候亦不順にして凶荒の兆あり、卽ち農商務省は濟急趣意書なるものを發し、且つ全國農區に書記官を派遣し、大に說示を加へたる程なりしを以て八月七圓六十錢に騰り、加ふるに大阪其の他各地の洪水は一時世人をして往年の高價を想はしむるもの有りしが、爾後天候恢復して再び低落を始め、同年秋收の豐穰を傳ふると共に十二月は平均六圓となれり。越えて十九年一月は五圓八十五錢に下り、麥作の佳良を見て四月又五圓五十錢を唱へたるが、其後常野地方の旱魃、四國九州地方の暴風雨等に依り稍々引返へせり。然る

に同年亦豐收確實となりて十月五圓三十錢、十二月遂に五圓十五錢に低下し終始五圓臺を以て一貫せり。

前年の豐作を受けたる明治二十年は年中僅に四圓八十錢乃至五圓十錢の範圍を上下せるに過ぎず、同年の氣候と共に至つて平穩無事なりき。而して同年亦非常の增收にして殆ど四千萬石の聲を聞けり。されば翌二十一年は一月四圓八十二錢に始まりて以來、四月四圓七十錢、六月四圓五十六錢と低落を續け、僻遠の地方に在りては僅に二圓臺を唱ふるものも存せし程なりしが、一方に於ては前年朝鮮の凶歉を聞いて自然我が豐富なる米穀の其の販路を外に求むるものあり。政府の輸出米を初めとし民間の輸出亦巨額に上り其の數量無慮百數十萬石に達し、又地方に於ては取引所に於ける各種の弊害、依然其の跡を絕たざるに鑑み、之が根本的改善を策らんとして前年五月公布せられたる新取引所條例が當時の世論所謂ブールス論の反擊に遭て俄に實施せられざるに至るや、七月突然奔騰して五圓四十九錢に上れり。然れども時期未だ至らざりしか、却つて氣候の適順に壓されて翌月四圓八十錢に反落したるが、十月以降は多少引返して年末の平均五圓二十六錢に達することを得たり。

翌二十二年に入りては二月帝國憲法發布せられて天下の人心を新にせしこと頗る大なるもの有りしも、一月平均四圓九十二錢に生れたる米價は依然氣勢揚らずして五、六月の交に及べり。然るに後に述ぶるが如く投機熱の勃興先づ株式市場に現はれ、尋で數年間衰微を極めし定期米市場の活躍となり、加ふるに前年北清、朝鮮等に於ける凶歉の事實は、亦正米市場に影響を及ぼし、七月五圓二十七錢に昂進したるに、

偶九州地方其他に大洪水あり、尾三勢地方に海嘯、關東、東北亦多少の風水害あり、愈反動の勢を昂め九月七圓八十五錢に暴騰し、十一月更に八圓臺に進み、十二月は遂に平均八圓七錢に達せり。蓋し本期を通じて最高の米價なり。而して同年の實收僅に三千三百萬石、前年に比し約五百六十三萬石の減收にして、翌明治二十三年に於ける米價昂騰の主因を爲せり。

本期に於ける米價の狀況上述の如くなるが故に國民の大部分は疲弊甚しく前述の如く明治十一年以來絕えて見ざりし代米納の出願者俄に續出し、又地方に依りては小民暴動を起せる等は、之を證するものにして、政府も之を等閑に附すること能はざりしは明かなりと雖も、常平局は既に廢止せられて積極的に米價調節に任ずる機關を有せざるに至りしを以て、政府は或は準備金に依る米穀の海外輸出或は備荒儲蓄法に據る儲蓄米或は代米納竝に預り米制度の運用或は租稅納期の繰下を實行する等に依りて、直接間接米價の調節に努力するの外無かりしなり。明治二十二年施行の特別地價修正の如きも亦農民の負擔を輕減し、以て米價低落の影響を緩和せんことを目的とせるものなること勿論なり。然も是等各種の施設も一般的物價低落時代に於て單り米價のみを騰貴せしむるは不可能にして、結局自然の推移が最大の效果を與へたるものと云ふを得べし。然れども上述の如き一般的不景氣の反面に於ては貨物の輸入を激減せしめて輸出を促進し、之が爲めに維新以來輸入超過に踵ぐに輸入超過を以てし、永く我國民經濟の禍根を爲せし對外貿易の狀態に著大なる變化を及ぼし、明治十五年以後明治二十二年に至る間凡そ八ケ年年々歲々輸出超過を見

ざる無く其の額總計五千七百萬圓に達し、實に明治年間我對外貿易史上に於ける一大偉觀を現出せり。而して此對外貿易上の大變化は、我國民經濟の根柢をして內外兩方面に亙りて頗る鞏固ならしめ、隨て例へば幣制の整理、所得稅法の施行、特別地價修正の實施、會計年度の更新、公債の整理、海陸交通機關の整備、私設鐵道條例の制定等財政上竝に經濟上諸般の改善をして頗る容易ならしめたるのみならず、政治上に於ても明治十八年內閣制度の樹立、明治二十二年帝國憲法の發布等の重大なる變革亦著々實現せらるるに至り、共に爾後我國の發展に貢獻したること多大なりき。

斯くして民間鐵道熱の勃興を先驅として新企業所在に起り、投機市場を刺戟したること著しく株式取引所の繁榮に次で定期米市場も亦頗る活況を呈し、明治二十二年の大減收と共に遂に翌二十三年に於ける米價爆發の誘因を爲せるものと云ふ可し。終りに明治十六年以降定期米取引の狀況卽ち左の如く本期米價の概況大體之に依りて窺ふことを得。

年次	東京	大阪
明治十六年	二、一〇二、七七〇石	二、六五二、七四〇石
同十七年	二、九〇三、八九〇	二、八四四、九三〇
同十八年	三、七六二。四八〇	二、二一八、八四〇
同十九年	五、八九二、三二〇	四、〇五五・六六〇
明治二十年	二、七〇二、九八〇石	二、五二一、四一〇石
同二十一年	二、一二三、五二〇	二、二五九、三五〇
同二十二年	七、五〇八、八五〇	五、七六四、一八〇

第二款　米價に關する施設

第一儲蓄及第二儲蓄

常平局廢止せらるゝや、其の事務は擧げて國債局に轉屬せしめたるを以て、國債局は明治十五年十一月二日現在の米穀、雜品、金錢其の外米廩精米所等の引繼を受け、其の事務を擔當せしむるが爲めに新に儲蓄課を設けたること等は、既に前節に於て述べたる處なるが、儲蓄課の事務は之を二部に分てり。一は卽ち中央儲蓄金の事務にして、一は卽ち常平資本決算事務なり。前者を第一儲蓄（又は中央儲蓄）、後者を第二儲蓄（又は準備米）と稱すること亦前述の如し。

第三儲蓄

曩に明治十四年末準備金運轉の方策に就いて太政官に上申したる處有りし松方大藏卿は常平局廢止後、明治十五年十一月更に右に關聯して海外輸出米の儀に付太政大臣に上申する處あり。卽ち左の如し。

米穀の儀は本邦最大の物產にして其の豐凶と價位の昂低とは財政上に影響する固より尠からず候處凶歉の備は既に儲蓄法御施行相成候に付措て論せず、現今に於て豐熟の年有餘の米穀を消費するの方法を豫定するは尤も急務に可有之、如何となれば米價格外下落するときは唯に收稅に困難なるのみならず農產進歩の前路を遮斷し商工凡百の事業に波及す可く依て之を審案するに宜しく海外に輸出するの勝れるに若くは勿る可し。然るに該事業たる普通商賈の營み得ざるものは內地に於て精良の米質を輸出するも冷熱氣候の差違甚しき地方を經過するを以て腐化缺減の虞なき能はず、加ふるに海上數萬里許多の日月を空費するを以て得失相償はざるに由るなり。而して政府に於て擧行する時は前件の顧慮を要せざるのみ

ならず今や正貨稀少の際に在て尙海陸軍省の如き必要缺く可らざるの費用は之を給せざるを得ず、既に正貨に缺乏するときは他の方法に依り購求するに至り其の反射や遂に紙幣の下落を來し財政上の困難を胚胎するも知る可からず。故に目下の要務は勉めて輸出の物品を增加し正貨收入の計畫を盡さゞる可からず。然るに內地有餘の米穀を海外に輸出するは一は以て政府の用度を給し一は生產者の所得を保護し有益無害にして所謂一擧兩得の事業に可有之、最も從來の經驗に依れば目前の計算に於ては損失相償はざるの嫌なき能はず。然れども深く其の實を推究するときは決して否らざるものあり。假令ば壹石の米を紙幣八圓に買得し之を正貨五圓に賣りしとき銀貨壹圓七拾錢なれば紙幣八圓五十錢に換るを以て五拾錢の利あらん。若し銀貨壹圓五拾錢なるときは之に反して五十錢の損失を見るに至らん。均しく正貨は五圓にして此差違を生ずるときは政府の大計上より論ずれば之を以て損益を斷定す可からざるは言を俟たざるなり。加ふるに歐洲市場に於て日本米の善良なるを識得し需用者漸々增加し他邦產米に比すれば數等の高價を占め候景況に付年々彼市場に於て多少販賣せしめ候はゞ遂に聲價も一層相進み可申抑も效を永遠に期し利を將來に收むるに至ては近功小利を計較す可からざるは勿論正貨收入は目下の要務に付本年より以往準備金を資本とし、米穀の豐熟と價位の昂低とに依り石數を斟酌し、年々多少之を購求海外に輸出し、然して其計算の損益と事業の方法とは暫らく之を當省へ御委任相成候樣いたし度此段至急仰御允裁候也。

其の趣旨は卽ち曩に常平資本金の据置を請ひたるに異らず。更に又明治十六年二月同卿は累ねて同樣の趣旨の下に正貨蓄積の方法に付て稟申せる處あり、左の如し。

準備本部金の儀は兼て準備金規則にも有之候通り其紙幣を以て正貨に交換するを以て第一の目的と致し候儀に付現に外國荷爲換等の方法を以て頻りに正貨の收得を勉め居候得共何分夫のみにては未だ充分に目的を達し難き場合も有之候處今般猶又陸海軍(不明)張御趣意に付ては外國に於て仕拂方に必要の正貨高も多分の事に有之夫是にて正貨の需用一層相嵩み益々從前の儘にては收得法不充分に有之候に付今後更に準備本部の紙幣を以て北海道收税品を始め其他專ら外人の嗜好に應じ候物產を購收し之を海外に輸出し其代り金卽正貨を收得し以て大に正貨蓄積の目的を貫徹致度見込に有之乍去元來右等の事を施行致候には汎く宇内の商況を視察し臨機應變の處置を爲さゞるを得ざる儀にて其結果を得ると否らざるとに至ては實に其間髮を容れざる程の機會あるものに付、豫め其方法規則金額等を具狀し御裁可を蒙り候上施行候樣にては常に商機を失し折角の計畫も爲めに畫餠に屬し候樣相成可申存候に付向後右等の事件は當省限り其方法金額等を定め決行仕候事に致度、左候はゞ正貨收得上に於て一層の便宜を得其收支も亦好結果を得べく存候條此儀至急御允裁被下度云々。

斯くて漸く翌三月に至り其の允裁を得たりしが、大藏省内に於ては旣に二月太政官の裁可を豫期して儲蓄課管掌の下に新に第三儲蓄を設けて其の實行に着手したり。其の資本金は準備金より支出し、當初の金

額概略百八十九萬圓、後ち明治十七年地租代米納其他の處分の爲めに流用せしものを合して金三百三萬三千七百七十二圓に上れりと云ふ。而して大藏省內に於て如斯く其の實行を急ぎたるは必ずしも米價の根本的調節を目的と爲せるに非ずして、海外に正貨を取得せんとするを主とせしものゝ如く、時の準備課長松尾少書記官の輸出米代金の儀に付き、左の通り大藏卿に上申したる處に依りて知る可し。

近來海軍御擴張等に付海外に向て支出する所の正貨頗る多額を要し候折柄（中略）右は兩件とも未だ御指令無之候へ共目今米穀購入の時機に迫り候間不日御裁可可有之事と見做し差向き假拂を以て紙幣百萬圓迄を目的として準備金より漸次支出して米穀購入の資に供し可然哉此段相伺候也。

〔第一儲蓄米取扱方〕　玆に於てか明治十六年以後は以上三種の儲蓄米を存することゝなりたるが、此の三種の儲蓄米は孰れも其の出納の方法例へば米穀の買收拂下及び交換の方法並に米廩處務順序等は凡て同一にして、單に計算を區別せるに過ぎず。尤も第一儲蓄米卽ち中央儲蓄米の取扱方に付ては特に明治十六年一月備荒儲蓄法の趣旨に從ひ左の通り定められたり。

一、中央儲蓄米ヲ新陳交換スルトキハ總テ時價ト量出缺減トヲ問ハズ原石ヲ以テ準備（舊常平局資本金三百萬圓ノ內ヲ以購收ノ分以下倣之）貯藏米ト交換スベシ

一、中央儲蓄米ヲ賣却セントスルトキハ總テ購收原價及ビ原石ヲ以テ準備米ニ賣却スベシ

一、中央儲蓄米ノ購收ヲ要スルトキハ準備米購收ノ內ヨリ原價ヲ以テ購收スベシ

一、前條交換及ビ購賣ニ係ル人足賃其ノ他ノ諸費ハ總テ該金ノ拂切計算ト爲スベシ
但貯藏米ノ俵直シ其他一時ノ雜費モ本文ニ同ジ

〔米廩拂米規期〕常平局時代に改定せられたる米廩拂米規則は明治十六年三月末再び改定せられたるも、重要なる改正を見ず。唯だ拂米切符の裏面に規則の要旨を記載することゝなしたるは新規の點にして、其の要旨なるもの左の如し。

此切符ヲ所有スルモノハ都テ當局糶米規則ヲ遵奉スベシ　注意ノ爲メ其要旨ヲ左ニ示ス

第一、此切符ヲ所有スルモノハ表書賣拂ノ當日ヨリ五十日以内ニ米廩ヘ申出切符ト引換現米ヲ受取ルベシ　但引換ヲナスハ米廩開廳中ニ限ルベシ

第二、切符所有者ハ此切符ヲ證トシテ該現米ヲ他人（外國人ヲ除ク）ニ賣渡スコトヲ得ベシ　但賣買ヲ爲シタルトキハ双方連印シテ米廩ヘ届出ベシ

第三、切符紛失若クハ損傷スルコトアレバ速ニ米廩ヘ届出糶米規則第二十則ニ據テ處分ヲ請フベシ

第四、若シ期限ヲ過ギ現米引換方ヲ申出ルトキハ右期限後ニ係ル相當藏敷料及ビ藏出ノ費用ヲ米廩ヘ差出スベシ　但シ期限ヲ過ルトキハ米廩ノ都合ニ因リ該現米ヲ他ノ倉廩ヘ移替ヘヲ爲スコトアルベシ之ニ係ル費用ハ本文同樣差出スベシ

第五、前條ノ場合ニ於テハ何等ノ損害アルトモ米廩ハ其ノ責ニ任ゼズ

第六、現米引換期限ヲ過ギ尚滿一ケ年以内ニ引換方ヲ申出ザルトキハ切符所有者ハ現米受取ノ權ヲ拋棄シタルモノトシ米廩ハ現米引渡ノ義務ヲ免レ此切符ハ無效ノモノトス

以上

―輸出品部―　三種の儲蓄米中第二儲蓄は舊常平局の決算事務を繼續せるものに過ぎざるが故に從前の金穀諸勘定整理次第其の資本金を準備金へ返還すべく、然る後は儲蓄課の管掌する處備荒儲蓄に係る事務即ち第一儲蓄（又は中央儲蓄）及び海外輸出に係る事務即ち第三儲蓄の兩者而已となるは豫め明かなり。然るに同じく準備金を以て海外輸出を行ふものに北海道收稅品卽ち昆布の輸出あり。外國爲換課なるものゝ擔當する處なりしが、第二儲蓄整理も將に完結に近きたるを以て、明治十七年七月備荒儲蓄の事務と海外輸出事務とを分離し、前者は從前の通り備荒儲蓄課に、後者は新に外部課なるものを設け、之に輸出品部なるものを置き、且つ從前の外國爲換課は之を廢止したり。然れども、同年中は第二儲蓄の整理未だ完結せず（明治十八年六月を以て完結廢止せられたり）。第三儲蓄も行懸り上其の決算を俟つて後に非ざれば今俄に輸出品部に合併することを得ざる事情あり。是等各種の經理雜然として併存せしも爾後漸次統一に歸し、其の結果各所の米廩も儲蓄米事務と輸出米事務とを區別するに至り、又常平資本を以て經營せし精米所は明治十八年六月第二儲蓄の廢止と共に其資本金の出所を失ひ、爾後作業費條例に準據せしむるに至れり。

本期に於ける米穀の買收拂下海外輸出等は、主として備荒儲蓄正貨吸收の趣旨に出づるものゝ如しと雖も、孰れも亦米價調節の目的を有せざるもの無きは勿論にして、多少其の目的の異るに從ひ、前記三種貯蓄米並に輸出品部の輸出米として各特殊の名稱の下に經理せられたるなり。今左に順次其の大體の實績に

就いて記述すべし。但輸出に關するものの外買收並に拂下等に就いて具體的事實を知るに足る材料を缺如せるは甚だ遺憾とする處なり。（米穀の外、同時に小額の小麥、小麥粉の買收、拂下海外輸出等の事業あれども、茲に之を略す）

米穀の買收

先づ買收の實績左の如し。

常平局廢止後明治十六年六月迄

買收石數	買收代價	種別	石數	代價	所屬		石數	備考
一一三、八三一石	八一九、八〇二円	玄米	一〇〇、四二九石	六七一、七二三円	第一儲蓄			第三儲蓄ノミハ明治十五年七月以降ノ計算ヲ掲ゲタルモノナリ
		白米	一三、四〇二	一四八、〇七九	第二儲蓄	玄米	一六、九六〇石	
						白米	九、五〇七	
					第三儲蓄	玄米	八三、四六九	
						白米	二、八九五	

明治十六年七月乃至明治十七年六月

買收石數	買收代價	種別	石數	代價	所屬		石數	備考
三八四、八二七石	一、九〇八、六五八円	玄米	三五九、一一三石	一、六八三、二八一円	第一儲蓄			玄米ノ内一〇八、一〇六石（代價四〇八、三五四圓）ハ代米納ヲ買收セルモノナリ
		白米	二五、七一五	二二五、三七七	第二儲蓄	玄米	二、〇三六石	
						白米	二、二四三	
					第三儲蓄	玄米	三五七、〇七六	
						白米	二三、四七三	

明治十七年七月乃至明治十八年六月

買收石數	買收代價	種別			所屬			備考
一五三、四四九石 外ニ籾　六〇、六七八	九七七、二五一円	玄米	一二七、三五八石	六一二、七一〇円	第一儲蓄	玄米	二八、三六九石	玄米ノ内一、〇三四石（代價四、一三六圓）ハ代米納ヲ買收セルモノナリ
						籾	六〇、六七九	
		白米	二六、〇九一	二一〇、九六四	第二儲蓄		—	
		籾	六〇、六七八	一五三、五七七	第三儲蓄	玄米	九四、三二七	
						白米	二一、一四三	
					輸出品部	玄米	四、六六三	
						白米	四、九四八	

籾六萬石餘を購入したるは救荒儲蓄の趣旨に適應せしめんが爲めに腐化更痛の憂無き籾を各地の米廩に儲藏し、以て凶歉の年に備ふるに外ならざるなり。

明治十八年七月乃至明治十九年三月（明治十七年十月從前年の七月に始まり翌年六月を以て終る會計年度を改め年の四月に始まり翌年三月に終る一週年を以て一會計年度と定め明治十九年度以降實施せり）

買收石數	買收代價	種別			所屬			備考
一三八、五四一石 外ニ籾　一、二六六	七七二、三六六円	玄米	一二五、九一〇石	六六二、九六二円	第一儲蓄	玄米	一〇、一一八石	
						籾	一、二六六	
		白米	一三、六三一	一〇二、六一四	第三儲蓄		—	
		籾	一、二六六	六、七九一	輸出品部	玄米	一一五、七九二	
						白米	一三、六三一	

明治十九年四月乃至明治二十年三月

買收石數	買收代價	種別	所屬	備考

買收石數	買收代價	種別			所屬			備考
一八〇、六三二石	九七三、九八二円	玄米	一五七、一八七石	八一三、二一四円	第一儲蓄	玄米	一、七四五石	
		白米	二三、四四五	一六〇、七六七	輸出品部	玄米	一五五、四四二	
						白米	二三、四四五	

明治二十年四月乃至明治二十一年三月

買收石數	買收代價	種別			所屬			備考
二二〇、一三八石	一、一五四、六九二円	玄米	一九〇、五六九石	九五六、四七三円	第一儲蓄	玄米	一一、一二四石	
		白米	二九、五六九	一九八、二一九	輸出品部	玄米	一七九、四四五	
						白米	二九、五六九	

明治二十一年四月乃至明治二十二年三月

買收石數	買收代價	種別			所屬			備考
四四二、九五六石	二、一九九、〇九九円	玄米	四〇九、六三六石	一、九四四、二〇七円	第一儲蓄	玄米	七二四石	
		白米	三三、三一九	二五四、八九二	輸出品部	玄米	四〇八、九一二	
						白米	三三、三一九	

明治二十二年四月乃至明治二十三年三月

買收石數	買收代價	種別			所屬	備考
二四五、六四七石	一、一九四、一八二円	玄米	二四五、六四七石	一、一九四、一八二円	凡テ輸出品部	

以上の如く毎年多額の米穀を買收したるが、是等は凡て常平局閉鎖當時殘存せる米穀と共に必要に應じ內地へ拂下げ又は海外へ輸出せられたる者にして、海外輸出米殊に多きに居り、其の他缺減亦巨額に上れり(尤も量出米亦尠からざるなり)。

一　米穀の拂下　一　內地拂下の狀況左の如し。

常平局廢止後明治十六年六月迄

拂下石數	拂下代價	種別	石數	代價	所屬		石數	備考
二九、七二五石	二七六、〇三一円	玄米	二七、五八五石	二四六、二六九円	第一儲蓄		七石	玄米ノ內一四、七二九石ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	二、一四〇	二九、七六二	第二儲蓄	玄米	二三、三二二	
						白米	二、一三〇	
					第三儲蓄	玄米	四、二五六	
						白米	一〇	

明治十六年七月乃至明治十七年六月

拂下石數	拂下代價	種別	石數	代價	所屬		石數	備考
八五、八五〇石	七〇二、七五七円	玄米	六〇、〇一二石	四一四、三七七円	第一儲蓄		一石	玄米ノ內三一、六八三石ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	二五、八三八	二八八、三八〇	第二儲蓄	玄米	二一、八五八	
					第三儲蓄	玄米	三八、一五四	
						白米	二五、八三八	

明治十七年七月乃至明治十八年六月

拂下石數	拂下代價	種別			所屬			備考
九一、一〇五石	四一八、二〇五円	玄米	九〇、八二四石	四一六、八七五円	第一儲蓄	玄米	二、三九七石	外ニ第一儲蓄ノ籾六、七八六石ヲ摺立拂下ゲタルモノアリ玄米ノ内三一、七八四石ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	二八一	一、三二八	第二儲蓄		—	
					第三儲蓄	玄米	八三、三〇三	
					輸出品部	玄米	六、〇五三	
						白米	七一	

明治十八年七月乃至明治十九年三月

拂下石數	拂下代價	種別			所屬			備考
六四、六二六石	四二三、三一八円	玄米	四七、五〇九石	二八〇、五二四円	第一儲蓄	玄米	二九、五九五石	外ニ第一儲蓄ノ籾二三、二六一石ヲ摺立拂下ゲタルモノアリ玄米ノ内一三、五九三石ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	一七、一一七	一四二、七九四	第三儲蓄	玄米	三、九八一	
						白米	五五一	
					輸出品部	玄米	一三、九三六	
						白米	一六、五六六	

明治十九年四月乃至明治二十年三月

拂下石數	拂下代價	種別			所屬			備考
七一、五四九石	四五八、八六三円	玄米	五一、〇六〇石	三〇〇、〇〇七円	中央儲蓄	玄米	六、一三三石	外ニ中央儲蓄ノ籾一、五七一石ヲ摺立拂下ゲタルモノアリ玄米ノ内二六、一三三石ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ
		白米	二〇、四八九	一五八、八五六	輸出品部	玄米	四四、九二七	
						白米	二〇、四八九	

明治二十年四月乃至明治二十一年三月

拂下石數	拂下代價	種別			所屬			備考
一一二、二一六石	六九三、〇五八円	玄米	八二、一三四石	四六三、四一四円	中央儲蓄	玄米	六、六九〇石	外ニ中央儲蓄ニ籾四石ノ拂下アリ玄米ノ内三一、八二三石ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ外ニ輸出品部ニ整理課ヘ引繼ギタルモノ一三、五七七石アリ
		白米	三〇、〇八二	二二九、六四四	輸出品部	玄米	七五、四四四	
						白米	三〇、〇八二	

明治二十一年四月乃至明治二十二年三月

拂下石數	拂下代價	種別			所屬			備考
一二六、三八四石	七七三、七九〇円	玄米	九五、五三一石	五一六、三三九円	中央儲蓄	玄米	一〇、二三〇石	玄米ノ内三七、三八五石ハ搗精ノ上拂下ゲタルモノナリ外ニ輸出品部ニ整理課ヘ引繼ギタルモノ三、九三七石アリ
		白米	三〇、八五三	二五七、五六一	輸出品部	玄米	八五、三〇一	
						白米	三〇、八五三	

明治二十二年四月乃至明治二十三年三月

拂下石數	拂下代價	種別			所屬	備考
八一、四三四石	四二七、〇九九円	玄米	七六、二五三石	三八六、五一三円	凡テ輸出品部	
		白米	五、一八二	四〇、五八六		

米穀海外輸出　米穀の海外輸出は主として第三儲蓄之に當り、後ち輸出品部に變化したること前述の如くなるが、其の資本金は孰れも準備金の運轉に依れるものなりき。其の狀況左の如し。而して別に暦年毎に輸

出石數積出港仕向港及損益計算に付き記述したるもの有るを以て同時に附記すべし。

常平局廢止後明治十六年六月迄

	輸出石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	一一八、一一六石	九四八、〇四八円	一六一、二九〇石	二、二三三、六〇五円	外ニ沈沒償還一四、六九六石（元價一五六、八一八圓）アリ
白米	五、九二三	六三、〇六二	一〇、三二三	一八〇、六九四	

明治十六年七月乃至明治十七年六月

	輸出石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	一五一、九三七石	八六四、八〇五円	一一〇、四七八石	一、二六二、〇五七円	
白米	一	一七	一	一六	

明治十六年中（二月に始まり十二月に終る）輸出石數は十一萬六千百三十三石にして、大部分九州米なりし關係上多く、長崎港より積出し、漢堡、「ブレーメン」「フユーメ」倫敦及び「アムステルダム」へ輸出せられたり。其の損益左の如し。

元價金	九〇九、四五四円	但米一一六、一三三石の元價	
費用金	三四八、〇三二	但 内國費	一〇一、九五八円
		外國費	二四六、〇七三
合計金	一、二五七、四八七	但 賣却代	九七五、七五七
		損失	二八一、七二九

明治十七年七月乃至明治十八年六月

輸出米	輸出石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	一六九、五四八石	七九五、二六五円	二七四、四二三石	二、一一九、五四三円	
白米	三	三二	二、六八四	三四、二九七	

明治十七年一月十日に輸出を開始して十月に了り九州、伊勢、美濃、及長門米計二十八萬二千三百八十九石を長崎、四日市、神戸及馬關の諸港より積出し同じく「ブレーメン」、「フユーメ」、「アムステルダム」、「ロッテルダム」、白耳義の諸港の外「ゼノア」、「ヴエニス」等へも輸送せられたるが「ゼノア」、「ヴエニス」等伊太利へ仕向けたるは之を以て嚆矢と爲すが如し。其の損益計算左の如し。

元價金　一、四一〇、三六三円　但米二八二、三八九石の元價

費用金　七一六、九九二　但　內國費　二一四、一〇五円　外國費　五〇二、八八八

合計金　二、一二七、三五六　但　賣却代　二、〇六一、六六八　損失　六五、六八八

明治十八年七月乃至明治十九年三月

輸出米	輸出石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	二三、八七五	一三〇、四〇二円	二石	八八円	
白米	—	—	三	一六一	

明治十八年中の海外輸出米は三萬五千五百二十五石にして、總て東京及兵庫より輸出し、仕向地は不明なれども多く歐洲なる可く決算の結果六千七百六十二圓の利益を得たるは近年稀有の事なり。蓋し米價低落に乘じて買收したる米穀多きに居るが故なり。

元價金	二四一、一八〇円	但米 三五、五三五石の元價
費用金	四八、四四六	但 内國費 一七、〇二七円 外國費 三一、四一九
利益金	六、七六二	
合計金	二九六、三八九	但 賣却代金

明治十九年四月乃至明治二十年三月

	輸出石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	二〇五、六八二石	一、一四二、八〇〇円	一六七、九九二石	一、〇六八、一八二円	

明治十九年中の海外輸出米は九州、伊勢、美濃及長門產米十八萬千百三十五石に上り長崎、馬關及四日市より積出し「ブレーメン」、「アムステルダム」、「ロッテルダム」、倫敦、「リヴアプール」及「フユーメ」に向ひたるものにして其の損益左の如し。

元價金	一、〇五八、七八二円	但米 一八一、一三五石の元價
費用金	三八一、二七二	但 内國費 一一六、六〇五円 外國費 二五二、六六八 賣却代 一、二四〇、〇三九 損失 二〇〇、〇一五
合計金	一、四四〇、〇五四	

明治二十年四月乃至明治二十一年三月

輸出	輸出石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	一〇四、三五四石	五二九、二三六円	八六、〇七八石	五一二、六九一円	

明治二十年中は九州及伊勢米九萬七千七百三十四石を長崎、馬關、四日市より倫敦、「リヴアープール」、「アムステルダム」、獨乙、白耳義の諸港及紐育に向けて輸漕し其の結果左の如し。

元價金	五六七、五五〇円	但米九七、七三四石の元價		
費用金	二四八、〇九八	但	內國費	四四、九六三円
			外國費	二〇三、一三四
合計金	八一五、六四八	但	賣却代	七八九、一七一
			損失	二六、四七七

明治二十一年四月乃至明治二十二年三月

輸出	輸出石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	三三二、二五二石	一、六〇〇、四八〇円	二三〇、五七四石	一、二五四、九〇二円	
白米	四二五	二、四六八	—	—	

前年來米價頗る低く政府の買收米も亦年々巨額に上れること前述の如くなるが、明治二十、二十一兩年は殊に多量に上り、即ち明治二十一年中の海外輸出米は二十九回に亘り玄白合せて無慮三十九萬二千二百四十一石、近年の大輸出なり。積出港は例に依り長崎、馬關、神戶、四日市等にして仕向地は紐育、倫敦

「アントワープ」、「ロッテルダム」、「ブレーメン」、「ゼノア」、「ミラン」、「フユーメ」等の歐米各地なり。損益計算の結果は元價低きに拘らず損失依然として大なりしは費用著しく大なりしが爲めなるべし。

元價金　二、〇二三、六一六円　但米　三九二、七四一石の元價

費用金　一、四二七、八六〇　但　内國費　二〇三、五八五円　外國費　一、二二四、二七五

合計金　三、四五一、四七六　但　賣却代　一、二二六、九二四　損失　二、二二四、五五三

明治二十二年四月より明治二十三年三月迄

輸出	石數	輸出元價	海外賣却石數	海外賣却代價	備考
玄米	一六九、三九四石	八一一、八二二円	二七八、六五五石	一、四六二、六二五円	整理課へ引繼 七二、二五九石 二七六、二一七圓
白米	—	—	四二五	二、七九〇	内決算未濟 一四、九三九石 七七、〇五二圓

明治二十二年三月を以て中央儲蓄の米穀出納廢止せられ、今や輸出品部も將に翌年三月を以て閉鎖せられんとするの運命に在りと雖も、明治二十二年中の買收米又相應に巨額に上りたると同時に其の海外輸出米も亦二十九萬千三百四十三石に上れり、而して民間の輸出は多く支那朝鮮等近距離の地に向ひたるに反し、政府の輸出米は依然として紐育、「アントワープ」、「ブレーメン」、「ゼノア」及び「ミラン」等の歐米諸港に仕向けたるものにして、積出港亦例に依り長崎、神戸、馬關なりき。其の決算左の如し。

元價金　一、四三〇、二五六円　但米　二九一、三四四石の元價

費用金	九五八、五〇一	但　內國費	七五、三一六円
		外國費	八八三、一八六
合計金	二、三八八、七五七	但　賣却代	二、二九〇、三二一
		損失	九八、四三五

政府が明治初年以來鋭意盡瘁し來れる米穀の海外輸出も明治二十二年を以て最後となす。廢絕の理由等に就いては更に述ぶる所あるべし。以上年々多額の輸出米取扱の任に當りしものは最初は「イ、ビ、ワットソン」、「サアケル」等の外商なりしもの丶如きも、後には殆ど全部三井物産會社其他二三の本邦商人の手に歸し、最早外國商人の手を藉るを要せざるに至れり。是卽ち我國外國貿易機關の發達を語るものと云ふべし。

〔輸出米に關する海外の報告〕

而して之れより先、明治十六年及明治二十二年の兩度在漢堡帝國領事「マルテイン、ブルチアルド」なる者米穀輸出に關し政府に報告を提出せしこと有り。明治二十二年の報告書中の一節に曰く

先に十六年中にも、貿易を旺盛ならしむるは米穀主にして米穀を輸出するには諸市場に定式に回漕し日本米の正名を以て需要に應ずるを得ば奢侈品たるを免れ日用品となりて一種要品の位置を占むべし。價格の一定高位を保たんが爲めには、歐洲諸市場に於て月々販賣し得べき分量を計ること最も緊要なり云云

同報告中更に今日に於て日本米の價値低廉にして必要品たらしむることに依りて好結果を得たるは自己

の言の當るものなることを述べ、又伊太利、英國「アントワープ」皆相應の需要あり、日本米の歐洲の市場に於て確固たる販路を得たるは爭ふべからず。是卽ち每年十二月より三四月頃に至るの間、丁寧に選拔せし良質の米を輸出し來るによるも、越後米は水氣を含む事多量にして不可なること、又米價は銀相場に依りて大に影響せらるゝものなること等を說き、且つ其の一手販賣を從來の如く三井、「サアケル」等に委せず、彼自身に委ねられたきことを希望し、而して之が爲めには日本郵船の定式航路を歐洲に開くこと及輸出米は古米を除きて良質米のみを選ぶべきこと等を進言したり。

又明治十七年五月、倫敦駐在園田領事が米穀輸出に就き調査の結果を石渡國債局長に報告したる一節にも 一、輸出の節善良なる米穀を選擇すること 二、荷造を堅固にすること 三、船積を鄭重にし風入を好くすること 四、航海中好天氣を要すること 五、航海日數を可相成短くすること 六、堅牢迅速の船舶を選ぶこと 七、航海中船長の注意を要すること 八、米穀回漕に關する船積證書回送の件の八項を以て最も要義なりと爲せり。

〔明治十六年の地租納期繰下〕 米價昂騰に乘じ、明治十四年地租納期の繰上を決行し、米價調節上多少の效果ありしことは旣に說きたるが、其の後米價は反動の勢を以て低落し、農民の困難甚だしきものあり。明治十六年再び第三十六號布告を以て地租の納期中第四期を改めて、翌年二月一日より三月三十一日限と定め、一ヶ月の延長を斷行したれども、其の效果は輕微にして所期の目的に沿ふこと能はず、然かも紙幣價格の恢復に

伴ひ一般國民就中農民の困憊一層甚だしきに趨くのみ。

明治十八年の地租納期繰下

斯るが故に、一方に於ては米穀の買收、海外輸出等を續行して米價の恢復を計れりと雖も、單に是等のみに依賴すること能はざるを以て更に地租納期の繰下を主張する者有り。然るに恰も明治十七年十月財政上の見地より明治十九年度以降會計年度を變更し、從前年の七月一日に始りて翌年六月末日に了る一週年を廢め、年の四月一日より翌年三月末日に了る一週年を以て一會計年度と定めたる場合なるを以て、若し之より以上有效なる地租納期の繰下を行はゞ新會計年度內に於ては到底其の年度所屬の歲入を收入すること能はざること明かにして、財政上多大の支障を生ずるを免れざるなり。然れども政府は當時の民情已むを得ざるものとなし國家の財政に及ぼす多大の不利をも顧みずして、遂に明治十八年六月太政官布告第十五號を以て地租納期の改定を敢行せり。卽ち地租納期從前の四期を六期に增加し、第三期以下を左の通り定めて第三期以下第六期迄の間に於て田租を二分五厘づゝの割合を以て納付せしむることとなせるなり。

第三期	該年十一月一日より同十二月十五日限
第四期	同十二月十六日より翌年一月十五日限
第五期	同一月二十日より同三月三十一日限
第六期	同四月一日より同四月二十日限

蓋し此の改定たるや非常の英斷にして、之が爲めに政府は地租概略七百萬圓を後年度に於て收入する結果となり、其の補塡の方法に窮し已むことを得ずして明治二十一年度迄は後年度の所屬歲入七百萬圓を前年度に於て使用するものと爲したるが、明治二十二年に至り漸く六百萬圓を準備金の支出に仰ぎ、年度の

所屬を更正することを得たり。

一代米納制度の利用一　此の時代に入りて農民の困難は直ちに代米納出願となりて現はれ、明治十六年の第三儲蓄買收米中米十萬八千百六石（代價四十萬八千二百五十四圓）の代納米の存することは既に述べたる處なるが、明治十一年後絶無なりし出願者の俄に續出したるのみならず、石數に於ても代米納制度の初めて布かれたる明治十年に比し、殆んど三倍以上に上れるは以て米價昂騰時代の反動如何に激甚なりしかを知るに足ると共に、米價調節上の效果亦相當に大なるを證するものと云ふべし。然るに明治十七年地租條例制定せらるゝに際し、代米納制度の如きは一時民情を斟酌して設けられたるものにして、永久的制度と稱すべからざるが故に之が廢止を提議したる者有りしも、元老院に於ては當時の米價の狀況に鑑み反對論有力にして之を存置するに決し、次いで明治十七年十一月大藏省達第八十號を以て新に地租金代米納領收順序十三箇條を定めて、沖繩縣及び北海道を除く外各府縣に施行せしむることゝなれり。該領收手續は殆んど全部取扱手續を規定するに過ぎざれども念の爲め左に之を掲ぐ。

代米納領收順序

第一條　代米納ハ町村納人各自若クハ一町村納人總代ヲシテ其ノ定メタル港ヘ便宜輸送セシメ戸長ハ該港ニ出張シ之ヲ取纏メ其郡役所ヨリ出張スル吏員ヘ相渡シ郡區吏員ハ之ヲ檢査シテ其港出張ノ大藏省納米請取方ヘ交付シ戸長ハ其預リ切符ヲ以テ郡區長ヘ納メ郡區長ハ其預リ切符ヲ收税長ヘ宛テ送付スルモノトス

第二條　郡區役所ノ吏員ハ納米輸送ノ時期ヲ計リ檢査スベキ港ヘ出張シ明治五年八月太政官第貳百參拾壹號達ニ據リ納米ノ檢査及ビ受

授ノ順序ヲ處辨セシムル者トス但檢査及ビ受授ノ順序ハ納人及ビ戸長郡區吏員大藏省納米受取方各立會之ヲ爲スベシ

第三條　代米納所ハ回漕船ノ碇泊シ得ベキ地ヲ取調稟申ノ上定ムル者トス

第四條　郡區長ハ第壹號ノ通リ甲乙接續セル納米切符ヲ製シ該米納方期限前遲クモ三十日以前各町郡區役所ノ印ヲ捺シ尙元帳米額ト割印ヲ捺シ之ヲ戸長ニ達スベシ

第五條　郡區長ハ前條ノ如ク戸長ヘ納米切符ヲ達シタル後遲クモ三日以內ニ其納米額ヲ第貳號ノ通リ調製シ之ヲ收稅長ヘ報告スベシ

第六條　戸長ハ納米切符ヲ得テ其町村一人別帳ニ據リ納米者ニ達シ納米額ヲ輸送セシメ而テ該米受渡ノ節第壹號乙納米切符ヘ二印ノ如ク調印シ其納米ト共ニ郡區吏員ヘ相渡シ郡區吏員ハ該切符ヘ第三號ノ通檢査證ヲ添付シ之ヲ港出張ノ大藏省納米受取方ヘ差出スベシ

第七條　前條大藏省納米受取方ハ米額ヲ受取タルコトヲ證スル爲第壹號乙切符納米ノ下ヘ三印ノ如ク證印ヲ捺シ尙受取元帳ヘ其ノ金米額ヲ記シ之ト四印ノ如ク割印ヲ捺シ郡區吏員ヲ經テ之ヲ戸長ヘ相渡スベシ

第八條　戸長ハ第壹號甲切符ヘ五印ノ如ク調印シ郡區役所ヘ納付スベシ

第九條　郡區長ハ各戸長ヨリ上納セル甲乙納米切符ノ米額ト納米元帳ト照査シ其甲切符ヘ六印ノ如ク領收ノ證印ヲ捺シ尙七印ノ如ク甲乙切符接續ノ中央ヘ印ヲ捺シ、而テ甲乙ハ分截シ乙ハ郡區役所ニ留置キ、甲ハ戸長ニ付與シ以テ代米納濟ノ證トスベシ

第十條　郡區長ハ其留置キタル納米切符ヲ一旬日每ニ取纏メ遲クモ三日以內ニ第四號ノ通納稅證書ヲ製シ捺印ノ上之ヲ收稅長ヘ宛テ送付スベシ

第十一條　收稅長ハ納米切符ヲ請取タル日ヨリ遲クモ三日以內ニ第五號ノ通領收證書ニ捺印ノ上郡區長ヘ送付スベシ

第十二條　郡區長ハ代米皆納ニ至ラバ其金米額ヲ收稅長ニ報告スベシ

第十三條　收稅長ハ定式ノ如ク皆濟帳ニ金納ト代米納トノ金額ヲ內譯ニ記シ其代米納ノ金額ヘハ此代米若干トシテ主稅官長ヘ差出シ之ガ決算ヲ爲スベシ（附圖ハ凡テ略ス）

一【預り米取扱手續】一　代米納制度存置に決するや、續いて明治十八年八月大藏省達第五十二號を以て之が補助制度

たる預り米に關し明治十二年大藏省達乙第三十五號を廢止し、明治十年十一月大藏省達乙第三十九號を改め新に預り米取扱手續を定めたり。卽ち左の如し。

預リ米取扱手續

第一條　預リ米ハ地租第三四五六納期ニ於テ其半額迄ヲ納金ノ抵當トシテ該町村ノ上米ヲ預ルモノトス　但代米納ヲ許可スルトキハ其員額ニ對スル分ハ預リ米ヲ許可セズ

第二條　預リ米ハ十一月二十日迄ニ願出タルモノニ限リ許可スベシ

第三條　預リ米ヲ許可スルハ地租改正ニ用ヒタル米價ヨリ時價下落ノ時ニ限ルベシ

第四條　時價ヲ算出スルハ管內ヲ適宜ニ區分シ相場立ノ箇所ヲ定メ置キ該年十月十二日ヨリ十一月十日迄ノ間其地ノ上米平均相場ヲ用フベシ　但區畫及其相場立箇所ハ豫メ主稅局ヘ屆出ベシ

第五條　預リ米ハ前項ニ揭ゲタル相場ヲ以テ計出シ得ル所ノ米額ニ壹割ヲ加ヘタルモノヲ藏置セシムベシ

第六條　俵拵並俵入等ハ渾テ代米納同樣タルベシ　但合米ハ加フルニ及バズ

第七條　預リ米ヲ藏置スベキ場所ハ府縣廳ニ於テ各町村預ケ高ノ多寡ヲ豫算シ一郡內ニ適宜ニ指定シ集蓄セシムベシ　但藏敷及看守人ノ給料其他一切ノ費用ハ預ケ人ノ負擔トス

第八條　藏入期限ハ十二月十五日限ト定メ郡吏戶長預ケ主總代一名立會封印スベシ　但郡吏ハ適宜巡村ノ日割ヲ定メ豫メ之ヲ通告シ必ズ期限內ニ完了スベシ

第九條　預リ米換金期限ハ左ニ記載スル三期トス　此期日迄ニ納金セザルトキハ郡吏戶長立會其期ニ當ル預リ米ヲ競賣スベシ

一、第三四期預リ米　三月十五日限　一、第五期預リ米　四月二十日限　一、第六期預リ米　五月十五日限

第十條　前項競賣代金稅額ニ滿タザルトキハ直チニ其不足金ヲ徵收ス　若シ納メザルトキハ一般ノ租稅不納處分規則ニ據リ處分スベシ

第十一條　預ケ主ニ於テ預リ米ヲ賣却センコトヲ請フ者アル時ハ其時々之ヲ許シ各立會賣却ノ上其代金ハ直チニ收入シ藏出セシムベシ

第十二條　預リ中水火盜難又ハ缺減等ニ罹リ損失ヲ生ズルコトアルモ預主ニ於テ補償ノ責ニ任ズベシ

第十三條　預リ米アル地所他ノ事故ニ因リ公賣ノ處分ニ係ルトキハ其預リ米アルニ拘ハラズ當期ノ税金ヲ完納セシムベシ　但此場合ニ於テハ預リ米ヲ還付スベシ

第十四條　預リ米ヲ許可スルニ方リテハ前二項ニ開示セル條件ヲ承諾セシメ請書ヲ領收スベシ

第十五條　許可シタル預リ米ノ員額及其金額ハ一郡役所限リ取調十二月十五日迄ニ主税局ヘ屆出ベシ

預り米は代米納に比して却て便宜なる制度なりしが如しと雖も、今其の實蹟を徵するに足る資料を有せざるを遺憾とす。

第三款　各種儲蓄米及び代米納並に預り米制度の廢止

一　第二、第三儲蓄の廢止　此の時代に於ては第一乃至第三の儲蓄及輸出品部の米穀出納同時に、又は相前後して存在し相互に又複雜なる關係を有せしこと、其の資本金は或は備荒儲蓄金の支出に仰ぐものあり、或は準備金の支出に仰ぐものあること、隨て或は備荒儲蓄の趣旨を有するものあり、或は正貨吸收の目的を有するものあり、然かも孰れも米價調節の目的を有せざるものなきこと等は勿論其の實蹟の大體に就いては前款既に詳述したる處なるが、歲月の經過に伴ひ其當初の目的を達して消滅せるもの有ると共に時世の變遷は其の廢止を餘儀無くせしめしものあるに至れり。

最先に消滅したるは卽ち第二儲蓄にして、明治十七年度を以て當初の目的たる舊常平局整理の使命を了りたるなり。其の決算に就いては既に常平局廢止の際に述べたる處の如し。次は卽ち第三儲蓄にして、其

の翌年度を以て輸出品部に變化若くは合併せられたるものなることは前款に說きたり。

第一儲蓄（中央儲蓄）の廢止

而して殘存せるもの第一儲蓄（中央儲蓄）及び輸出品部の二箇のみなりしが、是亦相尋で閉鎖の運命に到達するに至れり。中央儲蓄米又は第一儲蓄米卽ち備荒儲蓄法の中央儲蓄金を以て購收し貯藏する米穀の出納は去る明治十五年常平局廢止後、國債局備荒儲蓄課に於て其の事務を擔當し、又明治十九年官制改革の結果總務局中に於て其の事務を行ひ以て當時に至り、其の間巨額の玄米籾等を購入し之を各地の米廩に儲藏し、又蟲喰腐化の憂あるに由り新陳更替の爲めに爾後屢々米穀の購買賣却若くは現物交換を行ひしが（中央儲蓄米の購買賣却若くは現物交換は準備金に基ける第二第三儲蓄米及び輸出品部等の外多數の商人等との間に行はれたるものなるが就中民間に於て最も密接なりしは秋田改良社、奧田參十郎、諸戸淸六、三井物產會社、鳥取共愛社、藤井得三、嘉納次郎右衞門等なりと云ふ）、年々の計算上損失を來すこと多く、却て儲蓄の本旨に悖るの恐あるを以て、明治十九年一月官制改革以後に於ては大に事業を縮少し、專ら整理に努め在來の米穀は明治二十一年度限り悉皆之を賣却せり。而して此の中央儲蓄米の廢止に決したるは、明治二十二年三月の事にして當時大藏省の議あり、左の如し。

中央儲蓄金の儀は從前現金、公債證書及玄米、籾穀等を以て蓄積相成居候處十八年中預金局被置候に付ては、右公債證書を賣却し現金と共に同局へ預け入、又米穀は其品質に據り輸出米に轉賣し或は時機見斗公債に付し、或は新陳交換をなす等每年稻作の豐凶に隨ひ其運轉をなせしが、今此運轉より相生じた

る損益を調査するに、最初（十三年度）より客歲十二月迄收入せし利益の內預け金利子參拾四萬六拾六圓餘、米穀賣却諸益及公債證書利子拾四萬千八百七拾九圓餘なり。又支出せし損失の內府縣救荒補助貳拾四萬七百五拾九圓餘、米穀賣却部諸損及諸費貳拾萬九千圓餘にして米穀運用に係る損失は最多分に有之、其詳細なるは別紙計算表に相掲置候。如此理由に付十九年官制改革以後は勉めて米穀の運用を縮め專ら整理に注意し終に本年一月を以て悉皆賣却を了し、今日にては秋田縣改良米會社へ買上米代として先年下渡したる金額の殘壹萬千四百七拾五圓餘の外は悉皆現金に相成候に付ては、最早米穀の必要は無之と存候間右購買の儀は相廢止自今現金を以て積立置候樣仕度云々。

右によりて大藏大臣は備荒儲蓄課に對して自今中央儲蓄金の米穀の購買を止め、現金は悉皆預金局へ預け入る可きを命じ、遂に中央儲蓄の米穀出納は閉鎖せられたり。

〔輸出品部の廢止〕　中央儲蓄米の廢止上述の如くなるが、政府財政方針の變化に伴ひ、準備金の正貨壹千萬圓を紙幣交換基金特別會計部に移し、準備金は明治二十三年三月三十一日限り閉鎖せらるゝに決し、隨て準備金に其の資本を仰げる輸出品部も亦廢絕の已む無きに立到れり。此廢止の議も中央儲蓄米廢止と同時に起りたるものなれども、海外輸出のことは長日月を要するが爲めに其出納も亦一ヶ年後れて閉鎖せられたるに過ぎず。卽ち斯くして米穀の出納悉く廢止せられたり。

〔松方大藏大臣の米穀海外輸出に關する報告〕　明治二十二年一月、松方大藏大臣が米穀海外輸出の件を內閣へ報告したる處、左の

如く具さに明治維新以來の情況を述べて能く要を得たり。

米穀海外輸出ノ義は明治四年八月ニ於テ本邦米穀ハ舊來海外輸出ヲ禁止セラルト雖、海外貿易開通セシ上ハ內地米價騰貴スレバ忽チ外國ヨリ輸入シ來レリ。然ルニ輸出ヲ禁止スルトキハ豐歲ニハ米價非常ニ下落シ爲メニ農民ノ疾苦ヲ招キ且政府歲入ノ得失ニ大ニ關係アリ。依テ米麥海外輸出ヲ許サルべキ稟議ノ末當省在米有餘ノ分ニ限リ海外輸出ヲ許サレ同五年及六年ニ於テ百萬石餘ヲ輸出シ次デ同年一般海外輸出ヲ許サルト雖、人民未ダ之ニ慣レザルニヨリ輸出增進スルニ至ラズ、又地租改正ニ就テハ米價ノ權衡ヲ保ツヲ必要トスルニヨリ出納寮ニ於テ蓄穀ノ法ヲ設ケ、凡ソ貳拾萬石ヲ買收シ之ヲ內外ニ糶賣スト雖其數僅少ニシテ平準ヲ得ルニ足ラズ。是ニ於テ十年四月二日建議シ每歲五拾萬石乃至百萬石內外ヲ買收シ穀粟ノ流通米價ノ平準ヲ得ルノ道ヲ計ラントス。之ニ因テ十一年七月常平局ヲ設置シ準備金ノ內三百萬圓ヲ以テ其資本ト定メ之ガ計畫ヲ施セリ。然ルニ紙幣ノ變動等ノ爲メ損失ヲ受クル少カラズ、且十四年ニ至ツテ準備金ノ繰替ハ總テ停止セラレタルニヨリ常平局資本ノ義ハ更ニ稟議セシ所アルモ許サレズ。以來中央儲蓄金ヲ以テ資本ニ充用スべキ旨裁定セラル、ト雖中央儲蓄金ハ當時金額モ多カラズ、且損失減耗ヲ恐ル、ニヨリ是亦輸出米ノ資本ニ適當ナラズ。而シテ十五年十一月ニ至ツテ常平局廢セラル。然レ共米穀ハ本邦重要ノ物產ニシテ其價格ノ昂低ハ全國ノ經濟上ニ關係ヲ有スルガ故ニ之ヲ放擲ス　能ハズ、且正貨收入ノ便宜ヲ得ルモ亦緊要ナルニヨリ同年十一月其得失ヲ稟議シ更ニ準備金ヲ資本トナシ

年ノ豐凶價格ノ高低ヲ斟酌シ之ヲ輸出シ其計算ノ損益ト事業ノ方法トハ之ヲ當省ニ御委任相成ベキノ允裁ヲ得タリ。今明治五年ヨリ二十一年度當省取扱ニ係ル輸出ノ米穀ヲ總計スレバ凡ソ三百七十萬石餘ニシテ之ヲ一箇年ニ平均スレバ凡二十二萬石餘トス。素ヨリ其間輸出セザル年モ之アリト雖平年米穀ノ産額ト需用ノ數ヲ計較スレバ其餘贏アルヲ免レズ。然レドモ之ヲ輸出シテ直接ノ利益ヲ得ルハ稀ニシテ幾分カ損失ヲ來スモノ多シトス。素ヨリ目下直接ノ益ヲ見ザルモ間接ノ利ヲ受ルコト少カラザルナリ。之ヲ要スルニ米穀ノ輸出ハ貿易上輸出ノ增進ヲ計リ本邦ノ米穀ヲシテ海外需用ノ道ヲ開キ一ハ内地米穀供需ノ權衡ヲ保チ納租ノ便宜ヲ得セシメ且海外ヨリ正貨收入ノ便ヲ計ルニ供セシニアリテ全體ノ經濟上ニ於テハ必要ノ事トス。然ルニ紙幣銷却ノ方法モ定リ自今準備金ヲ廢スルニ就テハ別ニ輸出米ノ資本ニ充ツベキモノナキガ故之ヲ廢止スベシ。蓋シ之ヲ廢スル時ハ或ハ内地米穀ノ供需ニ於テ、其權衡ヲ得ルヤ否、海外輸出ヲ專ラ人民ニノミ放任シテ從來ノ如キ輸出ヲ爲スベキヤ否、内地米價ノ適度ヲ得テ農民納租ニ耐ヘ得ベキヤ否等ノ論之アルベクト雖今日ニ至テハ人民モ輸出ノ事ニ慣レ稍米穀貿易ノ事情ニ通ジ昨二十一年中米穀海外輸出ノ總額ハ凡百四拾萬石（一石ニ付三十八貫目積リ）ニ至リ其内人民ノ手ニ出ルモノ九拾萬石餘トス。如斯景狀ナルガ故敢テ前陳ノ如キ憂ナカルベシ。依テ海外輸出米ノ事ハ二十一年度限リニ止メ二十二年度ヨリ之ヲ廢止スベシ。

此旨報告ス。

而して明治二十三年三月末日準備金の出納を閉鎖するまでに決算を了せざりし分は既に明治二十年度に內地に於て三千九百三十七石、此代價一萬八千百九十五圓及び明治二十二年度海外輸出の分七萬二千三百二十七石、此代價三十七萬六千二百十七圓、內決算濟五萬七千三百二十石、未決算一萬四千九百三十七石を準備金部より拂出して常用貸付金の部に移し、整理課之が事務を擔任することゝなれり。乃ち政府の米穀海外輸出の廢止は一面より觀れば米價調節の如きも政府自ら之に當らず、既に發達せる國民經濟自身の力に依りて實現せしめんとするに外ならず。

〔代米納に預り米制度の廢止〕 此の政策の變化は代米納の制度に就いて見るも亦同樣なり。明治二十二年八月、特別地價修正法の公布により一般的減稅的地價修正を實施せらるゝことゝなりしが、代米納の出願者既に數年前より漸次減少するの傾向を示し、明治二十年前後に至りては、米價の低廉依然たるに拘らず全く出願者無く世人亦金納の不便を訴ふるもの無きに至りしを以て、特に一時民情を斟酌して設けられたる地租代米納制度の存續は、今や理論上に於ても將た實際上に於ても之を主張するの根據無きに至れり。玆に於てか明治二十二年八月大藏省は、

明治十年第八十號田方地租代米納布告タル米價低落シ地租改正ニ用ヒタル米價ニ比シ間差ヲ生ゼシ時ニ當リ納租ノ便ヲ得セシメントスルニアリ。然ルニ今般法律第二十二號ヲ以テ特別地價修正ヲ擧行セラレ地租改正米價ト差違ナキニ歸シタル上ハ最早該法ヲ存續スルノ必要ヲ認メザルニ付速ニ之ヲ廢止センコ

トヲ要ス、

と爲して勅令案を具して閣議を請ひ、之によりて遂に同年九月勅令第百七號を以て同年限り明治十年十一月第八十號布告を廢止する旨公布せられたり。而して代米納制度廢止せらるゝや、之と互に補充的關係にありし預り米制度も亦當然廢止せらる可きは素より其の處にして、同年十月福岡縣收稅長の照會に對して大藏省主稅局の回答したる處卽ち之を明白にせり。

第七節　第七期（明治二十三年）

第一款　米價の概況

一般經濟界の狀況に就ては、單に前期の延長と稱すべき外、何等說明を要するの點を見ざるが如しと雖も、前期と分つて特に一節を設けし所以のものは、米價が前期の至つて沈靜なりしに反して俄に異常の騰貴を爲したること、之が爲めに前期存在せし米價調節を目的とする諸種の制度が漸く廢止せられて、間もなく再び大規模の米價調節を實行するに至りたること、前期の米價調節策が凡て米價昂騰を目的とせしものなるに反して、明治二十三年の夫れは低落を目的とせしものなること及び政府自ら米穀需給の衝に當り以て米價の調節を試みたる事實、卽ち狹義の米價調節を存するは明治年間に於て此年を以て最後と爲す等の諸點にあり。

一　米價の概況　明治二十三年を迎へたる當初は、米價未だ高からず、一月の平均は前年十二月平均に比し、

却て五十錢の低價なりしが、翌二月直ちに奔騰を開始し、同月八圓二十二錢より三月八圓六十七錢、四月八圓九十八錢、五月九圓二十五錢に進み、其勢猛烈にして六月は遂に十圓八十五錢の高價を現はし、加ふるに外國貿易の發展新事業の發達實に意表に出で金融却て逼迫の感あり、日本銀行兌換券の保證準備發行額は八千五百萬圓に迄擴張せられたる程にして、人をして常平局時代の經濟界沸騰の情況を想起せしむるものあり。之が爲に米商會所の取引高も近年の巨額に上り、東京大阪兩地の定期米取引高を見るに實に左の如し。

東　京　一二、四一〇、七九〇石　大　阪　一〇、三〇〇、六五〇石

蓋し明治十五年以來の昂騰にして、久しく米價の低きに慣れたるがため、全國一般に恐慌を惹起したるは宜なり。

此の騰貴の主要なる原因は卽ち前年の米實收高僅々三千三百萬石にして、前々年に對して五百六十三萬石、既往三ヶ年の平均實收高に比し五百六十萬石の孰れも減收を示し、近年稀有の凶作なりしこと及び長く沈滯の極に在りし經濟界が前年來大に活氣を呈し來り、從ふて又米價に影響を及ぼしたることの二點に歸せざる可からず。同年麥作の良好ならざりしこと等も亦多少の原因を爲したるは言を俟たず。

米價騰貴以上の如くなるを以て細民の困窮甚しく、或は不穩の擧動に出で丶米商富民等を脅かすものあり。朝野擧りて其の調節に腐心し、或は政府自ら外國米の輸入を斷行し、或は民間の輸入を奬勵し、或は

米商會所の取引に外國米の代用を强制し、或は米商會所仲買人に干涉する等、凡ゆる手段を盡したりしかば、六月を絕頂として稍低價に向ひたるものゝ如きも、尙七月十圓六十錢、八月十圓四十九錢の高價を持續し、殊に八月關東以北、東北等の風水害は買人氣を煽りて容易に大なる下落を來すべき模樣も見えず、諸種の米價調節策も充分其の效果を發揮すること能はざるものゝ如くなりしが、九月に入りては一圓以上の低落を告げて九圓三十四錢となり、其の後天候至極順當に進み未曾有の豐收なることの見込確實となるや、十月遂に八圓二十二錢に暴落し、其の勢却て停止する處を知らず、十一月七圓六十四錢、十二月七圓四十七錢に迄下れり。卽ち一ヶ年を通じて平均八圓九十四錢なり。而して本年の米作は未曾有の增收にして、其の實收額實に四千三百萬石、爾後數年間低價を持續せしむるの原因を爲し、加之本年外國米の大輸入の爲めに折角八ヶ年間繼續せし貿易の順境は忽ちにして逆勢に轉じ、明治二十七八年日淸戰役の頃に至る迄再び經濟界をして一般的沈靜時代に入らしめたり。

第二款　米價に關する施設

一　米價買收の議　明治二十三年四月上旬大阪名古屋地方に陸海軍大演習擧行せられ　天皇陛下親しく御巡覽を兼ね京都へ行幸仰出されたるが、當時米價の騰貴日に甚しく世上至る所不穩の狀ありて民間有志にして金穀を醵出し、救助の一端に充つるものある等一般社會の恐慌一方ならず。玆に於てか政府も亦袖手傍觀すること能はず。陛下に供奉して京都に在りし松方大藏大臣は同地より山縣內閣總理大臣に向つて一の閣議

案を提出せり。是、同年同月十二日の事なり。

昨來米價の騰貴日一日より甚しく細民の狀況追々切迫の場合に聞見致候に付ては猶篤と實況を調査致候處米價に於ては昨今沈定の勢に相見候得共昨年幾分の不作に引續き時候の不順なるが爲め本年の作柄必定不十分なるべしとの推測より米價の氣配隨て上騰の傾向に有之候間此上萬一の變動再發候樣にては細民の窮苦名狀し難きの悲境に相陷可申哉の懸念不尠就ては此際政府に於て特別に若干の米穀を買入れ他日非常の準備に充てられ以て救濟の義務を完ふせん事政府至當の御處置歟と確認致候。尤も買入資金は無論備荒儲蓄金を使用し米穀の石數は其時々市場の景況に應じて適宜斟酌可致見込に有之候。

此段至急閣議を請ふ。

右は閣議の結果請議の通り決定し、同月三十日法律第三十三號を公布せられたること卽ち左の如し。

明治二十三年法律第三十三號

政府ハ國內米穀供給ノ爲メ必要アルトキハ中央備荒儲蓄金ヲ以テ米穀購入ノ資金ニ運用スルコトヲ得。

此場合ニ於ケル損益ハ中央備荒儲蓄金ノ負擔トス。

尋で五月十二日勅令第七十七號を以て中央備荒儲蓄金會計規則公布せられたり。其の主要なる條項を揭げんに、

中央備荒儲蓄金會計規則

第一條　左ノ諸收入ヲ以テ中央備荒儲蓄金ノ歲入トス

第一、預金利子　第二、米穀賣拂代　第三、雜收入

第二條　左ノ諸支出ヲ以テ中央備荒儲蓄金ノ歳出トス

第一、府縣備荒儲蓄金補助　第二、米穀購入代　第三、米穀運送費　第四、籾摺及搗精費　第五、米穀保存費及取扱費　第六、藏敷料及諸手數料

第七條　大藏大臣ハ米穀ノ賣買保存ニ關スル費用ヲ支出セントスルトキハ命令ヲ預金局ニ下シ寄托金ヲ出シ之ヲ主任官吏ニ交付セシメ主任官吏ヲシテ仕拂ヲ執行セシムベシ

第十條　米穀ヲ購入スルニ當リ臨時急施ヲ要スルトキハ競爭ニ附セズ隨意ノ契約ニ依ルコトヲ得

第十一條　入札ノ方法ヲ以テ米穀ヲ賣却スルトキハ其入札期日ヨリ少クモ三日前ヨリ掲示又ハ官報新聞紙其他ノ方法ヲ以テ成ルベク廣ク公告スベシ

法律第三十三號の公布せられたる明治二十三年四月に於ける各地定期米相場左の如し。

東京	八・九八八円	大阪	八・九〇七円	京都	九・一六三円
下關	八・七二四	酒田	七・九六一	桑名	九・〇一〇
名古屋	八・二八八	大津	八・八三〇	博多	八・二三三
高岡	八、〇九九	新潟及金澤	不明		

以上の法律勅令を公布すると共に、其範圍内に於て中央備荒儲蓄金會計順序、中央備荒儲蓄米穀出納規程、米廩處務順序及米穀公賣規則等を制定したり。而して同年六月二十八日官制改革に依り備荒儲蓄課を特別資金課と改め、隨て米穀購入の事務亦此の處に於て擔當することゝなれり。

中央備荒儲蓄米穀出納規程の主要なる條項左の如し。

第一條　米穀ノ出納ハ大藏大臣又ハ委任ヲ受ケタル官吏命令ニ據リ執行スルモノトス
第二條　米穀出納ノ命令ハ之ヲ總務局備荒儲蓄課長ヘ委任ス
第三條　米穀出納ノ命令ハ種類及俵數ヲ以テ出納セシムルモノトス

米廩處務順序の主要なる條項左の如し。

第一條　米廩主任官吏ハ米穀物品ノ管守出納其他米廩一切ノ事務ヲ處理スルモノトス
第五條　米穀公賣ノ命令アリタルトキハ入札ヲ行フ米廩ノ門外各郡區役所米商會所其他樞要ノ地ヘ掲示シ官報若クハ新聞紙ヲ以テ廣告スルモノトス
第六條　廣告ニハ左ノ各項ノ諸件ヲ揭グ可シ
一、種類　　二、入札施行ノ場所　　三、入札スベキ日限時刻及開札ノ時刻　　四、入札ニ付スベキ米穀仕譯書見本米米穀公賣規則契約書按等ヲ示ス場所
第八條　入札ノ當日ニ至レバ入札ニ付スベキ米穀ノ仕譯書ハ入札場ニ掲示シ米穀公賣規則契約書按及見本米ヲ同場ニ具ヘ入札人ニ熟覽セシムベシ

米穀公賣規則の主要なる條項左の如し。

第一條　米穀ヲ公賣スルハ入札ノ方法ニ據リ入札人ハ內國人ニ限ルモノトス
第二條　公賣ノ米穀ヲ買受ケントスルモノハ此規則竝見本米及契約書按等ヲ熟閱ノ上入札スベシ若シ規則竝契約書按等了解シ難キ廉アルトキハ入札掛員ニ就キ承合スベシ
第三條　公賣スベキ米穀ノ種類及俵(袋)數倉庫番號等ヲ入札當日入札場ニ掲示ス
第八條　公賣ノ米穀ハ玄米ハ拾俵(袋)以上白米ハ五俵(袋)以上ニアラザレバ入札スルヲ許サズ
第十二條　入札ヲ終リタルトキハ入札人ヲ開札所ヘ呼集メ入札人ノ面前ニ於テ入札函ヲ開キ先ヅ入札人ト入札書トヲ照合シ然ル後入札書ヲ開封シ豫定價格以上ニシテ公賣ニ付スル全數量ニ達スル迄ヲ落札ト定メ落札人ノ氏名代價及俵(袋)數ヲ讀ミ上グベシ

第十六條　落札者ハ買受クベキ米穀全部ヲ翌日正午迄ニ代價ト引換ニテ引取ラザルトキハ右期限迄ニ契約保證金トシテ買受クベキ代價十分ノ一ノ金額ヲ差出シ契約書按ノ通リ契約書ヲ作リ結約者双方署名捺印シ各壹通ヲ領收シ置クベシ

第十七條　落札ノ米穀ヲ落札ノ當日ヨリ起算シ滿十五日以内ハ代價ト引換ニテ引渡スベシ　且ツ落札者ノ便宜ニヨリ一次若クハ數次ニ分割シテ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條　米穀ノ所有權ハ現品ヲ引取ニアラザレバ買人ニ移轉セザルモノトス

第二十二條　落札者契約締結ノ後第十七條ニ定ムル期限内ニ代價ヲ拂込マズ又ハ代價ヲ拂込ムト雖モ現品ヲ引取ラザルトキハ契約ハ無効トシ第十六條ノ保證金ハ違約ノ償トシテ返付セザルモノトス

但期限ニ切迫シ避ク可カラザル事故ニ依リ引取ルコトヲ得ザルトキハ猶豫ヲ與フルコトアルベシ

外國米の輸入

然り而して事件焦眉の急に逼り悠々事を處すべきの時に非るを以て、曾て政府の輸出米取扱に當りたる三井物產會社、日本米穀輸出會社及藤本清兵衞等資力と經驗とを有する者に就て隨意契約を締結し、五月十八日より七月二十五日迄凡そ七十日間に亘りて「ラングーン」白米「バゼイン」玄米西貢玄米及「モルメン」玄米等の外國米を輸入せしめ、最初に東京大阪兩米廩に於て藤本清兵衞に係る分の受渡を了し、次いで兵庫米廩に於て日本米穀輸出會社に係る分の受渡を爲し、續いて又三井物產會社等より漸次購入を了し、以上三米廩に貯藏したる玄米並精白米總計四十八萬二千三百五十四袋、七千四百二十三萬八千五百六十九斤餘、此の代價實に二百十二萬五千百八十圓十二錢、平均百斤に付二圓八十六錢餘なりき。尤も最初の契約は數量四萬四千二百八十噸、代價二百十三萬六千百八十二圓十六錢、和量百斤平均二圓八十七錢一厘五毛八餘の豫定なりしも、實際輸入に當りて多少の相違を生ぜしもの丶如し。

二 當初の輸入計畫 二

外國米の實際輸入額上記の如くなるが政府當初の計畫は一層大規模にして、金四百九十三萬七千五百圓を支出し、玄米一石六圓五十錢の割合を以て四十八萬五千石、白米一石八圓の割合を以て十五萬石及び籾一石三圓二十五錢の割合を以て十八萬石合計八十一萬五千石を購入せんとせしものなりしも（此の外米穀運送費、籾摺費、搗精費、米穀保存費及取扱費、藏敷料及び諸手數料等を含む）、種々の事情に制せられて此の計畫を實行すること能はざりき。其の計畫卽ち左の如し。

一金四、九三七、五〇〇円　米　八一五、〇〇〇石購入代

内

金三、一五二、五〇〇円　玄米　四八五、〇〇〇石代　但一石に付六・五〇円錢

金一、二〇〇、〇〇〇　白米　一五〇、〇〇〇　但一石に付八・〇〇

金　五八五、〇〇〇　籾　一八〇、〇〇〇　但一石に付三・二五

金　八一、五〇〇　米穀運送費　但一石に付一〇錢の見込

金　三二、五〇〇　籾摺費籾　一三〇、〇〇〇石を一石、二五錢の割合

金　二五、〇〇〇　搗精費玄米　五〇、〇〇〇石の搗精費一石五〇錢

金　四〇、七五〇　米穀保存費及取扱費　一石に付五錢

金　一〇〇、一五〇　藏敷料及手數料百分の二の手數料及藏敷料　一、四〇〇圓

一金四、九三七、五〇〇円　米　七四〇、六二五石賣拂代

内

金三、二五〇、〇〇〇円　玄米　五〇〇、〇〇〇石賣拂代　一石ニ付六・五〇円錢

金一、五二五、〇〇〇	白米	一九〇、六二五賣拂代	一石に付八・〇〇
金　一六二、五〇〇	籾	五〇、〇〇〇賣拂代	一石に付三・二五

外

米	七四、三七五石	籾摺減並搗精減
金	五〇、〇〇〇圓	但掃集米、糠俵、麻袋、籾殼等賣拂代見積

外國米の公賣 米穀の購入は細民の窮苦甚しきに依り之を救濟するの目的に外ならずと雖も、之を各地に輸送し、各個の貧民を政府に於て直接に救助するは不可能にして、却つて全國中米穀集散の盛なる地且つ運輸の便ある處に於て多額を間斷なく賣却し、以て自然に全般に普及せしめ、間接に洽く救濟の實を擧ぐるに若かずと爲し、會計法の明文に基き前述の公賣規則に依り東京、大阪及び兵庫の三米廩に於て公賣に附するに決せり。依て各米廩に於ては五月中其の事務を開始し六月六日先づ東京淺草米廩に於て白米五千袋の公賣を執行したりしが、一般に渇望の際なりしかば米廩に蝟集せし者無慮千有餘名の多數に上り、其の雜沓名狀すべからざる有樣なりき。六月二十四日は大阪難波米廩に於て、第一回の白米三千袋の公賣を執行し、越えて五月二十六日兵庫米廩に於ても第一回の公賣を執行し、爾來引續き各米廩に於て公賣に附し、東京淺草米廩は翌明治二十四年二月二十七日回數四十二回にて拂切となり、玄精米合せて十五萬六千八百四石四斗を拂下げ、代金九十二萬六千六百三十四圓を得。大阪は同じく二十四年三月五日三十九回を以て拂切となり、玄精米合せて十一萬五千三百六十二石を拂下げ、代金五十七萬四千四百四十四圓を得。又兵庫米

廩は同じく二十四年二月十四日三十五回を以て終り、玄米五萬九千三十九石を拂下げ、代金二十八萬二千三百二十四圓を得たり。其の損益を計覈するに左の如し（收入の部に付、聊か前文と相違あれども記錄の儘を記載することゝせり）。

支出

一、金二、一二五、一八〇円　購入玄精白米三三七、六〇〇石の代價
一、金　　　四、三八九　米穀取扱人足賃藁其他買入代
外に倉庫修繕費三五〇圓あれども固定資本の増加に付加算せず
計金二、一二九、五六九

收入

一、金一、七八一、三〇〇円　公賣廣告高の內實際賣却濟の分三三一、二〇四石右米穀賣却代金一石に付四圓六十五錢五厘餘
外に六三九六石の欠減あり
一、金　　　一、三六七　歸集米賣却代、違約沒收金、不用品賣却代
計金一、七八二、六六七

差引損失金三四六、九〇三圓、卽ち一割六分二厘八毛餘に當れり。

〔民間の外國米輸入〕　政府の外國米拂下の景況上述の如くなるが、民間に於ても米價一層の騰貴を豫期して外國米を輸入せる者多く、彼等は政府が外國米拂下に着手し忽ち市價に影響を及ぼせるを見るや大に困惑し、三井物產會社々長益田孝、大阪の商人阿部彥太郎及び藤本淸兵衛三名の名義を連ねて明治二十三年八月官米拂下中止の歎願書を提出せしも、政府に於ては勿論聽許せざりき。

〔米商會所干渉の議〕　曩に外國米購入の議を內閣に呈したる後松方大藏大臣は更に同月十七日を以て岩村農商務大臣に對して左の如く協議する處あり。

（前略）却說昨年來各地定期米賣買の景況は騰貴の一點に傾き現米が連れて騰貴し海外よりの輸入を企

て候者も有之多少輸入米も有之候得共日々に騰貴の勢に付此上暴騰致し候ては細民の困難不容易の義と存じ新嘉坡領事等の米況取調等に着手し考察中の次第も有之候處名古屋及西京着後京阪其他地方の情況を聽取するに米價と諸物價との平準を失ひ各地とも商工社會は一般に困難を極め甚敷は工業場職工の增賃强盛上業暴擧竊盜初犯等にして中以下細民の窮苦は名狀すべからざる由、地方官裁判官等の談話も有之折柄本月五日は各地の米價俄かに騰貴し壹石價九圓六十錢餘に至り尙も騰貴すべき勢に付最早政府に於て難捨置何れか救濟の道を施さゞるを得ざる場合と相考候に付渡邊次官へ電信を發し御省へも及御協議米商會所規則等不都合の廉は改正し、海外輸入米を以て平準の價位を得せしめ度因て其原因を調査致候に各地風水の災害等は勿論本年天候の不順と堂島米商會所規則の不完全なる等を奇貨とし大阪米商共買占策を施せしに因れりと云ふ因て其規則を見るに果して言の如く證據金は法律の制限以外に在りて買方買得の米穀を直に證據金に代用するを許し且つ建米は全國中屈指の上米の票本を以てし呼價を上騰せしめ數多格違差金を生せしめ下等品米の取引を市場に擯斥する等其他現米受渡上に於て買方に便宜を與へ賣方をして不便を感ぜしむるの條項も有之候より益々騰貴の傾向を來さしめたる實蹟も相聞候由右は前年米作豐熟に際し海外輸出米奬勵の方略に出たる由に付方今の場合却て海外輸入を仰がざるを得ざる時に臨み之を墨守するは得策に無之に付右等の條々は改正せしめて證據金は法律の範圍內に制限し賣買價格相當に差入しめ買方をして米穀を代用せしむるを止め建米の品等を市場普通の供給米に改正し尙且

海外輸入米中現時已に市場の供需に相應の「ラングーン」「西貢」「朝鮮」米等をして相當の割合を定め會所の取引に供せしむるときは海外の市價に連れ內地の米價低落し需用に隨て供給を得價格平準して需用米潤澤致すべくに付受渡米は內國產に限るの明文を削除せしめ若供給の度需用に不足を生ずるの憂あるか又は輸入米商の占賣を爲すの怖れある場合に於ては市場景況を斟酌し當省儲蓄海外輸入米を公賣し供需と價格の平準を努めて維持せしむるときは細民救濟の道も貫徹すべきとの意見に有之然るに若し會所役員等に於て至當の格付を制定するを怠り或は改正の條項實施の期限遲々するときは又俄かに米價の再騰を來すか若くは海外輸入米の道を杜絕するの患も有之當省に於ても購入及賣却方に付標準を得難くと相考候條改正の條項は七月限賣買創設の際より施行候樣各地とも速に御決行相成度切望の至に存候云々

之に對する岩村農商務大臣の返翰左の如し。

（前略）二等米を三等米の建米に致候事並に外國米の取引爲致候事は先般既に米商會所に勸告爲致成丈穩便の取計可致積に候處右二條の勸告も承服の模樣無之旨相聞苦慮罷在候內貴翰の赴も有之旁昨日內閣に於て評議致候處右二件の外申合規則第拾貳條及第拾參條の改正をも併て勸告致し若し聞入れざるときは申合規則の認可を取消すことに內閣一統同意に有之本日株主會議に前二條の改正を更に知事より勸告爲致孰れとも決議の次第直ちに上申致候樣昨夜電信にて申送置候間今夕は何とか返申可有之勸告幸に承服致候はゞ無此上都合に候得共もし聞入無之時は認可を取消候事に取極め置候尤も一時諸會所に手を附

候事は暫く相見合大阪の模様により更に相當の處分可致心得に御座候云々

卽ち前文の趣旨を以て米商會所規則の改正は此の場合必須の事項と認め、齋藤農商務省商務局長は内命を帶びて四月十七日大阪へ出張し、堂島米商會所に勸告する處ありしも、容易に承服せざるにより四月二十一日堂島米商會所申合規則の認可を取消し、新に申合規則を制定せしめ、漸く二等の建米を三等となし、外國米を掛米に用ゆることに改正し、五月一日發會七月限より之を實施せしむることゝなれり。是、四月二十八日のことなり。蓋し大阪堂島米商會所をして先づ此の改正を行はしめしは、之を以て定期米相場の中樞と認めたるを以てなり。而して東京旣に其の三日前二十五日大阪に先んじて申合規則の改正を決行したりしが、其の後各地の米商會所悉く此の改正に倣ひ、各々其の申合規則を改正したり。

以上の如く政府は大に米商會所に干渉を試み、下米建外國米代用を强制し、七月限より實施せしめたるが、其の効果は單に定期米の呼價を低からしめたるに止まり、正米相場を制する事能はざりしが如し。然れども幸にして外國米の輸入、秋收の豐穰等の爲めに米價頗る低落せしを以て十二月以降再び外國米代用廢止せられたりと云ふ。

附錄資料

一、明治年間各年別平均米價、米並麥生産高、年末通貨流通高及人口表

年次	平均米價（円・銭）	米生産高（石）	麥生産高（石）	年末通貨流通高（円）	人口
明治元年	五・九八	―	―	紙幣 二四、〇三七、三八七	―
明治二年	九・〇二	―	―	同 五〇、〇〇九、八六七	―
明治三年	九・二〇	―	―	同 五五、五〇〇、〇〇〇	―
明治四年	五・六三	―	―	一一一、二六三、九五〇	―
明治五年	三・九一	―	―	一四二、六一一、四九八	三三、一一〇、七九六
明治六年	四・八〇	―	―	一五九、四二二、三六一	三三、三〇〇、六四四
明治七年	七・二八	―	―	一五六、六六〇、八〇二	三三、六二五、六四六
明治八年	七・二八	―	―	一五四、九三一、五九六	三三、九九七、四一五
明治九年	五・〇一	二四、七四三、七九一	八、八八六、〇七三	一六四、二九九、一四九	三四、三三八、三六七
明治十年	五・五五	二六、五九九、一八一	九、六二〇、五〇〇	一七五、四三二、〇二三	三四、六二八、三二八
明治十一年	六・四八	二五、二八二、五四〇	九、四二〇、四六〇	二二一、九九四、八七四	三四、八九八、五四〇
明治十二年	八・〇一	三二、四一八、九二四	九、八九〇、九〇八	二一五、九一二、二二九	三五、七六八、五四七
明治十三年	一〇・八四	三一、三五九、三二六	一二、五〇三、〇六三	二〇二、九九四、一七一	三五、九二九、〇二三
明治十四年	一一・二〇	二九、九七一、三八三	一〇、五〇七、九八三	一九五、七四二、六八八	三六、三五八、九五五

明治十五年	八・九三	三〇、六九二、三二七	一二、九三八、七五三	一九〇、三七六、五八一	三六、七〇〇、〇七九
明治十六年	六・二六	三〇、六七一、四九二	一一、七六三、八四六	一八二、六二六、三一七	三七、〇一七、二六二
明治十七年	五・一四	二六、三四九、八八三	一三、一〇五、八四一	一七七、九七八、〇五三	三七、四五一、七二七
明治十八年	六・五三	三四、一五八、一六九	一一、九三五、四六七	一八一、四二三、九一六	三七、八六八、九四九
明治十九年	五・六〇	三七、一九一、四二四	一六、〇三三、九六〇	一七四、九七一、二九五	三八、五〇七、一七七
明治二十年	五・〇〇	三九、九九九、一九九	一五、八二三、一四四	二〇〇、一〇九、四五八	三九、〇六九、六九一
明治二十一年	四・九三	三八、六四五、五八三	一五、二八一、六五八	二〇七、八一五、七五一	三九、六〇七、二三四
明治二十二年	六・〇〇	三三、〇〇七、五六六	一〇、七一二、九六五	二二〇、四一八、九一〇	四〇、〇七二、〇二〇
明治二十三年	八・九四	四三、〇三七、八〇九	一〇、七一二、九六五	二一三、二七一、八〇五	四〇、四五三、四六一
明治二十四年	七・〇四	三八、一二二、五四八	一八、〇七八、三七三	二一九、七三五、六二三	四〇、七一八、六七七
明治二十五年	七・二四	四一、三七八、九五六	一五、九一四、二七六	二一一、〇三四、二〇三	四一、〇八九、九四〇
明治二十六年	七・三八	三七、一九九、六六三	一六、六三六、五八八	二三八、四九八、三一九	四一、三八八、三一三
明治二十七年	八・八三	四一、八六五、八九六	一九、八二二、〇〇〇	二四七、七一一、二八六	四一、八一三、二一五
明治二十八年	八・八八	三九、九二〇、八八二	一九、五三七、八四〇	二八二、〇〇〇、八一一	四二、二七〇、六二〇
明治二十九年	九・六五	三六、一九九、七七一	一七、三四〇、四六六	三〇〇、三七三、六八六	四二、七〇八、二六四
明治三十年	一一・九八	三三、〇〇一、〇一五	一八、〇〇五、四九〇	三三〇、四七〇、一四二	四三、二二八、八六三
明治三十一年	一四・八〇	四七、三八七、六六六	二〇、四六二、〇五三	二八五、六一九、六九八	四三、七六三、八五五
明治三十二年	一〇・〇三	三九、五八六、七六九	一九、二四三、三三九	三三五、一〇三、一五五	四四、二七〇、四九五
明治三十三年	一一・九六	四一、四六六、四二二	二〇、三五六、四二九	三一六、五七九、七七五	四四、八二五、五九七
明治三十四年	一二・三〇	四六、九一四、四三四	二〇、六五八、二一七	三〇五、七〇八、九九五	四五、四四六、三六九
明治三十五年	一二・六五	三六、九三二、二六六	一八、四二五、六二六	三二四、四六一、一〇九	四六、〇四一、七六八
明治三十六年	一四・四二	四六、四七三、二九八	一三、五四五、一〇五	三二八、九五五、〇五四	四六、七三二、八七六

明治三十七年	一三・二〇	五一、四三〇、二二一	一九、六四二、二四八	三八七、九三〇、二二五	四七、二一九、五六六
明治三十八年	一二・八四	三八、一七二、五〇六	一八、七三五、八五九	四二六、六四〇、六一二	四七、六七八、三九六
明治三十九年	一四・六八	四六、三〇二、五三〇	二〇、三六五、二六〇	四七三、三六九、一〇三	四八、一六四、七六一
明治四十年	一八・四二	四九、〇四三、八〇二	二二、一二八、四八四	五〇五、〇三五、四三八	四八、八一九、六三〇
明治四十一年	一六・〇〇	五一、九三三、八九三	二一、四三四、九六六	四九九、八九六、四三四	四九、五八八、八〇四
明治四十二年	一三・一七	五二、四三七、六六二	二一、五一八、〇一六	五〇二、四七四、五〇五	五〇、二五四、四七一
明治四十三年	一三・二七	四六、六三三、三七六	二〇、六一一、二四五	五五七、四八八、五九〇	五〇、九八四、八四四
明治四十四年	一七・三四	五一、七一二、四三三	二一、九〇四、一〇六	五九五、七八一、七六八	五一、七五三、九三四
明治四十五年 大正元年	二〇・七二	五〇、二二二、五〇九	二二、八七〇、三二一	六一一、七一八、七七四	—

備考 (一)米價は東京澁澤商店調査東京正米卸賣標準相場(上中下平均一石建)に依る。(二)米及麥生産高並に人口欄中明治初年の分を缺如せるは之を知るに足る資料を存せざるを以てなり。(三)明治三年迄は政府の紙幣の流通高以外之を明かにすることを得ざるを以て單に政府紙幣流通高のみを掲げたり。(四)人口は現住人口を可とすれども適當なる數字を存せざるにより已むを得ず本籍人口を採用せり。

二、米穀出納時代の米穀經理に關する諸規則

(米穀經理記事所載、但し大藏省沿革略誌に依り二三補正を加へたる點あり)

明治元年八月七日　府藩縣ニ令シ府縣管轄地及諸藩預所ヨリ收入スル租税ハ金ハ會計官ニ米ハ會計官大阪出張所ニ輸納セシム

同　年(不明)　首トシテ二條城及ビ難波ノ米廩ヲ收メ尋デ東京淺草、本所ノ米廩ヲ收ム

同　年十月五日　東京官廩ノ掲牌ヲ改正ス　其ノ第一牌ノ要旨ニ曰倉廩近傍ノ米商等相謀リ倉庭ニ於テ領米等賣販スルヲ騙賺シ故ラニ低價ニ折買シ直ニ他ノ米商ニ轉賣スル等ノ奸慝ヲ禁シ又各商賈賣買ノ際ニ方リ近傍米商等ト串通シ障碍ヲ爲シ及米主ノ妨害ヲ爲スヲ禁

ツ又糶米ヲ以テ米商等相對賣買スルモノ問差ノ利金ヲ取ルヲ禁ズ　以下略

明治二年七月　出納司處務規則十九條ヲ制定ス

同　年八月　大阪米商等從來官廩糶俵ノ耗減ヲ暗算重利ヲ量加シテ賣買スルアルヲ禁ズ　其主旨タル從來諸藩廩米揚陸運搬ノ際其搬夫等漏斗ヲ挿サミテ苞米ヲ抄掠スルノ弊害アルヲ以テ俵量ノ缺減少シトセザリシモ今之ヲ嚴禁セルヲ以テ爾後夥多ノ耗減アル無シ　故ニ之ヲ暗算シ重利ヲ附加シテ賣買スルヲ禁停セルナリ

明治三年三月及九月　大藏省ヨリ公達アリ　貢米五厘外運賃ニ付キ定ムル所アリ

同　年十月八日　東京淺草猿屋町ニ在ル所ノ貢米納會所ヲ廢シ更ニ之ヲ官廩中ニ移置シ監督司ノ吏員ヲシテ臨監セシムルノ順序ニ改正ス　蓋シ之ヲ廢スルヤ該會所ニ參會スル納方差配人手代脚夫等ノ治習蠹害少ナカラザルニ由ルナリ

同　年十一月十日　府縣貢租ノ試見米納進ノ方法ヲ定ム

同　年十二月三日　九州各地ノ官廩ヲ附近各藩ヲシテ提轄セシム

明治四年正月二十日　諸藩ノ治城中ニ貯蓄スル城詰米ノ數額等ヲ詳記シテ大藏省ニ開申シ官廩ニ輸納セシム

同　年三月　出納司章程及分課順序ヲ制定ス　該順序ハ則チ納拂米ノ順序ヲ陳スル頗ル精密ナリ

同　年四月　府縣置米ノ方法ヲ改正シテ赤紙切手ト稱スル證券ヲ以テ交付スルノ順序トス　其ノ主旨タル諸交附米ニ引當置米ニスルモノハ本省ヨリ赤紙切手ヲ以テ交附スベク故ニ年費ヲ概算申牒シ其切手ヲ以テ受領交支スベシ　其切手ヲ以テ交附セシ米額ノ外ハ悉皆現米ヲ回納スルモノトセシナリ

同　年四月　大阪官廩租米發賣方規ヲ設定ス　其ノ方規ハ毎月二七ノ日ヲ廩米射票、三八五十ノ日ヲ廩米搬出ノ定日ト爲ス　凡ソ射票ハ米商ニ限ラズ何人ニモ之ヲ許ス　但ダ本地ニ居住セル確實ノ保證書ヲ要ス　米切手ハ三十石ヲ一枚トシ中票者ヨリ五十日以内ニ搬出スルコトヲ要ス　毎一石ニ金一圓ノ開手金ヲ上納セシム

同　年六月　貢米ノ俵苞ハ爾後必ズ古藁ヲ用フベキヲ大藏民部兩省ヨリ地方ニ公達ス　其主旨タル新藁ヲ用ヰタル貢米ハ水氣ヲ含有スルヲ以テ保存ニ不可ナルガ故ナリ

同　年七月　大阪ニ在ル鹿兒島藩以下二十三藩ノ廩邸三十五所ヲ收メ爾後便宜之ヲ米穀藏置ニ供ス

同　年八月十九日　出納寮事務章程處務順序ヲ改置ス　已來貢租ハ、都テ租稅寮ニ徵收シ、同寮ヨリ更ニ出納寮ヘ納付スルモノトナレリ

同　年九月二十日　太政官ヨリ貢米精撰俵裝ノ處分數款ヲ布告ス　就中米穀ニ切ナルノ要所ハ則チ爾後內俵外俵縄桟俵共一切風袋ノ重量二貫目ヲ定則トスベシ云々

同　年十二月十八日　淺草官廩警戒ノ規則十一章ヲ租稅出納兩寮ニ協定ス　其主旨タル唯一途ニ門戸ノ開閉非常ノ警戒ヲ示シタルモノノミナリ

同　年十二月　諸國貢米郡中船方受授規則十九條ヲ租稅寮ニ制定ス　其旨タル專ラ回漕受授ノ事ニ係ル

明治五年正月二十日　米麥ヲ海外ニ輸出スルヲ特許シ之ヲ各開港場ニ達示ス

同　年二月十日　海外輸出ノ米穀投票規則ヲ立定ス

同　年四月　犬山縣所轄セル大津米廩ヲ本省ニ屬ス

同　年八月　太政官ヨリ大ニ布告スル所アリ　卽チ貢米ハ從前東京、大阪ヘ直納スルノ法則ヲ改定シ諸國回漕便利ノ港邑ヲ將テ收納場ト定メ爾來回漕ハ大藏省ニ於テ直營スル所トナレリ　蓋シ其主旨タル遠國ノ貢米ヲ東京、大阪ヘ回納セシムルハ夫レガ爲メ納者ノ出府スルアリテ民費少カラズ農民疾苦ヲ免カルベキヲ以テ乃チ之ヲ改正シテ便利ヲ衆民ニ與フルニアリ　其達旨數款、一、官廩ノ納費ハ皆之ヲ除ス、二、居村ヨリ五厘外運賃定法下附ノ外港邑ニ於テ圍船搭載已前ノ雜費ハ都テ郡費タルベク若シ官ノ便宜ニ寄リ數月港倉ニ置クモノハ港別書進呈ノ期ヨリ起算シテ三箇月已外ハ借倉費ヲ官給トスベシ、三、從前舊藩ニ於テ定メタル賃米缺減補償米ハ總テ之ヲ廢ス、四、船中容赦米ヲ官ニ辨損スルヲ以テ郡費トスルニ及バズ、五、俵量ハ既定ノ如ク本米四斗タルベク尤容赦濡米ハ之等民費ヲ減ズルヲ以テ一升ノ合米ヲ改メテ二升トスベシ、六、俵苞ハ既定ノ如ク注意盛量異同無キヲ要シ內苞ノ外更ニ菰ヲ以テ上裝スベシ、七、東京、大阪接近ノ地方直納支障無キハ依舊輸納スベシ　又別ニ納租規則第十七條ヲ添附ス

同　年十月十三日　前項ノ如ク貢米輸納ノ方法釐革セルヲ以テ已來回漕ノ事務驛遞寮ノ擔任スル處トナリタルニヨリ驛遞頭ト郵便汽船

會社トノ間ニ回漕法二十三條ヲ契約シ

同　年十一月　隨テ出納寮ニ於テハ汽船會社ト受授ノ規則二十九條ヲ制定ス

同　年十月二十七日　從來淺草官廩ニ用ユル所ノ平均公價算定ノ法ヲ釐正ス　其主旨タル從前回漕ノ缺米濡米ヲ辨償セシムルノ公價ハ官米糶賣價ノ最モ近キモノヲ以テスルノ規則ナリシガ公平ナラザル處アルヲ以テ更ニ前月中糶賣價ヲ採テ上中下三等ニ平均價ヲ定メ之ヲ公價トスルモノトス（六年一月ヨリ糶賣價ヲ採ルヲ改メテ市價ヲ採ルモノトス）而シテ其上中下ノ米品國名ヲ概定スルコト左ノ如シ

上米之部　伊勢、志摩、尾張、參河、美濃、武藏、甲斐、安房

中米之部　駿河、若狹、加賀、能登、越中、相模、上總、下總、上野、下野、飛驒、遠江、信濃

下米之部　伊賀、越前、越後、羽前、羽後、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奧、伊豆、常陸

同　年十一月　米廩貢米出納規則並勤方心得ヲ混併シテ二十九則ヲ改定ス其ノ趣旨ハ出納ノ順序注意及ビ官吏ノ警戒スル處種々ノ準據ヲ定メタルモノナリト雖モ大概舊則ヲ纏束セシモノニシテ新置ニ係ル無シ

同　年十一月八日　大阪官廩發賣方規中ヲ改正シ射票法ヲ以テ廩米俵入十石立米切手ヲ發賣ス

同　年十一月二十八日　府縣置米赤紙切手逆爲換納拂ノ法則ヲ改正シテ更ニ本爲換八ツ切證書ヲ以テ納拂スルノ順序トス

明治六年一月　淺草官廩警戒規則ヲ改正ス

同　年同月　淺草官廩糶賣規則十九章ヲ制定ス　每月二、七、四、九ノ日ヲ以テ糶賣ノ定日トナス　而シテ從前糶賣ハ米商社ニ取扱ヲ命ジ置キタルヲ廢シ更ニ官吏直管處理スルモノトセシナリ

同　年三月十四日　大藏省布達スル所アリテ爾後米穀ノ算數ヲ合位ニ止ムルモノトス

同　年五月　淺草官廩ヲ望者ニ貸附スルノ規則十二條ヲ制定ス是則ヲ貢租金納ニ變ジ遞次米納減少シテ空倉ヲ生ズルヲ以テナリ

同　年七月十五日　米麥ヲ海外ニ輸出スルノ禁ヲ解ク

同　年十一月十七日　米麥粉ノ海外輸出ノ禁ヲ解ク

同　年十一月五日　淺草米廩ヲ三井組ニ委託シテ之ヲ幹理セシム

明治七年五月五日　預ケ金ト相連テ預米出納規則ヲ改定ス

同　年五月二十九日　米麥ノ輸出ヲ禁停ス

同　年七月（十一月二十日？）　東京、大阪兩米廩ノ糶米規則ヲ一樣ニ改定シテ二十一章ヲ置ク　從來兩所ノ方法寛嚴異同アレバ則チ之ヲ均齊畫一ニスルノ趣旨ナリ　其ノ規則ノ大要ヲ述ベンニ凡ソ糶賣ハ兩處米廩ニ於テスベク其之ヲ投籤スルモノハ規則ヲ識認セシ後ニ於テスベシ　若シ之ヲ知ラズトシテ苦情ヲ訴ルモ之ヲ採ラズ　糶賣ハ則チ定日アリ　東京ハ二、七、四及九ノ日、大阪ハ三、八、五及十ノ日トス　兩三日以前之ヲ掲示ス　試量ハ其當朝投籤者ノ眼目ヲ要シ乃チ後日ニ於テ受授スルモ又其量數ヲ以テス　糶米ハ十石ヲ以テ切手一枚トシ代金ニ換ヘテ其ノ切手ヲ交附シ後又切手ニ換ヘテ現米ヲ交付ス（後ニ東京ハ便宜ニ寄リ俵數ヲ以テ切手ノ額ヲ定ム）開籤ハ投籤者ノ眼前ニ於テシ其ノ高價ヨリ順次ニ落籤ト定ム若シ同價アレバ先順ヲ採ル　設令高價ト雖モ目的價ニ添ハザルハ之ガ賣附ヲ止ム　落籤ノ者ハ即日乃至翌日十二時マデニ約定金トシテ一割ヲ徴收ス代金收納糶米交附ハ落籤ヨリ十五日以內トス若其期限ヲ誤ルニ於テハ約定金ヲ沒收ス（既ニ其內約定ヲ遂ゲテ米金受授シアルモノハ之ヲ除算シ完ク違約セシ代金ノ一割ヲ徴スルモノトス）既ニ交付セシ切手ヲ以テ相對賣買スルハ自由ニ任ス　現米倉出シハ賣了ノ日ヨリ五十日ヲ限ルト雖モ限外尚藏置ヲ希望スル者アル時ハ貸庫規則ヲ以テ之ヲ處分ス（切手交附ノ後藏米ニ痛損ヲ生ズルモ官之ニ關セズ）

糶米ハ倉出シ受授シ了ルマデヲ官費トス　切手交附ノ後紛失スルトモ其苦情ヲ採顧セズ　天災ニ罹リ損亡セルハ事實ヲ糺シ更ニ交附スルアルベシ　若シ切手ヲ汚スニ於テハ十石ニ付二十錢ノ過怠金ヲ徴收スルモノトス　而シテ爾來之ヲ實施シタリ　明治八年七月伺又一章ヲ追加シ落籤ノ後書損違算等ノ旨ヲ以テ苦情ヲ述ブルモ之ヲ採用セズ　又落籤除却ヲ願フアレバ違約ノ例ヲ以テ一割ノ金額ヲ徴收スルモノトセリ

同　年九月　三井組ニ委任セル淺草米廩幹理ノ命ヲ解罷ス

明治八年三月十四日　米麥輸出ノ禁ヲ解ク

同　年八月　貯蓄米條例七條即チ一節ヲ大藏卿ヨリ出納頭ニ授付ス

同　年十一月　預金竝列シテ預米ノ規則伺改正ス

明治九年三月三十一日　舊來慣行セル歳入出中米穀ノ出納ヲ廢除シ當日ノ見米ヲ以テ貯蓄部ニ賣付ス

是ニ於テ會計ハ全ク米穀ノ計算其跡ヲ絶チ金員ノ一途ニ歸ス

三、明治元年十二月東京府の空米帳合禁令

東京府下ニ舊ト空米帳合ト稱スル一種ノ米商（米穀ヲ賣買スルニ實物ヲ授受セズ唯ダ虚額ヲ牒簿ニ記載シ米穀時價ノ低昂ヲ心算シテ以テ奇利ヲ射ルノ類）有リ　令申ノ制禁ズル所ト爲スト雖モ維新以來猾賈等此ノ禁令ノ已ニ解廢セルモノト誤認シ或ハ武家ノ糶米ニ假托シ或ハ會所ト私號シ帳簿上ニ於テ虚額ノ米穀ヲ賣買シ時價ノ低昂ニ應ジテ輸贏ヲ射賭ス　審檢シテ以テ責罰ヲ加ベシ

四、明治四年四月米相場會所開設に關し大藏省の太政官への稟申

頃來米穀ノ時價ヲ査察スルニ漸次ニ諸藩ノ發糶ノ減少スルヨリシテ東京、大阪兩府下ノ市場ノ自カラ衰微ニ赴ムク有ルハ即チ必然ノ理勢ナリ　客歳以來東京府下築地互市場ニ於テ外國商人ノ船載米ノ時價ヲ競射シ內國商人賴テ以テ所謂空米賣買ノ禁例ヲ規避スル者有ルモ官府方策ノ之ヲ防遏ス可キ無キヲ奈何セン　如カジ東京商社ヲシテ限期賣買ノ商業ヲ開營シ期月ニハ必ズ見米ヲ以テ其ノ賣買ノ契約ヲ實行セシメ而シテ市誷ノ弊竇ヲ防グ可キ嚴則ヲ之レニ授付センニハ果シテ此ノ如クセバ則チ各地方ノ糶米ヲ府下ニ輸送スル者必ズ多キヲ加ヘ大ニ商業ノ便益ヲ起シ市中ノ繁盛ヲ助ケ隨フテ外國商人ノ市誷ヲ爲ス者ヲ防制スルニ足ラン　是レ即チ實ヲ以テ虛ヲ壓スルノ方略ト爲ス　我省民部省乃チ東京府ニ商議セシニ共ニ異見無キヲ回答セリ　乃チ將サニ商社ニ命ジ不日ニ開業セシメントス　大阪ノ如キハ大藏少輔井上馨適マ其ノ地ニ在ルニ因リ親シク大阪ノ市場ヲ目擊シ便宜ニ東京ト同ジク限期賣買豫約ノ規定ヲ設ケ以テ之ヲ施行セシム可シ　蓋シ目今米價漸ク低下スルヲ以テ廩米ノ糶賣ニ支障セン　宜ク嚴法ヲ設ケ券票ヲ把テ糶賣シ賣買流通共ニ便利ヲ得セシムベキナリ乃チ豫メ之ヲ稟申ス

五、明治四年諸藩の米劵發行禁止に關する太政官宣達

諸藩從來其ノ歳入ノ米穀ヲ發糶スルニ當タリ藏米切手ト稱スル米劵ヲ製リ之ヲ賣買ニ付スル有リ　然ルニ藩帑ノ窮乏ナルヨリ一時ノ

計度ニ充テ貯藏米穀ノ見數ニ準當セザル多額ノ米劵ヲ發行シ竟ニ流通ヲ阻塞セシムルニ至ル　自今此等ノ事爲ハ一切ニ之ヲ禁停ス

六、明治三年十月改定貢米運賃表

年貢米瀬戸内筋東京運賃(御米百石に付)

一、西宮兵庫金六十六兩　一、讃岐金六十八兩　一、豐後金七十二兩三分　一、備中金七十一兩三分
一、筑前金七十三兩　一、肥前金七十四兩二分　一、日向金七十八兩一分　一、筑後金八十四兩三分
一、丹後金一百〇一兩　一、石見金七十八兩一分

同大阪廻海上運賃

一、播磨金二十一兩一分　一、讃岐金二十五兩三分　一、備中金二十五兩三分　一、豐後金三十二兩三分
一、筑前金三十六兩二分　一、肥前金三十七兩三分　一、日向金三十九兩一分　一、筑後金五十兩二分
一、丹後金六十一兩二分　一、石見金三十九兩一分

北國筋東京雇海上運賃

一、羽前酒田金百二十五兩一分　一、越後海老江金百二十六兩二分　一、越前金百五十一兩一分

同大阪雇海上運賃

一、羽前酒田金百三十七兩二分　一、越後新潟海老江金百二十九兩一分　一、越前金百十一兩二分

同大阪廻海上運賃

一、羽前酒田金八十八兩三分　一、越後新潟、海老江、沼垂金八十三兩二分　一、越前三國金七十二兩

同奥州筋海上運賃

一、石巻寒風澤金六十九兩　一、小名濱中ノ作金六十二兩　一、平潟五十九兩一分

東海道筋海上運賃

一、桑名金四十一兩一分　一、清水金二十九兩一分　一、沼津金二十七兩三分

七、明治五年三月改定海外輸出米入札賣渡規則

大阪府　新潟縣　神奈川縣
兵庫縣　長崎縣　青森縣

米麥輸出賣渡規則書當正月中相達置候處此度更正ヲ加ヘ候件々有之候ニ付最前之規則ハ相廢シ別紙規則並書式之通確定候ニ付此段更ニ相達候事

但入札ノ儀ハ大藏省ノ都合ニ從ヒ其時々差圖可致候事

一、御國內甲之開港場ニ於テ海外輸出差免候米穀ヲ乙ノ開港場ヘ積廻シ陸揚願出候節ハ乙港運上所ニテ甲ノ稅關ヨリ相渡候免狀ニ照準シ右俵數ノ外ハ陸揚不相成候事

但陸揚ノ節ハ右免狀ヘ乙港稅關ノ證印可致事

一、右石數ノ內半數又ハ其幾分歟ヲ陸揚願出候時ハ其願出俵數並ニ其次第甲ノ稅關ニ於テ相渡セル免狀ヘ裏書ノ上右陸揚願出ノ俵數丈ケハ乙稅關ニテ更ニ免狀相渡可申候事

一、前段陸揚致候總俵數或ハ其中小數ヲ輸出願出候時ハ最初陸揚差許候俵數ト檢査ノ上輸出差許可申事

但米穀賣渡規則ニ記載有之通輸出願ハ落札致シ候者ノ名前ニ非ザレバ決テ不許差候事

一、米穀入拂又ハ右米輸出入ノ爲メニハ各開港場運上所ニ於テ別ニ簿册ヲ設ケ其時々詳細ニ記載致シ他港落札ノ米輸出入等有之候ハヾ其次第員數共取調月末ニ大藏省ヘ可申出事

壬申二月　太政官

(別紙)

報告

一第　　番　　米凡　　俵也
　　　　　　此量　　斤

一第　　番　　米凡　　俵也
　　　　　　此量　　斤

一第　　番　　米凡　　俵也
　　　　　　此量　　斤

一第　　番　　米凡　　俵也
　　　　　　此量　　斤

一第　　番　　米凡　　俵也
　　　　　　此量　　斤

一第　　番　　米凡　　俵也
　　　　　　此量　　斤

右　年　月　日第二字運上所十八番石庫ニ於テ開札施行候間入札望ノ人ハ規則ニ従ヒ同日十二時迄ニ入札可有之候也

入札メキシカ弗ヲ以テ書出シ候テハ規則ニ相悖不都合ニ付入札望ノ者ハ運上所ニ於テ入札書式ノ紙箋用意イタシ置候間誰ニテモ右書載

入札可致候事

米穀入札賣渡規則

一、米穀輸出制禁ノ儀ハ從來之通ニ有之然レドモ此後國內有餘有之候節ハ時宜ニ依リ大藏省貯藏ノ內都合見計ラヒ諸開港場ニ於テ海外輸出ノ爲公ノ入札ヲ以テ內外人民ヘ賣渡可申事

一、賣渡スベキ石高並ニ開札日限ハ一週歟又ハ二週日前ニ米穀ヲ賣渡セル地ノ運上所前ニ張出シ置可申事

一、入札望ノ者ハ開札日限前日迄ニ運上所ヘ申出候ハバ在米一覽可爲致事

一、入札ハ開札當日十二時迄ニ其運上所ヘ可差出事

一、入札ニハ米穀百斤ニ付金貨何程ト可記載事

　但右金貨ノ代リニ銀圓洋銀丈ケハ其時々ノ市中相場ヲ張出シ置キ比較計算ノ上請取可申事

一、開札ハ當日午後第二字諸入札人ノ目前ニ於テ公ニ披封可致事

一、開札ノ上其價位適當ナリトセバ最高ノ入札ヘ賣渡可申若シ其價位不適當ニセバ賣渡不致候事

一、入札ハ其差出セシ順序ニ從ヒ番號ヲ記シ置キ開札ノ節其價位同樣ナル時ハ先番ノ方ヲ落札ト相定可申事

一、若シ又一度ノ入札高ヲ數口ニ分ル時ハ其口每ニ番號ヲ記載シ入札場ヘ張出シ置ベシ　故ニ入札望ノ者ハ一口又ハ數口ニテモ其番號ニ隨ヒ別々ニ入札可致事

一、右數口ト分チシ時ノ開札ハ其番號每ニ價位ヲ比較シ其價適當ナリトセバ其日限リ最高ノ入札人ヘ賣渡可申事

一、落札ノ節ハ買主其場ニ於テ買受證書ヲ差出可申右買受證書差出候節約定金トシテ入札セシ米價ノ總額ヲ算シ其一割五分（百ニ付十五）ヲ運上所ヘ納ムベシ　尤殘リ十步ノ八五ハ開札ノ日ヨリ十四日ノ內ニ皆納イタシ落札ノ米穀ハ斤量懸ケ改總數引取可申事

一、殘金納方十四日ヲ過ル者ハ前條一割五步ノ約定金ハ買主ノ損失トシ米ノ義ハ大藏省ノ都合ニヨリ再ビ入札ヲ以テ賣拂可申事

一、右日限通リ殘金ヲ上納シテ猶其米穀ヲ運上所庫中ヘ積置事ヲ願フモノハ借庫規則ニ隨ヒ藏敷料差出スベキ事

一、斤量改方ハ二百俵掉ニシテ三俵ハ渡方ヨリ三俵ハ受取方ヨリ撰ミ出シ都合六俵ヲ二ツニ分チ三俵ヅヽ秤ニ懸ケ改メ正味若干風袋若

干ト相定メ其平均ヲ以テ二百俵毎ノ正味有貫ヲ合計スベシ　若買主大ニ輕重差違アルト見ル時ハ自費ヲ以テ俵毎ニ懸ケ改メ明瞭ニ其正味有貫ヲ定ムルモ勝手タルベキ事

一、秤ノ錘ハ買方ト賣方協和同意シテ雙方ニ於テ取扱可申事

一、右落札米穀ハ其米ノ積置アル藏場ニ於テ引渡可申事

一、米渡方數日ニ渉リ候節ハ日々請取渡相濟候丈ケノ米價ヲ算計シ當日相納可申事

一、落札ノ米ヲ輸出スルニハ買受シ節相渡セシ落札證書ヲ持參シテ運上所ヘ願出輸出免狀ヲ請取可申事

一、落札ノ米穀ヲ若シ買主ヨリ他人ニ賣渡ストモ其米穀輸出ハ元買主ノ名前ニ限リ前條ノ手續ヲ以テ差許可申事

右之通リ改定イタシ候事

横　濱　運　上　所

八、明治九年臨時輸出米處分條例

明治八年十二月ヨリ同九年六月迄臨時輸出米ヲ爲スニ付此件ニ關係スル事務ヲ一整スル爲メ當分輸出掛ヲ定メ置ニ付輸出米受渡竪ビ總決算迄ノ處分條例ヲ定ムル如左

第一條　輸出米ハ大藏省ト「イ、ビ、ワチソン」竪ビ三井組ト取結ビタル條約書ヲ體認處分致スベキハ勿論ノ儀ニ付右米高貳拾萬石ニ及ブ迄ハ限月中ニ於テ約條ノ各港ニ配置違約不相成樣注意スベシ

第二條　受渡ハ米ハ量目ヲ以テシ代價ハ洋銀ヲ以テスルノ約條ナリト雖モ本寮ニ於テハ石目ヲ以テ拂出サヾルヲ得ズ　故ニ本寮ノ假拂本拂竪ビ臨時計算掛ノ勘定仕上ハ石目ヲ綱トスベク輸出掛ノ調理ハ量目ヲ綱トシ石目ヲ目トスベシ　三井組ト「イ、ビ、ワチソン」ハ勿論石目ニ算セザルコトトス

第三條　實米受渡ハ先以テ米廩ヨリ三井組エ假渡取計第一圖ノ如キ假證ヲ受取ベシ　同組ハ右米ヲ「イ、ビ、ワチソン」ヘ相渡シ本受取證ヲ取リ之ニ第二圖ノ如ク奥印シテ米廩掛エ差出スベシ　同掛其時ニ於テハ前ノ假證ト引換ニスベシ

第四條　前條ノ通米ハ現實ノ高ヲ以テ受渡ヲ爲スニ付本拂傳票モ此高ヲ以テスベク而シテ後日第一ノ決算ハ毎船ノ積高ヲ顧ズ此現實渡ノ高ヲ合セテ約價ヲ受取ルノ順序ニスベシ　然レドモ第二ノ決算ヲ照査スルノ爲メ毎船ノ積出數ヲ識別セズンバアラズ　故ニ三井組ハ「イ、ビ、ワチソン」ヨリ別ニ毎船ノ船積數受取證ヲ取リ置其寫エ檢印シテ其度毎ニ本寮エ屆出ベシ　其時輸出掛之ヲ受取改ノ檢印ヲ受テ後格獲致シ置ベシ

第五條　第三條ノ受取本證書米廩掛受取濟ノ上ハ更ニ第三圖ノ如ク報告票ヲ製シ共ニ本寮エ差出ベシ尤報告票ハ票本拂興議之基ニ充ツルモノナレバ誤謬無キヲ務ムベシ

尙又此報告票ハ通貨ヲ記載スルヲ例トスルニ付其米高エ量目ヲ附シ之ヲ實トシ約價ヲ法トシテ代弗ヲ算出腹書シ再ビ通貨ヲ算出シテ腹書スベシ（弗相場ハ金壹圓ノ割ヲ以テ算スベシ）

第六條　本寮輸出掛ハ前條ノ本受取證書ト報告票トヲ受付シ本證ハ改ノ檢印ヲ要シ了テ第四圖ノ第一決算仕別表エ記入シテ後本掛ニ格獲致シ置ベク而シテ報告票ニ因テ成規ノ如ク要拂出ノ回議ヲ興スベシ　右回議決シタルトキハ之ヲ臨時計算掛ニ送附スベシ

第七條　臨時計算掛ハ前條ノ決議ヲ受取リテ後處務順序ノ通其序決ヲ正シテ要傳票エ回スベシ　後日本拂相成タルトキ附込帳エ記入シ繰替貸勘定帳エ組込成規ノ如ク仕上ヲ爲スベシ

第八條　「イ、ビ、ワチソン」ヨリ大藏省エ米代弗ヲ領收シタルトキハ輸出掛處分シ第四圖第一決算仕別表收入ノ坐エ引入ニ立ベシ　而シテ其度毎ニ要本納ノ議ヲ興シ決議後臨時計算掛エ引渡ノ順序ハ成規ノ通タルベシ　但米代弗ハ繰替借ヱ差引ニ立ルトモ一端引入ニ相立而シテ繰替借返却ニ拂出スベシ

第九條　「イ、ビ、ワチソン」ヨリ繰替借之金ハ之ヲ領收シタル倫敦公使館又ハ同處「オリエンタルバンク」之證書本寮落手候ハヾ輸出掛ハ之ヲ以テ第五圖繰替金表借入ノ坐ト記入シ（倫敦受取ノ日附ヲ期日トナスベシ）而シテ內地ニテ實米渡シタランニハ其日ヲ期トシ其米ニ當ル代弗ヲ以テ返却ノ坐エ記入シ速ニ差引相立ベシ　若又繰替金現實受取タル日ヨリ已前既ニ渡シ濟ノ米アラバ其代弗ヲ直ニ返却ノ坐ニ記入シ差引ニ相立ベシ　尤此繰替借曁ビ返却共本納拂ヲ要シ又臨時計算掛ニテ仕上ヲ爲スノ順序ハ成規ノ通タルベシ

第十條　輸出掛ハ第六圖ノ如ク利足表ヲ備エ置前ノ繰返表ニ因リ出入アル毎ニ利足ノ增減ヲ明ニシ後日「イ、ビ、ワチソン」ヨリ差出

ス決算書ニ照會スルノ基ニ供スベシ　尤此利足表ハ決算書差出スマデハ追々積算スル迄トシ結末ニ至リ拂渡シヲ爲シ其節本拂ノ順序ヲ爲スベシ　若又中途ニシテ内渡ヲ需メラル、コトアリテ米代ノ内ヨリ差繼拂渡ストキハ繰替返却同樣納拂ヲ爲スベシ　而シテ利足表拂渡ノ坐エ記入差引ヲ立ベシ（結末ニ至リ拂渡ス共同ジク差引ヲ立ベシ）尤利足拂渡ニ付臨時計算掛ニテ仕上ニ爲スハ成規ノ通タルベシ

第十一條　「イ、ビ、ワチソン」ヨリ第一決算書ヲ出シ三井組奥印ノ上差出シタルトキハ輸出掛之ヲ受附シ第四圖第一決算仕別表ニ照會シ相違無キニ於テハ右仕別表ニ副エ大藏卿ノ檢印ヲ請ベシ　尤其節ニ於テ可受取米代殘有之候ハヾ第八條ノ通處分スベシ

第十二條　「イ、ビ、ワチソン」ヨリ第二決算書ヲ出シ三井組奥印ノ上差出シタルトキハ輸出掛之ヲ受附シ精細檢閲シテ第七圖第二決算仕別表エ記載シ（積出量目ハ第四條ノ船受取寫エ照査スベシ）其賣買ノ實況ヲ閲シ（最前渡シ米ノ内其實輸出セザル際米ノ勘定モ此表中ニ組込ベシ）總計差引ノ眞價ヲ算出其利失ヲ平均シテ純全ノ益ヲ算シ折半分配ノ高ヲ明瞭ニシ「ワチソン」ヨリ出シタル決算書ト共ニ大藏卿ノ檢閲ヲ請フベシ　而シテ本省分領ノ益金ハ本納ノ順序ヲ爲シ「ワチソン」エ分領ノ益金ハ一端本納ノ上更ニ支給ノ順序ヲ爲スベシ（但何レモ臨時計算掛ノ仕上ハ成規ノ通タルベシ）

第十三條　「イ、ビ、ワチソン」ヨリ繰替金利足金ノ勘定書ヲ差出シタルトキハ輸出掛受附シ第五圖繰替表第六圖利息表エ照會シ相違無キニ於テハ右繰替表利足表ト共ニ大藏卿ノ檢閲ヲ請ベシ（但利足拂渡シノ順序ハ第十條ノ通リタルベシ）

第十四條　輸出掛ハ前ノ第一第二決算及ビ繰替金利足金決算相濟タランニハ更ニ第八圖ノ如ク明治九年輸出米顚末一覽表ヲ製シ其得失ノ說ヲ合セテ大藏卿エ上呈スベシ　而シテ其書類ハ纏束シテ記錄寮内編集掛トエ引渡シ倘臨時計算掛ノ勘定仕上ノ完了シタルヲ認メ於茲輸出掛ノ義務終リタルトシテ之ヲ止ムベシ

九、明治九、十年の交各地米價表（一石）（内務省勸商局報告）

一〇、明治十、十一年の交各地米價表（一石）

地名	明治九年十月	明治十年二月	明治十年六月
東京	四圓・四六錢四	五圓・三四錢八	六圓・〇一錢七
京都	四・九〇〇	四・八〇〇	五・二五〇
大阪	四・九一一	五・七二一	六・〇七一
橫濱	四・九六〇	五・六一〇	六・六六〇
兵庫	四・六〇〇	五・二〇〇	五・四五〇
長崎	四・三〇〇	五・一五〇	五・六〇〇
堺	四・四八〇	四・八〇〇	五・〇三〇
宇都宮	四・〇一五	四・七九七	五・六三一
福島	五・二〇八	四・三七五	四・二八〇
仙臺	四・五四一	四・一六七	三・五七一
盛岡	二・五七一	三・七〇〇	三・四三〇
青森	三・一二五	三・七五〇	三・五九〇
靜岡	四・四八四	四・六九五	六・一六一
名古屋	四・二〇〇	四・五〇五	五・五五六

地名	明治九年十月	明治十年二月	明治十年六月
豐橋	四圓・〇八錢一	四圓・七六錢二	五圓・七一錢四
岐阜	三・九六八	四・四〇九	五・四七三
大津	四・九五〇	四・八七〇	五・三〇〇
姬路	四・七〇〇	四・九〇〇	五・三〇〇
岡山	四・七〇〇	四・九〇〇	五・八五〇
廣島	三・六〇〇	四・一二〇	四・八〇〇
下ノ關	三・九〇〇	四・五四一	五・〇六〇
小倉	四・九五〇	四・七〇〇	四・八八〇
博多	四・〇五〇	四・五三〇	五・三〇〇
佐賀	—	—	—
熊本	四・四六三	—	—
久留米	三・六一〇	—	五・八一〇
濱松	—	四・五八七	六・一三五
函館	五・一五〇	四・三二〇	四・〇四〇

地名	十年十月	十一年二月	十一年五月
東京	四圓・九一錢	五圓・八二錢	六圓・五四錢
大阪	四・七七	五・五四	六・一五

地名	十年十月	十一年二月	十一年五月
兵庫	四圓・六五錢	五圓・二六錢	五圓・六一錢
四日市	四・五三	四・九〇	六・〇〇

馬關	四・六〇	四・九三	五・四四
長崎	五・〇〇	五・六〇	五・七八
若津	四・五一	四・九四	—
熊本	五・三九	六・二一	五・九一
石ノ卷	二・九〇	四・二〇	四・八〇
青森	二・七五	三・九五	四・三八
酒田	三・〇六	三・八一	四・〇一
新潟	三・〇五	四・二一	四・六七
敦賀	三・九四	四・七七	四・七七
大津	四・九六	五・四六	五・九二
山城	四・五〇	五・四七	五・八八
丹波	三・二九	四・六九	五・一四
丹後	三・四三	四・四〇	四・九八
武藏	五・三〇	六・四三	六・九九
上野	五・九二	六・八四	七・九一
下野	四・一七	五・二六	六・〇五
上總	四・六七	五・八三	六・一四
下總	四・八五	五・七九	六・三一
安房	五・八九	六・一七	六・七八
常陸	四・六二	五・九〇	六・三八
伊勢	四・五三	五・三五	六・〇六
尾張	四・六五	五・三〇	六・四一
三河	四・六五	五・四四	五・八九
美濃	四・三〇	五・二九	六・一九
駿河	五・一九	五・七八	六・五六
遠江	四・七八	六・三一	五・八二
陸中	二・七二	三・九三	四・五四
羽後	二・六〇	三・五二	三・八〇
羽前	二・七七	三・一二	三・八四
岩代	三・六七	四・四五	五・〇四
加賀	二・八八	四・一〇	四・六七
能登	三・一〇	四・一〇	四・四四
越中	三・〇九	三・八七	四・六五
越前	三・三六	四・二一	四・五六
備前	四・六五	五・二一	五・六七
安藝	四・四〇	五・五五	五・六五
伊豫	四・五〇	五・五四	五・九七
土佐	五・二五	六・八一	六・五四
阿波	五・一五	五・六一	六・〇六
紀伊	四・九二	五・六四	五・七一
和泉	四・七四	五・七六	五・八六
河內	四・五四	五・四一	五・五二
筑前	四・八一	五・三九	五・二九
筑後	四・六四	五・二八	五・二一

豐後	四・九六	五・二七	五・三六
肥前	四・一三	五・一八	五・〇七
出雲	三・四七	四・〇四	四・二〇
因幡	三・三八	四・四三	四・三三
伯耆	三・二七	四・五四	四・四七
石見	四・〇〇	四・四六	四・六四
隱岐	三・二七	三・三五	—
甲斐	四・〇二	—	五・六五
信濃	三・九六	四・五二	四・七一
越後	三・八七	三・九八	四・五四
大和	四・四八	三・九五	五・六六
長門	四・六六	五・〇一	四・八七

一一、常平局制定大藏省糴賣米規則

第一則　大藏省ノ賣却米ヲ買請ント欲スル者ハ何人ヲ論セズ（外國人ハ除ク）此規則ヲ識認シテ入札スルヲ得ベシ若シ入札後ニ於テ此規則ヲ誤解シ或ハ了知セザルヲ以テ彼是苦情申立ルト雖ドモ決シテ採用セザルガ故萬一規則ヲ了解シ難キ者ハ倉廩官員ニ就テ説明ヲ乞フベシ

第二則　入札賣却米ヲ爲スニ方リ前日或ハ數日前ニ於テ常平局所管ノ米廩ヘ賣却米ノ概石數ヲ掲示シ猶米商會所等アル地方ハ其會所ヲシテ廣告セシムベシ

第三則　入札ノ當日ハ賣却スベキ米ノ國名及ビ俵數倉別等入札場所ニ掲示スベシ玆ニ於テ俵入ヲ決定ナサンガタメ入札ノ當朝入札人目前ニ於テ毎倉開扉賣渡スベキ俵數ヲ示シ而シテ後桝廻シノ俵ヲ撰定スルハ抽籤ノ法ヲ用ヒ廻シ立ノ上其平均ヲ以テ石高ヲ定ムベシ

第四則　前則ノ如ク一旦桝廻シヲ立テタル上ハ後日現米渡方ノ時ニ於テ再ビ桝廻シヲ爲サヾルベシ尤桝廻シノ方法ハ百俵以上ハ都テ三俵ヲ廻シ俵ト定メ其以下二十俵迄ハ二俵　二十俵以下ハ一俵トス

第五則　入札ノ當日ハ午前十時迄ヲ限リ米性ノ點檢ヲ許ス第十二時迄ニ第一圖書式（圖式略ス）ノ如キ入札ヲ封緘ニテ出スベシ尤其入札着到ノ順次ヲ逐テ番號ヲ附シ開札ノ後同價格ノ時ハ先着ノ入札ヘ落札セシムルノ便ニ供スベシ而シテ午後第二時ヲ以テ開札ノ期トス故ニ米性點檢及入札ノ時限ヲ誤ルモノハ當日ノ入札ニ加入スルヲ得ズ尤開札ハ入札人ノ目前ニ於テス（但米性ノ點檢及ビ入札開札ノ時限ハ時機ニ因リ常平局ノ都合ヲ以テ伸縮スルコトアルベシ）

第六則　米性點檢及入札ノ時限ヲ誤ルモノハ當日ノ入札ニ加入スルヲ得ズト雖ドモ米性點檢セズシテ入札ヲ時限ニ出スモノハ加入スベシ然レドモ米性點檢セザルヨリ生ズル苦情ハ第一則ノ如ク採用セザルハ勿論タルベシ

第七則　入札開札ノ上同價格アルトキハ第五則ノ如ク先着ノ入札ヘ落札スベシ然レドモ先着ノ入札石數未滿ノ時ハ殘石ヲ同價格ノ入札ヘ落札スベシ

第八則　賣却米一口五十俵以上數千俵アルトキハ入札ヲ一口五十俵以上トシ四十九俵以下ノ入札ヲ許サズ尤一口四十九俵以下ノ賣却米ハ皆數ヲ以テ入札スベシ

第九則　開札ノ上入札ノ價格昂低ニ寄リ其入札一番最高ト雖モ目的ノ代價不適當カ或ハ大藏省ノ都合ニ寄リ賣却ヲ停止スルコトアルベシ其時ニ於テ入札人ハ苦情ヲ申立ルト雖ドモ採用セザルベシ

第十則　開札ノ上落札ヲ命ズル時ハ其ノ米價ノ十分一即チ一割ヲ即日或ハ遲クモ翌日正午十二時ヲ限リ約定金トシテ上納シ倉庫官員ノ領收證ヲ請取ルベシ

第十一則　各人入札人ノ都合ニヨリ開札ノ前ニ於テハ入札ヲ除却シ或ハ代價ノ引下ゲ又ハ引上ゲノ追入札ヲ出スハ勝手タルベシ然レドモ開札ノ時限後ハ追入札ヲ受理セザルベシ且開札後ノ代價昇降ハ一切採用セザル勿論タルベシ

第十二則　第十則ノ約定金上納ヲ怠ルモノハ拂米ヲ停止スベシ且ツ其者ハ後日入札拂アルモ三ケ月間ハ入札スルヲ許サヾルベシ而シテ其人名幷ニ其譯ハ倉庫役所ノ前ニ掲示スベシ

第十三則　代價收納ハ落札ノ當日ヨリ日數十五日ヲ期トシ米穀ノ藏出シハ代價上納ノ當日ヨリ日數五十日ヲ期トス即チ十五日間ニ於テ代價收入スル毎ニ其金額相當ノ米切手ヲ交付スベシ

第十四則　米切手ハ一枚二十五俵以上タルベシ廿五俵以下ニシテ一口ノ皆數ヲ買請タルモノハ其皆數代價上納隨テ皆數ノ米切手ヲ交付ス且ツ其切手ハ第二圖ノ如クニシテ買請人ノ便宜ニヨリ他人ヘ轉賣外國人ヲ除クスルモ差支ナカルベシ然レドモ其場合ニ於テハ必ズ第三圖ノ如ク裏面ヘ賣渡人ノ姓名ヲ記入シ押印スベシ

第十五則　代價收入米切手受取リハ必ズ前日ニ其旨本人或ハ代理人又ハ郵便等ヲ以テ倉庫役所ヘ通報シ而シテ翌日金額ノ種類明記シタ

ル納證書ヲ添ヘ倉庫役所ヘ出シ米切手ヲ受取ルベシ尤代價ハ既納ニシテ現米受取方而已ヲ爲スモノモ前日ニ於テ本人或ハ代理人又ハ郵便等ニテ通報スベシ尤小石數或ハ倉庫ノ都合ニ因リ當日代金收入直ニ米切手交付ノ上現米ヲ引渡スコトアルベシ

第十六則　落札ノ當日ヨリ十五日ヲ經過シテ代金ヲ納メザルモノハ第十則ノ約定金ハ違約金トシテ沒收シ賣却米ハ停止ス然レドモ買請米ノ内幾分カ代價ヲ納メ米切手ヲ受取リタルモノハ其米額ハ成規ノ如ク交付スベシ

第十七則　買請米ハ落札ノ日ヨリ五十日ヲ經過シ藏出シヲ爲シガタク積置ヲ乞フモノハ右日限内ニ於テ之レヲ請求スベシ然ルトキハ一旦米額ハ引渡シノ上貸藏規則ニ因リ相當ノ敷料ヲ徴收シテ預リ置クコトアルベシ其時ニ於テハ預リ米ニ係ル鼠喰更痛等ハ一切倉庫役所ニ於テ關係セザルベシ若シ五十日ヲ經過シ斷リ無ク藏出シヲ怠ルモノハ其ノ日ヨリ相當敷料ノ二倍ヲ徴收スルモノトス

第十八則　米切手ハ轉賣ヲ許スニ付轉買人ハ則此規則ヲ識認シタルモノトス故ニ萬一轉買人ニ於テ此規則ヲ識認セズシテ徒ラニ現米ノ藏出シヲ怠ルモノハ落札人ノ責任ニシテ日限後ノ藏敷料ハ落札人ヨリ徴收スベシ故ニ轉賣ノ際買請人ハ此規則ヲ示スヲ肝要トス又轉賣上ニ於テ生ズル葛纏等ハ一切倉庫役所ニ於テ關係セザルベシ

第十九則　賣却米桝廻シヲ始メ藏出シ迄ノ入費ハ常平局ノ經費ヲ以テシ其以後ニ係ル費用ハ一切買請人ニ於テ辨給スベシ其買米ヲ引取ルハ船車馬等ヲ倉庫内ヘ引入ルハ勝手タルベシト雖ドモ門出スルトキハ必ズ倉庫役所ヘ第四圖ノ如キ引取證ヲ出シ承認印ヲ得テ此引取證ヲ倉庫守備吏ニ渡シ引取ルベシ

第二十則　米切手ノ過誤或ハ水火盗難ニ罹紛失又ハ損傷スルコトアラバ速ニ其旨屆出ベシ此場合ニ於テ其損傷ニ係ル分ハ事由推究ノ上直ニ引換遣スベシト雖ドモ其紛失ニ係ル分ハ假令紛失ノ事狀分明ナルモ落札當日ヨリ五十日ヲ過ギ猶發顯セザルトキニアラザレバ新切手ヲ交付セザルベシ尤水火盗難等ニテ全ク消失シ聊疑念ナキ分ニ限リ速ニ切手ヲ下付スルコトアルベシ

右之通確定候事

大藏省常平局

一二、準備金運轉正貨增殖方略の儀

準備正貨增殖ノ方略從來行レタル者數種ニシテ或ハ之ヲ内地ニ施セル者アリ或ハ海外ニ於テ之ヲ爲ス者アリ而今日正義ガ特ニ開申ヲ

要スル所ノ者ハ他ナシ務メテ此增殖方略ヲ外國ニ於テ施スノ事ニ在リ其故何トナレバ我ガ内地商業ナル者ハ其範圍今猶太ダ狹隘ニシテ其能力尙甚ダ幼稚ナリ此幼稚ナル且狹隘ナル商業ニ向テ政府ガ其賣買ニ直接スルトキハ之ガ爲ニ激張激弛ヲ致シ一方ニハ投機ノ弊風ヲシテ益ス熾盛ヲ加ヘシムルノ深害アルノミナラズ他ノ一方ニ於テハ毫モ正貨準備ノ增殖ニ益ナキコト是レ之ヲ既往連年ノ經驗ニ徵シテ明カナリ 正義 故ニ以爲正貨增殖ノ方略之ヲ内地ニ施スハ太ダ不可也宜ク專ラ海外ニ於テ之ヲ施スベキナリト

扨之ヲ外國ニ施スニ就テハ其方略モ亦一ナラズト雖ドモ概シテ之ヲ言ヘバ曰ク直輸荷爲換、曰ク直漕此兩種ニ向テ政府ガ間接ニ一時融通ノ便利ヲ與フル方法ニ外ナラザル也然リ而直漕ノ事タル現時我商舶ノ海外ニ直航スルモノ殆ド罕ナル（支那ノ南方及朝鮮浦潮港ノ諸航線ヲ除ク外ハ）ヲ以テ姑ク之ヲ措キ現時施シ得ベキ所ノ者ハ第一直輸荷爲換ノ事ニ向テ保護ヲ與ヘテ海外正貨ヲ我國ニ吸收スルノ一方アルノミ此一方タル固ヨリ今日新施ノ事ニ非ズ明治十年以還我ガ政府ガ之ヲ試ミ之ヲ驗シ以今日ニ至リ漸ク其利害得失ノ在ル所ヲ審ラカニシタル者也正義熟々之ヲ按ズルニ經濟上ノ理論ヨリ之ヲ言ヘバ凡ソ貿易ノ事タル宜シク之ヲ人民ノ自營ニ放任スベキ者ニシテ而モ政府ノ干涉ヲ要セザルコト言ヲ俟タズ卽チ右一方ノ如キハ固ヨリ理財ノ眞理ニ背馳ス然レドモ今日我國勢ニ在リテ右一方ノ實ニ止ムベカラザル者アルハ蓋シ識者ノ共ニ允ス所ニシテ閣下ノ夙トニ同鑒スル所ナルヲ信ズ果シテ然ラバ此一方ハ現時不可止ノ要務ト謂ハザルヲ得ザル也

而此要務ヲ擧行スルニ當リテ今特ニ閣下ノ鑒裁ヲ仰グ所ノ者ハ荷爲換方法ノ大綱如何ニ在リ抑モ是レヨリ先キ正貨增殖ノ一方トシテ行ハレタル處ノ荷爲換ナル者ハ專ラ蠶絲製茶ノ二品ヲ首トシ而其他ノ雜貨之ニ亞ゲリ然レドモ審ニ我國產業ノ情勢ヲ觀察シ又周ク內外貿易ノ關係ヲ考察スルニ此際我政府ガ正貨增殖ノ一方便トシテ之ガ荷爲換ヲ間接ニ保護スベキ物貨ハ單ニ蠶絲製茶ノミヲ以テ要品トスベキニ非ズ而シテ宜ク我國最大ノ物產タル米穀ヲモ亦右正貨增殖方便ノ要品中ニ加フベキナリ但シ米ノ如キハ其運漕ノ不便ト云ヒ其ノ貯蓄ノ不便ト云ヒ貿易上ノ位地ニ於テ彼蠶絲ト同視スベカラザルハ固ヨリナリ然レドモ此際深ク省察セザルベカラザル者アリ夫我國國富ノ源タル其大半ハ之ヲ農產就中天產物ニ仰グニ非ズヤ果シテ然ル以上ハ彼蠶絲ト云ヒ何ノ歲カ其荒歉ナキヲ保ツベカラズ豈獨リ蠶絲製茶ノ兩品ヲ恃ミテ以テ我國無二ノ富源ト爲スベケンヤ、其然リ米モ亦宜ク之ヲ前陳正貨增殖方便中ノ一要品ニ措カザルベカラザルコト知ルベシ苟モ米ヲ以テ前陳方便中ノ要品トナス以上ハ內國豐穰廩ニ餘米アルノ歲ニ在リテハ宜ク機ニ乘リ會ニ投ジテ恰當ノ料理ヲ施シ以テ之ヲ輸出シ以テ前陳所謂正貨增殖ノ一助ニ供セザルベカラズ是レ 正義 ガ深ク我國富源ト財政トノ關係ヲ慮リ又其富源ノ最大要部

タル農產ト外國貿易トノ關係ヲ審察シ前陳正貨增殖方ノ施行ニ當リテ特ニ閣下ノ鑑裁ヲ仰グ所以ノ要旨ナリ冀クハ閣下前陳ノ情勢ト事況トヲ洞察セラレ將來須ク施スベキ所ノ正貨增殖方略ニ就テハ專ラ之ヲ海外ニ於テスルコト又其直輸荷爲換保護ニ就テ殊ニ內外ノ時機ヲ審ラカニシ或ハ蠶絲或ハ製茶或ハ米麥或ハ鑛產ヲ以テ合宜ノ料理ヲ施スコトヲ認允セラレンコトヲ、但シ商業上ノ常トシテ損益交モ到ルハ數ノ免ルベカラザル處ナルガ故ニ從來前件直輸荷爲換ニ於テモ或ハ政府ノ直營輸出ニ於テモ一損一益豫想ノ如クナラザルハ是數ノ止ムヲ得ザル所ナリ冀クハ閣下幸ニ併セテ之ヲ亮察セラレンコトヲ

明治十四年十一月　　大藏卿　松方正義

太政大臣　三條實美殿

明治年間米穀出納表

一、明治元年より十一年六月に至る米穀出納表

年次	種類	越高（△ハ不足）	納高	拂高	差引殘高（△ハ不足）
從明治元戊辰年 會計創始 至同年十二月	米	—	石 二五九、九一五	石 一五〇、三〇一	石 一〇九、六一四
	籾	—	四二、〇〇七	一三三	四一、八七四
	糯	—	三九八	三八五	一四
從明治二己巳年 正月 至同年九月	米	一〇九、六一四	二一一、六二一	二三九、一二五	八二、一一〇
	籾	四一、八七四	四〇〇	二八、〇二六	一四、二四八
	糯	一四	—	一四	—
	支那米	—	三、四三一	二、三九〇	一、〇四一

從明治二己巳年十月至同三庚午年九月	米	八二、一一〇	五〇一、一九八	四五五、〇三八	一二八、二七〇
	籾	一四、二四八	八四三	八五八	一四、二三四
	糯	|	三八〇	三八〇	|
	支那米	一、〇四一	一〇、六九一	一一、七三二	|
	雜穀	|	九六	九六	|
從明治三庚午年十月至同四辛未年九月	米	一二八、二七〇	八九一、〇七八	九三二、七二六	八六、六二二
	籾	一四、二三四	一、三五九	一、一二八	一四、四六四
	糯	|	三八一	三八一	|
	雜穀	|	一〇一	一〇一	|
從明治四辛未年十月至同五壬申年九月	米	八六、六二一	一、二二八、二三八	四、三八二、七〇七	△三、〇六七、八四七
	籾	一四、四六四	一、八二九	六、一七二	一〇、一二二
	糯	|	七、六二三	二四〇	七、三八三
	雜穀	|	一、四五七	五、九八九	△四、五三二
從明治五壬申年十月至同年十一月	米	△三、〇六七、八四七	一、六六〇、〇〇二	九六六、九六二	△二、三七四、八〇八
	籾	一〇、一二二	二、九八一	二、九七四	一〇、一二九
	糯	七、三八三	六一	一、〇九〇	六、三五三
	雜穀	△四、五三二	七、二七一	八八三	一、八五七
從明治六年一月至同年十二月	米	△二、三七四、八〇八 取消	五、九一三、八七四 五一〇、八二九 切捨	四、〇一一、七二〇 一	三八、一七〇
	籾	一〇、一二九 取消	五、五二七 一、二七三	三、二三四	一三、六九六
	糯	六、三五三	|	六、三五三	|
	雜穀	一、八五七 取消	一四、二五七 五四一	一六、六五五	|

期間	品目				
從明治七年一月至同年十二月	米	三八、一七〇	取消 二、三〇〇、六八五 三六、〇〇〇	二、三二三、三一七	五一、五三八
	精米	—	五、二〇二	二、八二六	二、三七六
	籾	一三、六九六	二〇七	二〇七	一三、六九六
	糯	—	四五	四五	—
	雜穀	—	三、二〇二	三、二〇二	—
從明治八年一月至同年六月	米	五一、五三八	一、八三六、四〇四	一、四四九、八五三	四三八、〇八九
	精米	二、三七六	六、四九七	九三五	七、九三八
	籾	一三、六九六	二一	二一	一三、六九六
	雜穀	—	三三八	三三八	—
從明治八年七月至同九年三月	米	四三八、〇八九	一、〇三二、二〇二	一、四七〇、二九一	—
	精米	七、九三八	六	七、九四四	—
	籾	一三、六九六	六、七〇一	二〇、三九六	—
從明治元年至同九年三月米穀出納總計	米	—	一六、三八二、〇四五	一六、三八二、〇四五	—
	精米	—	一一、七〇五	一一、七〇五	—
	籾	—	六三、一五〇	六三、一五〇	—
	糯	—	八、八八七	八、八八七	—
	支那米	—	一四、一二二	一四、一二二	—
	雜穀	—	二七、二六三	二七、二六三	—
從明治九年四月至同十年六月	米	—	重複 六八八、四一一 一九〇、八三一	重複 二四五、四二二 一九〇、八三一	四四二、九八九
從明治十年七月至同十一年六月	米	四四二、九八九	重複 六二七、六〇二 四二二、三三五	重複 一、〇七〇、五九一 四二二、三三五	—
	麥	—	二二、五五九	二二、五五九	—

二、乙亥乙部米穀出納表

種類	納高	払高
米	四一九、六七二石 重複 三六七、〇五二	四一九、六七二石 重複 三六七、〇五二
精米	三、六四八 重複 三、六四八	三、六四八 重複 三、六四八

種類	納高	払高
籾	一三、六九六石 重複 一三、六九六	一三、六九六石 重複 一三、六九六

三、丙子乙部米穀出納表

種類	納高	払高
米	二九五、〇二七石 重複 一四、九九九	二九五、〇二七石 重複 一四、九九九

四、常平局十一年度乃至十五年度米穀出納表

年度別	種類	前年度ヨリ越高 石数	前年度ヨリ越高 元価	買入及量出 石数	買入及量出 代価	売却及欠減 石数	売却及欠減 売価	翌年度払 石数	翌年度払 代価
明治十一年度（従十一年七月一日至十二年六月卅日）	玄米	出納局ヨリ受領高 一九五、五七四石	九七六、一一〇円	一二五、八七四石 量出 二、八五六 代納 三四、四五二	六五四、五〇一円 一六二、六九八	二〇三、六九七石 欠減 一四、八一二 搗精 一、一六一 輸出 一一四、一五二	一、〇九九、七一一円 五、九五九 五三五、八〇三	二四、九三四石	一五一、八三六円
	小麦	同上 三、〇九四	一二、一五三	一〇、三八二	三七、九六四	欠減 五五二 輸出 一二、九二四	一、三五七 四八、七六〇	—	—
	白米	同上量出 九九一	五、九五九	—	—	欠減 六八 輸出 九二三	四五五 五、五〇四	—	—

年度	品目								
明治十二年度（從十二年七月一日至十三年六月卅日）	玄米	二四、九三四	一七三、一九三	一四五、八五六	一、〇六六、四四二	缺減 揭精 輸出 一二〇、〇九六 一〇、〇九〇 二、三〇五 一八、七三九	九三三、七八七 一六、七三九 一五六、〇七九	一九、五六〇	一三三、〇三〇
	小麥	—	—	量出 八五 六、九一七	三四、〇五七	缺減 六、一二八 八七三	三四、〇五七	—	—
	白米	—	—	一、八二七	一六、七三九	缺減 輸出 八二 四 三六三	八四八 三、五〇五	一、三七七	一二、三八六
明治十三年度（從十二年七月一日至十三年六月卅日）	玄米	一九、五六〇	一七五、三〇八	二二一、四三五 一七九	二、一九五、〇九六	缺減 揭精 五七、二二三 八、八三九 二、六二六	六二四、五一五 二六、九一三	一七二、四八七	一、七一八、九七五
	小麥	—	—	—	—		—	—	—
	白米	一、三七七	一二、三八六	二、一三九 一	二六、九一三	缺減 一、一五四 三三 二、二二八	一二、一〇七 二五、七七三	一〇三	一、四二〇
	籾	—	—	三	二一	缺減 —	一	三	二〇
明治十四年度（從十四年七月一日至十五年六月卅日）	玄米	一七二、四八七 量出 二	一、七一八、九七五	二八〇、七九二 量出 四七 交換 一一三、〇一二	二、五〇七、八八七 一、三七三、四九七	缺減 輸出 交換 揭精 一 二、二一三 一二一、五九八 一五三、五六八 一八、五九九	五 二〇、七一四 一、一一五、五四五 一、四七七、八三二 一七九、四二八	三〇〇、三一二 量出 五〇	二、八〇六、八三五
	白米	一〇三	一、四二〇	— 量出 一四、九三四	一七九、四二八	缺減 輸出 一、〇一〇 六七 一二、四六六	一三、三〇六 八〇四 一四八、九七〇	一、四九四	一七、七六八
	籾	三	二〇	二	九	—	—	五	二九
明治十五年度（從十五年七月一日至同年十一月二日常平局廢止迄）	玄米	三〇〇、三一二 量出 五〇	二、八〇六、八三五	二、二五五 量出 六五 交換 七、二四七	二二、五二一 六六、七八〇	缺減 八三、二五八 七、四二六 交換 中央へ 九九、九四四 七、九五九 輸出 揭精 二九、七一七 六、三六四	八一〇、六五九 七四、六一五 八六四、一五七 六八、九五三 二九六、六三九 六三、三六四	國債局へ引繼高 七五、二六一	七一四、七五九
	白米	一、四九四	一七、七六八	二、七五九	三四、一五三	缺減 中央 輸出 三三 二、〇一四 六三四 四四〇	三七七 二五、八三四 六、七六〇 五、一九〇	同上 一、一三二	一三、七六〇
	籾	五	二九	—	—	五	二九	—	—

從明治十一年七月至同十五年十一月二日常平局米穀出納總計	玄米	出納局ヨリ引繼高 一九五、五七三	九七六、一〇九	七七六、二一三 代納米 三四、四五二 交換代米 一五〇、二五八 前年度ヨリ購收 四四、四九四 量出 三、一四八	六、四四六、四四七 一六二、六九七 一、四四〇、二七六 三四八、五〇〇	搗精 四六四、二七五 三一、〇五四 海外輸出 二八四、二〇六 交換 一六一、五二七 中央へ組換 九九、九四四 翌年度へ賣却 四四、四九四 欠減 三三、七三九 同 九、六三八	三、四六八、六七六 二九二、三九二 二、一〇七、〇六五 一、五四六、七八四 八六四、一五七 二八四、八六六 — 九五、三二九	國債局へ引繼高 七五、二六一	七一四、七五八
	白米	同上 九九〇	五、九五九	二一、六五六 量出 一	二五七、二五三	中央へ 四、三二〇 六三三 海外輸出 一六、四二〇 欠減 四三 同 一〇〇	五二、五四八 六、七五九 一八八、九四二 — 一、二八〇	國債局へ引繼高 一、一三二	一三、七六三
	小麥	同上 三、〇九四	一二一、五一二	一七、二九八 量出 八五	七二、〇二〇	輸出 六、五〇三 一二、九二三 一、〇五〇	三五、四一三 四八、七五九	—	—
	籾	—	—	四	三〇	四	二九	—	—

備考　「交換」とは交換米、「中央」とは中央儲蓄の略なり以下準ず。

五、中央儲蓄米穀受拂表

年度別	種類	前年度ヨリ越高 石數	前年度ヨリ越高 元價	買入及量出 石數	買入及量出 代價	元價へ加算	賣却及欠減 石數	賣却及欠減 賣價	元價へ減算	翌年度へ越高 石數	翌年度へ越高 代價
		石	円	石	円	円	石	円	円	石	円
明治十五年度（從十五年七月一日至同年十一月二日）常平局廢止迄	玄米	常平資本ヨリ引繼 九九、九四四	八六四、一五七	六、一〇五	四七、四〇八		欠減 九、〇四〇 搗精 二、七三四 輸出 四、三六〇 五五、七五二	七九、〇五七 二三、一〇四 三八、五〇六 四八〇、四九五		國債局引繼高 三四、一五七 量出 七	二九〇、三九三
	白米	常平資本ヨリ引繼 六三四	六、七六〇	量出 三、三一九 六五	三八、五〇七		欠減 一三三 三四 輸出 五六七	一、四五一 三五七 五、九八八		同上 三、二八三	三七、四七〇

年度	種類										
同上（従十五年十二月二日 至十六年六月卅日）	玄米	常平資本ヨリ引継 三四、一五七；量出 七	二九〇、三九三	第二ヨリ組換 一〇、〇〇〇；量出 二	七四、〇〇二		第二組換 七、七三二；缺減 三四九；第二交換𢬵 九、九一五；搗精 七	六六、二六一；八五、一七六		二六、一六三	二一二、九五八
同上	白米	常平局ヨリ引継 三、二八三	三七、四七〇	量出ノ分搗精 五	—		第二ヘ組換 三、二八八	三七、四七〇		—	—
明治十六年度（従十六年七月一日 至十七年六月卅日）	玄米	二六、一六三	二一二、九五八	第三ヨリ 四四、九九六；第二ヨリ 三、〇〇〇；交換 二、二八〇；量出 四一；交換利米 五三	二〇〇、六五五；二四、七七五；一八、三〇四；費用加 六五三		第二ヘ 四六七；第三ヘ 二五；交換ヘ 一七、三四八；缺減 二二七；第二第三ヘ賣却缺 四	四、〇三一；二一二；一四七、一三八；三一		五八、四六一	三〇五、九三二
明治十七年度（従十七年七月一日 至十八年六月卅日）	玄米	五八、四六一	三〇五、九三二	第二ヨリ第三交換ヨリ 五五四；七、二二一；四三三；第三ヨリ 三、一五二；代納米 一、〇三四；購入米 二四、七二七；籾搨立 二、一七五；交換代米 一六、二八二；量出 一九八	二、七七四；四八、九二九；一七、三五三；四、一三六；一〇九、一八一；一八、七一八；一四〇、三五〇	二〇、七六〇	搗精 一；輸出部ヘ 四、〇〇〇；交換 一、三九六；缺減 五一、二三三；二、六〇七	一一；一七、〇四二；一〇、三一八；三三〇、五四六	—	五五、〇〇四	三一〇、二二〇
同上	籾	—	—	交換代米 六〇、六七八；一、二一三	一五三、五七七；三、七四七	二四、二五四	搨立 六、七八；交換 一、二一三	—		五三、八九二	一五九、一一三
明治十八年度（従十八年七月一日 至十九年六月卅日）	玄米	五五、〇〇四	三一〇、二二〇	第三ヨリ、交換、代米利米、籾搨立、量出：一、五九三；一、二四一；三二、九七八；一、七五七；八、八七七；六二	一〇、六八四；六、七七五；一九七、一四六；七三、〇七一	八、〇九六	公賣 二九、五九二；輸出部 五、三〇〇；澤手辨 —；盜難棄損償 六；交換 三〇、〇二三；缺減 三、四五三	一八〇、五九五；二六、六六四；一；三二；二〇八、四二四	△七四六	三三、一三七	一八九、五三一
同上	籾	五三、八九二	一五九、一一三	一、二六六	六、七九一	六四六	搨立 二三、二六一	七三、〇七一	—	三一、八九七	九三、四七九
明治十九年度（従十九年四月一日 至二十年三月卅日）	玄米	三三、一三七	一八九、五三一	輸出部ヨリ、交換、交入利米、籾搨立：八、〇〇〇；一、〇三二；九、九九三；一、〇二四；七一三	四一、九六一；四、八八三；九一、四二〇；八、二八七	—	輸出部ヘ 六、一三三；三七、八八一；交換𢬵 一、四五四；缺減 三五六	三六、七〇四；二三七、九一九；一三、八六三	—	八、〇七五	四七、五九五
同上	籾	三一、八九七	九三、四七六	—	—	—	搨立 一、五七一；缺減 五三	八、二八七	—	三〇、二七三	八五、一九一
明治二十年度（従二十年四月一日 至二十一年三月卅日）	玄米	八、〇七九	四七、五九五	一一、一二四	五四、三六九	—	人民ヘ 六、六九〇；輸出部ヘ 八五四；缺減 六三七	三九、四五四；八、一四二	—	一一、〇一八	五四、二六九
同上	籾	三〇、二七三	八五、一九一	—	—	—	交換ヘ 二五、四八六；缺減 四、七八四；賣却 四	八五、一七八；一四	—	—	—

年度別	種類	前年度ヨリ越高 石數	前年度ヨリ越高 元價	買入及量出 石數	買入及量出 代價	元價へ加算	賣却及缺減 石數	賣却及缺減 代價	元價へ減算	翌年度へ越高 石數	翌年度へ越高 代價
明治二十一年度（從二十一年四月一日至二十二年三月卅一日）	玄米	一一、〇一八	五四、二六九	交換 七三四 量出 六、六九八 一八	三、一五七 八三、一七八	—	輸出部へ 一〇、二二〇 六、八九七 缺減 一、三五一	五六、三四八 八六、二五五	—	—	—

六、第二儲蓄米穀受拂表

年度別	種類	前年度ヨリ越高 石數	前年度ヨリ越高 元價	買入及量出 石數	買入及量出 代價	元價へ加算	賣却及缺減 石數	賣却及缺減 代價	元價へ減算	翌年度へ越高 石數	翌年度へ越高 代價
		石	円	石	円	円	石	円	円	石	円
明治十五年度（從十五年十一月二日至十六年六月卅日）	玄米	常平局ヨリ引繼 七五、二六一	七一四、七五九	交換 一六、九六〇 五、六五〇 第一ヨリ 一七、六四七	一三一、四二九 五九、三三一 一五一、四三七	五六九	交換 二七、八九一 搗精 一〇、四七三 第一へ 一〇、〇〇〇 一二、八四九 缺減 九三	二五五、六二七 一〇〇、三二九 七三、〇〇二 一一八、九四二	—	五四、二一一	五〇八、六二四
	白米	常平局ヨリ引繼 一、一三二	一三、七六〇	第一ヨリ 九、五〇七 三、二八八 輸出米ヨリ戻入レ 五三 量出 四	一一八、九〇三 三七、四七〇 七二一	六、二五二	二、一二〇	二六、九九八	—	一一、八六五	一五〇、一〇九
明治十六年度（從十六年七月一日至十七年六月卅日）	玄米	五四、二一一	五〇八、六二四	第一ヨリ 二、〇三六 四六七 交換 六、九六四 交換増 八六九 量出 五六六	一七、八九〇 四、〇三〇 七二、六三〇	六、一七九	第三へ 一九、九二五 二四、五七六 交換 一〇、一八六 搗精 一、九三三 缺減 三、〇一五	一八〇、八一八 二四四、一〇二 一〇六、四二六 二一、七二二		五、四七七	五六、二八五
	白米	一一、八六五	一五〇、一〇九	量出 二、二四三 一二	三〇、六七六	四、三五一	輸出 一〇、一一四 一 交換 一、六一八 缺減 五	一三四、九四一 一六 二〇、七八三		二、三八一	二九、三九四
明治十七年度（從十七年七月一日至十八年六月卅日）	玄米	五、四七七	五六、二八五	交換 一、九〇五 交換増石 九九	一七、八六四	一五	第三へ 五、四七七 第一へ 五五 預リ金ハ返却 一、四四九	五六、二八九 四、九五九 一二、九一九	—	—	—
	白米	二、三八一	二九、三九四	—		一五八	第三へ組換 二、三八一	二九、五五二	—	—	—

七、第三儲蓄米穀受拂表

年度別	種類	前年度ヨリ越高 石數	前年度ヨリ越高 元價	買入及量出 石數	買入及量出 代價	元價ヘ加算	賣却及缺減 石數	賣却及缺減 賣價	元價ヘ減算	翌年度ヘ越高 石數	翌年度ヘ越高 代價
		石	円	石	円	円	石	円	円	石	円
明治十五年度（從十五年七月一日至十六年六月卅日）	玄米	—	—	八三、四六九	五四〇、二九四		搗精 四、二五六／輸出 三二、三三八／缺減 四三四	二九、六八〇／二一〇、二一二		四六、四四〇	三〇〇、四〇二
	白米	—	—	二、八九五	二九、一七六		二〇	八二		二、八七五	二九、〇九四
明治十六年度（從十六年七月一日至十七年六月卅日）	玄米	四六、四四〇	三〇〇、四〇二	會社人民ヨリ 二四八、九四八／代納米 一〇八、一〇六／第一ヨリ 二五／第二ヨリ 二一、五二六／兵庫縣ヨリ 二二／交換 二、〇三九／量出 九五	一、三五六、九四一／四〇八、二五四／二一二／九一、六四〇／九六／一三、三六六／—	二三、九七八	輸出 一四八、八八七／搗精 二九、七五〇／交換 一〇、八八二／第一ヘ 四四、九九六／人民ヘ 八、四〇四／缺減 四、六〇三	八二九、三〇〇／一七七、五一七／七二、八一三／二〇〇、六五五／三四、三二〇	六一	一七九、六七八	七八〇、三二六
	白米	二、八七五	二九、〇九四	量出 二三、四七三／一一	一九四、七〇一	九、〇七九	缺減 一五、七二四／九	一五三、四三九	—	一〇、六二六	七九、四三六
	小麥	—	—	量出 二七、二二〇／四五	一〇六、七九四	七、〇二〇	（輸出・製粉・缺減）四、六四七／三六／六、九四一／四四五	一八、三二六／一四九／三二、二五五	三	一五、一九七	六三、〇七九
	小麥粉	—	—	量出 七、四二九斤／六二	一四九	五一	（輸出・缺減）七、四四九斤／四二	二〇一	—	—	—
明治十七年度（從十七年七月一日至十八年六月卅日）	玄米	一七九、六七八	七八〇、三二六	（第二ヨリ・交換・量出）九四、二七七／五、四七七／三、三八〇／四〇八	四五六、三〇三／二七、三八五／二〇、八二四／—	一九、四四四	（第一ヘ・輸出・搗精・交換・缺減）五七、五七三／三、一五二／一九六、五四八／二五、七三〇／一二、〇〇〇／七、七二五	二三五、二四六／一七、三五三／七九五、二六五／一四一、五二一／七六、三五五	一〇	七、四九三	三八、五三三
	白米	一〇、六二六	七九、四三六	（第二ヨリ・量出）二一、一四三／二、三八一／三七	一七三、八二〇／一六、二五八	六、〇二六	（輸出・缺減）三三、六〇四／三／四六	二七一、〇七〇／二二	—	五三四	四、四四八
	小麥	一五、一九七	六三、〇七九	（交換・量出）二、五〇五／五二	一〇、五〇六	一、九〇一	（交換・輸出・賣却・製粉・缺減）二、五〇五／五、二七七／四、五〇六／五、一一一／三五五	一〇、五〇六／二一、八五四／二一、一七九／二一、九四七	—	—	—
	小麥粉	—	—	九〇八、七五二斤	二四、八六一	一三三	（輸出・賣却・缺減）五七九、八二五／八九、四六三／一、〇六九斤	一四、三〇二／二、七四七	二、二三六	二三八、三九五斤	五、八一九

明治十八年度（從十八年七月一日 至十九年三月卅一日）

明治十八年度	石	円	石	円	円	石	円	円	石	円
玄米	七、四九三	三八、五三三	交換受入 七、九五五 交換利米 九二	四五、〇五三	八七九	交換 五、二一一 中央へ 一、五九三 輸出品へ 四、三六六 賣却 三、九八一 缺減 三八一	二七、一六四 一〇、六八四 二六、〇九〇 二〇、五二七 —	—	—	—
白米	五三四	四、四四八	量出 一七	—	一〇〇	五五一	四、五四八	—	—	—
小麥	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小麥粉	三三八、三九五斤	五、八一九	量出 一、〇四一斤	—	三七一	輸出 一四五、三〇〇斤 九三、九五九 缺減 一七六	二、二七四 二、八九六 —	一、〇三〇	—	—

記錄の部

勞働事情

本篇は協調會の月刊雜誌社會政策時報に掲載されたものを同會の厚意により轉載の承認を得たものである。掲載の號數及執筆者名は左の如くである。

我國に於ける機械工業勞働事情一斑（大正一一・九　第二十五號）　草間時光氏

本邦印刷工業勞働事情（大正一四・一、三、四、六、七　第五十三號、第五十四號、第五十五號、第五十七號、第五十八號）　同　氏

本邦製絲業勞働事情（大正一三・一、二、三、四　第四十號、第四十一號、第四十二號、第四十三號）　桂　皐　氏

海員勞働一斑（大正一一・一〇　第二十六號）　岡得太郎氏

紡績工業勞働調査報告（大正一一・一二　第二十八號）　同　氏

化學工業勞働現況（大正一一・一一　第二十七號）　吉田　寧氏

我國に於ける勞働委員會現狀（大正一五・八、九　第七十一號、第七十二號）　廣池千英氏

本邦製鐵業勞働事情概說（大正一五・一、二、三、六、七　第六十四號、第六十五號、第六十六號、第六十九號、第七十號）　橋本能保利氏

尙「本邦製鐵業勞働事情概說」は尙第五給與狀態の四實際の賃金支給狀態、五賞與其の他の附屬給及び第六福利施設（一日用品供給、二人格問題、三醫療及救濟制度、四公傷及扶助、五貯銀貯蓄制度、六敎育、七慰安及娛樂）の諸項があるが、これ等については昭和二年三月以後の社會政策時報を參照されたい。

勞働事情

紡績業勞働事情

第一　序説

一、勞働問題より見たる紡績業の意義

近代式工業の發達は綿の時代から鐵の時代に至るを常とするとは、一社會主義經濟學者の唱ふる處であるが、我國に於ても、紡績業は比較的早くから發達した產業の一である。其内でも綿絲紡績は夙に明治二十年代に既に相當の發達を示し、爾後殆ど停滯することなしに躍進を續けて現在に於ては單に國內に於ける屈指の大產業たるのみならず、世界に於ても其据付錘數に於て第八位、(大正十年八月一日現在世界据付錘數一五二、三一七、〇四四內日本四、一二六、五〇四錘萬國紡織聯合會調査) 棉花消費量に於て第二位、(大正十年七月末に了る一年世界棉花消費量七、三五七、二一二俵內日本九七一、六五四俵同上調査) 一錘當り棉花消費量に於て第一位を占めて居る。其他の紡績業は其勃興も比較的に遲く且世界的に此の如き地位を獲得するには未だ至らないが、之を國內的に見るとき、何れも看過することを許さゞる產業の一たるは否みがたい、左に其發達の跡を示す統計を掲げよう。

(イ) 綿絲紡績

(農商務統計表より)

年次	工場數	拂込資本金	平均一日工男	同工女	同錘數
明治二九	六一	二二、八六〇、七〇九円	一一、三九四	三六、〇八七	六九二、三八四
同三四	八一	三六、六九〇、五六七	一三、四八一	四九、五四〇	一、一八一、七六二
同三九	八三	四〇、六一二、五三六	一三、〇三二	五九、二八一	一、四二五、四〇六
同四四	九〇	六一、六九六、〇七九	一六、九二一	七一、六二八	一、九〇一、二九〇
大正四	二七三	八五、二七九、七三四	二三、九五一	一〇〇、八九四	二、七八七、七二〇
同九	一五五	一九五、八〇二、四四〇	三七、九一一	一二五、九二三	三、六七二、六二九

(ロ) 絹絲紡績

年次	工場數	拂込資本金	平均一日工男	同工女	同錘數
明治三九	八	三、四〇〇、〇〇〇円	九二五	三、一七五	三四、五三三
同四四	八	×　三〇〇、〇〇〇	一、八二〇	六、六七八	六四、二六四
大正四	八	××　一〇〇、〇〇〇	二、二〇一	七、一八三	一一二、〇二七
同九	三〇	一一、九五二、二一二	五、〇六八	一二、九四三	一九〇、一七四

（註）×及び××は共に綿紡會社の兼營にかゝる絹絲工場の多かつた時代で其の資本金は之を綿紡中に加算したので絹紡の資本金が此の如く少いことになつたのである。

(ハ) 麻絲紡績

年次	工場數	拂込資本金	平均一日工男	同工女	同錘數
明治三九	六	三、三〇〇、〇〇〇円	九〇八	二、七五六	二二、二七八
同 四四	一六	五、〇〇六、八二五	八七二	二、五二七	二三、六一四
大正 四	二一	六、二二四、三〇〇	一、二七八	三、四五四	二九、三八二
同 九	二一	四〇、四五五、〇〇〇	三、六九九	七、六五九	七四、四五五

（註 毛絲紡績は殆ど全部織物兼營で古い時代の其紡績に關する部分のみの數字を得ることが困難であるから統計を略す。

大正八年末の統計によれば、工場法適用紡績工場は其工場數に於ては、全適用工場數の僅々〇•九八%を占むるに過ぎないが、職工數に於ては實に一五•四四%を示して居る。既に之丈けで紡績業が。勞働問題上重要の意義を有することを看取するに難くないが、尚ほ左記の事由の存することは、それ自體に於て之を加重するのであり、更に當面の問題として、國際勞働會議に採擇せられた條約案及勸告に鑑るとき、三度之が意義を重大ならしめるものである。

（イ）職工の多數は工女なること （ロ）就業時間の長きこと （ハ）深夜業の行はれ居ること （ニ）工場内の塵芥と寄宿舍制度とは相俟つて呼吸器病に關する問題を惹起せしむること （ホ）工場の大多數は大規模であつて純然たる工場工業機械工業なるに拘らず其管理法は未だ家內工業手工業時代の傳統的精神より全然蟬脫するに至らざること。

二、工場數及職工數

（イ）業務別工場及職工數

（大正八年末現在第四回工場監督年報附表より）

業務	工場 工場數	工場 百分比	職工 人員	職工 百分比
絹絲	三八	一五・八%	一九、六六一	八・四%
綿絲	一五六	六五・〇	二〇〇、八二〇	八六・三
麻絲	一四	五・八	八、八五〇	三・八
毛絲	三二	一三・四	三、四七五	一・五
計	二四〇	一〇〇・〇	二三二、八〇六	一〇〇・〇

（ロ）府縣別工場及職工數

（大正十年末現在協調會調査）

府縣	工場 工場數	工場 百分比	職工 人員	職工 百分比
大阪	二六	一二・三%	四〇、八二二	一七・八%
兵庫	一七	八・一	二八、一六二	一二・三
愛知	一五	七・一	二二、一三四	九・七
東京	一〇	四・七	一八、二三五	七・九
岡山	一一	五・二	一四、〇九五	六・一
神奈川	九	四・三%	一三、七三七	六・〇%
三重	五	二・四	一一、二九〇	四・九
靜岡	八	三・九	一〇、九六一	四・八
其他	一一〇	五二・一	六九、六〇二	三〇・二
計	二一一	一〇〇・〇	二二九、〇三八	一〇〇・〇

（ハ）職工數別工場及職工數

（大正八年末現在第四回工場監督年報附表より）

職工數	工場 工場數	工場 百分比	職工 人員	職工 百分比
十五人以上三十人未滿	四八	二〇・〇%	一、一八六	〇・五%
三十人以上五十人未滿	二三	九・六	八一三	〇・三
五十人以上百人未滿	六	二・五	四九五	〇・二
百人以上三百人未滿	二三	九・六	四、一七八	一・八
三百人以上五百人未滿	一〇	四・二%	四、七七九	二・一%
五百人以上	一三〇	五四・一	二二一、三五一	九五・一
計	二四〇	一〇〇・〇	二三二、八〇二	一〇〇・〇

工場

(ニ) 寄宿舍の有無による工場數及通勤寄宿別による職工數

(大正八年末現在第四回工場監督年報附表より)

寄宿舍有無	工場數	百分比
有	一九四	八〇・八%
無	四六	一九・二
計	二四〇	一〇〇・〇%

職工

寄宿又は通勤	男工 人員	男工 百分比	女工 人員	女工 百分比	計 人員	計 百分比
寄宿	一三、二四四	二三・九四%	一二九、八一九	七三・一五%	一四三、〇六三	六一・四五%
通勤	四二、〇八六	七六・〇七	四七、六五七	二六・八五	八九、七四三	三八・五五
計	五五、三三〇	一〇〇・〇〇	一七七、四七六	一〇〇・〇〇	二三二、八〇六	一〇〇・〇〇

(ホ) 體性及年齢別職工數

(大正八年末現在第四回工場監督年報より)

年齢	男 人員	男 百分比	女 人員	女 百分比	計 人員	計 百分比
十歳以上十二歳未滿	—	—	七九	〇・〇四%	七九	〇・〇三%
十二歳以上十五歳未滿	二、八七九	五・二〇%	三二、七二二	一八・四四	三五、六〇一	一五・二九
十五歳以上二十歳未滿	一六、九七八	三〇・六八	七九、六五六	四四・八八	九六、六三二	四一・五一
二十歳以上	三五、四七五	六四・一二	六五、〇一九	三六・六四	一〇〇、四九四	四三・一七

計	五五、三三二	一〇〇・〇〇	一七七、四七六	一〇〇・〇〇	二三二、八〇六	一〇〇・〇〇

第二　雇傭狀態

一、募集及採用

紡績工場の募集難は既に十數年來の事實である。大正元年以降綿紡に於ては、生産制限のために、一割乃至二割の休錘した期間は、全運轉をなした期間と相半ばして居るが、而も其際、集團的解雇を行つた例は殆ど之を聞かない。之に反し操短解除又は増錘等の爲め、急速に工女を増加する必要ある場合の如き常に一人當り募集費の相當の膨脹を見せて居る。其他の紡績業に於ても、ほゞ之に類するものがある。此等の事實は明に募集難を語つて居るものと云へよう。之が原因は斯業の急激なる發達に伴ふ所要工女數の激増と、工女勤續期間の短少とに求めることが出來ようが、ともあれ事情此の如きが故に、工女募集は紡績工場に於ける主要なる一事務として、相當の地位の係員が之を管掌して居る。

募集方法は之を大別して、廣告募集緣故募集出張募集となすことが出來るが、所謂募集工とは、出張募集によつて採用する職工を謂ひ、廣告緣故等の方法によつて採用した職工は、之を志願工と謂つて居る。男工を出張募集によつて雇入れることは殆どない。

募集工と志願工との比例は、工場の大小、所在地の都鄙、附近に於ける同業工場の存否、充員要求の急

迫程度、募集地盤の强弱等によりて異つて來るが、概して云へば、大都會に於ては志願工が比較的多く、田舍に在る大工場の如きは、大部分を募集工によらざるを得ない。今之に關する一例を示せば左の如くである。（甲乙兩工場は同一會社に屬し甲は東京市乙は近縣の田舍に所在す、十年十月より十一年三月に至る六箇月間につき計算す）

工場	志願工	募集工	工場間轉勤	計
甲工場	三二・二	五七・六	一〇・二	一〇〇・〇
乙工場	二八・六	六五・三	六・一	一〇〇・〇

尤も其工場の所在することによつて、小工業都市を形成するに至つた場合、たとへば富士紡小山工場の如きは、かへつて志願工が割合に多數を占めて居る。

上掲の會社は、全國に亘り猶他に多くの工場を有して居るが、全工場につき同一期間の志願募集の割合を求むれば左表の如くになるが、之を大體一般紡績工場に於ける常態を示すものと見て差支あるまいと思ふ。

志願	募集	其他
二九・〇%	六二・〇%	九・〇%

但し大阪附近は特に渡り者が多く、爲に此割合は半々となつて居る樣である。

出張募集は、更に社員募集囑託募集の二に分れる。前者は職工係（又は人事係）たる社員が、募集地に出張し、募集員を使役して募集をなすものを謂ひ、後者は募集員が、社員の使役を待たず、自ら積極的に

募集した工女志望者を、工場に引率し來るものを云ふ、此の場合には不合格者の爲に要した費用は、募集員の負擔となるから、此危險負擔の對價として、周旋料は社員募集に比して稍高いのを常とする。

募集に關する費用は之を周旋料、人頭手當、支度料、前貸金及旅費とすることが出來る。周旋料は募集員に對して支給するもので、募集の難易、應募者の素質等によつて、其額を異にするが、大體に於て一人につき五圓以上二十圓位までの範圍に在る。人頭手當も亦募集員に支給するもので、其周旋に係る工女の人員竝に勤續期間の如何によりて、多少の高低を生ずるが、一箇月一人につき十五錢乃至六十錢位である。尤も中には人頭手當の無い工場もあるが、それは爭奪特に激烈な地方で、此の制度の刺戟による募集員の努力によつては、到底之を防ぎ難い場合か、或は募集員と工場との關係が永久的のものとなつて居て、此制度に代ゆるに半期賞與を以てするを、可とするが如き場合に限らるゝ樣である。

支度料は應募者に支給するもので、三圓乃至十圓位であるが、特別の事情ある場合二十五圓位に上ることもないではない。然し此の制度のない工場も比較的多い。前貸金は、工場側は之を欲しないが競爭上已を得ず支給する場合が多く、其の額は十圓乃至五十圓位であるが、之が回收は來場旅費と同樣に、工女の稼高より月賦償還せしめる。尤も多い中には、回收不能に陥ることもないではない。

來場旅費は好況時代には、工場が之を負擔するを常態として居たが、現在は工女負擔又は工場立替が大多數を占めて居る。工場立替の場合には一應每月の稼高より償還せしめるが、勤續六箇月以上位に及べば、

之を工場負擔に振り替ゆる工場が多い樣である。

之を要するに工女一人を入社せしめる爲には、三十圓位の狹義の募集費と、十五圓位の前貸金と來場旅費の立替を要するを常態とする。而も工女の移動は頗る激甚で、之が補充として多數を募集する必要があること後述するが如くであるから、之に要する費用も巨額に上るを免れない。試みに大正十年下半期に於ける某々四工場（期末職工數男三、六八〇女一一、〇二九計一四、七〇九）に於ける募集關係の支出を示せば左の如くである。

募集人員

合格	四、〇一一	不合格	四九	計	四、〇六〇

募集費（不合格送還者に關する費用を含む）

總額	一一七、四二七・四一円	合格者一人當り	二九・二八円

立替金

總額	一〇〇、二三一・七五円	合格者一人當り	二四・九九円

上述する募集方法に伴ふ弊害の主なるものは左の三であらう。

（イ）　多額の費用を要すること、其結果として賃銀の低下、福利施設に投ぜらるべき金額の減少をきたす、此事は資本家側に在つても深く遺憾とし、徒に寄生蟲的募集人に無用の費用を貪らるゝを訴ふるものが多い。

（ロ）工女の移動率を高めること、募集員の中には人格低劣なるものも可成多く、周旋料欲しさの一念から、種々誇大な言辭を弄して、巧に應募せしむる場合が少くない。此の如くして來場した工女は幻滅の悲哀を感じ、望鄕の念轉た切なるものあり、爲に退社を早からしむる、又一方に於て、他の工場に就職中の者をも奪取せんとする募集員の妄動も、移動率を高からしむるに與つて力がある。

（ハ）立替金制度は應募者をして流浪生活に入らしむることがある。幸に一定の工場に落付いた者は前借金の全部を償還することが出來るが、工場に到着して體格檢査に不合格となつた者合格しても勤續短く全額償還に到らざる中に退社の餘儀なきに至つた者は、何とかして之が辨濟をなさざるを得ない。而も前借金の多くは、應募者自身の手に入らず、父兄之を受領し直に消費し去る場合が少くないから、辨濟の爲には更に他の工場に應募するか、或は好ましからぬ職業に就かざるを得ない破目に陷ることが多い。尤も工場側でも、病氣其他已を得ざる事由によりて、辨濟不能の場合には回收不能として打切り、又來場後不合格者には、歸鄕旅費を支給する樣な場合もあるが、未償還の全部を打切るものではもとよりなく、相當に取立てを厲行するのである。試に貸付最も多く移動率も亦高かつた最好況の大正八年下半期に於ける、某々十六工場（職工數二萬六千餘）を通算して、貸付及回收不能に關する統計を示せば左の如くである。

前期末貸付殘高	六五、七三九・二三円	當期中貸付高	八七、七六〇・九四円

以て貸付金額の巨大なること及び回收不能が割合に少きを知るを得よう。

合計	一五三、五〇〇・一七
當期中回收高	八二、五三九・二二
當期末貸付殘高	七〇、九六〇・九五
當期中回收打切高	三、九〇八・八六

回收打切率（第六項の第三項に對する比） 〇・〇二五五

回收不能件數原因別比例

本人病氣 六九・二% 死亡 五・〇% 解雇 二・八%

逃走 二一・五% 家族病氣 一・五%

現在の募集方法にして上述の弊ありとすれば、改善方策如何が次の問題となる。此點に關し第一に考ふべきは、職業紹介所の活動如何であるが、大正九年頃より相當見るべき成績を擧げ始めた斯業は、十年七月職業紹介法の實施と共に、更に急速の進歩を遂げた。大正十年中の取扱件數を擧げれば左表の如くである。

男女	求人	求職	就職
男	二八七、二六二	二九八、六八五	一四二、二五二
女	五〇、七九八	一四、七八七	八、三二四
計	三三八、〇六〇	三一三、四七二	一五〇、五七六

然し此中紡織工だけを取つて見れば、左表の如く微々たるものにすぎない。（大正十年上半期は職業別求職者數を明にしないから之を除き下半期の數字を掲げる）

男女	求人 總數	求人 紡織工	求職 總數	求職 紡織工	就職 總數	就職 紡織工
男	一六四、四三四	四、三三三	一五五、六三一	三、一四〇	七六、二六一	三、三二一

女	二五、七七〇	二、五一〇	七、一一九	一九八	三、八七四	一五五
計	一九〇、二〇四	六、八四三	一六二、七五〇	三、三三八	八〇、一三五	三、四七六

而も上表は紡績業のみならず、織物其他を含み、且工場法の適用なき工場に關するものをも包含して居る。之を同期間中の工場法適用紡績工場のみの雇入數男三萬百二十二人女八萬八千九百人合計十一萬九千二十七人と對比すれば、職業紹介所の活動は未だ此方面に何等影響なしと云ふも不可でない。之れけだし應募者は多くは地方農村に散存し、未だ職業紹介所の門を潜る程切なる求職の必要に迫られない間に、募集員によりて、早くも拉し去らるゝ間は、已を得ざる所と爲さゞるを得ない。前掲數字中紡織女工に於て求人の方が求職を超過すること特に甚しきは、這般の消息を洩すものと見て差支なからう。所詮募集員の積極的活動に大々的抑壓を加へざる限り、同時に又職業紹介所を全國各地方に普及設置せざる限り、職業紹介所を以て之に對抗することは出來まいと思ふ。

第二には最近岐阜及新潟地方に發達して來た工女供給組合は如何と云ふに、製絲工女の募集には相當の影響を與へて居るが紡績業には殆ど無關係で、僅に名古屋地方の工場中に、之より供給を受けたる一二の例を聞くにすぎぬ。然らば改善方策は果して如何、之に關し多少の私見がないでもないが他日の機會に讓る。

募集難此の如きを以て、應募資格の如き自然低下せざるを得ぬ。年齡については滿十三歲又は十四歲を最低とする工場も多少はあるが、義務教育修了を條件とするはむしろ例外に屬する。體格に關しは勤續の

長きを欲する工場では可なり嚴格なる標準によつて居るが、腰掛け的工女をも收容せざるを得ぬ狀態に在る工場では、殆ど此點に關して問ふ所がない、左に掲げるものは某絹絲工場の實例で前者の極端なる一例である。

	合格			不合格
	甲	乙	丙	丁
年齡	男（滿十三歲以上 滿三十歲未滿） 女（滿十三歲以上 滿三十歲未滿）	同上 同上	同上 同上	（滿十三歲未滿 滿三十歲以上） （滿十三歲未滿 滿三十歲以上）
體格	强健	中等以上	中等以上	薄弱
榮養	佳良	佳良	良乃至稍良	不良
身長	平均身長以上	平均身長に滿たざることと二寸以下のもの	平均身長に充たざることと二寸内外のもの（但し女子に限り四尺二寸迄は合格とす）	年齡に關せず身長四尺二寸未滿の者又は平均身長を隔つること著しき者廿歲以上の者は男四尺八寸女四尺四寸未滿
體重	平均體重以上	平均體重に達せざることと一貫匁以下のもの	平均體重に達せざることと二貫内外のもの	平均體重を隔つること著しきもの二十歲以上のものは男十一貫女十貫未滿
胸圍	身長の半以上のもの	身長の半ばに達するもの	身長の半はに達せざるもの	身長の半ばを隔つること著しきもの
視力	兩眼各一、〇以上	兩眼各一、〇内外左右〇、八又は總合視力〇、九迄許容す	兩眼各〇、七以上又は一眼一、〇以上他眼〇、五以上竝に二曲光力以下の遠近視あるもの	丙種の視力に達せざるもの
聽力	五米突の距離にて囁語を聽取し得る者	同上	對話に妨げなき程度の難聽	高度の難聽

身體及び精神の故障有無	なきもの	同上	多少故障あるも作業に差支へなき程度のもの	作業上支障ある程度の故障あるもの
作業の堪否	年齢に比し强き作業に堪へ得るもの	年齢相當の作業に從事し得らるる者	體質相當の作業に從事し得らるる者	作業に堪へざるもの

備考　次の各項に該當するものは採用せず、(一)肺病、肋膜炎、喘息、瓣膜病、腎臓病、遺尿症、病患其他精神に異常あるもの　(二)癲癇、癩病、結核、花柳病、其他傳染病あるもの　(三)視力及聽力に著しき障害あるもの　(四)吃音、臭鼻、腋臭扁平足關節强直跛、畸形缺損、脱腸、貧血、脂肪過多の高度なるもの　(五)義眼あるもの及トラホームの高度なるもの　(六)工女にありては姙娠中のもの及び産後一箇月半以上經過せざるもの　(七)顔貌著しく醜惡のもの及び文身を施しある者、但し職工係に於て差支なしと認めたる者は之を除外す。

前科者及勞働組合員は採用しないのを常とする。

體格及智能検査に合格した者は、身分證明、又は戸籍謄抄本を添付して、契約書及誓約書等を提出せしめられる。中には本人との雇傭契約書は別に作成せず、父兄其他の承諾書保證書のみを提出せしめることがある。此の如き場合には無智なる職工等は、自己が雇傭契約の當事者なることを覺らず、從つて退社其他の自由は、自己には全然なしと思惟するに至ることが多い。上記の諸證書に表れた條件を見るに、甚しきものにあつては、一見其封建君主に對する忠誠の誓言書の如きに驚かざるを得ないものがある。多くの場合に於て、會社側のみに片務的解除權を認め、勞働時間賃金其他すべて工場側に一任せしめ、更改に關する包括的承諾の豫約を强制して居るに至つては、首肯すべからざる現象と云はねばならぬ。

雇傭期間は二年三年のものが多いが、其定めなきものも少くない、何れにしても雇者被雇者共に重きを置かず、單に滿期賞與、勤續賞與の支給の條件たるにすぎない實情にある。

採用せられた者が未經驗工の場合には相當期間見習をなさしめる、其期間は體性、體質、年齢、作業部門によりて一樣でないが、一週間乃至一箇月半位である、此間勞働時間の短縮寄宿舍に於ける特別の取扱等によつて、生活狀態の變化を緩徐ならしめることは、雇入早々退職するものを少くする上に、多大の效果がある樣である。養成の方法には、一定の養成方につけ、標準動作の習熟よりする科學的の方法と、熟練工に配付して自然に見覺えしむる方法とがあるが、現在に於ては猶は後者の方が多いであらう。

二、勤續及移動

紡績工の移動率は頗る高く、勤續期間は甚だ短い。移動率は景氣の良否、所在地の都鄙、一般勞働條件の良否、監督の嚴否等によりて異つて來るが、農商務省の統計によれば大正十年中の紡績工の移動數は

	男	女	計
解雇	四四、〇二五	一二五、七二六	一六九、七五一
雇入	五〇、五五〇	一五二、五八八	二〇三、一三八

であるが、之を十年末の五十人以上の職工を有する紡績工場に於ける職工總數二十二萬九千三十八人（協調會調査五十八未滿の工場の職工數は全體の一分にも達しないから問題とするに足りぬ）と對比すれば、

解雇	雇入
七四・一一%	九〇・八七%

となる。

大阪附近は特に移動率が高い、一例として某工場に於ける大正十年下半期の退社率を示せば左の如くなるが、之を以て同地方の常態と看て差支なしと思はれる。

男工	寄宿女工	通勤女工	通計
三一・六%	五三・四	三八・〇%	四四・六

之によれば移動率の高さは、寄宿女工、通勤女工、男工の順序となるが、此現象は全國を通じて變らない、而て就職後減少し行く模様は三者之を異にする。此點に關し富士紡小山工場で、數年に亘つて職工の殘存率を調査したものによると、左の如くである。(調査人員男工六千二十三人通勤女工四千三百九人寄宿女工一萬六千四百五十九人)

勤續期間	男工	通勤女工	寄宿女工
入社當時	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
六箇月目	七〇・六	五三・〇	七六・〇
一年目	五五・〇	四九・〇	七〇・〇
一年半目	四六・七	四四・七	六七・三
四年目	二一・〇%	二二・〇%	二二・四%
四年半目	一九・一	二一・〇	一三・六
五年目	一二・八	二〇・〇	八・六
五年半目	一一・五	一八・三	六・〇

二年目	三五・五	三八・〇	五七・三	六年目	一〇・六	一五・四	三・九
二年半目	三〇・〇	三三・五	四七・八	六年半目	一〇・〇	一二・七	三・一
三年目	二七・五	二八・一	四〇・〇	七年目	九・一	一一・九	二・〇
三年半目	二三・三	二五・八	三〇・六	七年半目	八・三	九・四	一・七

之によれば、男工の退職は自己一身上の都合によるものが多いから、變化が自然的で漸減するが、寄宿工女は前半は殘存率が比較的高く後半に至つて激減する。通勤女工が、前半に激減するのは、家庭生活と工場生活とを調和することが、豫期以上に困難であることを語るものと見られる。尤も此工場は地理的關係から、寄宿女工の早期退職が特に少い樣で、此點は多少割引して考へる必要があると思ふが、他に適當な調査がないので玆に掲げることにしたのである。

次に移動原因に關して一瞥せんに、正確なる統計の得難きを嘆ぜざるを得ない。左に掲げるものは某々八工場に於ける取扱別の比例數であつて、如實に其原因を示すものではないが、多少の參考にはならうと思ふ。(調査期間大正十年十月より十一年六月に至る九箇月間、調査人員一〇、一一三人)

滿期	一三・四%	逃走	〇・四%
病氣	九・四	解雇	三〇・二
家事都合	四五・七	死亡	〇・九

但し右の解雇の中には、會社の都合による解雇及懲罰的解雇以外に、外出不歸卽ち實質から云へば逃走と見るべきものを、相當含んで居るものと思はれる。

移動の甚しきこと前述の如くであるから、平均勤續期間は頗る短い。之れは一定時期の在籍者及び一定期間の退職者の兩方面から觀察することが出來るが、何れにしても極めて短い、左に某々五工場の大正十年度の數字を示す。

（甲）在籍者平均勤續年數　（十年上半期末及下半期の平均）

男工	通勤女工	寄宿女工
四・一年	四・二年	一・五年

（乙）退職者平均勤續年數

男工	通勤女工	寄宿女工
二・四年	二・六年	二・七年

次に在籍工の勤續期間別構成を見るに、之れは操短解除後直ぐでは異例を示すから、昨年十二月十五日から、全運轉を始めた綿絲工場六工場の本年五月末の構成を示さう。

勤續期間	男	女	勤續期間	男	女
六箇月未滿	二〇・一八%	三二・九六%	三年未滿	一三・四四%	一四・八一%
一年未滿	一二・六四	一七・八一	三年以上	四二・七八	一八・七八
二年未滿	一〇・九七	一五・六四	合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

之によれば、一年未滿のものは男工の約三分の一、女工の約二分の一を占めて居る。もとより就職したとき、既に他の工場で多年の經驗を積んだものもあるから、之を以て直に經驗不充分な者が大部分を占めるとも斷定し難いが、大體に於て之れでは能率の上らないのも無理がないと思はれる。

上述の如く、何れの方面より見るも勤續短く移動甚しい。之れが結果左の如き不利を生ずる。

(イ)個々の職工能率が低いこと。(ロ)定員と實在員とが一致せず又組合せが適當に行かぬから、全體として能率は更に一段の低下をきたすこと。(ハ)管理上種々の面倒を生ずること。(ニ)募集費に多額を要すること。

かるが故に、各工場に於ては勤續を長からしめんが爲に、各種の方策を施して居るが、充分効果を見ない。其中で最も重要なのは、もとより勞働條件を良好にし、福利施設を完備することにあるが、玆には直接の勤續奬勵方法たる、滿期賞與勤續賞與等の制度について一言するに止める。

(イ)滿期賞與金　最も普通の方法で、第一期契約期間滿了迄勤續したものに一定の金額を與へるものである。或は豫め其の金額を約定して置くものもあれば、(例福島紡績)又同期間內に得た普通賞與金と同額とするもの(例富士紡)もある、何れにしても三十圓乃至百圓位のものであるらしい。(ロ)勤續賞　第一期滿了後引き續き勤續する者に對し、日給に一定金額又は一定率の勤續賞を加給するもの、(例帝國製麻大阪工場、合同紡天滿工場)或は其期間滿了の際、一定の賞與を與ふるもの(例日清紡本店工場)等は之に屬する。(ハ)年金　一定勤續年限に達したるものに、爾後加給をなすもので、鐘紡、倉紡の如き之れを採用して居る。(ニ)旅費支給　一定期間勤續した場合には、來場旅費を工場の負擔に振り替へ、或は滿期歸國の際歸國旅費を支給する等の類である。(ホ)其他滿期の際休暇を支給し或は扶助救濟の金額、解雇手當を勤續期間に應じて遞增し、又は永年勤續者を表彰して金品物件を與ふる等の事は普通に行はれる處である。

集團的解雇は、勞働爭議の結果たるものと、事業の縮少又は廢止に因るものとの二種に分つことが出來るが、紡績工場に於ては其何れも、他の工業に比較して其例に乏しい。之れは恐らく左の通りに說明することが出來るであらう。

(イ)紡績工場に於ては女工が大部分であつて、從來あまり深刻な勞働爭議が無かつたこと。(ロ)職工の大部分を占める女工の移動率は著しく高いから、二三箇月も募集を控へれば相當の減員をすることが出來るから、敢て集團的解雇の擧に出づるに及ばない。(ハ)紡績業は機械工業化學工業に比すれば尙よほど好況であること、尤も毛絲及麻絲紡績は可なり不景氣に陷つて居る。(ニ)好況時代の擴張計畫が機械の到着に伴ひ、近頃になつて實現されつゝあること。

集團的解雇の例としては、大正九年の秋富士瓦斯紡績押上工場に於ける同盟罷業の結果行はれたものが最も知られて居る。

解雇手當退職手當の問題は、上述の如き事情からして勤續奬勵の手段としては多少考へられて居るが、一般勞働問題の見地からは殆ど考察されて居ない。(鐘紡で最近失業手當基金として三十萬圓を醵出したが之が如何に活用されるかは、注目に値する。)其額の如きも機械工業等に比すれば頗る僅少で、云はゞ涙金又は包金たるに過ぎない。而も多くは其時限りの係員の裁量に依りて行はれるもので、成文を以て之を規定せるが如きは、極めて少數の工場に止つて居る。退職手當に至つては勿論相當年月勤續したる者にあらざれば之を支給しない。左に一二の實例を示さう。

(甲)　某工場解雇手當

勤續年數	支給金額	勤續年數	支給金額	勤續年數	支給金額
一年未滿	日給二十日分	一年以上	日給三十五日分	二年以上	日給四十日分
三年以上	同五十日分	四年以上	同五十五日分	五年以上	同六十五日分
六年以上	同七十日分	七年以上	同七十五日分	八年以上	同八十日分
九年以上	同八十五日分	十年以上	同九十五日分	十一年以上	同九十五日分
十二年以上	同百日分	十三年以上	同百日分	十四年以上	同百日分
十五年以上	同百十日分	十六年以上	同百十日分	十七年以上	同百十日分
十八年以上	同百十日分	十九年以上	同百十五日分	二十年以上	同百二十日分
二十一年以上	同百二十日分	二十二年以上	同百二十日分	二十三年以上	同百二十日分
二十四年以上	同百廿五日分				

（乙）日清紡解雇及退職手當

（之れは職工規則中に規定してある、此外に業務傷病に基く退職の場合には、工場法令に依る扶助料以外に、退職手當を支給するが玆に割愛する）

（一）會社の事業の都合により解雇する場合は、基本金額（後述）の四割を支給する、但し日給三十日分を下らざること。（二）十箇年以上勤續の工男、男雜掌及び八箇年以上勤續の工女、女雜掌老衰の爲め職務に堪へず退社する場合は、基本金額の五割乃至八割を支給する。

（三）五箇年以上勤續の者職務に基因せざる疾病の爲め、職務に堪へずして退社する場合は、基本金額の四割、三箇年以上の者には同二割を支給する、而て退社後六箇月に再調査し、病狀益々不良又は死亡したるものには六割乃至八割、病狀依然たるものには三割乃至五割、健康回復の途に在るものには二割を支給する。（四）寄宿舍在住の募集工に、傷病の爲め歸國療養を命ずる場合には勤務年限の多少を問はず、前項に準じて見舞金又は吊慰金を支給する。（五）八箇年以上勤續の工男、男雜掌及六箇年以上勤續の工女、女雜掌已むを得ざる事情に因り退社するときは、基金額の三割乃至四割を支給する、五箇年以上の男子及び三箇年以上の女子に在りては同一割乃至二

割を支給することがある。（六）基本金額は左の通りにして算出する、但し出勤日數十五日未滿の月は之を勤務月數に算入しない。

役付工　日給十五日分に勤務月數を乘じたる額の二割　普通工及雜掌　同一割七分

第三　就業狀態

一、就業時間休憩時間及休業日

（イ）綿絲紡績

大日本紡績聯合會所屬の工場は、生產制限の爲めに時として最長運轉時間を制限することがある。大正九年七月以後は、一日二十時間運轉に制限して居たが、大正十年十二月十五日からは其制限を撤廢したから、現在では二十二時間運轉の工場と、二十時間のものとがある。之は兩番各一時間の休憩時間を加へると、其就業時間は十二時間のものと、十一時間のものと二通になる。

休憩時間の配置は、晝（又は夜）食時に三十分、午前（又は午後）九時頃に十五分、午後（又は午前）三時頃に十五分を置く三回制度が最も多い。休憩時間中は休轉するを常とするが、中には半數更替休憩を採つて、工場內に殘る半數に、休憩中の者の仕事をも兼ねしめ、全然休轉しない工場又は作業部門もある。兩番更替の時間は五時又は六時の工場が最も多い。

（ロ）絹絲紡績

十二時間就業二更替を採ること綿紡と同じである、中には晝業のみの工場もある。

（ハ）麻絲紡績

戰後可なりの不況に陥つたので、生産制限の爲に夜業を廢止し、晝業十二時間とした工場が多い、盛況時には十二時間二更替であつた。

（ニ）毛絲紡績

紡績業中、戰後打擊を蒙ることも甚だしく、創痍未だ癒えざるものは斯業である。從つて猶生產制限を行つて居るが、それは休業日增加及休臺の方法を採つたので、就業時間は依然十二時間二更替である。

休憩時間は、管理上並に經濟上の事由から、充分に利用されて居ない、特別の休憩室を有するが如きは極めて稀である、多くの工場では食堂を之に充てゝ居るに過ぎない、それも冬期暖房不充分な場合が多いから、溫暖な工場から出ることを厭ふ樣になる。三十分の長時休憩にも、寄宿舍を開放しない工場の方が多いであらう。

休業日は、晝夜業の工場では月四回の更替日を之に充てる、晝業のみの工場には、月二回のものと四回のものとがある、每日曜日を休業日に充てる工場は、次第に增加して來た。何れにしても、連續二十四時間を下らざる休業を爲さしむる譯であるが、晝夜業の場合には、片番だけ休むか、兩番共に休むかによつて、職工の休業時間には相違が出來て來る、聯合會所屬の工場では、大正十年十二月十四日迄は、一箇月四晝夜休業として居たから、更替日每に兩番を休んだ、此場合には晝業より夜業に移る者は四十八時間、

夜業より晝業に移る者は、二十四時間の休業を得たが、現在では一箇月二晝夜休業とし、之を四回の更替日に割當てゝ、片番のみを休むことゝした工場が多い、此場合には夜業より晝業に移るものも、其反對の者も、共に二十四時間の休業をすることゝなる。

其他年末年始に二三日、大祭日地方祭日等には休業するを常とするが、多くは毎月正規の休業日を之に振替へるのであるから、大して休業日が増加する譯では無い。

二、出　勤　率

寄宿工女が最も高くて九十%から九十六七%、男工が之に次いで九十%前後、通勤工女は最も低く八十三四%前後と云ふのが大體の見當であらう、通勤工女が七十五%と云ふ極端な工場も相當に有る。同じく女性でありながら、通勤工と寄宿工との此大きな開きは何に原因するか、前者は家庭生活上の事由から缺勤することが多いが、後者には之が無いと云ふ一事だけで說き去るには、其餘りに大なる場合が有る。寄宿舍に出勤强制の事實は絕對に無いと斷言し得るか、各室又は各棟毎に出勤率の高きを競はしめ、毎日之を掲示し、一定期間後優勝者に賞品を與へる制度は、之を單なる出勤奬勵の制度と見る事が果して出來るであらうか。少くも一つの問題である。

春秋は出勤歩合高く、冬夏には低く、工銀勘定仕切日及び支拂日の後も亦低いこと、他の工業と異らない、そこで夏期に手當をつけたり、賃銀支拂日を、各職工について之を定め、毎月、其の入社の應當日を

以て、之に充つる工場も生ずる。(例倉紡萬壽)但し寄宿工には、此の種の動搖が少いことは言を俟たない。

出勤獎勵の手段としては、皆勤賞與、精勤賞與、夜業手當の直接手段の外に、二期賞與の額に影響せしむる方法、廉賣米の賣渡數量に關係せしむる方法等がある、日本毛織會社では、毎日曜日を休業日とし、其週の皆勤者には、日給一日分を支給して居るが、職工側の氣受は頗る良い樣である。

夜業と出勤率の關係に就ては一言を要する。夜業は出勤率が低く、此事は夜業が晝業に比して疲勞を來すことの多い證左であると、漫然論ずる者があるが、之は首肯することは出來ない、前段は事實に反するし、假に此の如き事實があつたとしても、此から直に後段の如く結論するのは論理を無視して居る。夜業の出勤率は必しも晝業より低くはない、夏期の如きは却つて高いことが多い。然し此の事實を以て夜業は疲勞增加の原因たることなしと論ずる事も亦不可能である。蓋し夜業より起る疲勞は、必しも其組が夜業をして居る期間中に現はれつくすもので無く、晝業に移つてからも二三日の間は、猶其影響によつて出勤率が低いことも有り得るし、一方には、監督が比較的寬であるとか、手當が付くとか、夏期には涼しいとか、通勤工にとつては家事上の用事を果すに、夜業の方が便利な場合があるとか、種々の原因が集つて、夜業の出勤率を高めて居る事も考へなくてはならぬ。故に嚴密に此點を調査するには、對象を寄宿工に限り、他の條件を出來る丈け同じくし、一組を晝業等にのみ從事させて之を比較し、之に加ふるに晝夜更替

制度に於ける出勤率の描く波状を研究するを要する、筆者の此點に關する調査は未だ發表の域に達して居ないのを遺憾とする。唯富士瓦斯紡績保土ケ谷工場に於ては、夜業廢止以來、全體としての出勤率が二三%上つたと云ふ事は、得らるべき結論の一端を暗示するものであらう。

三、工場設備

工場は耐火建築物たることが多いが、その一部又は大部分が木造のものも猶相當にある。照明は晴天の晝間は、日光によつて居る作業部門が多いが、鋸齒狀屋根に非る場合には、人工照明を必要とする事も可なり多い。人工照明はすべて電燈を用ひ一の例外を見ない、小燭光のランプを多數に配置して、手元を明るくする方針を採つて居る。換氣は自然通風に俟つ所が多いが、天窓其他を開けることが充分に行かぬらしい。瓦斯燒場には通風裝置の無い方が例外であるが、全部作業部門に亘つては之を有する方が例外である。大體に於て古い工場には通風管によるものが多く、近頃の建設に係るものは、天井又は之に近い壁に穴をあけて、之にファンを取り付けたものが多い。暖房はすべて暖管を用ひる。尤も機械の摩擦、多人數の集合活動によつて五月頃でも精紡の如きは華氏八十度を超える有樣であるから、暖房の必要なる時期は比較的短く、夏期には百度を超えることは稀しくない。濕度は作業部門に依つて大に異る、絹紡の晒練工場、麻紡の濕紡工場は八十三四%を普通として居る。騷音が甚しいのは言を俟たない。床はコンクリートの工場が多いが、板を張つた工場も時々見受けられる。脚氣、遍平足の豫防には大に效果が有ると云ふ。

除塵裝置は之を有するものが稀である、筆者の見た範圍では、鐘紡の太番工場が梳綿部に、帝國製麻大阪工場がハックリング及梳綿部に、眞空除塵器を有するのに過ぎなかつた。据付中もしくは設計中のものとしては、鐘紡細番工場及倉紡萬壽太番工場が梳綿部、日本製麻赤羽工場及帝國製麻大阪工場粗八手及仕上手部があつた。

氣積、通路の廣狹、非常口の設備等は何れの工場も大差ない。救急箱の整備せるは鐘紡であらう。火災に對する設備は何れの工場も可なりであつて、ハイドランド、水槽(馬ケツ付)、輕便消火器等を有する、スプリンクラーも有る工場の方が多からう、而て之が原因としては、保險料に於ける損得問題が强く働いて居る樣である。災害防止に就て、鐘紡の工場が機械の危險な部分を特に被覆し、且之を赤く塗つて注意を促して居るのは、幼稚な本邦職工に對しては極めて適切親切なる措置として、揭ぐるに足るであらう。

之を要するに工場設備も時勢の進運に伴つて大分改善せられたが、猶不充分な工場も尠くないし、各府縣の取締も、必しも完全無缺に步調が揃つて居るとも云へまい、工場法第十三條に基く準則の制定は一日も忽にすべきでないと思はれる。

作業服裝は之を一定せる工場が多く、機械に捉へられ易い部分は、特に離脫し易く造つて、災害の少きを期して居るものもある。帽子及鼻口覆ひは、之を奬勵しても容易に行はれ難い。尤も特に塵芥の多い部門、たとへば麻紡の粗八手、絹紡のドレッシング等では、職工が自發的に之を用ひて居る例も見受けられ

る。

第四　賃銀及其他の給與

一、賃　銀

イ、形　態

(一)綿絲紡績

工男は定額日給を主とし、工女は出來高を主とする、中には所謂製額賞與制を併用して兩者の折衷を試みて居る工場も有る。

定額日給制度は工男の大部分及工女中の見習工、見廻工、管揚工及混綿工に對して行はれる。尤も精紡に於ける管揚工は、出來高拂の工場も可なりに多い。

出來高拂賃銀を示せば左の通りである。

工男

丸場工男　單位一丸(十ポンド　荷造工男　同一梱　開俵工男　同一俵　倉方　同一俵又は一梱、但傭雇によらず親方をして請負はしむることが多い。

工女

縛篠工女　個人請負、團體請負の二種がある。一臺一頭を二人以上で分擔することなく、且其各に付て

ハンクの計算をなすときは個人請負となり、然らざる時は團體請負となる。何れにしても其單位はハンクであるが、職工の等級により、單價を異にする工場が多い。團體請負の場合は、第三頭の揚りハンクに依つて工銀總額を算出し、之を團體員間に分割する。その分割方法は團體の組織如何によりて異る。左に某工場の實例を上げて、二三の場合を說明する。

三人廻しの場合に團體員は一等工一人、二等工一人、三等工一人より成り、その一ハンクの單價をそれぞれ u' u'' u''' とすれば、

$(u'+u''+u''')\times$ 揚りハンク數＝團體總工銀………a

$a\times\dfrac{u'}{u'+u''+u'''}$＝一等工所得　二等工三等工の所得も之に準じて算出す

一等工一人、二等工一人の二人廻しの場合

$(u'+u')\times$ 揚りハンク數$\times\dfrac{3}{2}$＝團體總工銀………a

$a\times\dfrac{u'}{u'+u''}$＝一等工所得

見習付二人廻し（一等工二人見習一人）の場合は

$2u'\times$ 揚りハンク數$\times\dfrac{3}{2}$＝團體總工銀………a

a －見習工日給＝出來高拂工銀………b

$\dfrac{b}{2}$＝一等工一人の所得

二人廻しで、一等工が二頭持ち三等工が一頭持つとすれば

$(2a'+a''') \times$ 揚りハンク數＝團體總工銀 ……a

$a \times \dfrac{2a'}{2a'+a'''}$ ＝一等工所得

前紡工女　ローヴイング・スラツビング・インター共に一人一臺の單獨請負を原則とする、稀に二人一臺持のこともあるが此場合でも分割方法は極めて單純な整數の比に依つて居る。單位は一ハンクで其單價は職工の等級によつて異る工場が多い。

精紡工女　團體請負である。但其團體を極めて大きくするものと、少くするものとが有り、又管揚工を團體中に含め出來高賃銀を支拂ふものと日給工として除外するものとがあり、或は見廻工及管揚工を日給とはするが、其工銀は團體に支給する賃銀に含ましむるもの等種々の制度がある。最も多く行はれるものは、絲繼工、管揚工、木管竝工に對しては團體出來高により、見廻工及棒綿掃除工は之を日給工とするものであらう。單價は管絲一定量に求むるを普通とするが、中には綛場を出る絲量によるものもある。內部の分割方法は等級制度による推定制と、枕數による現實制とがある。尤も後者の場合でも、管揚工及木管竝工については、推定を加へて之を一定の枕數に換算する。

瓦斯合絲撚絲等は精紡に準ずる。

總場工女　單獨請負　單位一車

(二)絹絲紡績

全作業工程を通じて定額日給制を採る工場と、作業部門によつては出來高拂を採用する工場とがある。尤も前者にあつても賞與金制度を併用し、之によつて時間給制に伴ふ弊害の除去に腐心して居る。左に兩者の例を掲げる。

(イ)時間給制度に於ける賞與の一例

(甲)撚絲工

(一)臺付工出來高賞與　臺付工出來高賞與は、各自受持側數及一箇月平均能率に應じ左記の率に依りて支給す、但平均能率は計算能率より屑物割合の二倍を減じたるものを以てす。

側數＼能率	九四%	九二%	九〇%	八八%
五二以上	一〇〇	八〇	六〇	四〇
四六以上	八〇	六〇	三〇	―
四〇以上	六〇	三〇	―	―
三〇以上	五〇	二〇	―	―

(二)臺付工三側廻割増賞與　臺付工にして三側廻をなしたるものは、一日に付左記の割合により割増賞與金を支給す。

能率　九〇%以上　割増金一〇錢　　八〇%以上　割増金七錢

(三)間接工出來高賞與　間接工出來高賞與は各自受持區域内に於ける臺付工出來高賞與總金額を臺付工總數にて除したる數に左記の率を乘じて支給す。

役名	臺長	助手	整理工	検査工	養成方
率	二・八	二・四	一・八	一・八	二・〇

（四）間接工は各自受持區域内に於ける臺付工にして三側廻しをなし一日十錢を支給せられたる者あるときは一日一人につき左記の賞與を支給す。

臺長　五厘　　助手　一錢　　整理工　一錢

（乙）精紡料

（一）臺付工出來高賞與　一箇月間各自總受持側數と其平均能率とに依りて左表の如く賞與金を支給す、但平均能率は計算能率より屑物割合の二倍を減じたるものを以てす。

受持側數＼能率	九四%以上	九二%以上	九〇%以上	八八%以上
長綿五二以上	一〇〇錢	八〇錢	六〇錢	四〇錢
同四六以上	八〇	六〇	三〇	—
同四〇以上	六〇	三〇	—	—

受持側數＼能率	九四%以上	九二%以上	九〇%以上	八八%以上
短綿三五以上	一〇〇錢	八〇	六〇	四〇
同三一以上	八〇	六〇	三〇	—
同二七以上	六〇	三〇	—	—

（二）臺付工三側持割増賞與（短綿は二側持）　三側受持工（短綿は二側）は其受持たる日に限り普通出來高賞與金以外に左記の割増賞與を支給す。

能率　九〇%以上　十五錢　　同　八八%以上　十錢

（三）間接工出來高賞與　間接工は自己受持區域内の臺付工出來高賞與金總額を受持區域内臺付工の數にて除し得たる數に下記の率を乗じて支給す。

役名	管場長	臺長	整理工	管場工	検査工	養成方
率	二・八	二・四	二・〇	一・八	一・五	二・〇

(四)間接工割増賞與　間接工は自己受持區域内の三側持工にして(短綿は二側)一日十五錢の割増金を受けたるものある時は一日一人につき左の通り割増賞與金を支給す。

役名	管場長	臺長	整理工	管場工
金額	五厘	一錢	二錢	一錢

(但管場長は四區、臺長は二區、整理工及管場工は一區を受持として計算す)。

(ロ)定額及出來高を併用する某工場の制度

工男はすべて定額日給とする。工女は作業によりて定額又は出來高を適用する。

(一)原料撰別　定額　(二)精練　同上　(三)製綿　切綿は工男の擔任とし定額日給を支給する。梳綿は工女の擔任で、開繭玉一個に對する單價を定め之に出來高を乘ずる。五人一組を一團體とす、但し最低日額を保證する。

排綿　定額

(四)製絲　調合及び延綿　定額

製絛練絛は機械の理論上の出來高の一%の單價を決定し出來高に應じて工銀を支給する個人請負である。

始紡再紡、個人請負、單位ハンク。精紡、合絲、撚絲、瓦斯、個人請負、單位一斤。綛器、個人請負、單位一車。節取、括束　定額。

(三)麻絲紡績

間接作業以外は出來高拂を原則とするが純然たる出來高拂と定額日給制度を混合せる様な部門もある。

養成工は定額日給である、左に某工場の例を掲げる。

(イ)原綿部

仕譯　個人請負、單位出來上り百ポンド。　粗人手仕上人手　同上

櫛梳　一臺毎の半日給制度、卽出來高上り百ポンドに對する單價を定め之によりて其一臺に對する工賃總額を算出し其半額は從業員に等分し、殘の半額は各人の日給額(豫め定めあり)に比例して按分する、例示すれば左の如くになる。

百ポンド單價　x錢　出來高　yポンド

從業員
- 甲の日給　a錢
- 乙の同　b錢
- 丙の同　c錢

とすれば甲の所得は左の如くになる。

$$\left(\frac{xy}{100}\times\frac{1}{2}\div 3\right)+\left(\frac{xy}{100}\times\frac{1}{2}\times\frac{a}{a+b+c}\right)$$

(ロ)粗紡部

續線　個人請負、單位ケース一本(スライバー五百ヤード入)。　延線　二人の團體請負、分割方法半日給制度、工銀總額は粗紡の出來高による。　粗紡　個人請負、單位一揚。

(ハ)精紡部

精紡　一臺毎の團體請負單位百綛、分割方法は七分日給制度とする。　綛場　個人請負、單位一車。

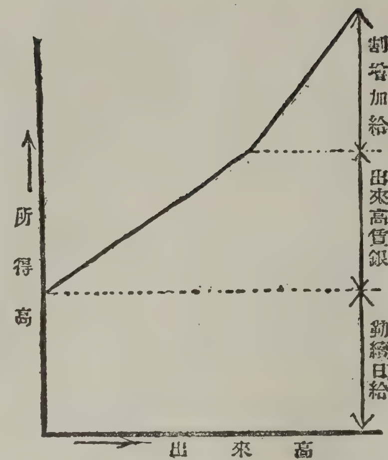
(ニ)撚絲部

卷返し　個人請負、單位百綛。　撚絲　同、同百ポンド。

(四)羊毛紡績

作業部門により出來高又は定額日給の何れかを採用するが適用範圍の割合は大體綿紡と絹紡との中間に位するものと見ることが出來よう、詳細は他日に讓る。

之を要するに賃銀の形態は、質の低下をきたす虞ある時、又は主として機械に依て其生産額が決定せられ、從つて職工に對し緊强を要求する必要の少いときを除いては出來高制をとつて、其刺激により、能率を上げんとして居る。然し必しも能率一點張りで決定するのではなく、他の要素も含まれて居る場合が多い。卽出來高制の場合に、同一製品の同一量に對する單價を、職工の等級によつて異らしめて居る場合の如きは、之を質に關する若干の推定を加へて居ると見るよりは、むしろ勤續者の優遇に出づるものであつて、勤續奬勵策の一と見るべきであらう。然し此の如くするときは出來高制の刺激が弱くなることは勿論である。そこで某工場の如きは勤續日給、出來高賃銀、割增加給の三種から、所得を構成させて居る。之れによる所得を圖示すれば右の如くなる。



又團體請負にするかは、大體作業過程の如何によりて決定せられるが、幼年工で工銀增加の希望が左程

强くない者が多い場合の如きは、特に之を團體請負とし、團員中の年長者の激勵により全體の能率の增進を期するが如き政策的の事由によりて決定せられる場合もある。

ロ、金額

農商務統計表によれば明治四十三年以降の男女別一日平均賃銀は左の通りである。（單位―錢）

年次	綿紡 男	綿紡 女	絹紡 男	絹紡 女	麻紡 男	麻紡 女
明治四三	四二	二七	四五	二三	四六	二八
同四四	四四	二八	四五	二四	四九	二九
大正元	四四	二九	四五	二三	五二	三〇
同二	四五	二九	四六	二五	五二	三〇
同三	四八	三〇	四六	二八	五二	二七
同四	四八	三〇	四六	二八	五一	三〇
大正五	五〇	三二	四七	二九	五四	三四
同六	五七	三八	五五	三五	六〇	三九
同七	七四	五一	六四	四一	八八	五八
同八	一三〇	九五	一〇六	七一	一一四	七四
同九	一三三	九五	一二九	七八	一一五	八五

大正十年度の賃銀については、大日本紡績聯合會の月報により月別表を左に掲げる。尤も此内には食費補助費其他の補助金を含んで居る。

月次	男	女
一月	一、四六七	一、一〇六
二月	一、四六一	一、一一一
三月	一、四四八	一、〇九一
七月	一、四二八	一、一一〇
八月	一、四五〇	一、一二三
九月	一、四七一	一、一六一

四月	一、四九一	一、〇六〇
五月	一、四二三	一、〇八六
六月	一、四二〇	一、一〇四
十月	一、五〇五	一、二〇五
十一月	一、五一七	一、二〇九
十二月	一、五四四	一、二四一

次に體性住居及年齡別に見たる月收額を示す。（大正十年三月某々二工場通算）

所得額	通勤 男工 滿十六歲以上	通勤 男工 同未滿	通勤 男工 計	通勤 女工 滿十六歲以上	通勤 女工 同未滿	通勤 女工 計	寄宿 男工 滿十六歲以上	寄宿 男工 同未滿	寄宿 男工 計	寄宿 女工 滿十六歲以上	寄宿 女工 同未滿	寄宿 女工 計
十圓未滿	二八	四	三三	一七〇	二七	一九七	二	|	二	七〇	五七	一二七
十五圓未滿	五五	二九	八四	二〇〇	三七	二三七	六	二	八	一七六	一三二	三〇八
二十圓未滿	一三三	一六	一四九	二五五	四二	二九七	一六	一	一七	二八三	六〇	三四三
二十五圓未滿	二〇〇	四	二〇四	二二一	二八	二四九	四一	|	四一	二九五	三九	三三四
三十圓未滿	二〇九	二	二一一	一三六	八	一四四	六三	二	六五	一九二	一四	二〇六
三十五圓未滿	一四五	|	一四五	一〇七	六	一一三	三〇	|	三〇	一六〇	九	一六九
四十圓未滿	七〇	|	七〇	二三	|	二三	一一	|	一一	二二	|	二二
四十五圓未滿	四二	|	四一	一	|	一	一	|	一	|	|	|
五十圓未滿	四五	|	四五	|	|	|	二	|	二	|	|	|
六十圓未滿	六二	|	六二	|	|	|	三	|	三	|	|	|
七十圓未滿	二〇	|	二〇	|	|	|	|	|	|	|	|	|
八十圓未滿	八	|	八	|	|	|	|	|	|	|	|	|
九十圓未滿	一	|	一	|	|	|	|	|	|	|	|	|
百圓未滿	三	|	三	|	|	|	|	|	|	|	|	|

合計	一、〇二一	五五	一、〇七六	一、一一三	一四八	一、二六一	一七五	五	一八〇	一、一九八	三一一	一、五〇九

次に地方別に見れば左の如くである。（大正五年より同九年に至る平均賃銀、農商務統計表に依る）

工男

綿紡 道府縣	金額	綿紡 道府縣	金額	絹紡 道府縣	金額	麻紡 道府縣	金額
熊本	一〇三錢	岡山	八六錢	神奈川	一一七錢	兵庫	一二〇錢
東京	一〇二	廣島	八六	東京	九〇	東京	一〇六
大阪	一〇二	香川	八六	京都	八七	滋賀	九六
富山	一〇二	愛媛	八六	岡山	七九	北海道	九六
兵庫	一〇一	福岡	八六	群馬	七七	大阪	八二
奈良	九九	徳島	八五	愛知	七七	栃木	七六
岐阜	九九	大分	八二	福島	五五	愛媛	六四
埼玉	九五	愛知	八一				
京都	九四	神奈川	八〇				
静岡	九一	長崎	八〇				
三重	九〇	山梨	七七				
和歌山	八八						

工女

綿紡 道府縣	金額	綿紡 道府縣	金額	絹紡 道府縣	金額	麻紡 道府縣	金額
岡山	八〇錢	静岡	六一錢	愛知	六四錢	兵庫	六八錢
大阪	七六	廣島	六一	神奈川	五七	東京	六六
熊本	七四	愛媛	六一	東京	五五	滋賀	六五
富山	七二	山梨	五八	京都	五三	北海道	六三
奈良	七一	徳島	五八	群馬	四七	大阪	五九
岐阜	七〇	福岡	五八	岡山	四七	栃木	五三
兵庫	六九	大分	五七	福島	三九	愛媛	四二
東京	六四	神奈川	五五				
三重	六四	埼玉	五五				
愛知	六四	香川	五二				
和歌山	六四	長崎	四九				
京都	六二						

次に時間給及出來高給の金額の比例を示せば左の如くである。（大阪府所在某工場大正九年度）

時間給	出來高給	計

男	五九・七%	四〇・三%	一〇〇・〇%
女	四・四	九五・六	一〇〇・〇
計	三七・二	六二・八	一〇〇・〇

次に賃銀以外の所得及補助費（白米補助、賄費補助、共濟組合補助等）の賃銀に對する比例を示せば左の如くである。（中國所在某工場大正九年度）

賃銀	時間給	二九・五%
	出來高給	七〇・五
	計	一〇〇・〇
其他の所得	賃銀總額の	一五・二
補助費	同上	三九・一

ハ、初給昇給増給及支拂法

（一）初給

女、四十五錢乃至六十錢、男、八十錢乃至一圓位であるが大阪附近は稍高い樣である。上記は未經驗工であるが、經驗工の場合には之よりも若干高く、且ぢきに出來高拂になり、又は昇給する。

（二）昇給

初の間は三月目位に二錢乃至五錢位上げる、一定の程度に達すれば六箇月又は一年位に五錢乃至八錢位上げる樣になる、勿論事業の盛否によりて左右せられることは云ふまでもない。昇給案は各部門の擔任者

が作成し、順次上級者の考査を經て、工場長の決裁を俟つものであるが、其間不公平な處置が行はれるか否かは、係員の人物如何の事實問題である。左に一二の昇給內規を示す。

某綿紡工場昇給內規

(一)定額日給者の昇給は、左記四號に從ひ、職工係、寄宿係、工務係の議を經て、工場長に申達し、其決裁を經て之を實行す。

(イ)初給より女七十五錢、男一圓十錢迄は三箇月每に六%以內昇給せしむ。(ロ)女七十六錢以上一圓迄、男一圓十一錢以上一圓五十錢迄は六箇月每に六%以內昇給せしむ。(ハ)女一圓一錢以上、男一圓五十錢以上は凡そ一年每に八%以內昇給せしむ。(ニ)一箇月に三日以上缺勤したる者は昇給せしめず。

(二)請負日給工の進級も之に準ずるものとす。

某絹紡工場昇給內規

職工の昇給は左表に從ひ詮衡委員の議を經、工場長の決裁によりて之を實行す。

男	初給より一圓二十錢迄は三箇月目に五%	一圓二十一錢以上は六箇月目に五%
女	初給より七十五錢迄は三箇月目に五%	七十六錢以上は六箇月目に五%

(三)增減給

物價の騰落、事業の盛否による一般的增減給と、殘業、休日出勤、遲刻早退等による特殊增減給とがある。

前者について一言すれば、前掲の表が證明する如く、紡績業に於ては物價騰貴に伴ふ賃銀の增額が、可なりに遲れた代りに大體に於て未だ低落して居ない。大正九年頃迄は割增制を採つて居たが其後本給に引

き直した工場が多く、現在に於ても猶割増制を採つて居る例は、大會社では鐘紡の七割あるのみである。
特殊の増減給については、各工場區々であるが、大體時間に比例して増減し、休業日其他に出勤せしめた時は、日給以外に特別加給を爲す樣である、一例として日清紡の規定を掲げる。

(一)定額日給の工男に定時間外就業を命じたるときは、定時間外勤務一時間毎に、日給の一割一分の割合を以て賃金を支給す、但請負日給者と雖も場合により増給することあるべし。(二)一月一日、二日、三日、會社祭日、盂蘭盆會の休暇日に、出勤を命じたる場合には日給の八割迄を増給することあるべし。(三)困難なる業務に從事せしめたるときは、特に割増金を支給することあるべし。(四)遲刻早退又は中途外出を爲したるときは、左の通り賃金を支給す。

(イ)業務上の傷病に因りたるとき　定額日給者　其日の日給全額、　請負日給者　其前七日間の實收平均額。

(ロ)業務外の傷病又は事故に因りたるとき　定額日給者　時間に依り計算したる金額、　請負日給者　出來高に依り計算したる金額。

(五)時間に應じ賃金を計算する場合には、三十分以上一時間未滿の就業時間は之を一時間と計算し、三十分未滿は之を切捨つるものとす、但業務外の傷病又は事故の爲め遲刻、早退、中途外出を爲したるときは、一時間未滿は切捨つるものとす。

(四)支拂

毎月二十日乃至二十五日位に締切り月末に通貨を以て支拂ふを常とする。尤も寄宿工女に對しては事實上の貯金强制が行はれ、手渡せられる金額は僅少なものである。

二、賞與及利潤分配

(一)賞與

大別すると左の如く分たれる。

(一)勤續奬勵、出勤奬勵を目的とする賞與。(二)生産費節約を目的とする賞與。(三)善行功勞の表彰を目的とする賞與。(四)二期賞與。

第一種のものは、勤續及出勤步合の項に述べたから再說しない。第二種の主なるものは、製額賞與、原料節約賞與、屑物節約賞與、需要品節約賞與。優良品賞與、不正品發見賞與等であるが、業務及作業過程の如何により千差萬別であるから名稱を擧ぐるに止める。第一種と第二種との中間に屬する賞與もある。例へば大日本紡績深川工場の臨時賞の如きはそれで、夏期酷熱の爲め工女の疲勞の特に甚しかつたとき慰勞の爲に、或は連續して成績良好であつたときに奬勵の爲に、一人につき十錢乃至一圓位を漠然と支給するものであるが、一種の祝儀的のものであつて、工女の氣受を良くする臨機の手段である。

第三種のものには、永年勤續者又は善行者を表彰する善行賞與、模範工賞與等(例、富士紡、鐘紡、福紡)と、作業上有益な新工夫を案出した者に對する功勞賞與(例、富士紡、鐘紡)等がある。左に一二の例を揭げる。

(イ)福紡に於ける模範工手表彰

品行方正且勉勵衆に超え、他の模範たるべき者、又は善良な行爲の有つた者は、模範工手として毎年一回之を表彰し、褒狀及記念品(價格二十圓位)を授與し、且毎月三圓づゝ特別手當を支給する。

(ロ)某絹絲工場行賞內規摘要

(甲)善行賞

一、種　類

(一)賞金　二圓以下竝に賞狀　(二)銅賞牌　賞金三圓以下竝に賞狀　(三)銀賞牌　賞金五圓以下竝に賞狀　(四)金賞牌　賞金十圓以下竝に賞狀

二、授賞條件

(一)賞金　品行方正業務熱心其他篤行ある者　(二)銅賞牌　第一號に優る著しき篤行ある者又は第一號の賞金を受くること二回以上の者　(三)銀牌　第二號に優る篤行あるものにして工場全般の模範とするに足る者、又は銅牌を受くること二回以上の者　(四)金牌　篤行拔群にして單に全工場の模範たるのみならず汎く社會の師範たるべき善行ある者

(乙)功勞者

一、種　類

(一)賞金　三圓以下竝に賞狀　(二)銅牌　賞金五圓以下竝に賞狀　(三)銀牌　賞金十圓以下竝に賞狀　(四)金牌　賞金十圓以上竝に賞狀

二、授賞條件

(一)賞金　機械器具の改善竝に有益なる改造を考案せるもの　工場能率增進上有益なる意見を申出でたるもの　職工の能率增進、職工優待方法竝に設備に關して有益なる意見を申出でたるもの　工場內外の勤務方法の改善、工場經濟の改善につき有益なる意見を申出でたるもの　其他各方面につき特に功勞あるもの

(二)銅牌　第一號に優る功勞ある者又は二回以上第一號の賞金を受けたる者

(三)銀牌　機械及裝置の考案竝に發明にして實益ありと認めたるものを案出せるもの　工場能率增進工場經濟作業方法其他各方面に於ける重大なる考案竝に發明をなせるもの

(四)金牌　發明特許に値する機械裝置其他の發明をなせるもの　各方面に於ける前人未發の發明竝に考案にして工場成績上顯著なる效果あるもの　銀牌を受けたること二回以上のもの

第四種のものには、利潤分配の實質を有するものと然らざるものとがある。其金額は工場毎に區々であり、且事業の盛否によつて、影響せられることが多いから、概說するを避けて、實例を示すに止める。

工場	時期	株主配當率	賞與
某絹絲工場	十年上半期末	七割	一人當り平均十四圓餘最高男四百餘圓女七十五圓弱
某麻絲工場	十年下半期末	一割	一人當り平均七圓餘
某綿絲工場	九年下半期末	三割	一人當り平均日給十日分
某綿絲工場	九年下半期末	七割	勤續一年の工女日給三十日分
某綿絲工場	十年上半期末	一割六分	最低三圓最高八十圓

工場	時期	株主配當率	賞與
某綿絲工場	十年上半期末	五割	勤續六箇月の工女 七圓 同 男 十圓 トップ方工女 十七圓 見廻方、検査方工女 三十圓 役付工男 三十五圓

(二)利潤分配

形式上からも明に利潤分配と見られるものは富士瓦斯紡績の二期賞與である。卽同社定款第三十三條は毎期純益金の百分の五相當額を賞與金として、職工全員に支給することを規定して居る(重役に對しても職員に對しても同樣に百分の五宛を支給する)。各職工に對する支給額は大體次の通りにして決定せられる。

(一)賞與金を特別賞與金、普通賞與金及滿期賞與金に分つ。(二)特別賞與金は總額の五分の一とし職工中特別の責任を有する者、又は業務上特別の功勞ある者に支給する。(三)普通賞與金は、總額より特別賞與金を引去りたる殘額の半額とし、各自の日給額に其期間內の勤務日數を乘じ、尙左表の勤續年數に依る割增を加へたる積數に應じ分配する。

勤續	割增	勤續	割增	勤續	割增	勤續	割增
六箇月以上一年未滿	二割	四年未滿	十割	七年未滿	十七割	十年未滿	二十割
二年未滿	四割	五年未滿	十三割	八年未滿	十八割	十年以上	二十三割
三年未滿	七割	六年未滿	十五割	九年未滿	十九割	十五年以上	二十五割

（四）業務傷病に因る缺勤は勤務日數に算入する。（五）勤續三箇月迄のものは賞與金を支給しない、但經驗工は此限でない。（六）決算期の半途に退社した者、又は解雇處分を受けた者には賞與金を支給しない、服務心得に違背し譴責其他の處罰を受けた者に對しては情狀により減額支給することがある。（七）滿期賞與金は普通賞與金と同額とし、會社に積立て置き、年五分の利子を附し次の場合に本人又は其遺族に支給する。滿期のとき、會社の都合により解雇したとき、病氣の爲歸休解雇し又は兵役の爲め退社したとき、本人死亡のとき。（八）普通賞與金及特別賞與金は、分配精算の後殘額を生じた時は、次期の賞與金に繰入れる。

增資其他に際して、現金又は株式を支給した例は必しも乏しくない。福島紡績では增資の際に、期末賞與金と同額位の特別賞與を支給した。倉敷紡績では、第一回增資の際は勤續十年以上の者に、第二回には同五年以上の者に、第三回は同二年以上の者に新株を分與し、人員合計千三百人に及んだ。大日本紡績の修濟會の如きも、一種の利益分配であらう（後章參照）。其他にもあるであらうが、最も大規模に行はれた一例として富士紡の創立二十五年紀念利益分配の概要を示して此項を終らう。大正九年に同社は創立滿二十五年に達したので、增資を爲すと同時に株主に對しては特別配當を、職員職工には利益分配を行つた。卽職員約八百八、職工約一萬九千八に對し新株（十二圓五十錢拂込）四萬株及現金五十萬圓を分與した。

右の中小山工場の職工に關する數字を示せば左の通りである。（在籍職工數八千餘人）

(1) 功勞株受給工男人員表

株數	三十株以上	二十株以上	十五株以上	六株以上	五株	計
人員	一人	一一人	二五人	七一人	二五一人	三五九人

(2) 紀念賞與金受給職工人員表

金額	三百圓以上	二百圓以上	百圓以上	二十圓以上	二十圓未滿	計
工男	—	一	四〇	九二四	九三一	一、八九六
工女	七	二八	六四	一、六四四	四、五一二	六、二五五
計	七	二九	一〇四	二、五六八	五、四四三	八、一五一

(3) 通勤人員別利益分配表

通勤人員數	一家より二人通勤十年以上勤續者	一家三人通勤者	一家四人通勤者	一家五人以上通勤者	計
工男員數	二二	二七〇	一三一	四一	四六四
工女員數	一八	三一五	一二一	四二	四九六
戶數	二〇	一九五	六三	一六	二九四
賞與金額	三、六二七・〇〇円	一七、三二九・〇〇円	八、〇一九・〇〇円	二、六六一・〇〇円	三一、六三九・〇〇円
株主數	二二	三六	一二	六	七一
株式數	二二二	四二三	二八	三八	七六一

第五　福利增進施設

一、日用品供給

寄宿工を主とする紡績工場に在つては、當然の結果として日用品供給施設が發達して居る。大別すれば工場の直營に係るもの、指定商人に場屋を提供し工場の監督の下に營業せしむるもの及び工場關係者が產業組合法による購買組合を組織して之を經營するもの丶三となるが、大工場には第一種のもの多く、第二種は小工場に多少行はれ、第三種は極めて稀である。

取扱品は米、麥、呉服、小間物より、紙屑物迄も網羅し、其上簡易食堂迄も經營して居るのもあれば(例鐘紡)、單に眞の日用雜貨類を扱ふにすぎないものもあつて、一樣には論じがたいが、大體に於て相當大規模のものが多い樣である。米、麥の廉賣は大正八年の米騷動時代には盛に行はれたが、今日に於ては之を廢止した工場が多く、存續せしめて居る處でも、供給數量を出勤日數に比例せしめ、出勤獎勵の手段として居る樣に見受けられるのが多い。

鐘紡の諸工場に於けるものは、取扱品の範圍も廣く、品質も吟味してあり、價格も可なり廉く、先以て模範的のものと云へようが、同社の東京本店工場及岡山絹絲工場に於ける賣上高を一例として左に掲げる。

東京本店工場　(自九年十一月 至十年四月)

總額	一八七、二二九・四八円	期末職工數に對する一人當り	五六・四一強円

岡山絹絲工場（自十年四月　至同　九月）

總額	三六、八六七・八八円	期末職工數に對する一人當り　二六・〇二円弱

富士紡保土ヶ谷工場には、産業組合法に依る購買組合があつて、日用品供給の衝に當つて居る。工場は之に對し一萬圓位の運轉資本を供給し、代金取立の事務を代行して居るが、事業發達頗る順調であるらしい。大正九年度には、賣上高三十一萬二千二百四十圓八錢五厘、期末職工數一人當り七十二圓七十八錢に及び、組合員の出資に對し約六分の配當、購買代金一圓に對し一錢九厘の割戻をなすの好成績を示して居る。

供給品の價格は、指定商經營のものゝ中には、面白からぬ事情から却つて市價よりも高い場合を見受け無いでも無いが、工場直營のものは原價主義を原則とし、市價と相當の距りを見せて居る。鐘紡が直接支那から輸入した雨傘の如きは、市價の半額以下である樣な特例もある、然らば工場外の小賣店で購買する者は無かと云ふに、必ずしもそう行かぬ所が甚だ面白い、その事由は恐らく次の二つに歸せしめ得ると思ふ。

（イ）掛買の出來ること　工場の供給所でも、工銀在高證明傳票によつて、掛買が出來るが、それは工銀在高の一定率を超ゆることは出來ぬが、小賣店に行けば此自由がきく事が多い。所によつては休業日には工場附近の小賣店に工女等が蝟集して、茶菓なぞを供せられて居るのさへ見受けられる、此の如き事情故其賣價は當然不廉ならざるを得ない。

（ロ）優越感を味ひ得ること　工場の供給所で買ふ場合には、相手は上役の係員である。如何にしても賣て頂くと云ふ氣分を免れない。

然るに小賣商の店舗に立てば、彼は自分の購買力に迎合して來る、卽ち貨幣所有者の威力を味ふことが出來る。此事は日常右を向いても左を向いても上役に頭ばかり下げて居る工女等に取つては大なる快感でなければならない。

以上の二點は共に問題とするに足るものであるが、就中第一のものは負債の辨濟が不可能になつて逃走する者を生ずる事があり、又は寄宿舍の室長が小賣商に買收されて、賣掛金取立の代行をして、室員との不和を釀し、或は風紀上面白からぬ現象(殊に飮食店を媒介として)を生ずる等は、看過し難き處である。

二、住　　居

紡績職工の中心はもとより寄宿工女であるから、住居問題の中心は當然寄宿舍であらねばならぬが夜業の關係勤續奬勵の關係よりして、社宅の必要も等閑に附することは出來ない、指定下宿に至つては次第に其數を減じつゝある樣である。

(イ)寄宿舍

時勢の進步と斯業の好況とは、相俟つて寄宿舍の面目を一新した感があることは、否定することは出來ない。

建物の樣式から合宿式、長屋式、獨立家屋式の三種とすることが出來るが、多くは第一種のもので後の二種は稀に見る處である。

合宿式寄宿舍は之を經營者の立場から見れば、管理の容易と費用の低廉とから最も利とするが、家庭的

氣分が缺如し、軍隊的窮屈な感じの漲るのを免れない。多くは晝夜兩番を棟別に整理し、衛生管理の便を期して居るが、中には一棟の二階を晝業一階を夜業と云ふ風に區別して、盜難に備へて居る處もある、大阪附近の大工場中、晝夜兩番を混入して居るのがあつたが、此種のものは現在は甚だ尠い。

寢具は一人に對し下一枚上二枚を常とし襟布は付けて無いのが稀であるが、敷布はある方が餘程少い。日光に干曝したり、洗張りをしたりする度數も、充分とは云へぬ處の方が多いのであらう、寢臺を使用せるものは極めて稀である。

一人當りの疊數は、甚しきは一枚を下るものも有るが、平均一疊二三分であらう、最近は全運轉に加ふるに、新規据付機械の運轉開始を爲せるものが多い爲め、寄宿舍收容人員が激增して、比率が低下して居る。某々四工場に於いては左の如く、〇・三分の低下をきたした。

十年三月　一疊・五　　廿一年三月　一疊・二

採光通風は比較的良好のものが多いが、夜間の照明度は頗る低い。冬期暖房は火鉢を用ふるものが大部分であるが充分には行きかねる。非常時の設備は一般に良く整つて居て、輕便消火器水槽馬尻等は之を備へざる處なく、非常梯子非常口の如きも可なりについて居る、避難演習を時々行つて萬一の場合に備へて居る行き屆いて居る工場もある位で有る。唯ハイドラントは其の設けの無い處が多い。

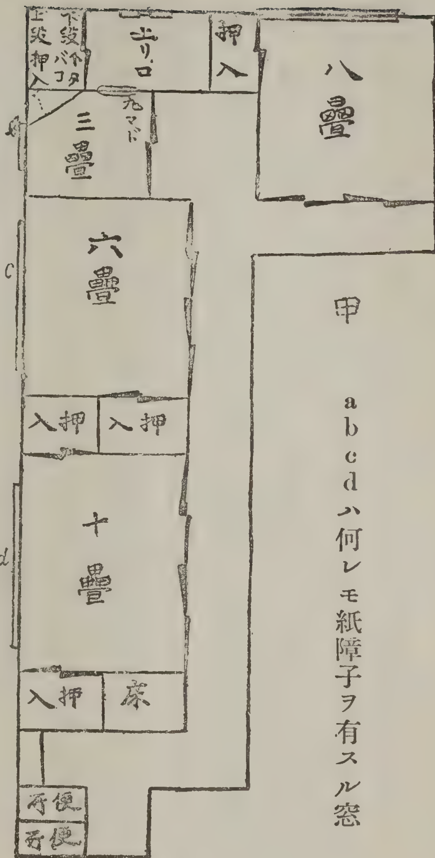
之を要するに寄宿舍の物的施設は、長足の進歩を遂げたと云つても差支なからう、但し明治二三十年代

の建設に係るもの丶中には、隨分酷いのもあつて、上には家根裏が露出し、下は椽無しの琉球疊が穴だらけになつて居るし、周圍には汗に塗れた衣服が掛け廻して有つて、暗く噎つぽく、宛然下手な町道場を見る樣な、慘憺たるものが無いでもない。

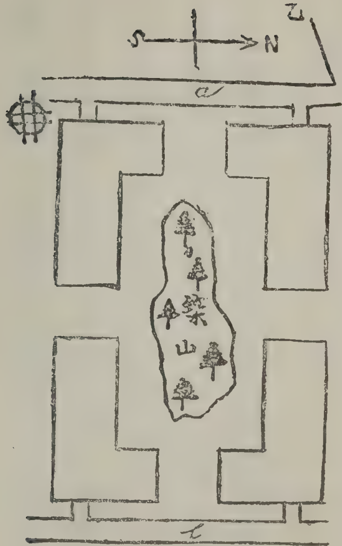
寄宿舍の管理は、人事係主任の下に舍監を置いて、之を司らしめる制度が最も廣く行はれて居る。舍監の下には世話係があつて、直接工女の監督に當つて居るが、小學校女教員上りなどが多い、之が工女に取つて、懷しき御母さんである場合もあり、怖い伯母さんである場合も有ること論を俟たない。一人の世話係の監督支配する工女數は百二三十人乃至三百人位である。

要するに今日の寄宿舍は、昔日の夫れとは面目を一新し、其物的狀態に於ても心的狀態に於ても、牢獄の樣なものは極めて稀である。鐘紡、東洋紡等の新設寄宿舍は、恐らく中產階級の住宅の多くのものより遙に整備して文化的であるであらう。然し中には可なり舊式の頭腦の所有者たる管理者が有つて、時代錯誤の亂暴な管理法を、實施せる所も無いではない。工女の逃走は遺憾ながら今日と雖も、猶ほ其跡を絕たない、尤もその責任を全部工場側にのみ負はしむるのは、聊か酷に過ぐるであらう、外出の如きも休業日には勿論之を許可し、平日と雖も相當の事由があれば時間を限つて許す處が多い、尤も外出停止を最も有效な懲戒手段として、濫用する場合も相當に有ると思はれる。

長屋式寄宿舍は、各戶二室又は三室を有する數戶よりなる長屋式家屋に、工女を收容するもので、各戶



甲　abcdハ何レモ紙障子ヲ有スル窓



abハ家根付通路（タタキ）

に戸主を置き、其上を更に世話係が監督する、合宿式に比して稍家庭的氣分に富み若干の自由感を味ふことが出來る。（例鐘紡岡山絹絲工場）

獨立家屋式は更に一歩を進めたもので、四五室を有する獨立家屋を、寄宿舍に充てるもので、最も自由な氣分に富むものである。倉敷萬壽工場のものは、上圖甲の如き間取りになつて居て、之が四戸集つて一區をなし、

中庭を有すること乙圖の如くである。

上記何れの式に在つても舍費を徴收するものはない、工女の父兄來訪の場合の爲には相當の室を設け無料で之に宿泊せしめるのを常とする。寄宿舍に附帶して娯樂設備を有する處が多いが、後章に讓る。

(ロ)社宅

之も最近大に改善された、多くは長屋建である。中には二階建の上と下とを、別の家族に貸す様に造つたものもある、廣さは四疊半一室のものから三室十三四疊位迄を普通とするが、福紡堺工場の如きは、役付工に對し、二階建五室の物を提供して居る。家賃は八九十錢乃至四圓位迄を普通とし、疊一枚につき十錢乃至五十錢位に當る。兎に角市價の半額以下であつて、市價の七分の一と云ふ極端なものもある。一家から工場に通勤する者が多數となれば、家賃の割引をする處が多く、四人又は五人位も通へば大概無料となる。借受資格については、一家より工場に通勤する者の多少により、或は勤續年限の長きものに優先權を與へて居る。

經濟上竝に管理上の關係から、社宅は一廓をなして居て、之に附帶的の諸設備をなして居る所が多い。其主なるものは、浴場(有料又は無料)、理髮所、日用品供給所、運動場、裁縫教授所、授産場、幼稚園、學童預所等である。最後の二つは多少説明を要する。幼稚園は、晝間父兄が工場に働く間、幼兒を預り置くもので、其托兒所と異るは、夜間閉鎖する點に在る。學童預所は學童を放校後一箇所に纏めて嬉戯せしめて

置く施設で、夜業者の晝間安眠を妨げぬ爲に、ワザ〳〵此の如くする必要あるに至つたのである。社宅居住者と非居住者間の權衡を得る爲に、非社宅通勤工に對して、家賃補助を爲す工場も相當にある。然し其金額は二三圓止りで社宅居住者の受くる便益よりは遙に少い。

（ハ）指定下宿

寄宿舍及社宅の發達に伴つて、大分減少して來たが、其殘存せるものも、大分舊來の陋習を改めて來た樣である。もとより中には風紀其他の上から云つて、面白からぬものも有ることは言を俟たぬ所である。工場は多くは食料宿料の取立てを代行し其代りに下宿營業者をして職工の出勤を督勵せしめる、下宿職工の出勤日數に應じ、一人一日につき二三錢の手當を、下宿營業者へ與へて居る工場も有る。

三、衞生醫療

（イ）食餌

國民生活程度の向上と營養の重要さに關する當業者の覺醒とは、相俟つて紡績職工の食餌の改善を齎した。卒然其徵收する食費の一日十二三錢乃至二十錢なりと云ふのを聞けば、如何に貧弱なものであらうと想像するのも無理は無いが、工場側から相當の補助があり、又大量生產の結果餘程經濟的に行くから、想像せられる樣な劣惡なものでは無い、鐘紡の食餌、食堂、食器の如きは一食十五錢位の公設食堂よりは遙に勝つて居る。

主食物は多くは內地の裾米であるが、臺灣米又は少量の外米を混じて居るものもある、夏季には麥を混せて脚氣豫防策として居る工場も多い、鐘紡の如きは健康者の爲の米飯、脚氣病者の爲の麥飯、又は小豆飯、胃腸病者の爲めの粥を併給して居る。

副食物は野菜干魚等を主とし獸鳥肉、牛魚肉の少くなるは已を得ない、食器の消毒は蒸氣を用ひて可なりに勵行して居る工場が多い。

食堂は多くは腰掛を用ふる式であるが、稀に座食の工場も有る、製絲工場の如き立食式は見ることを得ない、鐘紡の食堂の如きは、廣さ、明さ、通風等何れの點より見るも、可なり進歩したもので、所々に花卉類を配し、快適に食事することが出來る。

食費は一日十二三錢乃至二十錢位であるが、寄宿工女が最も廉く通勤工女男工と次第に高くして居る、之に對して工場は、多きは之と同額少きも二三錢の補助をして居る、全然補給せざる工場は極めて稀である。原價の實例を左に掲げる。

某工場實例（職工數約二千五百人、食費寄宿工女日十三錢、通勤工女一食六錢工男八錢）

年月	十年七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
主食物の量	四・一八合	四・〇五合	四・二九合	四・五九合	四・八六合	四・九〇合
主食物價格	一〇・六錢	一〇・九錢	一三・五錢	一七・五錢	一九・三錢	一九・一錢

副食物價格	七・六	七・九	七・九	九・七	九・〇	一〇・五
雜費(燃料給料等)	四・二	四・〇	四・一	四・四	四・二	四・七
合計	二二・四	二二・八	二五・五	三一・六	三二・五	三四・三

之れは相當良い方の一例であるが、何れにしても大量生產の結果材料が比較的安く手に入るのと、給料燃料等の雜費が比例的に減少するから、可なりのものが食べられることになるのである。

(ロ)浴場及更衣所

寄宿舍にはすべて浴場が有り、每日朝夕二回之を立てゝ、上り番の者を入れて居る、勿論料金は取らない、通勤工男女に對しても多くは其設備がある。或は之を工場內に置かず、社宅附屬の施設の一として經營して居る所もある。此場合には多くは多少の料金を徵收する代りに、家族も之を利用することが出來る。大體に於て其設備が人數に比して小規模で、自然湯が隨分汚くなるものが多いらしい。帝國製麻大阪工場の浴槽は五十七石入りで、一回の入浴人員約四百名であるが、之れなぞは先づ良い方であらう。普通の浴槽の外に、藥湯を立てたり、トラホーム患者用のものを別にする樣な行き屆いた工場もある。

更衣所又は衣箱の完全なものを備へて居る工場は甚だ尠い、鐘紡は通勤工に對しては工場の入口に、寄宿工に對しては寄宿舍の入口に設けるを原則として居るが、充分とは行かないが先づ整つた方であらう。日本毛織姬路工場では、浴場に隣接して、錠前の付いた更衣箱を具へた一室を設けてあるが、可なり成績

がよい様である。全然此設備を缺く工場の多いのは遺憾に堪えない。

（ハ）醫療衛生機關と傷病

殆どすべての工場は、大なり小なり醫局を持て居る、大工場に至つては、普通の病院のみでなく、傳染隔離病舍をも有する所が多い。醫局は診療機關たるのみならず、一般保健衛生事務を管掌し、年一回又は二回の健康診斷。隨時の體温檢查體量檢査を行つて居るが、中には積極的に係員を通勤工の家庭に派遣し患者の早期發見と早末診療に努力して居る工場もある。（例倉敷萬壽工場）

受診者の範圍は單に職工のみと限らず、其家族に迄及ぼして居る工場が相當に多い、診察は無料であるが、藥價は無料主義と廉賣主義と實費主義とが有る、入院は寄宿工に限る工場が多く、勿論入院料は徵收しない。

職工の傷病の中で、三日以上の休業者の統計は工場監督年報に詳であるから、玆には避けるが、其病種に就て一言すれば、寄宿工には呼吸器病が多く、通勤工には消化器病が多い様である。肺結核に就ては、嘗て石原醫學博士が、國家醫學上より見たる女工の現況と題して發表せられ、世人をして其慘狀に一驚せしめられたが、寄宿舍及び食餌の改善勞働時間の短縮其他によりて、多少面目を改めたにしても、猶猛威を逞うして居ることは否定出來ない、鐘紡が兵庫縣高砂及神奈川縣茅ケ崎に、之が保養院を建てたのは、之に裏書するものと思はれる。

三日未滿の休業患者及非休業者をも含めるときは、受診率は甚高い、某工場の大正九年度の受診率（平均一日在籍人員に對する患者人員）を示せば左の如くである。

	寄宿工女	通勤工女	工男
一年	三、三五五・八%	一、七〇一・八%	三、二三三・〇%
一日	九・一	四・七	八・九

然し休業患者だけについて見れば左の通り激減する。

	寄宿工女	通勤工女	工男
一年	一、〇八六・一%	五五一・七%	四八八・五%
一日	三・〇	一・五	一・三

上の二表は延患者數に基いたものであるが、新患者率に關する同工場（職工男女合計八千人）の統計を示せば左の如くになる。

（甲）全工場平均在籍工に對する新患者率

年月	率
八年十二月	七一・三%
九年一月	五五・八七
二月	七二・四四
三月	六七・五七
四月	六八・三七
五月	五四・三八
六月	五八・七七
七月	五三・四四
八月	三三・〇七
九月	四六・八四
十月	四〇・六九
十一月	四五・七〇
平均	五三・一九

（乙）作業部門別平均一箇月新患者率（自八年十二月至九年十一月）

作業部門	率	特に著しき數を示す疾病	作業部門	率	特に著しき數を示す疾病
精紡	六四・七	感冒、氣管カタル	前紡	四七・四	なし
仕上	六〇・三	神經系疾患	梳綿	四〇・三	なし
撚絲	五九・〇	氣管支カタル、肋膜炎、業務疾病	其他	五九・三	なし

次に同工場の數字をあげて、業務負傷について一瞥を與へて本項を終らう。

第一表　原因及科別業務負傷表（自大正六年十二月至八年五月）

科＼原因	掃除、手入、据付、調節、調査	操作	運轉中の掃除手入	運轉	運搬	機械同飛末	油差	通行不注意	其他	合計
機織	九	二二	二	二	三	一一	—	一	一	五一
準備	一	五	一	—	二	—	—	—	—	九
仕上	三	一八	七	三	一〇	一	—	一	一	四四
梳綿	二九	一二	二六	—	—	—	—	二	一	七〇
整綿	一二	八	九	—	四	—	一	一	二	三七
精紡	一二	八	一一	—	九	一	一	一一	二	五五
撚絲	九	七	一八	—	七	—	三	九	五	五八
前紡	一一	七	一一	二	五	—	—	—	一	三七
撰綿	六	—	九	—	—	—	—	—	—	一五
シルケツト	二	—	—	—	三	—	—	一	六	一二
ミユール	一九	二	一四	—	四	—	一	三	一	四四
焚房	—	—	—	—	—	—	—	—	三	三

瓦斯	三	一	―	―	二	―	―	二	―	八
ローラ	―	―	二	―	―	―	―	―	―	二
原動機	一	―	二	―	―	―	二	―	―	五
試驗	―	―	一	―	―	―	―	―	―	一
合計	一一七	九〇	一一三	七	四九	一三	八	三一	二三	四五一

第二表　種類別業務負傷表（自六年六月至八年五月）

種類	挫傷	打撲	切創	擦過	刺傷	火傷	捻挫	眼内異物	骨折	其他	合計
實數	五九三	四三三	一七八	一六五	一三三	二七	一六	一四	五	八	一、五七二
率	三七・七	二七・五	一一・三	一〇・五	八・五	一・七	一・〇	〇・八	〇・三	〇・五	一〇〇・〇〇

第三表　部位別業務負傷數（自大正六年六月至八年五月）

部位	手指	手	頭、顏面	足	前膊	軀幹	足趾	下腿	大腿	上膊	頸部	合計
實數	五五七	一二二	一二二	九九	五〇	三五	三四	二三	一二	一〇	五	一、〇六九
率	五二・一	一一・四	一一・四	九・三	四・七	三・三	三・二	二・二	一・一	〇・九	〇・五	一〇〇・〇

第四表　時間別業務負傷表（自大正六年六月至八年五月）

晝夜／時間	VIより	VIIより	VIIIより	IXより	Xより	XIより	XIIより	Iより	IIより	IIIより	IVより	Vより

晝業（人員）	一八	三二	四二	三七	四四	四一	四〇	六六	六八	五五	五三	三八
晝業（率）	二・七	四・九	六・四	五・六	六・七	六・二	六・一	一〇・〇	一〇・三	八・四	八・一	五・八
夜業（人員）	二〇	一七	一三	二四	一三	五	五	七	三	五	四	八
夜業（率）	三・〇	二・六	二・〇	三・六	二・〇	〇・八	〇・八	一・一	〇・五	〇・八	〇・六	一・二

最後の表に就いて見ると、夜業の方が負傷が少いが、夜業は就業人員の少いこと、輕度のものは診療を受けに來ないことの二の原因が働いて居るのを看過してはならない。晝業だけで見ると、午後になつて激増して居るのは、注意すべき現象である。

四、金融保險扶助

(イ)金融

募集時に前貸をしたり、萬已を得ざる場合に多少の貸付を爲すに止るを常例とし、特定の貸付機關を有する工場はない。社宅居住者間に、互助施設として此種のものを設けて居る例は、さほど稀ではない。

之に反し、貯蓄機關は其設けの無きを例外とする。一般職工に對しては强制貯金を爲さしめるものと爲さしめざるものとがある。寄宿工女は事實上全部强制貯蓄をなさしめられて居ると見て差支がない。利子は六分以上一割位の間に在る。福島紡績の統計を一例として掲げる。

年月	貯金現在高	貯金人員	平均一人當（貯金人員に對し）	平均一人當（在籍人員に對し）	在籍百人中貯金人員

大正五年十一月末	三六、八〇五・五三円	五・一三六	七・一六六円	六・〇三四	八五・二一
六年五月末	三九、五一六・三六	五、五六一	七・一〇六	四・二〇二	五九・一三
六年十一月末	三八、六三二・二一	四、七九二	八・〇六二	四・一六一	五一・六二
七年五月末	三八、一三三・六二	四、八九四	七・六一六	四・七五五	六二・四三
七年十一月末	四三、一六四・五〇	四、八九四	八・八二〇	五・六二四	七三・二八
八年五月末	五四、四一八・二三	四、九五八	一〇・九七六	六・三七一	五九・二一
八年十一月末	七九、八〇六・一八	五、五三七	一四・四一三	八・二七三	五七・四〇
九年五月末	九六、二三五・二六	六、四四七	一四・九二七	一一・一一一	七四・四三
九年十一月末	八五、五三五・六〇	三、九五五	二一・六二七	一〇・八六六	五〇・二四
十年五月末	九二、一三二・七〇	三、六六七	二五・一二五	一二・一五〇	四八・三六

貯金に關連して、家庭に對する送金に就て一瞥しやう、貯金はそれ自體が望ましきものたるの所以からのみでなく、工女の足止策として政策的に奬勵せられる事もある。蓋し送金が多ければ、父兄の工場に對する氣受がよく、此事は工女勤續の所以となるからである。從つて其奬勵の程度も相當に強いから、莫大の金額に上る、或學者が、本邦の農家中工業に寄生して居るものが多いと云はれたのは、這般の消息を洩せるものと謂ふべきであらう。上例と對照する爲に、同じく福島紡績の統計を掲げる。

期間	送金額	送金人員	平均一人當 送金人員に對し	平均一人當 在籍人員に對し	在籍百人中送金人員
大正五年下半期	三一、六八五・一四円	六、六九〇	四・七四六円	一・五五〇	三二・八三

六年上半期	三五、五二七・五二	七、〇八四	五・〇二四	一・三四九	三三・五二
同　下半期	三八、一二八・九二	七、一三九	五・三四一	一・五〇一	二八・一〇
七年上半期	四八、五四六・四〇	八、〇〇九	五・九四四	一・七八三	二九・四二
同　下半期	三九、四二三・五〇	六、一〇五	六・四五八	一・七一三	二六・五三
八年上半期	四三、一一三・七六	五、七九五	七・四四〇	一・六九八	二二・八三
同　下半期	五九、五一二・四五	六、二六三	九・五〇二	二・一六八	二二・七八
九年上半期	九八、〇四一・七八	七、三五七	一三・三二七	三・四七四	二六・〇七
同　下半期	七〇、三九三・六四	五、五九一	一二・五九一	三・三三六	三一・八七
十年上半期	七二、三二四・七六	六、九四九	一〇・四〇八	三・二三八	三一・一一

（ロ）保　險

共濟組合は非常に發達して居て、其設の無いのを例外とするが、此組合の本質は健康保險に在り、他の職能は附帶的のものたるに過ぎない。保險事故は傷病及出産の爲めの休業を主なるものとし、此場合には休業手當、療養費、出産見舞金等を給付する。其他は退職、本人又は家族の死亡、水難火難等である。

工場との關係は、設立當初に基金を醵出するもの、毎期相當の補助を爲すもの、全然爲さゞるもの等に分たれるが、補助金額は通常掛金總額の三分の一乃至二倍位の間に在る。掛金は一箇月五錢乃至二十錢位である。大日本紡績では共濟組合の代りに大日本修濟會なる財團法人を有するが、之れは增資の際積立金を分與して之を以て會社の新株を購入し、それで財團法人を設立したものであるが、共濟組合の職能を全

然代行して居る。

左に代表的のものとして鐘紡の組合の數字を掲げる。

第一表　組合員人員表　（十年下半期末）

使用人（特別組合員）	五二〇	男工手	八、四一五
使用人（普通組合員）	八八七	女工手	三〇、五二五
各係附屬雇	三、八五二	合計	四四、一九九

第二表　大正十年度收支對照表

收入 項目	收入 金額	支出 項目	支出 金額
前年度末現在積立金	円 六七五、〇〇〇・〇〇〇	支出救濟金	円 三二五、八八七・九五〇
前年度より繰越金	三、三三二・三七七	拂戾保險料	六、七〇一・六五〇
保險料	二一〇、七八七・八六〇	經費	九三二・八四〇
會社普通補助金	六六、四九六・六二〇	積立金	七三九、〇〇〇・〇〇〇
同特別補助金	六〇、〇〇〇・〇〇〇	次年度へ繰越金	二〇九・二九七
寄附金	一、五八四・〇〇〇		
利子收入	五五、五三〇・八八〇		
合計	一、〇七二、七三一・七三七	合計	一、〇七二、七三一・七三七

第三表　大正十年度支出救濟金內譯表

お断り

日本産業資料大系の終りに臨んで讀者各位に一言お斷り申上げます。それは廣告に掲載した收錄書目の中頁數の都合上割愛するの止むなきに至つたものがあります。然し乍ら之等の書は他日機を見て再び上梓する考も御座いますから其節は再び御愛讀の榮を賜らんことをお願申上げます。

昭和二年三月

中外商業新報社

項目	人員	金額
負傷救濟	七〇	四、七六〇・九四円
病氣救濟	四三、三四四	二五八、二八八・八六
組合員死亡救濟	四二七	葬式料 一二、四二二・〇〇 遺族扶助料 二五、六三六・五〇
姙娠救濟	二、〇四九	二三、五四〇・六五
組合員家族死亡救濟	八〇	一、二三九・〇〇
合計	四五、九七〇	三二五、八八七・九五

救濟金一人當り金額　七・〇八一圓弱

健康保險法が實施せらるゝに至れば、共濟組合たる職能は健康保險組合に移り、殘るは退職給與、遺族給與、老癈給與、水害火災見舞、婚姻祝賀位のものになるであらう、從つて全然之れを解散してしまふ工場も起るかも知れない。

（ハ）扶助救濟

扶助救濟は業務傷病に對するものと、非業務傷病其他に對するものとに分つて觀察するを便とする。

（甲）業務傷病に對するもの

業務傷病に對しては、工場法令に基き當然之を扶助すべきであるが、流石に大工場に在りてはその扶助の程度が法令の要求する最低限よりは遙に厚く、且扶助打切を爲すことの少きは喜ばしき現象である。

共濟組合の業務傷病に對する取扱振は區々であるが、全然工場の扶助に委するものと、普通傷病に取扱つて工場の扶助と併給するものとが相半し、特に業務に基因するを以て救濟を厚くする例は甚だ少い。扶助件數、金額、期間等に關する統計は、工場監督年報附表に詳であるから割愛して、玆には扶助の程度に關する六大會社の例を示さう。但工場法施行令第四條及第二十七條の場合は、施行令の通りであるから掲げない。

項目	施行令の最低限度	甲	乙	丙	丁	戊	己
工場法施行令第六條の場合	一日に付賃金の二分の一但三箇月以上に涉りたるときは其後は三分の一	三箇月迄日給の二分の一以上四分の三以下其後二分の一以上三分の一以下	日給全額、三月後は二分の一以上	日給全額二箇月以後は十二割迄に增給することあり	日給全額	六箇月まで日給の二分の一以上其後三分の一以上	日給全額
同第八條の場合	賃金百七十日分	勤續五年未滿の者日給百七十日分同五年以上の者、二百日分以上同十年以上の者二百五十日分以上	三百日分以上九百日分以內	三百日分以上四百日分以下	三百日分以上	百八十日分以上六百日分以下	負傷　七百日分以上 疾病　六百日分以上
同第九條の場合	十圓	二十圓	十五圓以上五十圓以下	五十圓	二十圓以上	五十圓以上八十圓以下	負傷　三十圓以上 疾病　二十圓以上
同第七條第一號の場合	賃金百七十日分	二百五十日分以上	三百日分以上八百二十日分以下	三百日分以上四百日分以下	三百日分以上	百八十日分以上六百日分以下	日給三百日分以上を手當として支給し、尚終身本人の生計を扶助す

同第二號の場合	同百五十日分	二百日分以上	二百五十日分以上六百二十日分以下	二百二十日分以上三百日分以下	二百日分以上	百六十日分以上五百日分以下	女子にして既婚者なるとき、又は其後會社の許可を得て結婚して一家を爲したるときは無料にて社宅を貸與し又は相當家賃の全額を補助し、且つ附添として世話人一名を雇入るる金額を補助す
同第三號の場合	同百日分	百二十日分以下	百五十日分以上四百二十日分以下	百五十日分以上二百五十日分以下	百五十日分以上	百日分以上三百日分以下	百五十日分以上
同第四號の場合	同二十日分	三十日分以上	卅五日分以上二百三十日分以下	三十日分以上百五十日分以下	三十日分以上	三十日分以上百二十日分以下	三十日分以上
同第十四條の場合	同百七十日分	百七十日分以上	百八十日分以上七百五十日分以下	規定なし	二百日分以上	百八十日分以上	規定なし

（第三號・第四號の場合）會社の勞務に服することを欲せず治癒後退社する場合には百五十日分以上を支給す但最低額を五十圓とす

健康保險法がその儘實施せられると、之によつて給付を受ける場合には、工場法施行令による扶助をしないことになる。醫療給付は兩者何れも程度を同じうするであらうから、問題はないが、休業手當については問題を生じ得る。卽ち業務傷病に對し、日給の百分の六十を超ゆる手當を支給して居た工業主が、保險法の實施と共に、第四日より第百八十三日に至る迄の間は工場法施行令による扶助をなす義務を免れた場合に、果して百分の六十を超ゆる部分を支給するかどうか、もし支給しないとしたら、勞働條件はそれだけ低下することになるのである。從つて健康保險法の實施と共に、雇主の業務傷病扶助の義務の一部を免除することは、數理上の根據からして雇主の負擔を輕減することにはならないと云ふ說は、一般的には

妥當であらうが、從來扶助の程度の厚かつた工場については、必しも然りと云へぬ事になると思ふ。

(乙)非業務傷病其他に對する救濟

此點に關する各工場の取扱振は區々を極め、且成文を以て規定せず、臨機の處置に一任することが多いので、到底概言することを許さぬが、寄宿工女の傷病は無料診療する一點に於ては殆ど例外が無い、其他の點は大體左の如くに云つても差支あるまい。

(一)救濟事項に就ては傷病に限るものもあれば廣く他の災害不幸に及ぶものもあり、中には子弟教育に對して資金を貸與する樣なものもある。(二)救濟の客體は寄宿工女のみに限るものと、職工全部に及ぶものと其家族に及ぶものとがある。(三)救濟の主體は工場之をなすものと、共濟組合の活動に委するものと、兩者共に之をなすものとがある。第三のものは更に救濟事項の全般に亘つて兩者の救濟を併行せしむるものと、事項により主體を異にせしむる主義とがある。

何れにしても、此點に就ても鐘紡は行き届ける一例たるを失はぬが、同社發行の從業員待遇法に詳であるから茲に贅言せぬ。

五、教育修養慰安娯樂

(イ)教育修養

多くの工場では、義務教育期間中の女工を收容して居るから工場法施行令第二十六條に基いて、其就學を續けしめる必要が有る、此の爲めに小學校を設置し之に附帶して補習教育を行つて居るものが多い。

(一)小學校は朝夕二時間づゝ授業するを常として居るが、十一時間乃至十二時間の勞働の後、更に此の種の教育を緊張裡に受けしめん

と欲するも、蓋し得べからざる處である。其出席歩合を見れば必しも低くはないが實績の上らざるは當事者も之を肯定して居る。所謂は勞働時間の短縮に俟つか、或は斷然義務年限中の者の雇傭を禁止すべきものであらう。

(二)補習敎育及技術的敎育　工男に對する技術的敎育は、最近相當に發達した。富士紡川崎工場、合同紡天滿工場、倉紡萬壽工場附屬のもの丶如き、可なり整然として居る。此種のものにあつても、勞働時間過長の嘆は之を免るゝことを得ない。なほ他に正規の敎育を受けない役付工等が其位置を奪はるゝを怖れて青年工が此種の學校へ出席するのを暗に壓迫する樣な弊風が無いでもない。科目は修身、國語、數學、紡織學、英語、製圖などを主とする。

工女に對するものは、一般補習敎育と技藝敎育とに分たれる。後者の主なるものは、裁縫、家事、活花、茶の湯等であるが最後の二者は慰安娯樂をも兼れて居る。

(三)其他の敎育修養施設　一定期間を特別の宿舍に收容し、嚴格な克己的生活を送らしめ、併せて家事の練習をする例は倉紡萬壽工場の自修寮生活、帝國製麻大阪工場自修舍生活に於て之を見るが其成績は相當によい樣である。之に反し青年會、處女會、講演會等は其開催可なり頻繁なるに拘らず、果して所期の目的を果して居るかどうか、疑問なのが多い。

宗敎的會合も相當に行はれ、本願寺布敎師の活動も見るべきものがあり、工場の幹部がクリスチヤンの場合には、其團體の成立を見ることが多い。富士紡小山工場には、一團の天理敎徒の工女があつて、特に一廓をなせる寄宿舍に收容せられて居る樣な例もある。然し十五六歳の東西も知らぬ少女が、父兄の膝下を離れて感傷的になつて居る場合に、鳴物入で吹き込まれる信仰が、果して本物であり得るかどうかは、疑問の餘地が多い、寧ろ工場の都合の好いやうにする手段に過ぎないものが少くないといふ譏を免れまい。

(ロ)慰安娯樂

運動會遠足會は其大なるもので、年に一二回之を行ひ、他に時々活動寫眞、芝居、浪花節、落語、講談の催がある。工女等の之を喜ぶ事世人の豫想外であるらしい。但之が爲めに休業日の自由外出を禁止してしまふ場合には、必しも之を歡迎しないこと論を俟たない、蓋し自由外出は彼等の至上の慰安であり、無

上の娯樂である。しかし地方出の子女の外出に相當の保護を要する事勿論である。

日常の娯樂施設としては、男工に對する野球、弓術、柔道、劍道、讀書等の設備、女工に對するピンポン、讀書、花壇、ブランコ、遊動圓木、遊歩場等を主なるものとする。最近工場音樂及工場舞踊が急速に發達普及しつゝあることは注目に値する。

六、托兒所

獨居不可能の乳兒及幼兒を、父母の勞働時間中預る設備は、之亦近代產業組織の生んだ一產物であらねばならぬ。普通工場の構内に設けられ、食事時間及休憩時間には母親が來て授乳するのを常とする。中には食事も特に一般食堂に於てせず、托兒所で子供と一緒にさせることにして居る工場もある。無料を原則とするが中には一箇五十錢位の菓子代を徵收して居る場合もある、托兒所利用率に關する富士紡小山工場の調査を示せば左の如くである。（大正八年十二月十四日調）

項目		實數	比率
通勤工女總在籍數		一、五三七	一〇〇・〇
姙婦數（四箇月以上の者）		一〇八	七・〇
滿五歲以下の幼兒を有する母親數		二八八	一八・七
幼兒數	托兒所に預け居るもの	一四五	四〇・四
	他へ預け居るもの	四六	一二・八
幼兒數	自己の家庭に置くもの	一一六	三二・三
	家庭に置き授乳のみを工場にてなすもの	四六	一二・八
	產褥中のもの	六	一・七
	計	三五九	一〇〇・〇
母親一人當り幼兒數		人 一・二五	

ともあれ母親が夜業を爲す場合には、晝は母親と共に家庭に眠り、夜は托兒所に在つて他人と共に起きて居る。此幼兒もし心あらば、近代の産業組織を如何に思ふであらう。

第六　思想、風紀、勞働組合及工場委員會

一、思想及風紀

國民敎育の普及結果として、年齡別職工構成圖に於て、其修了者數は對角線を爲して居る。從つて職工の思想は、之に伴つて大分進んで來たらしい。左に職工の學歷統計を揭げる。

(イ)男工(調査工場數三)

學歷	不就學	義務敎育中途退	同終了	高等小學中途退	高等小學修了	中學程度以上の學校へ入學したる者	計
人員	二四五	二二〇	四八〇	一五五	二七四	四三	一、四一七
百分比	一七・三	一五・五	三三・九	一〇・九	一九・三	三・一	一〇〇・〇

(ロ)女工(調査工場數五)

學歷	不就學	義務敎育中途退	同終了	高等小學中途退	高等小學修了	中學程度以上の學校へ入學したる者	計
人員	一、四〇五	三、〇〇〇	二、六四〇	八一	七九	五	七、二一〇
百分比	一九・五	四一・六	三六・六	一・一	一・一	〇・一	一〇〇・〇

然し學窓を出でゝ歲月を經る內には、折角學んだ僅の智識も忘れてしまふ者が多い。兎も角も假名を讀

み書きをすることが出來て、自用を辨ずる者と、然らざる者と、自用を辨ずる上に曲りなりにも新聞雜誌が讀める者の割合を調べて、之と學歴調査とを對比したる處が、實に左表の如くであつた。工女の智的程度の低級なる思半ばに過ぐるものがある。

（イ）學歴調査（某工場寄宿舍工女）

學歴	不就學	尋一卒	同二卒	同三卒	同四卒	同五卒	同六卒	高一卒	高二卒	高女中途退	計
人員	二一九	一〇七	一五〇	一一八	一五二	八六	二二〇	六	九	一	一、〇六八

（ロ）實際讀書力調（調査對象同上）

程度	自由を辨ぜざるもの	自由を辨ずるもの	新聞雜誌を解するもの	計
人員	四八五	五五五	二八	一、〇六八

學校教育の外に工場で行ふ補習教育、講演會其の他も、亦全然智的程度の向上に役立たぬ譯ではない。然し多くは彼等の實生活に觸れて居ない人生觀を、吹き込むのであることは免れない、勿論一部の男工には、進んだ考の者も有るが、職工の大部分を占める女工には自覺といふものが乏しい。幸にも最近男女を通じて智識欲は頗る旺盛に爲つた。然し長時間の就業は、之が充足を阻害すること頗る甚しい。

思想の程度は前述の如くであり、且工場内に於ける男女比例の不權衡と家庭を離れた境遇とは性情の上

に變化を來させる。加之誘惑の手は到る處に延されて居る、男女間の風紀は必しも想像するに難くないが決して漠然想像するが如く紊れて居るのでは無い、唯一部の者が紊亂して居ると云つた方が良からう。

二、勞働組合及工場委員會

紡績工の間に有力な勞働組合の起らないのも、前述の事情からして又怪むを須ひない。紡織勞働工組合は組合員凡そ二百と推定せられ、日本勞働總同盟に加盟して居るが、殆ど唯一のものと云ふて良からう。其他には漸く最近大紡に於て、可なり大きな紡績工の組合が、設立される機運が動いて居る位のものである。

勞働爭議は、之を機械工業等に比すれば遙に少いが、必しも其例に乏しくない、然し大規模且深刻なものは極めて稀である。大正九年の秋の富士紡押上工場、大正十一年六月の大阪合同紡天滿工場のそれを、關東關西に於ける双璧とするが、何れも職工側の慘敗に終つた。

上來屢述する處から、容易に推測せられる樣に、産業民主化又は立憲の機運は、未だ斯業には強く動いて居ない。從つて工場委員會の如きも、其設置ある場合も、單なる工場側の意志傳達機關たるに過ぎぬ、多くは其設けが無い、左に一例として鐘紡の規定を掲げる。

工場內意志疏通委員設置規定

(第一)意志疏通委員は工手相互間工手と上役間竝に工手と會社間の意志疏通を圖り會社の基礎を擁護し工手の幸福を增進するを以て目

的とす。

（第二）委員は左記定員を各關係者より工場にて衆望ある者より選擧せしめ工場長之を囑託することとし其の人員は左の通とす。（一）主席工（三、四等擔任待遇者を含む）及助手委員は各工場各科交代組別に各一名宛を選擧するを原則とす。（二）普通工委員は各工場各科男女別竝に交代組別に各一名とし優等工以下一般女工手より選擧せしむること。

（第三）委員の任期は一ヶ年とす　但し缺員を生ぜる場合は臨時補缺選擧をなさしめ補缺委員は前任者の任期を繼承するものとす。

（第四）委員の會合は一箇月一回を原則とし主席工委員と普通委員は必要によりて別に會合せしむるものとす。

（第五）委員は工手の相談相手となり常に工手に接觸し左記事項に注意し聽取り次第に工場長、工務主任、工場主任又は工場事務擔當者に通知するものとす。尙ほ委員の通告したる事項に對しては工場長は敏速に之を處理すべきものとす。

（一）其科工手の不平煩悶希望等工手の身上に關する事項　（二）其科工手の不滿希望等上役竝會社に對する事項　（三）事務回章其他命令通知書等の趣旨徹底し居るや否や取調べ報告の事（但し委員のなせる有益なる通告に對しては注意書同樣の取扱をなすものとす）

（第六）工場事務擔當者は委員の報告を取纏むるものとす。

（第七）委員を勤務時間外に召集し相談會を開く場合には辨當又は相當の手當を支給するものとす。

（第八）本制度實用の成績は三箇月一回專務取締役に報告するものとす。

（第九）委員には任期滿了の際相當の手當を支給すべし。

第七　結論

之を要するに紡績業の勞働事情は、福利增進施設に於てのみは相當に良好であるが、他の點は頗る幼稚低級を免れない。其福利施設する恩惠又は慈善に發足したものが少くなく、必しも疑惑の感無くして、眺め得るものばかりでは無い。幸にして一の機會は與へられた。それは第一回國際勞働總會に採擇せられた

條約である。當業の先覺者中にも夜業禁止に賛成するものが決して少くない。しかも今日の結果は期待を裏切つて居る。斯業の國際競爭が年少女子勞働者の犠牲を産むと云ふことに就ては識者の猛省を乞はざるを得ない。

製絲業勞働事情

第一　序説

一、國民經濟に於ける製絲業の地位

我國民經濟上に於ける製絲業の地位の重要なるは、餘りに明瞭であつて又贅言するの要を見まい、故に茲には唯二三の見地から一瞥を加へるに止める。

（イ）生産額の巨大なること　明治三十二年以降の製絲戸數及蠶絲類生産額を示せば左の如くである。

第一表（農商務統計表より）

年次	製絲戸數	生絲（玉絲を含む）數量	生絲（玉絲を含む）價額	屑物類 數量	屑物類 價額	價額合計
明治三二	四一四、八七八戸	一、九六六、一二四貫	一二七、四〇〇、七九六円	一、三一一、三二四貫	一〇、一〇六、四四九円	一三七、五〇七、二四五円
同　三三	四二八、六二七	一、八九三、九四二	八九、六九七、〇二四	六〇〇、七一四	四、一三六、〇四〇	九三、八三三、〇六四
同　三四	四二二、九七六	一、八八四、九三八	八九、七二〇、五九〇	五七六、九七四	五、〇六一、三一五	九四、七八一、九〇五

明治三五	四一四、五二一	一、九三四、二四〇	九九、八九二、二三九	六二三、九三八	四、九四四、六三一	一〇四、八三六、八七〇
同三六	四〇二、四七五	一、九九七、八七八	一〇七、一七七、七三三	六〇一、六九二	四、四八〇、一一七	一一一、六五七、八五〇
同三七	四〇八、〇五五	一、九九六、七二〇	一〇三、五五五、五五一	六六〇、二五二	三、九一八、四九九	一〇七、四七四、〇五〇
同三八	四〇九、八八四	一、九四九、一二〇	一〇六、六四四、一八六	六五七、〇〇四	三、八二五、〇八九	一一〇、四六九、二七五
同三九	四〇一、七二八	二、一九〇、三三二	一三六、八二八、〇七七	七二七、一一七	四、六三六、二三三	一四一、四六四、三〇〇
同四〇	三九七、三三九	二、四五二、九七四	一五四、九一五、二六六	七七四、九八〇	四、九二五、五一〇	一五九、八四〇、七七六
同四一	三九一、一一四	二、七一一、四七一	一一四、四二七、三二〇	八〇一、四九四	四、二三五、六三八	一四八、六六二、六七〇
同四二	三八二、九三六	二、九〇二、二五六	一四三、七〇三、三四二	八七三、四五六	四、二三三、〇一七	一四七、九三六、三五九
同四三	三七五、五八七	三、一七四、四七五	一六三、五四〇、一二六	九七三、三三五	五、二七五、九二三	一六八、八一六、〇四九
同四四	三七〇、三三二	三、四一四、六四〇	一七二、四二六、七七一	一、〇四〇、二八五	五、五七七、一二六	一七八、〇〇三、八九七
大正一	三四六、二七九	三、六四四、九五五	一八五、二二四、一六一	一、〇八三、六八六	六、三九七、一七五	一九一、六二一、三三六
同二	三三三、五六三	三、七四一、〇二五	一九九、五〇一、九七九	一、一〇〇、五一三	七、〇四六、二七七	二〇六、五四八、二五六
同三	三〇三、六三六	三、七五五、八八六	一七六、一一一、六八六	一、一一二、八八〇	七、四八四、〇六二	一八三、五九五、七四八
同四	二八八、二〇九	四、〇四五、八四一	二一一、四三八、五三七	一、四一四、四五五	六、三〇七、五五二	二一七、七四六、〇八九
同五	二八四、五〇〇	四、五一九、八五〇	三二三、八三二、九五九	一、五六四、五三六	八、七一八、七〇一	三三三、五五一、六六〇
同六	二六九、七三六	五、三一七、五六八	四〇七、六八九、〇九三	二、三九八、八四五	二二、一一四、八四四	四一九、八〇三、九三七
同七	二五五、七五〇	五、七九五、五四二	五二六、七〇八、二八〇	二、〇九四、五九二	一九、八三四、五〇九	五四六、五四二、七八九
同八	二三九、一一三	六、三五九、七六一	九一九、九二七、一七〇	二、一三二、二一六	三二、八〇五、〇九八	九五二、七三二、二六八
同九	二四七、一一九	五、八三三、八五四	五七〇、四八八、八一六	一、八四三、八一三	一三、三三二、二一八	五八三、八二一、〇三四
同一〇	二三九、八二八	六、二三八、七九六	五九五、二九六、二一九	二、三七七、二〇一	一三、三九八、四〇三	六〇八、六九四、六二三

備考　明治三十一年以前は玉絲の生產額不詳なる年あるを以て省略す。

之を見るに此期間に於て生產價額は大正八年には明治三十一年の七倍に達した。之は絲價の騰貴によることが多いが、其數量に就て見るも三倍を超えて居る、其發達や頗る顯著なりと謂はねばなるまい。最大生產額たる大正八年の九億五千萬圓は、同年の米產額二十八億九千萬圓の約三分の一に當つて居るのである。而て製絲戶數が激減したのは、斯業が近代工業化して來たことを語るもので、其發達をこそ示せ、決して衰微の象徵たるものではない、近代化については次節に詳述しよう。

（ロ）輸出品の大宗たること　國土狹少天賚必しも厚からざるに人口既に稠密を來し、而も猶增加の趨勢著しきもの有る我國に於て、國民の生活程度の保持向上を圖らんとすれば、陳腐ではあるが商工立國の外に採る可き策は無い。然らば輸出品の大宗たる生絲を生產する斯業を以て、最も重要なる產業の一となすも、必しも重商主義者の誤に墮するの譏は招くまい。實に生絲の輸出額は明治初年以來總輸出額の二割を下つたことは稀で、多いときは四割を超えて居る。尙生絲以外の蠶絲類の輸出額を加ふれば其率は一層高く更に第二次製品たる絹織物を加ふれば、我輸出貿易品の大半を占むるに至るのである、之を表示すれば卽ち左の如し。

第二表（農商務統計表蠶絲業要覽及大日本重要輸出入品番附より）

年次	輸出品總價額	生絲輸出價額	同上の總價額に對する率	蠶絲業輸出價額	同上の總價額に對する率	蠶絲類及絹織物輸出價額	同上の總價額に對する率

明治元	一五、五五三、四七二円	六、四二四、六五八円	四一・三%	一〇、三六四、四一三円	六六・六%	一〇、三六四、九二六円	六六・六%
同六	二一、六三五、四四〇	七、二〇八、四二二	三三・三	一〇、八九八、五六〇	五〇・六	一〇、九〇二、四四一	五〇・七
同一一	二五、九八八、一四〇	七、八九四、三六一	三〇・四	九、四三六、〇〇二	三六・三	九、四四一、九九八	三六・四
同一六	三六、二六八、〇一九	一六、二〇一、二七二	四四・七	一八、五六二、五六七	五一・二	一八、六五五、七二三	五一・四
同二一	六五、七〇五、五一〇	二五、九六六、六五一	三九・五	二八、七八三、七九六	四三・八	三〇、四七三、八一六	四六・四
同二六	八九、七二二、八六四	二八、一七三、九七九	三一・四	三一、五九一、八三一	三一・九	四〇、〇九二、五四〇	四四・七
同三一	一六五、七五三、七五二	四二、〇四七、四一一	二五・四	四四、七六八、九三九	二七・〇	六一、五八五、〇七四	三七・二
同三六	二八九、五〇二、四四二	七四、四二八、九〇七	二五・七	八一、三八六、二三四	二八・一	一一三、六五五、五〇一	三九・三
同四一	三七八、二四五、六七三	一〇八、六〇九、〇五二	二八・七	一一七、二四一、二五七	三一・〇	一四七、六一二、一七〇	三九・〇
大正二	六三三、四六〇、二一三	一八八、九一六、八九二	二九・九	二〇三、三一六、三四四	三三・一	二四二、六六三、六七二	三八・七
同三	五九一、一〇一、四六一	一六一、七九七、四一一	二七・四	一六九、七二〇、七七五	二八・七	二〇三、七四三、六二八	三四・五
同四	七〇八、三〇六、九九七	一五二、〇三〇、五一八	二一・五	一六一、二六二、二八七	二三・八	二〇四、四八一、七三四	二八・九
同五	一、一二七、四六八、一一八	二六七、〇三六、六一六	二三・七	二八二、六一七、三一六	二五・一	三三三、二四九、〇九四	二八・七
同六	一、六〇三、〇〇五、〇四八	三五五、一五五、〇三四	二三・二	三八二、六一四、一一九	二三・九	四四五、四七一、八四七	二七・八
同七	一、九六二、一〇〇、六六八	三七〇、三三七、〇五五	一八・九	四一二、八四八、九〇四	二一・〇	五三〇、三八一、七二五	二七・〇
同八	二、〇九八、八七二、六一七	六二三、六一八、五〇七	二九・七	六五六、五一九、二四五	三一・三	八一八、九九五、六五四	三九・〇
同九	一、九四八、三九四、六一一	三八二、七一六、八九八	一九・六	四一八、一四〇、七八五	二一・五	五七五、五五六、七九七	二九・六
同一〇	一、二五二、八三七、七五一	四一七、一二四、一四三	三三・三	四二九、七七八、六三九	三四・三	五一九、七一四、五九一	四一・五
同一一	一、六三七、四五一、八一八	六七〇、〇四七、五四二	四〇・九	六八七、五一七、七〇〇	四二・〇	七九五、四四六、〇六七	四八・六

備考　蠶絲類には紡績絹織絲を含む。

右表につき注意すべきは、絹織物の輸出が最も著しく増加しつゝあることで、之は本邦の工業が原料品

の生産より、精製品の生産に移りつゝあることの一端を示すものである。

本邦の生絲は此の如く輸出品の大宗たるのみならず、最近に於ては世界市場供給量の過半を占むるに至つた。我國の産物にして、此の如き地位を獲得せるものは他には求むること出來ないのである。即ち左表の如し。

第三表（リオン蠶絲商組合調査）

年次	日本（輸出）	支那（輸出）	伊太利	佛蘭西	其の他（生産又は輸出）
一九〇五	二・四五割	三・一九	二・三六	〇・三四	一・六六
一九〇六	二・八六	二・九八	二・二七	〇・二九	一・六〇
一九〇七	二・八九	二・九〇	二・一九	〇・三〇	一・七二
一九〇八	三・一五	三・三三	一・八六	〇・二七	一・三九
一九〇九	三・四二	三・〇五	一・七三	〇・二八	一・五二
一九一〇	三・六五	三・二〇	一・六一	〇・一三	一・四一
一九一一	三・八二	三・一二	一・四二	〇・一六	一・四八
一九一二	四・〇三	三・二三	一・五二	〇・一九	一・〇三
一九一三	四・四四	三・一二	一・三〇	〇・一二	一・〇二
一九一四	四・二七	二・七三	一・八三	〇・一八	〇・九九
一九一五	五・〇七	三・〇九	一・二二	〇・〇五	〇・五七
一九一六	五・三一	二・七八	一・三三	〇・〇八	〇・五〇
一九一七	五・七七	二・五九	一・〇五	〇・〇八	〇・五一

一九一八	五・七四	二・五七	一・〇五	〇・一〇	〇・五四
一九一九	五・五七	三・一八	〇・六七	〇・〇七	〇・五一
一九二〇	五・二三	二・六一	一・六〇	〇・一二	〇・四四
一九二一（概數）	六・一二	二・三五	一・一九	〇・〇七	〇・二七

（八）養蠶業は農業の重要なる副業たること　最近製絲業の發達に伴ひ、內地產繭のみにては其原料に不足を告げ、繭の支那より輸入せらるゝ額が遞增して、大正十年には三百萬圓を超えた、然し猶ほ同年內地產額の一%にも達しない、即ち我製絲業は其原料を殆ど內地に求めて居るのである、從つて斯業の降替は、其原料供給者たる農家の經濟に影響を及ぼすこと極めて著しい。左表に示すが如く、農家の三割以上は養蠶を營み、其一戶當り繭產額も必しも少額でない。殊に今日の如く、農村疲弊の聲の喧しい時に於ては、之だけの生產額ある副業の繁否は農家經濟に對して極めて重要なる意義を有するものと謂はねばなるまい。

第四表（蠶絲業要覽より）

年次	農家戶數	養蠶戶數	農家戶數一〇〇中養蠶戶數	繭產額	養蠶戶數一戶當り繭產額
明治四〇	五、四〇六、一七二	一、四二一、〇三〇	二六	一七二、一八〇、四五八円	一二一・一六円
同　四一	五、四〇八、三六三	一、四三六、八〇五	二七	一二六、六八四、二六七	八八・一七
同　四二	五、四〇七、二〇三	一、四五〇、二四八	二七	一三〇、九八四、一七七	九〇・三二

同　四三	五、四一六、九三七	一、四六二、九七六	二七	一三二、〇一四、八九八	九〇・二四
同　四四	五、四一九、九九二	一、五〇七、五五〇	二八	一五一、八六六、五一九	一〇〇・七四
大正　一	五、四三八、〇五一	一、五〇〇、四〇九	二八	一五八、九六二、三八〇	一〇五・九五
同　二	五、四四三、七一九	一、五〇〇、二八〇	二八	一八七、八六四、五五二	一二五・二二
同　三	五、四五六、二三一	一、四五九、〇一六	二七	一七四、七九九、一一一	一一九・八一
同　四	五、四五一、一八九	一、六七三、四六〇	三一	一五二、七七〇、七二五	九一・二九
同　五	五、四五七、七九三	一、七六五、九三七	三二	二七三、〇五八、二五四	一五四・六三
同　六	五、四六六、三六一	一、八六〇、〇〇四	三四	四二三、〇七二、九三二	二二七・四六
同　七	五、四七六、七八四	一、九一〇、七九九	三五	五二七、九八七、九一六	二七六・三二
同　八	五、四八一、一八七	一、九四二、二五二	三五	七七一、四〇八、五九五	三九七・一七
同　九	五、四八四、五六三	一、八九四、八四三	三五	三六五、五一九、一五一	一九二・九〇
同　十	五、四五五、六八一	一、八〇二、五四三	三三	四〇九、一七七、四〇一	二二七・〇〇

備考　農家戸數は沖繩縣を含まず。大正三年迄の養蠶戸數は春蠶飼育戸數なり。

二、製絲業の近代工業化

本邦に於ける器械製絲工場は、前橋藩主によりて明治三年六月其の城下に設けられしものを嚆矢とする。爾來官民の努力尋常ならざるものあり、侵々乎として發達普及を見たが、猶容易に從來の座繰製法を壓倒するに至らなかつた。蓋し當時は需要も比較的少量であり、器械製絲法に習熟せざる點も有つたので座繰製絲を經濟的或は技術的に連合して、以て器械製絲に對抗するを得たのである。群馬に於ける組合的連合が順次に大を爲したのは、此間の消息を語るものと看らるゝ。然し國民經濟の發達に伴つて舊來の製

絲法は終に最適發達度合（Optimum point）を失ふに至つた。日露戰役の終了を期として、世界經濟場裡に驀進した本邦の經濟界は、此の如き姑息なる工業組織を以ては又滿足する能はざるに至り、爾後本邦製絲工業の近代工業化は誠に目覺しきものがある。本節に於ては此點につき一瞥を加へよう。蓋し勞働問題を以て近世資本主義經濟組織の發達に伴つて發生するものと見る以上は、斯業の勞働事情を語るに先ち、其の近代化につき一言するは必しも徒爾ならずと信ずるからである。

產業近代化の標識を何に求むべきかは議論を容るゝの餘地が有るが、茲には暫く經營增大、機械採用、工場制度採用、企業形態の變化、企業集中及分業の發達の六者を以て之に當るものとし、之等が如何に斯業に實現したかを見んとするのである。

（イ）經營增大　前節に論及せる如く、蠶絲類の產額の遞增せるに反し、製絲戶數は漸減して居る、卽ち一戶當り生產額の增加は明瞭である。此事の原因としては、原料の改良及生產技術の進步に因る一釜當り生產額の增加も、其一として考へ得られるが、猶其他に器械製絲と座繰製絲の代替及一戶當り釜數の增加ありしを想像せしむる。卽ち第一表のみよりしても前揭標識一及二の大體を說明し得るが、更に之を明かならしむるが爲に、明治三十九年を標準とし以後各年の指數を示せば左表の如くになる。

第五表（第一表より算出）

年次	製絲戸數	蠶絲生産貫數	蠶絲類生産價額	製絲戸數一戸當り蠶絲類生産價額
明治三九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
同四〇	九八・九一	一一〇・六四	一一二・九九	一一四・二四
同四一	九七・三六	一二〇・四一	一〇五・〇九	一〇七・九四
同四二	九五・三二	一二九・四一	一〇四・五七	一〇九・七〇
同四三	九三・四九	一四二・一七	一一九・三三	一二七・六四
同四四	九二・一八	一五二・六九	一二五・八三	一三六・四九
大正一	八六・二〇	一六二・〇七	一三五・四六	一五七・一四
同二	八三・〇三	一六五・九四	一四六・〇一	一七五・八四
同三	七五・五八	一六六・八八	一二九・七八	一七一・七〇
同四	七一・七九	一八七・一五	一五三・九二	二一四・三九
同五	七〇・八二	二〇八・五四	二二八・〇一	三二一・九五
同六	六七・一四	二五〇・七四	二九六・七六	四四一・九七
同七	六三・六六	二七〇・四三	三八六・三五	六〇五・七一
同八	五九・五二	二九一・〇六	六七三・四八	一、一三一・四三
同九	六一・五一	二六三・一五	四一二・七〇	六七〇・九〇
同一〇	五九・六九	二九五・三二	四三〇・二八	八〇六・〇〇

之によれば戸數は六割に減少したに拘らず、生産數量は約三倍、同價額は四倍半に上つた、爲に一戸當り生産價額は、八倍になつたのである。而て此增大の起つたのは、器械製絲が座繰製絲に取つて代ると共に、器械、座繰、玉絲の三者の内部に於て、それぞれ大經營の割合が增加して來たのに因るのである。卽

ち前者は器械の採用であり、後者は手工業乃至家内工業から工場工業に移り更に大工場制度に變つたことを意味する。以下前掲標識の二及三を一括して研究して見よう。

第六表（農商務統計表より）

年次	器械製絲（戸數）	同上生絲出來高（價額）	座繰製絲（戸數）	同上生絲出來高（價額）	玉絲製絲（戸數）	同上生絲出來高（價額）
明治三九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
同四〇	一〇七・一二	一一四・八八	一〇〇・五〇	一一〇・八七	八四・七二	九七・六三
同四一	一〇四・〇六	一〇七・五六	九九・一〇	九七・五八	八二・一四	一二二・四八
同四二	九二・九七	一一三・四六	九四・四九	八四・六一	一〇二・四一	九九・二四
同四三	六九・五〇	一三〇・〇四	九三・九三	九四・一一	九三・七四	一一二・〇〇
同四四	七四・〇〇	一三六・六八	九二・〇一	一〇〇・一三	九六・四七	一一九・五九
大正一	六五・七七	一五三・五五	八五・一二	八九・七一	九七・八五	一三七・二五
同二	六八・一九	一七〇・七四	八一・〇七	八二・八七	一〇一・一七	一五一・一一
同三	六二・七三	一五二・〇四	七二・八九	六九・五四	九九・三六	一三六・二五
同四	六二・五一	一八六・二一	七〇・四二	七二・四五	八三・八三	一七九・六三
同五	六〇・八四	二七六・八七	六八・一〇	一〇六・一〇	九四・二九	二六八・四四
同六	六三・九六	三六五・五二	六二・八三	一一六・四一	一〇二・五〇	四〇七・〇九
同七	六七・三〇	四七五・六二	五八・七〇	一三三・九九	一〇三・一二	五九五・二〇
同八	六二・五四	八三五・三五	五四・二六	二一一・七八	一〇一・五一	一、一三一・二五
同九	六四・八六	五三三・〇八	五四・三〇	一〇七・二六	一一九・二六	五八四・八〇
同一〇	七三・五〇	五五〇・八四	五一・〇七	一〇七・六七	一二七・一七	七六三・九八

（ロ）器械の採用及工場制度の普及　先づ三種製絲の隆替を觀察する。器械製絲は戶數は七割三分に減少したが價額は五十五割になつた、生產數量を採つて見れば大正十年の五、二二八、〇四四貫は明治三十九年の一、四〇八、六〇二貫の三十七割に當る。然るに座繰製絲は戶數に於いて半減し、價額に於て僅に七分の增加を見たに過ぎぬ、之も絲價の騰貴があつたからで、生產數量について見れば、大正十年の四八九、七〇〇貫は明治三十九年の六五五、〇〇一貫の七割五分弱に止る。其間ひとり玉絲製絲のみは戶數に於て二割七分を增し、數量に於いて四十二割弱となり（明治三十九年一二六、七二九貫大正十年五三一、〇五二貫）價額に至つては七倍半に達して居る。然し之によつて直に玉絲が最も近代式工業に適すとなすは早計に失する。蓋し本製絲の近代化は徽々たりとは謂へ既に明治初年に始つて居るから、明治三十九年は既にやゝ近代化せられて居たのである。然るに玉絲の近代化は、其生產技術の發達に伴つて最近に始つたのであるから、明治三十九年を兩者に共通の出發點として近代化の緩急を論じ、更に之より近代工業に適するの度合の多少を推論せんとするのは當を得ないからである。本製絲と玉絲製絲と何れが大工業化して居るかは、後段に言及するであらう。

上述の如き變化が各種製絲に起つた結果として、製絲業の三種製絲別戶數構成（總戶數に對する各種戶數の步合）及三種製絲別生絲生產價額構成（總生產額に對する各種生產額の步合）も之に伴づて變化した。之を表示すれば左表の如し。

第七表（農商務省統計表より）

年次	戸數 器械	戸數 座繰	戸數 玉絲	生絲製産高額 器械	生絲製産高額 座繰	生絲製産高額 玉絲
明治三九	一・七二%	八七・四五%	一〇・八三%	六九・一二%	二七・六六%	三・二二%
同　四〇	一・七六	八八・八七	九・三七	七〇・一五	二七・〇九	二・七六
同　四一	一・八四	八九・〇三	九・一三	七〇・四四	二五・八四	三・七二
同　四二	一・六七	八六・七〇	一一・六三	七四・六八	二一・五九	三・七三
同　四三	一・二八	八七・八七	一〇・八五	七五・二一	二一・七八	三・〇一
同　四四	一・三八	八七・二九	一一・三三	七四・九七	二一・九八	三・〇五
大正　一	一・三〇	八六・三七	一二・三三	七八・四〇	一八・三三	三・二七
同　二	一・四一	八五・四一	一三・一八	八〇・九五	一五・七二	三・三三
同　三	一・四二	八四・四五	一四・一三	八一・六五	一四・九四	三・四一
同　四	一・四九	八五・八五	一三・六六	八三・三〇	一二・九七	三・七三
同　五	一・四五	八四・一〇	一四・四五	八三・四四	一二・七九	三・七七
同　六	一・六三	八一・八四	一六・五三	八四・八〇	一〇・八一	四・三九
同　七	一・八一	八〇・六五	一七・五四	八五・四一	九・六三	四・九六
同　八	一・八〇	七九・七三	一八・四七	八五・八九	八・七一	五・四〇
同　九	一・八一	七七・二〇	二〇・九九	八八・三八	七・一一	四・五一
同　一〇	二・一一	七四・八二	二三・〇七	八七・五二	六・八四	五・六四

即ち戸數に於ては器械製絲は四十三年迄はやゝ其步合が減少したが、爾後増して大正十年には終に二%を超ゆるに至つた。座繰は八七%から七四%と一三%だけ少くなつた。而て玉絲が之を補つて一〇%から

二三%になつた。生絲の産額に於ては器械は一七%の增加、座繰は二一%の減少、玉絲は四%弱の增加を見た。序に大正十年に於ける釜數構成を示せば器械二八七、二八七、座繰二二一、六二六、玉絲八三、六七三であるから、器械四八・%四八、座繰三七・三九、玉絲一四・一三となり、一戶當り平均釜數は器械五六・六、座繰一・二、玉絲一・五となる。

上述する處に依つて座繰製絲より器械製絲への推移は明になつた、此事は又經營增大を惹起するものであるが、猶此外に各種製絲業それ自身の內部に於て、更に經營の增大すること著しきものがある。卽ち左の如し。

第八表　器械製絲に於ける各釜數階級戶數の增減　（農商務統計表より算出）

年次	十釜未滿	十釜以上五十釜未滿	五十釜以上百釜未滿	百釜以上
明治三九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
同　四〇	一一〇・一七	九四・九九	一〇〇・三五	一一一・六五
同　四一	一〇四・六四	九八・八八	一〇五・八五	一一八・七一
同　四二	八六・七〇	九七・三三	一〇三・七二	一三七・四二
同　四三	五〇・二〇	九一・九九	一一二・二三	一四四・四七
同　四四	五四・六四	九三・二九	一二二・六九	一五五・二一
大正　一	四三・五五	八七・〇二	一二五・一七	一五七・三六
同　二	四九・四五	七八・六四	一二六・九五	一六七・四八
同　三	四二・一二	七三・五五	一二七・八三	一七三・九二

同　四	四三・五一	六九・〇八	一二七・六五	一七三・三一
同　五	三六・一五	七四・四八	一三九・一八	一九〇・四九
同　六	三五・七〇	七五・〇四	一五六・九一	二二九・一四
同　七	四〇・五五	七二・四三	一五九・九二	二四二・〇二
同　八	三三・六二	七一・三二	一五三・九〇	二五〇・六一
同　九	三七・四五	七〇・〇八	一五二・六五	二五六・四四
同一〇	五一・三二	六九・八三	一四九・六五	二五八・九〇

第九表　器械製絲に於ける釜數階級別戶數構成の變化

（總戶數中各釜數階級戶數の占むる步合の變化）（農商務統計表より算出）

年次	十釜未滿	十釜以上五十釜未滿	五十釜以上百釜未滿	百釜以上	計
明治三九	六三・七一	二三・三七	八・一八	四・七四	一〇〇・〇〇
同　四〇	六五・五三	二一・八七	七・六六	四・九四	一〇〇・〇〇
同　四一	六四・〇九	二二・二〇	八・三二	五・三九	一〇〇・〇〇
同　四二	五九・四三	二四・四六	九・一二	六・九九	一〇〇・〇〇
同　四三	四六・〇三	三〇・九三	一三・二一	九・八三	一〇〇・〇〇
同　四四	四七・〇七	二九・四六	一三・五六	九・九一	一〇〇・〇〇
大正　一	四二・二〇	三〇・九二	一五・五七	一一・三一	一〇〇・〇〇
同　二	四六・二一	二六・九五	一五・二三	一一・六一	一〇〇・〇〇
同　三	四二・八二	二七・四〇	一六・六七	一三・一一	一〇〇・〇〇
同　四	四四・三七	二五・八二	一六・七〇	一三・一一	一〇〇・〇〇

同五	三七・八四	二八・六一	一八・七一	一四・八〇	一〇〇・〇〇
同六	三五・五七	二七・四二	二〇・〇七	一六・九四	一〇〇・〇〇
同七	三八・四一	二五・一五	一九・四四	一七・〇〇	一八〇・〇〇
同八	三四・二七	二六・六五	二〇・一三	一八・九五	一〇〇・〇〇
同九	三六・八一	二五・二五	一九・二五	一八・六九	一〇〇・〇〇
同一〇	四四・四八	二二・二〇	一六・六六	一六・六六	一〇〇・〇〇

第十表 座繰製絲に於ける各釜數階級別戸數の增減（農商務統計表より算出）

年次	十釜未滿	十釜以上五十釜未滿	五十釜以上百釜未滿	百釜以上
明治三九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
同四〇	一〇〇・二五	一七五・〇八	四〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
同四一	九九・〇五	一一五・五〇	二六六・六六	六〇〇・〇〇
同四二	九四・四七	九六・四一	一八三・三三	六五〇・〇〇
同四三	九三・八八	一〇六・八九	二一六・六六	七〇〇・〇〇
同四四	九一・九七	一〇〇・二六	二一六・六六	六〇〇・〇〇
大正一	八五・〇六	一〇三・六七	三五〇・〇〇	三五〇・〇〇
同二	八〇・九八	一〇七・七九	六六六・六六	四五〇・〇〇
同三	七二・八九	六八・三六	四八三・三三	五五〇・〇〇
同四	七〇・三六	七九・一二	一六三三・三三	九〇〇・〇〇
同五	六八・〇六	七九・八三	四三三・三三	二〇〇・〇〇
同六	六二・七二	九一・五七	一一一六・六六	一五〇・〇〇

同 七	五八・六四	七六・〇七	二五〇・〇〇	四五〇・〇〇
同 八	五四・二〇	六七・一一	七一六・六六	一二五〇・〇〇
同 九	五四・二二	七六・一六	六〇〇・〇〇	二五〇・〇〇
同 一〇	五一・〇九	四五・七〇	一六六・六七	〇・〇〇

第十一表　座繰製絲に於ける釜數階級別戸數構成の變化

（總戸數中各釜數階級戸數の占むる歩合の變化）（農商務統計表より算出）

年次	十釜未滿	十釜以上五十釜未滿	五十釜以上百釜未滿	百釜以上	計
明治三九	九九・六八	〇・三一	〇・〇〇〇〇一	〇・〇〇〇〇〇五	一〇〇・〇〇
同 四〇	九九・四三	〇・五五	〇・〇〇〇〇六	〇・〇〇〇〇一	一〇〇・〇〇
同 四一	九九・六二	〇・三七	〇・〇〇〇〇五	〇・〇〇〇〇四	一〇〇・〇〇
同 四二	九九・六六	〇・三二	〇・〇〇〇〇三	〇・〇〇〇〇四	一〇〇・〇〇
同 四三	九九・六二	〇・三六	〇・〇〇〇〇六	〇・〇〇〇〇四	一〇〇・〇〇
同 四四	九九・六四	〇・三四	〇・〇〇〇〇四	〇・〇〇〇〇四	一〇〇・〇〇
大正 一	九九・六〇	〇・三八	〇・〇〇〇〇七	〇・〇〇〇〇二	一〇〇・〇〇
同 二	九九・五六	〇・四二	〇・〇〇〇一	〇・〇〇〇〇三	一〇〇・〇〇
同 三	九九・六八	〇・二九	〇・〇〇〇一	〇・〇〇〇〇四	一〇〇・〇〇
同 四	九九・五九	〇・三五	〇・〇〇〇三	〇・〇〇〇〇七	一〇〇・〇〇
同 五	九九・六一	〇・三七	〇・〇〇〇一	〇・〇〇〇〇一	一〇〇・〇〇
同 六	九九・五〇	〇・四六	〇・〇〇〇〇三	〇・〇〇〇〇一	一〇〇・〇〇
同 七	九九・五七	〇・四一	〇・〇〇〇〇七	〇・〇〇〇〇四	一〇〇・〇〇

年次				
同八	九九・五七	〇・三九	〇・〇〇〇二	〇・〇〇〇一	一〇〇・〇〇
同九	九九・五三	〇・四四	〇・〇〇〇二	〇・〇〇〇〇二	一〇〇・〇〇
同一〇	九九・七一	〇・二八	〇・〇〇六	〇・〇	一〇〇・〇〇

第十二表　玉絲製絲に於ける各釜數階級戶數の增減

（農商務統計表より算出）

年次	十釜未滿	十釜以上五十釜未滿	五十釜以上百釜未滿	百釜以上
明治三九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
同四〇	八四・六一	一〇六・三四	一一一・一一	五〇・〇〇
同四一	八二・〇三	九八・四一	一一八・五一	三〇〇・〇〇
同四二	一〇二・二七	一二四・八六	一五五・五五	四〇〇・〇〇
同四三	九三・六五	一〇七・九三	一〇三・七〇	五〇〇・〇〇
同四四	九六・二一	一四七・六一	一一八・五一	五五〇・〇〇
大正一	九七・八六	一三七・五六	一四〇・七四	五五〇・〇〇
同二	一〇一・〇二	一一七・四六	一八八・八八	五五〇・〇〇
同三	九九・二四	一〇一・五八	二〇七・四〇	九五〇・〇〇
同四	八三・五四	一一五・三四	二四四・四四	一三〇〇・〇〇
同五	九三・九九	一一九・〇四	二六二・九六	一八〇〇・〇〇
同六	一〇二・二三	一一四・八一	二七四・〇七	二三〇〇・〇〇
同七	一〇二・七五	一三〇・一五	三四〇・七四	二五〇〇・〇〇
同八	一〇〇・九一	一七四・六〇	三三七・〇三	二九五〇・〇〇
同九	一一八・八二	一五六・〇八	三五一・八五	三一五〇・〇〇

同一〇	一二六・八〇	一五八・七三	二九六・三〇	三〇〇・〇〇

第十三表　玉絲製絲に於ける釜數階級別戶數構成の變化

（總戶數中各釜數階級戶數の占むる步合の變化）（農商務統計表より算出）

年次	十釜未滿	十釜以上五十釜未滿	五十釜以上百釜未滿	百釜以上	計
明治三九	九九・四九	〇・四三	〇・〇六	〇・〇〇四	一〇〇・〇〇
同四〇	九九・三七	〇・五四	〇・〇八	〇・〇〇二	一〇〇・〇〇
同四一	九九・三七	〇・五二	〇・〇八	〇・〇一六	一〇〇・〇〇
同四二	九九・三五	〇・五二	〇・〇九	〇・〇一七	一〇〇・〇〇
同四三	九九・四〇	〇・五〇	〇・〇六	〇・〇二四	一〇〇・〇〇
同四四	九九・二三	〇・六六	〇・〇七	〇・〇二六	一〇〇・〇〇
大正一	九九・二七	〇・六〇	〇・〇八	〇・〇二五	一〇〇・〇〇
同二	九九・三五	〇・五〇	〇・一一	〇・〇二五	一〇〇・〇〇
同三	九九・三八	〇・四四	〇・一二	〇・〇四三	一〇〇・〇〇
同四	九九・一七	〇・五九	〇・一八	〇・〇七一	一〇〇・〇〇
同五	九九・一九	〇・五五	〇・一七	〇・〇八七	一〇〇・〇〇
同六	九九・二四	〇・四八	〇・一六	〇・一〇三	一〇〇・〇〇
同七	九九・一三	〇・五四	〇・二〇	〇・一一一	一〇〇・〇〇
同八	九八・九一	〇・七四	〇・二〇	〇・一三三	一〇〇・〇〇
同九	九九・一二	〇・五六	〇・一八	〇・一二一	一〇〇・〇〇
同一〇	九九・二〇	〇・五四	〇・一四	〇・一〇八	一〇〇・〇〇

先づ器械製絲に就て見る。第八表に示すが如く十釜未滿は五割に減少、十釜以上五十釜未滿は七割に減少、五十釜以上百釜未滿は十五割に増加、百釜以上は二十六割に増加した。即ち五十釜未滿の減少せるに對して五十釜以上は激增し、其增率は釜數階級の順位と一致して居る。其の結果として釜數階級別戶數構成は第九表の如く變化した。之によれば十釜以上五十釜未滿の階級の占むる部分は殆ど變化なく、十釜未滿の減少した部分を五十釜以上が充當した。其の內でも百釜未滿の階級は激增して、大正十年には終に五十釜以上百釜未滿のものと同率を占むるに至つたのである。

座繰製絲に於ては、第十表の示すが如く十釜未滿のものは殆ど半減した。其上の階級は大正九年に七割を保つて居たが十年に至つて急に四割四分に下つた。五十釜以上の二階級は其係數算出の基數の少いために著しく動搖して居るが、大正九年迄は兎に角明治三十九年よりも増加して居た、十年に五十釜以上が急に十六割に下り、百釜以上は零となつた。玆に注意すべきは各階級の最大に達せる時期が階級順になつて居ることである。即ち十釜未滿は明治四十年、五十釜未滿は大正二年、百釜未滿は大正四年、百釜以上は大正八年となつて居る、是は國民經濟の發達に伴ひ各階級が順次に最適發達度合 (optimum point) を失ふに至つたことの一端を示すものでは無いかと思はれる。然し釜數階級別構成に於ては第十一表の如く、十釜未滿が一貫して九十九%半を占め、殘餘を他の階級が占むるに過ぎ無い。要するに座繰製絲は農家の副業として手工業的に行はるゝを原則とし、主たる職業として經營せらるゝものは極めて稀であつて、且之

を大規模に經營することは既に不可能になつたものと看て差支が有るまい。

玉絲に於ては第十二表の如く、何れの階級も皆增加したが、其率は釜數の多い階級ほど高く、明に經營の增大を語つて居る。而して十釜未滿のものが九十九%を占むることは座繰に於けると同樣で（第十三表）農家の副業として之を營むものゝ極めて多數なることを示すものである。然し五十釜以上のものゝ增加の傾向は可なり確乎たるもので、且其占むる割合も座繰に於けるよりも遙に多い、而て此事は生產技術と經營の大小との關係を示す點に於て意味がある。第六表より直に、玉絲製絲を以て器械製絲より以上に近代的經營に適すとなすの誤なる事はさきに一言した通りであるが、反對に器械玉絲兩者の釜數階級別戶數構成（第九表第十三表）を見て器械製絲の方が之に適すとなすも亦早計である。蓋し器械製絲は本製絲を主たる職業として近代式に經營せんとするものであるから、其大經營化は當然である。然るに玉絲製絲は其技術上小規模の經營にも適し、煮繭に蒸氣を用ふれば、大經營の利益をも亦享受し得る、從て上記の如く副業として營まるゝこと多きと共に、主業として相當に大規模に經營せられて居るのである。然し大小經營の利不利の相違は本製絲に於ける程甚しくは無い。從つて其大經營化は本製絲のそれに及ばざること左表の如くである。

第十四表　本製絲玉絲製絲釜數階級別戶數構成比較

（農商務省統計表より算出）

年次	十釜未満		十釜以上五十釜未満		五十釜以上百釜未満		百釜	
	本製絲	玉絲製絲	本製絲	玉絲製絲	本製絲	玉絲製絲	本製絲	玉絲製絲
明治三九	九八・九九	九九・四九	〇・七六	〇・四三	〇・一六	〇・〇六	〇・〇九	〇・〇〇四
同四二	九八・九一	九九・三五	〇・七八	〇・五二	〇・一七	〇・〇九	〇・一四	〇・〇一七
大正一	九八・七五	九九・二七	〇・八四	〇・六〇	〇・二四	〇・〇八	〇・一七	〇・〇二五
同四	九八・六五	九九・一七	〇・七九	〇・五九	〇・三三	〇・一八	〇・二三	〇・〇七一
同七	九八・二三	九九・一三	〇・九六	〇・五四	〇・四三	〇・二〇	〇・三八	〇・一一一
同一〇	九八・一九	九九・二〇	〇・八九	〇・五四	〇・四六	〇・一四	〇・四六	〇・一〇八

之を要するに本邦の製絲業は本製絲も玉絲製絲も其戸數の大部は副業として極めて小規模に之を經營するものによつて占められ、專業として之を營むものは戸數に於ては極めて少數であるが、生産額に於ては其大部分を占めて居る、而て此專業經營に於ては經營增大の傾向が極めて明瞭で、殊に器械製絲に於ては巨大經營が增加しつゝあること左表の如くである。

第十五表 （第九次全國製絲工場調査による）

大小＼年次	大正十年	同七年	同四年	明治四十四年	同四十一年	同三十八年
千人繰以上	一〇					
七百人繰以上	二四	六九	四〇	二〇	一五	七
五百人繰以上	五八					

二百人繰以上	二七六	二三八	一二六	一一二	一〇三	七五
百人繰以上	五六五	四九七	三三七	三二二	二九七	二二九
五十人繰以上	七九六	八九二	六一四	六一五	六三一	五八六
十人繰以上	九六四	九八四	一、一四三	一、四二二	一、三三九	一、四二三
計	二、六九三	二、六八〇	二、二六〇	二、四九一	二、三八五	二、三二〇

（ハ）工場制度の採用　大經營の發達は當然工場制度の普及と相伴ふ。大體に於て器械製絲に於ては、戶數の約五割、生絲出來高の殆ど全部が工場制によるものであり、座繰に於ては戶數の殆ど全部が手工業で生絲の出來高の九割は之による。玉絲に在つては戶數の僅に千分の六半が工場制であるが、その出來高は全體の七割を占めて居る。三者を通じて見れば戶數の一分三厘が工場であるが、出來高に於ては手工業の生產額は殆ど問題視するに足り無いのである。左に其推移を表示して、工場制度の普及を明にしよう。

第十六表　（製絲總戶數及同生絲出來高は農商務統計表により製絲工場數及同生絲出來高は第九次全國製絲工場調查による）

年次	種類	戶數及工場數			生絲出來高（貫）		
		製絲戶數	生絲工場數	製絲戶數に對する工場數の百分比	總出來高	工場出來高	總出來高に對する工場出來高の百分比
明治三八	器械	七、七〇七	二、三二〇	三〇・一〇	一、二〇七、一〇八	一、一八四、八二〇	九八・一五 %
	座繰	三五六、六〇〇	九六六	〇・二七一	六三一、九八九	一九八、三七二	三一・三八
	玉絲	四三、五七七	一〇八	〇・二三六 %	一一〇、〇三三	三〇、〇六九	二七・三一
	計	四〇七、八八四	三、三九四	〇・八二	一、九四九、一三〇	一、四一三、二六一	七二・五〇

同四一	器械	七、一七三	二、三八五	三三・二四	一、七七七、六七五	一、六九二、二三四	九五・一九
	座繰	三四八、二三三	六八〇	〇・一九五	七六五、〇五九	八五、二三〇	一一・一四
	玉糸	三五、七一九	一六五	〇・四六一	一六八、七三七	五三、一七二	三一・五一
	計	三九一、一一四	三、二三〇	〇・八三	二、七一二、四七一	一、八三〇、六五六	六七・五一
同四四	器械	五、一〇一	二、四九一	四八・八三	二、三九八、三一四	二、三二六、六一九	九七・〇一
	座繰	三二三、二八〇	九三三	〇・二八八	八二四、二二五	一五二、一七六	一八・四六
	玉糸	四一、九五一	一〇七	〇・二五六	一九二、一〇一	五二、八一四	二七・四九
	計	三七〇、三三二	三、五三〇	〇・九五	三、四一四、六四〇	二、五三一、六〇九	七四・一三
大正四	器械	四、三〇九	二、二六〇	五二・四四	三、一八二、二六九	三、〇一九、三四四	九四・八八
	座繰	二四七、四四五	五二五	〇・二一三	五七四、六四八	七一、三八五	一三・四二
	玉糸	三六、四五五	二三六	〇・六四七	二八八、九二四	一九八、八六六	六八・八二
	計	二八八、二〇九	三、〇二一	一・〇四	四、〇四五、八四一	三、二八九、五九五	八一・三〇
大正七	器械	四、六三九	二、六八〇	五七・七七	四、七三八、二八五	四、七八三、八〇二	一〇〇・九六
	座繰	二〇六、二六七	五四七	〇・二六五	五九〇、三〇三	九三、五八八	一五・八五
	玉糸	四四、八四四	二九六	〇・六六〇	四六六、九五四	三三七、五四六	七二・二八
	計	二五五、七五〇	三、五二三	一・三七	五、七九五、五四二	五、二二四、九三六	八九・九八
大正一〇	器械	五、〇六七	二、六九三	五三・一四	五、二一八、〇四四	五、八七四、〇九四	一一二・五七
	座繰	一七九、四六〇	一八二	〇・一〇一	四八九、七〇〇	五〇、二九九	一〇・二七
	玉糸	五五、三〇一	三六一	〇・六五二	五三一、〇五二	三六三、〇九七	六八・三七
	計	二三九、八二八	三、二三六	一・三四	六、二三八、七九六	六、二八七、四九〇	一〇〇・七八

備考（一）明治三十九年は全國製絲工場調査を缺くを以て三十八年を之に代ふ。（二）工場のみの出來高が工場非工場を合したるものの出來高を超過せるは、二者共に同じく農商務省の調査せるものとして頗る奇異の觀あれど暫く其儘に揭ぐ。（三）一定時期に現存する

製絲工場を設立年度別に分類し、之によつて製絲工場の多數が最近に設立せられたることを示すの一端となす學者があるが、筆者は此の方法に贊し難い。蓋し製絲工場の多數はそれ程存續期間の長いものではない。從つて假に毎年同數づゝ設立せられたとしても、一定時期に於ける設立年度別工場數は、調査年度に近くに伴つて著しく遞增すべきである。故に上記の方法は適當なる論證方法となすことができない。誠に大正七年末現在器械製絲工場中明治十一年より大正六年迄に設立せられた工場が大正十年末に至る期間に消滅した數は左表の如くである。

第十七表

設立年度	大正七年末殘存數	大正十年末殘存數	大正八年―十年の期間に消滅したる數
明治十一年―二十年	一五七	一二六	三一
同　二十一―二十五年	一三四	一〇五	二九
同　二十六―三十年	二〇五	一五二	五三
同　三十一―三十五年	一九九	一四三	五六
明治三十六―四十年	三二七	一七五	一五二
同　四十一―四十五年	五八四	四〇二	一八二
大正　二―六年	九七六	六七〇	三〇六

註　大正七年末殘存數は早川博士著蠶絲業經濟講話一八八頁により、大正十年末殘存數は第九次全國製絲工場調査より筆者の算出したるものによる。

（ニ）企業形態の變化と企業集中　大經營の發達に伴つて、製絲工場の創設經營は、漸く個人の資力の堪へ難き所となり、組合が次第に增加したが、最近に至つては、金融機關、取引機關、原料賣買機關の發達によつて、斯業に伴ふ投機的性質が減少したので、會社殊に株式會社組織によるものが著しく增加した。第九次全國製絲工場調査によれば大正十年六月現在製絲工場中個人企業五割三分弱、會社企業二割七分、

組合企業二割强となつて、會社企業は組合企業を凌駕するに至つた。

會社企業につき明治三十九年以來の統計を示せば左表の如くなる、此期間に製絲戸數は激減したのであるから、會社企業の總戸數に對する割合は著しく増加したことになる。而て拂込資本金及出資金額の一社平均額が増加して居るのは企業增大の傾向を明にするものである。

第十八表（帝國統計年鑑より）

年次	製絲會社數		拂込資本金及出資金額		一社當り拂込資本金及出資金額	
	各年社數	明治三九年に對し	各年金額	明治三九年に對し	各年金額	明治三九年に對し
明治三九	二六三	一〇〇・〇〇%	四、〇三三、四五七円	一〇〇・〇〇%	一五、三三六円	一〇〇・〇〇%
同四〇	二七三	一〇三・八〇	四、四四六、八六五	一一〇・二五	一六、二八八	一〇六・二〇
同四一	二九二	一一一・〇三	四、三八三、九〇一	一〇八・六九	一五、〇一三	九七・八九
同四二	三一五	一一九・七七	四、七九五、二三五	一一八・八八	一五、二二三	九九・三六
同四三	三二四	一二三・一九	五、二四七、三一一	一三〇・〇九	一六、一九五	一〇五・六〇
同四四	三一〇	一一七・八七	五、一六〇、〇七八	一二七・九三	一六、一二五	一〇五・一四
大正一	三〇七	一一六・七三	六、三六一、〇八一	一五七・七〇	二〇、七二〇	一三五・一一
同二	三一四	一一九・三九	五、四六一、三五一	一三五・四〇	一七、三九二	一一三・四一
同三	三一一	一一八・二五	五、七六四、八三一	一四二・九二	一七、九五八	一一七・一〇
同四	三一一	一一八・二五	五、八六三、〇一〇	一四五・三三	一八、二六一	一一九・〇七
同五	三〇二	一一四・八三	六、一八七、七五一	一五三・四一	二〇、四八九	一三三・六〇
同六	三五五	一三四・九八	一三、九一三、八三一	三二〇・一六	三六、三七六	二三七・一九

大正七	三九六	一五〇・五七	一七、〇〇〇、四六七	四二一・四八	四二、九三〇	二七九・九三
同　八	四七九	一八二・一三	四九、九八七、三〇七	一、二三九・二九	一〇四、三五七	六八〇・四七
同　九	五八三	二二一・六七	一一三、四六四、〇〇〇	二、七八八・二二	一九二、九〇六	一、二五七・八六
同一〇	六一〇	二三一・九三	一〇二、九二七、一一一	二、五五一・八三	一六八、七三三	一、一〇〇・一三

最近に至つては形態の變化に伴つて企業集中及巨企業增加の傾向が著しくなつた、片倉製絲紡績株式會社は拂込資本金二千五百萬圓、郡是製絲株式會社は同千二百九十二萬五千十二圓の巨大企業である、紡績界の重鎮鐘紡も亦斯業に手を染むるに至つた。左に八大製絲企業の所有する釜數と全國器械製絲總釜數とを對比せるもの、及び一種のカルテルたる岡谷同盟所屬工場釜數の增加率と全國器械製絲總釜數の增加率とを增比せるものとを揭げて、其例證としよう。

第十九表　（大正十年全國器械製絲釜數二八七、二八七）

名稱	釜數	全國總釜數に對する百分率	名稱	釜數	全國總釜數に對する百分率
片倉	一六、〇六一	五・五九%	依田社	四、二三〇	一・四七%
山十組	一三、二九三	四・六三	岡谷製絲	三、四九六	一・二二
小口組	六、六七九	二・三二	林組	三、八八三	一・三五
郡是製絲	五、六七五	一・九八	尾澤組	二、八四六	〇・九九

第二十表

年次	釜數 全國器械製絲釜數	釜數 岡谷同盟所屬工場釜數	全國總釜數に對する岡谷同盟釜數百分比
大正四	二〇五、五八八	四五、三六二	二二・〇六
同五	二二四、五六九	四九、三九八	二二・〇〇
同六	二六二、八六四	六〇、三四八	二二・九六
同七	二七五、七六〇	六四、一二八	二三・二六
同八	二七七、四二七	六七、四二六	二四・三〇
同九	二八五、一四七	七四、四八八	二六・一二
同一〇	二八七、二八七	七六、〇〇九	二六・四六

備考　大正三年以前は全國釜數不明なるを以て略す。

形態に關し最後に一言すべきは副業的組合製絲の變遷である、同じく組合製絲でも專業組合製絲は、勞働問題から見ては當初から會社組織企業と何等異る所はないが、副業的組合は其の趣を異にして居た。此種の組合は養蠶業發達せるも製絲業未だ之に伴はず、且交通不便にして產繭の販賣不便なる地方に起つたものであるが、其第一期は所謂舊南三社式のもので、自家の產繭を自家の勞力で繰絲し、小枠を組合の再繰場に送つて揚返した上共同販賣をなしたものである。此場合に揚返組合は前貸制工業に於ける商業者の職能をも兼ねて居た、而て此種のものは明治四十年頃を發達の頂點とする、其後の經濟界の發展は此種のものをして適合性を失はしめた、各自の家で、座繰製絲の技術的連合たる七輪どり等を採用して繰絲して居るのは、時代の要求と合致しなくなつた、茲に於てか所謂新南三社式の組合が起つた、是は共同に器械製絲工場を設立し、此に於て自家の原料を自家の勞力にて繰絲するものである、此種のものは製品の

品質の齊一に於て前者にまさり、且其生產量も增加したが、或は出資金高と繰絲釜の利用率に於て、或は原料繭產出量と繰絲勞力の供給量に於て、平行を缺く場合が多く、更に第三種の經營法に移るに至つた。第三種は之を伊那式と稱し各自の產繭を一定鑑別し全部を混合して雇傭勞働者に繰絲せしめ、生絲賣上金を供給原料繭の量と質とに按分するものである。最近には更に此種の組合が更に聯合會を組織し大企業の利益を享受せんとして居る、之を信濃社式と稱する。

是によつて見れば、勞働問題から見て意味有るのは、第二期迄である、蓋し近時の勞働問題の眞の原因は生產手段と勞働力との分離にありと看らるゝに、第二期迄は此分離が無いからである、之に反し第三、第四種は唯養蠶家が自家の利益を擁護すべく製絲業を兼營せるものに過ぎず、是に雇傭せらるゝ勞働者の位置は、他の資本主義企業に於けると毫も差異を見ないのである、要するに副業的組合製絲も、今や勞働問題上特殊の意味を有するものは、極めて少數となつたのである。

（ホ）分業の發達　　製絲業は其生產技術上比較的分業の採用に適しないが、猶ほ其趨勢の存することは否定できない。第一には煮繭分業であるが、沈繰法の發達と共に急速に普及するに至つた。然し其設備の爲には可なりの金額を固定せしめなければならないのと、小工場に對しては現在考察せられて居る煮繭器の能力が大き過ぎて一日の大部分は遊ばせて置く樣になるので、其採用は大工場に限られて居る、而て之が採用は生產費の節約を來たし、大工場の地位を益々有利ならしめて、大經營化を促進して居るのである。

第二に索緒分業であるが、之は未だ極めて小數の工場に實行せられて居るに過ぎない、筒井製絲所（德島縣麻植郡鴨島町所在）は其一釜當り生產高の大なる點に於て本邦に冠たるものである、其原因としては原料の處理其他の佳良なることもあるが、索緒分業の與つて力あることは疑ふべからざる處であらう。而て此方法は從來小規模の經營にのみ適するものと看られて居たが、鐘紡は彥根工場に試みて成功の緒について居る樣である、かくて大經營にも適することが證明せられたならば、其の製絲業に及ぼす影響は尠からざるものが有らう。

三、工場數及職工數

製絲業の全戶數は約二十四萬を算するも、其大部分は農家の副業として手工業的に經營せらるゝこと前述の如くである。然るに本調査は主として近代的產業組織の下に主職業とし營まるゝ產業の勞働事情を明にせんとするものであるから、之等手工業的のものを除くと、調査客體は著しく減少する。卽ち大正十一年七月末の工場法適用製絲工場數及其職工數は工場三〇七三、職工三五九三二五を示すに過ぎない、然し之れを全適用工場數二六一六八及其職工數一四九三六三六と對比すれば、工場數に於て一割二分弱、職工數に於て二割四分强を占め、農商務省に於ける工場分類の中で、一種にして此の如き大なる割合を占めるものは他に無い。

更に進んで之等の工場の地方的分布、大小、寄宿舍の有無、職工の體性年齡別構成等を示せば左の如く

になる。

（イ）地方的分布

第二十一表（大正十年末現在、工場統計表による、職工平均五人以上を使用する工場、原動機又は電動機を使用する工場及工場法施行令第三條に掲ぐる事業を營む工場）

道府縣	工場數		職工數					
			男		女		計	
	工場數	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
長野	七五三	二〇・六四	八、四三〇	三一・二五	八〇、一一八	二七・四八	八八、五四八	二七・八〇
愛知	四二七	一一・七〇	二、五八三	九・五八	二七、九八二	九・六〇	三〇、五六五	九・五九
群馬	四〇七	一一・一五	二、一六七	八・〇三	二六、九七七	九・二五	二九、一四四	九・一五
埼玉	六九	一・八九	一、四五七	五・四〇	一四、一六六	四・八六	一五、六二三	四・九〇
山梨	二三七	六・四九	一、三〇三	四・八三	一二、五〇七	四・二九	一三、八一〇	四・三四
岐阜	二〇五	五・六二	一、一三〇	四・一九	一一、三一六	三・八八	一二、四四六	三・九一
福島	六五	一・七八	九三八	三・四八	九、六六六	三・三一	一〇、六〇四	三・三三
愛媛	一三八	三・七八	五七〇	二・一一	八、九六九	三・〇八	九、五三九	二・九九
山形	八七	二・三八	六二一	二・三〇	八、四八一	二・九一	九、一〇二	二・八六
三重	一四七	四・〇三	四五八	一・七〇	六、五一八	二・二四	六、九七六	二・一九
其他	一、一一四	三〇・五三	七、三一九	二七・一三	八四、八九一	二九・一一	九二、二一〇	二八・九五
計	三、六四九	一〇〇・〇〇	二六、九七六	一〇〇・〇〇	二九一、五九一	一〇〇・〇〇	三一八、五六七	一〇〇・〇〇

之によれば長野縣は群を拔いて多く、工場に於て二割强、職工に於て二割七分を占めて居る、而も長野以外の他府縣の工場中にも、所謂諏訪系の工場が可なりあつて、之等は獨特の辛辣な經營振りを發揮して

居るから、勞働事情の研究上、所謂信州製絲の工場は頗る重きを爲すものである。之に次いで群馬愛知が各々約一割を示し、長野以下十縣で全國の約七割を占めて居る、此の如く地方的分布が偏せることは、勞働需給の地方的であること(後述)と相俟つて、勞働市場の情勢を、地方的に著しく異らしめて居るのである。

(ロ)工場の大小

第二十二表 (前表に同じ)

職工數	工場		職工	
	工場	百分比	人員	百分比
五人未満	五二	一・四三	一七一	〇・〇五
五人以上十五人未満	四七二	一二・九四	三、三七九	一・〇六
十人以上十五人未満	二八六	七・八四	三、六二一	一・一四
十五人以上三十人未満	六五〇	一七・八一	一五、四七八	四・八六
三十人以上五十人未満	六六七	一八・二八	二七、三三五	八・五八
五十人以上百人未満	七三六	二〇・一七	五四、九五九	一七・二五
百人以上五百人未満	六八六	一八・八〇	一三九、七〇〇	四三・八五
五百人以上千人未満	八八	二・四一	五九、二二二	一八・五九
千人以上	一二	〇・三二	一四、六八四	四・六一
計	三、六四九	一〇〇・〇〇	三一八、五四九	一〇〇・〇〇

之によれば職工百人以上を使用する工場に於ける職工數は、全職工數の約六割七分に當る、之れを紡績

業に於て、職工の九割以上は職工五百人以上を使用せる工場に集中せること（同じく大正十年度工場統計表より算出す）に比較すれば、格段の相違であるが、工場統計表の調査對象たる全工場に於ける職工總數中、其五割一分が職工百人以上を使用する工場に在るに過ぎぬ事實と對比すれば、製絲業の大工場集中は一般工業に優るとも劣らないことを知り得よう。

（ハ）體性及年齢別職工數

第二十三表（大正九年現在、工場統計表にある、職工平均五人以上を使用する工場）

年齢	男工		女工		計	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
十五歳未滿	一、三一五	五・九三	三九、〇三四	一三・四八	四〇、三四九	一二・九四
十五歳以上二十歳未滿	七、一二一	三二・一〇	一四四、四五四	四九・八八	一五一、五七五	四八・六一
二十歳以上	一三、七四八	六一・九七	一〇六、一三四	三六・六四	一一九、八八二	三八・四五
計	二二、一八四	一〇〇・〇〇	二八九、六二二	一〇〇・〇〇	三一一、八〇六	一〇〇・〇〇

備考　大正十年工場統計に於ける年齢階級の構成法は玆に引用するの妥當ならざるを以て大正九年を以て之に代ふ。

之によれば女工は全職工の九割三分弱を占めて居る、而も其又六割二分は二十歳未滿の妙齢の子女であることは、製絲業の勞働問題より見たる特質を明に示唆するものである、進んで其の細別を長野縣の製絲工女について見れば左の如し。

第二十四表（大正十年五月末）

年齢	人員	百分比	年齢	人員	百分比	年齢	人員	百分比
算年 十三	三、〇一三	三・五	二十	七、一一〇	八・二	二十七	一、〇五三	一・二
十四	六、六二八	七・七	二十一	五、四五三	六・三	二十八	八六四	一・〇
十五	七、四四九	八・七	二十二	四、五七三	五・四	二十九	六七五	〇・八
十六	七、六〇三	八・八	二十三	三、五二四	四・一	三十	六九八	〇・八
十七	八、八八九	一〇・三	二十四	二、六七四	三・一	三十一以上	四、九一一	五・八
十八	八、七八八	一〇・二	二十五	二、二〇〇	二・六			
十九	八、五〇一	九・九	二十六	一、三七一	一・六			

更に繰絲工と其他の工女に分つて見れば左の如し。

第二十五表 （大正九年末現在、調査工場二十二工場）

年齢	繰絲工女 人員	繰絲工女 百分比	束装揚返其他 人員	束装揚返其他 百分比	計 人員	計 百分比
十二歳以上	二九一	三・〇三	二六	二・一九	三一七	二・九四
十三歳同	五二九	五・五一	六八	五・七三	五九七	五・五四
十四歳同	八五〇	八・八六	一六二	一三・六五	一、〇一二	九・三九
十五歳同	九二一	九・六〇	一一九	一〇・〇三	一、〇四〇	九・六五
十六歳同	九九八	一〇・四一	九四	七・九二	一、〇九二	一〇・一三
十七歳同	九八一	一〇・二三	九〇	七・五八	一、〇七一	九・九四
十八歳同	八五六	八・九三	一三四	一一・二九	九九〇	九・一九
十九歳同	八一七	八・五七	七五	六・三二	八九二	八・二八
二十歳同	六三二	六・五九	六八	五・七三	七〇〇	六・四九

二十一歳以上	五六八	五・九二	五二	四・三八	六二〇	五・七五
二十二歳同	四五〇	四・六九	四〇	三・三七	四九〇	四・五五
二十三歳同	三七四	三・九〇	三六	三・〇三	四一〇	三・八〇
二十四歳同	二六三	二・七四	二三	一・九四	二八六	二・六五
二十五歳同	一八八	一・九六	一二	一・一〇	二〇〇	一・八六
二十六歳同	一五三	一・六〇	一七	一・四三	一七〇	一・五八
二十七歳同	一一〇	一・一五	九	〇・七六	一一九	一・一〇
二十八歳同	七三	〇・七六	一〇	〇・八四	八三	〇・七七
二十九歳同	八六	〇・九〇	一二	一・一〇	九八	〇・九一
三十歳同	一四三	一・四九	七一	五・九八	二一四	一・九九
三十一歳同	五〇	〇・五二	八	〇・六七	五八	〇・五四
三十二歳同	二七	〇・二八	五	〇・四二	三二	〇・三〇
三十三歳同	三〇	〇・三一	一	〇・〇八	三一	〇・二九
三十四歳同	一二	〇・一三	四	〇・三四	一六	〇・一五
三十五歳同	二四	〇・二五	四	〇・三四	二八	〇・二六
三十六歳同	一四	〇・一五	一	〇・〇八	一五	〇・一四
三十七歳同	二四	〇・二五	五	〇・四二	二九	〇・二七
三十八歳同	一八	〇・一九	四	〇・三四	二二	〇・二〇
三十九歳同	一二	〇・一三	三	〇・二五	一五	〇・一四
四十歳同	八	〇・〇八	二	〇・一七	一〇	〇・〇九
四十一歳同	一二	〇・一三	三	〇・二五	一五	〇・一四
四十二歳同	一五	〇・一六	一	〇・〇八	一六	〇・一五

四十三歳以上	一六	〇・一七	五	〇・四二	二一	〇・一九
四十四歳同	九	〇・〇九	三	〇・二五	一二	〇・一一
四十五歳同	一一	〇・一一	三	〇・二五	一四	〇・一三
四十六歳同	七	〇・〇七	二	〇・一七	九	〇・〇八
四十七歳同	一〇	〇・一〇	三	〇・二五	一三	〇・一二
四十八歳同	二	〇・〇二	｜	｜	二	〇・〇二
四十九歳同	二	〇・〇二	二	〇・一七	四	〇・〇四
五十歳同	一	〇・〇一	三	〇・二五	四	〇・〇四
五十二歳同	一	〇・〇一	一	〇・〇八	二	〇・〇二
五十三歳同	一	〇・〇一	一	〇・〇八	二	〇・〇二
五十四歳同	｜	｜	一	〇・〇八	一	〇・〇一
五十五歳同	｜	｜	一	〇・〇八	一	〇・〇一
五十七歳同	｜	｜	一	〇・〇八	一	〇・〇一
六十歳同	｜	｜	一	〇・〇八	一	〇・〇一
六十一歳同	｜	｜	一	〇・〇八	一	〇・〇一
六十二歳同	一	〇・〇一	｜	｜	一	〇・〇一
合計	九、五九〇	一〇〇・〇〇	一、一八七	一〇〇・〇〇	一〇、七七七	一〇〇・〇〇

之によれば十四歳以上二十歳未滿の者が最も多く、中でも十六歳以上十七歳未滿の者は全員の一割以上を占めて居る、十六七歳の少女が事業の中堅を爲すを知らば、一種の感なきを得まい。一方老年者を見るに、繰絲以外の者に多い、之れは多くは選繭工として働けるものであるが、繰絲に於ても尙ほ、五十二歳を超ゆるものが三人あるを見る。

(ニ)寄宿舍の有無による工場數及通勤寄宿別職工數

第二十六表（大正八年末工場法適用工場 第四回工場監督年報より）

寄宿舍有無	工場數	百分比
有	二、五二九	八三・五二
無	四九九	一六・四八
計	三、〇二八	一〇〇・〇〇

第二十七表（同上）

寄宿又は通勤	男工		女工		計	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
寄宿	二三、八四七	八三・四四	二二八、七八七	七六・七一	二五二、六三四	七七・三〇
通勤	四、七三二	一六・五六	六九、四四九	二三・二九	七四、一八一	二二・七〇
計	二八、五七九	一〇〇・〇〇	二九八、二三六	一〇〇・〇〇	三二六、八一五	一〇〇・〇〇

之を紡績業に對比するも、なほ製絲の方が寄宿舍ある工場の割合、及び寄宿工の割合が多い。（社會政策時報第二十八號所載紡績業勞働事情參照）況んや其他の工業と比較すれば、寄宿工の多きこと同日の比でない、殊に男工の八割三分が寄宿工なるが如き、むしろ一種の奇現象とも云ふべく、望ましからざる事態と謂はねばならぬ。

尙本章を終るに當り一言附記して置きたいのは、實査の客體を器械製絲の大工場に限つたことである。

小工場及玉絲工場は必要なる限度に於て瞥見したにすぎない。之れは客體自體の重要さにも因ると共に、調査の便宜上蓋し已むを得ざるに出でたのである。

第二　雇傭狀態

一、雇入

イ、募集難

主要製絲地方に於ける工女募集難は紡績業に優るとも劣らない。其原因の主たるものは、恐らくは左の各項に歸せしめ得よう。

(一)工女の供給不足せること

更に之を細別すれば左の如くである。

一　最近器械製絲及玉絲製絲に於ける釜數の増加は頗る顯著で之に伴ふ工女需要の激增は、その供給の増加を凌駕する傾があつた。

第二十八表　（農商務省統計表より）

年次	器械製絲釜數	玉絲製絲釜數
大正四年	二〇五、五八八	五五、八三六
同　五年	二二四.五六九	六二、七二二
大正六年	二六二、八六四	六七、五九一
同　七年	二七五.七六〇	六九、〇〇三

大正八年	二七七、四二七	七四、七二六
同九年	二八五、一四七	八五、七七三
大正十年	二八七、二八七	八三、六七三

二　工女の供給を制限する原因として左の如きものがある。

(イ)技術の習得に長日月を要し當初不熟練の間の賃銀は甚だ低い(後章賃銀の項參照)。從つて初めから相當の賃銀が得らるゝ他の工業に赴き易い、又素質の之に適せざる爲め相當年月を經ても熟練工となり得ず低い賃銀を支給せらるる者は他の工業に轉じ易い。(ロ)季節により收入の差があり且一年中の勞働日數が少い爲に、假令一日當りの賃銀は高くとも、收入が不安定で且年收は必しも多くない、故に此點から、他の工業を選ぶものが比較的多い。(ハ)就業時間が長く作業の監督は極端に嚴格であり、其他一般に職工の福利施設が甚だ幼稚であるから、紡績織物等の大工場を選ぶ者が相當にある。(ニ)企業家が目前の利害に沒頭して職工の養成を怠つた傾がある。

(二)每年の募集數が多いこと

前述せる如く職工數が他の工業に比して多いのみならず、雇傭期間は一年を原則とし每年更新の必要があるから、每年の募集數は著しく多くなる。

(三)募集時期が一時なること

募集數が同じでも、一年中に均等に配分せらるゝのと一時に行はれるのとでは、募集の難易に著しい差

異を生ずるのは明である。製絲業では年末に解雇し直に募集に着手する工場が多數を占めて居る、從つて十二月から一二月にかけての募集競爭は酷烈を極めるに至る。

以上は一般製絲業に就て述べたものであるが、此に注意すべきは斯業の勞働需給關係は未だ地方的の範圍を脱せないから、地方によつて募集に著しく難易があることである。例を二大製絲縣たる長野、愛知に採つて見ると、何れも縣内職工が半數以上を占め、殘りの大部分は隣接縣の出身者たること左表の如くである。

第二十九表　長野縣工場法適用工場職工出身府縣別調（大正十一年末）

出身府縣	男 人員	男 百分比	女 人員	女 百分比	計 人員	計 百分比
長崎	九、四四九	七六・三五	六七、一四三	七六・三九	七六、五九二	七六・五七
新潟	一、四一五	一一・四三	七、七九〇	八・八九	九、二〇五	九・二一
山梨	五三〇	四・二八	八、二五二	九・四二	八、七八二	八・七八
岐阜	三三三	二・六九	一、八八〇	二・一五	二、二一三	二・二一
富山	二四七	二・〇〇	一、二〇一	一・三八	一、四四八	一・四四
群馬	七八	〇・六四	八七二	〇・九九	九五〇	〇・九五
愛知	一七	〇・一四	八四	〇・〇九	一〇一	〇・一〇
埼玉	一四	〇・一二	二五	〇・〇三	三九	〇・〇四
靜岡	三八	〇・三〇	六九	〇・〇八	一〇七	〇・一一
其他	二五五	二・〇五	三四二	〇・三八	五九七	〇・五九

計	一二、三七六	一〇〇・〇〇	八七、六五八	一〇〇・〇〇	一〇〇、〇三四	一〇〇・〇〇

註　本表は全適用工場職工に關するものであるが、非製絲職工は男工に於て一割五分、女工に於て一分五厘、男女合計に於て四分に過ぎないから此點は無視しても大過ない。

第三十表　愛知縣工場法適用製絲工場職工出身府縣調　（大正九年末）

府縣	男 人員	男 百分比	女 人員	女 百分比	計 人員	計 百分比
愛知	一、〇八七	六四・八〇	一五、二四四	五四・六二	一六、三三一	五五・二〇
岐阜	一三三	七・九三	四、五八一	一六・四二	四、七一四	一五・九三
靜岡	一八〇	一〇・七三	三、八八二	一三・九一	四、〇六二	一三・七三
三重	四一	二・四四	七三五	二・六三	七七六	二・六二
長野	三四	二・〇三	四九九	一・七九	五三三	一・八〇
其他	二〇二	一二・〇七	二、九六四	一〇・六三	三、一六六	一〇・七二
計	一、六七七	一〇〇・〇〇	二七、九〇五	一〇〇・〇〇	二九、五八二	一〇〇・〇〇

第三十一表　埼玉縣大正十二年春挽入場製絲職工出身府縣調

出身府縣	男 人員	男 百分比	女 人員	女 百分比	計 人員	計 百分比
埼玉	四九七	三〇・九五	三、五六〇	二〇・四三	四、〇五七	二一・三二
山梨	一八七	一一・六四	四、一七九	二三・九八	四、三六六	二二・九三
長野	四二三	二六・三四	三、一六四	一八・一五	三、五八七	一八・八四
群馬	一〇六	六・六〇	二、一六七	一二・四三	二、二七三	一一・九四

茨城	—	—	六	○・○三	六	○・○三
千葉	—	—	三九	○・二二	三九	○・二○
東京	一	○・○六	三七	○・二一	三八	○・二○
其他	三九二	二四・四一	四、二七九	二四・五五	四、六七一	二四・五四
計	一、六〇六	一〇〇・〇〇	一七、四三一	一〇〇・〇〇	一九、〇三七	一〇〇・〇〇

尙此の如く勞働市場の狹隘なる一例證として、鳥取縣に起つた事實を擧げることが出來る。同縣は由來工女の供給相當潤澤であつたが、大正六年片倉組が上井町に工場を設くるや、諏訪式の手腕を發揮したので勞働市場は忽ち混亂に陷り、爲に東伯蠶絲同業組合及鳥取縣蠶絲同業組合聯合は終に意を決して、工女登錄制度を布くに至つたのである。

上述するが如く、地方に依つては工女の不足甚しきものあるに加へて、熟練工を得るの成否は事業浮沈の係る處であるから其爭奪の猛烈なること想像に餘あり、延いて弊害の及ぶ測るべからざるものがあるが先づ募集方法を述べて之に及ぶを可とするであらう。

ロ、募集方法及費用

募集方法は大別して工場募集、出張募集の二とする。

工場募集は謂はゞ工場を根據地とする消極的方法とも稱すべきもので、就業中の職工をして周旋せしめ或は小學校又は地方有力者と聯絡を執り工女志望者を見出し、多くは文書で就職を勸誘するに止る方法で

あるから、結局職工供給の比較的豐富な地方か、又は工場附近の子女を備入すれば足る小工場であるか、若は工場の勢力が一地方を風靡して居る場合等でなければ、所要人員を充すことが出來ない。例へば郡是製絲株式會社に於ては、各地の分工場に就ては出張募集を行はざるを得ないが、本社工場に於ては此方法に依つて所要數を充して居る。從つて其費用の如きも合格者一人當り六、七圓に過ぎない。日本正準製絲株式會社（福島縣伊達郡）の如きも主として此方法により大正九年度に於ては約七百人を募集するに三千圓を費したるのみ、卽ち一人當り四圓三十錢に過ぎなかつた。

出張募集は多くの大工場の採用する所で、相當遠隔の地に現業員を派し、地方人士を募集從業員として使役して職工を募集するものである。此際有力なる工女をして募集に助力せしむるは最も有効なりと云はれて居る。相當纏つた人數を募集する場合には、旅舍其他適當の場屋を選んで募集事務所とし、現業員及募集從事員は之に寢食して募集に從事し、契約を締結し、更に開業期に至れば引き揚げと稱し現業員が再び出張して工女を引率して工場に歸來する。或は數箇工場聯合して團體輸送を爲すこともある。

募集從事員の數は甚だ多い、岐阜縣の例を以てすれば縣外出稼職工と從事員との割合は左の如くになる。

第三十二表

年次	出稼職工 男	出稼職工 女	出稼職工 計	募集從事員許可數 人員	募集從事員許可數 從事員一人當り出稼職工數
大正七年	二、三七四	一一、九三五	一四、三〇九	四、四七四	三・一九
同八年	三、八四一	一三、五〇八	一七、三四九	四、三六五	三・九七
同九年	三、八八〇	一三、七四二	一七、六二二	四、五〇〇	三・九一
同十年	四、三七七	一三、四四四	一七、八二一	三、二六五	五・四五

費用を分てば旅費、饗應費、贈物費、募集員手當となる。旅費は工場より派遣せる職員並に地方にて雇入たる從事員の用務上の往來の爲の旅費及び職工の入退場の際の旅費であるから、工場と募集地との距離募集人員の多寡、出張日數の如何等によりて大に異る。饗應費贈物費は本來なかるべき費用である、多くの組合及び同盟は此種の行爲を禁じて居る。然し事實に於て此の種の費用が相當に嵩むことは否定できない。大正八年末募集の時には、九年にも絲價が高値を持續するものと考へた爲め、熟練工に對し百圓位を贈與（之を移轉料と稱す）した工場もある。然るに九年三月悲況に陥るや、其中の或る工場は贈物として支給した金額を前貸金として支給したものとして工賃より償却せしめんとし、爲に工女との間に紛議を惹起したのである。

募集員手當は募集從事員に對する報酬で、募集人員一人につき最低三圓位から二十五圓位迄のものである。工場より出張した現業員に對しては此の如く報酬は與へず、期末に至り賞與を支給する際に募集成績

を考量中に入れて其額を決定するものが多い。

此の如き内容を有する募集費の總額は、各種の關係で可なり高低があるが、大體十圓乃至五十圓位の見當である樣である。尤も新設工場が新に地盤を開拓する場合なぞには百圓を超えることがある。例へば郡是製絲株式會社の如きは、本社工場の募集費は前揭の如く少額であるのに、大正八年末に創業した舞鶴工場の如きは、富山縣より募集せる約百名の熟練工に對する募集費は平均一人百四十圓の多きに上つた。左に長野及埼玉の統計を示す。

第三十三表　長野縣製絲工場職工募集費調

年次	調査工場數	一人當最低	同最高	同平均
大正九年	六二三	円九・〇〇	円六六・〇〇	円二七・六八
同十年	四五五	四・八五	三一・九六	一四・七六
同十一年	四五五	四・五〇	三三・二〇	一四・六〇

第三十四表　埼玉縣製絲工場職工募集費調

年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
調査工場數	二九	四一	五七	五〇
一人當り金額	円三三・八三	円一四・六二	円一九・五〇	円一九・二六

上記の二表によれば、景氣の如何によつて如何に募集費に高低を生ずるかが明である。而て募集費目中此種の原因で多寡を生ずるものは、饗應費及贈物費であるから、又間接に此種の費目が募集費の相當部分を占むることを證明するものと見ることが出來る。

募集時に支出すべき費用に此他に前貸金がある。製絲工業も次第に基礎が鞏固となつて、賃銀を踏倒す工場は殆ど跡を絶つたし、又工場法に依つて、兎も角も毎月賃銀を支拂はれることとなつたから、昔時の樣に賃銀支拂の保障としての前借金は其必要を見なくなつたが、工女側の目前の打算よりすれば、前借をすることは有利でもあり、又必要でもあるので、工女側は勞働需給關係上優勢の地位に在るのを利用して前借金を要求する、或は寧ろ父兄が之を要求せしめると云つた方が適當かも知れない。工場側も募集不能を虞れて厭や〳〵之に應じて居るのである。尤も或る場合には足留策として工場側から積極的に前貸することも絶無ではない。前貸金の金額は募集難の地方では五十圓位を普通とする。上例にならひ、長野及埼玉の統計を掲げる。

第三十五表　長野縣製絲工場職工前貸金調

年次	調査工場數	一人當り最低	同最高	同平均
大正九年	六二三	円 一八・三〇	円 九四・一〇	円 五一・四四
同十年	四五五	五・〇〇	一八〇・〇〇	三三・七三
同十一年	四五五	五・〇〇	一五〇・〇〇	三七・二七

第三十六表　埼玉縣製絲工場職工前貸金調

年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
調査工場	三一	四一	五七	五〇
一人當り前貸金	四三・八三	二四・八一	三六・一〇	四一・八三

上掲の二表も亦、事業の景氣如何によつて前貸金額が加減せらるゝことを示して居る。然しすべての工女に前貸をなすものではない、上掲埼玉縣の例をとれば、其割合は左表の如くである。

第三十七表

大正十年	前貸をなしたる人員	九二・一%	同爲さざる人員	七・九%
同十一年	同	九二・九	同	七・一

之に依れば九割强が前貸を受けて居るが、埼玉縣は縣外より募集する數が多く且爭奪の激甚なる地方であるから此率は普通より高く、熟練工に對する前貸金の額も亦多い、大正十二年度に於ては四百八十圓と云ふ驚くべき多額の前貸を受けた職工がある。筆者が各地の代表的工場十五を選んで調査した結果は左の如く之よりも低くなつて居る。尙此表は養成工については、前貸をなす人員も金額も少きことを示して居る。

第三十八表　製絲女工前貸金（大正九年度）

項目	普通工	養成工	計
募集人員	一〇、五九一	八七九	一一、四七〇
前貸を爲したる人員	八、四三四	五九二	九、〇二六
同上百分比	七九・六%	六七・三%	七八・七%
前貸を爲さざる人員	二、一五七	二八七	二、四四四
同上百分比	二〇・四%	三二・七%	二一・三%
前貸金總額	二〇六、二一八・八五円	六、〇五八・八〇	二一二、二七七・六五
前貸を爲したる人員に對する前貸金一人當り	二四・四五	一〇・二三	二三・五二
募集總人員に對する同上	一九・四七	六・八九	一八・五一

前貸金は工賃によりて月々辨濟せしめる。此場合には利子を附せざるを普通とし、完濟に至らずして就業を中止するか、或は全然就業せざる場合には、八分乃至一割五分位の利子を徴收されるのを常として居たが、最近には工賃を以て辨濟する場合にも利子を附せしむる工場が多くなつた。長野縣當局は此點に鑑み、此場合の利率は、職工の貯金に對して工場の附する利子歩合と同一たらしめんことを企畫して居る樣である。

上述の如く競爭の激烈なる結果は、契約はしても實際入場しない者を增加せしめた。不入場者中には勿論病氣其他已むを得ざる事由に因る者も有るが、相當の部分は二重契約の結果と思はれる。不入場者に關する埼玉縣の統計を示せば左の如し。

第三十九表

年次	調査工場數	契約數	不入場者數
大正九年度	三一	一八、八三七	三、〇八八
同　十年度	四一	一七、八三四	五、三〇六
同　十一年度	五七	二〇、三六八	三、二六八
同　十二年度	五〇	二一、四四九	二、四一二

尙各地の工場二十を選び、筆者の調査した結果は左の如し。

第四十表（大正九年度）

項目	普通工	養成工	計
契約數	一〇、八九六	一、三八五	一二、二八一
不入場者數	一、二三五	二五九	一、四九四
不入場率	八・五八%	一八・七〇%	一二・一七%
入場率最低の工場	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
同　最高の工場	六六・六七	二九・六三	六〇・二八

此の如きを以て、相當數の不入場者を見越して契約數を多くして置かねば、釜の全部を充すことが出來ない。輪番休業制を採る工場では猶更である。諏訪系工場に於ては、從來一釜に對し、一人二、三分を見込んで居たが、近來は一人五、六分とする必要あるに至つたと云ふ。

二重契約數は到底之を知り難い。唯岡谷同盟の記錄によれば每年の新登記五萬件內外に對し、二重契約の爲め爭となるもの五百を超ゆるを常として居る。嚴重な登錄制度に依つて二重契約其他を防いで居る該同盟に於てすら、紛爭を惹起するものだけで、此の如く一%を超ゆるとすれば、其他の場合に於ける率は可なり高いものと想像される。

ハ、募集上の弊害と其の對應策

上來縷述せる處に依り、之より如何なる弊害を惹起すべきかは、容易に察知せられよう、其主なるものを擧ぐれば左の如くである。(一)多額の費用を要すること(紡績業勞働事情參照)。(二)職工の移動率を高むること(同上)。(三)工女及其父兄の不德を惹起すること、工女及其父兄は、此の如き事情に乘じ目前の利益を得んが爲に契約を無視し、又は事實を僞りて契約を爲すものを生ずる、又工女自身之が爲に、風紀上面白からぬ狀態に陷る事が少くない。

これ等の對應策は(一)第三者の施設、(二)當事者の施設の二に分ち得る。

(一)第三者の施設は更に各府縣の取締及公益職業紹介所の活動の二となる。

(イ)各府縣に於ける取締の要點は募集從事員に關する制限と募集手續に關する監督の二點に歸する。けだし直接募集の衝に當る從事員の素質は募集上の弊害の多少を決定する要素であるのに、現在の從事員、もしくは從事員たらんとする者の中には好ましからざる者の多いことは、否定しがたい事實である。一例

をあぐれば岐阜縣に於て募集從事員が處罰せられた件數は大正七年二十二件、八年百七十四件、九年二百六十二件、十年九十四件に上つて居て、前掲の從事員人員に比し相當の數を示す。而も之は處罰せられた數に過ぎない、此背後には之に數倍せる背德不法の行爲の潛めるを思はしめる。此の如きが故に募集從事員たらんとするものゝ資格に條件を附し、或は其人員を適當に制限するのは極めて必要なる取締方法である。而して此等をして詐術を用ひる事無からしめんが爲に一定の募集手續を採らしむるのであるが之等の詳細は各府縣令に明であるから割愛する。

(ロ)公益職業紹介所の活動は、ほゞ紡績業に於けると均しい(紡績業勞働事情參照)。公益職業紹介所に於ける大正十年七月より大正十一年六月に至る取扱件數は左の如くである。

第四十一表　(中央職業紹介局季報に依る)

項目	總件數 男	總件數 女	總件數 計	製絲工件數 男	製絲工件數 女	製絲工件數 計
求人	三三九、六八五	五三、八三四	三九三、五一九	五三二	一、四九三	二、〇二五
求職	三三七、〇二八	一七、二五〇	三五四、二七八	二八一	七一	三五二
就職	一五九、一〇九	九、〇三五	一六八、一四四	二〇七	二七	二三四
求人對求職	一〇〇・七九	三一二・〇八	一一一・〇七	一八九・三二	二〇二・八一	五七五・二八
就職對求職	四七・二一	五二・三七	四七・〇六	七三・六六	三八・〇二	六六・四七

然るに、一方同期間に於ける工場法適用製絲工場職工移動數は左の如くである。

第四十二表（農商務省職工移動調に依る）

項目	男	女	計
解雇	二〇、六三五	二一九、八三三	二四〇、四六八
雇入	二六、五七七	二六二、九六五	二八九、五四二

之を前表と對照すれば、公益職業紹介所は未だ製絲工の需給に殆ど影響を及ぼさゞるを知ると共に、前表に於ける求人求職就職の關係に依つて、製絲業に於ける勞働力不足の一端を窺ふことが出來る。要するに所謂募集方法に多大の拘制を加へ、同時に紹介所の普及を圖り、且其の積極的活動を見ざる限り、農村に散在せる工女志望者が、未だ紹介所の門を潜るの意を生ぜざる内に、早くも募集員に依つて拉し去らるの現狀を打破することは得て望み難しと謂はねばなるまい。

(二)當事者の對應策

(イ)雇主關係の措置　製絲業に於ける勞働市場は職工側に有利な場合を生じて來たこと前述の如くである。此に於て製絲家は、相結合して一體となり、以て職工に當るの策を案出した、それは卽ち工男女登錄制度であつて、各工場の雇入れた職工を組合の帳簿に登錄し、以て相犯すこと無からしめんとするものである。一拳の擊は能く五指の交彈に勝る、かくして雇主等は再び勞働市場に於る强者の位置を奪還した。明治三十五年、長野縣岡谷の製絲家が此目的の爲に同盟を結んで能く効を奏して以來、募集競爭の激甚な

る地方に於ては、或は同盟の形を採り或は同業組合の事務の一として、登錄制度を行ふものが次第に増加して來た。之を通覽するに、團體の性質、職工側よりする工場選擇を拘束するの寛嚴、登錄手續の精粗及び罰則の嚴否等は、募集競爭の程度を如實に反映し、此種の制度の將來を暗示すること頗る意味深きものが有るから、左に岡谷同盟、前橋製絲同業組合及び山形縣製絲同業組合の三者を比較して見よう。

岡谷同盟は明治三十五年十二月の創立に係り、當時は釜數僅に八千有餘に過ぎなかつたが、大正十一年末には七萬六千を超ゆるに至つた。殊に郡外及縣外に於て其の増加の著しきことは所謂諏訪系製絲の諏訪地方以外への發展を語るもので、其辛辣なる經營振りの全國への普及を示すものと看るとき、重大な意味を持つて來る。左に其發達を表示する。

第四十三表

種目／年次	同盟員	工場數 郡內	工場數 郡外	工場數 縣外	工場數 總數	釜數 郡內	釜數 郡外	釜數 縣外	釜數 總數	共同再繰場
明治三十六年	三一	四七	二	七	五六	七、一二七	七一八	九六八	八、八一三	二
同三十七年	三一	六三	二	九	七四	八、二二九	八五三	一、五六九	一〇、六五一	二
同三十八年	三一	五八	四	一三	七五	八、五五〇	一、二五八	二、五九一	一二、三九九	二
同三十九年	三七	六四	三	一六	八三	九、六一六	一、二八一	三、八五一	一四、七四八	三
同四十年	四二	七五	四	二一	一〇〇	一一、一八九	一、三八五	五、〇二二	一七、五九六	四
同四十一年	四三	七一	五	二二	九八	一二、二三六	一、九九九	六、〇六八	二〇、三〇三	五

同 四十二年	四六	七五	六	二五	一〇六	一三、三二二	二、二三〇	六、五二五	二二、〇七七	五
同 四十三年	八〇	一一四	一〇	二九	一五三	一五、八二六	二、六〇〇	七、六二四	二六、〇五〇	五
同 四十四年	八九	一三五	八	三二	一七五	一八、四六六	二、七五八	九、七八三	三一、〇〇七	五
大正元年	一〇四	一五七	九	三一	一九七	二二、二〇九	三、一六六	一〇、九一一	三六、二八六	五
同 二年	一一三	一六九	一〇	三六	二一五	二三、九一四	三、二八二	一二、四三一	三九、六二七	五
同 三年	一二七	一八六	九	四三	二三八	二六、二三五	三、三六一	一四、六〇七	四四、二〇三	六
同 四年	一三〇	一九六	八	四二	二四六	二六、八〇三	三、二五九	一五、三〇〇	四五、三六二	五
同 五年	一三七	二〇七	九	四一	二五七	二八、六〇〇	三、二六一	一七、五三七	四九、三九八	四
同 六年	一四七	二二〇	八	五八	二八六	三二、五九二	三、三九九	二四、三五七	六〇、三四八	四
同 七年	一四七	二一八	八	五五	二八一	三三、六一四	三、四八九	二七、〇二五	六四、一二八	四
同 八年	一四九	二一四	一九	五九	二九二	三三、六四一	四、七六二	二九、〇二三	六七、四二六	五
同 九年	一三八	二〇四	二一	六七	二九二	三四、四一七	七、二一五	三二、八五六	七四、四八八	五
同 十年	一二四	一八二	二一	七二	二七五	三三、七三七	七、二〇六	三五、〇六六	七六、〇〇九	五
同 十一年	一二一	一八五	二〇	七九	二八四	三三、〇四五	六、九三二	三六、八四八	七六、八二五	五

同盟は執行機關として委員長一名及副委員長一名を有し、最高の議決機關として七名の評議員より成る評議員會を設置して居る。之等の役員は加盟者全員の互選に係る委員の互選によりて決定される。而て實際の事務取扱者としては、事務長副長及書記を置いて居る。

同盟の目的は「同盟者間に於ける工男女爭奪の弊を一掃し、同盟者一般の利害に關する件につき、協力一致以て事に當り、德義を旨とし一意斯業の發達を期す」（規約第三條）るに在る。

此目的を達する爲には或は生産制限又は賣止等の行爲に出づることがあり、或は職工の雇入解雇の場合に團體輸送を行ふこと等があるが、主たる事業は職工爭奪及び之に基く紛議の防遏に在る。之を其規約について見るに、成立當初は僅か十八ヶ條であつたものが、大正三年には百二十一條となり、最近に於ては二百九十三ヶ條に亘るものとなつたが、其附加された部分は、爭奪に關して絶えず案出される脱法行爲に備へんが爲に、漸次に追加されたもので、當初のものと性質上異る事項の追加規定せられたものは極めて稀で、專ら爭奪に關する各種の制限の程度を强め、且其勵行を期したに過ぎ無いことは、同盟の主たる目的の存する處を明にして、餘蘊なしと謂ふべきであらう。卽ち岡谷地方製絲家間の職工爭奪の激烈なる、遂に之が對應策を主たる目的とする特殊團體の發生及存續を招來したのである。

之に反し前橋地方及山形地方は、假令登錄制度を採るの必要を生じたとは云へ、未だ以て之が爲に、特殊の團體を成立せしむるには至らず、其事務は共に同業組合の司る處となつて居る。

次に職工の工場選擇を拘束する點を見よう。岡谷同盟に於ては他工場の舊權利工男女及傳習權利工男女を使用すること、並に他工場の新權利工男女を、登記なくして使用することを得ない。新權利とは登錄年度に就業書又は契約書によつて登記をした工男女の上に、當該工場主の獲得する權利を云ひ、傳習工權利とは傳習契約によりて始めて製絲業に從事せる工男女につき認むるもので、(一)傳習契約書を登記した後同盟內工場に春挽夏挽を問はず、三十日以上在場又は就業したる場合、及(二)自己工場へ春挽夏挽を問は

ず三十日以上在場又は就業したる後、其年度内に傳習契約書を以て登記せる場合は、工場主は之等の工男女の上に傳習權利を獲得し、其權利は傳習契約期間内存續する、但五ヶ年を超ゆることを得ない。

舊權利とは、新權利工男女が夏挽五日以上就業した場合及傳習權利工が傳習權利期間滿了の年及其後引續き毎年該工場に夏挽五日以上就業した場合には、翌年度に於て該工場は之等の工男女の上に他工場に先つて之を雇傭するの權利を有する。之を舊權と云ふのである。

此の如き協定の結果として工男女は、雇傭契約期間中は勿論期間滿了の翌年と雖も、滿了の年の夏挽五日以上就業した場合は。前雇主の意に反して他の工場に就業するを得ないことになる。結局雇傭期間滿了の年の夏挽を休業するか（之れは前借金の辨濟其他から極めて困難である）或は滿了の年の翌年一年を何れの工場にも就業せず無爲に過すの犧牲を拂はざる限り、前雇主の意に反して（前雇主に棄權して貰はない限り）工場選擇をなすを得ざるの狀態に置かれる。

此點に於ては前橋製絲同業組合も同樣である。卽組合工場内に就業したことのある工女は其工場との雇傭關係が消滅した日から一ヶ年を經た後にあらざれば、之を他の工場に於て雇入ることを得ざるものとする。然し本組合は其の之を雇入れた場合に於ては、舊工場に引取るの制度を認めず、すべて解雇すべきものと定めて居るから、工女は其發覺の場合には、新工場に就業することを得ざるは勿論、舊工場にも復歸することが出來ず全然失業の憂目を見なければならない。

山形縣製絲同業組合は比較的寛であつて、前雇主の承諾書又は解雇證あらば、何時にても他工場に就職し得るものとする。承諾書は兎も角も解雇證は其交付を拒み得るものでないから、工場の選擇は比較的自由である。但之等の條件を充さずして他工場に轉じた場合に引き取りの制度は無く、すべて解雇すべきものと定められる。

次に登錄手續を見るに岡谷同盟にあつては契約證書寫を事務所に提出するを原則とし、普通工に就ては工男女が既に入場して二日以上就業した場合には、契約證書を作成する以前に就業書を提出して登記を求むるを得るものとする。契約證書寫を以てする登記に因る權利の設定を以て工男女を工場主の所有權の客體とする趣が有るとすれば、その就業書を以てするものは占有權の客體と爲すの貌を存すと云ふべきであらう。レヴインスキイ教授は財産の起源を勞力の注加と個人的缺乏に求めた、而て最初に起るものは私有制であり、社會的缺乏を感ずるに及んで共產制の起ることを說いて居るが、製絲工女は其養成及募集に相當の犧牲を要求せられ、之はレ氏の勞力の注加に當るが故に、其缺乏するに及んで工女の私有制とも云ふべきものが起つたのも同一の法則の現れと見ることが出來よう。然らば事態は此私有程度に止つて居るであらうか、否、岡谷同盟に在つては登錄事務の受付は每年一月二日午前十時と定めらるゝに、其以前に請求殺到するが故に、同時刻以前に到着せるものは抽籤を以て順序を定むるものと爲すに至つては、レ氏が村落共有牧場の刈取制度に關して引用したカウフマン教授の語を想起せしめずには置かない。曰く、「村の

全住民は日の出前に集合し合圖に應じて最も良い牧場を占有しようと、馬を牽いて突進する」。卽ち事態は工女を組合の共有物視する迄に進めりと云ふも、敢て過言では無いのである。

前橋製絲同業組合は契約證書寫を提出すべきものとし、山形縣製絲同業組合は單に工場主より工女の氏名本籍生年月日を通告するを以て足れりとする。

次に罰則について一瞥すれば、岡谷同盟に於ては十四ヶ條に亘つて之を規定し、罰金最低十圓より最高五百圓の範圍に及び之を適用すべき事項を列擧して些の疑義を存せしめず、且實際の運用に當つても、一步も假借する處がない。前橋組合は罰則二ヶ條、然も善意に他工場の權利を侵害した場合に、其工場の請求に應じて直に適當の措置を爲した者に對しては之を適用しない。山形縣の組合に至りては僅に一ヶ年の罰則を有するに過ぎず、且惡意の場合と雖も一週間內に組合の命ずる決定に從ふときは之を罰せざるものとする。

惟ふに製絲工の爭奪に伴ふ弊害に就ては職工並に其父兄に於て責を負ふべき事由の存するものが多かつたとは云へ、上述岡谷同盟の措置の如き、果して之を適當なる限度內に在る對抗策と云ふを得ようか、而も募集競爭の激烈を加ふるに伴つて、人爲的制限の其度を增すべきは上述する處によつて看取するに難くないとすれば、今にして適當の措置に出づることは緊要缺くべからざることゝ云はねばならぬ、幸にして職工側の自衞策たる職工供給組合は此點に關し最も有效なる方策たるを示して居る。故に進んで之を觀察

しよう。

（ロ）職工側の自助施設　上述の如く、製絲工の募集競爭は地方によりて激甚を極め、工業主の團體的行動は不當に職工を壓迫するに至つた。此の如き事態は或は時に貪婪なる工女の父兄を喜ばしめ、或は募集從事員に漁夫の利を提供することが有るが、全體として決して職工の利益を齎すものでは無い。玆に於てか職工及び其父兄は團結して其共同利益を擁護增進せんとするに至つた。是れ職工供給組合發生の主たる原因で有る。而て府縣當局の諒解援助、自治體當局者の盡力により、次第に發達普及を見つゝ有るのである。

此種組合は、大正五年長野縣北佐久郡平根村に設立せられたるを濫觴とし、岐阜、山梨、新潟、群馬等の工女供給地に續々設置せられたが、最も發達せるものは岐阜縣下のそれであるから、左に其概要を記述し一般を窺ふことにしよう。

岐阜縣は長野愛知の二大製絲縣に接し、此二縣及其他へ每年出稼職工を出すこと一萬七千を超え、其五割二分は製絲工である。大正十年には人口千に對し出稼男工八人、出稼女工二十四人を出して居る。出稼女工の人員は約一萬三千、その六割三分は製絲工である。更に飛驒三郡のみについて見れば、人口千人につき出稼女工五十二人、女子人口千人につき同百一人を示し、十七歲乃至二十一歲の出稼製絲女工は、同年齡階級の女子人口の三割二分の高率を示して居る。事態此の如きを以て出稼女工の共同利益の保護は鄉

黨にとつて一大重要事であつて、飛騨三郡が夙に大正八年二月に工女供給組合を設立し、今日最も發達せるものと認められて居るのは、蓋し當然の事理と謂はねばならぬ。縣當局も此點に留意する處あり、募集取締其他の點に於て極力組合の發達を助長したので、其他の縣にも順次に普及し大正十一年三月一日に於ける組合數七十四、組合員人員一萬九百三十六人、他に各郡に一つ宛の聯合會があり、飛騨三郡は更に其上に三郡聯合會を組織し、以て連絡統一を圖つて居る。

組合は町村を區域とする地域團體で、工女及其父兄を以て之を組織する。組合員は(一)組合の同意を得ずして直接工場主と雇傭契約を取結ばざること、(二)二重契約を爲さざること、(三)工場主の契約違犯及募集從事員の不正行爲を通知することの三義務を負ひ、組合をして就職の周旋を爲さしむること、及び組合の行ふ講習會等へ出席するの權利を有する。役員は地方自治體の當局者、警察官及有力者が之に當る。

組合の事業は工女供給及其敎育を主たるものとする。

工女の供給を受けんとする工場は、前年十月末迄に左の事項を具して申込むことを要する。申込は所要人員についてのみ之を爲し、特定の工女を指名することを得ない。

(一)工場所在地及繰絲釜數竝煮繭繰絲方式、(二)現に使用せる組合區域内出身工女及其父兄の住所氏名及契約期間、(三)賃銀竝賞罰算定上の標準及其計算方法、(四)賃金前貸程度及其の貸與償還手續、(五)一日就業時間及休日

一方工女側は就業希望工場を申出る。組合幹部は彼此考量して適當に其供給先を決定し、之を工場に通知する、此際努めて工女の希望に沿はんことを期すること勿論である。玆に於て工場主は組合に左の誓約書を差出し、手數料（一人につき郡内一圓、郡外三圓）を納付し、工女と雇傭契約を締結する（普通工一年、傳習工三年以內）契約には組合長の承認を要する。

誓約書

今回貴組合より工場供給上の斡旋を受くるに付ては左記の各項並に本件に關する貴組合規定其他御指示の事項堅く遵守可仕候也

年　月　日　　工場主　氏　名　印

組合長宛

記

一、貴組合の斡旋を經ずして擅に貴組合內の工女を募集せざるは勿論苟も貴組合の目的を妨ぐるが如き行爲を爲さゞること

二、雇傭工女若は其父兄保護者等に對し契約上の義務を誠實に履行すべきは勿論工女の待遇慰安等に付ては特に最善の努力を須ゐること

三、前項に關し貴組合より特に交涉を受くることある場合には誠意を以て之に應じ努めて其の要求に遵ふこと

四、前各項其他貴組合規定事項に背きたるが爲工女の供給を取消し當事者間に締結せし雇傭契約を解除せらるゝことあるも工場主に於て異議なきこと

五、前項に依り又は工場主よりの請求等に依り工女供給を取消さるゝに至るも既に貴組合に納付せし供給手數料は之が返還を請求せざること

上述の如く組合は契約の締結に方つて其內容を吟味して努めて工女側に有利なる契約を結ばしむるを期

すると共に、供給後に於ても、(一)年に一二回組合役員を工場調査に派遣し、工女慰問旁々待遇の良否を調査し、其改善を工場主と懇談し、(二)工場に在る組合員中の委員より諸般の報告を徴し、(三)工場主より組合員個々の勤務成績其他の通知を求める等の方法により工女の利益の保護に努める。

大正十年十一年兩年度の供給成績を見るに左の如くである。

第四十四表　業務別調

業務		製絲	紡績	織物	其他	計
十年	工場	一九七	三	八	一	二〇九
	人員	八、二一七	七八	三九	四	八、三三八
十一年	工場	一九八	八	六	一	二一三
	人員	九、一一九	二六二	一五八	一〇	九、五四九

第四十五表　出稼先府縣別調

府縣	十年 工場	十年 職工	十一年 工場	十一年 職工
岐阜	九八	四、〇六一	一一五	五、〇六九
愛知	四〇	一、九二五	四一	二、〇二〇
長野	四六	一、〇五九	三六	一、一七一
埼玉	六	三八九	五	四三二
兵庫	一	二〇四	一	二二五
靜岡	一	三	一	一
佐賀	一	七二	一	六八
茨城	—	—	一	一

群馬	三	八	四	三六
滋賀	三	三四四	三	二五四
京都	二	二九	一	八五
三重	四	八七	二	二一
福島	二	一二八	一	一三八
東京	一	二	｜	｜
神奈川	一	二七	一	二八
計	二〇九	八、三三八	二一三	九、五四九

組合員中にも出稼しないものが相當ある、大正十一年三月一日現在に於ける出稼先決定人員と未申込者とを對比すれば左の如し。

第四十六表

郡名	組合所屬職工數	出稼中又は出稼先決定人員	出稼未申込者
大野	二、二九八	二、一九八	一〇〇
増田	一、六五九	一、四五一	二〇八
吉城	二、五五四	二、四六二	九二
郡上	二、七五二	二、一三三	六一九
加茂	一、六七三	一、六三一	四二
計	一〇、九三六	九、八七五	一、〇六一

次に供給申込數と實際供給數とを比較すると、（縣全體の統計を得られなかつたから供給人員の最も多い吉城郡について述べる）大正十年度供給人員二五二一、同十一年度供給申込人員九三一七、同供給人員二四六二で、之を一見すれば供給組合は勞働市場に於て著しく優勢を示して居る樣であるが、必しも然るものではない。けだし一面には申込人員全部を供給されないのを豫想して、實際の需用に多くの掛値をして多人數を申込むで居る傾があるし、他面には供給組合によりて供給される工女數は出稼先の地方の職工數

の大部分を占むるには至らないからである。

第四十七表

縣名	工場					工女				
	九年末工場法適用製絲工場數	十年度 供給工場數	十年度 九年末工場數との比	十一年度 供給工場數	十一年度 九年末工場數との比	九年末工場法適用製絲工場女工數	十年度 供給工女數	十年度 九年末工女數との比	十一年度 供給工女數	十一年度 九年末工女數との比
岐阜	一七一	九〇	五二・六三	一一〇	六四・三三	一一、九〇六	三、九六〇	三三・二六	四、八六六	四〇・八七
長野	七三二	四六	六・二八	三六	四・九二	八三、二三一	一、〇五九	一・二七	一、一七二	一・四〇
愛知	三九一	三三	八・四三	三二	八・一八	二九、五八二	一、七九二	六・〇五	一、八三〇	六・一八

之によれば岐阜縣に於ては著しく優勢であるが、長野愛知兩縣に於てはその工女數の一%強及六%強を占むるに過ぎず、自ら組合の勢力のさして大ならざるを察知せしむる。然し兩縣共に工女の大部分は所謂縣内工女であるから、縣外より移入せらるゝ工女數と組合の供給にかゝる工女數とを比較すれば其率は著しく上る、卽ち左の如し。

第四十八表

項目	長野	愛知
大正九年末工場法適用工場使用職工中縣外工女	二二、七〇七	一三、二五一
十年組合供給工女數	一、〇五九	一、七九二
同上縣外工女に對する率	四・六六	一三・五二

十一年組合供給工女數	一、一七一	一、八三〇
同上率	五・一五	一三・八一

而も之等供給工女は比較的少數の工場に集中して行く傾向があるから、結局組合の勢力は現在既に相當のものであり、將來益々增大す可きであらう。岡谷同盟に於ては、工女の上に權利を設定すること上述せる如くであるが、組合は之を認めず、同盟も亦組合の供給に係る工女は、此點――同盟の目的を達する主たる手段――に關して除外例として取扱つて居るのは、組合の威力の一端を語るものであらう（尤も其代償として同盟に對してある範圍の特定工女指名權を認めて居るらしい）。

工女供給組合の行ふ敎育に就ては此には述べない。

要するに供給組合は、被傭者の共通利益の擁護及其地位の向上を目的とする被傭者の團體たる點に於て、勞働組合の性質を有するものと謂ふを得よう。然し其發生が工女側の發意に出づるもので無く、寧ろ自治體の當局者と工女の父兄との共同努力に依るものであり、其運用は全然幹部たる人士に委せられ工女は其庇護の下に在るに過ぎず、且被傭者として、團結の方法によつて其共同利益の伸張を圖らむとするの自覺に乏しい。更に共同利益の擁護と云ふも、之が爲に採る手段は主として募集の公正を維持せんとする點に止つて居る。此等の諸點より考察すれば、現在の供給組合は、地域的强制職業紹介所たるの性質を可なりに持つて居るものと云ふべく（組合の設置しある地域に於ては、之を經ずして工女を募集することは、縣

令によつて禁止せられて居る)、將來は漸次此性質を脱却して、眞の勞働組合に近づいて行くと思はれる。此の如きを以て現在は組合の效果は專ら幹部の人格と力量とに依存する。請託必しも絶無と爲す可からざるが如く、從つて工場の募集費は常に少額で濟むわけでも無いらしい。

試に埼玉縣の製絲工場五十工場につき、主たる供給縣を選んで其各縣の入場者一人當り募集費及前貸金を示せば左の如くであつて、岐阜縣の募集費は他縣よりも多きを示す(尤も同縣は埼玉縣よりの距離が遠く、且縣内の交通機關が不備であるから割合に旅費を多く要する)。前貸金は他縣より著しく少い、而て之は確に組合の存するに基くと思はれる。

第四十九表

府縣	入場人員	募集費總額	同一人當り	前貸金總額	同一人當り
埼玉	四、〇五七	円 三二、〇五八・五八	円 七・九〇	円 一二九、一〇五・二三	円 三一・八二
山梨	四、三六六	七〇、七七八・四六	一六・二一	二〇四、八〇八・七八	四六・九〇
長野	三、五八九	七八、〇四三・六二	二一・七五	一六八、四一九・二八	四六・九五
群馬	二、六七三	五一、〇三二・九六	一九・〇八	一四四、〇三四・六五	五三・九八
岐阜	四〇五	一五、八二七・〇二	三九・〇七	六、〇七三・〇四	一四・九九
新潟	二、四七四	七三、八〇六・六五	二九・八三	九七、四四四・七八	四三・四二
富山	一、〇二〇	三六、二八二・六六	三五・五七	二五、九六七・三四	二五・四五

又一方に於ては工女の工場選擇の希望が悉く容れられる譯でも無い。然し此點から本制度の效果を無視

せんとするのは早計に失する。現在に於ても前述の如き威力を有し、相當の効果を擧げて居ることを否定し難く、且無意識の裡に團體協約、閉鎖工場に進まんとする傾向有るを看取し得るとすれば、將來の方向職能は自ら察知せられる。故に工女の自覺に伴ひ、工女の意思によつて運用せらるゝに至らば、工女の共同利益擁護の最も有力なる機關となり得ることは、殆ど疑を容れるの餘地が無からう。

二、雇傭契約及入退場

前述の如くにして成立する雇傭契約の期間は養成工（傳習工とも云ふ）を除いては一年を原則とする。此際作成せらるゝ契約書誓約書等が勞資の經濟上の不平等を如實に表現せるものなること、及父兄の承諾書のみを作成し以て女工をして自己が雇傭契約の當事者なることを覺らざらしむるの策に出づることあること等は、すべて紡績業に於けると等しい（紡績業勞働事情參照）。

入場期（多くは二月初旬より三月上旬）までに至れば、工場職員が再び出張し、附近の工女を一括引率して入場せしめることが多い、之を引き上げと稱する。岡谷同盟所屬工場の始業及終業期に於ける工女團體輸送は一週間の短期間に三萬の工女を輸送するので、臨時列車を編成し、同盟は假切符を發行し、各工場の職員之を指揮し、宛然戰場の如き有樣を呈するを以て著名である。

左に雇傭契約書其他の四五の實例を掲げる。

製絲職工契約書　（取扱人　氏名）

(原籍地)　　縣　　郡市　　町村大字　　番地

戸主氏名(續柄)

職工　　氏　　名

明治　年　月　日生

右之者今般貴殿方へ製絲職工として被傭候に付左の通り合意契約致候

一、金　　圓也工賃前借金として本日正に借受申候事

二、被傭期は大正　年　月　日より大正　年　月　日迄とし御指定の貴殿工場に於て製絲職工として就業可爲致候事

三、被傭期中は病氣又は身分上の變更其他已むを得ざる場合の外他の工場に轉じ就業致さゞる事は勿論規律に關する御工場規則を遵守し誠實に可爲致候事

四、賃金の儀は就業中の成績を御監査の上其等級に應じ食費を除き一日金二十錢以上毎月一回御支拂可被下候事

五、入場中の寄宿舍料並食費は貴工場の負擔たるべき事

六、賃金並其他の給與金は貴工場所在地の地方長官の許可若は認可を得たる方法に依り貯蓄する事に同意致候事

七、本契約締結以前には本職工に關し決して他と被傭契約其他本契約の履行を妨ぐべき契約を取結びたる事なきを確證致候事

八、本契約は本人承諾の上取結び候事

九、本契約不履行より生ずる損害は署名者連帶を以て賠償可致候事

十、本契約に關し起訴の場合は貴殿御指定の裁判所たることに合意致候事

爲後日契約證仍て如件

(現住所)　　縣　　郡市　　町村大字　　番地

大正　年　月　日　　被傭職工　　氏　　名

縣　市郡　町村大字　番地

契約人　氏　名

縣　市郡　町村大字　番地

保證人　氏　名

何　某　殿

右は前橋生絲同業組合所屬の工場が、群馬埼玉地方で工女募集を爲すときの樣式である。雇傭契約の一方の當事者は勞務を提供する者それ自身でなければならない。故に上掲の證書は雇傭契約證書ではなく、別に存する雇傭契約の履行を確保せんが爲の一種の契約である。而も雇傭契約それ自身の方はその證書を文書に作製せず、反つて此種のもののみを作製するのは舊慣の然らしむる處、兩當事者共に之を以て雇傭契約なりと信じ込んで居るのに出づることも多いが又此方が工女の自由を束縛するのに都合が良いことを暗默裡に認めて居る場合も少くない。

此の如き形式は獨り前橋地方に限られ無い、寧ろ之を以て常例とする。卽左に掲ぐるものは山梨縣の工場が山梨縣下で工女を募集するときの樣式で、其次のものは岡谷同盟所屬の工場が新潟に於ける募集に用ふるものである。

契　約　書

縣　　郡市　　町村　　番地戸

（戸主又は後見人若くは親權者）　氏　　名

（同　上續　柄）

（從業すべき本人）　氏　　名

明治　年　月　日生

一、工賃前借金

右の者今般貴殿御經營の製絲工場に於ける　工女として就業せしむべきことを此契約當事者たる拙者に於て承諾し從業すべき工女　の意見を聞きたるに之に同意し此の契約を締結するに合意なることの意思表示を爲したるに付工賃前借金として頭書の通此契約を履行するに必要なる條件十二ヶ條を設定し玆に此の契約を締結す

第一　就業期間は大正　年　月　日より大正年　月　日迄とす

第二　貴殿の御指定に據る工場に入場し柔順に作業に服し工場の御規則及機密を守り誠實に勤務可致事

第三　從業すべき工女　の身分に關し此の契約を妨ぐべき故障なきは勿論此の契約締結以前に於て他の製絲工場又は他の業務に屬する從業者たらんとする契約を爲したることなきは本人及當事者と共に玆に證言致し置き候事

第四　此の契約期間中は工女本人病氣其他回避すべからざる事故を生じたる場合の外は缺勤せざるは勿論他の製絲場の工女となり又は他の業務に從事し又爲さしめざること

第五　賃金は工女本人の成績御鑑査の上貴工場規定の賃金率に依り所定の賃金支拂日に於て御支拂相受け可申事但臨時必要を生じたるときは支拂定日に拘はらず相當内金支拂の要求を爲し及其の要求に應ぜらるべきこと

第六　貴工場事業上の御都合に依り一定の期間（冬季休業及新絲開業前の休業は此の期間の範圍内とす）内休業せらるゝことあるも異議なきは勿論此の場合に於ては相互熟議の上解約若くは其の休業期間中一時他の業務に從事することに妨げなき事

前項の事故止みたるときに於て工業主より本契約締結者に對し開業を爲すべき旨の通知を爲したるときは其の通知を受けたる日より五日以内に必らず入場すべき事

第七　工賃前借金　圓　錢　厘の完濟方法は從業すべき工女の未必條件たる稼高の內より順次御引き去り相成り此の契約期間滿了の日迄に皆濟可致事

第八　貴工場に於て當該官廳の許可を得たる場合に於ては該許可の範圍內に於て工賃賞與金又は特別給與金の一部を引き去り貯蓄すること及該貯蓄金中職工が此の契約に違反し又は職工の責に歸すべき事由に依り解傭せられたるときは工業主の恩惠給付に係る部分の交付を受けざるも異議なき事

第九　貴工場に於て當該官廳の認可を受けたる場合に於て被傭工女の利益の爲め物品を以て工賃の一部に代へて給付せらるゝも異議なき事

第十　貴工場に於て當該官廳の認可を受けたる場合に於ては其の認可の範圍內に屬する貯金を管理せらるゝも異議なき事

第十一　此の契約に違背したるときに於て其の違約に基きて生じたる損害金は貴殿の要請に應じ本契約書署名者連帶責任を以て賠償し且つ工賃前借金の全部若くは一部返濟未了に屬するものあるときは何時にても御請求次第其の現在金額に對し年一割の利息相添へ元金と共に之が辨濟の責に任ずべき事

第十二　此の契約に關し相互間に紛擾を生じたるときは先づ山梨縣生絲同業組合に申出で平和の解決を求むべく萬一組合の調停不調に歸し司法上の保護を求むる場合に於ける裁判の第一審は甲府區裁判所たることに異議なき事

右貴工場の御規則熟知の上此の契約を正確に履行することを證する爲め關係者一同連帶責任を以て左に署名捺印するものなり

大正　年　月　日締結

縣　郡市　町村字　番地戸

契約當事者　氏　名

縣　郡市　町村字　番地戸
被傭工女　氏　名

縣　郡市　町村　番地戸
保證人　氏　名

山梨縣　郡市　町村字　番地戸
工業主　殿

製絲職工契約證

（原籍地）　縣　郡　番地
戶主　（續柄）
職工　氏　名
明治　年　月　日生

右之者今般左の條件に依り貴殿方製絲職工として就業爲致候事を諾約仕候

一、就業期間は大正　年中とす但し貴殿の御都合により開閉業の期間を延長短縮し又は休業せらるゝ日あるとも異議なき事

二、本契約就業期間中は御指揮に依る貴殿工場に於て製絲職工として正當の事由を除くの外缺勤せず就業爲致可申候事

三、賃金の儀は就業中の成績を御鑑査の上其等級に應じ一日金十錢以上の割合を以て其就業日數に應じ毎月一回御支拂被下候事

　但し食費及往復の旅費は御支拂被下候事而して貴殿に於て知事の認可を受け工賃の貯蓄管理をなす場合は該規定により御管理被下候事

四、本契約締結以前に本職工に關し他と雇傭契約其他本契約の履行を妨ぐ可き契約等取結びたることなきを確證致候事

五、本契約期間内は貴殿方に於て就業爲致可申他製絲家其他に於て本契約の履行を妨ぐべき如何なる事業にも從事爲致申間敷候事

但し已むを得ざる事由ある時は此限りにあらず

六、本契約は職工本人承諾の上取結び候事

七、本契約に違反するときは署名者連帯責任の事

八、本契約に關する裁判管轄は貴殿所在地の區裁判所たることを合意致候事

右契約證仍て如件

（現住所）　縣　郡　番地

大正　年　月　日　　契約者　氏　名

縣　郡　番地

被傭者　氏　名

縣　郡　番地

保證人　氏　名

殿

然し長野縣では被傭者を當事者とする眞の雇傭契約書を作製せしめる、岡谷同盟所屬工場の長野縣用のものは左の如し。

製絲傳習職工契約書

（本　籍）　縣　郡市　大字　番地

戸主氏名　　戸主との續柄

職　工　氏　名

明治　年　月　日生

右私儀貴殿製絲工場へ傳習職工として就業することを志望し御承諾被下候に付ては左の通り契約致候

一、就業期間は大正　年　月　日より大正　年　月　日に至る滿　ヶ年とし就業期間中貴殿の御都合に依り休業せらるゝことあるも異議無之候事

前項就業期間中就業初年及第二年は御指揮に依る貴殿の工場又は　郡　町村字　番地の經營に係る貴殿の賃挽工場に於て就業仕ることを特約仕候

二、就業期間中は毎年春挽夏挽開業の節は御通知次第何時たりとも出勤し故なく遲延致間敷候事

三、本契約による就業期間中は貴殿經營の工場又は貴殿の賃挽工場に於て正當の事由を除くの外缺勤せず就業致し決して他と本契約の履行を妨ぐべき如何なる事業にも從事致間敷候事但し正當の事由あるときは此限りにあらずと御承知相成度候

四、賃金の儀は就業中の成績御鑑査の上等級に應じ傳習初年は一日金二錢以上の割合を以てし第二年目よりは一日金　錢以上の割合を以て毎月一回御支拂被下候事但し貴殿に於て知事の認可を受け工賃の貯蓄管理をなす場合には該規定により御取扱被下候事

五、本契約締結以前に於て他と本契約の履行を妨ぐべき契約等取結びたることなきを確證致候事

右契約書仍て如件

大正　年　月　日

（現住所）　縣　郡市　町村字　番地

戸主との續柄

契約者　職工　氏　名

（現住地）　　縣　　郡市　　町村字　　番地

同意者（未成年者にありては法定代理人妻にありては夫）と契約者との續柄　　氏　　名

縣　　郡市　　町村字　　番地

保證人（戸主、父母、夫其他何人にてもよし）　　氏　　名

殿

最近に至つて前掲の如き樣式を破れるものを次第に生じて來た。次のは京都府の某大工場、其次のは滋賀縣に工場を有する某大會社のものである。

契約書

府縣　　郡　　町村字　　番地戸

戸主　續柄　　氏　　名

明治　年　月　日生

履歴（學業／業務）

今般右之者貴會社　工女として御採用相成候上は御命令を遵守し業務に勉勵致候に就ては左の條項堅く相守り可申候

一、被雇年月は大正　年　月　日より大正　年　月　日迄滿　年とし期間内は自己の都合に依り妄に休業又は解雇等一切申出間敷事

一、不正の行爲あるか又は業務に不適當の爲め解雇せられ候とも異議申間敷事

一、契約期間中貴會社の承諾を經ずして退社致し候節は之れに依り生じたる損害は賠償の責に可任事

一、被雇期間中一ヶ月以上引續き休業したるときは契約年限滿期後に於て補足勤務可致事

一、被雇期間中は本人所得金の内御規定の貯蓄可致事

一、此契約に違反し其他當方の責に歸すべき事由により解雇せらるゝ場合に於ては貯蓄金中御會社の給與に係る部分を沒收致され候とも異議申間敷事

一、契約期限滿了後と雖も一身上差支なき限りは再契約の上勤務可致事

右爲後日契約證書差入置候也

大正　年　月　日

右本人　府縣　郡　町村字　番地戸　氏　名

右親權者　氏　名

社長　殿

承諾書

原籍地　府縣　郡市　町村字　番地

現住所　府縣　郡市　町村字　番地

戸主氏名

本人　氏　名　明治　年　月　日生

右者貴工場定期雇として　ヶ年間勤續の儀本人並に親權者たる拙者に於て正に承諾致候也
但結婚又は家督相續の爲め其他特別の事由ありて退社申出でたる時は何時なりとも之を許可せらるべきこと
追て本人御採用の上は貴社共濟組合へ加入の儀承諾致候也

大正　年　月　日

右
親權者　氏　名
募集人　氏　名
志願世話人　氏　名

御中

二、養成

由來製絲業に於ては熟練工を得るの能否は事業の盛衰を決定すると云はれて居る。而も工女の募集難は前述の如く從來の女工を維持するのすら容易でない。從つて熟練工を奪取するのには多くの困難が伴ふ、加之他工場に就業したる熟練工よりも自家工場で正式に養成した工女の方が能率が高いことは云ふ迄もない。此に於て大工場では最近大に自家養成に務め出した。而て此の如くすることは國家的見地から見ても有利であるから、地方當局も大に之を奬勵し、或は教婦を派遣し又は補助金を下附し、若は修業證書を賦與する等直接間接に之を助けて居る。

養成工は工場法に所謂徒弟たるものではなく齊しく職工であるが左の諸點に於て普通職工と區別せられ

る。

イ、契約期間の長きこと　普通工は一年を原則とするに反し養成工は五年を原則とする、短きも二年を下ることはない。

ロ、賃銀の支給方法が異ること　最初は多くは手當を支給せられるが大概一日十五錢內外である、六ケ月位經ると効程給になるが其場合にも賃率が一般工と異ることが多い。二年目からは普通の賃率により賃銀を受くるを常とする。

ハ、前借金が異ること　養成工には初年度は前貸を爲さざる工場が多い、よし之を爲すも普通工に比して少額である、二年目には大概前貸をする。

ニ、技術上の敎習を受くること　此方法は工場によりて著しく異る、縣の指定工場となれるが如き場合(例、前橋市丸交組敎婦一人に對し縣は六十圓の補助金を下附す)には頗る規則的に行はれるし其他の大工場にあつても一括して養成釜に附て敎婦をして之を指導せしむる、中小工場に在つては此の如くはいかず熟練工の間に介在せしめ自然に技術を修得せしむる。

或種の工場に在つては此期間に技術敎育のみならず、團體生活に必要なる一般敎育を施すことがある、其例として郡是製絲及日本正準製絲の實例を左に掲げる。

郡是製絲は原則として自家養成工のみに依る方針であるから每年未經驗工を募集し、之を全部郡是女學

校の工女養成科に入學せしめる。修業期間は六箇月とし、四月一日及十月一日を學期始めとする、每月授業時數は左表の如くであつて、大祭祝日、綾部町鎭守祭及五、十五、二十五日を休日とし、生徒は此期間中每日二十錢の手當を支給せられる。

修身、讀書、習字、珠算、製絲法學理、體操　各二十七時間　製絲實習　三十五時間

日本正準製絲會社に於ても、女工は全部自家養成工を以て之に充つる趣旨あり、募集工は悉く之を長岡製絲學校に入學せしむる、修業期間は四箇月、四月一日、十二月一日を其學期始とする、每週授業時數は左表の如くで每日曜を休日とする、在學中月手當二圓五十錢を支給する。

修身・體操、裁縫　各二時間　國語、算術、製絲學理　各四時間　製絲實習　三十六時間

三、勤續及移動

農商務省の調査によれば大正十年七月より十一年六月に至る製絲職工の移動數は左の如くである。

第五十表

項目	男	女	計
解雇	二〇、六三五	二一九、八三三	二四〇、四六八
雇入	二六、五七七	二六二、九六五	二八九、五四二

今此解雇雇入の合計を二分せる二六五〇〇五人を期末職工數三四五、八五八人と對比すれば、七六。六二

%に當る。然るに一方勤續狀態は後述するが如く必しも惡くない、之れは如何なる事由に基くのであらうか。

他の工業に在つては、解雇せられた職工は職工たることを止めるか又は他の工場に轉ずるを常とする。然るに製絲工に在つては、傳習工を除いては其雇傭期間は一年を原則とするから、毎年一旦解雇して又雇入の手續をなすことを要する、此際大部分は舊工場に復歸する（尤も此事からして募集難を否認するわけには行かない、大部分が復歸するのは各工場主間の募集競爭の平衡せる結果である）。故に表面上の移動率は高くとも實際の勤續率は惡くないと云ふことになる。此の如きを以て製絲工の移動は募集期に於ける不復歸者と、操業中に於ける退場者とに分ちて觀察することを要する。

不復歸者に關しては、直接之を明にする統計の無いのを遺憾とするが、岡谷同盟に於ては、從來五分と見て居たが最近は七分位に見込む必要を生じたと云ふ。該同盟は特に移動が少いのであるから、普通の工場に於ては一割五分乃至二割迄を見込む必要があらう。後述する勤續年數別職工構成表の一年未滿の者を以て、丁度不復歸者を補充し得たとするならば、約二割と云ふことになる。但し釜を增した爲めに、所要職工數が增加したとするならば、一年未滿の者の幾分は其爲に雇入れられたもので從つて不復歸者は二割は無かつたと云ふことになる。何れにせよ一割五分乃至二割と云ふのは大體誤らざる見當であらう。

操業中の移動については各地の代表的工場十七を調査して、女工に關する左の統計を得た。

第五十一表（大正九年度）

工女種類	入場者	操業中退場者	退場率
繰絲工	一〇、八四八人	二、一八〇	二〇・一〇%
揚返其他	一、二二二	二七二	二二・二五
計	一二、〇七〇	二、四五二	二〇・三一

之に對して岐阜縣當局者が、大正十一年度に其出稼製絲女工一萬六千四百五人につき、中途退場率を調査したる結果は一割七分四厘强であつた。之れは、同縣の製絲工女の出稼先は、縣外の方が多い結果と思はれる。現に同調査に於ける縣內出稼女工退場率は二割六厘弱、縣外女工退場率一割四分七厘弱で、縣外出稼の方が多い結果として、前述の一割七分四厘强と云ふ事になるのである。故に縣內工が過半數を占むるのが製絲工場の常態であるとすれば、此等の工場に於ける中途退場率を約二割とすることは過らざるに近からう。

而て中途退場者の相當部分は、又工場に復歸するものである。假に之を退場者の三分の一とすれば、眞に工場を去るのは一割五分弱となる、之に更改期の不復歸者を加へ、三割內外を以て每年の總移動率となさば、恐らく大過あるまいと思はれる。

次に出稼先の遠近と退場率の關係及び退場原因に關し岐阜縣の調査を見るに左の如し。

第五十二表（大正十一年）

項目＼出稼先・男女	縣内出稼工 男	縣内出稼工 女	縣内出稼工 計	縣外出稼工 男	縣外出稼工 女	縣外出稼工 計	計 男	計 女	計 計
出稼人員	一、〇三〇	七、五一九	八、五四九	一、一五三	八、八八六	一〇、〇三九	二、一八三	一六、四〇五	一八、五八八
中途歸郷者　病氣歸郷	四二	二八九	三三一	四二	三七〇	四一二	八四	六五九	七四三
中途歸郷者　同上の出稼人百に對する率	四・〇八%	三・八四	三・八八	三・六四	四・一六	四・一〇	三・八五	四・〇二	三・九九
事故歸郷者　勞働に堪へざるもの(病氣以外)	一	一四	一五	一	二	三	二	三五	三七
同上率	〇・一〇	〇・一九	〇・一七	〇・〇八	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇九	〇・二一	〇・一九
工場主の都合によるもの	四九	二四五	二九四	二〇	一九七	二一七	六九	四四二	五一一
同上率	四・七六	三・二六	三・四四	一・七三	二・二三	二・一六	三・一六	二・六九	二・七五
家事上の都合によるもの	八七	五九七	六八四	七八	三七七	四五五	一六五	九七四	一、一三九
同上率	八・四五	七・九四	八・〇〇	六・七六	四・二四	四・五三	七・五六	五・九四	六・一三
結婚	一〇	一九〇	二〇〇	一六	一八三	一九九	二六	三七三	三九九
同上率	〇・九七	二・五三	二・三四	一・三九	二・〇六	一・九八	一・一九	二・二七	二・一五
妊娠	—	四六	四六	—	二	二	—	六七	六七
同上率	—	〇・六一	〇・五四	—	〇・〇二	〇・〇二	—	〇・四一	〇・三六
其他事故	三八	一六五	二〇三	五九	一四三	二〇二	九七	三〇八	四〇五
同上率	三・六九	二・一九	二・三七	五・一二	一・六一	二・〇一	四・四二	一・八八	二・一八
事故歸郷者合計	一八五	一、二五七	一、四四二	一七四	九四二	一、一一六	三五九	二、一九九	二、五五八
同上率	一七・九六	一六・七二	一六・八七	一五・〇九	一〇・六〇	一一・一二	一六・四五	一三・四〇	一三・七七
歸郷者總計	二二七	一、五四六	一、七七三	二一六	一、三一二	一、五三八	四四三	二、八五八	三、三〇一
同上率	二二・〇四	二〇・五六	二〇・七四	一八・七三	一四・七六	一五・三二	二〇・二九	一七・四二	一七・七六

之れを見るに、男女共に縣內出稼工の方が退場率が高く、其差異は事故退場率の相異に基くを見る、之は遠方に出稼した場合には、少し位の用事では歸らないし、又歸さないものと見て差支あるまい。男の退場率の方が高いのも注目に値する。

次に勤續に關して一瞥しよう、筆者は二十三工場を調査して左の結果を得た。

第五十三表（大正九年度）

勤續期間	繰絲工	揚返其他	計
一年未滿	％ 二〇・五九	％ 一九・九七	％ 二〇・五二
二年	二一・二八	一九・八九	二一・一三
三年	一四・五五	一三・三九	一四・四三
四年	一三・七一	一〇・三一	一三・三五
五年	八・一二	一一・六一	八・四九
六年	六・一四	七・七一	六・三一
七年	三・七九	四・六三	三・八七
八年	三・二三	四・五五	三・三七
九年	二・一五	一・七〇	二・一〇
十年	一・五四	一・七〇	一・五六
十一年	一・一三	一・二二	一・一四
十二年	〇・七七	〇・九七	〇・七九
十三年	〇・六三	〇・三二	〇・六〇
十四年	〇・六三	〇・四九	〇・六二
十五年	％ 〇・四一	％ 〇・四九	％ 〇・四二
十六年	〇・二九	〇・三二	〇・二九
十七年	〇・二二	—	〇・二〇
十八年	〇・一一	〇・二四	〇・一二
十九年	〇・二一	—	〇・一九
二十年	〇・一九	〇・〇八	〇・一八
二十一年	〇・一四	〇・二四	〇・一五
二十二年	〇・〇二	—	〇・〇二
二十三年	〇・〇五	—	〇・〇四
二十四年	〇・〇七	〇・〇八	〇・〇七
二十五年	〇・〇一	—	〇・〇一
二十六年	〇・〇一	〇・〇八	〇・〇二
三十年	〇・〇一	—	〇・〇一
三十四年	〇・〇一	—	〇・〇一

次に養成工の殘存率を見るに、此方面から見るも勤續狀態の紡績などに比較して良好なるを知ることが出來る（紡績業勞働事情參照）、即ち左表の如し。

第五十四表 （明治四十三年度より大正八年度迄の養成工に就き調査）（調査工場十、養成當初の職工數六千七百七十一名）

期間	殘存率	期間	殘存率	期間	殘存率
養成第二年目末	八二・八一%	同　第六年目末	一六・七九%	同　第十年目末	一・八〇%
同　第三年目末	五九・四七	同　第七年目末	一〇・八四	同　第十一年目末	〇・四七
同　第四年目末	四二・一二	同　第八年目末	六・五六		
同　第五年目末	二七・〇七	同　第九年目末	三・五九		

尤も製絲工の勞働市場は、未だ地方的の域を脫せないし、又一方待遇其他に於て工場間に格段の相違が有るから、勤續狀態及移動率の如き地方及工場によりて大差あるを免れない。たとへば郡是製絲本工場の如き、物的並に精神的の待遇の良好なる計りでなく、工女に對する地方人の氣受も頗る良く、俗言に女學校を卒業するより、郡是を勤め上げる方が嫁入口が多いと云はれる程であるから、勤續の如き頗る喜ぶべき狀態を示して居る。模範的の一例として、之等の狀態に關する各種の統計を示さう。

第五十五表 養成轉來別職工殘存步合表 （大正八年末に現存せる職工に就き）

職工種類	初年末	二年末	三年末	四年末	五年末	六年末	七年末	八年末	九年末	十年末	十一年末
養成工	九九・四%	八六・三	八〇・三	六五・六	六七・三	四六・二	三七・四	二五・九	一五・〇	七・六	二・〇

轉來工	九七・三	四七・二	五五・二	二五・四	一七・二	六・六	五・八	五・三	三・七	六・八	二・九
計	九八・九	八〇・三	七五・六	五九・一	四六・二	二二・一	一六・四	一六・二	九・一	七・一	八・六

之によれば養成工の殘存率の高きこと驚くべきものがある。

次に大正九年度に於ける退社率（前述せる第一種、第二種兩種の移動を含む）を作業部門別に示せば左の如し。

第五十六表

作業部門	繰絲	揚返	仕上	選繭	計
退社率	三一・三%	一九・二	二一・一	三四・六	二八・九

次に退社原因の比例値を見るに左の如し。

第五十七表

作業部門	繰絲	揚返	仕上	選繭	計
結婚	三四・七%	四一・七	三五・六	一一・一	三四・八
家事都合	三一・七	四・二	二二・六	三三・三	二九・三
病氣	九・八	—	一六・一	—	九・五
死亡	四・六	—	—	一一・一	四・一
他工場へ轉じたる者	八・九	四・二	一二・九	三三・三	九・五

成業見込なし	二・〇	一二・五	六・四	一一・一	三・一
不品行及不正行爲解雇	二・三	三七・五	三・二	―	四・八
逃走	〇・七	―	―	―	〇・四
其他	五・三	―	三・二	―	四・六
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

註　選繭工に結婚退社の少ないのは、既に相當の年齢で有夫者が多い當然の結果である。

而して更に立ち入つて、退社原因と年齢との關係を見るに、不正行爲、不品行等は大體二十歳以下の者に限られる樣で、此種の行爲の多くが、一時の出來心よりする無分別の結果たるを思はしむるし、又結婚に就ては、二十一乃至二十三が率が高い、故に郡是の職工は、職工たるが爲めに婚期が遲れることは、殆ど無いと云つても良い樣に思はれるが、特殊工場の特殊事項に入り過ぎるの嫌が有るから、詳細の統計はすべて之を略する。

要之製絲工女の勤續及移動狀態は紡績業より遙に良好であるが、之れは工場主の努力に俟つ所が甚だ多い。蓋し一面補充の困難なると、他面熟練工と未經驗工との重要さの相違が、工場主をして極力移動の防止に努めしむるからである。正式に養成せられたる養成工の勤續に伴ふ能率增進に就いては、二十三工場を調査して左の結果を得る。

第五十八表　（大正九年度）

勤續期間	一人一日平均繰絲量（匁）	全女工平均絲歩に對する出切目（匁）
養成二年目	七七・四	(一)〇・二三
同三年目	九四・七	(一)〇・一三
同四年目	一〇八・八	(+)〇・〇四
同五年目	一二二・四	(+)〇・〇九
同六年目	一三〇・四	(+)〇・一六

此の如きを以て勤續奬勵の手段としては、各種の方策を講じて至らざる處が無い。四五の實例を示せば左の如し（間接なるものとしては定期賞與、業務傷病の場合の扶助等を勤續期間の增延長に伴ひて增加せしむる方法があるが玆には割愛する）。

（イ）一定期間滿了の際金員物品を支給するもの

例　郡是滿七年褒狀と簞笥、十年褒狀と鏡臺、三龍社勤務日數九百日に達したる年の年末に五圓乃至十五圓の物品

（ロ）勤續一定期間を超えたるとき加給を爲すもの

例　郡是（大正十年夏挽に實行せるもの）

勤續期間	養成工	轉來工（他工場に二年以上從業したる者）
勤續一年以上のもの　一日につき	―	五錢
同　二　年	―	十錢
同　三　年	五錢	十五錢
同　四　年	十錢	二十錢

同　五　年	同	十五錢	二十五錢
同　六　年	同	二十錢	二十八錢(以上同じ)
同　七　年	同	二十五錢	
同　八　年	同	二十八錢(以上同じ)	

山陰製絲(大正十年夏挽に實行せるもの)

滿期(五年)後一年未滿のもの	繰絲量十匁に對し	三厘
同　二年　同	同	四厘
同　二年以上のもの	同	五厘

(ハ) 同業組合等にて表彰するもの(表彰式を行ひ金員物品を支給す)

例　前橋生絲同業組合(組合推薦、市表彰)、山梨縣生絲同業組合、愛知縣蠶絲會

(ニ) 休暇を支給するもの

例　郡是にては滿五年に達したる際は連續三週間の休暇を與へ裁縫割烹等を敎授する、結婚退社に決定した女工が之を利用することが多い。

(ホ) 單純なる解雇手當を支給するもの

例　長谷川製絲	勤續八年以上の者	積立金元利の	六　割
	同　十年以上の者	同	七　割
	同十五年以上の者	同	八　割
	同二十年以上の者	同	十　割

(ヘ) 一定條件の下に退身する場合にのみ積立金を支給するもの

之は最も深く考へられたもので、單なる勤續奬勵手段と云ふより、進んで積極的に足留策たるの域に入れるものであるから特に稍々詳しき實例として、片倉及丸純製絲所（長野縣小諸）の規定の要綱を示す。

丸純製絲所勤續賞規定要綱

就業第二年度より第五年度迄は、毎年前年度賃銀受給額の一割を、勤續賞として積立て、第五年度の終に其積算額の半額を支給し、殘半は工場に留保する。

就業第六年度末には、前年度賃銀受給額の一割を勤續賞とし、其四割を現金にて支給し、四割を留保する。

就業第七年度末より第九年度末迄も之に準ず、但留保歩合を三割、二割、一割と遞減す。

就業十年度末には前年の賃銀需給額の一割を其年の勤續賞とし、之と第二年目以來留保したる金額全部を現金にて支拂ふ。

爾後毎年末前年賃銀受給額の一割を現金にて支拂ふ。

片倉製絲紡績株式會社工男女永續賞金規定要綱

永續賞金は各就業年度の賃金價額を標準とし、勤續年限其他に應じ百分の五乃至百分の十五の範圍内に於て決定する。

永續賞金には交付迄に七分の利子を附し、職工が其業を罷め滿一ヶ年を經過したる時元利金を加へ一時に交付す。

勤續中と雖も、本人結婚の際は工場主に於て相當と認むる保證人連帶の證書を提出せしめ賞金の假渡を爲すことがある。

永續賞金を讓與すべき者と雖も、其後一日たりとも他の製絲所に就業したりと認むるときは、事情の如何を問はず之を附與しない、但其子女養育の都合上豫め片倉製絲の承認を經て、本人居住地より十丁以内の製絲所に就業する場合は此限りでない。

解雇手當の問題は、上述の如く勤續奬勵の手段としては考へられて居るが、失業に對する社會並に企業の責任と云ふ方面からは、全く考察されて居ない。大正九年に恐慌の襲來するや、絲價の低落止る所を知

らず、爲に全國の製絲家は生産制限の目的を以て、九年一月卅日より十年二月十五日迄（長野縣は同三月二十日迄）、一齊に操業を休止することを決議した。從つて職工に對する操業休止期間中の給與に關しても、考慮すべき必要を生じたのであるが、此際も主として問題とせられたのは、非常時を奇貨として職工を爭奪せんとするを、如何に防止するかに在つた。製絲家の職工に對する態度を窺ふに、眞に恰好なるものであるから、左に此際爲されたる蠶絲業同業組合中央會第三部會の決議、及び之に基きて爲せる長野縣生絲同業組合聯合會の決議を揭げて本章を終ることにしよう。

蠶絲業同業組合中央會第三部會決議　（大正九年十一月十日）

一、全國製絲業者は輸出地遣とも大正九年十一月三十日より大正十年二月十五日迄（長野縣は大正十年三月二十日迄）先約定（値極め成行共）の有無を問はず全國一齊に操業の休止をなすこと

一、全國製絲業者は各自職工の爭奪をなさざること

（イ）大正九年十一月三十日迄に於ける各組合又は各團體名簿に登錄したる職工若くは各工場に雇傭契約ある者は大正十年度に繼續し當該工場に屬するものとす

（ロ）職工にして契約滿期の際他の工場に轉ぜんとするとき新傭主は休業期間中に於ては前傭主に協議の上雇傭契約をなすものとす

（ハ）本年に於ける職工の契約繼續に關する交渉期間は大正九年十二月二十日迄とし以後大正十年三月二十日迄は何等の事由あるも募集行爲を行はざるものとす

（ニ）前二項に關し組合員間に違反者ありたるときは其組合に於て適宜の處分をなし組合双互間に紛議を生じ解決し能はざるときは之を蠶絲業同業組合中央會の仲裁判斷に委するものとす

一、操業休止中は其地方の狀況に依り職工に對し相當の給與待遇をなすこと
（イ）操業休止中は狀況に依り各組合若くは各團體に於て適當の給與優遇方法を協議實行するものとす
（ロ）前項の方法決定したるときは各組合又は各團體より直に之を蠶絲業同業組合中央會に報告するものとす

長野縣生絲同業組合聯合會臨時總會決議　（大正九年十一月二十五日）

甲、操業開閉業期日に關する件

大正九年十一月十日蠶絲業同業組合中央會並に全國蠶絲業者大會の決議を尊重し本年度（自大正九年六月至大正十年五月）の操業開閉業期日を更に左の通り變更實行するものとす

聯合組合員は大正九年十一月三十日より同十年三月二十日迄生絲の販路（輸出地遣）の相違並約定（値極成行）の有無を問はず休業し絕對に操絲を爲さゞるものとす

乙、職工爭奪並給與待遇に關する件

第一決議

蠶絲業同業組合中央會並全國蠶絲同業者大會に於て決議したる職工爭奪防止及び給與待遇の件を尊重し左の方法により之を行ふものとす

一、本年の職工募集期間を大正九年十二月二十日限りとす
二、大正九年十二月二十一日より十年三月二十日に至る間の日付の契約に對しては定款第四十七條の二に基く登錄を爲さゞるものとす
三、前項期間中は定款第四十八條に基き所轄警察官署に契約票を提出したるものと雖も本會は其權利を認めざるものとす
四、組合員間に於て職工の雇傭權利に關し係爭を生じたるときは定款並に前三項に基き之を解決するものとす
五、組合員と他府縣同業者間に於て職工の雇傭權利に關し係爭を生じたるときは中央會の裁斷に委するものとす

六、聯合組合員自己は勿論其使用人をして第一項に違背し職工の募集行爲を爲したるときは職工一人に付金五十圓の過怠金に處するものとす

七、聯合組合員は操業休止中職工に對し左記の通給與待遇を爲すものとす

（一）休業中工場に滯在するものに對しては寄宿及食費は操業中と同樣とし給料は勤務の狀況に應じて適宜支給するものとす

（二）休業の際歸鄕するものには旅費を支給す

（三）大正九年十一月二十九日現在の者に對し左の通り給與す

イ　十二月分の食費として一人に付金四圓を補給す

ロ　食費の外十二月中の特別手當として大正九年十一月中に於て各自收得せる賃金日額三割の二十日分以上を支給す

ハ　養成職工に對しては食費補給とも一人に付日額金十錢以上とし二十日分以上を支給す

前各號に關する支給は大正九年夏挽の就業日數五十日以上のものに限り之を支給す

（四）休業中在場の職工に對しては實業補習學校並に各種の講習に出席せしめ女子に對しては裁縫其他女子に必須の敎育を施すに努むるものとす

第二決議

一、聯合組合員は職工爭奪防止並に給與待遇に關する決議を實行する爲め本縣より許可を受けたる職工募集許可書並職工募集證を大正九年十二月二十四日迄に募集出願の所轄警察官署に提出し大正十年三月二十日迄保管を乞ふものとす

二、前項に違背したるものは金參百圓以下の過怠金に處す

第三決議

職工爭奪防止並に給與待遇に關する蠶絲業同業組合中央會並全國蠶絲業者大會の決議を尊重し本縣同業者は本會の決議を以て之を實行するに就ては本縣人にして他府縣に工場を有するものは勿論他府縣同業者に對し同一步調に出づることを交渉し且つ實行方を縣に請願するものとす

第三　就業狀態

一、就業時間、休憩時間及休日

製絲業は從來から最も就業時間の長い工業であつた。工場法施行前に在つては、夏時晝の長い時には十六時間を超ゆることが稀で無かつた。かゝる慣行が有つたので大正五年九月工場法施行に當つても、一般保護職工の就業時間は十二時間を限度とせるに、製絲業は特に大正十年八月末迄は十四時間、大正二十年八月末迄は十三時間となすを得るものとせられた。然も更に一般工業と同樣に第八條第三項及第四項による時間延長を認めたから、事實上大正十年八月迄は十四時間を原則とし、繁忙なる季節には十五時間となるの實狀に在つた。十年九月から之れが一時間宛減じたのである。工場監督年報に依れば、時間延長をなした工場は左の如くで、製絲業者が唯時間を長くすることに依りてのみ生產額を增加し得べく、從つて利益を增大せしめ得べしと確信し、又之を憚る處なく實行したのを明に看取することが出來よう。

第五十九表

	年末現在製絲工場數	第三項により時間延長をなしたる工場數	同上の製絲工場總數に對する百分率	第四項	百分比
大正五年	二、七一二	一八四	六・七八	九八五	三六・三二
六年	二、九九一	一四七	四・九一	七一四	二三・八七
七年	二、八八八	一一四	三・九四	三八二	一三・二二
八年	三、〇二八	不明	不明	八一〇	二六・七五

然るに大正八年の第一回國際勞働總會の決議は國內に於ける一般勞働問題の狀勢と相俟つて流石頑固の製絲業者にも、長時間作業一點張りでは濟まされぬことを感ぜしめた。次いで大正九年三月には恐慌が襲來し同年末は終に十一月末を以て全國製絲家が一齊に操業を中止するの破目に陷つたこと、前章に述べたるが如くであるから、從つて就業時間を短縮するものを生じた。就業時間延長の屆出をなし、又は認可を受けたるものも、左表の如く減少した。

第六十表

年末現在製絲工場數	第八條第三項により時間延長を爲したる工場	同上の製絲工場總數に對する百分率	第八條第四項により時間延長を爲したる工場數	同上の製絲工場總數に對する百分比
二、九七五	二六	〇・八七	六四	二・一五

然るに其結果は案外能率が上つて、反つて生產額の增加を見た工場さへも現れた。而て最近には能率研究の進むに伴ひ就業時間短縮の可能を信ずる向が次第に多きを加へつゝある。

筆者に對し、十一時間就業十時間勞働を以て、現在の十三時間就業十二時間勞働に劣らざる生產額を上げ得べしと、確信を以つて主張した工場最高責任者は極めて多かつた。現に之を實行し豫期の成績を見つつある工場も、亦必ずしも少數でない。

試に郡是製絲を例にとれば、同社は大正五年工場法施行當時實勞働時間十三時間であつたが、漸次短縮して現在は十一時間となつた。而も一釜一日當りの出來高は左表の如く遞增した。尤も此間に、原料の改

良及生產技術上の進步があつた事は否定出來まいが、兎も角も此顯著なる增加は、一面に於て能率向上を示すものと見て差支あるまい（大正十年度に於ける實勞働時間十一時間半）。

第六十一表

年次	大正五年	六年	七年	八年	九年	十年
一釜一日當り出來高	九八・五匁	一一四・四	一一六・五	一三八・九	一三九・〇	一四九・六

而も時間短縮は、多くの場合病氣缺勤步合の低下を伴ふ樣であるから、工場全體として出來高には、更によき影響を與ふること丶なる。前揭郡是に於ては、大正十一年は實勞働時間を十一時間に減じたが、同年と大正十年とを比較すれば、病氣缺勤率は、約三％減少して居る。

尤も極端なる時間短縮は、假令一時間當り出來高の增加を見ることあるも、一日總出來高の減少を招來することは勿論である、此點に關し內務省社會局の調査せる處を揭ぐれば左の如し。

第六十二表

調査工場番號	短縮前實勞働時間	一人一日平均繰絲量	短縮後實勞働時間	一人一日平均繰絲量	時間短縮程度	一時間當り繰絲量增減	一日繰絲量增減
一	一二・〇〇時分	八五・六〇匁	一一・三〇時分	九五・二〇匁	〇・三〇時分	一・一五匁	九・六〇匁
二	一一・三〇	一〇五・五〇	一一・〇〇	一〇五・九八	〇・三〇	〇・〇四	〇・四八
三	一二・〇〇	一一九・五七	一一・〇〇	一〇七・一四	一・〇〇	減〇・二二	減一二・四三

四	一三・〇〇	一二一・四六	一二・〇〇	一〇九・〇八	一・〇〇	減〇・二五	減一二・三八
五	一三・〇〇	一二一・八六	一二・〇〇	一二六・一八	一・〇〇	一・一五	四・三二
六	一二・〇〇	八四・六八	一〇・三〇	七四・五九	一・三〇	〇・〇四	減一〇・〇九
七	一二・〇〇	一二二・八二	一〇・〇〇	九七・五六	二・〇〇	減〇・四八	減二五・二六
八	一二・〇〇	一一三・三八	九・三〇	一〇二・九三	二・三〇	一・三八	減一〇・四五
九	一二・〇〇	一〇九・三〇	九・三〇	八八・六六	二・三〇	〇・二二	減二〇・六四
十	一二・〇〇	一〇六・八六	九・三〇	九七・五五	二・三〇	一・三六	減九・三一
十一	一二・〇〇	一〇一・九四	九・三〇	一〇四・一六	二・三〇	二・四六	二・二二

備考　本調査は大正十一年夏及秋に調査したもので、操業時間短縮の前後によりて原料及製品の異らざるものを選んである、但し内には其異るものもあるが、此場合は一定の係數を乘じて補正し、條件を同一ならしめてある。

上表のみから、直に結論を得むとするのは、もとより早計であるが、時間減少に伴つて、能率の高まることは否定し難い樣である。一日出來高に至つては、增加を示したもの僅に四例に過ぎないが、二時間半も短縮して、猶且つ增加したるものゝあるのは、繰絲の如く主として工女の技術と其緊張に依賴する作業に在つては、此點よりする時間短縮の餘地多きを示すものと云はねばならぬ。

然し乍ら上述の如き現象は、主として相當規模の大なる工場に限られる樣である。蓋し大工場に在つては、職工の素質も良好で且つ管理者の能力も優秀であるから、能く時間短縮と共に能率を高め得るのであるが、小工場に在りては此の如きことは容易に望めない。政府が大正十二年の春工場法を改正するに當り

現在の十三時間を改正法の施行と同時に十二時間に短縮し、更に一定期間を經て十一時間に爲すことゝ決定したのは、過渡時代としては宜しきを得たる措置と稱すべきである。唯其の十二時間より十一時間に移る時間を八年としたのは、どうも長過ぎる樣に思はれる。

就業時の始期及終期は季節によりて異るが、成る可く日光によりて作業し得る時間を大ならしむる樣に按配するのである。

休憩時間は合計一時間で之を三回に割り、晝食時に三十分、其他に午前午後各一回十五分宛とするものが多い。中には二回とするものがある。之れは朝食前から作業せしめ、朝食時に一回、晝食時に一回の休憩を設くるもので、晝食時間は稍々遲らせるのであるが、かくても猶晝食後五時間以上連續して作業することゝなつて自然緊張を缺き、檢番のあらゆる激勵も、時に工女の放心狀態に陷るを防ぎ難い樣である。其外に午後三時頃に握飯の類を作業中の職工に與へ、休憩ともつかず作業ともつかず、臺についた儘之を食せしむる工場も相當にある。

休憩時間の利用は極めて不十分である、之には二つの原因がある。一は設備の不完全で一は賃銀形態である。多くの工場に於ては休憩時間に寄宿舍に入るを許さない、而も特別の休憩室なぞは勿論無く、食堂も人員に比して狹隘で二三回に分食する有樣であるから、勢ひ食事の前後の時間なく、其他の休憩時間を作業場で過さなければならない。その作業場も、板張りの床があれば橫臥することが出來るが、土間のも

のでは矢張り臺に着いて居るの外はない。折角の休憩時間を高温高濕の作業場に費すことの休憩の本旨に合致せざるは言を俟たない。故に少數の工場では努めて戸外に出でしむる。郡是製絲の如き是であつてフットボールを娯しましして居る。而て晴雨の日共自由に寄宿舍に歸らしめる。鐘紡の新町工場の如きは快適な休憩室を有し雨天時に備へて居る。三龍社は手入の行き屆いた庭園がある。樹木鬱蒼たる中にベンチを配置し、工女は之に腰掛けて綾取り遊びなぞをして居るのが見受けられる。

賃銀形態と休憩の利用に就ては、賃銀形態には後述するが如く相對效程制度なるものが有るが、此制度に於ては他人が働いて能率を上げることは自己の賃銀の低下を意味する。從つて一部の工女が就業時間中に働くときは他の工女も自衞上働かざるを得ない。而も器械の運轉休止中にも出來る作業が有るし、監督者も亦之を拒否する處か暗に慫慂する場合があるので、休憩をしたくても出來なくなるのである。

休日は月二回が多く月四回は極めて稀である、一齊休業と輪番休業との二種は一般的には何れが多いと謂ひ難いが、信州系には輪番休が多い。輪番制を採つて工女を釜數以上に收容して置いて、其餘剩人員を順次に休ませれば釜の空くことが無く、且つ休日翌日の能率低下を配分することが出來るし、パイプ其他の具合も良く行くので、工業主が之れを採用せんとするのは當然である。人員に餘剩が無い場合には一齊休業を行ひ、入場者の多くなるのを待つて輪番制に變更する工場も有る。然し職工側から見れば休日の豫定が極めて不確となるし、事實上休日が無くなる虞ある等の不利あるを免れず、慰安修養等の施設をする

にも一齊休業の方が都合が良い。

其他に春挽終了後一週間位、年末より翌年にかけて二週間乃至二ヶ月位の休暇があり、多くの工女は歸省する。製絲工の出稼人氣質は牢乎として拔き難きものあり、鐘紡では從來一般工場の慣行たる一年契約を止めて無期間としたが、年末歸省の慣習だけは如何ともする事が出來ず、已むを得ず之に從つて居る。其他地方祭には休業する。養蠶期に歸郷して之を手傳ふことを許す工場も相當に多い。

二、出　勤　率

出勤率は極端に高い。寄宿舍を見廻つても、休養室を窺いても、休んで居る人員の比較的少いのに驚く。事故又は病氣歸宅中の者を除けば缺勤者は極めて稀である。筆者が二十工場を調査したる結果は左の如し。

第六十三表（大正九年調査工場十八）

項目	繰絲工女	揚返其他工女	計
a 在籍延人員	二、二八〇、三三一	二八〇、五七四	二、五六〇、九〇五
b 病氣缺勤延件數	二、八八三	五五八	三、四四一
c 病氣缺勤延日數	二三、六二〇	六、七四六	三〇、三六六
d 平均一日病氣缺勤率（c/a）	一・〇三%	二・四〇	一・一八

e 平均一人一回病氣缺勤日數$\left(\frac{c}{b}\right)$	八・一九日	一二・〇八	八・八二
f 事故缺勤延件數	六、一八一	五九九	六、七八〇
g 事故缺勤延日數	六六、七八五	六、六八二	七三、四六七
h 平均一日事故缺勤率$\left(\frac{g}{a}\right)$	二・九二%	二・三八	二・八六
i 平均一人一回事故缺勤日數$\left(\frac{g}{f}\right)$	一〇・八〇日	一一・一五	一〇・八三
j 平均一日缺勤率$(d+h)$	三・九五%	四・七八	四・〇四
k 平均一人一回缺勤日數$\left(\frac{c+g}{b+f}\right)$	九・九七日	一一・六〇	一〇・一五

病氣缺勤一・一八%は驚くべき低率と謂はねばならぬ。之に反して事故缺勤率の二・八六四%は、寄宿工を主とするの事實を顧みるとき、一應奇異の感を抱かざるを得ない。然し之れは製絲工の出稼氣質を證明するのであつて、病氣以外の各種の事由から、操業中一時歸宅するものが多いことを明にして居るのである。歸宅者は若干時日滯在する爲に一人一回當りの缺勤日數が增加し、缺勤件數の多きと相俟つて益々事故缺勤率を高めるのである。

次に寄宿通勤別缺勤率を見るに左の如し。

第六十四表 (大正九年調査工場十七)

項目	寄宿工	通勤工
a 在籍延人員	一、一三八、八五四人	六〇九、一九七人

b 缺勤延件數	三、八二五	四、一一八
c 缺勤延日數	三七、三六四	三四、四〇二
d 平均一日缺勤率（c/a）	三・二八%	五・六五%
e 平均一人一回缺勤日數（c/b）	九・七六日	八・三五日

通勤工の缺勤率も比較的低く、他の工業に於けるが如く寄宿工と大差を示すことなきは注目に値する。平均一人一回缺勤日數が寄宿工の方が長いのは、前述せる一時歸宅の結果と思はれる。

思ふに選繭、繰絲再繰の各工程を通じ、補助工にあらざる職工が一人休むことは、それ丈け生産額の減少することを意味する。紡績業に於ては、臺付工でも其擔任範圍を伸縮することにより、此際多少の融通を爲し得る部門が有るが、製絲の工女に於ては絕對に不可能である。而も多くの工場に於ては、食料は工場持であるから、結局缺勤工は工場を食ひ倒して居ることになる。

此の如きを以て極端に缺勤者を出すを忌むことゝなるのである。從つて出勤奬勵方法として皆勤賞精勤賞等の制度を設けざる工場は殆ど無い。

皆勤賞精勤賞は數種の方法によりて分類せらるる、以下各種の實例を掲げる。

一、計算期による分類

イ、半月皆勤（例、山形縣長谷川製絲再繰工二十五錢）

ロ、一月皆勤（例、三龍社繰絲工五十錢、山十組沼津製絲所カナハヅシ四十錢、丸大工女全般五十錢）

ハ、四ヶ月皆勤（例、郡是日給五日分）

ニ、夏（春）揚皆勤（例、山十組沼津製絲所八圓）

二、皆勤度數の累加と賞金額との關係による分類

イ、皆勤度數の重るにつれて賞金を遞增するもの（實例、開國館繰絲工）

引續き皆勤賞を受くる回數＼成績等級	一	二	三	四	五	六
一	円 一•一〇	〇•九五	〇•八〇	〇•七〇	〇•六〇	〇•五〇
二	一•二〇	一•〇五	〇•九五	〇•八五	〇•七五	〇•六五
三	一•三〇	一•二〇	一•〇五	一•〇〇	〇•九〇	〇•八〇
四	一•四〇	一•三〇	一•一五	一•一〇	一•〇〇	〇•九〇
五	一•五〇	一•四〇	一•三〇	一•二〇	一•一〇	一•〇〇
六	一•七〇	一•六〇	一•五〇	一•四〇	一•三〇	一•二〇

ロ、此の如き遞增をなさゞるもの（例、前揭一にあるを以て略す）

三、成績（又は日給額）と賞與金額との關係による分類

イ、成績（又は日給額）と賞與金額とを關係せしむるもの（例、長谷川製絲繰絲工半月皆勤賞繰目十匁につき三厘、前揭郡是四ヶ月皆勤賞）

ロ、成績又は日給の如何に係らず一定額を與ふるもの（前揭一の實例中にあり）

四、賞與として支給せらるゝものゝ種類による分類

イ、通貨を支給するもの（前揭實例にあり）

ロ、物品を以て支給するもの（例、開國館年皆勤五圓より二十圓位迄の物品）
五、個人受給と團體受給による分類
イ、個人に支給するもの（前掲實例にあり）
ロ、團體に支給するもの（例、日本正準製絲・寄宿舍の各室につき其平均出勤率の高き室に精勤證を與ふ）

更に極端なるものとしては後述賃銀形態再繰第三例、及第五例を掲げることが出來る。前者は皆勤賞制度を賃銀形態中に編みこんで皆勤せざるものは最高三十錢の日給を得るにすぎざる樣にしたものであり、後者は遲刻早退等に對し罰點を附して就業を强制するものである。

三、工場設備

由來製絲業に於ては、固定資産を可及的少額に濟せて置くことが其事業經營の一要諦とせられて居た。從つて工場設備なり寄宿舍は粗造を極めて居る、之が改善せられ始めたのは極く最近の事に過ぎ無い。工場は全部木造である。唯乾燥場は土藏造りの貯繭庫の一部に設けらるゝを常とする。選繭場も屢〻之等の建物の一部を利用することがあり、採光通風など極めて不十分である。繰絲場は高溫高濕、加ふるに繭の煮える一種の異臭が鼻を衝く。但し最近煮繭分業になつたのと、天井を高くし、通氣窓の面積を廣くし、臺間を廣げる（從來のは二側並び三間半幅であつたが、最近には五間半幅のものが出來た）等によつて此點は餘程良くなつた。郡是製絲本工場の最近建築の分、鐘紡新町工場及彥根工場の如き出色のものと云ふを得よう。長野工場課の調査によれば、煮繭分業と兼業とでは、溫度

濕度に左の如き相違を示して居る。

第六十五表（大正十年九月末調査）

溫室區分	外氣	場內	內外の差
溫度（分業）	華氏七〇・七度	七五・九	五・二
溫度（兼業）	七〇・二	七七・八	七・六
濕度（分業）	六七・九%	七五・一	七・二
濕度（兼業）	六八・二	八一・八	一三・六

床は土間のものが猶相當有る。

採光は良い、之は極めて細き絲縷を取扱ふ必要上當然のことである。夜間は電燈に依るを常とするが、此場合の照明度も次第に佳良になりつゝある。長野縣工場課の調査によれば、同縣は此點に於て左の如き進歩を示して居る。

第六十六表

女工一人に對する平均燭光	大正八年	同九年	同十年	同十一年
二燭光未滿の工場	二三	一七	一五	五
二燭光以上同	二〇六	二三六	一九四	一四八
三　同	五五	三〇	三二	二七

四　同	三四	二八	二六	一八
五　同	二四九	二三四	三二〇	三二九
六　同	三六	三八	六一	六五
計	六〇三	五八三	六四八	五九二

然し此の如く照明は相當佳良なるに拘らず、女工には近視眼が多い（後章參照）のは寒心に堪へない、願くば近視を繰絲工の職業病たらしめざる樣猶一層照明方法の改善をはかるなり、他にも適當の方法を講じたいものである。

通風は照明の反對に極く惡い、兩窓の採光窓を開ければ作業の困難を來たすから開けられない、而も人工通風裝置を設けたる工場は無く、唯天井の通風窓、及び稀に設けらるゝ四周の床に近い部分の通風窓によるの外はないからである。

災害防止設備も不十分である。調帶其他より生ずる危險の程度は、たとへ他の工業に比して少いにもせよ、相當の設備を爲すことが望ましい。此點に於て鐘紡の工場は優れて居る。

再繰場も略繰絲場に準ずる。

之を要するに製絲工場の設備は、未だ不充分なる點多きを遺憾とする。企業も大規模となり、金融機關及販賣機關も次第に整備し來つた今日、猶其事業の危險率の高きを名として設備改善を怠るのは、吾人の首肯し難い處である。

第四　賃銀賞與及利潤分配

一、賃　銀

(イ)　形　態

製絲工の大部を占むる繰絲工に對しては、例外なく現實効程制度(出來高給)が採用せられて居るが、其構成たるや複雜を極め、スウェッティング・システムの甚しきものとして、從來屢非難の的と爲つたものであるから、其形態を述べるに先つて、一應此の如き賃率の行はるゝ所以を考察せねばならぬ。

製絲工女の賃率構成の複雜であるのは、生產技術上當然の要求であつて敢て怪むに足りない。蓋し生產過程が主として機械に依つて行はれ、且品質の如何を顧みるの必要少き程賃率は簡單に構成せらるゝを原則とするに製絲に於ては生產量も質も全く工女の技倆と努力の如何によりて支配せらるゝからである。例へば綿絲紡績と絹絲紡績の精紡工の賃銀を比較しても、既に此點より來る相違がある。綿紡に在つては單に生產量を問ふのみで、其一請負團體內の各自に對する賃銀分配方法も、等級制度を用ひて推定効程に比例せしむるに過ぎない場合が多いが、絹紡は稍〻複雜で生產量の外に、屑物步合、器械の計算上の能率と現實の能率の比等も、多くの場合に於て賃銀決定の要素とせらるゝ。此の如きが故に製絲工の賃銀が、更に複雜なる諸要素によりて決定せられ、作業中絕えざる緊張を要求せらるゝのも亦敢て異とするに足り無いのである。

製絲業に於ては、工男は例外なく時間給であるが、工女は主として現實効程制である、先づ其効程決定要素の主なるものを擧ぐれば大略左の如くであらう。

（一）繰絲工

（イ）繰絲量　生絲生產量であつて、賃銀算出の基礎を爲すものである、普通生絲量十匁、生絲一綛、原料繭一升又は一杯等を以て其計算の單位とする。

（ロ）繰目　同一期間內に於ける全工場平均一人一日繰絲量に對する各工女の平均一日繰絲量の開差を云ふ。後述する現實相對効程制度に於ては、繰絲量に依らず繰目に依つて賃銀を決定する。

（ハ）絲步　（又は絲目と云ふ）一定量の原料繭より生產する繰絲量である。多くは原料繭一升より製出せる生絲量を以て之を現す、故に絲步の多い程屑物の少かつたことを意味する。而て絲目は原料繭の良否に依つて左右せられることが甚しいから通常同一期間の全工場平均絲目に對する各個の工女の絲目の開差卽ち出切目を賃銀決定の要素とする。

（ニ）纖度　生絲の纖度を表はすには「デニール」を以てする、「デニール」とは檢尺器に卷取りたる四百回（四百五十米）の生絲量〇・〇五瓦のものを一「デニール」とし、〇・一瓦のものを二「デニール」、以下之に準ずるのである。而て「デニール」は生絲の生命とも云ふべきものであるから、目的纖度との開差如何により、嚴重なる賞罰を課する、之を纖度賞罰と云ふ。

（ホ）色澤

（ヘ）切斷　揚返の際の切斷回數を云ふ。

（ト）其他の粗製、類節の多少、繫方の良否、汚絲縞絲、撚無し、絡交無し、二本揚り等を其主なるものとする。

（チ）小枠絲量過輕重　小枠に卷取つた絲量が標準絲量又は平均絲量を距ること一定限度を超ゆるときは、其程度に應じて罰を附する、通常之を絲量不同罰と云ふ。

（二）再繰工

（イ）揚返絲量　再繰工の賃銀決定の基本的要素である、大枠挺數又は綛數を單位とするのが常である。

（ロ）直接作業上の巧拙　小枠の浸し方、絡交、繫方、口止方、其他の良否、屑絲の多少、二本揚りの有無、繰絲場に於ける二本揚り發見等を主なるものとする、更に之を細別すれば枚擧に暇あらざることは、後述する實例に明であらう。

（ハ）間接作業上の確否「デニール」切斷等の調査記入の確否を云ふ。

（三）選繭工

（イ）選繭高　通常貫又は石を單位とする。

（ロ）選別程度　玉繭、屑繭、異種繭等の選り殘し程度により選別程度の精粗を鑑別する。

効程決定の要素は上述の如く多方面である、其中で繰絲量が勤續に伴ひ增加することは、既に就業狀態の項に例示した通りであるが、絲目も亦略〻之と趣を同くする。然し「デニール」品位其他に關する技倆は、必しも之等と相併行して進步するものではない。試に山形縣某工場に於ける大正八年度の成績を見れば左の通りである。

第六十七表

年齢(算へ年)	人員	平均一枠に對する纖度賃	平均一人品位其他の賞點	年齢(算へ年)	人員	平均一枠に對する纖度賃	平均一人品位其他の賞點
一七	三五	錢 二・三二	點 二・一八	二七	一一	円 二・四三	點 七・六二
一八	四七	二・三四	二・七一	二八	一四	二・三八	七・五九
一九	二〇	二・三六	四・二六	二九	七	二・三九	四・〇〇
二〇	二八	二・四〇	五・三五	三〇	八	二・三六	四・九六
二一	二五	二・三三	五・四二	三一	四	二・三三	七・二〇
二二	二八	二・三七	五・九六	三二	五	二・四六	六・九八
二三	二三	二・四三	五・九二	三三	九	二・四一	六・〇七
二四	一五	二・三九	五・七〇	三四	一	二・二一	二・四〇
二五	八	二・五〇	六・九七	三五	六	二・四〇	五・四〇
二六	一四	二・三三	七〇・〇				

註　(一)本工場は十四中最優格を製出する。(二)本工場は移動極めて少く且殆ど全部自家養成の者で、尙概ね十三四歳より工女となつた者であるから、年齢の老若は大體勤續の長短を示すものと見て妨がない。(三)本工場では目的纖度に合致する程度に應じて其賞金を增減し、之を距ること一定限度以上は罰金を課する、而て平均一枠纖度賃とは、一定期間內に得た「デニール」賞罰金總

額を、此期間内に上げた桙數で除したものであるから、其多少は大體目的纎度に近似せる度合を示すことになる。

上述する處によつて之を見れば、製絲工の各方面の技術は必しも相平行して發達するもので無いことが解る、一定の年齢を超えた工女は其他の點で如何に優秀でも、其製品は色澤の點で缺くる處が出來て來ることの如きは、普く當業者の唱ふる處である。又既に一定熟練の程度に達した工女と雖も、其能率は可成の範圍に於ける一高一低を免れない。試に某工場に於ける熟練繰絲工五名の大正九年各月に於ける平均一日の賃銀を示せば左の如くになる。

第六十八表

	甲	乙	丙	丁	戊	合計
二月	一五一・三	一一八・六	一二二・九	一二二・四	九二・六	六〇七・九
三月	一一〇・七	九八・七	一二一・一	一二七・七	一一二・〇	五七〇・四
四月	一一三・〇	一一六・五	一一〇・九	一三五・〇	一一七・九	五九三・七
五月	一二二・一	一四九・一	一四〇・八	一四〇・〇	一四六・八	六九八・九
六月	一六四・四	一四〇・八	一二八・六	一五三・二	一五六・四	七四三・四
七月	一二〇・一	一二三・八	一三三・八	一三二・三	一二九・〇	六三九・一
八月	一三一・五	一三一・〇	一三五・四	一二八・四	一二五・〇	六五一・三
九月	一二九・一	一三〇・〇	一三六・〇	一三六・二	一三二・九	六六〇・九
十月	一一七・九	一二四・五	一二八・九	一一七・八	一二一・〇	六一一・五
十一月	一〇七・八	一一二・五	一一四・四	一一一・五	一二八・九	五七五・三
平均	一二五・四	一二三・八	一二七・二	一三六・一	一二六・三	六三三・五

註　（一）本工場は後述する繰糸第三例の工場であつて、其賃銀率は可なり合理的に構成せられて居る、從て工銀の高低は各工女の效程を大體に於て正しく示すものと見て妨げがない。（二）此に抽出した五工女は、該工場に於ける大正九年度賃銀最高取得者から順に五名を選んだので、五名とも全年を通じて無缺勤である。

惟ふに生產力說は分配論上に於ける最も重要なる一主張である。勿論之を無視して可なるの時代の到來を翹望すること吾人は決して人後に落ちるものでは無い。然し此說はそれ自身の內に人類の偸安性に合致する點を含み、又一方に於て社會福利の見地から見ても、人類の現在の經濟能力及經濟組織を以てしては、又大體之が要求を容れざるを得ないものである。然らば主として經濟上の誘惑又は脅威を基とする賃銀形態によつて、作業の緊張を要求し能率の增進を圖ることは、現在有効にして且已むを得ざることゝ謂はねばなるまい。

然らば現在の製絲業の賃率は全然是認し得るであらうか、生產力說に基いて是認せらるゝ賃銀の刺戟の限度は、一方最低生活費說に牴觸せざるや否や、一方に於て其刺戟が勞働者の心身及び德性に害惡を與へざるや否やに在る。我製絲業の賃率の如き、最低生活費の問題を暫く除外するも、明に第二の點に於て非難さるべきものであらう。現在の如き極端なる緊張裡に十三四時間も就業せしむることが、工女の心身に害惡を與へないと誰か斷言し得るであらう。又全然賃銀の增減となつて現はるゝ經濟上の誘惑と脅威との みに依る能率增進法それ自身は、果して工女の德性を害せないであらうか。工場主の多くは工女が出稼人

根性を脱せず、唯金錢のみで動くことを嘆く。奈ぞ知らん其出稼人根性を益々募らしめ、且之を利用することを基礎として算盤を立てゝ居るのは、彼等工場主自身ではないか。

賃銀形態の分類は目的に依つて方法を異にすべきであるが、玆に製絲工女の賃銀を説明するには左の如くに爲すを便なりと信ずる。

- 賃銀
  - 推定效程制度
  - 混合制度
  - 現實効程制度
    - 絶對効程制度
    - 相對効程制度
      - 順位制度
      - 等級制度
      - 差額制度

推定効程制度とは勞働者の生産量及質を推定して之に相當すと認むる賃銀を支給する制度である。生産量及質の推定は勿論一定時間を基準として之を爲さねばならぬ、從つて賃銀は此基準時間に對して幾程と定められることになる。時間給(狹義)日給、週給、月給及年給等は之に屬する。

現實効程給とは、勞働者の生産及質を計畫して現實の効程を決定し、之に應ずる賃銀を支給するものを云ふ。卽普通出來高と稱せらるゝものであるが、敢て出來高と云はないのは、製絲に於ては生産品の質を問ふこと特に甚しいから、生産量のみを連想せしめる文字を避けたのである。或は上記二種の區別は程度の差に過ぎないもので、種の相異にあらずとの反問も起るであらう。たとへば「デニール」決定の如きは、一綛中の若干部分をとり之によつて其綛全體の「デニール」を推定するものとも云へよう。然し推定効程給

は事前に生產量及質を推定するに反し現實効程給は事後に於て其結果の少くとも一部分をとりて全體を推定するものであるから、種類の差と看て妨があるまい。

絕對効程制度とは、同一期間に於ける他の勞働者の効程と關係なく個々の勞働者の勞働効程を計畫評價するものを云ひ、相對制度とは、同一期間內に於ける同一業務に從事する全勞働者の平均勞働効程に對する各勞働者の効程の優劣關係によつて、其賃銀を決定するものである。相對効程制は又之を三種に分つ、第一の順位制度と云ふのは、相對効程に依つて決定せらるるのは工女間の順位のみであつて効程に於ける一定の相異は必しも賃銀額に於いて之に應ずる一定の相異を示さないものである。等級制度とは、相對効程に依つて工女を若干の等級に分ち、之に各等級に就き豫め決定しある賃銀を支給するものである、從つて効程は異つても同一等級に編入せられる場合には、其受くる賃銀は同額である。差額制度とは効程に於ける一定の差は、賃銀に於て之に比例する一定の差を來すものを云ふ。

混合制度とは現實及推定兩制を併せ用ふるものである、例へば生產の質に關して推定を用ひ、量に關して現實の効程を問ふが如きものである。

以上の分類は一定工場の一定作業部門の勞働者の賃銀が、必ず其一に屬し他の一に屬せざることを意味しない。寧ろその賃率の一部はある制度に屬し、他の部分は他の制度に屬するものが多く、其賃率の全部が唯一の制度から成立するものは、反つて例外に屬する。

次に包括制度と組合制度を區別することも了解上便であらう。上述した効程決定因素のすべてを一括計量して効程を評價するものと、重要と思惟する一定部分を計量して之による賃銀を日給と稱し、殘の點も計量評價して之に依つて賞罰金を算出し、之を日給に加減する制度とが有る。前者を包括制度、後者を日給賞罰組合制度と稱することが出來よう。

之に反して點數表示、金錢表示の區別は別に必要ではない。蓋し點數表示の場合と雖も、結局一定の方法によつて一定の點數は一定の金額に換算せらるゝことになるからである。

以下五六の工場の實例を擧げて賃率を説明しようが、豫めその如何なる部分が如何なる制度に屬するかを表示して置かう。實例の説明を讀んだ後、彼此對照すれば恐らくは各制度の意味を容易に了解することが出來るであらう。

實例番號	推定給	混合給	現實絶對給	現實相對順位給	現實相對等級給	現實相對差額給
選第一例			全部			
選第二例			賞罰金			基本日給
再第一例	基本日給		特別皆勤賞(但相對制を加味)			
同第二例			普通皆勤賞	全部		
同第三例		日給の結局の支給額	デニール罰發見賞 二子糸發見賞			現實點の算出方法

再第四例			賞罰（但屑糸に關するものを除く）			基本日給中屑糸に關する部分
同第五例		基本日給	賞罰			
繰第一例				全部		
同第二例			基本日給、賞罰（繰目糸目に關する物を除く）			繰目賞糸目賞
同第三例			賞罰			基本日給
同第四例			デニール賞特別皆勤賞（相對制を加味す）普通皆勤賞	基本日給		
同第五例			デニール賞皆勤賞			基本日給

（イ）工　男

すべて推定效程給である。日給のみに依るもの〔例、開國館（埼玉縣深谷）三龍社（岡崎市）片倉製絲松本製絲所、合資岡谷製絲會社〕、日給或は月給とするもの〔例、丸交組（前橋市）、日本正準製絲（福島市附近）山陰製絲（鳥取縣倉吉町）〕、月給を原則とし臨時雇に限り日給とするもの（例、郡是製絲）、月給或は年俸とするもの〔例、丸純製絲所（長野縣小諸町）〕等がある。

（ロ）選繭工女

多くは推定效程給であるが中には現實效程給の工場もある。推定給の大部分は日給であるが年俸のものもあり（例、丸交組）、或は雇入後日未だ長からず技倆未知數のもののみ現實給を支給し其他は日給とする工場もある（例、開國館）。三龍社の日給は每半月目に更改せられ而もそれは前期の效程を嚴密に評量して

之によるのであるから、むしろ一期づゝ遲れて行く現實效程給と見るべきであらう。

現實效程給には相對制と絶對制とがある、各一例を示さう。

第一例　（山陰道所在某工場、繰絲第二例と同工場）

一日平均選高七貫匁の者　日給四十七錢

七貫目に對し過不足百匁につき　金三厘の增減

右は每十五日を一期として計算す、外に十日目位每に選上繭の檢査をなし、其成績により三等級に分ち一等一圓五十錢、二等一圓、三等五十錢の獎勵金を支給する。

第二例　（近畿所在某工場、再繰第四例と同工場）

一人一日平均選高貫數にて標準日給を除し、一貫に對する單價を決定し、之に各人の平均一日選高貫數を乘じたるものを基本日給とする。而て之に左記の賞罰を加減したものを支給額とする、基本日給の計算は每十五日を一期としてある。

一等	一貫につき賞二厘	四等	一貫につき賞四厘
二等	無賞罰	等外	同　同八厘
三等	一貫につき罰二厘		

上記の等級は每日之を定める。卽ち各人の選上繭の任意の一杯（四升）を採り、其内に存する不良繭の點數を算へ、四點以下一等、八點以下二等、十二點以下三等、十六點以下四等、十七點以下五等と決定す

る、此際玉繭は一個二點、屑繭は一個一點に算へられる。

但平均能率が豫定能率を超ゆるときは、之によつて節約し得た賃銀額を、受給額に按分して割増加給することは、本工場の一大特色であつて、相對效程制の苛酷な點を除くものと云ふべきである（後段參照）。

岡谷の某工場では半月毎に各工女につき豫定日給を定め置き、其期末に至り別に定むる方法によつて算出した該期間中の現實效程給と、上記の豫定日給との和の二分の一を實際支給とすべき金額とする、之は一種の混合制度と云ふべきであらう。此方法は豫定日給の決定が適當に行はるれば、工女の賃銀額の安定を增加するに效果がある。

（ハ）再　繰　工

全然推定效程給のみによる工場は無い。三龍社は日給制度と云つて居るが、半月毎に別に定むる採點法に依つて算出した効程に基いて、次の半月間の日給を定むるのであるから、一期宛遲れて行く現實効程給と看做すべきこと、選繭工に於けると等しい。

推定給（日給）に現實給（賞罰）を附加するの制をとるものは相當に多い。現實効程給のみによるものは、細別すれば包括相對順位制、包括相對等級及各種の組合制度があり、又混合制度を賃率の一部のみに採用して居る工場もある。

以下四五の實例を掲げる。

第一例 （長野縣所在某大工場、諏訪系の錚々たるもの、繰絲第四例と同工場）

（一） 基本日給

三十錢二十錢十錢の三等級に分つ、但十錢は幼年工に限る。

（二） 賞　與

右の基本日給に特別皆勤賞及普通皆勤賞を附加する。

（い）特別皆勤賞は現實効程檢査により順位を決定し、左の規約により半月毎に之を支給する。

（イ）一日より十五日迄（又は十六日より三十日迄）十五日間（公休日を除く）皆勤したる者には左の特別賞與を支給する。

（ロ）前二帳の平均順位より三人以上昇級した者には、左記金額の全額、三人未滿の昇級者及昇級せざる者には三分の二、落級者には三分の一を支給する。

一　等	（得點二十點以上のもの）	三圓
二　等	（同　十五點以上のもの）	二圓七十錢
三　等	（同　五點以上のもの）	二圓四十錢
四　等	（得失點平均零のもの）	二圓十錢
五　等	（失點十點未滿のもの）	一圓八十錢
六　等	（同　十點以上のもの）	一圓五十錢
初年度傳習生		三十錢

（ハ）現實効程は左の方法によつて決定する。

大枠一挺　得　五點　　五日間無罰　得　五點

十日間無罰	得	十五點
十五日間無罰	同	二十五點
二子糸發見	一件につき得	三點
浸し方不注意	一件につき失	六點
剝ぎ糸	同　同	八點
濕氣糸	同　同	四點
繋ぎ節	同　同	二點
切糸	一本につき失	一點
但し一回增加する毎に一點を加ふ		
汚し糸・連れ糸	百回につき失	四點
但し百回增加する毎に四點を加ふ		
小糸・タルミ糸	一本につき失	一點
但一本毎に一點を加ふ		
繋ぎ違ひ・認印落し	一件につき失	四點
撚り付け	一ヶ所につき失	二點

（ろ）普通皆勤賞も同樣に現實効程檢査の結果たる得失點の如何によりて其額を異にするが、前二帳の平均に對する順位の騰落を問はないのと、皆勤回數の連續如何を其金額の多少に關係せしめる點に於て特別皆勤賞與と異る、計算期間は同じく半月である。

一　等	（得點十點以上の者）	六十錢
二　等	（同　五點以上の者）	五十錢
三　等	（得失點平均零の者）	四十錢
四　等	（失點五點迄の者）	三十錢
五　等	（失點十點迄の者）	二十錢
六　等	（失點十一點以上の者）	十錢

但皆勤を繼續したものには一回毎に十錢を加給する。たとへば三期續いて皆勤した工女が、第一期二等、第二期三等、第三期一等だつたとすれば、其皆勤率は第一期五十錢、第二期五十錢、第三期八十錢となるが如し。

第二例　（埼玉縣所在某大工場、繰絲第一例と同工場）

（一）得　點

繰返一枠（四綛）毎に

（二）失點

連れ糸	三百回までのもの	一件につき	二點
同	六百回までのもの	同	四點
同	千回までのもの	同	七點
編み落し		一件につき	一點

切絲	五本毎に	二點
目札紛失	一件につき	五點
纒緩み	同	二點
濕氣捻	一綛につき	三點

外に二本揚發見は一件につき金十錢の現金賞與を與へる。

（三）賃銀算出方法

上記の得失點によつて各工女の賃銀を決定するの方法及本制度の利害に就ては繰絲工第二例に之を述べる。

第三例（長野縣所在某工場、繰絲第五例と同工場）

（一）現業員が決定し置ける豫想點と現實効程檢査により算出したる現實點との和を二分したるものを各工女の得點とし、之に基き繰絲工に於ける方法（後述繰絲第五例）に準じて一日十錢以上八十錢以内を支給する。

（イ）基本點

現實點決定方法は左の通りとする。

平均挺數を超ゆること	一丁に付	得	五點
平均挺數に滿たざること	一丁に付	失	四點
屑物量平均に滿たざること	一匁につき	得	一點
屑物量平均を超ゆること	一匁につき	失	一點
全工女平均罰點を超ゆること	二點につき	失	一點
全工女平均罰點に滿たざること	二點につき	得	一點

（ロ）附加得失點

右の罰點決定方法は左の通りとする。

濕氣糸	一綛につき	二十點
口糸	四口につき	二十點
四口以上一口毎に五點を加ふ		
繫節	一寸につきて	十點
以上一寸を增す毎に十點を加ふ但五十點を超ゆることなし		
目札紛失	一件につき	百點
認印付落及不明	一本につき	五十點
但故意と認むるものに限る		
デニール付落	一本につき	十點
下口止なし、上口止なし	一口につき	十點
汚糸	一件につき	十點以上
粗揚（舞ひ糸、タルミ糸、大枠しばり方不良等）	一件につき	二十點より四十點まで
連れ込み糸	二百回に付	三十錢
以上百回毎に十點を加ふ		
小枠掛け違ひ	一件につき	二十點
目札付け違ひ	同	百點
切斷付け落ち	一回につき	三點
小枠選別	一挺につき	五十點
切斷紙付け落ち	同	二十點
繫ぎ違ひ	一件につき	二十點
振りかぎ外し	同	二十點
編み違ひ	一挺につき	十點

（二）外に左の現金賞がある。

デニール罰發見賞　（十四中の場合）　十デニール、十九デニール　一綛につき　一錢

九デニール	同	二錢	二子糸發見賞		
八デニール、二十デニール	同	三錢	五十回以上のもの發見	一件につき	二十錢
七デニール、二十一デニール	同	四錢			

第四例（近畿所在某大工場、選繭第二例と同工場）

（一）基本日給

標準日給を其期間（十五日間）一人一日平均揚枠數を以て除し、一枠の單價を決定し、之に各人の一日平均揚枠數を乘じたるものを基礎日給とする、但平均能率が豫期以上に出でたるときは、之によりて節約し得る賃銀率を按分支給する。

（二）賞罰

糸屑平均より增減	一分につき	二錢の賞罰	節、汚糸、切糸	一件につき	罰二錢
二本揚り及細簇發見	一件につき	賞二錢	二本揚り	同	罰二十錢
口止及力糸不完全	一件につき	罰二錢			

第五例（群馬縣所在某工場、繰絲第三例と同工場）

（一）基本日給　混合制度に依る。卽ち一等工より四等工まで四等級に分ち、一綛の單價を異にして居るのは勞働の質に關して推定を加へて居るものと看るべく、此單價に實際揚げた綛數を乘じて基礎賃銀を算出するのは、勞働量に關して現實の効程を問ふものである。而て之に加ふるに絕對効程による賞

罰金制度を以てして居る（計算期間十五日、但屑絲量は五日毎に計算す）。

（二）賞點（一點五厘）

二本糸發見	一件につき	四　點
過輕重枠發見	同	一　點
疵糸發見（但し浸さざるもの）	同	一　點
繋先長發見	一綛につき	二　點
撚り付け發見	一件につき	二　點
ムラ糸、撚無し糸、札無し枠發見	同	一　點
地糸混合發見、大切取扱（但十條以上のもの）	一件につき	二　點
屑糸量一梱當り		
八匁以下		五　點
七匁以下		十　點
六匁以下		十五點
五匁以下		二十點

（三）罰　點（一點五厘）

二本揚り	一件につき	五十點
汚れ糸（荷造差支なきもの）	同	一　點
汚れ糸（同差支あるもの）	同	五　點
疵糸一筋切れ	同	一　點
以上一筋を增す毎に一點を增加す		
棒上り	一件につき	五十點
浸し方不正及浸し過ぎ	同	二十點
横糸及屑糸巻き込み	同	二　點
枠角にてむしりたるもの	同	十　點
掛け外し	同	二　點
掛け外れむしりたるもの	一件に付き	十　點
繋方長きもの	同	二　點
切斷記入忘れ及び記入不明	同	二　點
デニール糸取扱不良	同	二　點
札紙付け違ひ	同	二十點
印落ち、印不明	同	三　點
タルミ糸小	同	二　點
同　大	同	五　點
デニール忘れ	同	五　點
過輕重枠無屆	同	一　點

屑糸取扱不良	一件に付き	十點
地糸揚げ込み	同	二點
小枠不順取り	同	二十點
小枠糸むしり	同	五十點
大枠糸むしり	同	五十點
口立粗漏	同	十點
遅刻三十分以上	一回につき	五點
遅刻一時間以上	同	十點
早歸り	同	二十點
中途歸り	同	十點
無斷外出及無斷早歸り	同	五十點

すべて罰點を附せらるべき事項を隱蔽した場合には、二倍又はそれ以上を協議の上附す。

(四)本工場制度の批評は繰絲工第三例の後に一括して之を試みよう。

(ニ) 繰絲工

繰絲効程は全く工女の技倆と努力とによりて決定せられると云つても過言ではない、從つて推定効程給を支給することは全然ない、以下例を擧げて各種の形態を示さう。

第一例（埼玉縣所在某大工場、再繰第二例と同工場）

(一)繰目得失點（目的デニール十四中八王子格の場合）

十三、十四デニール	十匁につき	得	八點
十二、十五	同	同	六點
十一、十六		得失なし	
十七	一綛につき	失	十點
十、十八	一綛につき	失	二十點
九、十九	同	同	五十點
八、二十	同	同	百點
七、二十一	同	同	百五十點

（二）絲目得失點

平均糸目を超ゆること	一匁につき	得	八點		平均糸目に達せざること	一匁につき	失	八點

（三）色澤得失點

上	一綛につき	得	一點		下	一綛につき	失	三點
中	同	失	二點		別一	同	同	五點

（中、下及別一は輸出とならざるもの）

（四）切斷得失點

無切斷	一綛につき	得	一點		同　十五―十九回	一綛につき	失	十五點
切斷五回まで		得失なし			同　二十―二十四回	同	同	二十點
同　六―九回	一綛につき	失	五點		同　二十五回以上	同	同	三十點
同　十―十四回	同	同	十點					

（五）粗製失點　（纇節及縞絲の類）

一等	一綛につき	失	五點		三等	一綛につき	失	二十點
二等	同	失	十點		四等	同	同	五十點

（但し粗製四等と決定せられた綛は、其のデニールが十二乃至十五の場合と雖も、之を三等糸に落して絲目得點を與へざるものとする）

（六）二子絲失點

二百回迄のもの	一件につき	失	十點
四百回迄のもの	同	同	十五點
六百回迄のもの	同	同	二十點
八百回迄のもの	一件につき	失	二十五點
八百一回以上のもの	同	同	三十點

（七）過輕重枠失點

春挽　小枠一個の絲量が十五匁以下又は二十一匁以上のものに對しては十五匁及二十一匁のものを失十點とし、以下及以上之を距ること一匁毎に五點づゝ失點を加重する。

夏挽　十六匁以下又は二十二匁以上のものに對し前項に準じ失點を附す。

（八）賃銀算出方法

本工場に於ては、上述の如く各工女の繰絲効程をすべての方面に亘つて點數で表示する。而て一計算期（半箇月）毎に各工女に就て其得失點を就業日數で除し、平均一日の得失點を算出し、之によりて工女の順位を決定する。又一方全工女の總得失點を就業人員延數で除して平均成績を得る、而して豫め標準日給を定めて置いて、平均成績を得る者には標準日給相當額を支給し、平均より優る者にはこれに應じて順次に多額を支給し、これより劣る者にはその程度に從つて賃銀額を減ずる。但し一點金何錢と定めて有るのでは無いから、點數の相違は何等確定金額の增減を意味し無く、その間の差は工業主が適宜にこれを附するのである。故に工女は、自他の點數及び平均點數を知つても、もし自己が平均點數以上なるときは、標準

日給以上を支給せらるべきこと、及び自己よりも點數少き者あらば多額の賃銀を支給せらるべきことを主張し得るに過ぎず、何等確定金額の賃銀請求權を取得し無い。但し最低額に關しては、賃銀は就業中の成績鑑査の上、その等級に應じ食費を除き一日金十錢以上の割合を以つて、就業日數に應じ每月一回之を支拂ふべきことを、契約書中に明記して有るからこれを下る樣なことはない。

要するに本工場の制度は包括現實相對効程順位制度と稱すべきもので、平均能率が豫想以上に出でる場合其利益は獨り工業主のみに歸すると云ふ相對効程給の特色（後述）を有する計りでなく、個々の工女の賃銀額の決定について管理人は依估の沙汰をして工女を操縱するの餘地を有する。而も其標準日給さへ隨時變更せらるゝに至つては、眞に曖昧糢糊たる制度と謂はねばならぬ。然し一面分配論上の犧牲及努力說によれば相對効程給は合理的であるとも謂へる（後述）。結局本工場の制度は、標準日給の決定が公正に行はれ、且各工女の賃銀額決定に就て依估の所爲が存在しなければ、大なる弊害を見ないが、此二條件を豫想し得ない場合には、極めて不都合なる制度と謂はなければならない。

第二例　（山陰道所在某大工場、郡是第一例と同工場）

（一）基　本　日　給

繰目十匁に對する單價を定め之に各人の繰絲量を乘じて一計算期間内に於ける基本賃銀を算出し、之に左記の賞罰金を加減する。而て相對効程制にあつては、平均能率の高低によつて其標準日給を變化せ

しむる必要があるが（第三例參照）、本基本日給の如き絕對効程制に在つては、工女の技倆以外の事由で生產量に增減を來すが如き場合は其單價を變更するのである。

（二）繰　目　賞

原料消費量平均より多きこと　一打につき　金二錢

（三）絲　目　賞　罰

平均を距ること　一匁につき　金四錢の賞罰

（四）切　斷　賞　罰

無切斷	一綛につき	賞五錢	六回まで	一綛につき	罰一錢
五回まで	同	無賞罰	七回まで	同	同一錢五厘

以上一回を加ふるごとに罰金五厘を增す。

（五）デニール賞罰　（十回中最優格の場合）

一三・七五		一綛につき	賞	十三錢	一四・七五	一二・七五	一綛につき	賞	四錢
一四	一三・五	同	同	十錢	一五	一二・五		無賞罰	
一四・二五	一三・二五	同	同	八錢	一五・二五	一二・二五		罰	二錢
一四・五	一三・〇	同	同	六錢	一五・五	一二		同	四錢

以上上下へ四分の一デニール距る每に罰金二錢を增加す。

（六）的　中　賞（同上）

一日に製出した綛が悉く一四・二五－一三・二五の範圍内に在つたときは、一綛につき金一錢五厘の賞を附す。

註　前項及本項の賞に於て十四中を目的とする場合に、一三・七五のものを最も尊重するのは、檢査に要する時間を節約する目的から、デニール糸卷取の速度を早める爲めに、幾分糸を引き延すことゝなる結果本工場で一三・七五と決定せられたものが、横濱で正規の速度で試驗せらるゝ場合に、一四デニールと決定せらるゝことになるからである。

（七）品位罰

一等、二等、三等		無賞罰	
四等	一綛につき	罰	一錢
五等	同	同	二錢五厘

（八）粗製罰

類節少きもの	一綛につき	罰	一錢
同　多きもの	同	同	二錢
同　極て多きもの	同	同	三錢

（九）二本揚り罰

一件に付き金五錢の罰とし之を發見者に支給す。

（十）過輕重綛罰

十八匁を中心とし上下三匁までは無賞罰、三匁を超ゆること一分につき金四厘の罰

(十一) 本制度に於ける賞罰の意

本工場の制度は上述する如く絶對繰絲量によつて基本賃銀を決定し、之に賞罰金を加減するのであるが、賞金を加給せらるゝものの多き事それ自身は必しも工女を好遇することにはならない。もし繰絲量十匁に對する單價が低廉であつたなら、賞金を加へてもなほ他の工場基本賃銀より少額のものとなり、羊頭を掲げて狗肉を賣るの譏を免れないであらう、但し本工場が然りと云ふのでは勿論ない。

第三例 (群馬縣所在某大工場、再繰第五例と同工場)

(一) 基本日給

繰目及絲目に於て、全工女の平均効程に該當するものには標準日給を支給し、平均に對し優劣あるものに對しては、左記の方法により、標準日給に加減する。

繰目	平均を距ること	十匁につき	金五錢を増減す
糸目	同	一匁につき	金五錢を増減す

此の如きが故に其全工女平均能率の如何に拘らず、工場主は常に基本日給として、標準日給に就業人員延數を乘じた額を支出することになり賃銀の大部分を占める基本日給の支出額を豫定する事が出來て、企業經營上多大の便宜を得る。尤も現實平均能率が豫定能率より下つた場合にも、同額の支出をなすことを要し、此場合には工業主は絶對効程給に於けるよりも損失を招くことゝなるが、實際上は、此の如き場合は極めて稀有である。蓋し工女は熾烈な營利心、競爭心に驅られ、全力を擧げて努力して居るのであるか

ら、豫定能率より上ることはあれ、下ることは殆どない、故に多くの場合に工場主は利益を得る可能性を有する。稀に平均能率が豫定能率より低下することが有るのは、多くは工場主が繭の解舒及絲目に關する豫測を誤つたときである、故に此場合工場主が責を負ふのは當然なりと謂へるであらう。尙此種の相對効程給は分配論上の犧牲及努力說の要求に合致するものである。蓋し全工女は常に全力を盡して居るのであるから、或る期の平均能率が他の期より劣つたとしても其責は工女に歸すべきでは無い。事實又製絲工場に於ては平均能率の著しき低下は例へば天候不良、繭の解舒不良等工女の責に歸すべからざる事由の發生した時に限つて起つて來る。然るに繰絲量の一定量を單位とし、之に一定の單價を附する絕對効程制に在つては此の如くして能率の低下した場合にも、工女の所得は減少するが、相對制に在つては、標準日給を變ぜざる限りは此の如き事は起らない。生產の結果が異つても、それは怠慢其他勞働者の責に歸すべき事由からで無く、勞働者は依然等しき技倆を以て、等しき努力を爲して居る場合には之に對して等しき報酬を與ふることは、犧牲及努力說の要求に合致するものと謂はねばならぬ。

上述する處は第一例相對順位制度にも共通なる性質であるが本制度に在つては、其平均繰目及絲目を距ること若干につき何錢と定めてあるから、工女は確定額の請求權を得ることゝなり此點に於て本制度の方が公明なりと云ふを得よう。

たとへば標準日給七十錢平均繰絲量百二十匁平均絲歩十匁の場合に一工女が繰絲量百四十七匁消費繭量

一斗四升の成績を得るとすれば、左記の計算により一圓十八錢五厘を請求するの權利を生ずる。

10匁：5錢＝(147－120)：x

x＝13.5…………………………繰目附加金

147匁÷14＝10.5 ……………………糸　　目

1匁：5錢＝〔(10.5匁－10匁)×14〕：x

x＝35錢……………………………糸目附加金

70錢＋13.5錢＋35錢＝118.5錢

平均能率に變化あることを豫測し得る場合には、標準日給を變更する必要あることは相對順位制度及本制度に共通の事項であるが（例へば毎年操業開始當初は熟練工が入場が少いから標準日給を低くして置き熟練工の入場に伴つて之を高めるが如きの類である）、本制度に於ては尚其外に、絲價及繭價に變動がある場合には、平均能率と各人の能率の開差に附する單價を變更することがある。例へば絲價騰貴の際、繰目開差十匁につき五錢であつたものを、金六錢とするが如きものである。

（二）賞　罰　金

賞罰はすべて之を點數で現す。本工場は計算の便宜上一點を一錢と換算して適當の金額となる樣に各賞罰事項の點數を定めて居るが、一點を五厘として置く工場もある。此場合には一點一錢の場合には十點を附せらるべき賞罰は、二十點と表示せらるゝことになり、賞罰の工女に及ぼす感じを若干大ならしむるこ

とが出來る。蓋し工女等は點數を價格に換算して其奬勵若くは脅威に應ずるものでなく、多くは唯何點と點數が大なれば、其感じを強くする傾が有るからである。

（イ）デニール賞罰（十四中の場合）

一三・五	一四	一絽につき	賞	四點
一三	一四・五	同	同	二點
一二・五 一五	一二　一一・五 一五・五　一六	同	無賞罰	
一一	一六・五	同	罰	三點
一七	一七・五	同	同	五點
一〇・五	一八	同	同	十點
一〇	一八・五	一絽につき	罰	十五點
九・五	一九	同	同	三十點
九	一九・五	同	同	五十點
八・五	二〇	同	同	八十點
八	二〇・五	同	同	百點
七・五以下及二一以上		同	同	百五十點

（ロ）等級賞罰

一等品	一絽につき	賞	一點
二等品（光澤落ち）	同	罰	一點
三等品（光澤落ち）	一絽につき	罰	五點
選外（同）	同	同	十點

（ハ）精粗賞罰

無類	一絽につき	賞	二點
類節少し	同	無賞罰	
同　多し	同	罰	二點
類節甚多し	同	同	五點
同　選外（極端のもの）	同	同	十點
繋方長し	一件につき	罰	二十點
撚り付け、ムラ糸、撚りなし糸、二子糸	同	同	二十點
ウラケ糸甲	同	同	五點
同　乙	同	同	十點

(ニ) 切斷賞罰

無切斷	一綛につき	賞	二點	一—一五回	一綛につき	罰	八點
春挽一—五回夏挽一—六回		無賞罰		一六—二〇回	同	同	十五點
春挽六—一〇回夏挽七—一〇回	一綛につき	罰	二點	二一回以上	同	同	三十點

(ホ) 過輕重枠罰

平均小枠一個絲量に對し過不足二匁以上のもの　一枠につき　罰　三點

(ヘ) 本制度に於ける賞罰金の意味

相對順位制に在りては、平均成績が賞(又は得)となるか、罰(又は失)となるかは問題でない。蓋し賞五十點が平均となる樣に各事項の賞罰點を定めた場合も、又平均が罰五十點となる樣に定めた場合も、各工女の得る賃銀額に影響が無いからである。然し本制度に在ては、賞罰點の決定方法如何は直に其賃銀額に影響を及ぼすものであるから、平均賞となるか罰となるかを見なければならぬ、本工場の定め方によれば、毎期略々平均無賞罰となる樣である。而て平均一日の基本日給と賞罰金との合計が、豫め契約書に記載せる最低賃銀を下ることが無いのは、相對順位制の場合と同樣である。

(ト) 本工場の合理主義

本例及再繰第五例は同一工場に於けるものであるが、これを通覽するに可なり合理的に構成せられて居る。繰絲工に於ては繰絲量及絲歩は全體としての工女の責に歸すべからざる事由で増減を見ることが多い

から、この點については平均効程を基礎としてこれに對する優劣關係によつて各人の所得を定め、デニール其他其の絕對効程が工女の責に歸すべき諸點に關しては、其絕對成績によつて各人の所得を定むべきものとして居る。再繰工に就ては其能率の根定が比較的容易なること及びその能率が工女の技倆及努力以外のものに左右せらるゝこと少きを理由として、基本日給について混合制度。その他の點(但屑絲量を除く)については絕對効程主義を採つて居る。而して再繰工の賞罰制に於ては平均して罰を附せらるゝ者の方が多い。但し其額は半月額三十錢を超過するものは稀である、賞金に至つては之を得る人員も少く、その額も半月十錢を出でない、これは旣に勞働の質の推定によりて、基本日給に於ける單價を異にせる以上、更に同じく勞働の質による成績に基く賞罰金額の徒に多いことは、意味を爲さないからである。然しこの事實は賞罰金制度を無視して可なるの理由とはならない、蓋し緊張に緊張を重ねたる結果、辛うじて罰三十錢で免ることを得、稀れに賞十錢の幸運を喜ぶに過ぎ無い。もし些かにても緊張を缺かば、忽ちにして罰金數圓の憂目に遭はざるを得ないのである。之を要するに本工場の賃率は、繰絲再繰を通じて可なり合理的によく出來て居る。唯其再繰工に對し、遲刻早退等の場合に罰金を課するのは、正當なる理由を發見するに苦む、眞に惜むべき缺點と云はざるを得ない。此の如き場合は勞働時間の減少に伴ひ、旣に基本日給の減少を見て居るのに更に之に課する罰金を以てするは蓋し酷なりとの譏を免れまい。

尙再繰第四例に掲げた工場の繰絲工の賃率は、略ゝ本例と同樣に構成せられて居るが、平均能率より高

かつた時は、之によつて得た工場の利益は、擧げて工女に歸せしむること再繰に於けると同樣であつて、其標榜する家族主義によく一致するものとして、賞讃に値する。換言すれば本例に於ては、基本日給に關する部分に就ては、工場は工女團體に對して其の就業人員に應じ確定額の賃銀を支拂ひ、工女相互は繰目及絲目によつて其分前の多きを爭ふことになるのであるが、利益分配制度を併せ行ふ工場にあつては、工女相互間の分割方法に於ては本例と同樣であるが、工場は工女團體に對する最低賃銀を保證すると共に其現實能率が豫定能率を超過するに從つて、之による利益を工女に分配せんとする者であつて、工女を遇すること厚しと謂ふべきである。

第四例　（長野縣所在某工場、再繰第一例と同工場）

包括相對等級制度によりて日給を決定し、外に特別皆勤賞、普通皆勤賞、デニール賞を附加する。

（一）日　給

（イ）採　點　方　法

（一）　デニール賞罰　（十四中の場合）

一四		一絽につき	賞	十二點
一三	一五	同	同	八點
一二	一六		無賞罰	
一一	一七	同	罰	三十點
一〇	一八	一絽につき	罰	六十點
九	一九	同	同	九十點
八	二〇	同	同	百五十點

（二）繰目賞罰

平均を距ること　十匁につき　六點の賞罰

（三）絲目賞罰

平均を距ること　一匁につき　六點の賞罰

（四）光澤賞罰

上	一綛につき	賞	二點	下	一綛につき	罰	五點
中	同	罰	二點	等外	同	同	十點

（五）粗製罰

			切斷		
ヅレ節 繋ぎアシ	一件につき	十點より五十點まで	九回まで	無賞罰	
ツケ節 ロ撚り付け節	同	十點より三十點まで	十―十四回	罰	五點
コケ節 撚り無し	一件につき	五點より三十點まで	十五―十九回	同	十點
			二十回以上	同	二十點

（ロ）等級及賃銀

上記の採點法により一計算期（半箇月）毎に工女の順位を定め、左表によりてその等級を定め之に該當する賃銀を支給する。左表は大正十年夏挽のもので工女千人の場合の各等級の人員を示す、千人超過又は未滿の場合には、同じ比例を以て各等の人員を定める、此場合一人未滿の端數を生じたときには四捨

五入する。

等級	人員	日給	等級	人員	日給	等級	人員	日給	等級	人員	日給
一	二	一二〇錢	十四	同	六五	二十七	同	五〇	四十	同	三七
二	三	一一五	十五	同	六三	二十八	同	四九	四十一	同	三六
三	三	一一〇	十六	同	六一	二十九	同	四八	四十二	同	三五
四	五	一〇五	十七	二十	六〇	三十	同	四七	四十三	同	三四
五	五	一〇〇	十八	同	五九	三十一	同	四六	四十四	同	三三
六	七	九五	十九	同	五八	三十二	同	四五	四十五	同	三二
七	七	九〇	二十	同	五七	三十三	同	四四	四十六	同	三一
八	七	八五	二十一	同	五六	三十四	同	四三	四十七	同	三〇
九	九	八〇	二十二	同	五五	三十五	同	四二	四十八	同	二九
十	九	七五	二十三	同	五四	三十六	同	四一	四十九	同	二七
十一	九	七二	二十四	同	五三	三十七	同	四〇	五十	同	二五
十二	九	六九	二十五	同	五二	三十八	同	四九			
十三	十五	六七	二十六	二十五	五一	三十九	三十	三八			

（八） 本制度の特質

相對差額制について述べた處は同樣に本制度に適用せられる。卽本制度は工女團體に對し其就業人員に應じ一定の賃銀を支拂ひ、工女相互間に其分前の多きを爭はしむることによつて、平均能率の上昇をはかり、しかも之より生ずる利益を悉く工場主の手に收めんとするものである。尤も平均能率低下の場合には

工場主は損失を招かなければならないが、事實上此事の稀なるは既述せるが如くである。而も卒然として一等一圓二十錢、五十等二十五錢と云ふをきかば、平均は七十錢位と想像するであらう、焉ぞ知らん、本表の平均賃銀は四十六錢强に過ぎない。

（二）デニール賞

デニール適度（十三、十四、十五但し十四中の場合）を三度續けたるものには十五日間の平均一日繰絲量に應じ、一度毎に左の金額を支給する。

繰絲量	賞金	繰絲量	賞金	繰絲量	賞金
七十匁未滿	四錢	九十匁以上	十錢	百二十匁以上	十六錢
七十匁以上	六錢	百匁以上	十二錢	百三十匁以上	十八錢
八十匁以上	八錢	百十匁以上	十四錢	百四十匁以上	二十錢

（三）特別皆勤賞

（イ）一日より十五日迄（又は十六日より三十日迄）十五日間（公休を除く）皆勤したる者には以下定むる處により特別皆勤賞を與へる。

（ロ）前二帳の平均等級より三人以上昇級したるものには、（ホ）項所定金額の全額、其以下の昇級者及昇級せざる者には三分の二、落級者には三分の一を與へる。

（ハ）絲目一杯につき二分以上五分未滿の増減は一等を上下し、五分以上の増減は二等を上下す。

（ニ）一日繰絲量が前帳と比較し二匁以上五匁未滿の增減は一等を上下し、五匁以上の增減は二等を上下する。

（ホ）

一等（得點五十點以上のもの）	三圓	四等（得失點平均零の者）	二圓十錢
二等（同 三十點 同 ）	二圓七十錢	五等（失點二十點迄の者）	一圓八十錢
三等（同 十五點 同 ）	二圓四十錢	六等（失點二十一點以上の者）	一圓五十錢

（ヘ）前項の得失點は日給算出に用ひたるものによる。

（四）普通皆勤賞

一計算期間皆勤者には、左の皆勤賞を與へる、その特別皆勤賞との異同は、再繰工に於けると同樣である。

一日繰糸量	八十匁未滿	二十錢
同	八十匁以上九十匁未滿	三十錢

以上十匁迄を增す每に十錢を增加し、百三十匁以上八十錢に至つて止む。

皆勤繼續し且繰絲量前帳と同樣又は以上の者には一期每に十錢を增給する、卽百二十匁以上の者六回繼續するときは一圓三十錢となるが如し。

第五例（長野縣所在某工場、再繰第三例と同工場）

包括相對期による日給の外にデニール賞、皆勤賞を附すること前例と同じであるが、其各の內容を異にする。

（一）日　給

（イ）採點法

（一）得　點

一日繰目平均より增十匁につき　六　點
糸目平均より增一匁につき　六　點

（二）失　點

デニール、光澤、粗製、切斷、小枠絲量過輕重等の如何により失點を課すること前例に同じ。餘りに煩雜になるから個々の點數は之を略す。かくして算出した總失點數を二等分し、其一をデニール適度數で除し、他の一を消費繭杯數で除し、此二つの商の和を以て失點とする、かくして得點と失點との差引を各人の點數とする、計算期間は十五日である。

（ロ）賃銀決定

上述の方法により各人の點數を決定し、之を得點部失點部に二大別し、左記の方法により賃銀を決定する。

（一）得點部

工場全員百人に對し一人の割合を以て最高點より順次に選拔し之を優等區とす、以下は六區に同數づゝ配當し各區に左記の賃銀を支給す。

優等區　最低賃銀を壹圓五錢とし一等區に於ける一點の賃率を附加する

一等區　最低賃銀を九拾錢とし優等區との賃銀差額を一區間の點數にて除したるものを當該區の一點に對する賃率として附加する

二等區　最低賃銀を七十八錢とし前項に準ず

三等區　最低　六十八錢　同上

四等區　同　六十錢　同上

五等區　同　五十四錢　同上

六等區　同　五十錢　同上

（二）失點部

工場全員百人に對し二人の割合を以て最高失點者より順次繰り下げ之を等外區とし、殘りを四區に同數づゝ配當す。

七等區　最低賃銀を四十五錢とし六等區最低賃銀との差額を七等區の點數にて除したるものを失點一點の賃銀率とし之に各人の失點數を乘じたるものを六等區の最低賃銀より減じたるものを各人の賃銀とす

八等區　最低　三十八錢　前項に準ず

九等區　同　三十錢　同上

十等區　同　二十錢　同上

等外區　最低　十錢　　前項に準ず

(二)デニール賞及皆勤賞

前例と大差なきを以て略す。

(ロ)金　額

農商務統計に依れば明治三十三年以來の繰絲工女日給の全國平均は左の如し。

第六十九表

年次	金額
明治三三	二〇錢
三四	二〇
三五	二〇
三六	二〇
三七	二一
三八	二二
三九	二三
四〇	二七
四一	二五
四二	二七
四三	三一
四四	三〇
大正一	三一
二	三三
三	三五
四	三三
五	三一
六	三六
七	四三
八	六四
九	八九
一〇上半	八〇

然るに製絲工に對しては食料を工場持とする地方が多い、かかる地方は、當然前掲表に於けるよりは貨幣賃銀が低くなる。長野縣工場課の調査によれば、同縣の最近五年間の製絲工の賃銀は、左の如くであるが、之は食料工場持であるから低いので、上記の表の比較より、直に長野縣の製絲工は賃銀が安いと速斷することは出來ない。

第七十表

年度	平均一日製絲女工賃銀
大正七年	〇・三七二円
八年	〇・五八六
九年	〇・六九二
十年	〇・七二一
十一年	〇・七六〇

猶注意すべきは、繰絲工の賃銀は組合せ制度（形態の項參照）によるものが多く、此場合に於ける基本日給を賃銀とすれば、其額は更に少くなることである。大正十一年春挽に際し、長野縣工場課が工女千四百三十二人に就て調査した結果は此に所謂日給は平均五十四錢六厘を示して居る。

次には最高最低の差が著しいことに留意せねばならぬ、此事は殊に繰絲工に於て甚しい。左の二表は之を示す。

第七十一表（大正九年度調査工場二十三、工女數一萬千六百六十五人）

工女種類	繰糸工女	揚返其他工女
最高年收	五八〇・〇〇円	五六四・〇〇円
最低年收	四一・〇五	六三・七五
平均	二〇八・二九	一七二・七二

註　大正九年は三月以降極度の不況に陥り終に十一月末一齊に休業するに至つたから工女の所得は少なかつた。

第七十二表（京都府所在某工場、大正十年三月度工女所得）

收入段階／年齢／通寄別	通勤工女		寄宿工女		計
	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	
十圓未満	—	—	二八	三〇五	三三三
十五圓未満	—	—	八七	一三五	二二二

二十圓未滿	|	|	一四〇	五〇	一九〇
二十五圓未滿	三	|	一〇九	一四	一二六
三十圓未滿	三	|	九五	二	一〇〇
三十五圓未滿	三	|	二〇	|	二三
四十圓未滿	|	|	四四	|	四四
四十五圓未滿	一	|	|	|	一
計	一〇	|	五二三	五〇六	一〇三九

（ハ）初給、昇給及支拂方法

一、初給及昇給

初給の極めて低廉なるは既に形態を述べる序に言及した。初年度傳習工女の日給は最低二錢位であり、現業員助手たる見習男工の日給もほゞ之に類する、故に之等は實質に於て徒弟に對する手當と看るべきであらう。繰絲及再繰の經驗工に對しては直に現實効程給を支給するから定額初給の問題は起らない。選繭工に對しては技倆の判明するまで假に三四十錢の日給を與へて置くことがある。

前述の如きを以て昇給に關しても、別に論ずべきことは無い。

二、支拂方法

工場法施行前に在つては、製絲工の賃銀は大概年末拂と定つて居たが、多年の慣習は遽に改むる能はざるものが有り、且つ急激なる變革は却つて勞資兩者に不利を來すの虞も有つたので、工場法施行に際し、

特に三年間を限り從來の支拂期を延長せざる範圍內に於て每月拂と異る方法を採用するの例外を認めた。故に大正八年八月末迄は此習慣が名實共に存續されたのである。爾後は施行令の原則通り每月拂と爲つたが、それは通勤工に對してのみ事實であつて、寄宿工に對しては唯名義だけに過ぎ無い、卽ち寄宿工に對しては、每月賃銀を支拂ふ手續をするが、其大部分は、直に貯金に振替へらるゝこと後述するが如くである。

一方に於ては每日拂の工場も有る、それは大中工場の間に介在する小工場が、職工維持の手段として行ふ處で、此方法に依つて工場附近在住の通勤工を吸寄せ、辛うじて作業を續けて行くのである。從つてその關係は定雇と云へない程度で、移動率の如きも年百割を超ゆることも稀ではなく、職工名簿の作製にすら苦しむ位である。

二、賞與及利潤分配

(イ)賞　　與

大別すると左の如くになる。

(一)勤續及出勤奬勵を目的とするもの
(二)能率增進を目的とするもの
(三)善行等の表彰を目的とするもの

（四）定期賞與

（一）に就ては勤續及出勤率の項に述べた。（二）は多くは賃率中に編み込まれてあつて、獨立なる賞與と認め難いものがかなり有るが、最も明瞭なるものは所謂競爭賞與である。繰絲工又は再繰工を若干部に分ち、成績優良なる部に賞金を與へるものである。多くは其等級を示す旗類を次の成績發表に至る迄當該部の入口に掲げて置いて、所屬部員を激勵するの資とする。其金額は千差萬別であるが、六十人位の團體に對し、一等五十圓位を與へることがある、半月を一競爭期間とすることが多い。（三）は永年勤續して技倆人物共に衆に優れたる者等を表彰するもので個々の工場で行ふ場合と、同業組合で行ふ場合とが有る、何れにしても莊重なる式を行ひ、表彰狀と共に金品を給與するのである。（四）は盆、年末等に定期的に與へる賞與で、或は春挽終了の際とする工場もあるが、最も普通なのは年末である。此種の賞與は物品を以てすることが甚だ多い。二三の例を擧ぐれば、三龍社に於ては年末には反物又は小間物（成績により五圓位より二十圓位までのもの）、盆には木綿反物一反又は二反、春挽終了の際は木綿反物一反を與へる。片倉製絲では春挽終了まで就業し、一旦歸省し夏挽開始に間に合つた者には、木綿反物一反を與へ、丸純製絲（長野縣小諸町職工數約六百名）では、年末に特別優等者五名に簞笥一棹、次の優等者十名に御召縮緬一反、更に之に亞ぐ六十名に眞綿一箱づゝを與へる。然し金錢を以てする工場も相當に有る。而て此場合には利益分配と呼ばれることが多いが、企業利潤と一定の確な關係に立つものでなく、且企業主の單なる好

意に止り、職工の權利たるものでないから、眞の利潤分配制度ではない。此種のものの實例を擧げれば、開國館に於ては年末に職工に對し、各自の賃銀稼高の一割乃至二割を支給し、長谷川製絲(山形縣東置賜郡屋代村)では、成績一等のものには賃銀稼高の一割二分、二等のものには同一割を支給する。大正八年度は空前の巨利を博したので、年末又は盆に此種の特別賞與を與へた工場が多い。山陰製絲(鳥取郡倉吉町職工約八百人)では一萬五千圓を支給し、最高八十圓を得たものがあり、開國館では職工約千人に對し二萬圓、郡是では本工場の職工約千人に對して五萬千圓を支出した、郡是では賃銀の約三割に當つて居る。猶郡是に於ては、增資の際職員在職三年以上の者五株、職工同五年以上三株、同七年以上七株、同八年以上十株の標準を以て功勞株を支給すること二萬株に及んだ。然し職員職工たることを止めた場合にも、引き續き株主たるを持續するものであるから、利潤分配の一形態たるものではなく現金に代ふるに株券を以てする、臨時賞與と看做すべきであらう。

(ロ)利潤分配

所謂利潤分配なるものゝ多くが、其實賞與の一種に過ぎざることは前述の如くであるが、眞の利潤分配たるもの絶無ではない。丸交組(前橋市)に於ては職員にして工場貯金五百圓以上を有するものは、五百圓に付き一釜を有するものと看做して釜割配當をする。此場合貯金に對しては別に利子が附くし、又其貯金は工場より支給された給料中より積立つることを要する故、結局貯金額に依つて貯金者の職員としての

工場に對する貢献を推定し、以て利潤分配に與るの資格の有無を、決定するものと看做すことが出來るから、之を以て利潤分配となすも妨なしと思はれる。唯之に與る者が職員の極めて小部分に限らるゝから、此點よりして利潤分配にあらずとする反對說も立ち得よう。

日本正準製絲會社に於ては日本正準倶樂部なるものがあり、工場委員會と共濟組合とを兼ねた仕事をして居るが、此倶樂部は同社の株式三千株を有し、其配當を以て各種の事業の資金として居る、之は職工團に對して利潤分配を行ふものと云ふべく、紡績業に於ける大日本紡績の修齋會に對比すべきものである。片倉紡績の利潤分配は最も明瞭なるもので大會社たる點に於ても亦紡績業に於ける富士紡のそれに匹敵すべきものであるから、其規定の要領を左に掲げる。

（一）利潤と分配額との關係

毎年度（三月末日終了）利益金（總益金より總損金を控除したるもの）より其五％を法定積立金、八％を株主第一配當金として控除したる總額の十二％を從業者に分配す（定款第三十一條利益分配規定第二條）

（二）受益者の範圍

（イ）三月三十一日に在籍する社員、準社員、臨時購繭人、見習生候補、臨時乾燥掛及工男女

（ロ）前項に掲ぐる者にして期末に在籍せざるも、當該計算期間に三箇月以上就業したる者但此期間中解職處分を受け又は他人經營の工場に就業し若くは就業したりと認むるものは此限にあらず。（規定第一條、

第七條）

（三）本店及各製絲所等に對する分配額決定方法

（イ）本店、川岸事務所、紡績所の從業者並に臨時購繭人臨時乾燥掛に對する分配額は取締役會に於て適當に決定す（規第三條）。

（ロ）前項により決定せられたる金額を分配金總額より控除したるものを製絲所に對する分配金額とし左に定むる所に依り各製絲所に分配すべき金額を定む（規第四條）。

（い）各製絲所は其の期間に於ける其總收入金額と總支出金額との差より取締役會に於て決定せる固定資本の十五分の一に相當する金額及固定運轉資本に對する年八分の利子を以て計算したる金額を控除したるものを當該製絲所の純利益金とし製絲所に分配すべき總額の三分の一を其純利益金に按分す。

（ろ）次の三分の一は三口繰以上の製絲器械を備へたる當會社所有の各製絲所の釜數に依り按分するものとす。但釜數の增減ありたる月にして十五日以上作業したる場合は之を一箇月として計算す。

（は）殘の三分の一は、各製絲所に於ける原料の仕入、生產梱數及製品の販賣努力等に關する成績を斟酌し、取締役會の決定標準に依り之を按分す。

（四）各從業員に對する分配額決定方法

從業員に對する分配金は精勵金・年功金及び特別金の三種とし左に定むる處により之を定む（規第五條）

(イ)精勵金　從業者に配當すべき總額の百分の五十を以て之に充て從業者の當該期間に得たる給料總額(本俸、手當、賞與)に比例して按分す。

(ロ)年功金　從業者に配當すべき金額の百分の三十を以て從業者の當該期間に得たる給料總額に各自の勤續年數に依る左表の定率を乘じたるものに比例して按分す。

勤續年數	定率	勤續年數	定率
一年	一・〇	三年	二・〇
二年	一・五	四年	二・五

以上一年を增す每に〇・五を加ふ。

(ハ)特別金　從業者に配當すべき金額の百分の二十を以て之に充て成績優秀にして功勞ある從業者に對し其勤惰技倆及給料等を參酌して社長之を決す。

會陽製絲(福島縣喜多方町、二百釜)も定款に明示して、利潤の百分の七を利益分配金として職工に支給して居たが、大正十年右の規定を定款より除き、賃錢割增賞與として、營業費より支辨することに變更した。尤も其實質に於ては、前と同樣に利潤(職工賃錢割增賞與金を營業費として支出せざる以前の利潤額)の百分の七を配當して居るのである。大正十一年は利潤十萬六千圓弱を得て、二萬圓の株主配當を爲し、職員職工に對しては七千圓を配當した。右の內女工に對する分配は四千二百十五圓で、支給人員百五十九名、最高百圓最低五圓、平均二十六圓五十錢であつた。此の如く分配額が相當多いのみならず、各人

に對する支給額を決定するには、豫め定めある標準によりて算出したるものを、更に工場員の委員會の議に附して決定するのであるから、相當の効果がある様に思はれる。

第五　福利增進施設

各項目に入るに先ち一言すべきは、鐘紡の製絲業兼營が製絲工場の福利施設に及ばす影響である。斯業一般の福利施設は、紡績業の夫れに比して多大の遜色が有る。そこへ紡績工場中でも此種の施設に於て一頭地を拔ける鐘紡が仲間入りをした、然も同社は其の紡績工場に於けると同樣の施設を、製絲工場に於ても實施せんとして居る。此事が斯業一般の福利施設の發達を促進することは疑を容れまい。筆者は此點に於て鐘紡の製絲業兼營を喜び、刮目して今後の福利施設の進歩を見むとするものである。

同社の施設に付ては、紡績業勞働事情に詳述したから、本稿には全然省略する。

一、日用品供給

職工の大部分が寄宿工であることは（但し極小工場を除く）斯業も紡績業も異る點はないのに、斯業の日用品供給施設は、著しく後者に劣る。試に紡績、製絲工場の兩者を、共に多く有する愛知縣に付いて見るに左の如くである。

第七十三表

業務	大正九年末適用工場數	同上中年額千圓以上の賣上ある日用品供給所ある工場	同上賣上高
製絲	三九一	一	一、四三六・九六円
紡績	五八	七	六一七、二九〇・一五

右の原因は恐らく左の二者に歸せしめ得よう歟。

(一)製絲業に於ては一工場に雇傭せらるゝ職工數が未だ大量購買の利益を得しむる程多く無い工場が多いこと。

(二)大量購買の利益を實現し得べき大工場に在つては、舊時の家族的溫情主義は消えて跡なく、而も產業を關與者の厚生手段と見る見解に基く新しき勞資關係は未だ全然感知せられない。二者間には唯現金紐帶あるのみである。從つて一般に福利施設は已むを得ざる限度に於いてのみ行はれて居るに過ぎない。

此の如きが故に特に購買組合を組織せるものは無く、工場直營の常設機關を有するものも少數の大工場に止る。或は一週一回等定期的に購買所を開くものも有る、此場合には多くは指定商に委ねる。中小工場では、其位置が小賣商の所在と著しく隔れる等の特殊の場合を除いては、此種の施設なきを常とする。取扱品は眞の日用品に限られ、吳服小間物類を販賣することは比較的少い、反つて牛乳玉子等の滋養品は取扱はれることが多く、而も其賣上高は相當の額に上る。

支拂は現金を原則とする、職員に對しては掛賣をすることが多い。丸交組では滋養品に限り掛賣をなし且職工の父兄から送越した食料品が變敗して居た場合には、之を工場に取り上げ相當の代品を無料支給する（此の如くしないと變敗したものでも敢て攝取し爲に消化器患者を多くするの虞が有るからである）。價格は原價主義が多く市價の何割安と定めて有る場合もある（例開國館（埼玉縣深谷）三割安）。指定商の場合にも市價より何分か低廉である方が多い。尤も反つて高い例も絶無では無い樣である。

二、住　居

イ、寄　宿　舍

由來製絲業に於ては資本を固定せしむることを極端に厭忌した。劣惡なる寄宿舍は其現れの一である。工場法實施以來面目を改めたとは云へ、紡績工場に比して多大の遜色あるを免れぬ。

長家建家庭式さへ見受くることは出來ぬ、況んや一戸建家庭式寄宿舍の如き到底近く實現さるべくも無い。すべて合宿式で然も事務室又は再繰場の階上を利用せるものが多く、小工場に在つては工場主の居室の階上（寧ろ家根裏と云ふを適當とする）を工男女の居室に充てる場合が尠くない。從つて採光通風等不良なものが多數を占め、夜間照明の如き二十疊位の室に八燭、又は十燭燈一個を有するに過ぎぬのを常とし、讀書裁縫等得て望むべくも無い。衣類其他の物品を收納すべき戸棚押入類も無いのが多く、甚しいのは個々の室を仕切るに牢屋格子（尤も用材は極薄い木片である）を以てし、之に蚊帳地を張り廻し、出入

口には同じく蚊帳地を二重に垂らして防蚊に備へ宛然螢籠に彷彿たるものがある。窓の如き夜間閉鎖の裝置なきものすらある。

一人に對する氣積も極めて不充分で、疊も一人一枚に足らぬ所が多からう。尤も長野縣は一人に對し、〇・七五坪以上たることと規定してある（此規定は大正五年十月一日から十年九月三十日迄は其適用を除外されて居た）から、殆ど全部が此限度に達して居る。

寢具は一人に對し煎餅布團上一枚下一枚を支給するのを常とする、中には寒冷の候には上二枚を與へる所もある代りに、二人一床ではないかと疑はれる工場もある。敷布などは無論無い方が多い、襟布すら用ひざるものが少くない。縣令で襟布の使用及寢具の干曝を强制して居る縣に於ても、充分には勵行せられて居ないらしい。

非常梯子、非常口、消火器の類は割合に整つて居る。

左に長野縣の寢室面積、雨戸有無、天井有無及び照明に關する統計を掲げる、遲々とはして居るが、兎に角進歩を示して居るのは喜ばしい。

第七十四表　一人當り寢室面積

年次	〇・五坪未滿		〇・五坪以上		〇・七五坪以上		一・〇坪以上		一・五坪以上	
	工場數	百分比	工場數	百分比	工場數	百分比	工場數	百分比	工場數	百分比

大正九年	一二	一・六六	一一七	一七・六五	二四四	三六・八〇	二〇五	三〇・九二	八六	一二・九七
同十年	一	〇・一五	二六	三・八七	二七二	四〇・四八	二二六	三三・六三	一四七	二一・八七
同十一年	一	〇・一四	六	〇・八三	二五七	三五・四〇	三二八	四五・一八	一三四	一八・一六

第七十五表　雨戸有無

年次	雨戸あるもの		雨戸なきもの	
	工場數	百分比	工場數	百分比
大正九年	二二八	三四・六五	四三〇	六五・三五
同十年	二七五	三九・七四	四一七	六〇・二六
同十一年	三三八	五一・三七	三二〇	四八・六三

第七十六表　天井有無

年次	天井あるもの		天井なきもの	
	工場數	百分比	工場數	百分比
大正九年	二四一	三六・六三	四一七	六三・三七
大正十年	二五五	三六・八五	四三七	六三・一五
同十一年	二六二	三九・八二	三九六	六〇・一八

第七十七表　寝室照明

年次	一坪に對し一燭光未滿		同一燭光以上		同二燭光以上		同四燭光以上	
	工場數	百分比	工場數	百分比	工場數	百分比	工場數	百分比
大正九年	一五九	二六・八六	三一一	五二・五三	一〇八	一八・二四	一四	二・三六
同十年	一〇二	一六・三五	三三六	五三・八五	一六三	二六・一二	二三	三・六九
同十一年	七〇	一〇・九二	三一九	四九・七七	二二一	三四・四八	三一	四・八四

右の諸點の内、照明の不充分は近視眼者を多くする傾向が有る（後項參照）。一人當り氣積の少いことは就寢中寢室内空氣の汚染甚しきを招いて、衞生上面白くない。此點に就き内務省社會局の調査せる結果は左の如し。（内務省社會局第一部發行勞働時報大正十三年一月號より）

第七十八表　職工一人宛疊數〇・八乃至一・二疊の場合

調査工場	長野縣A製絲工場	同B	同B	同C	同C	福井縣D紡績工場	同E	愛知縣F紡績工場	同F	同G
職工一人宛疊數（疊）	一・〇	一・一	一・〇	〇・八	〇・八	一・〇	一・二	一・二	一・二	一・二
就寢後三時間目炭酸瓦斯量（‰）	一・四八	一・八六	一・九五	一・七四	一・四三	一・四〇	一・五〇	二・三七	一・四二	二・四〇

第七十九表　職工一人宛疊數一・五乃至六・〇疊の場合

調査工場	愛知縣H製絲工場	同I陶器工場	同I	同J紡績工場	同K	同K	同K	同L
職工一人宛疊數（疊）	二・二	三・〇	六・〇	一・七	一・五	二・〇	二・二	二・四
就寢後三時間目の炭酸瓦斯量（‰）	一・四八	一・二五	〇・九九	一・〇五	一・二六	一・〇六	一・三八	一・三七

即第七十八表の汚染度一・四乃至二・四に對し、第七十九表は〇・九九乃至一・四八で著しく良好である。次に同一の寄宿舍に於て寢室の構造、寢室の內外の氣溫の差及風の有無等の大差なきも、一人當り疊數を異にする二室を選んで調査した結果は、左の如く報ぜられて居る。

第八十表

調査工場	室名	疊數	收容人員	一人宛疊數	一人宛氣積	炭酸瓦斯量‰
愛知縣J紡績工場	A	二五	二一	一・二	四・七	一・二七
	B	二五	一五	一・七	六・七	一・〇五
愛知縣K紡績工場	A	一五	一〇	一・五	七・二	一・二六
	B	一八	九	二・〇	八・〇	一・〇六
同K同	C	二〇	一六	一・二	四・三	二・四〇
	D	二〇	九	二・二	七・七	一・三八

右の場合にも、何れの工場に於ても氣積の少い方が汚染度が甚しい。

之を要するに製絲工場の寄宿舍は頗る不完全である。中には鐘紡、郡是(綾部)、三龍社(岡崎市)の如き進步せるものもあるが、之等は例外中の例外である。大正九年の絲價暴落には斯業も大打擊を蒙つたが、絲價の恢復も比較的早く、大正十一年には空前の大輸出を見、繭價高しとは云へ製絲家も相當の利益を期待し得て、寄宿舍改善も必ずしも空想にあらざるを思はしめたが、大正十二年の大震災は橫濱在荷生絲の大燒失を來し、其善後策すら未だ目鼻がつかぬ狀態に陷つて、空しく寄宿舍改善の機を逸し去つたのは、眞に遺憾に堪へない。

ロ、社宅

製絲工の出稼工たるの性質は此點に最も良く現れて居る。その社宅は家庭生活の本據たるには餘りに殺風景なものに過ぎない。長屋建一室のものが大部分を占め、六疊最も多く、四疊半之に次ぎ八疊は稀である。炊事設備の無いものも多い。工場に關係ある者は工場で無料で食事をし、或は工場の炊事場で造つたものを自宅に持ち歸つて食べる。工場に關係なき家族の食餌は社宅で調製することもあるが、多くは工場の食堂で食事する。此場合の食料の取扱は區々で、非關係家族全員を無料とするもの（例長谷川製絲（山形縣東置賜郡屋代村）、大人のみに對し食料を徵するもの（例片倉製絲松本製絲所一人月額五圓）、子供のみに對し之を徵するもの（例丸純製絲（長野縣小諸）一人月額三圓五十錢）等がある。家賃は殆ど全部無料である、電燈料も亦無料が多い。浴場は職工並に家族に自由に入浴せしむるを常とする。

要するに社宅工の生活は全然工場に寄生せる觀あり、獨立せる家庭生活を營めるの趣は極めて乏しい。加之其提供せらるゝ家屋は不完全で、慰安休養の場所として頗る不滿足なる感を免れぬ。

三、衞生醫療

イ、食物

此點も近來相當に面目を改めたとは謂へ、猶紡績工場に比して劣つて居る、殊に副食物及一般食堂設備の如き考慮の餘地あるものが多い。

主食物は內地の裾米のみを用ひ、或は之に外米又は麥を混ずること紡績に於けると同じ。其一日の消費量は一人一日平均四合に滿たない工場が多い、之を紡績工場の四合三四勺に對比すると甚しく相違するが之は職工中女子の割合が多い結果であつて怪むに足らない。

副食物としては味噌汁が著しく賞用せられる。蓋し價格の割合に滋養價に富み、且飯に掛けて食べられると云ふ長所が有るからであらう。此傾向は殊に長野縣に於て著しく人をして長野縣の製絲業は味噌汁で維持されて居ると叫ばしめる位である。其他は野菜干魚を主とし、獸鳥肉生魚肉は極めて稀になるのは已むを得ない。食器を工場持とし且其消毒を勵行せる所は比較的少數で、多くは工女の私物とし、各自の處理に委ねて居るから自然非衞生的になり勝ちである。

食堂は立食坐食相半し、腰掛て食べさせる所は甚だ少い。坐食の場合に飯臺を用ひず、床上に直に食器を置き肩と肘と相接して押合ひながら急いで掻込む樣な有樣では、快適に食事をすることなぞ思ひも寄らないのに、此の程度のものが多いのは遺憾である。三龍社は此點に於ても例外をなす、宏壯な食堂は採光通風申分なく、一人當りの面積も廣いので、小綺麗な腰掛けに倚つてゆつたり卓に向へば、其上には工場主の心盡しの花卉が優しく香つて居る。郡是本工場の食堂も亦整へるものゝ一であるが、社長以下すべて同一の食餌を立食するの特色を有する。その立食せしむる理由としては、終日腰掛けて作業する結果腹腔の臟器を壓迫すること甚しいから、食事に際し寬ぎを與ふる爲であると言ふ。之は繰絲工に就ては正しい

かも知れないが其他の職工には當て嵌らないし、且食事は成るべく愉快にするを可とする點から見て如何かと思はれる。尤も同社長主張の眞劍なことは毫も疑ふ餘地が無い。温暖の候は朝夕を味噌汁、晝を煮付とし寒冷の候は夕食を煮付とし味噌汁は晝に轉換する、蓋し夜間小用に起きることを少くせんとするの意に出づるので注意の頗る到れるを覺ゆる。同工場の大正十年七、八、九の三箇月の一人一日當りは左表の如く十九錢弱に過ぎないが、然も筆者が試食した處に依れば其質も相當で量も充分なりと思はれた。大量生産の利益の大なるに驚かざるを得ない。

第八十一表（自大正九年七月一日至九月三十日　食延人員一五九、六二〇）

項目	總額	一人一日當り	項目	總額	一人一日當り
白米消費量	四八九・一〇石	三・〇六合	副食物及調味料	七、六〇八・二四五円	四・七七錢
白米消費價格	一五、五〇五・二〇七円	九・七一錢	雜費	五、四〇〇・〇〇〇円	三・三八錢
改良麥消費量	一三一・二四石	〇・八二合	總價額	三〇、三〇三・三三七円	一八・九八錢
同價額	一、四九五・六一八円	〇・九三七錢			

長野縣工場課の調査に依れば、同縣製絲工場の平均一人一日當り食費は、大正九年三十二錢一厘、大正十年二十八錢六厘、十一年二十八錢七厘である。之を前表に比較するに可なりの相違がある。筆者の經驗に依れば郡是の食餌は長野縣の一般工場のそれに比して決して劣るものではない。小工場に於ける食費は其額が嵩み易いとは謂へ、此の如き大差を生ずる原因は、筆者は之を發見するに苦むものである。

職工からは食費を徴收しないのを常とするが、稀に一日十錢乃至二十錢位を支拂はしむる地方が有る、此場合には日給がそれだけ高くなる樣に賃率を構成してある。結局食費工場持と云ふことは、之に要する額だけ名目賃銀を引き下げることになつて勞働者は一利を得る無きに反し、雇主は實質賃銀中任意に處理し得る部分が多くなるのである。而も雇主は之を以て一種の恩惠と考ふるに至り、勞働者も亦一種御施米でも貰ふ氣分になり易い。從つて勞働者は其質並に量に關して何等容喙することが出來なくなり、雇主は此點に於て往々搾取を擅にして憚らないと云ふ譏を免れない。加之食費工場持は、能率低き職工の缺勤を多からしむる弊が有る。蓋し解雇不良なる原料繭の繰絲、若は各個の成績不良なる場合には、缺勤しても大して不利でない場合を生ずるからである。故に宜く相當の食費を徴收し、之に相當する額だけ賃銀を高むべきであらう。事實に於ても最近職工の自覺に伴ひ此點に關する不平に原因せる紛議が次第に增加しつつある。又此の如く食費を徴收する樣になつても幸に健康保險法が實施さるゝに至らば、缺勤者も大して苦痛を感せずに濟むことゝ思はれる。

ロ、浴場更衣設備及作業衣

殆ど總ての工場に浴場が有り、寄宿工は勿論、通勤工、社宅工並に其家族迄も、無料で入浴せしむるのを常とする。但し其設備は不完全なものが多く、中以下の工場で男女別設備を有するものは甚だ少い。之等は時間に依りて男女を分つと云へど、どれ丈け厲行されて居るかは疑問である。左に長野縣の統計を揭

げる。

第八十二表

年次	大正九年		大正十年		大正十一年	
	工場數	百分比	工場數	百分比	工場數	百分比
男女別設備あるもの	一五一	二三・三〇	一五一	二三・三九	二二五	三四・一九
無きもの	四九七	七六・七〇	五一一	七六・六一	四三三	六五・八一

更衣箱更衣室等を備へた工場は、筆者の寡聞なる未だ之れ有るを知らない。作業衣も、特定のものを着用せしめる工場の方が少い。長野縣下の製絲工場六百八十六中、特定作業衣を着用せしむるもの三百八、其の內工業主が之を給與するものは五十工場に過ぎぬ。

ハ、醫療衛生機關と傷病

大工場は兎に角醫局及病室を持つて居る。殊に最近には病舍の立派なものを建てることが、一種流行とも云ふ可き位に行はれて居る。其多くは平時の患者數に對して多大の餘裕を持つて居るから、其一部が裁縫敎室等に使用せられて居るものが多い。工女父兄の來場せるとき、先づ見せるのは此の立派な病舍である!!

中小工場では此の如き事は出來ないので、多くは囑託醫を置き、輕病のときは寄宿舍に休養せしめ、重

病者は歸鄕せしむるか又は他の病院に托する等適當の處置を執るのである。

之等の診療機關は、職工のみならず其家族に對しても、診療するを常とする。診察は無料であるが、藥價は無料廉價實費の三方針が有る、入院の場合にも亦同じ。

以上は個々の工場に附屬する診療機關であるが多數工場の共同經營に掛るものもある。長野縣諏訪郡平野村の平野製絲共同病院は同村所在製絲工場の共同經營に係り、此種のもの丶最も完備せる一例である。共同經營者たる個々の工場中には自ら小規模の病舍を有するものも有るが、此場合には輕病者は工場內の病舍に收容し、重症者を共同病院に送ることにして居る、左に同病院の概要を示さう。

（イ）沿革　明治四十二年五月開院、但大正元年迄に個人醫師に委任經營せしめたが、大正二年より同盟會の直經とした（大正十二年六月現在所屬製絲家數八十四名、工場數百二十五、釜數二萬三千）。

（ロ）設備及經費負擔建坪七百坪、普通及傳染病室各二十一室を有す、定員は前者四十名、後者五十名。設備費及不足分は釜割で徵收する。

（ハ）職員及診療　院長外醫師五名、藥劑師一名、事務長以下看護婦等二十五名。

組合工場關係者の外、一般人士を診察す、但入院につきては工場關係者に優先權を與へる。

（ニ）入院料及藥價其他

（一）傳染病入院料

他村よりの入院者	一日	金三圓
平野村役場よりの囑託者	同	金二圓五十錢

組合製絲家よりの入院者　一日　金二圓（工場主負擔）

(ニ)普通入院料

一　等　一　日　金　二　圓

二　等　同　金一圓八十錢

組合製絲家よりの入院　同　一圓五十錢（工場主負擔）

(三)藥價、手術料、診察料等は郡醫師會の規定に依る、但製絲職工に對する手術料診察料は工場主負擔とし、藥價は一般より二割減とし職工に負擔せしめる。

(ホ)業績

第八十三表　診療患者

項目＼年度	大二年度	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
入院者	一三三	一六七	一三〇	一九〇	二四三	二三五	三二四	三九七	三六八	二六五
同上延人員	二、二五〇	二、八四四	二、三一二	三、七五〇	六、四九六	五、三三六	六、四四二	七、七五二	七、四二六	六、二五六
外來往診患者數	二、五三三	一三、二六六	一四、四六八	一八、四五三	一四、五四五	一四、三三五	一四、一五七	一三、三九八	一三、二六四	八、二七三
同上延人員	四、八〇〇	三六、六二六	四四、三一八	五三、二六九	五九、八五二	五八、〇五六	五三、六七九	五二、五五二	四七、三一一	三七、二七九

第八十四表　收支

收支 費目＼年度	大二年度	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
藥價	八、六九八	九、二三四	一〇、二三四	一五、三四八	一八、六二九	二三、〇八七	二四、一七二	三四、四八四	三一、四九四	二五、七三四
入院	二、〇四五	三、六九〇	二、一一三	四、〇五七	六、九三九	五、〇八五	八、四八〇	一五、七〇六	一五、三二五	一三、二三七

收入	賄料	一、〇四三	一、四七八	一、一三九	一、三一九	二、二六五	二、二三〇	三、五七〇	五、六八一	六、一二三	五、五五五
	釜割補助	一、六七七	一、三四八	一、六六三	一、一三三	一、四七一	一、九三五	二、七一九	四、一五三	二、九五四	四、二三六
	役場補助	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
	其他收入	九四六	八四〇	一、二〇八	一、五〇七	一、四三八	一、七七一	一、八七九	一、〇五四	九五四	二、五四三
	計	一四、六〇九	一六、七九〇	一七、三一八	二三、五六四	三〇、九四二	三三、三〇八	四一、〇一九	六一、五七八	五七、三四九	五一、八〇五
支出	藥品	三、四七〇	三、二四九	三、四二六	五、三〇九	七、二一三	九、一六四	八、九九八	一〇、六六七	七、一七八	七、一九七
	給料	七、二四八	七、七五九	八、〇三三	八、四三六	九、九六九	二、八二八	一五、五七一	二三、九五一	二六、六一七	二六、四六五
	賄品	一、〇〇〇	一、五一二	一、〇一七	一、四二一	二、九五九	三、四〇七	五、一三〇	六、三〇三	五、六五八	五、二四五
	諸雜費	二、八九一	四、二八〇	四、八三三	八、三九八	一〇、八〇一	八、九〇九	一一、三二〇	二〇、六五七	一五、八九六	一三、八九八
	計	一四、六〇九	一六、七九〇	一七、三一八	二三、五六四	三〇、九四二	三三、三〇八	四一、〇一九	六一、五七八	五七、三四九	五一、八〇五

製絲職工の疾病に就ては、石原修博士の諸研究に詳であり、統計類は工場監督年報に明であるから茲には贅せない。唯茲には長野岐阜兩縣當局の調査になれる製絲女工の發育に關する研究の梗概と、最も注意を惹くに至つた近視眼問題と、並に郡是製絲會社で大なる努力の結果、職工の罹病率を著しく低下させ得た實例とを紹介するに止める。

大正十年長野縣當局は女工一萬七千三百三十四人、岐阜縣當局は同四千七百二十三人につき發育の檢査をした、其内十三歲より二十歲に至る者（長野一萬二千四百六十二人岐阜七百十八人）に關する結果を、全國女生徒及長野縣女生徒と對比すれば左の如し。

第八十五表　身長

年齡	長野縣女工	岐阜縣女工	全國女生徒	長野縣女生徒
十三年	四・四四尺	四・四二尺	四・四六尺	四・五五尺
十四年	四・五五	四・四五	四・六二	四・六五
十五年	四・六六	四・五六	四・七六	四・八〇
十六年	四・七二	四・六二	四・八五	四・八七
十七年	四・七七	四・七三	四・八九	四・八五
十八年	四・七八	四・七七	四・九〇	四・九五
十九年	四・七九	四・七六	四・九一	四・九二
二十年	四・八〇	四・七八	四・九一	四・九二

第八十六表　體重

年齡	長野縣女工	岐阜縣女工	全國女生徒	長野縣女生徒
十三年	八・五七九貫	八・五四貫	八・二三〇貫	八・五四四貫
十四年	九・四八三	九・一七	九・三一九	九・四八三
十五年	一〇・五二六	一〇・〇三	一〇・四四六	一〇・六五七
十六年	一一・二九七	一〇・八六	一一・三九九	一一・六三九
十七年	一一・八六九	一二・一八	一二・〇五四	一一・九六二
十八年	一二・二七二	一二・六七	一二・五一七	一二・三八四
十九年	一二・四六五	一二・六九	一二・八〇三	一一・七五一
二十年	一二・五五五	一二・九三	一二・九四二	一二・九一三

註　全國女生徒は文部省發表最近十八年間平均に、長野縣女生徒は大正九年調査のものによる。

之に依つて見れば、製絲女工の發育時期は、身長體重共に女生徒の夫れに比して著しき差異無く、工女生活が發育を遲らしむる傾向は之を認むることが出來ない。然し發育の量に於ては女工は女生徒に劣る、身長に於て殊に甚しい。

然し勿論右表は、女子勞働者中特に製絲工が身長體重に於て劣れることを示すものではない。岐阜縣當局の發表する所によれば、同縣の紡績工の身長、體重は左の如くで、製絲工よりも更に劣つて居る。

第八十七表

年齢	身長	體重	年齢	身長	體重
十三年	尺 四・三五	貫 八・〇〇	十七年	尺 四・七〇	貫 一一・七〇
十四年	四・四三	八・七〇	十八年	四・七五	一二・〇〇
十五年	四・五五	九・九〇	十九年	四・七八	一二・三〇
十六年	四・六五	一一・〇〇	二十年	四・八〇	一二・五〇

結局女工は一般に女生徒に身長及體重に於て劣ると云へさうである。殊に身長に付ては、生活程度の上下に依り著しい差異を生ずることが可なり確らしいから、此結論も必しも早計では無からう。生活程度と身長との關係につき西龜三圭氏が大正六年横濱市小學校身體檢査表に基いて調査した結果は左表の如し。

第八十八表

年齢	身長 中流以上	身長 中流以下	體重 中流以上	體重 中流以下
七年	尺 三・五一	尺 三・五一	貫 四・五二九	貫 四・六七八
八年	三・六八	三・六八	四・九九七	五・〇〇〇
九年	三・八五	三・八四	五・五一〇	五・四八三
十年	四・〇二	四・〇〇	六・一四四	六・〇六六
十一年	四・一八	四・一三	六・六一三	六・五四八
十二年	四・三七	四・三五	七・五四三	七・五五九

次に體格に就て見るに更に寒心すべきものあること左表の如くである。

第八十九表

發育種別	長野縣女生徒百分率	長野縣製絲工女百分率
甲種	二八%	一四%
乙種	五一%	四五%
丙種	二一%	四一%

註(一) 體格決定は文部省所定發育概評決定標準による。(二) 女生徒は大正十年長野縣中等學校女生徒、工女は大正十年に調査せるものゝ中女生徒の年齢に相當する十三年乃至二十年の者である。

製絲工の職業疾病として最近殊に注目せられて來たのは近視眼である。從來之について二種の見解があつた。一方に於ては製絲女工は纎細なる生絲を取扱ひ、而も其就業時間の長き爲め晝間の短き候には點燈

作業をも必要とし、且つ就業後の休養讀書の場所たる寄宿舍は照明極めて不完全なるを以て、製絲工には近視眼多かるべしとなす見解があり、一方には製絲工は素より細き絲縷を取扱ふものではあるが、熟練の結果は觸覺に依ること多く視力を勞すること意外に少なかるべきを以て、近視眼の如きも案外少なかるべしとなす意見があつた。然るに長野縣當局の研究は、不幸にして前者の見解の當ることを明瞭に示した、即ち左の如し。

第九十表

（女工は大正十一年に檢査す繰絲及再繰に從事するもののみとす小學校及中等學校女生徒は大正十年の檢査に係る）

區分	檢査人員	近視眼者	百分率
長野縣製絲工女	一〇、五六六	一、一五二	一〇・九
同中等學校女生徒	五、二九九	一、二〇四	二二・五
同小學校女生徒	一〇八、四五七	三、八一五	三・五

第九十一表　製絲女工年齡別近視眼率

年齡	檢査人員	近視眼者	百分率	年齡	檢査人員	近視眼者	百分率
十三	三七八	一四	三・七	十七	一、〇〇〇	一一二	一一・二
十四	九三〇	五五	五・九	十八	一、一二二	一一六	一〇・二
十五	一、〇五〇	八四	八・〇	十九	九六一	一一〇	一一・五
十六	一、一〇九	一一五	一〇・四	二十	九七五	一二四	一二・七

二十一	八一〇	一〇一	一二・五	二十六以上	三五〇	五八	一六・六
二十二	六二八	七三	一一・六	三十一以上	一八一	二四	一三・三
二十三	四六一	七四	一六・二	五十一以上	四	—	—
二十四	三六四	六〇	一六・五	計	一〇、五六六	一、一五二	一〇・九
二十五	二四三	三二	一三・三				

第九十二表　近視眼程度

視力	人員	百分比	視力	人員	百分比
視力〇・六以上	八四二	七三・一	視力〇・五以上	三一〇	二六・九

上掲三表によれば、製絲工女は製絲業に從事し始める當初は近視眼者は少いが、年を經るに從つて近視眼者が增加して來るのである、但其近視の程度は輕度の者が多い。而て長野縣當局は其原因を、作業の性質、作業中の姿勢、點燈作業及照明不充分な寄宿舍に於ける讀書に歸して居る。

郡是製絲會社が、一種の組合的精神を以て特色ある經營振りを見せて居ることは、世既に定評が有るが明治四十年臺の初めは、職工の罹病率相當に高く、且肺結核の蔓延甚しとの世評を蒙つた。玆に於て會社當局は鋭意此點の改善に努力し、明治四十三年秋から息心調和術を課し、大正二年より一人一床に改むると共に十三時間の就業時間を十二時間に短縮し、且食餌其他に多大の注意を拂つた、其結果として罹病率を左の如く低下せしむるを得た。

第九十三表

病種	トラホーム以外の眼病		トラホーム		耳		鼻		歯牙及口腔		感冒		肺		肺臓以外の呼吸器		肺臓以外の結核性病		胃腸		十二指腸蟲病		蛔蟲其他寄生蟲病		心臓其他血行器病		レウマチス筋痛肩凝		脚氣		神經痛	
一月	二六	一四	五一	一〇	七	一	—	—	一七	一	一〇八	二五	一	二	一	四	〇.四	—	三一	一八	一	—	二	—	〇.六	—	一八	九	二	一	一	—
二月	一九	二	一七	—	三	〇.八	二	〇.八	一一	五	七一	三〇	一	—	二	〇.八	〇.四	—	三二	二四	二	—	二	—	—	—	一八	一〇	一	—	〇.四	〇.八
三月	二二	一〇	五	—	四	—	一	〇.八	一四	七	六〇	三六	三	—	五	〇.八	〇.六	—	三四	二三	二	—	〇.四	—	〇.二	—	二三	六	二	〇.八	一	—
四月	一〇	三	五	—	二	〇.八	一	一二	九	〇.八	六六	二五	一	—	三	一	—	—	三三	二五	一	—	一	—	—	—	一四	六	一	—	一	—
五月	五	六	一	—	一	—	一	二	三	〇.八	一三	八	—	—	一	〇.八	—	—	一一	一八	一	—	一	—	—	—	九	—	一	—	〇.二	—
六月	六	二	六	—	一	一	一	一	二	一	一四	九	—	—	一	—	〇.二	—	一六	一八	—	—	一	—	—	—	五	三	一	—	一	—
七月	一一	四	一七	一	二	三	一	二	三	〇.七	四一	三〇	四	—	四	三	〇.二	—	六一	五五	一	六	二	〇.七	一	—	一二	九	七	—	一	—
八月	九	一〇	四	—	四	五	三	一	三	〇.七	四九	四〇	二	—	一〇	一	—	—	七九	八〇	二	〇.七	三	—	—	—	二二	一五	四	—	一	—
九月	六	七	三	〇.五	三	〇.五	一	三	四	二	四八	五七	二	—	四	〇.二	一	—	五六	四二	三	—	二	—	一	—	一三	一四	二	〇.一	一	—
十月	一一	六	五	—	三	四	一	二	一〇	四	四六	三九	一	—	三	〇.一	一	—	六八	三四	二	—	二	—	一	—	一二	二六	三	二	一	—
十一月	一一	一七	五	一〇	二	〇.二	一	三	一三	二	四九	四〇	一	—	三	四	〇.二	—	五五	二九	一	—	三	—	二	—	一七	二〇	一	四	—	—
十二月	一二	四	二	〇.五	一	二	一	三	二九	一三	四六	三九	—	—	四	〇.二	〇.三	—	三四	二一	二	—	一	—	〇.二	—	一七	二二	三	〇.五	一	—
合計	一四八	八五	一二一	二一	三三	一八	一四	三〇	一一八	三八	六一一	三七八	一六	二	四一	一六	四	—	五一〇	三八七	一八	六	二〇	一	六	—	一八〇	一四〇	二八	九	九	一
一ヶ月平均	一二	七	一〇	二	三	二	一	三	一〇	三	五一	三二	一	〇.二	三	一	三	—	四二	三二	一	〇.六	二	—	一	—	一五	一一	二	〇.七	一	—

腦及精神病	神經衰弱	外皮病	外傷	泌尿生殖器	痔	其他	計
○・二 / |	一 / |	四四 / 一八	五 / 五	四 / 二	一 / |	二 / |	三二四 / 一一○
○・四 / |	一 / ○・八	三○ / 一一	四 / 四	二 / ○・八	一 / |	一 / ○・八	二三一 / 九一
○・四 / |	一 / |	六五 / 一七	二 / 三	二 / 一	一 / |	二 / 五	二五○ / 一一○
○・二 / |	一 / 一	二九 / 二六	三 / 二	三 / 一	二 / 二	二 / 三	一八八 / 一○八
| / |	一 / 二	八 / 二三	三 / 七	○・二 / 一	二 / |	○・四 / 二	六二 / 七一
○・四 / |	一 / |	一四 / 二○	六 / 二	一 / |	○・二 / |	一 / 四	七八 / 六一
| / |	一 / |	四六 / 四○	四 / 八	一 / 二	二 / ○・七	一 / 一	二二三 / 一六六
一 / |	一 / |	九一 / 一一一	五 / 七	四 / ○・七	一 / ○・七	四 / 四	三○二 / 二七六
| / |	一 / 二	四○ / 一○五	三 / 三	二 / ○・一	一 / |	二 / ○・三	一九九 / 二三七
| / |	一 / |	二一 / 三三	三 / 二	二 / ○・一	一 / |	四 / ○・一	二○三 / 一五二
| / |	一 / |	二二 / 一三	二 / ○・一	二 / ○・五	一 / ○・一	一 / |	一九三 / 一四三
一 / ○・五	○・四 / |	二三 / 二一	二 / 三	二 / ○・五	一 / |	一 / |	一八三 / 一三○
三 / 一	一一 / 六	四三三 / 四三八	四二 / 四六	二五 / 一○	一四 / 三	二一 / 二○	二、四二六 / 一、六五七
二 / |	一 / ○・六	三六 / 三六	三 / 三	二 / ○・八	一 / ○・一	二 / 二	二○二 / 一三八

註　（一）右表は病症の輕重を問はず醫療を受けたる人員の在籍人員千人に對する率で各欄右側の數字は明治四十四年より大正四年に至る四年間の平均、左側は大正五年の人員を示す。（二）疾病の爲に休業した者の率は、明治四十四—大正四年の五ヶ年平均が千人につき九百四十七人、大正五年同九百八人である、而て其延日數はそれ〳〵六千百六十二日及び五千百九十六日であるから、平均一患者の休業日數六日五分及五日七分となる、一年の勞働日を三百二十日と假定すれば平均一日の病氣缺勤率は一・九二％及一・六二％となる。（三）製絲工の大部分を占むる繰絲工は長時間腰掛けて作業するものであるが、技術上の必要より右肩が前に出る傾向があること、繭の煮らるゝに伴ひ發生する惡臭有る有機瓦斯中で呼吸する爲め、自然防衞の意味に於て呼吸が淺くなること、皮膚が高溫蒸氣の爲に伸びて體溫調節の作用が鈍くなることの三者によりて、呼吸器疾患に罹るの危險が多い。故に深呼吸運動を試みるのは大效があると云ふ。

負傷は極めて稀に起るのみである。製絲業に於ては動力は唯繰絲小枠及揚返大枠の廻轉、煮繭器の運轉に用ひらるゝだけで、何れも大した力を要せないから、之に用ひらるゝ調帶等に觸れても大きな怪我にな

らないで濟むことが多い。職工五十八以上を使用する工場に於ける負傷率に付製絲業と其他の工業とを對比すれば左の如し(工場監督年報より)。負傷程度、時間、部位其他については一切工場監督年報に讓る。

第九十四表

工業種別	大正七年 男	大正七年 女	大正七年 計	大正八年 男	大正八年 女	大正八年 計
	%	%	%	%	%	%
製絲工場	○・八〇	○・三〇	○・三四	○・五六	○・四一	○・四二
染織工場	四・二五	○・八九	一・四六	五・二五	一・〇五	一・八〇
機械器具工場	一六・五九	二・〇九	一五・八四	一五・五六	二・八七	一四・四二
化學工場	八・六二	一・三六	六・四九	一一・二〇	一・六五	八・二九
飲食物工場	五・一二	○・五二	二・八二	四・九六	○・五四	三・〇五
雜工場	三・五八	○・八一	二・五八	三・七一	○・九八	二・七四
特別工場	二四・五〇	一八・八七	二三・九一	二〇・三三	一五・六七	二〇・〇〇

四、金融、保險扶助

イ、金融

大概の工場が募集時に前貸を爲すことは、募集の項に既述した、就業後には貸付を爲さざるを原則とする。唯工銀稼高の全額を貯金させる工場では、請求に應じて小遣を時々交付することになるが、これが賃銀の內渡だか、貯金の拂戻であるか、將た又貸付であるかが、可なり曖昧な場合が多い、尤も貸付として

も利子は付せしめない。

職工をして强制貯金を爲さしめぬ工場は極て稀である。然も工銀稼高中貯金せしめる割合は、全額乃至全額に近いものが多いから、通貨を以て毎月一回以上賃金を支拂ふべき旨の工場法施行令第二十二條は、事實上空文に近くなる。結局毎月賃銀は支拂はるゝと同時に貯金に早變りをするので、單に工業主の帳簿上の振替勘定で濟んで仕舞ふのである。或は貯金を强制（又は保信とも云ふ）及び任意に分ち、强制貯金は稼高の一割位とし、其他は任意貯金とする場合もあるが、此際にも事實上の强制が行はるゝから、兩者の差は拂戻を受くべき場合の廣狹に歸してしまふ。

長野縣に於ける職工貯金實施の状態を見るに左の如くである。

第九十五表　貯金管理工場と其工場總數に對する割合（大正九年十一月末）

適用工場總數	貯金管理工場	同上百分比
八〇五	五六六	七〇・三%

第九十六表　利率（大正九年十一月末）

利率	工場數	百分比
年利五分以上	四五二	七九・九%
六分以上	五六	九・九%
七分以上	二六	四・六%
八分以上	三二	五・六%

第九十七表　管理方法（大正九年十一月末）

管理方法	工業主保管	銀行預金	郵便貯金	組合信用部預金
工場數	五一五	一九	一九	一三
百分比	九一・〇%	三・四%	三・四%	二・二%

第九十八表　貯金强制步合（大正九年十一月末）

步合	稼高の五分の一以下	同上超過五分の四まで	同上超過全額未滿まで	全額
工場數	六	一	三一三	一三七
百分比	一・四%	〇・三%	六八・四%	二九・九%

全額貯金を强制するものが三十%に垂んとするのは驚くの外は無い。

第九十九表　貯金高

年次	大正九年末	十年年末	十一年年末
貯蓄者數	六〇、八二五	六四、〇七二	六五、二六六
貯蓄金總額	三、四六七、四四九・五〇円	四、八〇五、八七八・一三円	五、一一六、八四九・九〇円
貯蓄者一人當り貯蓄高	五七・〇一	七五・〇〇	七八・四〇

職工をして貯金せしむるの可否について見るに、一方に於て小製絲家は金融上可なり苦しい立場に在つて、高利の運轉資金を借入れざるを得ぬ破目に陷つて居ることを考慮すれば、强制貯金を一擧に全廢する

のは、斯業に相當の打擊を與ふることになる。更に職工側から見るも、年少工女に貯金を强制することは彼等の濫費の防止にもなる。要するに强制步合が相當の程度に止り、利子步合も可なり高く、且拂戾の安全さへ保障せらるれば敢て非難すべきでは無い。此中最も困難なのは、工業主保管の場合に第三の條件を確保する方法てあるが、工場法施行令第二十四條の許可、並に同第二十五條の認可を與ふるに際し、監督官廳が適當の措置に出づれば大過なきを得よう。愛知縣の如き從來此點の監督極て嚴で工業主保管は貯蓄金總額と同額以上の確實なる有價證券を供託することを條件として之を認可して居た。其結果愛知縣と長野縣とを對比すれば左表の如き相違を示した。

第百表（大正九年末工場法適用製絲工場）

縣名		長野 工場數	長野 百分比	愛知 工場數	愛知 百分比
適用製絲工場		八〇五	一〇〇・〇〇	三九一	一〇〇・〇〇
右の內職工をして貯金を爲さしむる製絲工場	郵便貯金	一九	二・三六	一八	四・六〇
	銀行預金	一九	二・三六	一〇二	二六・〇九
	工業主保管	五一五	六三・九八	八七	二二・二五
	組合信用部預金	一三	一・六一	—	—
	計	五六六	七〇・三一	二〇七	五二・九四

然るに最近に至つては愛知縣當局も、之れ程嚴重にする必要もないと見て、工業主保管の條件を緩和し

たので、大正十一年末には左の如くになつた。

第百一表（適用製絲工場數 四百四 / 同職工數二萬九千百七十人）

貯金種別	工場 工場數	工場 同上の適用製絲工場總數に對する百分比	職工 職工數	職工 同上の適用製絲工場職工總數に對する百分比	金額 金額	金額 貯金者一人當り金額
郵便貯金	六	一・四九	九〇七	三・一一	円 五、五九六・九三	円 六一・七一
銀行預金	二七	六・六八	二、五〇六	八・五九	八三、三一七・八九	三三・二五
工業主管理	一二二	三〇・二〇	一三、七九二	四七・二八	八七六、六七三・六一	六三・五六
計	一五五	三八・三七	一七、二〇五	五八・九八	九六五、五八八・四三	五六・一二

岐阜縣に於ては、工業主保管は製絲工場に對しては之を認可せざるを原則とする、但鐘紡の如きは認可せられて居る。同社の職工貯金に付する利子は一割であるし、且不拂の虞は全然ないから、此扱は職工にとつても有利であらう。

家庭送金に關しては特殊の奬勵をなすものは少く、稀に振替貯金の便宜を供するもの有るに止る（例三龍社）。工女も亦年末歸郷の際、稼ぎ溜めた金を持ち歸るを樂みにして居る。

ロ、保險

共濟組合は其數も少く、保險組合の實質を備ふるものに至りては猶少い。之は危險分擔の効果を收むるに足る丈けの多數の職工を有する工場の稀なるにも因るが、尙左の事由の存するを見る。

（一）職工は出稼工たるの意識が强く、多少なりとも永遠的且互助的の施設の爲めに貯金を徵收せらるゝを好まないこと。

（二）病氣其他の場合の救濟は、非常に不充分であるが工場の能力に應じそれ〴〵の程度に行はれて來たこと、殊に食費無料の制度は病氣缺勤者に對する救濟の必要を減ずること。

（三）工場主側には共濟組合に對し、相當の補助を爲すよりも、同額を以て恩惠的救濟を爲すを、政策上利益なりと信ぜるものが多く、或は共濟組合の設置は缺勤率を高むるの虞ありとなせるものあること。

然し製絲工は主觀的には出稼工たるも、其の眞の移動率は紡績工より低きを考へれば、第一の事由の妥當でないことは直に解る。第二第三の事由は問題とするに足りない。共濟組合の設置は、或は時に出勤率の低下を招來するかも知れないが、此事は從來經濟上の壓迫から已むを得ず出勤して居た輕度の病者に、適當なる休養の機會を與へるものとも見らるゝであらう。不充分な救濟を恩惠的に賣り付けんとするが如きに至つては新時代の精神に反馳すること甚しきものである。兎に角健康保險法の實施の一日も早からむ事を切望せざるを得ぬ。

左に發達せるもの、幼稚なるもの、並に中等程度と見らるゝもの、代表的の二三の例を掲げる。

備　考　郡是製絲株式會社（本社）京都府綾部町　職工約九千人、依田社　長野縣丸子町　同約四千二百人、入一組製絲所　長野縣下諏訪町　同約千三百人、豊中製絲株式會社（本社）大分縣下毛郡豊田村　同約千人。

第百二表

事項＼工場	郡是	依田社	入一	豊中
甲 會員	一、通常會員 職工 二、特別會員 五等以下の職員及見習 三、名譽會員 四等以上の職員	一、通常會員 職工及之に準ずべきもの 二、特別會員 職員 三、名譽會員 依田社役員及共濟會に寄附を爲し推薦せられたるもの	從業者全員	從業者全員
乙 管理	普通從業員は全然管理に關與せず、會社の幹部たる左の役員によりて管理せらる 會長 一名—會社社長 理事若干名—會社專務及常務取締役 評議員—會社課長、場長及所長 相談役—會社平取締役、監査役及顧問	一、役員 左の役員を置く、役員はすべて無給とし總會に於て會員の互選に依りて之を定む任期一年但再選を妨げず而て高級幹部たらざるものも實際役員に選擧せらるゝ慣行となれり左記下段は大正十二年度に於ける役員の役職を示す	普通從業員は全然管理に關與せず幹部たる左の役員及職員によりて管理せらる イ、役員 名譽會長一名—入一組長 會長一名—同組管理人 幹事若干名—各部並各工場の主任者 ロ、職員 理事一名—事務員たる會員中より會長之を指名	左の役員によりて管理せらる 會長一名—會社重役 副會長一名—技師長 評議員十名—各工場長現業員及教婦 會計三名—各工場の會計主任

	丙　掛金
	會員は毎月給料の百分の一を醵出す
會長　一名—依田社主事 副會長一名—技師長 理事五名—依田社書記 評議員二十名 　十名　技師、技手、書記 　十名　平職工 二、總　會 每年一回通常總會を開き重要事項を議決す但し臨時必要ある場合又は會員五分の一以上の請求ありたる場合には臨時總會を開く 總會の議事は會員三分の二以上出席し其過半數の同意に依りて之を決す但規約の變更に關しては出席者の三分の二以上の意あることを要す	會員は毎月左の金額を醵出す但日數二十日に滿たざる場合は半額とす
す 實際の事務執行にあたると共に幹事と同等の議決權を有す 會計一名—必しも會員たることを要せず、現金出納に當る	會員は毎年左の金額を醵出す イ、職員及雇傭人　五十錢
	會員は毎月金三錢を醵出す

		イ、特別會員　月給額の百分の一 ロ、通常會員　日給額の四分の一	ロ、準職員　三十錢 ハ、定傭男女工（養成工及見習工を除く）　十錢	
丁　會社（又は工場）の補助	一、創立第一年度に金八萬圓を出す 二、爾後毎年會員醵出額と同額以上を補助す	會員醵出額と同額を補助す	一、設立當初入一組より基金として五千圓を寄附す 二、爾後毎年會員醵出額と同額を補助す但該補助金及會員醵出金を以て當該期間の共濟金全額を支辨する能はざるときは其不足額を入一組より寄附す	補助なし 共濟會の資金は會社之を預り之に對し六分の利子を附す
戊　共濟 一、傷病	一、通常會員業務外傷病の爲缺勤するときは療養中缺勤八日目より其給料の半額に相當する扶助料を支給す但歸宅療養を爲すときは賄費として金十錢を加算す 二、特別會員業務外傷病の爲缺勤するときは療養中缺勤八日目より其給料の	一、業務外傷病の爲休業一週間以上に亘りたる場合には一日につき左の治療費を支給す 特別會員　十錢以上五十錢以下 通常會員　十錢以上三十錢以下 前項の扶助を支給することと一ヶ月以上に亘るとき	一、業務傷病者にして傷病重大なる者に對しては金五圓以上五十圓以内を支給す 二、前條に該當せざる傷病者にして休業三十日以上に亘るものに對しては金一圓以上十圓以内を支給す	病氣の爲休業二十日以上に亘る者には金二圓を支給す

	三分の一に相當する扶助料を支給す 三、扶助料の支給期間は一回百日限りとす但勤續五年以上の者に對しては百五十日迄延長することを得 四、故意に基く負傷又は不品行に基く疾病の爲缺勤する場合には扶助料を支給せず	は左の一時金を支給して以後扶助を打切ることあり 特別會員　三圓以上三十圓以下 通常會員　二圓以上二十圓以下 二、業務傷病の爲め依田社の扶助をうけ休業十日以上に亘る場合には左の見舞金を支給す 特別會員　一圓以上五圓以下 通常會員　一圓以上三圓以下 三、傷病が重大なる過失又は故意に因る場合には前二條の救濟を爲さず但情狀に依り相當の救濟を爲すことあり		
二、本人死亡	一、通常會員及特別會員死亡したるときは其遺族に左の弔慰料を贈與す	一、會員死亡したるときは左の香奠を贈る 特別會員　五圓以上五十	一、會員死亡したるときは遺族に左の弔慰金を贈與す	會員死亡したるときは香奠として金五圓を贈與す

三、家族死	
なし	勤續一年未滿の者三十圓 同　一年以上の者四十圓 同　三年同　六十圓 同　五年同　八十圓 同　八年同　百　圓 二、名譽會員死亡したるときは生花料として金五十圓を贈與す
會員の直系尊族又は配偶者	圓以下 通常會員　三圓以上三十圓以下 二、死亡したる會員勤續五年以上の者なる場合は別に左の慰藉料を遺族に贈與す 特別會員　三圓以上十圓以下 通常會員　二圓以上五圓以下
會員の家族死亡したるとき	イ、業務上死亡したる場合　百圓以上 ロ、業務外傷病にて死亡したる場合 養成工女、見習者及就業一年未滿の者　十　圓 就業三年未滿の者　三十圓以下 同五年未滿の者　五十圓以下 同五年以上の者　百圓以下 二、會員に準ずる者死亡したる場合には遺族に左の弔慰金を贈與す 勤續二年未滿の者　二　圓 同五年未滿の者五圓以下 同五年以上の者五圓以上十圓以下
會員の家族死亡したるとき	

亡	其他の者　一圓乃至二圓	若は直系卑族死亡したるときは左の香奠を贈與す但生後一ヶ月以內の子女死亡したるときは此限に在らず 父、母、配偶者　四圓以上十圓以下 祖父母　一圓以上三圓以下 子　三圓以上十圓以下 孫　一圓以上三圓以下	は左の香奠を贈る 父、母、配偶者　三圓 其他の者　一圓乃至二圓	は左の香奠を贈る 父、母、配偶者、戸主　二圓 其他の者　一圓
四、天災事變	會員天災に罹りたるときは災害の程度に應じ五十圓以內を贈與す	會員天災事變の爲災害に罹りたるときは左の見舞金を贈與す 特別會員　二圓以上二十圓以下 通常會員　一圓以上十五圓以下	會員天災事變の爲災害に罹りたるときは二圓以上二十圓以下の見舞金を贈與す	會員の住家全燒したるときは三圓、同半燒のときは一圓を贈與す
五、婚姻	なし	會員結婚したるときは左の祝儀を贈與す 特別會員　三圓以上十圓以下 通常會員　二圓以上十圓	なし	會員結婚したるときは祝儀として金三圓を贈與す但初婚に限り且必ず屆出あることを要す

	六、妊娠分娩	七、兵役	八、退職
	通常會員妊娠又は分娩の爲め勤務する能はざるときは分娩前後を通じ四十日限り給料半額に相當する扶助料を給與す	なし	なし
以下	有夫の會員出産したるときは左の祝儀を贈與す 特別會員　三圓以上十圓以下 通常會員　二圓以上十圓以下	會員兵役に服する場合には餞別として左の金額を贈與す 三圓以上十圓以下	二年以上勤續したる會員退
	なし	會員兵役に服するときは左の餞別を贈る但し志願兵及勤務演習應召者を除く 三ヶ月以上兵役に服する場合　五圓 二ヶ年以上兵役に服する場合　十圓 二年目よりは幹事會の議により入營中毎年金十圓宛贈與することあり 戰時應召者慰問金及戰死者弔慰金等は幹事會の決議に依る	
	會員出産したるときは金一圓を贈與す	なし	

		職又は解雇せられたるときは左の退職給與金を支給す但不德義の行爲により解雇せられたる場合は此限に在らず 特別會員　三圓以上五十圓以下 通常會員　二圓以上三十圓以下		
九、其他	なし	なし	なし	前掲以外の場合と雖も必要と認むるときは役員會の決議により適宜救濟をなすことあり

之によれば郡是のは先づ健康保險組合の實質を具ふるに近しと謂ふべきであらう。左に其創立以來の業績を掲げる。

註　前掲の規定要綱は、最近の改正に係り大正十二年度から實施せられたものである。改正前には名譽會員は無く、職員七等以上を特別會員　職員八等以下及職工を通常會員とし産前産後救濟の規定を缺いて居る、左に掲ぐる表は改正前の規定の下に於ける業績である。

第百三表　各年度末會員人員表

年度／會員種別	特別會員 男	特別會員 女	特別會員 計	通常會員 男	通常會員 女	通常會員 計	計 男	計 女	計 計
大正八年度	一六三	二四	一八七	三四五	七、二三〇	七、五七五	五〇八	七、二五四	七、七六二
九年度末	一八七	三二	二一九	六六八	九、五九八	一〇、二六六	八五五	九、六三〇	一〇、四八五
十年度末	二〇三	三七	二四〇	七二六	一〇、三七九	一一、一〇五	九二九	一〇、四一六	一一、三四五
十一年度末	二四八	四一	二八九	八二六	一一、三六四	一二、一九〇	一、〇七四	一一、四〇五	一二、四七九

第百四表　各年度收支表

收支	項目／年度	大正八年度	九年度	十年度	十一年度
收入	前期繰越金	―	七九、四六三・二二円	九九、一八四・一八円	一二〇、八〇四・一四円
	利息收入	一、七七二・四〇円	五、一七四・四二	六、九七四・四七	七、二一二・七四
	會員掛金	一〇、〇六六・二六	一五、三八三・五一	一九、三七四・八九	二二、九四七・八一
	會社補助金	八〇、〇〇〇・〇〇	一五、三八三・五一	一九、三七四・八九	二二、九四七・八一
	會社役員其他より寄附金	―	―	五三〇・〇〇	一三、〇〇〇・〇〇

年度		大正八年度	九年度	十年度	十一年度
計		九一、八三八・六六	一一五、四〇四・六六	一四五、四三八・四三	一八六、九一二・五〇
支出	救濟金	一二、三七五・四四	一六、二二〇・四八	二四、六三四・二九	三三、三二九・〇三
	後期繰越金	七九、四六三・二二	九九、一八四・一八	一二〇、八〇四・一四	一五三、五八三・四七
	計	九一、八三八・六六	一一五、四〇四・六六	一四五、四三八・四三	一八六、九一二・五〇

第百五表　各年度救濟金支出件數及金額表

救濟種別	會員種別	男女	大正八年度 件數	大正八年度 金額	九年度 件數	九年度 金額	十年度 件數	十年度 金額	十一年度 件數	十一年度 金額
休業手當（特別會員には此救濟なし）	通常會員	男	一四九	円 一、八三二・七〇	六八	円 八八〇・八〇	一六三	円 一、五七九・三〇	一九七	円 二、四七九・八八
		女	一、四一八	六、八二六・二三	一、七九〇	一〇、〇二八・六八	二、三六〇	一九、〇八五・九九	三、八六六	一八、三八六・一五
		計	一、五六七	八、六五八・九三	一、八五八	一〇、九〇九・四八	二、五二三	二〇、六六五・二九	四、〇六三	二〇、八六六・〇三
死亡救濟	通常會員	男	—	—	八	三二〇・〇〇	二	一一〇・〇〇	四	二〇〇・〇〇
		女	六九	三、四三六・五三	八八	三、六三〇・〇〇	七四	三、六三〇・〇〇	七一	三、二八〇・〇〇
		計	六九	三、四三六・五三	九六	三、九五〇・〇〇	七六	三、七四〇・〇〇	七五	三、四八〇・〇〇
	特別會員	男	—	—	—	—	—	—	一	三〇・〇〇
		女	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	一	三〇・〇〇
		男	—	—	八	三二〇・〇〇	二	一一〇・〇〇	五	二三〇・〇〇

（前頁より續く）計 女	計 計	天災事變救濟 通常會員 男	天災事變救濟 通常會員 女	天災事變救濟 通常會員 計	天災事變救濟 特別會員 男	天災事變救濟 特別會員 女	天災事變救濟 特別會員 計	天災事變救濟 計 男	天災事變救濟 計 女	天災事變救濟 計 計	合計 通常會員 男	合計 通常會員 女	合計 通常會員 計	合計 特別會員 男	合計 特別會員 女	合計 特別會員 計	合計 合計 男	合計 合計 女	合計 合計 計
六九	六九	二	五	七	—	—	—	二	五	七	一五一	一、五〇六	一、六五七	—	—	—	一五一	一、五〇六	一、六五七
三、四三六・五二	三、四三六・五二	六〇・〇〇	二二〇・〇〇	二八〇・〇〇	—	—	—	六〇・〇〇	二二〇・〇〇	二八〇・〇〇	一、八九二・七〇	一〇、四八二・七四	一二、三七五・四四	—	—	—	一、八九二・七〇	一〇、四八二・七四	一二、三七五・四四
八八	九六	二五	三五一	三七六	—	—	—	二五	三五一	三七六	一〇一	二、二二九	二、三三〇	—	—	—	一〇一	二、二二九	二、三三〇
三、六三〇・〇〇	三、九五〇・〇〇	七二・〇〇	一、二八九・〇〇	一、三六一・〇〇	—	—	—	七二・〇〇	一、二八九・〇〇	一、三六一・〇〇	一、二七二・八〇	一四、九四七・六八	一六、二二〇・四八	—	—	—	一、二七二・八〇	一四、九四七・六八	一六、二二〇・四八
七四	七六	三五	二四五	二八〇	—	—	—	三五	二四五	二八〇	二〇〇	二、六七九	二、八七九	—	—	—	二〇〇	二、六七九	二、八七九
三、六三〇・〇〇	三、七四〇・〇〇	一一〇・〇〇	六一九・〇〇	七二九・〇〇	—	—	—	一一〇・〇〇	六一九・〇〇	七二九・〇〇	一、七九九・三〇	二二、八三四・九九	二四、六三四・二九	—	—	—	一、七九九・三〇	二二、八三四・九九	二四、六三四・二九
七一	七六	—	二七五	二七五	—	—	—	—	二七五	二七五	二〇一	四、二二二	四、四二三	一	—	一	二〇二	四、二二二	四、四二四
三、二八〇・〇〇	三、五一〇・〇〇	—	八、九五三・〇〇	八、九五三・〇〇	—	—	—	—	八、九五三・〇〇	八、九五三・〇〇	二、六七九・八八	三〇、六一九・一五	三三、二九九・〇三	三〇・〇〇	—	三〇・〇〇	二、七〇九・八八	三〇、六一九・一五	三三、三二九・〇三

八、扶助救濟

甲　業務傷病に對するもの

業務傷病に對しては工場法に基き工業主が扶助義務を有する。此の扶助の程度は大紡績會社に在つては法令の要求する最低限よりは遙に厚い（紡績業勞働事情參照）。然るに製絲に在つては、大工場と雖も最低限に止るもの〻多いのは遺憾である。長野縣の大工場は一律に法令の最低限の扶助を爲すべきものとして居る。唯一二の工場に於ては、各場合の事情に依り工業主は任意に之を增額することある可き旨を規定するものがあるが（例、合資岡谷製絲會社、丸純製絲所）、此割增は恩惠に過ぎず職工の權利たるものでは無い。此間に在つて工場はさのみ大ならざるに反つて扶助程度の厚き山本館製絲所（後揭）の如きは賞揚するに足る。前橋生絲同業組合所屬工場は、扶助につき全然同一步調を採つて居て、大體法令最低限通りとし永年勤續者に對して或種の扶助料につき割增を與へることとする。

此永年勤續者割增の制度を採用する工場は各地に大分ある。要するに製絲業に於ては、工業主が自發的に法令の最低限を超えて扶助することは、容易に望み難い。然も現在の法令の最低限を諸外國の夫れに比すれば雲泥の相違がある。幸ひ政府は目下、過般行はれた工場法の改正に伴ふ施行令の改正案を起案中であるが、此點についても充分なる考慮を切望せざるを得ない。

左に四五の良い例を揭げる。但施行令第六條及第二十七條の場合は令の通りだから略す。

第百六表

工場名＼項目	遺族扶助料	葬祭料
施行令の最低限	賃金百七十日分（令八條）	十圓以上（令九條）
郡是製絲	賃金三百六十日分	二十圓
山本館製絲所	賃金二百日分以上	十圓以上
三龍社	賃金百八十日分以上 勤續割增 三年以上　一割 五年同　二割 十年　四割 十五年　六割 二十年　八割	十圓以上
前橋製絲業同業組合所屬工場	賃金百七十日分以上	勤續五年未滿　十圓以上 同五年以上　二十圓以上 同十年以上　三十圓以上
長谷川製絲	賃金百七十日分	十圓
日本正準製絲	賃金百八十日分	勤續一年未滿　十圓 同三年未滿　十五圓 同五年未滿　二十圓 同十年未滿　二十五圓 同十年以上　三十圓

障害扶助料の一	賃金百七十日分（令七條一號）	賃金三百六十日分	賃金二百日分	賃金百八十日分以上 勤續割增遺族扶助料に同じ	勤續五年未滿 賃金百七十日分以上 同五年以上 同二百日分以上 同十年以上 同二百五十日分以上	賃金百七十日分 勤續五年以上　一割 同十年以上　二割 同十五年以上　三割 同二十年以上　四割	賃金百八十日分
障害扶助料の二	賃金百五十日分（令七條二號）	賃金三百日分	賃金百八十日分	賃金百六十日分以上 勤續割增遺族扶助料に同じ	勤續五年未滿 賃金百五十日分以上 同五年以上 賃金百七十日分以上 同十年以上 賃金二百日分以上	賃金百五十日分 勤續割增同前	賃金百六十日分
障害扶助料の三	賃金百日分（令七條三號）	賃金百五十日分	賃金百二十日分	賃金百日分以上 勤續割增同前	勤續五年未滿 賃金百日分以上 同五年以上	賃金百日分 勤續割增同前	賃金百十日分

					同百二十日分以上 同十年以上 同百五十日分以上		
障害扶助料の四	賃金三十日分（令七條四號）	賃金六十日分	賃金五十日分	賃金三十日分以上 勤續割増なし	勤續五年未滿 賃金三十日分以上 同五年以上 同五十日分以上 同十年以上 同七十日分以上	賃金三十日分 勤續割増同前	賃金四十日分
打切扶助料	賃金百七十日分（令十四條）	賃金百八十日分	賃金百七十日分	賃金百八十日分以上	賃金百七十日分以上	賃金百七十日分	賃金百八十日分

註（一）日本正準製絲では男工が業務傷病に依り外貌に醜痕を殘した場合には賃金六十日分を支給する、此事は施行令には要求されて居ない。（二）郡是製絲では重大なる過失の有無を問はずに扶助する、此點は今春の工場法改正に際して協調會の爲した建議が容れられ工場法第十五條中「自己の重大なる過失に依らずして」なる句が削除せられた、但同改正はその施行期日を勅令の定むる處に委ねその勅令はまだ發布せられないから、現在は未だ職工に重大なる過失がある場合には工業主に扶助義

務が無いことになる、猶前述の一句を削除してもすべての業務傷病について全然無條件に扶助義務を認めるものではない。勅令(施行令)に於て適當の條件を附することが出來る、恐らく故意に監督者の指揮に反した場合には休業扶助料を支給するの義務なきものとなりはしまいかと思ふ、尤も此場合に於ても其故意たることの擧證の責任は之を工業主に負はしむべきこと勿論である。(三) 工業主の扶助義務と健康保險法による給付との關係については森博士著健康保險法解說五十四頁—六十四頁に詳であるから、此に贅せない。(四) 試に業務傷病に依る永久的勞働不能及死亡に對する給與に關する諸外國の現狀を左に表示する、以て我國の賃金百七十日分の一時金が如何に驚嘆すべきものであるかを知るに足らう(內務省社會局の調査による)。

第百七表

國名	形態	給與	
		永久的勞働不能	死亡
伊太利	保險	年收の六ケ年分の一時金	年金の五ケ年分の一時金
獨逸	保險	年收の六割の年金	年收の六割の年金
佛蘭西	工業主責任	年收の三分の二の年金	年收の六割の年金
白耳義	工業主責任	年收の五割の年金	年收の三割の年金
墺太利	保險	年收の五割の年金	年收の五割の年金
英吉利	工業主責任	年收の五割の年金又は之に代る一時金	年收の三ケ年分の一時金
諾威	保險	年收の六割の年金	年收の五割の年金
丁抹	工業主責任	年收の六ケ年分の一時金	年收の二ケ年分の一時金
西班牙	工業主責任	年收の二ケ年分の一時金	年收の二ケ年分の一時金
和蘭	保險	年收の七割の年金	年收の六割の年金

瑞西	保險	年收の六割の年金	年收の六割の年金
露西亞	保險	年收の三分の二の年金	年收の三分の二の年金
カルフォルニヤ	保險	最初の二百四十週は賃金の六五%其の後終身は賃金の四〇%	年收の三ヶ年分の一時金
イリノイ	保險	年收の五〇乃至六〇%を八年間	年收の四ヶ年分の一時金
マサチユセツト	保險	賃金の六六%を五百週間	賃金の六六%を五百週間
ニユージャーシイ	保險	賃金の六六%を四百週間	賃金の三〇乃至六〇%を三百週間
ニユーヨーク	保險	賃金六六%を終身間	最高賃金の六六%を再婚又は成年迄支給
ペンシルベニア	工業主責任	賃金の六〇%を五百週間	一五乃至六〇%を三百週間
ブリテツシユコロンビア	保險	賃金五五%を終身間	寡婦は一月二〇弗子供一人一月五弗の年金

備考　保險制に依るものに在りても墺太利を除くの外全部工業主のみ醵金すべきものとす。墺太利は工業主九勞働者一の割合を以て負擔す。

乙　非業務傷病其他に對する施設

多くは臨機の處置に委ね、成文を以て規定せる工場は極めて尠いから、一概に謂ひ難いが一般に充分とは云へない樣である。

救濟の主體は工場である場合と、共濟組合に委するものと、工場主の醵出になる資產を基とせる一種の機關に依るものとがある。共濟組合に就ては既に述べたから玆には殘りの二種の例を擧げる。

第一種のものとしては片倉製絲紡績會社のものを示す、その從業者遺族弔慰規定及慶弔規定の概要は左の如し。

（イ）死亡救濟

（一）本人死亡

工男女死亡するときは、第三項により算出せる金額を弔慰金として其葬祭を行ふ遺族に贈與する。

但初年度傳習工及初年度未經驗工に對しては半額とする。

工男女病氣其他已を得ざる事由に依り解雇せられたる場合當初定めたる契約期間内に死亡したるときは半額を贈與する。

弔慰金は勤續一年の者に對し百圓とし以上勤續半年を増す毎に二十五圓を加へ、勤續二十四年千二百五十圓に至る、二十四年半は千三百圓、二十五年以上は千五百圓とす、朝鮮人は内地人の五分の一とする。

（二）家族死亡

本人勤續期間	父、母、配偶者、十五歳以上の推定家督相續人同配偶者死亡せし場合	同居の祖父母、三歳以上の子成年以上の家族十五歳以上の兄弟姉妹死亡せし場合
勤續七年以上	五圓	三圓
同　三年以上	三圓	二圓
同　三年未滿	二圓	二圓

（ロ）其他

勤續期間	婚姻	入營	退營	傷病	全燒	半燒	近火
七年以上	一〇圓	五	三	三	二〇	一五	二
三年以上	五	五	三	二	一五	一〇	二
三年未滿	三	五	三	二	一〇	五	二

註　(一)　婚姻に就ては初婚以外は半額とす。(二)　演習召習の爲めの入退營は之を除外す、戰時事變に依り召集せられたる場合は臨機の扱をなす。(三)　近火とは危險切迫して家財道具等を片付けたるものを云ふ。(四)　其他の災害は火災に準ず。

工場主の醵出になる財團に依る救濟の例としては小松組共濟會を掲げる。同會は名稱は共濟であるが工業主の醵出せる基金の利子により救濟をなすもので會員は何等掛金を醵出しない。而て工場はその基金を預つて年八分の利子を附するものであるから、むしろ其利子額に相當する金額を工場から受取つて、共濟會が救濟について、工場の代行をすると見るを至當とし、眞の共濟組合と看做すべきでない。此の如くすれば職工は共濟會の會員として救濟を受けるの權利を取得するの長所もあるが、一方に於ては工場は毎年一定額を利子として共濟會に交附すれば共濟會に於て救濟する事項につき、之を超えて救濟するの何等の道義的責任をも負はぬことになる缺點がある。

業務傷病に基く死亡	百圓
業務傷病(死に至らざる場合)	五圓以上五十圓以下
病死甲(就業中死亡せる場合又は歸省後三日以内に死亡したる場合)	三十圓

病死乙（前年就業し當該年度末入場者なるも就業すべき豫定ある場合）引續五年以上會員たるもの	十　圓
同　十年以上會員たるもの	十二圓
父母死亡	三　圓
其他家族死亡	二　圓
罹　災	五圓以上五十圓以内の金品

五、教育修養慰安娯樂

イ、教育修養

發育盛りの年少者に一日十三時間の勞働を强ひ、其餘暇を以て教育修養に充てんとするは、何としても不可能事を强制するの譏を免れない。工場法施行令第二十六條に基く義務教育が、どれ丈けの實績を擧げ得るかは問はずして明である、たとへ出席率が高からうが低からうが、そんな事は問題でない。政府が今次工業勞働者最低年齢法を制定するに當り、斷然義務年齢に在る義務教育未修了者の就業を禁止したのは、此點から見るも確に賢明な措置である、冀くは其實施の一日も早からむことを希望する。尚尋常小學以外に、補習教育、技藝教育、宗教的講話會等並べて見れば、兎も角施設はして居る。然し夫れ等が新しき時代に適する國民の養成、國民文化の開發にどれだけ貢献するかは大なる疑問なきを得ない。

左に筆者の調査した工女教育程度表を掲げる。

第百八表　（大正九年末現在、工場數二十三）

教育程度	繰糸工女		其他工女		合計	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
不就學	一九五	一・八八	三二	二・六五	二二七	一・九六
義務教育中途退學	一、六二二	一五・五四	一八二	一四・九六	一、八〇四	一五・四八
義務教育修了	七、九一九	七五・九〇	九二五	七六・〇六	八、八四四	七五・九二
義務教育修了以上	六九七	六・六八	七七	六・三三	七七四	六・六四
合計	一〇、四三三	一〇〇・〇〇	一、二一六	一〇〇・〇〇	一一、六四九	一〇〇・〇〇

ロ、慰安娯樂

此點に就ても詳述を避ける。唯前項並に本項に關連して、長野縣當局が、大正十一年に同縣の製絲工場二百五十五について調査した結果を引用するに止める。

第百九表　慰安娯樂

施設種別	年數回行ふもの	毎月行ふもの	施設種別	年數回行ふもの	毎月行ふもの
茶話會懇談會	六八	六四	芝居演藝等	一七八	一一
講談落語	八七	二一	活動寫眞	一七六	六
浪花節	三三	一	音樂	二五	七

娯樂設備				
	樂器を有するもの	二九	ピンポンあるもの	六三
	娯樂場あるもの	一二	遊動圓木等あるもの	五
	テニスコートあるもの	九四		

旅行	入湯	一六
	見物見學	一三
	花見	一二八
	蕨狩	六
	紅葉狩	一五
	登山	一五
	其他	三二
其他	運動會	三〇
	園遊會	四
	其他	八

第百十表　教育修養

施設種別	年數回行ふもの	毎月行ふもの
普通講演	一〇六	二〇
宗教講演	四六	四〇
補習教育	一四	九
實業教育	一八	三
裁縫	五一	一五
染色	四	—

施設種別	年數回行ふもの	毎月行ふもの
儀禮及作法	三五	七
茶の湯	六	五
生花	七	六
料理	四	—
會誌其他發行	一九	五
其他	一六	二

圖書館文庫あるもの	四二
雜誌回覽	六七
修養會	二三

產業革命の波は斯業をも遠慮なく襲つて、其產業組織は殆ど近代工業の夫れに成り切つた事は、序說に述べたるが如くである。勞資關係も亦自ら變化せざるを得ない。昔日の大家族主義は一日々々と影が薄れ唯現金結紐のみが色濃く現はれて來た。

工業主側は此機運を體得して、確に近代企業家の本質たる純乎たる營利意識を把持して居る。然し職工殊に工女は未だ新しき思想の洗禮を受けて居ない、昔ながらの傳統の殼の中に居る、依然として彼等は、家の爲に身を犧牲にして居ると信じて疑はざる出稼工である。勞資紛爭の起るべくして未だ起らざる原因は玆に在る。

從來とても紛爭はあつた、同盟罷業も有つた、然し夫れ等の多くは食事の粗惡に對する憤り、檢番の轉任に對する留任運動たるに過ぎなかつた。大正八年には賃銀値上を目的とする罷業も有つた、然しそれは絲價の暴騰に依り企業主が法外の利益を收めて居ると云ふ事を小耳に挿んだ結果であつて、平生に於ては依然として「賃銀の儀は就業中の成績御鑑査上其等級に應じ金十錢以上御支拂可被下事」に甘んじて居るのである。企業家の收むる利潤の性質や其當否などに就ては、夢にも考へた事は無いのである。當分は打算より出づる福利施設に、隨喜の淚を流させることも出來るで有らうが、事業主の考慮すべき時機は正に今ではなからうか。

然り此の如き狀態は果して何時迄續くか、一般啓蒙運動の波は獨り製絲工女のみを其圈外に置きはしまい。若し工女等が人格の尊貴に目覺め、而も企業家が依然として營利一點張りであるとしたら、其時こそ收拾す可らざる破綻を生ずるであらう。

加之其到來を促進すべき大事象の潜めるを看過してはならない。夫れは檢番の地位の固化と之に伴ふ思想の變化である。今日の檢番は、十年前の檢番では無い、昔の檢番は支配人にも成れれば、進んで小工業主にも成れた。謂はば當時の檢番は、將來企業家たり若くは最高使用人たるの習練時代に在るものとも見られた。然し今日は小工業主と成るの困難なるは勿論、支配人にも滅多に成れなくなつた。大工場の幹部たるには更に廣い識見を要する、彼等は蠶絲業其他に關する正規の教育を受けた人間に、頭を押へられ始めた、檢番は一生檢番で終るだらう、此事は彼等の子供の時代になつたら、一層確實であらう。彼等の或者は確に此變化を察知した、而て自家の利害が工女と一致するものあるを悟つて、從來の如く企業家の走狗たるを止めて、寧ろ工女の良友たらむと考ふるに至つたのである。社會主義者の一派が、屢々岡谷一圓を襲つて宣傳に努める其の目標は、檢番を措いて外に何が有るか。檢番を通じて工女を動かさんとせるものと見るとき、始て其意味を知ることが出來るのである。檢番が工女を動して企業家に對抗するの日は、則我製絲業が桃源の夢を破らるゝの秋でなければならぬ。

此の如きを以て、現在は未だ工場委員會も勞働組合も無い（鐘紡の意志疏通委員會に關しては紡績業勞

働事情參照)。唯出身地域を基礎とせる工女團體が各工場内に成立せることが多いが、之は單なる懇親會たるに止つて居て、又近き將來に於て勞働組合たるべき萠芽とも見られない。

最後に風紀に就て一言する。寄宿舍内には犯罪が行はれる、休憩時間に寄宿舍を開放しないのは、盜難を虞るゝに出づることが多い。然し之れは一般集團生活に有り勝ちの現象である、少數の不心得者有るの故を以て、一般工女を云爲することは出來まい。男女關係にしても其の通りである、年齡から見ても環境から云つても、多くの者の内に此點で間違を生ずるものあるは怪むに足りない。唯彼等は表面を糊塗するの術に巧みならず、自己是正を爲すの屁理窟を持ち合せない、從つて、實際以上に自墮落に見ゆるのである、一般人士に比して特に工女の風紀が紊れて居るとは、容易に斷言し難いと思はれる。

機械工業勞働事情

第一　序　說

本篇は我國機械工業に於ける主要工場につき、昨年より本年に亘り約一ヶ年間實地調査を試みたる資料を基礎として記述したもので、基より不完全たるを免れないのみならず、金屬品及び器具工場の一部には共通に概論する事の出來ぬ特殊の工場もあつて、これ等に就きては、別に調査の結果を發表することゝして、玆には專ら造船業及機械製造業を中心として、機械工業の勞働事情一斑を概觀することにした。

機械工業は歐洲大戰以來、我國に於て常に勞働問題の中心であつた。今其の勞働事情を概觀するに當り其前に先づ機械工業の分類及各主要製造業の現況について一通り説明する必要があると思ふ。

一、機械工業の分類

機械工業の分類方法につきては、その見解の如何に依りて、種々の型を生じ得べきは勿論であるが、現在に於ては農商務省工場監督年報の採用して居る工業分類方法を以てその標準と爲し左の四種に區分することが最も便宜であらう。

機械製造業　船舶車輛製造業　器具製造業　金屬品製造業

次に以上の四製造業を夫々細分すると左の通りである。

機械製造業

（イ）原動機及其附屬機械類、電氣機械類、喞筒其他一般の機械類、（ロ）金屬工用、木工用、其他各種製造用又は加工用機械類（ハ）農業用、採鑛用及精錬用、其他各種機械類。

船舶車輛製造業

（イ）船舶、（ロ）機關車、電車、其他鐵道用客車貨車類、（ハ）其他の車輛類（馬車、人力車　自轉車　荷車、其他）。

器具製造業

（イ）理化學器、製圖器其他學術器、時計、寒暖計、晴雨計、鍼盤、壓力計、水量計　其他の計量器類及測定器類、（ロ）金庫、度量衡器、（ハ）樂器、寫眞器類、眼鏡、顯微鏡、雙眼鏡其他の鏡類、（ニ）電池、電鈴、洋燈、電燈球、其他の電燈用器、瓦斯又は水道

用器、消火器類、(ホ) 工匠具(鐪、鋸、斧、鉋、槌其他)農具、土工具(鋤、鍬、スコップ、シャベル、其他)刄物類(刀、劍、剪刀、庖丁、其他)、(ヘ) 銃砲、彈丸、其他の兵器類。

金屬品製造業

(イ) 鐵、鋼、銅、眞鍮、鉛、錫、其他金屬の條竿、線、板、筒、管、其他加工せざる材料品、(ロ) 線索、金鋼ボルト、ナツト、リベツト、釘類、發條、鏈鎖類、(ハ) 鑄鐵管、其他機械用鑄鐵又は鑄鋼製品、(ニ) 鍋、釜、鐵瓶、焜爐、其他鑄物類、(ホ) 洋傘骨、罐類、バケツ、金盥、洋燈口金、甲馳等、(ヘ) 金銀器、銅器、靑銅器、(ト) 眞鍮製品、鍍金製品、アンチモニー製品、アルミニユーム製品、(チ) 活字、(リ) 戸金具、建築用又は家具用金物類、(ヌ) 其他の金屬製品。

二、各主要製造業の現況

戰時空前の盛況を呈した機械工業も、財界不況に伴ふ事業の衰退、輸入品の壓迫及輸出の杜絶等の原因に由つて、その程度に多少の差異こそあれ、いづれも大きな打擊を受けて前途頗る暗憺たる際に、又軍備縮少の問題が突發したのである。而して軍備縮少の實行は今や斯業の各方面に涉つて、直接間接に大なる傷手を負はさねば已まぬ狀態に在る。

今主要なる製造業につきてのみ概況を述べると、

(イ) 機械製造業　機械製造業に於ける凋落は、大正九年の上半期に勃發した財界の動搖に始まる。爾來諸事業の崩壞、輸入品の壓迫は經營者をして漸次苦境に陷らしめて居るが、今や軍縮問題の突發に依つて、陸海軍方面の注文を目的とする唯一の緩和方法も、期待する事は出來なく成つた。此上軍備縮少計

畫が愈實行期に入つて造船業、製鐵業等が從來の設備の關係上、對應策として一般鐵工業にその事業を轉換する樣な事にでも成ると、從來は民間の注文受を主として居て、比較的陸海軍とは緣の遠かつた一部の機械製造業迄も、間接に其波動を受けなければならぬ事になるのであらう。斯くして軍縮の影響は今後機械製造業全體に及ばんとする形勢を示してゐるのである。

（ロ）造船業　造船業も海運界の凋落から船腹の過剩を惹起して、大正九年から漸次衰退の色を現はし、大正十年に入つては噸數の極めて小なるものゝ外、民間の新造注文は殆ど杜絕するに至つて、資力の貧弱なる造船所は大方閉鎖して仕舞つた。而して比較的基礎あるものゝみが八八艦隊の實行に際し、利益の極めて薄い海軍の注文を受けて、閉鎖丈けは辛じて免かれ得る程度に於て、殘存して今日迄事業を繼續して來たのである。今後軍備縮少の實行期に入つて、政府が民間事業に對して、補助艦隊の建造の割當を、如何なる方法の下に行ふべきかに依つて、造船工場の今後の運命が繫つて居ると云つてもよいのである。要するに言ふまでもなく、軍縮問題に依つて、最も大なる影響を受けるものは造船業である。

（ハ）車輛製造業　車輛製造業は、大工場の多くは官營事業になつて居る爲め、民間事業としては比較的少數である。此事業は戰時中他の製造業の如く巨利を博し得なかつた代り、戰後の今日に於ても相當の成績を上げつゝあつて、先づ不況の影響を受くることの至つて少い事業の一つであると言つて差支あるまい。

（ニ）　器具製造業　器具製造業は、其種類が雜多であるが、その主要なるものを擧ぐれば、時計、理化學機械、醫療器械、計器、樂器、電球、及び蓄電池等の製造業である。これ等いづれも不況の一般的影響は勿論受けてゐるが、その打擊の程度は機械製造に比較すれば概して輕度であると云つてよいのであつて、電球製造業の如く貿易關係の影響を全然受けて居ないものすらあるのである。主要品の夫々につきての概況は玆に省略する。

（ホ）　金屬品製造業　金屬品製造業も其種類は極めて多い。併し鐵鋼其他金屬素材の製造業、電線製造業、ワイヤーロープ製造業、伸銅業等を除いては、大部分は比較的小工業に屬するものであつて、一つ一つ其の狀況を審かにする事を得ない。而して製鐵業は、製錬業の一部として別の調査に讓り、本調查中より除外されて居るが、玆には便宜上製鐵業及電線製造業の概況丈けを述べよう。製鐵關係の事業は、軍縮問題に依り造船業に亞ぎて苦境を增さねばならぬ位置にある。殊に此の事業は、他の各種工業が戰後當分の間は尙盛況を維持して居たのにも拘らず、此の時早くも衰退の兆を現はし、その後財界の動搖の爲めに、更に第二の打擊を受け現在では大部分は倒壞して仕舞つて、現存せるものは今や軍縮問題に逢着して危急存亡の際に在るのである。政府は今迄に於て斯業の不況を救ふべく關稅の引上げを企てたが、勿論徹底的のものではなかつた。又八八艦隊の計劃遂行を利用して、艦船の材料は可及的內地品に求むると云ふ方針も採つた。併し此救濟策に對しては、軍備縮少計劃の實行期に入つて、戰艦の起工が一切中止された

今日、大なる期待を持つ事は不可能である。然らば永い間問題になつて居る製鐵業の合同問題はどうであらうかと云ふと、これが順調に纏つたならば、諸種の利益から確かに輸入品の幾分は防止し得るであらうが、斯業者が此際全然私心を去らぬ限り、此問題には實行上種々の難關があるのである。今迄に度々問題となつて成立し得なかつたのも畢竟これが爲めである。これを要するに、今後に於ける製鐵事業の回復策は全然國家の徹底的救濟を俟つより外に途はないのである。獨り電線製造事業は輸出の減少に依つて戰時中の如き好況を呈する事は出來ぬが、交通機關の發達と共に、內地の需要は最近却つて增加せる傾向を示し、相當の利益を計上してゐる。現在に於ては技術上に困難なる點はあるが、有利事業の一つたるを失はぬものである。

第二　工場及職工數

一、工場數及分布

（イ）工場數の現況　大正十年末現在の職工五十人以上を使用する工場數は左の通りである（協調會の調査に依る）。

	五十人以上	百人以上	三百人以上	五百人以上	計
機械	八七	五七	一四	一〇	一六八

船舶車輛	四七	二九	四	二六	一〇六
器具	八〇	四七	一三	一二	一五二
金屬品	八六	四八	七	一五	一五六
計	三〇〇	一八一	三八	六三	五八二

尚此外に官營に屬する工場が三十九ある。これを省別にすると內務省（土木局に附屬せる機械工場）二、大藏省（造幣局）一、陸軍省（砲兵工廠其他）五、海軍省（海軍工作廠）六、鐵道省（鐵道局附屬工場）二十四、と云ふ內譯になる。卽ち官營工場を除いて工場總數が五百八十二であつて、これを最も工場數の多かつた大正八年の六百七十五に比較すると、一割三分强の減少を示し、戰前に比較するときは、尚約五割の增加に成つて居る。職工十五人以上を使用する工場の數につきては、的確に現況を知る事が出來ぬのは甚だ遺憾であるが、大正八年末は二千九百四十五を示し、現在に於てはこれに比して餘程減少して居るものと看做さねばならぬ。又現に存在して居るもの丶內には半休の狀態に在つて早晩閉鎖の已むを得ざるに到らんとしつ丶あるものが蓋し尠少ではあるまい。これは職工數激減の趨勢に依つても、明に推斷する事が出來るのである。

（ロ）工場の分布　次に機械工業に於ける工場の職工五十八人以上を使用せるものにつき、その地方的分布狀況を調べて見ると、東京府が一番多數であつて第十位迄左表の通りである。而して工場數には勿論夫々異動があるが、その順位に至つては戰時好況中も現在も變りはないのである。

各府縣工場數順位（官業工場を除く）

府縣名	工場數	%	府縣名	工場數	%	府縣名	工場數	%
東京	一八四	一三・六	愛知	二九	五・〇	長崎	一一	一・九
大阪	一三四	二三・〇	福岡	二九	五・〇	北海道	一〇	一・七
神奈川	三八	六・五	廣島	二〇	三・四	其他	七三	一二・七
兵庫	三八	六・五	京都	一六	二・七			

二、職工數

（イ）職工數の現況　大正十年末に於ける職工五十人以上を使用せる工場に於ける使用職工數は左の通りである（協調會調査に依る）。

	五十人以上	百人以上	三百人以上	五百人以上	計
機械製造業	六、〇三四	九、三三九	五、五一二	一三、六二六	三四、五一一
船舶車輛製造業	三、二三一	五、二二七	一、五九三	七一、〇六四	八一、一一五
器具製造業	五、三八九	七、三三七	五、一〇七	一一、二八一	二九、一一四
金屬製造業	六、〇三五	七、二五六	二、九八九	一七、二八一	三三、五六一
計	二〇、六八九	二九、一五九	一五、二〇一	一一三、二五二	一七八、三〇一

尚此外官營工場に使用せる職工數十一萬一千一百八十六名あつて、これを省別にすると、內務省九百四十二名、大藏省六百四十一名、陸軍省二萬九百四十一名、海軍省七萬五千八百八十五名、鐵道省一萬二千

七百七十七名となる。卽ち官營工場に從事せるものを除いて、職工總數は十七萬八千三百一名であつて、これを最も職工の多數であつた大正七年末の二十五萬十八名に比較するときは、二割八分强の減員を示し戰前に比較するときは、尙約八割の增加である。職工十五人以上を使用せる工場に從事せる職工數につきては、工場數と同樣的確なる現況を知る事を得ないが、最も職工數の多かつた大正七年末が三十萬四百五十九名であつて、大正八年がやゝ減少して、二十八萬五百三十七名であつた事を參考の爲めに記載して置く。斯くの如く職工の數は、大正八年度から既に漸減の狀態に入つたにも拘らず、工場數は前記の通り大正九年度に入つて始めて漸減の傾向を現はしてゐるのは、大正七年の最好況時代に計劃したる工場で大正八年度に入つて開設せられたものがあつたのと、今一つは休戰狀態に入つた後も依然好況が續いて、企業熱の餘勢が尙盛んであつた事を示してゐるのである。

次に職工の男女別であるが、機械工業に於ける使用女工は極めて少數であつて、機械製造業に於ては職工總數の約六%、船舶車輛製造業に於ては殆ど女工を使用せぬと云つて差支ない程度の少數であり、器具製造業が約一七%、金屬製造業が約十二%である。各種製造業中女工を主として使用せる者は、ペンの製造業及電球の製造業のみである。これ等はいづれも手先きの細い仕事であつて能率上女子の使用を利益とするのである。此外男女を併用せるものに、自轉車用チェーンの製造業、製計業、電話機製造業、釦製造業、被覆製造業等がある。其他の製造業に於ける女子の仕事は、多くは雜役的のものであつて、その使用

率も極めて低いのであるが、近頃海軍工廠に於て製圖工として一部に女子を使用してゐるのは注目に値すると思ふ。

（ロ）　工場數及職工數につき他の工業との比較　機械工業に於ける工場數及び職工數と他の工業のそれとを比較して見ると、左の如き結果を示してゐて（職工十五人以上を使用せる工場の現況につきて的確なる數字を得られない爲、止むを得ず職工五十人以上使用の工場について調査した）、染織工場が群を拔いて居ることが著しく目につくのである。

各工業に於ける工場數及職工數　（大正十年末現在）

	工場數	%	職工數	%
染織工業	二、八七五	五九・四	六八五、八八一	六五・一
機械工業	五八二	一二・一	一七八、三〇一	一六・八
化學工業	七一三	一四・九	一一二、七六一	一〇・七
飲食物工業	一八五	三・九	二一、二三五	二・〇
雜工業	四〇七	八・七	四八、一三二	二・〇
特別工業	四二	一・〇	八、六八四	〇・八
計	四、八〇四	一〇〇・〇	一、〇五四、九九四	一〇〇・〇

（ハ）　職工一萬人以上を使用せる工場　最後に、官民兩業の著名工場につき、職工一萬人以上を使用せるものを擧げて見ると左の如き狀態である。（大正十年末現在）

呉海軍工廠　三三、二一七。横須賀海軍工廠　一九、二四三。三菱長崎造船所　一七、三四一。川崎造船所　一〇、三五六。佐世保海軍工廠　一二、〇九三。

右の内呉工廠は呉市外に廣支廠を有しこの使用職工を合する時は約三萬四千五百名となる。又東京砲兵工廠は市外十條分工場を併すときは一萬人を超過する。五千人乃至一萬人を使用せるものは、民間に於て神戸の三菱造船所、官業に於て舞鶴工廠大阪砲兵工廠等であつて、戰時中には民間造船所に此外多少あつたのであるが、現在に於いてはいづれも二三千名を使用せるに過ぎぬ。尚五百名以上を使用せる工場中千名以上を使用せる民間工場は、近來極めて少數になつて仕舞て、千名以内を使用して居る工場が最も多數を占めて居るのである。

以上は昨年末に於ける調査の結果であるが本年に入りて以來軍縮問題に對應する爲め、主として移動職工の補充を行はざる方法に依つて、いづれも減員の計劃を實行してゐる樣な狀態であるから、特に集團的解雇を行はぬ工場と雖も、職工數は毎月總數の約二%乃至三•五%位の割合で漸減しつゝあるものと見ねばならぬのである。

第三　雇傭狀態

一、募　集

事業好況時代には極度の募集難に遭遇した結果、出張募集其他種々なる方策を回らして、職工の吸收に

努めたが、不況の今日に於ては、一地方に僻在してゐる工場でも、仕上工、旋盤工の如き熟練工を必要とする場合は別として、大體に於て募集上の困難はなくなつたのである。

職工募集に際して職業紹介所は殆ど利用されて居ない。中には曾て一度これを利用し其結果が期待に背いた爲め當分利用するを斷念した處もあるが、大部分は遺憾ながら當初より之を輕視して依賴する意思がないやうである。比較的熟練工を多數使用する斯業が、極めて最近の發達に屬する我國の紹介所に對して滿足なる成績を希望すると云ふ事は無理であるかも知れぬが往々其存在をすら認めて居ないと云ふ一事に至つては甚だ遺憾な事であると思ふ。

二、採　用

熟練工採用の場合には、簡單なる體格檢査の外に技術試驗を行ふのが普通であるがこれは賃金額を決定するものであつて職工にとりては最も重大なる事であるにも拘らず、多くの工場に於て色々の情弊が行はれて居て、實際公平を期する事は中々難かしい。而して不公平の結果は職工の不滿となり、やがては移動の原因とも成り得るのである。

身元調査としては履歴書、戶籍抄本又は謄本、及び身分證明書等の提出は、何處でも必要とされてゐるが、夫以上の細い調査に成ると行ふ處もあり、行はざる處もあつて、區々たる狀態であるが、近來勞働問題が各所に喧しく成つて以來、一般に從來より嚴重に行ふ傾向を示して來た。中には內規に於て身元調査

事項を隨分精細に列擧してゐる處もある。又身元調査が短時日の內には行ひ難い事情から、特に此目的の爲めに一時的假傭制度を新に採用した處もある。所謂ブラックリストに載るべき職工に對する警戒は關西の造船業者間に於ては相當に連絡が取れて居る模樣であるが、それがどの位の程度に於て如何なる方法に依つて爲されて居るかは、外部の者の容易に窺知することを得ないのである。

次に機械工業に於ける定期職工制度なるものは、元來海軍が以前地方農民が工場に入つて勞働する事に全然理解を有して居なかつた時代に、近隣地方より職工を募集する必要上實施せるものであつて、今日に於ては既に廢滅に歸したるものであるがこの定期職工制度が、時局に關聯して他の目的の爲に復活せんとする徵候のあるのは、注目に價する。卽ち經營者が解雇問題に伴ふ諸種の紛爭から、此制度に避難せんとして、移動職工の補充の爲に募集する職工は特に技能の勝れたるものに非ざる限り、比較的短期の雇傭期間を契約して採用するのであつて、既に昨年頃より、此種の定期職工制度を實施してゐる處があるのである。

最後に應募者の提出する履歷書誓約書に就てであるが、各種職工中最も自覺的であると稱せらるゝ機械工業界の職工に履歷書面を僞る者が非常に多いのである。而して大部分は賃金額の僞りであつて、僞名も亦少くないと云ふ事である。職工入業の際提出する誓約書若は保證書の內容は、全然傭主の利益の爲に設けられてあつて、職工は傭主に對して絕體に損害を懸けぬ事を只管誓約して居るのである。然らば實際問

題の起つた場合に此誓約書がどんな役をするかと云ふと、其誓言は事實行はれないのであつて、要するに一片の形式に過ぎないのである。

三、移　動

事業不況に入つて以來、移動率は勿論低下したが、どの工場に於ても毎月職工總數の二パーセント乃至三・五パーセント位の移動は免れぬ樣である。然らば不況の今日自發的に退職する者は如何なる原因に依るものであらうかと云ふと、其眞因は容易に知る事を得ないのであつて、移動原因の調査位難しいものはないと云つてよからう。嘗て浦賀船渠會社の當局者が此調査を思ひ立ちて、約一ヶ年間に亘る移動者につき、種々の方面から研究を試みたが、結局滿足なる結果は得られなかつたと云ふことである。大阪の或大工場の人が、同地に於ける職工の移動原因を、主として職工の初給の不滿に歸して、其大部分の行先を、市内の小なる工場卽、所謂町工場に在ると斷定して居たが、移動者の勤續狀態を調べて見ると、その大部分は入業後日の淺い者であつて、殊に勤續六箇月以內の者に多いと云ふ事實から推して初給に對する不滿を語つてゐるものであると云ひ得よう。

次に其行先であるが、元來町工場の勞働は不規則且過激である。非常に閑散であるかと思ふと急に二晩も三晩も徹夜しなければ追付かぬ樣な忙しい仕事が來ると云ふ狀態であつて、收入も亦極めて不定的たるを免れないが、其代り一時に可なり多額の收入を得ると云ふ特徵があつて、職工に依つては却つて此方面

の勞働を希望する者が少くないのである。夫れ故大なる工業都市に於ける組織的工場の移動者の一部分は確に町工場に走るものと想像され得るのであるが、果して其大部分が行くかどうかは、固より疑問とする處なのである。

四、勤　續

永い歴史を持つて居る工場に於ては、勤續狀態は勿論良好である。其處には古い勤續者が多數居て、一種の氣風を作つて居る。殊に小工場にあつては此等の者と傭主とは、長い年月に、いつか一種の主從的關係を作つて仕舞つて、兩者間の意思の疏通は圓滑に行はれて居るのである。而して此等の者の存在は常に勞働問題に對して安全瓣に成つて居るのである。浦賀船渠、三菱長崎造船所などに紛議の起らないのは主因玆に存するものと云つてよいのである。勤續狀態の良否と最密接なる關係のあるものは勿論職工に對する待遇如何の問題であるが、其他工場の所在地が之に及ぼす影響も亦看過してはならない。卽、外部からの誘引が比較的少い且つ其近隣の土着の人々を充分に使用し得る土地に存在せる工場の勤續狀況はいづれも實際甚だ良好なのである。

次に勤續奬勵法につきては、解雇手當、退職手當、等が勤續年限の長短に應じて夫々その支給額を異にするのは、凡ての工場に於て共通の事であるが、期末賞與の支給額の決定にも、幾分本人の勤續狀態を考慮に入れる處が多い。又養老金若は功勞金と云ふが如き制度を設けて、勤續が一定の年限に達したる場合

に、一時金を與へて其功に酬ゆるところもあり、又工場法に基く扶助給與額の決定に際して、一定の勤續年限を超えたる者に對しては、一定の率を增給するところも多少ある。其他最も特色の有る變つた型の勤續獎勵法としては、海軍工作廠に於ける勤續加給制度及日本製鋼所室蘭工業所の勤續手當制度を擧げる事が出來る。今此二制度につきてその概要を述べて見ると、勤續加給制度は海軍工務規則追加規定に依り大正九年より實施せらるゝに至つたものであつて、每年一回十二月、勤續年數滿三年以上の者に對し給與する年功賞與である。その勤續年數の增加と共に支給率も上つて行くのである。海軍に於ては此外に半期每に半期賞與が給與せられて、これにも幾分勤續狀態が考慮せられるのであるが、これは豫算の關係上支給せられぬ場合もあり不確定的な給與であるに反し、勤續加給はその目的が勤續獎勵を主とし、且つ明文に規定せる確定的の年末賞與である。

次に昨年七月迄實施せられて居た室蘭工業所の勤續手當制度は、その施行の動機が極めて特殊的ではあるが變型の一例としてこれを述べると、卽、大正七年一月一日現在の在籍職工全體に對し、同日以降勤續三箇月を經過したる時は、以後勤續手當として出業一日に對し日給十分の一を給與し、其後勤續三箇月を經過する每に日給の百分の一を增額して行くと云ふ勤續獎勵を唯一の目的とする定期昇給制度であつて、各種勤續獎勵制度中最も徹底的のものである。此制度は、累進加給方法だけは昨年七月以來撤廢せられて現在に於ては、撤廢當時迄の手當額のみが支給を繼續されて居るのであるが、財界好況中と雖比較的利益

の薄かつた同所が、大正七年一月より昨年七月に至る迄卽約三年半の長期に亘つて、此制度の實施を持續して來たと云ふ事は、如何に同所が職工の勤續に苦慮せしかを有力に物語るものであらう。最近同所が廣島分工場を擴張して更に或事業を同地に移轉せしめんと計畫しつゝあるが、これは製品の輸送費關係其他の原因以外に、職工雇入勤續に關する問題も亦有力なる一因となつて居るのではなからうか。

第四 解雇狀態

一、集團的解雇

近來行はれてゐる集團的解雇の大部分は事業縮少に基くものであつて、中に工場閉鎖に基くものも相當の數に上つて居る。而して軍備縮少問題が愈々實行期に入つた今日、更に其數を增さんとする傾向を示して居るのである。現在行はれて居る集團的解雇は、其方法に依り、少くともこれを二つの種類に大別することが出來ると思ふ。卽、一つは强制的に解雇する方法であつて他の一つは任意的に或る給與條件の下に辭職希望者を募集する方法である。

前者は在來より行はれてゐる普通の型であるが、後者は近來二三の造船所に於て行はれた新らしい型であつて、事業の關係上集團的に職工を解雇する必要が起つた場合に、此際辭職を申出づる者に限り特別に在來の解雇手當と同額若は夫以上の退職手當を與ふる旨告示すると同時に、將來解雇の場合には今回の如き多額の手當金は與へられぬかも知れぬと云ふ意味をも含ませて、希望者を募り、特に工場に於て許可し

たる者に限つて、退職を認めると云ふのが普通の方法である。此方法は昨年鳥羽造船所が數百名に對して行ひ、最近に於ては長崎の三菱造船所が約三千名の職工に對して行つて、いづれも極めて圓滑なる經過の裡に豫定の淘汰を了したが、職工は造船界の悲觀的前途を見越すと同時に一時金の欲しさも加はつて、結局會社の豫期以上に、希望者が續出した次第である。

二、個人的解雇

個人的解雇は現在に於ては犯則に依る懲罰的解雇の場合が最も多く、其他公私傷病、年齡滿期等に依る場合は至つて少いのである。犯則に依る解雇の場合は、普通、職工規則中に譴責減給等の場合と共に列擧的に規定せられて居る。近來勞働問題が喧しく成つて以來、何れの解雇規定を見ても、一般に、同盟罷業又は怠業をなし他人に對し煽動强迫等を爲したる場合、と云ふ意味の新條項が追加せられて居る。次にその解雇理由を調べて見ると最も多いのは一定日數の無屆缺勤に對する除名處分である。これは本人の側から見れば無屆辭職であつて、從つて入社後日の淺いものに限られて居る。其他爭鬪、僞名、工場品持出し等懲戒處分に基く解雇の原因は極めて多種に亘るのであるが、中には勞働組合員たるが故に、普通の者ならば譴責位で事が濟む犯則丈けで解雇處分を受けると云ふ樣な場合もないでもない。實際傭主に依つてはこんな事も行はれるのが現狀である。又近來爭議が起ると必ず職工の中から多數の犧牲が出るが此等のものも勿論懲戒規定の適用を受けて馘首せられるのである。年齡滿期の制度は實施せる處と實施せざる處と

ある。中には規則上設けてあるが實際は行つて居ないと云ふ樣な處もある。滿期年齡は滿五十歲乃至六十歲であるが、滿五十五歲と規定せる處が最も多い。

三、解雇手當

解雇手當の問題は軍縮問題以來常に勞働問題の焦點に成つて居る。殊に造船界に於て最も甚しいのである。解雇手當の支給率に關しては、現在に於ては、解雇の都度其の時の狀態に依つて臨機これを決定すると云ふ方法を採用して居る工場が多數であつて、平素職工規則若は內規に依つて、其支給率を明示してゐる處は至つて少數である。職工等がこれが爲不安を感じて問題を起すのは無理ならぬ次第である。

以下特に軍縮問題と最も關係の深い主要造船所に就きてのみ解雇手當支給に關する規定及實例の概況を略述して見たいと思ふ。

三菱造船所に於ては職工退隱手當規則と云ふものが公表されてあつて、これには解雇手當も退職手當も共に含まれて規定されて居る。大體左の通りである。

（一）滿五十歲以上の年齡に達し退職を許可したる場合、業務上の負傷又は疾病に基き退職を許可したる場合、健康を害し業務に堪へざる場合に限り勤續一ヶ年以上の者に對し、その勤續狀態に應じ、退職當時の賃金の十日分以上二千日分以內の退職手當を支給する。

（二）自己の都合に依り退職を許可されたる場合は、勤續年數竝平常の勤務の如何に依り。滿三年以上

の勤務者に限り前記(一)の退隱手當の五分の一乃至二分の一に當る退隱手當を與へる。

(三)　會社の都合に依り解雇したる時は其平素の勤勞の如何を詮衡して前記(一)の退隱手當の範圍内に於て退隱手當を與へ、解雇の事情に依りては、尙增額給與する場合がある。

以上は退隱手當の規定の概要であるが、同所では去る二月に數千名の職工に對して任意的解雇を行つた場合には、退職職工全體に對して、特別手當として前記の規定以外に日給五十日分を與へたのである。故に勤續一ヶ年未滿にして退職した者は、此の特別手當五十日分丈けを給與せられた次第である。最低五十日分の手當額は各地の爭議に於ける最低要求額に餘程接近して居るのであつて、其當時入社早々退職した者の如きは頗る滿足してゐたのである。

陸海軍諸工作廠に於ける解雇手當に關しては、何等の規定が設けられてないと同時に、過去に於ても集團的解雇の例がないのである。近く軍縮實行に伴うて淘汰を行ふ場合に如何なる方法に依つて、どの位の解雇手當額が支給せらるるか、目下注意の焦點に成つて居るのである。

大阪鐵工所は最近解雇手當規定制定の問題で爭議を起したが解雇手當の支給率に關しては、現在何等の規定も設けられてないのである。同社は昨年三月多數の職工を解雇して居るが、其時の待遇は勤續一ヶ年未滿の者が、一週間分の豫告手當を加へて日給二十二日分支給せられた。尙此外に共濟會の解雇手當があつて、此の支給率が同樣の者に對して日給十日分を與へて居るから、全部では三十二日分支給せられた譯

である。此支給率は當時に於ては、確かに職工を優遇したものとして、一般から認められたのであつた。而して職工に於ても不滿はなかつたのである。

藤永田造船所は昨年爭議の結果新に解雇手當規則が制定せられたが、其支給率は入職後六ヶ月未滿の者日給三十日分、同じく一年未滿の者日給四十日分であつて、入職一箇年以上の者は一ヶ月を増す毎に日給一日分を加算するのである。

川崎造船所は昨年の爭議に於て職工の要求に對して會社は之を拒絶して今日に及んで居るが、內規以外に一定の支給率が規定されて居らない。

橫濱船渠會社は職工規則には解雇手當の支給率は明示されてゐないが、昨年秋の爭議の際、會社は、今後職工解雇の場合は從來解雇の場合に給與された額の倍額を支給する旨、職工に對して聲明して以來、此支給率が內規として實施せられて居るのである。其額は勤續六箇月未滿の者日給三十二日分である。

石川島造船所は同社の職工退職手當規定に依ると、會社の都合に依る解雇の場合は、滿三年以上四年未滿の勤續者には日給二十五日分を與へ、爾後滿一ヶ年を加ふる毎に、日給十日分を增加する旨規定せられて居るが、三箇年未滿の勤續者に對しては何等規定せられてゐない。職工は昨年の爭議に於て勤續一箇年未滿の者に對する一定額の要求を提出したのであるが、會社は之を拒絶して今日に至つて居る。

浦賀船渠會社は昨年解雇手當率の標準を發表したが、之に依ると勤續一箇年未滿の者は日給十八日分を

支給せらるることになつて居る。同社に於ては以前から養老金制度及び慰藉金制度があつて、會社の都合に依る解雇の場合にも此等の給與を受くる事が出來るのであるから、解雇の場合に於ける全體としての手當額は結局相當多額に上るものと見てよいのである。

淺野造船所は、最近殆んど工場閉鎖的に職工を解雇した場合に、勤續半箇年未滿の者に日給二十四日分一箇年未滿の者に日給三十六日分を與へ勤續半箇年を增す每に日給十二日分を增加支給したのであるが、同社の職工は、創業後日の淺い關係上、勤續年數の短い者ばかりであると云ふ事實をも考慮中に入れる必要がある。

之を要するに解雇手當の制度は我邦獨特の慣例であつて諸外國に其例を見ないところである。唯今日では一般に內規に止まる處が多くて規則に明示して居る處が少ない。從て又各會社で區々になつて居ることも已むを得ない。現に或會社では解雇手當額は解雇の都度其時の會社の營業狀態に依つて決定せらるべきもので、豫め支給率を一定せんとすると不良なる營業狀態の場合を豫定して標準を設くることゝなるから寧ろ臨機之を定むるが職工に利益であると云ふ意見を持つて居るところもある。

四、退　職　手　當

勤續年數の比較的短い者に對する退職手當の規定は、三菱造船所を除いては殆どないと云つてよいのである。多くの工場に於ける退職手當制度なるものは、停年滿期、公傷病等の原因に基く退職、若は少くも

勤續十年以上の者の退職の場合に對してのみ、規定せられて居るのであつて、これを以て直に退職手當の制度と見ることは疑問である。又工場に依つては、永年勤續者が圓滿に退職せる場合に、功勞賞或は餞別金等の名に於て幾分の金員を給與してゐる處があるが、極めて不確定のものであると同時に、其金額が餘りに少額であつて、これ亦退職手當と稱するに足らぬものである。

第五　徒弟制度

徒弟制度、卽、見習職工制度は、其規模にこそ大小はあるが多くの大工場に於て採用せられて居るのである。然るに舊態依然として一向發達の跡が見られないのみか、全國的にこれを見るならば寧ろ退歩の狀態に在るとさへ云ひ得るかも知れないのである。夫れならば何故にかゝる狀態であるかと云ふと、これには勿論色々の原因があるのであるが、要するに根本原因としては徒弟の待遇が惡いと云ふ事に歸するやうである。實際機械工業に從事して居る徒弟の待遇は大體に於て惡いのである。徒弟制度の性質上免かれないことではあるが、技術上に於ける彼等の能率及實力は充分認められながら、賃金が餘り低廉に失するやうである。以下徒弟に關する主要なる事項に就きてのみ其概況を述べて見よう。之に依つて徒弟制度の發達せざる所以は自ら判明すると思ふ。

一、徒弟の募集

徒弟の募集は、毎年學年の更新期を利用して小學校と連絡を取つて募集する方法を採用して居る處と、

一般職工の募集と同樣の方法に依つて居る處との二つに大別する事が出來るが、最近に於ては前者の方法が多數を占めて居る模樣である。

募集の成績は、應募者數が募集人員を超過すると云ふ樣な工場は少數であつて、概して良好でない。これには勿論待遇の問題が大きく影響して居るのであるが、此外に有力なる原因が一つ存在して居ることを忘れてはならない。夫は一般の父兄の腦裡から、機械工場勞働を卑しむ考が、依然として去り得ないと云ふ事である。工場の中で油臭くなつて働くのは、仕事の內でも最も下等なものであると思つて居る親達が多いのであつて、かかる父兄に機械工業勞働が理解せらるる理由がないのである。夫故、現在徒弟の募集成績の擧つて居る處は、長崎の三菱造船所、各海軍工廠の如き地方的に大なる勢力を占めてゐる工場の存在する土地に限られて居ると云ふ狀況なのである。

次には應募者の素質の問題であるが、如上の事情から素質の良い者は殆んど來ないと云ふ有樣である。小學校の成績が優良であつた者は甚だ少數なのである。要するに、應募狀態の成績を擧げるのには、第一が待遇の改善である。第二が機械工場生活の宣傳である。殊に小學校の敎師に對する宣傳は、父兄に對するよりも更に急務ではあるまいかと思ふのである。彼等の機械工業に關する智識は全然零であると同時に之に對して餘りに沒交涉である。彼等の中には、徒弟とはどんなものであるかと云ふ事すら全く知らぬものが少くないのである。

二、徒弟の就業時間

徒弟の就業時間は一般職工と同一の工場が多いのであつて、補習學校若は實業學校に於て授業を受くるのは終業後である。斯の如く一般職工と同樣の時間勞働した上に、二時間以上の授業を受けるのであるから、徒弟の學校に於ける成績の擧らぬのは無理もないのである。同時に年少者にとつて、餘りに過勞である。就業時間を割いて徒弟の教育に充てて居る工場は極めて少數であつて、海軍工廠、三菱造船所、日立製作所、其他數へる程よりないと云つてよいのである。

次に徒弟の作業は一般職工に混じてこれを行つてゐる處もあり、特に徒弟工場を設けて一定の指導者の下に行つて居る處もあるが、大部分は前者に屬するのである。一般職工に混じて作業する事は、彼等の技術の進歩を計る點より云へば勿論有益であるが、一面大人職工の惡習慣に染まり易いと云ふ弊害が有つて其處に一利一害が伴ふのである。

三、徒弟の期間及義務年限

徒弟の年期は漸次短縮の傾向を示して居る　これは年期の長い工場には徒弟が集らぬからである。年期の現況は、工場により區々であるが、二年乃至五年である。夫以上の年限の處は餘程特殊に屬するものと云つてよいのである。義務年限は徒弟期間と同年數と云ふのが一番多い樣である。

義務年限を終了せずして他に去る者に對する損害賠償的制裁は、普通徒弟の誓約書に記載されてあるが、

之は到底實行の出來ぬ事であつて、結局身元積立金を沒收する丈けに止まるのである。

四、徒弟の能率及賃金

徒弟の能率は良好である。何處の工場に行つて聞いて見ても徒弟及徒弟出身者の技術上の成績は惡くないと云ふのである。然るに一方徒弟の賃金はどうであるかと云ふに、彼等の技能と比較しては餘りに低いのである。一般職工の賃金は大體に於て一定されて居るのに反し、徒弟の賃金は各工場に依つて高低があつて區々であるから、概括的には述べ難いのであるが、初給二十錢乃至六七十錢、最高卽ち徒弟修了に近き者が八九十錢乃至一圓四五十錢（三菱などにては極めて優秀なる者は拔擢に依つて貳圓以上の日給を與へられてゐるがこれは例外である）であらう。併し初給者に四十錢乃至六十錢、修了間際の普通の者に一圓乃至一圓二十錢位の日給を與へ、終了と同時に二十錢乃至三十錢位の昇給を行ふと云ふ樣な工場が、最も多數であると云ふ事が出來るのである。徒弟の仕事に請負給を加味して居る工場と（請負歩合は極めて低いが）然らざる工場との數の割合は先づ半々位である。徒弟の賃金狀況は大體以上の如きものであるが、前述の如く彼等の技能から云へば、一般職工の賃金と比較して餘程低廉に失するやうである。彼等は同等の技能を有する一般職工の賃金の半分位より與へられて居ないと云つてもよいのであつて、中には日給八十錢程度の見習職工が日給二圓以上の職工の働きをして居るところもあるが、これとて決して珍らしい例ではないのである。多くの傭主が、徒弟の補習教育に對して、彼等の就業時間を割くことを欲しないのは、此事情が餘程有力なる原因に成つて居るらしい。

徒弟中の狀況は如上の通りであるが彼等は徒弟修了後と雖も工場内の種々の情弊から、特に拔擢されると云ふ樣なことは、多く期待する事が出來ないとのことである。

最後に賃金に對する不平から徒弟期間中、若は義務年限中に他の工場に赴く者は非常に多數であつて、退職原因の殆んど全部はこの種に屬するものであると云つても差支ないのである。一年度に募集せる徒弟は、徒弟期間中に既に半數以上去つて仕舞つて、義務年限を修了する者に至つては五分の一もないと云ふ樣な狀態は決して珍らしくないのである。これは同業工場の多い都市に於て最も甚しいのであるが、徒弟とは云ひながら餘りに技能不相應の安い賃金に不滿を抱いて働いて居る彼等が、外部からの誘引に動かされるのは寧ろ當然な事ではあるまいかと思はれる。

第六　就業狀態

一、勞働時間

機械工業に於ける勞働時間は、仕事の性質上、他の工業の勞働時間よりも概して短いのである。造船工場に於ては、海軍工作廠及三菱造船所を除いては、一時何れも賃金割增の意味に於て、八時間制度を採用したが、不況襲來の結果、昨年に入つて關東地方の造船界は、浦賀船渠會社が九時間制度復活の先鞭を着けて以來、各所いづれもこれに倣ふに至つた。併し關西地方に於ては今尙川崎造船所を始め八時間制度を持續して居る處が多いのである。此中に在つて獨り三菱造船所のみが、勞働時間と賃金との問題は混合す

べきものに非ずと云ふ見解の下に、超然として九時間制度に終始して居る事は大に注目に値すると思ふ。其他の機械及器具工場に於ける勞働時間は八時間乃至九時間半であつて八時間勞働制度を採用して居る工場は矢張り關東地方よりも關西地方に多いのである。

我國に於ける八時間勞働制は元來その採用の動機が賃金値上げに在つたのであつて、常時的殘業付を條件とするものであるから、正味の勞働時間は、八時間制度の工場に於ても其他の工場に於ても、略相似たるものであつて、大體一日に於て正味九時間以上働いてゐるものと見て差支ないのである。

二、休　憩　時　間

休憩時間は一日一回正午三十分間を以て普通とするが、中には四十分の處もある。又午前一回、午後一回、正午一回、併せて三回一日五十分若は一時間の休憩を與へてゐる處もあるがこれは極く少數である。

三、公　　休　　日

日曜日休日制度は益々增加しつゝあるが、月二回の休日制度の工場も地方に於ては未だ多數を占めて居るのである。不況に入つて仕事のない結果、休日出勤は何處の工場に行つても殆んど見られなく成つた。たゞ例外として、修理關係の工場だけは事業の繁閑如何に拘らず、期日の關係上、休日勤務を時々行つてゐるのである、其他職工の收入の激減を緩和する爲、月二回以內の程度に於て休日出勤を特に行つて居る工場があつたが、これは餘程特殊なる例であらう。

四、出勤率

出勤率は戰後不況に入つて以來職工の收入が激減した結果、以前に比すれば概して良好に赴きつゝあるが、今尙は滿足なる狀態に在るとは云ふ事が出來ない。殊に給料日の翌日の如きは現在に於ても著しく出勤率が惡いのであつて、他の工業に比較して特に機械工業の職工の出勤率が最も低い樣である。昨年、吳海軍工廠に於ける約一箇年間の出勤率に關する材料に依つて同廠の出勤率につき、左の如き結果を得たのである。多少の參考に成ると思ふから揭げる事とする。

	最高	最低	平均
給料日	九七・二%	九二・五%	九四・七%
平常	九四・五%	八六・二%	九一・五%
休日の前日	九四・五%	八六・五%	九一・八%
休日の翌日	九四・九%	八五・一%	九〇・一%
給料日の翌日	九二・五%	八二・八%	八九・六%

右表中、最高率はいづれも十二月中に於て現はれ、最低率はいづれも夏期中に於て現れたのであるが、十二月に出勤率の高いのは收入の關係からであつて、夏期中特に率が低下するのは氣候の關係からである事は、今更說明する迄もないのである。

尙、民間工場に於ける出勤率はどうであるかと云ふに、右表工廠の出勤率よりも更に幾分劣るものと見

ねばならぬ。殊に東京、大阪等大都市に於ける職工の出勤率は、餘程低下して居るのである。

第七　賃金及諸給與

一、賃金の形態

現在行はれて居る賃金の形態はこれを大別して三種とする事が出來る。卽ち純然たる時間給と請負加給付時間給と純然たる出來高給とである。以下此の三種の形態につき實施狀況を述べて見よう。

（イ）時間給　これは普通常傭給若くは本番賃金と稱せらるゝ物であつて一定時間を一工とせる日給制度が、殆ど全部と云つて差支ない位弘く採用せられて居る。一時間給制度はこれを採用して居る處がないでもないが（例へば石川島造船所、芝浦製作所、日本車輛會社の如し）極めて少數である。更に週給制、月給制に至つては、現下に於ては未だ行はれて居ないと云つてよいのである。常傭給は一工場内に於て、これのみが專用せらるゝこともあり或は請負給と共に併用せらるゝこともあるのであるが、如何なる工場に於ても常に常傭給を與へられて居る職工は、檢査工、製圖工、記錄工及び一部の雜工であつて、此等の者は仕事の性質上已むを得ぬのである。

（ロ）請負加給付時間給　これは時間給を土臺とし、これに請負加給を附加するものであつて、或は奬勵加給付時間給とも稱せられて居る。此の形態は機械工業の工場に於て、最も多く採用せられて居るのであつて、個人的のものもあれば團體的のものもあるのである。加給の方法は多種多樣である。且つ各工

場に依つて夫々多少趣を異にしてゐると云ふ状態であるが、普通に行はれて且つ比較的簡單なるものを擧ぐれば、請負金額より實工費を差引きたる差額即請負利益金の全部を與ふる丸請負（此場合には組長の收得歩合が特に高いのを普通とする）、利益金の四分を傭主が取つて殘りの六分を與ふる四分六請負などであらう。近頃三菱造船所で採用して居る取付重量噸數に依つて加給を與へる積載噸數請負などは、我國に於ては新らしい試みであると云はなければならない。其外、組長に或る金額の奬勵金を與へて請負はしむる金額請負、一名頭方請負テーラ式に基く時間請負、船一隻若くは一つの大なる仕事の出來上りに對して與ふる極めて大なる團體的請負などがあるが、これ等の方法は短期のものであつて、特に期日を急ぐ場合などに、主として臨時的に採用せられるのである。幾多の請負加給方法中如何なるものを採用すべきかは、主として其工場の方針に依り決定せらるべきものであつて、其方法たるや、決して永久不變のものではなく、同一工場に於て時々變更せられるのである。要するに傭主は同一請負方法を永く施行することに依つて生ずる職工の能率低下、自己の利益の減收等を防ぐ爲め、政策上時々請負方法を變更する必要があるのである。何となれば同一の方法を永く採用する時は、職工は仕事に飽きを來すと同時に、其請負方法の運動に際して、種々巧妙なる胡麻化しを行つて請負加給の增加を企つるに至るからである。斯の如く請負加給の形態は政策上時々變るべきものであるが、變更の程度及び變更の時期につきては、各工場に依り夫々其狀況を異にして居るのである。併し大體の傾向としては、關東地方の工場は、一つの方法を比較的永く

使用してやゝ寛大なる傾きが有るのに反して、關西地方の工場は方法變更の回數が頻繁（普通二三年で他の方法に變更する樣である）であると概論する事が出來るのである。この兩者の傾向は一面關西の工場經營者に老練又は老猾なる經驗者が多く、關東地方に於ては其種の經營者に乏しいと云ふ事實を、明かに表現して居るものではなからうかと思はれるのである。

（ハ）出來高給　これは普通ピースワークと稱せられてゐる單價請負給であつて、主として個人的のものであるが、機械工業の工場に於ては此制度のみを專用して居る處は、鑄物專門の工場及一部の器具製造工場等を除いては、作業の性質上殆んどないと云つてよからう。併し大工場中には、作業工程の一部として諸種の仕事を行つて居る關係から、時間給を一部の作業に採用して居る處もある。例へば鋲鋲工塡隙職工などは概して此種の給の給與を受けてゐるのである。出來高給の內には加給付の物もある。これは所謂テーラー式と稱するものであつて、或る一定の仕事に對して所要時間を短縮すればする程、或は、與へられたる時間に生產高を多くすればする程、多く給與せらるゝ方法であつて常時的には餘り用ゐられぬ方法であるが、臨時に仕事を急ぐ場合などには時々傭主が試みるものである。戰時好況中期日物の注文を引受けたる場合などにこの方法が諸所に行はれたのである。

二、賃金及實收

職工の賃金及收入に關しては調査難がある。殊に職工の月收の調査に於て、最も其感を深くするのであ

る。大部分の工場は賃金及收入の實際につきて公表的でないと同時に調査が精確でない。この事實の根本原因としては、近來、傭主が勞働問題に關して極端に神經過敏に成つて居る事と、工場當事者の多くが、調査事務なるものに對して充分なる理解を持つて居ない事との二つに歸し得るやうである。併し之と同時に之等の傭主及當事者にも、一面頗る同情すべき事情が存在して居ることを認め、諒とせねばならぬものがある。夫れは、我國に於て、職工の賃金及收入に關する各方面の調査が相互間に全然統一連絡を缺いて居る結果、一つの工場に對して、官憲其他から同一事項に就き幾多の質問が斷片的若くは繼續的に、而も多くは單なる一片の文書に依つて、爲される事である。無駄な人間は一人も使つて居ない繁忙なる營利事業の工場が、これに對して尠からぬ迷惑を感ずることは當然な事であつて、其結果之れが回答にも自から粗漏が生ずるのである。單に手數の問題からも漠然たる場合が想像し得られないこともないのである。調査難の原因の全部を工場に歸する事の酷なる所以は玆にある。

さて賃金及實收入に關しては、全國的若くは地方的に、種々の數字が發表せられて居るが、前述の如き事情に基き、これには餘り充分なる根據を置くことが出來ないやうである。依て玆には全國の主要なる大工場につきて、直接現場に臨んで審査を遂げた結果蒐集したる材料に主たる基礎を置いて極めて簡單なる概況を述べることにする。

（イ）　造船工場　　關東地方阪神地方及九州地方の主要工場につきて、其平均賃金及平均月收の狀態を

述べて見ると、賃金收入共阪神地方が最も高いのであつて、平均賃金二圓以上平均月收六十圓以上（定額日給の外に休日勤務、殘業手當、及び請負利益金を含みたるもの）を示して居る工場が多數を占めてゐるのである。關東地方は阪神地方に比して一般に賃金も低く、收入も少いのであつて、平均賃金二圓以上を支給して居る工場は一つもないと云つてよい。大部分は一圓八十錢乃至一圓九十五錢內外であると見れば間違あるまい。從つて平均月收六十圓を超ゆる工場は此地方には見られないのであつて、いづれも五十圓乃至五十五圓である。一月の如き作業日數の少い月に於ては一般に四十圓を辛うじて超ゆる位の程度である。

九州地方の造船所の狀況は、關東地方に比して平均賃金及月收共幾分低下して居るものと見ればよいのである。

賃金に對する請負利益金及殘業休日勤務手當の步率の問題は近來更に事業閑散の度を增したる結果、此等の給與は各所共頓に減少して居るのであつて、比較的仕事を有して居る工場に於ても、定額賃金に對して平均請負利益率一分平均步增率一分、併せて二分の平均步率を辛じて維持せる位の狀態であると云ふ事が出來る。尙現在に於ても、各所いづれも月收漸減の傾向を示しつゝあるのであつて、早晚阪神地方の造船所の平均月收が五十圓臺となり、關東地方の造船所の平均月收が四十圓臺となる事は豫測するに難くないやうである。

次に戰時好況中に於ける職工の收入と現況との比較であるが現在の收入は當時の收入に比すれば約半減せられて居るのであつて、戰時中主として期日物の仕事に從事し、諸種の奬勵金を與へられて居た職工に至つては、恐らく半分以上の減收を來たして居るであらう。

（ロ）　機械工場　　造船工場に於ける平均賃金及び月收が、各工場稍一定的の傾向を有して居るのに反し、各種の製作事業を營める機械製造業に於ては各工場極めて區々にして、高低の差の甚だしいのは、事業の性質上已むを得ない事である。機械工場に於ける平均賃金は、京阪神地方に於ては平均賃金二圓乃至二圓三十錢程度の工場が最も多數を占めて居る。關東地方に於いては、一圓八九十錢乃至二圓の程度の工場、九州地方に於ては一圓六十錢乃至一圓八九十錢程度の工場が多數である。

平均月收は關東關西大體同樣であつて六十五圓以上を示して居る工場が多いのであるが、これは請負利益及殘業手當等の步合が造船工場よりも高い結果であつて、不況の程度が造船業の如く甚だしくないことを示して居るものであらう。九州地方の機械工場は關東關西に比しては請負步率及步增の率も低い爲め平均賃金が少いと同時に平均收入も一ヶ月五十圓を超えぬ工場が多いと見ねばならぬが、これは同地方の工場の多數が鑛山用の諸機械の製作事業を主とせる關係上　同地方に於ける炭鑛業不況の直接影響を受けてゐる證左であると見られる。

（ハ）　器具工場　　器具工場につきては、事業の種類が多種なる上、調査工場の少數なりし爲、遺憾な

がら的確なる狀況を玆に述ぶることが出來ないが、大體に於て機械工場よりも平均賃金及平均月收共少いと云ふこと丈けは云ひ得るのである。

三　諸　給　與

（イ）賞與加給　一部工場に於ては、常傭職工に對し請負工事に從事せる職工の收入と權衡を計る必要上、每月賞與加給なるものを給與して居る。これは常傭職工の働き振りに應じて作業監督者が加給率を決定して給與するものであつて、此の加給步合は、いづれの工場に於ても、常に請負加給に比して幾分低率である。この制度を行うてゐる處は海陸軍の工作廠其他少くないのであるが、この賞與加給制度のない工場も亦多數であつて、此等の工場に於ては常傭職工の賃金が請負職工に比して幾分高くなつて居るのである。要するに、常傭給者と請負仕事を爲す者との收入上の權衡の調節は、この孰れかの方法に依つて何處の工場に於ても行はれて居るのである。

（ロ）期末賞與　役付職工以外には半期賞與を與へぬ工場もないではないが、多くは一般職工に對しても與へて居るのである。營業狀態の如何が其給與率に最も影響することは勿論であるが、其他本人の技能、勤怠、勤續等も考慮して其の支給率を決定するのが普通である。中には勤續狀態につきては全然これを考慮に入れぬ處もあるが比較的少數であらう。事業不況の現在に於ては、半期賞與の金額は極めて少額である。併し戰時好況中と雖も職工に對する半期賞與は、何處の工場に於ても餘り多額のものではなかつ

たと云ひ得るのである。

或る工場に於ては配當率に應じて、一定の算出方法の下に利益分配制度を實施してゐるが、配當率の低下せる今日に於ては分配額は僅かなるものである。

（ハ）　皆勤及精勤賞與　　皆勤賞若くは精勤賞は一定條件の下に種々なる方法に依つて多くの工場に於て實施せられて居るが、其額は一ヶ月の皆勤に對して日給一日分位の割合に於て支給して居る工場が多いのであつて、是等の工場に於ては職工の收入が激減したる現在に於ても、餘り効果を擧げて居ないのである。元來造船工場機械工場に於ける職工の氣風は、一般に此種の低額なる奬勵的給與に對しては恬淡であつて、彼等は殆んど其存在を認めて居ないと云ふ狀態である。從つて機械工場造船工場に於て職工の精勤を奬勵して充分に其目的を達せんとするならば、極めて短期の精勤若くは皆勤に對して現在よりも多額のものを與ふる事を必要とするのである。

（ニ）　米價手當及物價手當　　一時物價暴騰の際各地方に於て實施せられた米價手當若くは物價手當が今尙ほ繼續して實施せられて居る工場は多少あるのであるが、此工場に於ては他の工場に比すれば、幾分職工の定額賃金が低く成つて居るのであつて、職工の收入の點より云へば他の工場と大差はないやうである。

福利增進施設に關しては、別に詳細に發表することとして、茲には極めて簡單に概況を記するに止めて置く。

一、日用品供給施設

日用品供給施設の多くは一時物價暴騰が勞働問題に刺戟を與へたる時代に施設せられたものであつて、其後近頃になつて新に設けられたるものは至つて僅かである。現在の日用品供給施設がどの位勞働者の利益を計つて居るかと云ふと、多くの施設は同地方の市價を牽制する目的以上には出でないものが、多いのであつて、此施設に對して相當の補助金を負擔して迄生計難の緩和を計つて居る工場に至つては、全國中數へる程しか見當らぬと云つてよいのである。中には工場内に於て一部の日用品が求められると云ふ位の便宜に止まつてゐる簡單なるものも少くないのである。

二、住宅及寄宿舍施設

住宅は多數の職工を收容するに足る大計畫のものは殆んどこれを見る事が出來ない。家賃は各工場夫々異つてゐるが、一ヶ月二三圓乃至五圓位の處が多い樣である。實際に當つて調査したものの中には、附近の相場と比較して非常に低廉であるとは思はれぬ處さへないでもなかつた。元來職工は一般に工場の施設せる住宅に入ることを好まぬ傾向が有つて、近所の相場とは比較にならぬ位の程度に於て低廉でない限り希望者が少いといふ實情である。

寄宿舍は概して間に合せ的の不完全なるものである。現在に於ては職工數の減少と共に寄宿舍の收容人員は何處でも激減して居る。廣々とした寄宿舍の中に僅かな職工が住んでゐて、近き將來に於ける廢止の運命が今から想像される樣な狀態の處が寧ろ多いのである。

最後に、現在職工の福利を增進しつゝある此等の社宅及寄宿舍の施設は其建設の動機が多くは職工の募集難に在つたと云ふ事は否認することの出來ぬ事實であつて、殊に寄宿舍の施設に於て然りとするのである。

三、醫療施設

醫療施設は工場內に醫局を施設して居る工場と町の醫師に囑託して居る工場との二つに分つことが出來る。醫局の施設のある處では專屬の醫員藥劑師看護婦を置いて、藥價は實費若くは實費より稍々高い位の程度の處が最も多い樣である。此等の處では多くは其家族に對しても無料診察を施して居るが、藥價は本人同樣の處もあり、本人より幾割か高く徵收してゐる處もある。町の醫師に對する囑託の場合は通常本人に對して多少の便宜を計るに過ぎないのである。

四、貯蓄施設

貯蓄は强制的に行つて居る處と任意に行つて居る處とある。利率は銀行利率と同額のものと、奬勵の意味を以て若干の利子補給を爲せるものとある。現下に於ける貯蓄の實情は、强制的に之を行へば兎角職工

の誤解を起し易く、任意的に行へば預入が非常に少いと云ふ狀況であつて、高率の利子を與へてゐる一部の工場を除いては、一般に成績が面白くない爲漸次衰退の傾向を示して居る。

金融施設は共濟組合の事業の一部としてこれを行つて居る處が極めて僅かあるに過ぎぬのであるが、賃金前貸制度は現在に於ても大工場以外に於ては依然行はれて居る處が多い。工場に依つては、職工の內に同僚に對して高利を以て少額の金子を融通して居る者も居る樣である。

五、救濟施設

共濟組合の施設は年々增加しつゝあるに違ひないが、未だ之を施設せざる大工場も全國に亘つては存外少くない。共濟組合に對する傭主の補助の方法は工場に依つて異なるが、創設に際して相當の基金を支出すると同時に每月一定の補助金を支給しつゝある物、基金は支出せざるも每月一定の補給を爲せるものとの二つに大體分つ事が出來る。每月の補給は會員の一ヶ月の醵金の總額と同額を與へて居る處が最も多い樣である。

其他救濟的施設としては、共濟組合以外特に謂ふべきものがないのである。

六、敎育施設

敎育に關する主なる施設としては、徒弟制度を實施せる工場に於ける實業補習敎育を除きては、三菱の工業敎育會以外特筆すべき物がない。實業補習敎育は工場內に特設せるもの、市中の實業補習學校に通學

せしむるもの、及び小學校に委託してこれを行へるものとの三つに分つ事が出來る。修業年限は二年乃至三年のものが最も多い様であるが、文部省令に依る實業補習學校は、今年から修業年限が一年延長せられて四年制度となつた。

七、慰安娯樂施設

慰安娯樂に關する施設は特に際立つて見るべきものがない。之を要するに斯業界に於ける福利增進的施設は大體に於て幼稚である。若し事業の好況が尙數年繼續したならば、或は多少見るべき施設が實施せられたかも知れないのであるが、好況が續いて傭主が職工の福利方面に幾分目覺めかかつて來た時分に不況の襲來に遭遇して仕舞つたと云ひ得よう。

第九　工場委員會及勞働組合

一、工場委員會制度

我國近時に於ける工場委員會制度は昨年大阪電燈の爭議以後多くは職工の要望と相俟つて一時各所に施設せられたのであるが、最近に於ては其增加率が頓に減少すると同時に、これに對する職工の運動も全く其跡を絕つに至つた。此の最近の現象につきては少くとも勞働者側に於ける原因と經營者側に於ける原因との二つがあると思ふ。軍縮問題の突發以來失業と云ふ當面の問題が起つて、機械工業界に於ける勞働問題は爾來解雇問題特に解雇手當の一點に集中されて仕舞つた結果其他の問題は一切閑却されて仕舞つたと

云ふ一事が一つの原因であつて、他の一つの原因は勞働運動が險惡化して來た今日、工場委員會を新に設置する機會に於て、職工が何か問題を惹起する樣な事がありはせぬかと云ふ一種の神經過敏的不安に傭主が襲はれて居る事である。實際傭主中には工場委員會制度を是認して居る者は少くないのであるか、愈々夫れを實施する場合の紛議を恐れて躊躇して居ると云ふ傾向が明かに觀取されるのである。

次に現に實施しつゝある工場に就き其實施狀態を調査すると傭主側の經驗は概して良好であり、職工側に於ても勿論施設の繼續を希望して居る處が多いと云ふ實情であつて、少くとも現在に於ては工場委員會制度に對する惡材料は存在して居らないやうである。夫れ故軍縮問題に關聯せる勞働問題が一先づ終結を見たる曉には、再燃すべき可能性が充分あると思はれるのである。以下本制度を實施しつゝある機械工業の主要工場を列擧して見よう(大正十年調査)。

關東地方　東京砲兵工廠議員會、橫須賀海軍工廠談話會、日立製作所溫友會

大阪及神戶地方　大阪鐵工所共濟會評議員會、安治川鐵工所鐵心會、橫河橋梁製作所工場委員會、日本橋梁製作所工場委員會、大阪鐵板製造會社工場委員會、大阪砲兵工廠從業員懇談會、大阪電燈會社勞働調查會、久保田鐵工所工場委員會、同尼ヶ崎工場工場委員會、發動機製造會社勞聖會委員會、汽車製造會社協議員會、藤永田造船所交涉委員會、同敷津工場交涉委員會、村尾造船所勞働調查委員會、日本電線製造會社工場協議會、帝國製鐵會社工場委員會、住友電線製造所工場委員會、住友伸銅所工場協議會、住友伸銅所尼ヶ崎分工場工場協議會、住友製鋼所工場協議會、東洋鑪伸銅會社工場委員會、三菱內燃機會社工場委員會、三菱神戶造船所工場委員會、三菱電氣會社工場委員會、延原式電機會社工場委員會

其他の地方　吳海軍工廠職工協議會、舞鶴海軍工廠懇談會、佐世保海軍工廠談話會、三菱彥島造船所工場委員會、三菱長崎造船所工

場委員會、三菱内燃機會社名古屋工場工場委員會、室蘭工業所勞働委員會卽ち關東地方三、阪神地方二十五、其他地方七、合計三十五を算し、本制度實施の全國主要工場數（約六十）の過半を占めて居る。而して此の内の二十三箇所はいづれも昨年の後半期に於て實施せられたるものである。委員會の職能につきては規定上雇傭條件に關する事項にも亘り得るものと、福利增進に關する事項のみに止るものとの二つに大別する事が出來るが、協議の範圍を限定する事は事實上困難であつて後者の場合と雖、幾分は雇傭條件に觸れるものと見て差支ないのである。組織は民間工場に於ては傭主の指名せる委員、卽比較的高級の事務員技術員より成る委員（これは傭主側の代表者とも見做さるべきものである）と職工の選出したる委員と各同數を以て成るものが多數を占めて居る。會議は議事制と懇談制とあつて從來のものには懇談制が多かつたが、昨年施設せられたるものは大部分議事制度を採用して居る。尙通常、工場委員會と稱せらるるもの以外に浦賀船渠會社に於ける能率增進委員會の如き特種の施設を試みて居るものがある。これは職工側から選任した委員をも加へて勞働者をして生産能率の增進に關する協議に參與せしめて居る制度である。今日の時局に際して適切の施設と思はるる本制度の詳細は他の機會に讓る事とする。

二、勞働組合

我國の勞働組合數は約三百、これに屬する組合員數は約十萬人と稱して居る向も有るが、勞働組合數は

兎も角として、組合員數の實際は四萬乃至五萬人と見るのが大體謬らざる推算であつて而も此の內の大部分を占めて居るものは機械工業の勞働組合及組合員であると云つて差支ないのである。これは機械工業の職工が常に我國の勞働運動の中心に成つて居る爲であつて　當然の事と云はねばならない。

機械工業に於ける勞働組織の特徵としては鬪爭的氣分を帶びて居る事と比較的團結の强い事との二つを擧げる事が出來る。これは一つは事業の性質が然らしむるのであるが、職工に比較的智識の進んで居る靑年が多く、一般に階級的意識が强い事も一因と成つて居るのである。

次に機械工業に於ける勞働組合の現況であるが、勞働組合に關しては、正確なる材料を得る事が甚だ困難である爲、現在の狀態に於ては、數字的に之を記述する事は不可能であるのみならず、實情に近い概觀的の記述すらも容易でないのである。以下關東、關西兩地方に於ける主要なる組合名を擧げる丈けに止める。關東に於ては日本勞働總同盟の勢力は最近著しく衰へて、機械工業の勞働組合でこれに加盟せるものは、東京鐵工組合、橫濱造船工組合其他僅かに成つて仕舞つた。そして總同盟以外の主要なる團體としては、勞働組合同盟會、機械勞働聯合會、芝浦勞働組合、日本勞働聯盟及小石川勞働會がある。勞働組合同盟會には造機船工勞働組合の如き多數の組合員を有する團體が加入して居る。機械勞働聯合會は、池貝鐵工所職工より成る本芝勞働組合、海軍造兵廠の職工より成る工人會、其他二三の主要なる機械工組合の聯合であつて、本年の六月新に成立したるものである。芝浦勞働組合は芝浦製作所の職工のみを以て組織せ

られ、一工場一組合主義の傾向を帶びたる點に於て從來の此種の組合とは趣を異にして居る。小石川勞働會及日本勞働聯盟は東京砲兵工廠の職工を以て中心とせる團體であつて、何れも官業勞働總同盟に加入して居る。斯くの如く關東に於ては勞働總同盟の勢力が衰へて稍々統一の中心が失はれて居るのに反し關西地方に於ては總同盟の勢力が依然中心と成つて居る。大阪機械勞働組合阪神兩地に於ける造船工組合伸銅工組合、其他同地方に於ける主要なる組合は大部分これに加盟して居るのであつて、總同盟に屬せざる主要團體としては大阪砲兵工廠の向上會位であらう。

尙關東關西兩地方以外に於ては機械工業關係の勞働團體として見るべきものは、殆んど存在して居ないと云つてよいのである。

化學工業勞働事情

序　言

化學工業と言ふも其の種類は非常に多く、各其の事情を異にする故に一貫した化學工業の勞働事情を記す事は極めて困難である。

化學工業は窯業、製紙、製油、護謨等の如く全く異れる工業を總括したものであるから、實は各業態每に區別する必要があるが、玆には極めて概括的に一般化學工業の勞働事情を説明し特殊の事情あるものに

限り業態に別つて記することにする。

前述の如く化學工業は其の種類が多數であつて、農商務省の工場分類中所謂中分類に屬するもの丈けでも左の十數種ある。其の細別に至つては非常の數になる。

(一)窯業　(二)製紙業　(三)漆器業　(四)製革及毛皮精製業　(五)發火物製造業　(六)製油及製蠟業　(七)製藥業　(八)護謨製造業　(九)化粧品製造業　(一〇)石鹼及蠟燭製造業　(一一)染料塗料其の他製造業　(一二)人造肥料製造業　(一三)雜業

而して之等の工業勞働事情を知らんとするには少なく共各業態に付數工場を調査する必要あるが、今次の調査は僅かに代表的と目さるるもの十七工場を選んで實査したるに過ぎないから極めて不完全なるを免かれない。以下記述する處のものは是等工場の實情を基礎としたものであるけれども化學工業勞働事情の一斑を察することが出來ようと思ふ。實査工場を事業別にして見ると次の通りである。

窯業（セメント、陶器）	三	製藥業	一	石鹼製造業	一	人造肥料製造業	三
製紙業	四	護謨製造業	二	塗料製造業	一	皮革製造業	二

事業の趨勢

大戰終熄後の化學工業界は一般に不況に陷つたが、就中人造肥料製造業の如きは米價下落の爲め需要が非常に減じた矢先、外國品の輸入が激增し、十年度は最も不況を呈し、戰時中二割五分乃至三割の配當をなし得たるものも、十年下期には一割以上の配當をなし得るもの殆んどなく、無配當の會社も少くないと

いふやうな狀態である。

戰時中に最も利益を收めた工業は製藥、塗料製造等で、大正五年から七年までは四割以上五割の配當をして居たが、現時は漸く一割餘の配當をなすに過ぎない。製紙は製藥業の如く激變はないが、戰時中と現在とは一割乃至二割の配當差がある。要するに今日では一割内外の配當をなす工場が一番多く、中には積立金より辛じて配當するものすらあるのである。

大正五年以後の化學工場數及職工數は次表の通りである。

（但し大正八年までは工場監督年報により十年は本會調査による）

（職工五十人以上使用工場）

	五十人以上		百人以上		三百人以上		五百人以上		計	
	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工
五年	二九五	二一、二二九	二八三	五六、四九九	—	—	二九	二四、八四九	六〇七	一〇二、五七七
六年	三二九	二二、八二七	二五九	四一、四二〇	五四	二〇、三六二	三二	三〇、一三〇	六七四	一一四、七三九
七年	三九九	二八、三〇七	二六四	四一、七一五	六〇	二一、三七八	三七	三三、九四七	七六〇	一二五、三四七
八年	四二二	二七、三五二	二九〇	四四、一一八	五二	二〇、二五五	三七	三四、八五六	八〇一	一二六、五八一
十年	三八四	二六、八八〇	二五四	四〇、五四一	四九	一八、六三〇	二六	二六、七一〇	七一三	一一二、七六一
八年十年の差	三八	四七二	三六	三、五七七	三	一、六二五	一一	八、一四六	八八	一三、八二〇

斯の如く五十人以上の工場は大正八年末以來八十八工場を減じ、職工數は一萬三千八百二十名を減じて居る。内五百人以上使用の工場が三十七から二十六に激減して居るなどは明かに大不況を語つて居る。

農商務省統計によると職工十五人以上使用の化學工場は漸次增加して、大正五年頃から夥しく增加して

居るが、大正九年以後は狀勢を一變して居る。參考の爲め次表を掲げる。

	工場數	職工數 男	職工數 女	職工數 計
大正元年	一、五三七	五〇、三一二	二四、九九二	七五、三〇四
同　二年	一、六三三	五四、九三〇	二五、二四〇	八〇、一七〇
同　三年	一、七七〇	五五、九九五	二八、一〇一	八四、〇九六
同　四年	一、八三八	六五、六九五	三二、二七〇	九七、九六五
同　五年	二、一四六	九八、〇一三	四五、六一八	一四三、六三一
同　六年	二、二九七	一〇九、八五四	四六、四八七	一五六、三四一
同　七年	二、四八三	一一九、五五〇	四九、〇四八	一六八、五九八
同　八年	二、七六九	一二〇、〇九七	五二、〇二八	一七二、一二五
同　九年	二、〇四〇	九六、六三七	四〇、七八七	一三七、四二四

大正八年以後の化學工場衰微狀況を事業別によつて示せば左の通りである。

（職工五十人以上使用工場）

	工場數 八年	工場數 十年	工場數 增減	職工數 八年	職工數 十年	職工數 增減
窯業	二七四	二二四	減五〇	四三、一一三	四〇、三八三	減二、七二九
製紙業	一三八	一一九	減一九	二〇、八〇九	一九、八三一	減九七八
漆器業	一	一	—	五九	六五	增六

製革及毛皮精製業	一三	七	減	六	一、八七七	一、二五九	減	六一八
發火物製造業	一二二	一〇八	減	一四	一九、三一七	一七、〇七一	減	二、二四六
石油及製蠟業	二九	二一	減	八	三、二五四	一、九九五	減	一、二五九
製薬業	八三	五四	減	二九	九、九八〇	五、八六〇	減	四、一二〇
護謨製造業	三七	九六	増	五九	七、六一六	一〇、七一七	増	三、一〇一
化粧品製造業	一〇	七	減	三	一、四一八	一、一六二	減	二五六
石鹼及蠟燭製造業	一二	九	減	三	一、六七九	一、〇九三	減	五八六
染料塗料其の他製造業	二六	一五	減	一一	三、八六九	二、四二四	減	一、四四五
人造肥料製造業	二三	二五	増	二	八、七七三	七、二九七	減	一、四七六
雜業	三三	二七	減	六	四、八一七	三、六〇三	減	一、二一四
計	八〇一	七一三	減	八八	一二六、五八一	一一二、七六一	減	一三、八二〇

一般に工場數は減少して居るが、護謨工業のみが約三倍して居るのは近來護謨製品の需要夥しく增加した爲めである。

化學工業地方分布の狀況を觀るに大工場の八割は都會地の近くにあつて、これは言ふまでもなく交通の便なると原料の購入製品の販賣等の關係からである。左に五十人以上使用の工場數及同職工數を府縣順位に列べて見よう。

	工場數	百分率		職工數	百分率
兵庫	一八二	二五・五	兵庫	二八、五九九	二五・三
大阪	一二三	一七・二	大阪	一五、四一九	一三・七

東京	一〇五	一四・七
愛知	四五	六・三
福岡	二六	三・七
靜岡	二三	三・二
高知	一七	二・四
廣島	一七	二・四
愛媛	一六	二・三
北海道	一三	一・九
其の他	一四六	二〇・四
計	七一三	一〇〇・〇

東京	一三、八三二	一二・三
愛知	一〇、三三三	九・二
福岡	七、五三一	六・七
熊本	五、七二〇	五・一
北海道	四、一三七	三・七
靜岡	三、七六〇	三・三
神奈川	二、六六五	二・四
山口	二、三〇四	二・〇
其の他	一八、四六一	一六・三
計	一一二、七六一	一〇〇・〇

化學工場の職工は特殊の技能を必要としないものが多い。何人でも健康體であれば働き得るのであるから、機械工などゝは趣きを異にして居る。隨つて概して職工の上に立つものも熟練者にあらずとも永年勤續者であつて、職工を使役し得る才能があれば足りるのである。職工の階級は見習、常傭、試傭、臨時等が普通職工であつて小頭、組頭、職頭、職長などが役付であるが或工場では役付職工を特待、特選とも稱して居る。役付職工の待遇は工場により異るけれ共大抵期末に普通職工以上の賞與を支給して居り、中には役付職工を月給制にしたり責任手當として毎日幾何の金員を與へたりして居るものもある。好況時代には職工の移動を防ぐ爲めにも職工の待遇を改善したが現在の不況時には一般に待遇が宜しくない。然し僻村の工場で職工の傭入に差支へる處では今日でも職工の待遇に意を用ゐて居る。又工場所在附近の職工の

みで作業して居るものは今でも雇主との間に主從の如き關係があつて、永年勤續者には恩惠的に株劵を與へるとか家屋を月賦にて買はしむるとか云ふ樣な待遇をして居る。新思想の下に職工を株主たらしむるやう奬勵して居る工場は極めて少ないが關東酸曹株式會社、小野田セメント株式會社、日本窒素肥料株式會社などでは職工を株主とすることに努め職工の貯金を以て株劵を購入させ、或は月賦償還の便宜を與へて株式購入を奬勵して居る。關東酸曹會社では職工の一割弱が株主であつて、其持株は舊株四十四、新株八百八十八の多きに達して居り、中には一人で二百八十株を有して居るものすらある。又小野田セメント會社では大正九年增資の際新株の平價取得を爲さしめたが其取得數は最低一株、最高十四株、總數七百二十五株で取得人員二百二十一名に達した。而して同社職工の所有株數は、舊株百三十一株、新株一千百三十五株の多數に及んで居る。次に日本窒素肥料會社では大正九年會社の好況時に、勤續滿一ヶ年以上の職工に對し三株以上十五株以內の功勞株を與へ「シンジケート」規約を設けて拂込ましめたのであるが、現在の株主は三百名で從業者の二割餘に該當する。

雇傭狀態

（一）募集

化學工業に從事する職工は一定の技能を有たぬものが多いから、甲より乙と事業の性質の變つた工場へ轉ずる事が容易であるが爲、勞働の難易、收入の多寡により、自由に轉職する。從つて常に職工の募集を

する必要があるのである、職工雇入の方法は大概次の數種である。

一、在籍職工の紹介　二、門前掲示、市内掲示　三、新聞廣告　四、公益職業紹介所依頼　五、出張募集

前數項の中一及二の方法により職工を雇入るゝものが最も多く、甚だしく職工に不足を告げた場合の外は三及五の方法に據ることがない。

公益職業紹介所を利用するものは實際に於て勞働が過重なるか、非衛生的作業である爲、常に職工の不足を告げて居る工場が多い。又公益職業紹介所の手を經て傭入れたるものは一時的のものが多い。

戰時中職工に不足を告げた二、三工場では出張募集をしたこともあるが、極めて短期間であつて募集した職工も亦僅かであつた。名古屋、大阪及九州地方に於て往々見受くる職工申込所なるものは、多くは作業が困難であつて職工の志願者の少ない工場が申込職工一人に對し二圓乃至三圓の周旋料を支拂ふ約束の下に看板を掲げしめて居るのである。通常此申込所が申込職工の保證人となつて會社と契約させ又申込所で職工を宿泊せしめて居るものもある。之等は宿泊職工の賃金を代理受領することが出來る樣になつて居るから、職工に物品金錢等を融通して暴利を得て居る例も少くない。大阪、名古屋方面にある職工合宿所と稱するものも略ぼ之と同樣であつて種々の弊害がある。

(二)　傭　入

傭入職工は可成の勞力が必要であるから、身體の强健ならざるものは事實上勞働に從事する事が出來な

いのである。從つて年齡などには餘り重きを置いて居ない。若年でも體力の備はつたものは規定外と雖も傭入れる。傭入職工に對し智力、能力、體力等に付嚴密に試驗する工場も二、三あるけれ共、一般に身體檢査も行はずして職工係が簡單に履歷、志望等を尋問して直に就業せしむる工場が多い。

始めは臨時職工、見習職工、試傭工等として就業せしめ履歷書戶籍謄本、身分證明書等の書類が完備して本人が勞働に堪へ得る見込の付いた後、常傭職工に登用するのが普通の例である。

一般に前科ある職工は傭入れないが、大日本人造肥料會社では前科ある職工をも免囚保護の目的を以て傭入れて居る。

勞働組合加入者は傭入れないのが普通であるが、嘗て爭議に關係したものゝ外は、組合員なるや否や不明であるから、結局傭入れねばならぬのである。傭入方針は夫々異つて居るが一般に既婚者を喜ぶ樣である。鮮人、支那人は大體に於て傭入れない。學齡のもので義務敎育を終へない者は一般に傭入れぬが、補習敎育を施すことを條件として、傭入れて居るものもある。何れの工場でも都會生活をした者を好まないで、地方出の職工を希望して居るやうである。

臨時傭、試驗傭、見習等として傭入れた職工は二週間以上三箇月位で常傭工に採用するが、其の際の契約書又は誓約書に契約年限を定むるものは極めて少なく、十七の調査工場中護謨工場一、製紙工場二、セメント工場一の實例があつたのみである。是等の契約年限は何れも三箇年で、契約期間中に任意辭職する

ものは再び傭入れないのは勿論、工場主間に約束の出來て居る地方では他の工場にすら就職することが出來ないのである。

徒弟制度

工場法の規定に基づいて認可を受けて居る徒弟制度は無いが、舊くから徒弟の養成を續けて居る工場は若干ある。三田土ゴム合名會社は其の一例であるが養成期間は徵兵適齡までとし、最初の一年乃至一年半は無給で被服及若干の小使錢を給し寄宿舍に收容して技術と學科を教授し其の後は月給として十圓乃至十五圓を支給するのであるが、養成する徒弟は年に十三四名位である。又小野田セメント株式會社では、大正八年から職人練習生の養成に着手して居る。此練習生は年齡滿十五歲以上の男子から試驗の上採用し一箇年間教習の後定傭に編入するのである。初給は日給三十五錢で每日工場に於て實習せしめ、夜間小野田夜學會に通學せしめて居る。玆では每年二十名づゝを養成して居る。三菱製紙會社高砂工場では實業學校令により認可を受けた工業學校があつて職工を養成して居るが、徒弟の待遇に就ては前二工場と大差がない。修業年限は八箇年で、學科と實習を交互に課するのであるが、實習は一週間每に實習工場を換へて居る。授業料食費等は生徒から一切金錢を徵しないが、卒業後義務年限內に會社を辭する場合には在學中の費用を返却させるのである。又王子製紙會社苫小牧工場でも養成工補習學會があつて、實業學校の認可を受けて居り、修業年限が二箇年である。每年五十名づゝを養成することになつて居る。授業料其の他の金

錢を徵收しないけれ共、養成工採用の日から五箇年間は勤續する義務を課して居る。每日午前中學科を敎授し午後から實習せしめ、一箇月半每に實習工場を換へて、二箇年で全工場を一巡するのである。徒弟養成の中途で退社するのは約一割であつて其原因は病氣が一番多く、家事の都合に依るものが次ぎ、稀に中學校に入學する爲、辭するものもある。

我國現時の徒弟養成は實習疲勞後に學科を課するのであるから、昔時の徒弟より學力は付くが、長時間身心を極度に疲勞せしむる爲、病弱者を多く出すのである。全く學科を課さなかつた舊時代の徒弟は可成り酷使されても健康であつたが、學科を併せ課する現在の徒弟が弱いと云ふ事は、勞働と學問との按配が宜しきを得ない結果であらう。

勤續及移動

(一) 移　動

職工の移動は事業の繁閑に重大の關係を持つて居る。戰時中何れの工業も好況であつて競つて職工を雇入れた爲め、獨特の技能を有つて居ない職工は收入の多い方へと走つて、從つて移動も非常に多くあつたが、大戰終熄後に一般は不況となつて、職工の雇入を中止し自然に任せて減員する工場が增して來た、そこで雇入數は夥しく減少し、解雇數は反對に增加したが、昨年から辭職々工の數丈けを補つて居る關係から職工數に餘り變化が無い。現在では移動率は每月職工數の百分の一乃至百分の三位である。

移動の最も多い工業は人造肥料及塗料であるが、何れも不潔且高熱作業であるから、種々の足止策を講じても移動數は減じないのである。

北海道及內地でも僻陬の地では職工の社宅が完備して居つて普通五割以上の職工は社宅に住はせて居るので移動率が少ない。

移動の主なる原因は收入の不足に因るもの、過度の勞働又は不潔、高熱等に因るもの、監督嚴重に基因するもの、住宅殊に合宿所、指定下宿等の惡弊に因るもの等であつて職工自からの負債に因るものも可成り多く、反則に基づくものもないではない。季節によつて移動を見るときは、北海道の如き寒國では冬の間に移動少なく春秋の期に多い。農村漁村の附近にある工場では農繁、漁場期に幾分移動が多いのは言を俟たない。

（二）　勤　續

前項に於て述べた移動の狀態を證明するのは職工の勤續年數であるが、入職後六箇月までの間が職工移動の最も烈しい時期であることは勿論である。大阪の某工場では勤續二箇月未滿のものが三十五「パーセント」勤續二箇月以上六ケ月の者が十八「パーセント」であつて全職工の五十三「パーセント」は六箇月未滿の職工である　偏在の地にあつて、社宅、寄宿舍等の完備して居る某工場でも勤續三箇年未滿のものが六十五「パーセント」を占めて居り一人當平均勤續年限は三年半であつた。

各種化學工場を平均すれば勤續六箇月未滿の者は四十「パーセント」乃至六十「パーセント」であつて一人當の平均勤續年數は二箇年乃至三箇年である。三十年以上も勤續して居るものがある爲平均數は高いが、十年以上の勤續者を除いたならば平均勤續年數は一年乃至二年となるであらう。

勤續奬勵法は化學工業に一般に行はれて居る。それは機械工の如きは勤續賞などの爲めに勤續するものは殆んどないが、化學工場の職工に至つて勤續賞を得んが爲に勤續するものが甚だ多いのである。勤續賞は大抵三年目位から支給して居るが調査工場中八工場は勤續賞を支給し、規定の無い工場でも永年勤續者には期末賞與を增加する等、相當の優遇法を講じて居る、左に勤續奬勵法中特殊の事例を二三揭げて見よう。

一、電氣化學工業會社大牟田工場　三箇年の契約期間中公休日八十七日を除き缺勤日數六十三日以內のものには滿期賞を支給する。

甲、晝夜勤務者　日給五十日分以上六十日分以內

乙、晝　勤　者　日給四十日分以上五十日分以內

以後三箇年を經過する每に其の額を增加する。

二、土佐紙會社藝防支店工場　三箇年以上勤續者には年功加俸として一箇月に付日給一日分を支給し、同五年以上は二日分、七年以上は三日分を支給する。

三、日本リーバー・ブラザース會社　年齡滿二十二歲に達し二箇年間勤續した者には株券の權利を與へ其の配當を分つ。權利株券の額は一人當最低五磅、最高二十磅で其配當金は十磅に對し一箇年十二圓餘りとなる。

四、王子製紙會社苫小牧工場　勤續五年以上にして技能優秀のものには日給の外に月給五十錢以上二圓未滿を給與する。

(二) 解　雇

歐洲大戰前までは工業主の大部分は解雇職工に對して特に解雇手當を支給することは、夢想だにしなかつたやうであるが、恰かも大正五年九月工場法が實施せられた頃から、大戰の爲事業界が異常の好況を呈した上に、勞働運動も頭を擡げて來て退職手當の要求等が職工側から叫ばれる樣になつた。そこで退職手當の內規を定めたのは機械工業であるけれ共、化學工業も其の餘波を受けて大工場では或は職工に要求せられ、或は要求に先だつて退職手當制を定めたのである。調査工場中退職手當の定めなきものは三工場あつたのみである。其の三工場でも規定はないが實際に於て多少の手當を支給して居る。全く支給しない事例は大工場では絕無と言つても宜い位である。

退職手當を支給する場合は大抵左の如くである。

一、會社の都合により解雇する場合　二、職工が十年以上勤續して老年に達し職務に堪へずして辭職する場合　三、業務上の負傷又は

疾病の爲め職務に堪へず辭職する場合　四、工場法により使用を禁止せらるる疾病に罹りたる爲め解雇する場合

支給額は會社の都合に依り解雇する場合を標準として定め、其の他の場合は支給額を遞下して支給して居る。自己の都合で辭職する場合には手當を支給しないのが普通であるが、日本陶器會社では本人の都合により辭職する場合にも、勤續二年以上のものには退職手當を支給して居る。

就業狀態

（一）就業時間

化學工場の半數以上は晝夜連續作業であつて、調査工場十七中九工場は晝夜業、一工場は半夜業であつた。晝夜連續作業の工場では、二交替十二時間制のものが多いが、中には晝業を十時間とし夜業を十四時間として居る工場もある。近來八時間二交替制を採用する工場が漸次增加して、十七の實査大工場中四工場は八時間三交替制を實行して居つた。北海道にある某工場で試驗的に二箇年間八時間三交替制を實行した結果は、作業上の成績は幾分良好であつたが、外界社會の狀態が其れ丈け進步しない間は、徒らに休養時間を增すことになつて、却て職工に惡影響を及ぼす事を知つた爲め、暫く實施を中止したとのことである。これは北海道なるが故であらうが、都會地では尙早の言を聽かないのである。三交替制の不便なるは第一に何れかの組の出勤時間が午後十時若は十一時になることであつて、冬期寒國では殊に困難なのである。晝勤のみの工場は皮革、護謨等である。晝夜業をなす工場でも職工全部が晝夜業に從事するのではな

く、保護職工及一部分の作業に必ず晝業があることは勿論である。

就業時間は區々であつて、十七の調査工場中でも或は八時間四十五分、或は九時間十五分或は十時間三十分とするもの各一工場あり、九時間半と十一時間のものも各二工場ある外、十時間のもの六工場、十二時間のもの四工場といふ割合であつて、卽ち十時間勤務及十二時間勤務が最も多い。農商務省工場監督年報所載の數字に依ると、化學工場の就業時間は左の率になつて居るが、矢張十時間制と十二時間制が最も多いことは一致して居る。

十二時間制	三九%	九時間制	五%
十時間制	三五%	八時間制	四%
十一時間制	一七%		

同年報の調査によると八時間制を實施して居る工場は、職工十五人以上使用の化學工場丈で百三十三工場卽ち四%となつて居るが、之を全體の八時間制實施工場數四百八十から割合を取つて見ると二十七%强を占めて居る。

保護職工の就業時間は工場法規定以内になつて居ることは勿論であるが夜業も絕對に課して居ない。

(二)　休　憩　時　間

調査工場全般から見る時は、休憩時間は一時間のものが最も多く三十分間、五十分間の休憩を與ふる工場もある。十七工場中一時間の休憩を與ふるもの十二工場であつて、三十分間のもの四工場、五十分間の

もの一工場であつた。

晝夜連續作業例へば硫酸工場に於ける燒鑛爐作業の如きものは、常に作業持場を離るゝ事が出來ないから、職工が交替して休憩し食事を採り、從つて休憩時間は定めて居ない。休憩時間の配置は晝食時に三十分間だけ與ふることが共通で、其の殘りは午前と午後とに分割して休憩させて居るのを常とする。又殘業が夕食時間を過ぐる場合には三十分間の休憩を與へて居る。保護職工を使用して居る工場では大抵一般に一時間の休憩時間を與へて居る。一體化學工場では、就業時間は多いが、作業能率は非常に低下して居るから、休憩時間の長短は差したる問題でない。甚だしきものになると純勞働時間がその能率に於て一日僅かに二時間半位のものさへある。

(三) 勤務狀態

晝夜業で八時間三交替の工場では各組の就業時間は次の如くなる。

	第一法		第二法	
	始業	終業	始業	終業
第一組	午前七時	午後三時	午前六時	午後二時
第二組	午後三時	午後十一時	午後二時	午後十時
第三組	午後十一時	午前七時	午後十時	午前六時

又十二時間二交替の場合には午前六時乃至七時に交替するのが普通である。

晝夜の組の轉換は一週間目のものが最も多く、十日目、二週間目なども少なくない。轉換の方法は三交替の場合には第一、第二の兩組が十二時間づゝ勤務して、第三の組が一日休んで第一の組に廻り第一が第二、第二が第三の組に替るのである。二組二交替の場合には各組が十八時間づゝ勤務し轉換して居るものが最も多い。

晝勤の職工には繁忙時に殘業を爲さしめることがある。晝夜勤の者に每日課する殘業（規定勤務時間を十時間と定めて每日二時間づゝ殘業せしむるが如き場合）は夜勤手當と同意義であつて、眞の殘業と看做し得ない。好況時には殘業が多くあつたが、現在では殆んど殘業を課するものがない。晝夜勤者の殘業は交替する職工が遲刻するか、缺勤したる場合の外は殆んど無いのである。

殘業の場合の增步の割合は各工場共異つて居るが一時間を一步として居る工場が多い。

近時職工の收入が減じて來た爲め、缺勤率が幾分減じた傾きがある。左に調査工場に於ける缺勤率を記す。

人造肥料製造業	一六・〇%	窯業	一四・五%	石鹼製造業	一〇・〇%	護謨製造業	八・三%
製紙業	一五・〇%	塗料製造業	一二・〇%	皮革製造業	一〇・〇%	製藥業	八・一%

缺勤率が給料日の前日に少なく後に多い事は各工業を通じたる現象であるが、盆、正月等にも相當に缺勤者が增し、概して夏期には缺勤率が多い。

（四）休日

定休日、臨時休の二種があつて好況時には定休日のない工場が相當にあつたが、現時では年中無休の工場は、人造肥料製造工場の一部にあるのみであつた。近來週休を實施する工場が著しく增加して調査工場中六工場は週休制であつた。調査工場を休日の種類に分てば左の通りである。

	窯業	製紙	製藥	護謨	石鹼	皮革	肥料	塗料	計
週休	一	—	—	二	一	一	一	—	六
第一、第三日曜休	一	二	—	—	—	一	—	一	五
一日、十五日其の他一箇月二回休	一	二	一	—	—	—	二	—	六
計	三	四	一	二	一	二	三	一	一七

此表によると肥料工場には休日あるが如く思はるゝも、實際は保護職工のみの規定であつて成年男工には一定休日は無く、一箇月間に一日若は二日休んでも缺勤と看做さないと云ふ丈けである。九州地方の某肥料工場では成年男工の定休日を一箇月一日と定め、半日づゝ二回に休むことをも認めて居る。又關西の某製紙工場では日曜日が交替日であつて、其の日、晝業に當る組丈けが休業して全員が一箇月間に二回以上休業する樣にして居る。

定休日には日給を支給せずして只缺勤の取扱をしない工場が普通であるが、京濱地方では定休日にも日給の全額若は半額を支給して居る工場がある。京濱地方を調査した四の化學工場中三工場が定休日に賃金を支給して居つた。

臨時休業は各工場皆異つて居るけれ共、大抵は大祭日、工場記念日、地方祭、盆、年末年始等である。一年を通じて大抵十日內外である。

休日と能率との關係に就いては明瞭でないが、肥料工場の如く一定の休日なき工場は自然不規律となつて缺勤率が多い。缺勤率と休日規定とを照合するときは明かに休日の數と缺勤率とが反比例をなして居ることが分る。週休制を實行して居る工場には十「パーセント」以上の缺勤率は現れないのである。

賃　金

(一)　賃金算定方法

賃金は所定の勤務時間を一人工としたる日給を以て定むるものが大部分を占めて居る。故に一時間單位に改めると勤務時間の長短によつて差がある。現に名古屋の某工場では一時間單位を以て賃金を定めて居る。賃金を時間單位にすれば就業時間の長短に對する不平は除かれるし、遲刻早退等の賃金算定にも簡易である。調査工場を賃金制別に見ると日給制が十三、請負制が二、時間給制が一、月給制が一と云ふ順序であつた。

右月給制の工場も實は辭令面丈けの月給であつて實際の賃金算定は月給を三十分したる日給を以てして居るのである。請負制の工場でも基本賃金は日給であるから、實收に於て幾分增加するのみである。出來高により賃金を支給する場合は日給は定めて置くが基本金と謂ふものが無い。但し化學工場には出來高に

より賃金を支給するものは極めて少ない。

（二） 賃金支給高

賃金は大體戰時中と差はないが戰時中臨時手當、殘業增步、臨時生計補助等の名目を以て支給して居たものは一部分は本給に繰入れられたものもあるが少くも一般に減じたから實收は幾分減じて居る。職工の最低賃金卽ち初給は戰時中と同樣であつて地方により多少の差がある。調查工場に基き地方別により賃金の最高と最低とを示せば、

地方	男女	最高	最低	平均
阪神地方	男	二、〇〇	八五	一、四九
	女	八七	五〇	六八
名古屋地方	男	一、五〇	一、〇〇	一、三三
	女	八五	—	八五
東京地方	男	一、六二	一、〇〇	一、二〇
	女	九〇	五五	六七
中國地方	男	一、二〇	—	一、二〇
	女	六〇	—	六〇
北海道地方	男	一、〇七	一、〇五	一、〇六
	女	五五	五〇	五三
九州地方	男	九〇	八四	八七
	女	五三	五二	五二

となり賃金の最も高きは阪神地方であつて、最も低きは九州地方である。殊に九州地方の賃金は炭坑不況の影響を受けて低下したのである。化學工業に於ける職工の勤續率は一體に甚だ低いから初給と平均賃金とは大差が無い。

次に平均日收實額を地方別に示せば、

男女		最高	最低	平均
阪神地方	男	二、五〇〇	一、三三〇	二、二五四
	女	一、〇一〇	七四〇	八八〇
東京地方	男	二、七八〇	二、一六五	二、二九〇
	女	八九〇	一、二九〇	一、一〇〇
名古屋地方	男	—	—	二、一三六
	女	—	—	一、二〇六
中國地方	男	二、三〇〇	一、五六七	一、九三三
	女	一、一〇〇	六五〇	八七五
北海道地方	男	—	—	一、八二〇
	女	—	—	九七〇
九州地方	男	一、四三〇	一、一八九	一、三〇九
	女	七〇〇	五八五	六四二

となり更に平均月收實額を地方別にすれば左の如くである。

男女		最高	最低	平均
阪神地方	男	八五、〇〇〇	三七、二四〇	六二、四三〇
	女	四〇、〇〇〇	二〇、七二〇	二八、五七〇
東京地方	男	六七、五〇〇	六〇、〇〇〇	六四、九〇〇
	女	三三、四九〇	二五、〇〇〇	二八、八三〇
名古屋地方	男	四〇、八二〇	三八、九三〇	三九、八七〇
	女	二〇、七〇〇	一九、七六〇	二〇、二三〇
中國地方	男	四一、八六〇	三五、〇〇〇	四四、四三〇
	女	—	—	一七、三七〇
北海道方面	男	六〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇
	女	—	—	二三、〇〇〇
九州方面	男	四一、八六〇	三五、〇〇〇	四四、四三〇
	女	—	—	一七、三七〇

（三）　支拂方法及期日

賃金は一箇月一回拂とある。調査工場を支拂方法別により分てば一回拂一〇、二回拂六、二週間拂一となる。賃金締切日より支給日までの日數は最短三日、最長九日であつて平均は五日となる。工場法實施前までは全般に五日以上に亘つて職工の無斷退職等の場合には往々之れを沒收したものであるが、現在では

沒收が禁ぜられて居る。

賞與及利益分配

(一) 賞與

賞與には(イ)皆勤賞、(ロ)精勤賞、(ハ)勤續賞、(ニ)期末賞、(ホ)奬勵賞、(ヘ)特別賞、(ト)功勞賞、(チ)有功賞等の種類がある。

一、皆勤賞は半箇月、一箇月、六箇月或は一箇年間皆勤したる者に支給する賞與であるが、半年皆勤及一年皆勤の賞は普通精勤賞と稱して居る。皆勤賞を支給しない工場は大工場では皆無である。支給額は工場により異つて居るが、一箇月間皆勤したものには、日給一日分乃至四日分を支給して居るを普通とし、又五十錢以上二圓までの一定金額を支給して居るものもある。中國の某工場では半箇月間皆勤したものに對して該半箇月間の總人工毎に六錢づゝを支給して居るものもあり、又皆勤賞を二箇月以上六箇月まで漸次に率を增して支給し居る工場も四工場あつた。

二、精勤賞は半年以上皆勤したる者に支給する賞與であつて皆勤賞の延長である。精勤賞を支給して居る工場は四工場あつたが、其の支給額は一樣でない。

三、勤續賞は勤續の項に記したから玆に略す。

四、期末賞は會社の營業成績の如何により增減するが所謂利益分配ではない。期末賞は外人の經營して

居る會社では支給しないが、其の他の一般會社では金額に多少の差こそあれ必ず支給して居る。但し役付職工にのみ支給して一般職工に支給しないものもないではない。其の支給額は固より一樣でなく多きは一人當平均百圓以上にも及ぶ會社もあるが、一般には日給の五日以上五十日以内を給與する。日給の低い工場では期末賞が割合に多い。

五、獎勵賞は生產量が一定額を超過した場合に、給與するものであるが、セメント製造工場に於ける樽賞、人造肥料製造工場に於ける獎勵賞などが其例である、製紙工場でも此制度を實施して居るものもあつた。

六、特別賞は會社が特に利益を擧げたる時期に支給するものと期末賞の外に役付職工及永年勤續者に給與する賞與とあつて現在では特別賞を給與する工場は極めて少ない。

七、功勞賞は災害等の場合特に功勞あるものに支給するのである、此制度は各工場共一般に實施して居るが受賞者は固より極めて少ない。

八、有功賞は作業上に關して有益なる發明又は考案をなしたものに給與するものであつて、此の制度は一般には實施されて居ない。或工場では特に問題を提供して答案を求めて賞與を與へて居るところもある。

其の他出勤賞、勉勵賞其の他種々賞與の名稱はあるが、大體前記八種の内に含まれて居る。

(二) 利益分配

化學工場では遺憾ながら未だ利益分配制度を實施して居る工場が極めて稀である。日本陶器會社では各作業場を獨立の經濟とし豫定生産額を定め、諸經費を差引きて利益ありたる場合には其の利益の半分を會社に積立て半分を從業者の收入に按分して月々分配して居る。一箇月間に職工の受くる分配額は月收の約一割餘に過ぎないが、之が調査工場に於ける唯一の利益分配制度であつた。

利益分配制度の發達したる株式分與制は固より行はれて居ないが、或は貯金積立から或は月賦償還の方法によつて株式を購入させ、或は又新株の平價取得をさせ、或は功勞株を與へて勞働者を株主とする途を講じて居ることは先に述べた如くである。

日用品供給

日用品供給施設のある工場は、調査工場十七中十工場あつた。內大規模に物品を供給して居る工場は五工場あつたが、これは都會地でなく北海道、九州地方に於ける都會に遠ざかつた工場である。其の組織は會社が資金を支出して物品を購入し原價にて職工に供給して居るのが大部分であつて、一二の工場では購買組合員として幾口かを持たせて利益金の配當をして居るものもあつた。物品供給所の價額は普通市價より一割以上三割以內低廉であつて、供給品目中賣上金高の多いものは米である。賣上價額は北海道の工場の如く米穀、味噌、醬油、豆腐、牛乳、吳服、反物までも供給して居る工場では給料月額の五割以上に達

するが、一般には月額の二割位のものが多い。

戰時物價昂騰の時代には會社から補助金を支出して物品を廉價に供給したものが多くあつたが、現今では各會社共不況であるから係員の給料、基金の利子等を補助するに止まつて、其の他に補助支出はして居ない。物品の供給は收入の八割を限度として居るのが普通であつて、供給方法は傳票制のもの最も多く、金券を發行するものもあるが、現金販賣をして居るのは極めて稀である。

住宅及寄宿舍

職工社宅の設けある工場は十一工場あつたが、都會地では社宅の施設は職工の福利增進施設と謂へやうが、北海道及僻陬の地では社宅の設備無くして職工を傭入れることは實際至難であるから、社宅の貸與は職工傭入に對する必須條件である。併し北海道でも妻帶職工全部を收容し得る丈けの社宅を持つて居る工場は稀有であつて、社宅の最も多い富士製紙會社江別工場で男工八百七十七名に對して社宅數が六百三十戶あり、右男工中二百名は獨身者であつた。其の他は男工數の半數の社宅を持つて居るものは少く、調査工場中百戶以上の社宅を持つて居るものは三工場あつたのみであつた。社宅に收容する人員の選擇方法は作業の性質上工場附近に住居せしむるを便とするものを先として、其他は永年勤續者より順次に收容して居る。九州の一工場で移動の最も劇しい部分に就業する職工のみを社宅に收容して移動の緩和を計つて居つたところもあつた。

賃貸料は一般に低廉で一箇月二圓乃至三圓餘のものが多いが、中には普通市内の家賃と大差の無いものもあつて空家の多いところすらある。職工社宅の設備は概して良好であつた。

寄宿舍の必要は男子よりは女子に在るのであるが化學工場では女工が極めて少なく、使用する女工も有夫者が多いから寄宿舍に收容する必要がない。そこで調査工場中女工を十名餘收容して居る工場が一あつた丈けである。寄宿舍の設けあるものは八工場あつたが何れも收容人員は少數であり、稍大規模の寄宿舍を持つて居る工場は北海道のみである。五十人以上の職工を收容し得る寄宿舍を持つて居る工場は十七工場中、北海道二、愛知一、兵庫二に過ぎなかつた。

工場監督年報（大正八年）所載の數字に依ると、化學工場中寄宿舍の有るもの九百四十八、寄宿舍の無きもの千八百二十一で、寄宿舍のあるものは全部の三割四分餘に該當して居る。

宿舍の賄料は普通一食八錢乃至二十錢で粗食であるが、食事を賄はざる工場では室料として一箇月九十錢乃至一圓五十錢を徵して居る。設備は不完全のものが多く娛樂設備などは殆んど無い。星製藥會社及リーバー・ブラザース會社では寄宿舍を職工の自治に任せて好成績を收めて居た。

衞生及醫療

化學工場中でも製紙工場などは淸潔であるが、概して塵埃を發散する作業や高熱物體を取扱ふ作業が多い。殊にセメント工場、塗料工場、人造肥料工場などは甚だしい粉塵中で作業して居るのであるが、除塵

裝置其の他衞生施設の完備して居る工場は皆無である。故に入職當時の職工は多くは皮膚を冒かされ、或は病氣に罹からさるゝのであるが、馴るゝに從つて直接の害を受けない樣になる。セメント、人造肥料等は其の主成分が石灰質であるから人體には左程の害が無いのであらうが、缺勤率や罹病率は多い。

化學工場は概して工場建設物に多くの資本を投じて居ないから採光換氣等には留意してない。大抵は原料製品を取扱つて居る關係から作業場が廣く、粉塵の發散しない工場では換氣の必要が餘りない。粉塵は原料又は製品の一部であつて之れを大氣中に放散させるのは損失である關係からも集塵裝置は必要であるが、二、三セメント工場に集塵裝置が施してある外一般には此裝置を缺いて居る。

次は溫度の問題であるが、化學工場中最も高溫なるは窯業工場及カーバイト工場である。之等の工場は常に室內の溫度は華氏の百度以上を保つて居るから、製品の出入れの際は非常の高溫であつて僅かに十分か十五分の作業でも堪へ難い程であつて從つて健康を害し易いことも勿論である。硝子工には肋膜炎患者が多いことは統計に表はれて居るが、其の他の化學工場職工の疾患は不明である。硝子工は熟練職工であつて轉業が自由でないが、其の他の化學工場の職工は熟練せる技術を多く要さない爲め轉業が自由であるから罹病率が不明である。

化學工場の作業は一般に不潔である關係から大抵浴場の設備があり、肥料工場などでは硫酸を冷却したる廢湯を引きて隨時に入浴せしめて居るのがある。更衣室を設けてある工場は稀で多くは作業場又は休憩

所の一隅に更衣箱を置いて居る。又作業場は概して塵埃粉末が飛散して居る爲め、休憩所又は食堂の設備を存するが設備の完整して居るものは稀で、多くは土間に椅子及卓子を併べたに過ぎないものである。

愛知縣下の如く縣令を以て年二回の健康診斷を命じて居る地方の外は、職工に對して平常健康診斷を行はぬものが多く、傳染病流行時等特殊の場合に隨時健康診斷を行つて居る。

概して謂へば疾病の最も多いのは胃腸病で、眼病、氣管支加答兒、脚氣、神經痛といふ順序であつて眼病、氣管支加答兒患者の多いのは粉塵の關係が與つて力ある。

醫務室、診療所、醫局、病院等規模の大小名稱の差異はあるが大工場では一般に治療施設を有し、施設の無い工場でも附近に囑託醫が置かれて居る。業務上の傷病以外の疾病救濟に關しては共濟組合に基金を支出し或は每年補助金を支給して組合をして其の任に當らしめて居るものが多い。

産婦に對しては産前三週間、産後五週間を限り勤續年數に應じて手當を支給する工場が東京に一工場あつたのみである。又私病者に對して休業十五日目から九十日間を限つて、日給の半額を支給する工場も一工場あつた。

火氣を取扱ふ工場や爆發性、發火性料品を取扱ふ工場に對しては、嚴重なる取締規定が各府縣に於て制定されてあるから、危險豫防に關しては一様に行届いて居るが、作業上の災害に關しては規則の取締も不充分で工場主側も平常は其の豫防方法及裝置に付いて、充分の考慮を拂つて居ないものが多い。

貯金、教育、慰安及共濟

(一) 貯金

職工に保證積立を爲さしめて居る工場があつたが、之等は一定額に達するまで强制的に給料より差引いて、年八分乃至九分の利息を附して預つて居るのである。中には保信積立金を職工の勤續年數により會社から一定金額を補助して返還するものもある。一般に保信積立金又は保證積立金は職工の退職まで返還しないのであつて、不都合の所爲があつて解雇したり、會社の許可を受けないで辭職したりする者には、利子や補助金を支給しない。

普通貯金は强制貯金と任意貯金と相半して居る。貯金の利子は會社に預入るゝ場合には年六分以上一割以内であつて、銀行又は郵便局に預入るゝ場合は所定だけである。

關東酸曹株式會社では職工の積立金と同額の補助金を會社から交付して退社の際に拂渡し、其の貯蓄金にて自社の株劵を購入し、其の配當を以て利子に振り當てゝ居る。一般に現今では會社が補助金を支出してまで貯金を奬勵するが如き工場は殆んど稀である。

(二) 金融

金融制度としては見るべきもの皆無であるが、職工が已むを得ざる事由により生計困難となつた場合、又は不時災厄の爲一時に金圓を必要とする場合に無利子で貸與して居る會社は二三あつた。三田土ゴム會

名會社では此方法により貸して居つたが、最近に金融營業者が此制度あるを知つて之を惡用し始めたから、一時貸出を停止したと云ふことである。

(三) 敎育

敎育程度は概して低いが、電工、修理工(機械工)等は稍敎育が進んで居る。某製紙工場の調査に由ると讀書するものが二〇%、新聞を讀むものが四六%、其の他が三四%で、平素新聞をも讀まざるものが三四%の多數を占めて居つた。

中等程度以上の學校を卒業したものは若干あるが、多くは卒業後一時實地を見習つて社員となるもので高等小學校卒業以上のものも約二〇%に過ぎない。無就學者は一〇%乃至一五%位である。幼年工で義務敎育未終了者を雇入るゝ工場は極めて少いが、陶器職工中畫工及硝子工の如きは幼年より養成する必要があるから、義務敎育未終了者を雇入れて補習敎育を施して居るものがあつた。

調査工場が、何れも代表的の大工場であるにも拘らず、敎育施設あるものは製紙二、陶器一、セメント一、合計四工場あつたのみで、此四工場中實業學校令による學校を持つて居るものが二、技藝を敎習するもの一、補習夜學會が一であつた。

(四) 修養

大工場では時々講演會を開催して、宗敎家、名士等の講演を聽かしむるものが最も多く、雜誌を發行し

て職工に配布して居るものも若干ある。中には工場内に青年會の組織せられて居るものもあつた。講演會を開催する場合は大抵就業時間中にして居るが、聽講者は非常に少ない、就業時間外に開催せば餘興なき限りは會集する者殆んど無いと云ふ情況である。格言、標語などを掲げて居るものは極めて少ない。圖書、新聞、雜誌等を閲覽させて居る工場は相當に多い。職工の讀物は講談、小説が大部分で修養に關する書籍などは殆んど讀まれて居ない。大阪の某工場で調査した職工の嗜好調を左に掲げよう。

芝居	四一人	講談落語	七人	興業物	九	寺詣	三
浪花節	二二	音樂	五	旅行	八	寫眞	二
活動	一九	魚釣	四	淨瑠璃	二	書畫盆栽	二
角力	一九	圍碁	四	野球	一	計	一六四
雜誌、新聞、讀書	一三	遊藝	三				

（五）慰安

慰安娯樂設備は都會地の工場で寄宿舍の無いものには餘り必要がない。そこで娯樂設備のあるものは大抵寄宿舍若は社宅のある工場に限られて居る。王子製紙苫小牧工場では劇場を所有して平素は興業師にし必要の時會社で使用するのである。一般の工場では時々活動寫眞其の他の餘興を觀覽せしめて居るものが多い。

倶樂部若くは類似の設備のある工場は六工場あつたが、其の内容は極めて貧弱であり、運動部、音樂部

などの設けある二、三の工場でも職工の利用率が少なく、社員の娯樂に供されて居るものが多い。
比較的に女工を多く使用して居る工場では托兒所、幼稚園などの施設あるものもあるが、托兒者は少數であつて十名以上の小兒を預つて居るものは稀である。

戰時好況時には各會社共慰安會を催し或は社費を以て旅行せしむる等職工の慰安に努めたが、現今は殆んど廢止された。唯だ東京に於ける花見會の如き多年の習慣で廢止し難いものもないではない。又工場内稲荷祭其の他の祭典を催す工場は少なくなく、事業不況の今日でも行つて居る。

（六） 共　濟

大工場の七割方は共濟組合の施設があつて規定の内容は各々異つて居る。一般に會員の醵出金と會社の補助金とから成り立つて居るが、會員の醵出金は最低十錢、最高五十錢であつて會社は其の半額同額又は倍額を補助して居る。稀に基金として一時に多額の金圓を支出して毎月の補助を爲さないものもある。

救濟の範圍は結婚、出產、死亡、病氣、癈疾、退職、入營、勤務演習、召集、災害等雜多であるが其の支給金額は勤續年數によつて等差を附して居るものが多い。脫退の際の給與を支給するものとせざるものとあり、入會は一般に强制されて居る。

工場委員會及勞働組合

工場委員會制度を實施して居る化學工場は本年一月現在に左の四工場あるのみである。

森下第一製藥所女子共勵會、ダンロップ護謨會社、リーバーブラザース會社、新田帶革製造所

之等は皆最近に實施したものであつて何れも議事制で森下第一製藥を除く三會社は會社の指名委員と職工の選出委員から組織されて居る。其の他にも懇談會は從來から行はれて居つて、例へば小野田セメント會社の如きは明治二十四年頃から工場係長中の有志者が親睦會を組織し、大正四年から掛長茶話會に參列させ、懇談的に意見を交換し、時には決議を求めて會社の承認を經て效力を生ぜさせて居る。又三田土ゴム合名會社でも舊くから各作業場より一名乃至三名を選擧させて合計三十名の代表者に會社の事業方針等を通達し、場合によつては各自の意見をも徴して居るのである。

工場委員會制度は一般に各工場共其必要を認め、考究又は立案中のものもあり漸次普及するであらう。

内務省警保局の調査に據ると化學工業職工の勞働團體數及會員は左の通りである。

	團體數	會員數	一團體平均會員數
九年一月	六七	九、〇四七人	一三五人
十年一月	六八	一八、二六四人	二六九人

然し工場内に勞働組合又は組合支部の設あるものは極めて少い。大日本護謨勞働組合、東京護謨技工會は比較的有力のものであつて、前者の本部は三田土ゴム合名會社内にあり同所の職工全部が會員である。阪神地方の工場では大日本勞働總同盟の支部の置かれてあるものもあるが、支部の設けなき工場でも一

工場には必ず數名の組合加入者があるといふ實況のやうである。ダンロップ護謨會社、リーバー・ブラザース會社には日本勞働總同盟の支部があつて從業者の八割以上は會員である。

要するに化學工業に從事して居る勞働者は、一般に教育程度が低く工場勞働者としての訓練も缺けて居り、農業勞働から直に轉職し得るものが多いのであるから、機械工業職工とは大に趣きを異にして居る。化學工場の勞働者は大體に事業の消長により農業勞働との間を往復して居る現況であるから、化學工業の失業者は大部分は歸農するのである、化學工業界で勞働運動の發達しないのは故なきでない。

印刷工業勞働事情

本編は協調會勞務課に於て行ひつゝある勞働事情調査の結果の一部の報告である。雇傭狀態以下の本文に於ては、記述の便宜上主として活版工業の勞働事情につき述べる事にした。何となれば、活版工の數は現在印刷工業に使用せられてゐる全職工の大部分を占めて居り所謂活版工として印刷工中特殊の勞働事情を有してゐるからである。平版印刷其他の所謂美術印刷の仕事に從事せる職工の事情につきては、他日稿を更めて發表する機會があると思ふ。

第一　序　說

一、我國に於ける印刷術の沿革

今印刷勞働事情を概觀するに先つて、比較的一般に知られてゐない我國印刷術の沿革を略述したい。

（イ）木版術　我國に於ける印刷の起源は詳でないが、史實に存する最古の印刷物は、今より千百餘

年前稱德天皇の御世に於ける陀羅尼である。これは木版を以て立派に抄造紙上に經文を印刷したものであつて、歐洲木版の發明に先だつ事數百年にして、かゝる技術が我國に行はれたことは、全く支那文化の輸入、佛教傳來の結果に外ならない。其後木版印刷は平安朝、鎌倉時代、及室町時代には、主として佛書の刊行に用ひられた。德川時代に入つては文藝國學漢學の隆盛時代に際會したので、益々其用途を增して、當時の著作刊行の殆んど全部を獨占するに至り、技術上の進步も、亦大に見るべきものがあつた。かうして、元祿寶永以來長い間木版印刷の全盛期が續いたが、明治に入り歐米文化の輸入の結果、各種の印刷術が採用せらるゝに及んで、其發達は全く阻害せられ今日に及んでゐる。

（ロ）木版以外の凸版式刻版　木版以外の凸版式刻版術は明治八年印刷局が伊太利の技師を傭聘して傳習を受け、歐米の精巧なる彫刻機と印刷機とを採用するに及んで、始めて確立したが、現在に於ては機械的方法の外は、或は化學的方法に依り、或は寫眞應用の方法に依り、各種の凸版印刷が行はれてゐる。

（ハ）活版術　活版術は、文祿年間朝鮮の役の機會に於いて、初めて朝鮮から輸入せられた。これは所謂朝鮮活字であつて、銅鑄活字を用ふる印刷であるが、我國活版印刷の起原をなすものである。この活版印刷は、幕府の奬勵に依つて、元和慶長の頃までは儒書其他の刊行にも用ゐられて、漸次發達せんとする機運にあつたが、途中幕府の奬勵が廢止せられた上、木版印刷の隆盛を見るに至つたので、一頓挫を來し技術の進步も同一の處に停滯したまゝ、鉛活字の活版術の確立まで、約二百年の長き年月が經過した。

鉛活字の活版術即ち現在の活版術は、明治二年長崎の人本木昌造氏が米國人に其方法の傳習を受けて、遂に確立するに至つた。爾來、活版術は全國的に普及發達して、今日の盛況を呈してゐる。

（ニ）　凹版術　　我國にも昔から凹版の如きものが木版繪師に依つて作られてゐたが、西洋式の凹版術は、司馬江漢に依つて、享保三年始めて草創せられた。これは主として繪畫及藩札の印刷に用ひられてゐたが、其技術は極めて幼稚なものであつて、優秀なる刻法が用ゐられる樣になつたのは、明治八年印刷局が伊國人キヨソネを傭聘してから以後の事である。

（ホ）　平版術　　平版印刷は、梅村翠山が明治七年に米國人を聘して、東京市銀座に石版印刷業を創立したのが、我國に於ける起原である。石版術は、其後專業として、若くは諸種の印刷所の副業として、全國的に普及せられて今日に及んで居る。石版の外には、アルミ版が明治三十三年頃煙草包裝印刷の爲に、村井兄弟商會の手に依り、初めて採用せられ、オフセット版が數年前より市田オフセット會社其他の大印刷工場に用ひられて、共に、關西地方を中心として我國にも發達しつゝある。

上述の如く、現在に於ける印刷術の範圍は、甚だ多種であるが、今試みに現在行はれてゐる印刷型式を分類して、參考に供すれば左の如くである。

印刷の方法	製版の方法
表面印刷法	凸版
	凸平版
	平版
凹版印刷法	凹平版
	凹版

機械的方法	木版 活版 紙型版 トーンプラッチ			謄寫版	直刻凹版 彫刻石版 メゾチント版 ドライポイント
化學的方法	腐蝕凸版 電胎凸版	砂目石版 砂目亞鉛版 砂目アルミニューム版 多數出片用石版	磨き石版	謄寫版	腐蝕凹版 電胎凹版（アクアチンタ版）
寫眞應用の方法	寫眞木版 寫眞版金屬凸版 寫眞鋼版 寫眞電氣凸版	砂目寫眞石版 砂目寫眞亞鉛版 砂目寫眞アルミニューム版	グラフ印刷	コロタイプ	寫眞凹版 寫眞電氣版 ウードベリー版 ロータリングレビューア版

かくの如く、現在我國に行はれてゐる印刷術にも、諸種の型式があるが、其技術に至つては歐米諸國に比し甚だ遜色がある。殊に美術印刷の方面に於ては、特に幼稚の域を脫してゐないから、今後我國の印刷術は、此方面に於いて發達すべき餘地が甚だ多い（印刷局編纂印刷のしほり、横井時冬著日本工業史參照）。

二、印刷工業の發達

明治初年に初めて幼芽を發した我國の印刷工業は、文化の進步に伴ふて、漸次發達を遂げて來たが、今其の概況を左の諸項目の下に述べて見たい。

（イ）工場數及職工數の增加（職工徒弟を通算し平均十人以上を使用する工場につき調査せる農商務統計表より）

年次	工場數	指數	職工數	指數	一工場當り職工數
明治二十八年	一一一	一〇〇	五、二五八	一〇〇	四七・三七
明治二十九年	一四一	一二七・〇三	五、九九五	一一四・〇二	四二・五二

明治三十年	一三〇	一一七・一二	五、八七三	一一一・七〇	四五・一八
明治三十一年	一五〇	一三五・一四	六、四七一	一二三・〇七	四三・一四
明治三十二年	一五五	一三九・六四	七、八五一	一四九・三二	五〇・六五
明治三十三年	一八五	一六六・六七	七、八八二	一四九・九一	四二・六一
明治三十四年	一八七	一六八・四七	八、六〇三	一六三・六二	四六・〇一
明治三十五年	二一二	一九〇・九九	一〇、八八五	二〇七・〇二	五一・三四
明治三十六年	二三四	二一〇・八一	一〇、八五一	二〇六・三八	四六・三七
明治三十七年	二四五	二二〇・七二	一一、一七四	二一二・五二	四六・五六
明治三十八年	二五三	二二七・九三	一二、一二五	二三〇・六一	四七・九二
明治三十九年	二七三	二四五・九五	一二、二〇七	二三二・一六	四四・七一
明治四十年	三〇三	二七二・九七	一五、九一三	三〇二・六五	五二・五二
明治四十一年	三四八	三一三・五一	一六、八八二	三二一・〇八	四八・五一
明治四十三年	四五五	四〇九・九一	一九、六八九	三七七・八九	四三・二七
明治四十四年	四九五	四四五・九五	一九、二二九	三六五・七二	三八・八五
大正元年	五四五	四九〇・九九	二〇、九八一	三九九・〇四	三八・五〇
大正二年	五八四	五二六・一三	二一、九三二	四一七・一二	三七・五五
大正四年	六六七	六〇〇・九〇	二三、八九四	四五四・四四	三五・八二
大正五年	六七六	六〇九・〇一	二四、八四二	四七二・四七	三六・七五
大正六年	七二二	六五〇・四五	二九、〇〇〇	五五一・五五	四〇・一七
大正七年	六七六	六〇九・〇一	二五、三三四	四八一・八三	三七・四八
大正八年	七〇六	六三六・〇四	二七、三四七	五二〇・一〇	三八・七三

備考　(一)大正八年度は農商務統計表記載の事實が直接作業に從事するもの、平均一日五人以上を使用する工場につき調査せるものであるから、職工十人以上を使用せる工場につき調査せる農商務省工務局編纂工場通覽によつた。(二)明治四十二年及大正三年度は、

農商務統計表記載の事實が、直接作業に從事するもの平均一日五人以上を使用する工場中、十人以上を使用するものを抽出したものであるから、本表中より之を省略した。(三)大正九年度は、工場統計表記載の事實が直接作業に從事するもの平均一日五人以上を使用する工場につき調査せるものであるから、本表中より之を省略した（農商務統計表は、大正九年度以後は種類別工場に關する數字を掲載せずこれを工場統計表に讓つてゐる）。(四)大正十年及大正十一年度は、工場統計表記載の事實が直接作業に從事するもの平均一日五人以上を使用する工場及原動機又は電動機を使用する工場及工場法施行令第三條に掲ぐる事業を營む工場全體につき調査せるものであるから本表中より之を省略した。

右表に示す如く、印刷工場及職工數は明治二十八年以後漸次増加して、大正八年度に於ては工場數六倍强職工數五倍强に成つてゐる。大正九年度以後の各年に付ては前記備考記載の理由に依り直に右表の數字と比較する事は出來ないが、年々工場數及職工數共に増加してゐる事は左表に依り推知するに難くない。

年次	工場數	指數	職工數	指數
大正八年	七〇一	一〇〇	二五、八二四	一〇〇
大正十年	八八六	一二六・三九	三二、三三一	一二五・二〇

（右表は大正八年及大正十年度工場統計表より職工十人以上を使用する工場を抽出した）。

（ロ）會社數の増加　印刷業の近代化に伴ふ現象の一として會社數は増加し、一會社當りの資本金及出資金額も漸次増大しつゝある。今左に會社數増加の趨勢を示さう。

（農商務統計表より）

年次	會社數	指數	出資金額及拂込資本金額	指數	一會社當り資本金

明治三十二年	九三	一〇〇・〇〇	九九二、〇六一円	一〇〇・〇〇	一〇、六六七円
明治三十三年	一〇八	一一六・一三	一、五五〇、四四八	一五六・二九	一四、三五六
明治三十四年	一〇八	一一六・一三	一、六七八、二六四	一六九・一七	一五、五三九
明治三十五年	九七	一〇四・三〇	一、八五一、七一二	一八六・六五	一九、〇九〇
明治三十六年	一一四	一二二・五八	一、八〇六、八一四	一八二・一三	一六、四二六
明治三十七年	一一〇	一一八・二八	一、八九三、二〇四	一九〇・八三	一七、二一一
明治三十八年	一〇七	一一五・〇六	二、〇六〇、一五二	二〇七・六六	一九、二五四
明治三十九年	一〇〇	一〇七・五三	二、七八四、六二三	二八〇・六九	二七、八四六
明治四十年	一〇〇	一〇七・五三	三、七六〇、〇三七	三七九・〇一	三七、六〇〇
明治四十一年	一〇一	一〇八・六一	三、三四九、九三八	三三七・六七	三三、一六八
明治四十二年	一一九	一二七・九六	三、七二七、九五五	三七五・七八	三一、三二七
明治四十三年	一一六	一二四・七三	三、六二〇、三七八	三六四・九三	三一、二一〇
明治四十四年	一二七	一三六・五六	三、三一二、二九九	三三三・八八	二六、〇八一
大正元年	一三九	一四九・四七	三、九八八、八〇〇	四〇二・〇七	二八、六九六
大正二年	一五〇	一六一・三〇	四、一二九、五二五	四一六・二六	二七、五三〇
大正三年	一七七	一九〇・三三	四、七八五、八七〇	四八二・四二	二七、〇三九
大正四年	一七四	一八七・一〇	四、四八四、三七四	四五二・〇二	二五、七七二
大正五年	二〇五	二二〇・四四	四、八二四、九三三	四八六・三五	二三、五三六
大正六年	二二〇	二三六・五七	五、七六〇、九九五	五八〇・七一	二六、一八六
大正七年	二二三	二三九・七九	六、八三四、六五五	六八八・九三	三〇、六四九
大正八年	二八三	三〇四・三一	一二、〇九八、三九五	一、三二〇・三二	四二、七五一
大正九年	三九三	四二二・五九	二四、七二一、〇〇〇	二、四九一・八八	六二、九〇三
大正十年	四〇三	四三三・三五	二四、一四八、〇〇〇	二、四三四・一二	五九、九二一

（ハ）生産額　生産額増加の趨勢を見るに左の如くである（製本の生産額を含まず）。

（農商務大臣官房統計課編纂、大正十一年工場統計表より）

年次	生産額	指數	年次	生産額	指數
明治四十二年	一五、六九八、四五八圓	一〇〇％	大正九年	九五、〇八七、一〇八圓	六〇五・七一
大正三年	二六、四四八、三三〇圓	一六八・四八	大正十年	一〇一、七二二、九〇二圓	六四八・〇〇
大正八年	六六、二四八、四六四圓	四二二・〇一	大正十一年	九九、五四一、三六一圓	六三四・〇八

大正十一年度は、震災に依り當局に於て資料を燒失した爲、神奈川縣、群馬縣、奈良縣及福井縣の生産額は含まれて居ない。これが爲、前記の如く大正十年に比し其額が減じてゐるが、若し以上四縣の生産額が、之に加るならば、大正十年度よりも優に增加するであらう。

かくの如く、印刷物の生産額は、大正八年には明治四十二年の約四倍となり、經濟界の不況にも拘らず依然として漸增の趨勢を持續してゐる。

備考　大正十年度に於ける前記四縣の印刷物生産額を參考として掲ぐれば左の如くである。

神奈川縣	一、九九四、〇八五圓	群馬縣	三四九、四四〇圓
奈良縣	一八五、八〇一圓	福井縣	一〇一、二五〇圓

次に家內工業の生産額と工場工業に依る生産額との割合の問題であるが、此點に關しては、大阪市に於ける印刷物生産額表を左に示して參考に供しよう。

	大正九年		大正八年		大正七年		大正六年		大正五年	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
工場生産	二五、三八七、六七〇	九八・七四	三六、六一三、七五三	九六・二〇	一七、八三三、一二二	九三・〇〇	六、一三八、五八五	六四・二八	四、九三一、二八五	七九・〇五
家内工業生産	三三四、九一五	一・二六	一、四四六、七三三	三・八〇	一、三四二、四九一	七・〇〇	三、四一〇、四五五	三五・七二	一、三〇六、八〇四	二〇・九五
計	二五、七二二、五八五	一〇〇・〇〇	三八、〇六〇、四八六	一〇〇・〇〇	一九、一七五、六一三	一〇〇・〇〇	九、五四九、〇四〇	一〇〇・〇〇	六、二三八、〇八九	一〇〇・〇〇

（大阪市役所社會部編纂勞働調査報告第十七册より）

即ち生産總額に對する家内工業の生産額の率は年々低下して大正九年度には約一パーセントを占めて居るのに過ぎないのは、明に同市印刷界が家内工業より工場工業へ推移しつゝあることを示して居るものと云へる。本會の印刷工業勞働實情調査の結果に依れば、此傾向は單に大阪市のみの傾向ではなく、大體に於て、全國的の趨勢であると云ふことが出來る。次に、右表中大正九年の生産額が減じてゐるのは、銀行會社方面の端物印刷を專業とする工場の多い大阪に於て、特に財界不況の影響が甚しかつたことを物語つてゐるものと思ふ。最後に、我國印刷物の生産額が諸生産品中如何なる地位を占めてゐるかを見よう。

生米	五五八、六一九、〇六四圓	絹織物	二七三、五七二、七一四圓	砂糖	一三四、五七五、五六四圓
綿織物	五三三、五七七、六一七圓	清酒	二六九、二一五、五四五圓	毛織物	一二七、九五六、八二八圓
綿糸	四八四、八二四、二一二圓	船舶	一九七、七〇九、八一三圓	印刷	一〇一、七二二、九〇二圓

（本表は大正十一年工場統計表品目別生産額表より大正十年度の事實を記載したものである）。

卽ち印刷物は大正十年度に於て第九位を占めてゐる。因に英米二國に於る狀態は、印刷局朝陽會編纂の印刷のしをり及大阪市役所勞働調査報告に斷片的に記載せられてゐるがそれによると、英國に於ては第五位を占め米國に於ては第三位を占め其年產額は約六十億圓であるから英米に比較すれば尙遠く及ばない。

（二）印刷物の輸出增加　我國印刷物の外國輸出狀態は左の如くであるが、書籍及雜誌以外の印刷物の輸出額が、近年特に增加してゐることは注意すべきことである。これ等の輸出先は、主として支那及南洋方面であつて、大部分は京阪地方の工場に於て注文を受けてゐる。

日本精版會社、市田オフセット會社（二社最近合併せりと聞く）の如きは其代表的工場である。

年次	書籍及雜誌	印刷物	レーベル
大正元年	四一四、四一八円	一七九、五六九円	一一五、〇六六円
大正二年	四八四、三〇三	二一二、〇六一	一一六、二〇六
大正三年	四一四、四八一	二六二、二四九	一三〇、九〇五
大正四年	四〇五、二一六	一七二、一四三	一六五、七六八
大正五年	四九二、七〇一	三二七、六五八	三六三、七六四
大正六年	六〇二、六六一	六七四、〇一九	六五二、五七九
大正七年	六四八、九八一	一、一五六、八二九	一、一六八、八七六
大正八年	一、二四四、七四六	一、四七三、九九一	一、五七一、二五二
大正九年	一、二六七、三二四	一、四九〇、八三〇	二、二一七、二七二
大正十年	一、〇七一、七五二	一、〇三八、六二一	一、二二一、八八五

（農商務省統計表より）

（ホ）結論　我國印刷工業の發達は、少くとも三つの特色を有してある。今これを概說すると、

一、漸進的に絶えず發達してきたこと

印刷工業は、機械製造業を始め其他の工業の如く、戰時中特別なる巨利は博し得なかつた。その代りに財界不況の場合にも甚しくは影響を受けて居ないことに注目しなければならない。現に前記諸表が示す如く、大戰後著しき不況に陷つてゐる今日に於ても、工場數職工數及生產額共に漸增の傾向を有してゐる。これは正に一國の文化、生活の文化と離るべからざる關係を有する印刷工業の强味でなくてはならない。

二、特に小工場組織が增加したこと

特に小工場組織の印刷業が增加したことは、左表明治三十二年と大正八年との比較に依り明かである。

工場	明治三十二年 工場數	明治三十二年 百分比	明治三十二年 職工數	明治三十二年 百分比	大正八年 工場數	大正八年 百分比	大正八年 職工數	大正八年 百分比
十人以上三十人以下	八三	五一・八八	一、四一九	一八・一〇	四八九	六九・二六	三、七四四	一三・六九
三十人以上五十人以下	三三	二〇・六三	一、三七三	一七・五一	八八	一二・四六	七、五七三	二七・六九
五十人以上百人以下	二九	一八・一三	一、七六三	二二・四八	八一	一一・四七	五、四八五	二〇・〇六
百人以上	一五	九・三八	三、二八六	四一・九一	四九	六・八〇	一〇、五四五	三八・五六
計	一六〇	一〇〇・〇〇	七、八四一	一〇〇・〇〇	七〇七	一〇〇・〇〇	二七、三四七	一〇〇・〇〇

（農商務編纂職工事情、同工場通覽より）

小工場の數は、右表に示されたる如く、特に增加した。

これは我が印刷界が、家內工業から小工場工業へ、推移の經過時代に在ることを示してゐると同時に、印刷業が小工場組織の經營には利益であり、大工場組織の經營には、兎角困難を伴ひ易いことの、現はれとも見なければならない。

何故に大工場經營が難事であるかにつきては、

イ　組織が大きくなるにつれ文選植字印刷校正製本各部間の連絡統一の困難を生じ能率の低下を來し易きこと

ロ　印刷工の操縱難

ハ　出版業者の多くが支拂方面に於ける信用の不確實なること

其の他枚擧に暇がない。

三、全國的に普及せること

最後に、印刷業發達の一特色として、工場が全國的に普及した事を擧げなければならない。殊に歐洲大亂に依る我國財界の好況は、地方印刷界をして急激に發達せしめた。東京、大阪市に於てさへ多く見ることの出來ぬ組織的の工場が、名古屋、金澤、熊本、仙臺などの諸都市に見受けられる樣に成つたのは、最近のことである。今工場の地方的分布につき明治三十一年と大正八年とを比較して見ると、左の如くであ

つて、印刷工業が、東京大阪の如き大都市に於てのみならず、全國の各地に發達したことを知る事が出來る。此結果勞銀の安い地方の印刷所が、東京若くは大阪あたりに侵入して、注文を持つて行つてしまふやうな事さへ往々見受けられるのも此頃の現象である。

府縣廳名	明治三十一年		大正八年	
	工場數	職工數	工場數	職工數
東京	四一	三、一八六	一八〇	一一、八九六
京都	五	二七〇	一七	五六三
大阪	一七	一六七	八四	三、七四九
神奈川	五	一六七	一八	七二四
兵庫	八	二四〇	五三	一、四六二
長崎	六	一二二	一三	二七五
新潟	—	—	二〇	五三三
埼玉	—	—	四	五四
群馬	—	—	二	四一
千葉	—	—	一	二八
茨城	—	—	三	六二
栃木	—	—	五	一五三
奈良	二	四三	五	七九
三重	二	四一	一〇	一三五
愛知	—	—	三二	八四〇
山形	—	—	一一	一五一
秋田	—	—	八	一五四
福井	—	—	四	三二七
石川	二	三五	八	三二七
富山	七	一二八	一四	二三六
鳥取	—	—	三	七二
島根	三	四八	二	八七
岡山	三	六三	八	三三六
廣島	七	一六三	一四	四一七
山口	三	七八	一四	三七一
和歌山	二	四六	七	一一〇
德島	—	—	八	一六六
香川	—	—	六	一五六
愛媛	四	九八	六	一三五
高知	—	—	三	一〇五

静岡	一	一三	九	一九七
山梨	—	—	六	一三七
滋賀	—	—	三	三九
岐阜	—	—	四	一三〇
長野	三	五九	五	七九
宮城	三	九九	八	二五二
福島	四	八〇	六	一六四
岩手	二	二八	七	一三五
青森	二	二七	四	九四
福岡	四	一二一	二三	五五七
大分	三	三六	八	一六二
佐賀	二	九九	三	四二
熊本	二	六〇	一二	四一一
宮崎	一	三七	二	六六
鹿兒島	—	—	二	三一六
沖繩	—	—	四	六七
北海道	三	一三七	二九	八七五
計	一四七	六、四一九	六九三	二七、六三七

（農商務統計表及工場通覧より）

三、工場數及職工數

大正十年末に於ける印刷製本工場數、及びこれに使用せらるゝ職工數は左の如くである（但官營工場を除く）。

工場數	職工數
二、二三〇	四〇、二三五

職工平均五人以上を使用する工場、原動機又は電動機を使用する工場及工場法施行令第三條に掲ぐる事業を營む工場につき大正十年末現在を以て調査せる農商務省編纂工場統計表による。

農商務省及社會局の諸統計表に於ては、印刷工場と製本工場とを一括し印刷製本工場なる一分類の下に諸數字が示されてゐるので、此内製本工場數及職工數がどの位を占めてゐるか的確に知ることは出來ないが、大正八年末現在職工十人以上を使用する工場につき調査せる工場通覧によれば、製本工場は僅に東京

に二十一、大阪及京都に各々一あるに過ぎない。しかも此内五十人以上のものは一つである。而して之に屬する職工數は五百三十名であるが、此外製本事業を兼營してゐる印刷工場があるからこれを加へると製本工の總數はもつと多く成るであらう。併し兼營工場の數は印刷工場數の全體から見れば夫程多くはない上、國定教科書印刷の工場その他二三の大工場を除いては、一工場内に於ける製本工の數は僅かであるから、前記職工總數四〇、二三五に對し、製本工の總數は少部分を占めてゐるに過ぎないであらう。此點につき、大阪市役所の勞働調査報苦（大正十一年現在職工十五人以上を使用せる工場につきて調査せるもの）を參照して、大阪市に於ける狀況を見ると、調査工場數六十六の內、製本を兼營せる工場數二十二（內製本工僅に一人を使用し製本兼營とは名ばかりであるもの六あり）であつて、六十六工場の使用職工數二千八百九十五人、製本兼營の二十二工場の使用職工千二百三十四人、內製本工の數百九十二人である。卽印刷工場の職工總數に對し約六・六%製本兼營工場の職工總數に對して約一五・六%であるが、これを以て我國に於ける製本兼營の印刷工場數、及びこれに使用せられてゐる職工數は概略推測し得らるゝと思ふ。

次に官營印刷工場數は、大正十年の工場統計表によると、一〇であつて、これに使用せらるゝ職工數は三五四三である。而して此の內の重なるものは、印刷局及專賣局印刷工場（在京都）であるが、この二工場の職工數だけで三、三〇〇以上を占めてゐるから、其の他の八工場は極めて小規模であつて、自家用印刷物の內特に機密を要するもの若くは緊急を要するものを便宜印刷してゐる程度のものに過ぎない。

印刷局は其規模に於ても職工數に於ても實に我國第一の印刷工場であり、專賣局の印刷工場は約三百名の職工を使用し、主として煙草の包裝を印刷してゐるが、村井商會經營時代より、平版印刷を以て知られ我國平版印刷の發達を助長した點に於て忘れてはならぬ工場である。我國に於ける平版印刷が特に關西地方に於て發達したのは、只管此工場を以て其源泉としてゐるのである。

(イ) 地方的分布

道府縣	工場數		職工數						一工場當り平均職工數
	工場數	百分比	男		女		計		
			人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	
東京	五八六	二六・三八	一三、一九九	三八・六三	二、四六八	四〇・六三	一五、六六七	三八・九四	二五・七四
大阪	三六〇	一六・一四	四、七三二	一三・八五	八六四	一四・二二	五、五九六	一三・九一	一五・五四
兵庫	一六二	七・二六	一、七四四	五・一〇	二八九	四・七六	二、〇三三	五・〇五	一二・五五
愛知	一二八	五・七四	一、三五七	三・九七	七八	一・二八	一、四三五	三・五七	一一・二一
神奈川	七七	三・四五	一、〇二二	二・九九	一四一	二・三二	一、一六三	二・八九	一五・一〇
京都	四七	二・一一	八二〇	二・四〇	一四六	二・四〇	九六六	二・四〇	二〇・五五
福岡	四九	二・二〇	六二三	一・八二	一九二	三・一六	八一五	二・〇三	一六・六三
新潟	四〇	一・七九	五七四	一・六八	一四九	二・四五	七二三	一・八〇	一八・〇八
廣島	三一	一・三九	五〇〇	一・四六	一八四	三・〇三	六八四	一・七〇	二二・〇六
熊本	四一	一・八四	五一五	一・五一	一五六	二・五七	六七一	一・六七	一六・三七

宮城	三七	一・六六	四五九	一・三四	五六	〇・九二	五一五	一・二八	一三・九二
長崎	三二	一・四三	三九五	一・一六	八九	一・四七	四八四	一・二〇	一五・一三
岡山	二四	一・〇八	二四七	〇・七二	二二二	三・六五	四六九	一・一七	一九・五四
山口	二〇	〇・九〇	三五四	一・〇四	一〇八	一・七八	四六二	一・一五	二三・一〇
長野	三八	一・七〇	四一八	一・二二	二九	〇・四八	四四七	一・一一	一一・七六
石川	二七	一・二一	四〇五	一・一九	一〇	〇・一六	四一五	一・〇三	一五・三七
富山	五九	二・六五	三九〇	一・一四	二四	〇・四〇	四一四	一・〇三	七・〇二
北海道	八四	三・七七	一、二四一	三・六三	二三一	三・八〇	一、四七二	三・六六	一七・五二
其他	三八八	一七・四〇	五、一六五	一五・一二	六三九	一〇・五二	五、八〇四	一四・四三	一四・九六
計	二、二三〇	一〇〇・〇〇	三四、一六〇	一〇〇・〇〇	六〇七五	一〇〇・〇〇	四〇、二三五	一〇〇・〇〇	一八・〇四

（大正十年末現在調査農商務統計表より）

右表中、東京府の一工場當りの職工數が多いのは、所謂ページ物印刷を專業とする大工場が、他府縣に比して、遙に多數あるに由る。富山縣が職工數に比して工場數多きは、賣藥の包裝印刷を專業とせる小工場多數あるに由る。又岡山縣廣島縣に於て女工數多きは植字文選に女工を採用せる工場が多い爲である。職工數を標準とせる右表府縣の順位が、大體に於て、文化發達程度の順位をも併せ示してゐるのは、印刷業と文化との密接なる關係をよく表示してゐると思ふ。又印刷工の大部分が東京大阪の如き大都市內に集中せられてゐるのは、仕事の性質上當然の事ではあるが、他工業には見る事を得ない特色であらう。

（ロ） 職工數別工場數及職工數

	工場數	百分比	人員	百分比
五人未滿	六一九	二七・七六	一、六四〇	四・〇八
五人以上十人未滿	七二五	三二・五一	四、八六七	一二・〇九
十人以上十五人未滿	三三三	一四・九三	四、〇七九	一〇・一四
十五人以上三十人未滿	二七八	一二・四七	五、九五〇	一四・七九
三十人以上五十人未滿	一二六	五・六五	四、八七一	一二・一〇
五十人以上百人未滿	九五	四・二六	六、九〇六	一七・一六
百人以上五百人未滿	五二	二・三三	一〇、〇九二	二五・〇八
五百人以上千人未滿	一	〇・〇四	七一一	一・七七
千人以上	一	〇・〇四	一、一一九	二・七八
計	二、二三〇	一〇〇・〇〇	四〇、二三五	一〇〇・〇〇

（大正十年末現在調査農商務統計表より）

右表によれば、職工百人以上を使用する工場に於ける職工數は、全職工數の約二割九分に當るに過ぎない。更に之は職工五十人以上百人未滿を使用する工場に於ける職工數を加へても、全職工數の五割に滿たぬ狀況である。

右表中使用職工五百人以上の工場は、秀英舍第一工場及博文館印刷所であるが、百人以上の工場の大部分は東京に存在してゐる。

（八）體性及年齡別職工數

年齡	男工 人員	男工 百分比	女工 人員	女工 百分比	計 人員	計 百分比
十四歲未滿	四七二	一・三八	一九四	三・一九	六六六	一・六六
十四歲以上十五歲未滿	一、五九五	四・六七	四九七	八・一八	二、〇九二	五・二〇
十五歲以上十六歲未滿	三、五五五	一〇・四一	九四四	一五・五四	四、四九九	一一・一八
十六歲以上	二八、五三八	八三・五四	四、四四〇	七三・〇九	三二、九七八	八一・九六
計	三四、一六〇	一〇〇・〇〇	六、〇七五	一〇〇・〇〇	四〇、二三五	一〇〇・〇〇

職工總數に對して女工の數は約一割五分を占めて居るが、男工の使用を主とする工業であつて女工の數が職工總數の一割五分を占めてゐるのは、比較的珍しいと思ふ。此等女工は、主として解版、製本、鑄造の仕事に從事してゐるが、近來關西地方で文選に女工を併用する傾向が有り、稀に植字にも女工を試用してゐる處がある。印刷工場に於ける女工の仕事に關しては後段詳述したいと思ふ。

十五歲未滿の男工は、主として雜役的仕事に從事してゐる。これは所謂追廻しと稱せらるゝものであるが、假名文選、解版等にも幾分は使用せられてゐる。十六歲以上の職工の年齡別の狀況は、職工全數につきては知る事を得ないが、大阪市に於ける左記數字に依り、その全國的概況を推斷し得らるゝと思ふ。

年齡	男工 人員	男工 百分比	女工 人員	女工 百分比	計 人員	計 百分比
十六歳未滿	二六一	六・八四	一三六	一八・三〇	三九七	八・七一
十六歳以上二十歳未滿	九二四	二四・二二	二七二	三六・六一	一、一九六	二六・二四
二十歳以上三十歳未滿	一、五〇五	三九・四五	二一四	二八・八〇	一、七一九	三七・七一
三十歳以上四十歳未滿	七一〇	一八・六一	六〇	八・〇七	七七〇	一六・八九
四十歳以上五十歳未滿	三〇八	八・〇七	五〇	六・七三	三五八	七・八五
五十歳以上	一〇七	二・八〇	一一	一・四八	一一八	二・五六
計	三、八一五	一〇〇・〇〇	七四三	一〇〇・〇〇	四、五五八	一〇〇・〇〇

（大阪市社會部調查報告參照）

印刷物の主要の仕事に壯年者を必要とすることは、右表に依つて首肯せらるゝであらう。大體印刷工場に於ては、十六歳以上二十歳未滿の者は文選に多く、二十歳以上三十歳未滿の者は文選植字及機械等主要の各部に多く、三十歳以上四十歳未滿の者は機械植字に多く、四十歳以上の者は機械に多い。元來印刷工は、特に身體の強壯なる者に非る限り、如何なる熟練有能の者といへども、四十歳を越えては、文選工、植字工としては、能率低下を避ける事は出來ないと同時に、其勞働にも堪へてゆくことが困難である。此れは仕事其物の性質上已むを得ないことであらうが、此點に關しては今後研究の餘地が充分にあることゝ思は

れる。

(二) 寄宿舍の有無による工場數及通勤寄宿別職工數

(大正十年末現在常時十五人以上の職工を使用する工場につき調査せる工場監督年報より)

寄宿舍有無	工場數	百分比
有	七三	一二・〇二
無	五三四	八七・九七
計	六〇七	一〇〇・〇〇

寄宿又通勤	男工		女工		計	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
寄宿	五四六	二・一三	二三	〇・四一	五六九	一・八二
通勤	二五、一七一	九七・八七	五、六三九	九九・五九	三〇、八一〇	九八・一八
計	二五、七一七	一〇〇・〇〇	五、六六二	一〇〇・〇〇	三一、三七九	一〇〇・〇〇

後段福利施設の項に於て詳述するつもりであるが印刷工場に於ける福利施設は甚だ貧弱である。從つて寄宿舍の施設も極めて僅かしかないことは、右表の示す通りである。

四、企業の形態

印刷工業の特色として、小工場組織の多い結果、之が經營も亦個人的のものが多いことは、今更云ふまでもない。今大阪市役所の勞働調査報告(大正十年末現在適用工場につき調査せるもの)により同市印刷業

の企業の形態を掲げて見よう。

種類	數	百分比	種類	數	百分比
株式會社	一八	四・四〇	社團法人	一	〇・二四
合資會社	一五	三・六五	個人經營	三七一	九〇・四八
合名會社	五	一・二三	計	四一〇	一〇〇・〇〇

次に會社の状況を全國的に見ると、株式會社は其數に於ては約六〇%を、資本金に於て九〇%に近い金額を占めてゐる。

種類	會社數	百分比	出資金額及拂込金額	百分比
株式會社	二四一	五九・八一	二一、四四六、〇〇〇円	八八・八一
合資及合名會社	一六二	四〇・一九	二、七〇二、〇〇〇円	一一・一九
計	四〇三	一〇〇・〇〇	二四、一四八、〇〇〇円	一〇〇・〇〇

（大正十年末現在調査農商務省編纂會社統計表より）

次に出資金額拂込金額を併せて二十萬圓以上を有する府縣につき、種類別に會社の數を示すならば左の如くである。

府縣名	株式	合資	合名	計	出資金額及拂込資本金額
東京	四四	二一	四	六九	一〇、八二八、四〇〇
大阪	一八	一四	一〇	四二	六、〇三〇、九一七

愛知	七	一一	一	一九	八二二、八四〇
兵庫	一一	一一	一	二三	五五五、五〇〇
熊本	一〇	|	|	一〇	四七五、八五〇
神奈川	三	九	二	一四	四六三、七五〇
京都	四	四	二	一〇	四六二、〇〇〇
廣島	九	二	一	一二	三九〇、八〇〇
石川	九	一	|	一〇	三二七、二五〇
宮城	五	六	|	一一	二三〇、八五〇
岐阜	三	一	|	四	二四八、五〇〇

（大正十年度會社統計表より）

全然印刷會社の存在せざるは、宮崎沖繩の二縣である。

第二　雇傭狀態

一、雇入

（い）募集の難易　戰時好況時代には他工業同樣、熟練工非熟練工の別なく、甚しく募集難を感じたことは云ふまでもないが、現在に於ては、非熟練工は、地方に依つて多少程度の差はあるが、大體に於て募集難はなくなつてゐる。然るに熟練工になると、今でも不足を告げてゐて、居ながらにしてこれを簡單に得ることは難い。これが爲め熟練工採用の必要あるときは、幾許か賃金を高くして他工場から引拔いて來なければならぬ場合が多い。從つて今尙募集上の苦心があり、職工の種類に依つては、自然多少の爭奪も

起り得るのである。戰時中の募集難及現在熟練工以外のものが容易に得らるゝことにつきては今更説明の要を見ない。たゞ熟練工の募集難につきては、一言以て其理由を明かにせねばならぬ。熟練工の募集難は、要するに、需要の增加に對する供給不足の問題に歸着するのであるが、印刷職工總數の約四十パーセントを有してゐる東京印刷界は、職工の需要供給につきても多少事情を異にしてゐるので、便宜上こゝには東京及地方の二事情に分ちて説明したいと思ふ。

（一）東京に於ける需要增加の原因

（イ）印刷業の漸進的發展

全國の印刷工業が漸進的に發達して來てゐることは、既に概説に於て數字を以て説明したから茲には省略する。

（ロ）これも印刷工業發展の一に相違ないが、新聞社に於て夕刊施設の增加及び地方版の擴張ありたること。

夕刊の發行は、明治末年に於ては、中央、やまと、二六の三紙に過ぎなかつたが、近年著しく增加して現在に於ては、東京の大新聞にして、朝刊のみを發行するものは僅に都、讀賣の二紙にすぎない。次に東京の新聞社は、いづれも地方に於ける販路擴張の目的を以て、近年益々地方版の種類を增加しつゝある。一例をあげて云へば、東京日日新聞の如きは、大正三年には、靜岡千葉群馬埼玉の四縣に地方版を有する

にすぎなかつたが、數年前より漸次その種類を增し、現在では府下、神奈川(二版)靜岡千葉埼玉群馬長野山梨茨城栃木福島等の地方版を出してゐる。報知國民朝日時事の諸紙も、亦これと同樣若くはこれ以上の地方版を設けてゐる。かくの如き各社の夕刊發行、地方版の擴張は自然工場の擴張を促し、勤務時間も二部制度の採用と成つて、近來新聞方面に於ける職工需要の激增は著しきものがある。

(二) 其他の地方に於ける需要增加の原因、地方印刷工業の勃興

歐洲大戰後地方印刷工業が勃興したことは、概說に述べた。現在に於ても、地方印刷工業は地方文化の發達と共に、漸次發展しつゝある。

以上の如く熟練工の需要は、寧ろ增大しつゝある。然るに、その供給に至つてはこれに伴つてゐない。今その原因を求むるに左の如きものがある。

(一) 東京に於ける供給制限の原因

(イ) 戰時好況中の印刷工場主は、職工の賃金値上を行はなかつた(大正八年職工の要望に依つて始めて値上を斷行したにすぎない)。從つて此間に職工の他業に轉職した數は少くなかつたこと。

(ロ) 現在に於ても轉業者が少くないこと。

この點に關しては、數字を以て的確に說明し難いが、筆者が印刷工場を實地調査爲したる際、到る處の工場主より耳にした事實である。然らばその原因如何と云ふに、その主なるものとして、吾人は左記の諸

事情を擧げたいと思ふ。

（1）熟練工と成るまでには、相當の年月を要し、しかもその間の賃金は比較的低きこと（後段賃金の項參照）。

（2）活版職工の仕事は技術的である。殊に植字工紙差工の如きは最も專門的技倆を必要とする。然るに素質のこれに適合せざるが爲か、技術の進歩せざるものがある。これ等のものは、賃金も低く、印刷業に對して絕望的に成つてゐること。

（3）活版工場は、仕事の性質上甚だ不健康的である上、工場の多くは全く衞生的施設に缺けてゐる。鉛毒の問題、常時的夜業、工場の狹隘不潔等强壯者と雖も健康を害ね易く、然らざるものに至つては到底永くその勞働に堪へ得られまいと思はれる。此傾向は東京の工場に於て最も甚だしい（後段就業狀態の項參照）。

（ハ）地方の工場に職長として招聘せらるゝものあること。數年前地方印刷工業が特に勃興したる時代、職長若くは高給職工として、榮轉的に地方工場に赴きたる熟練工の數は多かつた。現在に於ても、多數ではないが、かゝる事情の下に地方に赴くものは、時々見受けるところである。而してこれ等の者の多くはその土地が鄕里であるか、若くは鄕里に近い關係を以つて赴くのであるから、然らざる事情に依り地方に赴き轉々するものと異り、その土地に落ちつき、再び東京に戻つて來るものは少い。之に反して、地

方工場より東京の工場に轉じ來る者の多くは、技倆を磨くことを以つて目的とせるものか、若くは、大都會の生活を憧憬せるものかであつて、いづれも、年少技倆未熟の者である上、東京印刷工場に於ける勞働の苦痛及大都會の生活に對する幻滅に依り、やがて又元の地方に還る者が多い實況であるから、これ等のものを以て上述熟練工の補充とは爲し難い。

(ニ) 徒弟養成の廢れしこと

徒弟の養成は、實施上工場主に困難なる事情が伴ひ易いので現在に於ては廢れてしまつた(年少者養成の項參照)。

(ホ) 印刷業の注文取に轉ずるものあること

一般生產品と異り、印刷の注文品は全く特殊のものである關係上、注文とりの仕事に從事せるものは、工場と密接なる連絡をとり、或る場合には當該注文品につき工場を監督する必要さへある。これが爲適當なる者があるならば、職工あがりのものをして、營業員たらしむることは、能率を上げる點に於て甚だ有効である。

(二) 地方に於ける供給制限の原因

前述(一)の原因中(イ)(ロ)(ホ)の事情は地方にも同樣適用し得る。(ニ)の事情は東京ほどその傾向が甚だしくない。これは一地方に於ける工場數が極めて少く、徒弟移動の餘地がないことが養成難を幾分緩和し

てゐる爲であらう。

次に、熟練工中最も募集困難を感ずるものは、植字工であつて、印刷工これに次ぎ、文選工は前二者に比し幾分得易い。募集難に伴ふて生ずる職工の爭奪に關しては、どこの印刷同業組合に於ても、規定を以てこれを禁止してゐるがその實効に至つては甚だ疑はしい。又同業組合の規定以外に於て、東京の日清印刷、秀英舍、博文館では、三社間に於ては爭奪を避けることの協定をして、常に雇入解雇者の氏名を相互に通報してゐると云ふことであるが、これとても極度に募集困難を感じたる場合どの程度まで嚴守せらるるかは問題である。

（ろ）　募集方法　募集方法は主として在職々工の縁故に依つてゐる。熟練工の場合には職長自身の縁故に依る場合が多い。其他の方法の一として近頃公益職業紹介所を利用してゐるところも增加した。全國の公益職業紹介所の取扱件數を調査して見るに左の通りである。

大正十一年度	求人數	求職者數	就職者數	大正十二年度	求人數	求職者數	就職者數	大正十三年度	求人數	求職者數	就職者數
一月	九八〇	三七〇	三〇二	一月	六七六	七四九	四一二	一月	二、五六九	一、四四三	九〇七
二月	八八〇	二四八	二九一	二月	七六一	八三三	四五八	二月	二、六四七	一、四四三	九六八
三月	九一三	五四五	四一一	三月	九四〇	八三二	四五〇	三月	二、八九九	一、六五五	九九一
四月	八六二	四一六	二九七	四月	七〇九	八六五	三九一	四月	二、二六一	一、七三〇	九六七
五月	九二〇	五四九	三五七	五月	九三〇	九〇五	四三三	五月	一、九七〇	一、八四二	九一四

六月	六二〇	四九二	三二七
七月	六八四	五四五	三三二
八月	八二一	五八六	四〇八
九月	一、三二一	六六〇	五〇三
十月	八七〇	六三三	四一九
十一月	七五〇	六九五	四八二
十二月	四三五	四七一	三〇〇
計	九、九七六	六、三〇九	四、四六八

六月	七四七	八八二	四一〇
七月	七〇七	九七二	五〇六
八月	五九八	五八七	二六八
九月	七七五	一、三六九	三一八
十月	一、三三四	二、〇八八	六五三
十一月	一、八三三	二、〇〇六	九四二
十二月	二、七七七	一、五六九	九四四
計	三、六七七	一三、六五五	六、一七三

六月	一、四六八	一、六七五	六七六
七月	一、三一一	一、五五九	七〇六
八月	一、四五〇	一、四三三	七三六
九月	一、七〇三	二、〇三三	一、一〇八
十月	一、七〇二	二、〇四五	一、一一八
十一月	四〇三	六八六	一六九
十二月	一九三	四〇四	九一
計	二〇、五七六	一七、九二四	九、三八一

備考　右表中大正十三年度十一月及十二月は東京地方職業紹介局管内の取扱件數を含んでゐない。

製版印刷工の取扱件數は、右表の如く漸次增加して、大正十三年は、東京地方職業紹介局管内十一月及十二月分取扱件數を含まずしても、尙大正十一年度の件數に比して二倍と成つて居る。而して大正十二年九月以降取扱件數が著しく增加してゐるのは關東大震災の結果京濱地方に於ける工場の燒失、職工の離散が、公益職業紹介事業の發展に一轉機を與へたものである。又六七八月の夏期に於て取扱件數が減少してゐるのは印刷工場の閑散期たることを示してゐるものである。資料の不備より、製版印刷工場全體の移動數を掲げて右表と比較對照することは出來ぬが、參考として適用工場に於ける大正十年及び十一年度の移動數を示せば左の如くである。

年次	雇入	解雇	年次	雇入	解雇

大正十年度	二〇、八二五	一九、二六六
同十一年度	二五、四八二	二二、三五八

次に大正十一年度に於ける取扱總件數對製版印刷工取扱件數を示せば左の如くである。

	總件數	製版印刷工件數	總件數對製版印刷工件數百分率
求人數	四五〇、七二九	九、九五六	二・二〇%
求職者數	四五三、二六七	六、三〇九	一・三九%
就職者數	一九九、九六三	四、四三八	二・二二%
求職者數對就職者數（百分率）	・	七〇・三四%	

尚公益職業紹介所に赴く職工の多くが、雜役その他非熟練工であること、及び此等の者の就職が多くは一時的である爲移動性に富んでゐることは留意せねばならぬ。職業紹介所を利用する工場は、主として職工の募集に比較的便宜を有せざる小工場であるが、東京及大阪印刷業に於て一般に職業紹介所の存在を認める機運がむいてきたことは事實である。

（は）傭入手續　職工百人以上を使用せる工場が、工場總數の三%にも滿たぬ（前掲職工別工場數及職工數表參照）狀況であるから、職工規則を制定して、傭入手續に關しても詳しく規定を設けてゐるところは、全體から見て少數である。多くの工場はその經營振りが非組織的であり非事務的たるを免れない。今傭入手續に關する大工場の規定二三を掲ぐれば左の通りである。

A　工　場　（在東京）

一、工務員希望者は所定の申込書及戶籍謄本又は抄本を庶務課に差出すべし、但工務員の戶籍謄本又は

抄本は本人退職の場合と雖も之を返戻せず。
二、工務員希望の者は滿十四歲以上にして義務教育を終へたるものに限る。
三、工務員の雇入は品性體格及技能を調査したる上採用するものとす。
四、工務員前條に依り採用せられたるとき所定の誓約書を五日以內に差出すべし。
五、前條の誓約書には保證人と連署すべし。但、保證人は當工場勤務以外の丁年以上の戶主にして市內又は市附近に一戶を構ふる者とす。

B 工 場（在東京）

一、現業員に缺員あるときは課長はその旨庶務課に通牒すべし。
二、現業員は左の資格を備へ體格檢查及品性考查に合格したる者より採用す。
イ、尋常小學校の教科を修了したること又はこれと同等の學力を有すること。
ロ、十四歲以上四十五歲未滿の者なること。
三、現業員希望者は本籍住所族稱氏名生年月日學業履歷を明記し戶籍謄本又は抄本を添へ庶務課へ申出づべし。
四、現業員に採用せられたるものは遲滯なく所定の誓約書を差出すべし。
五、前條の誓約書に署名する保證人は丁年以上の戶主にして東京市內又はその附近に一戶を構へ本社に

於て適當と認むる者に限る。

入場職工の年齡資格に關し主要十工場の規定を見ると、十二歲以上とせるもの五、十三歲以上とせるもの二、十四歲以上とせるもの三、以上の內、採用し得る最高年齡を規定せるもの五の內、五十五歲未滿とせるもの一、五十歲未滿とせるもの一、四十五歲未滿とせるもの二、三十歲未滿とせるもの一である。

採用決定後誓約書の提出は上記十工場いづれもこれを必要としてゐるが、その期間につきては、遲滯なく提出すべし、とのみ記載せるもの二、提出期間に關しては何等の記載なきもの二、採用決定後一週間以內とせるもの三、五日以內とせるもの一、三日以內とせるもの二である。次に傭入手續の規定を有せざる多數工場の狀況如何と云ふに履歷書申込書の提出なども餘り必要とせられず、職長が本人に面會したゞけで、大體採否はきまつてしまふのである。而して特別なる事情の存在せぬ限り、誓約書其他採用決定後の諸手續も履むことを必要としてゐないで凡てが職長の權限責任にまかせてあるところが多い。從つて職長の氣に入つたものは直に採用せらるゝと云ふ實情であつて玆に職長と職工との間に親分乾兒的關係が自然結ばれ易くなる。印刷工場に於て職長が變るとその下の重なる職工までが間もなく變るといふ傾向が甚だしいのは蓋し以上の事情に起因するところが尠くないのである。かくの如く募集採用に際して職長に大なる權限を與へてゐることは印刷工場の特色と云ひ得よう。最後に現在行はれてゐる雇傭契約書の內容は、いづれも片務的のものであつて大同小異であるが今その一例として某大工場に於ける契約書式を掲げ、次

に今より約二十五年前に同工場に行はれたる契約書の例をも示して比較の便に供さう。

(甲)現行のもの

誓約書

本籍

住所

氏名

年月日生

私儀今般貴社從業員として雇傭相成候に付ては左記條項確く遵守可致尚入社の翌月より貴社共濟組合に加入することを承諾致候

一　工場規則諸告示及習慣を遵守可致は勿論工場監督者の指揮に從ひ誠實に服務可致候事

二　工場規則に定められたる休日及正當の事由ある場合の外工場監督者の許諾なくして勞務を廢せざるは勿論工場規則の定むる休日と雖貴社に於て已むを得ざる事情ある場合には服務可致候事

三　此誓約に違背し又は品行不良その他不正行爲ありたるときは即時解雇相成候とも異存申立間敷候事

四　貴社の都合に依り一週間前の豫告を以て雇傭契約を解除せらるゝも異存申立間敷候事

五　不正又は不穩の行動を爲し貴社に損害を與へたるときは之を賠償可致候事

六　保證人は本人身上に關する一切の件を引受可申本人の行爲より生じたる貴社の損害に對しては連帶責任を以て辨償可致候事

以上

右　本人

住所　保證人

（乙）明治三十年頃に行はれしもの

職工契約書

原籍
現住所
氏名
年月日生

私儀今般貴社何々部職工として入社相願候處御聞屆相成候に付爲後日入置申契約左の如し

第一條　契約年限は明治何年何月何日より明治何年何月何日迄向ふ何年間にして該年限中は決して解約請求致間敷候事

第二條　右年限中は御規則を遵守し誠實を旨とし規定の時間に遵ひ業務に勉勵可致候事

第三條　都合に依り寄宿相願候時本人病氣の節は保證人引取り療養せしめ可申候事

第四條　年限中無據解約を請ふ節は二週間前に申出御承諾を經るに非れば決して他の御同業者へ雇はれ申間敷候事

第五條　妄りに缺勤致し怠惰不品行にして工務を妨げ若くは他の職工習業生等に害を蒙らしむべき行爲ありたるときは右年限中と雖何時解雇相成候共毫も異議申間敷候事

右之條々契約致し候上は之を確守可致は勿論若し本人不都合の行爲より貴社に對し損害等相掛け候節は保證人は本人と連帶してその賠償の責任を負擔可致且つ下名の者共現住地を變更したる節は必ずその都度御屆け可致爲後證仍而如件

本人　何之誰
住所
年月日

保證人　何　之　誰

殿

後例中定期職工に關する條項があるが、現在は本工業に於て或る年期を以つて雇入れることは、殆んど行はれてゐない。更に契約書の實効如何と云ふに、印刷工場に於ても、他工業同樣、單なる空文に終つてゐる。勞働問題の喧しい今日、二十五年以前に行はれた雇傭契約と大差なき內容のものが、依然行はれつつあるは、蓋し全く實効なきに因るものと云へよう。

（に）傭入方針　傭入方針に關しては、勞働團體加入者は大體忌避せられてゐる。東洋印刷株式會社の如きは公然勞働組合員の入場を許してゐるが、これなどはめづらしき例に屬する。併し組合員たる職工の多くが仕事に對して忠實であり、在來の印刷職工の如く不規律なる行爲を爲さぬことは、工場主と雖も是認してゐる。次に印刷工業には二つのクローズドショップがある。一つは神戶の勞働組合印刷工場であり他の一つは大阪の長堀印刷所である。共に大工場ではないが完全なるクローズドショップである。前者は久留弘三氏が數年前創設し自身社長兼校正係として經營に當り、八時間制度の實施、月給均一制度の實施等種々新らしき施設を行つたが、その結果は良好ではなかつた。その後久留氏去り現在に於ては職工の勞働條件に關し何等の特色も有せざる工場と成つてしまつたが、組合員以外のものを排除してゐる點に於ては元の通りである。後者は最近大原研究所の山名義鶴氏が個人的經營を以て創始したものであるが、これ

は總同盟關係の組合員を以て組織し、職工の賃金その他諸待遇については、一切總同盟に一任してゐる。

二、年少者養成

工場法の所謂徒弟制度を施いてゐるところは勿論、年期を以て入場せしむる單なる年少者の養成も稀にしか行はれてゐない。たゞ年少者を傭ひ來りて、低き賃金を以て所謂追ひ廻しから使ひ初めて、次に文選解版或は印刷の紙とり等に採用し、技術の進歩と共に漸次昇進せしめて行くことは、どこの工場に於ても「追ひ廻し」を必要とすることから、自然行はれてゐるがこれも年少者としては、諸工場を轉々として歩き廻ることを以て技術の進歩ありとし、又收入關係に於ても、かくすることを以て得策とする故、その工場主若くは職長と特別なる關係を有するものに非る限り、同一工場に永く勤務するは少數である。玆に工場主側より見て年少者養成難を生じ、特にこれに努むるものなきに至るのである。以上の傾向は東京大阪の如き多數工場の存在せる大都市に於て最も甚だしく、斯業の發達せざる地方に到るにつれ、その程度を減じてゆく故に、地方によりては、年少者を養成して故障なく良好の成績を收めてゐる工場の例もないことはない。

三、移　動

（イ）移動率　大正十年度に於ける適用工場印刷製本職工の移動率を月別に示すと左の如くである。

年月	解雇數	雇入數	職工月末現在數	月別移動率
一月	一、五二八	一、四一〇	一一、六五四	一二・六一%
二月	一、六〇二	一、七五〇	一一、八〇二	一四・二〇
三月	一、八一九	一、九〇一	一一、八八四	一五・六五
四月	一、五九二	一、七三一	一二、〇二三	一三・八一
五月	一、五六七	一、五八九	一二、〇四五	一三・八一
六月	一、三五一	一、三一〇	一二、〇〇四	一三・一〇
七月	一、三六〇	一、四一三	一二、〇五七	一一・〇八
八月	一、六三八	一、二八六	一二、一六八	一二・〇二
九月	一、八二四	二、〇三八	一二、三八二	一五・六〇
十月	一、七二四	二、〇三七	一二、六八五	一四・八三
十一月	一、九五五	二、一九七	一二、五二七	一六・六五
十二月	一、二四三	一、六四〇	一二、九二四	一一・一六
計	一九、二六六	二〇、八二五	平均 一二、一七九	平均 一三・七一

（農商務省調査表より）

備考　月別移動率の算出に際し、資料不備より、月始現在數不明なりし爲、已むを得ず解雇數及雇入數を二分せるものを以て月末現在數のみと對比した

右表に示せる解雇數及雇入數の合計を二分したる二〇、〇四五人を平均月末勞働者數一二、一七九人と對比すると一六四・五九％になり、これを他の工業の移動率と比較すると左の如くである。

印刷製本業	約一六四%	精穀製粉業	約一四三
製藥業	約一三五	電氣業	約一二〇
金屬品製造業	約九八	染料塗料製造業	約九七
製油製蠟業	約八二	製紙業	約六八
窯業	約六一	船舶車輌製造業	約五五

即ち印刷工の移動率は、男工を主として使用する工業中第一位を占めて居る。

（ロ）移動率高き原因　前表の示すが如く、印刷工の移動率は高い。然らばその原因を何に求むるか。今玆に聊か卑見を述べて見たいと思ふ。第一に印刷工は渡り職人の氣風を有してゐる。勿論職工の種類によりて其程度は異るが、一般に移動性に富んで居ることは昔時より定評がある。極めて僅なる收入の増加に依つて、又極めて些細なる事に依つて、現勤工場を弊履の如く捨て他工場に走るものが少くない。第二に轉業者の多いことであるが、此點については既に募集の項に於て詳述した。第三に一定の季節を除くと工場の繁閑の程度が區々である、從つて職工は收入の増加を計る爲、仕事の多い工場を選んで動く。此傾向は他工業よりも著しく思はれる。第四に壯年者及獨身者が多い。先年警視廳に於て調査せるところに依ると、印刷工八九七二人の中世帶主三四五一人、非世帶主五五二一人である。又秀英舍の調査に依れば大正十年十二月末現在同社現業員總數一〇九〇人であつて、其内有配者三五二人（内緣關係を含む）であつて、之を男女別に示すと、有妻者二六二人、有夫者九〇人即ち獨身者は職工總數の六七%を占めてゐる。更に大阪市役所社會部の調査に依れば、大阪市内主要印刷工場に於ける職工の年齡狀況は左の如くであつて、男工總數三八一五人中三十歳未滿の者は二六九〇人即約七〇%を占めて居り、男女總數四五五八人中

三十歳未滿の男女工は三三一二人にして約七二%を占めてゐる。

年齢別	男工	女工	計
十六歳未滿	二六一	一三六	三九七
十六歳以上二十歳未滿	九二四	二七二	一、一九六
二十歳以上三十歳未滿	一、五〇五	二一四	一、七一九
三十歳以上四十歳未滿	七一〇	六〇	七七〇
四十歳以上五十歳未滿	三〇八	五〇	三五八
五十歳以上	一〇七	一一	一一八
合計	三・八一五	七四三	四、五五八

壯年者獨身者が移動性に富むことは、今更云ふまでもないが、これ等の者の移動中借財の原因によるものが甚だ少くない。第五は印刷工業が季節的工業であることである。卽ち夏期閑散にして秋季より繁忙期に入る。閑散による解雇、繁忙に依る雇入が移動率を高める一助となることは當然である。第六には既述の如く常に熟練工が不足してゐることは、この種の職工の爭鬪を惹起し易く移動率にも亦影響する。第七には移動性に富む女工の數が、職工總數の約一割五分を占めてゐることである。第八には既述の如く職長と職工との親分乾分的關係が濃厚なる結果、一職長の移動がその部下たる多數職工の移動を誘發する傾向がある。第九には既述の如く最近の現象として大都市の印刷界に於て公益職業紹介所が漸次利用せらるゝ

やうに成つて來た事である。職業紹介所の手を經て採用せる職工が、特に移動率高きことを忘れてはならない。

（八）　移動と季節　前揭月別移動狀況を見るに夏期及十二月に於て特に移動率の低いことが目につく。これは大體左の事情によるものと云ひ得られよう。

（一）夏期中は、ページ物工場を中心として、印刷界は一般季節的不況に陷る。何處の工場に赴いても不況であることは、職工の移動を少からず制限する。然らば一方工場主側は、閑散に伴ふ人員の調節を如何にして行ふかと云ふに、小工場は飽くまで馘首主義をとるやうであるが、その他の工場は大體に於いて、夏期經過後の繁忙を見越して、缺員を補充せぬ程度に止めてゐる。從つて斯業に於ける夏期中の解雇率は、必ずしも著しく高いとは云ひ得ない。

（二）十二月は印刷工場が一年の內最も繁忙を極むる書き入れ時である。何處の工場に於ても連日夜業が行はれ徹夜業さへ屢々あつて極度に忙しい。從つて工場の種類に區別なく年末に於ける印刷工の收入は著しく增加し多少の爭奪が行はるゝにも拘らず、職工の移動傾向は一時緩和される。

かくの如く斯業全體が極度に繁忙なる時若くは閑散なるときの移動率は概して低下するが、然らざる時は、收入の多い工場を選んで動く傾向があるから、前者の場合よりもその移動率は常に高いと云ふことが出來よう。前表三月九月十月十一月の諸月に於ける移動率は此事情を說明してゐると思はれる。

（二）移動と職工の種類　年少者の多い文選工の移動率の高いことは今更云ふまでもない。殊に文選工と成りて二三年位經過せる者は他工場よりの誘惑が多く移動率が高い。これは此時代が最も技術の進歩するときであり、賃金も亦技能に比して低いからである。植字工は文選工に比すれば年齢も長じ獨身者も少いので、移動率は平素概して低いが、いづれも高級職工であるから職長が更迭の場合などには同時に罷めて他に赴くものが多く甚だ感情的である。この傾向は印刷工一般の通有性とも云ひ得るが植字工に特に著しいのである。鑄造工も亦移動率が高いが、これは此種職工の不足に原因してゐると思ふ。女工は一般に移動性に富んでゐる、此内でも特に解版女工の移動率が高いのは、見習として入社し、見習中に罷めるもの多きことを意味してゐる。次に女工の移動は二十歳以内の獨身者に多いが、これは獨り印刷工業に於てのみの現象ではなからう。少年工の移動率高きことは今更ら云ふまでもない。今大正十一年度京濱地方及阪神地方主要工場に於ける男成年工男少年工及女工の移動率を示して見ると左の如くである。

男成年工移動率

		解雇數	雇入數	職工月末現在數	移動率
一月	京濱	三六六	四四二	四、五九五	八・七九
	阪神	九四	二七	一、八〇九	三・三七
	計	四六〇	四六九	六、四〇四	七・二六
二月	同	三九一	三五七	三、三七六	一〇・七八
	同	一〇〇	一九一	一、六〇〇	九・一三
	計	四九一	五四八	四、九七六	一〇・四五

三月	京濱	三六五	四〇七	三、九四二	八.七八
	阪神	一三七	二二七	一、六一五	一一.二七
	計	五〇二	六三四	五、五五七	一〇.二二
四月	同	四五三	五〇七	五、二一〇	九.二一
	同	一五〇	一九六	一、六三八	一〇.五六
	計	六〇三	七〇三	六、八四八	九.五四
五月	同	四二三	四〇六	五、七四七	七.二二
	同	一四九	一二三	一、六六二	八.三〇
	計	五七二	五二九	七、四〇九	七.五六
六月	同	三六四	三八一	六、一〇七	六.一一
	同	八四	七七	一、六五六	二.二九
	計	四四八	四五八	七、七六三	五.八〇
七月	同	三〇八	三二九	六、三九四	四.九九
	同	一四四	一一三	一、六一五	七.九九
	計	四五二	四四二	八、〇〇九	五.五八
八月	同	四六九	四四二	七、二三〇	六.三一
	同	一四四	一六五	一、六五三	九.三八
	計	六一三	六〇七	八、八八三	六.〇〇
九月	同	五九六	六八四	七、六一一	八.四一
	同	一四六	一五三	一、六六二	九.〇三
	計	七四二	八三七	九、二七三	八.〇九
十月	同	五二三	六六六	七、七五六	七.六七
	同	一四一	九七	一、六二三	七.三三
	計	六六四	七六三	九、三七九	七.六一
十一月	同	三四七	三五七	七、五一〇	四.六九
	同	八七	一五五	一、六九二	七.一五
	計	四三四	五一二	九、二〇二	五.一四
十二月	同	三一四	二八三	七、八七三	六.一四
	同	六七	四三	一、六七三	三.二九
	計	三八一	三二六	九、五四六	三.七一

		解雇數	雇入數	月末現在數	移動率
合計	京濱	四、九一九	五、二六六	平均 六、一一三	八三・二五
	阪神	一、四三九	一、五六七	一、六五八	九〇・七七
	計	六、三六二	六、八二八	七、七七〇	八四・八七

男少年工移動率

		解雇數	雇入數	月末現在數	移動率
一月	京濱	三二	二〇	二九一	八・九三
	阪神	四	一	五四	五・五六
	計	三六	二一	三四五	八・四一
二月	同	三一	二一	一九六	一三・二七
	同	三四	二	五九	三〇・五一
	計	六五	二三	二五五	一七・二五
三月	同	二七	三七	二〇五	一五・六一
	同	四	一一	五二	一五・三八
	計	三一	四八	二五七	一五・五八
四月	同	三三	一一三	三二〇	二二・八一
	同	三	二一	六八	一七・六五
	計	三六	一三四	三八八	二一・九〇
五月	同	二〇	三三	三五一	七・六九
	同	九	一三	七八	一四・一〇
	計	二九	四六	四二九	八・六二
六月	同	一九	二二	三七二	五・六五
	同	一	三	八一	二・四七
	計	二〇	二五	四五三	五・〇八
七月	同	一九	一五	四〇八	四・一七
	同	三	八	九〇	六・六七
	計	二二	二三	四九八	四・四二

	解雇數	雇入數	職工月末現在數	移動率
八月 京濱	三四	一九	三九八	六・七八
同 阪神	七	七	九〇	七・七八
計	四一	二六	四八八	六・九七
九月 同	四八	四八	四一一	一一・六八
同	一一	一一	九〇	一二・二二
計	五九	五九	五〇一	一一・七八
十月 同	三五	三五	四六八	七・四八
同	六	四	八四	五・九五
計	四一	三九	五五二	七・二五
十一月 同	三〇	三二	四一七	七・四四
同	五	六	八五	七・〇六
計	三五	三八	五〇二	七・三七
十二月 同	八三	一三	四一三	一一・六二
同	二	—	八三	一・二〇
計	八五	一三	四九六	九・八八
計 京濱	四一一	四〇八	三五四	一一五・八二
阪神	八九	八七	七六	一一五・七九
計	五〇〇	四九五	平均 四三〇	一一五・八一

女工移動率

	解雇數	雇入數	職工月末現在數	移動率
一月 京濱	一〇五	九六	一、一五五	八・七四
阪神	二六	二七	三二七	八・二六
計	一三一	一二三	一、四八二	八・五七
二月 同	八七	九九	九三三	九・九七
同	三一	四二	三三八	一〇・九五
計	一一八	一四一	一、二七一	一〇・二三

三月	京濱	一二三	一〇七	一、一二一	一〇・二六
	阪神	二四	三五	三二三	九・二九
	計	一四七	一四二	一、四四四	一〇・〇四
四月	同	一二七	一三三	一、三五八	九・五七
	同	二二	三四	三三九	七・〇八
	計	一四九	一六七	一、六九七	九・三一
五月	同	一二六	一四〇	一、四五一	九・一七
	同	三二	四〇	三六一	九・九七
	計	一五八	一八〇	一、八一二	九・三三
六月	同	九八	一二三	一、五四九	七・一七
	同	一六	二一	三六六	五・七九
	計	一一四	一四四	一、九一五	六・七四
七月	同	一二三	九九	一、五九三	六・九七
	同	五一	四五	三六一	一三・三〇
	計	一七四	一四四	一、九五四	五・五八
八月	同	一八七	一六一	一、七〇五	一〇・二一
	同	二六	五二	三八六	一〇・一〇
	計	二一三	二一三	二、〇九一	一〇・一九
九月	同	一六六	一九七	一、八一二	一〇・〇四
	同	四四	三八	三七九	一〇・八二
	計	二一〇	二三五	二、一九一	一〇・一八
十月	同	一三三	一八九	一、八七七	八・五八
	同	三三	六四	四一〇	一一・九五
	計	一六六	二五三	二、二八七	九・一四
十一月	同	一二七	一四三	一、九〇六	七・〇八
	同	三七	五三	四二四	一〇・六一
	計	一六四	一九六	二、三三〇	七・七三
十二月	同	一六六	八二	一、八八一	六・五九
	同	一五	六	四二五	二・五九
	計	一八一	八八	二、三〇六	五・八五

計			平均	
京濱	一、五六八	一、五六九	一、五二八	一〇二・六八
阪神	三五七	四五七	三七〇	一一〇・〇〇
計	一、九二五	二、〇二六	一、八九八	一〇四・一〇

（以上三表、日本銀行賃銀及職工數調査より）

（ホ）移動と工場の大小　移動率につき大工場と小工場とを比較して見ると概して大工場の方が移動が多い。これはとりもなほさず組織的に整頓せるところが移動率高く、自由のきく非組織的のところが低いと云ふことを意味し、同時に小工場が大工場に比して收入が多いと云ふことの現はれでもある。

（ヘ）移動と工場の種類　平版印刷工場は最も移動率が低い。蓋し此種工場に於ける職工の多くが、美術家氣風に富んでゐて溫順であるに歸因する。最も移動率の高いのは何と云ふても文選を多數使用するページ物專門の活版工場であるが、新聞工場の職工は主として收入及勞働時間の關係から（賃銀及就業時間の項參照）比較的移動が少いやうであり、端物專門工場は植字工の數が多い爲にこれ亦ページ物工場に比しては移動が少い。製本工場は女工を多く使用することから移動率は高い。

（ト）移動區域と系統　移動の系統を見るに、多くは同種工場間を轉々する。而して移動の地域も狹い。新聞職工は新聞工場間を、ページ物職工はページ物工場間を、端物職工は端物工場間を轉々とするのを原則とし、多くは近邊の工場を廻る。卽ち東京大阪ならば同一區內若くは隣接區內、其他の地方ならば同一市町內より外に移ることは少い。これは他種の工場に赴くことは收入その他凡ての點に於て不利であり、

遠方の工場に赴くことは通勤上不便であることに因る。又工場に於て缺員ある場合、先づ近邊の同種工場に人を求めることも、移動地域のせまき一因になつてゐるだらう。かくの如く移動地域の狹い爲、彼等は同一工場に度々出入する。同一職工が同一工場を年三回位出入することは餘り稀らしくない。甚だしき例になると、一年に十回位同一工場を出入するものがあると云ふことであるが、工場によりては、移動防止策として同一人が餘り度々出入する場合には入場を謝絶してゐる。次に前記の如く異種工場間の移動連絡は餘り行はれないのを原則とするが、文選工は仕事の性質上この點には幾分例外的である。

（チ）移動と勤續　移動者の大部分は勤續三年以內のものである。殊に勤續一年以內のものゝ移動率は著しく高い。

（リ）移動率の地方的傾向　東京大阪の如き多數の工場及職工數を有するところでは、移動の彈力性に富む爲、移動率はその他の都會に比して高いやうである。東京と大阪とを比較すると、東京の移動率が遙かに高いと云ふことを常に耳にするが、統計に現はれたる事實に依れば必ずしも然りとは云ひ得ない。

四、勤續

移動率が高いので勤續狀態は勿論よくない。左に勤續狀況を語る數字を示す。

（一）明治三十五年末現在主要十六工場勤續狀況

工場名	六ヶ月未満 男	六ヶ月未満 女	一ヶ年未満 男	一ヶ年未満 女	一年以上二年未満 男	一年以上二年未満 女	二年以上三年未満 男	二年以上三年未満 女	三年以上五年未満 男	三年以上五年未満 女	五年以上 男	五年以上 女	計 男	計 女	備考
イ	二一三	四一	一五〇	二二	一七〇	六	一三二	二七	一〇三	二五	一五六	一五	九二四	一三六	
ロ	六六	四	三五	八	三九	五	一〇	三	二五	一	—	—	一七五	二一	
ハ	四〇	一五	二八	一一	二九	九	一四	五	一三	—	—	—	一二四	四〇	
ニ	六五	一一	六八	一〇	一五	五	—	—	—	—	—	—	一四八	二六	三十三年九月開業
ホ	二	一	五	二	一七	一六	四	七	三〇	二	七九	二	一三七	三〇	
ヘ	一〇	—	一二	四	一一	一	三	—	二	—	五	—	四三	五	
ト	二一	四	一〇	二	一三	三	一五	三	一一	三	一六	一	八六	一六	
チ	二七	五	一七	四	一四	—	一〇	—	六	—	五	—	七九	九	
リ	—	—	二八	五	一三	—	七	—	六	—	一	—	五五	五	
ヌ	二〇	—	一一	二	二八	一	六	四	八	一	一二	一	八五	九	
ル	九六	三六	四七	一一	五四	一四	四八	一一	三九	三	八五	四	三六九	七九	
ヲ	九	五	七	七	一三	四	二一	六	二三	四	二四	二	九七	二八	
ワ	三八	一三	二一	一	一三	—	六	一	八	—	七	—	九三	一五	
カ	—	—	七	—	六	二	三	—	—	—	二〇	二	三六	四	
ヨ	三二	二	四四	五	四九	六	三〇	三	一六	—	一二	—	一八三	一六	
タ	一一	—	八	二	二七	七	一四	三	二〇	三	一一	—	九一	一五	
計	六五〇	一三七	四九八	九六	五一一	七九	三二三	七三	三一〇	四二	四三三	二七	二、七二五	四五四	

總計	七八七	五九四	五九〇	三九六	三五二	四六〇	三、一七九
千分比例 男	二三八	一八三	一八八	一一八	一一四	一五九	一、〇〇〇
千分比例 女	三〇二	二一一	一七四	一六一	九二	六〇	一、〇〇〇

（農商務省調査）

（二）大正十年末現在某工場勤續狀況（所在東京、明治九年創立）

勤續年別	男工	女工	計
二十五年以上	四	―	四
二十年以上	九	―	九
十五年以上	三三	一	三四
十年以上	四一	四	四五
五年以上	四六	一四	六〇
三年以上	九一	二一	一一二
一年以上	二二四	八三	三〇七
六ヶ月以上	九三	三五	一二八
六ヶ月未滿	三六五	六三	四二八
計	九〇六	二二一	一、一二七

（三）大正十三年末現在五工場勤續狀況（大震に際し罹災を免れたる工場につきてのみ調査す）

工場番號	六ヶ月未滿	六ヶ月以上	一ヶ年以上	三年以上	五年以上	計
い	二五	四	六	二	七	四四
ろ	三八	一七	一二	―	四	七一
は	一五	三四	一八	二二	五	九四
に	二〇	四〇	六九	一九	一一	一五九
ほ	五七	二五	七〇	四六	二〇	二一八
計	一五五	一二〇	一七五	八九	四七	五八六

以上の三表に依れば、(一)表に於て一ヶ年未滿の者總數約四割四步、(二)表に於ては約五割、(三)表に於ては約四割六分を占めてゐて、いづれも印刷工の勤續年限の短いことを物語つてゐる。而も此等の工場は印刷工場として職工の勤續狀態の最も良好なるところであるから、一般の勤續狀況は右表の示すところよりも更に惡いものと推斷せねばならぬ。次に近年著しく永年勤續者の數が減じたが、これは歐洲大戰に依る財界好況時代に、激しき職工の爭奪に依つて異常なる大移動が行はれた結果に外ならぬ。而して關東方面に於ては大震災に伴ふ工場の一時的解散に依り、最近更に永年勤續者の數を減じたに相違ない。勤續奬勵として印刷工業に如何なる方法が行はれてゐるかと云ふに他工業に比して何等の特色をも見出し得ないのみか、むしろ此點につきては他工業に比して遜色があると思ふ。當工業に於て現在行はれてゐる勤續奬勵方法の槪略を述ぶると、定期賞與、業務傷病の場合の扶助、解雇手當等の支給額の決定に際して、勤續期間の長短を考慮に入れることは、他工業同樣一般に行はれてゐるが、その他特殊なる方法としては殆ど見るべきものがない。强ひて求めるならば極めて多數の大工場に於て、効力の少い微溫的の方法が行はれてゐると云ひ得よう。一定勤續者に對する慰勞休暇の給與及積立金の給與などは、その一例であるが規定を示せば左の如くである。

慰勞休暇規定

第七十五條　工務員にして每年六月二十五日迄に二年以上勤續し既往一年內に左の事由なかりし者には本章の規定に依り慰勞休暇を與

ふ。

一、減給又は出社停止の處分を受けたること。
二、無斷休を爲したること。
三、遲刻早退缺勤通じて六回を越えたること。
本條の資格調査に付ては第七十二條及第七十三條を準用す。

第七十六條　慰勞休暇日數を左の如く定む。

一、十年以上勤續の者　五日間
二、五年以上勤續の者　三日間
三、二年以上勤續の者　二日間

前項の外無資格者にして特別任務に從事するものには銓衡の上慰勞休暇を與ふ。慰勞休暇は七月十一日より九月二十日までの間に於て之を與ふ。但工務上の都合に依り變更することあるべし。

第七十七條　慰勞休暇日數は庶務課に於て調査し、專務取締役の許可を得て之を決定す。

備考　第七十二條　勤務狀態調査に於て缺勤日數を定むるには遲刻及早退は缺勤一日とし無斷休は缺勤二日に改め計算す。

第七十三條　忌引期間徴兵檢査及簡閲點呼の當日豫備教育召集に依る入營期間及産後三十五日以内の休養期日は缺勤日數に算入せず

以上の慰勞休暇規定は博文館、日清印刷會社その他東京市内の大工場に於ては行はれてゐる。積立金給與の一例としては某工場の勤續奬勵金庫規程を示す。

勤續奬勵金庫規程

第一條　當工場に就職する職工及勞役者の勤續奬勵の爲め本金庫を設く
第二條　當工場主は毎月本金庫に左記各號に依り資金の積立を爲すものとす

一、當工場に就職後滿三ヶ年以上の者　金壹圓　三、同　滿七ヶ年以上の者　金參圓
二、同　滿五ヶ年以上の者　金貳圓　四、同　滿十ヶ年以上の者　金四圓

第三條　前條の積立金に對しては年五朱の利息を附し每年六月及十二月元金に組入れ積立と爲す
第四條　當工場に就職する職工及勞役者にして就職後滿三ヶ年以上に達するものは第二條の本金庫積立金の給與を受くる資格を有す
第五條　本金庫より給與すべき積立金には期限を定め滿十ヶ年を一期とし中途給與せざるものとす但し工場主が必要不得已事情ありと認むる場合のものに限り其の積立金の全額若くは一部分を引出し給與することあるべし
第六條　積立金は滿十ヶ年の期限經過後と雖も尙之れを据置くことを得但し滿十ヶ年以後の積立金に對して特別年七朱の利息を附し每年六月及十二月元金に組入れ積立と爲す
第七條　本金庫積立金の給與を受くる資格を有するものにして死亡し若は疾病、老衰等の爲め又は當工場の都合に依り退職する場合は期間内と雖も第二條各號に依り採算の上給與するものとす
第八條　當工場が都合に依り營業を中止し又は廢するときは本金庫積立金は直ちに第二條各號に依り採算の上給與するものとす
第九條　當工場が都合に依り營業を他人へ讓渡する場合には前條と同樣第二條各號に依り採算の上給與するものとす但し讓受人に於て本規程を承認履行する旨を職工及勞役者と契約したる場合は此の限りにあらず
第十條　本金庫積立金の給與を受くる資格を有するものにして左記事項の一に當るときは其の資格を失ふものとす
一、當工場に對し不都合の所爲あるもの
二、刑事裁判若は懲戒處分に因り解雇せられたるもの
第十一條　本金庫積立金は確實なる銀行に預入れ又は國債地方債證劵を買入れ保管するものとす
第十二條　第二條各號に該當するものに對しては通帳を交付して每月其金額を通知す
第十三條　本積立金通帳は賣買讓り渡し又は質入れ書入れ等を爲すことを得ず
第十四條　本積立金通帳の紛失又は水火盜難に罹りたるときは速に申出づべし工場主は相當の手續を爲したる上元帳に據り新通帳を交付すべし

附　則

第十五條　本規程は大正八年六月一日より之れを施行す
第十六條　本規程施行前より當工場に就職するものにして已に第二條各號に該當するものあるときは施行の日より之れを適用す

其他市田オフセット會社に於て、一定年限勤續せるものに同社株式を贈與せることあるも、こは同社移轉擴張記念に際し特別に行はれたものであるから、常時的施設として論じ難い。併乍印刷工業に於て職工に株式を分與せる例としては恐らく唯一のものではあるまいか。

五、解雇

集團的解雇の例は、勞働爭議の場合に於けるものは別としてその事例は甚だ稀である。これは印刷工業が今迄漸進的に發達して來て、特に集團的に職工を解雇する程の不況にも遭遇してゐないからであり、又季節的に閑散のときと雖、集團的解雇を行はねばならぬほど仕事がないわけではないからである。

解雇に關する規定及其實施狀況を見るに、別に他工業と異るものを見ない。玆にその記述を省略する。

解雇手當の規定を制定してゐるところは、全體より見て甚だ少數であつて、一部少數の大工場に限られてゐるやうである。其他のところでは、事件毎に係員若くは工場主の裁量に依つて極めて僅かの涙金が與へられるのに過ぎない。

退職手當の規定を制定せる處は更に少數であり、相當勤續したる者に對してすら支給せぬところが多い實狀である。

今大工場に於ける解雇退職手當の規定を示せば左の如くである。

（一）日清印刷株式會社の例

（一）一年以上勤續の工務員にして左記各號に依り退職したる時は別表に依り退職手當を支給す。

イ　滿五十五歲を超えて退職したる時

ロ　傷病又は疾病に罹り當社囑託醫の診斷に依り從來の勞務に服すること能はざるものと認められ退職したる時

ハ　死亡したる時

勤續年數	工匠	技工	工手	工手補
一年以上	三十日分	二十日分	十五日分	十日分
三年以上	四十日分	二十五日分	二十日分	十五日分
五年以上	五十日分	三十日分	二十五日分	二十日分
七年以上	七十日分	四十五日分	三十五日分	三十日分
十年以上	百日分	六十日分	五十日分	四十日分
十二年以上	百二十日分	七十日分	六十日分	五十日分
十五年以上	百五十日分	九十日分	七十五日分	六十日分
十七年以上	百七十日分	百日分	八十五日分	七十日分
二十年以上	二百日分	百二十日分	百日分	八十日分
二十二年以上	二百二十日分	百三十日分	百十日分	九十日分
二十五年以上	二百五十日分	百五十日分	百二十五日分	百日分
二十七年以上	二百七十日分	百六十日分	百三十五日分	百十日分
三十年以上	三百日分	百八十日分	百五十日分	百二十日分

（二）左記各號に依り退職したる時は其成績を銓衡し前表給與額の二分の一以內の金額を退職手當金として支給す。

（イ）工場規則又は定員の改正に因り過剩員を生じたる時、（ロ）缺勤引續九十日に及び常務に差支を生じたる時、（ハ）其他工務部主事に於て解雇の必要ありと認めたる時。

（三）左記事に依り退職したる時は其成績を銓衡し前表給與額の三分の一以内の金額を退職手當金として支給す。

三年以上勤續の工務員自己の都合に依りて退職したる時

（二）博文館印刷所の例

第八十五條　一年以上勤續の工務員にして左の各號に該當し退職したるときは其者の日給額を左表に依り退職給與金として支給す。

勤續年數	助手	工手	工手補
一年以上	二十五日分	十五日分	十日分
三年以上	三十五日分	二十五日分	十五日分
五年以上	四十五日分	三十五日分	二十五日分
七年以上	六十五日分	四十五日分	三十五日分
十年以上	九十日分	六十日分	五十日分
十二年以上	百十日分	七十日分	六十日分
十五年以上	百三十日分	八十五日分	七十五日分
十七年以上	百五十日分	百日分	八十五日分
二十年以上	百八十日分	百十五日分	百日分
二十二年以上	二百日分	百三十日分	百十五日分
二十五年以上	二百二十日分	百五十日分	百三十日分
三十年以上	二百五十日分	百八十日分	百五十日分

（一）死亡したるとき、（二）五十五歳を超えて退職したるとき、但し第十四條第六項に依り引續き在職したる者を除く。（三）負傷又は疾病に罹り本社囑託醫の診斷に依り從來の勞務に服すること能はざるものと認められ退職したるとき、助手にして工長次長の職責にあるものは其就任期間に應じ助手給與日數の四割を増額支給す。

左の事項に該當するものには成績銓衡の上前表給與額の二分の一以上を支給す。

(一)第十四條第二項に該當したるとき又は工務上の都合に依り解雇の必要ありと認めたるとき、(二)二年以上勤續者にして自己の都合に依り退職したるとき。

第八十六條　多年勤續者にして特に勤務に勉勵し効蹟顯著なるものは銓衡の上前表に依らずして更に增額の支給を爲すことあるべし。

第八十七條　工務員鬪爭其他の犯罪に因りて死亡し又は負傷疾病に罹り若くは刑事被告人となりたるとき及懲戒處分に依りて解雇したる者には退職手當を支給せず。

第三　就業狀態

一、就業時間

印刷工場の就業時間は、新聞工場と然らざる工場とに大別して、現況を述べて見たいと思ふ。如何となれば、新聞工場の就業時間制度は、一般の印刷工場とは可なり趣を異にしてゐるからである。

(イ)普通工場

(一)定時間　明治三十年頃農商務省の調査せる職工事情を見るに、當時に於ける印刷工場は十時間制度を採用してゐるが、現在に於ても依然として十時間制度が多數に採用せられてゐることは、左表に依りて明かに知ることが出來よう。

	九時間制度	九時間半制度	十時間制度	十時間半制度	十一時間制度	十二時間制度	計
大阪	五	―	五三	―	二	一	六一
兵庫	二	一	二八	一	一	―	三三

廣島	|	一	九	一	|	|	一一
山口	|	|	五	|	|	|	五
香川	一	|	一	|	|	|	二
和歌山	|	一	一	|	|	|	二
愛媛	|	|	二	|	二	|	四
德島	一	|	二	|	|	|	三
奈良	|	|	二	|	一	一	四
熊本	|	三	|	|	|	|	三
長崎	三	一	一	|	|	|	五
大分	五	|	|	|	|	|	五
福岡	|	一	七	一	|	|	九
宮崎	|	一	一	|	|	|	二
鹿兒島	|	一	一	|	|	|	二
沖繩	|	|	二	|	|	|	二
埼玉	|	|	二	|	|	二	四
群馬	|	|	二	|	一	|	三
茨城	|	|	一	|	|	|	一
栃木	|	|	一	|	|	|	一
福島	|	一	一	|	|	|	二
宮城	一	二	二	|	|	|	五
岩手	|	|	四	|	|	|	四
秋田	四	|	二	|	|	|	六
福井	|	|	一	|	|	|	一

石川	｜	一	五	一	｜	｜	七
富山	｜	一	｜	｜	一	｜	二
靜岡	｜	｜	六	｜	｜	二	八
岐阜	｜	｜	二	｜	｜	｜	二
三重	｜	｜	一	｜	｜	｜	一
千葉	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
山形	一	一	｜	｜	｜	｜	二
新潟	｜	一	｜	一	｜	｜	二
計	二三	一七	一四五	五	八	七	二〇五
百分率			七〇・七				

註(一)　右表中大阪の分は大阪市社會部の調査せる大阪市内に於ける適用工場につきての數字である。其他の地方は各縣工場課につき調査せる適用工場の數字である。(二)　佐賀、滋賀、青森、島根、鳥取、高知、長野の諸縣は新聞工場以外適用工場存在せざるを以て右表中記載せられてゐない。(三)　東京、京都、愛知、岡山、山梨、神奈川の諸府縣につきては實情調査は行つたが適用工場全體につき數字を蒐集しなかつたので本表から省略した。

右表に示すが如く、十時間制度の工場數が全體の七〇%以上を占めてゐる。而して右表中省略せる東京及その他の地方は多數の適用工場を有し(本篇序説工場數及職工數の項參照)、而もその大部分が十時間制度を採用してゐるから、これを加へるならば恐らく工場數の九〇%以上を占むるであらう。

(二)　時間外　如何なる不況時に於ても、印刷工場に於て殘業を全廢することは不可能である。現に昨今の如き印刷界一般に未曾有の不況に遭遇してゐて、どの工場でも仕事の少いのにでり切つてゐるが、夫

にも拘らず尚多少の殘業は行はれてゐる狀況である。蓋し此事情は他工業には見ることの出來ぬ特異點であらう。然らば此原因如何と云ふに、筆者は左の二事實を主たるものとして擧げたいのである。

一、印刷工の能率上らざる事、殘業を豫期してゐる爲、晝間に於ては能率が上らないと云ふ傾向が確にあると思はれる。

二、生產品の出來上り期日を嚴守する必要があり、且製版各部間及製版部印刷部間の連絡難、卽ち各部が常に間斷なく働くことの難しさがあること。

次に、殘業狀況を見るに、戰時好況中には工場の區別を問はず、一日平均三時間位の殘業が行はれてゐた。其後不況時に入つて、平均二時間位の殘業を爲すのは比較的仕事を多量に持つてゐる工場であつた。而して漸次印刷界は不況に向ひつゝあつたが、關東の大震災起り、京濱地方の印刷機關の大部分が燒失せる爲、當時より昨大正十三年の夏頃迄約一ヶ年に近き期間は殘留せる東京方面の工場は勿論、これに影響して地方の工場も繁忙を極め、戰時中に等しき程度の殘業が行はれた。然るに最近に至り震災地の印刷機關の復舊と財界極度の不況とは、印刷界をして不況のどん底に陷れてゐる爲、殘業も大正十二年上半期頃に比し更に半減の現況である。今東京市内某ページ物專門の中工場の殘業狀況を左に示して見る（この工場の職工數約八十名、印刷工場としては普通以上の成績を收めてゐる工場である）。尙玆に注意すべきは印刷工場中最も不況の影響を受けてゐるのは此種中工場（使用職工三十人乃至百人程度の工場を指す）に

屬するものであるが、これは大工場ほど多種多量の定期物の注文を所有してゐないと同時に、注文受の値段に於ては小工場の如き彈力性を有してゐないからである。此が爲め現在では中工場が最も仕事に困つてをり殘業が最も少いのである。

		印刷	文選	植字	觧版
十三年一月	就業日數	二二	二二	二二	二二
	殘業延時間	三二	三二	二二	二四
同　二月	同	二五	二五	二五	二五
	同	二七	一四	一八	二〇
同　三月	同	二八	二八	二八	二八
	同	三六	一五	一六	一八
同　四月	同	二七	二七	二七	二七
	同	三二	一三	一一	一二
同　五月	同	二九	二九	二九	二九
	同	二八	一一	二〇	一八
同　六月	同	二八	二八	二八	二八
	同	二八	七	一八	一六
同　七月	同	二七	二七	二七	二七
	同	三二	五	一五	一三
同　八月	同	二九	二九	二九	二九
	同	三〇	八	一二	八
同　九月	同	二八	二八	二八	二八
	同	三二	一〇	一三	一二
同　十月	同	二八	二八	二八	二八
	同	三〇	一三	一四	一一

同十一月	同同	(二七)(三五)	二七 一三	二七 二〇	二七 一八
同十二月	同同	(二七)(三九)	二七 二一	二七 二一	二七 二一
十四年一月	同同	(二二)(一二)	二二 六	二二 六	二二 六
同二月	同同	(二六)(二六)	二六 一二	二六 一二	二六 八
同三月	同同	(二九)(二四)	二九 八	二九 六	二九 六
同四月	同同	(二八)(二七)	二八 二〇	二八 三	二八 六

右の内印刷の殘業多きは再版物の特に多きことを示してゐる。次に右表中に現はれてゐないが此種ページ物工場に於ける殘業は主として定期物の關係から月末に行はれるのであつて、月初に於ては定時間終業の日が多いのである。早出は印刷工場にはないと云つていゝが、徹夜勤務は現在でも定期物を引受けてゐる大工場では月末に屢々行はれる。

（ロ）　新聞工場

新聞工場に於ける就業時間は、夕刊、地方版を有する爲、二部制度を採用せるところと然らざるところとに分つ。今二部制度を採用せる某新聞工場の就業時間を示せば左の如くである。

活版科及寫眞科

	第一交替	第二交替		第一交替	第二交替
入場	午前九時三十分	午後六時	終業	午後六時	翌午前一時
始業	午前九時三十分	午後六時	就業時間	八時間半	七時間

紙型科

	第一交替	第二交替		第一交替	第二交替
入場	午前十二時	午後八時三十分	終業	午後八時半	翌午前四時
始業	午前十二時	午後八時三十分	就業時間	八時間半	七時間半

印刷科

	第一交替	第二交替		第一交替	第二交替
入場	午後一時	午後九時三十分	終業	午後九時三十分	翌日午前五時
始業	午後一時	午後九時三十分	就業時間	八時間半	七時間半

鑄造科

入場	午前九時半	終業	午後六時
始業	午前九時半	就業時間	八時間半

組替は普通一週間毎とす。

單一制度の新聞工場の就業時間は八時間乃至十時間のところを最多とし、その始業終業時は職工の種類に依り異るのを普通とする。今左に二三の例を示す。

A工場

植字部	始業	午前十一時	終業	午後八時	就業時間	九時間		紙型部	同	午後三時	同	午後十一時	同	八時間
文選部	同	午前十時	同	午後七時	同	同		印刷部	同	午後四時	同	午後十二時	同	八時間
解版部	同	午前八時	同	午後六時	同	十時間								

B工場

植字	始業午前十時三十分	終業午後八時三十分		鑄造	同	午前十時	同	午後八時
文選	同　午前九時三十分	同　午後七時三十分		印刷	同	午後四時	同	正午十二時
解版	同　午前八時	終業午後六時		紙型	同	午後七時半	同	翌日午前一時

次にやゝ變形のものとして左の如き制度のところもある。

C工場

活版部（植字文選）

甲組　始業午前九時半　終業午後五時半　乙組　始業午後五時　終業午後十二時

右職工數百六十七名にして內文選八十五名位、乙組に屬するもの約三十名、組替一週間每とす。

印刷部　甲組の一部分は時々午後八時頃まで殘業を爲す。

甲組　始業午後二時　終業翌日午前二時頃　乙組　始業午後二時　終業午後五時半

右職工數約五十名、此組替は每日行はれ、月に十三回位順番に廻つて來る。

ステロ部

甲組　始業午後二時　終業翌日午前二時頃　乙組　始業午後二時　終業午後五時半

右職工數約二十五名なり。此外解版部女子の就業時間は始業午前九時終業午後五時、時に殘業がある。

新聞工場の就業時間は大體以上の如くであるが、新聞職工の仕事は各自一定の受持があつて、これを仕終ればいゝのであるから、請負的であつて、就業時間についても普通工場の如く嚴格でない。可なり不規則である。

工場法第五條に據る晝夜作業の狀況

工場法第五條に據り、十五歲未滿の者及び女子をして晝夜作業を爲さしむる工場四十一（大正十一年十二月末現在社會局調査）の內新聞印刷工場が三十工場を占めてゐるが、其仕事は、主として帶封懸、新聞折疊み、解版であつて、午後十時以後一二時間、最も遲れて三時間位の工場が大部分を占めてゐる。

二、休憩時間

（イ）普通工場　一日一回三十分の休憩時間制度を採用してゐる工場の多い地方は左の如くである。

東京　橫濱　名古屋　岐阜　京都　大阪　神戶　岡山　廣島　山口　福岡

大分　長崎　熊本　福島　栃木

次に一日一時間の休憩制度を採用してゐる工場の多い地方は左の如くである。

福井　富山　鳥取　山形　岩手　香川　埼玉　千葉　三重

今本項目に關し、東京、京都、横濱、名古屋、その他二三の諸地方を除き、適用工場につき調査せる結果を示せば左の如くである。

調査工場數二一五、一日一回三十分制度一二〇、一日一回一時間制度四八、一日三回一時間制度一五、一日二回一時間制度九、一日一回四十分制度六、其他一七

東京横濱大阪名古屋京都等は大部分の工場が一日一回三十分制度を採用してゐるから、此等の諸地方を加へるときには、更に三十分制度の工場數が增加し全國印刷工場總數の大部分を占むることは、前述就業時間十時間制度の場合と同樣である。就業時間と休憩時間との關係を見るに、就業時間の長きところが必ずしも休憩時間が多いとは云ひ得ない。休憩時間の最短は一日三十分にして最長は和歌山縣某工場の一日二時間であつて（回數一日三回就業時間は午前八時より午後六時迄である）回數の最高は一日四回（休憩時間一時間半就業時間は午前八時より午後八時迄である）である。

（ロ）　新聞工場　新聞工場は前述の如く勞働時間が不規則であるが、休憩時間につきても同樣である。規定上、東京大阪の諸大新聞は、一日一回三十分制度を採用し、その他の地方に於ける狀況は大體左の如くである。

調査工場數五五、一日一回三十分制度一一、一日一回一時間制度二五、一日二回二時間制度四　一日三回一時間制度二、其他一三

即ち最短三十分、最長二時間、最多回數三回である。

又工場に依りては各部の就業時間を異にせる結果、部に依り休憩時間も亦異なるところがある。

各部休憩時間を異にせる新聞工場の例

a工場　甲組　午前八時始業午後六時終業。正午四十分午後二時に二十分休憩。乙組　正午十二時始業午後十時終業。午後五時に三十分休憩。丙組　午後六時始業午後十二時終業。午後九時に三十分休憩。

b工場　活版職工　午前八時始業　午後四時終業。午前九時に十五分　午前十二時に三十分　午後三時に十五分休憩。印刷職工　午後四時始業　翌午前二時終業。午後九時に十五分　午後十一時三十分に三十分休憩。

要するに新聞工場に於ける休憩時間は規定通り實施せられてゐないし、版の都合上一二時間位規定外に休憩して仕事を待つやうなことは稀らしくない。

三、休　日

東京大阪及神戶に於ては每日曜日を休日とする工場は最近其數を增したるも、一箇月二回の休日制度を採用せる工場數より少數である。その他の都市に於ては工場數の大部分は一箇月二回の休日制度を實施してゐる。卽大阪市に於ては調査工場七十三の內月二回休むもの四十二、三回休むもの三、月四回若くは日曜日每に休むもの二十八であり、神戶市に於ては調査工場三十六の內、月一回休むもの一、二回休むもの十九、三回休むもの二、四回若くは日曜每に休むもの十四である。以上は新聞工場をも含みてのことであるが、休日につき新聞工場が普通工場と異る點は休日が一定してゐないこと、卽全體が休むことなく交替

で正規の休日が與へられることと、休日と雖も賃銀を支給せらるゝことである。休日勤務の狀況は定期物を印刷するところでは、月末に休日勤務を行ふことが少くない。又十二月の下半期は注文輻湊の爲、印刷工場は一般に休日と雖も勤務する。休日勤務は收入の增加を來す關係上、職工はこれを歡迎する傾向があり、工場主は賃金支拂の關係上、成るべくこれを避けんとする。

四、出　勤　率

出勤率に關する數字を茲に示すことは出來ぬが、ページ物工場に於ける出勤率は平均一日九〇%と見れば誤らぬ計算であらう。缺勤者の多いのは殘業のつゞく月末を經過して月が更つて十日程の間である。出勤率の惡いのは何と云つても獨身者の多い文選工と女工であつて、植字工の出勤率は特に良好である。

平版印刷方面の職工は眞面目な者の多い爲、出勤率は活版工に比して遙に好い。新聞職工の出勤率は大體ページ物工場と相似てゐる。精勤精勵方法としての皆勤賞制度は、多くの工場でも實施してゐるが、その成績は良好とは云ひ得ない。職工はこれを定收に豫算して、出勤さへすればいゝと云ふ考へをもつに至り、出勤して能率を上げぬものゝ數が多くなる上。每月皆勤賞を受くるものは一定し且つこれ等のものの多くは老朽者なるが爲、工場として夫程の利益は受けない狀況である、これが爲此制度の實施を廢止せる工場も現にある。皆勤賞としては一ヶ月の皆勤に對し賃金二日分を與ふるところと半月分に對して賃金一日分を與へるところとが多數を占め、稀には一週間無缺勤のものに半日分を與ふところ、一週間の皆勤に

對し日曜日を公休として賃金一日分を支給するところがあり、地方に行くと一ヶ月の皆勤に對して日給一日分しか與へぬところもある。

第四　賃銀及諸給與

一、賃銀の形態

新聞工場以外の工場に於ける賃銀の形態は、一日を單位とする時間給、即ち日給制度が採用せられてゐる。出來高拂若くは出來高拂を主とする制度は殆ど行はれてゐない。これは各自の仕事量を明にすること及各自の仕事の出來上りをチェックすることの困難が主として原因となつてゐると思はれる。たゞ印刷界には所謂「ナグ」と稱する獎勵金制度がある。其方法は一樣ではないが要するに各自の仕事量若くは團體の仕事量に對して獎勵金を與へるのである。然しながら此制度を常時的に行つてゐる工場は甚だ少數である。多くは繁忙時に際してのみ行ひ且團體的である。又各部にこれを行はず、文選工のみに行つてゐるところが多いのは、文選の仕事が比較的、此種の方法の實行に適用し得易きからである。新聞工場は月給制度を採用せるところと、日給制度を採用せるところとあつて、後者の方が其數が少い樣に思はれる。殊に最近月給制度を實施するところが益々增加しつゝある。但月給制度と云ふも缺勤せる場合には、缺勤日數に相當せる賃銀を差引くのであるから、事實上日給制度と異るところはない。たゞいづれも休日に賃銀を支給してる點が、普通工場と異つてゐる。次に製本工の中には、仕事の性質上、出來高拂を以て支拂はるゝも

のがある。即ち「折り」「丁合」「セバリ」「アシッケ」等の仕事に從事せるものであつて主として女工を以てあてゝゐる（入業當初は常傭として暫く使用せらるゝを普通とする）。

二、定額賃金

（イ）賃金上騰の趨勢　印刷工の賃金は、明治三十三年以降左表の如く上騰してゐる。

明治三十三年を基本とせる賃金指數（農商務統計に據る）

明治三十三年	一〇〇	大正五年	一八〇	大正八年	三六二
大正三年	一七一	大正六年	一九四	大正九年	五三四
大正四年	一七四	大正七年	二三四		

右表は大正十年以後の數字を缺いてゐるが、實收入の變化は別として、定額賃金は大正十一年までは、財界の不況にも拘らず依然上騰を續け、その後は遞減することなく今日に及んでゐる。大正六年以後著しく騰つてゐるのは、云ふまでもなく歐洲戰亂に依る好況現出の結果、職工の需要甚しく增加せる爲であるが、特に大正八年より大正九年に亘り急激なる上騰率を現はしてゐるのは、その當時賃金値上要求に依り惹起したる全國的の勞働爭議の結果である。終りに、明治三十五年に於ける印刷工の賃金を左に揭げ、後項近年賃金狀況との比較の便に供さう（明治三十五年農商務省編職工事情參照）。

工場名	十錢未滿	十五錢未滿	二十錢未滿	三十錢未滿	四十錢未滿	五十錢未滿	六十錢未滿	八十錢未滿	一圓未滿	一圓以上	計

イ	男	一	二二	四七	二九一	一七七	二二〇	一二〇	四二	四	―	九二四
	女	一〇	七九	五四	四一	二	―	―	―	―	―	一八六
ロ	男	―	四	二二	二八	四五	四二	二四	七	一	二	一七五
	女	―	一	三	九	七	一	―	―	―	―	二一
ハ	男	―	二四	一六	一九	一一	一九	二一	九	三	―	一二二
	女	―	二七	九	六	―	―	―	―	―	―	四二
ニ	男	―	一	九	一二	三七	三九	一一	一六	一一	七	一四三
	女	―	―	二	二三	一	―	―	―	―	―	二六
ホ	男	―	一	九	三二	三五	二七	二三	八	二	―	一三六
	女	―	五	一一	一三	一	―	―	―	―	―	三〇
ヘ	男	―	一	三	八	四	一六	六	五	―	―	四三
	女	―	―	一	四	―	―	―	―	―	―	五
ト	男	三	一五	七	一六	一六	一八	六	四	―	一	八六
	女	―	六	五	五	―	―	―	―	―	―	一六
チ	男	二	三	二	一一	一四	二一	二二	四	―	―	七九
	女	―	二	一	三	三	―	―	―	―	―	九
リ	男	―	五	―	七	一一	一八	一四	―	―	―	五五
	女	―	―	―	一	―	―	―	―	―	―	一
ヌ	男	三	九	八	一三	一九	二二	九	二	―	―	八五
	女	―	一	四	三	一	―	―	―	―	―	九
ル	男	三三	三六	二三	七四	八四	五四	三七	二五	―	三	三六九
	女	二二	二六	一二	一七	二	―	―	―	―	―	七九
ヲ	男	二	二	三	八	二三	三〇	一四	一二	三	―	九七
	女	三	一〇	九	六	―	―	―	―	―	―	二八
ワ	男	四	八	四	一七	一八	一八	一二	七	五	―	九三
	女	三	七	一	四	―	―	―	―	―	―	一五
カ	男	―	一	―	一	五	一七	八	三	―	一	三六
	女	―	一	一	一	一	―	―	―	―	―	四

ヨ	男	六	三六	二〇	二二	二二	三五	二三	一三	五	一	一八三
	女	｜	八	二	五	一	｜	｜	｜	｜	｜	一六
タ	男	三	一一	四	一七	二〇	一九	一四	三	｜	｜	九一
	女	｜	四	四	七	｜	｜	｜	｜			一五
レ	男	｜	四	六	一〇	三一	一五	｜	｜	｜	｜	六六
	女		五	五	四	｜	｜					一四
計	男	五七	一八三	一八三	五八六	五七二	六三〇	三六三	一六〇	三四	一五	二、七八三
	女	三八	一八二	一二四	一五二	一九	一	｜	｜	｜	｜	五一六
總計		九五	三六五	三〇七	七三八	五九一	六三一	三六三	一六〇	三四	一五	三、二九九
千分比例	男	二〇	六六	六六	二一〇	二〇六	二二七	一三〇	五八	一二	五	一、〇〇〇
	女	七四	三五三	二四〇	二九四	三七	二	｜	｜	｜	｜	

更に前記各工場に就て男女平均賃金額及最高額を示せば左の如くである。

工場名	平均額 男工	平均額 女工	最低額 男工	最低額 女工	最高額 男工	最高額 女工
イ	三八、四錢	一五、三錢	九、〇錢	九、〇錢	一〇〇、〇錢	二八、〇錢
ロ	四〇、七	二六、七	一二、〇	一四、〇	一五〇、〇	四〇、〇
ハ	五五、〇	一九、〇	一一、〇	一一、〇	九九、〇	二七、〇
ニ	四七、五	二一、九	一〇、〇	一七、〇	一四四、〇	三二、〇
ホ	三七、七	一九、八	一〇、〇	一三、三	八六、六	三三、三
ヘ	｜	｜	九、〇	一四、〇	一四〇、〇	二九、〇
ト	四〇、〇	二四、五	一〇、〇	一三、〇	七〇、〇	三四、〇
チ	三五、五	二二、五	一〇、〇	一六、〇	五九、〇	三〇、〇
リ	三四、三	二一、三	八、〇	一一、〇	六八、〇	四〇、〇

ヌ	三九、二	四、五	八、〇	八、〇	一一〇、七	三三、〇
ル	四五、〇	一八、二	一〇、〇	八、〇	八五、〇	三〇、〇
チ	三二、五	三、二	八、〇	九、〇	七〇、〇	二六、〇
ワ	四七、〇	二四、六	一〇、〇	一〇、〇	一〇〇、〇	三〇、〇
カ	四三、三	一八、〇	七、〇	一三、〇	一三三、三	四〇、〇
ヨ	三二、〇	二六、一	八、五	一〇、〇	六〇、〇	三〇、〇
タ	三〇、〇	一五、〇	一〇、〇	一〇、〇	八三、三	二三、〇

（ロ）　地方別及職工種類別賃金　地方別に賃金の狀況を見るに、關東地方は最高く京阪神地方はこれに比し約一割安と見てよい。名古屋地方は京阪神地方に比し甚だしく低かつたが、大震災後東京方面の注文輻湊して自然賃金も騰り、現在では京阪神地方との開きは僅少となつた。北陸四國方面は、京阪地方に比して一割以上安い。而して九州地方に至ると、更に低く、東北方面は全國中最も低い（北海道は東北方面よりやゝ高い）。かくの如く地方的に賃金の差があるが、同一地方でも亦高低あるを免れない。例へば、北陸方面に於て金澤最も高く、富山之に次ぎ、福井最も安く、東北方面に於て仙臺最も高く、秋田盛岡青森之に次ぎ福島最も低く、九州方面に於て宮崎特に低いなどはこれである。今地方別に平均定額賃金の概況を示すと左の如くである（大正十二年二月調査）。

京濱地方、男工二圓二十錢乃至二圓三十五錢、女工一圓三十錢乃至一圓三十七八錢

阪神地方、男工二圓乃至二圓十五錢、女工一圓二十五錢乃至一圓三十錢

名古屋地方、男工二圓前後、女工一圓前後

次に職工の種類別賃金狀況を見ると、大部分熟練工を以て組織せられてゐる植字部最も高く、賃金の低い紙とり工を併用してゐる印刷部（關西地方は習慣上紙とりを使用してゐない）はこれに比し稍々低く、未熟練工を多く使用せる文選部は最も低い。然し、一人前の技倆を持つ者に至つては、最近の傾向として植字印刷文選共に大差なくなつた。これが爲、文選工から植字工に移るもの丶數が、大都市の印刷界に於ては減少した事實がある。今東京の二印刷工場の職工種類別賃金狀況を見るに左の如くである。

（大正十二年二月調査）

A工場（端物印刷を主とするもの）

	三圓以上	二圓五十錢以上三圓以下	二圓以上二圓五十錢以下	一圓五十錢以上二圓以下	一圓以上一圓五十錢以下	一圓以下	計
植字	六	九	―	一	一	―	一七
印刷	二	七	六	二	四	―	二一
解版	―	―	二	三	一	―	六
文選	一	一二	六	一	二	―	二二
製本	一	四	―	二	二	一	一〇
鑄造	一	四	一	三	四	一	一四
計	一一	三六	一五	一二	一四	二	九〇

右表中賃金高き製本工は帳簿類の製造に從事してゐるものである。

B工場（ページ物印刷を主とするもの）

	三圓以上の者	二圓五十錢以上三圓以下	二圓以上二圓五十錢以下	一圓五十錢以上二圓以下	一圓以上一圓五十錢以下	一圓以下	計
植字	一	八	一	五	|	|	一五
印刷	|	六	一一	|	一	二	二〇
解版	|	|	|	五	一	五	一一
文選	|	八	六	四	一	一	二〇
鑄造	|	一	|	二	|	二	五
計	一	二三	一八	一六	三	一〇	七一

右二表中植字工にして賃金低きものは、差換の仕事に從事してゐる。又B工場に於ける女工の賃金を見るに（解版鑄造及かな返しの仕事に從事す）十三人中一圓五十錢以上のもの八人あり、その他はいづれも一圓以下である。新聞工の賃銀は前述の如き月給制度であるが、これを日割りにすると、一般の活版工と大差を見ないが、結局定時間が短い丈け幾分高いといふことが出來よう。凹版凸版平版を主とする美術印刷方面の職工の賃金は一般に活版工に比して高い。元來此方面の仕事は、製版部と印刷部とを主とし、製版は彫刻と寫眞とに分れ、いづれもその仕事は技術家的能力を要し、これに從事せるものは活版の植字工以上に高給である。又印刷の仕事は複雜せる機械を取扱ひ、本印刷の生命たる印肉色彩の調整は最も技能

を要し、活版印刷の印刷部の仕事よりも更に技術的であるので、初め紙さしの下廻りと成り次に紙さしと成り三年位を經て始めて漸く機械を動かし得るにすぎないのであるから一つの機械を預つてゐる者はいづれも十年以上斯業に從事してゐる高給の職工である。故に製版印刷に從事せる一人前の技能を持つ者はいづれも日給三圓以上を得てゐる。尚此外に斷截仕上發送の仕事があるが此等の仕事に從事せるものは仕事が前二者よりも技術的でないので賃金は低い。殊に仕上の仕事（印刷物の包裝、印刷物の良不良を選ぶ仕事等を爲す）は主として女工これに從事し賃金は最も低い。

三、實收入

定額賃金以外の收入としては、皆勤手當、殘業早出休日勤務等の時間外勤務に對する賃金及半期賞與がある。皆勤賞につきては、既に就業時間の項に於て述べた。早出殘業の賃金は、各自の日給額に應ずる時間給を以て支給せらるゝことは凡ての工場を通じて同樣であるが、賃金の加給は早出殘業を通じて四時間以上に及びたるとき、其超過せる時間に應じ、賃金五割を給與してゐるのが最も優遇してゐる工場であつて、早出殘業を通じて五時間若くは六時間以上に及びたるとき、其超過せる時間に應じ賃銀五割を加給するところも少くない。又午後十二時迄は加給率を三割に止めてゐるところもあつて區々である。徹夜業を爲したる場合は賃金の十割を加給するところあり、或は加給を五割に止めてゐるところもあり之亦區々であるが、大體に於て大工場は加給率良く小工場は加給率が惡い。休日勤務の場合の加給は賃金五割を給與

するのを普通とするが、新聞工場に於ては休日に賃金を支給してゐる關係上、賃金十割を加給してゐるから、休日に勤務すると二日分賃金を給與されるわけである。半期賞與は、社會局が大正十二年下半期全國の主要の十四工場につき調査せるところに依ると、一人當り賃金七日半分になつてゐるが、これは大工場の平均額であつて、小工場中工場に於ては、これよりも更に少額であると見なければなるまい。次に印刷工場の特色として、職長の賞與率が特に高いことを知らねばならぬ。これは職長に大なる權限を與へてあると同時にその責任も亦重大であることに依るものと思はれる。又これと同一理由の下に、職長に每月職務手當を支給してゐる工場が多い。この習慣は特に關東地方に多く、其支給率も亦他地方に比して高い。これは關東地方の工場に於ける職長の權限責任が、他の地方の夫に比し一層大であることに因る。實收入に對する定額賃金以外の所得の比率は、云ふ迄もなく印刷界の景況如何が最も重大に影響し、戰時好況中と現在の如き不況時との開きは甚だしきものがある。今ページ物專門の某大工場に於ける大正十一年度の狀況を見るに左の如くであつて、その一端を知るに足る。

十二月　一人一日平均賃金、一・九二五円　一人一ケ月平均實收額、八一・四〇〇円　一人一日平均實收額、三・二五五円

十一月　一人一日平均賃金、一・八七一円　一人一ケ月平均實收額、五七・〇五六円、一人一日平均實收額、二・二八六円

七月　一人一日平均賃金、一・八一三　一人一ヶ月平均實收額、四八・二七七　一人一日平均實收額、一・九三二

大正十二年度は戰時好況中の如き繁忙程度ではないが、現在に比すれば遙かに多忙であつて、先づ印刷界普通の景況時代と稱し得よう。而して右の數字を見るに、十二月に甚だしく實收入多きを示してゐるのは、定期物印刷を主とする本工場が、新年增大號印刷の爲に特に繁忙を極めてゐることを示し、之に反し七月に於ける實收入が、平均賃金と殆ど大差なきまで減じてゐるのは、此種工場が夏期に於て如何に閑散であるかを物語つてゐる。又ページ物工場に於ては、實收額との開きの最も大なるは常に印刷部である。これは此種印刷業者が經營上再版物を多量に消化せんとする努力の結果に外ならぬ。最後に地方別に印刷工の一人一日平均實收入を示せば左の如くである。

（大正十二年七月現在社會局調査）

	工場數	總平均	男工 平均	男工 十六歳未滿	男工 十六歳以上	女工 平均	女工 十六歳未滿	女工 十六歳以上
東北地方	二	一、〇九六	一、一一九	四五一	一、七四二	五〇〇	—	五〇〇
關東地方	五	二、三七〇	二、六四〇	一、〇六〇	二、九三〇	一、三六〇	九六〇	一、五二〇
中部北陸地方	三	一、九七九	二、二七六	四五〇	二、四八〇	七四四	—	七四四
近畿地方	二	二、〇八二	二、二三〇	八四四	二、六八一	一、二七九	七七八	一、五七三
九州地方	四	一、三〇九	一、四八二	四四〇	一、五九一	五三九	—	五四八
中國四國地方	二	一、四二九	一、八四一	六六一	一、六八四	一、二〇八	五五四	一、三四六
北海道地方	三	一、四三三	一、六一九	六〇九	一、九一一	七六七	五四八	八四四
計	二一	一、六七〇	一、八九〇	六五〇	二、一七〇	九一〇	六六〇	一、〇一〇

四、賃　金　支　拂　日

賃金支拂日は每月一回若くは二回である。每月一回のところは多く月末を以て支拂日とし、每月二回のところは十五日及月末を以て支拂日としてゐるところが多い。

每月一回支拂日のものゝ多くは、其の月十四日頃に、一回の前借日を設けてゐるから、事實二回拂となるのである。

五、利　益　分　配　制　度

斯業に嚴格なる意味の利益分配制度は行はれてゐない。

第五　福　利　施　設

印刷工業の福利施設は甚だ貧弱である。少數の大工場を除きては一として見るべきものがない、施設を有してゐる工場と雖決して行屆いたものではない。これは印刷工業が小工場を以て多數を占め、此等の工場主が自發的に此方面に力をそゝぐことを爲さぬからであるが、一面進步的な印刷職工が賃金主義に徹底してゐて、此等の施設を餘り悅ばぬことにも基因してゐる。

一、寄　宿　舍

社宅の設備は全くないが常時十五人以上の職工を使用する印刷及製本工場につきて寄宿舍數及寄宿工數を示せば左の如くである(工場監督年報に據る)。

	寄宿舍の設備ある工場	同上設備なき工場	合計	通勤工	寄宿工	合計
大正七年末	一〇一	四二六	五二七	二二、一五一	二、五五六	二四、七〇七
大正十年末	七三	五三四	六〇七	三〇、八一〇	五六九	三一、三七九
大正十一年末	七〇	五六六	六三六	三三、九七一	四六一	三四、四三二

本工業に於ても歐洲戰亂當時は職工の募集難を感じ、この方面の必要から、急に寄宿舍を設備して地方より來れる者を迎へると云ふ方法を採つたのであるが、近年に至つて募集難全く緩和せられ、寄宿舍施設の廢止せらるゝものさへ出來た。右表寄宿舍の設備數及寄宿工數が漸減してゐるのは、全くこの事情に依るものと云ひ得よう。寄宿舍施設の動機が以上の如き事情であるから、其設備の如き全く不完全なるものであつて、たゞ寢泊りが出來るに過ぎぬものが多い。

二、日用品供給

京都專賣局工場に日用品廉賣施設がある。其他には本施設のある工場を見ない。

三、慰安娛樂

大工場に於ては、春秋二回觀劇會運動會花見等の催しが行はれるを常とするが、中小工場では之等のことすら餘り行はれぬやうである。最近郊外に工場を移した三省堂印刷所、山の手方面に工場を有する日淸印刷會社では、職工の運動を奬勵し野球團が組織せられてゐる。本項目については特に云ふべき程の施設

を見ない。

四、敎　育

敎育施設としては左の二を辛うじて擧げ得る。

一、印刷局學術敎習所　二、京都專賣局修技所

いづれも官業工場の施設であつて、民間の工場には、云ふべき程のものがない。學術敎習所は高等工業學校程度に依り、印刷及製紙に必要なる專門の學術を敎授するのであつて、勞働の傍ら修學せしむるを其主義とし、修業年限は豫科二年本科二年とし、試驗の上採用する。印刷局の工員で生徒たるものには、月謝を免除し、卒業者は技手に採用する途が拓かれてゐる。修技所は其敎授方法が、掲示及講義錄配付に依るものであつて、獨逸の掲示學校に倣つて施設された點が注意に値する。學科は圖按平版科、銅凸版科、印刷科、檢品裁斷科、製函科の五科とし、課程を前期後期に分ち、修業年限は前期一ヶ年、後期二ヶ年であるが更に進んで一ヶ年の專攻科もある。學科目は前期は修身、理科及職業に關する基礎的知識技能を授け、後期に各分業に關する適切なる專門事項を敎授し且當該分業に必要なる學科を併せ授ける。進級方法は、筆記試驗口述試驗に依る。掲示は工場の各職場毎にあり、簡明なる振假名付口語文を以てかゝれてゐる。此敎授方法は實施後成績良好であるとのことであるが、我國に於ては新しき試みであるだけ、興味深く見られてゐる。敎育施設につきては以上の如くであるが、印刷工の敎育程度につき東京印刷同業組合が

調査せるものを掲ぐれば左の如くであつて、中等教育程度以上のものが、他工業に比して特に數多く思はれるのは東京印刷界のみの特色（神田邊の印刷工場には學生若くは學生上りのものが多數職工として働いてゐる）であつて、東京以外の地方にあつては見られぬ現象である。故に印刷工の教育程度を全國的に見たならば、他工業の職工と夫程大きな開きはないであらう。印刷工の知識的である原因としては、却つて平素文字を取扱ふことに歸因せしむるを妥當とする。

	世帯主	非世帯主	計
尋常小學一年修了	九	二二	三一
同 二年修了	六八	一〇〇	一六八
同 三年修了	一五三	三二一	四七四
同 四年修了	三五二	四五六	八〇八
同 五年修了	三六	二四四	二八〇
尋常小學全科卒業	一、〇四一	二、四九四	三、五三五
高等小學一年修了	一二〇	一九四	三一四
高等小學二年修了	三〇一	二三三	五三四
同 三年修了	九三	五七	一五〇
高等小學全科卒業	八〇三	七七六	一、五七九
尋常中學一年修了	一三	一六	二九
同 二年修了	三五	三七	七二
同 三年修了	三七	三九	七六
農業學校二年修了	—	二	二
同 卒業	—	三	三
電氣學校二年修了	—	一	一
簿記學校卒業	—	一	一
準教員養成所卒業	—	一	一
尋常師範學校一年修了	—	一	一
同 卒業	二	—	二
農蠶學校二年修了	—	一	一
鐵道學校二年修了	—	一	一
鐵道學校卒業	—	二	二
藥學校二年修了	—	一	一
同 卒業	—	二	二
織染學校一年修了	一	—	一

尋常中學四年修了	一三	一二	二五
尋常中學卒業	四三	三一	七四
商業學校一年修了	一	六	七
同　二年修了	五	一三	一八
同　三年修了	二	六	八
同　卒業	六	一	七
私立英語學校一年修了	―	六	六
同　二年修了	二	二	四
同　三年修了	―	二	二
同　卒業	―	一	一
高等工業學校補習科初等一年修了	二	二	四
同　二年修了	―	三	三
高等工學校卒業	―	三	三
中央工學校一年修了	―	一	一
同　卒業	―	一	一
工藝學校一年修了	―	三	三
工手學校二年修了	―	一	一
同　卒業	―	二	二
商工學校一年修了	―	一	一
實業補習學校一年修了	―	一	一
農業學校一年修了	―	一	一
同志社中學三年修了	一	―	一
高等中學別科二年修了	一	―	一
高等學校一年修了	二	―	二
國學院卒業	一	―	一
中央大學卒業	一	―	一
私立大學二年修了	―	一	一
法政大學卒業	―	一	一
專修大學卒業	一	―	一
早稻田大學卒業	一	―	一
私塾通學	二九	八	三七
女子職業學校卒業	―	一	一
裁縫學校卒業	―	二	二
高等女學校一年修了	―	一	一
同　二年修了	―	一	一
同　三年修了	―	一	一
同　卒業	二	―	二
聾啞學校卒業	―	一	一
寺小屋通學	二七	四	三一
學校教育を受けざるもの	二四七	三九六	六四三
合計	三、四五一	五、五二一	八、九七二

五、衛生醫療

（イ）　衛生　衛生に關する施設は大工場に於ても不完全である。況や家内工業的臭味の脱し兼ねた中小工場に於てをやである。殊に東京大阪の如き大都市の工場は汚穢の二字を以てつきてゐる（此點は地方に行くと緩和されてゐる）。換氣及採光の不完全鉛塵の充滿等（晝間でも電燈を必要とする工場が少くない）一見言語に絶するものがある。かゝる狀況であるから、印刷工場に於て浴場食堂等の施設の如きは思ひもよらぬことであつて、筆者が全國的に實地に調査せる工場中浴場食堂の設備を有せるものは、大工場の内に極めて少數あつたに過ぎない。最後に大正十一年度工場監督年報に依り印刷工の疾病類別を見るに左の如くである。

		百分率
脚氣	九三	一一・八〇
呼吸器の疾患	一七一	二一・七〇
消化器の疾患	二五〇	三一・七三
神經衰弱その他神經系の疾患	四二	五・三三
眼の疾患	二〇	二・五四
血行器の疾患	一〇	一・二七
皮膚の疾患	二三	二・九二
運動器の疾患	三二	四・〇六
其他	一四七	一八・六五
合計	七八八	一〇〇％

右表中、脚氣病者呼吸器病者の多數を占めてゐることは注意を要する。

（ロ）　醫療　大工場では町醫を囑託して幾分藥價を減額せしめてをり、中小工場ではたゞ近所の町醫と連絡をとつてゐるにすぎぬ。

賃金前借は其額多きときは逃亡者を誘起し易いので、既往の勞働に對する賃金額を限度として賃金支拂日に先つて給與してゐるところが多い狀況であるから、現在行はれてゐる前借制度の多くは金融施設とは稱し難い。一方大工場に於ても金融施設は行はれてゐない。

六、金　融

七、貯　金

本工業に於ても貯金制度の多くは、身元保證の目的を以て實施せられたものであつて、然らざる動機を以て實施せられた此制度は甚だ少數である。併しながら、いづれにせよ貯金制度は勞資共に、大體に於て好ましいものとは思つてゐない。その拂戻が完全なる自由の下に出來ぬことは、職工側のこれを厭ふ原因である。貯金の出入に手數がかゝる上に、職工の移動を誘起し易いことは、工場主側の歡迎せぬ所以である。かゝる實情であるが故に、印刷工業に於ても、貯金制度は一向に發達してゐない。寧ろ年々衰退してゆく傾向がある。貯金制度の一例として、大阪市の印刷同業組合で、現在實行してゐる方法を左に示さう。

一、職工は毎月其賃金の内より二十分の一に相當する金額を貯金すること。

一、工場主は賃金支拂の際この金額を控除し、職工の名義を以て工場主の印鑑にて郵便貯金に預入れること。

一、拂戻しは、職工が一ヶ月以上に渉り歸鄕するとき、婚禮又は葬儀を行ふ用に充つるとき、生命保險料拂込に充つるとき、負傷又は疾病に罹り二週間以上療養するに至りたるとき、死亡又は解雇せられたるとき（但死亡の場合は工場法施行令第十一條第十二條の遺

族に拂渡すものとす」、地方長官の命令を以て定めたるときに限り之を爲すことが出來ること。

第六　組合及委員會組織

一、共濟組合

共濟組合は一部の大工場で行はれてゐるが一般に普及してゐない。現在實施せられてゐるものは、內容は大體他工業のものと相似てゐるから、玆に詳述することを省略する。

二、勞働組合

印刷工業に於ける勞働運動は沿革的に發達し、印刷工の組合は我國勞働運動史に重要なる地位を占めてゐる。本項目に關しては他日稿を改めて記載することゝし、本篇より省略する。

三、工場委員會制度

博文館印刷所、日清印刷株式會社、市田オフセット會社等の大工場に於て行はれてゐるが、實施當時に比すれば、現在は餘り實績を擧げてゐない。前記三者の本制度の內容の概略を示せば左の如くである。

名稱	目的	職能	組織（附役員）	選擧資格及被選擧資格	會議（備考）
市田オフセット株式會社工場相談會	會員相互の福利增進を圖り必要事項を會社へ要求し又は會社の諮問に應ず		職工側のみより委員を選出す 會長は委員中より選擧	上選擧資格 從業者にして年齡十七歲以上 被選擧資格 一、成年以上たること 二、勤續一年以上の從業者たること	隨時開會 懇談制

秀英舍工場協議會	現業員の待遇衞生、保健、休養及教育其他現業員の利害に關する事項に就き現業員一同を代表して會社の諮問に應じ意見を開陳し又は提案をなす	左の諸項につき諮問に應じ又は提案をなす 一、現業員の待遇衞生保健休養及教育	一般現業員より選擧したる協議員	選擧資格 一、滿一年以上勤續の者 二、年齡滿二十年以上の男女工及工手補 被選擧資格 一、年齡二十五年以上の男子 二、滿二年以上勤續の者 三、工手の待遇を受くる者 四、雇傭誓約證を差入れたる者 五、既往一年以内に減給以上の懲戒處分を受けざりしもの 六、刑事前科を有せざる者	懇談制 會議としての會合に關する規定なし
日清印刷工務協議員會	工務協議員會は傭者被傭者相互間の信頼と諒解とを完全にし以て當會社の進歩發展を圖り且つ被傭者の待遇保健休養教育其他相互の利害に關する事項に付工務員をして會社の諮問に應じ又は提案を爲す	左記の事項に關し會社又は協議員の提案に依り調査審議をなすものとす 一、工務員雇傭條件（賃銀就業時間及休日等）に關する事項 二、危險防止及傷害に關する事項 三、保健衞生及風紀に關する事項 四、教育保養及慰安に關する事項 五、互助及援護に關する事項 六、能率及福利增進に關する事項	工務員の選擧したる工務者協議員十五名と常任取締役の指名したる事務者協議員十五名とを以てす 議長は取締役會の決議に依り協議員以外の者より指名す	選擧資格 一、滿六月以上の勤續者（臨時傭工夫を除く） 二、年齡滿二十歲以上男女技工工手及工手補 被選擧資格 一、年齡滿二十五歲以上の男技工及工手 二、所屬投票部の工務員なること 三、滿一ヶ年以上の勤續者 四、雇傭契約書差入れたるもの	三月以内に一回 議事制

第七　女子と文選植字の仕事

男工採用難の原因に依り、明治三十五年頃から岡山の印刷界では、文選植字工（主として植字工に）と

して女子を採用し始めたが、この習慣が中國一帶を風靡して、現在では同地方に於ける文選工の大部分を占め、植字工の數も少くない。最近に於ては大阪に於ても之を倣ふに至り、現に大阪朝日新聞工場の如きは、多數女子を文選工に使用してゐる。然らば文選植字工としての女子使用の得失を見るに、左の如き結果に到達する。

一、植字工として極めて簡易なる仕事（例へばベタ組の如き仕事）には不適當でないが、罫線物其他技術的能力を要する仕事は、女子には到底出來ないやうである。

一、文選工としては相當に能率を上げ得る。活字を拾ふ速さは到底男工に及ばぬが、勤勉なる點に於ては優るから一日の仕事量はさして男工に劣るものでない。たゞ特別に急を要する仕事を短時間でやつてのけると云ふやうなことは、到底男工の眞似が出來ない。

之を要するに、植字工としては餘り適當でないが、文選工としては一人前の技能を持ち得るのであるから、男工と併用して効果を收め得る。從つて將來女子が全國的に文選工として使用せらるゝ時機が來るべく思はれる。

海員勞働事情

海運界の趨勢

海運の消長が國家の盛衰と密接な關係があることは、遠く、フイニシア、ギリシアの昔に遡らず、西、葡や、蘭、英の例を見ても明かである。ところで我國の國運は明治以來隆盛の一途にあるから、從つて明治大正の海運史は發展の歷史である。その發展の狀態を各方面から概觀する。

(一)政策、立法　我が政府の政策は、或は補助金により或は船舶の貸下、拂下等種々の方法によつて外國の勢力に勝たんとして來た。其の間に或は海運業獨占の傾向があつた三菱に對して、協同運輸を競爭相手として加へ、或は競爭激甚を加ふれば合同協和して日本郵船、大阪商船の成立に力を致すなど、保護と獎勵の二方針で一貫して居る。法律の發布も亦此の方針を窺ふに足るべきもので、例へば造船獎勵法（明治二十九年法律第十六號、改正明治四十二年三月法律第一六號）、航海獎勵法（明治二十九年三月、廢止四十二年三月）、遠洋航路補助法（四十二年三月）の如きはその著しきものである。

(二)船主　明治初年に外國人が海運事業を經營した時代から進運を始めて、明治十七年には大阪商船が起り、明治十八年には日本郵船が成立し、明治二十九年には東洋汽船が出來ると云ふ工合に船主の數から云うても其の資本額から見ても、且つは各船主の總收入支出や利益額を勘定しても、其の取り扱ひの荷客運賃を計つても、何れも非常なる進步を遂げ、現在一億萬圓以上の資本を有する三大會社を始め、五千噸以上の汽船を所有する船主六十六（大正九年十一月末調）を以て數ふるまでに至つた。

(三)航路、港灣　明治以來度々戰爭が海運の發展にその段階を形成してゐる。明治三年定期航路を延長

し、明治十八年には定期航路十八線、海外まで行く線が四で、此の年始めて遠洋航路を孟買に開いた。

臺灣征戰や西南の役は船舶不足の爲め海運界の勃興を促し、次で日清、日露の戰役の爲め、また船舶偏重により航路にも影響があつたが、要するに戰爭時代に海運界は發展して平和時代に其の內容を改良充實して最近の歐洲戰爭を迎へたのである。かくして現在は世界にその航路を有する海運國となり、遠洋航路は近海沿海の航路に比べて、その比率を增加してをる。現在の遞信省命令航路二十二線、地方廳命令航路二十五線である。

港灣も明治始めまでは天然港を利用したもので、當時は百餘港であつたが、（一）修築工事（埋立、浚渫、防波、道路、設備、其他）や、（二）航路標識（燈標、畫標、警號）等に多大の金錢と人工とを加へて現在は一千有餘の商港を有するに至つてをる。而して外國貿易に從事するもの及び外國船丈けにても、次の如き出入港の數を示す。

入港	汽船數	一一、八九四	總噸數	二七、九三〇、五〇七
	帆船數	三八〇	總噸數	五二、〇二五
計		一二、二七四		二七、九八二、五三二
出港	汽船數	一一、七九四		二七、八二三、七七三
	帆船數	四五九		六三、七九九
計		一二、二五三		二七、八八七、五七二

(四)船舶　明治三年太政官布告を以て西洋形の大船を奬勵してから今日まで數十年、其の間（イ）船質は木船から鐵鋼船にうつり、(ロ)帆船は汽船にその數を讓り、(ハ)機關要部は改良せられ、(ニ)速力を增し、(ホ)年々新造船が出來、即ち年齡が若くなり、(ヘ)容積を加へ大正四年頃は世界六位で汽船數一一、一三一、總噸數一、六〇四、九〇〇であつたが、現在は世界第三位に登つてをる。一九二一年のロイドレジスターの調べによれば、

世界總噸數六〇、〇〇〇、〇〇〇　英國二〇、〇〇〇、〇〇〇　米國一三、五〇〇、〇〇〇　日本三、一二一、五七五

平和克復によつて各國皆船腹過剩に苦んでをる。其の船舶を提げて、我が航路に侵入してくる外國に對して、今や第三位を占めた日本の海運界は苦心して對策を講じてをる。積極的には益々優秀船を建造して彼れに勝つことであり、消極的には整理である。郵船の內航分離の如き已むを得ぬ事であらう。而してまた合同問題も起りかけて來た。

(五)船員　船員の方面から見たる海運の發展史は別に研究を要する。蓋し我が國現在の海運の隆盛は裏面に貴重なる船員の努力と犧牲を物語る。船員は非常なる努力と忍耐とで今日に至つた。明治九年の海技免狀受有者を見るに日本人四人に對し外國人七〇八人、同二十六年には、日本人三、八七八人に對し外國人七二二八、同三十六年には日本人一六、五四八人に對し外國人三四三八、同四十四年には日本人二四、七九二

人に對し、外國人三四九人、大正八年には日本人四一、〇四三人に對して、外國人三四九人となつてをる。外國人を船長とせなければ危險視された時代から、日本船員の優秀なる技能に推服せしむるに至つた船員の精勵想ふべきである。かくして、船員は數に於て益々增加すると共に、その質に於て一層改善を加へ、今や日本郵船の如きは必ず海員中から樞機に參せしむるまでに至つてをる。これは勞働問題上からも注目すべき事象である。尙ほ國際勞働會議も、我が海員が世界に其の步武を進めつゝあるを證する一舞臺であるが、この點はこゝでは割愛する。

運輸交通に關係してをる勞働者を、(一)陸上及び(二)海上の二つに分ち、そのうち海上の運輸交通に關する勞働者の種類を擧ぐれば、

(イ)船　員　これが主たる調査の對象である。

(ロ)水先人　水先區に於て、船舶の水路を嚮導するもので(明治三十二年法律第六十三號)其數は僅かに大正十年九月末に於て、水先免狀受有者二十九名、その內外國人二名である。

(ハ)仲　仕

一　概　念

船員勞働問題は、その勞働の性質上甚だ調査が不便であつて、之に關する諸調査は至つて少ないと云つて可なりである。

何故に船員を勞働事情の方面から調査することが困難であるかと云へば、(一)その勞働は齊一的でなく殊別的であり、(二)移動勞働であり、(三)海上勞働であるからである。

移動勞働卽ち乘務勞働であるが故に捕捉し難い。海上勞働であるが故に、一般陸上の人間からは看過されると云ふことは何人も想像がつくが、勞働が齊一的でなく個別的であると云ふ性質は、一應說明を要すると思ふ、ところで齊一的でないと云ふことは統一的でないと云ふ意味ではなく、個別的であると云ふ事は連絡がないと云ふ意味ではない。仕事は各人皆な異なるけれども、之れが統一を要する。それで全體についで精確なる調査をするには、その各自の勞働に卽しつゝ、全體を一つのものとして觀なければならない。

これを明かにする爲めに以下各項の說明を加へる。

(一)船員と職別

イ、船長と海員　船員法第二條に、「本法ニ於テ船員トハ船長及ビ海員ヲ謂ヒ、海員トハ船長以外ノ一切ノ乘組員ヲ謂フ」とある如く、船長と海員の區別は勞働事情の上からも重要なものである。

ロ、高等海員と普通海員　高等海員は通常船長、一等運轉士、二等運轉士、三等運轉士、機關長、一等機關士、二等機關士、三等機關士、事務長、事務員、無線電信通信員、船醫等で、別に上級船員、士官或は普通の意味での船舶職員などと呼ばれる。

普通海員は尋常海員又は下級海員とも呼ばれ大略次ぎの職務を含む。卽ち水夫長、大工、舵夫、甲板庫番、水夫、火夫長、油差、機關庫番火夫、石炭夫、司厨長、司厨、料理人、賄夫、給仕等で其の他特種の職名を有する船員を置く船舶がある。

ハ、甲板部、機關部、事務部　前の二つを横斷的とすれば、これは縱斷的に分けたもので、仕事の種類によつたものである。

(二)航路別　船員は職別によつて勞働が違ふが、次ぎに船舶が運航する航路によつて、甚だしく勞働の條件を異にする。

航路は次ぎの四つに分かれて居る(船舶檢查施行細則第四十八條以下)。

イ、遠洋航路　「内外國ノ各地ニ通ズル航路」であつて、此の航路に從事する船員法適用の船舶乘組海員數は汽船二二、三〇九人、帆船五、七三四人、合計二八、〇四三人である。

ロ、近海航路　「東經百十三度ヨリ同百七十度及ビ北緯二十一度ヨリ同六十三度ニ至ル線内ノ航路」であつて、之に對する船員は、帆船乘組員九、〇二三人　汽船乘組員二一、一〇六人　合計三〇、一二九人

ハ、沿海航路　同法第五十一條に定めたる各區内の航路で、その船員數は、汽船乘組員四、一二二人　帆船乘組員九、〇二三人　合計一三、一四五人

ニ、平水航路　湖川港同及び同法第五十二條に揭ぐる區内の航路で、此の航路の上にある船舶は極く小型

で不登簿のものが多く、且つ船員も船員法の適用を受けない船員が多いのでその數は擧つてをらぬ。此の種の船員は前三航路上を運航する船員とは、殊に勞働事情を異にしてをる。

(三)船舶種別　船員は船舶の種類に從つて其の勞働を異にする、而してその種別と稱するも、分け方に從つて種々ある。

イ、汽船帆船

汽船數五、八一〇　帆船數(噸數船三四、八二一 石數船一〇、三五〇)

ロ、登簿噸船、不登簿噸船

登簿噸船數一八、三三四　不登簿船數三二、六四七

ハ、鐵鋼船、木船

ニ、船體要部の資格により、第一級船、第二級船、第三級船、第四級船(船舶檢査法第七條)

ホ、噸數による區別、例ば、二十噸以上百噸未滿、百噸以上五百噸未滿と云ふが如し。

ヘ、運輸交通に關する船舶、漁船、作業船、其の他の區別

(四)船主別　船員はその所屬する船主によつて甚だしく勞働條件を異にする。我が國現在の船主の中、二十噸以上の汽船を一隻以上有してをるものすべて九一一である。その內容は、四〇八會社組織のもの、四八九個人、一四官廳及び公法人で、これによつて見ると、個人船主の數は會社數よりも多いが、船舶を

所有して居る數から見れば、個人船主は皆な一隻乃至數隻を有してをるのみで、船舶の大部分は會社組織のものゝ所有である。從つて船員勞働事情の調査の大部分は會社別にしたものである。次ぎに、船主數を地方別に見るに、左の分布をなしてをる。

東京	一一〇	大阪	一〇二	神戸	一〇一	横濱	二三	神奈川	五	千葉	二
群馬	一	靜岡	六	愛知	一五	岐阜	一	富山	一三	石川	五
福井	四	滋賀	四	三重	七	和歌山	七	京都	八	兵庫	三一
岡山	四	鳥取	五	島根	三	廣島	二八	山口	三七	福岡	六〇
佐賀	七	長崎	四六	熊本	四	大分	二	宮崎	六	鹿兒島	九
新潟	二〇	宮城	五	山形	四	秋田	一	岩手	二	青森	一〇
香川	四	德島	六	高知	一三	愛媛	二一	北海道	一二三	沖繩	四
臺灣	一二	朝鮮	五	樺太	六	大連	一七	支那	二		

二　海員數

船員には「船員法」の適用を受けてをるものと、その適用を受けないものとあり、「船員法」の適用をうけて居るものは必ず「船員手帳」を受有して居らなければならない。故に「船員手帳」を交付した數を勘定すれば自ら船員法の適用をうけてる船員數は分かるわけである。ところが船員が廢業死亡した場合、その船員手帳を返還しないものが多く殆んどその義務を怠つて居るので、船員の實際數は之によつても算定が出來ない。遞信省調査の大正十年八月末に於ける船員手帳受有者數は、内外人を合して、一三五八、八八三人

である。

而して船員手帳の新交付、大正八年二八、七二六に對して返還が、一、一三六、大正九年の二〇、七四四に對して九九九の返還は一見して返還者が少ないのを知る。船員手帳返還の義務を怠る習慣となつたのは責が何れにあるか（管海官廳か船員か、法律そのものか）は別問題として、當然履行されなければならなかつた義務が（その義務の不履行によつて差支へが生じたと否とは兎に角）大部分は、當然のやうに遲怠せられ、履行せられないで來た。

船員法の適用をうくる船員數は、大正十年十一月三十日遞信省の調査によれば、六二、七九五人（但し船長を除く）である。これと、船員法の適用をうけない船員數との總計卽ち我が國の全體の船員實數は正確にわかつて居らない。只、側面からの硏究で大體數を知つて居るのみである。この大體數を算出するについても、色々と議論や意見もあるが、（一）現在船舶の噸數を合計し、船舶の種類に從つて定員數を吟味しこれから船員數を算出すること、（二）船舶增加に對して、船員增加の比率を求むること、（三）陸上休職率を算定すること、（四）船主、船員、紹介業者につき、希望者の全國總數を調査すること、其の他の方法によつて、現在の海員數は、約八萬と云ふことに大體一致して居る。

三　海員の本籍地と年齡

海員を最も多く出して居る縣は廣島で山口、愛媛、鹿兒島、愛知、石川、長崎、兵庫と云ふ樣な順であ

る。廣島は地勢上、海に臨んで居る計りでなく、瀬戸内海の諸島から生活の爲めに澤山の海員が輩出される。海員掖濟會の養成海員を出して居る數も亦これと一致して居る。之れを會社に調べると、會社所在地方の海員が多くなり、即ち前の順序に地方的の色彩が加味さるゝ。次ぎに年齢について遞信省の年齢別表（大正八年十二月）を見るに、

十五年以下	一、五七九
十六年以上二十年以下	二八、七六八
二十一年以上三十年以下	一〇八、〇八一
三十一年以上四十年以下	一〇五、八三四
四十一年以上五十年以下	四九、四五七
五十一年以上六十年以下	一八、五八八
六十一年以上	一一、三四五
計	三二三、六五二

即ち、これは「船員手帳」を受有して居る全體についての調べで船員實數からの統計ではない。これで見ると、二十一年以上の人數と、三十一年以上四十年以下の人數とは殆ど相匹敵して居るが、これを會社別或は船舶別に調べた結果によると、十五歳より十六歳が多く、十六歳のものよりも十七歳の人數が多いと云ふ工合に次第に十八歳、十九歳とその數が増して、二十一歳乃至二十三歳を頂點として、それから漸次また、その數が減じて行く。勿論會社乃至船舶毎に、その頂點が違つて居り、或るものは、二十一歳を頂點として居り、或るものは二十五六歳を頂點として居る樣なものがあるが、要するに、血氣旺んなる若者がその數の主部を占めて居る事がわかる。

「船員手帳」受有者の内に外國人三、九三四あり、その内支那人三、四六九がある。歐洲戰爭による海員

拂底の時代から見ると、支那人の數も甚だ減じて現在は實數甚だ少ない。支那人を海員として使用するに左の長所がある。（イ）比較的低い給料で滿足し、（ロ）仕事そのものに對して忠實であり（ハ）上級者に從順（ニ）語學殊に英語を巧みにし、（ホ）外國人に養成されたもの多く、使用に便である。而して、之れに伴ふ短所は、（イ）勇氣に乏しく、すべて、進取的ならず、（ロ）逃亡する目的の爲めの一時的の乘船者あり、（ハ）暴風雨その他非常の場合は全く無力であり、（ニ）煽動に乘ぜられ易く、（ホ）船を愛する心なく、常に自己心と個人主義に立つて居る。

四　募　集

大正九年雇入公認數は、一四九、七九六で、同じく雇止公認數は、一五一、八二九である。大正元年の雇入九〇、〇〇四、雇止八七、八八七から漸次其の數に於て增しつゝある。

之等の雇入數にあらはれたる人員が海員となるまでには色々な道から入るのである。各船舶が、その乘組員を得るために現在日本に行はれて居る募集の方法については、

（一）新聞紙上への廣告、（二）ビラ立札等の掲示、（三）船舶乘組員の紹介、（四）船員紹介業者の口入れ、（五）日本海員救濟會の取扱、（六）海員干渉の團體、（七）個人間の傳聞

等を擧げることが出來る。

募集の主體は

(一)船舶を所有して居る官廳、會社、船主、(二)船舶の船長、(三)第二次の募集者（取り次ぎ者）、イ、日本海員掖濟會、ロ、海員關係の團體、ハ、船員紹介業者

募集の客體即ち應募者は、新に海員として其の業に從事せんと志願する所謂「新海員」と、既に船員手帳を受有する「舊海員」とである。

船員採用の資格を、(一)箇條書きに示して居るもの、(二)標準となるべき二三の條件を擧げて居るもの、(三)全く定めて居らないものがある。(一)からは應募海員と採用せられたる海員との關係について種々の資料が表はれる。募集の場所は所屬船舶の本部なることあり、出張所である事あり、その船舶の碇泊港であることがあり、これによつて應募船員の數質に各異つた統計を示す。

歐洲戰亂をはさんでその前と後とで海員の需要と供給の狀況は三段の變化を遂げて居る。戰前は漸次海員の需要を增しその質も改良せられつゝ進んだが、戰亂中海運界の好況は、海員の供給が需要に伴はなかつた結果甚だしく其の質が低下せられ、而して今や之等の不適者は自然淘汰せらるる時機に際して居る。現今の實情は、甚だしき海員の失業者を見ないのは、種々の原因からではあるが、希望者の輕減と廢業者の增加が、主なる理由であることは、海運界の爲めに研究を要する。

五　勞働契約

この勞働契約に於ては、一方の當事者は船主で、その相手方は、(一)船長、(二)高等海員、(三)普通海

員の三段に分れる。而して各その契約の內容を異にして居る。

船長はまた、船主に代つて、普通海員と契約する當事者となる。船長は國際勞働會議の所謂「信任ある地位」或は「監督又は支配階級に在る人」で、船主と船長との契約は、勞働契約として論ずべきかは問題となつて居る。高等海員に對しても、船長に準ずべきか、普通海員に列すべきかは、大いに論議されて來た。普通海員の契約には、契約書を出すものと、別段の形式なきものとがある、後の場合に於ては、雇入の際「船員手帳」に記入したる條項を契約の內容とする。

六　海員の養成

高等海員の養成には、(一)各種の商船學校、(二)日本海員掖濟會高等海員養成所、(三)私立の高等海員養成所があり、普通海員に對しては、(一)日本海員掖濟會普通海員養成所、(二)各船主の船舶內に於ける養成とがある。

高等海員養成に對する商船學校の貢獻は勿論であるが、日本海員掖濟會の高等海員養成の努力と成績とは、また大なるものがある、(三)の個人、私塾の高等海員を敎育して居る隱れたる貢獻は、見逃すことが出來ない。普通海員の養成は嚴密に云へば、掖濟會の普通海員養成所あるのみで、各船舶に於て「見習」として養成されて居るものは、實際は槪ね、「船員手帳」を受有して居る旣成海員である。

七　勤續及移動

一般海員の上から見て、船舶所屬の勤續者は高等海員に多く、普通海員に少ない割合となつて居る。從つて移動は普通海員に多い。戰時海運界の好況は異常の移動率を示したが、最近の普通海員の、移動狀況一般を見るに、海員の就業後、約一箇年にして移動するもの百人中約半分で、二箇年では、その殘りを半減する有樣にある。大正五年末の調査で、百人中、二箇年にして半分强を減じた當時に比すると、移動が激しくなつて居る。勤續年數から見て、隨分長い勤續者が出て居るが、數の上からは、海員の勤續者は、甚だ少ないと云ふべきである。移動が多く、勤續が少ない海員勞働の事情には、種々の原因が存在して居る。

八　勞働時間

朝夕の汽笛を合圖の陸上勞働者から見ると、わが海員の勞働事情は、稍その趣を異にして居る。海員の勞働時間を計る前に先づ次ぎの實狀に注意すべきである。船舶は、其の起點たる港から一巡して再び、前の港に歸航するまでの一航海の期間は、その船舶にとつて、一つの連續した勞働期間である。從つてその船舶內では船員は、これだけの勞働期間を其の定員で充足しなければならぬ。此の大きな連續的勞働期間の間に、區々の各小さい勞働期間があり得る。其の船舶に、寄港地があれば前寄港地から、次ぎの寄港地までが、一區分である。

この勞働期間が常に一定不變ならば、各船員の勞働時間を算出するのに甚だ都合が宜いのであるが、此

の勞働期間は、天候を始め色々の原因から常に不定の伸縮がなされる。從つて、これを充足する爲めに、海員は不定の勞働時間をもつこととなるのである。いま此の勞働時間をその勞働が終ると否とに拘らず、假りに一日で切つて、船員一人が、一日の間に負擔すべき勞働時間を定めたものは外國にその例を見る。もつと大きく一週間で切つたのもあり、兩方の標準を併せて用ひて居るのが通例である。我が國では此の方法は行つて居ない。つまり船舶をして一勞働を終行させる爲めに、その船內にある船員が異常の長い勞働時間を以てこれを充足しても、これは海員自身の負擔に歸すると云ふことになつて居る。

前の概念のところで述べた樣に、條件が異つて居る船舶の船員の勞働時間を平均してこれを表出することは困難であるから、こゝには極く大體の標準を知る爲めに、掖濟會の練習船の勞働時間を揭ぐる。

一、甲板部　高等海員當直、一日八時間、當直以外五時間
　航海中　普通海員（舵取）は、十二時間、交代にて各六時間
　碇泊中　高等海員　當直八時間半
　　　　　普通會員　八時間半
二、機關部　高等海員　當直八時間　其他の執務時間　三時間半
　航海中　普通海員　當直八時間　同　三時間半
　碇泊中　高等海員　當直八時間
　　　　　普通海員　當直八時間
三、事務部　高等海員　當直八時間

九　勤務及交替

前記の通り劃一的に而して規則的に就業すること困難なる海員にあつては、慣習が重要なる役目を演じて居る。或人は海員勞働を、家族勞働の一種に比した樣に、相互扶助が、船舶內にあつては缺くべからざる勞働の要素である。ところで船舶內にある船員は職別によつて例外はあるが、勤務と休憩との限界を明かにすることは困難である、甲板部員は舵夫以外のものは、受け持ちの仕事を一日中一人で充當し、夜は當番以外は睡眠する。機關部は受け持ちをば、二人乃至三人で分擔する、これは夜中と雖も、船舶航海中なれば、仕事を續けなければならないからである。事務員は橫に共同してやるけれども、時間を縱てに切つて分擔することがなく、夜は當番なく睡眠するを得る。交替制には正確に時間を定めて居るものと、時間以外の標準で交替するものとがある、後者は各船舶航路每に、其の便宜の慣習によつて定まつて居り、慣習の妙味が成文の領域外で補つてゐる。

十　休憩時間

繰り返し記した樣に海員は常に能動的に仕事を片付けるを必要とするので、船舶內にあつては殆ど寸暇がない。特別の船舶の事情があるのでなければ、大體食事の後と睡眠の前とを休憩の時とする。休憩時間は航海中と、碇泊中とで異るを原則とし、航海中と雖も、航海狀況によつて各船で著しく、其の休憩時間

を異にし職別によつてまた、各員を異れる事情に置く。碇泊中も亦、航海中よりも多忙なる事あり、其の多忙なる仕事の種別によつて、船員にも比較的であるが繁閑の差を生ずる。

就床中の時間は必ずしも睡眠時間と相等しくないのは已むを得ないが、海員には此の差が特に大きい。一日中船員として勤務したあと、自分自身の爲めの「時」を欲するの餘り、睡眠時間を割いて、彼れ自身の「時」を作り出すが爲めである。それで表面にあらはるゝ統計では就床時間が相當であるに拘らず、海員一般に睡眠時間不足の實情にあることは爭はれない。而して、睡眠不足から生ずる、神經衰弱症患者の數は少くない。

これも掖濟會の練習船の休憩時間である。

			休憩時間	就床時間
一、甲板部	航海中	高等海員	四	七
		普通海員	五	七
	碇泊中	高等海員	六	九、半
		普通海員	六	九、半
二、機關部	航海中	高等海員	二、半	十
		普通海員	二、半	十
	碇泊中	高等海員	五	十一
		普通海員	五	十一

三、事務部	航海中	高等海員	六	十
	碇泊中	普通海員	五	九、半

十一　時間外勞働

屢々述べる通り、船員の勞働時間は一日何程と極まらないのであるから、從つて時間外勞働の問題も起らないのである。唯、東洋汽船の「屬員時間外賃金規定」（大正十年一月一日實施）なるものがあつて、これは勞働時間の問題に觸れて行かんとする新らしい試みであるから、序に玆に紹介する。

「社船甲板部及び機關部屬員が左記時間內に於て勞働に從事したる時は一時間金二十錢の割合を以て、時間外勞働賃金を支給す、平日は自午後五時、至翌午前六時。土曜日は自正午、至翌午前六時。日曜日、祭日及び臨時休日は、自午前八時、至翌午前六時、但し食事休業時間は除外す。尙、（イ）普通當直の場合及び出入港の場合は時間外勞働に從事したる場合と雖も時間外と看做さず。（ロ）本船の都合に依り、非常に危險又は特に困難なる仕事に從事したる場合は勞働時間內と雖主任者の特別申請に依り時間外勞働に準じ賃金を支拂ふ事あるべし。」

十二　公　休　日

國の運輸交通の機關に、參與して居る海員は、日を定めて休日をとる事が出來ない。（一）遠洋航路上にある船舶にして、僅かに船長の手加減で、特別の事情が發生しない限りに於て、日曜日の勞働を減ずるの

例もあるが、(二)近海航路、(三)沿海航路をとる船舶は、前者に比して寄港が頻繁で、その便法を利用することが出來ないどころではなく、殊に旅客交通に、關係ある船舶の船員の如きは、普通人の休日こそ、却つて其の多忙を增すの狀況に置かれてゐる。

定期航路をとる船舶の船員は正月元旦も勞働を强ひられる。不定期航路船員は、元旦のみは特に繰り上げ、或は繰り下げて休日を作ることが出來る。しかもこれは或は鑵掃除など云ふ名目で、船長の氣轉と船主の默許で出來上る不正式のものである。かくして海員の勞働は「年中無公休」が原則である。

十三　給　料

給料の種類には月給制と日給制とがある。

等級はないと云ふ方が適當である。何となれば船主每にその職別によつて最高額と最低額とを定めて居り、海員の給料はこの範圍の間で定められる。從つて進級の制を明かに定めて居るものは少ない。海員の進級制の缺陷から海員進級の困難が生じ、進級の困難から海員としての職業に、前途の光明を認め得ず、これが爲めに海員としての生活に絕望するものもある。

尙給料についての材料は比較的集め易いところから、海員勞働の問題の研究者は直ちに此點に着眼するやうであるが、海員勞働は、何處までも特種の勞働であると云ふ前提がなければ諸種の材料も無意味に歸する虞れがある。例ば海員給料は大略戰前の數倍になつて居ると云ふ事は、海員勞働事情から樂觀すべき

現象の樣であるが、これを海員の生計に對する必要費用の水準から見れば、依然として未だ其の下にあるを見る。

これを、職務別に調べたる普通給料月給表は左の如くである（大正十年十二月三十日、遞信省）。

（甲）汽船

		遠洋航路	近海航路	沿岸航路
一、甲板部	一等運轉士	一二〇円	八〇円	九〇円
	二等運轉士	八〇	七〇	八〇
	三等運轉士	六〇	五〇	五〇
	水夫長	四〇	三五	三五
	大工	三二	三五	五〇
	舵夫	三七	三〇	三二
	水夫	二八	二八	二八
二、機關部	機關長	一八〇	一〇〇	八〇
	一等機關士	一一〇	一〇〇	八五
	二等機關士	六〇	三〇	六〇
	三等機關士	六〇	二五	八〇
	火夫長	四〇	五〇	三五
	油差	三〇	三五	三五
	火夫	二七	六〇	二三
	石炭夫	二五	二七	二五

（乙）帆船

		遠洋航路	近海航路	沿岸航路
一、甲板部	運轉士	七〇円	五五円	三五円
	水夫長	五〇	三五	三五
	舵夫	三五	三五	三二
	水夫	三〇	三二	二六
二、機關部	機關長	一二〇	六五	五五
	一等機關士	七〇	五五	―
	二等機關士	六〇	五〇	―
	三等機關士	―	―	―
	火夫長	四五	三五	三二
	油差	三三	三五	三五
	火夫	二五	二七	三五
	石炭夫	三三	―	―

三、事務部						
事務長	八〇	八〇	五〇			
事務員	七〇	三〇	四五			
司厨長	四〇	三五	三五			
司厨	六〇	二五	二〇			
料理人	三〇	二五	三六			
給仕	二七	二〇	一五			

次ぎに、船員給料を噸數別に見たる調べ次ぎの如し（同汽船のみ）。

	五千噸以上	三千以上五千未滿	一千以上三千	五百以上一千	二百以上五百	二百未滿
一、甲板部						
一等運轉士	一二〇円	一二〇円	一〇〇円	九〇円	八〇円	五五円
二等運轉士	九〇	九〇	八〇	六〇	五〇	四〇
三等運轉士	六〇	六〇	六〇	五〇	四五	三五
水夫長	九〇	六五	四〇	四〇	四〇	三九
大工	九五	八一	三五	三八	五〇	—
舵夫	三四	三二	三〇	三〇	三〇	三〇
水夫	三八	二七	二八	二五	二八	二八
二、機關部						
機關長	一八〇	一八〇	二〇〇	一二〇	一〇〇	八〇
一等機關士	一八〇	一五〇	一〇〇	八〇	八〇	八〇
二等機關士	一五〇	六〇	六〇	五〇	五五	六〇
三等機關士	一〇〇	六〇	四五	六〇	五〇	五〇
火夫長	四二	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
油差	三四	三四	三二	三〇	三〇	三〇

火夫	三〇	二六	二五	二七	二八	二五
石炭夫	四〇	四〇	二二	二五	二五	二三
三、事務部						
事務長	八〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四五
事務員	七〇	六〇	五〇	三〇	三五	四〇
司厨長	四〇	四〇	四〇	三二	三五	三五
司厨	六五	二三	二三	二三	二五	二〇
料理人	三二	二八	二五	二五	三〇	二三
給仕	二七	二七	二〇	二五	二〇	一八

給料の支拂は陸上又は船舶內で行はるゝ。支拂の日は月末になさるゝものと、航海の後になさるゝものとあり、また別に家族渡しの制があり、航海などの都合によつて、受け取りを家族に托しておくものがある。

十四 賞與及手當

給料の外に船員は賞與又は手當をうくることがある、その種類は左の通りである。

（一）期末賞與　半期每に賞與を出すもの、一箇年末に出すものとあり、各船員の給料、勤續、功勞等を參考として各會社が各自に裁量する。從つて其の額は各會社とも公表を嫌つて居る。戰時中十割二十割の賞與ありしは一時的で不景氣である現在は給料の一箇月分乃至半箇月分位を出して居るのが大部分で、他は賞與金を全然出さない。賞與についても高等海員と普通海員とは、待遇が違ひ、前者に厚く後者に薄いのが一般の傾向であり、會社によつては、高等海員のみに賞與を出す。

(二)勤續手當　(イ)各會社が各自獨特の規定を設けて行つて居るので、一様に表出し難いが、要するに勤續年數が、就職後から勘定して、滿一ヶ年以上何箇年を增す毎に、一箇月給料の或る割合（大體一圓前後と見るを得）を增すもので、其の增加額割合も職別によつて異る。

(ロ)勤續手當の規定を定めず、給料を或る割合で增す會社もある。

(ハ)全然、勤續手當なるものを行はない會社もある。

(三)航路手當　航路手當がある會社と、ない會社があると云ふよりも、極く少數の大會社のみが行つてると云ふ方が適當である。

航路手當の勘定の方法は、給料の一割增又は二割增とすることあり、或は職別、航路別に表出して居るものがある。大阪商船の普通船員乘船手當表を例示すれば、

	賄長	小火夫長	普通海員	普通船員見習
歐洲、南米、紐育、甲谷陀、ニユーオルレアンス	二〇	一六	一一	五
北米、濠洲	一五	一三	九	四
基隆、新嘉坡、日本、瓜哇、甲谷陀	一六	一三	九	四
孟買、南洋	一五	一二	八	四
南支那	一二	一〇	七	三
敦賀、浦鹽、浦鹽廻航、臺灣沿岸、那覇、基隆	九	八	五	二

(四)特別手當　この内には、色々の種類の手當を含ましめ、各會社毎に違つた流儀を行つて居る。(イ)精勤者への特別加俸、(ロ)特種の船員に對する手當(例へば、ボーイに對する被服料、大工に對する道具料の如き)、(ハ)航海を安全に終へたるによつて出す賞與の種類、(ニ)特別危險を逃れしめたるに對し船員への賞與の類、等。

(五)食料　現品支給と、食料支給がある。現品も、一等、二等、三等或は、一等と三等あり、大略、高等海員と普通海員とを階級づける。食料も高級海員と普通海員とでは異なつて居り、例へば普通海員一箇月十二圓に對し高等海員は、十五圓乃至二十圓等の如く定めて居る。

右の外、ある種の船舶は荷役の手傳をするところから所謂荷役賃を其收入のうちに加ふることがある。しかしこれは直接會社から支給するものよりも、荷主關係より生ずる船員の所得である事が多いし、不定なものであり此の項中には入れ難いが、便宜上こゝでその大略を書く。荷役とは荷物を船内から船外、或は船外から船内に入るゝことに關係する勞働で、從つて、船員中、機關部員はそれに與ることなく從つて荷役賃の分配に預ることがない。荷役はその種類方法により、船舶毎に名稱や、給與額が異つてくる。これはその標準となる所得を擧ぐるに最も困難なるものゝ一つである。

十五　日用品供給

海員に日用品を供給する上に於て、船主乃至船舶が殊に便宜の方法を講じて居るものが少ない。從つて

海員はその日用品を各自に自給して居るのを大體とする。供給する日用品の範圍も極く制限せられ、供給の方法も（一）稀に原價販賣の便を計つて居るものもあるが、（二）多くは船客又は一般顧客と同價にて供給され、（三）甚だしいのは特に海員に對して、高價に販賣するの誤れるものをも見る。

十六　海員と宿舍

海員は晝夜ともに船舶の上で生活して居るので、上陸して所謂疊の上に寢ることを樂しむのは、常人の想像以外にある。海員が陸上に於て寄宿するところを擧ぐれば、（一）自宅乃至知人の家庭、（二）所屬會社乃至船主の寄宿舍、（三）日本海員掖濟會寄宿舍、（四）海員團體關係の寄宿所、（五）海員下宿業者乃至旅館等である。海員は船舶航路の關係上各自その家庭を樂しむ機會が少ないけれども、それでも（一）に屬する海員は、海員中では比較的惠まれて居る階級で、他は陸上勞働者には見られない特殊の事情にある。（二）の設備あるは船舶會社中少數の大會社のみで、一般の海員はこの便益には浴して居らぬ。（三）は內容形式共に完備し、海員の利用を歡迎し、海員も亦大いにこれによつて利便を得て居るが、この海員掖濟會の寄宿舍所在の港以外に於ては、海員は矢張り（五）の海員下宿業者或は旅館に彼等が陸上に於ける寄宿所を見出さなければならない。海員下宿業は、國際勞働會議に於ても問題となつた海員紹介業と相關連し全國に亘つて其の頒布も廣く、且つ相當の歷史を有し海員の勞働に對し功過共に少なくない。

寄宿する海員の種類も、（一）新に海員として就業せんとする所謂新海員、（二）所屬船舶或は會社の豫備員

として待命中のもの、(三)船舶に紹介を需めつゝありて、現在の所屬なきもの等に分け得る。

十七 船室と食料

船舶の建造の日が新らしければ新らしいほど、船員室も改良せられて來つゝある。しかし舊く建造せられたる船舶が尙現今運航して居るの大部分であるところから推しても、船員室が輕視されて居るものが多いことを察する事を得る。假令船舶が如何に立派でも、速力が速くとも、船客室が美しく裝飾されて居ても、船舶運航の第一要件である船員を、優遇するための設計が看過されてあるならば、その船舶は斷じて新時代の良設計とは云ふべきではない。しかしこれは造船技術の進歩と相待つべき問題である。

船員に對する食料の支給には現品の支給と、實費の給與とがあり、食料の內容、品質其の他も甚だまちまちであるが、一般から船主は海員が粗食に甘んずるの美風を利用し過ぎて居るとの結論を得る。

十八 衞生醫療

船舶にあつては所屬船醫があるものと、船醫がなく藥品其の他應急手當の爲めの設備のみあるものとあり、前者は甚だ少なく後者が大部分であり、後者のうちでも其の設備が不完全のが多く、衞生醫療のためには隨時寄港地に於て相當の手當をすることゝなつて居る。陸上にあつては特に海員の爲めには、日本海員掖濟會の病院が主として活動して居る。海面の各所に散在し、而かも勞働場所の移動する海員に對する病院の活動は甚だ不便な條件にある事は特に繰返して置かなければならぬ。疾病の種類は脚氣を第一とす

るは、船員勞働の特種のものであることを證する。次で消化器病呼吸器病などの順序となつて居る。神經衰弱は醫療を申し出づるのは既に極端に進んだもので、表にあらはれない實際數は甚だしい高にのぼつて居るのは、大いに注意すべきことである。

花柳病の治療については、今迄は特種の取扱ひをなして來たつたが、之に對する國際勞働會議の注意は當を得て居る。花柳病の治療を除外すると云ふことは、その目的が豫防懲戒の意味ならばその方法が宜しくない、病氣は之れを一日も早く治療させ、豫防懲戒の手段は他によらなければならぬのは當然である。

十九　海員の金融

現在は海員に金融の機關及び方法は全くないと云ふ方が適當であらう。(一)海員の給料の内から强制的に或は任意に貯金せしめ必要に應じて其のうちから抽き出すことにしてあるもの、(二)事情によつて一箇月分の給料の前借を許してあるものなどは、多くはないが、その例もある。(一)の場合は實行が色々の點から六ヶ敷いと云ふことであり、(二)は前借り制そのものから生ずる弊はないが、船主から前借し得ないものが無理に他方面で融通し來るのに多く弊害を生じて居る。

二十　敎育修養

船員に對して敎育修養の爲めに力を注ぐ樣になつた社會の狀勢は、船員自身が敎育を得、修養につとめんとするに至つた形勢と、兩々互に因果關係をなして俄にその開發を見たのである。この點の開發は俄に

盛んになつたものであるから、その施設其の他も未だその創始の期にあると云ふべきである。船員の教育修養に關して特に留意した施設は、(一)日本海員掖濟會の施設、(二)各船主の陸上及び船内の施設、(三)船員團體及びその關係の施設等である。現今海運界が雌伏の時機にはあるものゝ、海員の修養敎育に關する方面の發展は、ために挫折することなく、益々進歩しつゝあることは看取するに難くない。

二十一　慰安娯樂

陸上及び船内の海員慰安のための施設は、甚だ少ない。蓋し海員を集合させる事の不便と、其の時間及費用の不足と、慰安の方法に對する研究の不充分等が原因して居る。娯樂に對する陸上各船舶毎の設備も同樣に甚だ極限せられて居る。現在の施設では、勞働中の疲勞、倦怠を充分轉換補充するに足らない。單に感覺の一部を動かす娯樂ばかりで、何れも物足りない感を起して居る。卽ちまだ此の方面の研究施設は後れて居る。

二十二　職制と監督

船舶内では、(一)甲板部、(二)機關部、(三)事務部の三つに分かれて就業して居ると云ひ得る。其の呼び方は、會社によつて異つて居ることがある。

普通船員の間では職別に優つて居るものが各部毎に監督し、それを所屬部の高級船員が監督し、船長が全三部を併せて統轄して居る。此の點についてはニつの論が行はれて居る。卽ち一は海員は船長の命令權

及懲戒權の下に强制せられ尙上長の命に從はなければ處罰せられ、またその上海員の義務に關する商法及特別法の規定をも遵守せなければならないから、過重の負擔であるとの論で、他は反對に船長が海上に於て絕對權を附せられて居ると云ふのは名目だけで、實際はいつも船長は海員の實力によつて掣肘せられ、その權能を阻止されて居る傾向であるから、船長の權能を充分發揮させる方策に出づるのが、海運界の能率を增進させる所以であると說くの論である。

二十三　風紀及思想

海員の風紀は陸上、船內共に非常に改善せられ、今や殆ど昔日の「船乘り氣風」なるものを見ない。賭博其の他の惡風は全く絕滅する迄に行つて居らないけれども、一般に陸上勞働に比して紳士的の氣風に向ひつゝあると言ふを得る。思想の上からも急速の進步を遂げ、比較的着實なる考を抱持するものが多い。之れを概括的に云ふ時は遠洋航路の上にある船員は比較的に新思想或は西洋思想に觸れて居り、近海航路及び沿海航路の船員は之れに次ぐと云ふ有樣であり、地方別に示せば、神戶大阪橫濱關門の如き外航路の寄港地では他の沿海航路のみの寄港地である小港に比ぶれば比較的新しい思想を持して居る船員が多い。

二十四　共濟組合

船主を始め、海員關係の各方面の識者は、夙に海員の共濟事業について慮つて居るのであるが、現在は漸く其の緖に就いたのみである。我國の海員に對する共濟事業又は組織について概觀すれば、(一)純然た

る共濟組合の組織に出來て居るもの、(二)船主側のみの內規として、共濟ではなく救濟の規則が定まつて居るもの、(三)船員の救濟の規則もなく、其の都度船主側に於て議定するものがある。(一)の形式は極く最近に始められたるものがあるのみで、大部分は(二)の形式によつて居り、卽ち船員相互、或は船員船主兩者の間に成る共濟のものではなく、一方の恩惠による救濟規則で、從つて海員は之に對しては强き權利主張を有しては居ない。而して(三)に至つては、海員は、得べき恩惠の豫斷をさへ許されないのである。

二十五　船員の團體

海事に關する團體としては、(一)日本海員掖濟會、(二)帝國水難救濟會、(三)帝國海事協會、(四)日本船主協會、(五)海事硏究會等であり、何れも船員勞働の上に重大なる關係がある。

船員自體の團體としては、勞働團體と然らざる團體とがある。

前者は勞働組合を作つて居り、最も勢力があるのは現在は日本海員組合、海洋統一協會の二者であらう。日本海員組合は、本部を神戶に、支部を橫濱に置き、少くも數千人の組合員を有して居り、月報及び機關雜誌を刊行して居る。海洋統一協會も同じく神戶に本部を置き支部を各地に置いて居る。組合員の數も相當あり、主として船員の紹介を行つて居る。此の兩勞働組合は海員界に相對立して、其の勢力を張つて居り、此の外稍少數者の勞働團體もある。

勞働團體以外の海員團體にも各種のものがあり、(イ)卒業學校を基礎としたもの、(ロ)所屬會社によつたもの、(ハ)同種の職のもの、(ニ)親睦等の意味のものなど、相樹立して居るが、神戶の船員協會などは其の內で有名である。

此等の團體の機關である刊行物を始め、それ以外の海員關係の雜誌刊行物は定期或は臨時に頒布され相當の數に達して居る。海員の勞働組合について一言すれば、我が國の現在は全く過渡期にあることを證するもので眞に有意義の活動を勞働組合に望むまでには、海員の自覺と指導者の自重と社會の敎育とに待たなければならない、その試練の域に居ると云ふべきである。

勞働委員會現狀

一、序　說

甲、勞働委員會の意義

吾國に於ける勞働委員會は極めて最近の發達にかゝり加ふるに統一的法制を有せず、各企業者任意に之を設置したるものなるが故に其內容甚だ區々にして適確な定義を下すことを得ない。然しながらこゝに勞働委員會と云ふのは大體左の如き標準に據つたものである。

一、勞資相互の意思疏通によつて被傭勞働者の境遇の改善、產業の發達に資するを目的とするもの

二、右の目的達成のため勞働者側より、又は勞資双方より委員を出し勞働條件、福利、能率、教育、衛生、其他の諸問題につき調査審議して事業主の諮問に應じ又は提案をするもの

三、共濟、修養、親睦等を目的とする勞働團體の機關をして右の如き實質を有せしめたるもの

從て工場鑛山等に於て從來より存在してゐる組長會、伍長會、役付會等はこゝに云ふところの勞働委員會ではない。而て其の本質とするところは藤本製紙工場、淡陶株式會社、共同印刷株式會社等若干の勞働委員會を除いては大體に於て單なる意思疏通機關乃至諮問機關である。

之を後に述ぶるところの三十六委員會について見るときは、凡そ左の三種に大別することが出來る。

（イ）工場委員會又は工場協議員會と稱するもの二十二　（ロ）懇談會と稱するもの七　（ハ）〇〇會役員會と稱するもの七

右の内（イ）に屬するものは、勞働委員會中概して最も進步したもので、中には前述の如き諮問機關の範圍を脫し有力なる產業立憲制の一機關として活動してゐるものもある。其の多くは大正十年前後に於ける深刻なる勞働爭議のため直接間接に影響を受けて設置されたものである。次に（ロ）に屬するものは、主として官營工場に於ける委員會であるが、製鐵所懇談會を除いては其名稱の示すが如く至つて微温的なものである。而して（イ）及び（ロ）に屬するものは何れも委員會自體が獨立の機關として存在してゐるものである。反之（ハ）に屬するものは委員會夫自體が獨立の存在を有せず共濟、修養、親睦等を目的とする勞

働團體の中樞機關をして委員會の實質を有せしめたものであつて、特に鑛山に於ける委員會は殆ど之に該當するものである。蓋し鑛山に於ては從來友子組合、納屋制度、飯場制度等と稱する一種の自治的共濟的機關存在しをりしを以て、此の重要なる沿革を無視すること能はず乃ち之を委員會に轉換したものであらう。而て其の職能も發動機製造株式會社、大阪鐵工所等の委員會を除いては一般に福利、共濟的の色彩濃厚なものである。

惟ふに上記三種の委員會を一括して之を論ずるは多少妥當を缺くの嫌ひなきに非らざるも、過渡期に於ける吾國勞働委員會の現狀より見て便宜是等を包含せしめたのである。

次に其の單位とするところは一般に一企業單位で産業部門毎に設けたものではない。獨り鐵道省に於ける現業委員會は其範圍全國に渉るのみならず、直接運輸に從事する者並に附屬事業に於ける者總てを網羅し、同一規定による委員會を一定の區域毎に設置し、更に各管理局毎に聯合委員會を開くの組織であつて稍一部門をなすの觀があるのである。

要之本制度の主眼とするところは産業の平和、發展、被傭勞働者の境遇の改善、勞資相互の感情の融合等であつて、是等の目的を公正且合理的に達成せしめんがため、勞働者側の代表者又は勞資双方の代表者が相會合して勞働條件其他の諸問題を調査審議するところの一種の諮問機關である。只例外として前記藤本製紙工場委員會は工場主の高遠なる理想より、淡陶株式會社工場委員會は特種の經營事情のため、共同

印刷株式會社工場協議會は有力なる出版勞働組合を背景としてゐるがため、何れも決議機關として其間異彩を放つてゐるのである。

備考　共同印刷株式會社に於ては過般の勞働爭議解決以來工場協議會を廢止せり。

乙、勞働委員會の現在數

大正十三年十二月末日現在に於ける勞働委員會の設置ある工場鑛山を産業別及所在地別に示せば左の通りである（社會局調査）。

産業別表

染織工業	一七	化學工業	一二	鑛業	二八	公營	一〇
機械器具工業	三七	雜及特別工業	一〇	官營	四一	合計	一五五

所在地別表

北海道	二四	栃木	一〇	長崎	三	長野	三	岡山	一	鹿兒島	一	石川	一	熊本	一
京都	六	靜岡	三	茨城	二	福島	二	山口	四	宮城	一	廣島	三	合計	一五五
兵庫	一三	東京	二二	愛知	五	山形	一	愛媛	三	岩手	二	德島	二		
群馬	一	大阪	三二	滋賀	一	福井	一	佐賀	二	秋田	一	福岡	四		

丙、調査したる範圍

當會に於ては前記社會局調查に基き自大正十四年十月至同十五年三月六ケ月間に於て係員の實地調查と文書調查とによつて左の如き統計を得たのである。

實地調查	三九
內　實施中のもの	三〇
廢止又は開會せざるもの	九
文書調查	一一六
內　實施中のもの	六二
廢止又は開會せざるもの	二一
何等の回答なく不明のもの	三三

之を通計すれば

實施中のもの	九二
廢止又は開會せざるもの	三〇
何等の回答なく不明のもの	三三
合　計	一五五である。

然るに文書調查によつて右の外新に「實施中のもの」二九を得たので「何等の回答なく不明のもの」三三を除き目下吾國に於て實施中の勞働委員會數は前記九二、新に二九、合計一二一と云ふことが出來る。

右一二一の勞働委員會につき其の設置年次、企業主別、所在地別、産業別、並に包含従業員數等を左に示さう。

設置年次及び企業主別表

年	官營	公營	私營	計
明治三三			一	一
大正八			四四	四四
同九	五		七	一二
同一〇	一		一七	一八
同一一		八	七	一五
同一二	二三			二三
同一三	四	一	三	八
計	三三	九	七九	一二一

所在地別表

東京	一五	群馬	二	岐阜	一	廣島	三
大阪	二七	栃木	一	宮城	一	和歌山	一
京都	七	愛知	四	岩手	一	愛媛	三
兵庫	九	山梨	一	石川	一	大分	一
佐賀	一	靜岡	一	山形	一	福岡	六
鹿兒島	一	滋賀	一	岡山	五	長崎	一
茨城	一	長野	一	山口	二	熊本	二
三重	二	福島	二	德島	二	北海道	一三
合計	一二一						

産業別及包含従業員數表

産業	數	男	女	計
染織工業	三五	九、八八九	三八、七〇五	四八、五九四
鑛業	一一	二〇、七一一	二、〇一六	二二、七二七

機械器具工業	二三	男	二九、二八七
		女	九七八
		計	三〇、二六五
化學工業	四	男	一、四八九
		女	二一一
		計	一、七〇〇
雜特別工業	六	男	三、八一一
		女	八九六
		計	四・七〇七
官營	三三	男	二〇二、二一七
		女	二三、八五五
		計	二二六、〇七二
公營	九	男	五、四一五
		女	二
		計	五、四一七
合	一二一	男	二七二、八一九
		女	六六、六六三
		計	三三九・四八二

凡そ三十四萬の從業員が勞働委員會に包含されてゐるのである。

以下述ぶるところの本調査は前記實施中のもの一二一のうち回答書不備なるもの三五、及び同一企業主に屬する企業場にして大體同一規定の下に實施されてゐるもの五〇を除き左記三十六勞働委員會について研究したものである。

纖維工業

委員會名		從業員數	實施年月	委員會名		從業員數	實施年月
明治紡績戸畑工場懇談會	男	三〇七	一三、九	東京モスリン吾嬬工場工場協議會	男	四六二	一〇、一〇
	女	一、〇四八			女	二、八九三	

機械及器具工業

委員會名		從業員數	實施年月	委員會名		從業員數	實施年月

久保田鐵工所大阪工場工場委員會		二二三	一〇、九
發動機製造株式會社勞聖會委員會	男 女	二〇八 五	一〇、七
日立製作所工場茶話會	男 女	七七八 四〇	八、九
大阪鐵工所櫻島工場共濟會評議委員會		一、六〇〇	八、一〇
藤永田造船所敷津工場交涉委員會		一、二〇〇	一〇、八
三菱造船神戸工場委員會		四、二〇〇	一〇、九
三菱內燃機名古屋工場委員會	男 女	一、三一八 六一	一〇、九
三菱電機神戸工場委員會	男 女	一、一二二 九三	一〇、九
日本製鋼所室蘭工場勞務委員會	男 女	一、六四八 五九	九、七
東洋鑛伸銅株式會社工場委員會	男 女	一四〇 三	一〇、一〇
日本電線製造株式會社尼崎工場協議會	男 女	三〇八 一三四	九、二
住友伸銅所工場協議會	男 女	一、五六八 三二	一〇、八
住友製鋼所工場協議會	男 女	一、四一二 二三	一〇、八
住友電線製造所工場協議會	男 女	一、〇〇六 二〇〇	一〇、一〇

化學工業

委員會名		從業員數	實施年月
淡陶株式會社工場委員會	男 女	四〇〇 一五〇	明治三三
新田帶革製造所工場委員會		四〇〇	一〇、一〇
藤本製紙工場委員會	男 女	四一八 六一	一一、三

雜及特別工業

委員會名		從業員數	實施年月

委員會名		從業員數	實施年月
株式會社秀英舍工場協議員會	男	八七二	八、一一
	女	二〇六	
日清印刷株式會社工務協議員會	男	四九〇	九、四
	女	七〇	
共同印刷株式會社工場協議會	男	九二八	一三、五
	女	四七〇	
大阪電氣分銅工手代表委員會		五〇〇	八、七
大日本木管株式會社進正會委員會	男	二四〇	一〇、九
	女	一二〇	

鑛業

委員會名		從業員數	實施年月
三菱唐津鑛業所協勵會總代會	男	四、〇七七	九、四
	女	一、八二九	
三菱美唄鑛業所親和會評議員會	男	三、二三一	九、一
	女	一八七	
北海道炭礦汽船夕張礦一心會委員會		四、二一四	八、一二

官營事業

委員會名		從業員數	實施年月
鐵道省國有鐵道現業委員會		一四九、七五六	九、五
陸軍造兵廠東京工廠從業員懇談會		三、三三四	一〇、九
陸軍被服本廠懇談會	男	三九一	九、六
	女	三四二	
吳海軍工廠職工協議會	男	二〇、二五〇	九、八
	女	一五〇	
製鐵所懇談會	男	一七、〇三九	九、四
	女	六四一	
東京地方專賣局工場懇談會	男	四八二	一二、八
	女	二、三二七	
大阪地方專賣局同	男	四二八	一二、八
	女	一、一四〇	

委員會名		從業員數	實施年月
大阪市電運輸委員會		四、〇〇〇	一一、三
京都市電共濟會役員會	男 女	一、四一五 二	一三、六

二　沿革

抑も吾國に於て勞働委員會の濫觴とも認むべきは、鐘淵紡績株式會社竝に兵庫縣下淡路島、淡陶株式會社に於ける施設である。前者は明治二十九年職工懲罰委員會として組織されたものであつて、職工の懲罰事案は必ず職工の互選になる職工側委員を交へたる委員會に於て審査決定すべしとするものである。後者は明治三十三年勞働爭議の發生に刺戟されて組織されたもので、勞資間懇談的に雇傭條件竝に福利施設に關する事項を協議するの機關としたものであるが、爾來二十餘年相當の實績を收め、大正十年一月より從來の不文の制度を更めて成文となし、大正十三年一月更に從業員側委員を一般職工中より選出することに改正して今日に及んでゐるのである。其後大正四年福井縣下松文機業工場に於て優良職工を選拔して委員となし、企業者側委員と會合せしめて勞資間の意思疏通機關としたものがある。更に大正五年北海道山下鑛業株式會社奔別炭鑛に於て一般鑛夫より選出せる伍長を以て組織した會社の諮問機關である伍長會がある。是等は共に本制度に關する古き類例である。

然しながら第二者を除いては何れも近代的の意味に於ける勞働委員會とは認め難いものであつて、本制度が斯界に重要視せらるゝに至つたことは極めて最近の事である。

歐洲大戰以來經濟界の好況に伴つて勞働爭議各地に頻發し、加ふるに勞働組合の數と勢力とは逐年增加擴大し來り、從て傭者被傭者間の關係も亦相當考慮を要すべき情態になつたのである。於玆企業者の中には此の兩階級の感情が日に日に疎隔せられてゆくのを憂慮するものあり、大正八年鐵道院が率先して國有鐵道現業員を以て委員會を設置せんとするや(規定實施は大正九年五月一日)、是と前後し或は之に倣うて委員會制度を採用し、若くは懇談會を設くる等其の意思疏通機關若くは協議機關としての運用によつてこの重大なる問題の解決に資せんとする者が續出するに至つたのである。卽ち大正八年には秀英舍工場協議員會外十八、大正九年には鐵道院外二十二である。

此の時代に於ける施設は殆ど企業主若くは當局が「兎も角被傭者の意思も掬んでやらう」と云ふ程度で設けたものであつて、其の多くは懇談的のもので單に意思疏通機關としての勞働委員會が普及されたのである。

然るに大正八年上半期以來の財界の不況は勞資兩階級の深刻なる軋轢となり、遂に勞働階級が其苦境のどん底から力强く反撥し來り、此處に吾國勞働委員會制運動の更生時代とも稱すべき時が生れたのである。當時主として阪神地方を中心として特に團體交涉權の確認、工場委員會制の要望と云ふ樣な叫びが端緖と

なつて爭議が頻發し、斯くして勞働者自身の要求と時勢に善處せんとする企業主の眞意とが相俟つて生れた協議機關としての勞働委員會が一般に普及さるゝに至り、本制度の實施が大いに世上の注目を惹くに至つたのである。卽ち大正十年には勞働爭議に於て其の實施を要求事項の一として提出せるもの二十五件の多きを見、開設せられたるもの大阪、兵庫を始め九府縣に亙つて總數四十五を算し、從來のものと通計するときは十六府縣九十六の多きに達したのである。

於茲協調會は此の際國家として之に關する準據法規を制定するの必要あるべしとなし、大正十年十月勞働委員會法案を起草して內閣、內務省及び農商務省に建議し尙一面主なる企業主の會同を促して本制度の普及發達につき意見を求むる等大いに努力するところがあつたのである。

然るに大正十一年に至つては本制度に對する勞働者側要望の聲頓に衰へ、僅かに前年の餘沫として大阪府下東洋製紙株式會社及加古川製紙株式會社の勞働爭議に於て勞働者側より附隨事項として其の實施を要求した計りである（然し何れも會社の拒絕するところとなつたのである）。

此の傾向は企業者側に於ても亦同樣であつて委員會熱冷却し、新に本制度を採用せるもの二十、其の內公營事業のものを除けば私營僅かに十一に過ぎない。

大正十二年に至つては勞働爭議中本制度の施設が勞働者側の要求事項として現はれたるところは其主たるものとして一件、附隨的のものとして四件に止まつてゐる。然しながら勞働爭議と關係なく之を實施せ

る工場は官營三〇（主として各地方專賣局）公營一、私營二、合計三十三であつて前年より更に多きを示してゐるのである。

更に大正十三年に至つては新に實施したるもの、官營三（地方專賣局）私營三にして是が實施を本年中の勞働爭議要求事項として擧げたるもの僅かに一件に過ぎない。蓋し本制度に對する熱度は全く冷却したものゝ樣である。

顧ふに、本制度が吾國の產業界にありて未だ廣く普及せられざるに先だつて早くも勞働者側より要望の聲を絶つに至り、是と同樣に企業者側に於ても官營事業を除いては殆ど顧みられざるが如き狀況を呈するに至りたる所以のものは大體左の如き原因によるのであらう。

（一）前年來の產業界の不振は益々甚だしく各所日每に失業不安の聲增大し勞働者側の要求は專ら解雇手當に關する消極的の方面にのみ集中して殆ど他を顧みるの遑なかりしこと。企業者側も亦同樣の地位にあつて專ら消極的方面のみを考慮したること。

（二）本制度に對する勞資雙方の誤れる期待を裏切りたること。

（三）吾國に於ては未だ有力なる勞働組合存せず、加ふるに本制度が却て勞働組合の發達を阻害し其勢力牽制の有力なる機關なりと目せられたること。

左に社會局調査による大正十三年十二月末現在に於ける勞働委員會の設置年次を企業主別に示して其の

發達狀態を明かにしよう。

	明治二九	同三三	同三五	大正四	同五	同八	同九	同一〇	同一一	同一二	同一三	計
官營	—	—	—	—	—	—	八	—	—	三〇	三	四一
公營	—	—	—	—	—	—	—	—	九	一	—	一〇
私營	三	一	一	一	三	一九	一五	四五	一二	二	二	一〇四
計	三	一	一	一	三	一九	二三	四五	二一	三三	五	一五五

三　實施動機

其の實施動機については前掲「沿革」に詳述したのであるから此處では單に前記三十六委員會につき勞働爭議との關係の有無について示すに止める。

動機	委員會數	實施年度
一、當該工場又は同一會社、同一系統會社の他工場に於ける勞働爭議の影響として實施せられたるもの	一三	三十三年 一 九年 一 十年 一〇 十三年 一
二、全然企業者側の發意にて實施せられたるもの	二三	八年 四 九年 八 十年 五 十一年 二 十二年 二 十三年 二

懇談會と稱するもの前述七の内六は後者に屬するものである。

四　設置方法

現在に於ける委員會は何れも企業者の任意に且一方的に設けたものであつて、勞資雙方より創立委員を出し、其の研究合意の結果に成つたものではない。之れ一は準據すべき法規なきと、二には大正十年夏頃二三の勞働爭議に於て本制度の實施を要求せるもの現はるゝや、傳播的に各所の爭議に要求せられ各企業者も亦之に起因せる爭議を防止せんと急遽制定したるがためであらう。而かも勞働者側より是が實施の要求ありたる場合に於ても、雙方より設置委員を選出せんことを提議したものを見ないのである。

五　組　織

勞働委員會は通常議長（又は之に代るべき者）及び委員又は之に參與員を以て組織する。然し議長のないところも三ある。

組織の形態は之を左の二通りに大別することが出來る。

一、勞働者委員のみを以て組織し又は之に企業者側參與員を加へたる所謂一元制のもの　一九

二、勞資雙方の委員を以て組織したる所謂二元制のもの　一七

前者の多くは勞働者委員と企業者側參與員とを以て組織し全然勞働者委員のみより成れるものは僅に三に過ぎない。

後者に於ける委員數については勞資同數なるを通例とするが前記一七のうち企業者側委員數の多きもの二、同少きもの一ある。今勞働委員會の組織を產業別に示せば左の通りであるが、官公營事業に於ける勞

働委員會が悉く一元制なのは興味あることである。

	纖維工業	機械器具工業	化學工業	雜、特別工業	鑛業	官營	公營	合計
一元制	一	五	—	三	一	七	二	一九
二元制	一	九	三	二	二	—	—	一七
計	二	一四	三	五	三	七	二	三六

次に一元二元兩制度の利害得失について述べて見よう。

固より兩制度は各長短があるので一概に之を斷定することは出來ない。要は運用の如何にある。而て各事業夫々事情を異にしてゐるから、各其事情に從つて適當なりとする形態を採つてゐるのである。然しながら概括的に之を見れば大體左の通りである。

一元制の長所

（イ）從業員の聲を自由に聞くことが出來る。（ロ）會議が對立狀態に陷る恐がない。

同　短所

（イ）會議が動もすれば統制を缺くの恐がある。（ロ）從業員側の意見が會社の實情に卽せず只多數を恃んで自分等の主張を決議するの風がある。

二元制の長所

(イ)對等の立場にあつて始めて從業員の指導をなし得る。(ロ)隔意なく協議することが出來る。(ハ)從業員をして會社の實情に卽した妥當な主張を陳べさすことが出來る。

同　短所

(イ)會議が動もすれば對立狀態に陷るの恐がある。(ロ)日常の監督者の面前では充分に意見を陳べない場合がある。

是について大阪鐵工所櫻島工場では共濟會評議員會規則に於ては二元制を規定してゐるのであるが、從來兎角會議が對立狀態に陷るの弊があつたので、現在では明文のあるに拘はらず一元制で以て良好に運用してゐるのである。反之某印刷會社に於ては二元制を採用してゐるのであるが、從業員側は之を一元制に改めて自分等の主張を自分等のみを以て決議し、之を貫徹せんと欲してゐるが、會社は常に其要求を拒絕してゐるのである。

次に議長(又は之に代るべき者)の身分、票決權の有無竝に委員の任期、選擧方法、選擧區、選擧被選擧兩資格等を前記三十六委員會(內議長のあるもの三十三)につき之を左に述べよう。

甲、議長(又は之に代るべき者)

委員會の司會者たる議長は多くは企業者に於て一方的に指名するのであつて委員の互選によるものは極めて少ない。

企業者の指名によるもの　三十一（内委員たるもの五）
委員の互選によるもの　二

一、議長の身分

イ、從業員たるもの　一

他は全部企業者（藤本製紙工場のみ）又は職員である。

ロ、委員たるもの　七

委員たらざるもの　二六

二、票決權の有無

票決權あるもの　一二

同なきもの　二一

是は實際問題としては相當重要である。卽ち勞資同數の委員より成る二元制委員會に於て委員外の議長が票決權ある場合（前記三十六委員會の內四が之に該當する）には勞資對立して可否同數の際、當然議長は其票決權を利用して企業者側に投ずべければ、結局從業員側の主張は常に否決せらるべく、斯くして從業員は委員會を信賴せざるに至り、遂に其の權威を失墜して委員會設立の主旨を沒却するの恐れがある。

乙、委員

企業者側委員は全部當該企業者の指名によるものである。反之勞働者側委員は所謂代表者たるの精神より來る當然の歸結として互選によるを以て原則としてゐる。但例外として某印刷會社に於ては職工長は其地位より當然委員たるの資格を附與せらるゝのであるが、彼等は寧ろ從業員側を代表せずして企業者側に屬すべきものゝ由である。從て當委員會は外觀上は一元制であるが、事實は二元制である。又某官營工場に於ても職工長は規定の命ずるところにより當然委員たるのであるが、前會社に於けると同樣の地位にあるものである。此の外二委員會に於ては特に職工長の一部を委員に指名してゐるのである。

イ、任期

大多數は左の通り一年である。

六ケ月のもの　二　　一年のもの　二六　　二年のもの　八

ロ、選擧方法

之を左の二通りに別けることが出來る。

一、單式選擧（直接委員を選擧するもの）によるもの　二四
　　複式選擧（先づ委員候補者を選擧し其中より委員を互選するもの）によるもの　一二

二、委員又は委員候補者を一般從業員中より選擧するもの　三一
　　委員又は委員候補者を從業員の資格別に選擧するもの　五

以上兩者を合すれば左の通りである。

	一般選擧	資格別選擧	合計
單式選擧	二三	一	二四
複式選擧	八	四	一二
合計	三一	五	三六

次に投票樣式は大部分單記無記名式によるのであるが若干の單記々名式及び連記無記名式のところもある。

單記無記名式　三一　　單記々名式　二　　連記無記名式　三

八、選擧區

大部分は職場別又は其所屬人員數を基礎とするものであるが、鑛山に於ては事業の性質上住居による地域別又は之に職場別を加味してゐるのである。而て委員の從業員數に對する割合は勿論經營の大小事業の性質等によつて相違してゐるのであるが、最低六名につき一名、最高五〇〇名につき一名、平均一一〇名につき一名である。

職場別又は所屬人員數を基礎とするもの　三二

住居による地域別又は之に職場別を加味するもの　三

全然從業員數のみを基礎とするもの　一

玆に注意を要すべきは久保田鐵工所に於ける工場委員會である。同委員會では各職場を一選擧區としてゐるのであるが、別に勞働組合（規則には勞働團體とあり）に屬するものは各工場を通じ之を一選擧區として選擧し得る旨を規定してゐる。然るに實際問題としては本規則實施當時は勞働組合員たることを標榜するを憚つて勞働組合を選擧母體として立候補する者無かりしが、しかも組合員は自ら職工間の顏役として選出されてゐる狀態であつて今日に於ても亦同樣の由である。

蓋し斯くの如き規定は吾國の現狀に於ては或は實效に乏しいかも知れない。然しながら理論上の當否は別として企業者としては斯かる規定を設けて、勞働組合に對する公正なる態度を示す方が得策ではないであらうか。

二、選擧資格

何等の制限なきもの　八　（內六が官公營事業なるは面白い）

制限あるもの　二八

右制限の主なるものは年齡及び勤續期間であるが此外男子たること、本職工たること、處罰せられたることなきものたること等の條件を附してゐるところもある。

左に年齡及び勤續期間の制限につき統計を示すと、年齡のみ制限あるもの二、勤續期間のみ同七、兩者につき同一九。之を年齡より見るときは、滿十四歲以上のもの一、滿十七歲同一、滿十八歲同五、滿二十

歳以上のもの一四。之を勤續期間より見るときは、滿三ケ月以上のもの三、滿六ケ月同一〇、滿一年同一三。

ホ、被選擧資格

何等の制限なきもの　三（官公營事業）

制限あるもの　三三

右制限の主なるものは年齢及び勤續期間であるが選擧資格と同樣に此外男子たること、本職工たること、處罰せられたることなきものたること等の條件を附してゐるところもある。

左に年齢及び勤續期間の制限につき統計を示すと、勤續期間のみ制限あるもの三、年齢と勤續期間とに同三〇。之を年齢より見るときは、男子、滿十八歳以上のもの三、同滿二十歳同一三、同滿二十三歳同一、同滿二十五歳以上のもの一三、女子滿十七歳同一、同滿十八歳同一。又勤續期間より見るときは、滿六ケ月以上のもの二、滿一年同一四、滿二年同一四、滿三年同三である。

次に選擧被選擧兩資格の差違は、前掲の數字を比較すれば明であるが、之を統一的に見れば左の通りである。

兩者とも何等の制限なきもの　三（官公營事業なるは面白い）

選擧資格に制限なく被選擧資格に之を附したるもの　五

兩者同一の制限あるもの　二

年齡又は勤續期間に、若くは兩者共に被選擧資格を重くしたるもの　二六

六　職　能

勞働委員會の職能は何れも勞働條件福祉增進等に關する事項につき勞資相互の意思疏通を圖り兩者の關係を圓滑ならしめんとするにある。而て夫等の事項を或は精細に列擧したるものあり或は一般的に之を揭げたところもある。

其作用は以上の範圍内に於て單に企業者の諮問に應ずるもの又は意見を具申するに止まるものあるも、是等は極めて少く、其大部は諮問に應ずると同時に意見を具して提案することを得るものである。而て諮問又は提案は自由であつて制限を附せざるを通例としてゐる。但し左記の如き特例がある。

(一)發動機製造株式會社に於ては勞聖會々則第七條中の解雇條件に關しては、左記の特定事項に限り必ず會社は勞聖會委員會に諮問す。

一、事業上餘儀なく解雇する場合は會社は其理由及び人員を一週間以前に諮問すべきこと、但特別の事情あるときは一應諮問し同意を得たる後卽時解雇することあるべし。

二、時間の伸縮を行はんとするときは其理由を釋明諮問することの制限規定を置いてゐる。

(二)藤本製紙工場委員會では大正十一年六月五日第四回委員會に於て『勞働賃銀其他勞働條件の變更は必ず委員會に諮問の上決定すること』を決議し爾來之を實行してゐるのである。

次に委員會の機能に關し之を實際に徵して見れば、左表に示すが如く勞働條件に關する事項と福利施設に關する事項とが最も多く協議せられ、作業能率に關する事項が之に次いでゐるのである。

大正十三年中に開催せられたる二十三勞働委員會の協議事項

事項	件數	割合
勞働條件に關する事項	一一七	三一・六%
福利施設に關する事項	一一五	三一・五
勞働委員會に關する事項	二二	五・九
共濟組合に關する事項	一三	三・三
作業監督(組長公選)に關する事項	五	一・三
雜(主として作業能率に關する事項)	九八	二六・五
合計	三七〇	一〇〇・〇

左に委員會の職能に關する二三の特例を示さう。

(一)藤本製紙工場委員會では大正十一年六月五日第四回委員會に於て『工場の事業經營に關する事項についても一應委員會に諮つて之を決定實行すること』を決議したのであるが、斯かる決議は未だ嘗て之を他に見ないところであつて、本邦に於ける勞働委員會が産業管理問題につき具體的の交渉を見るに至りし

ことは頗る注目に値するのである。

(二)淡陶株式會社工場委員會では毎定期會議に於て向ふ三ヶ月間の賃銀協定をなし其決議に基いて賃銀を支給してゐるのである。

(三)久保田鐵工所工場委員會では、『當事者雙方の要求ありたる場合は、從業員相互間の苦情又は紛議につき調停をなすことを得』る旨を規定してゐるのである。

更に決議の效果如何を觀察すれば二三の委員會を除いては、其採否は凡て企業者の自由裁量に委してゐる。然し一面勞働者の自覺と勞働組合の發達に伴ひ、是等委員會の提案に對しては企業者は比較的隔意なき態度を以て接し、決議事項にして適宜剴切なるものは是が實施に對し可及的希望に副ふべく努力しつつあるものと認めることが出來る。（後述「委員會の成績」參照）

要するに現時に於ける委員會制度は二三を除いては畢竟勞資雙方の意思疏通を目的とし企業者の單なる諮問機關たるの範圍を出でないのである。

左に職能中勞働條件を含むものと否とを前記三十六委員會につき產業別に之を示さう。

	纖維工業	機械器具工業	化學工業	雜特別工業	鑛業	官營	公營	計	%
勞働條件を含むもの	一	五	三	四	二	五	一	二一	五八・三

勞働條件の一部を含むもの	—	四	—	—	—	—	—	四	一一・一
原則として之を含まざるもの	一	五	—	一	—	一	一	九	二五・〇
全然之を除外するもの	—	—	—	—	一	一	—	二	五・六
合計	二	一四	三	五	三	七	二	三六	一〇〇・〇

七　勞働組合との關係

我國現在の勞働委員會にありては嚴密なる意味に於いて勞働組合を基礎とするものは至つて少く僅に岡部電機製作工場委員會及川北電機製作所產業委員會等二三を數ふるに過ぎない。

中には當該工場鑛山等に於る勞働團體を背景とせるものあるが如きも決して勞働組合を基礎とするものではない。是等は寧ろ橫斷的勞働組合を忌避するの餘り或は其他の理由によりて縱斷的に共濟修養親睦等を目的とする一つの團體乃至組合を認め其中樞機關をして委員會の實質を帶ばしめたものである。換言すれば現下に於ける勞働委員會設立の情勢は一般に勞働組合の存在を要件とせざるのみならず數多の實例によれば却て勞働組合の勢力の傳播擴張を牽制し若くは之によりて橫斷組合の設立を阻止せんとするの傾向があるやうに思はれる。從て兩者の關係は非常に微妙であつて一概に之を論評することは出來ない。固より事業の性質經營の方針從業員の自覺程度企業所在地の相違等によつて大に事情を異にするのであるが大體に於ては兩者の勢力は正比例する樣に思はれる。

左に委員會の職能と當該企業場に於る勞働組合の勢力との關係を前記三十六委員會に就て之を示さう。

	從業員の中心勢力が縱斷組合にあるもの	從業員の中心勢力が横斷組合にあるもの	二組合の勢力相當にして相對立しをるもの	横斷組合の勢力相當にあるもの	横斷組合の勢力微弱なるか又は全然組合員なきもの	合計
勞働條件を含むもの	二	四	二	一	一二	二一
勞働條件の一部を含むもの	｜	一	｜	二	一	四
原則として之を含まざるもの	一	一	｜	一	六	九
全然之を除外するもの	｜	｜	｜	｜	二	二
合計	三	六	二	四	二一	三六

右の內勞働組合の勢力相當にあつてしかも職能中原則として勞働條件を含まざる三委員會の如きは從業員は殆ど之を信賴してゐない模樣である。又某々四會社の如く絕對に横斷的勞働組合を拒否するものにあつては、會社は委員會を以て最良の機關なりと考へてゐる樣であるが從業員側は過去の爭議に慘敗したる苦き經驗に鑑みて其職能の如何を問はず大體に消極的の滿足を持つてゐる模樣である。次に、職能中全然勞働條件を含まざる二個の委員會は何れも横斷組合の勢力無きものである。

茲に注意を要すべきは勞働組合の委員會に對する態度である。本制度實施當初に於ては勞資雙方共其の期待に反すること甚しく忽ちにして委員會不必要の聲が起つたのであるが、大正十三年春方向轉換後に於ては、寧ろ進んで之を利用し以て組織なく訓練乏しき勞働者に對して向上意識と協同的觀念とを與へて他日の組合組織に備へると同時に、組合員を以て委員を壟斷し有力なる團體交涉の機關たらしめんと努力してゐる傾向があるのである。

八　會　　議

イ　樣　　式

大體左の二通りに別けることが出來る。

議　事　制　　　　　二八

懇　談　制　　　　　八

然し議事制を採つてゐるところでも議題によつては之を懇談事項として票決しない場合もあるし、懇談制と云つても一般に議長司會の下に議事を進め單に票決しない程度に過ぎないのであるから之を明確に區別することは出來ないが、大體に於て懇談制を採つてゐるところは藤永田造船所製鐵所等に於ける二三の委員會を除いては微溫的なものが多いのである。

ロ　議　　事

議事は一般に多數決によつてゐる。獨り汽車製造株式會社大阪本社工場委員會に於ては全會一致を絕對の要件としてゐる。同委員會の組織は從業員側委員を多數とする二元制であつて、議事にして若し全會一致ならざる場合に於ては幾度にても、特別委員會を開催し愼重審議の上全會一致を以て其の採否を決定し、其決議は必ず實施してゐるのであつて充分に從業員の信頼を博してゐた模樣である。

次に議事にして可否同數なる場合に於ては、

議長之を決すと規定したもの　四
未決のまゝ事業主に提出すと規定したもの　五
議長副議長合議の上之を決すと規定したもの　一
不成立とするもの　一
規定なきもの　一七

であるが規定なきものゝ多くは不成立とする樣である。

ハ　特別委員會

次に議事不成立の場合又は特別の事項を研究審議するため特別委員會又は小委員會を設けるところもある。惟ふに重要なる事項に關しては特別委員會を設けて愼重審議の上委員會に上程して一般の協議に附するは勞資雙方の意思を疏通せしめ從業員をして當該事項乃至は當該事業に對する理解力を與へ委員會を信賴せしめて其權威を重からしめるものである。然し之を設けるところは至つて少ない樣である。

規定を以て其設置を認めてゐるもの　八
規定なきもの　二八

ニ　議事の公開

會議の模樣乃至其結果を一般從業員に知らしむべき特別の方法を採つてゐるところは少ない。多くは委

員が後刻自分の選擧區の從業員に其模樣を話す程度の樣である。從て委員が充分説明の出來ない場合或は委員不信任の場合等に於ては會議公開の要求が叫ばれる所以である。一般從業員をして委員會を信頼せしむるため業務に差支なき限りに於て傍聽を許すは是が運用の妙を極むる所以に非ざるか。

議長其他の許可を得て會議傍聽を許可する旨規定せるもの　六

議事は一般從業員に掲示印刷物其他適當の方法を以て告知すべき旨規定せるもの　六

何等の規定なきもの　二四

ホ　言論の自由

委員が委員會に於ける言論は恰も代議士が議會に於けると同樣に全然自由であるべき筈である。然るに從來動もすれば會議に於ける言論を以て反逆者視せらるゝの原因をなし、甚だしきに至つては其地位を不安ならしむるが如き場合あるに於ては本制度設置の主旨に反すること遠きのみならず却つて勞資鬪爭の因をなすものと云ふべきである。委員會實施の當初一般從業員が委員たることを欲せざりし所以も亦主として此點に存せしことは明かである。

今前記三十六委員會を見るに會議に於ける委員の言論に關し、

地位保證の規定あるもの　六　　同規定なきもの　三〇

である。固より斯くの如き問題は少くも現在の雇傭契約狀態に於ては明文の有無に因るものでなく一に

當事者の運用の如何にあるのである。然しながら理論上の當否は別としても勞働組合の勢力微弱なる現狀に於ては、斯かる規定を設けておく方が本制度の運用上好結果を齎らすものではなからうか。

へ　賃銀の支給

委員が會議に出席するは作業に勤務すると同樣なること言ふを俟たない。從て何れの委員會に於ても會議の期間中作業に從事すると同樣の賃銀を支給せらるゝこと勿論である。但し、明文を以て是が支給を規定せるもの一二にして、其規定なきもの二四である。

ト　開會期及び會議期間

定期會議は通常議長の召集するところである。開會期は一般に之を定めてゐる。年二回とするものが最も多い。但し之を定めずして隨時開會するところもある。

開會期を定めざるもの	八		
之を定めたるもの	二八		
內　年一回のもの	二	年二回のもの	一一
年四回のもの	六	年六回のもの	一
月一回のもの	八		

此外臨時開會の必要起りたる場合、又は委員多數の要求ありたる場合には臨時會議を開催することがある。次に一會議の期間は通常一日である。然し中には三日乃至五日間もかゝるところもある。明文を以

て期間を規定せるものは、僅に二委員會しかない。

九　委員會の成績

本制度が斯界の注目を引くに至つてから既に五年勞資共に漸次に委員會に對する理解と訓練とを積んで爾來相當の成績を擧げてゐるのである。前掲の社會局調査による左記の數字は其の一半を物語つてゐる。

		勞働委員會數	
大正十三年末現在		一五五	
當會の照會に對し何等の回答なく調査不能のもの		三三	
差引		一二二	
内	廢止又は開會せざるもの	三〇	二四・六%
	現在實施中のもの	九二	七五・四

即ち其七五・四%が實施以來今日迄引續き之を繼續してゐるのである。しかも廢止又は開會せざるものの内大多數は不況による工場の閉鎖合併又は震火災による事業の未復舊等によるものであつて委員會自體の原因に基くものは僅々、汽車製造株式會社大阪本社工場、ダンロップ護謨株式會社及び攝津製油株式會社等の若干の委員會に過ぎないのである。

註　汽車製造株式會社大阪本社工場（職工數男一、二六〇女一八にして其の八割は日本勞働總同盟に屬してゐるが會社は之を公認してゐる）に於ては大正十年八月工場協議員會實施以來多大の苦心を以て之を運用したる結果今日にては勞資間の意思充分疏通し事業に對する理解と自治的訓練とを與へたるため協議員會を開かずとも直接組合の幹部と交渉すれば事足るゝ狀態となつたので大正十三年八月以來一回も之を開會しないのである。又ダンロップ護謨極東株式會社（職工數男八〇〇女四五〇にて護謨工一、二〇〇は會社公認の縱斷組合、ダンロップ護謨工組合を組織し機械工一二〇は總同盟に屬す）に於ては大正十年八月工場委員會實施當初職工が日本勞働總

同盟に屬しをりし時は之を徼溫視し且委員會の重要な職能が組合の職能と之を同うするを以て委員會は不要なりと稱し十二年十月機械工は委員會返上を會社に申出で遂に十三年以來開會せざりしが同年初夏の大爭議以後護謨工全員は總同盟を脫會し新に會社公認の縱斷組合を組織するに及で組合幹部と直接に交涉して萬事を處理するに至り爾來委員會は自然消滅の形を呈してゐるのである。次に攝津製油株式會社(職工數男一〇〇、全員は日本勞働總同盟に加入す)に於ては大正十年九月當時爭議の要求により工場協議會を實施したのであるが爾來勞資雙方の意思合致せざる結果運用甚だ面白からず遂に大正十四年七月廢止するに至つたのである。猶共同印刷株式會社に於ては今春勞働爭議後工場協議會を廢止したのであるが是は會社經營者の變動に基く勞働政策の變更に因るものである。

加之當初委員たることを欲せざりし從業員も近時は一般に選擧運動をなすに至れるが如き、特に一時改良政策を絕對に擯斥したる勞働組合すら最近本制度を利用して團體交涉機關たらしめんと委員改選每に競爭を演ずるが如きは多少にても本制度の效果を認むるに至りし證左なりと言はざるを得ない。

本制度效果の第一に擧ぐべきものは勞資雙方の意思の疏通である。此點に關しては企業者の殆ど總てが充分效果のありしことを認めてゐるのである。從來知らなかつたことに原因してゐるところの幾多の誤解を氷釋し相互の感情を融和して勞働爭議を未然に防止し得たる事例は二三にして止まらない。恐らく之によつて得たる無形の利益は枚擧に遑がないであらう。

次に從業員の境遇改善についても亦相當の效果を擧げてゐるのである。左に二三の數字を示さう。

イ、鐵道省　現業委員會制度實施後大正十年度以降同十四年度迄五年間に於て鐵道省が其決議の趣旨を採擇し又は參考として實施したところの福利增進待遇改善のために增加したる經常費は總額五百萬圓に達

し每年平均百萬圓を支出してゐるのである。

ロ、某官營工場委員會　大正九年四月以來開會數六回、懇談事項二八二件の內、實施せられたるもの約七〇件、四〇%である。

ハ、某鑛業會社委員會　大正十二年以降開會二十餘回。

	提案	採用	否決
協議事項	一九件	一九件	―
希望	二二	一四	八

ニ、某三會社八工場委員會の最近四年間に於ける統計

議案件數	一、二四五				
內　採用	五六七	四五.五%	特別委員附託	四一	三.三%
一部採用	九一	七.三	實行中	一九	一.六
不採用	二九一	二三.四	撤回	一四	一.一
懸案	二二二	一七.八			

ホ、某官營工場委員會　大正十三年二月以降開會數七回。

	提案件數	採用又は實施	保留又は否決
採用に關する事項	一	―	一
給料工賃に關する事項	五	一	四

解雇手當に關する事項	二	二	｜
賞與に關する事項	一三	七	六
休暇に關する事項	八	八	｜
福利施設に關する事項	一一	五	六
共濟組合に關する事項	四	｜	四
保健衞生に關する事項	一二	八	四
設備に關する事項	八	二	六
委員失格に關する事項	一	一	｜
工場取締に關する事項	二	二	｜
其他（主として作業に關する事項）	七	一	六
合計	七四	三七	三七

固より委員會は一般に決議機關に非らざるを以て從業員絕對の信賴を博することは不可能であるが、然し本制度に於て幾分にても勞働條件其他の諸方面に於て改善せらるゝところありしは前揭の數字が之を證明してゐる。加之互讓以て爭議を未然に防止し合理的に問題を解決し得たことも亦相當あるのである。

例へば大正十二年十月大阪電燈株式會社が大阪市電及び大同電力株式會社に買收又は合併されて解散せらるゝに當り同會社勞働調査委員會の活動によりて解雇手當、引繼待遇等に關し大體從業員に有利なる狀態に於て無事引繼を了りたるが如き、又同年大阪市電運輸委員會の活動によりて共濟組合退職手當に關する不合理を公正に解決したるが如き、何れも其の著しきものである。

此外就業規則其他諸規則の改正に當りて委員會の協力に俟ちしところも亦多少はあるのである。

猶一般に自治的訓練を與へたること、從業員をして當該事業に對する理解を與へたること、等は其重要なる效果であると言はねばならない。

要之、勞働委員會は幾多の批評はあるにしても大體に於て勞資間に於ける組織ある緩衝地帶として相當の成績を以て是が設置の目的を達成しつゝあるは何人も拒むことは出來ない。然しながら之をしてより以上に效果を發揮せしむると死物に終はらしむるとは一に勞資雙方の自覺に俟たねばならないのである。資本家は只諮問機關に過ぎずとの理由を以て「單に聞きおく」の態度に出でず、注意を以て從業員の人格を認め共同經營の相手方として充分其意思を尊重し委員會の決議を重じて出來る丈け之を實行せんことを期し、よし否決せられたる事項にしても從業員大多數の希望なること明かなるときは會社の事情の許す限り成る可く之を實行すべき道義的の義務があるものであると云ふ觀念の下に運用することが大切である。況んや本制度を以て勞働組合の侵入を防止し其勢力を驅逐すべき最良の機關なりと思惟するが如きは最も危險なる態度であると言はねばならない。是と同時に從業員側に於ても只委員會さへあれば其主張は悉く容れらるべしと云ふ謬見を去り互讓以て之に當らんと云ふ觀念を以て進まねばならないのである。

十　結　論

抑も勞働委員會は産業民主々義の一表現である。被傭勞働者を共同經營者として其人格を尊重し責任を全うせしめて合理的に産業發展の至上境を現出せしめ夫によつて勞資雙方の經濟的竝に社會的利益の維持

伸張を圖らんとするものである。我國に於ては今や其階梯にあるものにして愈々是より本舞臺に入らんとしてゐるのである。而て是が運用の妙を極むると否とは一に勞資の雙肩に懸つてゐるのである。

飜て見るに勞働組合法は將に實施せられんとしてゐる。其内容の如何に拘はらず勞働組合の勢力が量と質とに於て益々力强くなつて來るのは自然の勢である。於玆企業者と勞働委員會と勞働組合との三角關係は益微妙に益複雜に轉廻して行くことであらう。然しながら勞働組合の勢力が强大になればなる程一層勞資間の緊張しきつた對立關係を何處迄も圓滑にし、產業の共同支持者として相提携せしめて行くがためには、兩者間に於ける組織ある緩衝地帶として本制度の活躍に期待する所愈多きを加へるであらう。以下來るべき勞働委員會の本質、組織、職能竝に勞働組合との關係等に就いて槪說して見よう。

一　本　　質

我國現在に於ける勞働委員會は前述の如く一般に單なる意思疏通機關乃至諮問機關である。然しながら勞働組合の勢力が增大したる曉に於て果して從業員は之に滿足するであらうか。よし當該企業場に於ては組合の勢力微弱にしても外部よりの刺戟に制せられてどうしても其の域を脫せざるを得ない樣な狀態になるであらう。從て名は諮問機關にしても其の實は決議機關としての實力を備へる樣になるのでは無からうか。固より決議機關となることの可否については、俄に之を論斷することは出來ない。否寧ろ其の本質は何處迄も之を諮問機關とし或る種の事項に限つて其の決議に執行力を持たしめる方が却て運用の妙味があ

るかも知れない。然しながら結局は決議機關と云ふ風な模樣になる樣に思はれる。而て其の順序に二つの過程が豫想される、其の一は直ちに其の點にまで到るものと他の一は先第一に或種の事項に限つては必ず委員會の承認を要することゝし夫より漸次に一般的事項にまで之を及ぼすものとである。前揭共同印刷株式會社工場協議會は前者の適例であり發動機製造株式會社勞聖會委員會は先づ現在に於ても後者に近いものと云ふ事が出來るであらう。

二　組　織

一元二元の兩制度については各長短があつて一概に其當否を論評することは出來ない。何れも當該企業の經營事情と勞働事情とに從て其何れかを實施してゐるのである。恐らく將來に於ても歸一するところはないであらう。

三　職　能

現在に於ては前揭の如く、

勞働條件を含むもの	二一
其一部を含むもの	四
原則として之を含まざるもの	九
全然之を除外するもの	二
合　計	三六

であるが、將來恐らく全部が勞働條件を包含することになるであらう。只產業の種類經營方針の相違、勞

働組合の勢力の强弱等によつて其間多少の遲速がある許りである。又たとへ勞働委員會は福利事項を主たる職能として勞働條件は直接勞働組合と協定することにしても其細目に至つては之を委員會の手に委ねる方が便利であらう。

四　勞働組合との關係

勞働組合法が實施せられたる曉に於ては其内容の如何を問はず勞働組合の勢力が漸次に强大になることは明かである。於玆先づ左の三の場合が豫想される。

一、一企業場を一組合にてクロウストした場合

二、一部の從業員は勞働組合に加入し其他の者は之に加入せざる場合

三、二つ以上の勞働組合が相對立した場合

而て後二者の場合に於ては委員會は企業者對從業員對勞働組合或は組合對組合の關係に於て或は諮問機關としても或は決議機關として組織ある緩衝地帶として充分其職能を發揮することが出來るであらう。

然しながら第一者の場合に於ては左の三の結果を豫想することが出來る。

一、勞働組合と勞働委員會とが其主要なる職能を同うする結果且亦委員必ずしも從業員全體の意思を代表しない場合があるので自ら委員會の必要なきに至るであらう。

二、重大なる勞働條件は勞働組合と直接團體協約をなし其他の事項に就て委員會が活動するであらう。

三、勞働組合と團體協約をするための準備機關として乃至は其監督機關として活動するであらう。

以上の三點については各事業夫々事情を異にしてゐるので、各々其事情に從つて歸趨するところを異にするであらう。

飜て吾國產業界の現狀より將來を豫想するならば、

(イ)吾國の如き原料に乏しい國家に於て國際產業戰上どうしても國家で是等を購入するか、又は同業組合による原料の共同購入、製品の共同販賣等の諸活動を援助する必要上自ら統一を來す結果(最近の硝子工業鐵鋼業に於けるが如し)(註)、從つて又た

註　多くの資本家は、各事業夫々事情を異にしてゐるからこゝに經營の妙味があるので、同一產業に於ける同一の勞働條件と云ふことは不可能であると考へてゐる樣であるが此の考はどんなものであらうか。凡そ舊產業時代卽ち一國の產業が主として國內產業戰に限られてゐる間は經營の相違が卽經營の妙味であつたかも知れない。然しながら今後の國際產業戰の檜舞臺に活動せんとするものに於ては特に原料を海外に仰がざるべからざる產業に於てはどうしても經營の統一と云ふことが必要ではないのであらうか。

(ロ)勞働問題の方面より見ても(昨年末の印刷業に於ける十一社賃金協定並に今春の東京郊外電車會社に於ける勞働條件の統一に關する相談の如し)將來同一產業に於ける同一の勞働條件と云ふことは多分の可能性がある樣に思はれるのである。

於玆か勞働條件の大綱は之を同業組合と勞働組合とが直接協定し其細目は之を基礎として勞働委員會の手に委ねらることゝなるであらう。斯くして始めて產業立憲制は確立し勞働委員會の使命は全うされるのであつて、玆に公正合理的に產業の平和と發展とが期待せられるのである。

本邦勞働爭議統計一覽表

自大正三年至大正十二年　勞働爭議月別表

年次	總數 件數	總數 人員	一月 件數	一月 人員	二月 件數	二月 人員	三月 件數	三月 人員	四月 件數	四月 人員	五月 件數	五月 人員	六月 件數	六月 人員	七月 件數	七月 人員	八月 件數	八月 人員	九月 件數	九月 人員	十月 件數	十月 人員	十一月 件數	十一月 人員	十二月 件數	十二月 人員
大正三年	五四	七、九〇四	一	二	—	—	二	五四	九	一、五〇八	四	一、三〇一	八	三、三〇八	八	四二三	二	四九	四	六七三	八	五三三	四	三三	一	一八一
大正四年	六四	七、八五二	三	三七二	五	六三二	五	二九五	一二	一、一五四	七	七八一	四	一三九	八	一、九六七	八	一、四八八	六	四五五	一	一三〇	二	一三七	三	三一二
大正五年	一〇八	八、四一三	一〇	六四四	一一	九四五	六	六七七	五	三二四	六	一八一	一二	九四六	一一	六二六	一三	一、八二六	一一	七六九	五	二七〇	一三	九二七	五	二七八
大正六年	三九八	五七、三〇九	一〇	一、五二〇	一四	一、六〇三	一三	二、七八九	一六	一、五四一	一三	一、〇八三	三八	二、八〇九	七六	一六、六〇〇	八二	九、〇六八	五六	五、〇四九	三八	二、八一三	二〇	一、四三六	三	二、〇〇一
大正七年	四一七	六六、四五七	一九	八〇二	二五	一〇、八八九	三九	三、八五七	二八	二、六九四	二九	四、〇六五	二五	二、三二五	四二	二、五二九	一〇九	二六、四三八	四七	八、四七八	三四	三、〇一七	一三	八五二	九	四九一
大正八年	四九七	六三、一三七	一五	一、九三五	一九	二、六三七	一五	一、一一八	一五	七二八	一六	二、三二五	四四	三、二三八	一〇六	一六、八八九	一一五	一三、四八七	三八	六、一五二	三八	七、七一六	四六	六、二九四	三〇	一、六〇八
大正九年	二八二	三六、三七一	三二	三、一六〇	四三	五、〇六二	四七	五、五八九	二七	六、二二六	一九	三、五三九	一四	一、五九〇	二五	一、五八二	二五	五、六九六	一九	一、〇一三	一三	七七一	一五	一、八五六	四	二九二
大正十年	二四六	五八、二二五	一五	一、三七六	一三	一、二四五	九	七七一	一八	二、九五三	一三	一、四三三	一九	七、七四七	三三	二七、〇六四	三八	四、三八四	三一	二、四七八	二七	六、〇一八	二二	一、八二二	九	九二五
大正十一年	二五〇	四一、五〇三	一五	一、八〇〇	一七	五、七九二	二七	二、七四五	一八	八三七	二二	七、六二九	一二〇	四、五五八	三六	六、一一七	三〇	二、八二〇	二三	二、一一七	二〇	四、三八八	一四	一、五六四	九	一、一三六
大正十二年	二六三	三五、一二六	一二	五六二	一三	三、一九五	三三	四、〇三一	二一	二、三八二	一七	二、二八〇	五一	五、四五一	三三	六、三九三	二〇	一、七三三	八	四八〇	一七	一、〇六〇	二六	六、七八七	一三	七七四

自大正三年至大正十二年 労働争議業別表

業別	大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年		大正十一年		大正十二年	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
坑夫	九	二、四五〇	五	一、一六八	一二	七四七	五二	一〇、三四一	五六	二三、七五八	一三	一〇、九一六	二七	三、八八〇	一五	三、五七八	一四	三、六四三	一四	四、六二五
紡績製絲	三	九一	七	一、五三一	六	九二四	三四	四、〇三八	三三	七、七六〇	四七	五、一九一	二八	四、一二六	二九	三、三三三	三八	五、七九八	二五	八、一一六
染織	一〇	二、一四〇	二	七六	八	四五一	二三	二、四七七	二四	二、二六六	三一	二、一四〇	一九	三、八二三	二二	二、四六一	二四	五、〇九一	三五	二、六四九
機械器具金屬	三	七一	一	三六〇	二〇	一、九三三	五三	一一、五二一	五〇	四、五一三	八七	一二、三三三	三五	四、五八三	三〇	四、五二一	四二	八、六五一	四二	五、九〇四
造船	二	六八一	二	一、四七八	二	三六〇	一二	八、七六二	九	六、九四〇	六	四、七九二	六	四六二	一〇	二九、〇〇七	四	七、二六七	一〇	三、〇二七
窯業	三	二〇〇	三	二五二	一八	一、二七一	三三	二、三六八	二三	一、三六八	二二	一、六〇二	三三	四、五九五	二	八〇三	二二	二、六五三	四一	一、三八七
化學工業	二	二三八	九	八六八	三	一一二	三一	二、八五九	三六	四、八一八	四五	三、七三一	二九	二、四二三	四九	七、九七一	一七	一、六六四	一九	一、二九九
大工、木工、木挽	五	三六四	六	四三一	八	二九六	二五	二、二五三	二六	一、八二二	三四	二、九三九	一八	九八七	一三	九八七	一三	一、一一九	一五	二、四六三
仲仕、人夫	一	二〇	一三	八三二	一三	七一〇	四三	二、六九五	五八	三、七二四	五四	四、九八八	二五	一、八九一	二七	二、一三〇	七	三五三	一三	五五七
鹽田稼人	一	三九	二	二六五	一	三九五	二八	四、八〇三	二五	三、八一八	一一	一、四四二	五	六七六	七	一、〇四七	七	五五八	三	三三〇
船員、船夫	一	二	—	—	三	九二	一〇	七七九	一六	一、〇七七	一三	一、一四七	五	四〇二	一〇	八四〇	四	一四六	一四	一、〇一五
其他	一〇	一、五八九	一四	五九一	一六	一、〇九二	五七	四、四二三	六二	四、五九四	一一五	一一、九一六	五三	八、五三三	二四	一、五七七	五九	四、五七一	四二	三、七五四
合計	五〇	七、九〇四	六四	七、八五二	一〇八	八、四二三	三九八	五七、三〇九	四一七	六六、四五七	四九七	六三、一三七	二八二	三六、三七一	二四六	五八、二二五	二五〇	四一、五〇三	二六三	三五、一二六

自大正三年至大正十二年 労働争議原因別表

要求事項	大正三年 件數	大正三年 人員	大正四年 件數	大正四年 人員	大正五年 件數	大正五年 人員	大正六年 件數	大正六年 人員	大正七年 件數	大正七年 人員	大正八年 件數	大正八年 人員	大正九年 件數	大正九年 人員	大正十年 件數	大正十年 人員	大正十一年 件數	大正十一年 人員	大正十二年 件數	大正十二年 人員
賃銀増額	二五	四、一〇五	三八	三、五〇一	七一	五、四四一	三〇四	四八、九〇三	三四〇	五九、一九七	四〇〇	五三、一三〇	一五一	一九、六〇四	九七	一二、二九八	七一	九、七七九	一一五	一四、八〇五
賃銀減額反對	二	一、七六三	八	六四七	四	三二六	一四	一、二九三	一七	一、一七二	一七	一、二五一	六四	八、二九九	三八	三、三二三	六七	一〇、四三三	二九	二、四四六
待遇改善	二	六二	一	九二	一三	一、四四〇	一三	六三九	六	一四一	二四	三、六九五	二八	二、九四一	六八	三八、四四四	五六	一七、〇七二	七一	一三、八六二
監督排斥	三	二三二	五	三〇六	九	六五八	一七	八九五	一六	七一〇	一八	一、六一〇	一六	三、四二六	一五	七九四	二三	一、九八二	一八	一、一〇五
其他	九	一、七五二	一三	三、三〇六	一三	五四八	五一	五、五七九	三八	五、二三七	三八	三、四五一	二三	二、一〇一	二八	三、三六六	三三	二、二三七	三〇	三、九〇八
合計	五〇	七、九〇四	六四	七、八五二	一〇八	八、四一三	三九八	五七、三〇九	四一七	六六、四五七	四九七	六三、一三七	二八二	三六、三七一	二四六	五八、二二五	二五〇	四一、五〇三	二六三	三五、一二六

自大正三年至大正十二年　勞働爭議結果別表

結果	大正三年 件數	大正三年 人員	大正四年 件數	大正四年 人員	大正五年 件數	大正五年 人員	大正六年 件數	大正六年 人員	大正七年 件數	大正七年 人員	大正八年 件數	大正八年 人員	大正九年 件數	大正九年 人員	大正十年 件數	大正十年 人員	大正十一年 件數	大正十一年 人員	大正十二年 件數	大正十二年 人員
妥協	二二	四、八五三	二一	二、四五一	三九	三、五六五	一六七	二八、八四〇	二〇五	四四、四二一	二六一	三九、四〇五	一四三	一七、九七三	一四〇	二四、五三三	一〇七	二一、〇七六	一一〇	一三、三七七
貫徹	八	一、五五一	一七	二、八七三	一七	一、七九八	八七	一〇、二〇二	六〇	八、八二八	六三	五、八一三	三九	三、五四四	二三	三、一六六	四〇	四、九七一	四三	七、二六二
撤回	一五	一、三一三	二〇	二、一七四	三九	二、三五四	九二	一五、七二三	八四	一〇、二五九	八〇	七、四〇三	四三	四、三六八	四四	二〇、一八〇	九三	一四、七〇四	—	—
拒絶	五	一八七	六	三五四	一三	六九六	五二	二、五四五	六八	二、九五九	九三	一〇、五一六	五七	一〇、四八六	三七	一〇、一五二	一〇	七五二	一一〇	一四、四八七
合計	五〇	七、九〇四	六四	七、八五二	一〇八	八、四一三	三九八	五七、三〇九	四一七	六六、四五七	四九七	六三、一三七	二八二	三六、三七一	二四六	五八、二二五	二五〇	四一、五〇三	二六三	三五、一二六

備考　大正十年分本表の外自然消滅二件二〇五人あり。

製鐵業勞働事情

序言

本稿は本邦に於ける製鐵勞働事情を概說する目的であるけれども、其の內容は本邦鐵鋼業の全般に亘るものではなく、原料方面卽ち鐵鑛石を採掘する鑛山及び鎔鑛爐を据付けて銑鐵を作る工場に於ける勞働事情に限り、此銑鐵を原料として作業する製鋼若くは鋼材工場等には及ばない。換言すれば粗工業に止まつて、より以上の加工業には及ばぬ。卽ち可及的鑛業法(鑛夫勞役扶助規則)の適用せらるゝ範圍內に限り、工場法規の適用せらるゝ工場を避ける積りであつた(後者に關しては後日、金屬品製造業勞働事情に一括發表したいと思ふ)。それから地域的に云へば、內地に存在するものに限り、朝鮮滿洲等の製鐵事業には及ばぬ。然して、調査した時期は、大抵大正十二年から十三年にかけてであるから、最近の材料で幾分補足したとはいへ、多少古いかも知れぬ。結局、當時、以上の條件に適した一流の工場鑛山といへば、八幡製鐵所を主として、東洋製鐵(八幡に經營を委託)釜石鑛山、日本製鋼所の輪西製鐵、位のもので、隨つて、本稿記述の中心も此等の製鐵所の勞働事情に在ること勿論である。尙、本論に入るに先立つて、先づ豫備知識として製鐵に關する技術上の二、三事項を說き、次で勞働事情と不可分の關係にある重要知識としての本邦製鐵事業の消長推移につき概說を試みようと思ふ。

第一　製鐵事業概說

一、製鐵に關する技術的方面の概念

（一）鐵は通常、銑鐵（脆く鍛錬不能、炭素含量一・七％以上）と、可鍛鐵（强靱、鍛錬可能、炭素含量一・七％以下）とに大別し、前者を更に黝銑と白銑に、又後者を更に錬鐵と鋼（可鍛鐵の九九％を占む）とに區分する。但、鐵と鋼の區別は各國共相違し、或は炭素の含有量により、或は抗張力によりなどするが多くの國（吾國も）では炭素の多寡を問はず、熔融狀態で造る總ての鐵材を鋼と稱する。從つて鋼には硬軟の各種が生ずるのである。

（二）作業の順序は、採掘した鑛石を水洗法又は磁選法によつて選鑛して粉鑛又は粒鑛とし、之を製團法或は燒結法によつて適宜に固め、之に還元劑及び加熱劑として骸炭（鑛石一瓲に對し骸炭〇・五瓲、石炭にすると〇・八瓲を要する）並に熔劑として石灰石を加へて鎔鑛爐に裝入し、熱風爐から熱風を送つて灼熱熔融する時は、鐵分は還元して熔銑となり、比重の差違のため爐底下部の方に溜り（之を鈹（かは）といふ）其他の諸種の夾雜物は分離して爐底上部に鑛滓として浮く事となる（之を鍰（からみ）といふ）。此鑛滓の方は頻繁に上部から流出せしめて其の儘取り捨るか或は水碎鑛滓として煉瓦又はセメント原料にし、或は鑛滓綿（毛）に造つて保溫材料などにする。又熔銑の方は下部から一定時に抽出して、其の儘取鍋で製鋼場へ運び一旦混銑爐に入れ更に轉爐又は平爐に移して鋼に造るのであるが、然らざるものは、流鑄機（或は銑鐵鑄造床＝

河砂にて作れる型）に流出せしめて冷却せしめ、冷銑即ち所謂銑鐵に造るのである。かくして得た銑鐵は純鐵に尚微量の珪素、滿俺、燐、硫黃等の不純物が化合してゐるのであるが（品位五〇％乃至六五％位の鐵鑛が、一回の鎔鑛で、品質九二から九三％位の銑鐵となる）、珪素含有量の多寡によつて前述の樣に黝銑（二割乃至三割）及白銑（七割乃至八割）の二種に區別せられ、前者は機械鑄物の原料に後者は可鍛鐵の原料に用ゐられるのである。

次に、此白銑を轉爐に裝入し之に强烈な壓搾空氣を送ると、その酸素のために、白銑中の不純物、即ち酸素に對する酸化力の非常に强い鑛滓が酸化せられて、酸化物となつて分離し排出せられるのであるが、此酸化の際非常な高熱を發して純鐵を熔融し、之を爐底に沈澱せしめる。普通鋼（炭素鋼）といはるゝものは卽ち之に外ならぬのである。之を鋼鑄物として使用し、又は鋼塊（インゴット）に鑄造した後、諸種の形に壓延、鍛造して鋼材を得るのである。所謂特殊鋼（合金鋼）とは、此熔融純鐵にニッケル（ニッケル鋼、砲身、甲鐵板材料）、クローム（所謂不銹鋼となる）タングステン（所謂高速度鋼となる）、又は滿俺（滿俺鋼、レール材料）等の金屬元素を加へたものであり、通常坩堝又は電氣爐で造られるのである。又、錬鐵とは白銑に不充分な高溫度を加へて半熔融狀態とし、不純物の分離を不完全ならしめて作るもので、用途も狹く（鎖、瓦斯管材料）製出高も僅少である。

（三）鎔鑛爐には大陸式と英米式とがあり、一日の出銑量を以て其大さを示すことになつて居る。一日の

出銑量は爐の大小で相違するが、百噸以上の爐ならば一回の出銑に三時間から五時間位かゝる。(例へば輪西の百二十噸爐では三時間又は四時間毎に出銑し一日六回位を限度とする）轉爐にはベセマー氏式（酸性）と、トーマス氏式（鹽基性）とがあり、前者は低燐鑛石を、後者は高燐鑛石（本邦産鐵鑛は概して燐の含有が多い）を處理するに用ゆる。精錬時間は一回十分から二十分であるから、小規模の設備で多量の鋼を急造し得る大特長がある。が同時に、强風を送るため多量の瓦斯を混入して、上等の鋼を得難い缺點がある。隨つてその製品は軌條、棒、線等に限られてゐる。此缺點を補つて上等鋼を得るには、マルチン氏式平爐法によるのであるが、愼重操業し得る特長ある代りに、その精錬に要する時間は長く、普通五時間乃至十二時間である。之にも酸性と鹽基性の兩式があつて、前者は軍需品材料の鋼、後者は建築材料の鋼並に鋼鑄物を造るに用ゐられる。

(四）要するに銑鐵と鋼鐵とは全く其性質と用途を異にして居る。隨つて一概に鐵鋼業といふも、製銑と製鋼、尙進んでは鐵鋼を原料とする各種金屬品の製造とは、之を區別して考察せらるべきものであると思ふ。卽ち銑鐵は寧ろ鐵鑛と同樣、原料として取扱はるべきもので銑鐵自體では直接産業上にも國防上にも餘り大した寄與を致さぬが、製鋼の原料として見る時は實に重大至極の意義を有し來るのである。尤も之を企業的見地、經濟上の立場から察すると、自家所有の鑛石を以て製銑から製鋼並に各種鋼材製品までを、縱斷的な混合組織で系統的に製造することが極めて望ましいのであるが、不幸にも吾國には後述する

樣に、かゝる混合組織は極めて少ないのであるから、之を視察調査するにも二者を區別した方が便利であるので、旁々本稿に於ては、原料方面（粗工業）を主眼として、記述の範圍を鐵山と、製銑工場のみに限局した次第である。

二、鐵鑛採掘事業に關する概念

（一）　或識者が歐洲戰爭を目して、「英獨佛間に於ける鐵と石炭の戰爭である」といつた事程左樣に、如何に此二者が最も重要な基礎工業として、國家產業の中心、國防の根幹を爲しつゝあるかは今更贅言を要せぬ事と思ふ。此或る意味に於て一國の運命を左右するとも稱すべき鐵が、吾國に於ては極めて惠まれざる狀態にあつて、原料としての鐵鑛の大部分は之を海外に仰ぎつゝあるといふの一事は、識者の等しく痛嘆措く能はざる處である。

（二）　今鐵鑛埋藏實在量から觀察して見ると、全世界に於る鐵鑛實在量三二五億噸の內、南米ブラジルの七五億噸を最とし、北米合衆國の六五億、佛國の五三億（歐洲戰爭の結果ローレンの鐵鑛二〇餘億噸を獨逸より奪還のため增加）、ニューフアウンドランド島の三六億、キューバ島の三一億噸等の五國で既にその八割を占め、殘る二割を、英（一〇億）、東印度（四億）、支那（四億噸）等を初め數多の國で占めて居る譯であつて、吾國は內地朝鮮を合して漸く七、八千萬噸と稱せられ、これ以上いくら精査しても恐らく一億噸を出でまい（內地七、朝鮮三の割合）といふ事である。

然して此三二五億瓩の實在量（鐵の含有量は平均五〇％と見て半分の一五〇億瓩）を有する世界の鐵鑛も、世界に於ける鐵鑛年產額が戰前（一九一三年）七千九百萬瓩の最高記錄に達し（一九一七年七千百萬、一九二〇年六千萬、一九二二年四千四百萬瓩）。又鐵需用は略二十年毎に二倍してゐる狀態に鑑みると今後恐らく七十五年で失くなる（もし潛在量を一千億瓩以上としても此後更に百年位しかもたぬ）筈であるが、殊に吾國の樣な貧弱な埋藏量では、其の半分を鐵含有量とするも、現在百萬噸から需用あるに鑑み、恐らく僅か三十年餘の壽命しかあるまいとの事で（尤も是迄鐵鑛產出の最高記錄は大正七年の約三十八萬噸であるが）、これに製鐵に缺くべからざる骸炭用石炭が（銑鐵一瓩に對し鐵鑛、石炭共に吾國では倍額の二瓩宛を要してゐる）本邦炭には餘り適したものがない上（九州炭と北海道炭に多少好適のがあるのみだから、本溪湖、塔連、開平、山東炭等多く支那、滿洲の石炭を使用してゐる）、炭坑の壽命が大抵五十年前後といふに至つては實に心細からざるを得ざる次第である。之をかの英、米、獨の石炭に於ても將た鐵に於ても、その埋藏量に於て豐富に、その產出額に於て全世界の八〇％をこの三ヶ國で獨占してゐるといふ盛況に比すると、一等國たる吾國產業の前途も亦暗澹たりと謂ふ可きである。

（三）　吾が內地で注目に値する埋藏量を有する鐵鑛產地としては陸中の釜石鑛山の三千五百萬噸（磁鐵鑛）磐城の石城郡地方の一千百萬噸（磁鐵鑛）膽振の俱知安及虻田鑛山の七百五十萬噸（褐鐵鑛）、陸中の岩手、紫波兩郡地方の五百萬噸（赤鐵鑛）越後の赤谷鐵山及土佐の安藝外四郡に擴がる鑛床の各四百萬噸（共に

赤鐵鑛等を主なるものとして、五十萬噸以上を有するものが北海道から九州までに十二ヶ所點在して居り、その總計で前述通り大約七千萬噸（磁鐵鑛四千萬、赤鐵鑛二千萬、褐鐵鑛一千萬噸）の埋藏量となる譯であるが、果して稼行し得らるゝや否やは鑛量の外に（鑛量が貧弱では最も大切な大規模の經濟的な採掘が出來ぬ）、主として品質の良否、採掘及運搬の便否等をも考査し、結局生産費と市場價格とに照して之を決定するのであるから、右の內、此等の條件に適合するものは、實は、釜石、倶知安、赤谷の各鑛山以外餘りないので、尙詮じ詰めれば、不況の際と雖も克く繼續稼行し得るもの、釜石より外にはないといつてもよい位である。尙、太平洋沿岸の靑森、岩手方面に硅砂と共に堆積せる殆ど無盡藏だといはれる砂鐵鑛も、科學的にも、經濟的にも、將來奈邊まで利用し得らるゝか今の處まだ疑問であるといふ。

それから朝鮮での有望産地は、黃海道の載寧の三百三十萬噸（或は六百萬噸、褐及赤鐵鑛）及殷栗の百二十萬噸（赤及褐鐵鑛）、平安南道の中和の四百萬噸（赤鐵鑛）、及价川の五百萬噸（赤及褐鐵鑛）、其他、利原、安岳等を主なるものとして、三十萬噸以上の埋藏量を有する鐵山が十四個散在して居り、その總計で優に三千萬噸に達してゐる。現に、載寧、殷栗、价川、利原等は稼行中で、盛に內地製鐵所に原鑛を供給しつゝある狀態である。

（四）內地に於る鐵鑛の存在が以上の樣に貧弱であるから、隨つて自家所有の鐵鑛石だけで製銑乃至製鋼してゐる會社工場の數は甚だ尠なく、その大部分のものは、原料の全部若くは一部を海外に仰いで居る。

即ち吾國鐵鑛の産出額と輸入額とを、その需用額に對比して見ると、次表の樣に、實に思半ばに過ぎるものがあるのである。

第一表　内地鐵鑛産額及需給調　（單位千噸、四捨五入）

年次	内地産額	輸移入額	計	輸移出額	差引需要額	需要に對する割合 内地産額	需要に對する割合 輸入額
大正三年	一二二	四六一	五八三	不詳	五八三	二一%	七九%
四	一一九	五一一	六三〇	同	六三〇	一九	八一
五	一四〇	四七〇	六一〇	同	六一〇	二三	七七
六	二六八	四一八	六八六	同	六八六	三九	六一
七	三七八	五九八	九七六	同	九七六	三九	六一
八	三六三	九五五	一、三一八	三	一、三一五	二八	七二
九	三一五	九九五	一、三一〇	八	一、三〇二	二四	七一
一〇	八七	七六九	八五六	不詳	八五六	一〇	九〇
一一	四〇	九〇八	九四八	同	九四八	四	九六
一二	五五	九八九	一、〇四四	同	一、〇四四	五	九五

今本表によつて鐵鑛方面の推移を見ると、本邦鐵鑛産の最高記録は大正七年で、三十八萬噸に垂んとしてゐるが、是でも其の年の輸入總額の六〇萬噸に比しては二十二萬噸即約三割二分方少ないので、總需要額の四割も充たせないといふ狀態である。しかも此大正七年は、歐洲大戰開始以來引續く好況が、最高潮

に達した時で、驚く可き鐵價の暴騰に、鐵鑛といふ鐵鑛は（小さい鑛床なら、北海道から九州迄數十百も存在してゐる）皆試掘せられ、屑鐵といふ屑鐵は小さな一片だも拾ひ集められるといふ有樣であつたので別表の樣な出願件數と鑛區設定の激增を見、又、戰前殆ど無價値な鐵屑が一貫匁六十錢以上にも達したのであつた。

第二表　（甲）出願件數表

	大正五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
試掘	五三五	一、五七七	二、八六二	四七七	三五一	一七六	一二五	八五
採掘	二	五	二三	八	五	三	一	二

（乙）鑛區增減表（農商務省調査）

		大正五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
試掘	消滅	二五	八九	一六一	四一一	六九三	四〇八	?	一二二
	設定	一二七	二三二	七三五	四九九	三三七	一八八	?	七八
	現在	一七〇	三〇九	八八〇	九七〇	六一三	三九三	二六七	二〇四
採掘	消滅	二	｜	二	三	七	一	?	七八
	設定	｜	一	九	八	三	七	?	｜
	現在	五一	五二	五九	六二	五八	六四	六三	六三

隨つて大小の鐵鑛山乃至製鐵所が簇生し（此の具體的な事は後述する）、一流鐵鑛山に於ける採掘高も激增した。例へば、釜石が十萬噸乃至十五萬噸、虻田、倶知安が二萬噸乃至十萬噸、仙人が五、六萬噸といつた風である。

處が、次章で述べる通り歐洲戰終結の大正八年以後は、鐵價が暴落に次ぐに暴落を以てし、不況此上もなく、製銑、製鋼工場到る處に倒産沒落し、又資金の缺乏や生産費割高で海外の原料鑛に匹敵出來ぬといつた樣な種々の原因から、採掘鐵鑛山亦相次いで休廢業し、十年以後最も甚しく、十一年に入つては其の極に達し（八幡製鐵所も、內地即ち新潟縣、赤谷、栗ヶ岳の二鑛山をもつて居り、此の內、赤谷を採掘する積りで、大正八年頃から、運鑛鐵道の建設に取りかゝつたが、不況となつてから之を見合せ、十一年以後は全部原料を支那及朝鮮から仰いでゐる）、遂に主要な鑛山では釜石一個を殘すに過ぎなくなつた。然してその釜石も、採掘量を最盛時の半分乃至三分の一にも減じ、僅か四、五萬噸を出す有樣であつたから吾內地の鑛産額といふものは、十年以後急轉直下的に激減して、大正十二年では總額五萬五千噸となり、七年に比べると八割五分强の減少であり、內地需要の五%にしか當らぬ事となつたのである。今八年以後の內地主要鑛山の鐵鑛産出狀態を表にすると次の如くである。

第三表

（單位噸）

大正八年	九年	十年	十一年	十二年

釜石	一一五、四三二	一三一、一三二	六五、一三三	三七、七五二	五三、七三五
虻田倶知安	九八、七三〇	三七、六八五	―	―	―
仙人	一六、六七三	一四、九七二	一、四六八	―	一〇六
栗木	三、四四七	―	―	―	―
其他	一二八、六五八	一三一、〇六九	二〇、三七六	一、九九二	一、三三三
合計	三六二、九四九	三一四、八五八	八六、九七七	三九、七四四	五五、一七四

（五）不況と共に內地鑛產が右の如く減少したに反して、海外からの輸入鑛量は逐年增額し（第一表參照）大正十二年には遂に百萬噸に垂んとし、內地需要の總量に對して、戰時中六、七十%を占むる位であつたものが、九五%にも及ぶ事となつた。此の主たる原因は、後述する通り、不況によつて民間製鐵界が閉塞したに反し、官業八幡製鐵が益々擴張して製銑の增產に努力し、然してその原料鑛は次表の通り殆ど之を海外に仰ぎ（十一年以後は內地產を用ゐない）、

第四表　八幡製鐵所原料受入高表　（單位佛噸）

	內地	朝鮮	%	支那其他	%	合計
大正九年	五六二	二三五、一七三	三〇	五四〇、一二六	七〇	七七五、八六一
十年	一八五	一九四、九三四	二九	六二二、九二〇	七一	八一八、〇三八
十一年	―	九三、〇〇一	一一	七四三、九七九	八九	八三六、九八〇
十二年	―	九三、八九〇	一一	七五五、二九三	八九	八四九、一八三

しかも內地輸入鐵鑛總額の八、九割は八幡で占めて居るといふ狀態であるからである。

第五表　（單位千噸）

	內地輸入鐵鑛總量	八幡製鐵受入鐵鑛（朝鮮支那其他）	%
大正九年	一、三一〇	七七五	五九
十年	八五六	八一八	九五
大正十一年	九四八	八三七	八八
十二年	一、〇四四	八四九	八一

然して八幡への原鑛輸入は支那其の他が約九〇%を占めて居るに見ても分る通り（第四表）吾國への鐵鑛輸入國は從來全く支那に限られて居たかの觀があつた。卽ち、大正七年までは支那鐵鑛石が輸入總額の九九・五%乃至九九・九%を占めて居たので、戰後に漸く關東州（滿州）とか、濠洲、比律賓の樣な南洋方面からも幾分か來る樣になつたが、それでも支那鑛は依然九六%以下に下つた事はない。最近でも六〇%は支那本土からだけで占めて居るが、滿洲を初め印度、南洋諸島は何れも將來益々有望なる鐵鑛供給地たらむとしつゝある樣である。

今此等の諸國の鐵鑛に就き多少具體的に述べて見ると、支那本土には、長江流域に大冶（確實埋藏量四千萬噸、推定一億八千萬噸年產＝大正八年より十一年の四年間＝六十萬噸乃至八十萬噸）を初めとし、象鼻山（確實一千萬噸、推定一億八千萬噸、年產同五萬噸乃至十六萬噸）、桃冲（確實百萬噸、年產同八萬噸乃至二十二萬噸）其他太平府下の鐵山（年產四萬噸乃至十萬噸）、金嶺鎭（年產八萬噸乃至十八萬噸）、龍烟

（年產十五萬噸）等凡そ二十八箇の有名なる大鐵山があつて、支那地質調査所では、直隷外九省で調査濟のもので約二億九千萬噸の埋藏量があると稱してゐる。次に滿洲には、東西鞍山、大孤山、櫻桃園等の所謂鞍山鐵鑛（鞍山丈けで貧鑛＝三〇％以上＝ではあるが埋藏量約一億五千萬噸、若し其附近の鐵山を合せると四億噸に上る）を初め、弓張嶺（富鑛一千萬噸、貧鑛四億噸）、廟兒溝（二千萬噸）等の大鐵山があつて、その埋藏總量は奉天一省丈けで支那本土全部よりも、まだ一億噸から多いと云はれて居る。それから南洋方面には、馬來半島に南洋鑛業公司經營のジョホール鑛山（埋藏量一千二百萬噸）及久原所有のトレンガヌ河上流地方鐵鑛（埋藏量一千萬噸）同佐藤氏所有のケママン河上流の鐵鑛（埋藏量四百萬噸）等數ヶ所ある外、スマトラ、ボルネオ、セレベスの諸島にも、二、三の大鐵鑛があり、殊にジョホールからは年額二十四萬噸を吾國に輸出してゐる。最後に、朝鮮には前に述べた樣に載寧、殷栗其の他の鐵山があつて、其埋藏量は合計三千萬噸以上に上り、年產額は次表の如く三、四十萬噸に上り吾が內地產額よりは遙かに多いのである。

第六表

	大正八年	九年	十年	十一年	十二年
朝鮮產額	四一七、〇〇〇	四四七、二四九	二三二、六九二	一八五、五八四	三〇六、二五五
內地產額	二六二、九四九	三一四、八五八	八六、九七七	三九、七四四	五五、一七四

合計	七七九、九四九	七六二、一〇七	三一九、六六九	二二五、三二八	三六一、四二九

（六）　吾國（邦人經營の）一流の製鐵所が、如何に此等の海外鐵鑛に根柢を据ゑて居るかといふに、（A）內地では、唯一の官營たる八幡製鐵所が、殆ど大部分の鐵鑛を朝鮮、支那に得つゝある事は前述の通りで、是がため、支那大冶鐵山の漢冶萍公司に、今迄に約四千萬圓からの資金を注ぎ込み、明治三十二年以來鑛石年額六十萬噸を三十ヶ年間受く可き契約を締結して居り、其の他桃冲等を合して、支那に於て年額九十四萬噸の鑛石を確保して居る。又朝鮮に於ては、黃海道に明治四十二年以來載寧、殷栗の二大鐵山を獲て之から年額二十萬噸位迄を採掘し得る筈である。（尤も最近三年間に於ける八幡製鐵の朝鮮鑛石受入高は、

（單位千噸）

	大正十年	十一年	十二年
自營	一一〇	四七	五三
購入	八五	四六	四一
合計	一九五	九三	九四

となつて居る）、次に民營では、東洋製鐵が、原料を全部支那鑛から得る豫定で出來て居り、桃冲に年額三十六萬噸を確保してあるとの事であるし、日本製鋼所の輪西製鐵も、支那太平府下の鐵山と、朝鮮の利原とから得た鑛石を混合して製銑原料とし殊に不況が甚しくなつてからは、自家鑛山（倶知安、虻田）の

採掘を止めて、全部輸入鑛を使用することにした。かの內地唯一の鐵山を持ち、原料の自給自足を誇つて居る釜石すら、支那太平鑛を得て之を自家鑛石に五割方も混入使用してゐる有樣である。(B)朝鮮では三菱製鐵の兼二浦が、唯一の大製鐵所であるが是亦原料の大部分は支那鐵鑛である。(C)滿洲では大倉組の經營に係る本溪湖煤鐵公司が、廟兒溝鐵山を採掘して居り(最近の年產七萬噸乃至十萬噸)、又滿鐵の經營に成る鞍山站の製鐵所(振興鐵鋼公司)が東西鞍山及其の附近の鐵山を擁し、既に盛に西鞍山、大孤山、櫻桃園等を採掘してゐる(最近年產十四萬噸以上十七萬噸餘)。此の外弓張嶺の大鐵鑛も日支合辦の太興合名會社の手に歸して居るから、尨大なる滿洲に於ける鐵鑛資源は殆ど全部吾國に確保せられ、加ふるに鐵鑛と相並んで重要なる製鐵原料たる良質の石炭も、之を產する撫順其の他の大炭坑の殆ど全部が、吾國に獨占せられて居るので、たとへ鐵鑛自體が概ね貧鑛であるとはいへ、利用方法の改善と設備の如何によつては、將來極めて有望と稱すべく、吾國鐵鋼業の前途に對し、大いに意を強うするに足るものと思ふ。

三、製鐵(製銑)事業に關する概念

(一) 本邦に於ける製鐵工業の沿革を討ねると隨分古いものであつて、諸種の金屬の中で鐵が最も早く、既に古代に於て發見且つ製煉せられた文献がある位であるが、昔の事は暫く措いて問はず、かの本邦唯一の大鐵山と稱せらるゝ釜石鑛山の發見は實に十八世紀の初(一七二七年、吾が享保十二年)であつて、世人の注目を惹くに至つたのは、約一世紀を過ぎた一八二三年(文政六年)の事である。然して其の後間も

なく一八四九年（嘉永二年）に、此處に初めて小規模の鎔鑛爐が据ゑ付けられたが之れ實に吾國に於ける工業的製鐵の嚆矢なのである。後、一旦釜石は政府の有となつたが、明治十八年民間に拂下げられ、爾後田中鑛山株式會社の手に移つて年々盛大に赴き、八幡製鐵所開始前既に年額一萬噸以上の銑鐵を産出する位になつてゐた。此の外、仙人、栗木等の鐵山も相當早くから採掘製銑してゐたが、その方法幼稚　且つ少量で、殆ど問題と爲すに足らなかつた。之を要するに吾が國製鐵の近代的發達は、全く其の端を吾が製鐵界の王者たる官營八幡製鐵所の創立に發するといつても敢て過言でない位で、隨つて苟くも吾が製鐵事業の近時の趨勢を論ぜんとする者は、到底此の八幡製鐵の爾後の沿革發展を見逃す譯には行かないのである。

抑も吾國に於て製鐵事業官營の議が起つたのは、實に明治二十四年であつたが、當時未だ國内原料の調査が不充分であるとの理由で之が實現を見るに至らず、其の後日清戰爭の勃發するに及び漸く軍事上からも、工業上からも、製鐵の必要を痛感するに至り、明治二十八年帝國議會の建議となり、翌二十九年三月遂に製鐵所官制の公布を見る事となつた。次で翌三十年直に八幡に起工し、爾後合計約二千萬圓と四ヶ年の歳月を費して竣成、三十四年の二月に初めて第一鎔鑛爐の點火式を擧げて製銑を始め、その年の五月からは更に製鋼作業をも開始する運びとなり、玆に現代的製鐵鋼業の出發を始めたのである。其後幾何もなく日露戰爭の勃發に逢ひ、鐵の需要急騰するや、八幡製鐵亦此大勢に順應するため、當初鋼成品年額九萬

噸製造の計畫を樹てゝ設備したものを擴張變更して（第一期擴張）、倍額の十八萬噸とし、明治三十九年起工、一千餘萬圓の財と四ヶ年の星霜を閲して明治四十二年に完成した。が當時又々鐵鑛の需要益々旺盛となり供給愈不足を告げつゝあつた實情に鑑み、更にその約倍額たる年三十萬噸生產の計畫を樹て（第二期擴張）、明治四十四年に起工、向ふ五ヶ年間の繼續事業として千二百餘萬圓を以て工事を進めたが、其の內歐洲大戰の勃發てふ大事變に會ひ、鐵鋼の需要急奔激騰、鐵價も亦上昇して底止する所を知らず、爲に製鐵界は空前の好況を現出するに至つたので、八幡製鐵も更に既定の計畫を變更して生產年額六十五萬噸とし、大正五年から着手して同九年迄に完成（第三期擴張）する事に決定した處、その後物價、勞銀の騰貴だとか、材料の不揃だとか註文した輸入機械の遲着だとか、種々の故障が續出したので、豫定期限は延期に延期を重ね、遂に大正十五年度に至つて全部完成する事に變更されたのである。然して此の間經費も亦隨つて追加に追加を重ね、初め三千四百五十萬圓の計算であつたものが、結局合計七千三百萬圓近くとなり、かくて非常に巨額の金をこの第三期擴張工事に打ち込む事となつたのであるが、その代り、愈々完成した曉の全生產能力は、實に次表の如く偉大なものであると謂はれて居る。

第七表　八幡製鐵所第三期擴張後に於ける年生產能力　（單位千噸）

銑鐵	五〇〇	（十三年三月現在の能力五〇〇）
鋼塊	一、〇〇〇	（同　八七〇）

鋼成品　七五〇　（同　六五〇）

各設備ロール能力　軌條九〇、棒鋼形鋼五六五、鋼板二八九、線材五〇、鋼片一〇〇、鍛鋼、外輪其他四〇

骸炭　五七〇　（副産物全部省略）

又、戸畑作業場（東洋製鐵の工場を大正十年度から借り受け經營）の生産能力

銑鐵　五五　骸炭　二二二

要するに、大體この八幡製鐵に於ける逐次の擴張が物語つて居る様に、本邦の製鐵鋼業は戰爭毎に飛躍發展したもので、日清、日露の兩戰役を經てその基礎を確立し、歐洲大戰の開始さるゝに及んで愈々將來世界の鐵鋼國たり得るかの如き觀を呈したのであるが、計らずも大正七年十月の休戰條約締結を機として局面は急轉直下、沒落の悲運を辿り、爾來打ち續く財界の不況のために、哀れや民間會社全く閉息し盡して、唯漸く官營八幡製鐵所の存在する事によりてのみ辛くも我が製鐵鋼業の命脈を保つてゐるといふ有樣であつた。故に今、内地製鐵事業を沿革的に觀察すると、日露戰後歐洲戰爭の開始さるゝ（大正三年）までが第一期の準備時代で、以後同戰爭の終結（大正七年末）までが第二期の黄金時代であり、然して同戰後から引續き今日迄を第三期の不況沒落時代とも謂ふ可きであると思ふ。

次に此の所謂黄金時代から沒落時代にかけての推移消長を稍々詳細に説述しようと思ふ。

（二）大正三年七月歐洲大戰の勃發すると共に好轉し來た我が製鐵（銑）界は、前途の希望に輝いた大正四年を經て、期待せられた五年に入るや、鐵鋼原料の諸工業の勃興と共に果して未曾有の大活躍を始め、隨

所に小鐵山と小製鐵工場の簇生を促したのであるが、此の趨勢は六年となつて愈々甚しく、七年に至つて遂に最高潮に達し、戰前僅か二〇餘に過ぎなかつた製鐵所の數が、今や十四倍の二百五十に垂んとしたのである。卽ち大正七年度に新たに採鑛を開始した鑛山、製鐵所を擧げて見ても、

北海道製鐵株式會社所屬の鑛山を初めとして（但工場の經營は戰前より始めて居た）石狩製鐵所、琴似製鐵所（以上石狩國）の外、久和澤、登切（以上青森縣）雲上（岩手縣）、神倉、大同、豐堂（以上福島縣）、白瀧（新潟縣）、秩父（埼玉縣）、美濃（岐阜縣）、大峯（奈良縣）の各鑛山

等十三ケ所に上つてゐるし、此の外、鑛山附屬の製鐵所を始めたもの頗る多く（例へば、登別、美濃、秩父等）、又、青森、岩手、廣島、島根、鳥取等の各縣內では砂鐵の採取盛んとなり（大正七、八年は砂鐵の年產三萬噸に上る）、中國筋では砂鑛、鐵滓原料の小製銑工場が各地に發生したのである。加之、政府自身が歐洲大戰の開始後、軍事上の必要と諸國の執つた戰時對外鐵鋼禁輸政策（英國は大正五年四月、印度は大正六年の初、米國は同年七月に何れも斷行）から蒙つた大打擊などに深く感ずる所があつたものか、玆に本邦鐵鋼の自給自足に關する國策を樹立せんとの意向を決し、大正五年五月から「製鐵調査會」を組織して愼重審議を爲さしめた結果、遂に土地の收用と課稅の免除を骨子とする「製鐵業奬勵法」（註）なるものを作成し、六年七月に之を公布（但、施行令及施行規則は六年八月公布）して、之に依つて一定條件の下に、內地製鐵業者に對し極端な保護政策を採つたので、此恩典に浴して然も此好況時機を逸せずに活躍し、以て大に暴利を貪らむものをと、我利々々亡者共によつて中以上の製鐵所も續々と設立せらるゝに至

つた爲め、一層の活況を呈する事となつたのである。（但、政府のこの誤れる同業相食む的な保護奬勵策の結果、不況となつて、如何に多數の會社が悲慘な運命に陷つたか、蓋し思ひ半ばに過ぎるものがある事は後述する。）

（註）、製鐵奬勵法の要綱は、第一に、一定の場所で、一ヶ年三萬五千佛噸（瓲）以上の製銑又は製鋼能力を有する設備の下に經營を始めるものには、土地收用法による土地收用權を與へる事。第二に、一定の場所で、一ヶ年五千二百五十佛噸以上の右同斷會社に、十ヶ年間（始めた時から）營業稅及所得稅の免除をする事。第三に一定の場所で一ヶ年三萬五千佛噸以上の右同斷會社に器械器具の材料輸入稅を、十ヶ年間免除する事等である。此の內、無論第二が最も重要な事項である。

今、大正八年に調査した此の奬勵法の適用を受ける會社工場を列記して見ると、

第八表

大正八年に於ける製鐵（銑、鋼共）工場總數、二八七（歐洲戰爭前に於ける數は二二）

此內、製鐵業奬勵法の適用を受けるもの、四五（一五・七％）

更に此內譯は

銑鐵	一五	（戰前より經營のもの一、戰後のもの一四）	三三％
鋼鐵	二二	（戰前　同　六、戰後　同　一六）	四九％
銑、鋼兼營	八	（戰前　同　三、戰後　同　五）	一八％

然してこの銑鐵及銑、鋼兼營の工場は左の如く實に枚擧に遑ない位である。（次表公稱資本金欄大正十四年は商工省への報告により掲ぐ、頭書數字は設立年次の明なるものを記す）

（一）　戰前より經營のもの

所在地	公稱資本金（單位千圓）	
	大正八年	大正十四年
		日本製鋼所に買收

（イ）銑鐵のみ（一）

	北海道製鐵株式會社	室蘭、輪西町	一五、〇〇〇	二七、〇一〇

（ロ）兼營は（三）

	八幡製鐵所	八幡市		（全體では四九、一五〇　一六〇、〇〇〇）
	田中鑛山株式會社釜石製鐵所	岩手縣釜石町	一六、五八〇	二九、一七六
	日本鋼管株式會社	神奈川縣田島町	二一、〇〇〇	二九、八二三

（二）戰後新設のもの

（イ）銑鐵のみ（十四）

（大、六）	東洋製鐵株式會社	福岡縣戸畑市	四〇、〇〇〇	三五、二四四
（大、五）	大倉鑛業株式會社山陽製鐵所	廣島縣小方村	一、九二九	一、〇八九
	高田鑛業株式會社大寺製鐵所	福島縣磐梯村	一、〇〇〇	一、〇〇〇
（大、六）	戸畑鑄物株式會社	戸畑市	一、〇〇〇	二、三五二
（大、六）	日本銑鐵株式會社	小倉市	一、五〇〇	七二〇（但買收せらる）
	隅田川製鐵所	東京府寺島町	三、〇〇〇	二、五〇〇
	後志製鐵株式會社	？	五〇〇	（駄目）
	株式會社石狩製鐵所	札幌、江別村	一、〇〇〇	（廢業）
	九州銑鐵株式會社	八幡市		（駄目）
（大、六）	日本製鐵株式會社	福岡縣折尾町	三、〇〇〇	二、七七五
（大、五）	山陽製鐵株式會社	廣島縣比婆郡	三〇〇	（駄目）
（大、六）	電氣製鐵株式會社伏木工場	富山縣新湊町	五、〇〇〇	（買收せらる）
（大、六）	日本電氣製鐵株式會社郡山工場	福島縣郡山市	三、〇〇〇	（解散）
	株式會社神戸製鋼所廣島工場	廣島市	六五五（但神戸製鋼は二〇、〇〇〇）	

(ロ)兼營は(五)

		(大正八年)	(大正十三年)
(大、六)富士製鋼株式會社	川崎市	六、〇〇〇	二、六〇〇
株式會社廣島鐵工所	廣島市	五二〇	九八
(大、五)藤田鑛業株式會社廣田製鋼所	福島縣日橋村	九七九	七七四
株式會社安來製鋼所	島根縣安來町	一、五〇〇	一、一〇六
(大、六)長崎製鐵株式會社	長崎市	五、〇〇〇	(解散)

尚、内地ではないが朝鮮で適用を受けるものに、

(大、六)三菱製鐵株式會社兼二浦製鐵所	黄海道兼二浦	三〇、〇〇〇	四一、八五五

右の外、名のある製鐵所(銑、再製銑、合金銑の)としては

栗木鐵山株式會社	岩手縣氣仙郡	二〇	(廢業)
株式會社仙人製鐵所	岩手縣和氣郡	二、〇〇〇	(駄目)
東北電化株式會社	福島縣安積郡	二、〇〇〇	(同右)
株式會社關西製鐵所	島根縣簸川郡	二、〇〇〇	(同)
中國製鐵株式會社大暮、都賀及下西工場	廣島縣山縣郡 島根縣都賀郡 鳥取縣東伯郡	?	(同)
中央製鐵株式會社美濃製鐵所	岐阜縣郡上郡	?	(同)
合資會社種子島製鐵所	鹿兒島縣熊毛郡	一〇〇	(同)

(三)　右の樣な次第であるから、此等の製鐵所から産出する銑鐵の額も大正七年から八年にかけて最高記録を示し、八幡製鐵所を除いた内地民營工場の産出銑鐵總計は、第九表に示す樣に、

第九表　内地銑鐵産額及需給額(朝鮮、滿洲を除く、大正十四年六月調、單位千瓲)

	大正三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年
(a)銑鐵(骸炭木炭及再製銑)	三〇〇	三一八	三八九	四五一	五八三	五九六	五二一	四七三	五五一	六〇〇	五八六
内譯 八幡製鐵所	二二二	二四七	三〇二	二九九	二六九	二六七	二四四	四〇七	四六六	四八五	四八九
内譯 (内地産額に對する%)	七四	七八	七八	六一	四六	四五	四七	八二	八五	八一	八三
内譯 其の他の製鐵所	七八	七一	八七	一五二	三一四	三二九	二七七	六六	八五	一一五	九七
内譯 (同上%)	二六	二二	二二	三九	五四	五五	五三	一九	一五	一九	一七
(b)合金鐵	一・五	二・九	三・二	一一・二	二三・七	一七・一	八・八	七・六	八・五	一一・一	一二・五
(イ)内地産額總計(a+b)	三〇一	三二一	三九二	四六二	六〇六	六一三	五三〇	四八〇	五五九	六二一	五九八
(ロ)輸移入額	一七二	一七三	二三八	二三五	二六八	三四九	三九〇	二七六	四一〇	四二九	五二〇
(需要に對する%)	三六	三五	三八	三四	三一	三六	四二	三七	四二	四一	四七
(ハ)内地供給額(イ+ロ)	四七四	四九三	六三〇	六九八	八七四	九六一	九二〇	七五六	九六九	一、〇四〇	一、一一八
(ニ)輸移出額	〇・二	〇・四	一・六	三・三	一・一	一・九	二・五	三・七	三・七	五・二	六・三
(ホ)内地需要額(ハ－ニ)	四七四	四九三	六二八	六九五	八七三	九六〇	九一八	七五三	九六五	一、〇三五	一、一一三
(ヘ)内地需要額に對する産出額の割合(%)	六四	六五	六三	六二	七〇	六四	五八	六四	五八	五九	五四
内譯(但合金鐵を除く) 八幡(%)	四七	五〇	四八	四三	三一	二八	二六	五四	四八	四七	四四
内譯(但合金鐵を除く) 其他(%)	一六	一四	一四	二三	三六	三五	三〇	九	九	一二	八・七

三十萬噸を突破し、八幡製鐵の年産約二十七萬噸を凌駕するの勢を示し、戰前に比して、正に三倍以上の額（鋼材も約二倍以上）に達したので、此分で進んだならば、兼て政府の希望する通り、吾國の鐵鋼も八幡製鐵所の擴張完成と相俟つて、自給自足し得らるゝ樣になるのも遠い事ではあるまいと思はれたのである。然し乍ら、此の樣な民營の大飛躍も、一方需要の激增には到底敵し難く、第九表にもある通り、大正

七年には需要總額は既に九十萬噸にも垂んとしたので、民營丈けでは實にその三五・六％しか充たせない有樣であつた（尤も八幡製鐵所の產額を合しても尙且七〇％にしか當らぬのであるが）。

次に、鐵の市價はどうであるかといふに、かゝる需要の激增と、前述した樣な英米等の鐵禁輸政策とに煽られて、驚く可き速度で昂騰し、例へば本邦產の代表たる釜石骸炭一號銑鐵では、第十表に示す樣に、

第十表　銑鐵市價趨勢表（釜石骸炭一號銑、一英噸、單位圓、四捨五入、農商務省調査）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一年平均
大正六年	一〇二	一〇三	一〇七	一七二	一九〇	一九八	二〇三	二七八	三一五	三一三	三一三	三三七	二一九
七年	三三三	三五〇	三五〇	三六二	三八〇	四一〇	四五三	五〇三	五五〇	四六九	四三三	三六〇	四一三
八年	二八三	二四〇	一八五	一四五	一二八	一二五	一三五	一五二	一五五	一五七	一六〇	一五七	一六八
九年	一四五	一五八	一七〇	一五〇	一四〇	一三五	一三五	一三五	一三〇	一一六	一一〇	一〇〇	一三五
十年	一〇七	一〇二	九一	八六	七六	七四	七一	六八	六六	六九	七一	七一	七九
十一年	七〇	七〇	七二	七二	七二	六八	六八	六八	六七	六七	六七	六七	六九
十二年	六七	七二	七二	七二	七二	六八	六八	六三	六三	六三	六三	六六	六七

戰前四六・七圓見當であつたものが、五年四月の英國の禁輸と共に、五月には早くも既に一〇三圓を唱へ次で六年早々の印度の禁輸に逢つて、四月には一七一圓に奔騰し、越えて同七月に米國の禁輸があつて遂に二百圓を突破し、爾後躍進に躍進を重ね、七年九月には最高記錄たる五百五十圓に達し、戰前の約十倍にまでなり、隨つて製鐵會社の利益配當も素晴らしいもので、戰前には釜石、輪西（北海道製鐵）の樣な

一流會社でも、缺損又は無配當であつたが、七年下期には二割からの配當となり、神戸製鋼、日本鋼管の如きは五割、仙人、栗木等の鐵山に至つては六割又は十割といふ驚くべき配當を示し（第十一表參照）、此の外、泡沫的會社で巨利を獲たものは實に枚擧に遑ない位である。

第十一表　主要製鐵會社の配當狀態

	大正七年下半期	八年下半期	十三年下半期
北海道製鐵株式會社	一割	一割五分	（買收せらる）
株式會社日本製鋼所（北海道製鐵を買收す）	一割五分	一割五分	七分
田中鑛山株式會社（釜石）	四分	なし	缺損
東洋製鐵株式會社		五分	なし
日本鋼管株式會社（電氣製鐵伏木工場買收）	五割	一割	なし
藤田鑛業株式會社廣田製鋼所		なし	（買收せらる）
東京鋼材株式會社（廣田製鋼所を買收す）	一割五分	一割	なし
高田鑛業株式會社（大寺製鐵所）	七分	なし	（大寺は殆ど休業）
株式會社石狩製鐵所		缺損	（廢業）
後志製鐵株式會社		なし	（休業）
株式會社隅田川精鐵所		缺損	
戸畑鑄物株式會社	一割五分	一割五分	
富士製鋼株式會社	三割	缺損	なし

日本銑鐵株式會社		缺　損	(買收せらる)
淺野小倉製鋼所(日本銑鐵を買收す)		な　し	缺　損
電氣製鐵株式會社(伏木工場)		五分(上期)	(買收せらる)
日本製鐵株式會社		なし(上期)	(休　業)
山陽製鐵株式會社		八　分	(休　業)
日本電氣製鐵株式會社郡山工場		四分五厘	(解　散)
長崎製鐵株式會社		五分(上期)	(解　散)
大倉鑛業株式會社山陽製鐵所		缺　損	(休　業)
株式會社神戸製鋼所廣島工場		な　し	(解　散)
株式會社神戸製鋼所本社	五　割	二　割	七　分
株式會社仙人製鐵所	六　割	四割(上期)	(休　業)
栗木鐵山株式會社	十　割	缺損(上期)	(廢　業)
株式會社安來製鋼所	一割六分	缺　損	
株式會社廣島鐵工所		缺　損	
合資會社種子島製鐵所		三分(上期)	(廢　業)
東北電化株式會社		六分(上期)	(廢　業)
株式會社關西製鐵所		缺損(上期)	(廢　業)
三菱造船株式會社神戸造船所		な　し	(製銑は休業)
三菱製鐵株式會社		なし(上期)	

この様な狀態であるから、製鐵會社の設立は、文字通り雨後の筍の觀を呈し、又既存の會社も增資に次ぐに增資を以てし、只管設備の擴張と生產の增加に努力したので、遂にその資金の大部分を起業費として固定さしてしまつたのである。

（四）處が、かゝる製鐵業者の思惑は全く外れて、七年十月に至り突如として起つた休戰條約締結の飛報は實に深酷な大打擊を吾が製鐵界に與へ、一朝にして不安のドン底に陷れたのであるが、續いて十一月米國政府の執つた鐵禁輸解禁の報は、愈々益々此の不安の氣分を助長して、鐵價爲めに釣瓶落しに暴落し、前記の釜石一號銑は七年九月の最高五百五十圓から、僅に二ケ月を經た十一月には百十七圓（二割一分强）も下落して四百三十三圓となつた。爾後此の趨勢は益々甚しく、八年に入つては、二百圓臺となり、同年六月には遂に百二十五圓にまで落ちたのである。

形勢右の樣な次第であるから、八年には早くも小鐵山、小製鐵所で休業又は廢業するもの續出し、一流の會社工場でも事業の縮少、經費の大節減を企て、何れも最少限度の生產をして、僅かに奬勵法の存在を賴りに其後圖を策するといふ有樣となつた。例へば石狩製鐵、琴似製鐵等は八年早々操業を中止し、神倉大同、雲上等は休業し、久和澤、東岳等は廢業し、栗木鐵山は大々的に縮少した。此の外一流の處では北海道製鐵株式會社が八年の暮に遂に株式會社日本製鋼所に合併せられ、隨つて輪西工場は、同所の室蘭工場に、茶津工場と相並んで分屬し、倶知安、敷生、蛇田の諸鐵山も亦同時に引き繼がれて、各々同所の鑛

務所として稼行せらるゝ事となり、又、電氣製鐵株式會社の伏木工場も、此の年に日本鋼管株式會社に買收せらるゝ事となつた。但し釜石製鐵所、仙人製鐵所を初め、美濃、秩父、後志、登別の各製鐵所は、依然として稼行を繼續し、否、中には却つて爐を增設するものもあり、又、東洋製鐵株式會社は骸炭銑を、三菱の神戸造船所は再製銑を、何れも八年に至つて初めて產出し、其他、小久慈、大元、魚沼、東小坂等の小製鐵所、小鐵山も、皆新たに操業を開始したりしたが（實は全く騎虎の勢に驅られてやつたものが多いのだけれども）要するに、一般は全く悲境に向ひ、七年末に二五〇からあつた大小の製鐵所も、八年末には一六二となり、約その三割五分が僅か一年の間に消え失せてしまつたのであつた。

次で九年となつては、三月に例の財界大變動による大恐慌の襲來あり、爲めに、八年の暮から九年の初にかけて多少反撥好轉して居た鐵價も（第十表參照）、又々低落し始めた上、物價並に勞銀がその割合に下らぬといつた關係から、全く採算不能に陷つたもの多く、しかも金融は愈々益々梗塞して、此上到底資金の運轉も續かぬといつた會社工場續出し、例へば栗木の外、板戸澤、上岡等の鐵山も休業し、秩父、美濃を初め、數多の製鐵所も甚だしく減產し、輪西製鐵は所屬の敷生、虻田兩鐵山を閉鎖し、倶知安丈けの採鑛を繼續したが、是れ亦從來の三分一に減產し、かくて自家の鑛石で製銑するものとしては、唯僅かに、釜石、輪西、仙人等、實に寥々、五指を屈するにも足らぬ程になつたのである。が、十年に入ると、釜石は大減產を斷行して、好況時代の半分、卽ち年產約三萬五、六千噸の製銑とし、製鋼作業は全然休止（九年

七月から十一年まで休止）してしまひ、又輪西は、倶知安鑛務所の採鑛をも遂に休止して（十四年四月に再び初めたが）、原料鑛石は專ら原價、運賃等の安い支那太平府下の鐵山に仰ぐこととなり、從つて製銑も、最盛時の半分以下の年產四萬噸位に減じた。然して仙人鐵山に至つては、遂に全く休業せざるを得なくなつてしまつた。かくて、吾が民間製鐵所の銑鐵產出額といふものは、十年になつてから、著しく低下して、僅かに七萬噸足らずとなり（第九表參照）、最高時に比すれば、その五分の一弱といふ情けない有樣となつた。今、此の產額から見た趨勢を農商務省編纂の「本邦鑛業之趨勢」によつて調べて見ると第十二表の如くであつて、

第十二表　本邦民營主要製鐵所銑鐵產出狀況一斑（單位佛噸）（再製銑をも含む）

年次	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
釜石	二八、二九九	三五、二二六	五三、六五二	三八、六〇七	五五、六七六	四九、七二五	三七、五六二	三五、四一〇	四六、二七七
仙人	二、八四九	三、七九六	三、一六六	三、七〇九	三、八一三	四、三九七	―	―	―
栗木	二、一九六	二、八五七	二、七七九	二、九六九	一、五一九	―	―	―	―
石狩	―	―	―	一、〇六四	二、〇六〇	―	―	―	―
輪西	二七、七六五	二九、九七〇	四八、四二九	八二、八六六	―	一〇一、一九〇	四〇、四四四	四一、三六一	四〇、八四二
廣田	―	―	一、九八七	三、七五一	二、〇八一	―	―	―	―
日本製鐵	―	―	―	二、六五七	―	―	―	―	―
山陽製鐵	―	―	二、三八八	一、八九二	―	―	―	―	―

東北電化	—	—	七八二	一、八四〇	二、〇八一	—	—	—	—
關西製鐵	—	—	—	一、四六五	—	—	—	—	—
中國製鐵（大暮工場）	—	—	九九五	一、四〇一	—	—	—	—	—
澤田	—	—	—	一、二一八	—	—	—	—	—
種子島	—	—	—	九一五	—	—	—	—	—
古武井	—	—	—	—	二、七七七	—	—	—	—
秩父	—	—	—	二七四	二、四四六	—	—	—	—
美濃（中央製鐵）	—	—	—	—	一、八六九	—	—	—	—
中國製鐵	—	—	—	—	二、〇〇〇	—	—	—	—
大寺	—	—	—	—	一、九〇八	三、七一八	二、〇四〇	—	—
製鐵所數計	四	四	八	一四	三	四	三	二	二

之によると如何に消長の激しかつたかゞ、略ぼ想像される事と思ふ。

此の間、銑鐵市價の暴落振りも亦殊の外に甚しく、第十表にある樣に十年三月からは、遂に釜石骸炭銑一萬噸百圓以下となり、同年下半期に入つては七〇圓前後に落ちてしまつた。然して、更に惡い事には、十年十月かに米國によつて起された軍備制限問題は、愈々同年十二月となつて實現せらるゝ事に確定したので、之がため、不況に入つて以來、大口需用であつた造船（艦）界の極度の萎縮のため、兼ね〴〵大打撃を蒙つて居た我が鐵鋼界は（造船業は大戰中格段の發展を遂げ戰前十萬噸の建造高であつたのが、閉戰時の大正七年には七十萬噸に昇騰し、隨つて之が材料たる鋼材の需用も、年額二十五萬噸にも達してゐた

のであつた)、茲に更に大影響を受くる事となつたのみならず、一般軍需品方面に一大變動を來して(軍需品方面の鋼材需用は、吾が國全鋼材需用高の、平時で二割、戰前で約五割を占めてゐる)、全く徹底的に不況のどん底にまで叩き付けらるゝ仕儀となり、幾多の大小製鋼工場は固より、漸く生き殘つて居た製銑の會社工場も、爾後全く前途に光明を失つて倒産相次ぎ、かくて十一年、十二年は不況の極致に沈淪し市價亦更に六十圓臺に落ちる事となつたのである。

かゝる有樣の處へ、かの未曾有の大震災が勃發した譯であるが、之が影響としては復興氣分の旺盛となるに連れ、却つて必然的に鐵材の需要を喚起し、鋼、銑共に從前より約一割乃至二割方の增産を示し、時偶々ルール問題も起つたので、市價亦幾分强含みの觀を呈し、前途に多少樂觀されて來たのであるが、何分一般鑛業界は申すに及ばず、事業界全體が、震災によつて一層の打擊を受け、金融の梗塞と、依然たる物價、勞銀、運賃等の割高に惱まされて居たので、獨り製鐵界のみが復興する筈もなく、かくて十三年は矢張り從前と餘り變らぬ難境に沈淪して多數の會社は殆ど皆無配當か缺損ならざるはなしといつた狀態であつた(第十一表參照)。

(五)今、大正八年に製鐵業奬勵法の適用を受けて居た(第八表參照)一流の製銑會社工場(但八幡製鐵所を除く)の其後の狀勢を、極めて略述して第十三表に掲げて見ると、

第十三表　主要製銑會社工場の現狀　(大正十四年末)

(一)北海道製鐵株式會社　大正八年暮、日本製鋼所に合併せられ、その輪西工場となつた。製銑は引續きやつて居るが、十年以後半減した。又自家鑛山の採掘は、十年にやめてしまつて、支那鑛石を使用してゐる。元來室蘭製鋼所は、軍器製造が主たるもので、隨つて原料銑は一切外國の優良品に仰いでゐる。(二)田中鑛山株式會社釜石鑛業所　輪西と共に吾國唯一の自家鑛山産出の鑛石で製銑してゐる製鐵所であるが、十年以後は産額を半減し(木炭銑は十年からやめて、骸炭銑のみとした)又、製鋼は九年下期から中止したが、遂に缺損に堪へ切れないで十三年六月に三井鑛山株式會社の經營に移つてしまつた。(三)日本鋼管株式會社　炭銑及スポンジアイアンを七年にやり出して九年でやめてしまつた。再製銑は八年と、十二年に少し産出したのみである。大正八年に電氣製鐵株式會社伏木工場を買收し、電氣製鐵所と稱したが、電氣銑は九年及十年、又、再製銑は十年と十一年に産出した切りで、休止してゐる。要するに製銑工場としては最早重要なものではない。(四)東洋製鐵株式會社　大正六年に支那桃沖鐵鑛を原料として製銑す可く計畫せられたものであるが、七年に、八幡製鐵所に經營を委託し工場を戸畑作業場と稱してゐる。八年から骸炭銑の産出を見、年々多少增加してゐる。(五)大倉鑛業株式會社山陽製鐵所　大正七年頃は木炭銑を一萬噸近くも産したが、十二年から休業し、今に至るも再開しない。(六)高田鑛業株式會社大寺製鐵所　電氣銑を大正八年に初めたが、十一年から休止し、十三年に少し復活した。再製銑は十一年に産出したのみである。(七)戸畑鑄物株式會社　大正七年から熔解爐の再製銑を初め、今に繼續出銑してゐるが、十年以後は半分以下に減じてしまつた。大正十一年から電氣爐の再製銑を初め此方が寧ろ多いのである。(八)日本銑鐵株式會社　株式會社淺野小倉製鋼所(資本金一五、〇〇〇千圓、大正五年設立)に買收せられて、今は無くなつてゐる。(九)株式會社隅田川精鐵所　再製銑を相當額引續き産出してゐたが十三年になつて殆ど問題にならぬ程に減じてしまつた。鑄物が主であつて製銑工場としては最早大したものではない。(一〇)後志製鐵株式會社　設備は多少存してゐるが、全く回復の見込がなくなつた。勿論製鐵業奬勵法からは除外せられてゐる。(一一)株式會社石狩製鐵所　大正八年既に作業を中止し、爾後設備は他に移轉して、今は何もない。(一二)九州銑鐵株式會社　八幡製鐵所の附近にあるが殆ど事業開始の見込がつかない。(一三)日本製鐵株式會社　大正七年から骸炭銑を産出したが、十年からは休業、今では回復の見込がなくなつてしまつた。(一四)山陽製鐵株式會社　小規模に計畫せられたものであるが、不況に入つてからは、回復の望も全く絶えてしまつた。(一五)電氣製鐵株式會社伏木工場　日本鋼管株式會社に買收せられた事は前述の通りである。(一六)日本電氣製鐵株式會社郡

山工場　不況となつてから解散してしまつた。（一七）株式會社神戸製鋼所廣島工場　見込が立たないので廣島を引拂ひ、設備は神戸へ運んでしまつた。（一八）富士製鋼株式會社　再製銑を大正七年から産出したが、十年から休業してしまつた。今日又々初めた樣であるが、勿論製銑の主要工場からは除外せらるべきもので、たゞ製鋼工場にしてのみ依然奬勵法の適用を受けては居る。（一九）株式會社廣島鐵工所　今日も依然稼行はしてゐるが、資本も勞働者も甚だ少なく、隨つて餘り大したものではない、製鐵業奬勵法の適用からは最早除外せられてゐる。（二〇）藤田鑛業株式會社廣田製鋼所　電氣銑を七年八年及十二年度のみ産出し、電氣爐の再製銑を九年から十一年まで産出したが、十三年から休業同樣となり、遂に東京鋼材株式會社（資本金三、〇〇〇千圓、大正五年設立）に買收せられてしまつた。製鋼所としては、今も奬勵法の適用を受けては居る。（二一）株式會社安來製鋼所　僅か許りの勞働者を使つて稼行を繼續はしてゐるが、主に製鋼であつて、製銑工場の部へは最早這入らなくなつて居る。（二二）長崎製鐵株式會社　不況に入つてから有耶無耶の內に無くなつてしまつた。

尙右の外

（二三）三菱造船株式會社神戸造船所　再製銑を大正八年から十二年まで産出したが、十三年から止めてしまつた。（二四）株式會社仙人製鐵所、（大正十年）（二五）栗木鐵山株式會社、（大正九年）から、何れも休業（栗木は廢山）した事、前述の如くである。（二六）東北電化、關西製鐵、中國製鐵、東京銑鐵、種子島製鐵及中央製鐵の美濃等の諸製鐵所は何れも大正八年又は大正九年から休業又は廢業した事は第十二表を見ても分るのである。

かくて結局、八幡製鐵所を除く內地民間の製鐵所（銑鐵のみ及、銑、鋼の双方を兼營のもの）にして、製鐵業奬勵法の適用を受くるものは、十四年六月商工省の調査によると、左記（第十四表）十五會社工場（兼二浦も加へて）となり、

第十四表　銑鐵主要製鐵所別生産額調

（大正十四年六月商工省調）（全部製鐵業奬勵法の適用を受く）

種別 ＼ 年次		大正六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年
八幡製鐵所	骸炭銑	三〇四、六一八	二七一、五七八	二八一、一三五	二四二、九〇三	三〇七、二六三	四〇〇、八二六	四四〇、八九	四二四、五四五
株式會社日本製鋼所輪西工場	骸炭銑	四四、九九八	八二、八六六	一二六、二四二	一〇一、一九〇	四〇、四四四	四一、六〇三	四〇、五六四	四七、一八三
釜石鑛山株式會社釜石鑛業所	骸炭銑	五九、二八五	六四、七〇〇	六一、一八〇	四七、八六五	三六、五六三	三五、五〇八	五六、二四七	五四、二七一
同	木炭銑	二、九五六	三、二四六	二、八八九	二、八八二	四二九	〇	〇	〇
同	（再製電氣爐銑）	〇	〇	〇	〇	〇	一、五三七	一、八三六	二一九
高田鑛業株式會社大寺製鐵所	電氣銑	〇	〇	一、一九一	二、七三六	一、二四一	九八	〇	二六八
同	（再製電氣爐銑）	〇	〇	〇	〇	〇	一八九	〇	〇
東京鋼材株式會社	電氣銑	〇	八九一	一、〇七一	〇	〇	〇	一、五七七	〇
廣田製鋼所	（再製電氣爐銑）	〇	〇	〇	四一九	一、一六七	二、三一〇	六	〇
株式會社隅田川精鐵所	（再製熔解爐銑）	五、三五五	三、五五〇	六、〇四〇	三、〇一二	五、八六五	三、三九四	二、三五四	五二八
富士製鋼株式會社	（再製熔解爐銑）	〇	二、三八六	三三五	一、三〇〇	〇	〇	〇	〇
日本鋼管株式會社	骸炭銑	〇	七〇九	四、三五七	三、一七七	〇	〇	〇	〇
同	スポンジアイアン	〇	五、六九七	二、六三五	一、〇九〇	〇	〇	〇	〇
同	（再製電氣爐銑）	〇	〇	一二	〇	〇	〇	四八	〇
同電氣製鐵所	電氣銑	〇	〇	〇	一、六四四	四九三	〇	〇	〇
同	（再製電氣爐銑）	〇	〇	〇	〇	一、四五〇	二五五	〇	〇

三菱造船株式會社神戸造船所	再製熔解爐銑	〇	〇	一五四	二七	一九五	二三六	一六三	〇
大倉鑛業株式會社山陽製鐵所	木炭銑	二、三八八	九、四八八	六、〇〇〇	六、九九七	八、〇二七	二、八〇六	〇	〇
日本製鐵株式會社	骸炭銑	〇	二、八〇〇	一八、三六〇	八、九一七	〇	〇	〇	〇
戸畑鑄物株式會社	再製熔解爐銑	〇	五、七八三	五、八五七	三、三八三	一、七三五	二、三〇〇	一、七四六	一、一九四
同	電氣爐	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇九一	二、九四三	二、九七三
東洋製鐵株式會社	骸炭銑	〇	〇	二〇、六二四	三四、二二九	四七、一六九	五二、七三〇	五〇、四〇九	五二、五五〇
三菱製鐵株式會社兼二浦製鐵所	骸炭銑	〇	四二、六九八	七八、三八四	八四、一一八	八三、〇一〇	八三、一七九	九九、九三三	九九、七九五

(備考) 銑鐵種別如下

- 鑛石より製煉したるもの
  - 鎔鑛爐銑
    - 骸炭銑
    - 木炭銑
  - 電氣鑛爐銑
  - スポンジアイアン
- 再製銑
  - 熔解爐
  - 電氣爐

之を大正八年のそれ(第八表參照)に比較すると、八會社工場、即ち、約三割五分の減少となるのである。(尤も此内、三菱造船株式會社神戸造船所が前者になくて、後者に加はつて居るが、同所は、大正八年から再製銑を初めて產出し、十二年でやめてしまひ、今では製鋼の方も駄目で殆ど問題にならず、單に修繕工場として存在してゐるに過ぎぬから、此表からは省いてもよい位である。)が、今之を仔細に點檢すると、第十三表にも明かな様に、實際に製銑工場として重要な地位を占め不況時に於ける苦境をも切り拔けて、克く一流たるの面目を保持し得るものは、次の四會社位のもので、

株式會社日本製鋼所輪西工場 (三井系)

田中鑛山株式會社釜石鑛業所 (三井)

東洋製鐵株式會社（八幡製鐵所借受經營）
三菱製鐵株式會社兼二浦製鐵所（三菱）

之に滿洲に於ける二大邦人經營の製鐵所たる

大倉鑛業株式會社本溪湖製鐵所
南滿洲鐵道株式會社鞍山站製鐵所

を加へるにしても、漸く六會社しかなく、全く少數の大資本家に集中せられてしまつた形である。

此の外、日本鋼管株式會社を初めとして富士製鋼株式會社、東京鋼材株式會社等があるけれども、製鋼が主であつて製銑としては重要なものではなく、又、高田鑛業の大寺製鐵所とか、隅田川精鐵所、或は戶畑鑄物株式會社等が、現在に於ても多少製銑をしては居るが、是れ亦餘り問題とするに足らぬものである事は、既に十三表にも說いてある通りである。唯、鶴見の淺野造船所に於て、今回その附屬の製鈑部を擴張して、資本金を六三五萬六千圓とし、百五十噸爐一基を据ゑ付けて、大正十五年度から製銑を初める事にしたから、之が實現の曉は民間一流の工場への仲間入が出來るであらうと思ふ。

尙、合金鐵（滿俺鐵、鏡鐵、硅素鐵、硅素鏡鐵、クローム鐵、タングステン鐵、其の他）の重要製鐵所としては（產額統計は省略す）、八幡製鐵所、釜石鑛業所（但、十年、十一年度は產出せず）、日本鋼管の電氣製鐵所、高田鑛業の大寺製鐵所、東京鋼材の廣田製鋼所（十三年度から產出せず）、及び大同電氣製鋼

株式會社の木曾福島工場（九年から十一年まで產出）同熱田工場、同築地工場等があるが、最後の大同電氣は、三工場を合せた資本金が三二四萬二千圓で、其の內熱田工場が主であり、此處では製銑も少しはやつて居るが、主たるものは矢張り製鋼であつて、製鋼工場として取扱はるべきものである。

（六）民營の製銑會社工場が、以上の樣な悲境に沈淪したに反し獨り官營八幡製鐵所のみは、此間に在つて大いに官業たるの威力を發揮し、採算を度外視して着々既定の方針たる第三期擴張工事に（即ち、第七表に示した樣に、銑鐵五〇萬噸、鋼成品七五萬噸の年產を得る事。然して五〇萬噸の銑鐵を得るための原料鑛石一〇〇萬噸は、內六〇萬噸を大冶鐵山から、殘り四〇萬噸を內地及び朝鮮の鐵山から供給せしめ、又、七五萬噸の鋼を得るための原料たる七五萬噸の銑鐵は、五〇萬噸を自給し、殘り二五萬噸を漢冶萍から供給せしめる事になつてゐる）精進した結果、第九表にある通り、その銑鐵產額は逐年增大し、殊に民營が不況の打擊で產額の激減した大正十年の頃から、却つて八幡は一躍從來の二十五萬噸前後の年產から四〇萬噸以上に突進し、十三年には約四十九萬噸の產出で、略ぼ豫定の五十萬噸に垂んとするの勢を示した。即ち、內地銑鐵產額中に於ける八幡製鐵の割合を見るに、大正七八年頃は四割五、六分であつたものが、十一年には八割五分となり（第九表參照）、又、朝鮮、滿洲の產額をも加へた吾が國の銑鐵自給總額中に於ける割合では第十五表に明らかな樣に、

第十五表　本邦銑鐵自給額表

（八幡製鐵、內地民營、朝鮮、滿洲の邦人經營製鐵所產額總計）（單位、千瓲、四捨五入）

種別＼年次	大正一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
銑鐵　內地（骸炭銑木炭銑再製銑）	二三八	二四〇	三〇〇	三一八	三八九	四五一	五八三	五九六	五二一	四七三	五五一	六〇〇	五八六
銑鐵　朝鮮（骸炭銑）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四三	七八	八四	八三	八三	一〇〇	一〇〇
銑鐵　滿洲（骸炭銑）	〇	〇	〇	三〇	四九	三九	四六	一〇六	一一六	九四	六〇	九八	一三四
銑鐵　合計	二三八	二四〇	三〇〇	三四八	四三八	四八九	六七一	七八〇	七二一	六五〇	六九四	七九七	八二〇
合金鐵　內地產額合計	一・四	二・三	一・五	二・九	三・二	一三・二	二三・七	一七・〇	八・八	七・六	八・五	一一・一	一三・五
總計	二三九	二四二	三〇二	三五一	四四一	五〇一	六九五	七九七	七三〇	六五八	七〇三	八〇八	八三三
內地銑鐵產額に對する％　八幡製鐵所	―	―	七四	七一	六九	六一	四〇	三四	三四	六二	六七・〇	六一・〇	―
內地銑鐵產額に對する％　其他の內地製鐵所	―	―	二六	二〇	二〇	三一	四七	四二	三九	一〇	一三・〇	一四・五	―
內地銑鐵產額に對する％　朝鮮	―	―	―	〇	〇	〇	六・三	一〇	一一	一三	一一・五	一三・五	―
內地銑鐵產額に對する％　滿洲	―	―	―	九	一一	八	六・七	一四	一六	一五	八・五	一一・〇	―

八年頃の三割五分弱から、十一年の六割七分にまで激增してゐる。隨つて、民間會社の生產激減に際しても、次項に述べる樣に、輸移入額の激增と相俟つて、克く逐年膨脹しつゝある吾が國銑鐵の需要額に應じて、充分に之を滿たし得た譯であるが、然し乍ら、又之がために、直接にも間接にも民營會社を壓迫した事は非常なものであつて、第一、その固定資本（大正十二年迄に投下した創立及擴張實費は、合計一億一千八百九十五萬六千圓餘、時價に見積つて、約三億圓以上と稱せられてゐる。之に付ては第十六表參照の

事）の償却や、据置運轉資本（四五〇萬圓）の金利なども無視するといつた樣な官營振りは、

第十六表　八幡製鐵所創立及擴張費豫算高（大正十二年度末調）（單位千圓、四捨五入）

種別	金額	種別	金額
創立工事費	一九、九三七	震災地復興用鋼材製造設備費	九〇〇
臨時事件費	四、七八四	若松築港補助費	五〇〇
第一期擴張工事費	一〇、八八〇	据置運轉資本支出金	四、五〇〇
第二期同	一六、一五〇	豫備金等支出額	九七三
第三期同	七一、九三一	合計	一三〇、五五五

資金の乏しい（民營會社の最大のものでも、拂込資本金三、四千萬圓程度である）信用の充分でない民間會社をして啞然たらしめ、又第二に、あらゆる種類の製品を一箇の工場に於て製作供給するといふ（第七表參照）偉大にして且つ廣汎なる設備と作業振りは、後述する樣にかゝる銑鋼兼營の縱斷的系統的有利の組織を爲して居るもの極めて寥々たる吾が民營會社にとつては、甚しく畏怖すべき事柄であらねばならぬ。然して、更に八幡に於ける損益勘定の實際を見ると、第十七表の樣に、

第十七表　八幡製鐵所作業會計損益表（單位千圓、四捨五入）

年次	收入	支出	損失	利益
明治三二	八	四六	二	—

三三	二〇二	一、〇五四	二四	—
三四	二三九	三、四一一	一、二六七	—
三五	三、二八二	二、七四〇	一、三五〇	—
三六	二、〇九七	五、二六四	九八一	—
三七	四、一三三	五、〇七一	九九〇	—
三八	三、一七八	七、七七四	九六三	—
三九	四、九七四	一〇、一二五	一、六九八	—
四〇	五、五九七	一〇、一〇九	一、六九四	—
四一	九、〇三四	八、四〇五	一、二八一	—
四二	八、六四一	八、〇二六	八八一	—
四三	一二、七六八	九、四八七	—	五二
四四	一三、一九六	一一、七一八	—	一、五四六
大正一	一七、六八二	一三、四二五	—	四、八三九
二	一七、七六一	一五、四〇九	—	四、四〇五
三	一九、四八二	一五、六二三	—	六、二五五
四	二七、九五四	一八、一五六	—	一三、五〇八
五	五四、二二九	二二、七五八	—	三〇、五七六
六	六八、〇三五	三〇、三九〇	—	四五、六四五
七	一〇七、七八二	五六、四〇七	—	五七、七二七
八	八五、七三四	七六、五三四	—	五、〇九五
九	五六、七〇〇	八二、〇八一	—	一五
一〇	六三、三九一	五八、七四六	—	九

一一	六二、九八七	五八、六五四	—	一三
一二	五二、三一三	六〇、〇四〇	—	四三八

明治三十二年から四十二年までの十一年間は缺損續きであつて、其の後漸く多少の利益を見る事となつたが、それが又、逐年加速度的に增大し、大正六、七年の最好況時には、一躍驚く可き巨額（卽ち大正七年には約五千八百萬圓）を獲得したりしたので、大正九年以後の不況に際しては、一般並に殆ど利益を見なくなつたけれども、それでも尙且つ表面上は缺損するに至らず、結局十二年末の狀態では、全投下資本を償却しても、まだ五千萬圓近くの利益を殘して居る事になつて居る。去り乍ら、其の經營振りは明かに放慢で、官營としての幾多の特權あるに拘らず市價の暴落に順應して格別の生産費遞減をも行はず、從つて之が爲め表面は兎も角も裏面は實に四苦八苦の有樣で、十三年度の如き、六千萬圓近くの收入に對し、六千三百萬圓以上の支出を爲し、之に、大藏省に納入すべき義務を負擔せる十三年度の利益金豫定額八十五萬圓を加へると、莫大な缺損となり、若し、民營會社であるならば、疾うの昔に破綻をしてゐる實情なのである。之では民營會社が八幡製鐵の經營振りを羨望し、且つ憤慨するのも無理からぬ次第である。

（七）次に此の八幡製鐵と相並んで、吾が民間銑鐵業者を壓迫し戰慄せしめたものは、實に海外諸國からの輸入銑及び滿鮮からの移入銑である。卽ち第九表に就て見ても明かな樣に、歐洲開戰當時の大正三、四年頃には、二十萬噸にも充たなかつた銑鐵輸移入額が、戰後に於て著しく增加し、大正十一年からは年額

四〇萬噸を突破し、十三年に入つて遂に五〇萬噸を超え、八幡製鐵の年産額をも凌駕するに至り、吾國銑鐵需要總額の實に四七%を占むる勢となつたのである。否、實は之がために、徹底せる不況により震災後と雖も豫期した程も需要の復活しなかつた吾が銑鐵界は、材料の過剩に苦しみ出したのは事實である。然して、主たる輸入國は、第十八表に示す通り、

第十八表　銑鐵及合金鐵輸入國別表　（商工省調査、單位瓲）（　）内は合金鐵

年次	支那	英國	獨逸	瑞典	北米合衆國	印度	其他
三年	五五、一八八 (—)	六〇、二二四 (一、八八九)	六、三五四 (三八三)	二、一七八 (一五四)	三、一五四 (二六二)	三一、四三三 (—)	一、五七三 (三五五)
四年	八二、九〇四 (—)	三六、七三九 (三、九一六)	— (—)	六、八六八 (七九)	一、〇一七 (三九五)	三八、〇四〇 (—)	一、二八五 (一、四五二)
五年	一〇三、三八三 (—)	三一、六一五 (四、七一二)	三六四 (—)	二、七七七 (五〇)	三、六八三 (六九三)	六三、七五〇 (—)	二八、四七六 (一五二)
六年	一〇九、七六八 (—)	五、四六二 (一、四一〇)	— (—)	三、七六七 (一、一一九)	二四、八一六 (三〇一)	六一、一一九 (—)	二七、三二〇 (—)
七年	一五七、七四七 (九)	一七、八四六 (二〇三)	— (—)	四、二一七 (—)	一三、〇一〇 (二四五)	七、〇五四 (二五四)	二五、二三六 (五一〇)
八年	九五、一八九 (—)	四四、七六二 (八四〇)	— (—)	一〇、七八三 (八)	三五、五六〇 (一四五)	二八、八六〇 (二、一六一)	六八、〇一三 (—)
九年	一四〇、七四〇 (—)	五八、五六五 (四八二)	五〇〇 (—)	一四、一五八 (—)	三五、五一二 (七一)	四七、九二一 (五一〇)	五一、二五一 (一二)
十年	七六、一六〇 (—)	二三、六二八 (一、〇八八)	三、四四四 (—)	一八、〇六五 (三六)	一、二四七 (一二)	三四、三五一 (—)	七一、二九七 (一)
十一年	二九、二七四 (—)	九、七二六 (九六三)	四、五〇六 (一四三)	四、〇六六 (二八八)	一、二四五 (二〇九)	一〇〇、六五六 (—)	七八、五〇三 (二六)
十二年	九七、六三〇 (—)	六、三六五 (四四〇)	— (一五七)	六六二 (二一九)	二五 (—)	一三六、九二九 (—)	一〇四、四二三 (六七七)
十三年	一六五、二一九 (—)	七、八〇九 (二、六四五)	二〇三 (三九五)	一四、〇七五 (五五四)	三一 (二三三)	一五九、九七八 (二六)	九四、六二九 (八一二)

計	一六九、〇九四 (三、〇四三)	一六六、八四三 (五、八四二)	二三二、〇四八 (五、六〇七)	二三一、二五三 (三、八三〇)	二三五、一〇〇 (一、三二一)	二八三、一六六 (三、一五四)	三四八、六四八 (一、〇七五)	二二七、〇九二 (一、一三七)	三三七、九七六 (一、六二九)	三四六、〇三三 (一、四九三)	四四一、九四四 (四、六六五)

支那を最とし、英本國及び英領印度之に次ぎ、其の他、北米合衆國、瑞典、獨逸等であるが、大體、次表(第十九表)の樣に、毎年非常な變化があつて、

第十九表　輸入國の銑鐵輸入割合(%)

	支那	英國	獨逸	瑞典	北米	印度	其他	計
大正三年	三二・四	三五・四	三・六	六・五	一・八	一八・五	〇・八	一〇〇
七年	七〇・〇	七・九	—	一・八	五・八	三・二	一一・三	一〇〇
九年	四一・〇	一六・六	〇・二	四・〇	一〇・一	一三・六	一四・五	一〇〇
十三年	三七・四	一・七	僅少	三・二	僅少	三六・三	二一・四	一〇〇

歐洲戰前は英國最も多く、支那、印度、瑞典、獨逸等之に次いで居たのであつたが、閉戰時の大正七年頃には、英國及び印度は、前述した樣な禁輸政策から激減し、輸入は殆ど支那一國で、獨占してゐたかの觀があつた。戰後には、支、英、印の外に、米國が稍々大量輸入を初めて、一時は吾が銑鐵界を畏怖せしめたが、十二年以後は殆どその跡を絶ち、獨り印度銑のみ大活躍を初め、殊に大正十一年以後は、支那銑と相並んで非常に内地銑を壓迫したのである。之は全く印度及び支那の銑鐵が、勞銀及び運賃等の關係から

內地產の銑鐵に較べて價格が非常に安くつくためであつて、例へば印度銑は、鑛石費が本邦の五分一、骸炭費が同じく二分一以下といふ有樣であるし、又支那銑は、その作業狀態が今以て原始的の域を脫せぬ爲めに、鑛石、骸炭等の原料費は內地のそれと餘り逕庭がないにしても、運賃が遙かに安いために、どうしても製鋼原料として、內地產よりもより以上に歡迎せらるゝのは誠に止むを得ない次第である。（尙此外に、內地產鐵鑛は品位低く五〇％以下が大多數であるに對し、支那、海峽植民地からの鐵鑛は、皆品位六〇％以上の富鑛であつて、生產費の上から見て、甚だ有利であるとの理由もある。）去り乍ら若しかゝる趨勢をこの儘に放置せんか、吾が銑鐵は遂に印度銑に席捲驅逐せらるゝ恐れもあり、現に、最近（十四年秋）吾が製鐵同業會は、鈴木、岸本等の一流貿易商が、印度銑を益々多く輸入して、以て吾が鐵價を遞落せしめる態度に憤慨して、彼等に數量の適宜制限を迫らむと敦圉いた位である。が、要するに、原料鑛石に乏しい我が國、然して、諸種の原因から依然たる生產費高に苦しむ吾が國が、將來、鐵鋼の自給獨立といふ難問題の解決に當らむには、どうしても鐵鑛は固より、銑鐵も亦或程度迄は、之を海外からの輸移入に仰ぐ事を前提としなければならぬ事は、殆ど自明の理である譯だが（但し此點に付ては又結論に於て述べる）、果して之を印度方面に仰ぐか、將た支那方面に仰ぐかは、識者の間にも議論區々として容易に決せぬ有樣である。が、大勢はかの大戰中に印度政廳の執つた鐵禁輸の態度と、又、現に吾國が、支那本土及滿洲に於て、單獨又は合辦で資源を確保してゐる狀態に鑑み、將來は、鑛石は之を滿鮮、南洋（海峽植

民地）方面に仰ぎ、銑鐵は、之を主として支那方面に求めて、以て製鐵國策を樹立すべしとの論に傾きつつある様である。

（八）終りに自給といふ事に關聯して、吾國の製銑能力（滿鮮をも含む）を調べて見ると、第二十表にある通り、

第二十表　製鐵設備調（大正十三年末、商工省調査、單位瓲）

（イ）鎔鑛爐（備考、鎔鑛爐中には再製銑爐を含む、又、能力一〇瓲未滿を省略す）

能力（瓲）	基數 內地	基數 朝鮮	基數 滿洲	計
三〇〇	一	|	|	日産一〇〇噸以上、一九
二七〇	二	|	|	
二五〇	|	|	二	
二三五	一	|	|	
二二〇	五	|	|	
一五〇	一	二	|	
一三〇	|	|	二	
一二五	二	|	|	
一一〇	一	|	|	
計	一三	二	四	

能力（瓲）	基數 內地	基數 朝鮮	基數 滿洲	計
八五	一	|	|	日産一〇〇噸以下、二七
六〇	一	|	|	
五〇	一	|	|	
二五	七	|	|	
二〇	一〇	|	二	
一八	一	|	|	
一五	二	|	|	
一二	一	|	|	
一〇	一	|	|	
計	二五	|	二	四六

（ロ）平爐

能力（瓲）
六〇
五五
五〇
四〇
二五
一六
一五
一二
一〇
八
六
五
三

（ハ）轉　爐

基數（内地）	七	三	九	一	五〇	一	二	二	六	四	二	一	一
基數（朝鮮）	—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	九十八基												

（ニ）坩堝爐

能力（瓲）	一〇・〇	二・五	二・〇	一・五	一・〇	〇・九五	計
基數内地	二	二	五	二	二	一	一四

内地	二〇瓲

（ホ）電氣爐

内地（銑）	六〇基
内地（鋼）	二六基

現在、鎔鑛爐の數が、一〇瓲以上のものが全部で四六基で（鎔鑛爐の計畫中のものが此外に二八基、平爐も今は九八基だが、計畫中のものが五〇基程あるとの事である）此の内、一〇〇瓲爐以上のものが一九基あり（淺野製鐵の一五〇瓲爐を計算に入れると、二〇基）、之が皆第一流の製鐵所（八幡、東洋、釜石、輪西、淺野、兼二浦、本溪湖、鞍山站）に屬して居つて、その製銑能力の合計は、第二十一表の如く、

第二十一表　主要製鐵（銑）所一ヶ年の製銑能力

製鐵所名	今泉博士計算	河村氏計算	備考
八幡	五〇〇	五一〇	(二五〇噸爐六基)(但八幡製鐵自身は年產能力五〇萬噸と稱す)
東洋	一四〇	一五〇	(三〇〇噸一、一五〇噸一)(日下戶畑作業場は年產能力五萬五千噸(一基)なれども全能力豫定は二十萬噸と稱す)
釜石	一〇八	一三〇	(一二〇噸一、一〇〇噸二)(釜石には目下一二〇噸爐二基あり能力二〇萬噸と稱す)
輪西	九〇	一〇〇	(二〇〇噸二)(但輪西は年產能力十八萬噸と稱す)
日本製鐵	一八	—	(三萬噸と稱す、但目下休業中)
淺野製鐵(鶴見)	五〇	五〇	(一五噸一)
兼二浦	一〇八	一三〇	(二〇〇噸二)
本溪湖	九〇	八〇	(一三〇噸一)
鞍山站	一〇八	二〇〇	(三〇〇噸二)(三〇萬噸にも數へる人もある)
計	一、二一二	一、三五〇	(一〇〇噸爐以上二〇基)

(此外製銑能力に、日本鋼管二萬噸、神戶製鋼一萬噸、富士製鋼三千噸、長崎製鐵三萬噸、山陽製鐵一萬噸、電氣製鐵二萬噸を數へる人もあるが、中には第十三表通り休廢業したのもあつて問題にならぬ。)

專門大家で多少計算の相違はあるけれども、先づ大體百二、三十萬噸見當と見て差支ないと思はれるのである。然して、平時不況の際に於ても、克く製銑作業を繼續して採算を維持し得るものは、實は此等百噸爐以上のもの丈けであつて、他のこれ以下の小規模且つ舊式な爐では、殆ど有時の際か乃至は好況の時期で無ければ活動し得ない事、次の第二十二表の示す處によつても明かな事實であるから、吾國の製銑能力

といへば、先づ此の百二、三十萬噸を以て目下の標準としなければならないと思ふのである。尤も二流以下の製鐵所も入れて、全部の能力を一六〇萬噸餘と計算した人もあるが、之は好況時代に簇生した泡沫會社の分もすべて入れての話しであつて、固より問題にはならぬのである。

第二十二表　大正十年末に於ける本邦製銑能力表（商工時報調査）

	全鎔鑛爐數			現在操業爐數		
	百噸以上のもの	百噸以下のもの	計	百噸以上のもの	百噸以下のもの	計
八幡	六	—	六	五	—	五
東洋	二	—	二	一	—	一
釜石	二	七	九	一	—	一
輪西	三	一	四	—	一	一
其他	—	一三	一三	—	—	—
內地小計	一三	二一	三四	七	一	八
兼二浦	二	—	二	二	—	二
本溪湖	二	二	四	—	—	—
鞍山站	二	—	二	一	—	一
總計	一九	二三	四二	一〇	一	一一

然るに、吾國銑鐵の需要は、最近では、第九表の通り百十萬噸に餘つて居るが、今泉博士等の說によると、全く自給するとすれば、百九十萬噸の銑鐵を要するさうであるから、結局右の全能力を發揮しても、未だ〳〵五、六十萬噸位の不足を告げる譯で、果して將來如何にして此の不足額を補ふ可きかに就ては全く容易ならざる問題であるに相違ない。何分度々述べる樣に、餘りに內地民營會社の能力が貧弱なために（第九表參照）吾が國としては朝鮮の兼二浦（大正六年獨立、七年開始）とか、滿洲の本溪湖（大正三年

着手）及び鞍山站（大正八年着手）其の他、前にも述べたやうな日支合辦の製鐵所などに、非常に期待を繫がざるを得ない次第であつて、この點から云へば、八幡製鐵所の擴張も急務であるが、內地民營會社の救濟も亦急務であると謂はねばならぬと思ふ。尙、今一つ遺憾な事は、之も前に屢述した事であるが、原料自給といふ方面から見て、甚だ心細い狀態であるといふ事である。卽ち、內地では無論釜石と輪西以外には無く（但釜石には石炭がない）鮮滿に於ても、兼二浦は先づ駄目であつて、原料は主として北京太平府下の鐵山や、馬來半島ジョホール鐵山から仰いで居り、唯本溪湖と鞍山站のみが、自家の鐵鑛と、石炭（其の確保せる撫順を初め、本溪湖、烟臺、新邱等大炭山で、年額三百萬噸以上を產する）で製煉し、內地よりも幾分割安な生產費で供給して、以て、吾が製鐵界のために僅かに氣を吐いてゐる始末である。尤も支那本土に於ける四大製鐵所（漢陽製鐵所二五〇噸爐二、楊子機器廠一〇〇噸爐一、龍煙公司二五〇噸爐一及漢冶萍煤鐵公司）の內事實作業せる唯一の製鐵所たる大冶の漢冶萍が、四五〇噸爐二基の建設によつて、生產の增加を圖つて居るのは、吾が國の爲めには甚だ喜ばしい事である。が、又、一方鞍山站が、初め銑鐵年產百萬噸の計畫を樹てたに拘らず、貧鑛のために遂にこの計畫を拋棄するに至つたのは、惜しみても餘りある事である。

次に、吾國の銑鐵產額を、世界の五大製鐵國たる北米合衆國、獨、英、佛、白等に比較して見ると、第二十三表に示す樣に、誠に話しにならぬ少額である。

第二十三表　世界銑鐵產額國別表　（商工省調査）

單位千瓩四捨五入（參考に五大製鐵國のみ戰前の分を掲ぐ）

年次（一九一三）	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四
北米（三〇、九六九）	三一、五一五	三七、五二〇	一六、七七一	二六、八五〇	四〇、〇二六	三一、〇〇〇
獨（一六、四七六）	六、二九一	七、六二〇	八、六三六	六、五〇〇	四、四〇〇	八、二〇〇
英（一〇、二六〇）	七、五一七	八、一七七	二、六五三	四、八六五	七、四四〇	七、四〇〇
佛（五、一二四）	二、四一二	三、四六八	三、二五一	四、九〇〇	五、三四六	七、五〇〇
白（二、四四五）	二五一	一、一一三	八七六	一、五六〇	二、一五四	二、八〇〇
ルクセンブルグ	六一七	六九三	九七五	一、六二五	一、三八四	二 一二五

年產二百萬噸以上は右の六ヶ國であるが、此外の諸國に於ける一九二四年度の產額を擧げると次の通りである。

カナダ	七〇〇	イタリー	二五〇	ポーランド	五〇〇
スエーデン	三〇〇	オーストリア	三五〇	オーストラリア	三〇〇
ロシア	三三〇	ハンガリー	三〇〇		
スペイン	四〇〇	チエコスロバキア	七〇〇		

此の內、米、獨、英は、自國內に鐵鑛も、石炭も豐富に（但獨、英は鐵鑛がまだ不足であるが）所有して居るのであるが、佛、西、露、瑞等は、主要な鐵鑛產出國であり乍ら、肝腎の石炭が乏しい關係から、それ〴〵石炭過剩國たる、米、英、獨の三國に鐵鑛石を送つて製煉する狀態で、隨つて、特に此等の三國が製鐵國として傑出してゐる次第である（因みに、佛國が、歐洲大戰の結果、アルサスローレンの大鐵鑛を回復したけれども、之を製銑すべき石炭の缺乏に苦しんで、遂に、一九二二年に、ルール炭田の占領を

敢行した事は、今尚吾人の記憶に新たなるものがある)。

(九) 製鐵國策問題　以上詳說した處で明かな樣に、將來如何に吾が此の疲弊せる民營會社工場を救濟し、兼ねて又、本邦製鐵鋼業の自給自足を確立す可きかは、實に吾が帝國の一大問題であつて、慥かに政府の重要政策の一たるを失はない。民間有力者の間に在つても、不況以來、夙に之が對策に付ては、苦心研究を積んで居る樣であり、隨つて、幾多の名論卓說も出る樣であるが、それは要するに常に官營八幡製鐵所を中心としての對策であつて、初は先づ八幡の官營を是認したシンジケートの組織が唱へられ、次で八幡の拂下運動が試みられ、或は、少くとも、之を半官半民的のものとしようとの運動が起り、最後には、更に一步を進めて、官民合同の一大トラストを實現せん意向に傾いて來た樣である。然し乍ら、今若し八幡を半官半民のものとすると、少くとも、その首腦者の任免權が政府の手に收められ、結局、滿鐵の現在に於て見る樣に、國家的大事業が政黨化するの惧もあり、又之を純然たる民營に移すとすると營利の追及にのみ急にして、一朝不況に際會すれば、採算不引合を理由に忽ち休廢業をも敢てせぬとも限らず、かくては產業上は固より國防上にも由々しい問題を惹き起す憂がある。去りとて、從前の樣な官營の儘では、從來有してゐた處の缺點を、依然引繼いでゆくものと見なければならぬ。(例へば役員達に直接利害關係がないから、自然、不知不識の間に、所謂官僚的な經營方法に陷り生產費增加を來して、對外競爭にも堪へ得ぬ事になるやも知れず、又前述の樣に、金利を無視するなどのやり方は結局收支計算をも不明にする虞

れがある)。即ち何れの案も一利一害があるから、結局誰かの云つた樣に二、三十年後になつて、今の官營製鐵所を民間に貸し下げて、以て製鐵所國有の民營事業を行つたならば如何などの名論?も生ずる譯である。

今、此間に於ける政府の對策如何と見るに、大正九年の不況襲來後、時の原內閣は大正八年から十年へかけて存してゐた臨時財政經濟調査會に對し、「製鐵振興に關する根本方針なるもの」を諮問した。處が之に對し、此會の答申した骨子は「製鐵の合同經營を根本方策なりと定め、各製鐵會社をして、漸次合同又は經營の依託を爲さしめ、然して、原料の取得と、生產の分配を共同にする目的のためには、シンジケートを組織せしめ、之に、政府が、關稅の引上による外、資金、運輸等に對して相當の保護と利便を與へる」云々と云ふ事に在つたが、政府は、關稅の一部改正を行つたのみで、餘りに蟲のよい此の案の全部を握り潰してしまつた。其の後、加藤內閣成立し、合同論者の高橋農相の世となるや、大正十三年末に、製鐵鋼調査會なるものを設け、之に對し「鐵鋼業國策樹立の可能性如何」といふ根本的問題の諸問を發し、その調査研究を命じたのであるが、その結果は、「經濟的に見て鐵鋼國策の樹立可能なり」との結論に到達したとかで、十四年四月に、八幡製鐵所を中心として、之に相當見込ある民間會社(輪西、釜石、東洋製鐵、三菱製鐵及び日本鋼管の五社)を參加せしめた半官半民、否、官民合同の資本金二億圓(此內八幡の出資は九千萬圓)の一大製鐵會社を創立するといふ所謂製鐵鋼事業大合同案なるものゝ決定を見るに至

り、之が準備として、閣議は官民聯絡の爲めの特定機關の設置とか、或は原料、生產、販賣又は經營に關する共同機關の設立とか、或は原料の取得と確保に關する特別方策の樹立とか、或は相當なる保護關稅率の決定とかの具體案を作成したのである。然るに、之が着手を見ない內に片岡商工相之に代るや、此の大合同案に對しては、(一)資本の關係系統や、工場組織の狀態から見て、到底合同は困難であるとか、(二)合同の結果は、非常に獨占的色彩を濃厚ならしめ、從つて一般國民經濟の上に不當の影響を及ぼす事となり、又會社自體に付て見ても、民業が採算可能の部分のみを分業的に取得して、結局八幡製鐵が、經濟上不利益な點のみを負擔するといふ事となり、かくては財政の上から見ても甚だ不都合な次第であるとか、(三)合同に洩れた中以下の製鐵業者を、より以上の困窮狀態に陷れる事となり、之では却つて民業を不當に壓迫するものであるとか、(四)第一、當の八幡製鐵の拂下げなるものが、實際上不可能な事であり、又かくしてまで、民業を直接に救濟する事は、徒らに國庫の負擔を增すばかりであるとか、其の他種々の缺點、理由を指摘して、以て之に反對の意を表明し、遂にさしもの大合同案を一擧に葬り去り、一般輿論亦此の案を目して、前記の五大民營會社を救濟する事のみを動機目的とした政黨臭味に溢れた不都合なものであると爲し、非難攻擊をするといふ有樣であつた。

かくて政府は、改めて「分業主義の製鐵鋼政策」なる看板を掲げ、八幡製鐵を主體として、之に、各民營會社それ〴〵の工場設備とか、生產能力とか、要するに、各々其の生產特徵に順應した條件で經營に參

加せしめ、かくて、生産種類、生産量等を適宜に按配して、以て官民の有機的連絡と、組織的統制の下に、經濟的な共同生産の方策を樹立せしめんとし、之が具體的方法として、(一)鐵鋼の共同販賣、(二)鐵鋼原料の共同購入、(三)鐵鋼作業の分野確立等の各項目を指示して、以て民間當業者に之が細目を諮問するに至つたのである。

茲に於て乎、民間では、製鐵同業會とか、製鋼懇談會とかが夫れ〲會合を重ねて、銑、鋼の各々に關して對案を作成し、之を更に鐵鋼協議會にかけて愼重熟議をした結果、答申する事になつたのであるが、今、銑鐵のみに付いていふと、日本製鋼(輪西)、大倉鑛業(本溪湖)、三菱製鐵(兼二浦)、三井鑛山(釜石)、及び滿鐵(鞍山站)の五大會社が、特に銑鐵共同組合なるものを組織して、數次會合討究の結果・原料鑛石の共同購入、生産品の共同販賣等に付て一つの規約を作成し、大體に於て、購入は、すべて八幡製鐵に依託し、販賣は、三菱商事、三井物産、大倉商事の三會社に委託するに、最近に決定した樣であるが、此の問題が今後果して如何に進展するか、記して後日を俟つ事とする。

(一〇)　關稅引上問題　右の積極的な合同問題と相並んで、今一つ、消極的に關稅引上の方法によつて吾が製鐵鋼業を保護發達せしめんとする政策がある。豫てから大藏省の關稅定率調査會で、專ら此の方面の調査研究を爲しつゝあつたが、最近商工省から、例へば、鋼材に對し、從來從價一割五分の稅率であるのを改正して、二割五分に引上げる事を希望したのに對し、此の會では二割といふ事に決した模樣である。

抑も吾國に於ける鐵鋼業の關税保護政策は相當に古い沿革を以て發達し來つたもので、今左に極めて概略を述べて見ると、

（一）鐵鑛石は、明治三十二年迄は從價の五分、其の後は同じく一割の税率であつたのを、八幡製鐵所が大冶鐵鑛の購入を始めた明治三十四年以後は、支那に於ける資源開發の趣旨で之を無税とし、爾來その儘今日に及んで居る。

（二）鐵鋼材の方は、明治三十二年迄は大體從價の五分であつたが、其の以後は、粗材は五分、其の他は一割として、全部從量税に換算せらるゝ事となつた。但、主なる英、佛、獨の三ヶ國丈けは、協定税率によつたから、餘り保護の實效は無かつたのである。其の後、鐵鋼材を原料とする一般の加工業、殊に造船業の方面から、税率引下げ要求の運動が起つて、之がために、明治四十四年に至り、更に次の様に改正せられた。

（イ）銑鐵は從價税として五分（從量税に換算すると、每百斤十錢である）。（ロ）鋼塊、鋼片等は同七分五厘。（ハ）條竿、板等の鋼材は同一割五分。

爾後、此の税率を以て引き續いて來たのであるが、歐洲戰後に襲つて來た不況のため悲境に陷つた吾が鐵鋼業の救濟策として、又々この税率の引上運動が當業者側から捲き起され、輿論及び學者の相當強硬な反對があつたに拘らず、遂に政府を動かした結果、臨時財政經濟調査會への諮問となり、同會は愼重審議

の末銑鐵には從價稅として一割、鋼及び鋼材には同一割五分の課稅を、最も時機に適したものとして答申したのであるが、政府では、單にその一部分を採用して、大正十年に次の樣に國定稅率の改正を行つたのである。

（イ）鐵鑛、屑鐵は、從來通り無稅。（ロ）銑鐵（塊及び錠）も、從來通り每百斤に付十錢（支那及び印度銑鐵の輸入獎勵のため）。（ハ）鋼塊、鋼片及び特殊鋼は、從來より幾分引上げて、一割二分の從價稅とした（但し合金鐵は一割とす）。（ニ）棒鋼、形鋼、線材、軌條、及び板（但し種類により多少稅率が違つては居るが）等は、すべて從來通り從價の一割五分である。

卽ち、名は改正といふも、實は漸く一部の引上げを見たのみで、この以後（卽ち大正十年以後）益々悲境に沈淪して行つた吾が鐵鋼業の救濟には、殆ど何等の貢献する處が無く、前述の樣に、銑鐵は、印度銑及び支那銑のために壓迫せられ、鋼材は獨白等のダンピングに會して、甚だしい困苦を嘗めさせられたので、十三年から十四年にかけて起つた製鐵業の官民合同問題と共に、勢ひ關稅引上に關する運動も、茲に再び擡頭して猛烈を極めた結果、前記の樣に、關稅調査會の查定ともなつて、銑鐵は每百斤七十錢、條、竿、板等の鋼材は從價の二割と略ぼ決定した次第である（尤も今の處では、單に此の調査會丈けの意見に止まつては居るが）。處が銑鐵の每百斤七十錢は之を時價で從價稅に引き直して見ると、約二割五分の重稅となり、從つてこれでは、吾が製鋼業者や鐵工業に尠なからぬ打擊を與へるといふので、此等の事業家

は勿論、輿論（殊に吾が鐵鑛資源の關係から內地銑の將來に見切をつけ、强ひて鐵鋼國たらんとするならば、恰も吾が紡績業に於ける樣に、全然安値な海外銑に原料を獲よとの論者）は翕然として之に反對し出したのであるが、此の結末は如何に成り行くか、是亦後日の進展に徵する事とする（尙、關稅による保護政策の可否論及び歐米諸國の關稅率並にその保護政策等に付ては、紙面の都合によつて玆には割愛した）。

（一一）結言　之を要するに、吾が鐵鋼業の國策問題を云爲するに當つて、或は合同主義といひ或は分業主義といひ、將た又關稅保護の政策などといふも、畢竟これ主として企業經營組織上の不備、乃至市場價格調整上の缺陷を補正匡救するに止まつて、根本問題たる鐵鑛及び石炭の自給方法如何といふ一點に至つては、依然として餘り深く觸れて居ない樣である。又、實際、一旦思ひを此點に致す時は、誰しも衷心寒心に堪へざるものがあり、慥かに吾が鐵鋼國策樹立上に、一抹の暗雲を投ずるものと謂はざるを得ない事と思ふ。

然し乍ら、之に付ては、悲觀、樂觀の兩論者があつて、是亦屢述した如く、前者は吾が鐵鑛埋藏量の貧弱な事や、大戰後勞銀、運賃等が昂騰して、從來の本邦工業の特色を失つてしまひ支那、印度等の後進國に壓迫せられつゝある實情などを說いて到底米、英、獨の樣な鐵鋼國にはなり得ない、前途は無いものだと說くに反し、後者は、朝鮮は固より、滿洲に於て邦人の確保し得た尨大な資源を數へ立てゝ、原料に就ては最早毫も心配はないと說き、萬一、百步を讓つて、原料が他の一流鐵鋼國に比し劣つて居るにしても

原料地加工主義を捨てゝ、飽くまで英、獨の樣に原料を輸入して精錬加工し、以て精製工業國として立てばよい譯であると樂觀し、然して、幸運な事には、支那、印度、南洋諸島の樣な、世界有數の產鐵國にして、且つ未開若くは半開發國が、吾邦の近くに存在し、その資源の開發指導を待つて居るではないかと稱して居る。政府亦此の樂觀說に傾いて海外原料の輸移入を前提として將來の國策を定めんとし、隨つて先づ何よりも、如何にして是等海外の資源を適宜に確保せんかに付て腐心すると共に、又、一面、吾が領土に於ける資源の調査と開發、殊に、比較的多量に存し、然も從來餘り利用の道の無かつた砂鐵鑛、硫化鐵鑛等に對して、その經濟的精錬に成功して、幾分でも吾が原料自給に資せんものをと、折角努力硏究中である。が將來果して如何なる效果を收め得可きや。前途の難關、測り知る可からざるものがあると思ふ。現に、大正十四年八月、支那の製鐵業者が、吾が八幡製鐵に對し、その供給に係る鑛石及び銑鐵の値上方を要求して來たし、支那政府亦、近時（民國四年末）鐵鑛閉鎖令を出して、外國人に對し、既得權以外の採掘を絕對に禁止したし、加之、印度に於ても、大正十五年に入ると、全國商業會議所議員の總會を開催して、吾國の銑鐵關稅引上計畫に對抗し、之が報復手段として、日本品の綿糸布輸入に對しても高率を課せんとするの議があるといふ。かくの如くにして、是等後進國が覺醒すると共に、その產業立國に對し目覺ましい躍進を續ける時は、將來吾が國の產業、殊に鐵鋼國策の上に果して如何なる影響を及ぼし來る可きや、思ふて玆に到らば、吾が國策の前途も、全く爾く樂觀を許さないのである。

第二　製鐵勞働事情概說

一、序　言

本稿に所謂製鐵事業勞働事情なるものは、その鐵鑛山の試採掘方面に關しては、一般金屬鑛山に於ける鑛夫のそれと甚だ類似し、又、製銑工場方面に關するものは、一般機械器具乃至金屬品の製造工場に於ける職工の事情と、餘り大差はない。畢竟此の兩者に跨がつたものを述べなければならぬ次第であり、隨つて若し製鐵事業が、その最も望ましい形態、卽ち自家所有鑛山採掘の鑛石から製銑し、更に進んで製鋼、鋼成品迄も、縱斷的な混合組織で製造、經營せるものならば之が勞働事情も亦一企業內に於て、右の兩方面が同時に併存し甚だ複雜な場面を見せる代り之が比較研究の上に於て尠なからぬ興味あると思ふのである。乍然、吾國に此例の乏しい事は、既に前章で述べた通りである。

次に、之をその適用せらるゝ勞働保護法規の上から見ると、鐵鑛山の方は、無論鑛業法及其の附屬法規たる鑛夫勞役扶助規則の適用を受けて問題はないのであるが、製銑工場の方は、それが、鑛業法第一條に「鑛物の試掘採掘又はその附屬事業云々」とある所謂其附屬事業であるか否やに依つて鑛業法の適用を受けるか、工場法の範圍に屬するか、二者其一に決せらるゝ譯で、隨つて問題は全くこの附屬事業の意義如何に繫つて居るのであるが、大體は殆ど全部を買鑛して製銑する場合は、獨立の事業として工場法の支配を受け、若し原料鑛石の一部のみを買受け選鑛精錬し、其の他、苟くも試掘採掘の事業と直接、不離の關

係に立ち、その經濟的方面の目的を達成するに役立つ仕事であるならば、普通先づ附屬事業と看做されて鑛業法の支配下に置かれる樣である。その何れにもせよ、現行の工場法及同施行令と、鑛業法第七九條によつて發布された鑛夫勞役扶助規則とは、その規定の重要部分たる保護勞働者の就業制限に關する事項、並に扶助に關する事項が、殆ど全く一致して居るのであるから、たとへ、同じ製銑事業に從事して居ながら、その適用せらるゝ法規を異にしてゐる場合があつても、當の勞働者にとつては餘り大した不利益もない譯である。唯、立法論としては、一方が法律によつて制定せられてゐるに不拘、他方が省令で規定せられて居たり、又、その內容の數項に亘つても實際の勞働事情に、さしたる相違はないに不拘、多少適用條項を異にしたり、又は一にあつて他に缺如せる如き、明かに權衡を失してゐると思はるゝ點もあるのだから、之は早晚、一の法律に整理統一せられて然る可きものと思ふ（法律と省令とに分たれてゐるのは、主として沿革的理由に基くものと思ふ）。

吾が國の製錬所で、自家所有鑛山を採掘製錬し、鑛業法の適用を受けて居るのは、釜石鑛山位のもので外に仙人、栗木等の小さいものもあつたが、不況後殆ど全滅してしまつた。他は皆、凡て工場法の適用を受けて居る買鑛製錬の獨立製鐵工場である。

今左に代表的製鐵所の二、三につき略述する。

八幡製鐵所及東洋製鐵戶畑作業場　二者共、原料鑛石は移輸入に俟つて居るから、工場法の支配に在る。殊に八幡の方は、

製銑のみならず、製鋼、鋼材、鋼製品迄も系統的にやつて居るから異論はない。但し、八幡製鐵經營の赤谷、栗ヶ岳の二鐵山、並に二瀬及麻町兩炭坑（二瀬は出張所と稱してゐる、勞働者約一萬人）は、無論鑛業法の範圍に在る。又扶助に付ては、官業であるから、工場法によらず傭人扶助令に據つて居る。

室蘭製鐵及輪西製鐵工場　軍需品製造目的の室蘭工場が、工場法の支配に在るは云ふ迄もないが、輪西は北海道製鐵株式會社時代は自家所有鑛山の倶知安、虻田、敷生等の附屬精錬工場として、鑛業法の支配下に在つたが、日本製鋼所に合併せられてからはその室蘭工場の一部たる製鐵課となつて工場法の支配に入つて了つた。但、同時に合併せられた倶知安等の鐵山は各その採鑛所として輪西から獨立し、依然鑛業法の支配下に屬してゐる。

釜石鑛業所　大正十二年に入つて、製鋼、鋼材等の產額が、製銑の半額を凌ぐに至つたが、元來採鑛及製銑が主たる事業で、全部鑛業法の支配下に在る　但、鑄鐵工場、製品工場及骸炭工場の一部が工場法の支配下に在り、しかも鑄鐵は鈴子本工場の中央に在る。會社は之がため同時に縣の工場課と、仙臺鑛山監督局から監督を受け（勞働者關係は凡て社會局を通じて）、實際諸種の手續に面倒を生じてゐる。又勞働者にしても、鑄鐵工場の者は職工としての辭令を受け其の他は鑛夫として扱はれるので、後者に多少その優越感の上から、不平を云ふものがあるさうである。

二、勞働者に關する概念

（一）勞務者の數

鐵鑛山及製銑工場に於ける鑛夫及職工數の總計は、その精確を期すること極めて困難である。何となれば、

（イ）好況時に於ける勞働者の數は、當局に於て、震災により材料を燒失したから、大正十一年以前のものは分らぬ。（ロ）不況に入つてから、大小製鐵所及鑛山の休、廢業又は合併するもの續出し、個々に照會して之を獲んとするも不可能となつたものが多い。（ハ）鑛山

は兎に角、製鐵工場は、之を純然たる製銑、即ち金屬製錬業と見るべきか、將た、他の製造業に入るべきか、甚だ區別し難いのも多いし、又、同じ金屬製錬業にしても、本稿記述の目的たる製銑事業に限局して製鋼方面を除外するといつた事の、事實上甚だ困難な場合が多いのである。

今、第二十四表に、大正十年以後の勞務者數を掲出し、約二萬五六千人の勞務者數を獲てゐるが、

第二十四表　鐵鑛山及製銑工場勞働者數　（但し鑛夫及職工數を掲げ臨時人夫を省く）

	大正十年末（協調會調査）	大正十一年末（商工省に對する各所事業報告により調査）	大正十二年末	大正十三年末	備考
八幡製鐵所（東洋製鐵の戸畑工場を含む）	一六、八五五	一六、一一五	一六、六八七	一六、三五六	職夫（人夫）を除く
日本製鋼所室蘭及輪西工場	三、七〇三	四、〇一八	二、七九四	四、二八〇	
同倶知安鑛山	一三二	（休止）—	（同上）—	（同上）—	
釜石鑛業所（附屬鑄鐵工場をも含む）	一、八三九	一、六五四（社會局調査）	一、七七三	一、六四三	請負人夫を除く、十一年分は震災にて報告なきに付社會局調査の分を掲ぐ
戸畑鑄物會社	六八七	八三五	七四二	六九三	
日本鋼管（神奈川本工場）	一、五〇四	一、八九四	一、九四六	二、〇七九	實は製鋼業に入る可きものなり
同富山電氣製鐵所	六七	七九	一〇二	一六七	
富士製鋼會社	六七	（休業）三	四〇	四一	
藤田鑛業廣田製鋼所（東京鋼材會社が買收）	三三二	二九六	二〇一	三〇	
高田鑛業、大寺製鐵所	八一	四一	五二	三〇	
安來製鋼所	六三	四三	四六	四〇	

大倉鑛業山陽製鐵所	一二一	(十一年春より休業)―	(同上)―	(同上)―	
廣島鐵工所	七一	八五	六〇	一〇三	
隅田川精鐵所	九一	四〇	八八	一一八	
日本製鐵會社	(本年から休業)―	(同上)九	(同上)七	(同上)七	
日本電氣製鐵、郡山工場	(休業)―	(同上)―	(同上)三	(解散)―	
同川內鐵山	七六	(休止)―	(同上)―	(同上)―	
大同電氣製鋼會社	(熱田)九一	(熱田及築地)二三五	(同上)二五〇	(同上)二三七	
淺野製鐵所	―	―	(淺野造船、製鈑部を擴張新設す)	六六	未だ事業開始に至らず
仙人製鐵所	二〇五	一五六	(休業)―	(同上)―	大正十一年度は社會局調査による
以上合計	二五、九八五	二五、五〇三	二四、七九一	二五、八九〇	
外に三菱製鐵兼二浦工場		(報告なし)―	一、〇八八	一、〇〇七	

之を仔細に點檢して見ると、先づ第一に、「再製銑爐」を有する安來製鋼、廣島鐵工、隅田川精鐵、富士製鋼等は、製銑としての規模小さく、寧ろ製鋼又は鑄物が主であり、次に「電氣爐」を有する日本電氣製鐵郡山工場、大寺製鐵、廣田製鐵、大同電氣製鋼、日本鋼管等の內、前二者は郡山工場の解散した外、殆ど休業に近い狀態となつて居り、後の二者中。大同電氣及日本鋼管の本工場は全く製鋼工場ともいふ可く寧ろ本稿から除外せらるべきものである。然して、最後に此等以外の「高爐」(鎔鑛爐)を有する製鐵所中、大倉鑛業の山陽製鐵、日本製鐵、日本銑鐵、(淺野小倉製鋼に合併)神戸製鋼の廣島工場等は、九州銑

鐵、石狩製鐵、後志製鐵等と共に休業若くは廢業（第十三表參照）して了つて問題とならず、漸く戸畑鑄物が、七百人前後の勞働者を擁してゐるけれども、五噸の木炭熔鐵爐四基と、電氣爐四基といふ貧弱さで到底製銑工場としての將來を期待する譯には行かぬ。かくて詮じ詰めると、結局八幡（東洋製鐵も含む）、室蘭（輪西）、釜石の三製鐵所のみが殘り、此等に屬する勞働者が百噸以上の大熔鑛爐を有する大製鐵所の勞働者として將來內地に於ける製鐵界の勞働方面を背負つて立つといふ事となるので（但室蘭工場の分は製鋼專門工場だから、除外する要があるかも知れぬが）、此の合計人員は（釜石は鑛夫も全部入れて）大正十三年末に於て、第二十四表の樣に二二、二七九人である。之に、最近に於て、一流に伍すべき可能性を生じた淺野製鐵の六六八人、及び朝鮮ではあるが、三菱製鐵の兼二浦工場に於ける一、〇〇七人を加へると、製鐵業獎勵法の適用を受ける一流製鐵所の勞働者總數は、二萬三千餘人となる譯である。然して此の內、約七割は、實に官業八幡製鐵所が占めて居る實情である。

因みに、社會局、鑛山局等の工場分類法に從へば、（但全部工場法適用工場である。）

金屬品製造業中に　日本鋼管の神奈川本工場、戸畑鑄物、隅田川精鐵、富士製鋼、安來製鋼、釜石鑛山の鑄鐵工場があり、

機械製造業中に　日本製鋼の室蘭工場、廣島鑄工所等あり、

金屬精錬業中に　廣田製鋼、大同電氣製鋼、日本鋼管の富山電氣製鐵所、日本製鋼の輪西工場、大寺製鐵、大倉鑛業の山陽製鐵等がある。

次に、鐵鑛山に於ける勞働者（卽ち鑛夫と稱するもの）は第二十四表の如く、大正十年末に於ては、釜

石（鑄鐵工場職工四六七人を除く）、仙人、倶知安、川内の四ヶ所のみで、（栗木鐵山は九年に既に休業す）此の合計僅か一、七八五人に過ぎず、十一年末には、釜石（鑄鐵工場職工四八二人を除く）、仙人の二ヶ所（倶知安は休業す）しかなく、此の合計一、三二八人となり、更に十三年末には、釜石の一山のみとなり、十四年に入つて、四月から倶知安が再び採掘を初めたけれども、鑛夫總數約百人位で（しかも採鑛夫は殆ど全部請負夫である）之を釜石の當時の鑛夫約千人と合するも、漸く一千百人を出でないといふ情けない有樣となつたのである。

（二）勞働者の業務

八幡を初めとし、室蘭、釜石の樣に、製銑は固より、製鋼、鋼成品迄も一ヶ所に於て經營する大工場に於ては、その勞働者の業務も亦、複雜多岐を極め、（殊に釜石の樣に、採鑛までやる處に於て然り）隨つて之が統轄事務の分掌も、誠に大仕掛なものである。

今例へば、八幡製鐵所のそれについて略說すると、先づ事務全體を大別して、總務、工務、動力、銑鐵、製鋼、鋼材、特殊鋼、副産、經理、販賣、研究、臨時建設の十二部とし（此外に東洋製鐵から引受けてゐる工場たる戸畑作業場がある）、更に之を、六十三（課、三一、掛、二二、其の他一〇）の事務區分と、八十六の工場（此の外に、戸畑に十六工場）とに分ち、かくて、これ等の下に、男女合計一五、九一一人の職工（大正十四年一月現在）――此外、戸畑作業場に九三三人――と、一日平均八、五五二人（戸畑も含む）の職

夫（即ち臨時人夫）とを使役して居るのである。然して、此等職工の業務種類は、十三年二月に改正を行つた以前は、約六〇種あつたが、改正後、現在では百十六種に上り、（職工規則第十七條、列擧）その內、運轉、（改正後、各種の運轉夫に分れた）精整、火夫、壓延、運搬、原料、仕上、製罐、瓦斯、骸炭、爐材、平爐、熔鑛、鑄物、工夫、定夫の各職は何れも三百人以上に達してゐる。但し製銑關係の業務として最も重要なものは鐵鑛の選鑛を爲す選鑛職、之を運ぶ運搬職（敢て鑛石運搬のみには限らぬが）及索道職、熔鑛に必要な各種原料取扱の爐材職、熔鑛爐に此等の原料を裝入する裝入職、熔鐵及熔鑛滓を流出せしめる熔鑛職、熔鐵を型に導く流鑄職（爐前夫）、熔鑛爐に熱風を送る熱風職、送風機其他汽機、機械を取扱ふ運轉夫、石炭骸炭等の燃料に關係する洗炭夫、及骸炭夫等である（鑛滓其他の副產物關係は省きて）。それから、工場の內で三百人以上の職工を使用するものは、工務部の修繕、鑄造、動力部の汽罐、銑鐵部の熔鑛（製銑）、熔原（熔鑛爐原料の取扱）、骸炭、製鋼部の平爐、二及三製鋼、鋼材部の二大形（條鋼製造）、一厚板（鋼板製造）、特殊鋼部の鍛鋼、鉽力板、副產部の鑛滓煉瓦、耐火煉瓦、等の各工場で、（十四年十一月現在）八幡製鐵に於ける事業の中心を爲してゐるものである。

次に、釜石鑛山では、その鑛夫雇傭勞役規則第二條には、採鑛選鑛、製銑、製鋼、骸炭、工作、機械、運搬、雜役の九職を擧げてあるが、附屬鑄鐵工場——工場法適用——の職工をも合せると、實は三十六種類に上つて居るのであり、此內五十八以上を有する業務が、採鑛、製鋼、壓延、鑄物等の十一種に及んで

居る。鑛夫と職工の振分けは、前者が九九九人（六一％）、後者が、六三五人（三九％）あり、然して、採鑛は大橋に、製鐵、鑄物は鈴子（釜石町）に分離してゐる（以上、大正十四年五月現在）。尚、日本製鋼所の室蘭製鋼所及輪西製鐵所に於ける業務は、右の八幡、釜石等に略々相似たもので、唯、室蘭工場が軍器（主として大砲）製造所なるが故に、多少異なつた設備と業務とを有してゐるのである。又、同所倶知安鑛業所は釜石の大橋採鑛所と大同小異である。

女子の業務は、八幡を初め、釜石、輪西等の製鐵所に於て、何れも略同樣であつて、雜役としての定傭夫が主であるが、其の他、骸炭、煉瓦、洗炭運搬等の各職名が與へられたものが、男職工の補助としてか或は、女子として好適な副產又は原料方面の輕易な獨自の仕事に（例へば鑛石を碎いたり、煉瓦の型拔きをやつたり）從事せしめられて居る。尚、採鑛所では、一般金屬鑛山同樣、坑內では女子を使用しない事勿論であり、坑外では、雜役の外に主として選鑛作業に從事せしめられてゐる。

（三）　勞務者の素質

イ、男女別　女子の數は工場によつて甚しい相違があるが第二十五表（甲）に示した樣に、十三ヶ所約三萬二千人に就ての調査によると、女工は、全體の六％强しかなく、一割には遙かに遠いのである。

第二十五表（甲）　職工性別表

（大正十一年末、社會局調査五十人以上使用の工場）

	男	女	合計
1、八幡製鐵所（東洋製鐵を含む）	二一、八六五	一、五一二	二三、三七七
2、釜石鑛山	一、〇二七	一四五	一、一七二
3、同附屬鑄鐵工場	三九五	八七	四八二
4、日本製鋼室蘭工場	二、五四〇	九〇	二、六三〇
5、同輪西工場	四二六	二八	四五四
6、戸畑鑄物會社	六九三	九三	七八六
7、日本鋼管神奈川本工場	一、八二八	六五	一、八九三
8、同富山電氣製鐵所	六七	一八	八五
9、藤田鑛業、廣田製鋼所	二六七	二九	二九六
10、廣島鐵工所	一〇六	一	一〇七
11、隅田川精鐵所	二〇一	一	二〇二
12、大同電氣製鋼會社（熱田、築地兩工場計）	二二七	七	二三四
13、仙人製鐵所	一一六	四〇	一五六
合計（十三工場）	二九、七五八	二、一一六	三一、八七四
總數に對する％	九三・五	六・五	一〇〇・〇

第二十五表（乙）職工性別表

	調査年月	人員 男	人員 女	合計	％ 男	％ 女	備考
八幡製鐵所 八幡	（大四、一）	一五、三二五	五八六	一五、九一一	九六・五	三・五	臨時職工及臨時試驗工
八幡製鐵所 戸畑（東洋製鐵）	同	八二一	一一二	九三三	八八・〇	一二・〇	

日本製鋼所（室蘭工場）	（大一四、一〇）	一、六四八	五九	一、七〇七	九六・五	三・五
輪西工場	同	七六九	三〇	七九九	九六・五	三・五
釜石鑛山（鈴子工場／大橋採鑛場／合計）	（大一四、五）	一、五一五	一八九	一、七〇四	八九・〇	一一・〇

尚、最近、八幡、室蘭、釜石の三代表工場に就き調査したものによるも、第二十五表（乙）の示す様に、純然たる製鐵所では女子三%強、釜石の様な採鑛兼營の處では、一割強になつてゐて、之を、金屬鑛山の女子一三%、石炭山の女子二八%（共に大正十二年六月調、尤も石炭山は坑内採炭に女子を使ふ特殊事情のために多い）に比すると、製鐵所に於ける女子の數は遙かに少ないのである。

ロ、年齡別　八幡製鐵の規定によると、職工は、滿十六歳以上、五十歳以下の者に限つて採用し、五十五歳を以て定限年齡（現に毎年退所式を行ふ）とし、若し此の制限に亙る特殊事情ある場合には、長官の許可を要するとしてゐる。（釜石、室蘭等には、何れも滿十五歳以上採用云々、との最低年齡の規定はあるが、最高年齡に付ての制限はない樣である。）今之を實際に徵して見ると、第二十六表の樣に、十六歳の者九八人、五十六歳以上の者八一人となつて居て（但之は、數へ年の計算であるから、實際は、滿十五歳の者九八人、又滿五十六歳以上の者十七人となる）、多少制限外に及んでゐるが殆ど問題にならない程の少數である。釜石、室蘭等に於ても同樣、十五歳未滿の幼年工及五十六歳以上の老人は極めて寥々たるものである。

尚最も數の多い年齢は、二十六歳以上三十五歳以下の十年間に亙るもので、何處に於ても總數の三割五分乃至四割に當つてゐる。就中二十五歳又は二十六歳の者が最も多數を占めて居る點は、一般鑛山に於けると略ぼ同樣の現象で鑛山に於ては、二十歳以上三十歳未滿が四割强、十五歳未滿と五十五歳以上が二%又は三%を占めてゐる實情である。(但大正十二年三月、農商務省の調査によれば、鑛山全體で、十六歳未滿の者が、全數の三割强を占め、實に驚く可き多數を示してゐる。)

第二十六表　職工年齢別表

年齢別＼調査年月	八幡(大十三、三)	%	室蘭(大十二、十)	%	釜石(大十四、五)	%
一五歳	〇		〇	二	二九	一・七
一六	九		四	一・二	四二	二・五
一七―一八	二三	一・四	二四	三・三	七六	四・五
一九―二〇	七二五	四・五	六七	一四・一	一〇〇	五・九
二一―二五	三、三一四	二〇・四	二八三	一九・一	二五五	一五・〇
二六―三〇	三、五〇〇	二一・四	三八三	一九・七	二九三	一七・二
三一―三五	三、〇二九	一八・五	三九六	一九・一	二六六	二七・六
三六―四〇	二、二〇三	一三・五	三八四	一三・七	二三五	一三・八
四一―四五	一、六二九	九・九	二五六	七・〇	一九四	一一・四
四六―五〇	一、〇四〇	六・四	一四〇	二・八	一〇七	六・三
五一―五五	五七八	三・五	五六	〇・六	五一	三・〇
五六―六〇	八一	〇・五	一三		三六	二・一
六一以上	但五六歳以上全部		二	〇・一	二〇	一・二
計	一六、三三一		二、〇〇八		一、七〇四	
備考	東洋製鐵の戸畑作業場の職工をも含む年齢は數へ年で計算す		室蘭工場及輪西工場合計最高年齢は七四歳一人		職工及鑛夫合計	

滿十六歳未滿　八幡　二八　室蘭　四　釜石　七一

滿五十六歳以上　八幡　一七　室蘭　一五　釜石　五六(數へ年五六歳以上八一人)

ハ、獨身者及家族持の數　(a)、二大代表工場の八幡製鐵と、釜石鑛山に於ける調査によると、第二十

七表の様に、獨身者の數は、大體に於て、職工總數の二割强を占め、殘り八割弱が家族持の職工となつて居る。獨身者は、鑛山勞働者のそれが、總數の三割乃至四割を占むるに比しては甚だ少ない方と云はなければならぬ。(尤も此表では釜石の鑛夫としての獨身者が甚だ少ないやうであるが、之は鑛夫といふものゝ、實は製銑從事の勞働者が大部分を占めて居るからである。)

第二十七表　職工の獨身者、家族持の割合　(男女合計)

	調査年月	獨身者		家族持		總計	
八幡製鐵所	十三年三月 %	三、四五九	二二	一二、〇八一	七八	一五、五四〇	一〇〇
(同戸畑作業場)	十三年三月 %	一七五	二〇	七〇八	八〇	八八三	一〇〇
釜石鑛山	十三年十月 %	三二七	二二・五	一、一九〇	七七・五	一、五一七	一〇〇
釜石内譯	鑛夫 %	一七〇	一八・七	七三八	八一・三	九〇八	一〇〇
	職工 %	一五七	二五・八	四五二	七四・二	六〇九	一〇〇

(b)、職工の家族は、大體に於て多い様である。卽ち、八幡製鐵所の例では、第二十八表が示す様に、

第二十八表　八幡製鐵所に於ける家族狀態　(大正十三年三月末調)

(一)本人以外に有する家族の數	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	計

(二)此家族を有する職工數	一、九八六	二、九四二	二、五八八	二、一〇二	一、四三六	九〇六	四四〇	一九四	七三	三三	一三	四	一	一三、七一六
(三)職工總數に對する%	一五・六	二三・二	二〇・三	一六・五	一一・三	七・一	三・五	一・五	〇・五六	〇・二五	〇・〇一			

右は八幡、戸畑なり、其內譯は

	家族持總數	此家族總數	家族持職工一人家族數	獨身者數	獨身者及家族持總數
八幡	一二、〇一三	三九、九九二	三・三三	三、四五九	一五、四七二
戸畑作業場	七〇三	二、四七〇	三・五一	一七五	八七八
計	一二、七一六	四二、四六二	三・三四	三、六三四	一六、三五〇

家族持職工の一人當家族數は、平均三人强であつて、(室蘭の如きは四人强にも及ぶ)之を一般鑛山勞働者のそれの一人當平均二人乃至三人に較べると、まだ幾分か多い樣に思はれる。(八幡に於ける職工の家族數と、生計費竝に賃金との關係に付ては、稍詳細な調査が完成して居るから後章で說明する。)

(c)次に、此等家族持職工の正式結婚と、內緣關係との數に付ては、八幡では正確な調査が無いから、釜石に於ける例で示すと、

第二十九表　釜石鑛山に於ける內緣關係者調

(大正十三年十一月末)

社宅總戸數	一、一七九			
內緣關係者戸數	一三〇			
總戸數に對する%	一一・〇			
社宅總人口	五、七六九			
私生子數	九五			
總人口に對する%	一・六			
(備考		職工及鑛夫	請負人及人夫	其他
	一)內緣關係者數內譯	八五	四四	一
	一)私生子數內譯	六三	三〇	二

卽ち、先づ其の一割强は內緣關係であるが、之を一般鑛山炭坑に於けるそれの三割乃至四割といふ數に比すると遙かに少ないのである。

二、出身府縣別　製鐵所は大多數都會地に在り、（否、寧ろ都會を形成する。兎に角、殊に製鋼會社の大部分は、東京と大阪の兩消費地に集中してゐる。）其の他、比較的交通の便に富むか、又は港灣を控へて居るかであるから、かの僻遠の地に孤立する大多數の金屬鑛山（炭坑は大抵交通至便の炭田に密集してゐるが）などゝ違つて、勞働者は所在地の府縣以外からも廣く吸收せらるゝ傾向がある。第三十表に示す如く、

第三十表　職工出身府縣別表

		福岡	大分	熊本	佐賀	山口	鹿兒島	廣島	愛媛	長崎	島根	宮崎	朝鮮	香川	岡山	其他	計
八幡製鐵（大十三、三月）（戶畑合計）	人	六、八六五	一、九三五	一、六八二	一、二二九	九〇〇	七三八	七一八	五五九	三一四	二六三	二〇七	二〇三	一一〇	一〇九	五一〇	一六、三三一
	%	四三・〇	一二・八	一〇・三	七・五	五・五	四・五	四・四	三・四	一・九	一・六	一・三	一・二	・六	・九	三・四	一〇〇・〇

		北海道	宮城	青森	秋田	山形	岩手	新潟	福島	其の他	計
室蘭及輪西（大十二、十月）	人員	六七二	三一七	二六〇	一四五	八五	七八	四九	四三	三四一	二、〇〇八
	%	三三・四	一五・七	一三・九	七・二	四・二	三・九	二・四	二・一	一七・二	一〇〇・〇

		岩手	宮城	秋田	福島	山形	北海道	其の他	計
釜石（職工鑛夫）（大十三、十月）	人員	一、〇九一	二九二	四五	二四	一四	一一	四一	一、五一八
	%	七二・〇	一九・一	二・九	一・六	〇・九	〇・七	二・八	一〇〇・〇

八幡、室蘭の如きはその實例で、何れもその所在地たる福島縣若くは北海道の者は三、四割に過ぎないのである。尙、八幡製鐵の職工に、山口、廣島、愛媛、島根の樣な九州以外の縣の出身者が多いが、此等の縣は、何れも、八幡のみならず北九州の諸工場及筑豐炭田の諸炭坑への勞働者の供給地として有名な地方であるのである。又、八幡に於ける朝鮮勞働者は、職工として二〇三人の外、人夫（職夫）として八六三人（內五〇人程は戸畑作業場）あるが、之が內地勞働者を諸種の點から壓迫する事は相當力强いものらしく、市內には、鮮人專門の下宿屋も、若干存在してゐるのである。（釜石は、一般金屬鑛山同樣、僻遠の地に在り、又なる可く土着者を歡迎する關係から、その所在地岩手縣の者が七割以上を占め一寸他と毛色を異にして居る。）

ホ、敎育程度

第三十一表　職工敎育程度調　（男女合計）

八幡（大十三、十二月）	尋常小學修業	同卒業	高等小學卒業	職工養成所卒業	中學程度卒業	同卒業	專門學校修、卒業	合計	備考
人員	一、三七六	七、五九一	六、七四四	四三六	三三八	二六〇	一一	一六、七五六	戸畑合計但工場徒弟二六七人を省く
%	八・二	四五・〇	四〇・〇	二・六	二・一	一・五	〇・五	一〇〇・〇	

（附記、專門學校卒業生が一一名あるのは流石に八幡である。尙、職工養成所の事に就ては、何れ後章福利施設の部で詳述する。）

	無學	尋常小學修業	同卒業	高等小學修業	同卒業	中學程度修業	同卒業	合計	備考

室蘭（大十三、十月）	五四	二四〇	七四六	二八八	六〇三		四七	二八	二、〇〇六	輪西の職工をも含む
%	二・七	一二・〇	三七・二	一四・四	三〇・二	五七・二	二・三	一・四	一〇〇・〇	
釜石（大十三、十月）	一一一	三四八	五八四	一二三	三二九		一三	三	一、五一一	鑛夫及職工合計
%	七・三	二三・〇	三八・六	八・二	二一・八	三〇・〇	〇・九	〇・二	一〇〇・〇	

教育は一般に普及せられて居て、第三十一表に示す樣に、無學の者は甚だ少なく、平均五％前後しかない。（八幡に統計上一名もないのは少々疑問であるが）尋常小學卒業が最も多く、四〇％に垂んとしてゐる。（殊に八幡では四五％にも達してゐる）が、高等小學卒業又は修業者も比較的に多いのは、（殊に室蘭では過半數を占めてゐる）流石に熟練職工を要する事の多い工場だからであらう。しかし、大體に於て、教育と年齡とが、極めて密接不離な關係にあるからで、いふ迄もなく吾國の國民教育は、日清戰爭を以て一轉機を劃し、尙ほ當局の努力によつて極力普及せられ、日露戰爭後に及んで、漸く完備するに至つたもので、今や現に此の日淸の役から三十年、日露役から二十年の星霜を閲して居り、然して一面、前述の如く吾が工場鑛山の勞働者の大部分が、壯齡二十五歲から三十歲迄の者、最も多きに至る實情に照し合せて考ふれば、這般の消息期せずして略之を了解し得るものと思ふ。

次に、採掘事業を營む釜石鑛山に於て、高等小學校卒業及これ以上の修業者の割合の、室蘭、八幡等に

比して著しく少ないのは面白い現象であるが、尙、之をかの炭坑勞働者のそれに比較すると、まだ〳〵成績の良好の方である。(卽ち數年前、福岡鑛務署が、管下約二十萬人の炭坑夫に就て調査した處によると無學二四%、尋常修業二〇%、尋常卒業三三%、高等修業七%、高等卒業一〇%といふ成績であつた。)へ、勞務者の素質を見る上に於て、以上の事項は、全く常套的なものに過ぎぬ。更に進んで、前職(經歷)、前科有無、宗敎、讀物等に加ふるに、健康、能率の點にまで立ち入らなくてはならぬのである。が、前者に就ては、各工場鑛山共事實困難で、且正確を期し難い爲めか、餘り精細な統計を作成して居らぬから、何とも玆には明言し兼ねる。(後者に付ては、後章、福利施設の部で述べる)唯、何處の製鐵工場、鐵鑛山に於ても、近時職工、鑛夫の採用に付ては、最も愼重な考慮を拂つて居るから、例へば、前科者などは殆ど稀で、たとへ、少許あつても、輕罪の者に過ぎず、(釜石で、十四年五月末調査した處によると千七百人の職工鑛夫中、前科者は僅かに三十一人であつた)かくて、素質は此方面からも一般に向上せられつつあるし、又、採用入籍後に於ても、彼等の行動思想等には、極力留意警戒すると共に、一面、敎育其の他、萬般の施設の完全を期し之が善導に腐心しつゝあるから、漸次其の團體的行動も眞面目に、竊盜、傷害、賭博等の卑しむべき刑事上の犯罪も極めて少なくなり、かくて素質は更に〳〵改善せられんとしつゝある樣である。但し、一旦好況に轉じて勞務者の爭奪激しくなり、素質を選擇改善するの遑も無いか、又は、さなくとも、平時獨身者、人夫等を多く使役し(八幡、釜石)或は、港灣に臨む處に位する場合(室

蘭）等に於ては、勢ひ風紀の維持改善に甚しい困難を感じ、爲めに一般勞務者の素質にも影響を來すといふ虞がないでもない實情である。

（四）勞務者の統轄組織

（特に、自由勞働者—人夫—の事情に就て）

イ、製鐵關係勞務者の作業上の監督並に居常生活の統轄乃至自治的組織は、之を一般鑛山勞働者に比するに、前者は兎も角、後者に至つては、遙かに簡單であつて、殆ど特に論ずる程の事もない。卽ち今、之を左に略述して見ると、

a、職場又は作業監督

「普通職工」（或は平職工）の上に「役付職工」があり、其の上に、更に下級役員が居る。（八幡では之を傭員と稱し、書記、技手等の判任官の下位に、助手、檢査手、圖工、筆工、工手、記錄手等、十四種類で約八百人近くも居るが、此の內、直接作業現場に關係あるものは、工手、記錄手等三百餘名で、何れも技手の支配下に屬して居る。）役付職工（上級職工）は、通常組長と伍長とに分れ、（尙、下級役員と組長との間に、更に一階級を設けて、役員待遇としてある處もある。）其の數は、大抵、職工總數の約一割に當つて居る（第三十二表參照）。

第三十二表　役付職工と普通職工數

調査年月	役付職工					普通職工（男女計）		總計	役付職工の割合
			組長	伍長	計				
八幡（大十四、一）	（組長兼工手）	一三六	三三三	一、三九一	一、八六〇	一四、〇五〇	（平職工及臨時試驗工合計）	一五、九一一	一一・六
室蘭（大十四、一〇）	（助手）	一三	四六	七八	一三七	一、五七〇	（本職工及手傳雜工合計）	一、七〇七	八・〇
輪西（同）		—	一八	五三	七一	七二八	（同）	七九九	九一・七
釜石（大十一、末）	（職長） （副職長）	一四 二三	七〇	？	一〇七	一、五四六	（鑛夫及職工合計）	一、六五三	六・五

備考　「釜石」では、職長の上に更に名譽職長を置いてある。又、釜石に於ける伍長なるものは、一組、勞働者が團體請負で働く場合に選ばれてその先達者となる者をいふ。但し此等職工間の階級的稱呼は、三井鑛山の手に歸ると共に廢せられてしまつた。

伍長は、平職工（鑛夫）の中から、技術優秀のものを選拔し（多少、教養があつて、將來役員としてもよい素質のものは、寧ろ此の伍長級から役員に拔く）、組長は、更に伍長中の勤續者で（八幡では三年以上）技術確實なるものから選任する。此等は皆共に、直接職工の指揮監督に當り、職工の昇給とか、加給とかは、實は下級役員よりも、寧ろ此等の者がより多く左右してゐるのであるから、職工に對して非常な勢力があり、隨つて何か問題の起つた場合、此の階級の活動とか向背が、全般の職工の操縱とか事件解決の上に、重大な關係を有してゐるのである。然して、彼等は、實地上りの常として、人格的に餘り陶冶されて居らぬ上、その物質上の待遇も平職工と餘り大差がないから現場監督の下級役員と共に、兎もすれば不正を釀し易く、之が選任には非常な注意を要するものとせられて居る。（大正九年春の八幡製鐵大罷業の際に

於ける此の階級の活躍向背は後章に於て述べる事とする。）

b、居常監督又は自治的組織

職工の日常生活に對する監督取締は、總務部庶務課又は人事課（八幡は工場課、釜石は庶務課、室蘭は工務課中の勞務係）に屬してゐる事勿論であるが、所謂勞働問題に關する重要事項は別として、普通の社宅生活の規律に付ては、原則として彼等の自治に任せ、役員の方からは餘り干渉しない。即ち職工各々は鑛夫社宅を幾區劃かに分ち、又は一棟毎に、區長とか組長の如き者を選任せしめ、之に日常萬般の事件を處理せしめて居る。此點はかの石炭山に於ける納屋制度とか金屬山に於ける飯場制度等の樣な、特殊の事情の下に、特殊の發達を遂げた厄介な中間組織のない丈け、製鐵工場（他の一般工場も然りであるが）の方は簡單で統轄し易いのである。（但し、又之がため、役員側の手數が多くかゝつて、世話の燒ける事もあるけれども）

唯、釜石鑛山は、他の一般金屬山と同樣、嘗ては飯場制度もあれば、又所謂交際鑛夫組合も存在してゐたのであつたが、飯場制度は、大正十年に全廢して以後、純直轄制度に統一してしまひ、又交際坑夫の方も、大正六年頃は奥州五十四郡の採鑛夫が連結して、强大な組合を作り、水澤に本部を置き釜石にも支部を置いて活動しかけた位であるが、鑛山事務所は、一切之を關知せずに放任して置くと、時勢の進運に驅られてか、自然に衰微し、殊に會社側に於て、大正八年末に、鑛山委員會制度たる眞道會を興してより、全く問題とならなくなつた。

（尙、釜石に於ける飯場制度の沿革、組織、狀況等に付ては、特殊な點もあつて甚だ面白いのであるが、玆には割愛し、鑛山に於ける飯場制度の概略に付ては、拙稿、金屬鑛業勞働事情――本誌大正十二年度第三十六號を參照せられたい。）

ロ、唯茲に一つ問題とする價値ありと思ふ事は、人夫に關する制度である。卽ち、八幡製鐵所の樣な大規模の工場にあつては、日々、定傭職工の外に、多數の臨時日傭人夫（自由勞働者）を使役して居り、然して、之が組織と統制とは、餘程職工又は鑛夫と趣を異にして居る點もあり、隨つて之に關する勞働實情は、可成り興味の深いものと思ふから、左に代表的な八幡と釜石の二つに就き、略說を試みる事とする。（因みに、室蘭工場は、殆ど人夫を使用しない、唯輪西製鐵に少し、卽ち八八人ゐるのみで、之をその職工總數二千人に比すると僅か五分にも足らないのである。）

(a)　釜石鑛山に於ける受負人夫制度（十四年五月現在）

釜石鑛山に於ける受負夫と稱する人夫は、總數七八九人（十四年五月末日現在）あり（尤も自由勞働者であるから、每日多少の增減は免れない）職工鑛夫の總數一、七〇四人に對し、約その四六％に當つて居る。此の內、男は六一三人で、女は一二六人（總數の一六％）である。（是等百餘人の女子は、皆夜間は全然使役せられない。男子でもたゞ其內の少數、卽ちその七％—六一三人中四五人—丈けが夜業に從事してゐるのみである。）

此等の人夫は、主として家族持で（此點八幡製鐵の人夫と全く異る）一人當り平均二人の家族を抱へて居る。又その年齡は第三十三表甲に示す樣に、四十一歲以上四十五歲迄のものが比較的に多く（一四％二）職工鑛夫が二十六歲から三十歲迄のものが一番多い（第二十六表參照）のとは、大分事情を異にして居る樣である。卽ち、少年（十八歲の者が最も多く、十六歲以上二十歲以下が全體の一五％一を占めてゐる。）と中老の者が、主として人夫として傭使せられて居る傾がある。その敎育程度は一般に低く、尋常小學中途退學が半

數を占め（第三十三表乙）、大體に於て、職工に比し（第三十一表參照）劣つて居る樣である。

第三十三表

（甲）釜石鑛山人夫年齡表（大正十四、六、十五）

年齡別	一五歳	一六	一七—一八	一九—二〇	二一—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五一—五五	五六—六〇	六一歳以上	計
人員	〇	七	八九	四七	一三一	一三一	九七	一一九	一三四	九五	六〇	三九	一七	九四七
總人員に對する%	—	〇・七	九・四	四・九	一三・七	一三・八	一〇・三	一二・五	一四・二	一〇・一	六・三	四・一	一・九	

（乙）釜石鑛山人夫敎育程度調（大正十四、六、十五）

種別	無學	尋小修業	尋小卒業	高小修業	高小卒業	中學程度修業	同卒業	合計
人員	四四	四七六	二八三	三九	九八	六	一	九四七
總人員に對する%	四・六	五〇・〇	二九・七	四・一	一〇・三	〇・六		

此等の人夫は、全部請負人と稱する二十二人の親方（大正十二年頃は四十八人あつた）に隷屬し、その組下人夫と呼ばれてゐる。卽ち、直接此等の親方に雇傭せられ、私法上からは鑛業所と何等關係のない事になつて居て、たゞ請負人が、鑛業所に之を供給し、若くは、その請負つた仕事を完成する爲めに之を使役するに過ぎないのである。然して、鑛山の事業に大した變動のない限り、此等人夫の使役人員といふものも、亦、略ぼ一定し、さう甚しい增減もないので、鑛業所側に於ても、便宜上之が名簿を作成し、恰も

鑛夫名簿の如くに登錄して、之を事務所に備へ付け、更に、請負人を通じて願ひ出づるものには鑛夫同樣の身柄の調査と貸與の條件とを以て、之に社宅までも供給し構所內に居住せしめて居るのである。故に、臨時人夫とさへいへば、普通、町方に居を定めて、工場に仕事のある場合にのみ通勤するものと觀念せらるゝに不拘、釜石では、第三十四表に示す樣に、人夫の社宅居住者が、町方居住者よりも、却つて多いといふ面白い現象を示してゐるのである。(之は八幡製鐵の人夫とは全く異つて居る點である。)

第三十四表　釜石鑛山請負人夫居住狀態　(大十四、十五、六調)

	人夫				同上家族			總計	人夫一人當家族數
	男	女	計	%	男	女	計		
鑛山社宅居住者	四六三	八〇	五四三	五七	三八〇	六〇九	九八九	一、五三二	一・八二
町方居住者	三五六	四八	四〇四	四三	二七八	四〇八	六八六	一、〇九〇	一・六九
合計	八一九	一二八	九四七		六五八	一、〇一七	一、六七五	二、六二二	

次に、此等人夫の仕事を例示し、然して此點から、鑛業法上に於ける此等人夫の位置に付て少し論じて見たいと思ふ。抑も人夫の仕事は、大體之を二つに分つ事が出來る。卽ち、其の一は職工又は鑛夫の仕事の、單に補助としてか、或は全くの雜役として使役せらるゝ場合であつて、かゝる場合には、事情の許す限り、略ぼ同一人が、同一業務に繰り込まるゝのである。例へば製鐵又は製鋼に要する原料(鑛石、石炭、

骸炭、石灰石、荒鐵、細銑、鋼塊等)の運搬、積込及び積卸、コークス窯出し、出銑型揚げ及片付け、製鋼原料の製入、爐材苦灰石燒き、鑄物原料品揚げ方、電爐原料揚げ、高爐修繕等を初め、煉瓦型打ち及削り方(女)、壓延及び木工等への供給人夫(男)等である。其の二は、請負親方が鑛業所から請負つた仕事自體に使役せらるゝもので、その業務は、或は建築、或は土木と、請負仕事の如何によつて千差萬別である。要するに後者の場合は、その親方の請負仕事の自體が、大體に於て、鑛山固有の仕事でない場合が多く、事實上鑛業法第一條に所謂鑛業の附屬事業たる範圍にも入らぬ場合が多いのであるから、隨つて、之に從事する勞働者も亦、鑛夫と云ひ得るや否や疑問である。けれども、前者の場合は、明らかに、大部分、所謂附屬事業なるものに從事してゐて、その勞働者は、鑛業法第八條に所謂鑛夫と稱す可き性質のものが多いと思はるゝにも不拘、何が故に殊更に之を鑛夫と區別して、臨時人夫として取扱ふのであるか、況んや前述の樣に社宅を給與し、名簿にも登錄して、殆どその過半數は、事實上、鑛夫同樣に待遇してゐるではないか。或はその仕事が臨時的で其繁閑に應じ、勞務者も亦增減常ないからといふかも知れぬが、事實、略ぼ職工の補助として繰り込む人間は一定して居り、その仕事も亦、職工と別段變らない種類のものではないか。或は又、その雇傭狀態が、請負人と直接の法律的關係にあつて、鑛業所とは何等雇傭契約を結んで居らぬからといふかも知れぬが、之は單に、その勞務者の私法上の身分的關係であつて、鑛業法上からは餘り强い理由にはならぬ。現に、吾國大多數の炭坑の納屋制度に於て、(金屬山の飯場制度にもあるが)往

時は固より、現今でも往々、納屋頭なる一種の地位――それは丁度この請負人と同樣である――を有する者から鑛夫を供給せしめ、坑内の掘進及び仕操（時には採炭まで）の仕事を一種の請負契約の下に請負はしめて居るが、（現に釜石の飯場制度のあつた時の採鑛方法は、皆此式であつた。）此等鑛夫は、鑛夫勞役扶助規則の發布以前ならば兎に角、その發布（大正五年）以後は、何れも皆、鑛業法に所謂鑛夫として取扱はれ、該規則適用の下に置かれて居るので、此等鑛夫と納屋頭又は納屋頭と鑛業權者との間に於ける私法上の契約關係如何は敢て之を追究しないのである。それは、鑛業法にしても、原則として、鑛業權者と鑛夫の間に、直接此法上の雇傭契約の成立せる處の雇傭關係ある事を望む事勿論であるが、元來、鑛業法自體が公法的性質のもので、殊にその附屬法規たる鑛夫勞役扶助規則は、行政法的見地から、勞働關係の保護取締を主眼としてゐるのであるから、苟くも鑛業企業關係の業務のため、勞務者がその勞力を繼續的に提供する以上は、深くその私法上の關係に立ち入る事なく、專らその立法精神に基いて、之を保護救濟せんとするのが、寧ろ當然の事と云はねばならぬのである。然らば卽ち、鑛業企業の經營者が、その經營政策の上から、請負人と稱し或は納屋頭乃至飯場頭と呼ばるゝ如きものを中間に介在せしめて、勞務者を極めて安價且つ簡便な方法で使役するのは、明らかに此等無力な勞務者の心身を保護し、併せて吾が產業助長の眞目的を達成せんとする此等保護法規の趣旨に反するものと云はねばならぬと思ふ。

乍然、之は獨り釜石鑛山に限つた事でなく、次に述べんとする八幡製鐵所を始め、金屬鑛山でも一流た

る足尾（註一）別子（註二）等にも此の事例を見受けるのである。

（註一）足尾鑛山では勞務者を次の三種に分つて居る）一類夫と二類夫の割合は約八〇％と二〇％である）。（イ）鑛山と直接雇傭關係に立つ勞働者を鑛夫といひ、之を一類夫と呼ぶ。（ロ）鑛山とは間接的で、鑛山の山林、土木關係等の請負事業をやる請負組頭の下に使役せられて居る勞働者を、二類夫と云ふ。殆ど常傭的で、雇傭勞役規則にも「事業の都合上之を一類鑛夫に準ずる事あるべし」と規定してゐるが、實際は、鑛山の共救義會（共濟組合）にも加入出來ず又扶助料額も一類夫とは異なつた低い等級で算定せられて居る。（ハ）此外、請負組夫と稱する勞働者がある。二類夫同樣、請負組頭の下で働いてゐるが、二類夫よりは、まだ一層臨時的な性質を有し、扶助も「請負組夫扶助規則」なる別箇の規定で極めて低額を給與せらるゝ事になつて居る。（註二）別子鑛山では次の二種に分つて居る（鑛夫と勞役者の割合は、約七五％と二五％である）。（イ）鑛山の鑛夫雇傭勞役規則並に扶助規則に支配せらるゝ直接關係の勞務者を鑛夫といふ。（ロ）鑛山の事業に從事する鑛夫以外の雇傭勞働者（と稱してゐるが意義明かでない）を、勞役者と稱し、此內、一ヶ年以上の契約をするもの（無期限契約のものは五年と看做す）を、常傭勞役者といひ、それ以外の一時的必要のために雇入れた者を臨時勞役者といふ。要するに此の常傭勞役者は、その從事する仕事自體も、全く鑛山固有の附屬事業と見るべきものが多いに不拘、之を鑛夫と區別して居るその意味が餘りはつきりとしない。此勞役者のためには、別に「勞役者雇傭及勞役規則」及「勞役者扶助規則」が作成適用せられ、扶助料額は、「鑛夫扶助規則」のそれよりも一段と低いのである。（ハ）鑛山の諸種の請負仕事をしてゐる請負人の下に使役せられてゐる勞務者を下稼人と稱し、「別子鑛業所下稼人規則」によつて支配してゐる。之にも二種あつて、その從事する請負業務の種類によつて甲種と乙種の下稼人に分たれ、甲種下稼人は、更に常時と臨時の二種に區別せられ、甲種常時下稼人は六ヶ月以上甲種臨時下稼人であつたものから選拔せられる。下稼人に對する扶助は、更に勞役者のそれよりも低い率で給與せらるる規定となつてゐる。（但、別子に行はるゝ救濟規則、退職手當給與規程、特別保護金給與規程、貯金規則等は、鑛夫、常傭勞役者、甲種常時下稼人及之と同等の待遇を受ける請負人とに、平等に適用せられてゐる。）

次に、請負人卽ち親方に就て說明せんに、之は鑛業所に對して、「請負人規則其の他を遵守して一定の作

業並に人夫請負業を爲す事を誓ふ」旨を記載した誓約書を提出して、其の資格を取得するのであるが、其の仕事は、此文句の通り、第一は、純然たる請負契約の下に、土木、建築其の他の仕事を請負ひ、その組下人夫を使役して之を完成するのであり、第二は、職工の代用、補助或は單に雜役夫としての人夫を、工場に對し供給するの義務を負ひ、之が履行に努力して居るのである。然して、前者の場合は兎に角として、その後者の場合に在つては、苟くも鑛山へ人夫を供給せんとするには、右の樣な誓約書を入れて、請負人といふ一定の身分資格を取得した者に限る（尤も二十二人の請負人の中には、鑛業所以外に人夫を供給したり、或は他の仕事を請負つたり、又反對に、極めて稀にかゝる請負人以外の、臨時的な請負人から鑛業所へ人夫を供給する事もある）のであるから、かゝる請負人は、恰も鑛夫配給といふ一種の職務を負擔し、一定の勤勞を提供する處の使用人、卽ち鑛業主に對し、雇傭契約を締結せる者であるかの如き觀を呈してゐるのである。が、事實は全く一種の請負業者で（釜石では、之を人工（工數）請負といふ）、鑛業所としては、請負人に對しその操込みに係る組下人夫一人に付、一日、男は、甲一圓十錢、乙一圓、女は四十錢丈けの割で計算した額の請負賃銀を支拂ふのみで、その處分に付ては一切關與せず、（此點は八幡製鐵の人夫供給業者及び最近に於ける炭坑の納屋頭の制度とは又大いに異なつてゐる）從つて請負人は、此の人夫賃銀の內から、幾分かの頭を刎ねて、之を自己の收入としてゐるのである。前者卽ち仕事請負の方は、之を釜石では金高請負といひ、鑛業所は、個々の場合に請負金高（又は單價）を決定契約し、仕事の

完成と共に之を請負人に支拂ふのであるから、(實は出來高に應じ毎月二回若くは一回支拂)此場合は全く請負契約の面目を充分に發揮してゐる次第である。(此場合の人夫の働く時間に付ては、職工補助の意味の人夫のそれとは違つて事務所は全く關與せず親方任せである。)

(因みに、此等二十二人の請負人に支拂つた請負金額は、十四年五月中に、三四、二四四圓で、一人當り一、五五六圓となつてゐる)

此等請負人は、早くから請負人組合を組織してゐたが、十三年七月、その組織に根本的な改正を加へ、組合事務所を鑛業所の構内に設けて、請負事務を共同的に處理すると共に、毎月各自請負金額の千分の五を積立てて組合の資金とし、之によつて(尤も、仕事とか、供給場所とかは請負人毎に畧一定してゐる)彼等の相互、並に組下人夫の救濟事業を初めたのである。

卽ち「請負人並組下人夫救濟使役規約」によると、

請負人が請負事業に從事中死亡した場合は、香奠として五〇圓　同負傷後死亡、又は病死した時には三〇圓以內、下働人が作業中卽死の場合は三〇圓、同負傷療養中死亡した時は二〇圓、病死に對しては一〇圓、下働人が一ヶ月以上罹病し、又は負傷治療を要する者へは五圓以上を給與す、等を規定としてゐる。

請負人に對しては、鑛業所は、職工鑛夫に對すると同樣に、解雇又は退職手當、其の他一切の恩惠的施設を適用してゐるが、その組下人夫に對しては、昔も今も、たゞ社宅を供給してゐる外、一切無關心で、經濟上到底人夫の救濟や世話迄は、手が屆かぬと稱してゐる。

此等請負人は概ね職工や人夫から叩き上げたもので、其の教育程度も低く、彼等の作つて居る組合規約なるものを見ても、「人夫中過激の言動を爲す者を組合に報知した者は。之を表彰する」とか、「鑛業所と連絡を採り、勞銀引上げを防止し、工賃低減に努むる」とか、奇拔な條項があり、以て其の態度なり思想なり、傾向の一斑を察知し得べきであると思ふ。

(b)　八幡製鐵所に於ける職夫制度（十三年五月現在）

八幡製鐵所に於ける日傭人夫は、之を職夫と稱して、職工と區別してゐる。その人員は、毎日增減が甚しいけれども、大體第三十五表に示す通り、

第三十五表　八幡製鐵所職夫使役人員並賃金表

	大正九年	十年	十一年	十二年	十三年
一日平均使役人員	五、九六一人	五、三〇七	四、六九七	五、一八七	六、四七九
一日平均使役延人員	七、六〇一	六、六四三	五、九七七	六、六一一	八、三一四
一ヶ月平均使役延人員	二三一、一八六	二〇二、〇五〇	一七九、三二一	一九八、二四〇	二五〇、七八二
一人平均賃金	円 一・二五二	一・一八一	一・一七〇	一・一四一	一・一三八
一人平均所得	一・五九七	一・四八〇	一・四六七	一・四三七	一・四六〇
參考　職工在籍人員（男）	一五、八四四人	一五、九〇三	一四、六五五	一四、七〇二	一五、二四〇
參考　職工在籍人員（女）	九六一	八二九	六八五	五九七	五七四
參考　同平均日給（男）	円 一・八〇	一・八一	一・八三	一・七四	一・七七
參考　同平均日給（女）	一・〇一	一・〇一	〇・九九	〇・九八	〇・九七

大正十三年に於ける一日平均使役人員は、六千五百人弱（職工在籍平均人員の約四割强に當る）、其の支拂賃銀總額一日平均九、四五八圓、卽ち約一萬圓に垂んとしてゐるといふ、實に大仕掛けのものである。以下之が統制組織の大要を略述する。

此の每日四千八乃至七千人から使役する人夫は、製鐵所の認可を受けた六人（この外に東洋製鐵の戸畑作業場に一人あるが）の專屬人夫供給業者（各々、何々組と稱す。）によつて、一手に供給せられて居る。（尙、外に若干の請負親方—數は不定—があつて、仕事の自體を請負契約で請負つて居るが、之に付ては後に述べる。）此等の供給人は、全くその名の示す通り、ただ人夫のみを供給する義務を負擔するだけで、その使役は一切製鐵所に委ねられ、自己が仕事自體を請負うて人夫を使ふといふ事は一切無いのである。卽ち、「職夫供給規則」なるものによつて規律せられ、供給に關する嚴密なる取締を受けて居る。例へば、先づ、製鐵所に對し保證金一千圓を納付して其の資格を得、次に「職夫供給人組合」を組織して、職夫の募集、救濟及び供給の完全を期せなければならぬ。若し、其の日命せられた所要人員の職夫を供給し得ない時は、過怠金を徵收せられ、（$\frac{5}{100}$ 以上を缺く時は、不足人員一人に付五錢宛）$\frac{1}{5}$ 以上の不足を生ぜしめるか或は屢々かゝる失態を演ずる時は、一定期間供給の停止といふ罰を食はされる。供給人が製鐵所から受ける報酬は、その供給に係る職夫の賃銀總額の九分に相當する金額（手數料として）丈けで、此の他は一切如何なる名目を以てするも、直接職夫から金品を取得する事を許されない（尤も職夫に仕事に必

要な道具類を貸與した時に限り製鐵所々定の使用料丈けを、其の許可を得て取り立て得る事にはなつて居るが)。若し之に違反した行爲がある時は、これまた、供給の停止又は解職といふ嚴罰に處せられる。此點は、丁度筑豐炭田の諸炭坑に現在行はれつゝある世話方制度（納屋制度の改稱）に酷似してゐる。卽ち、此等納屋制度に於ける納屋頭は、前にも一寸述べた通り、往時は、現在の釜石鑛山の請負人のそれの樣に、鑛業主の命に應じて勞務者を供給した場合にも、その賃銀一切を鑛業主から受け取り、之を自己の計算に於て鑛夫達に分配したもので、然も單にかゝる勞務者の供給請負のみならず、仕事自體も請負つて自己の危險に於て配下坑夫を使役したもので、謂はゞ完全な請負業者であつたのであるが、其の後何處でも、彼等の有する金力、兵力双方の絕大なる權能によつて、一面鑛業主は彼等から對抗威壓せられ、他面、配下坑夫は虐待酷使搾取せらるゝといつた風に、非常な弊害に惱まされて來たので、斷然彼等の勢力を奪ふために、先づ鑛業主が使用した鑛夫の勞働賃銀を、納屋頭に渡さないで、直接鑛夫へ支拂ふ事とし、彼等が仕事自體を請負ふた場合すらも、その使用した鑛夫の賃銀を、出役を精査して、鑛業主から鑛夫へ直接に內拂をする事とし、納屋頭には、勞力の供給たると仕事の請負たるとを問はず、その總事業賃銀又は請負金額の何歩かに相當する金額を、手數料として給與する事にし、彼等の配下鑛夫と稱してゐたものをも亦、形式上一應は、凡て鑛業主直屬の雇傭勞働者といふ事に整理し、かくて、彼等には世話方又は世話役(頭役)なる名稱の下に辭令を交付して役員待遇とし、從來事實上にも形式上にも請負業者として

鑛業主に對立してゐた彼等を恰も雇傭契約の下に於ける一使用人であるかの如くに化してしまつたのである。故に現在の世話方なるものは、一種特異の地位を保有し、之を法律的に解釋するも、鑛業主との間に於て、雇傭關係に立つものゝ如く將た然らざるものゝ如く、然して之を請負契約者と見るも、慥かに一種變態的のものであつて、要するに其性質は依然後者に近いが、餘り明瞭なものではない。この現在の世話方制度と餘程近似してゐる八幡の人夫供給業者は、單に勞力供給方面のみを負擔するのであるから、尙更製鐵所との間に、雇傭契約が締結せられて居るかの樣に見えるのである（が、實は、釜石の請負人の場合と同樣、その人夫は、全く製鐵所と何等雇傭關係なく、彼等に募集せられ、雇傭せられ、且收容せられてゐる處のものであるから、請負業者であるには相違ないのであるが）。

次に、職夫の賃金とか就業者時間とかも亦、此「職夫供給規則」で限定せられて居て、供給人で猥りに之を左右する事は許されない。職夫の業務は、一般の雜役人夫、鎔鑛、轉爐等の原料及其他の運搬夫、汽罐、製鋼工場等の運滓夫、鎔鋼原料、製鋼工場等の碎鑛夫、煉瓦工場の操爐夫、骸炭工場の骸炭夫を初めとし、左官、屋根、ペンキ等の各職、木工、石工、馬車及牛車夫等合計三十種に及んで居り、此内女子は、骸炭工場の型打とか、運滓、碎鑛、其他掃除夫、人夫として使役せられて居て、略ぼ釜石と同樣である。然して勤務時間は、十時間のものと、九時間のものとの二種あるのであるが、標準賃金（但最高額のみを揭ぐ）なるものは此等の勤務時間、男女別、業務別等に應じ、夫れ〳〵異なつて規定せられて居る。

尙、此の外、特別の規定を以つて、工程拂に關し、或は臨時加給並に步增等に付いて規定せられて居るが（詳細は後章賃金の部に讓る）、女子と幼者は、夜間は絕對に使役を禁ぜられて居る。然して一般の男職夫及此等女子幼者の勞働時間、其の他休憩、遲刻早引等凡そ就業制限に關する事項は、大體各々その働く工場の職工に準じて取扱はれて居るのである。

六人の專屬供給人によつて組織せらるゝ「職夫供給人組合」は、大正九年以前は、「職夫救濟組合」と稱して居たもので、組合理事長には製鐵所の庶務部長を戴き、理事三人の中一人も、工場課長に依囑してゐる。組合の資金としては、組合員が各自每月製鐵所から受け取る職夫賃金總額の千分の六に相當する額を出資充當することゝし（十三年五月には、此總額二萬五千圓に及んで居る）、之によつて次の諸事業を營んで居る。

（一）職夫の公傷病に付ては、製鐵所に於て、職工に適用する傭人扶助令所定の扶助料の常に最低額のみを給與して居るが（但、かくの如く、人夫を職工並に取扱ふ事に付ては、甞て會計檢查院及議會の問題にもなつたが）、私傷病に對しては、一切關知しないでこの供給人組合に一任してある。然して此組合規定による救濟額は、

傷病者には五十圓以下、死亡者には、葬祭を營むものに十圓、遺族には五十圓以下

となつて居るが、實際は、死亡の時は五圓をやるのみであり（大抵職夫の止宿する下宿屋の主人へ）、傷病の時は、組合の囑託醫（二人あり）に藥價無料で診療せしめて居るに過ぎない。製鐵所經營の素晴しい病院は此職夫にとつては全く何にもならぬのである。（二）每年一回、職夫のために慰安會を催す事になつて居る。（が、實行は此限りでない樣である）（三）組合として職夫を特別に募集する樣な場合には、その費用を出資額に按分して支出する事になつて居る（但募集の實際は供給人個々に競爭してやつて居る）。（四）職夫合

職夫の收容方法に二種ある。一は、右の職夫合宿所で、他は下宿屋である。卽ち、專屬職夫供給人等は供給人組合規則に基いて、職夫供給の圓滑と完全を圖る爲め、職夫合宿所と、專屬職夫下宿屋とを設けて居るのである。

第一に、職夫合宿所は、二種あるが、實は製鐵所の建造に係るもので、之を供給人組合に無償で貸與し其の共同の管理及經營に任せてある。無論、獨身の男職夫のみを收容してゐるが其の入所手續とか、入所後の居常監督が可成り嚴重であるから自由を叫ぶ彼等には、餘り歡迎せられて居ない。例へば、入所するには、八幡市內居住の保證人二人の連署ある願書と、市町村長の身元證明書を要し、且つ、五日間の宿泊料、食料券、辨當及湯札等を購入する資力を有しなければならぬ。又、入所後は、出入に一々屆出を要するとか、或は賃金の支拂を受けた時は、直ちに五日分の食券、入浴券を買ふ義務があるとか、必ず若干の貯金をしなければならぬとかの種々の制限がある。

合宿所二棟で三五〇人の收容力があり、之を六人の供給人に、各自五〇人宛を振り當てゝある。(十三年五月現在では、在宿人員三五六人、此內、一時歸省五八人、差引實際在宿者二九八人であつた。)天井も押入もない極めて粗末な室が六十四あり、十疊一間に大抵六人位を收容してゐる。特に職夫係を置いて敎導し、娛樂室、浴場等も備へ付けて心身の慰安をも圖り、模範職夫たらしめんと折角努力してゐる。

職夫の收入は、第三十五表にもある通り、働きさへすれば、一日一圓三、四十錢にはなる。(最高は一圓八十錢位。)然して合宿所の

入費は夜具代も入れて賄料一日五十錢であるから、充分貯蓄の餘力はある筈で大いに之を奬勵した結果、今や總額三千圓、一人當平均十圓となつてゐる（溜れば大抵國元へ送る樣である。貯蓄の最高は、二百圓以上一人、百圓以上二人）。

稼働成績は良好で、最も良く働くものは、一ヶ月三十六人分（休業者があれば直に補助として出る）にもなつて居るが、實は、仕事自體が充分に無い日が多く、全體としては毎日、六、七分から一割位の人員が失業してゐる有樣である。

第二に、專屬下宿屋は、職夫供給人の共同經營ではなく、各人が個々別々に之を設置してゐる。其の數は第三十六表に示す樣に全部で一五七戸、三千人餘の職夫を收容してゐる。

第三十六表　八幡製鐵所職夫供給人組合專屬下宿數及止宿職夫數

（大正十三年四月十日現在）

組合員	專屬下宿戸數	收容人夫數	一戸平均收容人員	組合員	專屬下宿戸數	收容人夫數	一戸平均收容人員
久原組	二二	四三五	一九・八	岡溝組	二四	五二一	二二・〇
川原組	二一	五一六	二四・五	酒井組	二一	四七八	二二・八
波多野組	五一	七六六	一五・〇	計	一五七	三、〇六〇	一九・五
門司組	一八	三四四	二六・〇				

（備考）右の六人の外、戸畑作業場に大和組あるも省く。右の内門司・岡溝・酒井の三組は合資會社組織で他は個人經營である。

然して、供給人相互の利益の爲めに、此等專屬下宿屋をして「製鐵所職夫供給專屬部屋組合」を組織せしめ之に理事長一名理事七名を置いて事務を處理せしめ、理事長は職夫供給人組合長に隷屬せしめて居る。

專屬部屋組合の仕事の主なるものは、

專屬部屋主人卽ち專屬下宿屋の主人等が、相互に密接な連絡を採り、宿泊者の發着屆出、投宿簿の整理、無斷退去卽ち逃走者の防止及其の氏名の通知傳染病發生の場合に於ける組合員の救濟、(卽ち、止宿職夫が傳染病に罹り、交通遮斷を受けた時は、その期間中、他の人夫迄も失業して收入が杜絕するから、之を養ふ下宿屋の主人に對し、止宿人夫一人に付、止宿料の $\frac{2}{3}$ 以內の額を組合から給與する)組合員死亡及變災の場合の救濟、(組合員自身の死亡は十圓以內、家族の時は五圓以內を給與。變災の場合には適宜に救濟及止宿料の協定等である。

專屬下宿屋一戶に於ける平均止宿職夫は約二〇人となつて居る(實際は、最少三・四人から七・八人、最高は五〇人前後)。その大部分は、獨身の男子であるが少許の夫婦者もある(第三十七表によると、波多野組に十一戶一六一人ある)。賄料は組合の協定で全部一人一日五十八錢(十三年五月末。製鐵所及警察署の許可を要す)となつて居り、合宿所のそれよりも八錢丈け高い。專屬下宿屋の家屋はすべて職夫供給人のもので(但所有の家屋もあれば借家もある)下宿屋の主人は、たゞ此處に居住さして貰つて、供給人の命の儘に、專ら人夫供給の下請負を爲してゐるに過ぎないのである。

人夫の募集は、此等下宿屋の主人が、募集費として供給人から、人夫一人當り五、六圓(鹿兒島ならば七、八圓)見當の金を貰ひ、あとは凡て自己の計算に於て(卽ち旅費、宿泊料等一切自辨)募集をするので、主なる募集地は、門司(此處で自由勞働者を誘ひ込む)及鹿兒島である。が、又、筑豐の諸炭坑の鑛山勞働者が、不況で過剩になつたり、賃金の値下に逢つて炭坑から逃げ出して來たりするのを捕まへたり、或は、北九州の諸工場から拾つて來たりなどする。大抵下宿屋の入口に「人夫募集」なる看板を掲げ、落伍者の自來するのを待ち構へて居る。若し募集して來た職夫が、三ヶ月以上在勤して働くと、手數料名義で供給人から一人に付二圓貰へるが、これ以內に退籍でもせられると半額に削られる。

專屬下宿屋の主人の收入としては、實は、止宿人夫から得る五十八錢の賄料の外、何にも無いのであるから、隨分甚しい待遇をして、その收入增加を圖つて居る樣である。尙、此の外草鞋とか諸種の日用品を賣り付けて、幾分かの餘德にあり付いて居る。

職夫に對する賃金は、製鐵所から直接に職夫には支拂はないで（請負人夫であるから、製鐵所に對し直接請求權はないと職夫心得にも明記してある）、每月二回、供給人に對して支拂ひ供給人は更に之を專屬下宿屋の主人に交付し、主人から下宿料其の他を差引精算した後、職夫へ渡す事になつて居る（尤も合宿所の職夫へは、供給人から直接に支拂ふのである）。然してその支拂日は、全部五日目每と規定せられて居るから、職夫にとつては非常に有難い譯で、下級職工などの內には、寧ろ職夫の方を希望するものがあるといふのも之が爲めである。

蓋職工の賃金は、每月一回、製鐵所から直接に支拂はれて居る。其の代り、共濟會經營の購買會から凡ての物資を傳票で買ふ事が出來るのであるから、不自由はない譯であるが、現金の融通のつかぬは閉口をしてゐる。

乍然、この頻繁な現金支拂の結果、職夫の金遣ひが極めて荒く、且つ購買會の恩惠にも浴する事が出來ないから、（寧ろ之がために五日拂とされて居るのであるが）勢ひ前述の樣に、下宿屋の主人から高價に物資を賣り付けられて搾取せられて居るのである。又、下宿主人の方も中々心得たもので、金遣ひの荒い者から、ドシ〳〵働かせて、大いに金を散ずる樣に仕向け、反對に、實直に稼いで金でも殘しさうな者は、

なる可く仕事を與へず、休日を多くして金の溜らぬ様にするのである（少しでも溜れば、足を洗はれる憂があるから）。

職夫の移動に付ては、正確な材料を得難いので、充分の事は分らぬが、可成り激しいものらしく、第三十七表にも示した通り、供給人によつては、一箇月の間に、約一割も増減があるのである。

第三十七表　供給人組合專屬下宿戸數及人員增減表（十三年度）

組合名稱	戸數	人員 四月末	人員 五月末	增	減	備考
久岡組	二二	四三五	四一三	—	二二	
川原組	二二	五三〇	約五一七	—	一三	（五月に人員不明の戸數三あり便宜四月と同數として計算す四月に此外に四戸六十二人あり除外せり）
波多野組	三〇	四九三	約五三八	四五	—	（五月に人員不明の戸數二あり便宜四月と同數と見て計算す、五月に此外に個人稼の夫婦自炊と稱するもの十一戸一六一人あり除外せり）
門司組	一六	三一七	三二五	八	—	
岡溝組	二三	五二一	四六四	—	五七	
酒井組	二〇	四七〇	五一九	四九	—	
計	一三三	二、七六六	二、七七六	一〇二	九二	

隨つて逃走者も相當に多く、之が豫防には細心の注意を拂ひ夜中二、三度は必ず見廻りを爲し、又、各方面と連絡をとつて逃走者を捕へる事に努め、一旦捕へた時は、連れ戻つて激しく打擲する事もあるさう

である。「職夫心得」なるものには、止宿人にして、轉宿若くは歸郷せんとする時には、必ず三日前に宿主に屆け出づべしと規定し、以つて逃走による貸金等の踏倒しに備へ、又、若し一度無斷にて外出し、歸宿せざる時は、以後一切宿主に於て、賃金の立替支拂を爲さざるべしと定め、以て賃金の方から之を威嚇して、その逃走を防いでゐる。

以上述べた供給人の專屬下宿屋以外に、尙職夫の收容設備として、「普通下宿屋」なるものが約百三十戶位ある。之に止宿する職夫は、すべて、供給人とは關係のない請負親方なるものに屬し、其の人員は明瞭でないが、此等親方の使役する人夫の數が每日大抵千六百人から、多い時には二千人にも及んで居る。

大正十三年五月では、此等の人夫が、凡そ晝間一三五〇人、夜間三五〇人位働いてゐた。即ち、五月一日の例をとつて云へば、職夫使役總數六、四二一人の內から、供給人配下の專屬下宿屋の職夫三千人と、同合宿所の職工三百五十人との合計約三、三五〇人を控除すると殘りの約三千人が、此の普通下宿屋の止宿人と、地方の自宅から通勤する者とに屬してゐる譯である（通勤者の中には供給人に屬するものも又請負親方に屬する者もある事勿論である）。

供給人が、專ら人夫即ち勞力の供給のみを引受けて、主として構內の仕事に關與してゐるとは異なつて、請負親方の方は、仕事自體をも請負ひ自己の計算に於て配下の人夫を使役し、主として構外の事業に關係してゐる（製鐵所では各部で、獨立に各々之を利用してゐる）。その請負方法は、總業請負もあれば、出來高請負もある。前者は、仕事の完成と共に金額を受取り、後者は出來高に應じて之を受け取る。蓋し、双方共、便宜上一坪幾何とか、又は一噸幾何などの單價によつて月二回に計算し、其の八分に相當する金額

を内金として一先づ製鐵所から受け取り、然して人夫に對しては、毎日その賃金を支拂ひ、決して、翌日に之を延ばす事をしない。人夫の受け取る賃金は、平均一圓三十錢位で、此内から下宿屋の主人に、賄料として一日六十錢を支拂ふのである。「普通下宿屋」の主人と、此等親方との間には、充分な連絡もあるから滅多に踏倒される樣な事はない(況んや賃金は毎日拂であるから、貸越しなどは專屬下宿屋よりは遙に少ない譯である)。人夫の逃走を防ぐ方法は專屬下宿屋の方よりも一層嚴重であると云はれ、一旦、此處へ引き込んだ人夫は。容易に逃がさないさうである。人夫の殆どすべては獨身者で、醜穢極まる下宿屋の、一戸六疊四間位の家に、甚しいのは、四十五人も詰め込まれて居る(一疊に、二人起臥する割である)。かの東北地方の鑛山に、今でも見受けらるゝ舊時代の所謂棟割長屋に住む坑夫達でも、此の人夫等の生活よりは、まだ遙かに良いと思はるゝ位で、宛然たる監獄部屋である(中には、以前相當身分あつたものが落魄して、八幡に來り下宿屋の帳方――世話係――に誘惑せられて、この人夫生活に落ち込んでゐるものもある)。しかも、一般の職夫の中には、職夫合宿所や、專屬下宿屋の、より幾分か面倒な窮屈さを厭ひ、且賃金の毎日拂といふのに打ち込んで、自らこの「普通下宿屋」の境涯へ身を寄せて來るものも多いといふに至つては、呆れざるを得ない一種の心理狀態といふべきである。

「普通下宿屋」に對しては、製鐵所は全然關知せず、その監督や取締は全部警察に一任せられて居る。しかし、警察でも、全く持て餘して居るので、例へば、戸毎に止宿人の名札を掲出して置く樣に命じてあつ

ても、中々之を實行せず、又、事實止宿人夫の移動も激しいので、實行が困難らしく、爲めに取締上、全く閉口してゐるやうである。それに此等の人夫對手の魔窟が、工場附近に密集し、一方ならず一般の風儀を紊してゐるのである。

從來とても、此等下宿屋の主人等の壓迫や搾取に對して、大いに反感を抱き同志を糾合して改善運動を試み樣とした者もあり、中には人夫に化け込んで下宿に潛入し、その事情を精査して、之を公表し以て輿論に訴へようとした者もあつたが、常に彼等の充分な警戒と、暴力的威嚇のために、悉く失敗に歸してしまつた。

一體此等の人夫は、常に虐げられたる生活をし、且、移動も激しい爲め、之を職工に比較すると、一般に素質も低く、氣風も荒く、反抗心に富み、非常に附和雷同的な一種特有の危險性を帶びて居るので、之が統制と指導には勘なからぬ苦心と、注意とを要する次第で、一度彼等が團結して事を起さんか、恰も炭坑に於ける坑夫のそれの如く、破壞的、暴動的行動に出でんとするの惧がある。隨つて之を煽動し、之を糾合して事を企らむ野心家には非常に警戒を要する。現に大正九年春の八幡製鐵の大爭議も、その發端は全く下級職工及此等職夫（會員の過半を占む）を中心に團結した、勞友會の活躍に職由して居るのである（此の詳細は後章に讓る）。故に一面から云へば前述した樣な弊害も多からうけれども、實は、職夫供給人組合だとか下宿屋組合だとか、又は請負親方のやうな制度乃至人物にして初めて、克くこの尨然たる大衆

の職夫を統轄使役し得るものとも云へるので、そこに、非常に强大な或る「力」を有して、之に臨まなければならぬ理もあるのである。現に、「職夫供給人組合」なるものは、國粹會八幡支部の中心勢力を爲して居り、隨つて其の配下の專屬下宿屋の主人等も、皆國粹會系統の者で固められ、此等が一團となつて、官業勞働總同盟の中堅たる八幡製鐵同志會と對抗しつゝあるので、事每に此等勞働團體の勞働運動なるものに對して壓迫を加へ、時には暴力をも辭せぬ勢を示してゐる（但し、現在――十四年下期――では、國粹會系統の勢力は、多少閉塞の形があり、殆ど表面に出ない模樣である）。

例之、同志會に於て、嘗つて、指定人夫（後述）を職工とせよと主張したに對し、供給人組合が大いに之に反對して、遂に撤回せしめたるが如き、又、普通下宿屋主人等が（之は寧ろ同志會に接近してゐるのである）、賄料の値下を其の筋に願出でた事に對し、供給人側（專屬下宿屋の方）が反對して、沙汰止みとせしめた如き、比々皆然りである。

要するに「同志會」は、普通下宿屋主人の方面、並に職夫一般に對し、大いに同情を寄せて居るに對し（但し或る政策からかも知れぬが）、「供給人組合」は、專屬下宿屋主人を率ゐて國粹會に近づき、傍ら同志會と反對の立場にある共同研究會を後援して同志會一派と對抗しつゝあるといふ厄介な實情である。

終りに臨み、職夫が如何なる方法で使役せられつゝあるかといふ事に付て、その實情を略述する。先づ製鐵所の各部に於て所要人夫を決定し、之を職夫の總監督をしてゐる工場課へ要求すると、工場課では、工場名、用途、種別（男女職名）等を記載した「供給命令書」に、「職夫通門票（構外ならば職夫出役票）を所要職夫の數丈け添へて、之を供給人事務所（構内に在る）又は請負親方へ廻付する。すると彼等は之に

基いて、更に各その配下の下宿屋に適宜按分割當して、人夫の出動を命ずるのである。そこで、旨く選に當つて其の日の職に有り付いた職夫は下宿屋の主人から通門票を貰つて工場に赴き、(その出入する門は、職工と異なつて居る）現場に於て、係の役員から之と引換へに木札を渡され、玆に初めて稼働し得る資格を獲得するのである。が何分、職夫の供給過剩の時は、此の通門票の爭奪が實に猛烈を極め、從つて、所要人員を實際に決定する現場の役付職工等に、盛に運動するものも生じ、之がため種々忌はしい不正事件を惹起したり、又は、必要以外の人夫を使役したりする弊害が、往々にして釀されるのである。下宿屋の主人も亦、かゝる時には、職夫に對して非常な威力を發揮する譯であるが普通は、職夫が多くて仕事が尠ない時には、職夫を交互に出役せしめ、大體一人當り、一ケ月に二十四日か二十五日宛位、働ける樣に按配してやるのである。但し之と反對に、若し仕事が餘つて、職夫が不足する時は、今度は職夫の鼻息が荒くなつて、彼等はなる可く輕易な仕事に走らんものをと、激しい競爭を演ずるのである。

供給人の手を經て供給せらるゝ職夫の內には前にも述べた樣に、職工の補助として働き、之と略ぼ同樣の仕事をするものがあり、かゝる者は、製鐵所の方でも、なる可く、常に同一人を操り込んで貰つた方が仕事の能率の上から、甚だ望ましい事であるし、又、供給人の方に於ても、さうした地位の安定した職夫が、一名でも多い方が、自己の利益になるのであるから、此の双方の要求が合して、玆に所謂「指定人夫」なるものが生じ、職夫の內若干を指定して、每日同一職場、同一業務に働かしめる樣にするのである。卽

ち、大正十三年五月の現在では之が左の如く、

久岡組	七二	波多野組	五五	岡溝組	一九
川原組	四七	門司組	二	酒井組	五五

合計二五〇人(職夫總數の約一割)ある(尙、第三十七表を參照のこと)。かゝる職夫は、いふ迄もなく、その伎倆とか、定傭的な點から見て、毫も職工と變らないにも拘らず、之を職工としない處に製鐵所及び供給人双方の或る政策が潜んで居り、當該職夫は、徒らに之が犧牲となつて、職工として受け得らるべき幾多の特權をも享受する事が出來ないといふ、可哀さうな狀態に置かれてゐるのである。かくの如きは、單に法規の違反たるに止まらず、一の重大な人道問題であるとして、同志會あたりでも嘗つて之を問題にした事は前述の通りである。

第三 雇傭狀態

一、募集

(イ)近年に於ける募集狀態如何といふに、前章製鐵事業概說の項で述べた通り、製銑事業が、石炭、金屬等の鑛業よりも、一歩先んじて、大正七年末の歐洲戰の休戰と共に不況に陷り、八年には既に休廢業するものも出來、隨つて解雇せらるゝものも隨所に生ずるといふ有樣であつたが、九年春の財界大變動後は、一流製鐵所と雖も、遂に事業不振に堪へ得ず、十年にかけて、大抵、募集の中止は固より、大々的な集團

的解雇すら敢てする樣になつた。

例へば、室蘭、釜石等では九年から募集を差し控へ、釜石では、募集費を一切出さぬ事とし、室蘭では出張募集を全く行はぬ樣にした。八幡製鐵では十年三月に缺員補充見合せの事とし、同年七月に全く新規採用を禁止した。

然して、十二年頃まで、かゝる狀勢で引續いて來たが、十三年頃から稍々增員の傾向となつた。（此の事は移動の部で述べる）但し、要するに募集中止のために生じた自然減員を適宜補充するといつた程度が多く、隨つて其の方法も、在籍移動者の緣故者か、若くは揭示等による申込、自來者から適宜採用してゐる。

現に釜石の如きは、一般鑛山炭坑に於けると同樣に、社宅居住の家族から志願せしめ、又は、請負人夫の中から成績人物の優秀なものを選拔採用してゐた。

（ロ）募集方法は、出張、周旋、廣告（揭示）、通信、緣故、自來等種々あるが、好況時には、主として出張募集、周旋人による募集等で、積極的に集め、不況となつてからは、主として、前述の樣に、緣故、自來等によつて、單に補充的に採用したのである。又、勞働者の種別から見ると、大體に於て、機械、仕上、鍛鍊、鍛冶、鑄物等の熟練職工は、出張募集によつて之を求め、雜役夫の如き不熟練勞働者は、廣告、自來等によつて、附近土着者などから、之を獲て居るものが多い。

但、八幡製鐵では好況時は兎に角、平素は職工は製鐵所又は各部所の名で、各工場の揭示板とか、構内適當の場所、或は各通用門に設けてある揭示場に公告するか、又は知人紹介によつて、大部分を募集採用して居り、新聞廣告とか又は出張募集等によつては獲て居ない。（無論職業紹介所などを煩はした事は一度も無いと云つて居る。）室蘭工場では、好況時には遠く東京大阪神戸等の製鋼工場集中地へ技師技手組長等を派して熟練工を獲て來てゐる。同じ東京でも芝の職工は最優良だが、本所のそれは、まるで劣つてゐるさう

である。不況に入つてからは(寧ろ平常は)、工場附近に於ける掲示公告によつて自來するもの、又は養成した徒弟等によつて缺員職工を補充してゐる。募集費は、自來者には別に前貸金もせず、品物は大抵購買會から給與するから、現金は殆どかゝらぬが、出張・緣故等で遠方から連れて來るものには、どうしても、旅費を給與せねばならぬ(家族數に應じて)。之に付ては、一流工場には大抵職工旅費規定があつて、それに準じて、貸與の形式で給與してゐる。又募集地で、連絡募集の任に當つた親方とか、周旋人とかにも謝禮しなければならぬから、先づ平常職工一人に付、五圓から多いのは十五圓前後もかゝる樣である。

二、雇傭

(イ)應募者から志願書、履歴書、戸籍謄本等の書類を徵して後、本人に就き、あらゆる口頭訊問を行ひ且つ體格檢査及技能、體力試驗、(八幡)を施行した後でなければ、採用を決定しない事は、何處も同樣であるが、審査の疎密に到つては、自ら相違がある。又、本人の訊問に對する申立だけでは滿足せず、更に警察署を通じ、又は直接市町村長宛で、身元照會をする場合が多い。之は無論、本人の申立、及提出書面の眞僞調査であるが、尙特に、前科の有無、及危險思想を抱けるや、他を煽動する性質なりや、勞働團體乃至運動に關係ありや等を詳細に調査する。

八幡製鐵では、先づ庶務課で志願者が、出入禁止者か、不採用年齡たる十六歲未滿五十歲以上か、前に在籍してゐたか、その解職事由は何であつたか、身元調の必要あるかどうか等を會議で決定し、然して身元調査は總務部で行ひ、調査項目として十項目を定めて居る。若し一ヶ月經過しても調査の完結せぬものは假完結として採用し、照會の結果により解職差支なしとしてゐる。但し、職工の募集採用試驗期間等に付ては、全く各部が(工務・製鋼・鋼材、等)獨立に之を行ひ各自四項目位の內規を定めて居る。

體格檢査は、通常工場法施行規則第八條、又は鑛夫勞役扶助規則第十四條に列擧せられてゐる病症の有

無を調べるのであるが、尚、工場によつては此等の外に、身體各部の畸形、不具、强度の近視、聽力言語の障害をも調べて不合格としてゐる所もある。

八幡では、體格檢査と、體力檢査を區別し、前者は病院で、後者は所屬各部所で行つてゐる。體格檢査は相當嚴重で、不合格の病症として、七項目を列擧してゐる。尚合格者の體格も、次の樣に二つに區分してゐる。

	甲	乙、A	B	C
身長	五尺三寸以上	五尺三寸以上	五尺二寸以上	五尺一寸以上
胸圍	?	$\frac{1}{2}$以上	$\frac{1}{2}$以上	$\frac{1}{2}$以上
體重	十五貫以上	十四貫以上	十三貫七〇〇以上	十三貫五〇〇以上

大正十二年一月の第四回懇談會で、職工側から、工作課へ入職する者の身體檢査を身長、體重等に重きを置かず、技術本位とせられ度いと要求したに對し、製鐵所側は、之は技術と醫學に亘つた複雜な問題だから、充分愼重に研究して見ると答辯した　兎に角多少嚴格に過ぎる嫌があるので不平はあるらしい。

（ロ）以上の手續を經て採用に決定した者は、本職工（常傭職工）たると、臨時職工たるとを問はず、普通一週間から二週間位（但、不熟練雜工で早きは三日、熟練職工で最も遲いのは三週間位もある）の試用期間を設けて假採用とし、此間に、技術を試驗し、又は鑑定して、愈々本番賃格を決定するのであるが、此の初給に關しては、後章賃金の部で述べる事とし玆には省略する。尚、試用中に於ける假定若くは見込賃金（試給）は大抵內規で略ぼその最高額が一定せられ、この範圍內で、適宜に給與せられてゐる。但、之と確定本番賃格との差額を、本採用の際遡及補給するか否やは工場により一定してゐない。

八幡は、前述の通り試用期間とか試用給が、各部獨立に内規で定められ多少異なつて居る。(例へば試用給に付て、工務部は職工供給規則第九條の日給によると規定し、鋼材部は日給四十五錢以内にて定むと規定してゐる。)試用職工は毎月、二回又は三回所定の日に本職工に採用してゐる。八幡では、職工補充人員、募集、採解等が各部長の權能に屬してゐるから、部長は非常に強大な勢力、實權を有してゐる。

(ハ)採用確定となり、愈々本職工に任命せらるゝ時は、茲に誓約書を提出し、所謂勞働契約を締結するのであるが、その内容は、大抵、「諸規則命令等に違背した時は、如何なる處分も甘受する」旨と、「不都合により損害を掛けた時は、保證人連帶で處辨する」旨とを誓つて居る。

雇傭期間は、豫め契約しないのが普通である。但、勞働者自ら進んで一定期間を誓約する事は勝手であり、又、何處でも之を歡迎してゐる。後述する樣に、好況時には、工場によつて、或政策から、豫め期間を約せしめた定期職工なるものを採用したが、今は殆ど行はれてゐない。(尚八幡では、一旦採用した以上は、原則として定限年齢に達するまでは、雇傭を契約したものと看做してゐる。)

(ニ)幼年者を募集收容して、之を見習職工として養成する所謂徒弟制度なるものは、八幡室蘭の樣な大製鐵所に於て大規模に設置せられ、職工補充に備へられつゝあるのであるが、之に付ては、後章、福利施設中、教育の項で詳述する事とし、茲には省略する。

三、移　動

凡そ會社事業經營の實際上に現はれた成績如何は、大體之を二つの方面から觀察し得ると思ふ、即ち、

その一は、「生產費」に現はれた結果であり、他の一は、勞務者の「移動」其のものに於て見得る事象である。炭坑などでは、山それ自體の天然固有の狀態が原因となつて、殆ど不可避的な或程度の移動率を有してゐる處が多いが（例へば、危險な指定炭山の如き）一般工場に在つては、外間的な好不況に伴つて起る種々の移動原因は暫らく措き、之を內部的に見る時は、大體に於て、勞務者の素質、會社の待遇、設備、其の他、組織の如何等が、移動自體に反映表現して居る樣である。

移動狀態に付ては、先づその大さ（移動率）及び速度（在籍期間）を統計的に調査し、次にその原因、歸趨、影響對策等を講究すべきである。が、實際は、工場の之に關する材料が甚だ貧弱で、一流を除く外は、殆ど豫期したものを得る事難く、隨つて移動の組織的研究は甚だ困難である。殊に移動の原因に關するものに於て然り。（尤も之の正確なるものを作成する事自體が、無理な注文かも知れぬが。）

移動率とは、云ふ迄もなく、會社が豫定生產高を得る爲めに要する一定の基本勞力（員數）に對する、一定期間內に於ける勞務者の入、退籍（就職及離職）の割合を指稱するのであるが、第一基本員數の標準を求めるに付て區々の說があり、次に入退籍の數に付ても之を個々に區別して見る可きか、將た双方の合計、又はその平均數について見る可きか、相當に異論がある。尙第三に一定期間を一年單位とすべきか、（卽ち一ヶ年間の在籍延人員總數を暦日數で除して得た一日平均の在籍人員）又は、毎月（月末在籍人員）とすべきか、是れ亦工場に依つて一定しない。が、要するに、移動率算定の利益は、或る一定した基本の標準線を、上下に波動してゆく或る線の推移狀態、換言すれば、所要

勞力の減少と、その補給の狀況を注視し、常に之が適當の對策を講じてゆけばよいのであるから、多數工場に於ける實際は可及的面倒な手數を省略する意味も加はつて、一ヶ月每に計算比較するの方針を採り、然して、每月末の現在人員を以て、その月の入、退籍人員を各別に除して、得た割合を、常に對比講究して居る樣である。但、事業經營の上から見ると、此の採解數の對比は、極めて重要な事であるが、移動理論の上から見ると、實は、離職者數の割合こそ所謂移動率として取扱ふ可きであつて、移動の原因も、速度も、從つて之が對策も、一にこの離職率の分析解剖によつて充分に察知し得らるれし、採用率の如きは抑々離職に伴ふ從たる一現象に外ならないともいへるのである（況んや、採解數の和、若くはその平均數の率を求める事などは、餘り大した意味をもつて居らぬ）。

尤も一口に離職といつても事業主側の解雇もあれば、勞務者側の辭職もあり、長期の不在休業もあれば、死亡、轉職（同一會社工場內の）等もある。又主として不況襲來等に原因する一時的、集團的な大衆解職もある。何れも離職率算定に當つて考慮せらるべき事柄であるが、先づ大體は普通一般の解雇辭職（依願）は勿論、死亡等をも離職として取扱ひ（八幡製鐵）長期の休業などは相當の注意を拂つて適當に整理解職し（釜石鑛山）又、轉職（同一會社內の）は、通常離職とは見ない樣である（室蘭工場）。尙、離職は補充を伴ふものたるや否やを問はず、又、特別大衆減員（增員も然りだが）は、なる可く別箇の取扱として之を考察し、每月の離職率をして急性の病的現象に陷らしめない樣にしてゐるのが普通である。

次に、移動率實況の一例として、八幡製鐵所のそれを掲出する。

第三十八表　八幡製鐵所職工移動表

	一ヶ月平均採用人員	同上％	一ヶ月平均解雇人員	同上％	採用解雇人員合計の平均數	同上％	一ヶ年平均在籍人員
大正七年中	五八二	三・六六	四四〇	二・七八	五〇四	三・一八	一五、八二二
八年	五一九	三・一八	四九六	三・〇一	五〇八	三・一二	一六、二七三
九年	(約)四九五	二・八八	(約)四四一	二・五六	(約)四六八	二・七一	一七、一九〇
十年	一一二	〇・六八	二二七	一・三八	一六九	一・〇三	一六、四三六
十一年	一一四	〇・七〇	一六二	〇・九九	一三八	〇・八五	(約)一六、三六九
十二年	二〇六	一・二六	一六七	一・〇二	一八六	一・一四	一六、三七七
十三年	一九九	一・一八	一六五	〇・九八	一八二	一・〇八	一六、八三五
十四年	二一八	一・二二	一五二	〇・八五	一八五	一・〇三	一七、八五九

備考　右表の一ヶ年平均在籍人員中には、三五〇人前後の徒弟と八五〇人前後の戸畑作業場の職工（合計約一千二百人）とが含まれて居るから、此等を除いた八幡製鐵所の職工（本職工及臨時試驗工）のみの移動率よりは、幾分低い事になつて居る。

右表によると、不況に入つてからは、好況時代の樣に爭奪に伴ふ激しい移動は見られなくなり、九年以前の一ヶ月平均三％前後の移動率が、十年以後は、一％前後に減少してゐる。蓋し一般に製鐵工場は、屢述した通り不況襲來後、逸早く、倒れるものは倒れ、整理せられるものは整理せられて、徹底的に分解作用が行はれた結果、大正十年から十二年にかけて、克く此難關を切り拔け、殘存し得てゐる樣な一流工場は、略々淘汰し盡した。最少限度の勞務者を保有して、漸く落付いた形であるから、從つて遲くも、十一年以後は、移動と稱すべき程の大きな採解も見られなくなつた實情である。今此の事情を室蘭釜石の二

ケ所に就て見ると、

(イ)先づ、不況による淘汰としては、室蘭製鋼(茶津、輪西の兩工場)は、九年六月から十二年四月までに前後七回、合計約四千人を馘首したので、如何に軍縮の影響でもあつたとはいへ、好況時代から見ると人員が約三分の一に減じ十二年末には漸く二千人强となつた。但、其後漸次恢復增員して十四年末には二千五百人を超過するに至つた。釜石では、好況時(大正七年)四千三百人餘からあつたが、八年から減少し初め、九年には、製鋼部の休止に伴ひ七月から十二月迄に三回に亘り五百人程馘首したので、二千二百人となり、七年には約二分の一になつた。其後更に採鑛部を初め各部の徹底的減縮のため減員淘汰相次いだので、十一年から十二年にかけ製鋼部の復活を見たけれども此頽勢を挽回し得ず、十二年末には一千百人となり好況時の1/3乃至1/4の數に減少した。但し、爾後增員して十四年五月には一千七百人となつて居る。

(ロ)次に、十二年度の採解狀況を見ると、室蘭は、採用、解雇、共に一ヶ月十人から多くて三十人位迄、一ヶ年に百人から百五十人宛位に過ぎない。之を職工總數二千人强に比較すると、各々毎月平均一%の率にも足らないのである。釜石は採用解雇共に、一ヶ月五、六人から多くて三、四十人位迄、一ヶ年二百人前後に過ぎない。之を職工及鑛夫總數一千百人に比較すると、各々毎月平均二%弱になるのである。尙大正十四年六月から十一月までの六ヶ月間の統計によると、一ヶ月平均採用二八人、解雇三八人—但七月の九〇人といふ集團解雇も入れて—であつて、之を一ヶ月平均在籍人員一、六四四人で除ると、採用率は一・七%、解雇率は二・三%となる勘定である。

卽ち、淘汰時代の集團的減員を、移動數に加入算定するならば、移動率は相當高いものとなつて現はれた筈であるが、颱風一過後の移動率は、右の樣に、一%から二%の間に彷徨してゐるのである。唯、八幡製鐵は次にも述べる通り、不況に際しても別に民營會社の樣に職工を淘汰する必要がなかつたので、集團的解雇といふ事は今迄に一度も行はれなかつた。隨つて採用、解雇數の間に甚しい開きはなく、たゞ好況

の時は、一般と同樣、集散が烈しくて採解の雙方共、その率が高まり、不況に入つてからは、その率が低くなつたのである（尤も八幡とても、不況に鑑み、生產費節減の趣旨を以て、今少しく事業を整理し、又、職工の能率向上に努力したならば、恐らくは、餘程まだ職工減員の餘地があつたであらうが、大正九年春の大罷業に懲りてか、又は元來が官吏の經營である爲めか、未だ一度も大鉈を揮はないのであると、穿つた批評をしてゐる者もある。）。

尙社會局發行の勞働統計時報によると、製鐵事業を含んでゐる業務の、大正十二年下半期に於ける移動率は、次の通りである。※（採用解雇雙方の和を二分して得た數を、前月末と當該月末の現在人員の和を二分して得た數で除したもの）

	一ヶ月平均採用率	一ヶ月平均解雇率	※一ヶ月平均移動率
機械製造業	五	八	七
金屬品製造業	六	八	七
金屬精錬業	二	二	二

然して、社會局では、全部で十六種の業務の移動率と賃金との關係を調査して、賃金の低い業務に移動率が高い傾向である、と斷じて居るが、少くとも其の內の、機械、及金屬品製造の二業務は此の斷定を裏切つて居る。即ち、此の二業務の賃金は、何れも平均二圓以上であつて金屬品精錬業と共に、十六業務中賃金の高い順位から云へば、五位以內で、他の業務よりは遙かに高いに不拘、その移動率は右の樣に七%で、十六業務の平均移動率六%よりもまだ高い有樣である（唯、金屬品精錬業のみは、賃金高く、移動率は低いのであるから、此の斷定に合致して居るが、此の移動率の低いのは、從業職工人員の少ない爲めであると社會局は說明してゐる）。蓋し、此の社會局の調査には、二流以下の小工場も含んで居り、然して機械及金屬品製造業の如きは、多く交通至便の大都會に集中してゐて、好況時には簇生し、不況時に雲散する傾向あり、從つて職工の動搖も多い上、附近町方の小個人工場とも交涉があるといつた有樣で、勢ひ此等工場の分を計算に入れた該業務全體の移動率なるものも、之を一流の會社工場のそれに比較すると、遙かに高いのではあるまいかと思惟せらるゝのである。

移動の原因とか速度に付ては、前述の様に、何處の工場でも餘り徹底した調査を遂げて居らない。後者は、比較的短期の勤續年數調査で略ぼ之を推定してゐる程度に過ぎず、前者亦たとへ、解雇退職事由別に統計を作製はして居ても、肝腎の離職原因の約五・六割を占めてゐる、本人の自發的辭職の事由が明細に區別表示されて居ないし、又、實際問題としても前述の樣に之は甚だ困難な仕事で、或は求むる方が無理かも知れない。依願解雇以外は、會社の都合による解雇とか、傷病、死亡、反則處分及び年齢滿期等の一目瞭然たるもののみである。次に一例を示すと、八幡製鐵所では、第三十九表に示す通り、

第三十九表　八幡製鐵所に於ける職工退職理由表（戸畑作業場をも含む）（大正十四年度）

理由	人員（男女共）	
（一）依願	九七〇人	五三・〇%
（二）不採用（假採用の者、身元調査の結果）	一六六	九・一
（三）死亡（自殺をも含む）	一三三	七・三
（四）執業上望なき者（主として出缺常ならぬもの）	一一八	六・五
（五）兵役	一一一	六・一
（六）身體虛弱で業務に堪へぬ者	一〇八	五・九
（七）年齢滿限	七四	四・一
（八）自己の都合で引續き三十日以上執業せぬ時	五九	三・三

（九）	轉職（製鐵所內で）	四八	二・六
（一〇）	公傷（死をも含む）	三一	一・七
（一一）	事業上の都合	一	
	合計	一、八二六	一〇〇・〇

依願と稱するものが、五割三分を占め、然して、此內容は調査して居ないから明かでない。由來八幡は、官營工場として基礎堅實であるから、職工の落付き場所としては歡迎せられて居るのであるが、又一面、官僚的な窮屈な點も多いので、自由を喜ぶ下級職工には之が爲め隨分辭職するのもある由である。賃金は後述する通り、平均は非常に高い方で、之が爲め遠く大牟田の三井經營工場からも來る程であるから、之が、移動の理由には、大してなるまいと思ふ。何分、附近が有名な北九州の工場地帶であるし、筑豐炭田も控へて居るし、又若松戶畑門司等の石炭集散地も近いから、餘程移動の可能性があるので、若し待遇でも惡ければ恐らく職工募集も從來の樣な、單なる工場揭示位では間に合ふまいと思はるゝのである。室蘭工場（輪西も含む）の大正十二年下半期に於ける離職事由を見ると、百五十人の離職者中、依願三八％契約滿了（徒弟）二七％會社の都合一四％轉職（同工場內）九％公私傷病七％懲戒處分五％といふ狀態であるが、此の工場も、室蘭港に臨んで存在し、石狩炭田各地の漁場等をも控へてゐるから、多少此等の點から移動に影響を受ける事と思はれる。釜石鑛山は製鐵事業兼營とは云へ、一般の金屬鑛山と同樣、位置僻在隔絕してゐるから、移動其の他が餘程之と近似してゐる。卽ち主として、所在地近郡の土着者から勞働者を獲て居て、隣りの秋田縣鑛山地方とも餘り交涉がなく、況んや北海道の石狩炭田あたりまでは、殆ど移動して行かぬ樣である。

移動の原因調査と共に重要な解雇者の歸趨調査（移動方向）は、是非甚だ困難な、正確を期し難い仕事であつて、各工場とも、充分な調査を遂げて居らぬ。自ら職を求めて辭職した者は別として、然らざるものは不況の際とて、求職も容易ではないらしい。殊に交通至便の都市に於ける工場勞働者と違ひ、僻遠の地に在る工場鑛山等に於ては、歸農以外、勞働者の轉職は甚だ容易ではないのである。

例へば、釜石鑛山に於ける大正十二年一月から九月までの就職總數一五四人の歸趨狀態を見ると、轉職し得たもの四〇％、歸農八％、不詳一〇％、其他二％で、未就職者は四〇％に及んで居るのである。

好況時代、職工（鑛夫）の爭奪の激しかつた際に、職工が有利の條件を追うて轉々することから引き起された諸種の影響、殊に事業主にとつて苦痛とせられた募集費の增加と、不熟練工の雇傭による能率の低下を防壓せんため、事業主間に諸種の對策が講究實施せられ、之が結果として、勞働條件及び福利施設等の改善による待遇の向上は、勞働者に對して尠からぬ利益を齎らしたのであるが、一面、足止策として特設せられた或種の制度申合せ等は、勞働者間よりすれば之がため、移動によつて失ふべかりし諸種の利益の保護せられたものもあつたであらうが、又移動によつて獲可かりし幾多の利益を、阻止剝奪せられた事も尠くなかつた樣である。

かの紡績、製絲の女工に見る樣な前貸金制度とか、鑛山炭坑に見る樣な保證積立金の沒收規定の樣なものは、製鐵工場には見受けられないが、特定事由の下に解雇したものゝ一定期間不採用の規定、又は申合せ等は、到る處に存在し、餘程勞働者の移動就職を困難ならしめて居た樣である。

八幡製鐵では、吳工廠との間に此の點に關する嚴重な協定を作つて居るのみならず、八幡を主として、全國の製鐵、製鋼、造船、機械、鐵工所等の一流五十一會社工場間に、解職者の六ケ月間不採用に關する申合せが存在してゐる（尤も不況に入り淘汰相次ぐに及んで、此の申合せは有名無實にはなつて居るが）。

室蘭工場が嘗て採用してゐた定期職工制度なるものは、一般機械工場にも見受けられたものであるが、其の目的は、全く好況時代一種の職工足止乃至補充策として役立てられたもので、徒弟制度とも異り、或一定短期間の雇傭契約を締結せしめ、滿期と共に當

然解職する制度である。室蘭では、大正七年、此の制度が特設せられ、同十二年に廢止せられた。その要項如次。

（一）年齡二十一歲以上、滿一年以上の勤續者から採用する。（二）一定期間（三年乃至五年）の從業を誓約する。（三）身元保證金として每月、日給一日分を徵收する。（四）滿期奬勵金として身元保證金の三倍相當額を每月會社で積立てる。尙每半期に休業日數三日以下の時には、積立金額を增す。

四、勤　續

移動と勤續とは、互に楯の半面を爲し、移動防止對策の實行は、亦同時に勤續奬勵の結果となつて現はれなければならぬ。蓋、勤續奬勵の徹底的方策は、まづ移動の原因を探究してその因つて來る處を知悉し又移動の速度と比較考量して移動の集中點を歸納的に闡明して後、初めて克く、合理的に樹立せらる可きものであつて、かの不對等の契約關係を利用して强制的に移動の自由を阻止し、或は、徒らに勤續年數のみを數へて、之に少許の金錢物品を授與するが如きは、本末を顚倒せる糊塗的退嬰的手段とも謂ふ可く、恰も施設待遇の改善に資を投ずる事を忘れて、たゞ募集にのみ狂奔し、之に多大の費用と勞力を拋つと一般、眞に勞働者の幸福を企圖し、併せて當該產業の發達を助長する所以ではない。

玆に所謂移動の速度とは、一定期間に於ける採用人員が、離職するに至るまでの在籍期間の長短を統計的に調査し、採用人員に對するその比率を求めるのであるが、通常在籍一ヶ年未滿殊に六ヶ月未滿のものを標準として、その勤務日數（勤怠）前職退籍事由等を精査し、以て移動問題解決の貴重な材料とするのである。

八幡製鐵所は、一年未滿の者を更に六ヶ月未滿及三ヶ月未滿の者とに細分して居るが其の人員は次の如くである。（戸畑作業場の職工をも含む、但徒弟を含まず）

	三ヶ月未滿	總人員に對する%	三ヶ月以上六ヶ月未滿	%	六ヶ月以上一年未滿	%	計	%	總職工人員
（大正十三年三月調査）	七二四	四・四	六四六	三・九	九七二	六・〇	二、三四二	一四・三	一六、三二一
（大正十四年三月調査）	（六ヶ月未滿）		一、三一五	七・七	九四八	五・六	二、二六三	一三・三	一六、九五九

即ち全職工の一割三、四分は一年未滿の者で、製鐵所側の言ふ所によるも、一ヶ月間の採解人員合計約四百人の大多數は、此の一年未滿六ヶ月未滿といふ勤務者によつて、占められて居る狀態である。然して、在籍一年以上に亙るものを、通常勤續職工として取扱ふのであるが、勤續年數を條件とする諸種の規定では、必ずしも之は一定してゐない。

例へば、勤續賞與とか、又は退職手當にして自己の都合にて退職する場合の給與とかは、大抵勤續三年又は五年以上を條件としてゐるし（中には十年以上といふ馬鹿氣たのもあるが）、工場委員會制度又は之が類似の機關の、勞働者委員の選擧並に被選擧資格は、勤續年數六ヶ月若くは一年以上の者となつて居るのが大多數である（尤も選擧資格の方には、無制限とするもの丶外、三ヶ月以上の在籍者といふのが少しあるが、過半は一年以上であつて、六ヶ月以上といふのが之に次いで居る。又、被選擧資格の方は、最低六ヶ月以上で、之が少しあり、過半は、二年若くは一年以上の在籍者とせられ、三年以上といふのが少し許りある）。

兎に角、勤續といふ事は、即ち徒らに移動せぬといふ事は、勞務者に取つては自己の品性及生活の向上を圖る上に重大な意義があり、對事業主關係に於ても、短い期間では、種々の希望、要求をする發言權を

も失ふ事となると共に、事業主に取つても、亦勞務者の素質、待遇の改善には、是非共その勤續が必要であるし、又、勤續の良否は、移動のそれと同樣、或程度迄、事業經營の成績を現はしてゐるとも云へるのであるから、勞資雙方にとつて誠に重要な事柄である。

次に一流製鐵所の勤續狀態を例示すると、

イ　勤續年數　工場職工の勤續年數の長短が、當該工場の新古に關係ある事は、云ふを俟たない事である。卽ち第四十表に就て見るも、

第四十表　勤續年數調查

工場	調査年月	一年未滿	三年未滿	五年未滿	七年未滿	十年未滿	十年以上	計
八幡製鐵（戸畑工場も含む）	（大十三、三）	二、三四二	一、九六四	四、一七三	二、六七〇	二、〇五九	三、一二三	一六、三三一
	%	一四・三	一二・〇	二五・六	一六・三	一二・六	一九・二	一〇〇・〇
室蘭製鋼（輪西工場をも含む）	（大十二、十一）	二二〇	七一	五三一	六九八	三四四	一八二	二、〇三六
	%	一〇・三	三・五	二六・三	三四・四	一七・〇	八・五	一〇〇・〇
釜石鑛山（鑛夫及職工）	（大十四、五）	一〇九	四一〇	二五八	二四一	三三一	三五五	一、七〇四
	%	六・四	二四・〇	一五・二	一四・三	一九・五	二〇・六	一〇〇・〇
以上平均	%	一三・三	一二・二	二四・二	一八・〇	一三・六	一八・七	一〇〇・〇
炭坑に於ける平均	%	四五・〇	三〇・〇	一〇・〇	六・〇	五・〇	四・〇	一〇〇・〇

八幡（明治三十四年）、室蘭（明治四十年）、釜石（明治二十七年）等、皆相當古い沿革を持つて居るから職工總數の平均五割强は、勤續五ヶ年以上の者で占められて居るといふ好成績である。

之を移動の最も烈しい石炭鑛業の成績に比較すると、思半ばに過ぎるものがある。卽ち、石炭山に於ては、總平均に於て、勤續一年未滿の者が四割五分を占め、次に、三年未滿が三割强で、此雙方を合せて、實に總數の七割といふものが三年未滿の者である。最も勤續者の多い、優良な且古い炭坑といはるゝ安川氏經營の明治炭坑すら、五年以上の勤續者は四割に充たぬ狀態である。

殊に、八幡、釜石は、十年以上の勤續者が、それ〴〵二割前後あり、二十年以上の者は、釜石に六十八人八幡に二六一人（最年長者は釜石三十七年、八幡二十六年）もあるに至つては、誠に驚嘆に値する。

但、勤續一年毎に區分比較して見ると、最も人員の多いのは、

八幡は、滿一ヶ年未滿の者一四・三％、滿三ヶ年勤續者一四％（尤も大正十四年三月調査では、滿四ヶ年勤續者が最多で一一・六％）、室蘭は滿五ヶ年勤續者二〇％、釜石は滿二ヶ年の者一五％となつて居る。尙八幡製鐵に含まれて居る東洋製鐵の戸畑工場、及室蘭製鋼に含まれて居る輪西製鐵工場などは、創業比較的新らしい故勤續者無く、前者は、二年未滿の者、總數の九六％を占め、後者は、二年未滿一八％、大多數は四年から六年までの者で六二％を占めて居る。

ロ　勤續奬勵法　茲に所謂勤續奬勵法といふのは、一定の勤續者に對し、賞金を與へ、又は表彰して、以て一般の勤續を奬勵するものゝ意に外ならぬ。かゝる方法は、好況時代には廣く一般の工場鑛山に行はれたものであるが、不況と共に、多くは雲散霧消して、唯少數の一流會社にのみ殘されてゐる有樣となつた。今左に代表的製鐵所のそれにつき例示すると、

（一）　八幡製鐵所

（A）精勤賞與として、滿三年以上の勤續職工にして、特に精勤勉勵他の模範となるべき者に、精勤徽章を授與し、之には、向ふ三年間、一年に付、三日の特別慰勞休暇を與へる事にしてゐる。然して之が銓衡は甚だ愼重にし、各部に於て部長の責任を以て本職工全

員の二十分の一以内の數を選拔上申せしめて居る（前受賞者は受賞の時より起算して更に滿三年以上經過した者）。但其選定は一に現場監督者の意見に基いて居り、平素の勤勉振りを標準にしてゐるから、隨つて皆勤者と雖も、其の選に洩れる事がある。職工側は此規定に對し、懇話會に於て、第一、銓衡に不公平があるから皆勤者とせよとか、第二、精勤徽章を廢して之を善行章とし、精勤者には別に褒賞規定を設けよとか、甚しいのは、寧ろ精勤賞を撤廢して、別に永年の勤續賞與規定を作れとか、第三、二十人に一人を、十人に一人の割にせよとか、第四、職員休暇との權衡上、休暇日數を增加せよとか、其の他種々の要求を提出してゐる。

（B）次に、勤續賞與としては「勤續職工表彰內規」といふものがある。之によると、

勤續職工（但、傭員職員も同樣とす）
十年以上　賞狀及木杯一個（其の後職工の要求で、木盃三つ組となつた）
十五年同　賞狀及木杯三つ組（同、二重箱一組となつた）
二十年以上　賞狀及懷中時計（同銀盃一個となつた。尙最近には、銀盃三つ組の要求に接してゐる）
二十五年同　賞狀及置時計（最近には、盃臺と銚子に變更の要求に接してゐる）

卽ち、現在少數の鑛山などで見受ける形式的の獎勵方法であつて、その褒賞も、年一回の製鐵所起業紀念祭當日に莊嚴な式で、長官親しく之を授與するといふ有難いものである。

（因みに、製鐵所では、職工の表彰に付ては、非常に愼重に取扱ひ褒賞調查委員會なるものを設け、總務部長を委員長とし、技監及各部所長を委員とし、秘書及工場課長を幹事として、作業上最も優良な成績を擧げた各部局又は有望な機械工具、若くは作業方法等を按出した從業員に對する褒賞事項を調查審議してゐるのである。）

處が、職工の眞意は、精勤賞與の部でも述べた樣に、かゝる形式的規定をすべて撤廢し、海軍工作廠に於ける勤續加給制度（第四十一表參照）の樣なものを制定せられん事を望み、

第四十一表　海軍工務規則に於ける勤續加給制度

毎年十二月一日調查し、勤務精勵品行方正なるものに、次表に依り加給支給す。

勤續年數	加給額	勤續年數	加給額	勤續年數	加給額

滿二年以上	日給十日分	滿九年以上	二十二日分	十五年以上十七年未滿	三十四日分
滿四年以上	十二日	滿十年以上	二十四日	十七年以上十九年未滿	三十八日
滿五年以上	十四日	滿十一年以上	二十六日	十九年以上廿二年未滿	四十二日
滿六年以上	十六日	滿十二年以上	二十八日	廿二年以上廿五年未滿	四十六日
滿七年以上	十八日	滿十三年以上	三十日	廿五年以上廿八年未滿	五十二日
滿八年以上	二十日	滿十四年以上	三十二日	滿廿八年以上	六十日分

尙、之に關聯して、「一體、製鐵所は、勤續賞與のみならず、公休日に於ける日給の支給とか、中元年末賞與とかの待遇が、他の官營工場に比し、大いに劣つて居るから、此の際官營工場の待遇統一を要求すると共に、先づ製鐵所が率先して他を凌ぐ優遇法を講ぜよ」と叫び、毎年の懇話會に於て、一大問題となつて居るのである。

之に對し製鐵所は、「一律に官營工場といふも、工場の所管、所在地、沿革事業の種類等により皆相違し、各特色があり、その優遇法も各々一長一短があつて、之が統一とか比較とかは甚困難である。例へば、海軍工廠には、勤續加給制あるも、製鐵所に於ける樣な平素の解職手當金制度なるものがない。然して、滿五年勤續者に付て云へば、前者によれば、在職中に合計三十六日分の加給手當が貰へる(第四十一表參照)が、後者によれば、解職の際に五十五日分を支給せられる(第四十二表參照)。又、陸軍工廠、煙草專賣局、造幣局等では、父母死亡の際に三日間の公休日を與へて居るが、共濟會からは、家族の弔慰金が出ないに反し、製鐵所では、かゝる場合に、公休制度はないけれども、共濟會から、日給十日分の家族弔慰金が支給されてゐる。右の二つの場合に職工は、果して何れを自己に有利なりと思惟するか」云々、と答へ、以て職工の要求を抑止してゐるのであるが、職工側は、單に此の勤續賞與の問題のみならず、次に述べる解職手當金の問題、並に後章に說く年末賞與等、次から次に他の官業の施設を楯に、改正、增額の要求を提起し、しかも事毎に官業勞働總同盟の背景を以て向つて來るから、製鐵所にしても、實に容易ならぬ苦勞をしてゐるのである。

(二) 釜石鑛業所　滿十年以上の勤續者に對し、十一年目から勤續賞與として、金五圓から三十五圓までの七等級、五圓宛の差額で、

之を給與してゐるが、面白い事には岩手縣でも、十年以上の勤續者を奬勵して居て、各事業所から候補者を三人宛上申すると、縣の内規によつて、此内から一人か二人宛を採用し、毎年二月十一日に金壹封（十圓乎）、徽章、及表彰狀の傳達式を擧行して授與するのである。

（三）　室蘭製鋼所　好況時代一種獨特の勤續奬勵方法を講じたので有名である。即ち之は大正七年一月から十年七月まで實施せられたもので、七年一月から數へて、三ヶ月を在籍經過した時に、爾後出勤毎に日給の$\frac{10}{100}$を增給し、かくて其の後は、三ヶ月を經る毎に、日給の$\frac{1}{100}$を遞增してゆき、之を毎月の給料支拂日に加算給與したのである。現在は、無論、何等の勤續賞與制度もない。

要するに、上述の樣な特別規定の純粹の勤續賞與制度が設けられて居ない場合でも、凡そ退職手當であれ、解雇手當であれ將たまた恩惠的給與（養老金、功勞金等）であれ、苟くも離職を前提とした此等の給與は、（中には扶助料の給與までも）後述する樣に、殆ど洩れなく、或る期間の勤續を條件とし、その年月の長短に應じて給與の資格なり、額の算出方法なりを異にしてゐるのであるから、實は一種の間接的な勤續奬勵方法となつて居るのである。

五、解　雇

甲　非常の集團的解雇と解雇手當問題

わが製鐵界が如何に甚しく不況の打擊を受け、ために、如何に多くの會社工場が休廢業し、隨つて又、如何に多數の勞働者が馘首整理せられたかは、既に前に、「製鐵事業概況」の項で詳述した通り、甚だ明らかな事であると思ふ。尙ほ、此等集團的に解雇せられた勞務者の數が、全體で果して幾何に上るかは震災

による資料燒失又は、會社工場自體の滅失等により、調査が至難、否殆ど不可能である事も、これ亦「勞務者に關する概念」の項で述べた通りである。唯、八幡、室蘭、釜石等の一流製鐵所に於て、稍近年の概況を察知し得るのであるが、此の內八幡は、一定の豫算の範圍內で事業を遂行する官業の威力により、殊に大正十五年度に於て完成する豫定で初めた第三期工事擴張の結果が、大正十年頃から俄然現はれ來り、十三年に至つて、略ぼ豫定の鋼成品五十萬噸產出の域に達しようとした位であるから、移動の處で述べた通り、大正十年は一般事業界の不況に連れ職工の採用を見合せた爲め、每月、その解雇の數が採用の數を拔き（殊に十年十一月は最も甚しく、採用二八人に對し解雇三五〇人である）、此狀勢が十一年に入つても幾分引續いたとはいへ、十二年に入つてからは、採用が解雇を凌ぎ、十四年度となつては、この傾向が益々顯著となつて（第三十八表參照）以て今日に及んで居る次第で、他の民營製鐵所とは反對に、不況に拘はらず寧ろ常に職工を積極的に吸收せんとするの勢である。

八幡以外の室蘭、釜石等になると、一流であつても、民營である丈け、不況以來の打擊も甚しく、殆ど徹底的な緊縮振りで、是亦前述の樣に、大正九年以來短期間に、五百人千人といふ驚く可き多數の馘首を斷行し、小工場ならば疾くに休廢業すべき場合を、克く堪へて來たのである。但し、會社の都合といふ名目に於てする、かゝる解雇も、先づ大正十一年から十二年にかけて一段落を告げ、十三年から十四年にかけては、多少採用增員の傾向となつて來た。唯釜石では、十三年に三井鑛山の手に移つてから十四年七月

に六十九人、一時に整理した事實がある。

整理馘首の際不幸其の選に當る勞働者は、嘗つて三菱の長崎造船所で一定條件の下に退職希望者を募つて整理した樣な特殊な場合は別として、普通は、不良性を帶びたもの（此中には單に能率が惡いなどゝいふ以外に勞働組合運動でも起しさうな一癖あるものは無論第一番に含まれてゐる）傷病其の他のため成業の見込ないもの、老朽者等、要するに會社の利益にならぬ人達から詮衡し初めるのであるが、所謂不良性を帶びた者の强制解職には一番頭を惱ますので、下手にすると之が動機となつて大事を惹き起した例が多々あり、さてこそ嘗つて室蘭製鋼の採つた定期職工制などといふものも之が對策の一として考案せられた次第である。最も氣の毒なのは、機械的設備の完成のため過剩となつて整理せらるゝ樣なもので、之は不景氣の爲めでもないのであるから平常でも隨時起り得る。例へば、釜石の十四年度に於ける馘首の理由の中には、コッパース窯落成のためといふのである。

右の樣に、會社の都合といふ名義の下に一團の職工が解職さるゝ時給與せらるゝ手當は、爭議を起して罷業怠業等の擧に出た際、止むを得ざる事由と稱して會社から解職せらるゝ者が給與せらるゝ手當と共に通常之を解雇手當といひ、所謂退職手當とは區別して考察せらるゝのが普通であるが、「會社の都合により」云々の條件は後述の樣に、殆ど例外なく退職手當規定中にも之を含んで居り、然して、中には解雇手當に代へて此の退職手當なるものを給與して居るのもあるのだから、二者の區別は實は、餘り判然としてゐない。唯少くとも、解雇手當は、多く臨時的な集團的の解雇に適用せられ、隨つて、內規的である場合

が多いに反し、退職手當は後にも述べる樣に、同じく多く事業主の一方的解雇の場合に適用せられ勞務者の自發的辭職（卽ち退職）の場合には寧ろ適用せられないのが普通であるが、その規定は成文として公表せられてゐるものが多く、平常に嚴存してゐて、所定條件發生の場合に（例へば、一定年數以上勤續し、或は年齡滿限に達し、或は、公私病傷のため業務に堪へざるに至りたる時等）個々の退職者に絶えず適用給付せらるゝといふ位の區別は慥かにあるのである。然して、實際上の給與額を見ても、解職手當は通常退職手當よりも多く、後者が先づ勤續一ヶ年に付日給十日分乃至二十日分位の額であるに反し、前者は、三十有餘の工場の實際に就いて見ても、勤續一年に付平均三十日分前後の給與である。若しその會社工場に特別の退職手當規定、若くは共濟會の脫退給與金規定なるものが存してゐる場合には、解雇手當は大抵此等の給與と共に、重複して給與せられるし（室蘭八幡等）又、退職手當規定を集團的解雇の場合に適用する處でも、更に、此の上に、幾分かの額を解雇手當として（例へば十四日分の豫告手當）別に、附加給與するの例である（釜石）。

解雇手當額の算出方法は、會社工場によつて千差萬別であるが大體は或形式に區別することが出來る。卽ち（甲）簡單なものは、（a）解雇豫告期間の二週間分の日給額を、全部の解雇者に均等に給與するのみで、外に何も與へない（尤も前述の樣に退職手當脫退給與金等の給與は別として、釜石）。次には（b）各人の日給額にも拘泥せず、絶對平等に同一金額を給與するので、之は極めて稀である。（乙）複雜なものになると、殆ど全部勤續年數を算出の標準にして金額に差等を附してある。その方法は、（a）或は勤續年數に各自の日給額を乘じた積の何割分と

したり、（b）或は一ヶ年に對する支給率を一定し置いて、之を勤續年數に乘じたり（室蘭）、（c）或は、勤續年數に應じて、規則的若くは不規則的に支給額を累進遞加せしめたりする（八幡）。（丙）その他（a）ただ單に、支給額の最大限又は最小限の双方若くはその何れか一方のみを定めて置いて、その範圍內で適宜に、（b）又はかゝる限度もなく全然任意自由に、事業主に於て、勤續年數、勤怠等を斟酌して給與額を裁量、決定するものもあり、（丁）最も面白いものになると、解雇手當基金を豫め一定の方法で（營業年度毎とか毎月とかに）積立てゝ置いて、問題發生の場合に、適當の方法で（例へば勤續年數、勤怠、日給等を標準にして）之を給與したり或は更に一步を進めて、全然豫め何等の標準を設けず、規定に囚はれず、たゞ其の時の營業狀態に順應して適宜裁量處置するとしてゐる處もある。

今、一流製鐵所の解雇手當なるものを具體的に述べて見ると、

釜石では、大正九年から十年へかけての集團的解雇の時も、亦十四年七月に於けるそれの時も、共に解雇手當としては二週間分の日給額を給與した丈けで、此外には、歸鄉旅費（本人と家族に一定額を）及救濟會に醵出した各自の金額とか、退職手當規定による退職手當等を給與したに過ぎない。

室蘭では、大正九年以來數次の大淘汰の時に、勤續一年未滿は六十日分、二年未滿は八十日分とし以上一年を增す毎に二十日分を加へ、家族持に對しては更に此の上に三十日分を加へたから、金額にして一人平均五百圓以上に及び當時の解雇手當としては、先づ出色の方であつた。尤も、同所では平常「社務の都合による解雇手當」云々の規定はあつても、實際は個々の場合に支給額を決定し、時と場所とにより多少之を異にしてゐる樣である。現に、大正十一年から十二年へかけ同所の廣島工場で大淘汰をした時には、大體右の樣な解雇手當の外に更に豫告手當十二日分を支給してゐる。因みに、解雇手當の外に募集地迄の歸鄉旅費や、共濟會からの退職手當も併

せて給與せらるゝ事勿論である。

八幡製鐵所の解雇手當問題は蓋し特記する價値があると思ふ。といふのは、同所に於て勞働團體として相當に勢力を有する同志會が、大正九年の創立以後、今日に至るまで、多數一般職工の共鳴を得て、幾多の問題を提げて製鐵所に肉迫した內、最も重要な問題は、賃金及獎勵加給の增額、年末賞與、增給等と共に、實に此の解雇手當に關する問題であつたからである。

初め、一般財界の不況及軍縮等の爲め、失業者續出の形勢に鑑み、同志會は幾多の官業勞働組合を連衡して、解雇手當二年分給與の運動を起した。そこで、製鐵所では、大正十一年八月二十一日附で、一般職工解雇手當金及臨時建設部職工特別慰勞金給與內規を制定し、その算出例を作成した。これによると解職手當の方は勤續一年未滿は給與せず。一年以上二年未滿は日給十日分、それから勤續二十五年以上に至る迄、每年、一定の率（卽ち四年未滿は一年に付十日分宛、四年以上は十五日分宛）で累加し最高は（卽ち二十五年以上の者には）殆ど一年分（三五五日分）に近い日給相當額を給與せられる事になつて居る（第四十二表參照）又、特別慰勞金の方は、勤續一年未滿に六十日分、一年以上二年未滿に七十日分、以上、二十五年以上に至るまで、是れ亦、每年一定の率（但勤續十五年以上は少し率が高いが）で累進加給せられ、最高は（卽ち廿五年以上の勤續者には）略ぼ一年間の日給に等しい額を給與せられるのである（此の具體的內容は發表する事が出來ない）。

解職手當と合せるならば最高は約二ケ年の日給額給與となり之のみに着目していふならば、職工達は略ぼ庶幾の目的を到達し得た事となつたのである。

第四十二表　八幡製鐵所解職手當金算出例

（大正十五年一月十一日規程として公表）

勤續年數	解職手當金（何日分）	勤續年數	解職手當金（何日分）	勤續年數	解職手當金（何日分）	勤續年數	解職手當金（何日分）
一年未滿	—	七年以上	八五	十四年以上	一九〇	廿一年以上	二九五
一年以上	一〇	八	一〇〇	十五	二〇五	廿二	三一〇
二年	二〇	九	一一五	十六	二二〇	廿三	三二五
三	三〇	十	一三〇（一五〇）	十七	二三五	廿四	三四〇
四	四〇	十一	一四五（一五五）	十八	二五〇	廿五	三五五
五	五五	十二	一六〇	十九	二六五		
六	七〇	十三	一七五	二十	二八〇		

備考（一）十年以上、十二年未滿は當分の內括弧內の分による。但、之は內規時代の事で規定として公表した際は廢止された。

（二）臨時工又は試驗職工なりし期間は「其の二分の一を以て在職期間と看做す」と規定第六條に明定してある。

製鐵所の右の解職手當內規なるものは其の本體は實は所謂退職手當規定であつて、常時個々の解職の場合に之を給與し、唯その規定中に一ヶ條を設けて、之によつて、集團的解雇の場合世間普通一般の解雇手當規定が給與の條件としてゐる事項の發生した場合に、別箇の內規たる臨時建設部職工特別慰勞金給與內規による金額を、更に重複給與することになつて居るのである（八幡では、前者を普通解職者、後者を特別解職者と稱してゐる）。

解職手當給與內規第一條に、給與條件として、勤續滿一年以上の者にして事業上の都合、年齡滿限（滿五十五歲、但長官の特別の許可にて滿六十歲まで）兵役徵集又は充員召集（之は除隊又は召集解除後、六十日以內に再入職した者には勤續年數を通算する事に改正し

た）傷痍疾病等の場合を列擧してある。從つて執業上望なき時とか、禁錮以上の刑に處せらるゝ罪を犯した時とか、懲戒解職や、特別の約定なき場合に於ける二週間前の豫告解雇等には適用されない。又、同規定第三條に、特別慰勞金給與の條件として、事業の一部完成、工場の閉鎖、一定の計畫に基く作業の整理等のための解職等を列擧してある。

さて、かゝる內規が制定せられたに拘らず、爾後に於ても職工は尙幾多の不平を抱き、毎年一回開催せらるゝ懇談會（一種の委員會）に、次から次へと新たな要求を提起して製鐵所當局を苦しめて居るのである。卽ち先づ大正十三年十二月の第六回懇談會には次の樣な希望を開陳した。

その第一は、解職手當の規定が內規である點を指摘し、之を公表して、職工規則中に明定せよといふに在る。成る程之は職工としては當然起る可き不平とも云ひ得可く、若し規定として公表した場合には贈與に關する民法第五四九條規定の準用によつて、發生した債權に對し職工は立派に請求權を取得するが、內規である限りは、同じく民法第五五〇條の規定を類推しても、書面によらない贈與に準じて當事者は何時でも之を取消す事が出來、少くとも任意に一方的に變改することを得、又勞働者は確實に權利として之を請求することが不可能であるから、かくては失職の場合、非常な不利不安に陷らざるを得ないからである。で、製鐵所は之に對し、何れ機を見て此の內規を公表すると答へ、遂に大正十五年一月、「職工解職手當給與規程」と稱して之を發表した（卽ち八幡では之を雇傭條件の一に加へ、今後規則に該當の場合、製鐵所が義務として給付する云々と說明してゐる）。が、之は所謂退職手當規程としての發表であつて、解雇手當としてのものではなく、前掲、第三條に定めた條件發生の際、給與する特別慰勞金に關する內規の公表は之を拒んだのである。

その第二は、解職手當規程第四條に對する不平で、之には三年以上の勤續者で、製鐵所が止むを得ないと認めた事由により解職となつた者には、所定手當の四分の一以内を支給すると規定してあるに對し、職工側は、之では餘りに酷であるから、自己の都合による依願解職（但無條件に止むを得ざるものと認めて）の場合にも、勤續十年以内の者にはすべて所定額の二分の一、又十年以上の者には所定全額を支給せられ度しと主張した。此の不平と主張も職工としては一應尤もな點があるとも思はるゝ。といふのは、事業主の方から見れば、年齡滿限迄は立派に勤めるといふ意味の約束（實際は甚疑問であるが）で入所し乍ら中途で勝手に自己便宜で退職するものに非自己便宜の退職者と同樣の待遇を要求する事は不合理であると云ひ得るであらうが、一ヶ所に十年二十年の長い間停頓して努力し、しかも人生の働き盛りを傾け盡して、云はゞ自己の全部を提供して、尚且、充分に酬ひられず、爾後の生活保證も怪しいといふに至つては人生の悲痛事であるし、又かゝる長年月でなくとも、苟くも僅かの賃金で二年三年努力し忠勤を勵んだものが、新境地開拓、自己向上の爲め便宜辭職する場合には、相當の自由と、且其の勞に酬ゆる爲め相當の手當を給與して然る可きものと思はれる。一體、勤續奬勵といふ事は、前に勤續の部でも述べた樣に勞資双方共に甚結構な事には異論ないが、勞働者にとつては、それは、すべて人格、生活の向上から考察せられなくてはならぬ。卽ち時によつて移動することが却つて本人の利益である場合には　事業主亦之を容認する丈けの襟度がなくてはならぬ。かの産業の發達に藉口して極端なる足止策を講じ、以て徒らに勞働者の自由を奪ひ發展を阻止す

るが如き行爲は甚だ面白からぬ事と思ふ。例へば、退職手當の問題にしても、實は多分に、足止策が含まれて居るので、殆ど洩れなく自己の都合による退職の場合の給與を否定若くは極端に制限し、如何に條件が不利でも、一旦入社した以上は、年齢滿限まで辛抱して老廢に歸するか、然らずんば傷痍疾病のため勞働不能に陷り乃至死に至らなければ一時金を惠まれる事はないといつてもよい。全く、退職手當の給與は事業主の自由裁量に存し、云はゞその活殺權によつて、職を奪はるゝ時の淚金としてのみ役立つて居る有樣である。今少しく勞務者の立場にも同情し、之が給與の條件を寬大にし、相當（無論、馘首と辭職の場合の額に多少の差等を附するのはよい）移動の自由、雇傭契約選擇の利益を與へ、現在の勤續賞與（在職中に給與する）の趣意を多分に退職手當中に取り入れて然る可きものと思ふ。近時當局に於て、勞働者の移動自由を確保する方面にも多少力を入れ、或は募集取締規則を統一制定して從來隨所に存在してゐた爭奪防止に關する規定、申合等を排除し、或は法令（工場法施行令第廿三條）によつて保證積立金の沒收を禁止しなどして、離職轉職の自由を助け、尙更に一歩を進めて法令により卽時解雇に二週間分の豫告手當を與へしめて、その解雇に對する保護の完全を期せんとしてゐる樣であるが、冀くは、事業主に於ても此等法意の存する所を汲んで、その退職手當の規定にも適宜之を表現すべきである。兎に角、製鐵所としては、職工側の右の要求に對し、非常に支給金額の膨大を來し財政上到底之を容認し得ないとて拒絕したが、公表せられた規定には、大いに讓歩して、滿二ヶ年以上の在職者の依願解職の場合には所定額の三分の一を給與する事にした。

次に、希望の第三は、滿五十五歳（長官許可にては六十歳まで）の年齢滿限に因る退職者に對する解職手當給與を、五十歳以上の依願解職者にも同樣に給與され度いといふのであるが、之は人數も少いし（全體の五%に足らぬ）隨つて金額も大した事はないといふので採擇せられ、規定の第四條末尾に附加公表せられた。因みに、製鐵所では、解職手當の給與と共に共濟會の規定による脫退給與金（年金又は一時金）をも併せて給付してゐるが、此脫退年金受領者の資格が年齢滿五十歳以上と定められて居るから、之との權衡上職工の要求が一理あると、製鐵所も認めたらしいのである。

解職手當が上述の樣に有利に解決せられたに拘らず、十四年一月の第六回同志會大會では、更に各工場の提案として次の要求を爲すことが審議可決せられた。

（一）解職手當の增額、（所謂集團的解雇の場合の解雇手當の意）少くとも陸軍省のそれと同じ程度のものを要求し、此の際、官業勞働の凡ての待遇を統一する意味に於て、全然之と同一の規則を提出すること云々。玆に所謂陸軍省のそれとは、かの軍縮の犧牲となつて整理解傭せられた陸海軍の職工に對する特別手當の事であつて、大正十一年十月に勅令で公布せられ、從前の例によらない特定のものであると明記せられてゐる。從前の例とは、大正九年三月省令で發布された現行の陸軍職工規則第五三條中、勤續賞與に關するものを指稱してゐるが、之によると、定限年齢に達し、又は誓約期間滿了し、其の他官の都合により或は止むを得ずと認めた依願解傭の場合等（凡てゞ八項目ある）に勤續滿一ヶ年以上、三年未滿の普通職工に對し、日給十日分以內（定期職工は十五日分以內）、勤續三年以上は、一年を增す每に十日分を累加支給する事になつて居る。處が之によらない特別規定の手當なるものは勤續一年未滿の者には七十五日分、一年以上には九十日分、二年以上は一二〇日分、三年以上は一三五日分、以上最高四十年以上に至るまで、一年を增す每に十五日分宛（但四、五、六、七、十、十五、二十の各年は各三十日分宛增）を遞加し、最高八七〇日分に至つて止み（但五十五歳—女は五

十歲―以上に付ては又別に定む)、餘程、給與率が高いのである。例へば、從前の規定(現行の平常適用規定)によれば、最高勤續四十年以上の者が、三九〇日分を給與せらるゝに反し、この特別規定によるそれは、之より四八〇日分丈け多く、正に倍額以上に達してゐる。

然して同志會の增額要求は、之と同額にするに在るから、結局、製鐵所に於ける現在の解雇手當(解職手當と慰勞金との合計)最高額約二年分の日給を、約二年半分に增さむとするに在る。換言すれば、常時的、確定的の解雇手當を、陸軍の一時的、臨時的の特別手當に據らしめんとするもので、隨分蟲の良い要求である。

(二) 次に誓約年限滿了及年齡滿限により退職する者には、左の通り退職手當を支給せよ、と希望してゐる。

勤續年數	手當額	勤續一ヶ月を增す毎に增加すべき率
一年未滿	日給五十日分	
一年以上五年未滿	同	日給四日分
五年以上十年未滿	同	同 五日分
十年以上廿年未滿	同	同 六日分
二十年以上	同	同 八日分

(三) 又、自己の都合に依つて依願退職する者に對しても次の樣な退職手當を要求してゐる。

勤續年數	手當額	勤續一ヶ月を增す毎に增加すべき率
一年未滿	日給三十日分	
一年以上五年未滿	同	日給二日分
五年以上十年未滿	同	同 三日分
十年以上廿年未滿	同	同 四日分
二十年以上	同	同 六日分

若し此等の要求にして貫徹するの時機ありとせんか、恐らくは、吾國に於ける最良の解雇若くは退職手當となつて、勞働者にとつては、此上もない慶福を齎らすであらうが、官營は固より、民營事業は之がため一大恐慌を來すであらう。

然して大正十五年一月十五日の第七回製鐵所懇談會大會には又々次の三點が希望として現はれた。

（一）依願解職者にも三年以上の勤續者には全然無條件に所定額を給與あり度し云々（規定は、所定額の三分の一給與となつてゐる）。（二）解職手當の增額、即ち、四年以上は勤續一年每に十五日分、十年以上二十年未滿は一年每に二十日分（規定は十五日分）、二十年以上三十年迄は廿五日分宛（規定は廿五年以上まで、每年十五日分）累進遞加して貰ひ度し。（三）慰勞金給與內規の方も、解職手當規定と同樣に、制規として發表せられ度し。

製鐵所側は右の何れに對しても、之を拒否したが、職工は飽迄將來に亘つて之を貫徹する意氣込であるし、超えて同年同月十七日第七回同志會大會には、この解職手當の算定基準を爲してゐる賃金に付き「最低賃金實收一日二圓五十錢」要求を可決した位であるから、後述する年末中元賞與の問題と共に實に八幡製鐵の癌として益々當局を苦しむるに至るであらう。

乙　平常時に於ける個人的解雇と退職手當問題

（一）解雇の形式、手續きには、民法の規定により、豫告と即時の二通りがある。

（イ）豫告解雇　雇傭期間の契約なき場合に、豫告解雇として民法第六二七條に從ひ、二週間前の豫告期間を設けてある事は何處も同樣であるが、事實は、同盟罷業若くは會社の都合による整理等の場合に、

往々此の豫告如何が問題となるだけで、大抵は、當事者間の合意で、一定の條件に適合した場合に、退職手當とか、歸鄕旅費とかを給與する事によつて、殆ど卽時的に解職せらるゝことになつて居る（尤も中には此場合一方的に止むを得ざる事由として、卽時に解雇する例も多いが）。

（ロ）　卽時解雇　雇傭期間の定めある場合にも、期間の滿了を待たずして卽時解雇を爲し得るものとして、通常、何處の工場でも、民法第六二八條の趣旨を擴充して、所謂止むを得ざる事由に準ず可きものとして、諸種の事項を列擧してゐる。

（二）　然して凡そ解雇の事由は工場により千差萬別であるが、其の間、自ら共通點あり、大體次の樣に區分出來ると思ふ。

（イ）　秩序維持の上から見ての惡性者の解雇

之には刑事裁判で、禁錮以上の刑に處せられた者、諸種の犯則者、殊に無屆缺勤の長きに亘るもの（例へば釜石では二十日間）等が含まれてゐる。此等はすべて懲罰的解雇であるから、雇傭契約の有無に關らず、卽時に解雇せられ、又退職手當の伴はぬを普通とする。

八幡製鐵に於ては、かゝる場合に解職手當金は無論給付せぬが、共濟會の脫退給付並に其他の諸給付はその第四十四條の規定により、情狀を酙量してその一部を給付する事にしてゐる（職工からは大正十三年一月の第五回懇談會で、不都合解雇者に對する脫退給與金の給付を要求してゐる）、

尙、勞働組合に加入し、又は同盟罷業、怠業等、會社に不利益な行動を爲したものは、先づ黑表によつて注目整理せられ、機會あらば直ちに秩序紊亂、素行不良（釜石）等の名目で懲罰的に或は會社の都合により、又は止むを得ざる事由によりといつた極めて漠然たる理由で、婉曲に解雇せらるゝのが從來の例である。

然して、かゝる行爲が、雇傭契約の目的に違反するものとして、民法六二八條を適用して卽時解雇と爲し得るや否やは、實に勞働者の死活にも關する重大な問題で勞働組合法の實際的價値及勞働運動の將來の運命をも左右すべきものとして、勞資双方は固より爲政者、學者に於ても專ら此點に深甚の注意を拂ひつつある事、一般周知の如くである。尙此等の點に對する製鐵會社の態度に付ては、後章、勞働組合の項で述べる事とし、玆には之を省略する。

（ロ）能率維持の上から見ての落伍敗殘者の解雇

之には、虛弱低能で就業常なく、隨つて技能發達の見込もないものとか、疾病其の他の事由で休業の長期に亘るものとかゞ含まれてゐる。

此の內、出缺常なく就業上到底見込無いものゝ解職に付ては、八幡製鐵に於て十五年一月の懇談會で職工側から、かゝる者にも解職手當金及共濟會の脫退給與金の給付方を要求したが、製鐵所は、かゝる者は作業上に支障を及ぼす點から見て、懲戒解雇者と同樣に見做してゐるとの理由で之を拒絕してゐる。

次に私傷病の中でも、悪疾傳染性のもの（卽ち、工場法施行規則第八條及鑛夫勞役扶助規則第十五條に列擧してある疾病に該當するもの）は、之が爲めの休業が久しきに亘らない場合でも、解雇する處が多い。室蘭製鋼の解職事由中に不健康で工場衞生に害ありと認むるもの云々とあるは、甚だ面白い文句であるが（十二年下半期に、此の解雇が二名擧げられてゐる）、主として、肺病の如きを指稱してゐるらしい。

肺結核に因る解職に就ては、夙に勞働衞生（醫務行政）の上から重大視せられ、殊に、貧民階級の勞働者にとつては、其の結果が甚だ悲慘であるので、工場により、之が救濟方法に相當頭を惱ましてゐるが、八幡製鐵では、一つの大きな問題となつてゐる。卽ち、大正十三年末の第六回懇談會席上に於て、職工側から、結核は製鐵病であるから、之を公傷として取扱はれ度いと要求したに對し、製鐵所は、當所に於ける結核患者は、大部分入籍前から罹病して居り、少くとも小兒時代からの結核素質者が多く罹病してゐる樣であるから、たとへ作業のため發病したものが幾分あつても、之を以て全部の原因が直ちに製鐵所にありとし作業上の疾病と看做して全責任を負ふといふ事は出來ないとて拒否した。が事實、職工の結核は、之を製鐵所病院の患者統計に見ても明かに多く、或程度迄作業の性質から來る事疑ひの餘地がないので、同志會は飽迄結核公傷取扱竝に衞生的設備の完備を主張して止まず、全職工の輿論亦容易ならぬので、遂に大正十四年十月の共濟組合臨時評議會に於て、從來の共濟會よりの結核救助が、徹底的に改善せらるゝ事となり、之で準公傷にはならなかつたが、稍職工の主張が貫徹したのである。

此の改正によると、從來結核患者には、癈疾の程度に達して退官退職した者丈けに、共濟會規定第十六條第二項の「開放性結核患者及癩患者」云々の字句により、癈疾一時金の幾割かを（詳細は後章、福利施設救濟の部で述べる）給付してゐたのであるが、今回、此の第二項から切り離して別に第十六條の二乃至六の五ヶ條の規定を設け、之により單に患者の保護のみならず、工場衞生の見地から、一般に廣く且つ手厚く給付することゝなり、苟くも病毒傳播の危險ある結核患者の退職脱退者には、次の様な特症年金（加入期間卽ち勤續年數の十年以上に亘る重症者）、特症一時金の甲種（勤續十年未滿の重症者）及同乙種（勤續十年未滿の輕症者）の三種の給付を爲す事にしたのである（大正十五年一月の第七回懇談會に於て職工側から又々之を公傷にせよとか、或は特症給付の新設は一面反つて不利になつてゐるから、今少し增額せよなどの要求を爲したが、當局は拒絕した）。

特症年金｛加入期間の長短により終身間給料一二〇日分乃至一八〇日分の年金、又は脱退給付として給す可き金額に、一七〇日分を加算したる一時金

	加入期間	六月未滿	六月以上一年未滿	一年以上二年未滿	二年	二年を超ゆる時一年增す每に
特症一時金甲種	給料	七〇日分	八〇	九〇	一〇〇	一〇日分增（無制限）
特症一時金乙種	給料	四〇日分	五〇	六〇	七〇	一〇日分增

（但一四〇日分を超ゆる事を得ず）

（因みに肺病で長官から職工規則に基き出勤を差止められた者に對する療養給付も、右の改正と共に、共濟會規則第十九條の二として、日給の十分の七―普通の疾病に對する給付は二分の一―に增額せられた。）

一般私傷病による長期休業者の解雇猶豫期間は、會社により種々異なつて居るが、例へば室蘭製鋼は、七〇日以上、八幡製鐵は一〇〇日以上と規定（職工規則）してゐる。

但、八幡では、共濟會からの私傷病者に對する療養給付支給期限が

加入期間二年未滿九〇日、　同二年以上十年未滿一二〇日

同十年以上二十年未滿一八〇日、　同二十年以上　二四〇日

となつて居て、右の職工規則による解職猶豫期間と一致して居ないので大正十三年一月の第五回懇談會に於て、職工側から改正を迫られた結果在職二年以上の者に對しては、引續一〇〇日以上休業すと雖も、尙ほ解職に付、相當の期間之を猶豫すと改めた（職工規則第十四條）。（室蘭では解職猶豫期間七〇日以上とあるのに對し、共濟會からの私傷者療養給付日數は六十三日となつてゐる。）

公傷病による休業者の解雇に付ては、何處の會社工場でも、私傷病のそれとは區別してゐる事勿論である。終身自用を辨じないとか、終身勞役に堪へぬとか又は從來の勞役に從事し得ないとかにより、障害扶助料を給與せらるゝ程度の公傷患者に對して、扶助料の給與と共に解雇するのは普通であり、又當然かも知れぬが、たとへ引續き從來の勞役に從事し得る程度のものでも、是れ亦、後難を恐れてか扶助料の給與と共に解雇するのが殆ど原則の樣になつてゐる。問題となるのは、現に休業扶助料を受けつゝあるものの解雇で法意から推せば、治癒に至るまで引續き三ヶ年間療養せしめ此の時尙ほ治癒に至らぬ者を、初めて打切扶助料の給與と共に解雇す可きであるが會社としては、第一に諸種の經費の點を考へ、第二に他の稼働者に及ぼす影響を考へて、大抵は、適當な時期に然るべき處置をして解雇することにしてゐる樣である。卽ち、不況以來生産費減縮の必要に迫られ、然も勞銀（直接費たる）が或程度以上の引下げ不可能なるに鑑み、職工若くは鑛夫費（間接費たる）の重要部分を占むる扶助料に向つて斧鉞を加へんとし、先づ第一に、積極的には公傷を可及的少なからしめんため一ヶ月間に於ける公傷度數の多寡により一定の奬勵金を與へ、次に消極

的には療養休業者の素質、居常の動作等に嚴査を開始し、虛病患者や、殊更に治療を長引かしてゐると思はるゝ惡性患者を容赦なく摘發處分し、どし／＼解雇した。之は一面には、小人閑居の譬でもないが、得てかゝる種類の休業者に勞働運動を爲し、他の善良なる稼働者を煽動する者が多いのでその防壓の一手段としてやつた事勿論である。然して、かゝる目的の爲めにする强制的解雇は、當然、當の公傷患者竝にその所屬勞働團體の反感を招き、これが主因となつて、重大な爭議を惹起した例も乏しくない（著しいのは十三年末から十五年初までの別子銅山の爭議）。

尙ほ、かゝる公傷休業者に對して、解職猶豫期間を明定してゐる處もある。八幡製鐵の如きは其の一例で、從來職工規則第九十條に於て、公傷病の未治癒休業患者に對し、十三週間（三ヶ月）の解職猶豫期間を與へて居たが、扶助規則の療養打切に關する規程と餘りに差が甚だしく、患者自身も之がため落付いて療養も出來ぬといつた始末で、一般職工の不平も大きかつたので、遂に輿論に從ひ大正十年に之を改正し、打切扶助と同樣、三ヶ年以上と明定、猶豫する事になつた。

（六）會社の都合による解雇

規定には、會社工場の休廢業、其の他事業上、止むを得ざる場合と書くのを常とする。所謂馘首であつて、之に對する救濟として、獨立の退職手當規定若くは共濟會の脫退給付規定によつて、手當を給與するのが普通である。が、此等の有無に拘らず大多數は、解雇手當を給與（重複してか又は之れ丈けかを）す

ること、前に解雇手當の部で述べた通りである。

（ニ）止むを得ざる事由による解雇

「其の他止むを得ざる事由により」云々の文句は、何處の會社工場の解雇規定にも必ず見受けられ、事業主にとつては、至極便利な字句である。卽ち、一體何が止むを得ざるものであるかは、一に事實上の問題であるから、事業主の遣り方如何によつては、雇傭期間の契約の有無に關らず、勞務者は、常に之によつて、民法上の保護すら受け得られず、地位の保障、生活の安定をも脅かさるゝ事となる。結局、往々法律上の問題をも惹き起すのであるが、法律論としては、現行法の下では、勞働者に不利益な場合が寧ろ多く現に大審院でも嘗つて同盟罷業による解雇を、止むを得ざる事由と認め、民法上合法的のものとした判決を下した事がある程で、此點は將來、勞働組合の發達とか、勞働組合法乃至勞働協約法の如き勞働立法の完成に俟たなくては、恐らくは勞働者の滿足する樣な有利な解釋と實施を見る事が困難ではなからうかと思はるゝ。

「止むを得ざる理由」は見樣によつては殆ど解雇事由の全般に亘つて居るとも云へる。又勞資の双方に共に存してゐる。これまで述べた諸種の事由は、勿論當事者をして云はしむれば、皆止むを得ざる事由であらうし、又此の外、勞働者としては單に傷病以外に、兵役服務、女子の結婚、使用主側の虐待、賃銀の不拂もあらう。此の內兵役關係の服務のためにする辭職に對して、何處の會社でも、公私の傷病、會社の都

合、年齢滿限等に因る解雇と同一に待遇してゐるのは當然の事である。（但、通常の依願解雇の場合には、事業主は、容易に止むを得ざる事由と認めず、爲めに退職手當給與の條件に適せぬものとして、之を給與しない事は、前に解雇手當の部で詳述したと同樣である。）

（ホ）年齢滿限又は契約期間滿了による解雇

之は最も理想的の解雇狀態で、會社でも、かゝる勞働者を大いに優遇してゐる。殊に八幡製鐵所に於ては、之が待遇に力を致し、工手、助手、檢査手等を兼務してゐる組長及び一般の職工でも技能優秀、身體强壯なものに對しては、定限年齢の滿五十五歳以上に達しても、長官の許可を得て其の都度一年を限度として六十歳まで辭職を猶豫するし、又、滿限で愈退職するものに對しては（尤も十五年一月の懇談會では五十五歳を四十五歳にせよと要求してゐるが）毎年三回、二、六、十の各月に退所式を行ひ、長官、技監、各部所長及び祕書、工場兩課長等之に立會つて極めて嚴肅莊重な公式儀式を擧げ、長官親しく退所者に精勤證書、解職手當辭令、及び共濟組合年金證書等を授與してゐる（最近では十四年六月の第四回には十七名、同十月の第五回には廿六名あつた。尙職工側から退所式に現場監督員及懇談會員の列席することを第六回の懇話會で要求したが、聞き屆けられなかつた。）。

（三）個人的解雇に對しては、屢述の通り、不都合（懲戒）解雇、無斷退職、自殺等の異例を除く外、原則として、退職手當又は共濟會規定による脫退給與金を交付するのであるが、その給與金の算定方法は前に述べた解雇手當の場合と略同樣で、大部分は一定の年數勤續を條件とし、その長短によつて金額に差等を附してゐる（給與に付て解雇手當と異る點をいへば、普通退職手當の方が給與金額が少ないし、又年數によつて差等を附し、退職者に對し、均等に同一率の金額を給與することが殆ど稀であるといふ位であらう）。

今一流製鐵所の退職手當に關する二、三事例を略記すると、

八幡製鐵　前述の解雇、退職の兩手當を兼れた「職工解職手當金給與規定」によつて手當を給與せらるゝ外、共濟會規定第廿一條及第廿二條によつて脫退給與金を給與せられて居る。之には次の二種類がある（但し此の外公傷病のため傷害扶助料を受くるに該當したものに對し、その程度により、公傷病年金と公傷病一時金の二種を給與し、又私傷病のため癈疾に歸して退職したるものには、是亦癈疾年金と同一時金とを給與し、その外、肺病のため退職せしめられたものには、前述の通り特症年金と同一時金を給與してゐるが茲には之を省略する）。

（條　件）

（イ）脫退年金　加入後二十年以上で年齡五十歲以上のもの

但し事業上の都合私傷病のための退職の場合は年齡の制限がない。

（ロ）脫退一時金　(a)事業上の都合、年齡滿限、兵役召集、私傷病等のため、加入後五年未滿の者

(b)同上、加入後五年以上の者

（給　與　額）

給料三ヶ月分（二十年以上は一年毎に三日分宛を增す）

掛金の總額（但拂戾の意ではなく給與の標準を之に求めたに過ぎない）

掛金總額に次の率を乘じたもの

加入年數	乘率
5年以上	1.13
6 〃	1.16
7 〃	1.19
8 〃	1.22
9 〃	1.26
10 〃	1.29
11 〃	1.33
12 〃	1.36
13 〃	1.40
14 〃	1.44
15 〃	1.48
16 〃	1.52
17 〃	1.56
18 〃	1.60
19 〃	1.65
20年	1.70
20年以上	一年毎に0.05を加ふ

（ｃ）同上、加入後十八年以上、二十年未滿の者　（ｂ）により計算した額が次の額より少ない時は次表通りとする。

加入年數（何年以上 何年未滿）	給與額（給料何月分）
一八、〇　一八、三	六
一八、三　一八、六	七
一八、六　一八、九	八
一八、九　一九、〇	九
一九、〇　一九、三	十、半分
一九、三　一九、六	十二
一九、六　一九、九	十三、半分
一九、九　二〇、〇	十五

（ｄ）自己の都合により（ａ以外の事由）加入後一年以上の者は次の表による（但、（イ）の年金受領者は別とす）

加入年數（何年以上 何年未滿）	給與額（掛金總額の）
二年未滿	$\frac{1}{3}$
二―五	$\frac{1}{2}$
五―一〇	$\frac{8}{10}$
一〇年以上	全額

脫退給付に付ては懇談會每に種々の要求があり、或は懲戒解職とか、就業上見込ない爲めの解職とかにも、掛金の全部を拂ひ戻して呉れとか、脫退年金支給額の三ヶ月を四ヶ月に增して呉れとか又、五十歳の年齡制限を撤廢して二十年經過のみを年金の條件にして呉れとか、殆ど底止する所を知らぬ有樣であるが、製鐵所は十五年一月の懇談會では何れも之を拒否してゐる。

室蘭製鋼　前述の樣に、解雇手當に付ては臨時的に內規を設ける事になつて居るし、又退職手當に付ての規定は全然無い。たゞ共濟會第卅二條第七項及第八項によつて退職手當を給與せられてゐるのみである。その要領は次の如し（但、爭鬪其の他不正當の原因で死傷病となり、又は犯則其の他不都合行爲で退職したものを除く）。

（條　　件）

（ａ）會社の都合により、且つ五年以上勤續のもの、公傷病、私傷病、老衰、兵役

（給　與　額）

次の表による。

給與率（日給）	勤續年數
三十日分	五年以上
四十日分	六年以上
五十五日分	七年以上
七十日分	八年以上
八十五日分	九年以上
百日分	十年以上
一年每に十五日分加算	

但、公傷病退職者には此上に、更に公傷の程度によつて別に定むる等級により退職手當を給付してゐる。五年未滿の勤續者にも、

評議會の査定により、退職當時の醵出金の半額に、在職月數を乘じた額の範圍で適宜支給す。

(b)止むを得ざる事故のため許可を得、且つ五年以上勤續のもの、退職當時の醵出金の半額に在會月數を乘じた額

但、退職手當問題に付ては、常に勞務委員會の問題となつて居て、獨立の一般的退職手當規定の制定を要求するものと、失業の際の解職手當の增額のみを要求するものとの二派があり。前者には、平素の職工の積立金に對し、會社は倍額を退職手當として積立て置き會社の都合による解雇のみならず、依願解雇の場合にも全額を給與せよと主張するものが多い模樣であり、後者も亦從來の倍額にせよと主張してゐて、要するに何れも倍額增給を目標として、策動してゐるらしい。

釜石鑛山　前述の通り、解雇手當としては豫告手當より外與へないが、退職手當は、次の樣な規定によつて立派に之を給付してゐる。

（條　　件）

(a)會社の都合、傷病死、事情止むを得ざる場合

（給　與　額）

次の表の通りとす。

勤續年數（一年以上未滿）	給與額（何日分）
1—2	15—25
2—3	25—35
3—4	35—45
4—5	45—60
5—6	70—90
6—7	100—120
7—8	130—150
8—9	160—180
9—10	190—210
10—11	220—240
11—12	250—270
12—13	280—300
13—14	310—330
14—15	340—360
15—16	370—390
16以上	400

(b)依願解職の場合　　勤續五年以上のものに限りて右の通り給與す。

（尙釜石には、職工救濟會規則なるものがあつて、今に存續して居り　傷病のため不具癈疾となり失業したものに一時金（三〇—五〇圓）を給與す等と規定してゐるが、一般の退職者に對する救濟は、何等規定せられて居らぬ。）

第四　就業狀態

一、就業時間

八幡、釜石、室蘭等主要製鐵所の就業時間は、各工場により又業務の種類により一定してゐないが、大別して、常晝勤制と、交替制との二つと爲し、更に後者を二交替制と三交替制とに區分し得る。然して、常晝勤制（常一番制）は九時間乃至十時間の就業時間であり、又二交替制は十二時間、三交替制は八時間の就業時間である。但右は極めて概觀したものであつて、之を仔細に點檢すると、相當大きい相違があるから、左に之を略說する。

一　常晝勤制度

（イ）八幡製鐵に於て就業時間と云ふは、本邦の一般工場に所謂就業時間（室蘭、釜石も然り）とは、その意味を異にし、休憩時間を含まない正味の勞働時間を指稱してゐる。

製鐵所職工規則第二十七條に、就業時間とは、作業に着手してより作業を終る迄の間に於ける正味勞働時間を謂ひ、各門より作業場に往復するに要する時間、更衣其の他の準備又は跡始末に要する時間並に休憩時間を包含せず云々、とある。

故に常晝勤制業務の就業時間は九時間となつて居るが、休憩時間三十分を入れると、實は九時間半である。

製鐵所では、午前は、六時に開門、それから一時間の間に全部の職工を入門せしめて七時に閉門、七時十五分に仕事に着手せしめ、午後は四時四十五分に終業、五時に開門、全部を送り出して六時に閉門する。

室蘭製鋼では、休憩時間を含めて九時間半（午前七時から午後四時半迄）の就業時間である。が、後述する樣に、實際は十

時間を一工の基準と見做して賃金を計算して居り、又、規定の時刻に終業歸宅するものは常晝勤業務の約半數しかない。

釜石製鐵では、休憩時間も入れて十時間半（午前六時から午後四時半まで）である。

但釜石では、例外として鑄物工場は十時間（自前六時半、至後四時半）であり、機械職工は九時間半（自前七時至後四時半）の常晝勤務である。然して是れ亦何れも延勤務が多い樣である。

（ロ）常一番制で働いてゐる勞働者の業務は、製鐵業に於ては、主として、間接的な從たる仕事であつて例へば八幡製鐵所では、總務、工務（十六工場ある）、販賣、研究、建設等の各部は、その全部の職工、又、副産部はその大部分（七割六分）、特殊鋼部とか動力部には幾分宛（前者は三割六分後者は二割三分）の常晝勤者がある。（尙此の他・銑鐵部や鋼材部にも僅少宛あるが殆ど問題にはならぬ數である）（四十年十一月調）

二　交替制度

（イ）交替制度は、大抵は二交替制であるが（釜石、室蘭等）、例外として、八幡製鐵の樣な三交替の制度もある。

二交替制度の最も普通の型は、釜石鑛山に行はれて居る處の晝夜共休憩時間を含めて一方十二時間（午前六時及午後六時に交替）で、面交替をしてゐるものである。（尤も、釜石でも、例外として、電氣工場は、晝方十時間半、夜方十三時間半。運輸工場は晝方十時間半、夜方十二時間。製品工場は晝方十一時間夜方十一時間半の三交替制である。）

室蘭では就業時間を、晝夜業共原則として、休憩時間を含めての九時間半（午前七時から、後四時半まで、午後七時から、翌前四時半まで）とし、若し交替作業をする時には、停業時刻を延長して、午前及午後共、七時とし（輪西工場は多少違ふが）、結局、一方十二時

間の勤務で、釜石同樣面交替をする樣になつてゐる。

八幡では、元は、一方十二時間の二交替制であつたのが、職工の要求默し難く、遂に八時間三交替制（午前五時、午後一時及九時の交替）にしたのである（尤も長官の許可を得て、部所長は、必要の場合、二交替の作業を爲さしめ得るが、此場合も、一方八時間勤務に限られてゐる事勿論である）。

然して此の八時間も、前の常晝勤の場合と同樣、正味勞働時間の謂であつて、之に休憩時間を加へると、一方八時間半となり、隨つて、各番方の終業と始業の時刻に於て、三十分宛重なり合ふ事になつて居る。

八幡製鐵の職工達は、大正十三年一月の第五回懇談會で、此の交替時刻に於ける重複時間の短縮を要求した。之に對し當局は、現在の制度を以て、仕事を間斷なく繼續して行く上に於て是非とも必要であるし、殊に交代の際に能率の低下する實情に鑑みて、到底その要求に應ずる事は出來ないとして拒否してゐる（蓋、動力部長が動力の方面から見ての交替繼續作業の觀察によると、交代時に於ては、電流の曲線が必ず低下し、充分に仕事の繼續、引繼ぎが出來てゐない事を立證して居るさうである。然して此の現象は、現在の三交替制に於ては、以前の二交替制の時程は甚しくないが、その代り、交替時に三十分間宛重複就業せしめてゐても、尙且此の有樣だから、到底純八時間制は採用し得ないと云つてゐる）。

尙、八幡では、爾後毎年の懇談會に於て、職工側から、常晝勤者の勤務時間も、現在より更に一時間短縮して、交代制の者と同樣、八時間にせよとか、三交替のものも、純粹の八時間とせよとの要求を提起してゐるが、當局は、一般官營工場との振合上とか、現在よりも能率增進の見込でも立たない以上、經費の大膨脹を來し、財政上困難であるとかの理由で、全然相手にしない（乍然、同志會では、飽迄八時間短縮と、全業務の勤務時間統一とを標榜して、毎年の大會に之を決議し、又、官業勞働九州同盟會、及び官業勞働總同盟も、毎年同樣の決議を繰返して、同志會と共に策動應援し、飽迄之が貫徹を期せんと意氣込んでゐる）。

（ロ）交替制度の業務は、鎔鑛爐を中心として晝夜間斷なく作業を繼續しなければならぬ製鐵所の主腦業

務、卽ち、製銑、製鋼、骸炭と、及び之と密接不離の關係にある運搬等である。

(一)八幡では、製鋼部の全體、銑鐵部(骸炭、洗炭工場をも含む)の大部分(但、索道運搬及鎔鑛爐原料取扱の一部が常晝勤務)、鋼材部の大部分、(二十三工場中、常晝勤は僅かに三工場)及び經理部(運輸)の殆ど全部の外、特殊鋼及動力の二部が過半三交替制度である(副産部にも多少あるが問題にならぬ)。十四年十一月の調査では次の樣な勤務割合になつてゐて、交替制度の職工が大多數を占めて居る。

	九時間常晝勤人員	同%	八時間三交替制人員	同%	合計人員
八幡製鐵工場	一一、一八〇	六七・七	五、三二七	三二・三	一六、五〇七
戸畑工場(東洋製鐵)	四三六	四九・七	四四一	五〇・三	八七七

(備考) 大正十年末調査では、一五、六三六人中、八時間交替の者五一%、九時間常晝勤の者四九%で稍伯仲してゐた。尙、此の九時間常晝勤者七・六六一人中、女子が七一八人卽ちその九・四%あつた(因みに女子は全部常晝勤者である)。

(二)釜石でも、八幡同樣、仕事の性質上、製鋼、製銑、骸炭及製品の各工場が殆んど全部晝夜二交替制である。尙此の外、爐材、運輸、電氣等も二交替制となつては居るが、何れも、夜勤者は極めて少數で、殆ど大多數は一番方(甲方)の勤務である(尙ほ之を數字的に見ると、二交替(採鑛も含めて)勤務者が全數の四九%五に對し、常晝勤者が五〇%五で、殆ど二者相伯仲してゐる)。

(三)室蘭では、茶津の製鋼工場の方は、鎔鋼 鍛造(殊に此內の鍛錬工場)の各係、及機械係の一部に十二時間二交替制(午前七時及午後七時交替)が行はれてゐるのみで、大部分は常晝勤務である。

輪西の製鐵工場は、主たる製鐵係が全部十二時間二交替であつて、之は會社側の話によると、仕事が困難であるのと、體力の關係から、寧ろ職工の方から希望してかく定めたもので、八時間三交替制は、到底駄目であるとの事である。

但、二交替といつても、製鋼工場とは異り、午前六時と午後五時との交替であるから、晝方は十一時間であり、夜方は十三時間の勤

務となつて居る（沿革的に）。因みに、骸炭係の方は、全部常晝勤務で九時間半の就業である。

（尚ほ室蘭工場全體の數字的勤務種別は、晝勤者が、全職工の八割で、餘の二割が夜業に從事してゐる）

三　釜石の大橋採鑛場及室蘭の倶知安、虻田、敷生等の鐵鑛山に於ける鑛夫の就業時間は、一般の金屬鑛山のそれと大同小異である可き筈で、現に釜石の如きは、一流金屬鑛山と同樣である。唯、倶知安の樣な不況のために一旦閉塞し、目下小規模で稼行してゐる處では、後述する通り、多少異なつた方法を採らざるを得ない事勿論である。

金屬鑛山の採鑛夫は、石炭山の採炭夫が、過半十二時間晝夜二交替の連續作業で働いて居るとは相違して、大多數、八時間三交替の連續稼業である。然して坑外の鑛夫（職工、雜役夫）等は、一般工場の職工同樣、常晝勤者が原則的に多いのである。釜石鑛山に於ても之と相似て、八時間三交替制（前六時、後二時及十時交替）であるが、現在では（大正十四年五月調）採鑛夫は一方（ひとかた）八時間の二交替作業で（前六時から後二時まで、後二時から後十時まで）、夜方は休止してゐる。之は全く不況で採鑛を減縮した結果に外ならない。

但、大正十一年末頃は一時採鑛は一方十時間半の二交替制にして居た（前五時から後三時半まで、後三時半から翌午前二時まで）。

採鑛夫以外の選鑛夫、工作夫、運搬夫及雜夫の全部と、機械夫の大部分は、何れも皆、常晝勤務であつて、此の内、工作夫の九時間半就業を除く他は、皆十時間半（休憩三十分を加へて）の就業時間である（尤も釜石では、採掘も製鐵も共に存在してゐるから、隨つて、是等鑛山の坑外職工、否鑛夫達は晝夜二交替制度の純粹製鐵職工（製銑、製鋼、骸炭夫等）と一所に働いてゐる）。倶知安鑛山では、規定としては、鑛夫は毎日、十時

間常一番の作業で都合により之から多少短縮若くは延長せられても、十二時間を超ゆる事なしと定められて居るが、目下は殆ど全部、請負で鑛夫を使用してゐる。

室蘭の日本製鋼所に於ける職工規則、並に大正十四年十一月三日に制定せられた、製鋼所々屬鐵鑛山に施行せられる鑛夫雇傭勞役規則は、就業時間の規定に關し、明瞭を缺いてゐる。殊に後者のそれは餘りに簡單に過ぎて、これ丈けでは何の事だか分らない位である。

四　女子の夜業は、一流製鐵所では、皆之を禁じてゐる。卽ち女子は何れも常晝勤務であり、就業時間は八時間半乃至九時間半で、通常、男職工よりも一時間位は短縮せられてゐる。鐵鑛山に於ても、大體右と同様であり、又、女子は坑內には使用せられてゐない。

八幡製鐵は、(東洋製鐵戶畑工場も同様)、保護職工の夜業禁止の規定は、之を設けて勵行してゐるが、就業時間に付ては、常晝勤の男職工と同様の正味勞働時間九時間、休憩時間三十分間とし、特に之がための規定は設けてゐない。但、十三年の第六回懇談會で、職工側から、女工の就業時間を現在より二時間短縮の要求に接したが、經費及他の官營工場との振合を理由に之を拒否した。室蘭製鋼では、女工は、起業時も停業時も共に男工より三十分宛短縮してある(自前七時半、至後四時)。故に男工常晝勤者九時間半に對し、女工は八時間半(休憩時　も入れて)の就業時間である。輪西製鐵も之と同様だが、倶知安等の鑛山の女鑛夫は幾分長く、十時間以內(男鑛夫は十時間、又は十二時間以內)と規定せられ、選鑛、篩分、鑛石の拾取又は鑛車へ積入れ手傳及其の他の雜役に使はれてゐる。釜石鑛山では、女子は休憩時間も入れて九時間(自前七時、至後四時　の常晝勤務で、男子のそれよりも一時間半短縮せられてゐる。(但、大正十一年末次の女子は、男子よりも始業、終業共、三十分宛短縮せられ、九時間半の就業時間であつたが、選鑛の女子の如きは、實際延勤する事多く、十四時間位も勤務することが往々ある。會社では、なる可く女子は男より早く歸宅せしめる方針を採り、現に男子の選鑛夫とは幾分時間を食ひ違へて就業せしめて居る樣である。)

二、休憩、休日及晝夜の轉換方法

一　休憩時間　は、正午の前又は後に於て、三十分間を與へるのが原則的である。が稀には、これ以外に幾分かを加へて、總計で五十分位與へる處もある。但製銑工場の爐前夫の如き、休憩時間は規定はあつても、鎔鑛爐からの出銑毎に（一日に數回三四時毎に出銑）職工は非常に激しい勞働を爲し、其の間は休息してゐるといふ有樣であるから、實は有名無實となつてゐるし、其の他、連續作業たる骸炭工場にしても、亦鐵鑛山の選鑛夫にしても、作業の性質上、或程度迄、休憩時間は不定となり勝の樣である。尙、かの採鑛夫の如く、地下の勞働者に、休憩時間規定の無意味な事は、炭坑の採炭夫と一般、今更說明を要せぬ事と思ふ。

八幡は正午から三十分間、釜石は正午前三十分間の休憩時間である。但釜石では選鑛夫の過半數は女子を使用し、しかも十時間以上の勤務をさせる場合が多いので、鑛夫勞役扶助規則（第九條）に從ひ、午前と午後に各十五分間宛、合計一時間の休憩を與ふる事としてある（實行は必ずしも此の通りではないが）。

室蘭では、晝夜業共、正午又は午後零時に三十分と、その前後に十分間宛、合計五十分間の休憩を與へ、更に居殘二時間以上には十分間、同四時間以上には三十分間の休憩時間を增し與へる旨規定してゐる。

二　休日制度　製鐵工場に於ては、一般工場のそれと同樣に、每日曜休日の制度を採つて居るが、鐵鑛山に至つては、大多數の金屬鑛山のそれと同じく、每月二回の休日制度である（但、炭坑には每日曜、若くは月四回の休日制度が殆ど全部、九割―に行はれて居る）。尙、此の外二者共に、祝祭日とか、年末年始とか、起業紀念日とかに、休日が臨時的に附加せられてゐる事勿論である。

但、かゝる休日制度の規定は、常晝勤務の者に對して、設けられて居るのであつて、交替制度の業務

（殊に、製銑、製鋼の様な寸時も中斷するを許されないもの）に在つては、休日を利用して交替すると否とを問はず、仕事の性質上、特に休日を置かない立て前となつてゐて、何れも、次項に說く樣に、晝夜の就業を轉換する際に生ずる休みを利用して、之を休日に充てゝ居るのである。

休日は室蘭製鋼工場が最も多く、日曜以外には、一ヶ年間に十七日あるに對し、八幡製鐵は八日しかない。但し室蘭でも、鐵鑛山の方は（卽ち鑛夫の方は）、毎月第一と第三日曜の二回の定休（之も事情により變更してゐるが）以外には、一ヶ年を通じて五日しかないし、輪西の鐵工場も、略ぼ之に準じて居る樣である。

釜石は最も休日に乏しく、たゞ、毎月第一と第三の日曜日がある丈けで、他に何等規定されてゐない（因みに吾國の炭坑は、大多數晝夜二交替の連續作業であるが、定休日には全く採炭を中止し、極めて少數の仕操夫、機械夫などが入坑してゐる。之は、採炭作業が、製銑作業の樣に、決して中斷し得ないといふ仕事ではないからである）。

三　晝夜業務の轉換方法　轉換日は、一流製鐵工場に於ては、通常七日毎（每週）であり、鐵鑛山（釜石）の方は五日毎である。

轉換の方法は、二交替と、三交替の制度で違つて居るし、又同じ交替制でも、會社工場によつて其の方法を異にしてゐる。今左に之を例示略說すると、

（イ）　二交替制に於ける轉換方法

（一）釜石の製銑、骸炭、製鋼等は、毎日曜交替であるが、轉換の當日に、就業時間の半ばに相當する時間を延長して、正午の交替とする。卽ち晝方（午前六時から午後六時まで）を夜方（午後六時から翌午前六時まで）に轉換するには、夜中午前零時まで、引續き十八時間勤務せしめ、それから翌日の午後六時まで十八時間を休ませる事となる。乙方から甲方への轉換は、正に之と反對の事をするのである。（二）室蘭製鋼は、轉換日及轉換方法に付規定を缺いてゐるが、事實は、輪西製鐵の方とも同樣に、一週間毎に公休日を利用して

轉換して居り、轉換の當日、連續二十四時間の勤務又は休勤で交替してゐる。卽ち、晝方であつたものは、午前七時から翌日の午前七時まで二十四時間勤めて、其の日の午後七時まで休み、夜方であつたものは、反對に午前七時から翌日の午前七時まで二十四時間を休み、其の日の午前七時から晝方として勤める事となるのである。

(ロ)三交替制に於ける轉換方法

(一)八幡製鐵では、甲、乙、丙の各方(午前六時、午後二時及十時交替)を每週順次に轉換し、轉換に當つては、連續した二十三時間半の休憩を爲さしむる事に規定してある。卽ち甲方(午前六時から午後二時まで)であつたものは、午前六時から引續き、午後十時まで十六時間勤務し、それから翌日の午後十時まで休んで、十時から翌朝六時までを丙方として出勤する。之と同樣に乙方であつたものは、甲方へ、又、丙方であつたものは乙方へと轉換せらるゝのである。(二)釜石に於ける三交替(今は夜方を休止してゐるが)では、八幡と異り、轉換を初める組で、二方十六時間の連續勤務を爲して後、次の二方を休む事になつてゐる。卽ち、甲方であつた者は、午前六時から午後十時まで勤め、それから翌日午後二時まで十六時間を休んで、今度は乙方として出勤する事となる。同樣に、乙方は丙方に、丙方は甲方に、順次繰り下げて交替するのである。

右の諸例で明かな樣に、交替制度の者は、交替の際に生ずる休勤時間をば、休日の代用に充てられてゐる譯であるが、例へば二十四時間若くは十八時間の連續休勤といつても、その前に必ずや一方分か若くは半方分丈け、勤務時間を延勤又は連勤せしめられてゐるのであるから、差引すると、常晝勤務者の日曜休日と同じ意味の樣な眞に完全な休みを貰つて居る譯ではないのである。故に、單に休むといふ點からすれば、晝夜間斷なき作業に、しかも殊に十二時間二交替制で從事せしめられて居る業務に對しては、別に月二回位、臨時休業を許すか、若くは代休を與へるか、然らずんば、正味の八時間三交替にでもしてやらな

ければ、常晝勤務者との權衡がとれない事と思ふ。

輪西では、交替制度の業務には公休日を設けて居ないが、任意に月二回、臨時の休日を取り得る事としてあるから、交替時の休みと合せて平均月に四日位は休める割合になつてゐる。

八幡では、大正十五年の第七回の懇談會に於て、職工側から、三交替制度の者にも常晝勤者と同様に、適宜に代休を與へよと要求したに對し、當局者は、元來代休なるものは、休日に出勤を命じたものに、代償として與へる休暇であるから、三交替制の様に、日曜も祭日も休まない立て前で出來てゐるものに、しかも毎週、連續した二十四時間の休みを與へてゐる現狀に於て、更に之に代休を與へるといふ事は、一向意味を爲さない事であるとて之を拒否してゐる。

三、出勤率及就業日數

（イ）一流製鐵所を比較した處では、職工全體の出勤率には大した相違はなく、一日平均八割二、三分から、八割六、七分位まで、即ち、普通、まづ八割五分前後である。

（a）八幡製鐵の大正十四年一月から九月までの九ヶ月間に於ける各部（當時は十二部）合計職工（徒弟も含めて）の總平均出勤率は、次の如くである。

一日平均在籍人員	一日平均出勤人員	一日平均缺勤人員（公休日の缺勤人員も含む）	平均出勤歩合
一六、五四八	一三、九一八	二、六三〇	八四・一%

又、大正十二年四月から十三年三月までの一ヶ年間の各部（當時十三部）合計職工の總平均の出勤率は、次の如くである。

年月別	一二、四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三、一	二	三	總平均
出勤率%	八二・三	八三・九	八四・七	八二・四	七九・九	八二・八	八三・三	八三・六	八三・一	七七・三	八三・八	八四・八	八二・六

之によると、出勤率は全體に亘つて良くない。又、之を季節的に見ると、夏期の七、八、九の三ヶ月間と一月が惡い。殊に盛夏の八月と、正月が最も惡いのは、蓋し止むを得ない現象であらう乎。

(b)室蘭製鋼(茶津工場のみ)は、少し材料が古いが、大正九年十二月から十年五月までの六ヶ月間の總平均出勤率は、八三・八%であり、輪西製鐵のそれは、八六・九%である。(因みに、室蘭製鋼から、大正十三年三月に、協調會の求めによつて送られた報告には、單に、出業日の出勤率總平均が九四・四%で、休日のそれは平均五四・五%とあり。又、大正十二年末の實地調査の際も、平日の出勤率は九四%から九五%、休日のそれは四〇から五〇%位であるとの會社側の話であつたが、若し之が眞なりとせば、恐らくは大淘汰の後を受けて、職工の氣分緊張し、能率増進した結果、かく向上したのであらうと察せられるが、それにしても少し率が高過ぎる様に思はれる。)

(c)釜石の大正十三年十二月から、十四年五月までの六ヶ月間の總平均出勤率は、八六・八%である。

(但、男職工及鑛夫の合計)

今一ヶ月間に於ける平均就業數(職工の稼働日數)から觀察するため、一ヶ月を三十日とし、出勤率を平均八五%として、打算推定して見ると、平均二十五、六日となる。而して、八幡、釜石等の實際は、何れも、最高二十八日、最低二十四日位、平均して二十六日前後の就業日數となつてゐる。隨つて、所定の休日を毎日曜丈けとしても、會社の一ヶ月間に於ける操業日數は二十六日しかない勘定であるから、かゝる平均の就業日數では、職工は何れも皆勤の成績でなくてはならぬ筈である。が、之は、前に休日の項で述べた通

り、交替制度の業務に於ては、常晝勤業務に付て規定してある樣な休日は得られない上、たとへ常晝勤の者でも作業上の都合で休日出勤を命ぜられたりする關係から、かゝる結果となつて居るに過ぎないので、皆勤職工が大部分である爲めだからとの速斷は許されないのである。

云ふ迄もなく、一ヶ月間に於ける平均出勤率とは、通常、一ヶ月間に於ける全職工の勤務延日數（換言すれば、日々勞役のため出頭した職工の延人員、尙正確には、賃金支給人員の延數）を、一ヶ月間に於る全職工の在籍延人員（毎日〳〵の名簿上に於ける人員の延數）で除した商を指稱し（但、職工の勤務延人員、又は稼働延日數も、在籍の延人員も、双方共に、一日當りの平均數字を求め、之によつて平均出勤率を算出する處もある）、又、一人當りの平均出勤日數とは、一ヶ月間に於ける全職工の勤務延日數を、平均一日の在籍人員で除した商を指稱するのである。尙、右の樣に、勤務人員又は勤務日數（卽ち、出面又は出役）によらずして、勤務工數（又は方數）を基準とし、（卽ち一工又は一方を就業一日の單位とし）その一ヶ月間に於ける累計延工數、又は、一日平均の延工數によつて、平均の出勤率及出勤日數を算出することも、大抵の工場で行はれてゐるが、此方法によれば、無論、出勤の率及日數共に、幾分か多くなるのである。

それから又、出勤率や出勤日數の平均を出す場合に、定休日を如何に取扱ふべきかの問題がある。卽ち、定休日の出勤人員並に在籍人員を全然出勤及在籍の延人員から除外するか否やであるが、若し之を双方に、共に除外して計算するとせば、出勤率の場合には、その率は幾分良くなるが、出勤日數の場合には、却つて平均日數が少くなる（之と反對に、定休日を、双方に、共に除外しないで計算すると、出勤率は幾分低くなり、平均就業日數は却つて幾分多くなる）。尤も、嚴正な意味に於ける出勤率とか平均出勤日數の算出には、無論、平日よりも出勤者の少ない休日（例へば室蘭工場に於ける休日の出勤率は前揭の通り、平常の半數である）を除外すべきであるが、製鐵工場の樣な、晝夜連續作業を中心としてゐる處では、所定の休日と雖も、勞務者の出勤は相當にあるのだから、全然之を除外して計算する事は、實際に於て、困難な事情もある。（現に例へば、八幡製鐵の缺勤人員中には、休日に出勤せぬものをも全部含めて

居る）

次に、一ヶ月の平均出勤率を見て、之から一人當りの平均就業日數を推算するには、若し休日を除外して算出した出勤率であるならば、一ヶ月間に於ける會社の操業日數（休業日を除いた日數卽ち普通二十六日）に、之を乘じて、以て就業日數の概數を得べく、又若し休日を入れて算定した出勤率であるならば、一ヶ月の暦日數（卽三十日）に、之を乘じて、以て、同様の概數を得可きである。何れにしても、前者は乘數（卽出勤率）が高く、後者は之が低いのであるから、被乘數に二十六日と三十日との相違はあつても、結局その結果たる就業日數には、大した相違はないのである。（通常所謂平均稼働率の算出には、大抵は休日を入れて計算してある様だから、一ヶ月の暦日數たる三十日に、此の率を乘じて、以つて一人當りの平均就業日數を推定して差支ないと思ふ。）

終りに、平均就業日數の一例として、八幡製鐵所に於けるそれを左に示さんに、（但男職工のみ）

第四十四表　八幡製鐵所職工就業日數表

年次	在籍人員	給料支給人員	一ヶ月平均勤務延日數	一ヶ月平均出勤日數	一ヶ月平均時間外勤務數
大正九年	一五、八四四人	一四、四五〇人	二六、八四四日	二六日	七、五五四時間
同十年	一五、九〇三	一五、五一四	二六、八六五	二六	六、六一六
同十一年	一四、六五五	一四、三一四	二七、三二五	二六	七、三二五
同十二年	一四、七〇一	一四、三五八	二七、五〇五	二六	七、五九〇
同十三年	一五、二四〇	一四、八七八	二八、四三七	二六	八、九〇二
平均	一五、二六九	一四、七〇三	二七、三九五	二六	七、五九七

右表に於ては、毎年の勤務日數の平均が、廿六日となつて居るが、その内容は何れの年も、その月によつて甚だ一定してゐない。例へば大正十三年度の分では次の通りである。

大正十三年度	一人平均出勤日數	一人平均勤務延日數
1月	25.0日	28.114日
2	25.0	28.370
3	27.0	29.065
4	25.5	27.660
5	27.0	28.924
6	25.5	27.756
7	26.5	28.552
8	25.5	27.672
9	25.5	27.915
10	26.5	29.558
11	25.0	28.668
12	27.0	28.995
一年平均	26.0日	28.437日

尙釜石の例も亦、右の八幡と大同少異で、就業日數の平均は、業務により、又月によつて多少違つて居るが、每月平均二十四日以上二十九日まで、總平均して二十六日前後である。(詳細省略)

玆に注意すべき事は、男職工と共に女子をも併せ使用してゐる業務に在つては、その總平均の出勤率並に就業日數が、男子のみの業務のそれよりは、一般に低下してゐる事である。それは、女子の出勤率が、男子のそれと相當の隔りがあつて、一ケ月の出勤率にして、約一五%乃至二〇%低いし、又出勤日數にしても、約四日は少ないからである。例へば、

(一)出勤日數では、八幡製鐵所に於ける每年の一ケ月當り平均數を見ると、次の通りである。

	大正九年	十年	十一年	十二年	十三年	平均
男職工	二六日	二六	二六	二六	二六	二六
女職工	二一	二一・五	二二	二二・五	二三・五	二二

又、釜石鑛山に於ける大正十二年二月から八月までの七ケ月間の平均では(特に採鑛部のみを算出して見ると)

男鑛夫一人當平均一ケ月の出勤延日數　二六・一日

女鑛夫同	二二・一

(二)出勤率に付ては、釜石鑛山に於ける全業務、卽ち製銑、製鋼及採鑛等の合計總數から算出した平均數を見ると、次の通りである。（但大正十三年十二月から十四年五月までの六ヶ月間の分）

	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	總平均
男鑛夫出役步合	九〇・一%	八五・八	八六・六	八五・八	八六・八	八五・九	八六・八
女同	七四・四	六六・三	六六・九	六七・〇	七〇・六	六六・一	六八・六

然して、かゝる事は、單に工場の職工や、金屬鑛山の鑛夫に於てのみならず、炭坑に於ても、同様に見得る現象であつて、男女坑夫の間には、甚しい出勤率の相違があるのである。例へば、坑内の採炭に後山（運搬夫）として女子を使用する九州地方に在つては、大正十三年度の調査では、男採炭先山（採掘）の一ヶ月平均入坑率六七%、男採炭後山のそれは六五%であるに對し、女採炭後山のそれは五六%であり、隨つて、その一ヶ月の入坑日數は實に僅か十五、六日に過ぎないのである。（尙此の事に付ては後に鐵鑛山の就業率の項でも述べる）

(ロ)以上は、同一製鐵所内に於ける全業務、全職工に付ての出勤率の話であるが、今、更に、茲に、晝夜交替制を採れる製銑、製鋼、鋼材、骸炭等の、主要な直接的業務と、多くは常晝勤（常一番）制を採れる工務（機械電氣等）、研究、副産等の從たる間接的業務に從事せる職工との勤務率を區別して比較して見るに、大體に於て、二者の間に、餘り大した相違がない事を發見する。例へば、

(一)八幡では、大正十四年一月から九月までの平均に於て、銑鐵、製鋼、鋼材、經理(運搬)、動力、特殊鋼等の三交替制の職工の平均出勤率は、八四・八%であるに對し、總務、工務、副産、販賣、研究、建設等の常晝勤の職工のそれは、八二・九%である。(尙大正十二年四月から十三年三月までの一ヶ年間の統計では、前者の八四・二%に對し、後者は八一・三%となつてゐる。)

(二)室蘭では、製鋼、製鐵等の二交替制の方は、平均八五・五%であるに對し、事務、工務、研究、檢査等の常一番制のそれは、八三・七%である。

(三)釜石では、二交替制の製銑、骸炭、製鋼、壓延等の(但採鑛を除く)平均出勤率が八六・八%であるに對し、主として常一番制である、鑄物、爐材、電氣、機械、鐵道運輸等の間接的業務(但從業職工二十人以上の業務を採る)の職工のそれは、八七・三%である。

然して是等の實例により、同じ交替制でも、八幡の様な八時間、三交替制ならいざ知らず、室蘭、釜石の様な十二時間晝夜二交替制といふ勤務の長い、激しい勞働が、常晝勤者との出勤率比較に於て大差ないといふ事は、注目するに値することゝ思ふ。

(八)鐵鑛山に於ける採鑛夫の入坑率は、一般金屬鑛山の採鑛夫のそれと略ぼ同樣であり、又、製鐵工場の一般職工のそれとも、大した逕庭はない。卽ち釜石鑛山の採鑛夫の例を以てするも、一日平均八二・六%(大正十四年五月調査)となつてゐる。

大正十四年五月中に於ける釜石鑛業所主要業務の出勤率は、次の如くである。

業務別		採鑛	製銑	骸炭	爐材	壓延	製鋼	鑄物	機械	電氣	以上の外、廿三業務を加へた卅二業務の總平均
出勤率%	男	八二・六	九九・二	八一・九	七五・二	八二・九	八三・三	八七・八	八六・二	九四・〇	八五・九
	女	七四・八	六四・五	五一・二	五六・八	—	五四・七	四七・三	九六・四	九八・二	六六・一

由來金屬鑛山の坑内夫たる採鑛夫の入坑率は、坑外夫たる各職の鑛夫の出勤率と大差なく、七〇%から八五%位までの間に在り。(然して此等坑外鑛夫と、一般工場の職工とは殆ど同樣である)炭坑に於ける採炭夫のそれとは全く相違してゐる。採炭夫は、九州方面では

男坑夫で六五％前後、北海道地方では八〇％前後（之は凡ての事情が九州方面とは異り、金屬山の採鑛夫に近似してゐるから）である。一體北海道以外に於ける炭坑の採炭夫の入坑率が、何故金屬山の採鑛夫より平均一〇％乃至一五％も低いかといふに、全く、坑内の自然的條件や、採掘方法、就業時間、賃金算定方法、其の他種々の點で、その勞働狀態を異にしてゐる爲めである。が、その主たる理由は、男女の共稼ぎに在る。卽ち男女一組で（男採炭先山と女採炭後山との）共同請負作業をするから、入坑率の悪い女子の影響を受けて、自然男子迄も入坑率が惡くなるのである。（然るに一般の金屬鑛山も、鐵山も、亦北海道の炭坑も、原則として坑內に女子を使用しない。）

四、勤務規律及給與との關係

職工又は鑛夫の服務並に給與との關係に付ては、何れの會社工場でも（それが大きければ大きい程）、相當に微に入り細に亙つて規定し、單に職工規則とか鑛夫勞役扶助規則とかに於てするのみならず、尙之がために幾多の特別單行規定を設けて居るものが多い。

（甲）勤務に關する諸種の規定

（一）先づ第一に出勤とか缺勤に關するものとしては、着到の整理方法、入門の拒絕、出勤の差し止め、及缺勤の屆出義務等が規律せられてゐる。

（イ）着到は、例へば八幡の樣な大工場に在つては、可成り嚴重で、常晝勤及三交替制共、開門後一時間にして閉門し、此の間に全部の職工を入門せしめ、それから十五分經過して、初めて始業せしめてゐる。

卽ち職工達は、始業の十五分前までに入門しなくてはならぬ。之と同樣に、終業も亦開門前十五分とし、開門から閉門までに一時間を

置いてゐる。室蘭工場では、入門は起業時の三十分前から開始し、同十分前迄に全部を入門せしむる事となつてゐる。すべて工場は此の點は極めて嚴格で、かくて一齊に、就業を開始せしめ得る便宜を有してゐるが鑛山及炭坑の坑內業務では、坑口現場の繰込が非常に長引き（殊に炭坑の竪坑に於て然り）、且、切羽（業場）が遠近に點在してゐて、この往復距離に相當の時間を要する關係上、就業開始は固より、終業時刻も餘程不統一である。

凡そ工場たると、鑛山たるとを問はず、着到事務なるものはその方法こそ多少違へ、賃金算定の根幹を爲すものとして嚴重を極め、時に之がために、詳細な着到心得を制定し、之に違背する者は、犯則者として容赦なく處分してゐる。（着到方法は、工場では通常、出入門傍の着到場と、職場とに職札を懸けて整理するが、室蘭の樣にタイムレコーダーを使用する處もある。）

着到事務の嚴格な一例として、八幡製鐵所のそれを示さんに、「職工規則」中の諸規定以外に、「職工心得」を制定し、其の內に、「職札取扱方の心得」の一章を設け、更に別に「職工通用門規程」を作つて之を補足してゐる。今その要點を記さんに 異樣の扮装をして入門せんとした者には過怠金として日給半日分、入門の際誤て他人の職札を持ち行き、又は出門の際他人の職札を持ち來つた者は同じく一日分、出門の際誤て自己の職札を他人の懸場に懸けたものは同半日分、他人の依頼を受け職札の取扱した者は、双方共減給三日分以下の處分、職札忘失者は過怠金一日分、之が故意である場合には減給一日の處分、

尙、八幡では、職工に職工徽章を交付し置き、之を佩用したものでなければ絶對に入門を許可しない。若し之を紛失した場合には、必ず本人が開門前に屆出づる事を要し、又、入門間際の申出ならば、特に作業上の必要により、現場監督官から要求があつた場合に限り、過怠金として日給の半日分を納める事を承諾した者のみ、入門を許可してゐる。此の事が、同志會のみならず、職工全體の問題となつて、毎年の懇談會席上で、入門の際の屆出でも差支ないとする事、及過怠金を廢して、辨償金とする事等を要求してゐるが、製鐵所は、故意又は過失者に對する取締と制裁の見地から、此要求には耳を藉さない。

釜石鑛山に於ける採鑛夫の着到は、一般金屬鑛山のそれと同樣、判座帖に出役（出面）人名を記入する丈けで、かの大多數の炭坑に見

る樣な採炭傳票によつて一人々々を繰込むといつた式の複雜なものではない。但金屬鑛山の常として、鑛夫社宅から採鑛見張所（着到場）を經て採鑛現場まで行くには相當の距離がある。例へば釜石では、大橋採鑛事務所附近の社宅から、千尺の高さに在る採鑛見張所まで、片道に一時間を要し、（坑外の常晝勤の鑛夫は此處で着到してゐる。）坑內稼業の坑夫達は　更に此處から新山の坑口に在る六段掘見張所まで、急坂を攀ぢて、其處で着到、交替しなければならぬ。實にこの坑口まで登攀する事自體が、既に容易ならぬ勞働である。

（ロ）入門締切後に於ける來着者は、一定時間內は遲刻として入門を許されるが、之を過ぎると入門を拒絕せられる。

例へば八幡でも、室蘭でも、遲刻入門の許可は、三十分限りとなつて居る。（八幡は、事情によつては、三十分後と雖も就業せしむる事を認めてゐる。室蘭では、一般定時出業又は一般早出の場合の遲刻猶豫を三十分間とし、一部早出の場合には、早出時刻後十五分限りとしてゐる。）

尚此の外に、酩酊してゐる者とか、傳染病豫防の目的のためとか、其の他、前に述べた職工徽章を佩用せぬもの、或は異樣の服裝をしたものなども、入門を許可されない事勿論である。次に、更に一步を進めて、積極的に、一定期間出勤の停止を命ずる事もある。卽ち、私傷病殊に傳染性惡疾たる結核などに罹つた場合に、工場衞生の見地から、之を一般就業者から隔離防壓してゐるのである。

例へば、八幡では前にも述べた通り、職工規則第三十八條の二に、「病毒傳播の危險ある結核病に罹りたる者は、病院の診斷により一定期間其の出勤を差止むる事を得」とある。又、室蘭製鋼では、職工規則第二十三條に「私傷病による休業三十日以上にして出勤した場合、及傳染病に罹つて、（同居人が罹病の場合も）療養治癒した後、出勤した場合には、健康診斷書を要す。然して此場合に、若し尚健康惡く、又は社內の衞生に危害を及ぼすものと認めた時には、相當期間更に出勤を停止する事あるべし」と規定してゐる。

私傷病、其他事故のため缺勤した時に、書面で休業の屆出を要する（例へば八幡は三日以上の場合、室蘭は即日屆出を要す）のは勿論、一定期間以上に亘る時は、適當に整理解職せられるのが通例であり、又、無屆缺勤に對しては、特に犯則者として嚴重に處分せられ、その解雇の猶豫期間も甚だ短かい事は前述の通りである。（例へば八幡では、自己の都合で、引續き一ヶ月以上就業しない時には解雇する）

（二）次に就業服務中の心得方に付ても、着到事務同様、各工場鑛山共、詳細に之を規定してゐる。即ち、單に職工規則（鑛夫雇傭勞役規則）中に於てのみならず、特に職工心得（鑛山ならば鑛夫入坑心得）なるものを制定、規律してゐるのが普通である。然して其の內容は服裝、食事、喫煙、變災等に處する心得方から、他の業務の妨害、自由の出入行動等の禁止等に至るまで、枚擧に遑ない位であるが、就中最も重大視してゐるのは、（秩序紊亂・同盟罷業等は別として）「機械器具の取扱及保存手入れ」と、「會社の物品持出し並に私物の作製」等である。即ち、前者に對しては、故意過失により亡失毀損した時は、相當の處分以外に、損害補償を命じ、又後者に對しては、人道、秩序及經濟等の上から、到底許し難い罪惡として嚴罰に處し、中には、八幡の如く進んで法律上の手續を採る（無論、情狀によつて）とまで戒告示達してゐる處もある。（八幡では、長官の諭告として、情狀稍重き時は解職を原則とし、輕き者と雖も、七日以上の減給處分とする）

尙、此等服務規程の勵行に付ては、何れの會社工場も相當に苦心し、特に職工規則中に賞與及制裁の一章を設けて、その寬嚴宜敷を得て居る次第であるが、今、一流工場のそれを通觀した處によれば、表彰規程の方は、表彰せらるゝ場合が三ヶ條乃至五ヶ條位であり、賞與方法も、賞狀、徽章、賞金（又は賞品）等、殆

ど形式的なものに過ぎないのに反し　懲罰の方は、當該條件が極めて多く（二十ヶ條から、甚しきは三十ヶ條も列擧）且つ、解職、減給等の處罰方法も、中々嚴格に適用實施せられて居る有樣である。今次に是等の處罰方法を二、三例示して見ると、

（一）八幡製鐵では、懲罰を分つて譴責、減給、徽章褫奪及解職の四種とし、減給は、日給半日分以上、十五日分以下としてゐる。然して職工規則には、總務部長と合議の上、部所長之を行ふと規定してゐるのみで其の各々に該當すべき事項を一々明示はして居ないが、職工の嚴守すべき項目は、別に約三十項目位、列擧してあり、之に背反するものは、適宜右の四種の懲罰處分に附せらるべき事を暗示してゐる。（二）室蘭製鋼では懲罰解雇として十二項目、減給處分（十日以内を限り日給の二分の一を減ず）として二十四項目を列擧してゐる。解雇處分の中には（八幡も同樣だが）私品製造、社品持出、同盟罷業及其の教唆、秩序紊亂、機密漏洩、暴行脅迫、他の雇傭に應じた場合等が擧げられてゐる。尙八幡でも室蘭でも、處分者の氏名及處分の理由は、廣く工場内に揭示する方法を採つてゐる。（處が滑稽な事には、八幡では、表彰者も同樣に揭示する事を勵行せられ度いと職工側から要求してゐる。）

次に、鐵鑛山方面では、室蘭製鋼所屬の鑛山が、懲罰解雇として十項目（內、無屆缺勤十日以上も含む）、減給處分（十五日以内を限り賃金三分の一減）として七項目を列擧してゐる。

釜石鑛山では懲罰解雇としては別に列擧してゐないが、一般の解雇の事由として鑛夫雇傭勞役規則中に規定してゐる七項目中には、懲罰的のものが四ヶ條含まれてゐる。同規則の賞罰の章中には、たゞ命令違反とか、機械器具毀損の場合等に、處分として三工賃以內の過怠金を課する旨と、及故意又は重大な過失により事業上に損害を及ぼした時の損害賠償義務に關するものとが規定せられてゐるに過ぎない。

（三）作業上の都合によつて、何れの工場鑛山でも、休日及勤務時間等を、適宜に增減、變更し得る旨規定してゐる。

（イ）休日に關しては、主として常晝勤務の業務に對し、種々の異例が認められてゐる。卽ち定休日と雖も、業務によつて、其の數に適宜制限が加へられ、又、作業の都合上、所定の休日に却つて出勤を命ぜられ、然して之に對しては、一定の期限内に適宜代休が與へられる旨定められてゐる。

例へば八幡に於て、骸炭及銑鐵勤務の者は毎月二回、運輸は三日以内、窯業は四回の休日を、それぞれ適宜に與へられ、又、機械、電氣、鑑査、工務、用度、運輸、販賣等は、何れも日曜出勤が多く、中には、半數出勤と明定してゐるのもある。此等の休日出勤に對しては、或は七日以内に、或は十六日以内に、それぞれ仕事と本人の都合を見て、代休を與へらるゝ事になつてゐる。が、職工側では數年前から、毎年の懇談會で、代休の有效期間を一ヶ月間に延長し、且つ可及的各業務の代休を統一せられ度いと要求してゐる。乍然、製鐵所側は、容易に承諾しない。殊に鋼材部長は、作業の性質上一週間以上に延長する事は絶對に困難だと稱し、例へば一ヶ月間有効とした時、月末に、各人に一度に揃つて代休を取られたと假定すると、全く仕事は出來ない事となるからと言明してゐる（尙、八幡では、三交替制の者にも代休を與へよと職工側から要求し、當局が之を拒否したる事は前述の通りである）。

兵役義務、服忌、父母祭日等の事由により缺勤したものは、次項にも詳述する通り、通常公休日に準じて取扱はれ、缺勤とはならない。（かの定休日に出勤を命ぜられた時に缺勤したものは、無論缺勤の取扱を受け、殊に無屆の場合は相當に處分される。）

八幡などでは、市町村の名譽として公務のため休んだ時、消防の召集、演習、點檢等で休んだ時、及起業紀念祭委員として働いた時等は出勤に準じて取扱つてゐる。

所定の休日以外に、尙、臨時休業を爲し得る旨の規定も一般に存してゐるが、之は何か非常の場合に行はるゝ位で、普通は定休日を、休業日變更の規定に基き、臨時繰上げ又は繰下げをする位のものである。

（此の事は、鑛山炭坑方面に殊に多く行はれてゐる。）

（ロ）勤勞時間の短縮又は延長に付ては、常晝勤務制と、交替制とを問はず、相當に幾多の問題が提供せられてゐる。

事業主側としては、或は季節により、或は仕事の都合又は性質により、隨時、職工の勤務（出勤、退出、休憩等の）時刻を變更し、或は又早出を命じたり、居殘を命じたりして、時間外の勤務を爲さしめて居るが、職工側亦種々の事由で、遲刻、早引、其の他の行動を爲し、以てその勤務に波瀾あらしめてゐる。

一體、製鐵業に於ける常晝勤の就業時間が、九時間乃至十時間である事は前に述べた通りであるが、大抵は所定時間よりも延長されてゐて、殊に、人員の不足勝な業務に於て此弊が甚しい樣であり、又、交替制度の業務に於ても、人員の配置、作業の都合などで、一人で二方以上も、連勤してゐる樣な事が珍らしくないのである。

例へば八幡製鐵の工務部では、嘗つて一人で一ヶ月に五十人分以上の延勤をするものが往々にしてあつたが、之が問題となつて、結局一人に三十六時間以上の連續勤務を命ずるを不可なりとし、一ヶ月一人の勤務延人員を、居殘、徹夜等を通算して三十六人役以内といふ事に制限、決定した（大正九年末）。

然して、かゝる事に付ては、實は事業主も職工も或程度迄同罪とも稱す可く、かの職工側に於て、可及的時間短縮を叫んでゐる底意は、往々就業時間を短縮して、以て反比例的に時間外の勤務を豐富にし、之に對する割增を恒久的により多く獲得せんとするに在るか、若くは之によつて單位時間の賃金增額を圖ら

んとするに在る樣な事が多いので、收入さへ増加すれば、少々位の過勞必ずしも厭はずといつた氣分がまだ〳〵處によつては相當濃厚なのである。事業主、亦なる可く勞銀單價の引上問題に觸れず、しかも人員をも、より以上に増加することなくして以て時間短縮の一般的趨勢乃至要求に讓歩せんとするから、勢ひ時間問題の眞目的に無理解な、かゝる一部の勞働者の意圖にも從つて、時間外の勤務を命ずるといつた樣な事が、處によつて比較的に多く行はれるのではないかと思ふ。（尙此等の事に付ては次の給與との關係の項に於て述べる。）

（乙）勤務と給與との關係

之は勞働條件其の者たる時間と賃金の二者に跨つた極めて微妙にして、勞資の双方へ、相當重大な影響を與へる問題である丈け、何處の工場でも、稍々詳細に規定してゐるが、しかも常に紛議の種となり勝のものである。次に項を分つて、之を略述せんに、

（一）　勤務時間と給與

（イ）　遲刻に對する取扱　前述の通り、通常始業後（但、八幡では、閉門後十五分經つた始業時刻から、又室蘭では、始業前十分で打ち切る入門報鐘の時刻から起算するなど、工場で多少相違する）三十分間以内を遲刻とし、特別事由の無い限り、日給の一割乃至二割を引去る事となつてゐる。

例へば八幡では、遲刻三十分毎に日給の十分一、室蘭では同じく十分二（但、一部早出の場合は、十五分以内を遲刻として十分一減）を引去るが如し。

（ロ）早引に對する取扱　就業中途に於ける職工の退場は、之れを二つの方面から見る事が出來る。その

一は、病氣其の他の事故で、自發的に退場する場合、他は、作業の都合又は主として公傷のため退場（停業）を命ぜられ、若くは之を餘儀なくせらるゝ場合である（作業時間中の負傷は、原則として公傷と認定せられるが、病氣は原則として私病と認定せられる）。双方共。一定時間内に退場した時は、無給とせられるが（公傷に於ける手當は別として）それ以上は、一定の割合で日給を給與せられ、然して此の場合、無論自發的の退場よりも、强制的の方が、給與率が高いのである。

例へば八幡製鐵の、中途退場者に對する給與は次の如くである。

	私病、事故の爲め		公傷及作業の都合のため	
常晝勤	（就業後一時間四十五分以内のもの）無給	（同それ以上のもの）一時間に付 $\frac{9.0}{106}$ 増	（就業後四時間四十五分未滿のもの）日給半額	（同それ以上のもの）日給全額
交替制度	（右同斷）無給	（右同斷）一時間に付 $\frac{10}{100}$ 増	（就業後四時間十五分未滿のもの）日給半額	（同それ以上のもの）日給半額

室蘭では
1、傷病其の他の事故で退場した場合　定時間の半以上就業に限り日給半額
2、公傷の場合　時間の多少を問はず日給全額
3、出業後臨時停業を命ぜられた時　一時間を一工數の $\frac{1}{10}$ として計算する（一時間未滿は、三十分毎に、一時間の $\frac{1}{2}$ として計算）

（輪西工場の製鋼に於ける實際を見るに、七時十分前に入門せしめ、七時から始業、七時十分迄を遲刻として認め、七時半以後は絶對に入門を許可しない。然して正午迄就業すれば、半日分を給し、それ以内は無給としてゐる。）

（ハ）呼出勤務　正當な休業者に對し、作業の都合上、所定勤務時間内に、或は就業時間外に、又或は休

日等に、それ〴〵臨時呼出しを爲し、强制的に之を就業せしむる事に付ては、通常、別に規定を設けて、その給與方法等を明かにしてゐる。卽ち工場によつて一定はしないが、或は、普通の日給を時間割で給したり（就業時間內の時）或は一定の率で割增を與へたりしてゐる（時間外勤務及休日出勤の時）。

（一）八幡では、所定勤務時間內に呼出勤務を命じた時は、時間割で給料を支給し、若し所定時間外である時は、早出、居殘の場合に準じ、一時間に付、日給の「十分の一、二五」の割で、計算支給してゐる。又常晝勤者に對し、所定休業日に就業を命じた時は、就業時間內の勤務に對しては、たゞ所定の給料を支拂ふのみで、何等平日と異つた取扱はしない。（尤も之に代るべき代休を與へてゐる事勿論である。）然して、若し之が公休日である時は、後述する樣に、日給以外に、更に日給相當額を給與するのである。

處が職工側は、十五年一月の懇談會で、日曜日の出勤に對しても、特別手當を給與せよと要求した。之に對し製鐵所側は、常晝勤者の中には、一日でも休業を少くして貰ひたいと熱望する者もある位で、かくて休日に呼出されて、希望通りに仕事をさして貰つた上、更に特別手當迄も要求するとは、餘り蟲が良すぎるではないかとて、之を峻拒した。

又、特急呼出を、時間割で計算せずに、分で計算し、例へば九時十分に呼出に應じ出勤した時は、十時からしか步增が貰へないのを九時十分から貰へる樣改正して貰ひ度いと要求してゐる。

（二）室蘭では、臨時呼出で勤務を命ぜられ、又は出業後臨時に停業を命ぜられた時は、時間の長短に拘らず、すべて、就業一時間を一工數の $\frac{1}{10}$ として計算支給してゐる（職工規則第四十五條）。然しながら、同所の常晝勤務者の就業時間（卽ち一工）は、休憩時間も入れて九時間半、正味勞働時間は九時間で（職工規則第十六條）あるから、今一時間の勞働に對しては、一工賃の $\frac{1}{9}$ の割で計算せられるのが至當であるに不拘、右の樣に一工賃の $\frac{1}{10}$ で計算せられて居るので、職工の方は甚だ割が惡い事となつてゐる。（但、夜業又は徹夜業の場合には、次項に述べる樣に、割增が加給せられてゐる。）尙、休日に特に出勤を命じた時は、唯日給を給與せらるるのみで、別に割增などはない。

（三）釜石では一時間一分、卽ち一工賃の十分の一で計算してゐるが、同所は、常晝勤者の就業時間が十時間半、正味勞働時間が十時間となつてゐるから、一時間一分の原則は尤もの事と云へるのである。

尙、此の外地方的慣習による休日に强制出勤を命じた時には、日給の五割增として計算支給する事になつてゐる。

（二）時間外勤務（早出、居殘）及徹夜業

規定就業時間以外の勤務（殊に深夜業又は徹夜業）に對しては、所謂相當の步增を爲すを普通とする。が中には、單に延勤一時間に對し一工數（就業時間）の十分の一（一分と稱す）とか、又は、正味一時間當りの賃金のみを給與するに過ぎない樣な處もある。

此の事は、無論常晝勤務に就ての話であるが、交替制度の業務に在つても、夜方勤務の者（殊に晝夜二交替の二番方のもの）に對し、步增を給す可きか否やが問題となる。然して、此場合、原則としては、特に之がためには割增をせぬ事となつて居る。が、たゞ、晝方勤務者との權衡上、晝方勤務者に對する給與の幾分かを減じて之を夜方勤務の者に加給する事が行はれてゐる樣である。

（甲）八幡では、常晝勤務者の早出、居殘に對し、全部一律に、一時間に付、一工賃の十分の一、二五の割で計算給與してゐる。（早出は入門時刻、居殘は退門時刻で起算する）處が之に對し職工側から、每年の懇談會で、次の樣な種々の要求を爲してゐる。

（一）常晝勤務制と交代制を問はず、居殘步合を、一時間に付一分五厘（卽一工賃の十分の一、五〇）に引上げる事。（十三年度の懇談會）之に對し當局は、交替勤務の者に對してならば、常晝勤者との權衡上、引上げ考慮の餘地も無いではないが、何分、一ヶ月の居殘延人員約一萬七千人にも及んでゐるから、經費の關係上、到底不可能であると拒絕した。（尙十五年度の懇談會では、特に常晝勤者の居殘步增の增加を要求してゐる。）因みに、大正十三年四月に於ける早出居殘數は、八幡、戶畑兩工場の合計で次の如し。

在籍人員	出役延人員	出勤延日數	早出居殘延人員	一人平均早出居殘數
一六、二〇六人	四四八、二九二・四二四人	四一四、八九七日	一五、三一一・六二五人	〇・九四五人

（二）夜勤手當を（殊に三交替の丙方の者に）給與する事、及び其の標準を、陸軍の工廠に取るべき事。之に對し當局は、他の官營工場は、晝勤丈けを原則としてゐるから、夜勤手當も、必要かも知れぬが、製鐵所は、晝夜三交替制の業務を中心として居り、然してたとへ、三交替の夜方に廻つても、之は順次に轉換して行く事であるし、且つ勤務時間は八時間で、常晝勤者よりも一時間短かいのであるから、權衡も取れてゐると思はれる。隨つて夜方の手當の必要はないと答辯してゐる。

因みに陸軍工廠の夜勤手當とは陸軍職工規則第三十一條に夜間（午後十時から午前六時まで）の作業には、日給十分の五以内の手當を給すとあり、然して、其の施行細則第三十六條には、夜間作業が二時間以内の場合には、日給の十分の二、それ以上には十分の五を給し（自己の都合で中途退場した場合には各その半額）、又假睡を許す夜勤者には、一夜に付、十分の三を給すと規定してあるのを指稱してゐるのである。

（三）殘業の命令を受けて後、負傷（公傷）した場合には、命令時間迄の歩增を附する事。之に對して當局は、一應考慮する旨を答へてゐる（十五年懇談會）。

（乙）室蘭製鋼の職工規則中には、時間外の服業に對しては臨時呼出の場合と同様、定時間の長短に拘らず一時間を一工數の十分の一として計算し、夜業又は徹夜業を命ぜられて定時間の終業を終つた者には、夜業者には日給の$\frac{2}{10}$乃至$\frac{3}{10}$を、徹夜業者には同$\frac{4}{10}$乃至$\frac{6}{10}$を加給すと規程してゐる。之を實際に徵するに、居殘りは、連續廿四時間以上を許さず、時間增は一時間$\frac{1}{10}$とし、別に夜業者には三割增、徹夜業者には六割增を給してゐる（但夜業增徹夜業增の意味が明瞭でないが）。

輪西製鐵の様な、主として晝夜二交替制を採つてゐる處では、規定としては「晝夜交替の場合には、所定の停業時（四時半）から交替時（七時）までの服業に對し、日給$\frac{1}{10}$を支給す」とあるが、實際は一工、十時間、一時間一分增の原則に從ひ、十時間を基準と

して晝方は十一時間（午前六時から午後五時まで）勤務で一人一分、夜方は十三時間（午後五時から午前六時まで）勤務で一人三分（即ち夜勤手當として晝方よりは二分増、全體で三分増となる勘定）として賃金を計算してゐる。

（丙）釜石では、常晝勤者の延勤（時間外勤務）に對しては、一時間に付一分（一工賃の十分の一）の割で増給し、徹夜業には一方（十時間）に付、二分の増としてゐる。又、二交替の者に對しては、晝方は一分五厘増（即一・一五人役）、夜方は二分五厘増（即一・二五人役）として計算してゐる。即ち之を合計すると、廿四時間で二人四分役となり、一方に付平均二分増の割合となる。之は前述の通り、男子は十時間一工賃の立て前であるからである。女工の時間外勤務に對しては、男工よりも優遇し、八時間を一工賃と看做して、一時間の居殘延勤に對し、一工賃の八分の一、即ち一・二五の割で計算給與してゐる。

さて、右の諸例でも分る樣に、凡そ室蘭でも釜石でも、常晝勤務の居殘者、又は十二時間二交替勤務の者に對して、就業十時間を一工單位と看做し、それ以上の勤務時間に付、或は一分増とか或は二分増などと稱して計算給與してゐるが、實は歩増に非ずして、延勤一時間に對し、普通の一時當りの工賃を支拂つてゐるに過ぎないのであるから、歩増といふ言葉が、少し妙に使はれてゐる樣に思はれる。

（ホ）休日又は休暇及休日に於ける强制就業

（一）職工規則等により一般的に認められた一定の休日なるものは、前述の通り、原則として常晝勤者に與へらるゝもので、交替勤務の者には、元來が無休日の立て前の業務に從事してゐるものであるから、方替りの間隙時間を利用する外、一定の休日なるものは與へられて居ない。然し、此等の所謂定休日なるものは、通常たゞ缺勤とせられない丈けで、給與の伴ふものではないのであるが、一流の工場では、特に元

旦とか、三大祝日とか、起業紀念日とかを選んで、之を公休日と稱し所定の日給を與へる事としてゐる。

一體勞働者保護のために、特別の法規を制定し、之に依つて或は一定の休日を與へ、或は或期間の休養を命じたりして置き乍ら、一方此等日給勞働者の生命たる勞銀の點をば、依然民法の原則たる「勞務を提供せざれば報酬なし」との規定に委ねてある事は、それが所謂日給勞働者の特色であるのかも知れないが、全く片手落の話で、之では折角の休日制度も、却つて最負の引倒しとなる場合が多からうし、又、所謂公休日の制度にしても、全く事業主の恩惠に出づるのみで、勞働者側に何等之が制定を請求する事が出來ないから、工場によつて、此種制度に非常の厚薄があり、隨つて延いては、之が爭議の種ともなつて、結局强力な團結の威力で押す者が最後の勝利を得るといつた樣な惡印象、惡傾向が助長されつゝあるのは誠に歎かはしい事である。殊にかの臨時休業の規定が問題であつて、事業主は事業の都合上、何時でも臨時に一方的に休業し得、しかも之に對し何等の給與規定を設けて居なくとも、その規定は堂々と、其筋から認可せられてゐる（隨つて、此の場合勞働者は一方的に勞働意思を抑壓せられても、權利として、其日の糧たる反對給付を請求する事は出來ぬ）といふが如き事は、全く不對等の契約關係を如實に現はしたもので、勞働者保護の精神を沒却する事の甚しいものといはねばならぬ。近時各國に於て、有給休暇の制度が漸次認められつゝあるの時期に於て、吾國の現狀に大いに慊らぬ處あり、聊か一言を費した次第である。

然し乍ら資本家の時勢を解するの明と、勞働者の熾烈なる運動、要求と相俟つて、前述の樣に一流工場

には、漸次、公休制度若くは、次に述べる有給休暇の制度が實施せられつゝあるのは誠に欣ばし現象である(但、鑛山、炭坑方面は、此の點に於て、未だ餘程幼稚である)。

(二)次に一般的の休日でなく、個人的に、卽ち各人が、一定條件に適した事情に遭遇した時に、特に事業主から缺勤を公認せられ(專ら之を休暇といひ、休日若くは公休と區別する)、又は特に缺勤を命ぜらるゝ場合がある。無論此の場合は、自發的(事故)缺勤とは區別せられるが、然し乍ら必ずしも給與が伴ふとは限つて居ない(給與を伴ふ休暇は普通之を準公休といふ)。

此休暇若くは缺勤命令には、種々の場合があつて、工場によつて一定して居ないが大略次の樣なものである。

一　兵役關係で服務のための缺勤(徵兵檢査、簡閱點呼、勤務演習、入營前の豫備敎育、在鄕軍人會の業務)

二　家庭的事情のための餘儀ない缺勤

忌引(一親等、稀には二親等內の血族、配偶者の喪、但、中には直系同居の家族とか、配偶者の父母の喪にまで及ぼしてゐる處もある)

父母の祭日、出產の前後、其の他火災、水害等の天災に遭つた時等がある。

三　公的事務に從事のための缺勤(名譽職に選ばれて公務に從事、議員の選擧投票、官公署に呼出又は屆出等のため出頭)

右の外之に準ずべきものとしては、消防に召集、起業記念祭に委員として從事、市町村よりの大掃除、分官學校等の受驗等がある。

四　傳染病豫防の目的による出勤停止、公傷病による缺勤

五　自由休（云はゞ慰勞休暇で、例へば陸軍職工規則に在る樣に課所長の許可を得て一ヶ年に六日以內休業し得云々）

以上の內で、兵役關係服務、忌引等による休暇及傳染病のための出勤停止等は、通常有給休暇となつてゐる。

今、次に一流製鐵所の公休、休暇に付概說すると、

（一）八幡製鐵、前述の通り、此處には、勞働團體たる同志會があり、官業勞働總同盟を背景として、官營工場の待遇統一要求といふ大看板で、常に製鐵所に向つて突進しつゝあるのであるが、この公休、及有給休暇の問題は、その幾多の要求の中でも、可成り重要な主張として、毎年の懇談會に於て、強硬に提案せられつゝあるものである。例へば第五回の懇談會（大正十三年）では、賞與の增額と公休日の設置に付て、他の官營工場の事例（第四十五表參照）を擧げて、製鐵所に迫つたので（殊に陸軍砲兵工廠に於ける公休、忌引の事例を高調した）、

第四十五表　官營工場公休及準公休制度（職工規則から拔萃）

	公休日	準公休（有給休暇）兵役關係	忌引	出産	其の他
1、專賣局工場規定（煙草）		徵兵檢查當日及往復日數、簡閱點呼當日勤務演習期間及前後各一日　日給の三分の一	父母、養父母、夫妻及相續人直系同居の家族に付三日以內　日給の三分の一	正式結婚の場合に限り二日間　日給の三分の一	
2、陸軍職工規則（兵器）	元旦、紀元節天長節の三日　日給全額 年末年始（十二月廿九日より一月三日迄の五日間）　日給半額	徵兵檢查、簡閱點呼當日、演習期間　日給全額	父母、配偶者に付三日以內　日給全額	妊、産婦の就業禁止期間　日給全額（但、共濟規定で療養救濟金を受くる期間に對しては給與せず）	慰勞休暇實施の日は日給全額、業務上の事件で出廷の當日日給半額、罹災（被害程度約七日間以內）日給半額、出張中の病氣缺勤日給全額

3、海軍工務規則（造船／兵器）

新年宴會、紀元節、天長節祝日の三日（但、自己都合で當日の前後休業の者は除外す、當日出勤者には更に日給を給與）	日給全額
徵兵檢査、簡閱點呼當日、演習期間	日給全額
父母、配偶者に付三日以內	日給全額

遂に製鐵所側に於ても、職工規則第六十八條の追加改正をして、（十三年二月一日から實行）公休日として、元旦、紀元節、天長節祝日及起業紀念日の四日間を認め、所定日給相當の金額を給與することにし、（但作業上の都合で當日及其の前後共缺勤した者には支給しない）且此の日に就業を命ぜられた者に對しては、更に所定の賃金を併せ給することにした。處が職工側では、尙之に滿足せず、第七回の懇談會で（大正十五年）、更に一般的公休日の增加を要求し、（第四回の懇談會では天長節と、起業紀念日丈けを公休に要求した位であつたのだが）祝祭日及七月十五日、十二月卅日、卅一日、一月二日等を擧げたのであるが、製鐵所は之に對し、三大節公休の取扱でも、既に約廿萬圓の經費を要して居り、一日の公休に約三萬圓は犧牲にしなくてはならぬのであるから、普通の祝祭日全部を公休にする事は、財政上困難である。然し乍ら年末、年始位は、他の官營工場との振合上、經費の許す範圍內で考慮してもよいと答へた。

次に職工側は個人的の有給休暇に付ても要求を爲し、第一、徵兵檢査當日を公休とすること。第二、忌引として妻の直系尊族、兄弟姉妹の死亡に、一週間を與ふること。第三、出產の時は其翌日から三日間を公休とすること、等を提示したが、製鐵所側は第一は之を考慮し第二は、吾國古來の制度たる服忌の場合と似て非なるもので、恐らく何處の工場にもかゝる事例なからんとて刎付け（因みに製鐵所は前述の通り、服忌及父母祭日を無給休暇としてゐる）、第三は、一家の出來事を、凡て一々製鐵所に負はせる事は、甚だ感心しない。然し無給でもよければ出產當日と、翌日位を休暇にしてもよいと答へてゐる。

（二）室蘭では、休日は全部無給で、所謂公休なるものはない。忌引としては、父母配偶者の死亡は四日間、同棲の祖父母・子、兄弟姉妹の死亡は二日間となつてゐるが、是亦、單に缺勤としない丈けで、勿論無給である。

（三）釜石も亦、室蘭と大同小異で、有給休暇は一つもない。

（三）傳染病豫防の目的で出勤停止を命じ、又は附近一帶の交通遮斷及工場への入場職工數の制限等で、

就業を不可能ならしめた時には、普通公休に準じて取扱ひ、缺勤としない上、日給の全額若くは幾分かを給與するを原則とする（但此場合本人自身が罹病した時には、一般の私傷病と同樣かゝる意味に於ける給與はしない上、缺勤とする）尚公傷病に對しても之を公休に準じて取扱ひ、無缺勤とする事勿論である。

八幡製鐵では傳染病に因る出勤停止者には、陸軍の工廠と同樣、日給の十分の八を給してゐる。同じ官營でも海軍の造船兵器廠では此場合、日給の全額を給與してゐる。

（四）休日に强制出勤を命じた時には（但之は常晝勤の業務に付て起る問題であるが）、前に呼出勤務の項でも述べた樣に、單に普通の日給を給する處もあれば、特に更に幾分かの割增を給する工場もあつて一定してゐない。

八幡では前述の通り日曜出勤に割增を要求した（但拒絕せられたが）のみならず、普通の祭日は固より、公休日たる三大祝日、起業紀念日に於ける出勤に對しても、特別手當としての步增を要求したが（十五年の第七回懇談會）、何れも、慾を云へば限りのないものとして刎ね付けられた。殊に職工側としては、起業紀念日の特別出勤者に對し、從來六割の步增があつたのを、公休制度になつた爲めに、休んでも一割にはなるが、其の代り出た者には、此の賃金に對する六割增の方が無くなつたといふので大いに不平を訴へてゐたが、製鐵所では全部の利益のために一部が犧牲となるのは當然の事だと一喝に附してゐる。

釜石では地方的慣習で休む樣な日に特に出勤を命じた場合に限り、五割增をしてゐる。室蘭には別にかゝる場合の割增規定はない。

第五　給與狀態

一、賃銀形態並賃銀算定方法

製鐵工場に於ける賃銀形態は、一般の機械器具工場に於けるそれと略ぼ同樣であつて、賞與其の他の附屬給は暫く措き、基本賃銀としては、時間給と出來高給の根本的な二大形態が、更に夫れ〲單純時間給

と加給付時間給及び單純出來高給と奬勵加給付出來高給とに分たれてゐる。今、左に逐次之を說明せんに

（甲）　時間給　時間給といつても、實は、殆ど皆、一就業時間（卽ち一工又は一方）を單位とした日給（本番賃銀又は常傭給）制度であつて、たゞ步增、步引等の場合に、就業一時間當りの日給額で計算せられ、時間給たるの本領を發揮してゐるに過ぎない。

卽、純然たる時間給制度なるものは、製鐵業では發見されない。――況んや週給制度、月給制度をや。――故に、以下、本稿に於て時間給をば、日給制度と總稱する場合が多い。

（Ａ）單純時間給　奬勵加給を伴はない單純な日給制度（但、前章で述べた早出、居殘、夜業、特別勤務等に對する步增等は之に含むものとして）の業務は製鐵事業の業務全體から見ると、寧ろ甚だ少ない方であつて、多くは所謂奬勵加給付の日給制度である。

例へば、八幡製鐵所では、第四十六表に示す樣に、單純時間給業務は、工場數にして全體の二割弱、職工數にして同じく一割弱である。（卽ち、日給拂の內、奬勵割增二割付といふのが此處に所謂單純時間給である。これは後に、奬勵加給付時間給の項でも說明する樣に、本體は單純日給制であつて、たゞ、奬勵加給三割增付日給制との權衡上、二割增としたに過ぎない。但、之も、後に述べる樣に、大正十五年春の改正で、全部三割の奬勵割增とした爲め、兩者の區別が分らなくなつてしまつた。）

第四十六表　八幡製鐵所（戸畑作業場を除く）賃銀形態別工場數　（大正十四年十一月一日調）

部所別	全部日給拂		一部日給拂（但三割增付）一部功程拂	全部功程拂	工場數合計
	奬勵割增二割增	同三割增			
一　總務部	四	―	―	―	四
二　工務部	五	一一	―	―	一六

三 動力部	四	三	|	|	七
四 銑鐵部	'	五	一	|	六
五 製鋼部	|	五	|	一	六
六 鋼材部	|	二一	二	|	二三
七 特殊鋼部	|	五	二	|	七
八 副産部	|	六	二	一	九
九 經理部	一	四	|	|	五
一〇 販賣部	|	一	|	|	一
一一 研究部	一	|	|	|	一
一二 建設部	一	|	|	|	一
工場合計	一六	六一	七	二	八六
總工場數に對する%	一八・六	七一・〇	八・一	二・三	一〇〇
此職工數合計	一、六〇〇	一二、〇四四	二、三〇五	五五八	一六、五〇七
（但、兼務組長及工場徒弟合計二九五人を除く）					
總人員に對する%	九・七	七三・〇	一四・〇	三・三	一〇〇

單純日給制の業務は略ぼ一定して居つて、主として總務部に屬する各種の雜役常傭職工、納品成品等の檢定及び分析に從事する職工（檢査職、製圖職、記錄職等）、工務部の内で、水道、鐵道、土木、建築等の業務に從事する職工及び電燈電話を初め、諸種の機械据付修理等に從事する職工、並に研究部及び建設部等に使用せらる

る各種の職工である。

尤も、輪西製鐵所に於ける精錬課の鎔鑛爐職工中、爐前夫の如きは、何處の工場でも奬勵加給付時間給で使役してゐるに不拘、大正十二年頃から割增を取り去つて本番賃銀丈けで使役し、其の他、焦煤課（骸炭及副產一般）中でも當然奬勵加給付であるべき業務の職工が、多く本番のみで使用せられてゐる。然し、之は、同所が、非常な不況に陷つた上、元來輪西製鐵は、室蘭製鋼に買收合併せられた關係から、常に製銑は、製鋼に從たるものとして一段下に取り扱はれる傾向があり、職工亦淘汰を恐れて之を默認してゐるといふ特殊の事情のためである。但會社側では、右の爐前夫の如きは、好況につれて爐を增設した爲めに奬勵法が複雜多岐になつたから、其の煩に堪へず之を廢したに過ぎないと云つてゐる。

單純日給制の業務に於ては、前章に述べた樣に、早出、居殘（殘業）夜業又は徹夜業、休日出勤、臨時呼出勤務及び特別勤務等の場合に步增せられ、反對に遲刻、早引等の場合に、步引せられるのが通例である。然して、此等は名稱こそ違へ、賃金それ自體の伸縮作用に外ならぬから、次項に述べんとする奬勵加給とは、又通常區別して論ぜらるゝ事も、今更贅言の要はない。唯、玆に特別勤務に對する特別步增に付て一言せんに、之は仕事の困難、危險、不潔等特別の事情ある場合に、豫め大體の步增範圍を會社として定めておいて、各部長（又は課長）の手加減で、隨時給與せらるゝもので、要するに單位時間の勞力に對し特により多くの反對給付を爲すに過ぎないのであるが、督勵方法としては、非常に自由且便利である。之が給與の方法は一定せず、或は日給の何步としたり、或は金額で限度を示してあつたりする。

例へば、

（一）八幡製鐵所では、工務部の職工及職夫に對し特別步增の規定を設けてあるが、之によれば特別步增は、暴風雨其他變災時に於ける

危險、困難な作業を初め、便所の修理、病院隔離室工事、煙突架空索道支柱、爐邊等に於ける工事、鐵管內排渠內、或はコールタール含有水中の工事等の場合に限られ、日給の七分以內を加給せられてゐる。尙此の外、銑鐵部の鎔鑛工場に於ける熱風爐及瓦斯管掃除作業、鑛滓綿製造及運搬、副產部の硫安工場に於ける硫酸アンモニア飽和機掃除作業等に、就業時間の長短や、作業の難易により、日給の四分以內で適宜決定給與せられてゐる。

（因みに、貯水池關係工事に從事の場合には一日に付何錢と　金額で步增が定められてゐる。）

（二）釜石でも、骸炭工場などには盛にこの特別步增が用ゐられ、例へば、風雨の時などに、或は降雨手當と稱し、或は暴風雨手當と云つて日給の一分乃至五分、時には二人役位までも步增することがある。

（Ｂ）奬勵加給付時間給　加給付日給制度は、製鐵工場に於ける賃銀形態の內でも、最も主要の部分を占めてゐるのであるが、加給付といつても、その大部分は（否、殆ど全部は）單純時間給と、出來高給の折衷たる所謂奬勵加給付（又は步增付、但、居殘步增や特別步增の如きは、玆には省いた意味のもの）であつて、かのハルゼー式とか、ローワン式とかいつた（職工の努力で節約し得た時間に對比する利益を、全部でなく或程度に於て勞働者にも分與せんとする式の）所謂出來高利益（剩餘）分配付時間給は、極めて尠ないのである。

奬勵加給付日給制に於ける加給方法は、豫め種々な條件と加給率とを定め置き、此の條件に適合した場合に、各自の本番賃銀（日給）に加給すべき率を乘じて算出し、或は、單に初から加給すべき金額を定めて置いて、之を條件發生の場合に加算支給したりするのである。が、條件も、算出方法も、工場により又業務により甚だ相違して居り、且種々の事情からして、時々變更もせられてゐる。今左に奬勵加給制度の最適例として、八幡製鐵所のそれを稍々詳細に述べ、以て、本制度の說明に代へ、旁々大工場に於ける加給方法の如何なるものなりやを、多少共具體的に知らむとする人の參考に供せんとする。

八幡製鐵所に於ける奬勵加給付時間給の加給方法

(イ)稼働者に、無條件に或範圍内の率によつて爲す加給方法

(一)之は、「職工奬勵割增金給與規定」と稱する全般的規定によつて、總務部の全員、工務部及經理部の一部並に、研究部、建設部等の職工達、換言すると、單純時間給(常傭日給で働いてゐる職工達全部に給與せらるゝもので、實は前にも述べた通り、此等の職工以外の職工に對し給與してゐる次の(ロ)の如き奬勵加給制度との振合上設けられた規定で、當初から奬勵の目的で作られたのではない。故に別に給與に、奬勵的な條件を設けず、出勤して所定時間を働きさへすれば、この加給に有り付ける譯であるから、奬勵加給制とはいへないかも知れぬ。(之は獨り八幡のみならず、同じ官業の吳工廠などにも行はれてゐる政策的制度である。)

(二)尤も、各人への配給額は、その勤怠、技能、作業の難易等で、適當に差等を附してある。

(三)割增金全額の制限としては、給與を受くるもの全體の所得額(本番賃金以外の歩增等も加算)の二割以内。又各人に對する加給額の制限としては、本人の所得額の四割以內としてゐる。

(四)無資格者としては、試驗職工、其の月の解職者、公休者及他の規程で割增を受くる者等である。

(備考)　右に述べた二割付奬勵割增制度は、大正十五年四月に至り、職工側の要求を容れて、遂に改正せられ、次の(ロ)に述べる割增制度と同樣に、全體の割增金額を、其月に於ける本給所得額の三割以內とし、各人に對する配給額を、本人の本給所得額の五割以內としてしまつた。

(ロ)或る奬勵(主として數量、品質)の條件付で、或る範圍內の率によつて爲す加給方法

(一)之は、製鐵所の中心を爲してゐる處の製銑、製鋼　鋼材等の主要業務全般に亘つて施行せられて居るもので、「何々部職工奬勵割增金給與規程」と稱せられ、數量奬勵(品質も加味)が、其の根幹を爲してゐる。此の奬勵法の最も注意すべき點は、割增金の算出方法であつて、その各個の規定に、それ〴〵別に詳細な奬勵割增金算出單價なるものがあり、之に職工稼働の所產たる全數量を乘じて算出した總金額から、從業職工及人夫の所得(本給、歩增等一切)の合計を引去つた殘額を以て、この割增金に充當し、之を適宜に

分配するのである。故に個々の單價で仕事をしてゆく點は、全く普通の出來高請負制度と變らず、たゞ其の總稼高の分配方法と、單價の性質とが多少異つてゐるのみである（但後述する釜石の出來高制度に至つては、之と同一の分配方法で、全く形式的にも相似してゐる）。

（二）數量奬勵とはいふものゝ、各部で、仕事の性質上、多少其の條件を異にしてゐる。卽ち次の如し。

銑鐵部…鎔鑛課各工場では、鎔鑛爐製出の銑鐵又は鑛滓綿で、其の月に他に受渡を了した數量及其月の鎔鑛口裝入の原料數量。骸炭課では、製出の骸炭で、其月に他へ受渡手續を了した數量（以上一瓲に付幾何）。運搬係では、鑛石、銑鐵、骸炭、鑛滓、炭滓等の運搬數量一瓲幾何。又は荷造、運搬して、他へ受渡した鑛滓綿一俵幾何。

戸畑工場製銑課…鎔鑛工場とハルデー式骸炭工場とで行はれ、製出銑鐵や、裝入原料や、製出骸炭などの數量によつて居るが、凡て右の八幡銑鐵部と同樣である。

製鋼部…製鋼作業では、鎔鋼、鋼塊の製出瓲數。坩堝では、製出個數。運搬作業では、鋼塊、鋼片の取扱瓲數。

鋼材部…鍛鋼課所屬工場に於ける壓搾、鍛錬、加工、壓延、精整等の作業及其他の工場に於ける壓延、精整の作業は、其の製品の檢定に合格した瓲數又は個數。ロール及誘導裝置の旋削作業は、旋削完成の個數。鋼片掛の作業は、鋼片取扱の瓲數。

副產部…化工掛では、其月に製出した數量。第一及第二窯業掛では、其月に製出の數量で他へ受渡手續を了したもの。

販賣部…其の月の製品取扱瓲數又は運搬臺數。

經理部…運輸課職工及小蒸氣船乘組普通船員には、其月の諸貨物運搬臺數（貨車一臺に付幾何）。

卽ち右の如く、各部共製出若くは運搬數量によつて、それ〳〵一瓲若くは一個、一臺幾何と定められてある單價を以て算出の基礎とするのである。

（三）割增として支出すべき金額の制限としては、（イ）の場合と異り、右の各部共一樣に、加給を受くる有資格者の所得總額の三割以內とし、（無論工場每の區別計算である）各人に對する加給額の制限としては、本人所得額の五割以內としてゐる。（但經理部は一人に付

最高三割六分。販賣部は同、三割八分の定めである。）

（四）然して、各人に對する加給の分配は、その技能、勤務成績、操業の難易及責任の輕重等によつて、適宜差等を附して、行はれてゐる。

（五）尙、製鋼部と鋼材部の職工に對しては、特に罰則を設け、若し職工の不注意、怠慢、技能の拙劣等により、目的の製品を損じたり不合格品を出したり、或は機械用具を破損して故障を生ぜしめたりした場合に、奬勵割增金單價を乘ず可き製産噸數又は個數から或る一定の數量を處分として引去る事にしてある。

（六）無資格者は、（イ）の場合と同樣、試驗職工、其月の解職者及公休中の者等である。

（七）奬勵割增金算出單價の無いものを製出した時には、之に要した職工及人夫給の實費額を、その總給額（臨時加給、步增等一切を含んだ所得）から控除する事にしてある。

（八）作業上相互に密接の關係ある工場の割增金は、彼此融通し得としてある。又、作業の都合で他の職工を使用した時には、之を使役した工場の職工と看做して給與し得る事としてある。

使用した職夫（人夫）は、奬勵加給の分配には與らしめないから、人夫給は、職工の定傭日給と共に、先づ總給額から引き去るのである（之は釜石でも皆同樣である）。

（九）割增金は、翌月の定傭給料と共に支給することになつてゐる。

（一〇）奬勵割增金は、作業の都合とか、公傷又は傳染病のため早退を命ぜられた時とか、其の他二、三の事項に該當した時には、之を附せない（但此等の早引、遲刻等の場合にも、常晝勤者は五時間以上、三交替制の者は四時間半以上勤務した時は、半日分の給料に對し、割增を附ける事にはなつてゐる）。

以上は、數量奬勵の加給であるが、此外に、「工務部機械課汽罐工場職工奬勵割增金規定」は、割增給與の條件が多少異なつて居て、蒸氣汽壓平均六汽壓半以上に限り之を給與　、割增金額は六汽壓半の時は從事職工所得額合計の一割五分、以上十分の一汽壓を增す毎に、

同じく一分五厘以内を增し、以て最高三割以内に至つて止み、之を、各本人所得額の五割以内の制限に於て技術、勤務成績により適宜分配してゐる。

此の場合の金額には、特別獎勵金とか、特別割增金とか、特別賞與金等の名稱が與へられて居り、其規定過半は、功勞者のみに限り給與せらるゝもので、特に豫め、給與人員を制限してゐる。又、一人當りの金額も略ぼ決定してあつて、甚だ特別步增に類似してゐる點が多い。

(ハ)或る獎勵(數量、品質、原料節約其他、作業成績)の條件付で、或る一定の金額を加給する方法

(甲)該作業に從事してゐる職工の全部に給與するもの

(一)第一及第二製鋼工場特別獎勵金…瓦斯發生爐の職工に給與するものであつて、瓦斯主道に於ける瓦斯中の一酸化炭素含有一ヶ月の平均率と、職工一ヶ月の平均延人員の一人當りに對する石炭使用高とによつて、職工一人當りの割增金給與額を決定し(漸次累進し最高額に至る)之を總人員に乘じて以て割增の總金額を得、然る後之を各人に、勤怠、技能等によつて適宜配分してゐる。

(二)第一製鋼工場出鋼回數增進獎勵金…轉爐工場では、各轉爐の一晝夜に於ける出鋼回數十八回以上、平爐工場では、各平爐の一週間に於ける出鋼回數十六回以上を超過する一回數每に幾何かの獎勵金額を定め、之を爐の專屬職工及その操業に密接の關係ある造塊職、原料職、流銑職等に限り、適宜分配してゐる。(但、不良鋼塊を出した時は、規定によつて出鋼回數から引去る。)

(三)特殊鋼部薄板掛ロール持續特別割增金…壓延作業中、引續き同一ロールを持續せしめ、製品延數一五〇延以上の場合、超過延數に應じてロール手及副ロール手に一定の金額を割增し、之をその就業時間數に應じて適宜按分する。(但、一〇〇延未滿で、ロール打損じの時は、ロール一本に付一定額を給料から引去る。)

(乙)特に功勞ある職工に、人數を限つて給與するもの

(一)鋼材部厚板工場及其の他の職工特別賞與金…厚板工場一ヶ月間の合格製品三千延以上製出の場合に、同工場及該製品の材料を製出した工場の職工中、功勞ある者に對して給與するもので、例へば厚板工場では八十人以內、該材料製出工場たる分塊工場では三十人以內、同第一製鋼工場では四十五人、第二製鋼工場では二十人以內の職工に、夫れ〴〵、合格製品若くは供給材料の量(延)に應じ

て一人平均の加給額を決定してある。

(二)鋼材部平鋼工場、ボールト工場職工特別賞與…平鋼工場の方は一ヶ月の總生産高（合格品二、五〇〇瓲以上、内、規格品一、二五〇瓲）以上製出の時に、功勞ある職工五〇人以内。ボールト工場では、合格品總生産高四五〇瓲又は三百個以上製出の時に、功勞者百人以内を限り、一人平均何圓加給。

(三)鋼材部第一、二、三、五の各分塊工場及製鋼部第二製鋼工場、並に運搬係職工特別賞與金…第一、第二の各製鋼課の工場から製出して來た熱鋼塊全部を受け入れて鋼片となし、更に冷鋼塊をも受け入れて鋼片とした時、前掲（ロ）による三割以内（各人は五割以内）の奬勵割増金の外に、本規定によつて割増金を給與せられるもので、冷鋼塊の壓延高一、二〇〇瓲以上の場合に、鋼片作業直接關係の職工何人（省略）以内に一人平均何圓かを給與する。

鋼材部第二厚板工場中、ロール持續奬勵割增金…ロール持續時間四〇〇時間及製出瓲數六〇〇〇瓲以上に達し、且其翌月から尙持續する事毎月一〇〇時間と一、五〇〇瓲以上の場合に、初めて、粗ロールと、仕上ロールの功勞者、各十五人以内を限り、一人平均何圓かを給し、若し此等壓延職工の不注意から不合格品製出の時は、その瓲數の二倍を製産瓲數から控除せられる。

以上述べた樣な奬勵方法は、鋼材部への註文輻輳した大正七、八年から十一、十二年へかけて、大いに制定せられて今日に至つたもので、幾何かの賞與金で、極度に製出瓲數を增加すべく、督勵せられ、何れも瓲數增加に比例して加給も累進して行く仕組みになつてゐる。(因みに薄物の註文殺到した八年末に、鋼材部第一薄板工場及波板工場職工へ特別賞與金の規定が制定せられ、合格製品瓲數に應じて功勞者何人かに一人平均何圓かの賞金が與へられてゐたが、之は十二年九月に廢止せられた。)

尙、臨時職夫（人夫）に對しては、職工とは別箇に、臨時加給制度と步增規定とが設けられてゐて、前者は、日給額により職夫を四等級に分ち、一日三錢乃至十五錢の加給を爲し、後者は、一日の工程を定め得る仕事に從事せしめた時に、三割以内の加給を可としてある。此の外、職夫を特殊土木工事功程拂規程によつて、功程拂の請負の下に使役し得る事にしてあるが、此場合には右の臨時加給及步增を支給しない定めである。

(ニ)或る一團の職工の連合受負と爲し、受負代金と定傭給との差額を加給として、或る範圍の率によつて分配する方法

(一)前述の(ロ)の場合が、單純の出來高給に酷似してゐる樣に、此の(ニ)の場合は、純粹の請負契約による仕事に類似してゐて、或工場內に於ける職工の幾人かの團體、又は一工場全體の職工が、一團となつて連合の受負を爲し、賃金は製作物の完成に對し仕拂はるゝのである。從つて、受負工事完成後、或は工事の途中で、再製又は改修を命ぜられた時の工費とか、工事に使用した機械器具の小修繕とか、工事に必要なる足場其の他一時的諸裝置の工費は、一切受負職工の負擔となつてゐる。

が然し、事實は全く奬勵加給付時間給の一形態に過ぎないので、何處迄も定傭日給(本番賃金)を基本とし、受負代金中から先づ各人の常傭給(手當步增等を凡て加算した所得による)を引去り、その殘額を以て割增金に充當するので、(ロ)の場合と同樣である。

(二)此割增金額は、割增金を受く可き有資格者總員の所得合計の三割以內、各人の分配額は、本人所得の五割以內であつて、是れ亦(ロ)の場合と同樣である。

(三)各人への分配に、勤怠、技術、作業難易で差を設け、及び試驗職工、解職者、公休者を無資格とする等も亦(ロ)に同じ。

(四)職工、職夫の定傭給は每月普通に支拂ふ。受負仕事が一ヶ月間に完成せぬ時は、一先づ既成部分丈けに付て代金を見積り、之を內拂金として割增を算出する事にしてある。

(五)目下八幡には、此方法によつてゐるものが次の二つである。

工務部職工手間請負規程……工事一件每に職工一部の連合受負とする。

工務部工作課職工奬勵割增金規程……各種製修工事を、當該工場職工全部の連合受負とする。

(ホ)應急、速成奬勵(時間節約)のために、一定金額を加給する方法

之は時間節約奬勵の加給であるが、ハルゼー式とかローワン式の樣に節約された時間に對する出來高利益を勞働者に分與する方法では

なく唯、割増奨勵金給與の基礎を時間の節約に置いたまでであつて、寧ろ前に述べた特別歩増の一例に過ぎないと思はれるのである。

之には次の二つの規程がある。

應急修理（汽罐、送風機、電氣機械、給水鐵道等の諸裝置）に從事せしめる職工に對し、豫め成工時間を定め置き、その以前に完成した時は短縮し得た時間毎に、本人の日給額の十分一以内を適宜加給すること。特別速成を要する製作品に從事せしめた職工に對し、普通作成時間よりも極力（又は可成）短縮した時間を豫定時間と爲し、この豫定時間通りに落成し得た時は、普通作成時間に對する給額に、實務時間との差額に對する給額を加給し、若くは、尙此の上に更に豫定時間給額の二分の一迄を情況によつて加給すること。

又、豫定時間よりも更に速成し得た時は、豫定と速成との時間の差額を、豫定時間と比較して相當增額をする。反對に、若し豫定時間より遲延した時は、遲延時間との差額を豫定時間と比較して、相當の減額をするのである。

以上の事例で明かな樣に、製鐵業務の大部分は、製産量が一定數量以上であるとか、作業成績が一定標準以上であるとか、又は原料、時間等を節約したとかいふ事を條件とした奬勵加給付（歩增付）時間給であつて、その中には、單純な出來高給に類似したものや、又單に特別歩增に過ぎないと思はるゝものや、或は連合請負といつて、請負契約に似たものなど、夫れ〴〵の違つた形態があり、隨つて個人加給とか、團體加給とかにも分れ、その算出方法にも定率もあれば累進もあり、又減率もあるといつた有樣で、實に複雜多岐である。

八幡以外の室蘭、釜石等の一流工場を見ても、名稱とか、條件とかには、大小の相違こそあれ、皆その根本に至つては八幡と大同小異である。今左に、その二三を掲げ見んに、

室蘭製鋼所に於ける奬勵加給付時間給

室蘭製鋼所では製鋼課の機械係職工(四百五十人餘)が、その仕事の性質上、最も複雜な奬勵制度の下に置かれてゐて、時間、原料等の節約による加給もあれば、瓩數又は個數の增加による加給もあり、又主としてハルゼー式の出來高利益分割制度(節約時間で產み出された生產利益の半分を職工に分與してゐる)も行はれて居るのである。同じく製鋼課の鍛造係、鎔鋼係及工務課の工務係等の各工場職工には例へば次の樣な加給制度がある(因みに、製鋼課では、團體請負の作業が多く、之は加給をも加算して、多く各自の工數と本番賃金とで按分してゐる樣である)。

(一)製鋼專門職工加給…鎔鋼工、取鍋口、ピツト掛、ローマー職工に、各自の日給に對し、夫れ〳〵一定の金額を加給するので、受持に隨つて、額の差等はあるが、別に條件はなく、出勤稼働しさへすれば與へらるゝものである。(二)鎔鋼瓩數賞與加給…一ケ月の製作鋼塊量が、一定量以上に達した時 右の(一)の加給の上に、更に此内規により、一定額を加給する。(三)スクラツプ破碎作業從業勞働者加給…鎔鋼口にチヤージし得る程度に、火藥でスクラツプ破碎した一ケ月の總瓩數によつて加給する。之は定率でなく、累進加給で、瓩數增加と比例して加給率も增すのである。(四)鎔鋼部スクラツプヤード加給…各受持仕事により定員があり、合計三十四人で作業し、一晝夜五〇瓩以上の材料運搬を完了した時一瓩に付何錢かを加給する。(五)瓦斯發生所賞與加給…瓦斯發生含有量に應じ、日給に對する加給率が種々に定められてゐる。(六)檢查係檢查工加給…之は最も複雜な加給制度であつて、詳細は發表出來ぬが、要するに先づ第一に、一般的の標準加給額を定め、之を能力、成績、勤怠等によつて各自に分つたものから、各自の二時間以上に對する殘業工賃を引去つたものを、その加給とするのである。

輪西製鐵所の方は、前に述べた樣に、製鋼所の從たるに甘んじ、製鐵課骸炭課の主要な職工が、加給制度なしに、本番賃金だけで働いて居る事は(出來高拂の者は別として)以て異とするに足る(但之は大正十二年末實查の結果であるから、現在では保證出來ない)。

釜石鑛業所に於ける奬勵加給付時間給

釜石に於ける奬勵加給付時間給には、品質、數量、成績等によつて加給する普通一般のものが多く、例へば、次に示す規程の如し。

(一)鐵管重量賞罰規定……製作した鐵管の重量(又は實量)が、規定のそれよりも何%か過、不足の場合に、本規定によつて賞罰を加ふ。(二)生型製品檢査賞罰規定……生型の鑄造製品を檢査して、三等級に分ち、一ヶ月に全製品の八〇%以上の一等品を製作した場合に、累進的に一定金額を特別賞として加給し、二、三等品を製出の場合には或は工賃を幾分か減じたり、或は不合格品として賃金不拂としたりする。(三)製銑爐前夫出銑手當……鎔鑛爐から三時間又は四時間毎に(大體晝四回、夜四回宛)抽出する鎔銑と鑛滓の內、鎔銑は一部をポットで受けて製鋼部へ送り、一部は型場に在る砂床に導いて、一列二十四本宛の砂型に流入せしめ、一枚一砲宛の冷銑(生子形)を造るのであるがこの最も危險にして且つ困難な仕事に從事してゐる爐前夫は、同じ鎔鑛爐關係の仕事に從事する運鑛、裝入　捲揚の各職工及運炭夫等が出來高請負であるのと異り、本番賃金で働いて居り(十二時間晝夜二交替制であるが、本番の計算は晝方は一・一五人役、夜方は一・二五人役とすること前述の如し。然して、之には例へば、次の様な割增奬勵手當が附くのである。

一方に作製する生子形の標準枚數

鎔鑛爐前の型場人員(爐前夫)

一組人員	一二人	一三	一四	一五	一六	一七‥二〇に至る
六五枚	九錢	八	七	六	五	
六六枚	十一	九	八	七	六	
六七枚	十三	十一	九	八	七	五
六八枚	十五	十三	十一	九	八	六
九〇枚に至る	(略)					

此欄の數字は、本番賃金に對する割增金何錢を示す。卽ち、生子形の標準枚數は九十枚、時には百枚に達し六十五枚から割增金を與へてゐるが、夏期は熱いから此の割合を良くし、五十一枚から手當を支給する。一組の爐前夫の人員は、十二人から二十人に及んでゐるが、標準は十六人一組である。然して人數を增すに隨つて、一人當

の割增金は減少することになつてゐる。

（備考）・・・此處に揭げた手當額は一例として示したので、必ずしも現在のものと同樣ではないのである。

（四）大貫吹賞與・・・之は一般的に出す成績賞與で、例へば爐の成績良く、一日に一二〇瓲（但、一號銑である。若し二號銑ならば瓲數を增す）製銑し、五日間此の狀態を繼續すると、金百圓を出し、之を製鐵課全體に分つ（製銑八割、骸炭二割の比で）。

（但五日間の內二日缺勤したものには與へぬなどの條件はある。）

尙、此の外、材料品使用が、一定限度以內に節約された時に、獎勵加給する規定も相當に有る。面白い規定としては、製品職工獎勵規程・・・卽ち獎勵加給付時間給と普通の出來高給とが結合したものである。之は壓延作業の請負職工（ロール職工、再熱爐精整職工及運轉職工）に給與するもので、日々の壓延噸數の內、一定量以上の製出に對し、何步增とかの率を定め（但、累進する）之を獎勵步と稱して各自の日給に乘じて得た額をそれ〴〵の加給と爲し、次に此等職工全員の所得合計を總請負賃金から引去つた殘額を更に各自に、受負（出來高給）に於けると同樣の方法で、分配（大抵は頭割り）するのである。故に總事業賃から、先づ各自の本番賃金を引去る處に時間給たるの匂ひがあり、然して之に數量獎勵加給をつける處に、獎勵加給付時間給の特質が現はれてゐるが、賃金計算の基礎は、飽迄之を單純な請負單價に置いてゐるから（八幡の（ロ）の場合の樣な獎勵加給單價といふものではない）隨つて總事業賃から本番賃金とか割增とかを引き去つた殘額には、何等割增獎勵金たるの性質を殘留して居らず、又その分配も、全く出來高給のそれに依らしめて居るので、此點から見ると、一の出來高給に外ならぬのである。

（乙）出來高給　製鐵工場に於ける出來高拂（功程拂）の業務は、其の數が比較的に少ないのであつて、主として、銑鐵部の鎔鑛爐原料取扱（運鑛及裝入等の業務、但同じ鎔鑛爐關係の職工でも、爐前夫の如きは、原則として獎勵加給付時間給である）骸炭工場に於けるコークス釜搔出し又は裝入、其他一般に諸材料原料等の運搬作業、副產部煉瓦工場に於ける諸種の煉瓦製造　女子の業務たる碎鑛（塊鑛又は焙燒鑛の）又は煉瓦型作り（又は型打ち）其他八幡の例の示す樣に鋼材部及び特殊鋼部等に於て、二三の

作業に之を見受けるのである。

出來高給には、時間給同樣、單純出來高給と、奬勵割增付(步增付)出來高給とがあり、叉個人單位受負と團體共同請負の場合とがある。八幡製鐵の例に見るに、個人單位卽ち個人拂の出來高制度には、テーラー式により、奬勵割增金が付いてゐて、職工連は、極度にその勞働力を發揮せしめらるゝと共に、一面最低手間賃なる規定によつて、各自日給の半額までが保證加給せられてゐるが、團體請負制度には、かゝる奬勵步增制度も、また最低手間賃規定も無く、單純な普通の出來高請負として單に請負單價と、出來高數量の相乘積による總賃金を、所定の按分率によつて各自に分配して居るに過ぎない。一體出來高制度に於ては、賃金分配方法が、工場により多少異なつてゐる樣であるが、殊にそれが團體請負の場合に於て然りである。卽ち、或は一組人員の役割によつて、各自に相違した分配率を定め、之で按分してゐる處もあるし(八幡)、或は、日給額を基礎として、之と各自の稼働工數との相乘比で分つ處もあるし(室蘭)、或は又各自の本番賃金を方數に應じて先取した殘高を、平等な頭割りとして分配する處もある(釜石)。

次に八幡製鐵に於ける出來高給を代表的な事例として略述せんに、

(一)單純出來高給

之に屬するものとしては、次の二例を擧げる事が出來る。但何れも連合請負であつて、業務によつて一組の人員なり、各自の役割なりが違つて居るのである。

(イ)鋼材部線材工場職工功程拂

(a)壓延及矯正作業に從事する職工に行はるゝものであつて、先づ役割と、その人員は、壓延機二十四人(更に調整方及第一列乃至第四列壓延方の五種類に分る)、操爐職十二人(更に裝入方、焚方、及記號方に分る)、精整職十二人(更に結束方、運搬方、下し方に分たる)、運轉職七人(運轉方、助手に分たる)及矯正方九人(機械方、結束方に分たる)であつて、この五組がそれ〴〵各別の團體請負で働くのである。(b)此等の壓延、矯正作業に於る賃金單價は、合格製品一瓲に付幾何と定められ、製釘、線材、丸鋼、電信線材の各種に付夫れ〴〵異つてゐる。(c)單價に、製品を乘じて得た總出來高賃金の按分率は、五組共別々に、何れも組人員の各々の役割の異なるに從ひ、技能の優劣、勤勉の程度も斟酌して之を豫め定めてある。(d)作業せぬ日に出勤した場合の賃金に付ては、各組で、各人の役割に應じて、其就業一時間當りの額が豫定してあるから、之によつて計算する。尙、不可避的な事由、或は事業上の都合で作業不能となり、一時間以上仕事を中止した時にも、臨時に雜役に使用し、賃金は右と同樣の時間給で計算する(炭坑採炭夫に對する臨時日役と同樣に)。(e)自己の都合により早退した者は、就業時間の八割を、其の時間とする。但就業後一時間四十五分以內の退場は無賃とする。(f)缺員はなる可く其の儘として就業せしめ、缺員者に按分すべき賃金は、その役の作業に從事した組人員に分配する。

(ロ)特殊鋼部薄板掛職工功程拂

是亦壓延及精整作業に從事する職工に對するもので、極めて廣汎且複雜なものである。

(a)役割及一組人員は、壓延職十人(役割はロール手、灼熱手と、其補助、補手、打疊手)、精整職の內、剪斷及剝離作業は不定(剪斷手、同助手各一人、剝工不定)、同黑鋼板矯正作業は二人(コールドセール手、同助手)、同酸洗作業は六人(酸洗長、運轉手、酸洗手)、同鉞力用黑鋼板矯正作業は更に粗矯正二人と、仕上矯正十一人の二組に分れる(役割略)。尙此の外同鍍金作業、同熔錫爐操業、同鉞力板檢定及包裝作業等がある(役割人員共略)。(b)請負賃金の單價は、各組で製品(檢査に合格したものに限る)の種類により、それ〴〵一瓲幾何(尤も中には一函に付幾何といふのもある)と定められてゐるが、その區分は實に複雜である。(c)奬勵加給

は、原則としては無いが、唯鋼板壓延職工には、製品によつて、無條件に二割以内増としたり、又は、一ヶ月の所定最高率の作業を爲し得た組に何圓を加給する等のことがある。(d)其の他、作業をせぬ日に出勤した者の賃金並に早退者の取扱等は(イ)に同じ。

(二)歩增付出來高給

之に屬するものとしては、次の二例を擧げ得る。何れも個人單位のものである事は前述の通り。

(イ)銑鐵部鎔鋼課原料職工功程拂

(甲)男職工に對するものは、各鎔鑛爐裝入原料取扱及碎鑛機取扱(臺車の處理、鑛石の運搬積込等)作業に從事する職工に實施せられ、

(a)請負單價は、五種類ある仕事(詳細省略)の夫れ〳〵に付て一砘幾何で定められ、各別に計算給與せられる。(b)最低手間賃として、功程賃金の外に、各自定備日給の半額を加給せられる。(c)奬勵割增金として、稼働者の功程賃金及最低手間賃合計額の三割以内を支出し、之を勤務成績と技倆等により、本人所得の五割以内で各人に分配する。(d)自己の都合で早退した者の、當日に於ける給料を、稼高の八割とする。又、怠慢で鎔鑛爐裝入を遲滯せしめた時は、當日の稼高の五割以内に減給する。(e)無資格者を、其月の解職者及公休中の者とする。

(乙)女職工に對しては、鑛石撰別の業務に實施せられ、

(a)一組を三人として、幾組かに分つて稼働せしめ、一砘幾何かの單價を定めて、之を撰別數量に乘じて總出來高を出し、之が分配は平等の頭割りとしてゐる(缺員は補充しないので、之を除いた人員で頭割りとする)。(b)奬勵割增金としては、撰別一砘に付幾何と金額を定め、特に精勵したものに對して配當してゐる。

(ロ)副産部第一及第二窯業掛職工功程拂

(a)耐火煉瓦工場、鑛滓煉瓦工場及石灰工場職工の大部分に實施せられ(b)單價は、各工場共、各別に且詳細に、型打若くは製造賃率(多きは數十種に分たれる)と、運搬賃率とに分つて一瓲に付幾何と定められてゐる。最低手間賃として(但大正九年八月以後の臨時加給を廢して、十年九月に新に之を設く)更に定傭給の半額を加給する。奬勵割增としては、詳細な奬勵割增金算出單價なるものが別に定めてあつて、之を其の月に製作若くは運搬した總瓲數に乘じ、此の積から、功程賃金と最低手間賃の合計を引去つた殘額を割增金とし、總人員の所得合計額の三割以內に制限し、各人へは、其所得の五割以內に於て、勤務成績と技倆を參酌分配してゐる。無資格者及其の他に付ては、(イ)の(甲)に同じ。

八幡以外の一流工場たる室蘭及び釜石等に於ても略ぼ之と同樣の立て前である。試みにその二、三例を示さんに、

室蘭製鋼

室蘭工場に於ては、テーラー式の步增付出來高拂が多く見受けられ、賃金の分配方法は、勤務工數と日給との相乘比によるものが多い。輪西の骸炭工場に行はるゝものには、(a)貯炭場から水洗機迄の運搬請負は、職工二人一組で、炭の配合と運搬距離により請負單價を定められ、一組で一日八十臺を標準としそれ以上、或る臺數を增す每に累進的に加給せられる。(b)コークス釜搔き出しは職工一人の仕事を一日に洗炭十臺を標準として單價を定められ、それ以上は一臺を增す每に累進加給せられる。(c)コークス釜裝入請負は柵內は五人一組(一人一日二十六臺標準)、柵外は十人一組(一人一日二十二臺標準)で請負ひ、仕事量を增すに從つて、步增も遞加してゐる。但、一組人員とか、仕事の箇所とかは、不公平の無い樣に適宜按配增減してゐる。

釜石製鐵

釜石に於ける共同請負作業と稱する出來高拂制度を見るに、作業の種別に隨ひ、詳細な單價表を設け、原則として該工場の直轄職工をして請負はしめて居るが、仕事によつては、更に他に下請を爲さしめたり、又は他課の直轄夫を借用せしめたり、或は臨時人夫を雇入

れしめたりしてゐる。

一仕事毎に、その組の職工と會社の間に新たに契約をして行くのではなくして、仕事は常に固定し、人も亦略定まつて居るから全く片務的契約ともいふ可く、然して出來高の計算は、一ヶ月毎に一先づ仕切り勘定をする事になつてゐる（乍然實際は、共同請負工賃は十五日、三十日の二回に報告せられ、之によつて所謂受負益金配當金の計算が行はれ、隨つて、月二回の支拂となつてゐる）。

賃金算定の方法は、奬勵加給付時間給と甚だ酷似してゐて、卽ち先づ各自の本番賃金を、諸種の步、及若し人夫を使へば此人夫賃金なども合せて、方數に應じて引き去り、その殘額を共同作業の直轄鑛夫（職工）に配當するのである。然して分配の方法は、平等に頭割りとする事もあれば又、豫め確定せる稼働力＝分配率で按分する事もある（例へば鑄物工場では、職長一・五、副職長一・四、組長一・三、伍長一・二、平職工一・〇の割合である）。

要するに、前に奬勵加給付時間給の處でも述べた樣に、此の殘高が、奬勵割增金算出單價によつて、生じて來たものでない點が、出來高拂の制度として首肯し得る根本であつて、釜石で、此の殘高を奬勵金と指稱するものがあるが、之は當を得て居ない（但、此殘額を受負―出來高益金配當金と指稱してゐるのは、日給と比較して無理からぬ事である。が之がために此制度を、奬勵加給付出來高給と見る事も不可で、飽迄單純の出來高給であり、唯分配に、奬勵加給の形式を持たせたに過ぎない）。

尙ほ骸炭工場（其の日〳〵の請負）、製銑工場等に於ける請負諸例は輪西と大同小異だから省略する。唯製銑工場の運鑛夫（配合鑛石をポケツトから鎔鑛爐へ送る役）のそれに付一言せんに、之は裝入職（エレベーターから爐へ）、捲揚職と共に鑛車裝入回數（一回を一星One ch rgeといひ、コークス八臺、鑛石八臺、組人員は運鑛十五人、裝入六人、捲揚一人の割である）で共同請負ひを爲し、一方に付三十三星である。此の星數により又星賞與なるものが支給せられる。

（丙）　鐵鑛山に於ける賃金形態　鐵鑛山に於ける賃金形態は、屢述の樣に大體一般の金屬鑛山のそれと大差ない。然して、採鑛が中心業務であるから、今左に、採鑛夫の賃金算定方法に付てのみ概說をしよう。

採鑛夫の賃金形態は、出來高拂制度である事勿論である。尙、採鑛夫並に、それ以外の、採鑛に附隨し

てゐる機械、工作、撰鑛等の業務の賃金形態に關しては、社會政策事情第三十六號所載、拙稿「金屬勞働事情」を參照せられ度い。

然し、鐵鑛山といつても、不況以來殆ど全部休山し、たゞ大きい規模のものとしては、釜石鑛山が殘つて居たのみ。その釜石も、大正十二三年頃は、事業縮少のため、殆ど採鑛を中止してゐたといふ有樣であつたので、事例としては甚だ貧弱であるが、以て一斑を察知するには充分であらう。

(イ)釜石鑛山の概念

釜石鑛山は、海拔四千尺の片葉山を中心に、其の前後の山腹に敷衍し、鑛區は大橋鑛區と、橋野鑛區とに分れ、鑛床は、前者は延長約一萬六千尺、其の幅は概して廣くて、最大二百尺に及び、後者は、延長一萬三千尺、其幅は稍狭くて六十尺を限度として居り、兩者共傾斜は殆ど直立である。採鑛場は、大橋、新山、佐比内等十ヶ所からに及び、何れも海拔千六百尺乃至二千尺の高處、山岳重疊の處に在る。

(ロ)採鑛方法の概念

採鑛は、初は皆手掘(坑夫が鑽孔―徑六分乃至一寸―を穿ち、發破をかける方法)であつたが、明治四十五年春から機械掘を開始し、新山方面に二ヶ所、佐比内、赤岩各方面に一ヶ所宛鑿岩原動機を据付け、原則として之によつて採鑛し、唯、機械作業に不便な箇所丈け、手掘りを行ふ事とした。

採掘方法は、露天掘と舖掘の二種であるが、新山採鑛場の如きは、全部舖掘である。然して予の視察した大正十二年の暮では、新山に於ても、漸く六段掘に於て機械採掘をやつてゐたのみで、他の採鑛場は全部休止してゐた。

新山舖掘は、舊露天掘階段の下層、新山澤水準から第一坑道を始め、以下、約五六十尺の間隔で、鋪入坑道を順次に開鑿し、各々二百

尺から千尺以上で鑛床に達し、今や八段掘坑道を開いてゐるのであるが、右の六段掘は、五段掘坑道の下、六十六尺に在り、硫黃の澤水準から千百五十尺を掘進して漸く鑛床に達してゐる。此錨入坑道（保存坑道である）の加背は、八尺に八尺（卽ち、高さ八尺幅八尺の事）であるが、鑛床に達すると直に南北に向つて採鑛を初め、然してその加背は幅は六間を普通とし、高さ（冠の高さ）は三十尺を限度として、五段掘との間に永久に二十尺を殘してゐる。先づ鑿岩機で根切りを施し、四、五間を錨入し、それから不規則な階段式によつて粉鑛を踏臺としつゝ上の方へ漸次に冠を落して行く（坑内溫度は平均四〇度）。發破せられた大塊鑛は更に鑿岩機で小割りにし主として二噸半の鑛車を用ゐ、馬によつて坑外へ搬出するのである。

（ハ）採鑛夫賃金算定方法

採鑛夫は、一般金屬山のそれと同樣、八時間三交替の連續共同請負作業で、（尤も不況縮少後、夜方を休止し八時間二交代としたが、）鑿岩機夫を中心とし、之に鍛冶職、鑽運搬職等の附屬業務と、運鑛夫（金屬山では、之を採鑛夫とは別個の請負業務としてゐるのが多い）とを加へ、之れだけが一團となつて働いてゐるので、その一組の人員は次の通りである。

		（一方の人員）	（三方の人員）
ライナー、インガーソル十八番型鑿岩機一臺、機夫	先手 一人、運轉夫 一人　二人	三臺使用 六人	九臺使用にて 十八
ジヤツク、ハンマーBCR四三〇型（小割用）一臺、機夫	一人	一臺使用 一人	三臺使用にて 三
附屬として	鍛冶職	二人	六
	鑽運搬夫	二人	六
外に運搬夫（運鑛夫）	一番方 十五人、二番方 十五人、三番方 七人		三十七
職長		一人	三
組長		一人	三

即ち合計七十六人である。

請負單價は、鑛石一臺（約千貫）を、例へば四圓八十錢とすれば（從來採鑛は、鑛石百貫目に付、單價十五錢乃至五十錢の請負と規定してゐた）餘程の事情のない限り之を動かさない。然して一ヶ月の採鑛量を約一千臺とすれば（鑿岩機一臺で、一方に六千貫、九臺では一晝夜の三方に四萬五千貫、その穿孔能率は、採鑛では一臺一方當り、根切りで穿孔六尺のを三本乃至五本、同冠りでは、穿孔九尺のを二本であり又鋪入坑道の掘進では、一方の延穴二十五六尺が普通である）、此總稼高は約五千圓となる。此の內、鑛夫の負擔に係る費用たる火藥代、業場に於ける使用品代（タガネ、カーバイト、コークス、油、釘其の他の全額）を引去金として引去つた殘額を最も公平平等にしかも稼働力をも考慮して分配するため、先づ初めに一ヶ月に於ける一組人員の延工數（公休二日を除いて）で之を除して一工當りの平均出來高を算出し、之を例へば（a）二圓二十錢とする。次に、各自の日給の平均額を算出して、之を例へば（b）一圓五十錢とする。然して、この（a）と（b）の差額七十錢を（c）とすれば、（c）が、（b）に對する割合は五分となる。之を所謂奬勵割增金の率とするのである。即ち、各自の割り前を一人五分役として勘定する故に、例へば、日給一圓十錢の者の一工所得は、之に一・五を乘じて得た一圓六十五錢であり、之に出面方數を乘じたものが　其の者の月收入である。

因みに、かの一般金屬鑛山の採鑛夫に於て見得る樣な半本番半本番の賃銀制（前述の八幡の功程拂制度に於て見た最低手間賃制度の樣に鑛夫の本番賃格の半額を本番賃金として常に保證給與し、その上に請負による出來高給を給與するもので、云はゞ時間給と、出來高給の合併である）は、釜石に於ては、之を見受けなかつた。

（二）選鑛作業及びその賃金算出方法

採鑛夫によつて採掘した鑛石は、採鑛場から母岩の儘、鐵索又は鐵道で（四噸鑛車を用ゆ）栃ノ洞機械選鑛場に運び、此處で選鑛及監量する。即ち先づ五吋の小割鑛石を更にクラフシヤーにかけ、小塊鑛（二寸立方以下）及粉鑛に分ち、小塊鑛の方は更に手選で廢石、雜鑛（鐵以外の鑛）及鐵鑛に分ち、之をそれぐ\鑛車に受けて目方を計る。かくて是等凡てのものを合計した量を採鑛夫共同請負組から受取るのである。此際母岩（廢石）の混入は二、三％位迄は見逃す事となつて居り、混入正しき時は切羽に於て鑛夫の費用で取り除けしむ。

選鑛夫は、前述の通り、男女共本番賃金で働いて居り、十時間以上勤務の場合は五分增となつてゐる。

（丁）　加給（割增）の實際給與高及割增制度に對する職工の不平　以上で、略ぼ賃金形態竝に其の算定方法を述べたのであるが、今、本番賃金に對する奬勵加給の割合が大凡幾何であるかといふに、八幡製鐵では前述の通り二割の割增を受けるものと（尤も之は前述の通り、大正十五年四月の改正で三割となつた）、三割も割增を受けるものと、及び其他各種の割增を受けるものとがあるが、此の各種を通じて、平均二割八步五厘卽ち約三割に當つてゐる。室蘭では、日給に對し三割以上三割五分位までの割增となつてゐる。

釜石では、所謂出來高利益金の配當は約三割三分である（單純時間給に於ける殘業步增は約一四％）。卽ち右の事例によれば、本番賃金の相違は別として、先づ平均三割强の割增となつてゐる。八幡製鐵の懇談會では、何故加給を三割に制限したかとの質問が職工側から提起されたが（十五年一月）鋼材部長は之に答へて、三割增制度は萬全とは思はぬから、今少し適當な案を考慮中であると云つた。隨分不得要領な珍問答である。

各會社共、戰時中から戰後にかけて一般の趨勢に順應して、臨時手當などを加給してゐたが、漸次職工側の希望等も、斟酌して之を整理し、或は本給に繰り入れたり、或は奬勵加給の方に廻はしたりなどした（例へば八幡では、臨時手當と、臨時加給とがあつたが、前者は廢止し、後者は本給に引直した）。然して、奬勵加給制度は役員の手加減による事もあらうが、職工自身の勤惰、技倆等によつても、多少豫期に反して少なかつたりする場合があるので、之に對する職工側の不平と、種々な注文は、到る處に見受けられ、又、會社側も、相當に之に耳を傾けて、適宜隨時に之を

變改し、能率の增進に努めてゐる樣である。

今、次に二、三の事例を揭げて參考に資することゝする。

(一)八幡製鐵　に於ては、每年度の懇談會に於て、職工側から、奬勵加給に對し種々の注文を發してゐる。その要點は、(a)奬勵加給に二割增以內と三割增以內との區別(但本人所得に對しては四割增以內と五割增以內との區別)あるを撤廢して、之を全部三割增として、平等に給與し、役付職工には、別に三割の加給をせよとか、或は(b)この三割增を本給に引直せとか、或は(c)三割增の制限を撤廢して寧ろ無制限若は功程拂制度にせよとかいふに在る(因みに、每年の同志會大會に於ても、奬勵加給改造問題は、他の賃金關係問題、卽ち初給率の改正とか、最低賃金制度の確立とか、昇給制度の改正等と共に常に決議となつて現はれてゐる)。之に對し、製鐵所側は、元來加給なるものは、各人の技倆、勤怠、作業難易及責任輕重等を斟酌決定して配分し、作業上相當の刺激奬勵の作用を爲してゐるから、若し他に之に代る可き名案でもあれば格別一般に低下する能率を奈何とも致し難い關係上之が撤廢とか、三割平等給與とか、或は本給引き直しとかは、目下何れも實現困難である。殊に、本給引直しとか、役付職工の別途加給の如きは、給料關係のみならず、延いては共濟會にも大影響を及ぼすから、財政上、到底不可能である。尙撤廢といふ事に付ては、嘗つて委員會を設けて愼重審議の結果、現狀の儘で置く外無しと決したのであるから、今更そんな要求には同意し難い云々とて、强硬に刎ね付けた。乍然、職工側、殊に同志會では、その創立(大正八年秋)以來、先づ以て三割加給に成功し、次で從前三日以上缺勤した者には奬勵割增を給せなかつたといふ制限の撤廢にも成功したのは、一に吾が會の威力によると稱し、隨つて今回の要求も追て此の威力によつて貫徹して見せると豪語してゐる(因みに、この威力の結果でもあるまいが、右の要求の內、奬勵割增金に、二割と三割との區別のあつた點は、十五年春遂に改正せられて、すべて三割以內と(本人は五割以內)せられた事は、屢述の通りである)。

尙、八幡製鐵所の工場の內には、第四十六表にも示す樣に、一部分は功程拂、一部分は日給拂にしてゐるが、職工達は、之を、全部功程拂にせよと要求した。之に對し、十五年一月の懇談會で、功程拂は現在試驗中のもので、計算單位の分り安いものだけに行ひ、又、種類の少い、同じ製品を澤山作る一部分の工場にのみ之を試行してゐるに過ぎない。隨つて、將來研究の結果と實績に照し、可

及的功程拂にするかも知れぬと、當局は回答してゐる。

(二)室蘭　では、右の八幡に起つたと同じ樣な問題以外に、嘗つて勞務委員會に於て、職工側委員から「諸種の奬勵加給制度の制定に當つては、宜敷く勞働者をも參加せしめ、その意見を斟酌尊重せられ度い」との要求が提起せられた。之に對し會社側は「加給制度は、凡て非常に複雜で、科學的に組成されてゐるから、頭のある專門技師でなくては、容易に之を考慮作製する事が困難である」との意味で、拒否してゐるが、甚だ面白い事例である。之が批判は差控へるが、現に吳海軍工廠の如きは、複雜なる單價の決定に、職工を參加せしめてゐる位であるから、追て加給制度の制定自體にも、何等か新らしい方法が試みられる樣になるかも知れない。

(三)釜石　では壓延課のロール工場とか、製鋼課の平爐工場等で職工に出來高拂の共同請負をやらしてゐるが、ロール工場の改修と電力供給が良好となつた結果、作業の能率が向上し、勢ひ職工の收入が他工場のそれとバランスがとれないといふ問題が起り、平爐の改修完了と相俟つて、何等か共同請負の制度に、多少の變革を斷行しなければならぬといつた樣な事例が嘗つて起りかけたが、かかる場合に、或は出來高請負の單價に手加減を加へるか、或は出來高請負制度を奬勵加給付の時間給に變改するか、其の他、色々の方法も考へられ得るが、局に當る者は、かゝる場合、大いに苦慮を要する次第で、よく職工の該賃金形態に對する觀念如何と、慣習情況等を精細に觀察して善處しないと、思はぬ事態を惹起する事がある。

二、初給及昇給

(甲)初給　新規採用の職工に對し、幾何の給料を與ふ可きかは、會社にとつても、亦職工にとつても、極めて重大な意義を有してゐる。殊に職工にとつては、當該工場に於ける大切なスタートの問題であるし之が最低賃金の保證ともなるのであるから、此點に付ては眞劍に考慮討究されて居る。

時間給制度の業務の職工は、此初給を基礎として昇給もしてゆき、且奬勵加給も按配せられるのだから、初給の重要な事は勿論である。

又、出來高給の職工にしても、釜石、室蘭の如く、日給が出來高分配の基準となつたり、又八幡の樣に最低手間賃と稱して、日給の半

額が保證給與せられたりするから、何れの形態に在つても、實に初給如何は大切である。

前述した如く、志願應募し來つた職工に、一應の調査と、體格檢査を行ふた後、假採用とし、それから一週間乃至三週間位の間に、技倆試驗、體力試驗及び身元調査等を遂げ、何れも故障なき場合に、初めて本採用と決定、愈々本番賃格も定まるのであるが、此の本番初給の決定方法は、會社又は工場によつて區區一定してゐない（但、何れも、規定若くは内規で、大體は定めて居る）。

今左に二、三の例を擧げんに、

（イ）八幡製鐵所に於ては、職工側の要求も斟酌して、大正十五年一月示達を以て職工初給に關する件を公布し、從來の初給額を幾分引上げた（卽ち大正　年以來の規定を廢止す）。之によると、先づ無經驗者の初給を定め（男一圓二十錢、女七十二錢）、次に業務の種類に從つて、此の初給額に、三種の加算（十錢以内、二十錢以内、三十錢以内）をした初給額なるものを認めた。この外、見習職工（一圓、但十七歲以下は七十錢）及現場給仕（七十錢）の初給、並に中等學校卒業者にして無經驗なる者を職工として採用した場合の初給（大體一圓三十錢）をも、この規定によつて併せ定めて居る。

尙、以上を通じ、特に經歷又は技倆ある者の初給に就ては、關係部長合議の上、然る可く決定する筈である。職夫（人夫）に對しては、その業務の性質上初給の定めは無く、之に代るべき標準賃金なるものが職夫供給規則中に定められてゐる。卽ち二十九の業務種類につき（この内、女子も使用する業務は七つ）、十時間勤務のものと、九時間勤務の者とに分つて、それ〲幾何以内の賃金と定め（最低は、人夫の五、六十錢から、最高は潛水夫の七圓强に至る）、この内、道具持の職夫に對しては、然らざるものより幾分高く、又若し道具の貸與を受くる場合には、相當額を減給する事としてある。

（ロ）室蘭では、初給を確定して本採用とした後、一ヶ月以内の服業成績で、本人の技倆が、給料不相當と認めた時には、相當增減を爲す旨、職工規則中に明言してゐる。一寸面白い規定であると思ふ。

（ハ）釜石では、本採用の初給としては、室蘭同様、別に之を發表してゐないが、たゞ、試用中の假定賃金を、一圓とか一圓五十錢などゝ定め、本採用の賃格は、之から五錢位の差で決定するとしてゐる。又定傭日給の最低額を、五十錢としてゐる。

初給が確定した場合、此の賃格が假採用の當初に向つて遡及するものなりや否やは、職工たる身分の始期如何の法律論と關聯して可成り重大な問題であるが、本稿では、議論とか批判は可及的避ける積であるから、茲では差し控へ、唯事實を事實として記るさんに、實際は、會社工場によつて、一定してゐないので、或は遡及するとして、假定賃金と本番賃金との差額を補給する處もあるし、或は、又反對に、遡及しないとする處もある（例へば釜石は遡及し八幡は遡及しない立て前である）。

要するに、此の問題は、雇傭契約が停止條件付で締結せられたものであるか、但しは解除條件付であるかに歸著する。若し前者であるとすれば、本採用と確定した場合に、その賃格は遡及しないし、反之て、後者なりとせば、假採用契約締結の時から、旣に一先づ雇傭契約は成立したものと看做されてゐるのであるから遡及するのが當然である（民法第百二十七條參照）。然して、之を純法律論から觀察すると、雇傭契約の成否を、一に、條件の成就に繫らしめ、條件の成就した曉に於て、初めて正確なる反對給付の額を定め、完全に職工たるの身分を取得せしめるのであるから、此契約は停止條件付法律行爲といへると思ふのであるが、之を雇傭の實際狀態に見、又勞働者保護の眞精神に察し、且は、公傷扶助を無條件に試用中の職工にも及ぼしてゐる工場法等の法意から推論すると（但工場法施行令第二十七條ノ二に定むる解雇豫告手當に付て見るに、二週間未滿の試みの雇傭期間中の職工に對しては、其の適用を除外してはゐるが）、先づ雇傭契約は假採用の時から效力を生じ、隨つて職工としての一切の身分上の權利も、その時から之を取得し、例へば又、假定賃金の如きも、當然勞務に對する反對給付として、本番給同樣之につき賃金債權が職工側に發生してゐるものと見るのが（之は、豫め職工が、假定賃金で働く事を承知してゐるのだから問題はないと思ふが）、至當であるとする論者も甚だ尠くない（民法六二三、六二四條參照）。尙、若し事業主にして、本番賃金を假採用の初に遡及せしむ可き意思表示をした場合には、之に從ふ可きものなる事、

民法一二七條により疑無い所である。

因みに八幡製鐵所に於ては、採用確定後に於ける本番賃金は、試用中には遡及せしめないのみか、大正十五年一月の懇談會で、職工側から臨時工及試驗工（試用職工）が、本職工となつた場合には、試用中の期間を、勤續期間に通算せられ度いと要求したに對し、試用期間は原則として、採否未定の期間（身元調査を嚴重にするため、かくの如くするのは止むを得ない）として取り扱つてゐるのだから、本職工採用の場合、遡及して、此期間迄も、本職工同樣に取扱ふ事は、到底出來ぬと答へてゐる。實際、その解職手當金給與規程（大正十五年一月制定）の第六條を見ても、「本規程の適用に於て、臨時職工又は試驗職工たりし期間は其の二分の一を以て在職期間と看做す」と規定してゐて、明かに差別をつけて認めて居り、又、本章に於て述べた各種奬勵加給制度の規定に付て見ても、全部、試驗職工を無資格として本職工と區別し、加給に與らしめて居ないのである。唯、共濟組合に於ては、其の施行細則第一條に於て、臨時及試驗職工共、本職工其の他の從業員と同樣に之を甲種組合員（卽ち現業員）と看做し、同一の待遇を與へてゐる。然して、之は、かゝる特別の規定を以てして、初めて然るのではなく、實は、原則として、試用職工は、本職工と同一に取扱はるべき趣旨である事は、職工規則第九條の二を見ても明らかな事である。

去り乍ら、要するに、製鐵所の腹は停止條件付の雇傭契約締結と見て居るので、事實上は、試用中の者を、本職工同樣に取扱ふては居るけれども、職工たるの身分及權利義務の發生等は、理論上、飽迄も本採用と同時に起るものと見做して居る事は次の「職工規則第十二條の二、三」に徵しても明かである。

職工規則參照條文

第九條　本職工は、體格檢査及技能體力の試驗に合格し且身元調査の結果適當と認むる者に非れば採用することを得す。第九條ノ二體格檢査及技能體力の試驗の合格したる者は身元調査完結せざるも、假りに臨時職工又は試驗職工として採用することを得。臨時職工及試驗職工に付ては、「別段の規定あるものゝ外」本職工と同一に取扱ふものとす。第十二條ノ二及三、新たに採用せられたるものに對しては、職工手牒に、採用辭令其他所定事項を記入して交付し、爾後、身分、給與、其の他に異動を生じたる場合には、其の都度訂正す。本職工に採用の時は、同時に誓約書を徵すべし。

初給の引上げ運動は、最低賃金制度確立の要求ともなつて、八幡製鐵所に於ては、夙に同志會大會の決議として現はれ又十三年末の第六回及び十五年初の第七回懇談會大會の席上でも職工側から之が引上げ方を要求條項の一として提起して來た。然して初めは、最低賃銀として初給を一圓五十錢とする事の要求（十三年末同志會第六回大會決議及懇談會第六回大會への要求）であつたが、近時更に之を増大して、最低賃銀として、正に二圓五十錢の要求（十五年初、同志會大會決議及懇談會第七回大會への要求）を爲し、然も、單に同志會を運動の中心とするのみならず、官業勞働九州同盟會及官業勞働總同盟も、共に一團となつて蹶起し、飽く迄貫徹せんと努力してゐる。

八幡製鐵に於ける最低賃銀要求問題

抑も八幡製鐵の職工が、懇話會に於て、丁年以上の入職者の初給を、一圓五十錢に引上方を要求した時に、製鐵所側は辯明して曰く新規採用の職工の初任給は、年齡十八、九歳以上で體格檢査に合格した者ならば、無經驗の者でも、見習に非る限り、日給一圓二十錢乃至一圓三十五錢（大正十五年一月に改正した以前は、全くその通りである）を支給せられ、之に三割以内の割増が附くから、所得は一圓四、五十錢となり、職工の要求點とは、餘り大差がないのである。然して、今、若し、生活困難を理由として、最低生活費保證の意味に於ける初給を要求するならば、生活可能如何の標準は、第一に物價關係、第二に家情の如何に之を求めなければならぬ。然るに前者に付て云へば、その土地の物價關係とか民度などもあらうが、丁年位の獨身者では、當地で、一圓五十錢位の收入で優に生活し得られると思ふが、後者即ち家族を引き連れての生活といふ點から云へば、或はこれでは生活が困難であらうと思ふ。故に製鐵所が、若し家情を斟酌して、主として家族持職工に對する生活支持を、その初給決定の標準としてゐるものとすれば、初給低廉との批難は、現在の狀態ではあり得る譯である。乍然、初給の決定に、家情を參酌するなどゝいふ事は、恐らく、全國の官私何れの一流工場にも、未だ實施せられて居ない事柄であると思ふし、又、初任給を引上ぐる位ならば、その引上に要する金額を、寧ろ昇給の方へ振り向けて、

本人の能率の向上を圖るなり、前途の樂みとするなり、要するに、製鐵所が、當人の平生の勤續功勞に報ゆる方の意味に使用すべきである。目下一般の産業界では何れも當人の生活費とか、勞働力のみが標準となつて勞銀が決定せられ、同一地方、同一産業では略一定して居るから、今、一圓二十錢の勞働力の相場しかないものを、附近工場とのバランスを破つて迄も、一圓五十錢に引上ぐる必要はなく、通り相場の採用で結構であるし、況んや製鐵所とて、何も慈善事業や救濟事業をやつて居る次第でもなく、唯、經濟的にかゝる事業を經營してゐるに過ぎないのだから、採算を無視して迄も、多額の經費を要する初給引上げの如き事を斷行し得る筈がない（初任給の引上げは、又當然に、それ丈け在職者の賃金までも引上げなくてはなるまいから二重の負擔である）。又、他に率先して、最低賃金制度確立の如き、全國的な重大問題に指を染むる程、財政的に、餘裕なり勇氣がある譯でもない。要するに一般の機運が熟して來るのを俟つより外はないと思ふ云々。

處が、職工側は、かゝる辯明に承服せざるのみか、逆に、却つて更に、最低賃金として、初任給を二圓五十錢に引上方の要求を爲し、其の理由として曰く、製鐵所に於ける現在の最低賃金は、一圓二十錢に三割の加給を加へた一圓五十六錢であり、之を月收とすれば、日曜を控除計算して約四十圓となる。之では到底家族持は（職工の家族は一戸當平均四人と稱してゐる）生活が出來ないから、日曜を控除計算して尙ほ且、月收が六十圓となる樣に、最低日給として二圓五十錢を要求するのである。これ卽ち、實に家族四人の最低生活費である云々と。然して尙職工達は製鐵所の答辯中、「社會事業でないから、生活困難の家族持を雇入れる必要はなく、有り餘る獨身者で充分である」との言を捉へて、家族持職工に對する暴言であるとて之を責め、又、之は、同じ答辯中で、「附近民營工場との振り合も考慮の要あり」と稱して、暗に民間營利會社の事業成績までも苦にしてゐるその態度と、甚だ矛盾した言動であるとて、之を非難し、且、國家事業である製鐵所としては、吾々無産階級の生活狀態並にその失業問題に、特に深甚の研究と考慮を拂ふ可きが至當であると力說してゐる。

以上概略、八幡に於ける、一家族の生活費を基準にした最低賃銀としての初給引上問題の論爭を說明したが、第三者として果して如何に之を解釋し、批判すべき乎、玆には研究題目として割愛して置く。が兎に角、製鐵所側に於ては、大正十年七月から十一年六月までの一ヶ年間に亘つて、詳細な生計調査を行ひ、其の結果、幾多有益な結論を產み出してゐるが（例へば、生計費として、一世帶五人暮し

では、一ヶ月に平均八十一圓前後、同四人暮しでは平均七十四圓前後を要して居り、――尤も、住宅が、官舍と、自家と、借家とでは多少違ふし、又、此等世帶の收入合計を見ると、前者は平均九十三圓前後、後者は平均八十八圓前後となつてはゐるが――然して、一家族四人暮しの一ヶ月の最低生活費は、約五十圓であり、之がために必要な最低一日の所得は約二圓と計上せられてゐる）尙ほ引續き最近に於ても、更に、より以上の徹底的な大規模の生計調査を計畫して、最低賃銀問題の根本的解決に資せんとする模樣であるから、遠からず、合理的な對策を見る事と思ふ。乍然、何分、企業が尨大、且つ、好不況に影響せらるる事甚大であり、しかも、近く獨立會計の實施を見んとする製鐵所にとつては、此問題の解決は、實に由々しい難事中の難事であらうと察せらるる。

（乙）昇給　是亦初給と共に、職工の死活問題ともいふ可き重要性を持つて居るので、常に紛爭の種となり勝ちのものである。殊に不況以來、何處の工場も、昇給の停止若くは回數の減少、並に昇給額の引下等を行つたので、之がため、遂に爭議を惹起した例も尠くない。

例へば八幡では、大正十年頃から、一時昇給率を低下し、十二年六月頃から漸く相當増加し初めた。室蘭では、大正十一年には遂に昇給を停止し、十二年七月漸く一少部分昇給さした樣な始末である。

昇給に關する職工側の要求としては、主として、昇給額竝に昇給人員の増加を圖るに在る（昇給回數の増加及び其の他の要求もある事はあるが）。大抵の會社工場では、此の二者に付て、豫め夫れ〳〵規定若くは內規によつて、大體の事を定めて居るが普通、昇給回數は年二回（稀には四回）、昇給額は、業務の種類、本人の技倆、勤怠、成績等で勿論違ふけれども、先づ一回に二錢から五錢、多くて十錢位までである。

八幡では、職工規則第六九條に、給料の一回に於ける增給額を明記して、日給一圓八十錢未滿は五錢、同一圓八十錢以上は十錢を、共

に超ゆる事を得ないと規定し、別に内規で、昇給の條件として、一定期間の經過を定めてゐる（卽ち、日給によつて、三等級に分ち、それ〴〵六ヶ月以上、一年以上、一年半以上の經過を必要としてゐる）。

昇給の回數は六月末、十二月十五日の年二回（之も、初めは四回であつたが、職工側の希望でかく改めた）であるが、一回に於ける昇給人員は、其の時の事情により適宜決定するとして、別に制限を設けてゐない。

職工側としては（同志會で夙にその大會で、昇給金額、及昇給人員の增加を要求して居るのは別として）每年の懇談會に於て要求を爲し、大正十二年頃から、昇給人員が十人に一人位の割合であるのを難じて、今少しこの割合を多くせよとか、或は平均二錢の昇給額を增加して三錢に改めよとか（十五年一月）、種々の問題を提起してゐるが、何れも「豫算の關係」とか「不況に拘らず勞銀昻騰し、然も何等積極的に馘首を行つてゐないから」等の理由で之を拒否した（此の外、尙進級は凡て實力本位にせよとか、未成年の就職者は成年に達した時、規定の許す範圍内で、一圓五十錢迄は每年十錢宛位を必ず昇給せしめよとか、採用後三年以内に必ず一圓五十錢迄は昇給せしめよなどと種々の要求があるが、最後の分を拒否した外は、何れも考慮しておくといつた答辯で片付けてゐる）。

昇給決定の實權は、普通、現場係員（監督員）が握つてゐるが、役付職工（組長、伍長等）を參與せしめ、其の意見を徵してゐる處もある。

八幡では、懇談會に於て職工側から、組伍長の意見を、昇給のみならず、步增、賞與等の決定の際にも徵せん事を要求し、又嘗つては、組、伍長の公選をも叫んだ事がある。之に對し當局は、組長、伍長等を參與せしめた事もあつたが、現在の監督役員のみで決定するのと大差なく、否却つて弊害の方が多かつた旨を指摘し、又、公選云々は、結局平職工に人氣ある者のみが當選し、然も、かゝる者必ずしも組、伍長として適任でない場合もあり、且、組、伍長は、監督員の補助機關であるから、寧ろ、監督者に於て、選任するのが至當であると稱し、何れも拒絕してゐる（因みに、吳海軍工廠の樣に、昇給をすべて評點によつて決し、例へば百點滿點の內、六十點を本人の業務、勤續、年齡、勤怠等で機械的に決定し、何人も濫りに之を動かし得ないものとし、殘り四十點を、監督役員の自由裁量に任せるといつた樣な面白い制度の處もある）。尙左に、昇給に關聯した一、二の事例を掲げる。

(a)室蘭では、職工規則中に、抜群の上達及特別勉強の者は、特に抜擢進級せしむると共に、反對に、技倆退歩の者、屢過失あるものの及一ヶ月二回以上職工規則に違反したものは減給する云々と規定してゐる。(b)八幡では、職工規則中に、日給の最高額を定めて之を三圓二十錢とし、これ以上は、長官の許可を要するとしてゐる。又、職夫(人夫)に對しては、具體的に最高賃金を規定し、蔦人夫、鉽力職、煉瓦職、木工等十二の業務に付、各別に、加給を併せて、二圓から二圓三十錢位までを掲げてゐる。

三、賃銀支拂期日及支拂方法

支拂は、無論法令に從つて、すべて現金であるが、支拂期日は、會社によつて一定せず、月末とする處もあれば、中旬などに於て適當に日を選ぶ所もある。が、毎月一回の支拂である事は殆ど原則的に共通である(但、内渡をする場合は別として)。

例へば、八幡は其月分を翌月十二日に(但十二月分に限り翌年一月十四日に支拂)、室蘭は毎月廿三日以後の土曜日(十二月は廿五日とする)に、又輪西は十五日で締切つて月末に、釜石は、出來高給は上半月分を廿五日に、下半月分を翌月十日に、二回拂とし、時間給は、其の月分を翌月十日の一回拂としてゐる。但此の場合月三回以内で、職工の申出次第内渡をしてゐる。

尙、右の諸例の内、八幡では、職工側から、月末又は之に近き日に、支拂日變更方を要求してゐる。又、同所では、十二月末に、翌年一月分の賃金を、十五日分丈け前貸しをしてゐたが、之が爲めに、職工は、一月分の受取賃金が半減するのみならず、二月は廿八日分しかないので、負債の嵩む傾向あり。之に對する不平は、遂に後述する樣な年末賞與增給の要求ともなつて現はれ、大問題を惹起したのである。

給料支給日の翌日は、一般に、能率が低下するの傾向があるから、何處も可及的に、休日の前日に之を支拂うてゐる。又、支拂當日も、可及的に、就業時間に影響せぬ樣に努めて居るが、何分八幡の如き、毎

月、一萬五千人の職工に對し、百萬圓餘の賃銀を、終業開門後、直に仕拂所に於て仕拂を始め、二時間以内で（尤も交替制と常晝勤の者とは相違するが）之を完了するのであるから、その受取手續なり方法には、相當苦心研究せられて居る。

八幡では常晝勤務者約一萬一千餘人が、終業後、午後五時から七時までの間に於て給料を支拂はれるが、終りの方の者は、非常に遲くなるので、三交替勤務者との權衡上、支拂日に限り終業を一時間切上げる事を要求してゐる（十五年一月）。尙女子約六百人に對しては（全部常晝勤）、從來共、特に支拂當日の勤務を八時間とし（一時間切り上げ）、午後四時から五時までの間に、男子に先んじて支拂はれる事になつてゐる。

給料受取の手續は、何處でも、本人自ら豫め屆出て置いた印鑑を携へて出頭する定めであるが、病氣其の他止むを得ざる事由の場合には、代理委任による受渡も認められてゐる。

八幡では、便宜上、給料一切は、共濟會理事長が、職工總員の代理となつて、製鐵所から受取り、之を、給料仕拂所に於て、各部課工場順に各現場監督立會の上、本人をして受取原簿に捺印せしむると同時に給料袋を交付してゐる。故に職工は、豫め受取方代理委任狀を、共濟會事務所に提出して置く事になつて居る。尙本人の病氣事故等のため、代理受取を許すに就ては、其の代理人たり得可き人の範圍を限定してゐるし、急病による代理受取に付ては、更に現場監督の證明を要求してゐる。

給料の卽時支拂に付ては、何處に於ても、法規の命ずる處に隨ひ、その事由として、死亡、解雇、一ヶ月以上の歸鄕、及び婚葬（其の他工場ならば、地方長官の命令で定めた事項に該當の時）等を列擧してゐる。

解職後（主として任意無斷の退職の場合などに起る）、一定期間（例へば、八幡は一ヶ年、室蘭は二ヶ月）を經過するも、請求のない賃銀の處分に付ては、受取債權の放棄と看做し、適宜、之に付ての規定を設けて居る。

例へば室蘭では職工又は其の家族の救濟資金に充つると規定し、八幡では、寄附金として共濟會資金に編入するとし、豫め此の處置に異議なき旨の誓約書を、共濟會事務所に提出せしめて居る。

精算を爲すに當り、賃金より引去らるべき金額は、鑛夫又は職工の負擔に屬すべきものとして規定せられてゐる作業用物品の代金（例へば、釜石では、鑛夫負擔品目として、鑿、鶴嘴等十二種を列擧してゐる）を初めとし、任意若くは强制貯金（積立金若くは保證金等も含まる。尙此事に付ては後述する）共濟會其他の掛金、購買會物品代（精米其の他の日用品）社宅料（電燈料家賃、入浴料等、但釜石の樣に、此等全部を無料とする處もある）稅金（八幡では、職工の猛烈な運動の結果、縣稅職工稅は十三年度から撤廢せられた。釜石では鑛業所が代納してゐる。但職工に代つて世話してゐる丈けで鑛業法の關係は全くない。）等があつて（此の外釜石の樣に、現金内渡を爲す處では、之も控除せられる。尙軍人會だとか諸種の會が設けられ、その會費を引去らるゝ處もある。）相當の引去金額に上り、爲めに、現金受取は、甚だ少ない事となるのである。

例へば、八幡製鐵では、職工からの引去金は、大體所得の三割五分見當で、その内容は大約次の如し（引去金が、四、五割以上にも及んでゐる工場、鑛山等のある現狀に比すれば八幡は甚だ少ない方である）。

每月職工賃金約百萬圓前後の支拂中	二十五萬圓	購買組合物品購買代
	五萬圓	貯金
	五萬圓	共濟會費

引去金合計三十五萬圓（三五％）

故に職工の平均月收を六十五圓とすれば、その六割五分卽約四十二圓餘の現金が、彼等の家庭に持ち歸られる次第である。

勞働團體規約

本書は財團法人協調會情報部が我國主要勞働團體の規約を蒐集整理して發行した勞働團體規約集（大正十三年九月五日發行）を全部收錄したものである。尙附錄日本勞働總同盟の分裂は當編纂局の調査したもので、無產政黨一覽表は昭和二年二月協調會について調査したものである。

勞働團體規約

日本勞働總同盟

大正十三年大會宣言

今ヤ我國勞働運動ハ最モ重要ナル轉換期ニ立ツテ居ル。吾等ガ大正十三年大會ニ於テ茲ニ本宣言ヲ發スルハ、獨リ日本勞働總同盟ノ運動ノミナラズ、廣ク我國勞働運動史上ニ於テ特ニ重要ナル意義ヲ帶ブルモノデアルコトヲ確信スル。

抑モ無產階級運動、勞働運動ハソノ對象タル資本主義ノ發展階段ト、ソノ階段ヲ示ス狀態及ビ味方ノ勢力ノ變動ニ應ジテ絕エズ戰術ヲ變更シテ行カネバナラヌ。

歐洲大戰ニヨリテ打開サレタ社會ノ不安ノ暗影ハ、資本主義社會ノ內部的矛盾ヲ益々增大セシメテ之ヲ崩壞ノ危機ニ近ヅカシメ、ソレト同時ニ無產階級運動ノ飛躍的進展ヲ見ルニ至ツタ。一方ニ於テ支配階級ハ必死ノ勇ヲ揮ツテ現制度ノ維持ニ努力シ無產階級ニ對シテハ假借ナキ彈壓ノ刄ヲ揮ヒツツアル。

飜ツテ歐洲大戰後ノ我國勞働運動ヲ見ルニ無產階級勃興ノ世界的氣運ニ刺戟セラレテ我國ノ勞働運動ハ非常ナル意氣ト白熱的奮鬪トヲ以テ階級鬪爭ニ參加シテ來タ。コレニ依ツテ我國勞働階級ノ戰鬪分子ハ勞働階級解放ノ目的ト、使命トヲ自覺スルニ至リ、幾多ノ試練ヲ經テ、漸ク戰鬪的勞働組合ノ基礎ヲ確立スルヲ得タノデアル。

元來、我國ノ資本主義ハ順潮ナル發達ヲ遂ゲザル間ニ、世界ノ激烈ナル帝國主義的形勢ニ壓迫サレタ結果、早熟ノママニ資本主義發達ノ最後ノ段階タル帝國主義ノ形態ヲ採ルニ至ツタ。故ニ我國ノ資本主義ハ自由主義ヲ經ズシテ、直チニ軍國主義化シ、從ツテ專制的色彩ヲ多分ニ帶ビ、無產階級運動ノ自由ヲ抑壓スル幾多ノ障碍ヲ橫ヘテ居ルノデアル。其ノ上ニ將ニ高潮ニ達シテ居ル世界的階級鬪爭ノ氣運ハ歐洲大戰後漸クニシテ自覺セル我國無產階級ノ少數分子ヲシテ、ソノ思想的水準ヲ急激ニ高メシメタガ一方ニ於テ勞働組合ノ

無產階級解放運動ニ於ケル使命ト職分トヲ充分ニ認識スル事ヲ得シメナカツタ。斯ノ如キ形勢ハ必然的ニ無產階級運動ノ大衆化ヲ困難ナラシメ理想ニ燃ユル少數者ノ運動ヲ動ヤモスレバ、潔癖ト生硬ニ傾カシムルニ至ツタノデアル。我等ハ過去ニ於ケル我國勞働運動ノ過程ハ必然的ニ我國資本主義ノ變則的發展ニ應ジタルモノナルコトヲ斷言スル。ケレドモ若シ吾等ガ今後猶依然トシテ舊來ノ態度ヲ持續スルナラバ、ソレコソ大ナル誤リデアリ、過失ヲ犯スモノデアル。

何故ナラバ今ヤ吾等ハ過去ニ於ケルヨリモ、其政策ヲ、ヨリ現實化シ、積極化ナサネバナラヌ必要ニ迫ラレテ居ル。而シテ其必要ハ最近ニ於ケル我國資本主義ノ示シツツアル傾向ト勞働階級ノ勢力ノ增大ヲ吾等ガ正確ニ觀察スル事ヲ得タカラデアル。我國ノ勞働組合運動ハ少數者ノ運動カラ轉ジテ大衆的運動ニ向フベキ一階段ニ到達シタノデアル。改良的政策ニ對スル從來ノ消極的態度ハ、積極的ニ之ヲ利用スルコトニ改メラレナケレバナラヌ。例ヘバブルヂヨア議會ニ依テ勞働階級ノ根本的解放ヲ期待スル所毫モナキハ勿論ナレドモ、普選實施後ニ於テハ選擧權ヲ有效ニ行使スルコトニ依リテ政治上ノ部分的利益ヲ獲得スルト共ニ、無產階級ノ政治的覺醒ヲ促シ、又國際勞働會議ニ就テモ之ガ對策ヲ愼重ニ考慮シ、以テ我國勞働組合發展ノ爲メニ計ルベキデアル。我等ハ階級的利害ノ一致ニ依リ分立セル勞働組合ノ合同ハ勿論、組織サレザル勞働階級ノ結束ヲ計リ、現實的利益ヲ獲得シツツ終局ノ目的ニ向ツテ進ムベキ勞働組合運動本來ノ面目ヲ發揮シナケレバナラヌ。吾等ハ明徹ナル批判力ト階級意識ニ目覺メタル今日ノ戰鬪的勞働組合員ハ支配階級ガ勞働階級ノ革命的精神ヲ鈍ラス爲メニ與ヘントスル改良的政策ヲ利用スルトモ斷ジテ墮落セザル事ヲ信ズルモノデアル。

吾等ガ無產階級解放運動ハ今後ト雖ドモ隨時敵ノ狀勢ト味方ノ勢力ノ變化ニ應ジテ其戰術モ變更サレナケレバナラヌ。然シナガラ如何ニ現實ノ必要ノ爲メニ政策上ニ變化ガ行ハレヨウトモ無產階級解放ノ根本精神ニ就テハ毫モ變リナキ事ヲ聲明スル。

綱　領

一、我等ハ團結ノ威力ト相互扶助ノ組織トヲ以テ經濟的福利ノ增進並ニ知識ノ啓發ヲ期ス。

二、我等ハ斷乎タル勇氣ト有效ナル戰術トヲ以テ資本家階級ノ抑壓迫害ニ對シ徹底的ニ鬪爭センコトヲ期ス。

三、我等ハ勞働者階級ト資本家階級トガ兩立スベカラザルコトヲ確信ス。我等ハ勞働組合ノ實力ヲ以テ勞働階級ノ完全ナル解放ト自由

平等ノ新社會ノ建設ヲ期ス。

規　約

第一章　名　稱

第一條　本同盟ハ日本勞働總同盟ト稱シ本同盟ガ其所屬團體ナルコトヲ承認セル日本全國ニ於ケル各種職業別並ニ產業別組合ヲ以テ組織シ事務所ヲ東京ニ置ク但シ當分ノ間地方的勞働團體ノ加盟ヲ承認スルコトヲ得。

第二章　目　的

第二條　本同盟ハ本會ノ綱領ニ基キ宣言ノ主旨竝ニ主張ノ條項ヲ貫徹スルコトヲ以テ目的トス。

第三條　本同盟ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ本部ニ左ノ各部ヲ置キ必要ナル各種事業ヲ行フ。

敎育部　中央爭議部　職業紹介部　宣傳部　法律部　調査部　出版部　國際部

政治部

各種事業ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第三章　大　會

第四條　本同盟ノ重要事項ヲ議スル爲メ會長ハ毎年一回前年大會ノ選定セル場所ニ於テ大會ヲ召集スベシ。但シ中央委員會ノ同意ヲ得タルトキハ大會ノ場所ハ之ヲ變更スルコトヲ得。

第五條　大會ハ本則第九條ノ定ムル所ニ依リ本同盟加入ノ各團體ヨリ選出セラレタル代議員ヲ以テ組織ス。但シ各職業別及產業別團體ノ代表者及本部役員ハ選擧ヲ要セズシテ當然代議員タルノ資格ヲ有スルモノトス。

第六條　大會ノ議長ハ會長之ニ任ジ大會中各種會合ノ司會者タルモノトス。

第七條　會長ハ大會ノ開會ト共ニ直ニ若干ノ大會委員ヲ任命シ左ノ各部ニ割當ツベシ。

（イ）代議員資格審査委員　（ロ）會計審查委員　（ハ）豫算委員　（ニ）法規委員　（ホ）建議案委員其他

第八條　大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル若シ前項ノ決議方法ニ對シ出席代議員五分ノ一以上異議アル時ハ各代議員ハ其代表スル加盟團體員一名ニ付一票ノ割合ヲ以テ投票權ヲ行使シ得ルモノトス但シ會費滯納者ハ會員數ニ加ハラザルモノトス。故ニ代議員ハ本部ノ承認スル會費完納者ノ會員數ヲ明示スル信任狀ヲ其代表團體ヨリ持參スベキコトヲ要ス。

第四章　代　　議　　員

第九條　各團體及支部ハ左ノ標準ニヨリ其所屬會員中ヨリ大會代議員ヲ選出スルコトヲ得。

（イ）會費完納會員五十名未滿ノ團體ハ一名

（ロ）會費完納會員五十名以上二百名未滿ノ團體ハ二名

（ハ）會費完納會員二百名以上五百名未滿ノ團體ハ三名

（ニ）會費完納會員五百名以上千名未滿ノ團體ハ四名

（ホ）會費完納會員千名以上二千名未滿ノ團體ハ五名

（ヘ）會費完納會員二千名以上三千名未滿ノ團體ハ六名

（ト）會費完納會員三千名以上ノ團體ハ七名

（チ）聯合會、同盟會、全國的職業別並ニ產業別組合ハ外ニ各一名

第十條　各團體及支部ハ大會前少クトモ二週間前ニ代議員ヲ選擧シ其姓名ヲ本部ニ通告スベシ。

第五章　中　央　委　員　會

第十一條　中央委員會ハ執行機關ニシテ大會ニ於ケル議決ノ範圍內ニ於テ臨機ノ決議並ニ適宜ノ處置ヲナスコトヲ得。

第十二條　中央委員會ハ會長、主事、會計、中央委員若干名ヲ以テ組織ス。

第十三條　會長ハ本同盟ノ重要事項ニシテ緊急ヲ要スルモノト認メタル時又ハ三名以上ノ中央委員ヨリノ請求アリタル時ハ直チニ中央

委員會ヲ召集スベシ。

第十四條　會長ハ毎年一回大會ニ先立チ中央委員會ヲ召集シ大會ニ提出スベキ事項ニ關シ協議ヲナスベシ。

第十五條　中央委員會開催ノ場所ハ會長之ヲ定ム。

第十六條　中央委員會ニ要スル費用ハ本部ノ負擔トス。

第六章　役　員

第十七條　本同盟ノ役員ハ會長一名、中央委員若干名主事一名會計一名會計監査役二名ヨリ成リ毎年大會ニ於テ之ヲ選擧ス。但シ中央委員ハ其ノ選擧區ニ於テ適宜改選スルコトヲ得。

第十八條　會長ハ本同盟ヲ代表シ大會及中央委員會ノ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理ス。

第十九條　中央委員ノ選擧區及人員ハ大會準備中央委員會ニ於テ之ヲ定ム。

第二十條　主事ハ會長ノ指命ヲ受ケ會務ヲ處理ス會長不在ノ時ハ之ヲ代理ス。

第二十一條　會計ハ會長ノ指示ヲ受ケ本同盟ノ金錢出納並ニ財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス。

第二十二條　會計監査役ハ本同盟ノ會計及財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ監査ス。

第七章　加盟團體

第二十三條　本同盟ニ加盟セントスル團體ハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ必要トス。

（一）本同盟ノ主義、綱領ヲ遵守スルコトヲ誓約シ且五十人以上ノ勞力生活者ヲ以テ組織セル團體タルコト、（二）每月定額ノ本部費ヲ納付スルノ外大會及中央委員會ノ決議セル臨時費ヲ負擔シ且將來脱退シ又ハ脱退セシメラルルコトアルモ財産上何等ノ請求ヲナサザルコトヲ誓約セル團體タルコト、（三）本同盟ノ承認ヲ經ルコト。

第二十四條　本同盟ニ加盟スルコトヲ承認セラレタル團體ハ最初ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス。

（一）其團體ノ名稱ノ冠頭ニ本同盟ノ名稱ヲ用ヒ其團體員ハ本同盟ノ徽章ヲ佩用シ得ルコト

（二）本則第九條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ派遣シ得ルコト

（三）其團體員ハ本同盟ノ主催ニ係ル各種ノ會合ニ出席シ得ルコト

（四）其團體員ハ本同盟ノ名ニ於テ行ハルル各種事業ニ對シ事業細則ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト

第二十五條　本同盟ハ一旦本同盟加盟團體タルコトヲ承認シタル後ト雖モ其團體ニシテ本同盟存立ノ精神ニ違反シ又ハ本同盟ニ對スル義務ヲ履行セザル時ハ之ヲ脫退セシムル事ヲ得。

第八章　聯合會及同盟會

第二十六條　本同盟加盟ノ各團體ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ特ニ聯合スルノ必要アル時ハ聯合會ヲ組織スルコトヲ得。

第二十七條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ近接地方聯合會ハ同盟會ヲ組織スルコトヲ得。

但シ聯合會ハ會員五百名以上ヲ以テ組織スルコトヲ要ス。

第二十八條　聯合會ノ組織ニハ會員ノ承認ヲ要シ同盟會ノ組織ニハ中央委員會ノ承認ヲ必要トス。

第九章　會　計

第二十九條　本同盟ノ經費ハ本同盟ノ加盟各團體ニ於テ負擔シ本同盟ノ會計之ヲ管理ス。

第三十條　本同盟ノ收入支出ハ豫算ヲ以テ豫メ毎年大會ノ承認ヲ經ルヲ要シ決算ハ大會ノ審査ヲ受ケタル上直チニ之ヲ公表スベシ。

第三十一條　本同盟會計年度ハ二月一日ヨリ翌年一月三十一日ヲ以テス。

但シ大會期日變更ノ際ハ大會二ヶ月前ノ月日ヲ以テ大會會計年度トス。

第十章　補　則

第三十二條　本則ハ大正八年九月三日之ヲ施行シ大正十三年二月十二日之ヲ修正ス本則ハ大會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ變更スルヲ得ズ。

但シ會長ハ緊急ノ必要アリト認ムルトキハ中央委員會ノ同意ヲ得テ之ヲ適當ニ處置スルコトヲ得。

中央委員

鈴木文治、加藤勘十、岡野實、田口龜藏、西尾末廣、塚本重藏、半谷玉三

日本勞働總同盟所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
日本勞働總同盟（本部）	芝區三田四國町二ノ六	大正一一、八、一	鈴木文治
A 關東勞働同盟會	同	同一一、一、二〇	田口龜藏
1 關東鐵工組合	同	同一二、一、二一	内田藤七
2 光學工技會	芝區白金三光町三〇七	同一二、二、一八	田邊幸則
3 關東印刷勞働組合	小石川區丸山町三八	同一三、三、二二	中尾勝雄
4 東京東部合同勞働組合	本所區太平町二一二〇 日本勞働總同盟職業紹介所内	同一三、二、二二	渡邊政之輔
5 時計工組合	小石川區大塚坂下町一四八	同九、五、三〇	渡邊滿三
6 荷馬車勞働組合	芝區白金志田町五七田邊方	同一二、六、二八	信田丑太郎
7 羊毛紡織勞働組合	府下巣鴨町八二三栗原方	同一二、五、三〇	栗原敏三
8 荏原勞働組合	府下大井町六六八	同 一、一二、三一	佐藤定而
9 城北勞働組合聯合會	府下日暮里町大字金杉六〇七	同一二、八、二〇	新名啓三
10 關東機械工組合	府下瀧ノ川町字中里一一一	同一一、一二、五	杉浦啓一
11 日本縫工組合	府下大井町三ツ又三五一二宮崎方	同一三、三、二九	小原源一
12 江東聯合會	本所區押上町一五五	同九、八、三一	根本與助

イ紡織勞働組合	同	同九、五、一一	稻葉平太
ロ大日本護謨勞働組合	同	同九、三、七	荒井七藏
13關東釀造勞働組合	千葉縣野田町	同一二、九、一五	小泉七造
イ野田聯合會	千葉縣野田町	同一〇、一二、二五	岡野實
14桐生勞働組合	桐生市本町六丁目二八星方	同一三、三、一六	星爲平
B關西勞働同盟會	北區西野田江成町二九二	同八、三、一	奥村甚之助
1京都聯合會	下京區今熊野寶藏町三九半谷方	同六、五、一五	同
イ京都電機工組合	同	同一一、六、三	古瀬虎之助
ロ京都合同勞働組合	同	同一一、一一、一八	谷口善太郎
ハ京都染物勞働組合	同	同一三、一、一二	桂信三
2大阪聯合會	北區西野田江成町二九二	同八、三、一	山内鐵吉
イ大阪合同勞働組合	同	同一〇、一〇、四	藤川雪太郎
ロ大阪造船勞働組合	西區泉尾町三三三	同一〇、四、三	飯石豐市
ハ大阪電氣勞働組合	北區西野田玉川町四ノ三八〇	同一〇、三、二一	木村孝次郎
ニ電線工組合	西區春日出町四八青谷方	同一〇、八、二一	西尾末廣
ホ大阪伸銅工組合	北區西野田十六町四二村主方	同九、五、二五	安藤國松
ヘ大阪印刷勞働組合	北區西野田大開町二ノ二田村方	同九、二、一	太田博
ト大阪莫大小工組合	西成郡豐崎町本庄三六六石丸方	同一二、五、一六	西尾末廣
チ大阪機械勞働組合	北區西野田江成町二九二	同一〇、六、一一	藤岡文六

リ大阪市電從業員組合	西區市岡町高野通一ノ六九五	同一三、七、一一	中西辰一
ヌ郊外交通勞働從業員組合	尼崎市別所村字鳥ヶ池	同一三、四、二八	藤岡文六
ル和歌山合同勞働組合	海草郡宮前村大字手平	同九、八、一五	辻本隈太郎
ヲ岡山勞働組合	岡山市七軒町二二藤田義太郎方	同一二、七、一	田中定次郎
ワ宇部勞働組合	山口縣宇部市	同一三、三、八	西村正太郎
3神戸聯合會	神戸市塚本町一ノ六二	同五、三、	野倉萬治
イ神戸機械勞働組合	同	同五、三、	山根良一
ロ神戸護謨工組合	同	同一一、三、	中尾善一
ハ神戸造船勞働組合	同	同四、二、一八	岩本龜吉
ニ神戸印刷勞働組合	神戸市平野馬場七五	同一三、三、二	吉田榮吉
ホ神戸合同勞働組合	神戸市塚本町一ノ六二	同一一、四、二四	奥田宗太郎
ヘ兵電從業員組合	神戸市松野通一丁目教習所	同一三、六、一三	今吉一雄
4灘聯合會	武庫郡御影町字上東八四三	同一二、二、二四	笠島末吉
イ灘製樽工組合	同	同一二、二、二四	藤岡文六
ロ灘輪竹工組合	武庫郡御影東明一八七	同一二、二、二四	柴田富太郎
5尼崎聯合會	尼崎市別所村小役人町	同一〇、九、一五	藤岡文六
6泉州聯合會	堺市並松町東七道一四八	同一二、七、三	石谷熊吉
イ阪南合同勞働鐵工組合	堺市車ノ町一ノ一一	同一二、一〇、二七	芳田芳太郎
ロ岸和田合同勞働組合	泉南郡麻生村大字津田	同一二、六、一一	田中伊一郎

ハ阪南木工勞働組合	堺市竝松町東七道一四八	同一二、七、一五	田中伊一郎
ニ堺合同勞働組合	堺市竝松町東七道一四八	同一二、八、一二	山中光三郎
ホ泉州勞働組合	同	同一二、六、一一	平井美人
本部直屬 郡山電氣從業員組合	福島縣郡山町	同一三、二、二二	田中利勝
本部直屬 北九州機械鐵工組合	八幡市枝光大宮町	同一二、五、二七	穗阪德四郎
本部直屬 秋田製材職工組合	秋田縣能代町能代館	同一一、一一、二三	島田豐三郎
C全日本鑛夫總聯合會	芝區三田四國町二ノ六	同九、一〇、二〇	麻生久
イ西部炭坑夫組合	福岡縣田川郡後藤寺町	同八、一、四	光吉悦心

官業勞働總同盟

綱領

一、團結ノ力ニ依リ、着實ナル方法ヲ以テ勞働條件ノ維持改善竝ビニ社會改造ノ目的ヲ貫徹スル事

二、組織ナキ官公業勞働者ニ團結ヲ促スト共ニ純眞ナル他ノ勞働團體ト提携シテ共同戰線ニ就ク事

三、加盟團體ノ統一ヲ圖ルト共ニ官公業勞働者ニ共通セル各種ノ勞働問題ヲ解決スル事

規約

第一條　本同盟ハ官業勞働總同盟ト稱シ本部ヲ當分ノ内大阪ニ置ク。

第二條　本同盟ハ官公業勞働團體ヲ以テ組織ス。

第三條　本同盟ハ本同盟ノ綱領及主張ノ實現ヲ圖ルヲ以テ目的トス。

第四條　本同盟ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ機關ヲ設ク。

一、大會　二、中央委員會

(一)大會ハ本同盟役員及各加盟組合選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回委員長コレヲ召集ス但シ中央委員會ノ必要ヲ認メタルトキハ臨時大會ヲ開催スルコトガ出來ル。

各加盟組合ハ左ノ標準デ代議員ヲ選出シナケレバナラヌ。

組合員五百名以下ノ組合ハ三名同千名以下ノ組合ハ五名千名以上ハ三百名ヲ増ス毎ニ一名ヲ増ス。

(二)中央委員會ハ本同盟ノ委員長、書記、會計及中央委員ヲ以テ組織シ緊急ヲ要スル重要事項ヲ審議ス。

各加盟組合ハ左ノ標準デ中央委員ヲ選出シナケレバナラヌ。

地方別ニ組合員二千名以内ヨリ一名二千名以上ハ二千名以内ヲ増ス毎ニ一名ヲ増ス。

但シ二個以上ノ組合ヲ代表スル中央委員ハ出席前一應選出組合ト議案ニ就キ協議シナケレバナラヌ。

第五條　本同盟本部ニ左ノ役員ヲ置ク。

委員長一名　書記一名　會計一名　會計監査若干名　中央委員若干名

第六條　本同盟役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年一回本大會ニ於テ選擧ス。

但シ重任ヲ妨ゲズ。

第七條　本同盟ニ加盟セントスル組合ハ同一地方ノ加盟組合ノ紹介ニ依リ中央委員會ノ承認ヲ得ルヲ要ス。同一地方ニ二個以上ノ加盟組合アル場合ソノ連署ヲ要ス。

第八條　本同盟ノ會費ハ組合員一名ニツキ毎月金一錢トシ毎月々末マデニ納入シナケレバナラヌ但シ便宜上地方同盟會ニ於テ保管スルコトガ出來ル。

第九條　既納ノ會費其他ノ醵出金ハ如何ナル場合ト雖モ返還シナイ。

第十條　本同盟ノ會計年度ハ曆年ニ據リ會計監査ノ審査ヲ得テ大會ニコレヲ公表ス。

第十一條　本規約ハ大會ノ同意ヲ得ナケレバ改正スルコトガ出來ヌ。
第十二條　本同盟ニ顧問又ハ相談役ヲ置ク事ガ出來ル。

官業勞働總同盟所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
官業勞働總同盟(本部)	大阪市東區越中町八六〇	大正一三、三、二	西浦宇吉
日本勞働聯盟	小石川區竹早町七〇	大一〇、五、一八	安達和
工友會	府下瀧ノ川字瀧ノ川二五五	同一二、三、一三	蕗德次郎
陸軍現業員組合	牛込區水道町四八伊藤方	同一〇、九、二二	廣田金一
小石川勞働會	小石川區戶崎町一二	同八、八、三	芳川哲
關西同盟會	東區越中町八六〇	同一三、三、二	西浦宇吉
向上會	同上	同八、一一、一九	村井小之助
全日本煙草勞働組合	南區日本橋筋四丁目七八	同一二、二、九	辻井安太郎
京都煙草勞働組合	三條通白川橋四丁目仲之町宇野方	同一二、四、三	井上敏行
名古屋向上會	名古屋市南區熱田東町字横田二二	同一三、三、二〇	福井米吉
勞働組合同志會	八幡市西本町二丁目	同八、二、七	勝部長次郎

機械勞働組合聯合會

宣言

理想ヲ翹望スル心ハ、吾々ノ運動精神ノ中ニ於テ、偉イ者ノ一ツデアル。是ニ依ツテ奮起シ、是ニ依ツテ力付ケラレシ事ハ少ナクナイ。

然レドモ吾々勞働者ノ現在ヲ幸福ナラシムル事ハ、ヨリ重大ナル急務デアル。實ニ酬ハレザル者、ソレハ勞働者其者ダ、見ヨ痛マシイ、吾々勞働者ノ過去ヲ。殊ニ幾多ノ血ミドロノ戰跡ハ反リ省レバ奮激以外ニ何物モナイ。

然シテ過去、過去ハ、吾々勞働者ノ指針デアル。吾々ニ對スル意義アル教訓デアル。即チ偉イ試練ニ依ツテ吾々ノ運動ハ、如何ナル困難ニモ、アラユル手段ヲ以テ、過去ニ、未來ニ、意義アラシメントスル確固タル進ムベキ道ハ打開ケタ。

大正十一年春創立サレタル吾ガ機械勞働組合聯合會ノ歷史ハ、短キ時日デハアレ、彼ノ幾多ノ事件ハ此ノ精神ヲ常ニ採ツテ動カナカツタノデアル。

一昨年秋ヨリ、二ツノ主張ニ依ル勞働階級ノ分裂ニ對スル本聯合會ノ態度ハ、常ニ勞働階級ノ現實ヲ尊重スル以外何モノモナイ。殊ニ當時ヨリ二ツノ思想ノ爭ニ於テ本聯合會ハ勞働組合トシテ正ニ採ルベキ手段トシテ誤タズ『新勞會』ノ出現ハ其ノ努力ノ一端ニ外ナラナイ。

昨年ノ大會、本年三月ニ於ケル當代議員大會ノ開催ハ、明確ニ、吾々勞働階級ノ當然進ムベキ路デアル。

勞働組合――何ト云フ懷シイ響デアラウ、吾々ノ幸福ノ爲メ、不斷ニ絕叫シテ止マズ、共ニ戰ヘル唯一ノ力デアリ、城塞デアル。

勞働組合ハ思想團體又、政治團體ニテナキ事ハ元ヨリ明ダ。

尙吾々勞働者ハ又主義ノ傳導者デナキ事モ明ダ。吾々ノ幸福ノ爲メアラユル手段ヲ選ブ事ヲ躊躇シナイ。吾々ノ運動上ノ進路ハ常ニ最モ擴汎デナクテハナラナイ。最モ自由デナクテハナラヌ。夫レハ吾々勞働者ガ社會的立場ヨリシテ社會ニ對シテ叫ブ、幸福ハ當然過ギル事實デアルガ故デアル。此ノ當然得ベキ吾々ノ運動上ニ於テ如何ナル主義又ハ政策ト謂ヘドモ毫モ束縛スベキ何等ノ理由ハ存シナイ。

然レドモ、吾々ハ更ニ、ソノ繁雜ヲ斷ツテ只勞働組合ノ本流ヲ旗色ニ揚ゲテ勇敢ニ邁進スルモノデアル。

勞働組合ノ本流卽チ本聯合會ハ純白紙主義デアル事ヲ宣明スル、コレコソ吾々勞働組合員ガ自カラ幸福ニ生ク可キ最善ノ手段デアルト信ズルノデアル。

左レバ本聯合會ハ依然トシテ產業的組合主義ノ先驅トシテ地方的聯合、更ニ進ンデ全國的總聯合ニ對シ熱意ヲ有スルト共ニ、其ノ達成ニ努力ヲ惜マヌモノデアル。

吾々ハ現存ヲ處スルニ、アラユル努力ヲ傾注シ、力ノ增大ヲ計ラナクテハナラナイ。此ノ合理化サレシ力ヲ以テ合法的手段ヲ奮ヒ、吾々ノ環境ヲ有利ニ導カウ、向上ショウ、漸進ナレド、不斷ノ努力ハ最善ノ勝利者デアル。

吾々　勞働者ノ前途ハ、實ニ洋々タルモノデアル、打チ開カレントスル天地ハ、着實ナル手段、力强キ意志ト熱烈ナル意氣トニ依ツテノミ、吾等ノモノデアル。

理想ヲ透視スル、積極的團結ノ力ハ、未來ヲ現實化スル、最高ノ手段デアル。

大正十三年三月　　機械勞働組合聯合會

規約

第一章　總則

第一條　本聯合會ヲ機械勞働組合聯合會ト稱ス。

第二條　本聯合會ハ產業自治ノ實現ヲ圖ル爲メニ組織ナキ勞働者ニ組織ヲ作リ共通ノ利害ニ依リ協同一致ノ行動ヲ取ルコトヲ以テ目的トス。

第三條　本聯合會ハ機械工場勞働者ヲ以テ組織シタル產業別又ハ職業別勞働團體ヲ以テ組織ス。

第四條　本聯合會ハ加盟團體共通ノ利害ニ關スルコトノ外ハ加盟團體ノ內部自治ニ干涉スルコトヲ得ズ。

第五條　本聯合會本部ヲ東京ニ置ク。

第六條　本聯合會規約ハ大會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ。

第二章　機　關

第七條　本聯合會ニ左ノ機關ヲ置ク。

一、大會　二、中央委員會　三、執行委員會

第八條　大會ハ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回之ヲ開催シ執行委員之ヲ召集ス。

但シ中央委員會必要ト認メタルトキ臨時大會ヲ開催スルコトヲ得。

第九條　代議員選出方法及代議員數ハ中央委員會ニテ決定スルモノトス代議員ノ任期ハ大會開催中トス。

第十條　中央委員會ハ中央委員ヲ以テ組織シ大會ヨリ次期大會ニ至ル期間ノ決議機關トナリ三ヶ月ニ一回執行委員之ヲ召集ス。

但シ執行委員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ中央委員三分ノ一以上必要ト認メタルトキ臨時中央委員會ヲ開催スルコトヲ得。

第十一條　中央委員ハ加盟團體別ニ依リ加盟會員中ヨリ選出シ委員數及選出方法ハ中央委員會ニテ決定スルモノトス、中央委員ノ任期ハ一ヶ年トス。

但シ任期中ト雖モ選出團體ノ都合ニ依リ中央委員會ノ承認ヲ經テ增減又ハ改選スルコトヲ得。

第十二條　執行委員會ハ執行委員ヲ以テ組織シ毎月一回以上開催スルモノトス。

第十三條　執行委員會ハ大會及中央委員會ノ決議ニ依リ本聯合會々務ヲ執行スルモノトス。

第十四條　執行委員數ハ中央委員會ニ於テ決定シ大會ニ於テ之ヲ選擧ス。

執行委員ノ任期ハ一ヶ年トス。

第十五條　本聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、執行委員若干名　二、會計監査役若干名

第十六條　庶務、會計、文書ハ執行委員會ニ於テ互選シ會計監査役ハ中央委員會ニテ互選ス。

第三章　會　計

第十七條　本聯合會ハ一ヶ月一名ニ付金七錢トス。
第十八條　會計報告ハ三ヶ月毎ニ一回以上雜誌又ハ文書ヲ以テ一般會員ニ報告スルモノトス。
第十九條　本聯合會々計ハ定期大會ニ決算書ヲ公表シ承認ヲ求ムルモノトス。

第四章　事業

第二十條　本聯合會ハ毎月一回機關雜誌ヲ發行シ一般會員ニ配布スルモノトス。
第二十一條　本聯合會ハ漸次勞働會館ヲ建設スルモノトス。
第二十二條　其他本聯合會ノ必要ト認メタル事業。

機械勞働組合聯合會所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
機械勞働組合聯合會（本部）	芝區新櫻田町一九	大正一一、六、四	神田明德 俵次雄
芝勞働組合	芝區西應寺町一二太田文造方	同一一、一一、二〇	神田明德
瓦斯電氣技友會	府下入新井町不入斗一九二	同一二、四、一六	神田七郎
明治電友會	府下大崎町居木橋一六三	同一二、七、一四	中村淺太郎
純勞働者組合	府下大島町一ノ二一大島勞働會館內	同九、一〇、二	戸澤仁三郎
關東車輛工組合	同	同一二、二、二五	沼田鐵治
日本勞技會	府下隅田町一ノ三一八	同九、七、三〇	宇野信次郎
大日本機械技工組合	府下大井町五六二伊藤宗太郎方	同九、一、二五	田中貞吉

印刷工聯合會

宣言

我ガ印刷工聯合會ハ、大地震後、政府ノ執リツヽアル强大ナル壓迫政策ニ關セズ、飽迄勞働組合ノ城砦ヲ一歩モ退カズ死守スルモノデアル。多クノ勞働組合ハ政府ノ壓迫政策ニ恐怖シテ、勞働組合主義ヲ放棄シ、改良的社會政策ニ逃避シ、或ハ所謂勞働黨運動ニカクレ、勞働階級ノ敵タル資本家階級及ビ其ノ代辯者ノ御機嫌ヲ損ゼザル事ヲノミ慮ツテヰル。而シテ彼等ハ此ノ裏切リ、此ノ逃避、此ノ詐欺、此ノ御機嫌取リヲ自ラ名ケテ『現實的運動』ト稱シテヰル。我々ハ彼等ノ『現實的主張』ヲ檢討スルコトニヨツテ、ソレト對立スル勞働階級ノ『現實的主張』ヲ明白ニスルデアラウ。

今、僭稱シテ日本勞働總同盟ト云ヒ、事實ハ日本ニ於ケル組織勞働者ノ一部ノ集合デアル一勞働團體ハ、其ノ大會ニ於イテ、議會政策採用、國際勞働會議承認ヲ決定シ、其ノ當然ノ結果トシテ勞働黨組織ニ手ヲ染メントシテヰル。國際勞働會議ガ勞働者瞞着會議デアツテ、コレヲ承認スル事ニ依ツテ勞働階級ガ何等利益スル所無キハ勿論、更ニ進ンデハ勞働階級ヨリ其ノ階級鬪爭ノ精神ヲ奪フニ至ルハ極メテ明白ナ事デアル。サレバ、全世界ノ組織勞働者ノ大多數ハ之ヲ否認シ、勞働階級ノ生活狀態改善ハ、一ニ其ノ階級的團結タル勞働組合ニ依ル不斷ノ鬪爭ヲ以テノミ達成サルベキヲ自覺シツヽアル。例年ノ國際勞働會議ニ出席スル勞働階級ノ代表者ヲ見ルニ、其ノ多クハソレゾレノ國ノ組織勞働者ノ多數ヲ代表セザルモノデアル。彼等ノ團體ハ多カレ少カレ、政府資本家ノ保護ニ浴シ、又ハソレト協調シ、支配階級ニ損失ヲ及ボサザル範圍ニ、勞働階級ノ要求――ソレニ依ツテ勞働階級ノ生活狀態ガ改善サレザル要求――ヲ支持スルモノデアル。彼等ハ其ノ功德ヲ以テ政府資本家ヨリ其ノ國ノ勞働階級ヲ『代表スル組合』ト認メラレ、ヂユネーヴニ於テ年一回、各國ノ政治家、大資本家ト卓ヲ共ニシテ語ルノ『榮譽』ヲ荷ヒ得ルノダ。之レ國際勞働會議ノ實情デアル。今政府ガ日本勞働總同盟會長鈴木文治君ヲヂユネーヴニ勞働代表トシテ派遣スル時我々ハ彼及ビ彼ノ團體ガ實ニ國際勞働會議向キデアル事ヲ見出ス。ケレドモ此ノ如キ瞞着會議ニ依ツテ勞働階級ハ些シモ利益スル所ハ無イ。

更ニ彼等ハ議會政策採用ヲ以ツテ、部分的利益ヲ獲得シ得ベキヲ信ジテヰル。シカシ乍ラ、勞働階級ノ社會的地位ノ改善向上ハ法令ヲ以テ斷ジテ達成シ得ザルモノデアル。其ノ改善シ向上シ得ル程度ハ勞働者ノ階級的團結タル勞働組合ト其ノ力、卽チ經濟的行動ノ力

ノ程度ニ比例スルモノデアル。勞働階級自身ニ改善ヲ强要スルノ力無キ時ハ、如何ナル手段モソレニ利益ヲ齎ス事ハ出來ヌ。

資本主義社會ニ於イテ、勞働者ニ其ノ經濟的行動以外ニ何等カ其ノ地位ヲ改善スベキ手段ノアルヲ信ズルノハ空想デアル。國際勞働會議モ議會モ、勞働者ノ要求ガ支配階級ニ損失ヲ與ヘザル限リ、其レヲ許容スルデアラウ。然シ乍ラ、勞働者ガ眞ニ自己ノ地位ヲ改善セントシテ要求スル時、此等ノ機關ガ彼ニ敵對スルモノデアルコトハ我々ノ餘リニヨク知ツテヰル所デアル。我々ハ此ノ如キ機關ニ、勞働階級ガ其ノ生活改善ノ一部ナリトモ委ヌル事ヲ以テ重大ナル過誤デアルト信ズル。

政治運動ハソノ當然ノ結果トシテ政黨ヲシテ階級闘爭ニ與ラシムルコトトナリ一層重大ナル過誤ヲ生ズル。勞働組合ハ勞働者ノ階級的利害ノ一致ヲ基礎トシテ組織サレルモノデアル。政黨ハ然ラズ、夫々各々ノ政治的意見ヲ以テ集ル。卽チ同ジク勞働階級ノ政黨ト稱スルモノノ間ニ在ツテモ、意見ノ相違ノ故ニ相互ニ敵對スル。此ノ如クシテ階級的一致ハ破壞サレルノミナラズ、各政黨ガ自ラノ大ヲ成サン事ヲ欲スルガ爲メニハ、アラユル奸計、アラユル譎詐、アラユル不信ガ、行ハレル。政黨ハ階級闘爭ヲ促進シナイ。ソレハ勞働者ノ階級的一致ヲ破リ、其ノ間ニ内紛ヲ惹キ起シ、其ノ反資本主義運動ヲ、奸計ト、譎詐ト、不信ニ充ツル外交的運動ニ墮落セシメル。

又政黨ノ組成分子ソレ自身既ニ階級的デハナイ。先ヅ産業的共通利害ニ發シ、全階級的共通利害ヲ代表スル勞働組合ニ反シ、政治的意見ヲ基礎トスル政黨ハ社會ノ相反スル全階級ヲ包含スル、其處ニハ勞働者モ在ラウ。シカシ、ソレト共ニ中産階級モ、新聞記者モ、ロシア政府カラ金ヲ貰フ徒モ、ブルジョアノ子等モ加盟スル。政黨ハ此等各階級分子ノ雜然タル集合所デアル。ソレ自身階級調和ノ機關デアル。政黨ハ我々ガ日々當面シ、其ノ下ニ生活ヲ餘儀ナクサレテヰル産業狀態ヲ基礎トセズ、單ナル抽象的意見ニヨツテ立チ、必然ニ中央集權的デアリ、奴隷的デアリ、言語ノ上ニノミ戰闘的デアツテ、實質ハ辛ウジテ改良的デアリ得ルニ過ギナイ。

現在ノスベテノ社會現象ハ必ズ階級的性質ヲ帶ビテヰル。我々ハ之等ノ現象ニ對シ、ソレガ政治的デアレ、經濟的デアレ、總テ我々ノ階級的團結デアル勞働組合ト、我々ノ執ルベキ唯一ノ手段、經濟的行動ヲ以ツテ當ルベキダト確信スル。

東京機械勞働組合聯合會ハ、勞働階級ニトツテ最モ重大ナリシ此ノ半歲ニ亘ツテ其ノ活動ヲ『休息』シテ後、突如トシテ臨時大會ヲ開キ、分裂ヲ賭シテ『看板塗リ替』ヲ行ツタ。其ノ後ノ同聯合會ノ主張ハ總同盟ノソレガ兎ニ角條理立ツテヰルニ反シ、殆ンド意味ヲ

ナサナイガ、自ラ稱シテソレヲ『白紙的現實主義』ト云ッテヰル。今、同聯合會ノ白紙的現實主義ナルモノノ正體ヲ仔細ニ觀察スルニ、國際勞働會議ニ對スル同聯合會ノ態度ハ其ノ好適例デアル。彼等ハ國際勞働會議ニ於ケル政府ノ投票權ヲ放棄セシムル運動ヲ起スコトヲ決議シテヰル。コレ白紙的現實主義ノ實質デアル。苟クモ國際勞働會議ノ組織ト内容ヲ知ル同聯合會ニシテ此ノ如キ決議ヲナスニ至ツテハムシロ滑稽トイハネバナラヌ。

又同聯合會ハ現在ノ資本主義社會組織ヲ變革スルハ、思想團體ノ任務ニ屬シ、勞働者ノ關セザルガ如キ態度ヲ裝フテヰル、勞働者ガ現在ノ奴隷狀態ヨリ解放サルベキ時ハ勿論、タトヒ現狀ヨリ幾分ノ改善ヲ獲得セントスルモ、ソレニ社會組織ノ變革ヲ伴フヲ豫期セザルハ空想デアル。ロシアニ於テハ今日兎ニ角勞働組合ガ組織サレルコトサヘ幾度ビカノ革命ヲ要シタノデアル。獨逸ニ於テモ八時間勞働法ト工場委員制度ガ宣言セラルルニハ、流血ノ革命ト總同盟罷業トカイゼルノ逃亡ヲ要シタノデアル。我々日本勞働者　過去ノ歷史ヲ顧ル時、我々ガ現在ノ地位ニサヘ到達スルニモ幾多ノ事件ヲ要シタ事ヲ記憶セネバナラヌ。今同聯合會ハ此ノ現實ヲ直視スルヲ避ケ其ノ空想ノ殼ノ中ニ惰眠ヲ貪ラントシテヰル。

要スルニ東京機械勞働組合聯合會ノ白紙主義トハ、御都合主義デアリ、日和見主義デアリ、現實ヨリノ逃避デアル。其ノ現實主義トハ事實ニ立脚セザル空想デアル。我々ハ此ノ如キヲ白晝公然天下ニ宣言シ得ルノ勇氣ニ對シテハ一種ノ敬意ヲ表セザルヲ得ナイ。

我々ハ今二ツノ比較的重要ナル組合ノ『現實主義』ヲ檢討シ、ソレガ誤リデアリ、空想デアル事ヲ知ッタ。我ガ印刷工聯合會ハ、政治屋指導者ノ現實デナク、勞働階級ノ現實ニ立脚シテ、運動ヲ進メル者デアル。一切ノ政黨ヨリ獨立シ、階級的ニ組織サレタル勞働組合、我々ハ此ノ勞働組合主義ヲ奉ジテ、此ノ力ヲ以テ勞働階級ノ解放ヲ圖ルモノデアル。

更ニ現在日本ノ勞働組合、農民組合ガ各々孤立シ、其ノ威力ノ充分ニ發揮シ得ザル現狀ニ鑑ミ、我々ハコレ等ノ總聯合ノ促進ヲ希望スルモノデアル。現在ソレ〲主張スル意見ノ相違ヲ相互ニ尊重シ、シカモ階級的利害ノ上ニ自由聯合組織ヲ基礎トシテ一致團結スルハ、組織勞働者ト農民トノ現在ニ於ケル最大責務デアル。

第一回全國大會ニ際シ玆ニ宣言スル。

一九二四年四月　　　　　　印刷工聯合會

綱領

我ガ印刷工聯合會ハ資本家階級ト勞働者階級トノ間ニハ共通ノ利害ナルモノノ絕對ニ存セズ、只ダ兩者ノ間ニハ絕エザル利害ノ衝突アルノミナルヲ自覺シ、此ノ意識ノ下ニ全國ノ印刷工業勞働者ヲ階級的ニ團結シ、有力ナル無產階級運動ノ一部タラント欲スルモノデアル。

我々ハコノ主張ニ基キ團結ヲ成ス事ニヨツテ先ヅ個々ノ資本家ニ突貫シ、部分部分ノ改革ヲ獲得スルト共ニ、現在ノ社會的不正ガ資本主義的組織、卽チ勞力ヲ商品トシテ取扱フ制度ニ基礎ヲ置クモノナルガ故ニ、コレニ代ハルベキ新シキ協働的社會生活ヘノ道ヲ拓カントスルモノデアル。

更ニ我ガ印刷工聯合會ハ、勞働者階級ノ力ハ、其ノ經濟的團結デアリ、我々ノ目的ハ唯ダソノ經濟的行動ニヨツテノミ達成サルベキヲ確信スル。ソシテ勞働者ノ經濟的團結ガ、政治的諸黨派ト關係スル事ハ單ニ內部的紛爭ヲ惹起スルノミデ、ソノ運動上有害無益ナルガ故ニ、我ガ印刷工聯合會ハ一切ノ政治的諸黨派ト無提携、無關係ヲ標榜スル。

印刷工組合信友會

規則

一、總則

一、本會ヲ印刷工組合信友會ト稱シ、東京地方ニ於ケル各種印刷業勞働者ヲ以テ組織ス。
二、本會ハ本部ヲ東京ニ置ク。且ツ印刷工聯合會ニ加盟シ、全國ノ印刷業勞働者ト提携聯絡ス。
三、本會ハ印刷工聯合會ノ綱領ヲ以テ本會ノ綱領トシ、印刷業勞働者ノ自覺ヲ喚起シ、其ノ地位ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス。
四、會員ハ會費トシテ每月金三十錢ヲ納付スルモノトス。女工及ビ幼年工ノ會費ハ金二十錢トス但シ每月七日迄ニ納付スルモノトス。
五、會員ニハ會員徽章ヲ交付ス。但シ實費納入ノコト。

六、本會ニ納付シタル會費ハ如何ナル理由アルモ返還セズ。

二、機關及其任務

七、本會ハ會員ニ對シ印刷工聯合會ノ機關雜誌ヲ配付ス。

八、本會ハ理事十五名ヲ置キ會員中ヨリ選擧ス。

九、本會ニ幹事ヲ置ク。幹事ハ各社ニ於テ各科會員五名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選擧ス。

十、理事ハ會ヲ代表シ、會務ノ總テノ責ニ任ズ。理事ハ互選ニテ會計、編輯、外務、庶務等ノ常任理事ヲ擧ルコトヲ得。

一、會計ハ一切ノ收支ヲ掌リ其ノ責ニ任ズ。

二、編輯ハ機關雜誌其他ノ編輯及書記ノ任ニ當ルモノトス。

三、外務ハ一切ノ對外的事務ヲ掌ルモノトス。

四、庶務ハ其ノ他ノ會務ヲ掌ルモノトス。

十一、理事ハ印刷工聯合會ニ本會ヲ代表シ其ノ連絡委員タルモノトス。

十二、幹事ハ各社ニ於ケル會員ヲ代表シ幹事會ニ出席シ決議ニ參加ス。幹事ニ事故アル場合ニハ會員中ヨリ代理ヲ派出スルモノトス。

十三、本會ハ毎年一回大會ヲ開ク。又幹事會ノ決議ヲ以テ臨時大會ヲ開クコトヲ得。大會開催ノ場合ニハ其ノ旨ヲ全會員ニ、十日以前ニ通知スルヲ要シ、臨時大會ハ全會員ニ其ノ旨通知シテヨリ三日以內ニハ開催スルヲ得ズ。

十四、大會ニ缺席シタル者ハ棄權者ト見做ス。但シ委任狀ヲ交附スルコトヲ得。

十五、大會及臨時大會ニ於テハ規則改訂其ノ他重要事項ノ決議ヲ爲スモノトス。

十六、本會ハ毎月一回以上幹事會ヲ開ク。各會員ハ此レニ出席シ討議決定ニ參加スルコトヲ得。

十七、幹事會ニ於テハ規則ノ範圍內ニ於ケル重要事項ノ決議ヲ爲スモノトス。

十八、理事ハ緊急ノ場合、其ノ會議ニ依ツテ規則ノ範圍內ニ於ケル重要事項ノ決議ヲ爲スモノトス。但シ次ノ幹事會ニ其ノ旨ヲ報告シ

其ノ承認ヲ經ルヲ要ス。

十九、總テノ會議ノ決議方法ハ過半數ヲ以テ決ス（委任狀ヲ含ム）。

二十、會議ニ於テ其ノ意見ガ過半數ノ賛成ヲ得ザリシ者モ、其ノ意見ヲ多數派意見ト同樣ニ全會員ニ發表スルコトヲ要求スルヲ得。尙其ノ意見ヲ印刷工聯合會ニ提出シ、其ノ加盟組合ニ賛否ノ意見ヲ求ムルヲ得。

二十一、大會及ビ幹事會ノ議長ハ理事ノ中ヨリ擧グルモノトス。

三、事業

二十二、會員ニシテ其ノ雇主ト爭議ヲ生ジタル時ハ本部ニ通知スベシ。本會ハ直チニ幹事會ヲ開キ其ノ決議ニヨリ爭議ノ費用ハ本會ノ負擔トス。

二十三、會員ニシテ失職シタルトキハ本會ハ其ノ就職ニ極力應援スルモノトス。

二十四、會員ニシテ失職ノ屆ケ出デアリタルトキハ就職迄會費ヲ免除ス。

二十五、會員ニシテ其雇主ト法律上ノ爭議ヲ生ジタルトキハ本會ハ會員ニ代リ其ノ衝ニ當ルモノトス。

二十六、本會ハ必要ト認ムル場合ハ幹事會ノ決議ヲ經テ他ノ勞働組合ト協同動作ヲ執ルコトアルベシ。

二十七、本會ハ時々研究會演説會等ヲ催シ、會員及一般印刷業勞働者ノ覺醒ヲ促ス。其他此ノ目的ノ爲メ種々ノ出版ヲナスコトアルベシ。

四、會計

二十八、本會ノ收支決算ハ毎月會員全部ニ報告ス。

二十九、本會ノ基本金ハ郵便貯金トス。

三十、毎月剩餘金ハ基本金ニ編入ス。

三十一、經常費以外ノ支出ハ幹事會ノ決議ヲ要ス。但シ緊急ノ場合ハ會計ノ責任ヲ以テ支出スルコトヲ得。

三十二、會員ハ何時ニテモ會計帳簿ヲ閲覽スルコトヲ得。

五、支部

三十三、本會員ハ幹事會ノ決議ヲ經テ支部ヲ設クルコトヲ得。支部ニ對シテハ支部員一名ニ付キ毎月會費中ヨリ十錢ヲ給シ、其ノ費用ニ充ツ。

三十四、支部ハ本會ノ會則ニ抵觸セザル範圍内ニテ、支部規則ヲ設クルヲ得。支部ハ支部委員ヲ選出シ、委員ハ本部及ビ會員ニ運動、會計等ニ關シ全責任ヲ負フモノトス。

六、雜則

三十五、相當理由無クシテ會費滯納三ヶ月以上ニ及ブ者及ビ所在不明三ヶ月以上ニ亘リ何等通告ナキモノハ共ニ退會者ト見做ス。

三十六、會員ニシテ會規ヲ紊リ、會務ヲ妨ゲ會ノ體面ヲ汚ス虞レアルモノハ豫メ警告ヲ與ヘ尙改メザル場合ハ幹事會ノ決議ヲ經テ除名ス。

三十七、本會ニハ何時ニテモ入會ヲ申シ込ム事ヲ得。但シ入會申込者ハ本會綱領及規則ヲ承認シタルモノト認ム。

△本規則ハ大正十三年五月一日ヨリ實行スルモノトス。

備考

印刷工聯合會ハ宣言、綱領ノミニテ規約ナキ爲代表的組合信友會ノ規約ヲ參考迄ニ記載セリ。

印刷工聯合會所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
印刷工聯合會(本部)	小石川區西丸町一九	大正一二、五、	和田榮太郎 布留川桂
日本印刷工組合信友會	小石川區西丸町一九	同 五、一一、三	水沼辰夫 延島英一
新聞從業員組合正進會	京橋區木挽町二ノ八	同 八、一二、九	和田榮太郎 布留川桂

京都印刷工組合	京都市淨福寺下立賣下ル	同一一、五、一	藤本岩夫
千葉印刷工組合千工會	千葉市千葉寺區一二二三秋元淸一郎方	同一三、六、八	安藤福治
印刷工組合親工會	函館市高砂町一八佐々木方	同一一、六、一五	佐々木欽悅
横濱印刷工組合	横濱市西戸部町一〇一六濱松方	同一三、六、八	濱松孝太郎

中部勞働組合聯合會

第一章　總　則

第一條　本會ハ中部勞働組合聯合會ト稱シ本部ヲ名古屋市ニ置ク。

第二條　本會ハ本部ヲ中部地方ニ置キ會員五十名以上ヲ有スル勞働者ノ生活狀態及勞働條件ノ維持改善或ハ社會改造ヲ目的トスル勞働組合ヲ以テ組織ス。

第二章　目的及事業

第三條　本會ハ一般職業別或ハ産業別勞働組合ノ組織ノ促進及發達ヲ助成シ且各組合間ニ於ケル連絡統一ヲ圖ルヲ以テ目的トス。

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲ニ左ノ事業ヲ行フ。

一宣傳敎育　二出版　三職業紹介　四勞働生活狀態調査

五勞働爭議ノ調査　六消費組合經營

第三章　機　關

第五條　本會ノ機關ヲ分チテ左ノ三種トス。

一大會　二評議員會　三理事會

第六條　大會ハ役員及各組合選出ノ代議員ヲ以テ組織シ每年一回春季ニ開催シ重要事項ヲ協定ス但シ評議員三分二以上ノ同意アリタル時ハ臨時大會ヲ開催スル事ヲ得。

第七條　大會代議員ハ左ノ標準ヲ以テ加盟各組合ヨリ選出ス。

一會費完納會員百名以下ノ組合　五名
一同上五百名以下ノ組合ハ三十名毎ニ　一名
一同上五百名以上ハ百名毎ニ一名ヲ加ヘ端數半數ヲ超ユル時ハ、更ニ一名ヲ出ス事ヲ得（以下スベテ會員トハ、會費完納會員ヲイフ）

第八條　評議員ハ三ヶ月ニ一回以上開催シ緊急ヲ要スル重要事項ヲ協議決定ス。

第九條　評議員ノ任期ハ一ヶ年トシ左ノ割合ヲ以テ加盟組合ヨリ選出ス。

一會員百名以下組合　二名
一同五百名以下ハ五十名毎ニ　一名
一五百名以上ハ百名毎ニ一名ヲ加フ但シ端數半數ヲ超ユル時ハ一名ヲ出ス。

第十條　理事會ハ大會及評議員會ノ決議ニ從ヒ一切ノ事務ヲ處理シ執行ス。

第十一條　理事ノ任期ハ一ヶ年トシ左ノ標準ヲ以テ選出ス。

一會員五百名以下ノ組合　一名
一會員千名以下ノ組合　二名
一會員三千名以下ノ組合　三名

但シ評議員及理事ハ各選出組合ニ於テ任意更迭セシムル事ヲ得此場合後任者ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス。

第十二條　理事會ハ互選ヲ以テ理事長一名ヲ選出ス。

理事長ハ本會ヲ代表シ一切ノ會務ヲ總括ス。

第四章　役　員

第十三條　理事會ハ必要ニ應ジ左ノ役員ヲ任用スル事ヲ得。
主事一名　會計一名　書記若干名
第十四條　主事以下ノ役員ハ理事會ニ於テ必要ト認メタル時ハ有給ト爲ス事ヲ得。
第十五條　會計檢査役二名ヲ評議員中ヨリ選出シ會計事務ヲ監査セシムルモノトス。

第五章　會計

第十六條　本會ノ經費ハ左ノ割合ヲ以テ各加盟組合ヨリ徵收ス。
一會員二百名以下ハ一名ニ付每月　金五錢宛
一會員五百名以下ハ一名ニ付　金四錢宛
一會員二千名以下ハ一名ニ付　金三錢宛
但評議員ノ同意ヲ得テ臨時費ヲ徵收スル事ヲ得。
第十七條　本會ノ豫算及決算ハ大會ノ承認ヲ得ルヲ要ス、會計狀況ハ每評議員會ニ於テ報告スルモノトス。

第六章　直屬會員

第十八條　本會ニ屬スル各職業別或ハ產業別組合ニ屬セズシテ直接本會ニ加入セル會員ヲ直屬會員又ハ正會員ト稱ス。
第十九條　直屬會員ハ會費每月金二十錢宛ヲ納入スルモノトス。
第二十條　直屬會員ハ直屬會員總會ニ於テ各加盟組合ト同一標準ヲ以テ理事、評議員、代議員ヲ選出スルモノトス。

第七章　附則

第二十一條　本會評議員會ノ決議推薦ニ依リ顧問ヲ置ク事ヲ得、顧問ハ本會ノ各種會合ニ出席シ發言スル事ヲ得ルモ決議權ヲ有セズ。
第二十二條　本會則ハ大會出席代議員三分二以上ノ同意アルニアラザレバ改廢スルヲ得ズ。

中部勞働組合聯合會所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
中部勞働組合聯合會（本部）	名古屋市東區東新道町三ノ五荒谷方	大正一二、一二、二三	淸水・岩松
中部陶畫工組合	名古屋市東區西二葉町四一淸龍寺內	同八、七、六	西浦宇吉
名古屋製材製函工組合	名古屋市中區正木町四九奥岡喜一郎方	同一一、一二、一	林定七
W、P、勞働組合	名古屋市南區八熊町一七六二武內保方	同一三、三、八	林鶴之助
中部機械工組合	名古屋市東區東新道町三ノ五荒谷宗治方	同一二、六、三	鈴木箕三郎

日本勞働組合聯合

綱領

一、我等ハ、建國ノ精神ニ基ケル國民文化ヲ高調シ、以テ理想的新日本ヲ建設セン事ヲ期ス。

一、利已心ヲ基調トセル資本主義制度ハ、國民間ニ有産、無產ノ階級的分裂ヲ促シ、國民ノ協力心ヲ痲痺セシム、我等ハ國民ノ一致團結ノタメニ斷乎トシテ資本主義制度ノ變革ヲ期ス。

一、我等ハ、勞働組合ノ組織ノ力ト、團結ノ威力ヲ以テ、勞働階級ノ生存權ノ確立、學習權ノ樹立ヲ期シ、以テ國民文化ノ發達ニ貢獻シ、進ンデ平和ナル理想的新社會ヲ建設セン事ヲ期ス。

第一章　名稱

第一條　本聯合ハ日本勞働組合聯合ト稱ス。

第二章　目的及組織

第二條　本聯合ハ本聯合ノ主義綱領ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス。

第三條　本聯合ハ本規約ヲ遵守スル勞働組合ヲ以テ組織ス。

第四條　本聯合ノ資金及經費ハ加盟組合ノ醵出ニ據ル。
第五條　本聯合ノ收支決算ハ毎年末之レヲ發表ス。
第六條　本聯合ハ事務所ヲ大阪市内ニ置ク。

第三章　事　業

第七條　本聯合ハ必要ニ應ジテ左ノ事業ヲ行フ。
一、出版部　一、宣傳部　一、紹介部　一、法律部　一、共濟部

第四章　加盟及脫退

第八條　本聯合ニ加盟セントスル組合ハ本聯合ノ加盟組合ノ紹介ヲ經テ大會之レヲ決定ス。
第九條　本聯合加盟組合ノ脫退ハ任意トス。

第五章　機　關

第十條　本聯合ニ左ノ機關ヲ置ク。
一、大會　二、理事會　三、常務理事會
一、大會ハ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回定例ニ之レヲ開催シ必要ニ應ジテ臨時ニ理事會之レヲ召集ス。
二、理事會ハ常務理事、理事及相談役ヲ以テ組織シ、大會ヨリ次期大會ニ到ル期間ノ決議機關トナリ毎月一回常務理事會之レヲ召集ス、但シ常務理事ガ必要ト認メタル時、又ハ理事三分ノ二以上必要ト認メタル時ハ臨時理事會ヲ開催スル事ヲ得。
三、常務理事會ハ大會及理事會ノ決議ニヨリ本聯合ノ業務ヲ執行スルモノトス。
第十一條　本聯合ニ左ノ役員ヲ置ク。
一、常務理事　二、理事　三、代議員　四、相談役
一、常務理事ハ各加盟組合ヨリ一名宛選出スルモノトス。

二、理事ハ各加盟組合ヨリ左ノ割合ヲ以テ選出スルモノトス。
會員千名未滿ノ組合三名、千名以上二千名未滿ノ組合五名、以上千名ヲ増ス毎ニ一名ヲ加フ。
三、代議員ハ理事會ノ決議ニ依リ其數ヲ決スルモノトス。
四、相談役ハ大會ニ於テ推薦スルモノトス。

第六章 雜則

第十二條 本聯合ノ加盟組合ニシテ本聯合ノ名譽ヲ毀損シタルトキハ大會ノ決議ニヨリ除名スルコトアルベシ。
第十三條 本聯合ハ既納ノ聯合費ニ對シテ一切之レヲ返戻セズ。

日本勞働組合聯合所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
日本勞働組合聯合(本部)	大阪市西區西道頓堀五ノ一	大正一二、一二、一五	後藤田正毅
大阪鐵工組合	同	同八、二、一五	內田文市
立憲勞働黨	同	同一〇、九、一一	後藤田正毅
大日本美術友禪職工組合	府下西成郡豐崎町南濱一九四	同八、一一、一五	永田幾次郎
日本土工組合	西區西道頓堀五ノ一後藤田方	同一〇、三、二五	後藤田正毅
純向上會	北區東野田一ノ四三四八木信一方	同一一、一二、二六	八木信一

中國勞働組合聯合會

宣言

俺達ノ自由ト平和ヲ蹂躪スル凡テノ壓迫ト搾取ニ對シテ俺達團結力ニヨッテ正義ノ爲メニ戰フベク玆ニ中國勞働組合聯合會第一回大

會ヲ開催ス今ヤ勞働階級ハ資本主義ノ世界的壓迫ニ依ツテ精神的ニ物質的ニ破滅狀態ニ陷ラントス茲ニ於テ我等中國勞働聯合會ノ基礎ヲ強固ニシテ團結力ノ威力ニヨリ資本家ノ暴力的テロリズムニ對シテ徹底的ニ對抗センコトヲ茲ニ宣ス。

大正十三年三月二十五日　中國勞働組合聯合會

團體名	所在地	創立時	代表者
中國勞働組合聯合會（本部）	岡山市今福町一七	大正一二、四、三一	入江秀夫

(一)岡山機械工組合、(二)純勞働者組合、(三)紡織勞働組合、(四)絹絲紡織勞働組合、(五)備前紡織勞働組合

日本司厨聯盟

綱領

一、我日本司厨聯盟ハ、加盟團體ノ一致提携ノ下ニ勞働條件ノ改善ヲ期ス。

一、我日本司厨聯盟ハ、愛ト、自由ト社會公正トヲ基調トセル新文化ノ建設ヲ期ス。

一、我日本司厨聯盟ハ、司厨勞働者ノ智能ノ啓發、德性ノ涵養ニ努ム。

規約

名稱　本聯盟ヲ日本司厨聯盟ト稱ス。

位置　本聯盟ノ事務所ヲ神戸横濱ニ置ク。

組織　本聯盟ハ司厨勞働團體ヲ以テ組織ス。

目的　本聯盟ハ司厨勞働團體ノ提携ノ下ニ勞働運動ノ徹底ヲ期ス。

加盟　本聯盟ニ加盟セムトスル團體ハ會則並ニ會員名簿及最近六ヶ月間ノ會計狀態ヲ提示シ代表者親ラ聯盟事務所ヘ申出ヅルモノ

トス。

但シ加盟ノ採否ハ聯盟理事會ノ決議ニ依ル。

役員　本聯盟ハ加盟各團體ヨリ一名宛ノ理事ヲ選出シ聯盟ノ事務ニ從事スルモノトス。

聯盟費　本聯盟ニ加盟セル各團體ハ毎月會費總收入ノ百分ノ五宛ヲ積立ツルモノトス。

會議　本聯盟ノ會議ヲ左ノ如ク定ム。

一、總會　定期總會（年一回五月）　臨時總會

二、理事會

機關新聞　本聯盟ハ適當ノ時機ニ於テ機關新聞ヲ發行ス。

以上

日本司厨聯盟所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
日本司厨聯盟（本部）	神戸市榮町五丁目四六	大正一二、五、二一	高藤秋之助
東洋倶樂部	橫濱市住吉町四ノ五五	同　一、一〇、一	高岸虎太郎
商船同志會	神戸市榮町五丁目四六	同　八、一、一一	高藤秋之助
海友會	同	同一一、三、二九	若宮八十八

海軍勞働組合聯盟

第一章　總則

第一條　本聯盟ハ海軍勞働組合聯盟ト稱ス。

第二條　本聯盟ハ海軍工作廳從業員ヲ以テ組織スル勞働組合ヲ以テ組織ス。
第三條　本聯盟ノ本部ハ呉市堺川通リ四丁目二番地ニ置ク。
第四條　本聯盟ハ宣言規約綱領ニ掲グル事項ノ遂行ヲ目的トス。

第二章　機　關

第五條　本聯盟ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ヲ一ケ年トス。
一、理　事　若干名　理事ハ加盟組合會員中ヨリ各二名宛ヲ選出スルモノトス。
一、常務理事　二　名　理事中ヨリ互選ス。
一、代議員　若干名　代議員ハ各組合ヨリ推薦セラレタルモノニ付理事會ニ於テ之ヲ決ス。
第六條　本聯盟ハ年一回理事會ヲ開催ス。
但シ必要ニ應ジ臨時會ヲ開催スルコトヲ得。
第七條　理事會ノ議長ハ理事中ヨリ互選ス。
第八條　理事會ハ理事ノ過半數出席スルニ非ラザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ。
第九條　理事會ハ各組合所在地ニ輪番開催シ主催組合ノ代議員ハ議事ニ參與シ發言スルコトヲ得。
第十條　理事會ノ決議ハ出席シタル理事ノ過半數ノ賛成アルヲ要ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。
第十一條　本聯盟ノ事務ハ理事會之ヲ決ス。
第十二條　常務理事ハ本聯盟ノ常務ヲ掌リ共同シテ本聯盟ヲ代表ス。
但重要事項ハ理事會ノ決議ニ依ルモノトス。
第十三條　本規約ノ改正ハ理事ノ三分ノ二以上ノ出席アルニ非ラザレバ之ヲ決スルコトヲ得ズ。

第三章　會　計

第十四條　本聯盟ノ所要費用ハ各組合ニ於テ分擔ス。
理事會開催ニ要スル費用ハ開催地ノ組合之ヲ負擔ス。

海軍勞働組合聯盟所屬團體一覽表

團體名	所在地	創立時	代表者
海軍勞働組合聯盟（本部）	吳市堺川通リ四丁目二	大正一三、三、二二	久能寅夫
横廠工友會	神奈川縣横須賀市汐入五八〇	同八、六、	川島不二郎
廣廠工僚會	廣島縣賀茂郡廣村大字新開一〇二五三ノ一吉岡孝方	同一三、三、二二	木下志津雄
吳官業勞働海工會	吳市濱田七丁目一二	同一三、三、一六	久能寅夫
佐廠勞愛會	長崎縣佐世保市松浦町七五	同一三、三、八	古賀德市
舞鶴共立會	京都府下加佐郡中舞鶴町字余部下八一五	同一三、三、一〇	島田良藏

陸工會

所在地　小石川區諏訪町三七佐南末吉方
創立　大正一三、三、二三　代表者　大塚定次郎

綱領

一、本組合ハ帝國勞働者ノ本分ヲ守リ公共ノ理想ニ從ヒ德性ノ涵養ト技術ノ進步ヲ圖ラン事ヲ期ス。
二、本組合ハ社會公正ヲ基調トス相互扶助ニ依リ共存ノ意義ヲ完ウセン事ヲ期ス。
三、本組合ハ一致協力シテ地位ノ向上知識ノ啓發生活ノ安定ヲ圖ルヲ目的トス。

規　約

第一章　總　則

第一條　本組合ハ大正十三年三月二十三日ヲ以テ成立シ事務所ヲ東京小石川區諏訪町三十七番地ニ置ク。
第二條　本組合ハ陸工會ト稱ス。
第三條　本組合ハ陸軍從業員ヲ以テ組織ス。
第四條　本組合ハ趣旨綱領ヲ達成スルヲ以テ目的トス。

第二章　會　員

第五條　本組合ハ陸軍從業員ニシテ本組合ノ趣旨綱領ヲ賛成シタルモノハ男女ヲ問ハズ加入スルコトヲ得。
第六條　本組合ニ加入セントスルモノハ申込書ニ記名捺印シテ役員ニ申出スベシ。
第七條　本組合員ニシテ脫退セントスルモノハ其理由ヲ所屬役員ニ申出スベシ。
第八條　本組合員ハ維持費トシテ每月金拾錢ヲ納入スルモノトス。
第九條　本組合員ニシテ組合ノ體面ヲ汚シ義務ヲ怠リタルモノハ役員會ノ決議ヲ經テ除名スルコトアルベシ。
第十條　本組合員ハ組合ノ目的ヲ達スル爲メ最後マデ鞏固ナル意志ヲ以テ義務ヲ完ウスルモノトス。

第三章　役　員

第十一條　本組合ハ時宜ニヨリ顧問又ハ相談役ヲ推戴スルコトアルベシ。
第十二條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、會　長　一　名
二、副會長　一　名
三、幹　事　若干名

四、會計主任　一名　會計係　若干名
五、會計監督　名

第十三條　本組合役員選擧法左ノ如シ。
一、幹事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ一般投票ヲ以テ選擧ス。
二、會長及副會長ハ幹事互選ニ依リ之ヲ定ム。
三、會計主任、會計監督、會計係ハ會長之ヲ指名ス。

第十四條　役員ノ任期ハ滿一ケ年トシ。
但シ補缺ノ場合ハ役員會ニ於テ之ヲ任命ス。

第四章　會議

第十五條　本組合ハ春秋總會ヲ開催シ尙ホ必要ニ應シ臨時總會ヲ開ク事アルベシ。
會長ハ總テノ會議ニ於テ議長トス。
但シ會長事故アル時ハ副會長之ニ任ズ。
幹事ハ議長ヲ補佐シ事務ヲ整理ス。

第十六條　本組合ハ毎月一回役員會ヲ開催スルモノトス。

第十七條　本組合員ハ總會又ハ役員會ニ議案ヲ提出セントスルモノハ組合員十名以上ノ同意ヲ要ス。

第十八條　本組合ノ役員會ハ出席人員ガ二分ノ一ヲ下ル時ハ開會スルヲ得ズ。
但シ二分ノ一ニ達セザル時ハ再度招集シ尙規定ノ人員ニ充ザル事アルモ會議ハ斷行スルモノトス。

第十九條　本組合ノ總會及役員會ノ決議ハ出席人員三分ノ二以上ノ協賛ヲ得テ決定ス。

第二十條　本組合ノ規則ハ一般ニ公布シタル後效力ヲ生ズルモノトス。

第五章　會　計

第廿一條　本組合ノ維持ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

第廿二條　本組合ノ會計年度ハ毎年三月九月ノ二期ニ決算シ之ヲ總會ニ於テ報告ス。

第廿三條　本組合ノ基金ハ會長ノ名義ヲ以テ郵便局ニ預ケ置キ通帳ハ會計主任之ヲ保管ス。

第六章　事　業

第廿四條　本組合ハ通帳及其他ノ帳簿ヲ閲覽セントスルモノハ役員ノ承諾ヲ要ス。

第七章　附　則

第廿五條　本組合ノ解散又ハ他ノ組合ト提携合併セントスル時ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス。

陸軍火工勞働組合

所在地　東京府下瀧ノ川町字瀧ノ川一〇四〇

創　立　大正一三、三、二四　代表者　三好彌八

綱　領

一、勞働組合ノ公認ト勞働人格ノ回復ノ實現。

二、國際的道德ノ向上ト世界平和ノ實現。

三、全勞働ヲ組合的ニ管理シ其ノ勞働成果ノ實現。

四、社會正義ノ樹立ト生活權ノ確立。

五、生產ヨリ消費ヘノ運用機關ノ設置。

規約

第一條　本組合ハ陸軍火工勞働組合ト稱ス。
第二條　本組合ハ勞働條件ノ維持改善並ニ組合員ノ地位向上ヲ計リ其ノ他相互救助ヲナスヲ以テ目的トス。
第三條　本組合ハ東京府北豐島郡瀧ノ川町大字瀧ノ川一〇四〇番地ニ本部事務所ヲ置キ各掛各工場ニ支部ヲ置ク。
第四條　本組合ハ火工廠ニ從事スル男女勞働者ヲ以テ組織ス。
第五條　本組合ニ加入セントスルモノハ住所職業年齡姓名ヲ記載シ本部又ハ支部ニ申込ムモノトス。
第六條　本組合ノ重要ナル事項ハ總會ノ決議ヲ以テ決定スルモノトス。
第七條　本組合ハ左ノ事業ヲナス。
一、職業紹介。
二、傷害疾病弔慰老年等ノ救助。
　但シ實施方法ハ細則ニ依ル。
三、勞働倶樂部ヲ設立シ組合員ノ敎化修養享樂等ノ機關ニ資ス。
四、組合員ノ意志疏通ヲ圖ルタメ講演ヲ開キ會報ハ毎月一回配布ス。
第八條　本組合ハ組合事務ヲ處理スルタメ左ノ役員ヲ置ク。
一、理事長一名　理事若干名　幹事若干名　會計三名　會計監督二名ヲ置ク。
第九條　本組合維持ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ毎月金拾錢ヲ徵集スルモノトス。
第十條　本組合ノ財産ハ適當ナル方法ヲ以テ會計之レヲ保管ス。
　但シ現金ハ郵便貯金トナス。
第十一條　本組合ノ規約變更ニ關シテハ總會ノ決議ニ依ルモノトス。

第十二條　本組合ハ組合員タル義務ニ違反シタル時ハ除名スルコトアルベシ。

第十三條　理事長ハ年一回總會ヲ開キ會務並ニ事業ノ報告ヲナス。

但シ理事長ニ於テ總會ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ組合員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得。

第十四條　本組合ハ組合員十名中ヨリ一名ノ割合ニ代議員ヲ選出シ代議員會ヲ以テ總會ニ換ユルコトヲ得。

第十五條　本組合ノ役員ノ任期ハ滿一ヶ年トス。

但シ再選スルコトヲ妨ゲズ。

一、幹事ハ組合員中ヨリ互選トス。

一、理事會計會計監督ハ幹事ノ互選トス。

一、理事長ハ理事ノ互選トス。

第十六條　理事長ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ統轄シ理事及幹事ハ理事長ヲ補佐シ組合事務ヲ分掌ス。

理事長事故アルトキハ年長ノ理事之レヲ代理ス。

第十七條　本組合ハ團體相互ノ氣脈ヲ通ジ其ノ目的ヲ達成スルタメ他ノ組合ト聯合スルコトヲ得。

第十八條　本組合ハ組合員名簿並ニ役員名簿及ビ會計ニ關スル簿册ヲ備フ。

附　則

第十九條　本組合ノ細則ハ別ニ之レヲ定ム。

造機船工勞働組合

所　在　地　深川區越中町六高山次郎市方

創　　　立　大正一〇、七、二四　代表者　高山治郎市

綱　領

一、勞働者ノ人格ヲ尊重シ相互扶助ヲ行ヒ生存權ノ確保ヲ期ス。
一、勞働者ノ技術進歩ヲ圖リ生産能率ノ增進ヲ期ス。
一、勞働者ノ權利擴張ヲ期ス。

規約

第一章 總則

第一條 本組合ヲ造機船工勞働組合ト稱ス。
第二條 本組合ハ造機船勞働者ヲ以テ組織ス。
第三條 本組合ノ規約ハ大會ノ決議ヲ經ザレバ變更スル事ヲ得ズ。

第二章 入會、退會、會計及財產

第四條 本組合員タラント欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ムベシ。
第五條 本組合ハ加入者ニ對シテ組合員證及雜誌ヲ交附ス。
第六條 本組合費ヲ一ヶ月金貳拾錢トス。
第七條 本組合總テノ經費ハ大會ニ發表シテ承認ヲ求ムルモノトス。

第三章 組合機關

第八條 本組合ニ左ノ機關ヲ設ク。
一、大會　二、理事會　三、幹事會
第九條 本組合ニ左ノ役員ヲ設ケ役員任期ヲ滿一ヶ年トス。
但シ再選スルモ妨ゲナシ。
一、理事長一名　二、理事若干名　三、會計理事若干名　四、會計監査役若干名　五、書記若干名

六、幹事若干名

第十條　大會ハ全組合員ヲ以テ組織シ春秋二期ニ開催スルモノトス。

又組合ノ意志及理事會ニテ必要ト認メシ時ハ臨時開催スルコトヲ得。

第十一條　理事會　理事會ハ理事ヲ以テ組織シ本組合ノ重要事件ヲ審議シ適宜開催ス。

第十二條　幹事會　幹事會ハ幹事ヲ以テ組織シ本組合ノ重要事項ヲ審議シ適宜開催ス。

第十三條　理事長　理事長ハ大會ニテ互選シ本組合ヲ統理スルモノトス。

第十四條　理事　理事ハ大會ニテ互選シ本組合ヲ統理スルモノトス。

第十五條　會計理事　會計理事ハ理事會ニテ互選シ本組合ノ會計ヲ管理スルモノトス。

第十六條　會計監査役　會計監査役ハ大會ニテ互選シ本組合ノ會計ヲ監査スルモノトス。

第十七條　書記　書記ハ理事會ニテ互選シ本組合ノ文書ヲ掌ルモノトス。

第十八條　幹事　幹事ハ各部組合員ヨリ互選シ本組合ヲ統理スルモノトス。

第四章　罰　則

第十九條　本組合ノ主義精神ニ違反セシ者ハ除名スルコトアルベシ。

第五章　本組合ノ事業

第二十條　本組合ハ左ノ事業ヲナス。

一、職業紹介　二、法律顧問　三、講演　四、消費組合　五、機關雜誌發行

第二十一條　職業紹介　本組合員ニテ職業ヲ失ヒタル時ハ直チニ理事迄デ申出ヅベシ。

第二十二條　法律顧問　本組合員ノ爲メ法律人事相談部ヲ設ケ法律及身ノ上相談ヲナスルモノトス。

第二十三條　講演　本組合員意志ノ向上組合宣傳ノタメ時々名士ヲ聘シテ講演スルモノトス。

第二十四條　消費組合ハ本組合員ノ爲メ時期ニ應ジテ日用品廉賣ヲ行フコトアルベシ。
第二十五條　機關雜誌發行　會務報告組合員意志發表組合宣傳ノ爲メ雜誌ヲ發行ス。
附則　施行細則ハ別ニ之ヲ定ム。

芝浦勞働組合

所在地　芝區新堀町三一加藤二郎方
創立　大正一〇、一一、一七　代表者　石井紀昌

宣言

吾人ハ何物モ所有シナイ無産勞働者トシテ、生レナガラ油トゴミノ中ニ生活ノ苦シミヲ實感シテ居ルモノデアル。
吾人ノ此ノ黑手ハ、生産者トシテ尊キ社會ノ總テノ富ヲ創造シテ居ル。
見ヨ！　吾人生活ニ必要ナル、光モ、熱モ隣人ノ衣モ、住家モ、皆ナ吾人ノ血ト涙ノ結晶デアルコトヲ！
然ルニ吾人ハ社會人トシテ得ル何物モナイノダ、吾人ノ黑手ニ依ツテ生産シタ富ハ資本家ノ壟斷スル處トナツテ吾人ハ常ニ其生活ヲ脅サレテ居ル。
友ハ瘦セ衰ヘ、慈父ハ老ノ身ニ槌ヲ振ヒ、吾ガ娘ハ青春ノ美シキヲ暗キ工場ニ喘グ、嗚呼何タル慘ゾ。
友ヨ如何ニシテ此ノ範疇ヨリ脫セン。
吾人生産者ハ飽クマデモ文明的社會人ノ體面ヲ保ツベキ生存ノ權利アルコトヲ主張セザルヲ得ナイ、夫レ吾人ノ熱ト力ハ何ヲ求メンヤ。
『萬國ノ勞働者ヨ、團結セヨ』是レ卽チ吾人ノ偉力デアル。
諸君ヨ、全力ヲ擧ゲテ諸君ノ後援ト監視ノ下ニ中央委員會ノ抵抗ト其ノ運用トニ意義アラシメヨ。

會　則

第一章　名稱及目的

一、本組合ハ芝浦勞働組合ト稱ス。

二、本組合ハ綱領、宣言、決議ノ遂行ヲ以テ目的トス。

第二章　組合員及組織機關

三、本組合員ハ芝浦製作所ニ現職スル日給從業者タルコトヲ要ス。

四、本組合ノ組織ハ一工場ヲ一分區ト定メ分區ハ自治制ナルモノトス。

但シ二以上合同トシ一分區ヲナスコトヲ得。

五、本組合ハ左ノ委員會ヲ置ク。

(イ)中央委員會

但シ中央委員ハ一分區ヨリ二名ヲ選出スルモノトス。

任期六ケ月再選ヲ妨ゲズ。

(ロ)中央常置委員會

但シ常置委員ハ中央委員ノ互選トシ、會計、通信、庶務、用當番ノ總數約八名ヲ以テ組織シ中央委員會ノ決定事項ヲ執行スルノ義務ヲ有スルモノトス。

任期六ケ月、再選ヲ妨ゲズ。

(ハ)分區委員會　但シ分區委員ノ互選トシ任期其他分區ノ任意トス。

六、中央委員會ガ必要ト認メタル場合又ハ分區組合員三分ノ一以上必要ト認メタル場合分區總會ヲ召集スルコトヲ得。

七、組合員總會ハ毎月一回開クモノトス。

但シ中央委員會必要ト認メタル時又ハ組合員三分ノ一以上必要ト認メタルトキ總會ヲ開ク事ヲ得。

八、中央委員會ハ常設委員必要ト認メタル時又ハ中央委員三分ノ二以上必要ト認メタル場合召集スルコトヲ得。

市電從業員自治會

所在地　芝區烏森町一

創立　大正一〇、三　代表者　宮井昌吉

綱領

一、團結ノ力ト自治的訓練ニ依リ生活ノ向上ヲ期ス。

二、互助友愛ノ實ヲ擧ゲ社會ノ木鐸タラン事ヲ期ス。

三、交通勞働者ノ社會的使命ノ完成ヲ期ス。

宣言

彼ノ世界的大戰ハ人類社會ニ一新紀元ヲ劃シテ一大飛躍ヲ與ヘタ。我々ハ迷盲ナル個人主義ニ戰慄シテ民衆共存ヘト覺醒シタ。見ヨ國際的ニ促進サレツヽアル勞働組合ヲ。來ルベキ清新ナル社會ノ文化ハ、此ノ勞働組合ヲ基礎トシテ初メテ完成セラルベキモノデアル。而シテソノ社會文化ノ最モ重要ナル關係ニ立ツモノハ、我々交通勞働者デアラネバナラヌ。事實上有史以來ノ人類文化ハ、交通ノ發達ニ依ツテ決定サレテ來タノデアル。將來此ノ交通文化ノ使命ヲ完全ニ果シ得タ時、地方的感情モ、民族的鬪爭モ、ヒイテハ經濟的鬪爭モ全々除去サレテ、世界ノ平和ト人類ノ幸福ヲ永遠ニ確立スル事ガ出來ルノデアル。此ノ重大ナル使命ヲ有スル我々交通勞働者ガ、何等ノ組織モ組合モ持タナイト言フ事ハ、世界的一大屈辱デアル。而已ナラズ、人類社會ニ對シテ忠實ナル所以ノ道ニアラズ。玆ニ於テカ『自治會』ヲ起シ、ソノ社會的權威ヲ確立シ、交通文化ノ使命ヲ貫徹シ、世界的ニ人類社會ノ幸福ヲ實現セン事ヲ期ス。玆ニ廣ク天下ニ宣言ス。

會　則

第一章　總　則

第一條　本會ハ市電從業員自治會ト稱ス。
第二條　本會ハ市電從業員ヲ以テ組織ス。
第三條　本會ハ綱領ニ基キ社會的向上ヲ目的トス。
第四條　本會ハ假本部ヲ麴町區隼町有樂橋寄宿舍ニ置キ支部ヲ各所ニ置ク。
第五條　本會ノ統制ハ合議制ヲ以テ原則トス。

第二章　機關及ビ役員

第六條　本會ニ左ノ機關ヲ置ク。
一、大　會　　二、臨時大會　　三、中央委員會
第七條　大會ハ最高決議及ビ執行ノ機關トシ每年春秋二回之ヲ開會ス。
第八條　大會、臨時大會ハ代議員ヲ以テ組織ス。
第九條　臨時大會ハ緊急必要ニ應ジ中央委員會ノ決議ニ依リ之ヲ召集ス。
第十條　中央委員會ハ平時ノ決議及ビ執行ノ機關トシ隨時中央委員長之ヲ召集ス。
第十一條　總テノ會議ハ如何ナル場合ト雖モ出席者二分ノ一以上（委任狀ヲ含ム）ニ充タザル時ハ開會ヲナス事ヲ得ズ。
第十二條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

中央委員長	一名	中央委員	若干名
代議員	若干名	會計檢查委員	若干名
情報部員	若干名	研究部員	若干名

審査部員　若干名　　編輯部員　若干名
會計係　二名　　書記　二名
顧問　若干名

第十三條　本會役員ノ選出ハ左ノ定メニ據ル。
中央委員長ハ中央委員ノ互選　　中央委員ハ一支部二名
代議員ハ會員十名ニツキ一名ノ割合　　會計檢査委員ハ各支部會員ヨリ一名
情報・審査、研究、會計、編輯ノ各部員及ビ書記ハ中央委員會ノ選定ニ依ル。

第十四條　各役員ノ任期ハ滿一ヶ年トス。
但シ中央委員會ノ協議ニ依リ再選解任ヲ妨ゲズ。

第三章　事　　業

第十五條　本會ハ左ノ事業ヲナス。
一、機關紙ノ發行　　一、審査部ノ設置
一、情報部ノ設置　　一、研究部ノ設置
一、災害ニ關スル救濟ソノ他支部ニ於テナシ能ハザル救濟事項
一、講演會、演説會ノ開催

第十六條　救濟ノ實行方法ハ中央委員會ノ決議ニ依ル。

第四章　支　　部

第十七條　支部ニハ左ノ役員ヲ置ク。
顧問　一名　　支部長　一名　　副支部長　一名　　理事　二名

評議員　若干名　委員　若干名　會計係　二名　書記　二名
代議員　若干名　會計檢查委員　一名

第十八條　支部長、副支部長ハ中央委員ヲ兼任ス。

第十九條　支部ハ本會々則ニ則リ支部規定ヲ設クル事ヲ得。
但シ實施以前ニ中央委員會ノ承認ヲ經ル事。

第二十條　支部會費ハ毎月三十錢トシソノ會計ハ獨立トス。

第二十一條　支部ハ中央委員會ノ決議ヲ遵守スル義務ヲ有ス。

第五章　會費及ビ會計

第二十二條　會費ハ會員一人ニツキ五錢ノ割合ヲ以テ支部ヨリ毎月末マデニ本部ニ納入スルモノトス。

第二十三條　會計年度ハ毎年四月十月ノ二期トス。

第二十四條　會計ハ會計檢查委員之ヲ監査シ會計係ソノ責ヲ負フ。

第二十五條　會計決算ハ毎大會ニ於テ之ヲ報告シ毎月機關紙ヲ以テ之ヲナス。

第二十六條　會費ハ會計係ニ於テ銀行預金トシテ保管スルモノトス。

第六章　入會脱會及ビ賞罰

第二十七條　本則第二條ニ該當スルモノハ本會ニ入會スル事ヲ得。

第二十八條　本會ニ入會セントスルモノハ本部又ハ支部ニ申出ヅルモノトス。

第二十九條　會員ニシテ本則第二條ニ該當シタル資格ヲ失ヒタルトキハ脱退ト見做ス。
但シ本會ノ爲ニ失格シタル場合ハ此ノ限リニ非ズ。

第三十條　會員ニシテ會ヲ脱退セントスルモノハソノ所屬支部ニ申出ヅベシ。

第三十一條　會員ニシテ衆ノ模範タル行爲アリタル時ハ之ヲ表彰ス。

但シソノ方法ハ中央委員會ニ於テ之ヲ定ム。

第三十二條　會員ニシテ會ノ精神ニ反シ體面ヲ汚損スル行爲アリタル時ハ中央委員會ノ協議ニ依リ除名スル事アルベシ。

附　則　本則ノ加除更改ハ代議員二分ノ一以上ノ同意アルニアラザレバナス事ヲ得ズ。

本則ハ大正十三年　月　日ヨリ之ヲ施行ス。

東京市道路從業員組合

所在地　東京府下下目黒九二一

創立　大正一三、五、二〇　代表者　野阪精一郎

宣言

人間ノ生活ノ基調ヲナスモノハ經濟生活デアルソレハ勞働者ニトツテ殊ニ然リデアル然モ其ノ生活ノ最大ノ要素タル生産ヲ以テ生命トスル勞働者ニアツテハ生活卽チ生産卽チ經濟デアル然ルニ現在ノ社會ハ必ズシモ生産トシテノ勞働者ヲ優遇シナイ否往々ニシテ却テ社會ニ虐待サレル階級デアル場合ガ多イ勞働者ハ現在ニ於テハ勞働者自ラ耕シ自ラ食ヒ而シテ自ラ其智德ヲ向上セシメルヨリ外ニ方法ガナイ。

近時我國ニ於ケル勞働組合ノ使命ト役割トハ其ノ資本主義ノ歷史的展開ト相俟ツテ著ルシク深刻化サレ擴大サレルニ至ツタガ其ノ此處ニ至ルマデニハヤハリ特定ノ階梯ト一定ノ經過ヲ經タ結果デアル我等ハ此ノ意味ニ於テ勞働組合ノ發達ニ必要ナル要素ガ一朝一夕ニ完成サレルトハ思ハナイ從ツテ我等ガ現在ノ日本ノ資本主義ノ狀態ト其レニ對抗スル勞働者ノ勢力ノ如何ヲ明瞭ニ意識スル限リニ於テ我等ハ飽マデ勞働者タルベキ資格ノ養成ト其ノ經濟的自防機關トシテノ組合ノ完成ニ我等ノ全力ヲ注グニ止メル。

潜勢期カラ積極的ニ攻勢期ヘ而シテ此レハスベテノ勝利ヘノ必要ナル過程デアル而シテスベテノ現在ノ諸條件ニ對應スル我等ノ對策

ト運動方針トハ我等ガ今特定過程ノ如何ナル點ニ在ルカニ依ツテ決セラレル我等ハ今明ラカニ我等ガ其極メテ初期ニアル事ヲ言明スルニ躊躇セヌ。

從ツテ我等ハ此ノ宣言ヲ發スルニ及ンデ唯我國ニ於ケル勞働階級ノ團結ト完全ナル自治トヲ强調スルダケニ止メル。

大正十三年五月二十日

東京市道路從業員組合

規約

一、本組合ハ東京市道路從業員組合ト稱シ事務所ヲ府下下目黑九百二十一番地ニ置ク。

二、本組合ハ東京市ノ道路及衞生從業員ノ經濟的及智的發展ヲ計ルヲ以テ目的トス。

三、本組合ハ組合ノ規約ヲ承認スル左ノ分子ヲ以テ構成スル。

イ、道路及衞生ノ現業員

ロ、曾テ本組合員タリシ者

ハ、本組合ノ事務及事業ヲ援助セントスルモノニシテ支部長會ニテ三分ノ二以上ノ多數ニテ票決サレタルモノ

四、本組合ノ役員及機關左ノ如シ。

イ、會長一名　ロ、顧問若干名　ハ、理事五名中主事一名會計二名

ニ、大會　ホ、支部長會　ヘ、事業部委員

五、本組合ノ役員及機關ニ關シテハ左ノ如ク定メル。

イ、會長ハ大會ノ推薦ニ依リ任期ヲ一ケ年トスル。

ロ、顧問ハ支部長會ノ推薦ニ依ル。

ハ、理事ハ支部長會ノ推薦又ハ選出スル所ニ依リ任期ヲ一ケ年トスル。

ニ、大會ハ別ニ定ムル支部規約ニ依リテ選出サレタル代議員ヲ以テ構成シ組合ノ最高機關トシテ年二回開クモノトスル。
ホ、支部長會ハ本組合ノ最高執行機關ニシテ理事及各支部ノ支部長ヲ以テ構成シ月一回開ク但必要ノ場合ハ臨時ニ開ク事アルベシ。
ヘ、事業部員ハ支部長會ノ推薦又ハ選出スル所ニ依ル。
六、會費ハ月二十錢トスル別ニ共濟費トシテ月十錢ヲ納入スル事。
七、本組合ニ加入セントスル者ハ支部ニ申込ム事。
八、左ノ理由ニ依リ會員資格ヲ消滅セシムル。
イ、六ケ月以上ノ會費ヲ滯納セシ者
ロ、組合ノ利益ヲ蹂躪シタルモノ
ハ、組合ノ名譽ヲ損スル如キ行爲アリタル者

支部規約

一、組合員十名以上ヲ有スル各區ニ一支部ヲ置ク。
二、支部ノ役員及機關左ノ如シ。
イ、支部長一名　ロ、書記會計若干名　但シ必要ナキ場合ハ此ノ限リニ非ズ。
ハ、支部總會
三、支部役員ノ選出方法左ノ如シ。
イ、大會代議員ハ支部總會ノ選出スル所ニシテ組合員十名毎ニ一名トス。
ロ、支部長ハ支部總會ノ選出スル處ニシテ任期ヲ六ケ月トスル書記會計ハ是ニ準ズ。
四、支部總會ハ年二回開キ代議員ヲ選出スル。

事業部規約

一、本組合ハ左ノ事業ヲ行フ。

一、敎育部　イ、機關紙ノ發行　ロ、講演會ノ開催　ハ、回覽圖書

二、共濟部　イ、組合員ニ金錢ノ低利融通　ロ、組合員ノ不幸ヲ救濟シ或ハ遺族ノ扶助

ハ、組合員ノ法律問題ニ關スル相談　ニ、組合員ノ職業紹介

二、共濟ニ關スル詳細ハ別ニ之ヲ定メル。

三、娯樂部　イ、運動會　ロ、旅行

四、事業ハ目下着手シ難キモノモ順次實現ヲ期ス。

以　上

東京製菓工組合

所　在　地　東京府下大崎町居木橋一六三

創　　　立　大正一三、六、二三　代表者　池　田　寅　三

綱　領

一、勞働者階級ノ利害ト資本家階級ノ利害トハ共通スベキ何物モナク隨テソコニハ階級的鬪爭ガ常ニ行ハルベキモノデアツテ我ガ東京製菓工組合ハ產業的團結產業的提携ノ下ニ常ニ此ノ觀念ニ立脚シテ行動スベキ事ヲ主張スル。

一、勞働者階級ノ解放ハ政黨政派ニ依ツテナサルベキモノデナク政黨政派ノ援助ハ却ツテ勞働者階級ノ陣容ヲ攪亂スル外何等役立ツモノデナイ事ヲ自覺シ、我ガ東京製菓工組合ハ何レノ政黨政派ノ援助ヲモ絕對ニ排シテ階級鬪爭ノ戰線ニ立タシト欲スルモノデアル隨ツテ何レノ政黨政派ニ對シテモ絕對ニ援助スルモノデハナイ事ヲ主張スル。

總　則

一、本組合ハ東京製菓工組合ト稱シ製菓工場勞働者ヲ以テ組織スル。

二、本組合ハ本組合ノ綱領ト同ジ主張ヲ持ツ勞働組合ト提携スル。

三、本組合ノ規約ハ大會ノ決議ヲ經ナケレバ變更スル事ガ出來ヌ。

機　關

四、本組合ハ左ノ機關ヲ置ク。

大會、委員會

大會ハ代議員ヲ以テ毎年一回開催スル代議員選出方法ハ委員會ガ決定スル。

代議員ノ任期ハ大會中ダケデアル。

モシ必要ノ時ハ委員會ノ決議ヲ經テ臨時大會ヲ開催スルコトガ出來ル。

委員會ハ大會ノ決議及ビ綱領ニ基イテ次期大會迄ノ決議機關トシテ一ケ月ニ一回以上コレヲ開催スル、委員會ハ常務委員コレヲ召集ス。

五、本組合ニ左ノ役員ヲ置ク。

常務委員　若干名

會計監査員　若干名

常務委員ハ委員會ノ決議ニ基イテ本組合ノ事務ヲ處理スル。

會計監査委員ハ本組合ノ會計ヲ監査スル。

會　計

六、本組合會費ハ金二十錢トスル。

七、會計報告ハ毎月一回トスル。

事　業

八、本組合ハ每月一回機關紙ヲ發行スル。

九、本組合ハ隨時勞働綱領ニ關スル研究會ヲ開催スル。

附則

十、細則ハ別ニ之レヲ定ム。

十一、本組合ハ顧問辯護士若干名ヲ置ク。

宣言

資本家階級ノ僞瞞ハ我等勞働者ニ對シテ溫情主義ノ美名ヲ以テ搾取ヲ續ケテキル。

マタコレニ追從セントスル野心家的勞働組合ハ彼等資本家ノ鼻息ヲウカガツテソノ旗印ヲ勞資協調ニ塗替スルニ到ツタ。

カクテ日本ニ於ケル勞働組合運動ノ傾向ハ今ヤマサニ危機ニ逢着シテキル。

我ガ東京製菓工組合ハコノ時期ニ當ツテ出生シタ若シ目下ノコノ闘爭ノ中ニ資本家ニ追從セントスル協調的組合ガアレバ我等ハ共ニコレヲ排撃シナケレバナラナイコノ階級闘爭ノ解決ハ資本家ガ勞働者ニナルマデノ闘爭的努力ヨリ外ニナイ日本勞働總同盟ノ勞資協調的實際化ハ勞働者相互ノ向上ニアラズシテ勞働者ガ資本家ヘノ降伏デアル若シ資本家ヘノ降伏ニ依ツテ我等ノ向上ガアルトスレバソレハ向上ニアラズシテ實ニ奴隷化ヘノ進展デアル。

向上カ奴隷カ。

我々ハコノ危機ニ立ツテ階級的團結ノ力ヲ信奉シ以テ玆ニ宣言ヲ發スルモノデアル。

大正十三年六月二十三日

東京製菓工組合

京都交通勞働組合

所在地　京都市上京區淨福寺中立賣下ル

創立　大正一三、七、六　代表者　小林松之助

宣言

彼ノ世界大戰ハ人類社會ヲ劃シテ一大飛躍ヲ與ヘタ吾々ハ迷盲ナル個人主義ニ戰慄シテ民衆共存ヘト覺醒シタ、見ヨ國際的ニ促進サレツツアル勞働組合ヲ。來ルベキ清新ナル社會ノ文化ハ此ノ勞働組合ヲ基礎トシテ初メテ完成セラルベキモノデアル。而シテソノ社會文化ノ最モ重要ナル關係ニ立ツモノハ我々交通勞働者デアラネバナラヌ、事實上有史以來ノ人類文化ハ交通ノ發達ニ依ツテ決定サレテ來タノデアル。

將來此ノ交通文化ノ使命ヲ完全ニ果シ得タ時、地方的感情モ民族的鬪爭モヒイテハ經濟的鬪爭モ全ク除去サレテ世界ノ平和ヤ人類ノ幸福ヲ永遠ニ確立スル事ガ出來ルノデアル、此ノ重大ナル使命ヲ有スル我々交通勞働者ガ何等ノ組合モ組織モ持タナイト云フ事ハ世界的一大屈辱デアル而已ナラズ人類社會ニ對シテ忠實ナル所以ニアラズ、玆ニ於テカ「京都交通勞働組合」ヲ起シ其ノ社會的權威ヲ確立シ交通文化ノ使命ヲ貫徹シ世界的ニ人類社會ノ幸福ヲ實現セン事ヲ期ス玆ニ廣ク天下ニ宣言ス。

規約（要領拔萃）

第一章　總則

第一條　本組合ハ京都交通勞働組合ト稱シ、本部ヲ京都市內ニ置ク。

第二條　本組合ハ京都市電現業員ヲ以テ組織ス、

第二章　目的及事業

第三條　本組合ハ會員相互ノ協力ニ依リ勞働條件ノ維持改善ヲ計リ、以テ理想的生活ヲ實現スルヲ目的トス。

第四條　本組合ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ。

一、共濟　二、各種ノ調査

三、出版　四、宣傳

其他會員ノ福利ヲ增進スル必要ナル事業（但シ事業細則ハ別ニ之ヲ定ム）

第三章　機關及役員

第五條　本組合ニ左ノ機關ヲ置ク。

一、大　會　二、執行委員會　三、委員會

一項　大會ハ組合委員及支部選出代議員ヲ以テ組織シ每年二回開催ス。

但シ組合委員ノ必要ヲ認メタル時ハ臨時大會ヲ開催スル事ヲ得、大會ハ定數代議員三分ノ二以上ノ出席ナキ時ハ成立スル事ヲ得ズ。

二項　大會ハ執行委員長之ヲ召集シ本組合ノ重要事項ヲ協議決定ス。

三項　大會議長ハ執行委員長之レニ任ジ議事ハ出席代議員過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長之レヲ採決ス。

四項　執行委員會ハ組合委員長、書記、會計執行委員ヲ以テ組織シ執行委員長ハ組合委員長之レニ任ズ。

但シ執行委員會ハ每月一回以上開催シ本組合大會及ビ委員會ノ決議事項ヲ執行スルモノトス。

五項　組合委員會ハ大會ノ決議ニ基キ次ノ大會ニ到ル迄ノ一切ノ臨時事項ヲ協議決定ス。

但シ委員會ハ二ヶ月ニ一回以上開催スルモノトス。

（以下自六條至十五條省略）

同友交通勞働組合規約要綱

所在地　不明

創立　不明　代表者　西口末吉

第一章　總則

第一條　本組合ハ同友交通勞働組合ト稱ス。

第二條　本組合ハ本部ヲ京阪電鐵沿線地ニ置キ事務所ヲ主要停留場所在地ニ置ク。

支部ノ設置ニ付テハ別ニ定ムル所ニヨル。

第三條　本組合ハ京阪電鐵從業員ヲ以テ組織ス。

第二章　目的及事業

第四條　本組合ハ相互ノ協力ニ依リ經濟的福利ノ增進並ニ智識ノ啓發ヲ計リ以テ地位ノ改善ヲ圖ルヲ目的トス。

第五條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ。

一、共　濟　二、出　版　三、教　育　四、勞働調査　五、其他組合員ノ福利增進上必要ナル事業

第三章　入會及退會

第六條　本組合員タラムトスル者ハ規定ノ様式ニ從ヒ入會金ヲ添ヘ最寄事務所ヘ申込ムベシ。

第七條　本組合員ニシテ退會セントスル時ハ其理由ヲ明記シ組合員章及組合徽章ヲ添ヘ所屬理事ヲ經テ組合長ノ許ニ屆ケ出スベシ。

第四章　組合員ノ權利義務

第八條　本組合員ハ組合ニ於ケル一切ノ權利ヲ行使シ得ルト共ニ組合規約及決議ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス。

第九條　本組合員ニシテ本組合ノ規約及決議ニ違反シ若クハ本組合ノ名譽ヲ汚損シタル者ハ委員協議ノ上除名又ハ退會ヲ命ズ。

第五章　機　關

第十條　本組合ノ會議機關ハ左ノ二種トス。

一、組合員大會

一、組合委員會

第十一條　組合員大會ハ本部員ヲ以テ組織シ（支部設置アル場合ハ各組選出ノ代議員ヲ含ム）毎年一回組合長之ヲ招集シ本組合員ノ重

要事項ヲ協議決定ス。

但シ組合員二十名以上ノ請求アリタル時組合長ハ必要ト認メタルトキハ臨時大會ヲ開催スルコトヲ得。

第十二條　委員會ハ本組合ノ役員ヲ以テ組織シ本組合ノ緊急事項ヲ協議スルモノトシ其招集ハ必要ニ應ジ組合長之ヲナス。

第六章　本會役員

第十三條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク。

組合長一名　組合副長二名　理事若干名　會計長一名　會計二名　副會計二名　書記二名

第十四條　組合長ハ本組合大會ニ於テ組合員中ヨリ選擧シ本組合員ヲ代表シ全般ノ事務ヲ總理ス。

第十五條　組合副長ハ組合大會ニ於テ組合員中ヨリ選擧シ組合長ヲ輔佐シ且其事故アルトキハ是ヲ代理ス。

第十六條　理事ハ各週休別公休及一出張所ヲ以テ一選擧區ト定メ區內ノ組合員十名每ニ一名ヲ選出ス。

第十七條　理事ハ組合長ヲ輔佐シ本部ノ事務ヲ分擔ス。

第十八條　會計係ハ理事中ヨリ互選シ本組合會計ヲ掌ルモノトス。

第十九條　本組合役員ノ任期ハ總テ一ケ年トシ再選重任ヲ妨ゲズ。

第七章　會計

第二十條　本組合ノ經費ハ本組合員ノ醵出ニ依ル。

第二十一條　本組合員ノ會費ヲ組合員一ケ月六十錢B組合員金　　錢トシ入會金ヲ三十錢トス。

第二十二條　本組合ノ會計ハ本組合ノ大會ニ於テ其期間ノ決算ヲ發表シ大會ノ承認ヲ要ス。

第二十三條　既納ノ入會金及組合費ハ一切之ヲ返還セズ。

第八章　附則

第二十四條　本組合ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得。

第二十五條　本組合ノ共濟事務ニ就テハ細則ノ定ムル所ニヨル。
第二十六條　本規約ニ關スル施行細則ハ別ニ之ヲ定ム。
第二十七條　本規約ハ組合大會ニ於テ出席總員ノ五分ノ三以上ノ贊成ヲ得ルニ非ザレバ改廢變更スルコトヲ得ズ。

同友勞働組合執行細則

第一條　本組合ハ事務所ヲ守口及深草ニ置キ出張所ヲ天滿三條其他ノ各所ニ置ク。
第二條　本組合ノ役員ハ總テ傭員中ヨリ選出スルモノトス。但シ顧問及相談役ハ傭員以外ノ會員ヨリ選擧スルコトヲ得。
第三條　本組合員ハ京阪電鐵現業員タルコトヲ要シ非現業員ノ入會ニ付テハ大會ノ議決ニヨル。
第四條　本組合ニ於ケル大會及委員會ノ議決ハ出席人員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニヨル。
第五條　組合規則第五條ノ事務ヲ擔任スル者ハ總テ本會ノ理事トス。
第六條　救濟事務ノ細則ニ就テハA組合員ハ舊電友救濟會々則B組合員ハ舊同志會々則ノ規定ヲ適用ス。
第七條　本組合員ノ掛金ハ毎月末給料支給日ノ時之ヲ徴收ス。
第八條　本組合ノ設立ノ趣旨ニ反シ又ハ一切ノ行動ヲ妨ゲタル者ハ施行細則第六條ヲ適用セズ卽時除名ス。
第九條　本組合施行細則ハ委員會ニ於テ出席人員ノ五分ノ三以上ノ贊成ヲ得テ變更シ得ルモノトス。
本細則ハ大正十三年六月二十日組合規則施行ノ日ヨリ實施ス。

工信會

所在地　横濱市長住町三
創立　大正一三、三、二二　代表者　田邊平吉

第一章　名稱目的及事務所

第一條　本會ハ工信會ト稱ス。

第二條　本會ハ横濱船渠株式會社從業員ノ互助協力福祉增進ヲ計ルヲ以テ目的トシ次ノ諸事業ヲ行フ。

一、勞働條件ノ維持改善ヲ計ル事

二、品性ノ陶冶、智識ノ啓發技術ノ練達ヲ計ランガ爲メ講演會ヲ開キ其他適當ノ施設ヲナス事

三、交友機關ヲ設ケ親睦慰安ヲ圖ル事

四、保健共濟ノ途ヲ講ズルコト

五、其他必要ト認ムル事項ヲ達成スル事

第三條　本會ハ事務所ヲ横濱市長住町三番地ニ置ク。

但シ事宜ニヨリ支部ヲ設クルコトヲ得。

第二章　會　員

第四條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、名譽會員　二、正會員

名譽會員ハ本會ニ特別功勞アリシ者ヲ理事會ニテ推擧ス正會員ハ横濱船渠株式會社ニ勤務スル職工ヲ以テ成ル。

第五條　本會ニ入會セントスルモノハ本會所定ノ申込書ヲ以テ入會ノ申込ヲナスモノトス。

第六條　入會ノ許否ハ理事會之ヲ定メ入會ヲ承諾シタルトキハ其旨入會者ニ通知シ其姓名ヲ會員名簿ニ登録ス。

第七條　本會々員ハ死亡、退社若クハ會社員ニ進級シタル場合ノ外自己ノ都合ニヨリ退會スル事ヲ得ズ。

但シ理事會ニ於テ特ニ止ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ此限ニ非ズ。

第八條　本會々員ニシテ本會ノ目的ニ反スル行爲アリタル場合ハ理事會ノ決議ニヨリ除名ス。

第三章　役　員

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長一名　副會長一名　理事若干名　監事若干名　會計主任一名　書記若干名

理事監事ノ任期ハ滿二ヶ年トス。

但シ重任ヲ妨ゲズ。

第十條　理事及監事ハ正會員中ヨリ之ヲ選擧シ書記ハ會長ノ指名ニヨル。

第十一條　會長副會長及會計主任ハ理事ノ互選ニヨル。

第十二條　會長ハ本會ヲ代表シ本務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其代理ヲナシ會計主任ハ金錢出納及會有財産ノ管理ヲ掌リ理事ハ其他ノ會務ヲ分擔シ書記ハ庶務ニ從事ス。

第十三條　監事ハ財産狀況及他ノ役員ノ職務執行ヲ監督シ不法ノ廉アルトキハ之ヲ總會ニ報告スルモノトス。

第十四條　理事監事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ補缺選擧ヲ行フ其後任者ノ任期ハ前任者ノ殘期ニ止マルモノトス。

但シ會務執行ニ妨ナキ場合ニハ次期改選期マデ補缺選擧ヲ延期スルコトヲ得。

第四章　理　事　會

第十五條　本會ノ重要ナル事項ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ執行ス。

第十六條　理事會ハ其定數ノ二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ決議ヲナスコトヲ得ズ。

第十七條　理事會ニ於ケル議長ハ會長之ニ當リ副議長ハ副會長之レニ當ル議長事故アルトキハ副會長又ハ他ノ年長理事之ヲ代理ス。

第十八條　理事會ハ必要ニ應ジ適當ノ日時ニ本會事務所ニ於テ開會ス。

第十九條　理事會ノ議事ハ出席理事ノ多數決トシ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第二十條　理事會ノ議事錄ニハ議長副議長及出席理事一名以上調印スベシ。

第五章　總會

第廿一條　會員ノ總會ヲ定時及臨時ノ二種ニ分ツ。

第廿二條　定時總會ハ毎年一回秋季之ヲ開キ本會ノ事務及會計ノ報告議案其他ノ事項ヲ決議ス。

第廿三條　臨時總會ハ理事會又ハ監事ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ會員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的事項ヲ示シ請求アリタルトキハ之ヲ開キ目的事項ヲ討議ス。

第廿四條　會員ハ代理人ヲ以テ其表決權ヲ行フコトヲ得。
但シ代理人ハ本會々員ニ限ル。

第廿五條　總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ其會議ノ時日場所議案ヲ示シ會長ヨリ通知ヲ發スルモノトス。

第廿六條　總會ノ議長ニ付テハ第十七條ヲ準用ス。

第廿七條　總會ノ議事錄ニハ議長副議長及出席會員二名以上記名調印スベシ。

第六章　資產及會計

第廿八條　本會ノ資產ハ會員ノ寄附ヨリ成ル。

第廿九條　本會々員ハ入會ニ際シ入會金トシテ金貳拾錢ヲ拂込ミ爾後維持費トシテ毎月金拾錢ノ會費ヲ拂込ムベキモノトス。

第三十條　既納ノ會費及納金ハ還付セズ。

第三十一條　報酬贈與旅費手當ノ支出ハ理事會ノ決議ニヨル

第三十二條　前條ノ外會計主任ハ一件金參拾圓迄ハ會長ノ承認ヲ得テ支出シ之ヲ超過スルトキハ理事會ノ協賛ヲ經ベシ。

第三十三條　本會ノ會計年度ハ毎年九月一日ヨリ翌年八月三十一日ヲ以テ一年度トス其收支決算ハ總會ニ報告シテ承認ヲ受クルモノトス。

第七章　雜則

第三十四條　本會規約ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ變更スルコトヲ得。
第三十五條　本會ハ規約ニ遵ヒ理事會ノ決議ヲ經テ細則ヲ定ムルコトヲ得。
第三十六條　本會設立當初ノ役員ハ總テ設立委員之ヲ互選ス。
第三十七條　本會設立後理事就任スルニ至ルマデ設立委員理事ノ職務ヲ行フ。

工愛會

所在地　神奈川縣浦賀町六ヶ谷一八三
創立　大正一一、四、三　代表者　山口豊次

綱領

一、我等ハ公共ノ理想ニ從ヒ識見ノ開發德性ノ涵養技術ノ進歩ヲ圖ラン事ヲ期ス。
一、我等ハ共同ノ力ニ依リ着實ナル方法ヲ以テ我等ノ地位ノ改善ヲ圖ラン事ヲ期ス。
一、我等ハ互ニ親睦シ一致協力シテ相愛扶助ノ目的ヲ貫徹セン事ヲ期ス。

規約

第一條　本會ヲ工愛會ト稱ス。
第二條　本會々員ハ浦賀船渠株式會社從業員ヲ以テ組織シ名譽、賛助、正會員ノ三種トス。
但シ職工ヲ以テ正會員トス。
第三條　本會ハ雇傭條件ノ改善及斯業ノ發達進歩ヲ主トシテ會員相互ノ親睦救濟智識ノ交換風紀ノ改達能率增進ヲ圖ルヲ目的トス。
第四條　第三條ノ目的ヲ達センガタメ左ノ方法ヲ講ズ。
第一項　春秋兩度大會ノ開催

第二項　機關雜誌發行
第三項　技術又ハ精神修養ニ關スル講演會開催
第四項　講演會ニハ會員外ノ傍聽人ノ入場差支ナシ
但シ傍聽人ハ會長ノ許可ヲ得ズシテ會場ニ於テ辯論質問ヲ爲スコトヲ得ズ
第五項　有益ト認ムル書籍雜誌ノ購讀回覽
第五條　本會ニ特別ノ功勞アリシ者ハ理事會ノ決議ニ依リ顧問又ハ名譽會員ニ推擧ス。
第六條　本會々員ハ會費トシテ左記ニ準ジ每月第一給料日ヨリ三日以内ニ各組理事若クハ幹事ニ拂込ムベシ怠納者ニ對シテハ理事及幹事ハ督促ノ責アルモノトス。
但シ休業者ハ出業ノ後未納會費ヲ納入スベキ事。
正會員　金拾錢
第七條　本會一切ノ維持費ハ正會員ノ會費及其他寄付ヲ以テス。
第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。
會長、副會長、庶務長、會計長、編輯長、幹事長各一名
會計係、庶務係、編輯係、幹事、理事、若干名
但シ會長副會長ノ任期ハ三ケ年トシ其ノ他一ケ年トス。
第九條　役員改選ハ每年春秋兩度ノ大會ノ十日以内ニ會員中ヨリ理事ヲ選出シ理事ハ第八條ノ役員ヲ互選スルモノトス。
但シ庶務ハ會長ノ希望ニヨリ指名スルコトアルベシ。
第十條　役員會ノ決議ト雖モ理事ノ同意ヲ得ベキモノトス。
第十一條　理事會出席者十名ニ滿タザル時ハ出席理事ニ於テ假決議ヲ爲シ其事項ヲ缺席員ニ通告シ三日以内ニ缺席員ノ半數以上ノ異議

ノ申立ナキトキハ其ノ決議ヲ有效トナス。

第十二條　會務ノ分擔

會長ハ會務ヲ處理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ處理ス。

庶務ハ記錄及文書往復ヲ掌ル。

會計ハ會費ノ徵集金錢ノ出納及財產ヲ管理ス。

幹事ハ理事間ノ意志疏通ヲ圖リ又講演會其ノ他ノ場合ニ於ケル場內ノ監督ヲ掌ル。

第十三條　名譽會員贊助會員ハ決議ノ權ナキモノトス。

第十四條　本會ニ入會セントスル者ハ本會規定ノ申込書ニ署名捺印ノ上本會理事ニ申込マルベシ。

第十五條　入會者ニハ入會承諾書ヲ交付ス。

第十六條　削除

第十七條　退會セントスル者ハ退會屆ニ理由ヲ添ヘ役員迄提出スベシ。

但シ既納ノ會費ハ返戾セズ。

第十八條　本會々員年齡滿期退職ノ際ハ滿期紀念トシテ木盃壹個ヲ贈與ス。

第十九條　本會々員ニ公務ノタメ不具者ヘヽリ之レニ因シ解傭セラレタル場合ニハ第一項ノ見舞ヲ贈與シ死亡者アル時ハ左記ノ各項ニヨリ弔意ヲ表ス。

第一項　正會員　金拾圓

第二項　會葬者ハ正會員一名理事一名トス。

第三項　會葬ノ範圍ハ浦賀町、橫須賀市、衣笠村、久里濱村、北下浦村以內トス。

第二十條　會ノ用務ノタメ外出スル時ハ費用並ニ日給ハ會ヨリ支辨スル事。
第二十一條　會員ニシテ會則ニ違反シ或ハ國法ニ抵觸シ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損シ會内ノ秩序ヲ亂シタルモノハ除名ス。
第二十二條　本會則ニ變更ノ必要アルトキハ理事會ヲ開催シ第十條第十一條ノ規程ニヨリテ議決ス。

附　則

名譽會員贊助會員ニ死亡者アルトキハ第十九條第二第三項ノ規定ニヨリ弔意ヲ表ス。

誠和會

所在地　兵庫縣加古郡加古川寺家町

創立　大正一三、五　代表者　山崎秀次

會則

第一條　本會ハ誠和會ト稱ス。
第二條　本會ハ兵庫縣加古川町ニ設置ス。
第三條　本會ノ綱領左ノ如シ。
一、我等ハ穩健着實ヲ旨トシ産業ノ發達ヲ圖ルヲ期ス。
一、我等ハ共力一致シ人格ノ向上及生活ノ安定ヲ期ス。
一、我等ハ相互ノ親睦ヲ旨トシ扶助救濟ノ目的ヲ圖ル事ヲ期ス。

第二章

第四條　本會ニハ左ノ事業部ヲ設ケ第三條ノ目的ノ實施ヲ期ス。
一、教育部　二、共濟部　三、共同購買部　四、慰安部　五、調査部
六、宣傳部　七、會計部

各部ノ細則ハ別ニ之レヲ定ム。

第三章　會　員

第五條　本會ハ日本毛織株式會社加古川工場及印南工場在籍ノ日給勞働者ヲ以テ組織ス。
但シ爾今臨時雇傭者ハ會員タル事ヲ得ズ。
本會員タラントスル者ハ規定ノ樣式ニ從ヒ本會費三ケ月分ノ會費ヲ添ヘ申込ムベシ會費二ケ月以上停滯シタル時ハ會員トシテノ資格ヲ停止ス。
第六條　本會員ニシテ會則ニ違反スル行爲アリタル時ハ評議委員ノ決議ニ依リ會長ノ承認ヲ得テ待遇ヲ停止シ又ハ除名ス。

第四章　資　金

第七條　本會ノ資金ハ會費有志ノ寄附金及會社ノ補給金ヲ以テス。
第八條　前條ノ資金ニシテ剩餘金ヲ生ジタル時ハ本會基本金トシテ積立ルモノトス。
第九條　本會員ニシテ事由ノ如何ヲ問ハズ已納シタル會費ノ返還ヲ請求スル事ヲ得ズ。
第十條　退會者ハ本會ノ財產ニ對スル一切ノ權利ヲ喪失ス。

第五章　機　關

第十一條　本會ニ左ノ機關ヲ置ク。
一、大　會　　二、評議委員會　　三、代表委員會　　四、委員會
第十二條　大會ハ春秋二回會長之レヲ召集シ會務ノ報告及評議員會ニ於テ必要ト認メタル重要事項ヲ決議ス。
但シ代表委員三分ノ二以上要求アリタル時ハ會長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ臨時大會ヲ召集スル事ヲ要ス。
大會ノ議長ハ會長之レニ當ル。
第十三條　評議員會ハ本會ノ決議機關ニシテ對外事項、收支ニ關スル事項其他重要事項ヲ協議決定ス。

第十四條　評議員會ハ必要ニ應ジ會長之レヲ召集ス。

第十五條　各事業部ハ評議員會ノ決定事項ニ基キ其ノ部ニ屬スル業務ヲ分掌處理ス。

第十六條　代表委員會ノ提案ハ必ズ機關事業部ニ於テ審議調査ノ上評議委員ニ提出スルモノトシ其ノ事業部代表者ハ評議委員會ニ出席シテ説明ノ任ニ當ルモ決議ニ加ハル事ヲ得ズ。

第十七條　代表委員會ハ毎月一回之レヲ開キ委員會ノ提案ヲ審議決定ス。

第十八條　委員會ハ工場内各部毎ニ之レヲ開キ其ノ部選出ノ代表委員ヲ補佐ス。

第十九條　總テノ會議ハ會社休日ニ之レヲ開催ス。

但シ緊要止ムヲ得ザル場合ニハ此限リニアラズ。

各會議ハ其役員二分ノ一以上ノ出席ヲ以テ開會シ決議ハ過半數ノ同意アルヲ要ス。

第二十條　評議委員會代表委員會ノ議長ハ互選ス。

第六章　役　員

第二十一條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、會長一名　二、副會長二名　三、評議委員、顧問　四、幹事四名

五、代表委員　六、委　員

第二十二條　本會ノ設立ニ關シ特ニ功勞アリタル者ヲ顧問ニ推薦ス。

顧問ノ員數ハ　名トス。

第二十三條　本會ハ會社ノ推薦ニテ社員中ヨリ特別評議員　名ヲ囑託ス。

第二十四條　會長、副會長及幹事ハ代表委員中ヨリ之レヲ互選ス。

會長ハ本會全般ノ事務ヲ處理シ其責ニ任ズ。

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之レニ代ル。

第二十五條　幹事ハ各事業部ノ事務ヲ分掌執行ス。

第二十六條　代表委員ハ工場内各部片班委員中ヨリ一名ヲ選出ス。

但シ會員二百名以上ハ百名ヲ増ス毎ニ一名ヲ増ス。

第二十七條　委員ハ工場内ノ各部會員十名以上ヨリ一名ヲ選出スルモノトス。

第二十八條　役員ハ全部無給トシ定任期ヲ一ヶ年トス。

但シ再選ヲ妨ゲズ。

第二十九條　評議委員會ニ於テ必要ト認メタル時ハ事業部ニ有給書記ヲ置ク事ヲ得。

第七章　雜　則

第三十條　本會々計年度ハ　年　月　日ヨリ翌年　月　日迄トス。

（本條保留）

第三十一條　本會々則ノ改廢ハ評議員會ノ決議ヲ經テ大會決議ヲ要ス。

第三十二條　本會々則ハ大正十三年　月　日ヨリ之レヲ執行ス。

（日時保留）

共同研究會

所在地　八幡市立町三

創立　大正九、六、二〇　代表者　小屋原惣三郎

第一章　總　則

第一條　本會ハ共同研究會ト稱シ製鐵所從業者有志ヲ以テ組織ス。

第二條　本會ハ本會ノ宣言スル主義綱領ヲ貫徹スルト同時ニ勞働條件ノ維持改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス。
第三條　本會ハ第三章ノ役員ヲ置キ會務ヲ分擔セシム。
第四條　本會ハ第四章ノ事業ヲ經營ス。
第五條　本會役員ノ任免ハ第五章ノ規定ニ依ル。
第六條　本會ノ行動ハ第六章ニ規定スル各種會議ノ決議ヲ以テス。
第七條　本會ノ基本金ハ本會員ノ義捐ニ依ル。
但シ一般篤志家ヨリ金品ノ寄附アリタル場合ハ臨時評議員會ヲ開催シ其決議ニヨリ基本金ニ編入スル事ヲ得。
第八條　本會々員ハ本會評議員會ノ決議ニ對シ絕對服從ノ義務アルモノトス。
第九條　本會々員ハ第五章ノ規定ニ依リ本會役員タル事ヲ得。
第十條　本會々員ハ何時タリトモ所屬部長立會ノ上本會備付ノ諸帳簿ヲ閲覽スル事ヲ得。
第十一條　本會々員ハ本會維持費トシテ毎月金二十錢宛義捐スル義務アルモノトス。
第十二條　本會ハ評議員會協賛ノ上本所職員ヲ名譽會員ニ推薦スル事ヲ得。
第十三條　本會役員ハ總テ名譽職トス。
但シ書記ハ主任會議ノ協賛ノ上一ヶ月金拾圓以內ノ手當ヲ支給スル事ヲ得。
第十四條　本會ハ每年六月一回本會總會ノ席上ニ於テ決算報告ヲナスモノトス。
第十五條　本會々員ハ評議員三十名以上ノ同意ヲ得テ臨時評議員會ノ開催ヲ請求スル事ヲ得。
第十六條　第十五條ノ場合及臨時評議員會開催ノ時ハ請求者中ヨリ五名以上ノ代表者ヲ出席セシメ意見ノ陳述ヲナサシムル事ヲ得。

第二章　會　員

第一條　本會々員ハ正式入會申込書ヲ以テ入會申込ミヲナシタルモノヲ會員名簿ニ登錄シテ會員トス。

第二條　本會々員ハ正式退會脫會屆ヲ提出シ又ハ製鐵所ヲ辭職解職セラレタルモノヲ脫會者トシテ名簿ヨリ削除ス。

第三章　役　員

第一條　本會ニ左ノ役員ヲ置キ會務ヲ分擔セシム。

一、會　長　一名　二、副會長　一名
二、相談役　若干名　四、會計　一名
五、監査役　若干名　六、委員長　一名
七、擴張委員長　一名　八、理事　若干名內（常務　若干名／主任　若干名）
九、交涉委員　若干名　十、部長　若干名
十一、委員　若干名　十二、幹事　若干名
十三、評議員　若干名　十四、書記　若干名

第二條　會長ハ本會ヲ代表シ本會ニ對スル一切ノ事項ヲ總理ス。
第三條　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長不在ノ時ハ之ヲ代理ス。
第四條　相談役ハ本會幹部ノ諮問ニ應ジ本會ニ關スル一切ノ事項ヲ審議スルコトアルベシ。
第五條　委員長ハ會長ノ命ヲ受ケ本會事業ノ經營ヲ擔當ス。
第六條　會計ハ本會基本金ノ保管及出納ヲ擔當ス。
第七條　監査役ハ本會基本財產ヲ監督シ及臨時費經常費等ノ審議ヲ擔當ス。
第八條　各部主任及常務理事ハ委員長ノ命ヲ受ケ其受持事業ヲ擔當ス。
第九條　理事及委員ハ委員長各部主任ヲ補佐シ事業ノ經營ヲ擔當ス。
第十條　部長ハ部內所屬幹事ト協力シ部內工場全般ノ事務ヲ擔當ス。

第十一條　幹事ハ部長ヲ補佐シ所屬工場本會全般ノ事務ヲ擔當ス。
第十二條　評議員ハ本會員ヲ代表シ又ハ會長ノ諮問ニ應ジ本會々務ヲ審議決定ス。
第十三條　書記ハ各部主任ノ命ヲ受ケ一般ノ記錄事務ヲ分掌ス。

第四章　事　業

第一條　本會ノ事業ヲ分チテ七部トス。
一、研究部　二、共濟部　三、事業部　四、庶務部　五、擴張部　六、講演部　七、新聞部
第二條　各部ニ主任一名委員若干名及庶務部ニ有給書記一名ヲ置キ事務ヲ分擔セシム其他緊急止ムヲ得ザル場合ハ主任會議ノ協贊ヲ經ヲ隨時書記ヲ置ク事ヲ得。
但シ此際ニ於ケル手當金ハ一ケ月十圓以內トス。
第三條　新聞經營ニ付キテハ別ニ會外ヨリ有給書記若干名ヲ採用スル事ヲ得。
但シ手當金ニ付テハ主任會議ノ協贊ヲ經ルモノトス。
第四條　各部共ニ細則ヲ置ク。

第五章　役員選定及任期

第一條　本會各役員ノ任期ヲ一ケ年トス。
但シ任期滿了後ト雖モ後任者選定迄事務ヲ繼續掌理ス。
第二條　會長副會長相談役員長監査役會計ハ每年五月末日迄ニ詮衡員ヲ選定シ六月十五日迄ニ是ガ詮衡ヲナサシメ六月二十日定期會員總會ノ席上ニ於テ發表ス。
但シ詮衡員ノ選定ハ役員總會ニ於テ協議決定ス。
第三條　委員ハ本會員ヨリ委員長之ヲ會長副會長ト合議ノ上任命ス。

第四條　主任ハ委員中ヨリ互選ス。
第五條　部長幹事評議員ハ毎年六月五日限リ所屬工場ニ於テ其ノ所屬會員ヨリ互選ス。
第六條　書記ハ會長之ヲ囑托ス。
第七條　各委員トモ再選差支ナシ。
第八條　部長ハ一部一名トシ勤務ノ都合等アル者ハ便宜代理者ヲ置ク事ヲ得。
第九條　幹事ハ一工場一名トシ勤務ノ都合等アル場合ハ便宜增員スル事ヲ得。
第十條　評議員ハ各工場共甲乙丙各番及ビ常晝勤務者中ヨリ各一名宛ヲ選出スル事。
但シ晝夜交代ナキ工場ニ於テハ會員五十名以内ハ三名宛ヲ五十名以上ハ四名宛ヲ選出スル事ヲ得。
第十一條　部長幹事評議員ニシテ轉工場辭職又ハ身分變更等ノ際ハ其ノ日附ヲ以テ本會役員ヲ免ジタルモノト見做ス。
第十二條　部長幹事評議員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ十日以内ニ補缺選擧ヲ行フ。
第十三條　會長副會長會計ニ缺員ヲ生ジタル時ハ其日ヨリ十日以内ニ臨時役員總會ヲ開催シテ補缺選擧ヲ行フ。
第十四條　主任ニ缺員ヲ生ジタル場合ハ其都度委員中ヨリ便宜補缺選擧ヲ行フ。
第十五條　委員中ノ缺員ハ主任ノ任命ニヨル。

第六章　議　事

第一條　本會々議ハ左ノ六種トス。
一、評議員會　二、役員總會　三、常務會　四、相談役會　五、部幹事會　六、會員總會
第二條　評議員會ハ年四回以上便宜會長之ヲ召集ス期日ハ會長ノ任意トス。
第三條　評議員會ハ委員長ヲ議長トス都合ニ依リテハ會長副會長主任之ニ代リテ審議ス。
但シ評議員ノ定員ノ半數以上出席スルニ非ラザレバ開會スルヲ得ズ。

第四條　急々決定ヲ要スル場合ハ會長ハ召集狀ニ審議要項ヲ記載シ送達シタル時ハ召集二回ニ亘ラザルモ出席者ノミニテ審議決定スルヲ得。
第五條　議事ハ出席議員ノ過半數ノ協賛ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。
第六條　會長ハ評議員會ノ決議ニ異議アル時ハ再議ヲ要求スルコトアルベシ。
第七條　役員總會ハ會長副會長ノ許可ヲ得テ委員長之ヲ召集司會ス。
第八條　常務會ハ會長ノ許可ヲ得テ委員長之ヲ召集司會ス。
第九條　相談役會ハ主要ナル諮問ヲ要スル場合會長之ヲ召集司會ス。
第十條　部長幹事會ハ必要ニ應ジ之ヲ召集ス。
第十一條　本會總會ハ毎年一回會長之ヲ召集ス。

附　則

第一條　本會ノ創立ヲ大正九年六月二十日トス。

日本海員組合

所在地　神戸市榮町六丁目二七
創立　大正一〇、五、七　代表者　楢崎猪太郎

綱　領

本組合ハ現ニ人口過多ト人種排斥ノ難關ニ在ル我國情ト海運ノ現狀ニ鑑ミ海員ノ使命ト地位トヲ自覺スルト共ニ政府當局及船主ノ諒解ヲ求メテ
第一ニハ我海員共同ノ福利擁護增進ノ爲メ

第二ニハ我同胞ノ活路確保乃至開拓ノ爲メ

第三ニハ帝國海運ノ基礎確立乃至擴張ノ爲メ至誠一貫主義ノ下ニ協力一致以テ我海員ノ地位ヲ向上シ生活ヲ安定ナラシメシコトヲ期ス。

本組合ハ（一）組合員各自ノ品性ヲ向上セシメ（二）團體的精神ヲ助長セシメ（三）職業ニ對スル自尊心及責任觀念ヲ涵養シ（四）技倆ヲ鍛錬シ（五）船内秩序ヲ重ンジ健康ヲ保持シ勞働能率ヲ增進セシメ苟モ輕擧妄動ヲ愼ミ以テ海員トシテノ内容充實ヲ期ス

本組合ハ權威アル團體的節制ノ下ニ組合員ノ結束ヲ鞏固ニシ政府當局及船主トノ聯絡ヲ保チ海員ニ關スル法律及勞働條件ノ改善並ニ雇傭契約履行ノ監視其組合員共同ノ福利ヲ擁護增進シ其地位及生活ノ向上乃至安定ヲ期スルニ必要ナル事項ノ研究、主張、接衝、爭議仲裁ノ局ニ當リ毫モ遺憾ナカラシメンコトヲ期ス。

本組合ハ「ゼノア」ニ開催セラレタル國際海員會議ニ於テ採擇セラレタル協約案ニ基キ完全ナル無料職業紹介所ノ成立ヲ期ス。

本組合ハ組合員ノ負傷、疾病、失業、養老、死亡ニ關スル互助共濟及海員寄宿舍、病院等ノ施設ノ實行ヲ期ス。

本組合ハ組合事業ノ經過及方針並ニ海員ニ關シ政府又ハ社會ニ出現シタル事項精神上ノ修養其他有益ナル情報機關トシテ雜誌又ハ新聞紙ノ發行ヲ期ス。

規約

第一章　名稱及位置

第一條　本組合ハ日本海員組合ト稱ス。

第二條　本組合ハ本部ヲ神戸ニ支部ヲ横濱ニ置ク。

本組合ノ業務發展上必要ト認メタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ支部、出張所又ハ出張員ヲ重要地點ニ置クコトヲ得。

第二章　組合ノ組織

第三條　本組合ハ日本帝國政府ノ發行スル船員手帳ヲ受有スル船員ヲ以テ組織ス。

第四條　本組合ハ甲板部、機關部、司厨部ノ三部トシ各部ニ部長ヲ置キ當該事務ヲ分擔處理セシム。

第三章　組合ノ目的

第五條　本組合ハ左記事業ヲ行フヲ以テ目的トス。

一、組合員品性ノ向上、團體的精神及職業ニ對スル自尊心並ニ責任觀念ノ涵養、組合員共同福利ノ擁護及增進ニ關スル事項

二、雇傭契約履行ノ監視勞働條件及船內施設ノ改善、法律上社會上ニ於ケル海員ノ地位ノ向上及生活ノ安定促進ニ關スル事項

三、雇傭契約又ハ勞働條件其他組合ニ關スル爭議仲裁ニ關スル事項

四、海員ノ無料職業紹介事務ニ關スル事項

五、機關雜誌又ハ新聞發行ニ關スル事項

六、購買組合設置ニ關スル事項

七、組合員ノ負傷、疾病、失業、養老ニ關スル共濟及海員寄宿舍、病院等ノ施設

第四章　組合員

第六條　本組合員ハ思想堅實、身體强健ナル者ニ限ル。

第七條　組合員ハ固ク本組合ノ趣旨綱領ヲ體シ苟モ本組合ノ目的ニ反シ又ハ本組合ノ信用ヲ傷ケ若ハ本組合ノ事業ヲ妨害スベカラズ。

第八條　本組合ニ加盟セントスル者ハ組合員二名ノ紹介ニ依リ別ニ定ムル申込用紙ニ記名捺印シ加盟金壹圓ヲ添ヘ本組合ニ提出スルモノトス。

第九條　本組合ハ前條ノ申込ヲ承諾シタルトキハ直チニ本組合員手帳及徽章ヲ本人ニ交付ス。

但シ之ニ要スル實費ハ別ニ徵收スルモノトス。

第十條　組合員ハ組合費トシテ金壹圓也ヲ每月末マデニ本組合ニ納付スベキモノトス前項ノ組合費ハ休職中ノ者ハ乘船マデ納付ヲ延期スルコトヲ得。

但シ事情ニ依リ役員會ノ決議ヲ以テ之ヲ免除スルコトアルベシ。

遠洋航海三ヶ月ヲ超經スル場合ハ其ノ月數ノ二分ノ一以上ニ相當スル組合費ヲ前納スベキモノトス。

第十一條　組合員ニ關シ雇傭契約ノ履行其他ニ付不利益ナル事件發生シタルトキハ明細ニ其ノ事情ヲ具シ直チニ本組合ニ報告スベキモノトス。

第十二條　組合員正當ノ理由ナクシテ前條ノ組合費納付ノ義務ヲ怠ルコト六箇月ニ及ビタルトキ又ハ刑事上ノ犯罪其他不法行爲アリタル報告ハ其事實ヲ審査シ評議員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルベシ。

第十三條　組合員ニシテ第七條ノ行爲及前條ノ犯罪及不法行爲ヲ爲サントシ若クハ爲シタル者アルコトヲ知リタルトキハ直チニ其旨本組合ニ報告スベキモノトス。

第五章　組合役員

第十四條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク。

組合長一人　組合副長一人　部長　甲板部二人　機關部二人　司厨部二人　部員若干　主事二人

會計係二人　書記若干　評議員百五十人　幹事各船各部一人　顧問

本條ノ役員中部長、主事、及會計係ハ經費ノ都合ニ依リ之ヲ増減スルコトヲ得。

第十五條　組合長、組合副長、部長、評議員ハ組合員中ヨリ總會ニ於テ選擧ス。

但シ創立ノ當初ニ限リ選擧ニ依ラズシテ創立委員中ヨリ之ヲ定ム部員、主事、會計係、書記以下ハ組合長之ヲ任免ス。

幹事ハ船内各部員ノ投票ニ依リテ選擧シ組合長ノ承認ヲ受クル事ヲ要ス。

第十六條　組合長ハ本組合ヲ代表シ本部ニアリテ組合一切ノ業務ヲ統管ス。

組合副長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ニ代ル。

組合長及副長事故アルトキハ高級部長之ニ代ハル部長ハ組合長ノ命ヲ受ケ部員ハ部長ノ命ヲ受ケ各所屬ノ事務ヲ處理ス。

主事ハ組合長、組合副長ノ命ヲ受ケ組合ノ人事、給與文書ノ保管及往復、其他調度、總務ニ關スル事務ヲ處理ス。
會計主任ハ組合長ノ命ヲ受ケ金錢ノ出納保管其他會計ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス。
書記ハ所屬部長主事及會計主任ノ命ヲ受ケ諸般ノ事務ヲ取扱フ。
評議員ハ名譽職トシ組合長ノ諮問ニ應ジ業務ノ施行並ニ財產ノ狀況ヲ監査ス。
幹事ハ本組合ト組合員トノ聯絡ヲ圖リ組合員ニ關スル事務ヲ取扱フ。
顧問ハ名譽職トシ本組合ノ業務ニ關シ必要ノ相談ニ任ズ。

第十七條　幹事ハ評議員ヲ兼ヌルコトヲ得。
組合副長及部長ハ他ノ部長事故アルトキ又ハ缺員アルトキハ之ニ代ハリ又ハ之ヲ兼ヌルコトヲ得。

第十八條　組合長、組合副長、部長及評議員ノ任期ハ滿三ケ年トス。
但シ再選ヲ妨ゲズ。
幹事ノ任期ハ滿三ケ年トス。
但シ任期中下船シタルトキハ自然退任ト見做シ更ニ船內組合員ノ投票ニ依リ之ヲ再選ス。

第六章　支部、出張所役員、出張員

第十九條　支部ニ支部長、支部次長、出張所ニ出張所長及必要ノ地方ニ出張員ヲ置ク。

第二十條　支部ニ主事會計係、書記、出張所ニ主事兼會計係及書記ヲ置ク。

第廿一條　支部長ハ組合副長又ハ部長ヲ以テ支部次長ハ出張所長及出張所ハ部長ヲ以テ之ニ充ツ。

第廿二條　支部長ハ組合長ノ命ヲ受ケ支部次長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ之ニ代ル出張所長及出張員ハ組合長及所屬部長ノ命ヲ受ケ各所管ノ業務ヲ管掌シ金錢ノ出納及保管ノ責ニ任ジ人事及官憲又ハ外部トノ接衝其他重要事項ニ就テハ其都度本部ノ指圖ヲ受クベシ。

第廿三條　支部長出張所長及出張員ハ毎月ノ業務ノ經過及金錢ノ出納並ニ保管ニ關スル報告ヲ翌月十日マデニ本部ニ提出スベシ。

第七章　會　議

第廿四條　會議ヲ分ッテ定期總會、臨時總會評議員會ノ三種トス本條ノ會議ノ議長ハ組合長之ニ任ズ組合長事故アルトキハ組合副長之ニ代ハリ組合副長事故アルトキハ部長及評議員中ヨリ臨時議長ヲ選擧ス。

第廿五條　定期總會ハ毎年一回四月ニ之ヲ開キ總組合員數十分ノ一以上ノ出席者アルニ依リテ成立ス書面表決者ハ出席者ト看做ス。

但實際ノ出席五十人以上アルコトヲ要ス。

總會ノ期日ハ組合長之ヲ定メ三十日以前ニ議案ト共ニ之ヲ組合員全部ニ通知スベシ。

左記事項ハ總會ニ於テ決議ス。

一、經費收支豫算ニ關スル事項

二、組合費負擔ニ關スル事項

三、共濟基金其他基金ノ積立及管理處分ニ關スル事項

四、事業報告及收支決算ノ承認ニ關スル件

五、役員選擧又ハ解任ニ關スル事項

六、雇傭條件ノ維持又ハ變更ニ關スル事項

七、組合規約變更ニ關スル事項

八、解散又ハ分合ニ關スル事項

第廿六條　臨時總會ハ必要ニ應ジ組合長之ヲ召集ス。

船內幹事三十人以上ノ請求アリタルトキハ組合長ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得。

第廿七條　評議員會ハ十五人以上ノ出席者ニ依リテ成立シ業務上重要事項ニ付隨時組合長之ヲ召集ス。

第廿八條　會議ノ採決ハ出席員數ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第廿九條　各部長ハ第五條ノ會議ニ對シ發言權ヲ有ス。

第八章　會　計

第三十條　本組合會計年度ヲ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間トス。

第三十一條　組合員ヨリ收入スル組合費ヲ經常費基本金救濟金ノ三種ニ分割支辨ス。

一、金六拾錢　經　常　費

一、金貳拾錢　組合基本金

一、金貳拾錢　組合共濟基金

第三十二條　會計報告ハ毎月末之ヲ締切リ翌月五日マデニ組合長ニ提出スベシ。

毎月ノ會計報告ハ本組合ノ機關雜誌又ハ新聞紙ニ掲載ス。

第三十三條　經常費組合基本金其他金錢及有價證券ニ屬スルモノハ會計主任之ヲ管理ス經常費ニ餘裕ヲ生ジタルトキハ之ヲ組合基本金ニ繰入ルルモノトス。

第三十四條　組合基本金ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ支出スルコトヲ得ズ。

第三十五條　共濟ノ方法及同基金ノ運用方法ハ別ニ之ヲ定ム。

第三十六條　本組合ノ經常費ハ本部支部出張所共通トス。

第三十七條　支部出張所出張所員ハ毎月末ノ締切會計報告ヲ本部ニ提出シ經常費ヲ控除シタル殘額ハ本部ニ送金シ不足ノ場合ハ之ヲ本部ニ請求スベシ。

第三十八條　本組合成立當時ニ於ケル舊團體ノ會員ハ當該團體ヨリ會員名簿及會費收入簿ヲ本組合ニ提出シ第八條ノ申込手數ヲ要セズシテ本組合ニ加盟シタルモノト見做ス。

附　則

第三十九條　本規約ノ施行細則ハ別ニ之ヲ定ム。

郵司同友會

所在地　神戸市榮町三丁目十番地

創立　明治四二、三、二二　代表者　新井豊策

第一章　名稱

第一條　本會ハ郵司同友會ト稱ス。

第二章　位置

第二條　本會ハ本部ヲ神戸市ニ置キ支部ヲ横濱市ニ置ク。
但シ必要ト認メタルトキハ適當ノ地ニ支部又ハ出張所ヲ置ク。

第三章　組織

第三條　本會ハ日本郵船株式會社、近海郵船株式會社所屬司厨部員及本會事務ニ從事スル者ヲ以テ正會員トシ其他正會員ニシテ退職シタル者理事會ノ議ヲ經テ特ニ入會ヲ許サレタル者ヲ以テ準會員ト定ム。

第四條　本會ハ前條二社所屬各船乘組本會員中ヨリ其互選ニヨリ幹事一名及ビ委員一名若クハ二名ヲ置ク。
幹事ハ各船毎ニ本會員ヲ統轄シ會務ヲ管掌ス、委員ハ幹事ヲ補佐シ會務ヲ分擔處理ス、互選ノ結果ハ新ニ就任シタル幹事ヨリ遲滯ナク本會ニ報告スベシ。

第四章　目的

第五條　本會ハ團體的精神ニ基キ會員相互ノ利福ヲ圖リ左ノ各項ニ亘ル事務ノ遂行ヲ期シ海運ノ隆盛ヲ計ルヲ以テ目的トス。

一、智識ノ啓發德性ノ涵養
一、生活ノ安定地位ノ向上
一、家庭トノ聯絡
一、產業組合ノ設置
一、機關誌ノ設置
一、機關誌ノ發行
一、勞働條件ノ維持改善

第五章　入會及ビ退會

第六條　第三條所定ノ資格ヲ具備シタル者ニシテ本會ニ入會セントスルモノハ本部支部又ハ船內幹事或ハ委員ニ其旨ヲ申出スベシ。

第七條　本會ガ前條ノ申出ヲ受理シタル時ハ會員手帳及ビ本會員章ヲ交附ス。

第八條　本會々員ハ同一ノ權利義務ヲ有ス。

第九條　會員ガ負傷疾病又ハ第十一條但書ニ該當スベキ事由ナクシテ壹箇年以上會費ヲ滯納シタル時ハ會員タルノ權利ヲ失フ。

第十條　本會々員ニシテ本會ノ名譽ヲ汚損シ若クハ第五條ノ目的事項ニ違反スルガ如キ行爲アル者ハ理事會ノ決議ニヨリ除名スル事ヲ得。

第六章　會　費

第十一條　本會々費ハ正準會員ヲ通ジテ壹ケ月金壹圓也ト定メ每月前納スベキモノトス、貳ケ月以上ニ亘リテ會員ノ乘組メル船舶ガ遠洋ノ航海ヲ爲シ其他本支部ノ所在地ニ會員ガ現住セザルニ至リタル時ハ其期間內ノ會費ヲ豫メ前納スルヲ要ス、但シ特別ノ事情アリヲ理事會ノ承認ヲ經タルモノハ此限ニ非ラズ、本會ノ領收シタル會費ハ機關誌ニ揭載シテ領收證ノ發行ニ代フル事ヲ得。
但シ入營、點呼、戰時動員令ニヨリ召集セラレタル者及ビ特別ナル事情ニ原因シ其理由ヲ申出タルニヨリ理事會ガ會費ヲ免除スベ

キモノト決議シタル者ハ其期間中會費ヲ免除ス。

第十二條　本會ニ納入シタル會費ハ一切返戻セザルモノトス。

第七章　機　關

第十三條　本會ノ會務ハ左ノ機關ニヨリテ之ヲ執行ス。

一、總會及ビ理事會
二、會　長（手當）一　名　　常務理事會計係兼任（手當）二　名
三、理　事　十一名
四、支部長（手當）一　名　　幹　事　若干名
五、委　員　若干名　　書　記　若干名
六、顧　問　若干名

第十四條　會長及ビ支部長ハ理事會ノ決議ニヨリ會員中ヨリ推薦ス。

會長ハ會則、總會ノ決議、理事會ノ決議ヲ遵守シテ本會ヲ代表シ會員ヲ統轄シ會務ヲ執行ス。

支部長ハ會長ノ指揮ニヨリ支部員ヲ統轄シ支部ノ事務ヲ執行ス、支部長事故アル時ハ理事會其ノ代人ヲ指名ス。

第十五條　常務理事一名ハ會長ノ指名ニヨリ一名ハ理事中ヨリ選任シ會長ヲ補佐シ常務及ビ會計事務ヲ併セ擔任シ會長事故アル時ハ之ニ代ハル。

第十六條　書記ハ會長、支部長、常務理事ノ命ヲ受ケ通信記帳其他一切ノ雜務ヲ管掌ス其ノ任免ハ理事會ノ決議ニヨル。

第十七條　會長、支部長及常務理事ノ任期ヲ一ケ年トシ理事ノ任期ヲ二ケ年トス
　但再選ヲ妨ゲズ。

第八章　總會及ビ理事會

第十八條　會議ヲ分チテ定期總會、臨時總會及ビ理事會ノ三種トス、會議ノ議長ハ會長之ニ任ジ會長事故アル時ハ常務理事之レニ代ル

第十九條　總會ハ本會最高ノ機關ニシテ左ノ事項ヲ議決ス

一、理事（會長支部長）ノ選任

一、決算承認及ビ豫算ノ議定

一、會則ノ變更

一、第五條記載目的事項中ノ各項ノ開始及ビ廢止

一、其他事態重大ナルモノニシテ會長常務理事若クハ理事會ガ總會ノ議ニ附スルヲ適當ト認メタルモノ

第二十條　定期總會ハ毎年一回一定ノ時期ニ會長之ヲ召集シ臨時總會及ビ理事會ハ隨時必要ニ應ジ之ヲ開催ス。

第廿一條　臨時總會ノ召集ハ會長之ヲ爲スノ他

一、理事會　一、總會員數ノ二分ノ一以上ニ該ル會員ガ其開催ヲ必要トスルノ理由ヲ具シテ會長ニ其招集ヲ請求シタル後二ケ月以内ニ會長之ヲ招集セザル時ニ於テハ各之ヲ招集スルコトヲ得。

第廿二條　理事ハ全會員ガ投票ニヨリテ一般會員中ヨリ選任ス理事選擧ニ關スル細則ハ理事會ノ議ヲ經テ會長別ニ之ヲ定ム、理事ニ缺員ヲ生ジ其他事故アリテ其職務ヲ執ル能ハザル者ヲ生ジタル時次期ノ總會ニ於ケル改選ヲ俟ツニ於テハ會務ノ執行ニ障碍ヲ生ズルノ虞アルニ至リタル時ハ理事會ノ決議ニヨリ次期ノ總會迄ノ臨時代理理事ヲ選任スル事ヲ得。

第廿三條　會長定期總會ヲ招集セントスル時ハ少クトモ會日一ケ月以前ニ決算ヲ終了シ豫算案ヲ編成シテ之レヲ少クトモ會日廿日前迄ニ理事會ニ提出シ其承認ヲ經ルコトヲ要ス、臨時總會ニ於テ決算及豫算ヲ提出セントスル時亦同ジ。

第廿四條　總會ニ關シ會員ニ對スル通知及ビ理事會ニ關シ理事ニ對スル通知ハ各會日一週間前迄ニ議案ト共ニ招集者之ヲ各員ニ送達スルヲ要ス右送達ハ機關誌ヘノ掲載ヲ以テ代フルコトヲ得。

第廿五條　理事會ハ理事過半數以上ノ出席ニヨリ成立シ總會ニ代ハル常任監督機關及ビ諮問機關トシテ會長以下ノ役員ヲ監督シ且ツ福

機ニ參與スルノ他左ノ權限ヲ有ス。

一、支部又ハ出張所ノ設置又ハ廢止
一、會費ノ免除
一、入會申出ノ受理及ビ會員ノ除名
一、會長支部長及ビ臨時代理理事書記ノ選任、解任
一、臨時總會ノ招集
一、豫算及ビ決算案ノ審理
一、退職慰勞金ヲ定メ且ツ救濟金ノ支出ヲナス事
一、其他會則若クハ總會ノ決議ニヨリ理事會ノ權限ト定メラレタル事項

第廿六條　總會及ビ理事會ノ採決ハ出席員數ノ過半數ニヨル可否同數ナルトキハ會長之ヲ定ム、會員ハ他ノ會員ニ委任シテ其議決權ヲ行使スルコトヲ得。

會長ハ會議ノ經過ヲ各決議錄ニ明確ニ記載シ且ツ機關紙ニ會議經過報告ヲ掲載スベシ。

第九章　會　計

第廿七條　本會ハ會費ヲ以テ經常費ヲ支辨シ其剩餘金ヲ積立テ之ヲ基金ニ充當スルモノトス經常費ニ不足ヲ生ジタル場合ハ理事會ノ決議ニヨリ基金中ヨリ適宜支出スルモノトス。

本會ノ基金ハ其安全ヲ期スル爲メ本會名義ヲ以テ理事會ノ決議アル銀行ニ預ケ入レ通帳ハ會長之レヲ保管シ理事會ノ決議ニ依ルニ非ザレバ支出スルコトヲ得ズ。

第廿八條　本會ハ毎年一回一定ノ時期ニ決算ヲ行ヒ翌年度豫算ト共ニ總會ノ承認ヲ經ベク且ツ毎月一回會計月報ヲナシ之ヲ一般會員ニ告知スベシ。

第十章　救　濟

第廿九條　救濟ヲ分チテ左ノ三種トス但シ之ヲ併セ適用スル事ヲ得。

一、見　舞　一、退職慰勞金　一、弔　祭　料

第三十條　見舞ハ船舶遭難隔離其他會員ガ重大ナル災害ヲ蒙リタル時ハ理事會ノ決議ニヨリ適宜處置ヲ執ルモノトス。

第三十一條　退職慰勞金ハ理事會ノ決議ニヨリ定メ會員ガ滿五ヶ年以上會員タルノ義務ヲ完全ニ履行シタル時ニ於テノミ適用スルモノトス。

但シ五箇年未滿ノ者ニハ納入會費ノ半額ニ該當スル金額ヲ贈呈スルモノトス慰勞金算定ノ起算ハ大正十三年三月一日ヨリトシ其レ以前ノ分ハ大正九年一月改正セラレタル會則第十三條第一項ノ規定ニ依ル。

第三十二條　弔祭料ハ滿一ヶ年以上會員ノ義務ヲ完全ニ果シタル各會員ヲ通ジテ金貳拾圓ヲ贈呈ス。

第三十三條　本則ニ規定ナキ事項ハ其輕微ナルモノヲ除キ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム。

本會則ハ大正十三年三月一日ヨリ實施ス。

舊會則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス。

海員協會

所　在　地　神戸市下山手通八丁目一八〇ノ二

創　　　立　明治四〇、三　代表者　藤　村　重　道

定　款

第一條　本會ハ航海ニ關スル學術技藝ヲ研究練磨シ且ツ海員相互ニ和親協力シ海事ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス。

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ遂行スルモノトス。

一、航海ニ關スル事實問題ノ生ズル毎ニ之レニ對スル學術技藝ノ講究ヲ遂ゲ場合ニヨリテハ之レヲ社會ニ發表スルコト

二、事務所又ハ出張所々在地ニ寄宿舎娯樂場等ヲ設ケ會員相互ニ相會シテ娯樂ヲ爲シ其他親睦ヲ圖ルコト
三、高級船員就職ノ紹介ヲ爲スコト
四、海事發達ニ關シ必要ナル事項ヲ登載セル書籍若ハ雜誌ヲ發刊スルコト
第三條　本會ハ海員協會ト稱ス。
第四條　本會ノ事務所ハ神戸市下山手通八丁目一八〇番屋敷ノ二ニ設置ス。
前項事務所ノ外特ニ必要ヲ認メタル場合ハ評議員會ノ決議ヲ經テ別ニ出張所ヲ設クルコトアルベシ。
第五條　本會ノ資産ヲ分テ左ノ二種トス。
一、基本財産　　二、運用資金
基本財産ハ元本ヲ保存シ其收益ヲ本會經費ニ充ツルモノニシテ會員ヨリ醵出スル基本金及有志者指定寄附其他各種補助金剩餘金ノ繰入等ヨリ組成ス。
運用資金ハ財産收入、本會事業ニ附隨スル雜收入及會員ノ納附スル會費、其他前項以外ノ寄附金ヨリ成リ本會ノ經費ニ充ツルモノトス。
第六條　基本財産ハ總テ確實ナル方法ニヨリ保管ヲ爲シ利殖ヲ圖ルベシ。
第七條　運用資金ヲ以テ本會ノ經費ニ充テ不足ヲ生ズルトキハ會員ニ於テ平等ニ之レヲ負擔スベキモノトス。
第八條　本會ノ會員タラント欲スルモノハ必ズ海技免狀ヲ有スル者ニシテ第九條ノ出資ヲナシ且專務理事ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。
第九條　會員ハ入會ノ際基本金五圓及別ニ定ムル所ノ規則ニヨリ毎月必ズ金參拾錢以上五圓迄ノ範圍内ニ於テ會費ヲ納付スベキモノトス。
第十條　會員ニシテ已ムヲ得ザル事由アルトキハ專務理事ノ承認ヲ經テ退會スルコトヲ得。
但シ既ニ本會ニ納付シタル金員ハ總テ之レヲ返還セザルモノトス。

第十一條　會員ハ左ノ場合ニ於テ其資格ヲ失フモノトス。
一、死　亡　二、除名又ハ退會

第十二條　會員ニシテ左ノ事由ノ一ニ該當スル者ハ專務理事之ヲ除名ス。
一、故ナクシテ一箇年間會費ヲ納付セザルトキ
二、本定款及本會ノ規則ニ違背シ又ハ本會ノ體面若ハ利益ヲ毀損スル行爲アリト認ムル時
三、犯罪其ノ他ノ事由ニヨリ除名スベキ者ト認メタル時

第十三條　定期總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ理事及評議員會ニ於テ必要ト認メタル時又ハ會員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ請求アリタル時專務理事之ヲ招集スルモノトス。

第十四條　總會ノ招集ハ少ナクトモ會日ヨリ三十日前ニ會議ノ目的タル事項ヲ示シ各會員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス。
總會ハ會員ノ表決數十分ノ一以上ニ達シ且出席會員二十五名以上アルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ。
同一議事ニ付招集再回ニ及ビ尙前項制限數ニ充タザル場合ハ現實ノ表決數及出席會員ノミニ依リテ開會スルコトヲ得。
但表決數二十分ノ一及出席會員十三名以上ニ達セザルトキハ此限ニアラズ。
總會ノ議決ハ可否ノ多數ニ依リ之ヲ定ム可否同數ナルトキハ再議々決スベシ若シ猶同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル。
解散、定款ノ變更又ハ基本財產若ハ不動產其他貴重ナル動產ノ處分ニ關スル事項ヲ議決スル場合ハ總會員ノ六分ノ一以上出席シ（此場合ニ於テハ書面及ビ代理表決者ヲ出席者ト看做ス）其出席員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ラザレバ議決スルヲ得ズ。
總會ニ出席セザル會員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ代理人ヲ出スコトヲ得。
但シ其代理人ハ本會々員タルコトヲ要ス。

第十五條　定期總會ニ於テハ前年度ノ收支決算竝ニ會務ノ報告ヲナシ且ツ第十七條ノ規定ニ依リ役員ノ改選ヲ行フ。

第十六條　總會ノ議長ハ開會每ニ理事若ハ評議員中ヨリ互選ヲ以テ之ヲ選擧ス。

第十七條　本會役員ハ理事及評議員トス。

理事ハ五名以上七名以下、評議員ハ三十名以上六十名以下トシ其任期ハ理事ハ滿三箇年間、評議員ハ滿二箇年間トス。

但シ評議員ハ定數ヲ偶數トシ會員中甲板部ニ從事スル者ト機關部ニ從事スル者ノ中ヨリ各其半數宛ヲ選擧シ毎年交互ニ改選ス。

理事ハ設立ノ當初ニ限リ設立者之ニ當リ爾後改選ヲ要スルトキハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選擧ス。

評議員ハ設立ノ當初ニ限リ理事之ヲ選擧シ爾後改選ヲ要スルトキ前項ニ同ジ。

第十八條　前二條ノ選擧ハ記名投票ヲ以テシ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數相同ジキモノハ年長者ヲ取リ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ其當選ヲ定ム。

理事及評議員ハ滿期再選ヲ妨ゲズ且ツ其任期滿限後ト雖モ後任者就職ノ日迄在職スルモノトス。

第十九條　理事ハ一名ヲ專務理事トシ其他ノ者ヲ常務理事トス。

專務理事ハ理事中ヨリ互選ヲ以テ選任ス。

理事ハ過半數ノ決議ヲ以テ本會一切ノ事務ヲ處理スルモノトス。

但シ重要ナラザル事項ニ限リ細則ヲ以テ之レヲ專務理事ニ一任スルコトヲ得。

第二十條　專務理事ハ理事會ヲ招集シ之レカ議長トナル。

專務理事故障アルトキハ其代理者ヲ以テ之レニ充ツ。

專務理事ハ其議決ヲ執行シ及本會ヲ代表ス。

急施ヲ要スル場合ニ於テ理事會ヲ招集スル暇ナキトキハ專務理事ハ理事ノ事務ヲ專決處分シ次回ノ會議ニ於テ其處分ヲ報告スルヲ要ス。

理事會ハ理事三名以上ノ出席者アルニ依リ開會スルコトヲ得。

第二十一條　常務理事ハ專務理事其職務ヲ執行スル能ハザル場合ニ於テ別ニ定ムル順序ニ依リ之レヲ代理ス常務理事ハ專ラ會務ノ處理

ニ從事スルモノトス。
專務理事ハ理事會ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評議員五名以上ヨリ會議ノ目的トスル事項ヲ示シ請求アリタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス。
第二十二條　評議員ハ民法第五十九條ノ職務ヲ行フ外特ニ總會ニ於テ委任セラレタル事項ヲ便宜議決シ又ハ理事會ノ諮問事項ニ就テ討議スルモノトス。
評議員會ハ現任議員十分ノ一以上出席者アルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ。
前項ノ議決方法ニ關シテハ第十四條第三項ノ規定ヲ適用ス。
評議員會ノ議長ハ開會毎ニ出席評議員中ヨリ互選ス。
第二十三條　理事又ハ評議員ハ正當ノ事由アリテ總會又ハ評議員會ノ承認ヲ經ルニアラザレバ辭任スルコトヲ得ズ。
理事又ハ評議員ニ於テ適法ニ其職務ヲ盡サズ又ハ盡ス能ハザル事由發生シタルトキハ總會ハ其決議ヲ經テ何時ニテモ之レヲ免黜スルコトヲ得。
理事又ハ評議員ノ辭職ヲ承認シ又ハ之レヲ免黜シタルタメ其ノ員數理事ニ在リテハ五名、評議員ニ在リテハ三十名ニ不足シ若ハ第十七條第二項但書ニ該當セザルニ至リタルトキハ專務理事ハ遲滯無ク理事ニ在テハ五名評議員ニ在テハ三十名ニ達シ若ハ第十七條第二項但書ニ該當スルニ至ル迄次點者中ヨリ得票數ノ順次ニ其補缺ヲ爲シ尙ホ其後最初ノ總會ニ於テ爾餘ノ補缺選擧ヲ行フベシ其補缺方法ニハ第十八條ノ規定ヲ準用ス其補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス。
但シ同時ニ數名ノ補缺ヲ爲ストキハ得票數ノ最多キ者ヲ以テ殘任期ノ最長キ前任者ノ補缺ト爲シ其數相同ジキトキハ抽籤ヲ以テ其順序ヲ定ム。
第二十四條　本會ノ會計年度ハ曆年ニ由ル。
第二十五條　本會ニ必要ナル規則ハ理事會ニ於テ之レヲ定ム。

但シ評議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。

海員協會規則

第一條　專務理事ハ定款第二條第一號ノ目的ヲ達スルタメ委員會ヲ組織シ調査研究ヲ委任スルコトヲ得、委員ハ會員中ヨリ適宜ニ推薦ス。

第二條　本會ハ毎月一回會報ヲ發行シ海員ノ參考トナルベキ學術技藝上ノ論說談話其他有益ナル事項及ビ會務ノ一般ヲ登載ス。

第三條　本會事業中必要アルトキハ之ヲ特別會計ト爲スコトヲ得。

第四條　定款第六條ニ定ムル基本財産ノ保管ハ專務理事之レヲ擔任ス。

但其方法ニツキテハ理事全員ノ協贊ヲ得ル事ヲ要ス。

第五條　定款第七條ノ場合ニ於テ專務理事全員ノ承諾ヲ求メ其負擔額ヲ正會員全部ニ通知シ且其徵收ヲ掌ル。

第六條　本條ハ定款第八條ニ規定セル正會員ノ外左ノ會員ヲ設クルコトヲ得。

一、名譽會員　一、特別會員　一、贊助會員

第七條　名譽會員ハ名望家又ハ博識ノ士ニシテ本會ノ趣旨ヲ贊助シタル者ヨリ又特別會員ハ斯道ニ卓越ノ經驗ヲ有シ或ハ功勞顯著ナル人士中ヨリ理事會ノ決議ニ依リ專務理事之ヲ推薦スルモノトス。

第八條　贊助會員ハ本會ノ趣旨ヲ翼贊シ一時金百圓以上ヲ寄贈シ若ハ一箇年金六圓宛ヲ醵出スルモノニシテ專務理事ノ承認ヲ經タルモノトス。

第九條　名譽會員、特別會員及ビ贊助會員ハ決議ヲ有セズ。

但本規則第二十六條ニ因リ推薦シタル特別會員ハ此限ニ在ラズ。

第九條ノ二　八年以上本會ノ理事若ハ評議員タリシ者ニシテ本會ニ對シ功勞顯著ナル者ハ理事會及評議員會ノ決議ニ依リ相談役ニ推薦スルコトヲ得相談役ハ終身トシ何時ニテモ本會理事會、評議員會及ビ各種委員會ニ出席シ意見ヲ陳ブルコトヲ得。

但シ表決ニ加ハラズ。

第十條　入會セント欲スルモノハ正會員二名ノ紹介ヲ以テ基本金五圓ヲ添ヘ本會ニ申込ムベシ。
第十一條　入會ヲ承諾シタルトキハ專務理事ハ直ニ締盟狀ヲ交付スルモノトス。
第十二條　正會員ハ定款第九條ニ定ムル會費納入ノ義務ヲ負フ其每月ノ會費額ハ當分左ノ通リトス。
一、甲種船長又ハ機關長ノ免狀ヲ受有スル者　金壹圓六拾錢
二、甲種一等運轉士、乙種船長又ハ一等機關士ノ免狀ヲ受有スル者　金壹圓貳拾錢
三、甲種二等運轉士、二等機關士又ハ以上列擧シタル以外ノ海技免狀ヲ受有スル者　金八拾錢
四、無給休職者ハ退職當時ノ格合ニ對スル半額
但事情ニ依リ理事會ノ決議ヲ以テ其間會費ヲ徵收セザルコトヲ得。
第十二條ノ二　正會員ニシテ一時ニ金參百圓以上ヲ納付シタル者ハ前條ノ會費ヲ要セズ。
第十三條　定款第十二條第二號及ビ第三號ニ因ル除名處分ハ評議員會ノ決議ニ依ルモノトス。
第十四條　會員ノ退會ヲ承認シ若ハ之ヲ除名シタルトキハ專務理事ヨリ其旨ヲ本人ニ通知シ且會報ニ廣告スベキモノトス。
第十五條　會員ニハ其資格ヲ失ヒタルモノト雖モ既納ノ金員ヲ返還セザルモノトス。
第十六條　退會者ハ理事會ノ承認ヲ經テ復會スルコトヲ得。
第十七條　除名セラレタル者ハ理事會及評議員會ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ再ビ入會スルヲ得ズ。
第十八條　定款第十七條ニ定ムル役員ノ外專務理事ハ各船舶乘組會員中ヨリ一名ノ船內委員ヲ選ミ其船內ニ於ケル會務ノ整理ヲ囑託スルモノトス。
第十九條　專務理事ハ別ニ定ムル規程ニ據リ本會職員ヲ任免シ事務ノ分配執行ヲ掌リ會計ヲ監理ス。
第二十條　常務理事ノ席次ハ年齡順ニ依リ之ヲ定ム。
第二十條ノ二　各部評議員ヲ改選シタルトキハ其都度二名宛ノ會計監督委員ヲ互選シ其任期中評議員ヲ代表シテ本會々計ノ監査ヲ行ハ

シムベシ。

第二十一條　名譽會員、特別會員ニシテ死亡セシトキハ專務理事ハ弔電若ハ弔詞ヲ贈リ又ハ贈花適當ノ措置ヲ爲スベキモノトス。

第二十二條　正會員死亡シタルトキハ弔詞ト共ニ其遺族ニ金參拾圓以內ノ祭祀料ヲ贈呈シ哀悼ノ意ヲ表スベキモノトス。

第二十三條　正會員不慮ノ海難ニ因リ又ハ其職務ノ爲メ死亡シタルトキハ前條ノ外理事會ハ其情狀ヲ審査シ特ニ義捐金ヲ募集シ以テ遺族ヲ慰藉スルコトアルベシ。

第二十四條　會員ガ故ナクシテ六ケ月以上會費其他出資ノ義務ヲ果サヾル場合ニハ會報ノ配賦ヲ停止シ且第二十二條ノ祭祀料ヲ贈呈セザルモノトス。

第二十五條　會員ノ死亡ニ際シ必要ナル弔慰方法及ビ金額等ハ理事會ニ於テ之ヲ決シ專務理事之ヲ執行ス。

第二十六條　會費其他ノ名義ノ下ニ既ニ金貳百圓以上納金シタル正會員ニシテ海事ニ關スル業務ヲ離レタルモノハ理事會ノ決議ニヨリ左ノ區別ニ從ヒ特別待遇ヲ爲スコトヲ得。

但再ビ舊職ニ復歸シタルトキハ專務理事ハ本人ニ對シ從前ノ資格ニ復歸スルコトヲ求ムベシ。

一金貳百圓以上納付シタルモノハ終身正會員トシ會費ノ徴收ヲ止ム。

一金參百圓以上納付シタルモノハ特別會員ニ推薦スルコト。

海員協會紹介部規則

第一章　總則

第一條　海員協會紹介部ハ高級船員就職ノ紹介ヲ行フヲ以テ目的トス。

高級船員トハ船長、運轉士、機關長、機關士、修業生、事務長、事務員、船醫、無線電信技師其他之ニ準ズ可キ者ヲ謂フ。

第二條　本會ノ行フ紹介ニ就テハ手數料其他何等ノ名義ヲ以テスルモ一切ノ報酬ヲ受授セザルモノトス。

第二章　組織

第三條　本部ハ之ヲ神戸市下山手通八丁目百八十番地ノ二海員協會內ニ置ク。
必要アルトキハ本會役員會ノ決議ヲ以テ出張ヲ設クルコトヲ得。
第四條　本部ノ會計ハ之ヲ特別會計トス。
第五條　本部ニハ部長一名書記二名以上ヲ置キ別ニ必要ナル雇員傭員ヲ附屬セシム。
第六條　部長ハ專務理事監督ノ下ニ紹介法施行規則ニ準據シ紹介ニ關スル一切ノ事務ヲ管掌ス。

第三章　取　扱

第七條　部長ハ毎旬取扱ヒタル求人求職其他必要アル事項ヲ掲載シタル報告書ヲ調製シ專務理事ノ承認ヲ受ケ求人求職票ハ紹介法施行規則ノ定ムル處ニヨリ作成シ翌旬第三日迄ニ當該官廳ニ提出スベシ。
第八條　高級船員ニシテ就職ノ紹介ヲ希望スル者ハ別ニ定ムル履歷書用紙ニ必要事項ヲ記入シ提出スルコトヲ要ス。
第九條　紹介ノ爲メ特ニ要シタル左記ノ實費ハ求人、求職ノ兩者又ハ其一方ノ負擔トス。
一、求職者呼出ノ爲メニ要シタル使賃、電信ノ實費ハ求職者ノ負擔トス。
二、求職者乘船ノ爲メニ要シタル健康診斷料、電信料、舟車馬賃、宿泊料、食料ノ實費ハ求人者ヨリ其償還ヲ受クルモノトス。
三、紹介ノ成立セザル場合ト雖モ第一號又ハ第二號ノ實費ハ償還ヲ受クルモノトス。
四、乘船ノ爲メ目的地ニ旅行シ途中不可抗力ニ依リ乘船不可能ニ終リタルトキ前各號以外之レニ要シタル舟車馬賃、滯在費、通信費ハ求人者ヨリ償還ヲ受クルモノトス。
第十條　紹介ノ順序ハ申込順ニ依ルヲ原則トスルモ求人、求職者ノ希望合致セザルトキ又ハ求職者ガ當時乘船不可能ノ狀態ニアルトキハ其順位ヲ變更スルコトアル可シ。
第十一條　本會役員會ニ於テ不適當ト認メタルトキハ當該官廳ニ申告シ就職紹介ノ申込ニ應ゼザルコトアル可シ。

附　則

會計法細目竝ニ出張所ニ必要ナル處務規程ハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得。

海洋統一協會

所在地　神戸市加納町一丁目一八
創立　大正九、一一、一九　代表者　松尾小三郎

主義綱領

一、吾人ハ内外ノ大勢ニ鑑ミ建國ノ歴史ヲ尊重シ民族ノ實力培養ヲ以テ各種ノ問題ヲ解決スル所以ナリト信ジ吾人ガ帝國船員トシテ與ヘラレタル使命ノ貫徹ヲ期ス。

一、吾人ハ帝國民族ノ利福ヲ擁護スル所以ヲ以テ一ニ權威アリ實力アル海運ノ業ヲ振興スルノミニ在リト信ジ純眞ナル資本家對船員ノ協調ヲ期ス。

一、吾人ハ帝國將來ノ盛衰竝ニ民族生活ノ安否ヲ以テ吾人船員ノ双肩ニ掛レルモノナリト信ジ船員ノ品性向上竝ニ技術練磨ヲ期ス。

一、吾人ハ吾人船員ノ生活安定ヲ以テ海上ノ勞働率ヲ增進シ一般人類ノ福祉ヲ加フル所以ナリト信ジ國家社會ノ覺醒ヲ期ス。

一、吾人ハ列國船員ノ自覺及ビ提携ヲ以テ現代文化ニ貢獻スル所以ナリト信ジ國際共通法則ノ制定ヲ期ス。

定款

第一條　本會ヲ海洋統一協會ト稱ス。

第二條　本會ハ船員相互ノ親睦竝ニ向上ヲ圖リ日常生活ノ安定ヲ期スル爲メ之ニ關スル一切ノ業務ヲ經營スルヲ以テ目的トス。

第三條　本會ノ本部ヲ神戸市ニ置キ全國ヲ九州、關西、關東、北州、北陸ノ五區ニ頒チ各區ニ地方部ヲ設ケ必要ノ各港ニ支部及出張所ヲ置ク。

第四條　本會ノ事業ハ理事會ノ決議ニ依リ之レヲ行フ。
但シ各事業ニ付テハ細則ヲ以テ之ヲ定ム。

第五條　本會々員ヲ分ツテ左ノ三種トス。

一、正會員　一、賛助會員　一、名譽會員

第六條　正會員ハ本邦海員及ビ海上ノ實務ニ經歷ヲ有スルモノトス。

第七條　賛助會員ハ本會ノ主旨ヲ賛成シ常ニ本會ニ援助ヲ與フル者及ビ功勞者ヲ以テス。

第八條　名譽會員ハ特ニ本會ノ推薦シタルモノトス。

第九條　本會々員タラントスルモノハ規定ノ手續ヲ經テ本會ニ申込ムベシ。

第十條　本會ヲ退會セントスルモノハ其ノ理由ヲ明記シ規定ノ手續ニヨリ會長ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス。

第十一條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長　一名、總務　一名、副總務　二名、理事　若干名、部長　若干名、地方部長　若干名、幹事　若干名、支部長　若干名、船内幹事　若干名、主事　若干名、顧問　若干名、相談役　若干名

第十二條　會長ハ本會ヲ代表シ本會事務一切ヲ統率ス。

第十三條　總務ハ會長ヲ補佐シ會長差支ノ場合之レヲ代理シ本會事務執行ノ責ニ任ズ。

第十四條　副總務ハ總務ヲ補佐シ總務差支ノ場合之レニ代ル。

第十五條　理事ハ理事會ヲ組織シ本會ノ事業ニ就キ重要議案ヲ決議ス。

第十六條　部長ハ總務指揮ノ下ニ所管事務處理ノ責ニ任ズ。

第十七條　地方部長ハ總務指揮ノ下ニ一般管内事務ヲ監督ス。

第十八條　幹事ハ幹事會ヲ組織シ地方部ニ關スル事項ヲ決議スルモノトス。

第十九條　支部長ハ地方部長監督ノ下ニ支部一切ノ事務ヲ處理スルモノトス。

第二十條　船内幹事ハ船内ニ於ケル本會事務ヲ取扱フモノトス。

第二十一條　主事ハ各所屬部長監督ノ下ニ事務ヲ掌ルモノトス。

第二十二條　顧問及相談役ハ本會重要ノ議事ニ參與スルモノトス。

第二十三條　會長以下役員ノ選任並ニ任免其他ハ左ノ如ク之ヲ定ム但再選ヲ妨ゲズ。

一、會長ハ總會ニ於テ推薦シ其ノ任期ヲ四箇年トス。

一、總務、副總務ハ總會ノ決議ニ據リ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ四箇年トス。

一、理事ハ總會ニ於テ之ヲ選定シ其任期ヲ三箇年トス。

一、部長、地方部長ハ會長ノ推薦ニ據リ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ選定シ其任期ヲ三箇年トス。

一、總務、副總務、部長及地方部長、支部長ハ理事之ヲ兼任スルコトヲ得。

一、幹事ハ理事會ニ於テ各區毎ニ地方在住ノ會員中ヨリ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ二ヶ年トス。

一、支部長ハ幹事會ニ於テ之ヲ推薦シ其ノ任期ヲ三箇年トシ會長ノ承認ヲ得ベキモノトス。

一、船內幹事ハ各船乘組正會員中ヨリ總務又ハ支部長推擧スルモノトス。

一、主事ハ總務ノ承認ヲ經テ各所屬部長之ヲ任免スルモノトス。

一、顧問及相談役ハ會長之ヲ推薦シ理事會ノ承認ヲ得ルモノトス。

第二十四條　役員報酬ニ關スル件ハ別ニ之ヲ定ム。

第二十五條　會議ハ定時及臨時總會並ニ理事會幹事會ノ四種トス。

第二十六條　定時總會ハ毎年一回トシ五月十五日本部所在地ニ於テ之ヲ開催シ會計決算及一般事務ヲ報告スルモノトス。

但シ期日變更ノ場合ハ機關雜誌若クハ新聞紙ヲ以テ發表ス。

第二十七條　臨時總會ハ會長又ハ理事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ正會員三分ノ一以上ノ要求有リタル時ニ限リ開催ス但シ議案及會場日時等ハ期日ヨリ二箇月以前ニ發表スルモノトス。

第二十八條　定時及臨時總會ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス。
第二十九條　理事會ハ毎年四回以上隨時開催シ會長之ヲ招集ス。
第三十條　理事會ノ成立ハ理事五分ノ一以上ノ出席ヲ要シ理事ハ委任ニ依テ決議權ヲ行使スル事ヲ得。
第三十一條　幹事會ハ所屬地方部ニ於テ隨時開催シ地方部長之ヲ招集ス但シ船内幹事ハ隨意參加スル事ヲ得。
第三十二條　定時、臨時總會及理事會ノ議長ハ會長之ニ任ジ會長差支アルトキハ總務之ニ代リ若シ代理者不參ノ場合ハ年長者ヲ以テス。
幹事會ノ議長ハ地方部長又ハ年長者之ニ任ズ。
第三十三條　本會ノ經費ハ會費及其他ノ收入ヲ以テ之ニ充當ス。
第三十四條　正會員ノ會費ハ毎月金五拾錢トシ便宜支部又ハ出張所ヲ通ジ本部ニ納入スルモノトス。
第三十五條　本會ノ財産ハ本部ノ所管トシ地方ノ狀況ニヨリ特種ノモノニ限リ理事會ノ決議ヲ以テ所在支部又ハ出張所ノ所管ニ移スコトヲ得。
第三十六條　本會ハ第四條ノ規定ニ依ル事業ノタメ補助及寄附ヲ仰グコトヲ得。
第三十七條　各支部出張所ハ如何ナル事情ニ依ルト雖モ本部ヲ經由セザル限リ相互間ニ資産ノ流用ヲナスコトヲ得ズ。
第三十八條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヲ以テ始ムルモノトス。

附　則

第三十九條　本定款ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得。
第四十條　本則ニ規定無キモノハ凡テ民法ノ條項ニ準據ス。

定款施行細則

第一條　本會定款ノ運用ニ關スル細則ハ本則ニ於テ之レヲ定ム。
第二條　本會理事ノ定員ヲ三十五名以内トス。
第三條　理事會ハ三ケ月目ニ一回トシ必要ニ應ジ臨時開催ス。

第四條　會長ハ必要ト認ムルトキ理事會ヲ秘密會議トシ又ハ決議條項ヲ發表セザルコトヲ得。
第五條　幹事ノ定員ヲ地方部毎ニ二十五名以內トス。
第六條　幹事會ハ隨時之ヲ開ク。
第七條　支部長以上ノ役員ハ理事會幹事會ニ出席シテ決議ニ加ハルコトヲ得。
第八條　幹事ハ理事ヲ兼任スルコトヲ得、理事兼幹事ハ支部長タランコトヲ得ズ。
第九條　本會役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ會長ハ理事會ノ決議ヲ以テ其ノ任期中代理ヲ設クルコトヲ得。
第十條　地方區域ヲ左ノ通リ定メ地方部長之レヲ監督ス。
一、九州部　九州一圓及ビ德山以西トス。
二、關西部　名古屋以西宇品ニ至ル迄トス。
三、關東部　宮古以南淸水ニ至ル迄トス。
四、北州部　北海道一圓、以南、荻濱ニ至ル迄トス。
五、北陸部　北陸山陰兩道一圓。
第十一條　前條以外ノ地域ハ便宜支部ヲ增設スルコトヲ得。
第十二條　本會ハ定款第二條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ部ヲ設ク。
一、宿舍部　宿舍ノ經營並ニ監督及失業者ノ保護
二、調査部　爭議ノ調査並ニ調停、船員及ビ其ノ家族ノ現狀調査、其他關係法規ニ對スル一切ノ研究
三、社會部　船員及其ノ家族ノ慰安、救濟、敎養、購買
四、經理部　船員及ビ其ノ家族ノ貯蓄、財產ノ管理、並ニ本會一切ノ會計
五、紹介部　本會ノ附隨事業トシテ船員職業紹介

第卅二條　本則ハ理事會ノ決議三回ヲ連續ニ通過スルコトニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得。
第卅三條　本則及諸會則ハ特ニ規定セザル限リ成立ノ日ヨリ効力ヲ生ズルモノトス。

大日本船舶司厨同志會

所在地　大阪市西區三條通三丁目二九
創立　一二、一、五　代表者　山内鑑世

會則

第一章　總則

第一條　本會ハ船舶司厨同志會ト稱ス。
第二條　本會事務所　市ニ置キ尙便宜各地ニ支部又ハ出張所ヲ設ク。
第三條　本會ハ團體的節制ノ下ニ會員ノ結束ヲ鞏固ニシテ司厨各員ノ地位及生活ノ向上安定ヲ計ランガタメ
一、政府當局及資本家トノ間ニ於ケル聯絡ヲ保チ
二、船員ニ關スル法律上並ニ社會上ニ於ケル地位ノ向上發展ヲ計リ
三、勞働條件ノ維持並ニ改善及雇傭契約履行ノ監視並ニ爭議ニ關スル折衝仲裁ノ局ニ當リ
四、組合員共同ノ福利ヲ增進シ職務上ニ於ケル責任感ヲ自覺セシメ以テ勞働能率ノ促進ヲ期シ
帝國海運界ニ於ケル完全ナル發展ヲ期スル上ニ於テ毫モ遺憾ナカラシメンコトヲ以テ目的トス。
第四條　前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業部ヲ設ケ是ガ遂行ヲ期ス。
一、司厨部　本會ニ和洋料理ノ硏究所ヲ設置シ司厨士並ニ司厨補成ヲ爲ス。
二、ホテル部　本會ニ宿泊所ヲ設ケ會員及其家族ニ對シ簡易且經濟的ナル利便ニ備フ。
三、購買部　本會ニ購買部ヲ設ケ會員及ビ其家族ニ對シ日用品其他ノ物品ヲ實費ヲ以テ供給ス。

四、圖書部　本會ニ圖書部ヲ設ケ有益ナル圖書ヲ設備シ會員ノ自由閲覽ニ供シ猶毎月一回發行ノ本會機關紙司厨新報ヲ會員ニ無料配布ス。

五、教育部　本會ニ教育部ヲ設ケ會員ニ對シ和洋料理法配膳法語學其他司厨員トシテ日常須要ナル學科ヲ教授シ尙必要ニ應ジテ各科目ノ實地講習ヲ爲ス。

六、救濟部　本會ハ會員互助ノ精神ニ基キ本會員中死亡水難火災其他天災ニヨリ生命財產上ニ損傷ヲ蒙リタル時ハ其程度ヲ斟酌シテ本會ニ於テ別ニ定ムル細則ニ基キ物資又ハ金品ヲ贈與ス。

七、保健部　本會ニ保健部ヲ設ケ常ニ會員及家族全般ノ健康衞生等ニ留意シ本會專屬ノ醫師ヲシテ無料診察並ニ實費ノ投藥ヲ爲ス。

八、講演部　本會ハ毎月春夏秋冬ノ四期ニ分チ定時講演會ヲ開催シ尙必要ニ應ジテ臨時講演會ヲ催シ以テ會員相互ノ思想ヲ練磨シ學術ノ硏讃ニ資ス。

九、相談部　本會ニ相談部ヲ設ケ人事百般ノ相談ニ應ジ尙民刑訴訟事件ニ就キテハ顧問辯護士其掌ニ當ル。

十、紹介部　本會附屬事業トシテ紹介部ヲ設置シ一般海員ノ無料紹介ヲ爲ス。

第二章　組　織

第五條　本會ハ船舶司厨員及之ニ準ズルモノ又ハ本會ノ趣旨ヲ贊助スルモノヲ以テ組織ス。

第六條　本會員ヲ分チテ正會員特別會員贊助會員及名譽會員ノ四種トス。

一、正會員ハ本邦船舶司厨部員ニシテ政府ノ發行スル船員手帳ヲ所持シ別ニ定ムル細則ニ基キ會長ノ承認ヲ經タルモノ

二、特別會員ハ曾テ本會正會員又ハ司厨部員トシテ其職ニ在リタルモノニシテ本會ノ目的及事業ノ援助ヲ爲スモノ

三、贊助會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ理事會ノ推擧シタルモノ

四、名譽會員ハ地位名望又ハ學識アルモノニシテ總會ノ決議ニ基キ推戴シタルモノ

第七條　本會ヲ退會セントスルモノハ其理由ヲ明記シタル退會屆ヲ本會ニ提出シ評議員會ノ承認ヲ要ス。

第三章　役　員

第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長　一名、副會長　一名、理事　若干名、幹事長　一名、顧問　若干名、評議員　若干名

第九條　會長ハ本會ヲ代表シ本會々務ノ一切ヲ指揮統理ス。

第十條　副會長ハ會長ヲ補佐シ本會々務ヲ處理ス。

第十一條　理事ハ會長又ハ副會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス。

第十二條　理事ハ必要ニ應ジ理事會ヲ組織シ重要會務ノ決議ヲ爲ス理事會成立セルトキハ會長副會長ハ其ノ一員トシテ會議ニ參與ス。

理事會ノ決議ハ過半數ニヨリ之ヲ決ス賛否同ジキ時ハ會長之ヲ決ス。

第十三條　幹事長ハ會長副會長ノ命ヲ受ケ本會庶務一切ノ職務ヲ處理シ船舶幹事ヲ指揮監督ス。

第十四條　顧問ハ本會ノ樞機ニ參與シ其諮詢ヲ受ケ法律上ノ質疑鑑定ニ應ズ。

第十五條　評議員ハ必要ニ應ジ會長招集ノ下ニ評議員會ヲ組織シ一定ノ事項ヲ決議ス。

第十六條　總テ役員ノ任期ハ滿五ケ年トシテ重任ヲ妨ゲズ。

第四章　總　會

第十七條　總會ヲ分チテ定時總會臨時總會ノ二種トス。

總會ニ於ケル議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長、會長、副會長共ニ事故アルトキハ理事之ニ當ル。

第十八條　定時總會ハ毎年三月及九月ノ二回之ヲ開キ總會員ノ十分ノ一以上ノ出席者アルニヨリテ成立ス。

第十九條　總會ニ於テ決議スル事項左ノ如シ。

一、役員ノ選任又ハ解任ニ關スル件

二、經費ノ收支豫算編成ニ關スル件

三、本會々費負擔ニ關スル件

四、本會定款ノ變更ニ關スル件

五、本會事業ノ報告及收支決算ニ關スル件

六、本邦船員ノ雇傭ニ關スル諸法令ノ維持變更又ハ改廢上ノ諸請願申請ニ關スル一切ノ件

第二十條　臨時總會ハ必要ニ應ジ理事會ノ決議ニヨリ會長之ヲ招集ス。

第二十一條　總會ノ決議ハ出席員數ノ過半數ニヨル贊否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第五章　會　計

第二十二條　本會ノ會計年度ヲ一年二期ニ分チ毎年三月一日ヨリ八月末日及九月一日ヨリ翌年二月末日ヲ以テ終ル。

第二十三條　本會ノ經常費並ニ基本金ハ會費及寄附金ヲ以テ支辨ス。

第二十四條　會費ノ額ハ別ニ之ヲ定ム。

第二十五條　會員ヨリ徴收スル會費ヲ經常費基本金救濟基金及事業經費資金ノ四種ニ分割支辨ス。

第二十六條　會計報告ハ毎月末之ヲ締切リ理事經由ノ上會長ニ提出スベシ。

第二十七條　本會基金經常費其他金錢及有價證券一切ノ保管出納ハ會長其責ニ任ジ會計主務之ヲ掌理ス。

第二十八條　基本金ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ支出スルコトヲ得ズ。

第二十九條　支部出張所ハ毎月二十五日迄ニ廿日迄ノ會計ヲ締切リ會計報告書ヲ本部ニ提出シ會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

第三十條　本會役員ノ受クベキ報酬ハ年額金貳萬圓以内トス。

第三十一條　本定款ニ定メナキ事項ハ凡テ民法商法ノ規定ヲ準用ス。

第三十二條　本定款ノ運用上ニ於ケル細則ハ別ニ之ヲ定ム。

施　行　細　則

第一條　本會定款ノ運用ニ關スル細則ハ本則ニ於テ之ヲ定ム。

第二條　本會ノ事務所ヲ　　　　ニ置キ左記ノ處ニ支部ヲ置ク。名古屋市、神戸市。

第三條　本會事業ノ一部ナル司厨部内ニ設置セル和洋料理研究所ハ一般司厨士司厨補ノ業務研究ニ資シ尙傍ラ司厨員養成所ヲ所内ニ設置シ將來司厨員タラントスルモノノタメ左ノ規定ニヨリ隨時入所ヲ許可ス。

第四條　司厨員養成期間ヲ三期ニ分チ滿一ケ年ヲ以テ終了ス。

第五條　本研究所ニ入所セントスルトキハ船員手帳又ハ之ニ準ズベキ身分證明書ヲ又養成所ニ入所セントスルモノハ戶籍謄本及履歷書ヲ添ヘ研究所ニ提出シ司厨部長詮考ノ上會長ノ許可ヲ得テ入所ヲ認可ス。

但シ未成年者ハ親權者ノ同意書ヲ添付スルコトヲ要ス。

入所ヲ許可シタル者ニ對シテハ徽章ヲ付與ス。

第六條　研究所又ハ養成所ノ入所中ノ費用ハ別ニ之ヲ徵收ス。

但シ事宜ニヨリ費用ヲ全免又ハ一部ノ減免ヲ爲スコトアル可シ。

第七條　研究所及養成所ニ關シテハ前各條ノ以外ノ事ニ就テハ別ニ定ムル規定ニ依ル。

第八條　ホテル部ニ設置セル宿泊所ハ會員及其家族ノ利便ノ爲メ實費ニヨリ安價ノ宿泊ヲ爲サシムルモノニシテ會員ノ希望ニヨリ合宿又ハ獨占ニ應ズベキ樣ノ設備ヲナス。

尙本宿泊所ハ本會ノ社會奉仕ノ實現ノ一部トシテ會員ヲ收容シテ餘裕アルトキハ會員ト同條件ノ下ニ一般公衆ニ之ヲ公開ス。

第九條　購買部ハ本會員及其家族ニ對シ日用品其他ノ物資ヲ最モ安價ニ且迅速ニ配給スルノ機關トス。

第十條　圖書部ハ一般文學書科學書司厨ニ關スル書籍及語學書並ニ諸種ノ新聞雜誌等ヲ備付ケ隨意會員ノ閱讀ニ供シ以テ知識ノ涵養ニ努ム乘船會員ニシテ航海中本會備付ノ圖書ヲ搬出セント欲スルモノハ部長ノ許可ヲ得テ部長査定ノ代償金ヲ本會ニ供托スルヲ要ス。

供托金ハ圖書ヲ送附又ハ歸港返還シタルトキハ該圖書ノ破損ノ有無及程度ヲ調査シタル後ニアラザレバ之ヲ還付セザルモノトス。

破損ノ程度稍々大ナルモノハ時宜ニヨリ部長認定ノ上相當代價ノ賠償ヲ爲サシムルコトアルベシ。

第十一條　教育部ニ司厨學校ヲ設ケ一般公衆ニ對シ司厨ニ關スル特種ノ技能ヲ教授ス。

入學手續其他終了期間等ハ當分司厨員養成所ニ同ジ。

第十二條　救濟部ハ會員及其家族ニ於テ死亡又ハ水難火災其他ノ天災ノ厄ヲ蒙リタルニ對シテ會員互助ノ目的ヲ貫徹スルタメ災害程度ヲ考察ノ上金品其ノ他ヲ贈與ス。

但シ時宜ニヨリテハ會ニ於テ義捐金ノ募集ヲ爲スコトアルベシ。

贈與方法及數量又ハ募集方法ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム。

第十三條　講演部ハ會員相互ノ人格ノ向上ヲ計リ精神ノ修養ヲ爲ス機關ニシテ會員ハ互ニ之ニ依リテ思想ノ交換智識ノ發表辯論ノ練磨ヲ計ルモノトス。

定時講演會ノ外ニ臨時講演會又ハ支部出張所ノ所在地ニ於テ巡回講演會ヲ開催スル事アルベシ。

第十四條　保健部ハ會員及其家族ノ健康衞生等ノ完全ヲ期スルタメ醫務室ヲ設ケ專屬ノ醫師ヲシテ無料診察並ニ實費ノ投藥ヲナス。

第十五條　相談部ハ會員及其家族ノ依頼ニ應ジ一身上又ハ法律上ノ相談ヲ受ケ倘手續ヲ要スルモノアラバ各擔任ノ顧問辯護士之ニ代リテ取扱フモノトス。

第十六條　紹介部ハ一般船員ノ無償就職求職ノ依頼ニ應ズ。

手續其他ノ方式ハ主務省又ハ主管官廳ノ指揮命令ノ下ニ政府ノ定ムル船員職業紹介法ニ基キ之ヲ行フモノトス。

第十七條　本會ニ入會セントスルモノハ本會所定ノ申込書ニ署名捺印ノ上本部支部又ハ出張所ニ提出スベシ。

第十八條　前條ノ申込書ヲ受領シタル各當該擔任者ハ直ニ伺書ヲ會長ニ提出シ同時ニ會員手帳並ニ會員徽章ノ下附申請ヲ爲スベシ。

會長ノ入會許可アリタルトキハ直ニ前記手帳及徽章ノ實費ヲ支辨セシム。

第十九條　本會正會員ハ勿論特別會員賛助會員名譽會員ト云ヘドモ本會ノ目的ニ反シ違法行爲ノアリタルトキ又ハ本會員トシテ名譽ヲ著シク毀損シタルトキハ事ノ輕重ニ從ヒ譴責處分又ハ除名處分ニ附シ因ツテ以テ本會ニ損害ヲ與ヘタルモノニ對シテハ損害賠償ノ責ヲ負擔セシム。

第二十條　本會々員ニシテ退會セントスル者ハ正當ノ退會理由書ヲ本會ニ提出シ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ許可ス。

正當ノ理由ニヨリ退會シタル會員トイヘドモ既收ノ會費ハ之レヲ還附セズ。

第二十一條　理事會ニ於ケル職務權限左ノ如シ。

一、本會事業劃策ニ關スル件

二、賛助會員ノ推薦及處分ノ件

三、記者書記ノ雇傭及解雇ニ關スル件

四、其他總會及評議員會ノ委任事項

第二十二條　前條各項記載以外ノ重要事項ニシテ事緊急ヲ要スル場合ニ於テハ理事會ニ於テ假リニ之レヲ決議シ次回ノ總會又ハ評議員會ニ於テ之ガ承認ヲ求ムルコトヲ得。

第二十三條　前條ノ場合ニ於テ總テ總會ハ評議員會ノ承認ヲ得ザル時ハ該決議ハ爾後無効トス。

第二十四條　理事會ハ三名以上ノ理事ノ出席ニヨリテ成立ス。

第二十五條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ。

一、部長、主幹、會計主務ノ進退ニ關スル件

二、本會ノ重要會務ニシテ總會ノ委任シタル事項

三、名譽會員ノ除名其他ノ處分

第二十六條　理事ハ評議員ヲ兼ルコトヲ得。

第二十七條　評議員會ハ全員ノ三分ノ一以上ノ出席者アリタル場合ハ成立ス。

但シ委任狀ヲ提出シタル者ハ出席者ト看做ス。

第二十八條　本會定欵ニ定メタル以外ノ職員左ノ如シ。

部長　會計主務、支部長又ハ出張所長、書記、主幹、記者、船舶幹事。

第二十九條　部長ハ會長副會長理事監督ノ下ニ各自分擔ノ職務ニ從事シ部内ヲ指揮監督ス。
部長ハ理事ヲ以テ之レニ當ツルコトヲ得。
第三十條　主幹ハ本會發刊ノ機關雜誌ノ編輯事務一切ヲ處理シ上長ノ指揮ノ下ニ部下ヲ監督ス。
第三十一條　記者ハ主幹ノ命ヲ受ケ機關紙ノ發刊事務ニ從事ス。
第三十二條　書記ハ當該各部長ノ指揮監督ノ下ニ各部内ノ庶務其ノ他ノ職務ニ從事ス。
第三十三條　船舶幹事ハ船内會務ニ付幹事長指揮ノ下ニ會務ヲ掌ル。
第三十四條　總會召集ノ場合ニ於テハ會長ハ召集ノ場所日時並ニ決議事項等ヲ記載シタル通知書ヲ各會員ニ對シテ發送ス。
但シ發送ノ日時ハ總會ノ當日マデ少クトモ一ケ月ノ期間ヲ置クコトヲ要ス。
通知ヲ受タル會員ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ總會當日マデニ委任狀ヲ本會ニ提出スベク會員出席シタルトキハ既送ノ委任狀ハ會場ニテ直接本人ニ之ヲ返付ス。
第三十五條　總會ノ通知書發送後ニ生ジタル事案ニシテ總會ノ決議ヲ要スルモノニ就テハ便宜會長ハ總會ノ當日議案トシテ總會ニ提出スルコトヲ妨ゲズ。
第三十六條　總會ノ成立ハ總會員ノ十分ノ一以上トス。
但シ委任狀提出者ト見做ス。
第三十七條　臨時總會ハ理事三名以上又ハ總會員ノ二十分ノ一以上ノ會員連名ノ下ニ請求アリタル場合ハ會長必ズ之ヲ招集スルコトヲ要ス。
第三十八條　本會正會員ヲ分チテ甲乙二種トシ甲會員ハ會費月額金壹圓也又乙會員ハ金七拾錢ノ割合ニヨリ本會ニ納付スルモノトス。
第三十九條　會員ヨリ徴收シタル會費總額ノ廿分ノ一以上ヲ基本財產中ニ編入スル事ヲ要ス。

附錄

日本勞働總同盟の分裂

大正十五年三月單一無産政黨の旗印を掲げて我國無産階級の政治運動の主潮として出發した勞働農民黨は、同年十月二十四日に同黨内の共産的の色彩を帶びたる一派（評議會、政治研究會、水平社無産者同盟、全國無産青年同盟）の活動によつて大分裂を來し同黨は殆んど左翼の手中に歸し、一方安部磯雄、堀江歸一、吉野作造三氏の提唱によつて最近獨立勞働協會と總同盟の極右分子たる鈴木文治氏等との間に右翼新政黨を樹立して知識階級又は未組織勞働者の方面に手を延ばさんとするに至つた。

然し乍ら勞働總同盟のうちにもこの極端なる左翼及び右翼の運動に對してかねてより反感を抱いてをつた鑛夫組合の麻生、石山、關東同盟内の望月、細谷、山内、關西方面では兵庫縣聯合會の藤岡、棚橋、山名、安藝、農民組合の三宅、須永、淺沼の諸氏及び三輪壽壯細野三千雄の兩氏等は十一月二十三日芝協調會館に於いて更に第三黨たる新政黨（日本勞農黨）の樹立に關する宣言並に聲明書を發し越えて同月二十四日、勞働總同盟の關東同盟は總同盟本部に理事支部長會議を開き、鈴木同盟會長も出席の上（一）望月源次・細谷松太兩氏の日本勞農黨發起人加盟を承認すること、（二）大衆の希望を實現し勞働總同盟を勞働運動の正道に引戻すために新政黨（日本勞農黨）を支持すること、（三）あくまで共産主義者とは闘ふことを申合せた。かくて關東合同組合の約三千名は日本勞農黨を支持するに至つたが、勞働總同盟の鈴木文治氏等は麻生久氏等の策動が組合に及ぼす影響其他を考慮して決定せず、「麻生氏等による日本勞農黨の組織は明に中央委員會の決議（安部氏の提唱する右翼新政黨の樹立に關する準備委員會の決議）に添はざるものであつて吾人の衷心より遺憾とするところである」との意味の聲明書を鈴木氏の名により同日發表した。

其結果十二月三日の勞働總同盟中央委員會に於いて、岩内、望月、藤岡、笠嶋、棚橋、安藝、麻生、關谷、石山、高橋、加藤、加治の十二氏及び日本鑛夫組合關東合同及び關東紡織の二組合は總同盟を脱退し關東紡績、關東合同、日本鑛夫、九州聯合會、兵庫縣聯合會有志の連名に於いて脱退聲明書を發表すると共に日本勞働組合同盟を組織した。これに對し總同盟では十二月四日安部磯雄氏等の提唱に係る社會民衆黨組織準備委員會にて麻生氏等の除名に關する聲明書を發表し更に五日新政黨の結黨式を擧行した。尙日本勞農黨は同月九日に至り結黨式を擧げた。

無産政黨一覽表

（極右翼）日本農民黨 ―― 全日本農民組合同盟（五〇、〇〇〇人）

- 顧問　北澤新次郎　五來欣造　高橋龜吉　高畠素之
- 總務　須貝快天　阿部乙吉　森義一　飯沼市太郎
- 幹事長　平野力三

（右翼）社會民衆黨

- 中央執行委員　安部磯雄　鈴木文治　島中雄三
- 書記長　片山哲
- 組織部　宮崎龍介
- 教育部　赤松克麿

- 日本勞働總同盟（二八、〇〇〇人）
- 東京官業勞働組合（一、〇〇〇人）
- 工人俱樂部（四、〇〇〇人）
- 獨立勞働協會其他の智識階級
- 日本海員組合（五五、〇〇〇人）
- 海員協會（九、六〇〇人）
- 官業勞働總同盟（一三、〇〇〇人）
- 海軍勞働聯盟（四六、〇〇〇人）

（日本海員組合・海員協會・官業勞働總同盟・海軍勞働聯盟）態度未決定

（中間派）日本勞農黨

- 常任中央執行委員　麻生久　三宅正一　須永好　吉田賢一　井上淺次郎
- 書記長　三輪壽壯

- 日本勞働組合同盟（一五、〇〇〇人）（總同盟脫退派）
- 中堅同盟
  - 日本勞働組合總聯合（一〇、〇〇〇人）
  - 市電自治會右翼派
  - 日本司厨同盟（九、〇〇〇人）
- 日本農民組合現實派（二〇、〇〇〇人）（群馬、山形及兵庫、大阪、新潟の一部）

（左翼）勞働農民黨

- 常任中央執行委員長　大山郁夫
- 常任中央執行委員　大道憲二　秋和松五郎　松田源太郎　上村進　前川正一
- 書記長　細迫兼光

- 日本農民組合（六〇、〇〇〇人）
- 統一運動同盟
  - 日本勞働組合評議會（三〇、〇〇〇人）
  - 市電自治會左翼派
  - 東京市從業員組合（二、〇〇〇人）
  - 日本俸給生活者組合聯盟（一、五〇〇人）
  - 其他
- 水平社勞農黨支持聯盟

小作爭議概要

本篇は大正十五年七月農林省農務局調査にかゝる「小作爭議概要」を全部輯錄したものである。

小作爭議概要

（一）最近の趨勢

本邦に於ける地主小作人間の關係は從來主從的關係にして、概ね溫情主義を保持したるを以て時に當年の不作に因る小作料の輕減問題より延て一時的の爭議を見たることありしも、之が紛糾を來せるが如きことなかりき。然るに輓近時勢の推移に伴ひ思想の變化、社會運動勃興等の影響を受けて農村に於ける兩者の關係も漸く變化し來り、從來の溫情主義的主從關係は漸次其の影を潜め、地主小作人は各對抗的性質を帶べる團體を組織するに至り、小作爭議の件數も亦年を逐うて其の數を增加すると共に、其の質に於ても漸次深刻の度を加へ、從來の單純なる當年限りの小作料輕減に滿足せず、更に進みて永久に亘る小作條件の維持改善を要求するに至れり。而して其の紛議たるや固より經濟上の利益分配を中心とするものなれども、爭議深刻化し益々紛糾するときは地主小作人間に思想感情の背馳衝突を來し、更に進みては警察犯或は刑事問題を惹起し社會一般の不安を來し農村自治を害する等前途頗る憂慮すべきものあり、寔に農業生產上將又農村社會上現下の重大問題として普く世人の注目を惹くに至れり。茲に小作爭議に付其の概要を叙すべし。

最近數年間に於ける小作爭議件數は左の如くにして逐年增加の傾向を示せり。

大正六年	八五件	大正十年	一、六八〇件	大正十四年	二、二〇六件（大正十五年六月末日迄の報告に據る）
大正七年	二五六件	大正十一年	一、五七八件	大正十五年	七五六件（同上）
大正八年	三二六件	大正十二年	一、九一七件		
大正九年	四〇八件	大正十三年	一、五三二件		

左に大正十三、十四の兩年度に於ける爭議に關係せる耕地面積及參加人員を示せば次の如し。

		大正十三年	大正十四年
關係耕地面積		七〇、三八二町（内田九割）	九五、八九四町（内田九割五分）
參加人員	地主	二四、〇一五人	三三、〇〇一人
	小作人	一一〇、五二〇人	一三四、六四六人

次に爭議の地方的分布狀況を見るに、大正六、七年頃は爭議地方極めて狹小なる範圍卽ち濃尾地方、近畿、中國、四國の一部に限られたりしが、其の後年を重ねるに從ひ、漸次關東、北陸、山陰其他の地方にも波及するに至れり。而して此の爭議の分布は年の作況其の他地方的事情に依り年々幾分の消長あるを免かれず、今參考の爲最近に於ける小作爭議の件數及性質より通觀したる主要爭議の府縣を列擧すれば次の如し。

主要なる爭議府縣　大阪、兵庫、福岡、愛知、香川、岡山、岐阜、新潟、德島、埼玉、京都、山梨、三重

爭議報告の全く無き縣　沖繩

而して從來著しき小作爭議殆ど無く、極めて平穩なりしが如き地方も時に突如として爭議勃發瀰漫することあり、大正十年に於ける埼玉縣の如きは其の一例にして、同年前半期までは同縣には未だ爭議と見るべきもの殆どなく、極めて靜穩なりしが、同年後半期に至りて急激に爭議發生し、其の件數七十四件にして實に全國第六位を占むるに至り、爭議の性質も亦相當深刻なるものあり、又岡山縣の如きも、大正九年頃迄は爭議件數多からざりしも、大正十一年には百件に上り全國第五位を占め特に注視すべきは同縣は從來縣南地方に爭議多かりしが、最近は北部の交通極めて不便にして人情質朴なる山間部美作地方に數ヶ村聯合の小作運動起り、漸次全縣下に瀰蔓しつゝあることなり、又新潟縣は從來平穩なりしも同縣の小作事情より觀て相當注視すべきものありと豫期せしに、大正十一年に入りて小作組合著しく發達し、大正十五年六月末迄に組織せられたるもの實に六百十三組合を算し、全國小作組合總數の約一割六分を占め其の組合員數亦四萬人を超ゆるに至り小作爭議も亦漸次增加しつゝあるの現狀なり。

而して小作爭議は其の淵源する所極めて深く、且つ爭議を惹起すべき素因は何れの地方にも潜在するものなるを以て今日爭議を見ざる地方と雖も決して永久に樂觀を許さず、從來爭議の比較的少き東北、北陸等の地方は小作事情宜しきが故に爭議なきやと云ふに必ずしも然らず、愛知、岐阜、大阪、兵庫、岡山、香川等の爭議激甚なる地方に比して小作事情は良好なりと云ふべからず、即ち小作爭議の有無多少は必ず

しも小作條件の良否に關すゝものとは云ひ難く、人文の程度、交通の便否、商工業の發達、思想の變遷等の關係に支配せらるゝこと多大なるものあり、此の意味に於て從來平穩と目されし東北地方、九州南部地方も將來相當戒心を要すべく最近此の地方にも漸次注目すべき爭議の勃發を見るに至り今や小作爭議は殆ど全國に瀰蔓せむとするの狀態に在り。

(二) 小作爭議の原因

小作爭議の原因は各地方に依り又各事件に依り異るものあり、決して單純同一に非ず、或は數個の原因複在することあるも其の根本的の原因とも見るべきは地主小作人の經濟的利害關係相反し、加ふるに小作制度の不備缺陷農業の收益寡少、物價の昂騰及生活の向上に伴ふ家計の困難、思想の變遷、諸種の社會運動の勃興等にして、其の誘因は災害其の他の原因に因る農作物の不作最も多く小作料の高率、小作權又は小作地の引上、思想の變化並模倣、勞費多く收益不償等多樣なり、殊に近時日本農民組合の介在せる地方に於ては其の宣傳に基く小作人の思想變化に因り模倣的に爭議を續發する傾向あるを覺ゆ。小作爭議は從來は概して風、水、旱害、病虫害其の他の不作に因る當年限りの小作料減免要求に關するもの多く、豐年には殆んど之を見ざりしが近年は年の豐凶如何に拘らず小作料の高率又は收支不償を理由とする所謂永久的小作料減免を要求する爭議增加するに至れり。此等の事情は各府縣の爭議報告に據る原因別調に依りて

も看取するを得べく、即ち小作料高率を原因とするものは大正十年に於ては爭議總件數中僅かに四分なりしに、大正十一年には一躍二割二分に增加し、又要求に於ても大正十年頃までは永久的小作料減免要求は極めて僅少なりしに、大正十二年に至りて俄然總數の三割を占むるに至り、十三年、十四年に於ても依然二割五分前後を示せり。從て爭議の時期も亦從來は收穫後小作料納付期たる十一月、十二月、一月頃に多かりしも、最近は年中何れの時期に於ても之を見るに至り、甚しきは苗代田植の時期を控へて交渉を開始するもの尠からず、更に最近殊に大正十四年に入りて特に顯著なる現象とも見るべきは、地主側より積極的に出でゝ耕地返還を要求するもの著しく增加したることにして、前年(十三年)は僅かに二十五件、總數の一分六厘なりしに大正十四年に入りて既に百七十二件に上り、其の割合實に總數の七分八厘弱を占むるに至れり。斯の如きは地主側としては表面自作の目的を以て此の擧に出でたりとするも、內實は累年の小作爭議の煩雜を嫌忌せるものと認めらるべきものにして、福岡、三重、兵庫等の諸縣に殊に多く最近の傾向として特に注目に値すべし。

今參考の爲大正十三、拾四兩年度に於ける主要なる原因別に依る爭議件數及其の割合を示せば、次の如し。

原因別	大正十三年 件數	大正十三年 割合	大正十四年 件數	大正十四年 割合
風、水、旱、病、蟲害其の他の不作	一、〇二一	六六、六五%	一、三八〇	六二、五六%
小作料高率	一四七	九、六〇	二五五	一一、五六
小作權又は小作引上	二五	一、六三	一七二	七、八〇
思想の變化並模倣	一〇七	六、九九	一二七	五、七六
勞費多く收支不償	五〇	三、二六	四六	二、〇八
用水費其他負擔加重	六一	三、九八	三九	一、七七
小作料滯納	—	—	三五	一、五九
小作料不統一	六	〇、三九	二三	一、〇四
產米檢查込米獎勵米關係	八	〇、五二	二三	一、〇四
小作料値上	一二	〇、七八	二一	〇、九五
耕地整理關係	四	〇、二六	一三	〇、五九
小作農利益薄少	九	〇、五九	一〇	〇、四五
生計困難	一四	〇、九一	五	〇、二三
農產物價格下落	八	〇、五二	一	〇、〇四
其の他	六〇	三、九二	五六	二、五四
計	一、五三二	一〇〇、〇〇	二、二〇六	一〇〇、〇〇

備考　小作爭議は單一の原因に因り起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものあれども右數字は各爭議一件に付主たる原因と看做さるべきもの一個のみを採りて計上したるものなり。

(三) 爭議の經過

小作爭議に於ける小作人の要求は種々ありて決して單純ならず、或は小作地の引上反對、小作權又は永小作權の確認若は賠償其他小作條件の維持改善、社會的地位の獲得等に關するものあれども、經濟上の利益分配問題卽ち小作料に關するもの最も多きは言を俟たず、卽ち大正十四年度爭議件數二千二百六件の內小作料に關するもの千九百七十七件、其の割合總件數の九割を占む。

而して小作料輕減の要求は從來は作柄不良の年にのみ起り而も其の輕減要求率は僅少なるか或は込米端米等の廢止、若くは輕減の程度なりしも近年は漸次に輕減要求率を增加し、且作柄の如何に拘らず年々繰返し之が要求を爲すに至れり。

從來不作の場合に於ける輕減要求率は普通二割乃至三割なりしが、最近に於ては漸次其の率を增し四五割に及ぶもの多く愛知縣に於けるが如きは七割乃至八割の減額を要求するものあり。其他京都、神奈川、大阪、三重、岐阜、岡山、新潟等にも其の率相當大なるものあり。

又永久的小作料輕減要求が近年著しく增加したるは特に注目すべき傾向にして、卽ち大正十四年度に於ては小作料輕減要求千八百九十五件の內一時的小作料減額要求千四百四十四件(其の爭議總件數に對する割合六割五分)なるに比し永久的小作料減額要求は四百五十一件(其の總件數に對する割合二割一分)に

上り、香川、福岡、新潟、兵庫　岡山、愛知、徳島、岐阜、三重等の爭議深刻なる地方に於て其の例殊に多し。而して此の場合に於ては輕減要求率は一割乃至三割を普通とす。

次に小作人の要求方法は個人的懇願の態度より漸次團體的對抗の態度となり爭議紛糾せる場合に於ては暴行脅迫による一時的强要手段を執ることありしも、近年は寧ろ小作料不納同盟、小作米共同保管、小作地不返還申合を爲し地主が訴訟せる場合には各種の抗辯を設けて判決を遲延せしむる等の持久的手段を選ぶに至り、又多衆に依る示威運動、小學校兒童同盟休校、公租公課滯納申合等を爲し社會の輿論に訴へむとする傾向あり。

地主も亦團體を以て小作人に對抗するを例とするも地主側に於ては土地所有反別に著しき差異あるのみならず在村地主と不在地主との別あり、又小作料を唯一の收入となすものと然らざるものとありて相互の間に利害甚だ一致し難きものあり、加之平素農業を自營するに何等の準備なき者等あるが爲め同一の步調を以て行動を終始すること容易ならざるの事情にありて其の團結力は小作人に比して强固ならず、之が爲めに動もすれば團體に龜裂を生ずる場合尠からず。爭議の紛糾せる場合に於て地主側の執る手段としては先づ小作料請求の催告狀を發し小作人之に應せざるときは小作料請求訴訟を提起し之に伴ふ現物若くは稻立毛の假差押を執行し、又耕地返還請求訴訟を提起し土地立入禁止處分に附し以て飽迄小作人に對抗せむとす。

而して地主の小作人より引上又は返還を受けたる土地を自ら耕作するもの愛知、岐阜、福岡、兵庫等の諸縣に漸く生じ、比較的規模大なる共同經營をなすものを見るに至れるが、其の成績に至りては未だ充分なるものなきが如し。

(四) 地主小作人の團體

(イ) 概要

地主小作人間の紛議に於ては從來と雖も各一時的團結をなして交渉せしものなるが、近年小作爭議の頻發するに及び稍永久的組織的なる小作人組合、地主組合各地に設立せられ相對抗するに至り、別に又兩者の融和親善を目的とする協調組合も設立せらるゝに至れり。今大正十五年六月末日現在（同月末日迄に報告ありたるもの）の各組合の數及組合員數を示せば次の如し。

種別	組合數	組合員數
小作人組合	三、九五三	三三四、六四〇人
地主組合	五九二	四〇、九六〇
協調組合	一、五一九	一五五、八九四

(ロ) 小作人組合

現存小作人組合に付て見るに小作爭議の顯著となりし大正七年迄に設立せられたるものは二百四十四に過ぎざるも、大正十五年六月末現在に於ては三千九百五十三の多數に上り、其の殆ど全部は地主に對抗して小作人の利益を維持增進せんとする對抗的組合なり。而して分布區域は沖繩を除く全國に亘り其の特に多き地方は、新潟、山梨、岡山、香川、岐阜、兵庫、群馬、奈良、大阪、愛知、福岡、京都の諸府縣にして、之が組合運動は從來の小作料の減免運動其の他小作條件の維持改善に關するものの外看過すべからざるもの三あり。

其の一は聯合運動にして組合が他の組合を加へて聯合會を設立し、聯合會は更に他の聯合會を加へて組合團結の範圍を益々擴大し運動の効果を大ならしめ、彼等の經濟的及社會的地位の向上を圖らんとするの傾向近年特に顯著にして、主として最近に設立せられたる小作人組合聯合會の數は三十五に及び就中最も注目すべきは日本農民組合、全日本農民組合同盟、北日本農民組合聯合會（新潟）、中部日本農民組合（岐阜）、大和農民組合（岐阜）、能義八東小作聯合會（島根）等にして、日本農民組合の如きは全國を區域とし現に一道三府三十一縣に分布し地方聯合會二、府縣聯合會十二、郡聯合會六、本部直屬町村支部五十六、町村支部千九十（直屬町村支部を含む）、組合員數七萬七千九百八十五人を有するの有樣なりとす。而して此の運動は更に展開して工業勞働組合其の他の團體及其の關係者とも連絡を執り、組合運動の效果を一層大ならしめんとするの傾向あるを認む。其の二は政治運動にして小作組合の政治運動は大正十二年の府縣

會議員改選以來地方的に行はれたりと雖も其の後英國勞働黨内閣出現、普通選擧法の制定等の影響を受け近年一層促進せられ、昨年來行はれたる町村會議員の改選に際しては相當の活動を爲し日本農民組合及其の他の小作人組合を背景とする多數町村會議員の選出を見たり。加之更に日本農民組合を中心とする無産政黨の組織運動行はれ昨年末農民勞働黨の樹立を見たるも直ちに解散を命せられ本年三月五日再び勞働農民黨を樹立して着々として黨勢の擴張に努力しつゝあることは世間周知の事實なりとす。

第三は產業組合運動にして從來より小作人組合中には共同購買販賣其の他の產業組合的事業を行ひ來りたるものありと雖も事實上の活動に至りては殆んど見るべきものなかりしが、近年に至りては小作人組合中に產業組合的事業を行ひ、其の成績相當見るべきものあり、將來益々此の種の事業擴大に努力しつゝあり。

以上は組合運動の概況なるが最近に於ける組合の情勢に付看過すべからざることは大聯合會内部に於ける動搖にして、日本農民組合は無產政黨の樹立に關し軋轢あり、一部の支部聯合會の脫退を見たり。又中部農民組合に於ても組合長の死亡を機として分裂せり。

（八）　地主組合

地主組合は主として小作問題勃發以前に於て米穀檢查の施行、農事の改良發達等を目的として設立せられ、現在は殆ど活動を休止せるもの多きも是等を加算すれば其の數相當多數に上るべしと雖も、茲には現

在活動しつゝあるものにして其の目的中に小作關係に於ける地主の利益保護増進に關する事項を包含すと認めらるゝもののみに付記述すべし。

右の内大正七年末迄に設立せられたる數は二百二十五に過ぎざるも大正十五年六月末現在に於ては五百九十二の多數に上り、其の過半數は對抗的性質を有し此の種組合の最近特に多く設立せられつゝあるを見る。其分布區域は一道三府三十四縣に亘り其の特に多き地方は岡山、兵庫、愛知、三重、埼玉、新潟、岐阜、香川、宮崎、島根、宮城の諸縣にして、之が組合運動に付ては看過すべからざるもの二あり。

其の一は聯合運動にして其の程度に於ては未だ遠く小作人組合の夫に及ばず、聯合會二を有するに過ぎずと雖も將來巨大なる聯合會を組織し、又は可及的に廣き範圍に亘りて地主が團結し小作人組合に當らんとするの傾向は最近特に顯著にして既に一府縣を區域とするもの二、數府縣を區域とするもの一にして其の内最も注目すべき大阪市に事務所を有する大日本地主協會の如きは現在既に十數府縣に亘り地主を糾合して各地に聯合會を設立し、全國的一大地主組合として日本農民組合と對立し種々小作問題の對策を講じつゝあり。

其の二は會社組織に依る地主組合の簇設せられんとする傾向にして地主は會社を組織し結束を固くし且つ資力を大ならしめ小作關係の法律問題其他各種の問題を研究し專門家に依賴して地主の利益の増進を圖らんとするに在るが如く現在既に岡山縣に四、愛知縣に二、香川、京都、山梨に各一合計九の地主會社あり將

來増加せんとするの傾向あるを認む。

(二) 協調組合

地主及小作人の組織する協調組合は大正七年末迄に設立せられたる數は七十五に過ぎざるも、大正十五年六月末現在に於て八千五百十九の多數に上り、一道二府三十五縣に分布し其の特に多き地方は群馬、千葉、新潟、岐阜、兵庫、岡山、香川、山梨、愛知、富山、奈良、三重の諸縣なりとす。而して此の種組合は近年小作爭議の激發に鑑み、地主小作人が相協力して相互の親善融和及農業の改良發達等を圖り爭議を未然に防止せんとし、又一度爭議の發生せし地方に於ては其の解決及再發防止の目的を以て地方當局及地主の自發的努力等に依りて設立せられたるものにして、其の内組合内部に於て地主と小作人とが對等地位にあり、委員會制度に依れるものの中には成績の相當見るべきものも無きにあらず。

(五) 爭議の結末

次に爭議の結末如何を見るに大正十三、十四の兩年度に於ける爭議統計に依れば次の如し。

種別	大正十三年		大正十四年	
	數	割合	數	割合
委協	一、一四八	七四、九四%	一、五四八	七〇、一七%

要求貫徹	七五	四、九〇	九一	四、一三
要求撤回	三二	二、〇九	二六	一、一八
耕地返還	一〇	〇、六五	一二	〇、五四
自然消滅	一四	〇、九一	一五	〇、六八
未解決	二五三	一六、五一	五一四	二三、三〇
計	一、五三二	一〇〇、〇〇〇	二、二〇六	一〇〇、〇〇〇

右の內最も多きは妥協に依り解決せるものにして未解決の件數亦少しとせず。

而して爭議の未だ激甚ならざる地方或は餘り紛糾せざる事件に在りては當事者双方のみの直接交涉又は委員代表者等の折衝に依りて圓滿妥協するものありと雖も、調停法に依り或は仲介者に依りて調停せらるるもの亦尠からず。卽ち大正十四年度爭議件數二千二百六件の內解決件數千六百九十二件（十五年六月末日迄の報告に依る）にして、右の內當事者双方の直接交涉により解決したるもの六百三十三件（解決總件數に對する割合三割八分）を占め、折衝の結果個人交涉に移りしもの五十六件（割合三分）にして其の他の過半數千三件（割合五割九分）は小作調停法に依り申立をなし、或は仲介者主として小作官、町村長區長又は部落總代郡長、地方有志者若くは農會役員等の調停に依り解決せられたるものなり。

然れども爭議の執拗なるものにありては未解決の儘繼續せられ其の件數亦相當多數に上るを見る。大正十四年の「未解決」の割合比較的多きは爭議發生後未だ時日を經過せざるが爲にして此等の中には未だ調

停の着手なきもの或は目下調停中のもの大部分を占む。

特に爭議紛糾を極めたる事件或は前年、前々年より本年に持越されたる事件の中には双方共に頑强にして、各々自説を固執して讓らず、數次の調停も遂に不調に終り事態頗る困難に陷り解決の曙光今尙全く見出し難きものあり。

斯の如き事情の下に爭議が荏苒繼續せらるゝときは双方持久的手段を講ずるに至り、或は訴訟の提起となり時日と多額の費用を費し或は狂暴なる手段に出で陰險執拗なる方法を採り事態益々紛糾し、人心廢頽して農村は益々困憊を極め遂には町村の自治をも阻害するの場合なきにあらず。

(六) 小作調停法に依る成績

小作調停法は大正十三年十二月一日實施以來滿一ヶ年半其の實績相當顯著なるを認む。卽ち司法省民事局の調査に係る調査表(自大正十三年十二月至同十五年五月)に依れば調停申立受理件數二千七百五十一件にして、新潟、岡山、三重、香川、德島、鳥取、福岡、愛知、兵庫、大阪、京都等の諸府縣は其の件數及關係地面積等多數なるを見る。

今兩年度に於ける申立件數及申立人別に其の件數、割合を示せば次の如し。

大正十四年(自大正十三年十二月至同十四年十二月)　一、八五七件

大正十五年（自一月至五月）　八九四件

	大正十四年		大正十五年	
	件數	割合	件數	割合
地主申立	一、〇〇四件	五四、〇七％	五〇一件	五六、〇四％
小作人申立	八一一	四三、六七	三六八	四一、一六
合意申立	四二	二、二六	二五	二、八〇
計	一、八五七	一〇〇、〇〇	八九四	一〇〇、〇〇

卽ち地主の申立は小作人の申立よりも其の數に於て稍大なるものありと雖も小作人の申立亦相當多數に上れるを見る、殊に近時小作人が此の制度に依りて爭議を解決せんとする傾向あるは一般に調停法を理解し之を利用せんとするの氣運に向へるものと見るべし。

次に此等調停事件に關係したる土地の面積及參加人員を示せば次の如し。

		大正十四年	大正十五年
關係土地面積		八、一〇九町	四、八六四町
參加人員	地主	五、〇二五人	二、八五七人
	小作人	一九、七二七人	一〇、四〇六人

更に其の結果を見るに、

		大正十四年 件數	大正十四年 割合	大正十五年 件數
既濟	調停成立	一、一六〇件	六二、四七%	四三一件
	調停不成立	一三	〇、七〇	五
	取下	二三六	一二、七一	一七八
	其他	一二	〇、七〇	二〇
	小計	一、四二二	七六、五八	六三四
未濟		四三五	二三、四二	六九五
合計		一、八五七	一〇〇、〇〇	一、三二九（此件數中には前年度繰越數四三五件を含む）

而して右の内取下をなしたるもの大正十四年度二百三十六件、同十五年百七十八件の中には地主小作人間に於て協調成らずして止むなく之が取下をなしたる事件なきに非れども其の數は寧ろ僅少にして取下事件の大多數は當事者間に於て示談成立したるにより取下ぐるに至りたるものなり。

右の如く調停法實施後は各施行地共之に依て續々調停申立を爲すの狀況にして其の成績も亦大に見るべきものあり。而して此の如く小作調停申立を爲すものは其の地方に於ても代表的の爭議にして此の外に同一地方に於て表面參加せずして之と同一の利害關係を有するもの多數に存すべく、之等は多くは裁判所の調停條項に準據して當事者間に於て解決せるものゝ如し。

尙小作官設置以來小作官は日夜爭議の發生を未然に防止するに努め、尙爭議の發生を見るや調停法を利

用せしむると共に一面小作官自ら先づ調停法に依らざる事實上の調停を試み、或は町村長地方有志者等を表面に樹てゝ和解協調に盡力せしめ以て爭議を圓滿に解決したる事例亦尠からざる數に上れり。

地主小作人組合一覽表（大正十五年六月末日現在）

地方	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
北海道	一四	一、二六四	二	一、四五九	五	四、四四一
青森	四	一四九	—	—	—	—
岩手	三	二六九	—	—	—	—
宮城	六	三、三一八	一九	一、一三六	—	—
秋田	四四	三、七八一	—	—	六	四四六
山形	四七	三、二三五	九	三三一	五	一、五八九
福島	一六	一、一四三	四	六二九	四	一六三
茨城	一三	一、七六六	三	六三八	一一	二、二三三
栃木	三九	四、五一二	八	四三三	二	二〇二
群馬	一四七	一六、二五三	—	—	五二〇	三九、一六六
埼玉	九八	一七、二四九	三〇	三、〇〇八	六	一、八六四
千葉	九四	六、一二一	一四	一、八〇一	二一八	八、四一三
東京	一三	一、三六四	二	八五	—	—
神奈川	二〇	一、五七六	—	—	—	—
新潟	六一三	四〇、五五七	三二	一、七六九	一一三	四、五五九

富山	四三	三、五三〇	一	七〇	二八	二、〇一二
石川	四一	二、四四九	八	三九三	五	二八〇
福井	三六	二、二四一	一九	一、五九二	七	六三六
山梨	二五六（四）	三一、二〇一（一一七）	八	二一六	五二	六、〇六五
長野	六七	五、三七六	五	一五六	六	一、二九九
岐阜	二三六（一三）	一五、七〇四（四一九）	三六	二、四七〇	九二	七、五四四
靜岡	五九	五、九九七	一三	四八二	三	二一一
愛知	一二一	一二、六六二	三八	二、六一二	三九	三、三二五
三重	八一	七、四一一	三四	二、三一七	二六	六、一五七
滋賀	六三	四、二三九	七	三七五	一三	一、〇四八
京都	九三	六、八六一	七	五〇七	一六	一、八八二
大阪	九八	六、二三五	二三	四、三五三	二	二七一
兵庫	二六〇	一七、二九四	四〇	一、九一三	六六	六、三八一
奈良	一二九	六、二二五	一六	九一七	二九	一、三二九
和歌山	五六	三、五九〇	八	一七一	四	一、二八二
鳥取	八三	四、七七二	五	一二七	二一	二、七八五
島根	九八	五、八四一	二三	一、五四三	二八	二、八七〇
岡山	二三六（二） 婦人部一	一九、〇二九（二六三） 婦人部七六	六二	三、〇四四	五五	九、四九六
廣島	三七	三、七一三	一一	五五〇	六	一、五二一
山口	四八	三、八九三	一三	一、〇一二	五	七九〇
德島	九五	一〇、三七九	一二	五八五	六	五二五
香川	二五一	二九、六七六	三〇	一、四七六	六〇	一二、九一九

愛媛	五五	四、九六〇	四	二二八	一六	二、七一四
高知	一〇	三、〇五三	二	四九	—	—
福岡	一一四	一五、四四七	九	三九五	一三	二、七八五
佐賀	二五	一、二八三	一	九八	一	四五〇
長崎	一	二七	—	—	—	—
熊本	五	一八四	—	—	五	五五九
大分	二	三三	—	—	—	—
宮崎	四〇	六、〇八六	二三	八九七	四	一、五五三
鹿兒島	九	二、六九二	一一	一、一二三	二一	一四、一二九
沖繩	—	—	—	—	—	—
計	三、九一九 婦人部（一九一）	三四四、六四〇 婦人部（六九九七六）	五九二	四〇、九六〇	一、五一九	一五五、八九四

備考　括弧內は日本農民組合又は中部農民組合所屬青年部支部にして組合數並員數中には計上せず。

補遺

森林經濟

木炭及薪炭の生産調査書

一、「森林經濟」は大正十四年一月帝國森林會編纂「帝國林業綜覽」より拔萃したものである。

一、「木材及薪炭の生產費調查書」は大正十四年九月農林省山林局調査「木材及薪炭の生產費調查書」より拔萃したもので生產費の實例については代表的のもの各一つづゝを掲げ他は之を省略した。

森林經濟

一　本邦林産物需給狀態

本邦に於ける林産物需給狀態に就ては、最近調査したる材料なきを以て、曩に帝國森林會に於て次の如き趣旨及經過により調査したる大正八年の需要供給狀態を爰に掲ぐることゝせり。但し本調査は內地、北海道のみに於ける需給量にして、臺灣、朝鮮、樺太、南洋等の新領土の分は之を含まず。

趣旨　本邦に於ける林産物の需給狀態及之れが趨勢を知るの緊要なるは勿論なるも、我國には未だ信を措くに足るべき材料なきを以て、林業關係者は常に臆測に據り企畫施設をなすが故に、往々畫策の齟齬を來し、延て林業の發達を阻害すること尠しとせず。殊に近時木材の需要激増して森林伐採量著しく増加したるに拘らず、造林面積は反て減少せしが如き狀態にあり。從て現狀の儘推移せむか、頓て森林資源に涸渇を招き、國民の日常缺くべからざる用、燃材の窮乏を告ぐるの虞なきにあらず。是れ洵に我國民經濟上の一大問題に屬し、需給調査は實に焦眉の急に迫れるものと謂ふべし。斯の如き調査は當然國家に於て行ふ

ものなるべきも、差向き帝國森林會の事業として相當根據ある調査を速成し、以て一般林業經營上の參考資料に供せむとするにあり。

經過　叙上の如き趣旨に基き、森林會は先づ林業上學識名望ある諸氏に委員を囑託して、調査方法を講究し、大正八年に於ける需給狀態の調査に著手したり。然るに事創始の業に係るを以て其方法及算定の基礎等複雜にして材料の蒐集亦困難なりし結果、大正九年著手以來三箇年の星霜を經、同十二年末始めて之が完成を見るに至れり。而して本調査に付ては、委員諸氏の盡力は勿論、山林局、府縣林務當局、大日本山林會、地方山林會、小學校、大小林區署、鐵道省、各會社工場、組合、商店等より該資料の提供を仰ぎたるものなるが、其詳細は「本邦林産物需給調査書」に讓り、以下單に其結果のみに就き其概要を記述すべし。

（一）需　要　量

大正八年、內地、北海道に於ける用材、薪炭材の總需要量は三億六千八百四十萬八千石にして其內薪炭材は二億九千八百六十六萬八千石、用材六千九百七十四萬石とす、卽ち次表の如し。

總　需　要　量（立木利用材積）

樹種／用途	針葉樹	濶葉樹	計	總量に對する%	平均一人當
用材	千石 五三、四九九	千石 一六、二四一	千石 六九、七四〇	一九	石 一、三三

薪炭材	六七、七五六	二三〇、九一三	二九八、六六八	八二	五、二二
内 薪材	六五、八九七	一三九、五一五	一九五、四一三	—	—
内 炭材	一、八五九	一〇一、三九七	一〇三、二五〇	—	—
總計	三一、二五五	二四七、一五三	三六八、四〇八	—	—
總量に對する%	二三	七七	—	一〇〇	—
平均一人當	二、一三石	四、三二石	—	—	六、四三

尚其内容に就き、項を分ちて説述すべし。

（イ） 薪 炭 材

薪炭材需要量は二億九千八百六十六萬八千石（立木利用材積）にして、用材薪炭材總需要量の約八割一分を占め、之を同年の全國人口五千七百餘萬人に割當つれば、一人當約五石餘に相當す。此内針葉樹は六千七百七十五萬六千石、濶葉樹は二億三千九十一萬二千石なるが、若し之等巨額の材量が森林として林立し、且一町歩當り平均材積三百五十石（五十棚）を有するものとせば、年々數千萬人の消費する薪炭材は凡そ八十五萬町歩に當り内地、北海道の森林總面積千九百餘萬町歩に對し、其の四%五に相當する薪炭材を消費しつゝあるものと謂ふべし。

今各用途毎に材種別、消費量を示せば次の如し。

材種別消費量（立木利用材積）

用途＼材種別	薪材 針葉樹	薪材 闊葉樹	薪材 粗朶	炭材 白炭材	炭材 黒炭材	計	平均一人當
家庭用	三三、〇九七千石	六九、二三九千石	四九、五〇三千石	四五、二二六千石	二三、六九五千石	二三〇、七六〇千石	三、八五石
産業用	一六、〇五〇	一五、〇一九	七、八七三	一四、七〇八	一一、六二一	六五、二六一	一、一四
公共設備用	一、五四三	二、八四七	二四一	四、五六一	三、四五五	一三、六四七	〇、二三
小計	五〇、六九〇	八七、一〇五	一五七、六一七	六四、四九五	三八、七七一	二九八、六六八	五、二二
計	一九五、四一二			一〇三、二六六			

又各用途毎に樹種別消費量を示せば次表の如し。

樹種別消費量（立木利用材積）

用途＼樹種別	針葉樹 薪材 薪	針葉樹 薪材 粗朶	針葉樹 黒炭材	闊葉樹 薪材 薪	闊葉樹 薪材 粗朶	闊葉樹 白炭材	闊葉樹 黒炭材	計
家庭用	三三、〇九七千石	一〇、九二三千石	一、二四一千石	六九、二三九千石	三八、五八一千石	四五、二二六千石	二二、四五四千石	二三〇、七六〇千石
産業用	一六、〇五〇	四、一七三	四七四	一五、〇一九	三、七〇〇	一四、七〇八	一一、一三七	六五、二六一
公共設備用	一、五四三	一一三	一四四	二、八四七	一二九	四、五九五	三、三一一	一三、六四七
小計	五〇、六九〇	一五、二〇七	一、八五九	八七、一〇五	四二、四一〇	六四、四九五	三六、九〇二	二九八、六六八
計	六七、七五六			二三〇、九一二				

又各用途毎に道府縣別消費量を示せば、次表の如く北海道の二千五萬四千石を最大消費量とし福岡、東京之に亞ぎ、其最小なるものを福井の二百二十萬六千石とす。

道府縣別消費量（立木利用材積）

道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計
	千石	千石	千石	千石
北海道	一五、一三九	三、九五四	九六〇	二〇、〇五四
福岡	一一、〇八一	三、四〇〇	七〇七	一五、一八八
東京	一一、六三九	一、四五〇	一、二〇〇	一四、二八九
兵庫	八、四五七	二、五〇三	四三〇	一一、三九一
福島	七、三三八	三、二八二	二二二	一〇、八四二
熊本	七、五六七	二、三〇八	三〇三	一〇、一七八
大阪	七、四一五	一、七四三	八四七	一〇、〇〇五
長野	六、五二四	一、七四八	五一二	八、七八三
新潟	六、〇八五	一、九九〇	三四八	八、四二三
鹿兒島	六、九四〇	一、二三三	一八四	八、三五六
神奈川	六、九九六	六五三	四四五	八、〇九四
愛知	四、九六三	二、六一一	三〇五	七、八七九
廣島	六、〇九五	一、二三〇	五二二	七、八四七
靜岡	四、五五六	二、六五四	一〇四	七、三一四
岩手	四、七〇八	一、七九六	一四八	六、六五一
群馬	四、三〇九	二、〇五七	一八六	六、五五二
岐阜	四、三五二	一、九七一	一〇四	六、四二八
山口	五、二〇八	九三五	九〇	六、二三三
埼玉	四、五七三	一、四五四	一二八	六、一五六
愛媛	三、三五八	二、三七三	三四〇	六、〇七〇
京都	四、六六七	一、〇三七	二〇六	五、九一二
大分	四、二五七	八六〇	二八一	五、三九八
岡山	四、七九七	四五七	一二二	五、三七七
宮城	四、六〇六	六二八	一三八	五、三七二
栃木	四、四四五	七二三	一五七	五、三三四
山形	三、八一二	一、一三五	三〇六	五、二五三
秋田	四、六三一	三〇七	二三三	五、一七二
千葉	四、五〇六	五六三	八五	五、一五四
和歌山	三、一三七	一、八七六	六一	五、〇七五
長崎	三、五二七	五一二	七九〇	四、八二九

三重	三、七一六	八九三	二〇三	四、八一三
島根	二、六七六	一、九四二	一〇四	四、七二一
德島	二、七五七	一、三四五	四七	四、一四八
青森	三、三三〇	三九三	二三九	三、九六二
鳥取	二、二二二	一、五三七	一九三	三、九五二
宮崎	三、〇四一	六二二	五〇	三、七一三
茨城	三、一二七	四〇六	三二	三、五六五
香川	一、五三五	一、八四三	一七六	三、五五三
佐賀	二、九三二	五〇八	五三	三、四九四
滋賀	二、五二八	六一四	八〇	三、二二三
沖繩	一、七六二	一、一九一	一八二	三、一三五
石川	二、三七三	六〇七	一二六	三、一〇六
山梨	二、二六四	七〇八	六九	三、〇四一
高知	二、二八二	七〇三	三九	三、〇二五
奈良	一、二九七	一、二九九	三八七	二、九八三
富山	一、七一四	六一六	九〇	二、四二〇
福井	一、五〇三	五九二	一一	二、一〇六
總計	二三〇、七六〇	六五、二六一	三、六四七	二九八、六六八

道府縣別消費量前表の如くなるが、更に一歩を進めて一人當消費量を算出し、仔細に各地方の消費狀態を比較するに、鳥取の八石九分を最大消費量とし、之に亞ぐを北海道の八石五分、岩手、福島、熊本の七石九分、福岡の七石等とし、其最小なるものを茨城の二石六分、富山の三石、福井、千葉、愛知の三石七分等とし、平均五石二分に當る、卽ち次表の如し。

道府縣一人當消費量（立木利用材積）

道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當
鳥取	八・九石	北海道	八・五石	岩手	七・九石	福島	七・九石

熊本	七・九	長野	五・六	廣島	四・九	石川	四・〇
福岡	七・〇	山口	五・六	栃木	四・八	東京	三・九
島根	六・五	德島	五・六	山梨	四・八	大阪	三・九
宮崎	六・五	沖繩	五・五	靜岡	四・六	長崎	三・九
和歌山	六・四	奈良	五・三	京都	四・六	宮城	三・九
大分	六・三	秋田	五・三	滋賀	四・六	愛知	三・七
群馬	六・〇	青森	五・二	新潟	四・五	千葉	三・七
神奈川	五・九	山形	五・二	埼玉	四・四	福井	三・七
愛媛	五・八	佐賀	五・一	三重	四・三	富山	三・〇
岐阜	五・七	香川	五・〇	高知	四・二	茨城	二・六
鹿兒島	五・七	兵庫	四・九	岡山	四・二	平均	五・二

以上は薪炭材總消費量に就き述べたるものなるが、尙薪材と炭材とに分ち說明せむとす。

其一　薪材

薪材消費量は一億九千五百四十一萬二千石（內針葉樹六千五百八十九萬七千石、濶葉樹一億二千九百五十一萬五千石）にして、薪炭材總消費量の六割五分を占め、之を各用途より見れば家庭用は七割八分に當り、產業用二割、公共設備用二分に相當す。又全國總人口に對し、平均一人當りを求むれば三石四分に當り、內家庭用二石六分五厘、產業用六分八厘、公共設備用は八厘なり。而して之等材量が森林として成立するものとせば、其面積五十六萬町步にして、全國森林面積の三%に相當する森林を消費しつつあるもの

とす。其用途別消費量次の如し。

用途別需要量（立木利用材積）

用途			数量
家庭用			一五一、八三九千石
	計		一五一、八三九
産業用	農林業		三、七六二千石
	水産業		一、三九五
	鑛業		五七三
	工業	窯業	二、六二九
		釀造業	五、八〇二
		化學工業	四、〇五六
		纖維工業	一、四五五
		金屬工業	四七三
		木工業	七八
		雜工業	三、九五九
		其他	一、二九一
		小計	二八、七四三
	商業		九三
	雜業		四、三七六
	計		三八、九四三
公共設備用	學校用		五一三千石
	官公署用		四一八
	軍隊用		九一九
	社寺教會用		八七一
	病院用		一六八
	寄宿舍用		三三一
	火葬場用		一、三六一
	其他用		五一
	計		四、六三一
總計			一九五、四一三千石

總量に對する％	七八	二〇	二
平均一人當	二、六五石	〇、六八石	〇、〇八石

次に、道府縣に於ける用途別需要量を示せば次表の如く北海道の千三百二十二萬二千石を最大消費量とし福岡、熊本、兵庫、鹿兒島等之に亞ぎ、最少きを福井の百二十五萬石とす。

道府縣用途別需要量（立木利用材積）

道府縣	家庭用	產業用	公共設備用	計
	千石	千石	千石	千石
北海道	一〇、六五〇	二、一三六	四四六	一三、二二三
福岡	六、九四六	二、〇一九	二二一	九、一八六
熊本	六、六一三	一、二七六	一四一	八、〇三〇
兵庫	五、四二三	一、八五一	八五	七、三五九
鹿兒島	五、九七四	七八四	一〇五	六、八六三
新潟	四、五六八	一、六七三	二七七	六、五一八
福島	五、二八九	一、一〇一	四	六、三九四
廣島	四、九一四	七四六	一六三	五、八二三
長野	四、三九六	九六八	一六〇	五、五二四
東京	四、七四二	三九六	三七五	五、五一三
岩手	三、七九二	一、二九〇	三九	五、一二一
靜岡	三、二三八	一、六八三	八五	五、〇〇六
山口	四、一三八	七三〇	五四	四、九二二
大阪	三、一一七	一、〇九七	二六五	四、四七九
和歌山	二、八一五	一、六三一	二六	四、四七二
愛知	二、九四〇	一、三八五	一〇二	四、四二七
愛媛	二、四〇〇	一、九一一	一〇六	四、四一七
岐阜	二、七九〇	一、五六六	二五	四、三八一
岡山	三、八六二	三〇七	二八	四、一九七
群馬	二、四二三	一、六一三	二三	四、〇九九
埼玉	三、五三三	四三七	四〇	四、〇一〇
千葉	三、六四五	一八四	二六	三、八五五

宮城	三、六〇八	二一〇	三〇	三、八四八
大分	三、一九四	五二三	八八	三、八〇五
栃木	三、二五四	四〇四	三一	三、六八九
長崎	二、六八四	二三一	七三〇	三、六四五
三重	三、〇七九	四二五	九八	三、六〇二
德島	二、二四七	一、二八八	一一	三、五四六
島根	二、〇八七	一、二八八	二五	三、四〇〇
神奈川	三、〇〇〇	一五二	一三九	三、二九一
宮崎	二、七四六	三一一	一三	三、〇六九
秋田	二、八〇九	一四四	九〇	三、〇四四
鳥取	一、六五五	一、二五七	一〇〇	三、〇二三
京都	二、四一六	三八一	三七	二、八三四
沖繩	一、六〇三	一、〇九五	五八	二、七五六
佐賀	二、三四八	三二五	一三	二、六八五
山形	二、二三五	三〇〇	一〇〇	二、六三五
高知	一、八四〇	四一六	一一	二、二六七
青森	一、九六六	一二四	四八	二、一三八
奈良	九八七	一、〇四五	八七	二、一一九
山梨	一、七五八	三三五	一三	二、一〇五
滋賀	一、七一〇	二六四	三〇	二、〇〇四
茨城	一、七九九	一四三	—	一、九四一
石川	一、五〇一	三八三	一九	一、九〇三
香川	一、〇八五	六二九	二三	一、七三六
富山	一、〇七八	二三一	一九	一、三一八
福井	九五一	二七三	二六	一、二五〇
總計	一五一、八三九	三八、九四三	四、六三二	一九五、四一三

更に薪材消費量を當該道府縣の人口一人に割當つれば、鳥取の六石八分を最大消費量とし、熊本、岩手、和歌山、北海道等之に亞ぎ、最少きは茨城の一石二分にして平均三石四分に相當す、卽ち次表の如し。

道府縣一人當消費量（立木利用材積）

道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當
鳥取	六、八石	熊本	六、二石	岩手	六、一石	和歌山	五、七石

北海道	五、六
宮崎	五、四
沖縄	四、九
徳島	四、八
鹿兒島	四、七
福島	四、七
島根	四、七
山口	四、四
大分	四、四
愛媛	四、二
福岡	四、二
岐阜	三、九
佐賀	三、九
奈良	三、八
群馬	三、七
廣島	三、六
新潟	三、五
長野	三、五
栃木	三、三
岡山	三、三
山梨	三、三
兵庫	三、二
高知	三、二
三重	三、二
秋田	三、一
靜岡	三、一
埼玉	二、九
滋賀	二、九
長崎	二、九
青森	二、八
宮城	二、八
千葉	二、八
山形	二、六
石川	二、四
神奈川	二、四
香川	二、四
京都	二、三
福井	二、二
愛知	二、一
大阪	一、七
富山	一、六
東京	一、五
茨城	一、三
平均	三、四

其二　炭材

炭材消費量は一億三百二十五萬六千石にして薪炭材總需要量の三割五分に當る。之を各用途別より見れば家庭用六割七分を占め、產業用は二割五分、公共設備用は八分に相當す、又全國總人口に對し一人當りを算出せば、一人平均一石八分に相當し家庭用は一石二分、產業用は四分六厘、公共設備用は一分四厘なり。而して之等の材量が森林として林立するものとせば、面積約二十九萬町步卽ち全森林面積の一•五%に相當す、卽ち次表に示すが如し。

用途別需要量（立木利用材積）

用途	細目		需要量（千石）
家庭用			六八、九二二
	計		六八、九二二
産業用	農林業		七、二四七
	水産業		二一七
	鑛業		四四〇
	工業	窯業	一四四
		釀造業	九一五
		化學工業	一、一三八
		纖維工業	一、六四八
		金屬工業	二、七二三
		木工業	三〇六
		雜工業	三、二八五
		其他	六〇
		小計	一〇、三一八
	商業		八七〇
	雜業		七、二三八
	計		二六、三一九
公共設備用	學校用		二、三二二
	官公署用		三、〇〇〇
	軍隊用		三三九
	社寺教會用		一、一八四
	病院用		四八九
	寄宿舍用		二五三
	火葬場用		五〇
	其他用		三九〇
	計		八、〇一六
總計			一〇三、二五六

總量に對する％	六七	二五	八
平均一人當	一、一〇石	〇、四〇石	〇、一四石

次に道府縣に於ける用途別消費量を示せば次表の如く東京の八百七十七萬六千石を最大消費量とし北海道、福岡、大阪、神奈川、福島等之に亞ぎ最小なるを沖繩の三十七萬九千石とす。

道府縣用途別消費量（立木利用材積）

道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計
	千石	千石	千石	千石
東京	六、八九七	一、〇五四	八二五	八、七七六
北海道	四、四八九	一、八二九	五一四	六、八三二
福岡	四、一三五	一、三八一	四八六	六、〇〇二
大阪	四、二九八	六四六	五八二	五、五二六
神奈川	三、九九六	五〇一	三〇六	四、八〇三
福島	二、〇四八	二、一八一	二一九	四、四四八
兵庫	三、〇三四	六五三	三四五	四、〇三二
愛知	二、〇二三	一、二二六	二〇三	三、四五二
長野	二、一二八	七八〇	三五一	三、二五九
京都	二、二五三	六六五	一六〇	三、〇七八
山形	一、五七七	八三四	二〇六	二、六一七
群馬	一、八八六	四四四	一六三	二、四九三
靜岡	一、三一八	九七〇	二〇	二、三〇八
熊本	九五四	一、〇三三	一六一	二、一四八
埼玉	一、〇四〇	一、〇一七	八八	二、一四五
秋田	一、八二三	一六三	一四三	二、一二八
岐阜	一、五六二	四〇五	八〇	二、〇四七
廣島	一、一八一	四八四	三五九	二、〇二四
新潟	一、五一七	三一七	七一	一、九〇五
青森	一、三六四	二七〇	一九一	一、八二五
香川	四四九	一、二二四	一五四	一、八一七
愛媛	九五八	四六二	二三三	一、六五三

栃木	一、二〇〇	三一九	一二六	一、六四五
茨城	一、三三八	二六三	三二	一、六三三
大分	一、〇六三	三三七	一九三	一、五九三
岩手	九一六	五〇五	一〇九	一、五三〇
宮城	九九八	四一八	一〇八	一、五二四
鹿兒島	九六六	四四八	七九	一、四九三
島根	五八八	六五三	八〇	一、三三三
山口	一、〇八〇	二〇五	三六	一、三二一
千葉	八六一	三七九	五九	一、二九九
滋賀	八一八	三五〇	五〇	一、二一八
三重	六三七	四六九	一〇四	一、二一〇
石川	八七二	三二四	一〇七	一、三〇三
長崎	八四二	二八二	六〇	一、一八四
岡山	九三六	一五〇	九四	一、一八〇
富山	六三七	三九五	七二	一、一〇八
福井	五五二	三一九	八五	九五六
鳥取	五六六	二八一	九二	九三九
山梨	五〇六	三七二	五〇	九三六
奈良	三一〇	二五三	三〇〇	八六三
佐賀	五八四	一八三	四一	八〇八
高知	四四三	二八六	二八	七五七
宮崎	二九六	三一〇	三八	六四四
和歌山	三三三	二四五	二六	六〇三
德島	五一〇	五七	三五	六〇二
沖繩	一五九	九六	二四	二七九
總計	六八、九二一	二六、三一九	八、〇一六	一〇三、二五六

更に炭材消費量を當該道府縣の人口一人に割當つれば、神奈川の三石五分を最大消費量とし、福島、北海道、福岡等之に亞ぎ、其最小なるものは沖繩の零石六分にして、平均一人當一石八分に相當す。卽ち次表に示すが如し。

道府縣一人當消費量（立木利用材積）

道府縣	一人當
神奈川	石 三、五
福島	三、二
北海道	二、九
福岡	二、八
香川	二、六
山形	二、六
青森	二、四
東京	二、四
京都	二、四
群馬	二、三
秋田	二、二
大阪	二、二
長野	二、一
鳥取	石 二、一
大分	一、九
岐阜	一、八
島根	一、八
岩手	一、八
滋賀	一、七
兵庫	一、七
熊本	一、七
愛媛	一、六
愛知	一、六
福井	一、六
石川	一、六
靜岡	一、五
埼玉	石 一、五
栃木	一、五
山梨	一、五
奈良	一、五
富山	一、四
廣島	一、三
山口	一、二
佐賀	一、二
茨城	一、二
宮崎	一、一
宮城	一、一
三重	一、一
鹿兒島	一、〇
新潟	石 一、〇
高知	一、〇
長崎	一、〇
千葉	〇、九
岡山	〇、九
德島	〇、八
和歌山	〇、七
沖繩	〇、六
平均	一、八

其三　木炭消費狀況

前記炭材消費量の算定は、木炭消費量を基礎としたるを以て、參考の爲め、各地方に於ける木炭消費の概況を述ぶべし。

內地、北海道に於ける白炭、黑炭の消費量は約十億二千九百萬貫なるを以て平均五貫匁を以て一俵とせ

ば二億六百萬俵を消費するものなり。此内各家庭に於て消費する木炭は其六割六分、卽ち六億七千八百萬貫（一億三千六百萬俵）にして農林、水產、鑛、工、其他雜業に消費せらるゝ木炭は其二割六分、卽ち二億六千九百萬貫（五千四百萬俵）なり。而して殘餘の八分卽ち八千二百萬貫（千六百萬俵）は學校、官公署、軍隊、社寺、敎會、病院、寄宿舍、火葬場其他に於て消費せらるゝものとす。

今前記木炭の消費量を全國五千七百餘萬人に割當つれば、平均一人に付一ヶ年間に十八貫（三俵半）を消費する割合にして、其內十二貫は家庭用に屬す。

次に各道府縣別の木炭消費量に就ては聊か正確を期し難きも、東京に於ける八千八百萬貫（一千八百萬俵）を最多とし、之に亞ぐを北海道の七千三百萬貫（一千五百萬俵）、福岡の六千三百萬貫（一千二百萬俵）、大阪の五千二百萬貫（一千萬俵）とし、最少きは沖繩の四百萬貫（八十萬俵）なり。今之を當該道府縣の人口一人當りを算出すれば其最大なるは神奈川縣の三十七貫、北海道、福島の三十一貫、福岡の二十九貫等にして其最小なるものは和歌山、德島の八貫、沖繩の七貫等なり。以上の結果により大體木炭消費量の狀況を知り得たるを以て、之を金額に見積るときは總量十萬二千百萬貫に對し一貫匁三十錢とせば三億九百萬圓、一人當り平均五圓餘の巨額を消費することゝなる。此內二億三百萬圓（一人當り四圓弱）は各家庭にて暖房炊焚用として消費せられ、八千一百萬圓は產業用、二千五百萬圓は公共設備用として消費せらるゝものとす。木炭の消費も亦大なりと謂ふべきなり。其詳細は次表の如し。

道府縣別木炭消費量及一人當消費量（單位千貫）

道府縣	人口	家庭用	産業用	公共設備用	計	總量に對する一人當
東京	千人 三、六五五	六九、六一〇	一〇、〇三九	八、三六八	八八、〇二七	貫 二四、一
北海道	二、三五九	四八、四五五	一八、五六六	六、一七四	七三、一九五	三一、〇
福岡	二、一六一	四二、六二四	一五、〇四八	四、九二五	六二、五九七	二九、〇
大阪	二、五八八	三九、二二三	六、五四五	五、九〇四	五一、六七二	二〇、〇
神奈川	一、三六〇	四一、九七七	四、八五二	三、一〇三	四九、九三二	三六、七
福島	一、三七二	一九、四四一	二〇、六二三	一、九九五	四二、〇五九	三〇、七
兵庫	二、三一三	二五、九四三	五、九二三	三、〇七四	三四、九三九	一五、一
愛知	二、一四四	一九、八一一	一三、三二九	一、九二一	三四、〇六一	一五、九
長野	一、五六三	二〇、三五五	七、五七二	三、五六六	三一、四九三	二〇、一
京都	一、二九八	二一、〇四六	六、一〇二	一、六二五	二八、七七三	二二、二
靜岡	一、五九七	一三、六二六	一一、五〇一	二一七	二五、三四四	一五、九
山形	一、〇〇四	一四、四二七	七、五三九	二、一〇一	二四、〇六七	二四、〇
群馬	一、〇九四	一六、三五五	三、九二八	一、五〇三	二一、七八六	一九、九
熊本	一、二九一	九、八九六	一〇、一六六	一、五四二	二一、六〇四	一六、七
岐阜	一、一一九	一六、一九〇	四、一九九	八〇五	二一、一九四	一八、九
廣島	一、五九五	一一、八二九	五、四三二	三、六三九	二〇、九〇〇	一三、一
埼玉	一、三九五	九、八五八	九、五四八	八一九	二〇、二二五	一四、五
香川	七一一	四、五一〇	一三、一九一	一、八三七	一九、五三八	二七、五
秋田	九六七	一五、八九三	一、四三六	一、三七六	一八、七〇五	一九、三

青森	七五六	一三、一二五	二、八一八	一、八三四	一七、七七七	二三、五
新潟	一、八七九	一三、九三一	二、七八七	六六三	一七、三八一	九、三
愛媛	一、〇三八	九、二七四	四、七〇四	二、三六八	一六、三四六	一五、七
宮城	九六五	一〇、六一一	四、七〇九	一、二四三	一六、五六三	一七、二
栃木	一、一〇九	一一、七七七	三、三三八	一、二四一	一六、三五六	一四、七
茨城	一、三九三	一三、九二八	二、四八八	三七四	一五、七九〇	一一、三
岩手	八四五	八、五九一	五、三八四	一、一五二	一五、一二七	一七、九
大分	八六〇	九、八二〇	三、二二一	一、九六二	一五、〇〇三	一七、四
島根	七二二	六、三七五	七、五二八	九一五	一四、八一七	二〇、五
鹿兒島	一、四六六	九、二四一	四、六三〇	七八一	一四、六五二	一〇、〇
千葉	一、三八五	九、一〇七	四、三三七	六九九	一四、一四三	一〇、二
山口	一、一二〇	一一、一六〇	二、四一一	四二六	一三、九九七	一三、五
滋賀	七〇四	八、五三九	四、二〇二	六〇〇	一三、三四一	一九、〇
三重	一、一一三	六、六九九	五、四三三	一、一一三	一三、二六五	一二、九
石川	七七九	九、一一〇	二、三八一	一、二六六	一三、七五七	一六、四
長崎	一、二三四	八、五三三	三、二九五	七〇三	一三、五二一	一〇、一
岡山	一、二七〇	九、二一三	一、四六一	八八〇	一二、五五四	九、一
富山	八〇一	六、一三八	四、一五七	七〇六	一二、一〇一	一三、八
山梨	六三七	五、二六九	三、七四七	五九一	九、六〇七	一五、一
福井	五九七	五、四六七	三、二一五	八七八	九、五七〇	一六、〇
鳥取	四四四	五、六四三	三、〇三二	八二〇	九、四九五	二一、四
奈良	三六五	三、三三四	二、九八七	二、七七八	九、〇八九	一六、一

佐賀	六八三	五、八二四	二、一二八	四七〇	八、四二三	一三、三
高知	七一五	四、七八九	三、一三五	三三四	八、二五八	一二、五
宮崎	五七〇	二、八八九	二、八七三	三五六	六、一一七	一〇、七
和歌山	七九一	三、二三四	二、三八三	三四七	五、九六四	七、五
徳島	七四一	四、九三七	五二七	三一八	五、七九二	七、八
沖縄	五六五	一、六八八	九〇八	一、二五四	三、八五〇	六、八
計	五七、三三三	六七八、三九五	二六八、七六四	八一、五九八	一、〇二八、七五六	一七、九
總量に對する消費割合%		六六	二六	八	一〇〇	
見込俵數	(一俵五貫)	一億三千六百萬俵	五千四百萬俵	千六百萬俵	二億六百萬俵	三俵六分

(ロ) 用材

用材需要量は六千九百七十四萬石(立木利用材積)にして、用材薪炭材の總需要量の約壹割九分を占め、之を當年の人口五千七百餘萬人に割當つれば、一人當平均一石二分に相當す。此内針葉樹は五千三百十九萬九千石、濶葉樹は千六百二十四萬一千石なるが、若し此材量が森林として林立し且一町歩當平均材積三百五十石を有するものとせば、凡そ二十萬町歩に當り、内地北海道の森林面積千九百餘萬町歩に對し、其の一%一に相當する用材林を消費しつゝあるものと謂ふべし。

木材の用途は頗る廣汎に亘り、人類生存上一日も必要缺くべからざるものなるは勿論なるが、本調査に於ては最重要なる建築用材外三十種に就き一々其需要量を算出したるものにして、前記薪炭材と異り或は丸太の儘使用せられしものあり、或は板、角其他の形狀に加工され用ひられたるものありて其使用狀態頗る區々に亘るを常とす。斯く加工せられたる各種用材の製品材積は總額四千三百四十七萬七千石（輸移入材を加工したるもの及輸移出材全部を含む）に達し、此內針葉樹は三千六百三十二萬八千石、濶葉樹は七百十四萬九千石なり。今各種用材に就き樹種別需要量を示せば次の如し。

樹種別需要量（立木利用材積）

用途	針葉樹	濶葉樹	計	平均一人當
	千石	千石	千石	石
建築用材	三二、九九六	二、九二七	三五、九二三	〇・六二七
鑛山用材	六、三六二	四九六	六、八五八	〇・一二〇
包裝箱用材	二、八二八	二〇五	三、〇三三	〇・〇五三
樽桶用材	一、七七〇	六〇〇	二、三七〇	〇・〇四一
鐵道枕木用材	三七五	一、八六三	二、二三八	〇・〇三九
パルプ用材	二、二二七	—	二、二二七	〇・〇三九
船舶用材	一、三九一	六五九	二、〇五〇	〇・〇三六
下駄用材	四二	一、八八三	一、九二五	〇・〇三四
電柱（腕木支柱）用材	八二一	五七五	一、三九六	〇・〇二四

土木橋梁用材	七四八	四九四	一、二四二	〇・〇二三
家庭用器具用材	六四五	三九五	一、〇四〇	〇・〇一八
農具、稲架木用材	三八九	一八四	七七三	〇・〇一四
椎茸榾木用材	—	五九六	五九六	〇・〇一〇
燐寸(軸木小箱)用材	一四五	四二八	五七三	〇・〇一〇
漆器用材	一四二	三九二	五三四	〇・〇〇九
車軸用材	一九七	二八七	四八四	〇・〇〇八
紡績木管用材	—	四三五	四三五	〇・〇〇八
軍需用材	一七〇	二三五	四〇五	〇・〇〇七
經木(眞田折箱)用材	四五	一〇八	一五三	〇・〇〇三
葬祭具用材	一一七	—	一一七	〇・〇〇二
樟腦原木用材	—	一一一	一一一	〇・〇〇二
木毛用材	六二	—	六二	〇・〇〇一
木型用材	三七	五	四二	〇・〇〇一
鉛筆用材	三八	三	四一	〇・〇〇一
水道木管用材	四〇	—	四〇	〇・〇〇一
漁網浮木用材	一八	二一	三九	〇・〇〇一
運動具用材	—	三三	三三	〇・〇〇一
曲木用材	—	三三	三三	〇・〇〇一
度量衡用材	二	一二	一四	—
其他用材	四六二	二五三	七一二	〇・〇一三
輸移出用材	一、二三三	三、〇一〇	四、二四三	〇・〇七四

計	五三、四九九	一六、二四二	六九、七四〇	一・二六

其一　建築用材

建築用材需要量は家屋材、建具材を合せ三千五百九十二萬三千餘石（立木利用材積）にして、其九二％は針葉樹を用ひ、濶葉樹は僅に其八％を使用することは前表の如くなるが、之等の材料には如何なる樹種を用ゆるやを調査せしに、最近に於ては外材の輸入著しく激增し專ら米松、米杉等を使用するに至りしも大正八年頃には主に內地材たるスギ、マツ、トヾ、エゾ、クリ等を重用せられたるものにして、就中スギは總量の三八％五を占め、之に亞ぐはマツ類にして三三％四、モミ、ツガ、トヾ、エゾ等は一五％を使用せられたり。

又家屋材と建具材とは如何なる割合に使用せられつゝあるやに就き研究するに、總量の內家屋材は九六％にして、建具材は僅に四％に過ぎず。而して建具材の家屋材に對する割合は家屋の大小、構造により差違あるは勿論なるも普通家屋にありては家屋材の約五分一厘、特種家屋にては三分一厘、平均四分六厘內外の建具材を使用するものとす。

其詳細は次表に示すが如し。

樹種別需要量（立木利用材積）

樹種		普通家屋 家屋材	普通家屋 建具材	普通家屋 計	特種家屋 家屋材	特種家屋 建具材	特種家屋 計	合計	總量に對する%
針葉樹	スギ	千石 九、三三三	千石 八七六	千石 一〇、二〇九	千石 三、五二五	千石 一〇九	千石 三、六三四	千石 一三、八四三	千石 三八・五
	マツ	八、五〇五	一四九	八、六五四	三、二五五	一〇一	三、三三五	一二、〇〇九	三三・四
	トド、エゾ、モミ、ツガ	三、七三九	二〇二	三、九四一	一、三九六	四三	一、四三九	五、三八一	一五・〇
	ヒノキ	五二七	五五	五八二	一九二	六	一九八	七八〇	二・二
	其他針	五三五	一一	五四六	二一〇	六	二一六	七六二	二・一
	ヒバ	一三七	四	一四一	五二	二	五四	一九五	〇・六
	サハラ	一七	—	一七	九	—	九	二六	〇・一
	計	二三、七九三	一、二九七	二四、〇九〇	八、六三九	二六七	八、九〇六	三二、九九六	九一・九
濶葉樹	クリ	一、八八五	二	一、八八七	九二	三	九五	一、九八二	五・五
	其他濶	五四六	—	五四六	二三	一	二三	五六九	一・六
	ナラ	一八七	—	一八七	九	—	九	一九六	〇・五
	ケヤキ	一六一	三	一七三	八	—	八	一八一	〇・五
	計	二、七七八	一四	二、七九二	一三一	四	一三五	二、九二七	八・一
總計		二五、五七一	一、三一一	二六、八八二	八、七七〇	二七一	九、〇四一	三五、九二三	一〇〇・〇
內	家屋材								九五・六
	建具材								四・四
建具材の家屋材に對する%				五・一			三・一		四・六

次に以上の木材は如何なる方面に於て最多く需要せられつゝあるやを調査したるに、北海道の需要量最多く東京、大阪、石川、兵庫之に亞ぎ、最少きは香川、宮崎、奈良、佐賀の各縣なり。

又道府縣に於ては如何なる種類の木材を家屋材又は建具材として使用せらるゝやに就き、先づ普通家屋に於て選定したる標準家屋を析解し、其材料を調査したる結果、北海道にてはトヾ、エゾの需要旺盛にしてナラ、其他の濶葉樹之に亞ぎ殆んどスギ、マツ類を使用せず。然るに內地各府縣にありては數縣を除くの外、概してスギを多く用ひ、マツ、トヾ、エゾ、モミ、ツガ等之に亞ぐ。長野、岐阜、岡山、島根、廣島、大分、青森地方にてはマツの需要最多くして、スギ之に亞ぐ。又福島地方にてはクリの使用最多くしてスギ、マツ等之に亞げり。尙東京、大阪、福岡、和歌山等にてはトヾ、エゾ、モミ、ツガ、又愛知地方にてはヒノキ、東京、岡山にてはクリの需要比較的盛なるを見る。

以上の結果により、大正八年に於ける各地方建築界發達の趨勢、及之に要したる材料の一端を窺ふに足るべく、其の詳細は次表に就て知るべし。

道府縣普通家屋樹種別需要量（立木利用材積）　（單位千石）

道府縣	スギ	マツ	ヒノキ	サハラ	ヒバ	モミ、ツガ、トド、エゾ	其他針	計	クリ	ケヤキ	ナラ	其他濶	計	總計
北海道	―	二〇	―	―	―	二、三八二	―	二、四〇二	―	―	一三七	二〇二	三三九	二、七四一

東京	六五〇	五五一	三七	一	九	二五一	三三	一、五三二	一三〇	二	三	三九	一八二	一、七一四
大阪	四六一	三九〇	二六	一	六	一七八	二三	一、〇八五	八五	七	八	二八	一二八	一、二一三
石川	四七六	四二五	二	—	四八	四	一三	一、〇六八	八〇	二	—	—	一〇一	一、一六九
兵庫	五三八	五〇九	四三	—	—	五〇	—	一、一三九	一五	一〇	—	八	三三	一、一七二
岡山	三五〇	四四三	一四	—	—	二二	—	八二七	二九六	三	—	二四	三三三	一、一六〇
福岡	三八四	三二六	三	一	六	一四七	一九	九〇五	七二	六	七	二三	一〇八	一、〇一三
福島	三〇九	二二九	—	—	—	—	—	五三八	三六八	五	二	六	三八一	九一九
長野	一二三	四八〇	—	—	—	—	二三五	八三八	六三	六	—	—	六九	九〇七
岐阜	一三四	四七八	六五	—	—	—	—	六七七	一六三	一	—	—	一六四	八四一
愛知	二九八	一七九	一三〇	三	—	八八	—	七〇七	二三	—	—	一	二四	七三一
神奈川	二四二	二〇五	三	一	三	九四	三	五七〇	四五	四	四	一四	六七	六三七
靜岡	三七二	二三九	—	—	—	—	—	六一一	—	二	—	—	二	六一三
熊本	二三一	一九五	三	—	三	九〇	二	五四三	四三	五	四	一四	六六	六〇九
宮城	三七七	二一一	八	—	—	三	—	四九九	七七	四	—	二	八三	五八二
京都	二六五	二二七	七	—	—	一七	—	五二六	二三	七	—	一	三二	五五七
埼玉	二九七	二三一	二	—	—	—	—	五三〇	一三	四	—	—	一七	五四七
富山	二六三	二二〇	—	—	三〇	一六	六	五三四	六	一	—	一	八	五四二
山口	一九九	一六八	二	—	三	七七	一〇	四六八	三七	四	四	三	五七	五二五
廣島	八三	四〇七	—	—	—	一	—	四九一	二二	一	—	—	三二	五一三
青森	一三四	二九二	—	—	—	—	二	四二七	六〇	四	—	—	六四	四九一
山形	三四七	七九	三	—	—	—	—	四三八	三八	一〇	—	二	五〇	四八八
愛媛	一八五	一五七	一〇	—	二	七二	九	四三五	三四	三	三	二	五一	四八七

和歌山	二四五	一	二	—	—	二一六	—	四六四	—	二	—	一六	一八	四八二
秋田	二七〇	一六二	—	—	—	—	一八	四五〇	—	—	—	—	—	四五〇
島根	七五	二八一	—	—	—	九	—	三六五	四二	一	—	九	五二	四一七
岩手	一五一	一二七	九	—	二	五八	七	三五四	二八	二	三	九	四二	三九六
栃木	三〇三	六四	三	—	—	—	—	三七〇	七	六	—	八	二一	三九一
鹿児島	二八六	五八	—	—	—	—	—	三四四	—	—	—	三八	三八	三八二
三重	一九二	七四	六二	—	—	五六	—	三八四	—	二	—	一	三	三八七
大分	一一八	一七九	—	—	—	—	—	二九七	一	三	—	二九	三三	三三〇
徳島	一八四	一一六	四	—	—	九	—	三三三	—	—	—	—	—	三三三
福井	一五三	一一三	一	—	—	二	—	二六八	三〇	六	—	三	四九	三一七
千葉	二〇五	七四	—	—	六	—	—	三〇七	—	二	—	—	二	三〇九
新潟	二〇六	四五	—	—	—	—	二	二七二	—	三	—	一九	二二	二九四
高知	二二六	三八	七	—	—	三	—	二七四	—	—	—	—	—	二七四
山梨	六	一八六	一	一	—	一六	一三	二二三	三五	七	—	一	四三	二六六
沖縄	一〇一	八五	六	—	一	三九	五	二三七	一八	二	二	六	二八	二六五
茨城	二〇〇	六四	—	—	—	—	—	二六四	—	一	—	—	一	二六五
長崎	一三四	一一一	八	—	—	五	—	二五八	—	—	—	—	—	二五八
鳥取	六五	一一一	—	—	—	一	—	一七七	二二	四	—	五	三一	二〇八
滋賀	一二三	六五	一〇	—	—	三	—	二〇一	二	—	—	—	二	二〇三
群馬	七四	三九	—	—	—	一	—	一一三	八	一	—	二	二一	一三四
佐賀	六〇	四九	三	—	—	—	—	一一二	—	二	—	—	二	一二四
奈良	五七	一三	三一	—	—	—	—	一〇一	一三	—	—	—	一三	一一四

宮崎	五二	四	—	—	—	三二	—	八八	—	—	—	二	二	九〇
香川	一四	三七	—	—	—	一	—	五二	—	—	—	—	—	五二
計	一〇、二〇九	八、六五四	五八二	一七	一四二	三、九四一	五四六	二四、〇九〇	一、八八七	一七三	一八六	五四六	二、七九二	二六、八八二

備考　家屋材、建具材内譯は前表の如し。

其二　鑛山用材及各種用材

鑛山用材其他各種用材に就き、一々説述するは森林利用の内木材物理工藝の記事と重複の嫌あるにより、茲に之を省く。同記事に就て見るべし。但し其總括したる需要量は前表により明かなり。

(二)　供給量

茲に供給量と稱するは、大正八年中伐採せる林木の總量を意味するものにして用材、薪炭材の總供給量は三億七千六百三十九萬一千石にして其内薪炭材は三億千六百二萬四千石、用材は六千三十六萬七千石なり。卽ち次表の如し。

總供給量（立木利用材積）

用途＼樹種	針葉樹	濶葉樹	計
用材	千石 五一、七九一	千石 八、五七六	千石 六〇、三六七
薪炭材	四一、二〇五	二七四、八一九	三一六、〇二四

內 薪材	三五、二四九	一七九、三七〇	二一四、六一九
內 炭材	五、九五六	九五、四四九	一〇一、四〇五
總計	九二、九九六	二八三、三九五	三七六、三九一
總量に對する%	二四・七	七五・三	一〇〇・〇
平均一人當	一・六二	四・九四	六・五六

以下項を分ち其詳細を說述すべし。

(イ) 道府縣供給量(立木利用材積)

道府縣	用材 針葉樹	用材 濶葉樹	薪材 針葉樹	薪材 濶葉樹	炭材 針葉樹	炭材 濶葉樹	計
	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石
北海道	七、五七八	二、五四〇	四四五	三、五四四	―	四、五一五	二八、六二二
青森	六九〇	二三〇	五六六	五五八	二	一、一〇一	三、一三七
岩手	八五二	四〇五	七九九	四、〇八九	一二七	二、六一五	八、八八七
秋田	一、五四五	一二四	三九四	八五三	二七	一、六六〇	四、六〇二
山形	四三七	九五	一六九	一、〇〇〇	二七	九四一	二、六六八
宮城	三一〇	七九	九三	一、三五七	―	九一七	二、七五六
福島	五九五	一八九	一五四	七三三	一九	二、一一一	三、八〇二

茨城	四六六	二六	四七三	四九五	六一	九八七	二、五〇八
栃木	六六一	一七一	一四五	六六九	二五	一、四〇三	三、〇七四
群馬	二四二	一一〇	三六七	一、六八九	六二	一、四五四	三、九二五
埼玉	二八七	一四	二五	二一一	三	六九二	一、二三二
千葉	五一二	七	二八七	一、三八三	四七	六七九	二、九一四
東京	一七〇	一八	二六八	一、四二一	四七	六五二	二、六八七
神奈川	二〇三	二八	一一三	五七四	一七	三八三	一、三一八
新潟	七一八	六三	一七	二、九六六	三	三、二八二	七、〇四九
富山	一〇八	三一	二九六	七二五	六	六九〇	一、八五六
石川	四四〇	五四	一二四	二、一三九	二八	二、六八九	五、四七四
福井	三六〇	四七	八、七五八	四四、〇三八	一、四二九	二、二三九	七五、八七一
長野	一、三五九	一〇三	二六九	一、〇八二	一三	九六七	三、八〇〇
岐阜	七八四	一六〇	一〇八	一、九〇六	三	一、四〇八	四、三七七
滋賀	四五八	二一	一、〇八六	九一九	一〇一	八〇二	三、三八七
山梨	五三八	六七	五九八	一、〇八八	二四	一、二七五	三、六八〇
静岡	一、六三四	四三三	三九五	二、四七二	二七	一、二八一	六、二四二
愛知	三一八	四六	九七	一四八	一三	一七二	八〇二
三重	一、八二三	三三	五一二	一、三〇〇	二六	九一三	四、六〇五
京都	四九七	二三	九六二	一、四八二	一四	五四五	三、五二三
兵庫	三、一三〇	一五三	二、四〇〇	七、六〇八	一	八九	一三、五八二
大阪	一九二	三	一七五	八五九	二九	三九四	一、六五三
奈良	一、〇六四	一三	一七五	三一一	二六	二〇七	一、八〇六

和歌山	三、二七七	一一六	九六	一、〇二〇	九六	七四二	五、三四七
鳥取	二一〇	三五	二五	一〇四	五	二〇三	五八二
島根	七三一	一一〇	一、一一五	二、二七〇	一二四	一、三六九	五、七一九
岡山	五〇一	一七七	一、七五六	二、五〇〇	一四七	一、七五三	六、八三四
廣島	二、一六一	一六三	一、二八六	一、五〇五	四二一	二、三六九	七、九〇四
山口	一、一九七	六〇	二、七〇二	五、七六八	一、六九四	三、九五九	一五、三八〇
德島	一、〇七六	五五	三三五	四、六三〇	二五	四二〇	六、五四〇
香川	一〇一	三	二〇	七四	二九	八一	三〇七
愛媛	七九八	二六	一、二四〇	六、一〇〇	二一〇	二、八九四	一一、二六八
高知	八二三	九八	一八一	九一二	二九六	二、〇五七	四、三五七
大分	二、四四〇	四九七	五四〇	二、六〇三	八八	一、四一〇	七、五七八
福岡	七一八	一五	二二八	一、〇八九	三七	六三三	二、七二〇
佐賀	五九〇	五七九	二三六	三、三〇三	一三	二二三	四、九四三
長崎	三九一	三三	二、七七六	三三、六六四	七六	九六七	三七、九〇六
熊本	九三二	一〇九	一、七六六	三、二七四	二〇九	二、九六七	九、二五七
宮崎	五、九〇五	三八三	三五八	一三、二六三	一三三	一六、三二〇	三五、三六一
鹿兒島	一、三四一	二九二	二六五	四六七	一一	八八九	三、二六五
沖繩	一二	三六	三四	二一三	五	一三二	四三二
計	五一、一六四	八、〇四九	三五、二四九	一七九、三七〇	五、九五六	九五、四四九	三七五、二三七
總計	五九、二一三		二一四、六一九		一〇一、四〇五		

内譯							
御料林	一、九四八	三三一	一八九	七三九	六〇	八六七	四、一二四
國有林	五、九九五	二、〇〇〇	四三一	四、一九七	六九	九、八七三	三三、五五六
公有林	二、九三三	五三八	二、〇一三	一五、五八九	二一八	一〇、八三五	三三、一二四
社寺有林	三五〇	一一三	三一九	四四二	二〇	三三〇	一、四七三
私有林	三九、九三九	五、〇六八	三二、三〇八	一五八、四〇三	五、五八九	七三、六五三	三一四、九六〇

（ロ）輸移入量

輸移入量として貿易表に掲げあるものは、多く材積にて示されざるにより、其量を知り難きも概ね次の如し。

種目	針葉樹	濶葉樹	計	備考
パルプ用材	千石 一六一	千石 —	千石 一六一	製品材積
船舶用材	九八	三六	一三四	同
橋梁、建築用材	一〇〇	五	一〇五	同
車輛用材	六八	四	七二	同
家庭器具用材	—	五五	五五	同
下駄用材	—	五〇	五〇	同
燐寸用材	—	四九	四九	同
鉛筆用材	五	—	五	同
軍需用材	二	一	三	同

其他	三	一五	一八	同
計	四三七	二一五	六五二	同
概算立木利用材積	六二七	五二七	一、一五四	

(三) 需要供給量の比較

以上により需要量竝に供給量を知り得たるが故に立木利用材積にて之を比較すること次の如し。

用途		樹種	需要量	供給量	需要量に比し供給量過不足	摘要
用材		針葉樹	千石 五三、四九九	千石 五一、七九一	(不足) 千石 一、七〇八	
		闊葉樹	一六、二四一	八、五七六	(不足) 七、六六五	
		計	六九、七四〇	六〇、三六七	(不足) 九、三七三	
薪炭材	薪材	針葉樹	六五、八九七	三五、二四九	不足) 三〇、六四八	本表中には輸移入出材全部を含む
		闊葉樹	一二九、五一五	一七九、三七〇	(過) 四九、八五五	
		小計	一九五、四一二	二一四、六一九	(過) 一九、二〇七	
	炭材	針葉樹	一、八五九	五、九五六	(過) 四、〇九七	
		闊葉樹	一〇一、三九七	九五、四四九	(不足) 五、九四八	
		小計	一〇三、二五六	一〇一、四〇五	(不足) 一、八五一	
	計		二九八、六六八	三一六、〇二四	(過) 一七、三五六	
合計			三六八、四〇八	三七六、三九一	(過) 七、九八三	

(四) 參考

尙參考の爲め製紙原料木材需要量、竝に木材パルプ生產量を揭ぐべし。

(イ) 製紙原料木材需要量

木材產地	工場の所在地	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年見込	將來見込
内地材	内地	石 二一、九〇一	石 一〇六、七八九	石 七一、九二七	石 五七、四四五	石 六〇、一六〇	石 六七、七六〇
北海道材	内地	三六六、七一六	三五〇、〇八〇	三二二、二三九	一七一、七五八	一四一、四二七	一四一、四二七
	北海道	一、六〇七、六二二	一、六四二、四三一	一、八〇三、一五〇	一、九三一、五〇四	二、〇〇一、〇八四	二、〇〇一、〇八四
	計	一、九七四、三三八	一、九九二、五一一	二、一二五、三八九	二、一〇三、二六二	二、一四二、五一一	二、一四二、五一一
樺太材	内地	二八一、二六九	二二五、二三七	二八六、四七九	五三九、四五六	八四二、二〇四	八四二、一五四
	樺太	一、三五〇、四七五	九一一、五五一	一、四一七、一六三	一、七七一、一八七	一、八五三、三三三	三、一二一、二三三
	計	一、六三一、七四四	一、一三六、七八八	一、七〇三、六四二	二、三一〇、六四三	二、六九五、五三七	三、九六三、三八七
朝鮮材	朝鮮	二一〇、三七七	二二八、二四〇	一八九、二四五	—	—	二四〇、〇〇〇
西伯利材	内地	—	二三、二二九	九四、三七七	一三九、〇五五	八〇、九二六	一一五、九二六
合計		三、九三八、三六〇	三、四八七、五五七	四、一八四、五八〇	四、六一〇、四〇五	四、九七九、一三四	六、五二九、五八四

		大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年見込額	將來見込
(滿洲材)	滿洲	—	(三七、六〇〇)	(一三三、五〇一)	—	—	(二七六、〇〇〇)

備考　南滿洲の分は參考の爲め括弧を附し記載せるも本邦產額總計には之を加算せず。

(ロ) 木材パルプ生產量

工場所在地	木材パルプの種類	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年見込額	將來見込
樺太	サルファイトパルプ	七二、〇六〇噸	五四、六八七噸	八三、四四九噸	一〇三、二二八噸	一二一、一二五噸	一六八、六二五噸
	クラフトパルプ	—	—	—	—	—	六、〇〇〇
	計	七二、〇六〇	五四、六八七	八三、四四九	一〇三、二二八	一二一、一二五	一七四、六二五
北海道	サルファイトパルプ	四〇、九四五	四六、四一六	四九、三八五	五三、八七七	五三、八二三	五三、八二三
	グランドパルプ	七八、二二一	七六、八七五	八九、八三七	九七、一八八	一〇三、八〇一	一〇三、八〇一
	計	一一九、一六六	一二三、二九一	一三九、二二六	一五〇、〇六五	一五七、六二三	一五七、六二三
內地	サルファイトパルプ	一九、八一〇	一九、六四三	二〇、八七三	二三、二三二	二五、六三五	二八、二三五
	グランドパルプ	四七、八二六	四一、八九三	四八、四四四	六一、五九一	八二、八一九	八八、四四七
	計	六七、六三六	六一、五三六	六九、三一七	八四、八二三	一〇八、四五四	一一六、六八二
朝鮮	サルファイトパルプ	九、三九七	一〇、五一三	九、四三三	—	—	一三、〇〇〇

滿洲	サルファイトパルプ	—	（一、八六〇）	（六、五六六）	—	—	（一三、六〇〇）
合計	サルファイトパルプ	一四二、二一三	一三一、二五九	一六三、一四四	一七九、三二七	一九〇、五八二	二六二、六八二
	グラウンドパルプ	一二六、〇四九	一一八、七六八	一三八、二八一	一五八、七七九	一八六、六二〇	一九二、二四八
	クラフトパルプ	—	—	—	—	—	六、〇〇〇
	合計	二六八、二六二	二五〇、〇二七	三〇一、四二五	三三八、一〇六	三七七、二〇二	四六〇、九三〇

備考（一）前記將來の見込額中、具體的數字を計上し難きものに對しては、曩に調査せるものを其儘揭記せり。而して單位以下の端數は四捨五入したるものなり。次表原料木材に就ても之に準ず。（二）南滿洲の分は參考の爲括弧を附し記載せるも、本邦産額總計には之を加算せず。

二　林産物價格

林産物を木材、木炭、薪、其の他の副産物に分ち、其中に就き代表的重要品種を選みて其の價格を調査し、且指數を求め、之等價格騰落の趨勢を知るに便ならしめたり。以下項を分ち説述すること次の如し。

（一）全國主要市場木材、薪炭、其他價格累年比較

明治二十年頃に於ける松杉角材一尺〆は一圓四五十錢なりしも、世の進運に伴ひ、漸次昂騰して大正九

年には十二圓四十錢となり、卽ち九倍の價格となるに至れり。又其當時の板材は一坪に付き二十五、六錢なりしも大正九年には一圓三十五錢、卽ち約六倍の價格となり、木材を平均すれば七倍五分の騰貴に當る。

又薪は其當時十貫匁十一錢なりしも、九年には五十五錢卽ち五倍となり、木炭は當時二十九錢なりしも九年には三圓二十五錢卽ち十一倍の價格となるに至れり。

次に米に就て見れば、當時一石四圓七十錢なりしも、九年には三十二圓二十錢卽ち七倍の價格となり、當時一石十四圓なりし酒の如きも七十九圓卽ち約六倍となり、又晒木綿の如きも一反三十錢內外なりしものが一圓二十錢卽ち四倍に騰り、甲斐絹の如き一反二圓六十錢なりしもの九圓三十錢卽四倍弱に騰れり、又石炭は當時一噸三圓四十錢なりしが、九年には二十一圓七十錢卽ち六倍餘の價格となるに至れり。

(イ)價格表

品名		單位	明治二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年
木材	松角材	尺角二間物一本	一・五二	一・五〇	一・五三	一・五九	一・六三	一・七九	一・九三
	杉角材	同上	一・三六	一・五〇	一・五三	一・八〇	一・七七	一・八五	二・〇七
	松六分板	一坪	〇・二八	〇・三〇	〇・三〇	〇・三一	〇・三二	〇・三四	〇・三八
	杉四分板	同上	〇・二三	〇・二五	〇・二七	〇・二七	〇・二八	〇・三〇	〇・三三

品名		單位	明治二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年
食料品	米	一石	四・七一	四・三七	五・五六	八・一五	六・八六	七・〇〇	七・〇八
	清酒	同上	一三・九三	一三・八七	一三・四五	一四・三八	一四・二四	一四・二三	一四・〇三
衣料	晒木綿	一反	〇・三一	〇・三一	〇・三三	〇・三三	〇・三〇	〇・三一	〇・三一
	甲斐絹	同上	二・五八	二・五七	二・七四	二・七一	二・六七	二・八〇	二・九八
燃料	石炭	一噸	三・三六	三・八六	四・二〇	四・二〇	四・三八	三・八六	四・五四
	薪	十貫	〇・一一	〇・一一	〇・一三	〇・一三	〇・一二	〇・一三	〇・一八
	木炭	同上	〇・二九	〇・三一	〇・三五	〇・三六	〇・三五	〇・三八	〇・四三
木材	松角材	尺角二間物一本	二・一〇	二・五三	三・一八	三・四九	三・四九	三・四三	四・〇四
	杉角材	同上	二・三〇	二・七五	三・五七	四・〇四	三・九七	三・九八	四・三五
	松六分板	一坪	〇・四三	〇・四九	〇・五六	〇・六一	〇・六三	〇・六八	〇・七六
	杉四分板	同上	〇・三五	〇・四二	〇・五三	〇・五九	〇・六三	〇・六四	〇・七二
食料品	米	一石	八・二四	八・二一	九・一六	一一・八一	一三・一一	九・八四	一一・三三
	清酒	同上	一五・三二	一七・二三	一九・九六	二四・二〇	二八・三三	二七・四四	三〇・六八

品名		單位	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年
衣料	晒木綿	一反	〇・三〇	〇・三〇	〇・三二	〇・三七	〇・三五	〇・三六	〇・三七
	甲斐絹	同上	三・〇五	三・六七	三・九四	四・四六	四・五六	五・三二	五・一三
燃料	石炭	一噸	四・九二	四・九〇	五・二二	六・九一	七・〇三	五・八〇	六・三五
	薪	十貫	〇・一四	〇・一七	〇・一九	〇・二四	〇・二六	〇・二四	〇・二五
	木炭	同上	〇・四五	〇・五四	〇・六三	〇・七三	〇・七二	〇・七五	〇・八八

品名		單位	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年
木材	松角材	尺角二間物一本	三・六二	三・七四	三・五〇	三・四八	三・六六	三・七五	四・一三
	杉角材	同上	四・〇五	四・四三	四・〇八	三・二七	四・〇四	四・二三	四・六三
	松六分板	一坪	〇・六九	〇・六三	〇・六〇	〇・五八	〇・六四	〇・六三	〇・七三
	杉四分板	同上	〇・六四	〇・六一	〇・六〇	〇・五九	〇・六三	〇・六五	〇・七四
食料品	米	一石	一一・四七	一三・〇七	一三・六八	一三・八九	一三・六六	一四・四四	一六・〇三
	清酒	同上	三一・四八	三三・三八	三四・三〇	三五・一九	三七・六二	三八・六五	四一・〇九
衣料	晒木綿	一反	〇・三八	〇・三八	三・三六	〇・四一	〇・四七	〇・四六	〇・四七
	甲斐絹	同上	四・五〇	四・〇三	四・一四	四・一二	四・五〇	四・九一	五・七三

品名		單位	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	明治四十五年大正元年	大正二年	同三年
燃料	石炭	一噸	六・八一	六・三三	五・八一	六・〇三	八・〇〇	八・四三	七・七〇
	薪	十貫	〇・二五	〇・二五	〇・二三	〇・二七	〇・二九	〇・二六	〇・二九
	木炭	同上	〇・八四	〇・八二	〇・七七	〇・八二	〇・七八	〇・八〇	〇・九五

品名		單位	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	明治四十五年大正元年	大正二年	同三年
木材	松角材	大角二間物一本	四・七四	四・三五	四・五四	四・七五	五・一三	五・四三	五・一五
	杉角材	同上	五・五八	五・四六	五・五七	五・七四	五・九八	五・八七	六・一四
	松六分板	一坪	〇・七九	〇・七三	〇・七三	〇・七八	〇・八一	〇・八二	〇・七九
	杉四分板	同上	〇・八三	〇・七八	〇・七五	〇・七九	〇・八一	〇・八五	〇・八四
食料品	米	一石	一五・二四	一三・五四	一三・九三	一六・八五	二〇・三七	二一・〇一	一五・四六
	清酒	同上	四三・二〇	四三・四九	三九・五五	四四・五五	四七・二八	五〇・三四	四八・〇八
衣料	晒木綿	一反	〇・四四	〇・四四	〇・四五	〇・四七	〇・四五	〇・四七	〇・四三
	甲斐絹	同上	五・三八	五・〇一	四・五七	四・六二	四・六六	四・七六	四・四二
燃料	石炭	一噸	七・九五	七・八九	七・一四	七・五四	七・六二	八・〇一	八・三五
	薪	十貫	〇・三一	〇・三〇	〇・三一	〇・三一	〇・三三	〇・三三	〇・三三
	木炭	同上	一・〇九	〇・九九	一・〇二	一・〇四	一・〇四	一・一三	一・一二

品名		單位	大正四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
木材	松角材	角二間物一本	四・五八	五・六五	八・一八	—	—	—
	杉角材	同上	五・七三	六・七七	九・三二	一一・六四	一六・一六	一三・三七
	松六分板	一坪	〇・七六	〇・八六	一・一三	—	—	—
	杉四分板	同上	〇・七六	〇・八三	一・一六	一・三七	一・五一	一・三五
食料品	米	一石	一二・四七	一三・二六	一九・三五	三一・七六	四五・五三	三二・二一
	清酒	同上	四二・六〇	四七・五五	五五・〇七	七五・一〇	一〇六・三九	七八・八五
衣料	晒木綿	一反	〇・四一	〇・五一	〇・七六	一・〇三	一・七〇	一・一六
	甲斐絹	同上	四・六〇	五・三六	六・五九	九・四九	一二・八五	九・三二
燃料	石炭	一噸	七・八三	九・〇四	一六・〇八	二一・六二	一六・三五	二一・六八
	薪	十貫	〇・三一	〇・三一	〇・四〇	〇・五四	〇・七〇	〇・五五
	木炭	同上	一・一〇	一・一一	一・六八	三・九六	四・一一	三・二五

(ロ) 指數表

品名	明治二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年

	木材					食料品		衣料		燃料			物價指數
	松角材	杉角材	松六分板	杉四分板	木材平均	米	清酒	晒木綿	甲斐絹	石炭	薪	木炭	
	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	九九	一一〇	一〇七	一〇九	一〇六	九三	九二	一〇〇	一〇〇	一一五	一〇〇	一〇七	一〇四
	一〇一	一一三	一〇七	一一七	一一〇	一一八	九七	一〇三	一〇六	一二五	一一八	一二一	一〇九
	一〇五	一三二	一一二	一一七	一一六	一一三	一〇三	一〇三	一〇五	一二五	一一八	一二四	一一三
	一〇八	一三〇	一一四	一二三	一一九	一四六	一〇二	九七	一〇三	一三〇	一〇九	一二一	一〇六
	一一九	一三六	一二二	一三〇	一二七	一四九	一〇二	一〇〇	一〇九	一一五	一一八	一二一	一一一
	一二八	一五二	一三六	一四三	一四〇	一五〇	一〇一	一〇〇	一一六	一三五	一六四	一四八	一一五
	一三九	一六九	一五四	一五二	一五四	一七五	一一〇	九七	一一〇	一四六	一二七	一五五	一二三
	一六七	二〇二	一七五	一八三	一八二	一七四	一二四	九七	一四二	一四六	一五五	一八六	一三一
	二一〇	二五九	二〇〇	二三〇	二二五	一九四	一四三	一〇三	一五三	一五五	一七三	二一七	一四一

備考　本表は農商務統計による。

品名		明治三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年
木材	松角材	二三一	二三一	二三七	二六八	二四〇	二四八	二三一	二三〇
	杉角材	二九七	二九二	二九三	三一〇	二九八	三三六	三〇〇	二四〇

品名	木材			食料品		衣料		燃料			物價指數
	松六分板	杉四分板	木材平均	米	清酒	晒木綿	甲斐絹	石炭	薪	木炭	
同三十八年	二一八	二五七	二五一	二五一	一七四	一一九	一七三	二〇六	二一八	二五二	一五六
同三十九年	二三五	二七四	二五六	二七八	二〇三	一一三	一七七	二〇九	二三六	二四八	一六五
同四十年	二四三	二七八	二六〇	二〇九	一九七	一一六	二〇六	一七三	二一八	二五九	一六六
同四十一年	二七一	三一三	二九三	二四〇	二三〇	一三〇	一九九	一八九	二三七	三〇三	一七八
同四十二年	二四六	二七七	二六六	二四四	二三六	一三三	一七四	二〇三	二三七	二九〇	一七〇
同四十三年	二三五	二六五	二六六	二五六	二三二	一三三	一五六	一八八	二三七	二八三	一六六
同四十四年	二一四	二六一	二五二	二九〇	二四三	一一六	一六〇	一七三	二〇九	二六六	一七八
明治四十五年 大正元年	二〇七	二五六	二三三	二七四	二五三	一一三	一五九	一七九	二四五	二八三	一八八

品名	木材				
	松角材	杉角材	松六分板	杉四分板	木材平均
同三十八年	二四二	二九七	三三三	二七四	二六一
同三十九年	二四八	三一一	三三五	二八三	二六七
同四十年	二七三	三四〇	二六〇	三三三	二七四
同四十一年	三一四	四一〇	二八二	三六一	三四二
同四十二年	二八八	四〇一	二六〇	三三九	三三三
同四十三年	三〇〇	四〇九	二六〇	三三六	三三四
同四十四年	三一五	四二三	二七九	三四〇	三四〇
明治四十五年 大正元年	三三九	四四〇	二八九	三五二	三五五

品名	食料品 米	食料品 清酒	衣料 晒木綿	衣料 甲斐絹	燃料 石炭	燃料 薪	燃料 木炭	物價指數	木材 松角材	木材 杉角材	木材 松六分板	木材 杉四分板	木材 木材平均	食料品 米	食料品 清酒
大正二年	二六九	二七〇	一五三	一七二	二三八	二七四	二六九	二〇七	三五九	四三三	二九三	三七〇	三〇三	四四六	三六一
同三年	三〇七	二七七	一四八	一九〇	二五一	二三六	二七六	二一〇	三四一	四五一	二八二	三六五	三六〇	三一八	三四五
同四年	三四〇	二九五	一五二	二二三	二三九	二六四	三一八	二三六	三〇三	四二一	二七一	三三〇	三七一	二六五	三〇四
同五年	三二四	三一〇	一四二	二〇九	二三七	二八二	三七六	二一九	三七四	四九八	三〇七	三六一	三八五	二八一	三四一
同六年	二六六	三一三	一四二	一九四	二三五	二七三	三四二	二〇九	五四二	六八五	四四〇	五〇四	五四三	四一一	三九五
同七年	二七五	二八四	一四五	一七七	二一三	二八二	三五二	二一四	—	八五六	—	五九六	七二六	六七四	五三九
同八年	三五八	三一〇	一五三	一七九	二二四	二八二	三五九	二二三	—	一、一八八	—	六五七	九二三	九六六	七六七
同九年	四三二	三三九	一四五	一八一	二九一	二三七	三六九	—	—	九一〇	—	五八七	七四九	六八四	五六六

衣料	晒木綿	一五二	一三九	一三二	一六五	二四五	三二九	五四八	三七四
	甲斐絹	一八四	一七二	一七八	二〇八	二五五	二六八	四五九	三六一
燃料	石炭	二三八	二四九	二三三	二六九	四七八	六七三	七八四	六四五
	薪	三〇〇	二九一	二八二	二八二	三六四	四九一	六三九	五〇〇
	木炭	二九〇	三八三	三八〇	三八三	五七九	一、三六六	一、四一七	一、一二〇
物價指數		—	—	—	—	—	—	—	—

(二)　東京市場木材及米價格累年比較　(自天保元年至明治十二年)

東京市場に於ける天保元年―七年の杉四分板一枚は八厘七毛なりしが、明治二十年―二十四年には、五錢五厘卽ち六倍餘となり、檜一尺〆に付五十八錢なりしもの、二圓八十六錢卽五倍に上り、又松一尺〆五十二錢なりしも二圓二十九錢卽ち四倍餘となり、六分板の如きも一枚一錢一厘なりしが騰りて四錢一厘となり、木材類を平均して約四倍六分の價格に騰貴せり。又米は當時一石一圓六十錢なりしが、漸次騰貴して五圓七十錢卽六倍六分の價格となるに至れり。其詳細は次表に示すが如し。

(イ)　價格表　(單位圓)

種類＼年次	自天保元年至同七年	自天保八年至同十二年	自天保十三年至弘化三年	自弘化四年至嘉永四年	自嘉永五年至安政三年	自安政四年至文久元年

	杉 四分板一枚	檜 尺角二間物	檜 五寸角二間物	檜 四寸角二間物	松 尺角二間物	松 六分板一枚	米 一石
	〇・〇〇八四	〇・五八四	〇・一三〇	〇・〇八六	〇・五二四	〇・〇一一三	一・五八五
	〇・〇〇九八	〇・六二六	〇・一二三	〇・〇七四	〇・五五四	〇・〇一一八	一・七八五
	〇・〇一〇〇	〇・六八四	〇・一三六	〇・〇九六	〇・五九四	〇・〇一二四	一・四六一
	〇・〇一一三	〇・六八〇	〇・一三三	〇・〇九二	〇・六〇四	〇・〇一三三	一・五七五
	〇・〇一二〇	〇・七四八	〇・一二〇	〇・一〇〇	〇・六五六	〇・〇一五六	一・九七五
	〇・〇〇九六	〇・七二六	〇・一二六	〇・〇九二	〇・五六〇	〇・〇一三〇	一・八八〇

種類＼年次	杉 四分板一枚	檜 尺角二間物	檜 五寸角二間物	檜 四寸角二間物	松 尺角二間物
自文久二年至慶應二年	〇・〇一七三	〇・九二八	〇・一七六	〇・一三〇	〇・七五八
自慶應三年至明治四年	〇・〇三三八	一・一一八	〇・二〇四	〇・一三八	〇・九六六
自明治五年至同九年	〇・〇三八六	一・四八八	〇・二五四	〇・一七六	一・三三六
自同十年至同十四年	〇・〇三六六	三・六四六	〇・五九四	〇・四七〇	二・六五八
自同十五年至同十九年	〇・〇四三三	三・二三三	〇・七二四	〇・三六〇	二・七六四
自同二十年至同二十四年	〇・〇五五〇	二・八六二	〇・五九四	〇・三三六	二・二八六

松　六分板一枚	米　一石
〇・〇一八八	三・二九九
〇・〇二六六	七・〇〇一
〇・〇三三六	五・四五〇
〇・〇六一〇	八・〇四〇
〇・〇五一八	六・六七五
〇・〇四一四	五・六六七

（ロ）指數表

年次／種類	杉　四分板	檜　尺角二間物	檜　五寸角二間物	檜　四寸角二間物	松　尺角二間物	松　六分板	木材平均	米	年次／種類
自天保元年至同七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	自文久二年至慶應二年
自天保八年至同十二年	一一三	一〇七	九四	八六	一〇六	一〇四	一〇二	一一三	自慶應三年至明治四年
自天保十三年至弘化三年	一一五	一一七	一〇五	一一三	一一三	一一〇	一一三	九二	自明治五年至同九年
自弘化四年至嘉永四年	一二九	一一六	一〇二	一〇七	一一五	一一七	一一四	九九	自同十年至同十四年
自嘉永五年至安政三年	一三八	一三八	九二	一一六	一二五	一三八	一三三	一二五	自同十五年至同十九年
自安政四年至文久元年	一一〇	一二四	九七	一〇七	一〇八	一一五	一一〇	一一九	自同二十年至同二十四年

杉	四分板	一九八	二七四	三二九	四二二	四八五	六三二
檜	尺角二間物	一五九	一九一	二五五	六二四	五五三	四九〇
	五寸角二間物	一三五	一五七	一九五	四五七	四一九	三九一
	四寸角二間物	一五一	一六〇	二〇五	五四七	四一九	三九一
松	尺角二間物	一四五	一八四	二五五	五〇七	五二七	四三六
	六分板	一六三	二三五	二八八	五四〇	四五八	三六六
木材平均		一五八	二〇〇	二五五	五一六	五〇〇	四六二
米		二〇八	四四二	三四四	五〇七	四二二	三五八

備考　本表は渡邊雅太郎氏調査、大日本山林會報所載。

（三）　東京木材市場標準價格　（自明治二十年至大正九年）

東京木材市場に於ける標準價格は杉は明治二十年頃に比すれば大正九年には十倍となり、檜は十六倍に上り、松は九倍に騰貴し、總平均に於て約十一倍餘の價格となれり、其詳細は次表の如し。

（イ）　價　格　表　（東京木材商問屋組合調査、大日本山林會報所載）

樹種	材種	産地	寸法品質	單位	明治二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
杉	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	〇・二〇八〇	〇・二〇九〇	〇・二三三〇	〇・二四〇〇	〇・二三五〇	二・二六三〇	〇・二五五〇	〇・二九一〇
	大角（大丸太）	新宮	角尺又は尺上丸太二間物	同	一・四五九〇	一・九三五〇	一・九二七〇	一・八八八〇	一・七八七〇	二・〇六六〇	二・〇七九〇	二・五五〇〇
	四分板	参州	並	尺幅一枚	〇・〇三九八	〇・〇四二六	〇・〇四三七	〇・〇四四二	〇・〇四四八	〇・〇五三七	〇・〇四四一	〇・〇五九〇
	同上	磐城	同	同	〇・〇三七九	〇・〇三九〇	〇・〇三五二	〇・〇三五七	〇・〇三七五	〇・〇四一六	〇・〇五三〇	〇・〇四一八
	同上	野州	同	同	〇・〇三二六	〇・〇三六五	〇・〇三二四	〇・〇三二七	〇・〇三三二	〇・〇三五一	〇・〇四〇二	〇・〇三七六
	大貫	遠州	一番	一挺	〇・一〇六〇	〇・一〇七〇	〇・一一八〇	〇・一一六〇	〇・一〇九〇	〇・一一七〇	〇・一一六〇	〇・一三六〇
	中貫	同上	二赤	同	〇・〇四四三	〇・〇四五三	〇・〇四三九	〇・〇四六一	〇・〇四六三	〇・〇四八七	〇・〇五二〇	〇・〇五七八
	柿板	遠州、参州	中	一把	〇・一五五〇	〇・一七八〇	〇・二二四〇	〇・二六四〇	〇・二六二〇	〇・二四五六	〇・二二五〇	〇・三九二〇
檜	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	〇・二八九	〇・三二九	〇・三三三	〇・三二〇	〇・三三〇	〇・三七五	〇・三二九	〇・三七九
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	二・二六九	二・五六二	二・七〇〇	二・五九一	二・五七一	三・〇四五	三・〇三二	三・四七〇
	同上	尾州	同上	同	二・六〇〇	三・〇九六	三・二六四	三・三〇〇	三・二九三	四・七四〇	四・六三三	五・三九二
松	丸太	武州	四五分二間物	同	〇・二四八六	〇・二六九〇	〇・二八三〇	〇・二五八〇	〇・二三五〇	〇・二五八〇	〇・二五九〇	〇・二九九〇
	大角	仙臺	尺角二間物	同	二・五三六〇	二・八八六〇	二・五三七〇	二・四五四〇	二・四九二〇	二・七〇八〇	二・六〇四〇	二・九七〇〇
	一寸板	總州	二間物	一枚	〇・二一〇〇	〇・二三五〇	二・五三七〇	〇・二三〇〇	二・四九一〇	〇・二三一〇	〇・二五八〇	〇・二八〇〇
	六分板	野州	丸身無	同	〇・〇四五八	〇・〇四九八	〇・〇四七八	〇・〇四五九	〇・〇四六九	〇・〇五二八	〇・〇五八二	〇・〇六二三
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	〇・一五二〇	〇・一三九〇	〇・〇四七八	〇・一三三〇	〇・一四二〇	〇・一五七〇	〇・一六〇〇	〇・一九三〇

椎	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	一・八六三	二・三〇八	二・三七九	二・五三二	二・六四三	二・六一七	二・一九八	二・五四六
樅	大角	新宮	尺角二間物	同	一・八七五	一・六五一	一・四八三	一・四六六	一・四五七	一・六五四	一・七五〇	一・七六二
栂	大角	同上	同上	同	一・二三五	一・五二五	一・三九〇	一・六〇五	一・六八八	一・六七五	一・六八〇	二・三八五
欅	大角大丸太	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上二間上丸太	同	三・一八一	三・二六三	三・二五八	三・四五八	三・二七一	三・六二九	三・〇五九	三・一〇八

樹種	材種	產地	寸法品質	單位	明治二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年
杉	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	〇・三五四〇	〇・四九四〇	〇・四四八〇	〇・五九〇〇	〇・六一〇〇	｜	｜	｜	〇・五八五〇
	大角(大丸太)	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	三・一五四〇	三・四二五〇	四・五〇〇〇	四・八〇〇〇	四・二〇〇〇	五・五〇〇〇	五・〇〇〇〇	四・五〇〇〇	四・七八四〇
	四分板	參州	並	尺幅一枚	〇・〇六五七	〇・〇七六八	〇・〇七九〇	〇・〇八一〇	〇・〇八一三	〇・〇九六二	〇・〇九〇五	〇・〇九三四	〇・〇八五二
	同上	磐城	同	同	〇・〇五〇一	〇・〇六二六	〇・〇六八五	〇・〇七二四	｜	｜	｜	｜	｜
	同上	野州	同	同	〇・〇四三三	〇・〇五七九	〇・〇五八〇	〇・〇七二四	｜	｜	｜	｜	〇・〇六三〇
	大貫	遠州	一番	一挺	〇・一六六〇	〇・二〇七〇	〇・二一五〇	〇・二四七〇	｜	〇・二五七〇	〇・二五〇〇	｜	〇・二三〇〇
	中貫	同上	二赤	同	〇・〇六七八	〇・〇八二八	〇・〇八八〇	〇・一一七〇	｜	〇・一一九〇	〇・一〇五〇	｜	〇・一〇七〇
	柿板	遠州、參州	中	一把	〇・三〇五〇	〇・四四五〇	〇・四七〇〇	〇・四三八〇	｜	｜	｜	｜	〇・五二六〇
檜	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	〇・四四五	〇・五五四	｜	｜	｜	｜	一・〇〇〇	｜	一・〇四四

樹種	材種	產地	寸法品質	單位									
檜	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	一本	四・〇五四	五・二三五	六・〇〇〇	四・九〇〇	六・〇三〇	六・〇〇〇	六・四四〇	七・二四五	七・三〇二
	同上	尾州	同上	同	五・八八三	七・五九二	九・〇〇〇	八・二〇〇	八・七二三	八・〇〇〇	九・三四五	八・九〇〇	一〇・二三五
松	丸太	武州	四五分二間物	同	〇・三六三〇	〇・四〇一〇	〇・四五〇〇	〇・五七〇〇	〇・四六八〇	〇・五〇〇〇	〇・五七〇〇	〇・四四〇〇	〇・四〇〇〇
	大角	仙臺	尺角二間物	同	三・二五〇〇	三・五三八〇	三・八四〇〇	四・五五〇〇	四・〇六七〇	四・三八二〇	四・五〇〇〇	四・三二〇〇	三・七四一〇
	一寸板	總州	二間物	一枚	〇・三二一〇	—	—	—	—	—	—	—	—
	六分板	野州	丸身無	同	〇・〇六八七	〇・〇八四五	〇・一〇〇〇	〇・〇八七二	〇・〇八二〇	〇・一〇二六	〇・〇八九六	〇・〇八二五	〇・〇六九五
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	〇・一七九〇	—	—	—	—	—	—	—	—
椹	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	三・〇三八	三・五四四	三・八〇〇	三・八〇〇	四・三〇〇	四・五〇〇	四・八〇〇	五・〇〇〇	五・八〇〇
樅	大角	新宮	尺角二間物	同	一・八一六	二・四三七	三・三〇〇	三・五〇〇	三・〇〇〇	四・八〇〇	五・五〇〇	三・八〇〇	四・三〇〇
栂	大角	同上	同上	同	二・〇四〇	二・九一五	三・五〇〇	三・六〇〇	三・二〇〇	五・〇〇〇	五・六〇〇	四・五〇〇	四・九〇〇
欅	大角（大丸太）	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上二間上丸太	同	四・一七五	五・一二五	五・七五〇	七・〇〇〇	八・七五〇	一〇・二三三	一一・二五〇	一二・五〇〇	一三・三八〇

樹種	材種	產地	寸法品質	單位	明治三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年
	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	〇・五八二〇	〇・六三三〇	〇・六三八〇	〇・七七七〇	〇・七七二〇	〇・八二七〇	〇・九三七〇	一・〇〇〇〇

樹種	品名	産地	寸法	単位								
杉	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	四・七二四〇	〇・五三〇〇	四・六六五〇	五・六七二〇	六・九八四〇	六・六七〇〇	六・六七〇〇	五・八一八〇
	四分板	參州	並	尺幅一枚	〇・〇七九七	〇・〇九一八	〇・〇八七三	〇・〇九九七	〇・一〇四〇	〇・〇九一三	〇・〇九八八	〇・一一〇〇
	同上	磐城	同	同	―	〇・〇七八三	〇・〇七六五	〇・〇八七七	〇・〇九六四	〇・〇八四一	〇・〇八一七	〇・〇九〇〇
	同上	野州	同	同	―	〇・〇七一五	〇・〇七一三	〇・〇八〇八	〇・〇八八〇	〇・〇七二〇	〇・〇七二八	〇・〇七八八
	大貫	遠州	一番	一挺	〇・二二一〇	〇・二四三〇	〇・二三八〇	〇・二四八〇	〇・二五〇〇	〇・二三八〇	〇・二八一〇	〇・二六四〇
	中貫	同上	二赤	同	〇・一〇四〇	〇・一〇二〇	〇・一〇三〇	〇・一〇五〇	〇・一〇四〇	〇・一〇一〇	〇・一〇六〇	〇・一〇九〇
	柿板	遠州、參州	中	一把	〇・四六九〇	〇・五三八〇	〇・五〇七〇	〇・五八一〇	〇・五八五〇	〇・五一四〇	〇・五二七〇	〇・六二五〇
檜	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	一・〇一七	一・〇六三	一・一三三	一・二七七	一・二二一	一・一九二	一・三一〇	一・四三〇
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	六・九九三	八・六九一	八・四〇三	一〇・五五八	一〇・八〇八	一〇・二〇八	一〇・五〇〇	一〇・六五〇
	同上	尾州	同上	同	一〇・六八〇	一一・一〇〇	一〇・八五〇	一一・〇二〇	一一・八七五	一一・二四二	一一・八〇〇	一一・八〇〇
松	丸太	武州	四五分二間物	同	〇・四二五〇	〇・四六五〇	〇・五〇〇〇	〇・五一七〇	〇・四八八〇	〇・五五四	〇・五二八	〇・五五八
	大角	仙臺	尺角二間物	同	四・二七七〇	四・四九五〇	四・三七七〇	五・七七五〇	五・四五〇〇	四・九三三	五・〇〇〇	四・七四二
	一寸板	總州	二間物	一枚	―	〇・四五五〇	〇・四三七〇	〇・四八七〇	〇・五四一〇	〇・四八三	〇・五〇八	〇・五一六
	六分板	野州	丸身無	同	〇・〇七七六	〇・一〇五〇	〇・〇九三九	〇・一一四〇	〇・一二七〇	〇・一〇九	〇・一一五	〇・一一三
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	―	〇・二八六〇	〇・二八六〇	〇・三〇〇〇	〇・三三六〇	〇・二八六	〇・二九九	〇・三一一
樅	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	六・五〇〇	六・九五八	六・二五〇	七・九三三	七・二五五	六・四六〇	五・九一一	五・二三三

樹種	材種	産地	寸法品質	單位	明治四十五年大正元年	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
樅	大角	新宮	尺角二間物	一本	四・五〇〇	四・七一三	四・六七五	五・二〇三	四・九六九	四・四八二	四・八五〇	五・五九七
栂	大角	同上	同上	同	四・八〇〇	四・四一七	五・九〇三	六・七五三	六・〇六二	五・一五八	五・五六〇	六・二七七
欅	大角大丸太	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上二間上丸太	同	一三・七五〇	一四・四九二	一五・四〇〇	一五・二五〇	一五・八五〇	一三・二〇八	一三・八九二	一六・一六七
杉	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	〇・九五九〇	〇・九五五〇	〇・九一七〇	〇・九三一〇	〇・九八一〇	一・三六二〇	一・七四二〇	二・七三三〇	三・八七五〇
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	六・六六〇〇	六・五六〇〇	六・四三〇〇	六・二五〇〇	八・一六〇〇	九・七四〇〇	―	―	―
	四分板	參洲	並	尺幅一枚	〇・一二五〇	〇・一二八〇	〇・一一七〇	〇・一〇一〇	〇・一一三〇	〇・一六一〇	〇・二二三〇	〇・二七五〇	〇・三六一〇
	同上	磐城	同	同	〇・〇九〇〇	〇・〇九〇八	〇・〇八二六	〇・〇七七〇	〇・〇八〇六	〇・一〇九〇	〇・一五七〇	〇・一九九〇	〇・二八四〇
	同上	野州	同	同	〇・〇七七〇	〇・〇七八八	〇・〇七〇八	〇・〇六七〇	〇・〇七一八	〇・〇九六七	〇・一二九〇	〇・一七二〇	〇・二三一〇
	大貫	遠州	一番	一挺	〇・二五一〇	〇・二六七〇	〇・二六三〇	〇・二五〇〇	〇・二五四〇	〇・三〇二〇	〇・三三九〇	〇・五四九〇	〇・八〇五〇
	中貫	同上	二赤	同	〇・一〇四〇	〇・一一〇〇	〇・一〇四〇	〇・〇九六三	〇・〇九八三	〇・一三〇〇	〇・一五一〇	〇・二四一〇	〇・三二二〇
	杮板	遠州、參州	中	一把	〇・六〇三〇	〇・六二五〇	〇・六〇〇〇	〇・五八八〇	〇・六四五〇	〇・八〇三〇	一・〇二二〇	一・五八六〇	二・〇八九〇
檜	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	一・四三〇	一・四八五	一・四八二	一・五〇五	一・四八六	一・八六一	二・四五四	三・八八八	五・三五〇
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	一一・八〇〇	一一・六九三	一〇・五〇〇	一一・〇〇〇	一一・一〇〇	一三・三〇〇	一六・七〇〇	二三・六一七	三二・一六七
	同上	尾州	同上	同	一三・五〇〇	一三・三八三	一一・六二五	一三・八八三	一三・七七九	一七・八〇四	二九・九五四	三七・九八三	四四・七九三

松	丸太	武州	四五分二間物	同	〇・五五九	〇・五九七	〇・六〇〇	〇・五八七	〇・五七五	〇・六一六	〇・八三八	一・四二五	二・三六七
	大角	仙臺	尺角二間物	同	五・〇八九	五・三一七	四・九三二	四・八七〇	五・五五六	七・四六九	一〇・一八九	一二・三二三	一七・六四六
	一寸板	總州	二間物	一枚	〇・五五六	〇・五五六	〇・五六七	〇・五五六	〇・六〇五	〇・八三三	一・二七〇	一・六六九	二・三三四
	六分板	野州	丸身無	同	〇・一二七	〇・一二四	〇・一一三	〇・一一〇	〇・一三六	〇・一八二	〇・二五三	〇・三三八	〇・四九九
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	〇・三二三	〇・三四七	〇・三三九	〇・三一三	〇・三三五	五・五二五	〇・七一三	〇・八六四	一・二五三
椹	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	五・四一〇	五・七五〇	五・四四二	五・〇四三	五・三四三	一〇・四三三	一三・三六七	一五・九九七	二四・七九二
樅	大角	新宮	尺角二間物	同	六・二五〇	六・一二七	五・一九三	四・九六〇	五・六五九	八・六二〇	一一・二八三	一三・四六七	一五・五八三
栂	大角	同	同上	同	七・一四〇	六・九八三	五・八〇三	五・五一〇	六・二八六	一〇・七四三	一四・三五〇	一五・七八三	一八・一七五
欅	大角（大丸太）	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上二間上丸太	同	一八・二〇〇	一七・八四二	一四・七〇〇	一三・一五〇	一三・五八三	一八・〇九二	二五・〇〇〇	二五・四一六	三七・八三三

（ロ）指數表（基數は明治二十年——二十五年に於ける五ヶ年平均相場）

樹種	材種	産地	寸法品質	單位	明治二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
杉	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	九〇	九一	一〇二	一〇四	一〇二	一二四	一一〇	一二六
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	七九	一〇五	一〇五	一〇二	九七	一二三	一一三	一三八
	四分板	參州	並	尺幅一枚	八九	九五	九八	九九	一〇〇	一二〇	一一八	一三二

杉	四分板	磐城	並	尺幅一枚	一〇〇	一〇三	九三	九四	九九	一一〇	一一七	一一一
	同上	野州	同	同	九七	一〇九	九六	九七	九六	一〇五	一三〇	一一三
	大貫	遠州	一番	一挺	九五	九六	一〇五	一〇四	九七	一〇五	一〇四	一三一
	中貫	同上	二赤	同	九七	九六	九六	一〇一	一〇一	一〇六	一一四	一三六
	柿板	遠州、参州	中	一把	七〇	八一	一〇一	一〇二	一一九	一一一	一〇二	一〇五
檜	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	八八	一〇〇	一〇一	九七	一〇〇	一一四	一〇〇	一一五
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	八七	九八	一〇三	九九	九八	一一六	一三三	一三二
	同上	尾州	同上	同	七七	九二	九七	九八	九七	一四〇	一五九	一五九
松	丸太	武州	四五分二間物	同	九七	一〇五	一一〇	一〇〇	八八	一〇〇	一〇一	一一六
	大角	仙臺	尺角二間物	同	九八	一一一	九八	九四	九六	一〇四	一〇〇	一一四
	一寸板	總州	二間物	一枚	九五	一〇一	一〇一	九九	九九	一〇四	一一六	一二六
	六分板	野州	丸身無	同	九五	一〇四	九九	九五	九七	一一〇	一三一	一三九
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	一〇六	九五	九五	九三	九九	一一〇	一一三	一三五
椹	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	七八	九七	一〇〇	一〇六	一一一	一一〇	九三	一〇七
樅	大角	新宮	尺角二間物	同	一一七	一〇三	九三	九二	九一	一〇四	一一〇	一一〇
栂	大角	同上	同上	同	八一	一〇〇	九一	一六〇	一一一	一一〇	一一一	一五七

樹種	材種	產地	寸法品質	單位	明治二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年
欅	大角大丸太	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上丸太二間上	同	九五	九七	一〇〇	一〇三	九七	一〇八	九一	九三	
杉平均					九〇	九七	九九	一〇三	一〇一	一一〇	一一三	一二一	
檜平均					八四	九六	一〇〇	九八	九九	一一三	一一八	一三六	
松平均					九八	一〇三	一〇二	九六	九六	一〇六	一一〇	一二四	
總平均					九一	九九	九九	一〇〇	一〇〇	一一一	一一〇	一二三	

樹種	材種	產地	寸法品質	單位	明治二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年
杉	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	一五三	二二四	一九四	二五五	二六四	—	—	—	二五三
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	一七一	一八六	二二四	二六〇	二三八	二九八	二七一	二四九	二五九
	四分板	參州	並	尺幅一枚	一四七	一七一	一七六	一八一	一八一	二一五	二〇三	二〇九	一九〇
	同上	磐城	同	同	一三三	一六六	一八一	一九二	—	—	—	—	—
	同上	野州	同	同	一二九	一七三	一七三	二二一	二二一	—	—	—	一八八
	大貫	遠州	一番	一挺	一四八	一八五	一九二	二二一	二二一	二三〇	二三三	—	二〇五
	中貫	同上	二赤	同	一四八	一八一	一九二	二五六	—	二六〇	二三九	—	二三四
	柿板	遠州・參州	中	一把	一三八	二〇一	二一三	一九八	—	—	—	—	二三八
檜	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	一三五	一六八	—	—	—	—	三〇四	—	三一七

檜	大角(大丸太)	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	一本	一五五	一九九	二三九	一八七	二三〇	二三九	二四六	二七六	二七八
	同上	尾州	同上	同	一七四	二三四	二六六	二四二	二五八	二六三	二七六	二六三	三〇三
松	丸太	武州	四五分二間物	同	一四一	一五六	一七五	二三三	一三三	一九五	二三三	一七一	一五八
	大角	仙臺	尺角二間物	同	一三五	一三六	一四八	一七五	一五六	一六八	一七三	一六六	一四四
	一寸板	總州	二間物	一枚	一四〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	六分板	野州	丸身無	同	一四三	一七六	二〇八	一八一	一七一	二一三	一八六	一七二	一四五
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	一三五	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
椹	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	一三七	一四八	一五九	一五九	一七六	一八八	二〇一	二〇九	二四三
樅	大角	新宮	尺角二間物	同	一一四	一五三	二〇七	二一九	一八八	三〇〇	三四四	二三八	二六九
栂	大角	同上	同上	同	一三四	一九二	二三〇	二三七	二一一	三二九	三六八	二九六	二九六
欅	大角大丸太	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上二間上丸太	同	一三四	一五三	一七一	二〇八	二六〇	三〇五	三三五	三七二	三六九
杉		平	均		一四六	一八四	一九六	二一七	二二四	二五一	二三一	二三六	二三二
檜		平	均		一五五	一九七	二四七	二一五	二四四	二四六	二七五	二七〇	二九九
松		平	均		一三五	一五六	一七七	一九三	一七〇	一九二	一九四	一七〇	一四九

樹種	杉								檜			松	
材種	小角	大角（大丸太）	四分板	同上	同上	大貫	中貫	柿板	小角	大角（大丸太）	同上	丸太	大角
産地	尾鷲	新宮	參州	磐城	野州	遠州	同上	遠州、參州	尾鷲	新宮	尾州	武州	仙臺
寸法品質	四寸角二間物	尺角又は尺上丸太二間物	並	同	同	一番	二赤	中	四寸角二間物	尺角又は尺上丸太二間物	同上	四五分二間物	尺角二間物
單位	一本	同	尺幅一枚	同	同	一挺	同	一把	一本	同	同	同	同
明治三十七年	二五二	二五六	一七八	—	—	一九七	二三七	二一三	三〇九	二六七	三一六	一六五	一六四
同三十八年	二六九	二八七	二〇五	二〇七	二一三	二一七	二三三	二四三	三三三	三三一	三二八	一八一	一七三
同三十九年	二七六	二五三	一九五	二〇三	二一三	二一三	二三五	二三〇	三四四	三三〇	三三一	一九五	一六八
同四十年	三三六	三〇八	二三三	二三三	二四一	二三一	二三九	二六三	三八八	四〇三	三二六	二〇一	二三三
同四十一年	三三四	三七九	二三二	二五五	二六二	二三三	二三七	二六五	三七一	四一三	三五一	一九〇	二一〇
同四十二年	三五八	三六二	二〇四	二三三	二一四	二一三	二三一	二三三	三六二	三八九	三三三	二一六	一九〇
同四十三年	四〇七	三六二	二三一	二一六	二一七	二五一	二三一	二三九	三九八	四〇〇	三四九	二〇五	一九二
同四十四年	四三三	三一六	二四六	二三八	二三五	二三六	二三八	二八三	四三五	四〇六	三四九	二一七	一八二

總平均

一四〇
一七七
一九七
二一〇
二〇九
二四六
二五六
二四六
二四一

樹種	材種	産地	寸法品質	單位								
松	一寸板	總州	二間物	一枚	―	二〇五	一九七	二一九	二四五	二一八	二三九	二三二
	六分板	野州	丸身無	同	一六二	二一八	一九五	二三七	二六四	二二七	二三九	二五四
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	―	二〇〇	二〇〇	二一〇	二三五	二〇〇	二〇九	二一八
椹	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	二七三	二九一	二六二	三三二	三〇四	二七〇	二四七	二一九
樅	大角	新宮	尺角二間物	同	二八三	二九五	二九三	三二六	三一一	二八一	三〇四	三五〇
栂	大角	同上	同上	同	三一六	二九一	三八八	四四四	三九九	三三九	三六六	四一三
欅	大角 大丸太	新宮、天城、 仙臺	尺角二間物尺上 二間上丸太	同	八八〇	四三一	四五八	四五四	四七二	三六三	三八四	四八一
杉	平均				二一〇	二三三	二三六	二五七	二七三	二五三	二六八	二七八
檜	平均				二九一	三三八	三三九	三七二	三七八	三六一	三八二	三九七
松	平均				一六四	一九五	一九一	二一八	二三九	二一〇	二一五	二二一
總	平均				二四七	二五七	二五三	二九一	二九七	二七一	二八八	二九九

樹種	材種	産地	寸法品質	單位	明治四十五年 大正元年	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	四一五	四一三	三九七	四〇三	四二五	五九〇	七五四	一、一八四	一、六七八

杉	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	三六一	三五六	三四九	三三九	四四三	五二八	—	—	—
	四分板	参、州	並	尺巾一枚	二七九	一八六	二六一	二三五	二五二	三五九	四七五	六一四	八〇六
	同上	磐城	同	同	二三八	二四〇	二一九	二〇四	二一三	二八八	四一五	五二七	七五一
	同上	野州	同	同	二三九	二三五	二二一	一九九	二一四	二八八	三八四	五一三	六八八
	大貫	遠州	一番	一挺	二三四	二三八	二三五	二三三	二二七	二七〇	三〇三	四九〇	七九二
	中貫	同上	二赤	同	二二七	二四〇	二二七	二一〇	二一五	二八四	三三〇	五二六	六八一
	柿板	遠州、参州	中	一把	二七三	一八三	二七二	二六六	二九二	三六三	四六二	七一八	九四五
檜	小角	尾鷲	四寸角二間物	一本	四三五	四五一	四五一	四五七	四五二	五六九	七四六	一、一八二	一、六二六
	大角（大丸太）	新宮	尺角又は尺上丸太二間物	同	四五〇	四四六	四〇〇	四一九	四二三	四六九	六三七	八六二	一、二二六
	同上	尾州	同上	同	三七〇	三六六	三四四	三六六	三七八	五二六	八八五	一、一一三	一、三三四
松	丸太	武州	四五分二間物	同	二一八	二三三	二三四	二二八	二二四	二四〇	三二六	五五五	九二二
	大角	仙臺	尺角二間物	同	一九六	二〇四	一九〇	一八七	二一四	二八七	三九二	四七三	六七八
	一寸板	總州	二間物	一枚	二五一	二五一	二五五	二五一	二七三	三七五	五七二	七五二	一、〇五一
	六分板	野州	丸身無	同	二六四	二五八	二三五	二三九	二八三	三七八	五二六	七〇三	一、〇三七
	敷居	總州	四寸二間物	一挺	二三六	二四三	二三七	二二九	二三四	三六七	四九九	六〇四	八八〇
樫	大丸太	尾州	尺上二間物	一本	二三七	二四一	二三九	二二一	二三四	四三七	五六〇	六六八	一、〇三八
樅	大角	新宮	尺角二間物	同	三九一	三八三	三三五	三一〇	三五四	五三九	七〇六	八四三	一、〇三八

栂	大角	新宮	尺角二間物	一本	四七〇	四五九	三八二	三六三	四一四	七〇七	九四四	一、〇三八	一、一九六
欅	大角 大丸太	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上 二間上丸太	同	五四二	五三一	四三八	三六二	三七三	五三九	七四四	七五六	一、一二六
杉	平均				二八一	二八六	二七一	二五九	二八五	三七一	四四六	六五三	八九五
檜	平均				四一八	四二一	三九八	四一四	四一八	五二一	七五六	一、〇五六	一、三九二
松	平均				三三一	三三八	三三〇	三三三	二四五	三二九	四六三	六一七	九一四
總平均					三一四	三一八	二九四	二八四	三〇六	四二〇	五六一	七四四	一、〇一八

（四）東京薪炭市場標準價格　（明治二十年——大正九年）

東京薪炭市場に於ける明治二十年頃の白炭は、一俵に付十二錢乃至三十四錢位なりしが大正九年には一圓五十錢乃至一圓九十一錢卽ち七倍餘となり、黑炭は當時十五錢乃至十九錢位なりしも、九年には一圓十五錢乃至一圓八十六錢卽ち十倍の價格となり木炭の總平均にては約八倍半に騰貴せり。又薪は一束に付八厘乃至四錢位なりしも、九年には六錢乃至二十七錢卽ち約八倍に騰貴せり、次表の如し。

（イ）價格表　（單位圓）

種類	品名	產地	品質	單位	明治二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
白炭	新宮口備	新宮	並	一俵	0・三二八	0・三六〇	0・三三五	0・二六五	0・二九五	0・三五五	0・三三〇	0・三五四
	並　淺	同	同	同	0・二三七	0・二三五	0・二二六	0・二二六	0・二〇七	0・二二七	0・二五〇	0・二二二
	—	天城	同	同	0・一一七	0・一九三	0・一七二	0・一六六	0・一五五	0・一八五	0・二〇〇	0・一九八

種類	品名	産地	品質	單位								
黒炭	檜丸(船積物)	野州	中	一俵	〇・一四八	〇・一五五	〇・一七三	〇・一六一	〇・一六六	〇・一〇〇	〇・一八二	〇・一八三
	椚丸(汽車積物)	同	同	同	〇・一八五	〇・一九三	〇・二一三	〇・二〇五	〇・二一五	〇・二二九	〇・二三六	〇・二三三
鍛冶炭	松炭	兩總	同	同	〇・一〇一	〇・一〇三	〇・一〇六	〇・一一九	〇・一一三	〇・一三九	〇・一三三	〇・一二九
薪	椚三本二〆	常陸	並	一束	〇・〇〇九五	〇・〇一一四	〇・〇一三三	〇・〇一二九	〇・〇一二六	〇・〇一三三	〇・〇一三三	〇・〇一三一
	松五本〆	同	同	同	〇・〇〇八〇	〇・〇〇八〇	〇・〇〇八五	〇・〇〇八六	〇・〇〇八四	〇・〇〇八〇	〇・〇〇六七	〇・〇〇七〇
	雜大束	壬生	同	同	〇・〇二七八	〇・〇二九九	〇・〇三〇〇	〇・〇二八九	〇・〇二八〇	〇・〇二八九	〇・〇三〇一	〇・〇二九三
	堅大束	同	同	同	〇・〇四〇七	〇・〇四三四	〇・〇四三七	〇・〇四〇六	〇・〇四〇九	〇・〇四二八	〇・〇四〇一	〇・〇三九〇

種類	品名	産地	品質	單位	明治二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年
白炭	新宮口備	新宮	並	一俵	〇・四九八	〇・六〇〇	〇・五六一	〇・四五七	〇・四九二	〇・七三六	〇・五七二	〇・六四六	〇・六〇七
	並浅	同	同	同	〇・二六四	〇・三六二	〇・三三九	〇・三四二	〇・三五一	〇・四三四	〇・三四五	〇・三五二	〇・三四五
	―	天城	同	同	〇・二四七	〇・二九四	〇・三〇三	〇・三一六	〇・二九六	〇・四〇九	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三
黒炭	檜丸(船積物)	野州	中	同	〇・二一五	〇・二四八	〇・二四九	〇・二四四	〇・二四四	〇・二七一	〇・三〇一	〇・二九四	〇・二九二
	椚丸(汽車積物)	同	同	同	〇・二六八	〇・三四一	〇・三五八	〇・三三六	〇・三六二	〇・三七一	〇・四〇四	〇・四二三	四・四一三
鍛冶炭	松炭	兩總	同	同	〇・一四八	〇・一七四	〇・一九五	〇・一九四	〇・一八八	〇・二二八	〇・一九七	〇・一九二	〇・一六五

種類	品名	産地	品質	單位									
薪	椚三本二〆	常陸	並	一束	0.0148	0.0152	0.0182	0.0195	0.0176	0.0197	0.0192	0.0208	0.02380
	松五本〆	同	同	同	0.0085	0.0084	0.0103	0.0103	0.0104	0.0131	0.0117	0.0119	0.00955
	雜大束	壬生	同	同	0.0337	0.0345	0.0399	0.0434	0.0427	0.0437	0.0436	0.0461	0.04720
	堅大束	同	同	同	0.0466	0.0492	0.0547	0.0618	0.0612	0.0630	0.0615	0.0656	0.06500

種類	品名	産地	品質	單位	明治三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年
白炭	新宮口備	新宮	並	一俵	0.563	0.628	0.691	0.802	0.801	0.700	0.606	0.541
	並淺	同	同	同	0.349	0.351	0.364	0.478	0.488	0.362	0.352	0.410
	―	天城	同	同	0.323	0.333	0.345	0.455	0.466	0.355	0.335	0.385
黒炭	楢丸（船積物）	野州	中	同	0.301	0.324	0.321	0.405	0.513	0.428	0.425	0.435
	椚丸（汽車積物）	同	同	同	0.398	0.392	0.391	0.440	0.546	0.523	0.473	0.501
鍛冶炭	松炭	兩總	同	同	0.171	0.176	0.173	0.193	0.225	0.210	0.218	0.235
薪	椚三本二〆	常陸	並	一束	0.0214	0.0230	0.0252	0.0277	0.0290	0.0337	0.0336	0.0277
	松五本〆	同	同	同	0.0090	0.0117	0.0112	0.0135	0.0166	0.0172	0.0156	0.0153
	雜大束	壬生	同	同	0.0446	0.0493	0.0510	0.0540	0.0610	0.0656	0.0618	0.0626
	堅大束	同	同	同	0.0638	0.0695	0.0730	0.0783	0.0875	0.0949	0.0874	0.0892

種類	品名	產地	品質	單位	明治四十五年大正元年	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
白炭	新宮口備	新宮	並	一俵	〇・五四八	〇・六五〇	〇・七五二	〇・六四五	〇・五九四	〇・九四五	一・五〇〇	一・六八八	一・九一四
	並淺	同	同	同	〇・四一八	〇・四七〇	〇・四〇八	〇・三八六	〇・四二〇	〇・六六二	〇・九七一	一・〇三八	一・二九二
	―	天城	同	同	〇・三九八	〇・四四九	〇・三八七	〇・三五四	〇・四一九	〇・六八三	〇・九七八	一・一三八	一・五四一
黑炭	楢丸(船積物)	野州	中	同	〇・四六二	〇・五一三	〇・四三八	〇・四〇六	〇・四三二	〇・五八〇	〇・八三五	一・一四七	一・五五二
	椚丸(汽車積物)	同	同	同	〇・五一八	〇・五六四	〇・五二一	〇・五四一	〇・五五八	〇・六四三	〇・九九四	一・三〇三	一・八五六
鍛冶炭	松炭	兩總	同	同	〇・二三七	〇・二六八	〇・二三一	〇・二三〇	〇・二四八	〇・三〇八	〇・三八四	〇・五三五	〇・九六一
薪	椚三本二〃	常陸	並	一束	〇・〇二九〇	〇・〇三一八	〇・〇二九三	〇・〇二九二	〇・〇二九七	〇・〇三四八	〇・〇四八五	〇・〇六四九	〇・〇九四八
	松五本〃	同	同	同	〇・〇一六四	〇・〇二〇七	〇・〇一八八	〇・〇一九一	〇・〇二〇九	〇・〇二五〇	〇・〇三一六	〇・〇四五〇	〇・〇六一六
	雜大束	壬生	同	同	〇・〇六九九	〇・〇七二五	〇・〇六六三	〇・〇六七九	〇・〇七〇八	〇・〇八〇三	〇・〇一〇九	〇・〇一四二	〇・二〇四〇
	堅大束	同	同	同	〇・〇九七〇	〇・一〇一〇	〇・〇八八三	〇・〇九四七	〇・〇九九七	〇・〇一〇七	〇・〇一五〇	〇・〇二〇三	〇・二六六〇

備考　本表は薪炭商報社調査、大日本山林會報所載。

(ロ) 指數表

種類	白炭			黑炭		鍛冶炭	薪							
品名	新宮口備	並淺	—	楢丸（船積載）	椚丸（汽車積物）	松炭	椚三本二〆	松五本〆	雜大束	堅大束	白炭平均	黑炭平均	木炭總平均	薪平均
產地	新宮	同	天城	野州	同	兩總	常陸	同	壬生	同				
品質	並	同	同	中	同	同	並	同	同	同				
單位	一俵	同	同	同	同	同	一束	同	同	同				
明治二十年	一〇四	一〇七	七一	八九	八九	九〇	七九	九七	九六	九七	九四	八九	九三	九二
同二十一年	一一一	一〇六	一一七	九三	九三	九一	九四	九七	一〇四	一〇三	一一一	九三	一〇三	一〇〇
同二十二年	一〇三	九九	一〇四	一〇四	一〇二	九五	一〇九	一〇三	一〇四	一〇四	一〇三	一〇〇	一〇一	一〇五
同二十三年	八一	九八	一〇一	九六	九九	一〇六	一〇七	一〇四	一〇〇	九七	九三	一〇一	九七	一〇二
同二十四年	九一	九四	九四	九九	一〇四	一〇一	一〇四	一〇二	九七	九七	九三	一〇一	九七	一〇〇
同二十五年	一〇九	九八	一一二	一二〇	一一一	一〇五	一〇九	九七	一〇〇	一〇三	一〇七	一一五	一一一	一〇三
同二十六年	一〇三	一一三	一二一	一〇九	一一四	一一九	一一〇	八一	一〇四	九六	一一三	一一四	一一三	九八
同二十七年	一〇九	九六	一二〇	一一〇	一一三	一一五	一〇八	八五	一〇一	九三	一〇八	一一三	一一〇	九七
同二十八年	一五三	一二〇	一五〇	一二九	一三〇	一三三	一三三	一〇三	一一七	一一一	一四一	一三〇	一三五	一一三
同二十九年	一八五	一六四	一七八	一四九	一六五	一五五	一二五	一〇二	一一九	一一七	一七六	一五六	一六六	一一六
同三十年	一七三	一五三	一八四	一四九	一七三	一七四	一五〇	一二五	一三八	一三〇	一七〇	一六五	一六八	一三六
同三十一年	一四一	一五五	一九二	一四六	一六二	一七三	一六一	一二五	一五〇	一四七	一六二	一六一	一六一	一四六
同三十二年	一五一	一五九	一七九	一四六	一七五	一六八	一四六	一三六	一四八	一四六	一六三	一六三	一六三	一四一
同三十三年	二二七	一九六	二四八	一六二	一七九	一九五	一六三	一五九	一五一	一五〇	二二四	一七九	二〇一	一五六
同三十四年	一七六	一五六	一九六	一八〇	一九五	一七六	一五九	一四二	一五一	一四六	一七六	一八四	一八〇	一四九
同三十五年	一六九	一五九	二〇二	一七六	二〇四	一七一	一七二	一四四	一六〇	一五六	一八七	一八四	一八五	一五八
同三十六年	一八七	一五六	一九六	一七五	二〇〇	一四七	一八八	一一六	一五六	一五五	一八〇	一七四	一七七	一五四

種類	品名	產地	品質	單位	明治三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	明治四十五年大正元年	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
白炭	新宮口備	新宮	並	一俵	一七三	一九三	二一三	二四七	二四七	二一五	一八七	一六七	一六九	二〇〇	二三二	一九九	一八三	二九一	四六二	五一九	五八九
	並淺	同	同	同	一五八	一五九	一六五	二一六	二三一	一六四	一五九	一八六	一八九	二一三	一八五	一七五	一九〇	三〇〇	四三九	四七〇	五八五
	―	天城	同	同	一九六	二〇三	二〇九	二七六	二八二	二一五	二〇三	二三三	二四一	二七三	二三五	二一五	二五四	四一四	五九三	六九〇	九三四
黑炭	檜丸（船積載）	野州	中	同	一八〇	一九四	一九二	二四三	三〇七	二五六	二五五	二六一	二七七	三〇七	二六二	二四三	二五九	三四七	五〇〇	六八七	九二九
	椚丸（汽車積物）	同	同	同	一九三	一八九	一八九	二一三	二六四	二五三	二二九	二四二	二五〇	二七三	二五二	二六一	二七〇	三一一	四八〇	六三〇	八九七
鍛冶炭	松炭	兩總	同	同	一五三	一五七	一五五	一七二	二〇一	一八八	一九五	二〇一	二一三	二三九	二〇六	二〇五	二一二	二七五	三四三	四七八	八五八
薪	椚三本二〆	常陸	並	一束	一七七	一九〇	二〇八	二三九	二四〇	二七〇	二七八	二三九	二四〇	二六三	二四二	二四一	二四六	二八八	四〇二	五三六	七八四
	松五本〆	同	同	同	一〇九	一四二	一三六	一六三	二〇一	二〇九	一八九	一八六	二〇二	二五一	二三八	二三三	二五三	三〇三	三八三	五四六	七四七
	雜大束	壬生	同	同	一五四	一七一	一七七	一八七	二一一	二三七	二二四	二一七	二四二	二六一	二三九	二三五	二四五	二七八	三七七	四九一	七〇六
	堅大束	同	同	同	一五二	一六六	一七四	一八六	二〇八	二三六	二〇八	二一二	二三二	二四一	二一〇	二二六	二三七	二五五	三五七	四八三	六三三
白炭平均					一七六	一八五	一九五	二四六	二五〇	一九八	一八三	一九五	二〇〇	二三八	二一七	一九六	二〇九	三三五	四九八	五六〇	七〇三
黑炭平均					一七五	一八〇	一七九	二〇九	二五七	二三三	二二六	二三四	二四六	二七三	二四〇	二三六	二五〇	三一一	四四一	五九八	八九五
木炭總平均					一七五	一八二	一八七	二三八	二五四	二一五	二〇四	二一五	二三三	二五一	二三八	二二六	二二九	三三三	四六九	五七九	七九九
薪平均					一四八	一六七	一七四	一九一	二一五	二三三	二三三	二一一	二三九	二五四	二三七	二三三	二四五	二八一	三八〇	五一四	七一七

備考　基數は明治十二年より二十五年に至る六ヶ年平均相場、又黑炭平均中には鍛冶屋炭を含む。

（五）東京市場木材標準價格月別（自大正十一年一月至大正十二年八月）

（イ）價額表（單位圓、「〃」は前月に同じの意、以下同じ）

樹種	材種	產地	寸法品質	單位	大正十一年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
杉	三五角	尾鷲	長一丈	一本	二・〇〇	〃	〃	〃	一・九〇	〃	〃	〃	〃	〃
	同	青梅	長十三尺	同	一・五〇	一・三〇	〃	〃	一・二〇	〃	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同	同	一・一〇	一・〇〇	一・三〇	〃	一・一〇	〃	〃	〃	〃	〃
	大丸太	同	十三尺以上尺上	石當り	一六・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	一五・〇〇	〃	〃	〃
	四分板	秋田	厚二分三厘、幅尺九（上小節）	尺直一枚	〇・九五	〃	〃	〇・九〇	〇・八三	〇・七三	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同（小節）	面一枚	〇・三三	〇・三二	〃	〃	〇・三〇	〇・二八	〃	〃	〃	〃
	大貫	遠州、參州	長十三尺五寸、幅三寸六分、厚六分五厘	一挺	〇・五八	〃	〇・五一	〇・五〇	〇・四八	〇・四四	〃	〇・四五	〃	〃
	中貫	同	長同上、幅三寸、厚五分	同	〇・三五	〃	〇・三三	〇・三〇	〇・二九	〇・二七	〃	〇・二八	〃	〃
	板割	秋田	幅尺厚六分五厘	一枚	二・七〇	〃	〃	〃	二・六〇	二・五〇	〃	〃	〃	〃
	同	遠州、參州	長十二尺五寸、幅尺、厚六分五厘	同	二・七〇	〃	〃	〃	二・六〇	二・五〇	〃	〃	〃	〃
	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上（並材）	石當り	二〇・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	一九・〇〇	〃	〃	〃
	同	紀州	十三尺以上尺上（同）	同	一八・〇〇	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—

檜	三五分角	尾鷲	長一丈	一本	二・七〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	四分板	尾州	幅尺、厚二分七厘（小節）	一枚	一・四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	同	遠州、參州	幅尺九、厚二分五厘（上小節）	尺直一枚	一・一五	〃	〃	〃	〃	一・〇〇	〃	〃	〃	〃
松	大角	東北地方	長十三尺以上尺以上	石當り	二・〇〇	〃	〃	二・五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	六分板	同	幅尺九、厚三分六厘	尺直一枚	〇・四八	〃	〃	〇・四五	〃	〇・四〇	〃	〃	〃	〃
	極木	同	長十二尺五寸、幅一寸六分、厚一寸五分	一本	〇・四八	〃	〃	〇・四五	〃	〇・四二	〃	〃	〃	〃
	敷居	同	長同上、幅三寸六分、厚一寸五分	同	一・一〇	〃	〃	一・〇五	〃	一・〇〇	〃	〃	〃	〃
樅	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上	石當り	七・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	六・五〇	〃	〃	〃
	同	紀州	十三尺以上尺上	同	七・〇〇	〃	〃	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	大角	同	同	同	一〇・〇〇	〃	〃	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	八分板	遠州、參州	厚六分、幅込（小節）	尺直一枚	〇・九五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	平割	同	厚一寸二分（同）	同	一・九〇	〃	〃	一・七〇	一・五〇	〃	〃	〃	〃	〃
北海道松	角	北海道		石當り	七・三〇	〃	〃	〃	七・〇〇	六・八〇	六・五〇	〃	〃	〃
	丸太	同	尺二以下	同	五・五〇	〃	〃	六・〇〇	五・八〇	五・六〇	五・四〇	〃	〃	〃
欅	大角	東北地方	十三尺以上尺二以上	同	二六・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	板子	同	尺以上	同	三〇・〇〇	〃	〃	〃	〃	二六・〇〇	〃	〃	〃	〃

樹種	材種	産地	寸法品質	單位	大正十一年 十一月	大正十一年 十二月	大正十二年 一月	大正十二年 二月	大正十二年 三月	大正十二年 四月	大正十二年 五月	大正十二年 六月	大正十二年 七月	大正十二年 八月
檜	角	北海道		石當り	五・五〇	〃	〃	五・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
栓	角	同		同	九・五〇	〃	〃	〃	〃	九・八〇	八・五〇	〃	九・〇〇	〃
外國材	沿海州松丸太		尺二以下	同	六・〇〇	〃	〃	六・三〇	六・〇〇	五・八〇	五・六〇	〃	〃	〃
	米松角			同	一三・五〇	一一・六〇	一一・三〇	一〇・五〇	一〇・〇〇	九・五〇	九・〇〇	九・六〇	九・八〇	九・五〇
	米杉丸太		尺五上	同	一四・〇〇	一八・〇〇	一五・〇〇	一一・〇〇	九・〇〇	八・〇〇	七・五〇	七・七〇	八・〇〇	〃
	米檜丸太		同	同	二五・〇〇	二三・〇〇	〃	〃	一八・〇〇	一六・〇〇	〃	一八・〇〇	二一・五〇	二三・〇〇
杉	三五角	尾鷲	長一丈	一本	一・九〇	一・七五	〃	一・六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	同	青梅	長十三尺	同	一・二〇	〃	一・一〇	〃	一・二〇	〃	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同	同	一・二〇	〃	一・一五	〃	一・二〇	一・三〇	〃	〃	〃	〃
	大丸太	同	十三尺以上尺上	石當り	一五・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四・〇〇
	四分板	秋田	厚二分三厘、幅尺九(上小節)	尺直一枚	〇・七三	〇・七一	〃	〃	〃	〇・七七	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同(小節)	面一枚	〇・二八	〇・二五	〃	〃	〃	〇・二七	〃	〃	〃	〃
	大貫	遠州、參州	長十三尺五寸、幅三寸六分、厚六分五厘	一挺	〇・四五	〇・四三	〃	〃	〇・四五	〇・四七	〃	〃	〃	〃
	中貫	同	長同上、幅三寸、厚五分	同	〇・二八	〇・二五	〃	〃	〇・二六	〇・二八	〃	〃	〃	〃

	板割	秋田	幅尺、厚六分五厘	一枚	二・三〇	二・二〇	二・〇〇	〃	〃	〇・一五	〃	二・一〇	〃	〃
	同	遠州、參州	長十二尺五寸、幅尺、厚六分五厘	同	二・三〇	二・二〇	二・〇	〃	〃	二・一五	〃	二・一〇	〃	〃
檜	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上（並材）	石當り	一九・〇〇	一八・〇〇	〃	一六・五〇	〃	一七・五〇	〃	一六・五〇	〃	一五・五〇
	同	紀州	十三尺以上尺上（同）	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三五分角	尾鷲	長一丈	一本	二・七〇	二・六〇	〃	二・五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	四分板	尾州	幅尺、厚二分七厘（小節）	一枚	一・四〇	一・六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	同	遠州、參州	幅尺九、厚二分五厘（上小節）	尺直一枚	一・〇〇	一・二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松	大角	東方地方	長十三尺以上尺以上	石當り	一一・五〇	〃	〃	〃	一二・〇〇	〃	—	—	—	—
	六分板	同	幅尺九、厚三分六厘	尺直一枚	〇・三八	〇・三六	〃	〃	〃	〇・三八	〃	〃	〃	〃
	桱木	同	長十二尺五寸、幅一寸六分、厚一寸五分	一本	〇・四〇	〃	〇・四五	〇・五〇	〇・四七	〃	〃	〃	〃	〃
	敷居	同	長同上、幅三寸六分、厚一寸五分	同	〇・九〇	〃	一・〇〇	〃	〇・九五	〃	〃	〃	〃	〃
樅	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上	石當り	六・五〇	六・〇〇	〃	〃	〃	六・五〇	〃	六・二〇	〃	〃
	同	紀州	十三尺以上尺上	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大角	同	同	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	八分板	遠州、參州	厚六分、幅込（小節）	尺直一枚	〇・九五	〇・九〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	平割	同	厚一寸二分（同）	同	一・五〇	一・三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

北海道松	角	北海道		石當り	六・〇〇	〃	〃	六・三〇	六・五〇	〃	〃	六・〇〇	〃	〃
	丸太	同	尺二以下	同	五・〇〇	〃	〃	五・二〇	五・五〇	〃	〃	五・〇〇	〃	〃
欅	大角	東北地方	十三尺以上尺二以上	同	二八・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	板子	同	尺以上	同	二八・〇〇	三〇・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
椴	角	北海道		同	五・五〇	〃	〃	六・五〇	七・〇〇	八・〇〇	〃	八・五〇	九・〇〇	〃
栓	角	同		同	一〇・〇〇	〃	〃	九・五〇	九・〇〇	〃	〃	八・五〇	〃	〃
外國材	沿海州松丸太		尺二以下	同	五・二〇	〃	〃	五・四〇	五・八〇	〃	〃	五・三〇	〃	〃
	米松角			同	一〇・〇〇	〃	〃	一〇・三〇	一二・〇〇	一三・〇〇	〃	一四・〇〇	一二・六〇	一一・五〇
	米杉丸太		尺五以上	同	八・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・五〇	〃	七・〇〇
	米檜丸太		同	同	二三・〇〇	〃	〃	二二・〇〇	〃	〃	〃	〃	二〇・八〇	二〇・〇〇

備考　本表は大日本山林會報所載による。

(ロ) 指數表

樹種	材種	産地	寸法品質	單位	大正十一年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
	三五角	尾鷲	長一丈	一本	一〇四	〃	〃	〃	九九	〃	〃	〃	〃	〃

樹種	品目	産地	寸法	單位										
杉	同	青梅	長十三尺	同	一三〇	一〇四	〃	〃	九九	〃	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同	同	九六	八八	一一四	〃	九六	〃	〃	〃	〃	〃
	大丸太	同	十三尺以上尺上	石當り	一〇三	〃	〃	〃	〃	〃	九七	〃	〃	〃
	四分板	秋田	厚二分三厘（上小節）	尺直一枚	一一七	〃	〃	一一二	一〇二	九〇	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同（小節）	面一枚	一一四	一一〇	〃	〃	一〇三	九七	〃	〃	〃	〃
	大貫	遠州、參州	長十二尺五寸、幅三寸六分、厚六分五厘	一挺	一一一	〃	一〇六	一〇四	一〇〇	九二	〃	九四	〃	〃
	中貫	同	長同、幅三寸、厚五分	同	一一一	〃	一一四	一〇三	一〇〇	九三	〃	九七	〃	〃
	板割	秋田	幅尺、厚六分五厘	一枚	一九七	〃	〃	〃	一〇三	九九	〃	〃	〃	〃
	同	遠州、參州	長十二尺五寸、幅尺、厚六分五厘	同	一〇七	〃	〃	〃	一〇三	九九	〃	〃	〃	〃
檜	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上（並材）	石當り	一〇三	〃	〃	〃	〃	〃	九八	〃	〃	〃
	同	紀州	十三尺以上尺上（同）	同	一〇〇	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—
	三五分角	尾鷲	長一丈	一本	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	四分板	尾州	幅尺、厚二分七厘（小節）	一枚	九九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	同	遠州、參州	幅尺九、厚二分五厘（上小節）	尺直一枚	一〇六	〃	〃	〃	〃	九三	〃	〃	〃	〃
松	大角	東北地方	長十三尺以上、尺以上	石當り	九七	〃	〃	一〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	六分板	同	幅尺九、厚三分五厘	尺直一枚	一一四	〃	〃	一〇七	〃	九五	〃	〃	〃	〃
	極木	同	長十二尺五寸、巾一寸六分、厚一寸五分	一本	一〇九	〃	〃	一〇二	〃	九五	〃	〃	〃	〃

松	敷居	東北地方	長十二尺五寸、幅三寸六分、厚一寸五分	一本	一〇八	〃	〃	一〇三	〃	九八	〃	〃	〃	〃
樅	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上	石當り	一〇三	〃	〃	〃	〃	〃	九六	〃	〃	〃
	同	紀州	十三尺以上尺上	同	一〇〇	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—
	大角	同	十三尺以上尺上	同	一〇〇	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—
	八分板	遠州、参州	厚六分、幅込（小節）	尺直一枚	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	平割	同	厚一寸二分（同）	同	一一九	〃	〃	一〇六	九四	〃	〃	〃	〃	〃
北海道松	角	北海道		石當り	一〇八	〃	〃	〃	一〇四	一〇一	九六	〃	〃	〃
	丸太	同	尺二以下	同	一〇一	〃	〃	一一〇	一〇六	一〇三	九九	〃	〃	〃
欅	大角	東北地方	十三尺以上、尺二以上	同	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	板子	同	尺以上	同	一〇三	〃	〃	〃	〃	九七	〃	〃	〃	〃
檜	角	北海道		同	一〇六	〃	〃	九六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
栓	角	同		同	一〇三	〃	〃	〃	〃	九七	九一	〃	九七	〃
外國材	沿海州松丸太		尺二以下	同	一〇五	〃	〃	一一〇	一〇五	一〇一	九八	〃	〃	〃
	米松角		尺五上	同	一三三	一一三	一一〇	一〇三	九七	九二	八八	九三	九五	九一
	米杉、丸太		同	同	一三八	一七七	一四七	一〇八	八八	七九	七五	七六	七九	〃

樹種	材種	産地	寸法品質	單位	大正十一年十一月	大正十一年十二月	大正十二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
	米檜丸太		同	同	一三〇	一〇五	〃	〃	八七	七七	〃	八七	一〇三	一二[illegible]
杉	三五角	尾鷲	長一丈	一本	九九	九二	〃	八三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	同	青梅	長十三尺	同	九九	〃	八八	〃	九六	〃	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同	同	一〇五	〃	一〇二	〃	一〇五	一一四	〃	〃	〃	〃
	大丸太	同	十三尺以上尺上	石當り	九七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九〇
	四分板	秋田	厚二分三厘(上小節)	尺直一枚	九〇	八八	〃	〃	〃	九五	〃	〃	〃	〃
	同	東北地方	同(小節)	面一枚	九七	八六	〃	〃	〃	九三	〃	〃	〃	〃
	大貫	遠州、參州	長十二尺五寸、幅三寸六分、厚六分五厘	一挺	九四	九〇	〃	〃	九四	九八	〃	〃	〃	〃
	中貫	同	長同、幅三寸、厚五分	同	九七	八六	〃	〃	九〇	九七	〃	〃	〃	〃
	板割	秋田	幅尺、厚六分五厘	一枚	九一	八七	七九	〃	〃	八五	〃	八三	〃	〃
	同	遠州、參州	長十二尺五寸、幅尺、厚六分五厘	同	九一	八七	七九	〃	〃	八五	〃	八三	〃	〃
檜	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上(並材)	石當り	九八	九三	〃	八五	〃	九〇	〃	八五	〃	八〇
	同	紀州	十三尺以上尺上(同)	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三五分角	尾鷲	長一丈	一本	一〇〇	九七	〃	九三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	四分板	尾州	幅尺、厚二分七厘(小節)	一枚	九九	一一三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

檜	四分板	遠州、參州	幅尺九、厚二分五厘（上小節）	尺直一枚	九三	一一六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松	大角	東北地方	長十三尺以上、尺以上	石當り	一〇一	〃	〃	〃	一〇五	〃	｜	｜	｜	｜
	六分板	同	幅尺九、厚三分五厘	尺直一枚	九〇	八六	〃	〃	〃	九〇	〃	〃	〃	〃
	棰木	同	長十二尺五寸、巾一寸六分、厚一寸五分	一本	九一	〃	一〇三	一一四	一〇七	〃	〃	〃	〃	〃
	敷居	同	長十二尺五寸、巾三寸六分、厚一寸五分	同	八八	〃	九八	〃	九二	〃	〃	〃	〃	〃
樅	大丸太	尾州	十四尺以上尺一上	石當り	九六	八八	〃	〃	〃	九六	〃	九一	〃	〃
	同	紀州	十三尺以上尺上	同	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	大角	同	十三尺以上尺上	同	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	八分板	遠州、參州	厚六分、幅込（小節）	尺直一枚	一〇〇	九五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	平割	同	厚一寸二分（同）	同	九四	八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
北海道松	角	北海道		石當り	八九	〃	〃	九三	九六	〃	〃	八九	〃	〃
	丸太	同	尺二以下	同	九二	〃	〃	九五	一〇一	〃	〃	九二	〃	〃
欅	大角	東北地方	十三尺以上、尺二以上	同	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	板子	同	尺以上	同	九七	一〇三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
桧	角	北海道		同	一〇六	〃	〃	一三五	一三四	一五四	〃	一六三	一七三	〃

栓	角	同		同	一〇八	〃	〃	一〇二	九七	〃	〃	九一	〃	〃
外國材	沿海州松丸太		尺二以下	同	九二	〃	〃	九四	一〇二	〃	〃	九二	〃	〃
	米松角			同	九七	〃	〃	一〇〇	一一七	一一六	〃	一三六	一二三	一一三
	米杉丸太		尺五上	同	七九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七五	〃	六九
	米檜丸太		同	同	一一二	〃	〃	一〇五	〃	〃	〃	〃	一〇〇	九六

備考　基數は大正十一年平均價格なり。

（八）平均指數表

樹種別		月次 大正十一年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
針葉樹	杉	一一一	一〇八	一〇九	一〇七	一〇一	九六	〃	〃	〃	〃	〃	九一
	檜	一〇二	〃	〃	一〇二	〃	九九	九八	〃	〃	〃	〃	一〇五
	松	一〇七	〃	〃	一〇三	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃	九三	九二
	樅	一〇四	〃	〃	一〇三	九九	〃	九七	〃	〃	〃	〃	八八
	北海道松	一〇五	〃	〃	一〇九	一〇五	一〇二	九八	〃	〃	〃	九一	〃
	平均	一〇七	一〇六	〃	一〇五	一〇一	九八	九七	〃	〃	〃	九五	九三

樹種別 闊葉樹 欅	檜	栓	平均	材種別 大角大丸太	小角	板類	槓	板割	極木	敷居	內國材平均	外國材平均	總平均
一〇三	一〇六	一〇三	一〇三	一〇七	一〇五	一〇八	一三一	一二一	一〇九	一〇八	一〇八	一三一	一〇八
〃	〃	〃	〃	一〇八	九九	〃	〃	〃	〃	〃	一〇五	一三五	〃
〃	〃	〃	〃	一〇六	一〇六	〃	一一〇	〃	〃	〃	〃	一一七	一〇七
〃	九六	〃	一〇〇	一〇四	〃	一〇六	一〇四	一〇二	一〇二	一〇三	一〇四	一〇六	一〇五
〃	〃	〃	〃	一〇〇	九八	一〇三	一〇〇	九九	〃	〃	一〇一	九四	一〇〇
九九	〃	九七	九八	九七	〃	九六	九三	九七	九五	九八	九八	八七	九六
〃	〃	九一	九六	九三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九七	八五	九五
〃	〃	〃	〃	九四	〃	〃	九六	〃	〃	〃	〃	八九	九六
〃	〃	九七	九八	九七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九四	九七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九五	〃
〃	一〇六	一〇八	一〇三	〃	一〇〇	九五	〃	九二	九一	八八	九六	〃	九六
一〇二	〃	〃	一〇四	九六	九七	九七	八八	八五	〃	〃	九五	〃	九五

【注　意】九〇九、九一〇頁備考參照の事。

種別		月次	大正十二年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	備考
樹種別	針葉樹	杉	八九	八八	九〇	九四	〃	〃	〃	九三	十種平均
		檜	一〇五	一〇三	〃	一〇三	〃	一〇三	〃	一〇一	五種（十一年四月以後四種）平均
		松	九七	一〇〇	九八	九九	九七	〃	〃	〃	四種（十二年五月以後三種）平均
		樅	八八	〃	〃	九一	〃	八九	〃	〃	五種（十一年四月以後三種）平均
		北海道松	九一	九四	九九	〃	〃	九一	〃	〃	二種平均
		平均	九三	〃	九四	九六	〃	九五	〃	九四	二十六種（十一年四月以後二十三種 十二年五月以後二十二種）平均
	闊葉樹	欅	一〇三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二種平均
		楢	一〇六	一三五	一三四	一五四	〃	一六三	一七三	〃	
		栓	一〇八	一〇二	九七	〃	〃	九一	〃	〃	
		平均	一〇四	一〇八	一〇九	一一四	〃	〃	一一七	〃	四種平均
材種別		大角大丸太	九六	九七	一〇〇	一〇四	〃	一〇二	〃	九八	十六種（十一年四月以後十三種 十二年五月以後十二種）平均
		小角	九四	九一	九四	九五	〃	〃	〃	〃	四種平均
		板類	九七	〃	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃	六種平均
		樌	八八	〃	九三	九八	〃	〃	〃	〃	二種平均

材種別									
板割	八〇	〃	〃	八四	〃	八二	〃	〃	三種平均
樋木	一〇三	一一四	一〇七	〃	〃	〃	〃	〃	
敷居	九八	〃	九三	〃	〃	〃	〃	〃	
內國材平均	九五	九四	九六	九九	〃	九八	〃	〃	三十種（十一年四月以後二十七種十二年五月以後二十六種）平均
外國材平均	九五	〃	一〇一	一〇三	〃	一〇二	九八	九二	四種平均
總平均	九五	〃	九七	九九	〃	九八	〃	九七	三十四種（十一年四月以後三十一種十二年五月以後三十種）平均

次表は（六八）の最後に示すべきものなるも餘白を藉りて玆に掲ぐることゝせり。

（二一）東京市場木炭相場（大正十三年一月分）

（單位十貫匁）

東京薪炭問屋同業組合建

品名	價格	前年十二月を一〇〇とした指數
紀州（新宮）姥目大丸上	圓 八・三〇	八九
同　角淺上	四・五〇〇	九〇
同　丸淺上	五・〇〇〇	一一二
伊豆（河津）椚栫	圓 六・一五〇	九八
同（岩科）同	六・四〇〇	九三
常陸椚丸上	五・〇〇〇	八三

常陸	楢丸上	四・〇〇〇	九八
野州(汽車積)	椚丸上	四・一〇〇	九八
同	楢丸上	四・二〇〇	一〇二
同	雜丸上	四・〇〇〇	一〇三
東北(海岸線)	椚丸上	三・九〇〇	一〇〇
同	楢丸上	三・九〇〇	一〇〇
同	雜丸上	三・六〇〇	一〇〇
同(奥州物)	楢丸上	四・一〇〇	九八
東北	雜丸上	三・七〇〇	九五
同	楢堅上	四・五〇〇	九四
同	雜堅上	四・二〇〇	一〇五
同(岩越線)	堅最上	四・八〇〇	九六
同	堅上	四・三〇〇	九六
同(奥羽線)	楢堅上	四・五〇〇	九〇
同	雜堅上	四・二〇〇	一〇五

(六) 東京市場薪炭標準價格月別 (自大正十一年一月至同十二年八月)

(イ) 價格表 (單位圓) 薪炭商報所載

種類	品名	產地	單位	大正十一年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
白炭	樫大丸	新宮	正味十貫	一〇・五〇	〃	一〇・二〇	〃	九・〇九	〃	八・九〇	〃	八・六〇	〃
	楢上	兩羽方面	同	四・八〇	五・一〇	四・六〇	四・四〇	三・三〇	〃	三・六〇	〃	〃	〃
	楢雜込上	岩越方面	同	四・八〇	五・三〇	四・八〇	四・三〇	三・六〇	三・五〇	―	三・八〇	〃	〃
	雜上	奥州方面	同	四・一〇	四・六〇	四・一〇	三・八〇	二・九〇	二・八〇	三・一〇	〃	〃	〃
	丸淺	新宮	同	六・三〇	五・五〇	五・〇〇	四・八〇	四・一七	三・九〇	三・九〇	〃	三・八五	〃

種類	品名	產地	單位	大正十一年十一月	大正十一年十二月	大正十二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
黑炭	椚丸上	常陸方面	正味十貫	五・七〇	五・二〇	〃	五・〇〇	四・七〇	五・一〇	〃	〃	〃	〃
	椚割上（汽車積物）	野州方面	同	三・八〇	三・四〇	〃	三・一〇	二・九〇	三・二〇	〃	〃	〃	〃
	檜丸上（汽車積物）	同	同	四・四〇	三・九〇	四・〇〇	三・八〇	三・三〇	三・六〇	〃	〃	〃	三・七〇
	檜割上（角俵）	奥州方面	同	四・〇〇	三・八〇	三・九〇	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	〃	三・二〇	〃	三・四〇
	雜丸上（汽車積物）	野州方面	同	四・二〇	三・九〇	四・〇〇	三・七〇	二・七〇	三・四〇	〃	〃	〃	三・一一
	雜割上	常磐方面	同	三・二〇	—	三・二〇	二・九〇	二・四〇	二・八〇	〃	〃	〃	〃
鍛冶炭	松上	野州	同	四・〇〇	三・八〇	〃	三・五〇	三・四〇	〃	三・六〇	〃	〃	〃
薪	椚三本二〆上	常陸物	一束	〇・一三	〃	〃	〇・一三	〃	〇・一一	〃	〃	〃	〇・一〇
	檜三本二〆上	同	同	〇・〇七	〇・〇六	〇・一〇	〇・〇九	〃	〇・〇八	〃	〃	〃	〃
	松二本〆中	同	一本	〇・〇八	〇・〇七	〃	〃	〃	〇・〇六	〃	〃	〃	〃
	樫木束上	汽車積物	一束	〇・五五	〇・四五	〃	〃	〇・四二	〇・四五	〃	〃	〇・四〇	〃
	雜大束上	同	同	〇・四〇	〇・五五	〃	〃	〇・三二	〇・三五	〃	〃	〇・三〇	〃
	樫大丸	新宮	正味十貫	八・三三	七・八〇	〃	八・一〇	八・〇五	七・八〇	〃	七・二〇	七・三五	〃
	檜上	兩羽方面	同	三・六〇	三・四〇	三・五〇	三・六〇	四・〇〇	四・三〇	四・一〇	四・〇〇	〃	〃

(ロ) 指數表 (基數は大正十一年平均相場)

	品名	産地	單位										
白炭	檜雜込上	岩越方面	同	三・八〇	—	—	三・八〇	四・〇〇	三・八〇	四・五〇	〃	〃	〃
	雜上	奥州方面	同	三・一〇	二・九〇	三・〇〇	三・一〇	〃	〃	〃	〃	三・八五	〃
	丸淺	新宮	同	三・七〇	三・五〇	〃	四・〇〇	四・一五	四・〇〇	四・二〇	三・六七	三・八五	〃
黒炭	椚丸上	常陸方面	同	五・一〇	四・八〇	四・六〇	四・八〇	〃	四・六〇	五・五〇	四・八〇	〃	五・三〇
	椚割上(汽車積物)	野州方面	同	三・二〇	二・九〇	二・七〇	〃	三・一〇	二・七〇	三・五〇	〃	三・一〇	三・七〇
	檜丸上(汽車積物)	同	同	三・七〇	三・四〇	三・二〇	〃	三・三〇	三・二〇	三・六〇	三・四〇	〃	三・六〇
	檜割上(角俵)	奥州方面	同	三・四〇	三・二〇	二・九〇	〃	三・〇〇	二・九〇	三・一〇	三・二〇	三・一〇	三・〇〇
	雜丸上(汽車積物)	野州方面	同	三・一一	三・二〇	三・〇〇	〃	〃	〃	三・三〇	三・二〇	〃	二・九〇
	雜割上	常磐方面	同	二・八〇	二・六〇	二・四〇	〃	二・六〇	二・四〇	二・八〇	三・〇〇	二・七〇	二・五〇
鍛冶炭	松上	野州	同	三・一〇	二・七〇	二・六〇	〃	二・四〇	二・七〇	〃	〃	〃	〃
薪	椚三本二〆上	常陸物	一束	〇・〇九	〇・〇八	〃	〇・〇九	〇・一一	〃	〃	〃	〇・一〇	〇・〇九
	檜三本二〆上	同	同	〇・〇五	〇・〇九	〃	〇・〇七	〇・〇七	〃	〃	〃	〃	〃
	松二本〆中	同	一本	〇・〇五	〃	〃	〇・〇六	〇・〇七	〃	〃	〃	〃	〃
	樫大束上	汽車積物	一束	〇・四〇	〇・三五	〃	〇・三八	〇・四三	〇・四七	〇・五五	〇・五〇	〇・四五	〇・五〇
	大雜束上	同	同	〇・三〇	〇・二五	〃	〇・三三	〇・三五	〇・三七	〇・四〇	〇・三九	〇・三五	〇・四〇

種類	品名	産地	單位	大正十一年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
白炭	樫大丸	新宮	正味十貫	一二四	〃	一二一	〃	九八	〃	九六	〃	九三	〃
	檜上	兩羽方面	同	一三三	一三〇	一二八	一一三	八四	〃	九三	〃	〃	〃
	檜雑込上	岩越方面	同	一一六	一二八	一一六	一〇四	八七	九四	—	九二	〃	〃
	雑上	奥州方面	同	一二二	一二六	一三二	一一三	八六	八三	九一	〃	〃	〃
	丸淺	新宮	同	一四四	一三五	一〇九	一〇九	九五	〃	八九	〃	八八	〃
黒炭	椚丸上	常陸方面	同	一二二	一〇二	〃	九八	九二	一〇〇	〃	〃	〃	〃
	椚割上（汽車積物）	野州方面	同	一一八	一〇五	〃	九六	九三	九九	〃	〃	〃	〃
	檜丸上（汽車積物）	同	同	一一八	一〇五	一〇八	一〇二	八九	九七	〃	〃	〃	九九
	檜割上（角俵）	奥州方面	同	一一八	一一三	一一五	一〇三	八八	九一	〃	九四	〃	一〇〇
	雑丸上（汽車積物）	野州方面	同	一三〇	一一一	一一四	一〇五	七七	九七	〃	〃	〃	〃
	雑割上	常磐方面	同	一一三	—	一一三	一〇二	八五	九九	〃	〃	〃	〃
鍛冶炭	松上	野州	同	一一四	一〇八	〃	一〇〇	九七	〃	一〇三	〃	〃	〃
薪	椚三本二〆上	常陸物	一束	一一八	〃	〃	一〇九	〃	一〇〇	〃	〃	〃	九一
	檜三本二〆上	同	同	八八	七五	一二五	一一三	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃
	松二本〆中	同	一本	一三三	一一七	〃	〃	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃

種類	品名	産地	單位	大正十一年十一月	大正十一年十二月	大正十二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
	樫木束上	汽車積物	一束	一三五	一〇三	〃	〃	九五	一〇三	〃	〃	九一	〃
	大雑束上	同	同	一〇五	一四五	〃	〃	八四	九二	〃	〃	七九	〃
白炭	樫大丸	新宮	正味十貫	九〇	八五	〃	八九	八七	九〇	〃	七八	八〇	〃
	檜上	兩羽方面	同	九二	八七	九〇	九二	一〇二	一一〇	一〇五	一〇三	〃	〃
	檜雑込上	岩越方面	同	九二	—	—	九二	九六	九二	一〇八	〃	〃	〃
	雑上	奥州方面	同	九一	八六	八八	九一	〃	〃	〃	〃	一一三	〃
	丸淺	新宮	同	八四	八〇	〃	九一	九五	九一	九六	八四	八八	〃
黒炭	椚丸上	常陸方面	同	一〇〇	九四	九〇	九四	〃	九〇	一〇八	九四	〃	一〇四
	椚割上（汽車積物）	野州方面	同	九九	九〇	八四	〃	九六	八四	一〇八	〃	九六	一一五
	檜丸上（汽車積物）	同	同	九九	九一	八六	〃	八九	八六	九七	九一	〃	九七
	檜割上（角俵）	奥州方面	同	一〇〇	九四	八五	〃	八八	八五	九一	九四	九一	八八
	雑丸上（汽車積物）	野州方面	同	九七	九一	八五	〃	〃	〃	九四	九一	〃	八三
	雑割上	常磐方面	同	九九	九二	八五	〃	九二	八五	九九	一〇六	九五	八八
鍛冶炭	松上	野州	同	八八	七七	七四	〃	六八	七七	〃	〃	〃	〃

月次	椚三本二〆上　常陸物　一束	檜三本二〆上　同　同	松二本〆中　同　一本	樫木束上　汽車積物　一束	大雑束上　同　同
	八二	八八	八三	九一	七九
	七三	七五	〃	八〇	六六
	〃	〃	〃	〃	〃
	三	八八	一〇〇	八六	八七
	一〇〇	〃	一一七	九八	九二
	〃	〃	〃	一〇七	九七
	〃	〃	〃	一三五	一〇五
	〃	〃	〃	一一四	一〇三
	九一	〃	〃	一〇二	九二
	—	〃	〃	一一四	一〇五

(八)平均指數表

種類＼月次（大正十一年）	白炭平均	黒炭平均	鍛冶炭平均	炭平均	薪平均	總平均
一月	一二四	一一七	一二四	一二九	一二四	一二八
二月	一二七	一三八	一〇八	一一六	一一二	一一三
三月	一一〇	一一〇	〃	一一三	一一三	一一五
四月	一一〇	一〇一	一〇〇	一〇九	一一七	一〇八
五月	九〇	八七	九七	八九	一〇四	九三
六月	八九	九七	〃	九四	九九	九五
七月	三	〃	一〇三	九六	〃	九七
八月	〃	九八	〃	〃	〃	〃
九月	九一	〃	〃	九五	九四	九五
十月	〃	九九	〃	九六	九二	〃
十一月	九〇	〃	八八	九四	八五	八二
十二月	八四	九二	七七	八八	七五	八四

種類＼月次（大正十二年）	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
備考								

白炭平均	八六	九一	九四	九五	八九	九三	九八	〃	五種（十一年七月、十二月、十二年一月八五種）平均
黑炭平均	八六	八七	九一	八六	一〇〇	九七	九三	九六	六種（十一年二月八五種）平均
鍛冶炭平均	四七	〃	六八	七七	〃	〃	〃	〃	
炭平均	八五	八七	九〇	八九	九七	九四	〃	九五	十二種（十一年二月、七月、十二月、十二年一月八五種）平均
薪平均	〃	八九	九九	一〇三	一〇七	一〇四	九八	一〇三	五種平均
總平均	八二	八八	九三	〃	一〇〇	九七	九五	九七	十七種（十一年二月、七月、十二月、十二年一月八十六種）平均

三　林産物及林産關係品外國貿易

（一）輸　入

（イ）大正十二年總輸入量

大正十二年に於ける林産物及林産關係品の輸入總額は約一億三千五百萬圓にして、之を大正十年の輸入額八千七百萬圓に比すれば四千八百萬圓、約五割五分の増加を示し、之を大正十一年の輸入總額一億二千六百萬圓に比すれば、約九百萬圓即ち七分の増加を示せり。今其内譯を表示せば次の如し。

大正十二年輸入表

品目	單位	數量	價額
林産物及林産製品			
木材　花梨木、鐵刀木、紫檀類、縞黒檀	斤	五、〇一四、三五九	圓 三三五、五八〇
其他	〃	八、一八三、五二四	五三八、五〇七
小計		一三、一九八、八八三	八六四、〇八七
チーク	米突立方	七、五九九	一、一八三、一六三
パイン、ファ及シダー	〃	六三四	九二、一五八
シダー其他（甲）	〃	九〇、四六二	四、五五四、八五〇
同（乙）	〃	二、〇五三、四〇六	七三、〇九四、八四四
小計		二、一四四、四九二	七七、七四一、八五二
桐	擔	二五五、〇二六	三、七七五、九九二
ドロノキ、ハコヤナギ	〃	五六四、三三一	二、二〇九、一三三
其他	〃	—	八二五、一七〇
計			八六、五九九、三九七
籐	斤	五、八六三、七〇六	九五六、七九九
コルク樹皮	〃	二、八二三、一〇〇	七六〇、四八三
桂皮	〃	三五〇、四一一	二九、九七一

キナ皮	〃	一、二八一、九一三	七三四、五五五
丁香	〃	一七七、四〇五	七九、九九五
沈香	〃	九、八九二	一九、五一三
白檀	〃	四七、四二四	一三、九七一
五倍子其他タンモン材料	擔	一五〇、六〇九	一、三六六、八九六
コプラ	〃	二一、二九九	二三七、一一四
パルプ	〃	五八七、六四九	六、一五七、一八一
松脂	〃	二六七、九六九	一、八〇二、〇四一
漆	斤	一、八七〇、四二一	二、四九二、二四七
生インチヤラバー及ガタパーチヤ	擔	二九〇、九四七	一九、三三五、五一三
アラビヤゴム	斤	九三三、二二一	三三五、八三五
松精油	利	二七八、二五六	一九二、七九九
桐油	斤	四二八、五五五	八八、二一七
阿仙薬其他のタンニンエキス	擔	九一、六二〇	一、四一四、一八五
ログウードエキス	斤	八五四、二三六	三六四、四〇二
コルク栓及輪	〃	五一〇、六九〇	二六一、六八一
木製品	―	―	四三三、四六九
醋酸石炭	擔	一三四、一九五	一、三六九、四八八

木精	斤	五七〇、六九八	二七六、一五三
椰子油	〃	八八九、九四五	二二四、六一八
木炭	〃	五六、六六四、〇〇二	二、〇九七、九六九
計			四一、〇四四、〇九四
林產關係品			
燐寸	—	九七六	二九五
鉛筆	—	—	二九五、五七〇
フォルマリン	斤	八二五、三三五	三五六、四四七
アセトン	〃	一二六、二九一	五六、六〇九
醋酸	〃	一七、〇三七	一六、四〇九
計			七二五、三三〇
合計			一二八、三六八、八二二

備考　本表中桂皮、丁香、沈香、白檀、松精油、桐油、木製品、椰子油、燐寸、鉛筆、アセトン、醋酸は六月中の輸入統計燒失の爲め、又本表の數字中には七、八月橫濱輸入統計燒失の爲め算入せず。

今七八月分の橫濱輸入材を外國木材輸入協會調査其他より推定せば

月別	パイン、ファー及シダー	其他	計
七月	二、六四三、七二一圓	二三九、二八九圓	二、八八三、〇〇〇圓
八月	三、四四三、五二三	三一二、九九〇	三、七五六、五一三
計	六、〇八七、二三三	五五二、二七九	六、六三九、五一三

卽ち大正十二年木林輸入額（推定）は＝九三、二二三八、九〇九圓（但前表木材類の計を別に八六、六四五、六七九圓と記せる統計あり、之によれば九三、二八五、一九一圓となる）

依て大正十二年輸入總額＝一三五、〇〇八、三三三圓。

（ロ）大正十二年パイン、ファー及シダー輸入狀況

（農商務省山林局林產課調查）

大正十二年に於ける外國產木材の輸入總額は大藏省の調查によれば八千六百六十四萬餘圓に達せり。此內關東大震災の際原簿燒失し七、八兩月分に對する橫濱港輸入額の一部不明なるが爲め、其の部分のみは之を除外しあるを以て、今假に外國木材輸入協會の調查其他を參酌して該兩月分を推定加算するときは、總輸入額は實に九千三百二十八萬餘圓の巨額に達すべく、之を大正十一年の八千四百八十二萬餘圓に比較するときは、約一割の增加となる。

而して輸入材木の內容を觀るに花梨木、縞黑檀其他唐木類は八十六萬四千圓、チークは百十八萬圓、桐は三百七十七萬六千圓、白楊類二百二十一萬圓、其他八十七萬圓にして、殊にパイン、ファー及シダーは七千七百七十四萬圓の巨額を示し、木材總輸入額の約八割九分强を占む。卽ちパイン、ファー、シダーは實に其輸入の數量、樹種、用途より見て本邦の木材界に最も關係の大なるものなり。今種々の方面から其輸入の狀況を記述すれば次の如し。

大正十二年に於けるパイン、ファー及シダーの輸入總額は大藏省調によれば七千七百七十四萬千八百五十二圓、此の材積七百七十二萬百六十八石にして、此內には七八兩月分の橫濱輸入材を包含せざるを以て、之を推定加算するときは價格八千三百八十二萬九千餘圓、材積八百二十七萬五千餘石に達し、大正十一年に比すれば價格に於て約九百十二萬圓、材積に於て約十萬石の增加を示せり。

次に輸入材の產地に付て述れば、大正十二年に於ける輸入材の巨頭は依然として北米材にして六百二十五萬七千五百八十九石（七八兩月分橫濱輸入を推定加算すれば約六百八十萬餘石）に達してパイン、ファー、シダー全輸入量の約八一％を占め、大正十一年に比し約十一萬石（七八兩月分橫濱輸入を加算したるものに比し約六十六萬石）の增加となる。北米材に次で多量に輸入せられたるは露領亞細亞卽ち沿海州にして百二十六萬九千石に達し、大正十一年の百八十六萬七千石に比し約六十萬石の減少を示し、支那關東州材の輸入は前年に比して著しく減少せるものと謂ふべし。

大正十二年に輸入されたるパイン、ファー及シダーの材種別數量は丸太材及割材最も多く、約三百九十二萬餘石に達し全量の約五十一%を占め之に次ぐは厚さ二百粍以上のもの卽ち大角材、中角材にして約百八十八萬石卽ち二四%、厚さ六五粍以下のもの卽ち小角材、板子等は百五十八萬八千石卽ち二〇%、厚さ六十五粍以下のもの卽ち四分板、床板、吋板等は三十二萬五千石卽ち四%となる。

パイン、ファー及シダーの上下兩半期の輸入量の割合は其の年に依り相違ありて一定せざるも、大正十年に於ては、上半期二〇%、下半期八〇%、大正十一年には上半期五四%、下半期四六%なりしが、大正十二年に於ては上半期三八%、下半期六二%にして大正十、十一年に於ける中間の狀況を示せり（七八兩月横濱輸入材を加算せしものにては上半期は四十二%、下半期は五十八%となる）

大正十二年震災前（一月以降八月迄）と震災後（九月以降十二月迄）との割合を見るに次の如くにして震災後の輸入量の如何に多かりしを知るに足るべし。

區分	七、八兩月横濱輸入を含まざるもの		七、八兩月横濱輸入を推定加算したるもの	
	數量	%	數量	%
震災前（八ヶ月間）	三、九七六、六〇七	五一・五	四、五三二、三二九石	五四・二
震災後（四ヶ月間）	三、七四三、五六七	四八・五	三、七四三、五六七	四五・八
計	七、七二〇、一六八	一〇〇・〇	八、二七五、八九六	一〇〇・〇

大正十一年下半期よりパイン、ファー及シダーの輸入量は漸次減少の傾向ありて、大正十二年一月以降震災前迄は、一ヶ月の輸入高は三十萬石乃至五十餘萬石位なりしが、十月より急激に増加して百十一萬石を越え十一月には少しく減じて七十七萬石となりしが、十二月に至り再び増加して百萬石を突破するに至れり。

大正十二年中パイン、ファー、シダー月別材種別輸入表

月別	區分	單位	鉛筆用シダー	パイン、ファー及其他のシダー 厚さ六五粍以下	厚六五粍以上厚二〇〇粍以下	厚さ二〇〇粍以上	丸太材割材其他	合計	一石當り單價
一月	數量	石	七八八	二七、七一三	九三、一〇四	一一四、六〇二	二〇三、四九〇	四三九、六九六	円 九・五三
	價額	圓	三七、二九九	三四四、一〇一	八七六、二二三	九九一、一二五	一、九四〇、七七八	四、一八九、五二六	
二月	數量	石	二六六	一七、九六〇	六五、三七九	一〇三、四九七	一二四、三七九	三二一、四八一	九・五三
	價額	圓	二〇、一七四	三一五、六六二	五五八、三三三	八八〇、九七七	一、一八五、五九八	二、九六〇、七四四	
三月	數量	石	五四	一四、六一三	八六、一一八	一四二、九三一	二一七、一六六	四六〇、八八一	九・四九
	價額	圓	二、三七三	二五六、四四一	八〇〇、八三七	一、二四五、七〇六	二、〇六八、九四三	四、三七四、三〇〇	
四月	數量	石	—	二〇、三五一	五八、九八六	一四一、四八七	二七六、六八九	四九七、五一三	九・八五
	價額	圓	—	三四二、三一三	六〇七、〇八六	一、三六一、〇四〇	二、五九〇、七五七	四、九〇一、一九六	
五月	數量	石	二二七	二五、四七〇	八四、三七〇	一七二、九〇二	二〇七、九一二	四九〇、八八一	一〇・二七
	價額	圓	三、六七三	四四一、一四六	八七四、四一六	一、五一三、三〇八	二、二一〇、一一五	五、〇四二、六九八	
六月	數量	石	一八四	二三、七六七	一三三、一五六	二三七、四一七	三七一、六二八	七六五、一五二	九・九二
	價額	圓	五、八九九	四一六、一〇一	一、四七四、三八四	二、一七五、三〇八	三、五二二、八八五	七、五九三、五三七	

	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
	石	圓	石	圓	石	圓	石	圓	石	圓	石	圓	
上半期小計	一、五一九	六九、三七八	一二八、八七二	二、一二五、七六四	五二二、一一三	五、一九一、二七九	九一二、八三六	八、一六七、四六四	一、四〇一、二六四	一三、五一八、一一六	二、九六五、六〇四	二九、〇六二、〇〇一	
七月	一二五	三、六五〇	一二、三〇八	二〇五、一四三	五九、七八九	七三五、四八九	一一三、〇七四	一、一〇三、七四四	二四九、七〇〇	二、三八五、五三八	四三三、九八六	四、四三三、五六四	一〇・二二
八月	一三三	三、五六三	七、七九〇	一三九、五九九	七三、二八五	七二六、三一四	一一九、六四六	一、一九七、二七六	三七六、一六八	三、四一一、三六三	五七七、〇二一	五、四七八、一一五	九・四九
九月	—	—	五、四九四	八五、五五一	八九、六四〇	九九七、七八三	一三七、四〇九	一、四〇二、八六七	五六一、七〇四	四、八五六、〇九二	七九四、二四七	七、三四二、二九三	九・二四
十月	一〇四	三、五六三	四九、二四一	五五一、八八九	三一七、二六七	三、三七八、〇一七	二〇八、二七一	二、二三六、九七七	五三八、一九六	五、一六〇、一七一	一、一一三、〇七九	一一、三三〇、六一七	一〇・一七
十一月	一四四	二、七〇四	五〇、三六四	六二八、八八一	一八八、五四三	二、〇四二、〇八二	一四八、五六二	一、五八二、八九六	三八七、七九九	四、二〇三、四八〇	七七五、四一二	八、四六〇、〇四三	一〇・九一
十二月	二四一	九、三〇〇	七一、五九三	八二八、〇二三	三三八、六二二	三、九八六、一九九	二四二、八三七	二、四二二、二二三	四〇七、五三七	四、四〇九、四八四	一、〇六〇、八二九	一一、六四五、二二九	一〇・九八
下半期小計	七二六	二三、七八〇	一九六、七九〇	二、四三九、〇八五	一、〇六七、一四五	一一、八六五、八八四	九六八、八九九	九、九二五、九七三	二、五二一、一〇四	二四、四二六、一二八	四、七五四、五六四	四八、六七九、八五一	
合計	二、二四五	九二、一五八	三二五、六六二	四、五五四、八五〇	一、五八八、二五八	一七、〇五七、一六三	一、八八一、六三五	一八、〇九三、四三七	三、九二三、三六八	三七、九四四、二四四	七、七二〇、一六八	七七、七四一、八五三	一〇・〇七
一石當り單價（圓）		四一・〇五		一三・九八		一〇・七四		九・六二		九・六七		一〇・〇七	

備考（イ）七八兩月に於ける横濱港輸入統計は大藏省及横濱税關にて燒失せしを以て、前表七八兩月の項には横濱港の分は含ます。

（ロ）以上に依り外國木材輸入協會の調査其他を參照して、七八兩月横濱港輸入數量及價額を推定すれば次の如し。

七八兩月横濱輸入	數量	石	?	二五、三一六	一一三、〇九四	二三八、九二一	一八八、三九七	五五五、七二八
	價額	圓	?	四八四、二九五	一、二五七、六〇五	二、三四六、四四一	一、九九八、八九二	六、〇八七、二三三
合計	數量	石	二、二四五	三五〇、九七八	一、七〇一、三五二	二、一一〇、五五六	四、一一〇、七六五	八、二七五、八九六
	價額	圓	九二、一五八	五、〇三九、一四五	一八、三一四、七六八	二〇、四三九、八七九	三九、九四三、一三六	八三、八二九、〇八五

同上國別、材種別、輸入表

國別	區分	單位	鉛筆用シダー	其他のパイン、ファー、シダー 厚さ六五粍以下	其他のパイン、ファー、シダー 厚六五粍以上二〇〇粍以下	其他のパイン、ファー、シダー 厚さ二〇〇粍以上	其他のパイン、ファー、シダー 丸太材割材及其他	合計
支那	數量	石	—	二九、〇六五	二九、五二〇	一一、四八一	四六、五七二	一一六、六三八
	價額	圓	—	三一三、四八二	二六七、二九〇	八四、三三八	三三六、四一五	一、〇〇一、五二五
關東州	數量	石	—	一六、三七四	八九三	八、一〇八	一七、五二三	四二、八九七
	價額	圓	—	一九六、〇一三	九、八五九	八六、二四七	一三一、四二〇	四二三、五三九
露領亞細亞	數量	石	—	一八、九五八	七四、〇三〇	三六、一六二	一、一四〇、〇五九	一、二六九、二〇九
	價額	圓	—	一五四、五七四	六一五、九四八	二九四、二三〇	八、六四六、五四七	九、七一一、二八九
北米合衆國	數量	石	二、二四五	二三三、五二三	一、四一七、一〇七	一、七八四、一一四	二、四四五、九九五	五、八八二、九九三
	價額	圓	九二、一五八	三、五一二、六〇三	一五、三九六、八四〇	一七、二四〇、〇六六	二六、二五〇、六一六	六二、四九二、二八六
英領加奈陀	數量	石	—	一九、〇八六	五九、一一九	四一、七四九	二五四、六三八	三七四、五九一
	價額	圓	—	二九二、〇五六	六九四、七一九	三八八、三六四	二、四二六、〇二三	三、八〇一、一六一

其他	數量（石）	—	八、六四七	七、五八九	二二	一七、五八二	三三、八三九
	價額（圓）	—	八六、一三三	七二、五〇七	二〇三	一六三、三二二	三三二、〇五三
合計	數量（石）	二、二四五	三三五、六六二	一、五八八、二九八	一、八八一、六三五	三、九三一、三六八	七、七二〇、一六八
	價額（圓）	九二、一五八	四、五五四、八五〇	一七、〇五七、一六三	一八、〇九三、四三七	三七、九四四、二四九	七七、七四一、八五三

備考（イ）鉛筆シダーは長さ二〇糎、幅七糎、厚七粍以下に切りたるシダーをいふ。（ロ）一立方米突は三・六石として石に換算せり。（ハ）七八兩月に於ける横濱輸入材は統計燒失の爲め前表に算入せず。

七八兩月横濱港輸入材推定量	數量（石）	？	二五、三一六	一一三、〇九四	二二八、九二一	一八八、三九七	五五五、七二八
	價額（圓）	？	四八四、二九五	一、二五七、六〇五	二、三四六、四四一	一、九九八、八九二	六、〇八七、二三三
總計	數量（石）	二、二四五	三五〇、九七八	一、七〇一、三九二	二、一一〇、五五六	四、一一〇、七六五	八、二七五、八九六
	價額（圓）	九二、一五八	五、〇三九、一四五	一八、三一四、七六八	二〇、四三九、八七八	三九、九四三、一三六	八三、八二九、〇八五

同上季節別輸入表

季節別	大正十二年（七八兩月横濱輸入材を含まざるもの）		大正十二年（七八兩月横濱輸入材推定加算せるもの）		大正十一年	
	數量	百分率	數量	百分率	數量	百分率
上半季	二、九六五、六〇四石	三八%	三、五二一、三三二石	四二%	四、四二六、二五三石	五四%
下半季	四、七五四、五六四	六二	四、七五四、五六四	五八	三、八四六、三五九	四六
計	七、七二〇、一六八	100	八、二七五、八九六	100	八、二七三、一一三	100

（二）輸出

大正十二年總輸出量

大正十二年の林産物及林産關係品の輸出總額は四千三百餘萬圓にして大正十年輸出額四千六百萬圓に比し約三百萬圓を減じ大正十一年輸出額五千二百萬圓に比し約九百萬圓の減少を示せり。其内譯次の如し。

品目			單位	數量	價額
林産物及林産製品	木材	鐵道枕木	石	一四八、一五九	二、九一六、〇一九円
		箱板木	—	—	二、五七九、一五三
		燐寸軸木	千束	一六八、四九四	二、五一二、三〇一
		同函用經木	擔	一一〇、三七一	一、〇七〇、三三三
		其他	—	—	四、〇四六、六九五
		小計			一三、一二四、五〇一
	竹材		—	—	八八五、二〇四
	木炭		擔	七、一七〇	三五五、六九五
	椎茸		〃	七、九一九	一、六四三、六二五
	木蠟		〃	二八、二九六	一、一九九、八四七
	樟腦		〃	四二、八三八	八、八七七、五五五
	樟腦油		〃	一四、八三二	三二〇、三〇五
	椰子油		〃	一、七五一	三三、八〇一
	傘の柄及手		打	六七〇、七四六	八一九、八七九
	經木眞田		千束	四一九	一四七、六〇〇
	パルプ		擔	四六	四五二
	木製品		—	—	三、五六四、八五八
	小計				一七、五三八、九一六
	竹製品	行李鞄及籠	—	—	八六一、三七一円
		煙草用吸口及煙管	千個	九七、三七二	一四三、五四七
		其他	—	—	三九二、九三七
		小計			一、三九七、八五五
	計				三一、〇六一、二七二
林産關係品	燐寸	安全製	千哥	一四、四六四	一〇、一九六、一五五
		其他	〃	七八六	四五三、七六〇
		小計		一五、二五〇	一〇、六四九、九一五
	漆器		—	—	一、一八四、三五八
	鉛筆		哥	二三三、五四一	三六五、〇三八
	小計				一、五四九、三九六
	計				一二、一九九、三一一
合計					四三、二六〇、五八三

備考　本表中には七八兩月に於ける横濱輸出統計燒失の爲め算入せず。

四　林業金融及森林火災保險

其一　林業金融

(一) 森林抵當貸附

森林を抵當とする金融は林業金融中の主要なるものに屬し、之れが衝に當るものは主として勸業銀行(本店支店)農工銀行等なるも、尙其他の普通銀行及貯蓄銀行、並に個人等の金融機關に於て取扱はる。

日本勸業銀行は、明治二十九年四月十八日法律第八十二號に據り、翌三十年六月設立されたるものにして、其の業務の目的とする所は當初農工業の爲め長期低利の貸付を爲すにありしも、其の後明治四十四年三月勸業銀行法中より「農工業及び水產業の改良發達の爲めに資本を貸付するを以て目的とす」と云ふ文字は削除せられ、其後は農工業上の特別機關にあらずして、單純なる不動產銀行たるに至れり。然し右の變更ありたるも實質は依然として農工業上、特に農業の金融機關たることは今日に至るも變りなし。

勸業銀行の森林を抵當として貸付を開始せるは最近のことにして、大正十年七月初めて岐阜縣の某林業家に對して金十萬圓を貸付けたり。而して勸業銀行は立木のみに對しては貸付けずして必ず其の土地をも含み、且つ其の森林は火災保險に附するを要すことゝせり。

農工銀行は明治二十九年法律第八十三號農工銀行法に依り、中央に於ける日本勸業銀行と相對して各府

縣に設けられたるものなり。農工銀行も亦設立の當初に在りては專ら農工業發達の爲め資金を貸付くるを以て目的としたるも、明治四十四年三月日本勸業銀行と共に此目的に關する制限は除去せられ、法律上に於ては今や唯單純に不動產金融を以て其目的とするものと見るの外なきに至れり。然れども其の實質に於ては、今日と雖も、依然農工業改良發達の爲め資金を貸付くるを以て營業上の主目的たることは、日本勸業銀行と異なる所なし。

而して種々論議の後大正十年に於て農工銀行は勸業銀行に自由併合を許す法律を發布せられ、我國各府縣に於ける一個づつの農工銀行を置くべき制度は改めらるゝことゝなれり。爾來數地方の農工銀行は勸業銀行との間に併合の契約成立して、勸業銀行の支店と化し、今や其の併合統一の趨勢は事實に於て益々進行しつゝあり。

（イ）　金融機關特別貸付高

大正十一年末現在に於ける機關別貸付金高、件數、抵當面積及一件當り平均貸付金額は次の如し。

機關別貸付高表

森林抵當權者	貸付金額	總額に對する百分率	貸付件數	總件數に對する百分率	一件當平均金額	森林擔保面積
勸業銀行	圓 二三四、〇〇〇・〇〇	% 〇・四	件 六	% 一	圓 三九、〇〇〇・〇〇	町 二八一・四

農工銀行及勸業銀行支店	一〇、五四四、三六四・五三	一八・〇	六、五二八	九・七	一、六一五・二五	五二、一五七・三
普通貯蓄銀行	三三、九二八、八二七・八〇	五六・四	二四、九九九	三七・〇	一、三一七・二一	一〇四、四〇五・九
個人其他金融機關	一四、七〇五、〇一九・八九	二五・二	三六、〇三三	五三・三	四〇八・〇九	四三、六三六・四
計	五八、四三二、二一二・二三	一〇〇・〇	六七、五六六	一〇〇・〇	八六四・五二	二〇〇、四八二・〇

備考 一、個人其他金融機關に屬する分は推定額にして北海道、東京、大阪、神奈川、長崎、宮城、山形、沖繩の一道二府五縣を含ます。二、本表は立木のみに對する貸付をも含む。三、本表は大正十二年七月山林彙報臨時增刊「本邦林業金融事情」に據る。四、大正十二年末現在に於ける勸業銀行(本店のみ)の貸付金高、件數、一件平均貸付金額は次の如し。

貸付金額 一、七〇五、五〇〇圓　貸付件數 二八件　一件當平均金額 六〇、八七五圓

卽ち貸付金高に於ては普通貯蓄銀行其の首位を占め(總額の五六%)、件數に於ては「個人其他」が首位を占む(總件數の五三%)、而して一件當り金額に於ては、勸業銀行の三九、〇〇〇圓を以て首位となす。尙參考として一般不動産抵當貸付金高機關別表(森林抵當を除く)を左に揭ぐ。

一般不動産抵當機關別貸付高表

金融機關名	金額	總額に對する百分率
勸業銀行	一九八、〇四六、〇〇〇圓	九・三%
農工銀行	二二〇、九二八、〇〇〇	一〇・三
北海道拓殖銀行	三八、六四三、〇〇〇	一・八

興業銀行	三四、三四六、〇〇〇	一・六
普通貯蓄銀行	六〇九、五五四、〇〇〇	二八・五
保險會社	二三、〇二六、〇〇〇	一・一
個人其他推定高	一、〇一四、四三七、〇〇〇	四七・四
計	二、一三八、九七六、〇〇〇	一〇〇・〇

備考　一、保險會社の貸付は全部工場、宅地又は建物を抵當とするものにして田畑に對しては貸付を行はず。二、一件當り金高は總平均に於て一、二六五圓、勸業銀行は一二、〇六五圓、農工銀行は三、一七七圓なりとす。三、本表金額は勸業銀行調査に係るものにして大正八年末現在高なり(「本邦不動産金融に關する統計的資料」に據る)。

今以上兩者を比較するに、森林抵當金融に於ては僅に全額の二五%に過ぎざりし「個人其他」が一般不動産抵當金融に於ては全額の四七%强を占め、又森林抵當金融に於て五六%强を占めたる普通貯蓄銀行は一般不動産抵當金融に於ては二八%强を占む、而して總額に於て森林抵當金融は一般不動産抵當金融の二%七强に該る、但し一件當り平均高に於て前者は後者に及ばず。

（ロ）府縣別貸付高

森林抵當金融の最も旺に行はるゝは和歌山・三重、兵庫、愛知、靜岡、奈良等の諸縣にして、其の融通の尠きは青森、高知、佐賀、福井、鳥取の諸縣なり、而して私有林野面積と貸付高との間には概して直接的關聯なきものゝ如し。

府縣別貸付高表

地方	勧業銀行本店 件數（件）	勧業銀行本店 金額（圓）	農工銀行若くは勧業銀行支店 件數（件）	農工銀行若くは勧業銀行支店 金額（圓）	普通貯蓄銀行 件數（件）	普通貯蓄銀行 金額（圓）	個人其の他の金融機關 件數（件）	個人其の他の金融機關 金額（圓）	計 件數（件）	計 金額（圓）	私有林野面積（町）
東京	—	—	—	—	一八〇	六六三、一四一	?	?	一八〇	六六三、一四一	四四、一〇三
京都	—	—	四九	一〇二、九七三	八四三	一、〇六一、〇〇八	四四一	二五八、一五三	一、三三三	一、四三三、一三四	一三三、六六六
大阪	—	—	—	—	七六	三三四、九一七	—	—	七六	三三四、九一七	三一、八二七
神奈川	一	一九、〇〇〇	二四九	二六五、四四六	五一五	九二七、八四三	?	?	七六五	一、二一二、二八九	七〇、七六一
兵庫	—	—	九九	一四三、三〇〇	一、四二七	二、五七一、六六六	一、〇三〇	三、三七七、七八六	二、五五六	六、〇九二、七五二	二三九、五二一
長崎	—	—	—	—	—	—	?	?	—	—	三九九、四〇五
新潟	—	—	二五一	八〇、一〇〇	八三	一一九、八四〇	一、五二八	二〇一、八七〇	一、八六二	四〇一、八一〇	二一七、二九〇
埼玉	一	二五〇、〇〇〇	一、六八九	四〇七、六一〇	四二〇	一七九、六五八	一、九四八	三五七、八四〇	四、〇五八	一、一九五、一〇八	七七、二〇三
群馬	四	八五、〇〇〇	—	—	二六〇	二六二、五四八	六〇〇	四五〇、〇〇〇	八六四	七九七、五四八	一七二、八六一
千葉	—	—	—	—	六〇八	一三七、二二〇	四五九	七八、八二〇	一、〇六七	二二六、〇四〇	一四二、五九九
茨城	—	—	—	—	七七三	九二八、四二五	一、五八四	二九五、五七〇	二、三五七	一、二二三、九九五	一七五、七二八
栃木	—	—	二四九	四六五、三〇〇	七八一	二、〇八七、二五六	五九	一三、四八〇	一、〇八九	二、五六六、〇三六	二二一、九二三
奈良	—	—	四七一	一、九八九、六八〇	二三五	一、四二三、五八九	二四	八六、七〇〇	七三〇	三、四九九、九六九	一六六、三三〇
三重	—	—	八五九	三、七九一、四〇〇	七一五	二、〇五九、九〇八	五九六	二七三、二九五	二、一七〇	六、一二四、六〇四	二〇六、五〇〇
愛知	一	二三、〇〇〇	一、三二五	一、二二〇、二〇六	六〇二	四、二八九、八二七	一、一五三	二〇四、三五〇	三、〇七一	五、七三七、三八三	一三七、四〇一
静岡	九	三八、〇〇〇	一二四	九六、三四〇	六、〇五一	四、五七五、一七〇	一、五九九	四六二、八三五	七、七八三	五、四六二、三四五	二八〇、五一三
山梨	—	—	一六	一三、〇〇〇	一六四	六四、一四六	三四三	七七、九八〇	五二三	一五四、一三六	一一四、〇三二
滋賀	—	—	一八九	二〇二、五一九	一六八	二〇九、五九九	六三二	一三二、七一〇	九八九	五四四、八二八	一〇〇、四二八
岐阜	五	三〇〇、〇〇〇	九五	四一、八〇〇	九四六	二〇八、六八六	六六三	一一一、四二三	一、七〇九	六六一、九〇八	三六六、七八二

長野	―	―	二	二〇、二三九	三四四	九〇九、一七〇	五一八	二五七、三六〇	八六四	一、一八六、七五九	二三七、五三九
宮城	―	―	―	―	三三五	二四九、八〇二	―	―	三三五	二四九、八〇二	一三一、五一二
福島	―	―	二五	一九、五〇〇	二〇	三、八〇〇	一、四五六	二〇〇、〇三〇	一、五〇一	二二三、三三〇	四六三、五一二
岩手	―	―	―	―	一、一〇一	一、三〇八、七九七	一五	一五、〇〇八	一、一一六	一、三三三、八〇五	四五六、七〇三
青森	―	―	二	一、八〇〇	五	二、七六〇	四二	二六、八五〇	四九	三一、四一〇	一三七、一三九
山形	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一四五、三三七
秋田	―	―	―	―	一	二、〇〇〇	一〇五	五四、七〇〇	一〇六	五六、七〇〇	二〇四、二三六
福井	―	―	―	―	二九	四三、九九九	三四四	一〇七、四五〇	三七三	一五一、四四九	一三八、一四三
石川	―	―	―	―	二九五	七四、三六〇	三一三	五六、八〇五	六〇七	一三一、一六五	一四二、六四三
富山	―	―	―	―	三五	九五、二二三	一	四〇五	三六	九五、六二八	六一、七二三
鳥取	一	四七、五〇〇	―	―	九三	六五、〇七〇	三一	四、九一二	一二五	一一七、四七八	七八、九四二
島根	―	―	―	―	三四三	一四六、〇〇七	二、〇七九	三九三、二五四	二、四二三	五三九、二六一	三五二、九三九
岡山	―	―	二九	五四、二六八	三六九	三五六、〇八一	一、〇三七	二四三、八一三	一、四三二	六五四、一六二	二四五、〇〇三
廣島	―	―	―	―	八七一	六五三、五六八	一、六三〇	五四七、二五〇	二、五〇一	一、二〇〇、八一八	三七五 九九七
山口	―	―	五	五、九五六	三二	四一、一五六	六五二	二六〇、八一五	六八九	三〇七、九二七	二〇五、七四四
和歌山	―	―	一四六	一、〇二九、九一三	一、八四〇	五、二八九、八二六	二、六一一	三、九六〇、五三八	四、五九七	一〇、二八〇、二七七	三三三、九二一
徳島	二	一四七、〇〇〇	八〇	四〇七、三七九	三	五二、六一〇	四、四九四	八〇五、二〇〇	四、五七九	一、四二二、一八九	二二五、七一九
香川	―	―	―	―	―	―	七〇七	一三六、七〇〇	七〇七	一三六、七〇〇	五四、〇三九
愛媛	―	―	五五六	一三五、一六五	三、八四八	四八六、九五九	三、七七〇	一八九、〇四二	八、一七四	八二一、一六六	一九七、九一〇
高知	―	―	―	―	―	―	一八	三四、七九七	一八	三四、七九七	二六四、八二九
福岡	一	一〇〇、〇〇〇	―	―	四五	二一四、三一八	四五一	三〇九、一一五	四九七	六二三、四三三	一一一、一〇七
大分	―	―	三	四五、一三七	二〇五	三六三、七〇九	一、七六〇	三八九、四〇九	一、九八八	七九八、二五五	一六八、六八二

佐賀	—	—	—	—	六三	二九、一七七	四八	一八、四三六	一一	四七、六一三	五三、一四四
熊本	二	四〇〇、〇〇〇	二	四、三四三	四六	一三、四〇〇	六〇二	二〇〇、七〇〇	六五二	六一七、四四三	一四八、八三六
宮崎	一	六、〇〇〇	二	二、〇〇〇	九五	六七、二七五	二三〇	五〇、二〇〇	三二八	一三五、四七五	一三三、〇〇四
鹿兒島	—	—	—	—	一四二	一〇二、三一五	四六一	六九、四二一	六〇三	一七一、七三六	一五四、一八八
沖繩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二八、四五七
北海道	—	—	—	—	五	二六四、〇〇〇	—	—	五	二六四、〇〇〇	—
計	二六	一、七〇五、五〇〇	六、五二八	一〇、五四四、三六五	二四、九九九	三二、九二八、八二八	三六、〇三三	一四、七〇五、〇二〇	六七、五八八	五九、八八三、七一二	八、四八〇、七五四

備考　一、個人其他の分は推定額にして立木のみに對する貸付をも含む。二、勸業銀行本店は大正十二年末現在、其他は大正十一年度末現在なり。三、勸業銀行本店を除くの外は「本邦林業金融事情」に據る。

（ハ）金　利

各金融機關別より觀たる森林抵當金融の平均金利は次表の如くにして「個人其他」の一割一分六厘を以て最高率とし勸業銀行の七分八厘を以て最低率となす、森林抵當も大體に於て一般不動產抵當金融と其の傾向を一にするものなり。

金融機關別平均金利表　（大正十一年末調査）

金融機關	森林抵當	一般不動產抵當	備考
勸業銀行	割 〇、七六〇（年賦） 〇、八二〇（定期）	耕地（森林と同率） 宅地建物 割 〇、八五〇（年賦） 〇、八八〇（定期）	「本邦林業金融事情」に據る

農工銀行及勸業銀行支店	〇、八六五	〇、九五〇（十年調）
普通貯蓄銀行	一、一五〇	
個人其の他	一、一六〇	一、一五二（十一年調）

府縣別勸銀支店及農銀金利　金利の高率なるは宮崎（一割四分）、及和歌山（一割二分六厘）にして、山梨（一割）、福島、滋賀（九分三厘）、岩手（九分一厘）、兵庫、岡山、愛媛、三重（九分）等之に次ぐ、又低率なるは熊本（六分五厘）を第一とし岐阜（七分七厘）東京（七分八厘）等之に亞ぐ。

府縣別普通貯蓄銀行金利　金利の高率なるは山梨（一割四分）を第一とし群馬（一割三分五厘）鹿兒島（一割三分三厘）宮崎（一割三分）和歌山（一割二分八厘）等之に次ぎ又低率なるは福井、岡山、大分、北海道（一割）を第一とし滋賀（一割一厘）三重（一割二厘）千葉（一割五厘）等之に亞ぐ。

府縣別個人其他金融機關金利　金利の高率なるは栃木（一割六分）を第一とし新潟、秋田、熊本、宮崎（一割五分）山梨、鹿兒島（一割四分）福岡（一割三分八厘）群馬（一割三分五厘）等之に次ぎ、又低率なるは島根（四分九厘）を第一とし奈良（五分八厘）千葉（九分五厘）香川（九分）等之に亞ぐ。

府縣別森林抵當貸付金利表　（最高最低平均）

道府縣／利率	貸付金利率（平均） 農工銀行及勸銀支店	普通貯蓄銀行	個人其他の金融機關
東京	割〇、七六	割一、一三	割？
京都	割〇、八〇	割一、一八	割一、〇五

大阪	—	一、一一	一、五〇
神奈川	〇、八五	一、一〇	?
兵庫	〇、九〇	一、一〇	一、二〇
長崎	—	?	?
新潟	〇、八〇	一、一五	一、五〇
埼玉	〇、八五	一、一五	一、〇三
群馬	—	一、三五	一、五〇
千葉	—	一、〇五	〇、九五
茨城	—	一、二五	一、一五
栃木	〇、八〇	一、二三	一、六〇
奈良	〇、八三	一、一三	〇、五八
三重	〇、九〇	一、〇三	一、〇五
愛知	〇、八八	一、〇七	一、二五
靜岡	〇、八〇	一、一五	〇、九八
山梨	一、〇〇	一、四〇	一、四〇
滋賀	〇、九三	一、〇一	一、〇一
岐阜	〇、七七	一、〇四	一、二〇
長野	〇、八五	一、〇六	一、二六
宮城	—	一、二〇	—
福島	〇、九三	一、二七	一、二八
岩手	〇、九一	一、二〇	一、二〇
青森	〇、八二	一、三三	一、三三
山形	—	—	—
秋田	—	一、二〇	一、五〇
福井	—	一、〇〇	一、一五
石川	—	一、二〇	一、二〇
富山	—	一、二六	—
鳥取	—	一、二〇	一、二〇
島根	—	一、一一	〇、四九
岡山	〇、九〇	一、〇〇	一、〇〇
廣島	—	一、一〇	一、〇〇
山口	〇、八〇	一、〇六	一、〇〇
和歌山	一、二五	一、二八	一、三一
德島	〇、八五	一、〇三	一、〇〇
香川	—	—	〇、九〇
愛媛	〇、九〇	一、一〇	一、二〇
高知	—	—	〇、八四
福岡	—	一、三三	一、三八
大分	〇、八五	一、〇〇	一、〇〇
佐賀	—	一、一〇	一、二〇
熊本	〇、六五	一、二五	一、五〇
宮崎	一、四〇	一、三〇	一、五〇
鹿兒島	—	一、三三	一、四〇
沖繩	—	—	—

北海道	―	一、〇〇	―
平均	〇、八五	一、一五	一、一六

備考　「本邦林業金融事情」に據る。

（ニ）貸付期限

勸業銀行の貸付期限は法定最長期限としては五十ヶ年なるも（日本勸業銀行法第十四條）森林抵當貸付は實際十年乃至二十年にして十年を最多とす。其の他の機關に於ける貸付期限は一定の標準なく各區々なるも之を概觀すれば農工銀行若くは勸業銀行支店に於ては最短一年最長三十年にして、多くは二十年以下、殊に十年以下のもの多し。普通貯蓄銀行に於ては最短二ヶ月最長二十年に及ぶものあるも多くは一年乃至五年なり。

次に個人其他の金融機關に於ては最短六ヶ月、最長二十年なるも多くは一年乃至五年なり。

（二）組合金融

（イ）森林組合

政府は治水事業費の一部として、森林組合設立奬勵規則により森林組合の設立費を補助すると同時に組合の事業實行上必要なる低利資金融通の途を開くが爲、明治四十四年七月林第三〇一二號を以て農商務、遞信、大藏三次官より各府縣知事、日本勸業銀行總裁、各府縣農工銀行監理官に通牒し、日本勸業銀行直接貸付の利率は年五分三厘、農工銀行代理貸付の利率は三萬圓未滿は五分八厘、三萬圓以上は五分三厘を以

て貸付け事業成功の確實を期せり。

而して同時に林第三五九六號を以て、山林局長より各府縣知事に對し低利資金の融通に依り、一時に無謀なる事業計畫の實行に著手し其の成功を危くし濫費浮華の弊を生ぜしめざる樣、留意せられたき旨を注意せり。其の後貸付金の利率に付ては爾後の經濟狀態に鑑みて變更せられ、現在にありては三萬圓以上は五分四厘、三萬圓以內は五分九厘となれり。

大正十一年末現在森林組合數は三百三十二組合にして、其の多くは單に從來生立せる森林の施業又は保護施設を爲す施業、造林若くは保護組合にして多額の經費を要する土工關係森林組合は其の數二十四に過ぎず、從て低利資金の供給希望額の如きも比較的少く、今尚三十萬圓內外に止まる。而して大正元年度より十一年度に至る間に於て低利資金の供給を受けたるもの十四府縣二十六組合（貸付件數三十九）、金額二十七萬三千七百圓にして其內償還せられしものあるを以て大正十一年末現在貸付高は次表の如く二十一組合、金額二十二萬三百六十九圓にして一組合三萬圓以上の貸付は二組合に過ぎず、償還期限は三十箇年を最長とするも其の多くは二十箇年なり。

府縣別低利資金貸付現在高表　（大正十一年十二月末日現在）

府縣名	貸付組合數	貸付現在高	府縣名	貸付組合數	貸付現在高
京都	二	一〇、九九五・〇三円	大阪	二	三、九三九・〇〇円

府県名	貸付組合数	貸付現在額
埼玉	二	一九、〇〇〇・〇〇
群馬	一	一、三八七・七九
奈良	二	七七、二六三・四五
愛知	一	五、〇〇〇・〇〇
岐阜	四	六七、五三七・七九
宮城	一	一、五〇〇・〇〇
鳥取	一	二、〇〇〇・〇〇
和歌山	二	二一、三〇二・五五
愛媛	二	五、九七三・七二
高知	一	六、五〇〇・九八
熊本	一	四、九〇七・〇三
鹿児島	一	三、〇六一・六八
計	三	三三〇、三九六・〇一

備考　一、本表には大正十一年度分として貸付せるものを加算したり。二、本表は「本邦林業金融事情」に據る。

尙日本勸業銀行第五十三期營業報告に依れば大正十二年末現在府縣別低利資金貸付現在高は次の如し。

府縣別低利資金貸付現在高表　（大正十二年十二月末日現在）

府県名	貸付組合数	貸付現在額
京都	二	円 二〇、三七五・二四
大阪	一	三、八一九・四〇
埼玉	二	一九、〇〇〇・〇〇
群馬	一	一、三六八・五一
奈良	四	七六、八一九・二六
静岡	一	六八八・九三
愛知	一	五、〇〇〇・〇〇
岐阜	八	六四、八二七・二三
宮城	一	円 一、五〇〇・〇〇
鳥取	一	一、八九六・一〇
和歌山	四	二一、〇三八・六三
愛媛	一	一、五〇〇・〇〇
高知	一	六、二一三・三七
熊本	二	四、六二七・四二
鹿児島	二	二、八九五・五六
計	三	二二一、四六九・六四

(ロ) 産業組合(信用組合)

産業組合は組合員の産業又は其經濟の發達を圖るが爲設立せらるゝ團體にて中小産業者に缺くべからざる經濟機關なり 明治三十三年産業組合法の公布以來顯著なる發達を爲し、其の數大正九年末に於て一萬三千四百四十二、組合員二百二十九萬人に達し、益々發達するの狀況にあり。

信用組合は産業組合の一にして、組合員に産業上必要なる資金を貸付け一面には貯金の便宜を得せしむるを以て目的とす。而して信用組合及之を兼營するもの大正九年末に於て其の數一萬一千九百一、貸付金一億八千六百十八萬八千餘圓、貯金預り高二億二千四百三十二萬餘圓に達す。

而して本邦林業家の信用組合を利用しつゝある程度は、具體的に徴すべき資料を缺くも次表により其大勢をトするを得べし。素より農林業者の區分は確然たるものにあらず、農業者にして林業に資金の運用を爲せるものあるべしと雖も大體に於て林業家の信用組合を利用しつゝある程度は未だ充分ならざるが如し。

道府縣信用組合員出資口數

地方 / 區別	組合員數 農業	組合員數 林業	總組合員數	出資口數 農業	出資口數 林業	總出資口數
東京	一五、二四五人	七二人	二七、九七七人	五四、三四八口	三五三口	一三三、八〇一口
京都	二八、六四三	一〇二	三〇、五六六	九六、七三一	二九二	一三〇、七三二
大阪	三、四七六	七七	三一、六三八	六三、七六四	三五四	一四七、二一四

神奈川	一〇、六七四	—	一三、〇九九	二八、六〇三	—	三五、六七四
兵庫	六七、五八七	三三	八六、九三五	一七三、七八二	八六	三〇三、八八七
長崎	一八、二三四	二七	二三、八九七	三四、五四一	三八	四六、九四六
新潟	六三、四三二	一七	七九、一三九	一六六、二一七	六一	二二五、〇〇四
埼玉	六五、九九五	一九	七九、八五〇	二三〇、七九四	一〇一	二八三、八五七
群馬	四〇、二五一	一二	四四、三六九	一三三、七二五	一七	一四一、一一六
千葉	三七、二九九	五	四五、七三六	一〇九、〇九五	一七	一〇二、七五一
茨城	二八、八二九	一七	三三、五二九	八七、二五三	一八	一三六、八九七
栃木	一八、九一七	一四	二一、三九六	六六、五九二	一八	七七、一八九
奈良	一三、九六三	一九七	一五、二七四	三五、〇一八	四八三	四一、一三六
三重	四一、七七六	一八一	五〇、四五二	九七、八二九	四〇五	一一九、二五八
愛知	五三、三一九	—	六一、〇〇五	一五六、八八四	—	一九一、五〇九
静岡	四一、六五三	七五三	四九、九八五	一三一、二六六	三、〇四九	一五二、三六四
山梨	二七、〇七九	三五	三三、〇四一	八六、一六四	八六	一一四、三八七
滋賀	三九、二五八	一五一	四七、六〇二	九六、一〇四	四一三	一三〇、三一一
岐阜	三九、六九一	—	四六、一八二	九五、七〇四	—	一一六、二三八
長野	七九、一〇一	七〇	八四、七〇七	一八二、五六六	一〇九	九八、四六八
宮城	一三、二四〇	—	一五、四九六	二九、九一四	—	三五、五〇八
福島	二六、二一〇	一九	三一、八〇九	七六、三六七	二三	一〇〇、四一八
岩手	二一、三四八	—	二五、三七一	四五、三四六	—	五九、〇九二
青森	一五、八三八	一八	一八、三二八	四五、三〇四	一〇六	五六、五七七
山形	一六、七三二	五三	二〇、四八六	四四、八七〇	五三	五九、九一八

秋田	二四、二七一	二一	三〇、七〇一	四五、二五一	六五	七五、四二六
福井	二三、三三六	四五	二五、三五五	五三、二〇八	九四	六二、三七九
石川	二四、五七三	八	二七、八五三	六七、八四八	二八	七六、九二六
富山	三七、八四四	三	四四、三〇一	一〇〇、七一八	二	一三三、四九四
鳥取	三〇、二二九	二五	三五、八四三	七八、七七三	三〇	九二、二六七
島根	六一、七六六	三〇	九九、八九六	一三三、二八六	四九	一六五、一二〇
岡山	六八、四一九	四	八一、一〇一	一三九、九三七	一三	一七八、八四一
廣島	七三、〇一八	二七	八六、〇二九	一三七、七七九	四六	一七七、六九六
山口	七〇、三一六	一八	六六、〇八二	一二四、六二一	三七	一八七、〇〇九
和歌山	二三、三六一	一八九	三〇、五六六	六三、〇七五	五〇二	九六、〇四九
德島	一七、三〇五	六六	二三、五一四	三三、五四三	九三	四七、八一六
香川	三四、七〇六	一	四三、六六八	八二、〇〇二	一	一一〇、六四三
愛媛	四三、二〇六	一二	五〇、九一七	九九、八七四	一七	一三〇、六〇三
高知	一八、一七三	七	二一、四三二	五六、〇五四	六五	六八、三三一
福岡	五八、八二五	四	七四、六三八	一四二、八八二	四	一八六、三七三
大分	二〇、八六九	—	二三、三〇三	三八、一九二	—	四三、二八九
佐賀	一三、五九三	—	一四、八〇三	二四、八一六	—	二九、八二三
熊本	二九、四七四	一	三二、七四九	六四、八一五	一	七七、九七八
宮崎	三四、五〇一	三一	三九、〇一四	七三、九五八	四二	八四、二九三
鹿兒島	一〇〇、六六九	五	一〇七、六三九	一〇四、一九九	六	二〇八、〇六三
沖繩	一三、七四六	—	一三、六一〇	四〇、一八九	—	四二、七九〇
北海道	二〇、九四八	二四	二七、〇〇三	二七、〇〇三	六四	七〇、三九五

計	一、六九二、四七二	二、四一六	二、〇四四、九八四	四、一七三、七三三	七、二四八	五、四四四、八五六

備考　一、總組合員數及總出資口數は農業林業以外の職業のもの等全部を總計したるものなり。二、本表は「産業組合要覽」（大正十一年十二月）に依る。

其二　森林火災保險

我が國に於ける森林火災保險は靜岡縣中泉町川島瀧藏氏が十數年前より國家の森林政策の立場より斯業創始の必要を力說し、大に世論の喚起に勉めたり、其の後岐阜縣大垣人金森吉次郎氏は金融問題の立場より森林火災保險制度の必要を唱道せり、政府當局も種々の便宜を與へ、此機運の熟成に努めたる結果、東邦火災保險株式會社は大正九年十二月三日森林火災保險營業の認可を主務官廳より受け、大正十年一月七日營業開始の披露を爲すに至れり。金森吉次郎氏は營業開始後直ちに十萬圓の契約をなし、我國最初の森林保險契約者となれり。

其の後大正十二年六月、東邦火災保險株式會社の姉妹會社なる帝國火災保險會社も森林火災保險營業を開始せるが同社は東邦火災保險株式會社に對して、再保險を爲せる外、現在にては直接の契約は未だ殆んど無きが如し。尙中央火災保險株式會社及び東京海上保險株式會社は森林保險兼營を計畫中なるが未だ營業開始の運びに至らず。

今參考の爲東邦火災保險株式會社森林火災保險處務要項によりその要點を摘記すれば次の如し。

保險の目的　一般の造林。但天然林及樹齡十ヶ年未滿の造林を除く。

保險金額　保險契約者の希望に由るは勿論なるが、常に保險目的物の見積價額に對して其の七割を超過せざるものとす。見積價額は其所在地に於ける時價を標準として之を定む。

保險期間　普通、一ヶ年。　長期、一ヶ年以上五ヶ年未滿。

保險期間は總て一ヶ年を以て通例とす、但時宜に依り長期の契約を爲すことあるべし。

保險料率　次表の如し。

森林火災保險料率表　（保險金一千圓に付壹ヶ年）

大林區署別	道府縣別 ＼ 林況別 ＼ 樹齡別	三十一年生以上 純濶葉樹林	三十一年生以上 針濶混淆林	三十一年生以上 純針葉樹林	自二十一年生至三十年生 純濶葉樹林	自二十一年生至三十年生 針濶混淆林	自二十一年生至三十年生 純針葉樹林	自十一年生至二十年生 純濶葉樹林	自十一年生至二十年生 針濶混淆林	自十一年生至二十年生 純針葉樹林
北海道地方	北海道、樺太	圓 一〇、〇	圓 一〇、〇	圓 一五、〇	圓 一四、〇	圓 一四、〇	圓 二一、〇	圓 一九、〇	圓 一九、〇	圓 二六、五
青森地方	青森縣、岩手縣（二戸郡田山村を除く）宮城縣（刈田郡七ヶ宿村大字湯原の内字稻子山を除く）秋田縣の内、鹿角郡七瀧村大字上向（物草澤を除く）北秋田郡早口村大字早口字早口澤の内小字澄川、丁間澤、沼ノ澤、逆澤	七、五	七、五	一一、五	一〇、五	一〇、五	一六、〇	一四、五	一四、五	二一、〇
秋田地方	秋田縣、鹿角郡七瀧村大字上向（物草澤を除く）北秋田郡早口村大字早口字早口澤の内小字澄川、丁間澤、沼ノ澤、逆澤を除く、山形縣（西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村を除く）岩手縣の内二戸郡田山村	六、五	六、五	一〇、〇	九、〇	九、〇	一三、五	一三、五	一三、五	一九、〇

東京地方	東京府、福島縣、栃木縣、茨城縣、千葉縣、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、宮城縣の內刈田郡七ヶ宿村大字湯原の內字稻子山、山形縣の內西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村、新潟縣、長野縣、山梨縣、靜岡縣	四、五	五、五	八、五	七、〇	八、五	一三、〇	九、〇	一二、〇	一六、五
大阪地方	大阪府、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、京都府、岐阜縣、愛知縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、島根縣、鳥取縣	三、五	四、五	七、〇	四、五	五、五	八、五	五、五	七、〇	一〇、五
高知地方	高知縣、德島縣、愛媛縣、香川縣	三、五	四、五	七、〇	四、五	五、五	八、五	五、五	七、〇	一〇、五
熊本地方	熊本縣、福岡縣、大分縣(大野郡小野市村、重岡村を除く)、佐賀縣、長崎縣	三、五	四、五	七、〇	四、五	五、五	八、五	五、五	七、〇	一〇、五
鹿兒島地方	鹿兒島縣、宮崎縣、大分縣の內大野郡小野市村、重岡村、沖繩縣	三、五	四、五	七、〇	四、五	五、五	八、五	五、五	七、〇	一〇、五
(臺灣地力)	(臺灣)	三、五	四、五	七、〇	四、五	五、五	八、五	五、五	七、〇	一〇、五

備考　帝國火災保險株式會社の料率も本表と同一なり。而して我國に於ける森林火災保險契約の目的は、勸業銀行等より金融を受けむが爲めにして、現在の保險契約者は何れも勸業銀行等より資金の融通を受け居れり、今大正十二年末現在の契約高を示せば次表の如し。

東邦火災保險株式會社森林火災保險契約高　(大正十二年末現在)

府縣	契約數	面積	保險金額	保險料	樹種及樹齡	備考
北海道	一	一、三三三町〇反一畝三歩	四〇、〇〇〇圓	二、一七四、三〇圓	濶葉樹　三〇－三〇〇年	

新潟	一	四〇〇	〇三	〇〇	一五、〇〇〇	八二・五〇	欅 一五〇—二〇〇	
群馬	四	二九	一〇	〇三	七七、〇〇〇	一、〇〇八・九五	杉、檜、松 一六—六〇	（一契約六〇、〇〇〇圓に對する面積不明）
埼玉	一	七六	九四	一三	二六〇、〇〇〇	二、二六四・二九	杉、檜 三—一五〇	
神奈川	一	三一	六七	二三	一九、〇〇〇	一六一・五〇	杉、檜、松 三五—八〇	
靜岡	一〇	三五六	一八	一九	三四三、一〇〇	四、三六七・七八	杉、檜 一〇—三五	（二契約保險金額一二、〇〇〇圓に相當する面積は不明につき計上せず）
愛知	二	?			四〇、〇〇〇	二五〇・〇〇	?	
岐阜	五	五九〇	〇一	〇四	三〇〇、〇〇〇	二、八七五・一四	杉 四—三〇	
鳥取	一	一二	三三	〇七	四七、五〇〇	四〇一・三三	杉、檜 二〇—三〇	
德島	二	四三二	三九	〇〇	一一七、〇〇〇	一、〇二一・五〇	杉 一〇—二五	
福岡	一	?			一〇〇、〇〇〇	七〇〇・〇〇	?	
熊本	二	七三	二九	〇〇	四〇〇、〇〇〇	二、八〇〇・〇〇	杉 五〇—九〇	（二〇〇、〇〇〇圓に對する面積を加算せず）
宮崎	三	二六九	八八	〇〇	一七、〇〇〇	一一三・五〇	櫟 二五—四〇	（二契約一二、〇〇〇圓に對する面積、樹種不明）
朝鮮	一		九九	〇八	二、〇〇〇	三〇・〇〇	松二〇、櫟三〇、栗四〇	
合計	三五	三、五三五	一三	二九	一、八七七、〇〇〇	一八、二三〇・七九		七契約分の面積不明につき平均面積は之を除外して算出せり
一契約平均		一二六	二五	一五	五三、六四六	五二〇・八八		
平均保險料率						九・七一		

五　林業勞働者現況

（一）道府縣林業勞働者數（大正十年三月道府縣調査）

地方＼種別	男 老年	男 成年	男 少年	男 計	女 老年	女 成年	女 少年	女 計	幼年	合計	就業別 定傭	臨時傭 專業	臨時傭 兼業	臨時傭 小計	備考
東京	人 五七五	人 八、一七二	人 三六四	人 九、一一〇	人 七〇	人 二、五三六	人 一〇二	人 二、七〇八	人 七	人 一一、八二五	人 七三九	人 八七三	人 一〇、二一三	人 一一、〇八六	
京都	七一六	八、四三二	六五三	九、八〇一	九六	一、八七九	二〇〇	二、一七五	二〇	一一、九九六	七一三	二、三七一	八、九一三	一一、二八四	
大阪	一八六	二、五二〇	五四六	三、二五二	三四	五二六	一一六	六七六	五五	三、九八三	二〇四	六八三	三、〇九六	三、七七九	
神奈川	二九七	二、八五四	一〇二	三、二五三	五	二一七	一二	二三四	一〇	三、四九七	九九	一七〇	三、二二八	三、三九八	
兵庫	一、〇四〇	一二、一八二	一、〇〇〇	一四、二二二	一五七	一、七〇七	二一六	二、〇八〇	三七	一六、三三九	五六六	二、一六五	一三、六〇八	一五、七七三	
長崎	五八八	六、七六三	五八五	七、九三六	一五二	三、二六五	二七八	三、六九五	二三一	一一、八六二	三三三	三八八	一一、一五一	一一、五三九	
新潟	一、六六二	一一、六六九	一、二五一	一四、五八二	一九七	三、四一五	三二七	三、九三九	一二	一八、五三三	六八二	三、七二七	一四、一二四	一七、八五一	
埼玉	七四一	四、九八八	八七一	六、六〇〇	五七	一三七	六一	二五五	七五	六、九三〇	三九六	九三九	五、五九五	六、五三四	
群馬	四〇五	五、七六八	一、一〇九	七、二八二	七五	七一三	二一五	一、〇〇三	一二〇	八、四〇五	四七六	一、六七六	六、二五三	七、九二九	
千葉	一、四二八	一〇、七八三	四九九	一二、七一〇	二五四	一、六七四	一二七	二、〇五五	四〇	一四、八〇五	四七六	一、一四五	一三、一八四	一四、三二九	
茨城	一、一三〇	五、九六三	四九四	七、五八七	一八九	一、七八三	二六〇	二、二三二	四	九、八二三	七三九	八九五	八、一八九	九、〇八四	
栃木	七九二	七、〇三六	九四八	八、七七六	九四	二、〇〇三	二三二	二、三二九	三四	一一、一三九	九五一	二、六三七	七、五五一	一〇、一八八	
奈良	一、一〇三	一〇、九五五	七一七	一二、七七二	七八	一、四六六	八四	一、六二八	一四	一四、四一七	一、五五〇	四、九八八	七、八七九	一二、八六七	
三重	一、五九五	一二、二九〇	一、〇二五	一四、九一〇	三四〇	三、二六〇	三四三	三、九四三	一四九	一九、〇〇二	八七九	四、〇一九	一四、一〇四	一八、一二三	
愛知	四一一	三、七六二	三七三	四、五四六	五八	一、〇九七	一六一	一、三一六	八五	五、九四七	三五五	八一一	四、七八一	五、五九二	
静岡	一、五三二	一四、三八七	一、六六四	一七、五八四	一七〇	一、九六〇	二二八	二、三五八	二三六	二〇、一六八	二、〇九一	二、四七八	一五、五九九	一八、〇七七	
山梨	一、〇四八	六、七九九	一、一三六	八、九八三	一六三	一、六一八	四四三	二、二二四	二四	一一、二三一	六四六	一、三一九	九、二六六	一〇、五八五	

備考

（一）本表は雇傭期間の長短に拘らず賃金を得て林業（林產物加工中工場經營に屬するものを除く）の勞役に雇傭せらるゝを例とする者の人頭數を示す。

（二）定雇とは半歳以上引續き雇傭せらるるものとす。

（三）老年とは滿六十歳以上、成年とは滿十六歳以上六十歳未滿、少年とは滿十四歳以上十六

滋賀	九六〇	一三、九二三	一、二〇〇	一六、〇八三	二四〇	七、二〇〇	四八〇	七、九二〇	六〇	二四、〇六二	七〇三	一、四七三	二一、八八六	二三、三五九
岐阜	一、七三三	一六、八六一	二、二一七	二〇、七七〇	三六五	三、七七九	七〇八	四、八五二	一三一	二五、七五三	二、一二五	三、四六〇	二〇、一六八	二三、六二八
長野	一、三三三	一三、三六〇	一、二九八	一五、九八〇	一三〇	一、七八六	一九二	二、一〇八	一四五	一八、二三三	二、三〇〇	三、三〇六	一二、六二七	一五、九三三
宮城	六六一	八、四九四	八二八	九、九八三	九八	二、二三四	二五一	二、五八三	八五	一三、六五一	五一八	一、〇八八	一一、〇四五	一二、一三三
福島	七九八	八、七〇二	九三〇	一〇、四三〇	三〇六	二、七三四	四一八	三、四五八	三〇	一三、九一八	一、八四三	二、七六〇	九、三一五	一二、〇七五
岩手	二、〇二六	一七、八〇三	二、四一七	二二、二四六	三一〇	五、一二八	一、二六七	六、七〇五	三七九	二九、三三〇	二、五八〇	二、三五八	二四、三九二	二六、七五〇
青森	一、〇五九	一九、八九九	一、九九四	二二、九五〇	二一八	八、三二八	一、〇八七	九、六三三	三六八	三三、九五一	七五一	一、九六四	三〇、二三六	三二、二〇〇
山形	一、四〇二	一七、九七五	一、一九六	二〇、五七三	二四六	四、九八二	四一六	五、六四四	二九	二六、二五六	一、〇五八	三、二〇五	二一、九九三	二五、一九八
秋田	八五九	三〇、六四二	一、六三八	三三、一三九	七三	九、一九三	一、〇二八	一〇、二九四	三四四	四三、七七七	一、五八八	三、一四六	三九、〇四三	四二、一八九
福井	四六五	三、九八四	三三二	四、七七〇	七六	一、二〇八	一七九	一、四六三	二一	六、二五四	一一七	五七三	五、五六四	六、一三七
石川	一、〇〇一	七、二二八	五一三	八、七三二	六四	一、四四七	一三九	一、六五〇	二〇	一〇、四〇三	二四八	七五七	九、三九七	一〇、一五四
富山	三四五	五、〇〇一	四六二	五、八〇八	一〇	一、〇一七	一二六	一、一五三	—	六、九六一	一九〇	三六五	六、四〇六	六、七七一
鳥取	三一五	三、四五三	三八七	四、一五五	一五八	八七五	二一一	一、二四四	一二	五、四二一	五三四	七八八	四、〇八九	四、八七七
島根	二、一八一	一三、四一〇	一、〇六八	一五、六五九	一九六	三、〇二三	三八二	三、六〇一	三〇	一九、二九〇	三三六	一、二八二	一七、六八二	一八、九六四
岡山	五五三	五、一〇二	三〇一	五、九五六	三一	三〇〇	五二	三八三	四	六、三四三	二一四	五四三	五、五八六	六、一二九
廣島	八二六	八、九四六	一、四四八	一一、二二〇	一〇九	二、〇四四	六五六	二、八〇九	六六	一四、〇九五	一、〇八八	一、三四五	一一、六六二	一三、〇〇七
山口	一、四一三	九、二七五	一、一〇八	一一、七九五	二五一	二、五八〇	二八〇	三、一一一	五四	一四、九六〇	四七三	一、一一五	一三、三七三	一四、四八八
和歌山	一、八三八	一一、三三八	二、二二一	一五、三七七	二四七	三、三三一	四六二	四、〇四〇	一三	一九、三二九	一、六二六	三、九一四	一三、七八九	一七、七〇三
徳島	八五六	五、八三九	九〇七	七、六〇二	一八四	一、六六七	二九二	二、一四三	一九七	九、九四二	二七一	五二八	九、一四三	九、六七一

歳未滿、幼年とは十四歳未滿とす。

(四) 專業とは專ら林業勞働に從事する者、兼業とは他の業務の傍ら林業勞働に從事することある者とす。

香川	三七八	二、三三三	四二一	三、一三二	二四	三三〇	一三	四六六	―	三、六九八	二七五	一五八	三、一六五	三、三二三
愛媛	一、七四三	八、三四四	四三七	一〇、五二四	―	一、四九二	―	一、四九二	―	一二、〇一六	六四〇	一、二九九	一〇、〇七七	一一、三七六
高知	一、五二八	九、一八三	一、三四六	一二、〇五七	二三一	二、四六二	二八三	二、九七六	一〇七	一五、一四〇	一、二二九	二、七四八	一一、一七三	一三、九二一
福岡	一、四九五	八、四六七	一、四六九	一一、四三一	一五五	一、五七九	二三四	一、九六八	六八	一三、四六七	二六六	一、九三八	一一、二六三	一三、二〇一
大分	一、〇四二	一三、〇四六	一、五三二	一四、六二〇	二二六	二、四三五	二二五	二、八八六	二五	一七、五三一	一、二〇九	一、〇八六	一五、二三六	一六、三二二
佐賀	一四六	二、九九〇	一四三	三、二七九	九	七六〇	一二六	八九五	四〇	四、二一四	一三八	一九一	三、八八五	四、〇七六
熊本	八六二	一六、〇九四	三、五六六	二〇、五二二	二五九	七、五一七	一、七四七	九、五二三	―	三〇、〇四五	一、二四九	三、七二七	二五、〇六九	二八、七九六
宮崎	二、〇七八	一三、五二七	一、五一〇	一六、一一五	二〇六	四、二三六	五八四	五、〇二六	九二	二一、二三三	二、〇七七	四、七二四	一四、四二三	一九、一四六
鹿児島	一、一八四	八、九八二	一、五〇七	一一、六七三	一、二五六	二、八七〇	四一二	四、五三七	五〇	一六、二六〇	七八四	一、六四五	一三、八三一	一五、四七六
沖縄	二三四	三、四五一	六八〇	四、三五五	二〇四	二、六五八	一、六〇一	四、四六三	二二八	九、〇四六	二五七	四九〇	八、二九九	八、七八九
北海道	一、三三二	二六、四四五	一、六八〇	二九、四四七	二一七	二、六九〇	四一六	三、三二三	五七九	三三、三四九	二、九一三	五、七七七	二四、六六〇	三〇、四三七
計	四七、八五九	四六六、三〇五	五〇、〇二七	五六四、一九一	八、二八八	一二一、一三二	一七、七七〇	一四七、一八九	四、三二九	七一五、七〇九	四一、四六二	八九、〇三七	五八五、二二〇	六七四、二四七
百分率	六、六九%	六五、一五%	六、九九%	七八、八二%	一、一六%	一六、九二%	二、四八%	二〇、五七%	〇、六%	一〇〇、〇〇%	五、七八%	一三、四五%	八一、七七%	九四、二三%

(二)　吉野地方林業勞働者賃金累年比較　(一人一日)

	明治四三	〃四四	大正一	〃二	〃三	〃四	〃五	〃六	〃七	〃八	〃九	〃一〇	〃一一	〃一二
地明ケ	圓 〇、六五	圓 〇、六五	圓 〇、七五	圓 〇、七五	圓 〇、七五	圓 〇、六五	圓 〇、七〇	圓 〇、八五	圓 〇、九五	圓 二、〇〇	圓 二、〇〇	圓 一、九五	圓 二、二〇	圓 一、九五

植付	下刈(蔓切)	枝打	間伐	皆伐	皮剥	木馬曳	修羅出	肩上持	管流	筏流	杉檜種子採取	丸太磨き
〇、六〇	〇、六〇	〇、七五	〇、七〇	〇、八〇	〇、六〇	一、五〇	〇、七〇	〇、八〇	〇、七〇	一、〇〇	一、〇〇	〇、六〇
〇、六〇	〇、六〇	〇、七五	〇、七〇	〇、八〇	〇、六〇	一、五〇	〇、八〇	〇、九〇	〇、八〇	一、一〇	一、一〇	〇、六〇
〇、七〇	〇、七五	〇、八〇	〇、八〇	〇、九〇	〇、七〇	一、七〇	〇、八〇	〇、九〇	〇、八〇	一、一〇	一、一〇	〇、七〇
〇、七〇	〇、七〇	〇、八五	〇、八〇	〇、九〇	〇、七〇	一、七〇	〇、八〇	〇、九〇	〇、八〇	一、一〇	一、一〇	〇、七〇
〇、七〇	〇、七〇	〇、八五	〇、八〇	〇、九〇	〇、七〇	一、七〇	〇、八〇	〇、九〇	〇、八〇	一、一〇	一、一〇	〇、七〇
〇、六〇	〇、六〇	〇、七五	〇、七〇	〇、八〇	〇、六〇	一、五〇	〇、七〇	〇、八〇	〇、七〇	一、〇〇	一、〇〇	〇、六〇
〇、六五	〇、六五	〇、八〇	〇、七五	〇、七五	〇、六五	一、六〇	〇、七五	〇、八五	〇、七五	一、一〇	一、〇五	〇、六五
〇、八〇	〇、八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	〇、八〇	二、〇〇	〇、九五	一、一〇	〇、九五	一、五〇	一、五〇	〇、八〇
〇、九〇	〇、九〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	〇、九〇	二、五〇	一、一〇	一、二〇	一、一〇	一、八〇	一、八〇	〇、五〇
一、五〇	一、五〇	三、〇〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	五、五〇	二、五〇	三、〇〇	二、五〇	四、〇〇	四、〇〇	二、〇〇
二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	二、五〇	五、〇〇	二、〇〇	二、五〇	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	二、〇〇
一、九五	一、九五	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、二五	四、五〇	二、七五	三、七五	四、五〇	三、二五	二、五〇	一、〇〇
二、二〇	二、二〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	四、五〇	二、七五	三、七五	四、五〇	三、二五	三、五〇	一、〇〇
一、九五	一、九五	二、五〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	四、五〇	二、二五	三、七五	四、五〇	四、〇〇	二、一五	一、〇〇

備考　大正九年迄は「本邦林業勞働者現況」に據り、大正十年以後は北村林業部の回答に據る。

(二) 國有林事業勞働者現況

(イ) 勞銀累年比較（一人一日）

種別＼年次＼大林區別		青森	秋田	東京	大阪	高知	熊本	鹿兒島	平均
杣夫	大正七	一、〇〇圓	一、五三圓	一、六六圓	二、二三圓	二、一五圓	一、六七圓	一、八七圓	一、八二圓

杣夫	大正八	二、二〇	二、一八	二、二〇	二、五七	二、五二	二、三六	二、三〇	二、三〇
	〃九	二、一三	二、〇九	二、〇九	二、九八	二、八三	二、〇八	二、四〇	二、三七
	〃十	一、七九	一、七三	一、六五	二、三四	二、六九	一、七三	二、一〇	二、〇〇
	〃十一	一、九三	一、七五	—	二、四三	二、六七	一、八三	二、一〇	二、一二
	〃十二	—	—	—	二、六三	—	一、六五	二、〇〇	二、〇九
製炭夫	〃七	一、二〇	一、六二	一、六六	一、八四	一、二四	一、一九	一、二八	一、四三
	〃八	一、八六	一、九七	二、二五	二、一四	二、四四	一、九一	一、五六	二、〇三
	〃九	一、七〇	一、八〇	二、五八	二、三〇	一、六七	一、七二	一、九〇	一、七五
	〃十	一、四九	一、六一	二、三三	一、九六	一、七七	一、七三	一、六〇	一、七八
	〃十一	一、五〇	一、二五	—	二、一一	一、七五	一、七七	一、六〇	一、六六
	〃十二	—	—	—	二、四一	—	一、六〇	一、六〇	一、八七
運材人夫（荷馬車曳）	〃七	四、一八	四、二二	四、〇七	四、三二	二、三五	三、三二	三、八〇	三、七五
	〃八	四、四四	三、八六	五、八〇	四、四四	三、一八	五、六五	五、三〇	四、六七
	〃九	四、五四	五、八〇	四、三八	五、八七	三、五六	四、六三	四、七〇	四、七八
	〃十	五、〇三	五、二五	四、三〇	四、九四	四、六四	四、三二	四、二〇	四、六七
	〃十一	四、八〇	四、七九	—	五、三八	四、一三	四、〇九	三、八〇	四、五〇
	〃十二	—	—	—	五、九〇	—	四、〇〇	三、六〇	四、五〇
運材人夫（トロ曳）	大正七	一、五三	一、八五	二、〇九	二、一三	一、九九	二、五一	一、九九	二、〇二
	〃八	一、九六	二、三三	二、八三	二、七二	三、一五	三、七一	二、六七	二、七七
	〃九	二、三八	二、四一	二、八七	二、七二	三、一七	二、三九	三、〇〇	二、七一
	〃十	二、一三	二、三四	二、七〇	二、三三	三、九二	三、〇一	二、八〇	二、七五

	〃 十一	二、三五	一、九二	—	二、五七	三、二〇	二、七五	二、七〇	二、五八
	〃 十二	—	—	—	三、〇五	—	二、〇五	二、六〇	二、七二
造林人夫(男)	〃 七	〇、六五	〇、七九	一、〇九	一、一四	〇、九五	〇、八八	〇、七六	〇、八九
	〃 八	一、〇六	一、一一	一、四一	一、五二	一、一七	一、二三	一、四三	一、二三
	〃 九	一、二三	一、三九	一、三七	一、九二	一、三七	一、三七	一、二〇	一、四一
	〃 十	一、二〇	一、〇七	一、三二	一、四七	一、四一	一、二六	一、一〇	一、二六
	〃 十一	一、二〇	一、〇七	—	一、六七	一、三五	一、二七	一、〇八	一、二七
	〃 十二	—	—	—	一、七六	—	一、二五	一、〇八	一、三四
造林人夫(女)	〃 七	〇、四二	〇、四七	〇、六五	〇、七八	〇、六一	〇、五三	〇、四九	〇、五六
	〃 八	〇、七八	〇、六五	〇、九八	〇、九四	〇、六八	〇、八四	〇、六六	〇、七九
	〃 九	〇、八三	〇、七一	〇、九九	一、〇二	〇、九三	〇、八八	〇、八〇	〇、八八
	〃 十	〇、七七	〇、六五	〇、九〇	〇、九六	〇、九一	〇、八五	〇、七五	〇、八三
	〃 十一	〇、八三	〇、六九	—	〇、九九	〇、八六	〇、八七	〇、七五	〇、八三
	〃 十二	—	—	—	一、〇八	—	〇、八五	〇、七五	〇、八九
苗圃人夫	〃 七	〇、四六	〇、五二	〇、五〇	〇、七五	〇、五〇	〇、五六	〇、五四	〇、四九
	〃 八	〇、六九	〇、四八	〇、八〇	〇、八七	〇、六七	〇、七八	〇、八〇	〇、七七
	〃 九	〇、八五	〇、七一	〇、八四	一、六〇	一、二二	〇、九七	〇、七〇	〇、九八
	〃 十	〇、六九	〇、五三	〇、八一	一、四一	一、二七	〇、七九	〇、七〇	〇、八九
	〃 十一	〇、七二	〇、五八	—	一、四五	一、二五	〇、八〇	〇、六八	〇、九一
	〃 十二	—	—	—	一、七三	—	〇、八〇	〇、六八	一、〇七

備考　大正八年迄の分は「本邦林業勞働者現況」に據り、大正九年度以降の分は各大林區の回答に據る。

(ロ) 勞働者生活費

本調査は關西及東北地方に於て斫伐事業(作業定夫、杣夫、運材夫、製炭夫、筏組夫)、筏乘人夫、造林事業(造林定夫、苗圃定夫、一般人夫)、土木事業(土工夫、大工、木挽)等に從事するものを凡て平均したるものにして卽ち次表に示すが如し。

一ヶ月收支表

地方	平均家族數(人)	收入 林業勞働及其他勞働(圓)	收入 家族勞働(圓)	收入 田畑收穫(圓)	收入 雜收入(圓)	收入 計(圓)	支出 食費 米麥(圓)	支出 食費 味噌醤油(圓)	支出 食費 砂糖鹽(圓)	支出 食費 副食物其他(圓)	支出 食費 計(圓)	支出 被服及裝身具(圓)	支出 雜費(圓)	支出 計(圓)	月收に對する支出割合(%)
大阪大林區 紀州方面	四、八	六四、二四	二二、六五	四、七四	三、一八	八四、八一	四二、五一	二、九八	一、〇二	七、五九	五四、〇九	七、四〇	一五、〇七	七六、五六	八九
大阪大林區 山陰方面	四、四	五二、五〇	一五、二九	二〇、九五	八、八六	九七、六〇	三五、三九	二、八五	一、一六	八、二九	四七、六九	一七、五八	一三、二八	八九、五五	九一
大阪大林區 山陽方面	四、一	四三、六五	一五、〇二	一三、八七	二、六六	七五、二〇	三三、九七	二、七八	〇、七七	六、八〇	四四、三二	八、一〇	一八、四一	七〇、八三	九四
大阪大林區 北陸方面	四、一	五二、〇八	一三、一九	一五、一七	四、四七	八四、九一	三五、五七	二、五二	〇、八七	六、九一	四五、八九	八、五六	一八、七五	七三、一八	八七
大阪大林區 近畿方面	五、〇	四五、六〇	二二、九一	二二、九二	七、六七	九七、一〇	四二、〇五	九、六六	〇、六七	八、四六	五二、八四	七、七九	三二、八八	九三、五一	九四
大阪大林區 飛騨方面	四、五	五三、三六	一四、一四	一一、一五	九、四七	八七、一三	三六、六〇	三、二三	〇、六五	五、六一	四六、一三	一三、七六	三三、七八	八一、六七	九四
大阪大林區 平均	四、五	五一、七四	一五、三四	一四、六三	六、〇五	八七、七九	三七、六八	二、六七	〇、八五	七、二八	四八、四八	一〇、三六	二三、〇三	八〇、八七	九三
秋田大林區(山形、秋田平均)	六、二	四五、五七	一六、〇九	二一、六六	三、七四	八七、〇六	四四、六四	二、一三	〇、九三	八、一三	五六、〇二	九、四八	一七、八七	八三、三七	九六

備考　大阪大林區の分は大正九年五月、秋田大林區の分は大正九年一月調とす。

(八) 疾病、負傷、死亡者數 (大正八年中)

大林區署	事業種類	林業勞働者總人數	疾病者數	負傷者數	死亡者數	合計	千人に對する疾病者數	千人に對する負傷者數	千人に對する死亡者數
		人	人	人	人	人	人	人	人
青森	斫伐事業從業者	六、一一五	一一〇	一〇九	二	二二一	一八	一八	—
	造林事業從業者	四二、六七七	一五三	一〇八	九	二七〇	四	三	—
	計	四八、七九二	二六三	二一七	一一	四九一	五	四	—
秋田	斫伐同上	一一、四八九	一九三	一三三	一二	三三八	一七	一二	一
	造林同上	三八、九三三	九二	六五	一	一五八	二	二	—
	計	五〇、四二二	二八五	一九八	一三	四九六	六	四	—
東京	斫伐同上	四、〇二四	三二二	七六	一七	四一五	八〇	一九	四
	造林同上	四三、八一一	三六一	五八	一五	四三四	八	一	—
	計	四七、八三五	六八三	一三四	三二	八四九	一四	三	一
大阪	斫伐同上	三、三九〇	一四一	一二〇	五	二六六	四二	三五	二
	造林同上	二〇、四六九	二八三	四二	四	三二九	一四	二	—
	計	二三、八五九	四二四	一六二	九	五九五	一八	七	—
高知	斫伐同上	六、九一〇	一、〇三一	二〇三	一五	一、二四九	一四九	二九	二
	造林同上	一三、五六六	六五八	四七	一	七〇六	五二	四	—
	計	一九、四七六	一、六八九	二五〇	一六	一、九五五	八七	一三	一
熊本	斫伐同上	二、一八九	二三二	三九	二	二七三	一〇六	一八	一

熊本	造林事業従業者	二四、三四七	二四五	八〇	―	三二五	一〇	三	―
	計	二六、五三六	四七七	一一九	二	五九八	一八	四	―
鹿児島	斫伐同上	二、七二四	二四二	九二	八	三四二	八九	三四	三
	造林同上	二一、三五二	五五三	六二	三	六一七	二六	三	―
	計	二四、〇七六	七九四	一五四	一一	九五九	三三	六	―
合計	斫伐同上	三六、八四一	二、二七一	七七二	六一	三、一〇四	六二	二二	二
	造林同上	二〇四、一五五	二、三四四	四六二	三三	二、八三九	一一	二	―
	計	二四〇、九九六	四、六一五	一、二三四	九四	五、九四三	一九	五	―

備考（イ）林業勞働者總人數は雇傭期間の長短に拘らず頭數に依り調査し及直營事業等並に請負事業に係るものの全部に就き調査せるものとす。（ロ）疾病負傷は國有林事業のために發生せるものなると否とを問はず雇傭中に起れるものは總て調査せるものとす。（ハ）疾病負傷は之に依り休業するに至りたる程度のものに就き調査せるものとす。（ニ）斫伐事業從業者には伐木造林のため運材及炭燒等に從事せるものをも包含せるものとす。

（ニ）共濟組合員給與率

大正八年度共濟組合員一千八中、公傷、疾病及死亡したるものの給與人員率を示せば次表の如し。

組合員種類別、職別

組合員種別	組合員職別	公傷給與	疾病給與	死亡給與	計
	雇員	人 三、二九	人 五二、七三	人 六、五九	人 六二、六〇

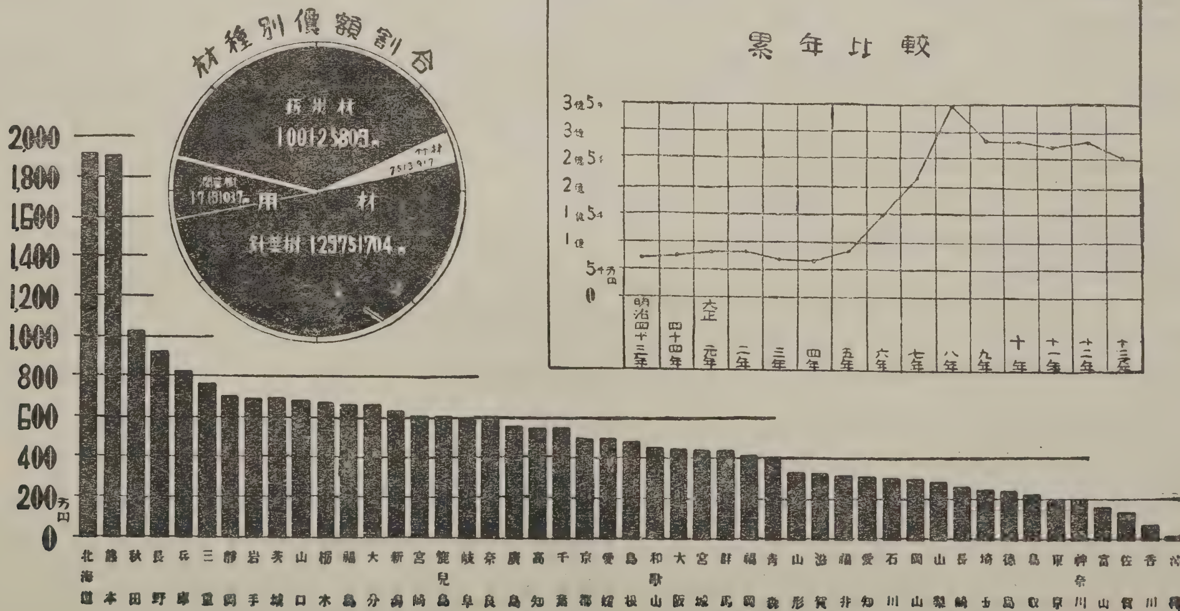
甲種 巡視	甲種 給仕	甲種 小使	甲種 職工	甲種 定夫	甲種 其他	甲種 計	乙種	丙種	平均
—	—	一二、五〇	六五、七九	一二、一七	五六、八三	一九、八〇	六五、五四	—	二四、九一
五五、五六	四一、六七	四三、七五	一二八、四二	三七、八六	三三、七九	四三、〇三	六一、八〇	—	四四、八九
—	—	六、二五	—	六、八三	三、二八	五、六三	一、八九	—	五、一五
五五、五六	四一、六七	六二、五〇	一八四、一二	五五、八七	九二、九〇	六八、四六	七四、九六	—	七四、九六

勤務箇所別

勤務箇所	公傷給與	疾病給與	死亡給與	計
大林區署	三、二〇人	五五、八三人	四、七九人	六三、九〇人
小林區署	一〇、七六	四四、三八	八、七四	六三、八九
製材所	四三、一〇	七七、五九	—	一二〇、六九
研伐事務所	五一、九八	四四、八三	三、九〇	一〇〇、七一
其他事業場	一〇、三六	二七、二〇	二、五九	四〇、一五

森林伐採價額

大正十三年



木材及薪炭の生產費調查書

緒論

林產物殊に木材及薪炭の生產費は、其の價格の大部分を占むるが故に、其高下は直ちに林業及木材業の消長に關するものにして、延ては國民生活に重大なる關係を有するものなるが故に、之を調查闡明し、其の合理的低下は林利增進の根據となり、林業の經營及木材の取引を安定せしめ、從て健全なる林業の發達を促す所以なりとす。

第一　調查の要領及平均生產費

一、調查の要領

本調查は主要なる林產物に就き各府縣及北海道樺太の主要生產地に於ける大正十二年及大正十三年の標準的生產費を網羅闡明する爲、次の要領に依り各地方主官廳に調查依囑したり。而して大正三年に於ける生產費をも調查せるは、大正十二年に於ける生產費が歐洲大戰以前の生產費に比し如何なる關係にあるや

を知らんとするに依るものなり。

調査要領左の如し。

一、一調査地に於ける調査品目は其の生産品中の主要なるものにして左の種類とす。

（一）　杣　材……………丸太材、杣角材

（二）　製　材……………四分板、六分板、樌、小角

（三）　薪　炭……………薪、白炭、黒炭

二、生産費は左の單位當りに調査するものとす。

杣　材	一石
四分板、六分板	一坪
樌、小　角	一〇本
薪	一棚（二、五、一〇式）
木　炭	一〇貫匁

三、生産費の調査範圍は、生産地より最寄停車場又は市場に搬出する迄の總經費、即ち原料代、製作費、運搬費、及雜費とし、運搬費は運搬中其の方法を異にする毎に別個に示すものとす。但し大正三年生産費は原料代及其の他の經費の二項に分けて示すものとす。

四、生産費中の雜費は、生産上の直接經費以外の間接的經費、即ち資金の利子、生産設備及運搬設備の償却費、事務費監督費、消耗費、諸稅金及雜費等の調査單位當り、負擔額を調査し、一括記入するものとす。

五、調査品目每に調査地方に於て普通認容さるべき企業利率をも調査するものとす。

然れ共右要領に揭げたる調査品目は、生産地方により其の生産方法及交通運搬の便、勞力及物質の供給等に難易あるを以て、直ちに調査の結果を比較對照する能はざるは免れ難き所なり　即ち林材生産費に於ては各府縣北海道及樺太の各に主要なる生産地と認めらるゝ數箇所總計一〇三箇所に於ける實測を擧げ各例每に地方的伐木造材の寸法、方法、運集材の方法、距離及各種の功程收得等の略說を附し、製材生産費に於ては代表的製材品たる杉、四分板、えぞ松四分板、赤松六分板、えぞ松六分板、杉六分板、樅栂六分板、杉濱、杉小角、檜小角に就き之を生産する府縣每に標準と認めらるべき一箇の實測を揭げ、製材寸法工賃等は備考に止めたり。又木炭生産費に於ては主要生産府縣たる岩手外十四府縣及北海道樺太に就き各數箇所の實測總計三十六箇所の實例を揭げ、各種每に製炭方式、俵裝運搬等の大要を添へ、薪生産費に於ては適當と認めたる二十六府縣、北海道、及樺太の各に就き一例宛を擧げ之に對する伐木造材製作及運搬等の說明を加へたり。

二、平均生産費

前項記載せる要領に依り調査せる結果、同一種類の品目毎に全國を通じて生産費の平均を求めたるに、資材代金を含み丸太一石に付七圓十九錢五厘、杣角（杣小角を含む）一石に付九圓五十錢、並四分板一坪に付一圓八十八錢五厘、並六分板一坪に付二圓四十四錢三厘、杉槇十本に付三圓六十九錢、杉檜挽小角一石に付二十三圓八十八錢五厘にして木炭、白黒十貫に付平均二圓五十八錢三厘となり又薪は二、五、一〇式一棚二十六圓二十六錢なり。

其の樹種別經費内容次表の如し。

（一）杣材平均生産費

材種	樹種	造材歩止	立木代金	其他					合計	企業利率	大正三年生産費			十箇年間の生産費增加の指數	備考
				伐木造材費	集材費	運搬費	雜費	計			立木代金	其他	計		
		%	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円		
丸太	杉	八四	六•七〇 七一	〇•五五 六	〇•四五 五	一•二五 一三	〇•五〇 五	二•七五 二九	九•四五 一〇〇	三	二•六三 六七	三•三八 三三	三•九〇 一〇〇	二四二	右は金額左は歩合以下同斷
〃	檜	八二	八•四五 七三	〇•五二 四	〇•三八 三	一•七二 一五	〇•五三 五	三•一五 二七	一一•六〇 一〇〇	五	三•三八 七一	一•三八 二九	四•七六 一〇〇	二四三	
〃	赤松	七六	三•六五 五五	〇•六〇 九	〇•三五 五	一•六三 二五	〇•四一 六	二•九九 四五	六•六四 一〇〇	三	一•五五 五七	一•一五 四三	二•七〇 一〇〇	二四五	
〃	樅	七六	二•六四 四一	〇•四六 七	〇•五九 九	二•一一 三三	〇•六五 一〇	三•八一 五九	六•四五 一〇〇	三	一•〇二 四〇	一•五六 六〇	二•五八 一〇〇	二五〇	
〃	栂	七一	二•一〇 三六	〇•四四 七	〇•四九 八	二•一七 三八	〇•六七 一一	三•七七 六四	五•八七 一〇〇	三	〇•七五 三二	一•六一 六八	二•三六 一〇〇	二四八	

丸太	ゑぞ松	五六	一・四五 四六	〇・二九 九	〇・二〇 六	〇・八九 二八	〇・三三 一一	一・七二 五四	三・一六 一〇〇	二	〇・二四 二七	〇・六五 七三	〇・八九 一〇〇	三五五
杣角	杉	六八	七・二〇 六九	〇・九五 九	〇・四〇 四	一・五五 一四	〇・四〇 四	三・三〇 三一	一〇・五〇 一〇〇	三	三・一二 六九	一・三八 三一	四・五〇 一〇〇	二三三
〃	檜	七二	一一・六二 七五	一・二四 八	〇・四〇 三	一・六六 一一	〇・四六 三	三・七六 二五	一五・三八 一〇〇	五	四・二五 七五	一・四七 二五	五・七二 一〇〇	二六八
〃	赤松	六五	四・八七 五六	一・二八 一四	〇・三九 四	一・七四 二〇	〇・四七 六	三・八八 四四	八・七五 一〇〇	三	一・八七 五八	一・三六 四二	三・二三 一〇〇	二七〇
〃	樅	六一	四・五五 四五	一・五一 一六	一・〇七 一一	一・九〇 一九	〇・九五 九	五・四三 五五	九・九八 一〇〇	一〇	一・六七 四五	二・〇六 五五	三・七三 一〇〇	二六八
〃	栂	六〇	四・〇四 四六	一・一八 一三	〇・七〇 八	二・二一 二四	〇・八一 九	四・八一 五四	八・八五 一〇〇	一〇	一・三二 四一	一・八六 五九	三・一七 一〇〇	二七九
〃	ゑぞ松	六〇	一・七三 四九	〇・二六 七	〇・二四 七	一・一三 三一	〇・二〇 六	一・八一 五一	三・五四 一〇〇	三	〇・三六 四〇	〇・五三 六〇	〇・八九 一〇〇	四〇〇

（二）製材平均生産費

材種	樹種	製材歩止	資材代金	其他 製材費	其他 集材費	其他 雑	其他 計	合計	企業利率	大正三年生産費 資材代金	大正三年生産費 其他	大正三年生産費 計	十箇年間の生産費増加指數	備考
並四分板	杉	六三%	一・九八円 八二	〇・二七円 一一	〇・〇八円 三	〇・〇九円 四	〇・四四円 一八	二・四二円 一〇〇	二%	〇・六七円 七一	〇・二七円 二九	〇・九四円 一〇〇	二五七	右は金額左は歩合以下同斷
並四分板	ゑぞ松	五六	〇・九七 七二	〇・二六 一九	〇・〇四 六	〇・〇八 六	〇・三八 二八	一・三五 一〇〇	三	〇・三一 六五	〇・一七 三五	〇・四八 一〇〇	二八一	
並六分板	赤松	五九	二・一四 七六	〇・三五 一三	〇・一〇 四	〇・一八 七	〇・六三 二四	二・七七 一〇〇	三	〇・六六 六六	〇・三四 三四	一・〇〇 一〇〇	二七七	

並六分板 えぞ松	五九	一・三七 (七三)	〇・三四 (一八)	〇・〇六 (三)	〇・一〇 (六)	〇・五〇 (二七)	一・八七 (一〇〇)	三	〇・三八 (六八)	〇・一八 (三二)	〇・五六 (一〇〇)	三三四
並六分板 杉	六八	二・三八 (八四)	〇・二六 (一〇)	〇・〇七 (三)	〇・〇七 (三)	〇・四〇 (一六)	二・七八 (一〇〇)	三	〇・七六 (七二)	〇・三〇 (二八)	一・〇六 (一〇〇)	二六二
並六分板 樅栂	五九	一・八一 (七八)	〇・四〇 (一七)	〇・〇八 (三)	〇・〇六 (二)	〇・五四 (二三)	二・三五 (一〇〇)	一〇	〇・五〇 (四八)	〇・五六 (五二)	一・〇六 (一〇〇)	二二二
樌 杉	六五	三・〇一 (八二)	〇・四五 (一二)	〇・〇八 (二)	〇・一五 (四)	〇・六八 (一八)	三・六九 (一〇〇)	二	〇・九四 (七四)	〇・三三 (二六)	一・二六 (一〇〇)	二九三
小角 杉	六六	一七・七八 (八六)	一・八九 (九)	〇・三七 (二)	〇・六二 (三)	二・八八 (一四)	二〇・六六 (一〇〇)	三	五・九八 (七三)	二・一五 (二七)	八・一三 (一〇〇)	二五四
小角 檜	六五	二三・八二 (八九)	二・〇四 (七)	〇・三四 (一)	〇・九一 (三)	三・二九 (一二)	二七・一一 (一〇〇)	三	八・六九 (七八)	二・五〇 (二二)	一一・一九 (一〇〇)	二四二

摘要　資材代金中には資材搬入費を含む。

(三) 木炭平均生産費

品目	製炭歩止	立木代金	其他 製炭費	其他 俵装費	其他 運搬費	其他 雑費	其他 計	合計	企業利率	大正三年生産費 立木代金	大正三年生産費 其他	大正三年生産費 計	十箇年間の生産費の増加指数	備考
黒炭	一九%	〇・八一三円 (三四)	〇・七九七円 (三三)	〇・二二三円 (九)	〇・四五九円 (一九)	〇・一三五円 (五)	一・六一四円 (六六)	二・四二七円 (一〇〇)	一三%	〇・三一二円 (三四)	〇・六〇七円 (六六)	〇・九一九円 (一〇〇)	二六四	右は金額左は歩合
白炭	一三	〇・九二〇 (三四)	一・〇二九 (三七)	〇・二〇〇 (七)	〇・四四六 (一六)	〇・一五四 (七)	一・八一九 (六五)	二・七三九 (一〇〇)	一〇	〇・二九五 (三一)	〇・六六六 (六九)	〇・九六一 (一〇〇)	二八五	右同断

摘要　立木代金中には伐木造材費を含み俵装費中には材料費を含む。

(四) 薪平均生産費

樹種	造材歩止	立木代金	其他 伐木造材費	集材費	運搬費	製作結束費	雑費	計	合計	企業利率	大正三年生産費 立木代金	其他	計	十箇年間の生産費増加の指數	備考
雑	八三%	九・六四円 三七	四・五三円 一七	一・一三円 四	七・六一円 三〇	二・四六円 九	〇・九二円 三	一六・六三円 六三	二六・二七円 一〇〇	三%	四・〇一円 四三	五・四一円 五七	九・四二円 一〇〇	二七九	右は金額 左は歩合

摘要　沖繩北海道及樺太に於ける實例は少しく異例に屬するを以て除外せり。

第二　生産費實例

(イ)　杣材生産費

奈良縣吉野郡川上村大字入の波奥

樹種	材種	造材歩止	造材石當立木代金	伐木造材費	集材費	運搬費 木馬	運搬費 筏流	運搬費 計	雑費	合計	企業利率	大正三年生産費 立木代金	其他	計	備考
樅	杣角	六五%	五・五〇円	三・〇〇円	一・〇〇円（樅・杉・栂共通）		二・二五円	二・七五円	一・五〇円（樅・杉・栂共通）	一三・七五円	一〇%（樅・杉・栂共通）	二・五〇円	三・〇〇円	五・五〇円	市場は上市町
杉	丸太	八〇	三・〇〇	一・〇〇		〇・五〇	一・七五	二・二五		一七・七五		六・〇〇	三・一〇	九・一〇	
栂	杣角	七〇	二・〇〇	二・〇〇			二・二五	二・七五		一二・二五		二・〇〇	三・〇〇	五・〇〇	

説明

一、伐木造材の寸法、角材は長一一尺、一五尺、二一尺、丸太は長一〇尺、一四尺、二一尺とす。

二、集材運材の距離、集材は修羅三町、運材は木馬一里、筏流三〇里。

三、功程、收得、一人一日伐木造材二石收得二圓五〇錢、集材三石、木馬五石、筏は一回六〇石。

（ロ）製材生産費

杉　並四分板（一坪）

府縣	郡	町（村）	製材歩止	資材代金	製材費	乾燥仕譯結束費	雜	計	企業利率	大正三年生産費 資材代金	大正三年生産費 其他	大正三年生産費 計	備考
京都	京都市	京都下京區壬生御所内町	六六%	二・二〇円	〇・二一円	〇・〇九円	〇・〇八円	二・五八円	一%	〇・七二円	〇・一四円	〇・八六円	人夫賃二円五〇
大阪	南河内	（三日市）	六〇	一・五七	〇・三〇	〇・〇七	〇・一五	二・〇九	〇	—	—	—	大正三年生産なし
兵庫	神崎	（寺前）	六〇	一・八七	〇・二八	〇・〇五	〇・二六	二・四六	七	〇・六五	〇・三三	〇・八七	
長崎	長崎市		五〇	二・三七	〇・三〇	〇・〇五	〇・〇五	二・七七	五	〇・四六	〇・三三	〇・七八	
新潟	西頸城	糸魚川	七〇	一・八〇	〇・一五	〇・〇七	〇・〇三	二・〇五	一五	〇・三五	〇・〇九	〇・四四	
埼玉	秩父	秩父	八〇	二・六〇	〇・五〇	〇・一〇	〇・一〇	三・三〇	一〇	一・〇〇	〇・五〇	一・五〇	
群馬	群馬	澁川	五〇	二・四〇	〇・二一	〇・〇二	〇・〇七	二・七〇	一〇	〇・六三	〇・三〇	〇・九三	
千葉	山武	（日向）	八〇	二・四五	〇・二五	〇・〇七	〇・〇三	二・八〇	一〇	一・〇〇	〇・三五	一・三五	
茨城	久慈	（小里）	六八	〇・九二	〇・一〇	〇・〇二	〇・〇五	一・〇九	一〇	〇・四四	〇・一四	〇・五八	
栃木	上都賀	今市	七五	一・二〇	〇・一三	〇・〇三	〇・〇五	一・四〇	一五	〇・四五	〇・〇七	〇・五二	職工賃二円五—三円〇　人夫賃一円三—二円〇
奈良	吉野	（川上）	七五	六・〇〇	〇・四〇	〇・二五	〇・一〇	六・七五	一〇	二・〇〇	一・五〇	三・五〇	
愛知	豐橋市	關谷町	六六	二・一一	〇・三三	〇・〇八	〇・〇八	二・五〇	一五	〇・六〇	〇・一〇	〇・七〇	
三重	度會	（瀧原）	五〇	二・四三	〇・六〇	〇・四五	〇・三〇	三・七八	一五	〇・七二	〇・二〇	〇・九二	職工賃二円〇
靜岡	志太	島田	六〇	一・七三	〇・二三	〇・〇四	〇・〇七	二・〇七	一三	〇・六八	〇・一六	〇・八四	
滋賀	甲賀	水口	六五	一・七八	〇・五〇	〇・二〇	〇・〇三	二・五一	一〇	〇・七〇	〇・三五	一・〇五	

（八） 木炭生產費

福島	若松市		六〇	一・六〇	〇・二七	〇・〇五	〇・〇二	一・九三	一〇	一・一四	〇・一七	一・三一	職工賃二円五 人夫賃一円五
青森	中津輕	（和德）	五〇	一・三四	〇・二〇	〇・一四	—	一・六八	一〇	〇・三四	〇・一三	〇・四七	
山形	米澤市		六〇	二・一三	〇・二六	〇・〇三	〇・〇二	二・四二	三	〇・六五	〇・一〇	〇・七五	（職工賃二円—二円五 人夫賃一円五）
秋田	北秋田	大館	六〇	二・〇七	〇・一一	〇・〇二	〇・一七	二・三七	二五	〇・五〇	〇・二七	〇・七七	
	山本	能代港	六〇	一・七七	〇・一七	〇・〇二	〇・三七	二・三三	二五	〇・四五	〇・三二	〇・七七	（職工賃二円五—三円 人夫賃一円五）
福井	福井市		六〇	二・〇五	〇・一〇	〇・〇五	〇・一五	二・三五	二〇	—	—	—	
鳥取	八頭	（池田）	五〇	一・九八	〇・二五	〇・〇七	〇・〇六	二・三六	七	一・〇〇	〇・八〇	一・八〇	
島根	鹿足	津和野	六〇	一・〇四	〇・六五	〇・〇八	〇・〇五	一・八二	一五	〇・三二	〇・二一	〇・五三	
廣島	比婆	庄原	五五	一・一三	〇・二三	〇・〇三	〇・一〇	一・四八	一五	〇・四〇	〇・二〇	〇・六〇	職工賃三円五 人夫賃一円三
山口	阿武	萩	六〇	二・五五	〇・三三	〇・〇六	〇・〇五	二・九八	一三	一・一〇	〇・一五	一・二五	
徳島	那賀	羽の浦	五九	一・三五	〇・二八	〇・〇四	〇・〇五	一・七二	一〇	〇・三三	〇・四三	〇・七六	
福岡	田川	添田	六三	一・六五	〇・二五	〇・〇八	〇・二〇	二・一八	一五	〇・四〇	〇・三〇	〇・七〇	
大分	下毛	中津	六五	一・八一	〇・一〇	〇・〇四	〇・〇三	一・九八	一〇	〇・五四	〇・〇九	〇・六三	
熊本	菊池	隈府	七〇	二・一〇	〇・四〇	〇・〇八	〇・〇五	二・六三	四	〇・七一	〇・六〇	一・三一	
宮崎	宮崎	大淀	八五	二・二〇	〇・三〇	〇・〇七	〇・〇一	二・五八	五	一・〇〇	〇・三一	一・三一	賃銀一円三〇
鹿兒島	肝屬	鹿屋	六三	一・五九	〇・二三	〇・〇三	〇・〇一	一・八五	一三	〇・四五	〇・二五	〇・七〇	
	薩摩	隈之城	六五	一・七〇	〇・三〇	〇・〇三	〇・〇一	二・〇四	一三	〇・四八	〇・二五	〇・七三	
平均			六三	一・九八	〇・二七	〇・〇八	〇・〇九	二・四二	一一	〇・六七	〇・二七	〇・九四	
歩合（パーセント）				八二	一二（一八）	三	四	一〇〇		七一	二九	一〇〇	

岩手縣岩手郡御明神村

種類	樹種	製炭歩止	立木代金	製炭費	俵裝費	運搬費	雜	合計	企業利率	大正三年生產費 立木代金	其他	計	備考
黑炭	楢(割)	一八%	一・〇〇〇円	〇・八〇〇円	〇・一九〇円	〇・八〇〇円	〇・二三〇円	三・〇二〇円	一〇%	〇・一三〇円	〇・三〇〇円	〇・四三〇円	木炭十貫匁當り
〃	雜(割)	一八	〇・五〇〇	〇・八七五	〇・二三五	一・〇〇〇	〇・二九〇	二・九〇〇	一〇	〇・一〇〇	〇・三三〇	〇・四三〇	右同斷

說明

一、在來式製炭にして土窯は二箇年間使用し築窯費は三十圓なり。

二、楢は正味五貫、雜は正味四貫の角俵に造り風袋は約五百匁なり。

三、產地より市場(盛岡市)まで駄馬によつて運搬しこの里程約四里なり。

(二)　薪生產費

埼玉縣北足立郡中丸村及上手村

樹種	造材歩止	立木代金	伐木造材費	集材費	運搬費	結束費	雜	合計	企業利率	大正三年生產費 立木代金	其他	計	備考
雜	七五%	一〇・九五円	一二・三三円	一・三三円	三・三三円	一・三三円	〇・四七円	二九・七四円	二五%	一二・一〇円	五・三〇円	一七・四〇円	割材

說明

一、一尺三寸に小切り廻り、二尺四寸の束に造り中央を結束す。
二、市場まで馬車一里半とす。
三、小割りをする場合には製作費五圓三十二錢を要す。
四、一人一日伐木造材の功程は平均〇棚四、この收得一圓八十錢なり。

日本産業資料大系 終

昭和二年三月廿五日印刷
昭和二年三月卅一日發行

日本産業資料大系第十二巻奥附

全十二巻金百二十圓

編纂者　府下池袋一、一五八　瀧本誠一
　　　　府下調布村田園都市四一二　向井鹿松

發行者　東京市日本橋區北島町一丁目三十六番地　株式會社中外商業新報社　代表者　簗田欽次郎

印刷者　東京市小石川區久堅町百八番地　大橋光吉

印刷所　東京市小石川區久堅町百八番地　共同印刷株式會社

發行所　株式會社中外商業新報社
東京市日本橋區北島町一丁目卅六番地
振替口座東京五五五番

